

埼玉県地域防災計画

資料編

令和5年3月
埼玉県防災会議

1 資料編には、本編に関連する資料を掲載している。本編は、「第1編 総則」、「第2編 震災対策編」、「第3編 風水害編」、「第4編 複合災害対策編」、「第5編 広域応援編」、「第6編 事故災害対策編」から構成されている。

2 資料編の見出し番号と本編との関係

例えば、資料に「資料編Ⅱ-2-10-9」という番号が付されている場合は、本編の「第2編 震災対策編」-「第2章 施策ごとの具体的計画」-「第10 物資供給・輸送対策」の9番目の資料であることを意味している。

3 取扱注意情報（外部機関の電話番号等）の該当資料

- ・Ⅰ-2-2-3 指定地方行政機関等の災害応急対策に関する組織及び事務分掌
- ・Ⅱ-2-4-23 緊急の場合の連絡先(自衛隊)
- ・Ⅱ-2-4-29～30 災害時における放送要請に関する協定・実施要領
- ・Ⅱ-2-5-4 災害時における連絡窓口及び指定電話一覧表
- ・Ⅱ-2-8-2 集中豪雨における情報伝達及び災害時要援護者の避難支援に関する指針
- ・Ⅱ-2-10-6～8 ランニング備蓄委託店ほか
- ・Ⅱ-2-10-10～11 医薬品等備蓄場所、ランニング備蓄委託店
- ・Ⅱ-2-10-23 災害時における応急食品の調達に関する協定締結一覧
- ・Ⅱ-2-10-24 災害時における炊飯の委託に関する協定締結一覧
- ・Ⅲ-2-2-10 異常現象の通報、伝達経路
- ・Ⅲ-2-2-11～18 ダム放流に伴う広報体制
- ・Ⅵ-3-3 輸送事故時の連絡体制
- ・Ⅵ-6-2 鉄道事業者の計画

目 次

(第1編 総則)

資料番号	資料名	ページ
I-1-2-1	埼玉県の概況	3
I-1-2-2	その他の気象災害	8
I-1-2-3	人為災害	9
I-2-1-1	災害時応援協定一覧	10
I-2-2-1	県災害対策本部条例、県災害対策本部要綱及び同運営要領	15
I-2-2-2	農林水産災害対策委員会の活動体制	39
I-2-2-3	指定地方行政機関等の災害応急対策に関する組織及び事務分掌	40

(第2編 震災対策編)

資料番号	資料名	ページ
II-1-1-1	埼玉県の地形・地質	50
II-1-1-2	地震の基礎知識	54
II-1-1-3	埼玉県における地震被害	56
II-2-1-1	自然災害伝承碑一覧	58
II-2-2-1	埼玉県震災予防のまちづくり条例	63
II-2-2-2	土地区画整理事業等の実施状況	68
II-2-2-3	市街地再開発事業の実施状況	68
II-2-2-4	都市防災総合推進事業の実施状況	68
II-2-2-5	優良建築物等整備事業の実施状況	68
II-2-2-6	住宅市街地総合整備事業の実施状況	68
II-2-2-7	防火地域及び準防火地域内の建築規制	69
II-2-2-8	都市公園の整備状況	70
II-2-2-9	緑地の取得状況	71
II-2-2-10	生産緑地地区の指定状況	71
II-2-2-11	広幅員道路の整備状況	71
II-2-2-12	急傾斜地崩壊危険箇所	72
II-2-2-13	急傾斜地崩壊危険区域指定箇所	104
II-2-2-14	地すべり危険箇所一覧(国土交通省所管)	106
II-2-2-15	地すべり危険地区一覧表	110
II-2-2-16	地すべり防止区域一覧(国土交通省所管)	111
II-2-2-17	地すべり防止区域一覧(農林水産省所管)	113
II-2-2-18	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定箇所	115
II-2-2-19	山腹崩壊危険地区一覧表	173
II-2-2-20	崩壊土砂流出危険地区一覧表	179
II-2-2-21	防災重点農業用ため池一覧表	185
II-2-3-1	埼玉県緊急輸送道路網図	189
II-2-3-2	緊急輸送道路の一覧表	190
II-2-3-3	緊急河川敷道路の一覧表	200
II-2-3-4	交通施設の状況	200
II-2-3-5	緊急通行車両等以外の車両通行止表示	201
II-2-3-6	緊急通行車両等の確認事務処理要領	202
II-2-3-7	鉄道事業者の応急対策要領	210
II-2-3-8	下水道応急資材・器具備蓄場所	217
II-2-3-9	関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール(下水道局)	218
II-2-4-1	関係する機関との連携強化と人材育成に係る図上訓練一覧	226
II-2-4-2	防災基地一覧	227
II-2-4-3	県営公園一覧	228
II-2-4-4	防災拠点校一覧	229
II-2-4-5	舟運輸送拠点一覧	230
II-2-4-6	大規模施設一覧	230
II-2-4-7	広域支援拠点・災害時物流応援団地一覧	231
II-2-4-8	埼玉県防災航空隊総合運行規程	232
II-2-4-9	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	249
II-2-4-10	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	251

Ⅱ-2-4-11	震災時等の相互応援に関する協定(1都9県)	255
Ⅱ-2-4-12	九都県市災害時相互応援に関する協定	259
Ⅱ-2-4-13	関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定	263
Ⅱ-2-4-14	群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定	267
Ⅱ-2-4-15	災害対策基本法第33条の規定に基づく派遣職員に関する資料	270
Ⅱ-2-4-16	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	271
Ⅱ-2-4-17	災害時における県民生活の安定を図るための基本協定書	274
Ⅱ-2-4-18	日本赤十字社埼玉県支部との委託契約書	276
Ⅱ-2-4-19	緊急消防援助隊に係る埼玉県受援計画	280
Ⅱ-2-4-20	市町村行政機能の確保状況の把握フロー及び報告様式	294
Ⅱ-2-4-21	災害に際し応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例	296
Ⅱ-2-4-22	自衛隊に対する要請文書のあて先	303
Ⅱ-2-4-23	緊急の場合の連絡先(自衛隊)	303
Ⅱ-2-4-24	災害応急対策活動拠点一覧	304
Ⅱ-2-4-25	飛行場場外離着陸場一覧表	311
Ⅱ-2-4-26	ヘリコプターの離着陸(発着)場基準及び表示要領	318
Ⅱ-2-4-27	災害派遣用備品等の能力	319
Ⅱ-2-4-28	施設器材等能力基準	320
Ⅱ-2-4-29	災害時における放送要請に関する協定	322
Ⅱ-2-4-30	「災害時における放送要請に関する協定」実施要領	325
Ⅱ-2-4-31	災害時における埼玉県内全市町村間の相互応援に関する基本協定	329
Ⅱ-2-5-1	防災ビジョン	336
Ⅱ-2-5-2	埼玉県防災行政無線設置機関一覧表	337
Ⅱ-2-5-3	埼玉県防災行政無線の設置及び管理に関する要綱	338
Ⅱ-2-5-4	災害時における連絡窓口及び指定電話一覧表	355
Ⅱ-2-5-5	関東地方非常通信協議会構成員表(埼玉県内抜粋)	358
Ⅱ-2-5-6	被害情報の報告様式	359
Ⅱ-2-5-7	確定報告記入要領	363
Ⅱ-2-5-8	災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針	366
Ⅱ-2-5-9	災害時等における報道要請に関する協定	368
Ⅱ-2-5-10	災害時等における報道要請に関する協定(埼玉ケーブルテレビ連盟)	371
Ⅱ-2-5-11	災害時等における相互協力に関する協定	372
Ⅱ-2-6-1	救護装備等の整備状況(日本赤十字社)	374
Ⅱ-2-6-2	県内医療機関一覧	375
Ⅱ-2-6-3	埼玉県医師会救護隊規程	387
Ⅱ-2-6-4	災害時の医療救護に関する協定書(埼玉県医師会)	389
Ⅱ-2-6-5	災害時の歯科医療救護に関する協定書(埼玉県歯科医師会)	401
Ⅱ-2-6-6	血液センター	412
Ⅱ-2-6-7	火葬場の応援要領	412
Ⅱ-2-6-8	災害時の看護職医療救護活動に関する協定書(埼玉県看護協会)	413
Ⅱ-2-6-9	災害時の助産師医療救護活動に関する協定書(埼玉県助産師会)	426
Ⅱ-2-6-10	災害時の医療救護活動に関する協定書(埼玉県薬剤師会)	437
Ⅱ-2-7-1	帰宅支援対象道路	440
Ⅱ-2-8-1	避難計画の作成上の留意事項	441
Ⅱ-2-8-2	集中豪雨における情報伝達及び要配慮者の避難支援に関する指針	441
Ⅱ-2-8-3	広域避難場所・避難路の選定と確保	488
Ⅱ-2-8-4	避難所の運営に関する指針	489
Ⅱ-2-8-5	避難誘導要領	520
Ⅱ-2-10-1	食料及び生活必需品等の備蓄	521
Ⅱ-2-10-2	給水車等保有状況	522
Ⅱ-2-10-3	県(企業局)の備蓄水量	525
Ⅱ-2-10-4	食料調達先等	525
Ⅱ-2-10-5	県備蓄食料等保管場所	526
Ⅱ-2-10-6	ランニング備蓄委託店(粉乳)	527
Ⅱ-2-10-7	米穀卸売販売業者等の事務所及び大型精米工場所在地	527
Ⅱ-2-10-8	副食・調味料生産者団体所在地	527
Ⅱ-2-10-9	備蓄物資保管場所(生活必需品等)	528
Ⅱ-2-10-10	医薬品等備蓄場所一覧	528
Ⅱ-2-10-11	ランニング備蓄委託店一覧	529
Ⅱ-2-10-12	災害時の医薬品等の供給に関する協定書(埼玉県医薬品卸業協会)	530

Ⅱ-2-10-13	災害時の医療ガス等の供給に関する協定書(日本産業・医療ガス協会関東地域本部)	532
Ⅱ-2-10-14	臨時給水栓装置保管場所	534
Ⅱ-2-10-15	応急資器材及び給水能力	535
Ⅱ-2-10-16	自衛隊の応援資機材及び給水能力	536
Ⅱ-2-10-17	給水班編成表	536
Ⅱ-2-10-18	埼玉県水道用水供給事業給水区域図	537
Ⅱ-2-10-19	調達及び配分の基準	538
Ⅱ-2-10-20	米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(抜粋)	539
Ⅱ-2-10-21	災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続について	541
Ⅱ-2-10-22	政府所有主要米穀売買契約書	544
Ⅱ-2-10-23	災害時における応急食品の調達に関する協定締結一覧	549
Ⅱ-2-10-24	災害時における炊飯の委託に関する協定締結一覧	550
Ⅱ-2-10-25	災害時におけるLPガス応急生活物資等に関する協定	551
Ⅱ-2-10-26	地震等災害時における代替エネルギーの確保に関する協定	552
Ⅱ-2-10-27	災害時における空調設備の応急対策に関する協定	554
Ⅱ-2-11-1	災害救助法による市町村適用基準表	556
Ⅱ-2-11-2	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成13年埼玉県告示第393号)	557
Ⅱ-2-11-3	災害救助被災者調査原票	560
Ⅱ-2-11-4	救助の特例等申請様式	561
Ⅱ-2-11-5	特定動物(危険な動物)飼養状況	575
Ⅱ-2-11-6	災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定	576
Ⅱ-2-11-7	応急仮設住宅設置要領	581
Ⅱ-2-11-8	応急仮設住宅設計図(標準設計)	585
Ⅱ-2-11-9	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	587
Ⅱ-2-11-10	災害復旧用材(国有林材)の供給の特例措置	589
Ⅱ-2-11-11	指定文化財集中場所	590
Ⅱ-2-11-12	指定文化財建造物	590
Ⅱ-2-11-13	日本政策金融公庫(農林水産事業本部)(災害復旧関係資金)	594
Ⅱ-4-1	南海トラフ地震防災対策強化地域	595
Ⅱ-4-2	東海地震の警戒宣言に伴う対応措置	600

(第3編 風水害編)

資料番号	資料名	ページ
Ⅲ-1-1-1	県下に被害を及ぼした台風	630
Ⅲ-2-2-1	保安林現況表	638
Ⅲ-2-2-2	砂防指定地指定状況	638
Ⅲ-2-2-3	河川指定区間一覧表	644
Ⅲ-2-2-4	埼玉県河川図	650
Ⅲ-2-2-5	県内地盤沈下状況	651
Ⅲ-2-2-6	土石流危険溪流箇所表	652
Ⅲ-2-2-7	水防法第14条による洪水浸水想定区域の指定に係る関係市町村	661
Ⅲ-2-2-8	大雨及び洪水警報・注意報基準表	664
Ⅲ-2-2-9	気象予警報伝達系統表	675
Ⅲ-2-2-10	異常現象の通報、伝達経路	675
Ⅲ-2-2-11	二瀬ダム放流に伴う広報体制	676
Ⅲ-2-2-12	玉淀ダム及び大洞ダム放流に伴う広報体制	681
Ⅲ-2-2-13	下久保ダム放流に伴う広報体制	683
Ⅲ-2-2-14	有間ダム放流に伴う広報体制	685
Ⅲ-2-2-15	合角ダム放流に伴う広報体制	686
Ⅲ-2-2-16	権現堂調節池放流連絡機関	687
Ⅲ-2-2-17	浦山ダム放流に伴う広報体制	688
Ⅲ-2-2-18	滝沢ダム放流に伴う広報体制	690
Ⅲ-2-4-1	指定水防管理団体一覧	693
Ⅲ-2-5-1	県内の気象官署及び各種観測所	694
Ⅲ-2-5-2	気象警報・注意報や天気予報の発表区域	695

(第6編 事故災害対策編)

資料番号	資料名	ページ
VI-1-1	防火地域及び準防火地域の指定状況	698
VI-1-2	都市防災不燃化促進事業制度フロー	698
VI-1-3	消防水利施設、消防機械の整備状況	699
VI-1-4	森林面積	701
VI-2-1	高圧ガス施設の現況(化学保安課)	701
VI-2-2	銃砲、火薬類施設の現況(化学保安課)	701
VI-2-3	毒劇物取扱施設の現況(薬務課)	702
VI-2-4	サリン等による人身被害の連絡通報体制	702
VI-2-5	サリン等による人身被害の原因解明のための連絡体制	703
VI-2-6	自衛隊有毒物質汚染除去派遣要請連絡系統	703
VI-2-7	陸上自衛隊災害派遣要請連絡系統	704
VI-3-1	原子力規制委員会が、今後検討を行うべき課題として、原子力災害対策指針に記載している事項	705
VI-3-2	特定事象通報基準(輸送時の事故)	706
VI-3-3	輸送事故時の連絡体制	707
VI-3-4	参考〔原災法第10条に定める特定事象に至らない場合における連絡系統の例〕	708
VI-3-5	原子力緊急事態宣言発令基準(輸送中の事故)	709
VI-3-6	表3 OILと防護措置について	710
VI-3-7	表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて	712
VI-3-8	表1 原子力事業者、国、地方公共団体が探ることを想定される措置等	732
VI-3-9	図1 防護措置実施のフローの例	734
VI-4-1	茶園凍霜防除技術	735
VI-4-2	茶園凍霜被害後の技術対策(4月中～下旬の被害)	735
VI-4-3	凍霜害減収判断基準(抜粋)	736
VI-4-4	参考:「気温の観測等について」	738
VI-5-1	異常気象時通行規制区域及び道路通行規制基準	739
VI-5-2	特殊通行規制区間及び道路通行規制基準	740
VI-5-3	災害時における交通誘導警備業務等に関する細目協定(警察本部)	742
VI-6-1	県内鉄道路線図	744
VI-6-2	鉄道事業者の計画	745
VI-7-1	民間航空機事故の連絡通報体制	757
VI-7-2	自衛隊・米軍航空機事故の連絡通報体制	757
VI-9-1	東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)非常体制の組織及び業務分担	758

＜第 1 編 総則＞

(資料編 I-1-2-1) 埼玉県の概況

1 自然条件

(1) 位置と面積

本県は関東平野の中央部から西部および関東山地にまたがり、南北 52km・東西 103km で南東から北西方向に延びる長形状を呈する。その周囲は東京、千葉、茨城、栃木、群馬、長野、山梨の 1 都 6 県に囲まれており、山梨及び長野の両県とは山地部を、それ以外の都県とは主に河川をもって県境としている。県境長約 332km のどこも海と接さない内陸県である。

県土面積は約 3,800 平方 km で、全都道府県中で第 39 位に位置する。

また、本県は、東経 138° 42′ ~139° 54′、北緯 35° 45′ ~36° 17′ に位置する。

(2) 地形

本県の地形は、八王子構造線によって県土面積の 3 分の 1 を占める西部山岳地帯と 3 分の 2 を占める東部平野部とに大別される。この八王子構造線は、児玉、寄居、小川、越生及び飯能を結んでほぼ北西から南東に走る。

この県西部の山岳地帯は、関東山地の東部に位置し、秩父山地とも呼ばれる。秩父山地は、関東山地の一部をなしており、長野・埼玉の県境に位置する標高 2,483m の三宝山を最高点とし、東に移行するに従って高度を下げ 400~500m となる。その中央を荒川が東京湾に向かって県内を西南西方向に貫流している。山地地形は河川侵食によって急峻な山稜を形成し、壮年期から晩年期の地形を呈している。秩父山地の北部は、神流川をへだてて群馬県に接し、高さ 1,500m 内外の三国山脈に連なっている。この方面では、両神山が、鋸歯状をなして、ひときわそびえるほか、石灰岩の分布する叶山、双子山などがある。

秩父山地はそのほぼ中央に秩父盆地と呼ばれる盆地を持つ。この秩父盆地の東縁には、南北に走る釜伏峠、二本木峠及び大霧山などの山稜があり、それと並んで奥武蔵高原といわれる正丸峠付近の伊豆ヶ岳など比較的低い峰が連なっている。なお、秩父山地には、火山性の高原性平坦地がないことが特徴である。秩父山地山間部には沖積低地がみられ、その多くが壮年期から晩年期の急峻な地形であるために V 字谷状を呈する。

秩父山地と台地および県東部の低地との間には、いくつかの丘陵が分布している。

比企丘陵は秩父山地の東端に接し、槻川及び市野川によって南北に二分されている。比企丘陵の北部は松久丘陵、南部は毛呂、高麗及び阿須山などの丘陵が半島状に突きだしている。その他、狭山丘陵をはじめ、荒川扇状地上の観音山、浅間山、諏訪山、山崎山、生野山及び浅見山など高さ 200m 以下の丘陵が島状に孤立している。これら丘陵はなだらかで平坦に近いものの、開析が進み谷底低地が複雑に発達している。

一方、本県の東部から南部にかけて広がる平野は、関東平野の北部に位置し、ロームを載せた洪積台地とそれを刻んで侵食流下する利根川、荒川およびその支流によって堆積された沖積低地が並列状に広がっている。

台地は、かつて主要河川が形成した旧扇状地であり、北部から南部までは平坦な地形を維持し、顕著な開析を受けていない。丘陵に続いて南から武蔵野台地、入間台地及び北足立台地などが分布する。

これらの台地を中心として、荒川及び中川低地、南は川口低地となり、県北では利根川によって形成された低地がある。これら沖積低地のうち、妻沼・熊谷・川越をつなぐ線から上流地域は扇状地、これから下流幸手・浦和付近までは自然堤防帯で、より下流が三角州地域となっている。

各河川によって形成された広い沖積低地の地表には、砂礫質微高地の自然堤防が発達し、その外側には腐植質堆積物からなる後背湿地が分布している。自然堤防は、利根川低地上流では幅広く利根川に沿って分布し、下流では数条の直線上に、中川や荒川では、屈曲しているなど、自然堤防や旧河道の分布パターンが示すように多くの流路変更を重ねた痕跡が低地の微地形に極めて顕著に現れている。

(3) 河川

本県を水系別に見ると、利根川水系及び荒川水系の 2 水系に区分される。往時は、この荒川もまた利根川の支流であったが、寛永六年、熊谷市久下地内に堤防を築き人工的に流路を変えて現

在の荒川となった。その後、荒川放水路の完成、荒川支流の市野川、入間川、新河岸川及び芝川などは、荒川本流からの逆流を防ぎ、併せて本流への排水をよくするために、荒川本流への合流点をいずれも下流に移す工事が行われ、同時に荒川本流並びに支流の蛇行部の除去が行われ、新河道は著しく直線的になっている。

ア 利根川水系

利根川は群馬県を源流とし、神流川、烏川と合流したのち県北端の群馬県境を流れ、渡良瀬川と合流してから茨城、千葉の県境を流れ、最終的には銚子において太平洋に注ぐ。利根川水系には、江戸川、神流川などの大河川をはじめとして、中小河川の小山川、福川、中川、綾瀬川などが含まれる。また、本県の東側を流れる江戸川は利根川の派川であり、本県と千葉県境より関宿町付近で分かれ東京湾に流下する。本県内における利根川水系の流域面積は約 1,486 平方 km である。中川は県東部平坦地流域約 950 平方 km の低地排水河川として大落古利根川、元荒川等を集流し、東京湾に注ぐ。

イ 荒川水系

荒川は秩父山地を源流とし、県のほぼ中央部を貫流する。秩父盆地を経て熊谷地先に扇状地を形成し吉野川、和田吉野川と合流する。この荒川上流域の面積は約 1,150 平方 km であり、平坦地に入るとともに右岸に市野川及び入間川と合流する。入間川は、外秩父山地より発する荒川の一大支川で越辺川、都幾川、槻川、高麗川、小畔川等の多数の支川を集め、それらの集水面積は約 740 平方 km である。

荒川水系の下流部の右岸側に流域面積約 400 平方 km をもつ新河岸川があり、岩淵水門下流で隅田川に合流する。左岸側では、大宮台地から発し、県南地方 200 平方 km を集水する鴨川、芝川、笹目川等があり、荒川合流部には逆止水門が設置されている。

本県の治水事業の特性としては、首都圏に位置し交通も至便であるため、人口が急増し、急激な都市化現象に起因して、低平地や湛水常襲地域の水田地帯までも宅地化が進んでいることから、遊水保水機能が減少し、洪水時の流出の増加が顕著となっている。

河川の地形的特性としては、中小河川は比較的緩勾配であり、河川流下能力も小さいため、河川計画では河川断面を大きく掘り広げなければならず、広い範囲の河川用地を必要とし、投資される経費も膨大となる。

また、利根川、江戸川、荒川等の大河川に囲まれている本県は、洪水時には大河川の水位が中小河川の水位より高くなり、自然排水ができず強制排水に頼らざるを得ない。

また、県北東部では、特に地盤沈下が顕著であり、浸水被害や内水、湛水現象が社会生活に著しく影響を及ぼしているなど、本県は治水上大変厳しい状況におかれている。都市化のスピードに河川改修が追いつかず、少ない降雨でも被害が発生し得る状態である。このような現況に対処して、治水安全度の向上を図り、県土保全のため河川区域を指定して、改修を実施している。

(4) 地質と地盤

秩父山地の地質は、大きく分けて三つに分類される。すなわち、跡倉と金沢を結ぶいわゆる御荷鉾線から、北は長瀨系の岩石で形成され、その南には古生界の秩父系、中生界のジュラ系白亜系、新生界の第三系が発達している。また、出牛一国神線西側の御荷鉾線、すなわち横瀬町刈込と越生町黒山を結ぶ線は南方 6 km ずれている。したがって刈込一黒山線以北には長瀨系、秩父系が分布し、北面では秩父系が分布している。

ア 中・古生界 (5.7 億～6,400 万年前)

本県で見られる中・古生界の岩石は秩父山地において露出する。これらは構成岩石・地質年代及び地質構造の異なる北西-南東方向の帯状配列をなしており、北より三波川(変成)帯、秩父帯、四万十帯と呼ばれる。三波川帯と秩父帯とは御荷鉾構造線をもって、秩父帯と四万十帯とは仏像構造線をもって境としており、これらの地層は南部に行くほど新しくなる。

三波川帯はおもに結晶片岩からなる。これらの岩石は南部に接する秩父帯の変成相であり、その変成作用のため、化石などは認められない。

秩父帯は砂岩、粘板岩、礫岩、輝緑凝灰岩、石灰岩、チャートなどの堆積岩からなる。石炭紀からジュラ紀にかけて (3.6 億～1.44 億年前) 堆積したものと見られている。本県内ではそ

の中央部に山中地溝帯と呼ばれる白亜系（1.44 億～6,400 万年前）の岩石が分布し、これを境に北部を秩父帯北帯、南部を秩父帯南帯と呼ぶ。

四万十帯は堆積岩からなり、本県では秩父山地南部に分布する。中生代から古第三紀（2.48 億～2460 万年前）にかけて堆積した物質で構成されており、本県に分布するものはこのうち北帯と呼ばれる部分に相当するものと思われる。

イ 新生界（6,400 万年前～現在）

新生界は、第三系（約 6,400 万年～180 万年前）と第四系（約 180 万年～現在）からなっている。新第三系（約 2,500 万年～180 万年前）は、秩父盆地をはじめ、埼玉県西部の山地と東部の台地および低地の間の丘陵地域に分布する。北から順に松久・比企・毛呂山・高麗・阿須山等の主に新第三系からなる丘陵地が半島状に突出している。これら丘陵地域の基盤は、中新世（約 2,500 万年～520 万年前）の堆積層で、その上に鮮新世（約 520 万年～180 万年前）の礫層やローム層（第四系）が覆っている。第三系は新しいためにまだ十分固結していない。

第四系は、洪積層（約 180 万年～1 万年前）と沖積層（約 1 万年前～現在）に分けられる。洪積層は丘陵や台地上の段丘礫及びローム層からなる。平野の台地を被覆している関東ローム層の層厚は、立川面（本庄、深谷、東松山、坂戸の各台地）で 2～3 m、武蔵野面（江南、武蔵野の大部分、北足立・下総台地）で 4～5 m、下末吉面（武蔵野台地内の金子・所沢台地）で 10m 内外の層厚を示している。

沖積層は低地を埋めている砂やゆるい泥からなっており、秩父山地山間部の沖積低地、本県の北から東にかけての利根川低地、中川低地、中央部の熊谷・荒川低地に分布する。利根川低地は、吹上～羽生より北では砂礫堆積物であるが、それより下流では、層厚 1 m 内外の粘土質堆積物からなる。中川低地では、春日部付近で粘土層 8 m、県南部の東京都との境界付近では、4～5 m になるが、部分的に 30m 以上の粘土が堆積しているところがある。

熊谷低地では、主に砂礫堆積物であるが、荒川低地にはいると粘土が厚くなり、川口付近で 40m にもおよぶ。これが地盤沈下の要因となり、かつて標高 4～5 m であった地盤高が、現在では 0 m 以下となっている地域が出現している。

(5) 気候

ア 気象の概況

埼玉県の気候は典型的な太平洋側気候で次のような特徴を持つ。冬は著しく乾燥し、朝晩の冷え込みが強く、晴天が多い。また北西の風が強く吹く。一方、夏はむし暑く、雷雨が多い。また南東の季節風は弱くなる。

四季の変化は規則正しく明瞭で、1 年間の平均気温は 15℃、降水量は 1,300mm ぐらいで生活には概ね好適であるが、台風、雷雨などによる気象災害が毎年起こっている。6 月から 7 月初めにかけての梅雨と、9 月から 10 月初めにかけての秋雨の時期には特に雨が多い。また 9 月には台風が来襲しやすく、1 日に 300mm の大雨をもたらすこともある。

埼玉県全体の気温分布を見ると、地形の影響のため一年を通じて東部が高く、西部に行くにしたがって低くなる。これに対し降水量の分布様式は、冬と夏でかなり異なる。すなわち冬期は北西部に少なく南東部に向かうほど多くなるのに対して、夏期は東部が少なく西部へ行くほど増加の傾向が見られる。

また、平野部と内陸部で大きく異なる。平野部の冬は、晴天が続き雨が少ない。特に、北部は群馬・栃木県の南部とともに、1 月の降水量が我が国で最も少ない地域のひとつである。しかも、強い季節風が空っ風となって吹くため、空気は乾燥し、風塵が著しい。

一方、内陸部では海風の影響を受けないので、気温の日較差は四季を通じて、かなり大きい。特に、冬と春の日較差は、秩父盆地や関東山地の山麓では 15℃以上に達する。冬は早朝の冷え込みが強く、土質とも関連して霜柱が良く発達する。春には時々早朝の気温が著しく下がり、霜害が起こることもある。盛夏は太平洋高気圧に覆われて晴天が続き、昼間の気温が上昇して、関東地方ばかりでなく全国的に見ても指折りの高温地域になる。

降水量に関しては、秩父地方が特徴的である。秩父地方における雨は夏から秋にかけて多い。特に太平洋側を台風が通過する場合には非常に多量の雨が降る。また、夏は雷雨の発生数が多い。特に、初夏には雹（ひょう）害を伴うことが珍しくない。この地域の降水量のかなりの部

分は、雷雨によってもたらされる。

イ 地方別の気象特性

(ア) 南部

冬の北西の季節風は比較的弱い、日本海を発達した低気圧が通るときに南の風が強まる。朝の冷え込みは比較的弱いため、冬においても、県内では暖かい地域といえる。霜の降りる期間も短い。南の地域ほど海の影響を受けやすく、台風などの時には塩害を受けることもある。山沿いでは冬の夜間の冷え込みが強く最低気温が -10°C を下回ることもある。

(イ) 北部

夏と冬の気温が県内で高い地域にある。最高気温は熊谷で 41.1°C を記録している。雷雨が多く突風が吹きやすく、また降雹の多い地域でもある。雨量は県内で比較的少ない。冬の季節風が強まると、県内で最も風の強い地域となる。山沿いでは夜間の冷え込みが強く晩霜の害を受けやすい。

(ウ) 秩父地方

県内では気温が低い地域で、降霜や結氷の期間が比較的長い。盆地では冬期に夜間の冷え込みが強く、1月の平均最低気温は -3.8°C であり、最低記録としては -15.8°C を記録している。気温の日較差が大きい。風は一般に弱い、台風接近時には瞬間的に強い風が吹く。雨量は9月に最も多く、県内では雨の多い地域となっている。また、放射霧による濃霧の発生が多い。

2 社会環境

(1) 人口等

ア 人口の推移・人口流動

本県の人口は、令和2年国勢調査では734万人となり、東京、神奈川、大阪、愛知に次いで全国5位である。また、平均年齢は、46.4歳となっている。

1960年代以来著しかった本県への人口流入は沈静化している。また、平成27年における昼夜間人口比率は88.9%と全国最下位で、ベッドタウンとしての役割を果たしており、毎日93万人もの人々が東京に通勤・通学している。

イ 人口密度

人口密度は1平方km当たり1,934.0人で、全国4位である。

ウ 一般世帯数

一般世帯数は315万7千世帯（令和2年国勢調査）である。

※一般世帯とは、次のものをいう。

- ・住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
- ・上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- ・会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

総人口・一般世帯数

区分	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
人口（千人）	5,420	5,863	6,405	6,759	6,938	7,054	7,195	7,267	7340
増加率（%）	12.4	8.2	9.2	5.5	2.6	1.7	2.0	1.0	1.1
一般世帯数（千世帯）	1,578	1,746	2,028	2,279	2,470	2,631	2,838	2,972	3157

エ 防災施設

県では消防防災体制の整備、大規模地震対策、治水対策、治山対策を継続的に行うとともに防災意識の高揚のため、防災学習センターを鴻巣市に設置した。さらに市町村の災害応急活動を支援するために越谷、新座、秩父、中央、熊谷の防災基地を整備した。また、防災無線施設を全市町村に整備している。

近年都市化の進展に伴う低地への住宅の進出と農地や林地への宅地化などによる自然の洪水調整能力の低下により、水害発生の危険性は増加しており、そのため、浸水被害の軽減を図

るために河川改修を行なうとともに、調整池、排水機場の整備なども複合して行っている。

また増大する水需要に応えるとともに河川の治水機能の向上のため、荒川水系に合角ダム、浦山ダム、滝沢ダム、荒川調整池が建設された。

治山対策としては、地すべり、土砂災害対策を進めるとともに砂防ダムを整備する。

(2) 土地利用

令和2年における県土の土地利用をみると、農林地が52%、宅地が20%を占めている。本県の可住地面積は2,601.6 km²あり、県土に占める割合は68.5%で、大阪府(70.0%)に次ぐ高い比率となっている。

県土の利用区分別面積の推移

単位：k m²

区 分	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
森林	1,312	1,291	1,273	1,264	1,246	1,234	1,223	1,219	1,212	1,199
農用地	1,211	1,130	1,056	986	924	876	850	800	766	743
宅地	496	553	588	631	660	694	719	744	768	790
道路	245	265	276	291	302	321	321	328	335	342
水路等	185	187	188	190	189	191	190	191	192	191
その他	348	371	416	435	476	481	494	516	525	533

出典 埼玉の土地（令和4年度）

(3) 経済

昭和30年代の第1次産業を中心とした産業構造から、昭和40年代の高度経済成長に伴う急速な工業化の進展、昭和50年代の経済のサービス化、ソフト化の進展による第3次産業の成長と、急速な産業構造の転換を遂げながら発展してきた。令和元年度の県内総生産は名目で23兆6428億円と全国5位の規模となっている。

第1次産業については、急激な都市化の進展の中で、耕地面積、農業従事者とも減少しているものの、野菜の生産額が全国8位となるなど、大都市近郊にふさわしい多彩な農業へと変貌を遂げてきている。第2次産業については全国有数の内陸型工業県として基礎素材型産業や加工組立型工業が発達しており、製造業の製造品出荷額等では全国第6位となっている。第3次産業については卸・小売業の商品販売額は全国第7位となっており、サービス業も成長している。

就業構造についてみると、平成29年10月1日現在の15歳以上の有業者数は390.6万人であり、第1次産業従事者が6.3万人(1.7%)、第2次産業従事者が88.7万人(23.6%)で、第3次産業従事者が280.7万人(74.7%)である。全国平均と比較すると、第1次産業が低く、第2次産業と第3次産業の割合が高くなっている。

(資料編 I-1-2-2) その他の気象災害

1 昭和9年3月21日の日本海低気圧

風の被害。満州方面より日本海に入った低気圧が急激に発達し、12時には秋田沖で981mbとなった。このため県下では南部、東部で南西の風が強まり被害が出た。熊谷の最大風速は12.9m/s(NW)、雨量は僅少であった。

2 昭和12年7月13日～17日の梅雨前線豪雨

雨の被害。最大地点雨量名栗480mm。雨量は平野では少なく、東部や南部では50mm以下であったが、山地で多雨となり被害が出た。死者12、負傷5、行方不明1、住家全壊7、半壊21、流失4、床上浸水444、床下浸水2,279、その他。

3 昭和13年8月29日～9月1日の台風

風と雨の被害。熊谷最低気圧980.3mb、最大風速17.8m/s(NE)、最大地点雨量大滝522mm。台風中心所沢付近より入り北上、山地特に雨多く荒川など破堤。全県被害甚大。死者74、負傷40、住家全壊1,205、半壊1,998、流出369、床上浸水7,874、床下浸水8,310、その他。

4 昭和24年8月31日～9月1日のキティ台風

風と雨の被害。熊谷最低気圧983.4mb、最大風速18.2m/s(S)、最大地点雨量中津川448mm、県西部に雨多く、平野部は100mm以下。風害大。死者12、負傷12、住家全壊683、半壊1,567、流失6、床上浸水326、床下浸水1,390、その他。

5 昭和34年9月26日～27日の伊勢湾台風

風と雨の被害。熊谷最低気圧983.0mb、最大風速21.1m/s(S)、最大地点雨量秩父265mm。県中央部を中心に風害大。死者8、負傷55、住家全壊351、半壊1,155、床上浸水291、床下浸水1,497、その他。

6 昭和38年5月22日の雷雨・降ひょう・突風

雷、雨、ひょう、風の被害。夕方県北部の妻沼、深谷など7市町村に鶏卵大の降ひょうと強風による大被害あり、死者4、負傷60、住家全壊99、半壊266、床下浸水81、その他。

7 平成25年9月の竜巻

9月2日、越谷市、松伏町で竜巻の被害。負傷75、住家全壊31、半壊210、一部損壊1,539。

9月15日、熊谷市、行田市、滑川町で竜巻の被害。負傷6、住家全壊10、半壊23、一部損壊933。

8 平成26年2月14日～15日の大雪

2月8日～9日の大雪に引き続く大雪となり、熊谷62cm、秩父98cmと観測開始以降最大の積雪深を記録。秩父地方及び北部地域を中心に大被害あり。死者3、負傷275、住家全壊2、半壊3、一部損壊4,638、孤立集落7市町1,427世帯、農業被害55市町村229億円、その他。

9 令和元年10月10日～13日の東日本台風

風と雨の被害。熊谷最低気圧975.1hPa、最大瞬間風速24m/s(NW)、最大24時間降水量浦山647.5mm。県内の広い範囲で被害。死者4、負傷33、住家全壊107、半壊570、一部破損1,021、床上浸水2,088、床下浸水3,371、その他。

(資料編 I-1-2-3) 人為災害

1 旧秩父郡吉田町の大火

昭和 32 年 2 月 17 日 17 時 10 分頃、旧秩父郡吉田町大字吉田地区の自動車修理販売店において、ドラムガソリンを他の容器に入れ替え作業中、誤って土間へこぼしたため、近くにあったコンロの火が引火したものであるが、折からの強風にあおられて大火となり、全市街地を焼失するに至ったものである。

このため県は旧吉田町に対し、災害救助法を適用した。

当時の気象、晴 北西風 5 m 温度 5° 湿度 35%

被害状況

全焼世帯	55 世帯 (112 棟)
半焼世帯	6 世帯 (8 棟)
負 傷 者	4 人
被害人員	259 人
焼失面積	9,141 人
被害総額	1 億 3,560 万円 (発生当時の見積額)

2 八高線列車転覆事故

(1) 事故の概要

昭和 22 年 2 月 25 日午前 7 時 40 分頃、入間郡高麗川村大字鹿山地区 (現日高市大字鹿山) の入間川架道橋付近において、八高線下り八王子発高崎行き普通旅客列車 (6 両編成) が速度超過により脱線転覆し、折から、この列車は買い出しに赴く乗客で満員であったので、この事故により死傷者は多数にのぼり、負傷者は関係機関の協力を得て救援列車及び自動車により、毛呂、越生、東飯能、川越、大宮、所在の病院へ収容したものである。

被害状況

死 者	157 人
負 傷 者	210 人

(2) 事故発生の原因

下り第 3 列車 (機関車第 C5779 号) は東飯能駅を定時刻より 7 分おくれて発車し、時速約 25 キロで現場付近にさしかかったものであるが、現場付近は 20/1,000 の下り勾配のため次第に速度を増して約 50 キロとなった。更にこの付近は左にカーブしているうえ、両側が高さ 5 メートルの築堤になっているため、速度調整の必要を感じて常用制動をかけたが、正常な排気音なく、僅か 1 キロ減圧したので、制動効果の不良を関知した。その後列車は急激に速度を増したため、危険を感じて直ちに非常制動を講じたが、効果なく列車は後方から強く前後動をはじめ、続いて左右動が加わり強烈な振動となり、後部 4 両が分離して脱線し、うち 3 両が高麗川駅南方 850m の地点において、進行右側の築堤下に回転しながら重なって転覆大破したものである。

災害時応援協定一覧表

本庁所管分 518団体
 地域機関所管分 20団体
 計 538団体

229協定
 10協定
 239協定

令和4年3月22日時点

No	協定名	相手方	相手方の数	主な内容	更新日 (直近)	締結日	所管部(災害対策本部体制)
自動、共助による防災力の向上							
1	埼玉県災害ボランティア支援センターの設置・運営に関する協定	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会	1	災害ボランティアセンターの設置・運営に対する協力		R3.7.9	救援福祉部
2	災害時における被災者支援に関する協定	(公社)日本青年会議所関東地区埼玉ブロック協議会	1	災害ボランティアセンターに対する人的支援		R3.9.9	統括部
災害に強いまちづくりの推進							
1	被災建築物応急危険度判定活動に関する基本協定	(一社)埼玉県建設業協会	1	被災建築物応急危険度判定の実施		H20.3.31	住宅対策部
交通ネットワーク・ライフライン等の確保							
1	地震災害応急復旧仮設橋に関する協定	(一社)日本橋業建設協会	1	応急復旧仮設橋の確保		S60.10.1	応急復旧部
2	災害時における交通誘導警備業務等に関する協定	(一社)埼玉県警備業協会	1	緊急交通路の交通誘導。避難場所等の警備		H9.7.24	警察本部
3	災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料の調達に関する覚書	埼玉県石油業協同組合	1	石油類燃料の供給		H13.12.1	輸送部
4	災害時等における通行妨害車両の移動に関する協定	(一社)日本自動車連盟関東本部埼玉支店	1	緊急通行車両の通行の妨害となる車両の移動		H17.6.7	警察本部、応急復旧部
5	災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定	(一社)埼玉県電業協会	1	県有施設の電気設備の復旧		H17.9.22	総務部、応急復旧部、住宅対策部、医療救急部、文教部
6	災害時における給排水設備等の応急対策業務に関する協定	(一社)埼玉県空衛衛生設備協会	1	県有施設の給排水設備の復旧		H18.3.27	総務部、住宅対策部、医療救急部、文教部
7	災害時等における応急対策の協力に関する協定	(公財)日本下水道管路管理協会関東支部埼玉県部会	1	管路調査その他の応急措置		H19.3.19	下水道対策部
8	災害時における倒壊等の被害を受けた建築物の除去業務に関する協定	埼玉県解体業協会	1	倒壊建築物等の除去		H19.3.26	農林対策部、応急復旧部
9	災害時における応急対策業務等の実施に関する基本協定	(一社)埼玉県造園業協会	1	県営公園の機能確保		H19.3.27	住宅対策部
10	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	埼玉県電気工事工業組合	1	公共施設の電気設備の復旧		H19.3.29	統括部
11	災害時における水道施設の復旧に関する協定	埼玉県管工事業協同組合連合会	1	水道施設の復旧に係る資材の調達及び技術者のあわせ		H19.3.29	医療救急部
12	災害時等における高速自動車国道等の使用に関する協定	東日本高速道路株式会社関東支社	1	災害救助のため使用する車両の無償通行		H19.8.8	統括部
13	災害時における応急対策業務に関する基本協定	(一社)埼玉県建設業協会	1	県が管理する道路、河川の被災情報の収集及び連絡、応急復旧工事		H21.4.1	応急復旧部
14	災害時の非常通信に関する覚書	(一社)日本アマチュア無線連盟埼玉支部	1	防災に関する非常通信の実施		H22.3.24	統括部
15	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	石油連盟	1	重要施設に対する燃料油供給		H24.3.29	統括部
16	災害時応急対策支援活動に関する協定	埼玉県レッカー事業協同組合	1	レッカー車による被災車両等障害物の除去活動		H24.8.2	応急復旧部、警察本部
17	災害時における交通誘導対策業務に関する基本協定	(一社)全国道路標識・標示業埼玉県協会	1	交通誘導のための標識・区画線の設置		H25.1.29	応急復旧部
18	災害時における県営水道の送水管を活用した応急給水に関する協定	埼玉県管工事業協同組合連合会	1	応急給水拠点における給水作業に必要な装置の着脱に係る技術的作業者のあわせ		H26.8.4	給水部
19	流域下水道における災害時応急対策業務に関する基本協定	(一社)埼玉県建設業協会	1	流域下水道施設の応急対策業務		H27.3.30	下水道対策部
20	災害時における水道施設復旧に関する協定	災害時における水道施設復旧に関する協定業者(84)	84	水道施設の復旧・被害防止の緊急対応		H28.3.25	給水部
21	包括的民間委託に係る下水道施設における災害発生時の危機管理対応業務に関する協定	(公財)埼玉県下水道公社、環境クリア・ヴェアリア共同企業体	2	下水道施設における危機管理対応		H30.3.7	下水道対策部
22	包括的民間委託に係る下水道施設における災害発生時の危機管理対応業務に関する協定	(公財)埼玉県下水道公社テスコ・前澤工業共同企業体	2	下水道施設における危機管理対応		H30.3.7	下水道対策部
23	災害時における災害時応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定	一般社団法人日本建設業連合会関東支部	1	災害時応急対策業務及び建設資材等の調達		H30.3.28	統括部
24	災害時におけるクレーンの供給に関する協定	埼玉クレーン協会	1	クレーンによる人命救助・障害物の除去		R1.8.21	応急復旧部、給水部、下水道対策部
25	包括的民間委託に係る下水道施設における災害発生時の危機管理対応業務に関する協定	(公財)埼玉県下水道公社、イシガキ・メタウォーターサービス・トニー共同企業体	2	下水道施設における危機管理対応		R2.2.28	下水道対策部
26	土砂災害発生時における緊急調査等業務に関する協定	一般社団法人斜面防災対策技術協会関東支部	1	斜面・のり面の被災状況等の現地調査、監視観測		R2.3.25	応急復旧部
27	災害時における設計等の災害復旧業務に関する協定	(一社)埼玉県建設コンサルタント技術研修協会、(一社)建設コンサルタント協会関東支部	2	公共土木施設の災害復旧業務支援		R2.3.26	応急復旧部
28	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド埼玉支社	1	停電復旧における連携		R2.8.6	統括部
29	災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する応援協定	(一社)埼玉県浄化槽協会、(一社)埼玉県環境検査研究協会	2	浄化槽の点検・復旧		R2.9.1	環境対策部
30	災害時における通信障害復旧の連携等に関する基本協定	東日本電信電話株式会社	1	通信障害復旧における連携		R3.3.29	統括部
応急対応力の強化							
1	災害時の「さいたまスーパーアリーナ」の運営(利用)に関する協定	(株)さいたまアリーナ	1	さいたまスーパーアリーナを防災活動拠点として運用		H15.3.18	住宅対策部
2	災害時における応急対策活動に関する協定	(一社)埼玉県産・土木工業会	1	会員による人命救助活動	H27.11.10	H17.12.20	統括部、応急復旧部
3	災害時における応急対策活動に関する協定	埼玉県建設労働組合連合会	1	組合員による人命救助活動	H27.11.20	H19.1.19	統括部
4	大規模災害発生等における埼玉県民健康センターの使用に関する協定	(一社)埼玉県医師会	1	埼玉県民健康センターを防災活動拠点として運用		H21.10.1	統括部
5	大規模災害発生等におけるさいたま商工会議所会館の使用に関する協定	さいたま商工会議所	1	さいたま商工会議所会館を防災活動拠点として運用		H21.10.1	統括部
6	災害時における汚泥洗浄等応急対策の協力に関する協定	(一社)日本塗装工業会埼玉支部	1	公共施設及び避難所等の汚泥洗浄		H24.9.13	総務部、文教部
7	緊急時における別所会館の利用に関する契約	(株)エイチ・アール・エス	1	県職員に対する宿泊室の提供		H28.4.1	総務部
8	大規模災害時における防災エキスパート支援に関する協定	(一社)関東地域づくり協会	1	TEC-FORCE及びびりエンソン同行による自治体への災害復旧支援		H28.4.8	応急復旧部
9	災害時の支援等に関する協定	関東財務局	1	利用可能な公務員借働及び未利用国有地の提供、職員の派遣		H28.12.15	統括部
情報収集・伝達体制の整備							
1	災害時における放送要請に関する協定(放送)	NHKさいたま放送局	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送	H14.12.25	S53.7.15	統括部
2	災害時における放送要請に関する協定(放送)	(株)テレビ埼玉	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送	H14.12.25	S56.6.25	統括部
3	災害時における放送要請に関する協定(放送)	(株)エフエムナックファイブ【NACK5】	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送	H14.12.25	H1.12.18	統括部
4	災害時における報道要請に関する協定	(株)朝日新聞社 さいたま総局	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の報道		H8.12.18	統括部
5	災害時における報道要請に関する協定	(株)共同通信社 さいたま支局	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の報道		H8.12.18	統括部
6	災害時における報道要請に関する協定	(株)埼玉新聞社	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の報道		H8.12.18	統括部
7	災害時における報道要請に関する協定	(株)産経新聞社 さいたま総局	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の報道		H8.12.18	統括部
8	災害時における報道要請に関する協定	(株)時事通信社 さいたま支局	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の報道		H8.12.18	統括部
9	災害時における報道要請に関する協定	(株)東京新聞(中日新聞社) さいたま支局	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の報道		H8.12.18	統括部

No	協定名	相手方	相手方の数	主な内容	更新日 (直近)	締結日	所管部(災害対策本部体制)
10	災害時における報道要請に関する協定	(株)日本経済新聞社 さいたま支局	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の報道		H8.12.18	統括部
11	災害時における報道要請に関する協定	(株)毎日新聞社 さいたま支局	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の報道		H8.12.18	統括部
12	災害時における報道要請に関する協定	(株)読売新聞社 東京本社 さいたま支局	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の報道		H8.12.18	統括部
13	災害時における報道要請に関する協定	(株)フジテレビジョン【フジテレビ】	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の報道		H8.12.18	統括部
14	災害時における報道要請に関する協定	日本テレビ放送網(株)【日本テレビ】	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の報道		H8.12.18	統括部
15	災害時における報道要請に関する協定	(株)東京放送【TBS】	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の報道		H8.12.18	統括部
16	災害時における報道要請に関する協定	全国朝日放送(株)【テレビ朝日】	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の報道		H8.12.18	統括部
17	災害時等における県政広報ラジオ番組の製作・放送についての協定	(株)エフエムナックファイブ【NACK5】	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送	H27.4.1	H14.12.25	県民安全部
18	災害時等における県政広報テレビ番組の製作・放送についての協定	(株)テレビ埼玉	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送	H27.4.1	H14.12.25	県民安全部
19	埼玉県防災ヘリからの映像提供に関する協定	日本放送協会 さいたま放送	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送		H15.4.1	統括部
20	埼玉県防災ヘリからの映像提供に関する協定	(株)テレビ埼玉	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送		H15.4.1	統括部
21	埼玉県防災ヘリからの映像提供に関する協定	日本テレビ放送網(株)【日本テレビ】	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送		H15.4.1	統括部
22	埼玉県防災ヘリからの映像提供に関する協定	(株)東京放送【TBS】	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送		H15.4.1	統括部
23	埼玉県防災ヘリからの映像提供に関する協定	(株)フジテレビジョン【フジテレビ】	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送		H15.4.1	統括部
24	埼玉県防災ヘリからの映像提供に関する協定	全国朝日放送(株)【テレビ朝日】	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送		H15.4.1	統括部
25	埼玉県防災ヘリからの映像提供に関する協定	(株)テレビ東京【東京12ch】	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送		H15.4.1	統括部
26	災害時における航空機による被災状況調査に関する協定	本田航空(株)	1	航空機による被災状況調査		H19.3.19	統括部
27	災害時における被害状況調査業務に関する協定	(一社)埼玉県測量設計業協会	1	ドローンによる公共施設の被害状況調査	H29.6.12	H19.3.26	応急復旧部、住宅対策部、下水道対策部、農林対策部、総務部、給水部、医療救急部、文教科
28	災害時における地質調査等業務に関する協定	埼玉県地質調査業協会	1	目視による公共施設の被害状況調査		H21.3.24	応急復旧部、住宅対策部、下水道対策部、農林対策部、総務部、給水部、医療救急部、文教科
29	災害発生時の応急対策の協力に関する協定	埼玉県コンピュータ・ネットワーク防犯連絡協議会	1	流言飛語に対する適切な広報活動、注意喚起		H24.2.27	警察本部
30	災害時における報道要請に関する協定	埼玉ケーブルテレビ連盟	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の報道		H26.3.24	統括部
31	埼玉県災害時多言語情報センターの設置・運営に関する協定	(公財)埼玉県国際交流協会	1	埼玉県災害時多言語情報センターの設置・運営		H26.8.28	県民安全部
32	地理空間情報活用促進のための協力に関する協定	国土交通省国土地理院	1	被災地地域の空中写真の提供		H28.1.20	応急復旧部
33	大規模災害時における無人航空機による協力に関する協定	JAPAN47	1	ドローンによる公共施設の被害状況調査、応急復旧の技術的支援		H29.11.24	統括部
34	大規模災害時における被害状況地図作成の支援に関する協定	立正大学	1	被害状況等地図作成の支援		H29.11.30	統括部
35	災害時における隊友会の協力に関する協定	(公社)隊友会埼玉県隊友会	1	災害情報等の収集及び提供		R3.8.24	統括部
医療救護等対策							
1	災害時の医薬品等の供給に関する協定	一般社団法人 埼玉県医薬品卸業協会	1	医薬品の供給	H23.4.1	H18.3.29	医療救急部
2	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)埼玉県薬剤師会	1	薬剤師の派遣による医療救護活動		H19.1.24	医療救急部
3	災害時の医療救護に関する協定	(一社)埼玉県医師会	1	医療救護班の派遣による医療救護活動		H19.6.14	医療救急部
4	災害時における遗体搬送活動の協力に関する協定	(一社)全国霊柩自動車協会	1	遗体の搬送		H22.6.23	医療救急部
5	災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遗体搬送等の協力に関する協定	埼玉葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会	2	棺及び葬祭用品の供給並びに遗体の搬送		H23.1.18	医療救急部
6	災害時の医療ガスの供給に関する協定	一般社団法人 日本産業・医療ガス協会	1	医療ガスの供給		H24.1.15	医療救急部
7	災害時の歯科医療救護に関する協定	一般社団法人 埼玉県歯科医師会	1	歯科医療救護チームの派遣による医療救護活動		H26.4.21	医療救急部
8	災害時の看護職医療救護活動に関する協定書	埼玉県看護協会	1	看護職医療救護班の派遣による医療救護活動		H28.3.23	医療救急部
9	災害時の助産師医療救護活動に関する協定書	埼玉県助産師会	1	助産師医療救護班の派遣による医療救護活動		H28.3.23	医療救急部
10	災害時における葬祭用品の供給等及び遗体搬送等の協力に関する協定	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	1	葬祭用品の供給・遗体の搬送		H29.3.16	医療救急部
11	災害派遣福祉精神医療チーム(DPAT)の派遣に関する協定	久喜すずのき病院	1	災害派遣福祉精神医療チーム(DPAT)の派遣		H30.3.23	救援福祉部
12	災害派遣福祉精神医療チーム(DPAT)の派遣に関する協定	埼玉県済生会鴻巣病院	1	災害派遣福祉精神医療チーム(DPAT)の派遣		H30.3.23	救援福祉部
13	災害派遣福祉精神医療チーム(DPAT)の派遣に関する協定	埼玉医科大学病院	1	災害派遣福祉精神医療チーム(DPAT)の派遣		H30.3.23	救援福祉部
14	災害派遣福祉精神医療チーム(DPAT)の派遣に関する協定	(医)昭友会 埼玉森林病院	1	災害派遣福祉精神医療チーム(DPAT)の派遣		H30.3.23	救援福祉部
15	災害派遣福祉精神医療チーム(DPAT)の派遣に関する協定	埼玉精神神経センター	1	災害派遣福祉精神医療チーム(DPAT)の派遣		H30.3.23	救援福祉部
16	災害派遣福祉精神医療チーム(DPAT)の派遣に関する協定	順天堂大学医学部附属順天堂越谷病院	1	災害派遣福祉精神医療チーム(DPAT)の派遣		H30.3.23	救援福祉部
17	災害派遣福祉精神医療チーム(DPAT)の派遣に関する協定	(医)寿会 菅野病院	1	災害派遣福祉精神医療チーム(DPAT)の派遣		H30.3.23	救援福祉部
18	災害派遣福祉精神医療チーム(DPAT)の派遣に関する協定	(公財)西熊谷病院 西熊谷病院	1	災害派遣福祉精神医療チーム(DPAT)の派遣		H30.3.23	救援福祉部
19	災害派遣福祉精神医療チーム(DPAT)の派遣に関する協定	(医)川越同仁会 川越同仁会病院	1	災害派遣福祉精神医療チーム(DPAT)の派遣		H30.3.23	救援福祉部
20	災害派遣福祉精神医療チーム(DPAT)の派遣に関する協定	(医)江仁会 北深谷病院	1	災害派遣福祉精神医療チーム(DPAT)の派遣		H30.3.23	救援福祉部
21	災害派遣福祉精神医療チーム(DPAT)の派遣に関する協定	埼玉医科大学総合医療センター	1	災害派遣福祉精神医療チーム(DPAT)の派遣		H30.3.23	救援福祉部
22	災害派遣福祉精神医療チーム(DPAT)の派遣に関する協定	(医)秀峰会 北原病院	1	災害派遣福祉精神医療チーム(DPAT)の派遣		H30.3.23	救援福祉部
23	災害時の柔道整復師救護活動に関する協定	埼玉県柔道整復師会	1	柔道整復師救護活動の実施		H30.11.13	医療救急部
24	災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定	(公社)埼玉県栄養士会	1	管理栄養士の派遣による医療救護活動		R2.8.25	医療救急部
帰宅困難者対策							
1	災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	埼玉県石油業協同組合	1	徒歩帰宅者の支援		H16.11.1	統括部
2	<九都県市> 災害時における徒歩帰宅支援に関する協定(FC協会)	(株)セブンイレブン・ジャパン	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H17.8.31	統括部
3	<九都県市> 災害時における徒歩帰宅支援に関する協定(FC協会)	(株)デイリーヤマザキ	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H17.8.31	統括部
4	<九都県市> 災害時における徒歩帰宅支援に関する協定(FC協会)	(株)ファミリーマート	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H17.8.31	統括部
5	<九都県市> 災害時における徒歩帰宅支援に関する協定(FC協会)	ミニストップ(株)	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H17.8.31	統括部
6	<九都県市> 災害時における徒歩帰宅支援に関する協定(FC協会)	(株)吉野家	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H17.8.31	統括部
7	<九都県市> 災害時における徒歩帰宅支援に関する協定(FC協会)	(株)ローソン	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H17.8.31	統括部

No	協定名	相手方	相手方の数	主な内容	更新日 (直近)	締結日	所管部(災害対策本部体制)
8	<九都県市> 災害時における徒歩帰宅支援に関する協定 (FC協会)	(株)ポブラ	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H17.9.22	統括部
9	<九都県市> 災害時における徒歩帰宅支援に関する協定 (FC協会)	山田食品産業(株)【山田うどん】	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H17.9.22	統括部
10	<九都県市> 災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	ロイヤルホールディングス(株) 【ロイヤルホスト、カウボーイ家】	1	災害時帰宅支援ステーションの開設	H26.3.26	H19.2.8	統括部
11	<九都県市> 災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	(株)セブン&アイ・フードシステムズ 【セブンイレブン】	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H19.9.1	統括部
12	<九都県市> 災害時における徒歩帰宅支援に関する協定 (FC協会)	(株)モスフードサービス	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H20.6.11	統括部
13	<九都県市> 災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	(株)香番屋 【カレーハウスCoCo壱番屋】	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H22.8.20	統括部
14	防災協力に関する包括協定 (徒歩帰宅支援に関する細目協定あり)	(株)埼玉りそな銀行	1	情報発信機能の活用、徒歩帰宅者の支援、「地域防災サポート企業・事業所」としての活動		H22.9.1	統括部
15	防災協力に関する包括協定 (徒歩帰宅支援に関する細目協定あり)	(株)武蔵野銀行	1	情報発信機能の活用、徒歩帰宅者の支援、「地域防災サポート企業・事業所」としての活動		H22.9.1	統括部
16	防災協力に関する包括協定 (徒歩帰宅支援に関する細目協定あり)	埼玉縣信用金庫	1	情報発信機能の活用、徒歩帰宅者の支援、「地域防災サポート企業・事業所」としての活動		H22.9.1	統括部
17	防災協力に関する包括協定 (徒歩帰宅支援に関する細目協定あり)	川口信用金庫	1	情報発信機能の活用、徒歩帰宅者の支援、「地域防災サポート企業・事業所」としての活動		H22.9.1	統括部
18	防災協力に関する包括協定 (徒歩帰宅支援に関する細目協定あり)	青木信用金庫	1	情報発信機能の活用、徒歩帰宅者の支援、「地域防災サポート企業・事業所」としての活動		H22.9.1	統括部
19	防災協力に関する包括協定 (徒歩帰宅支援に関する細目協定あり)	飯能信用金庫	1	情報発信機能の活用、徒歩帰宅者の支援、「地域防災サポート企業・事業所」としての活動		H22.9.1	統括部
20	<九都県市> 災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	ワタミ(株)【居酒屋和民 ほか】	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H23.6.20	統括部
21	<九都県市> 災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	テムニー(株)【居酒屋はなの舞 ほか】	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H23.6.20	統括部
22	<九都県市> 災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	(株)第一興商【ビッグエコー ほか】	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H23.9.1	統括部
23	<九都県市> 災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	(株)ビーアンドビー【カラオケ館】	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H23.9.1	統括部
24	<九都県市> 災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	(株)サガミチェーン【和食処サガミ】	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H24.8.31	統括部
25	<九都県市> 災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	味の民芸フードサービス(株)【味の民芸】	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H24.8.31	統括部
26	<九都県市> 災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	埼玉県カラオケ業防犯協力会ほか各都県の3団体	4	災害時帰宅支援ステーションの開設		H24.9.19	統括部
27	<九都県市> 災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	サトフードサービス(株)	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H24.12.1	統括部
28	<九都県市> 災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	(株)ダスキン【ミスタードーナツ】	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H25.3.11	統括部
29	<九都県市> 災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	タリーズコーヒージャパン(株)	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H25.3.11	統括部
30	<九都県市> 災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	(株)ストロベリーコーンズ 【ナポリの窯】	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H25.10.8	統括部
31	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	埼玉県住宅供給公社	1	帰宅困難者の支援		H25.11.1	統括部
32	<九都県市> 災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	(株)オートバックスセブン 【オートバックスセブン】	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H26.11.6	統括部
33	<九都県市> 災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	ケアパートナー(株)	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		R2.3.25	統括部
34	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	精進東マツダ	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		R2.4.10	統括部
35	<九都県市> 災害時における帰宅困難者支援に関する協定	(株)共和コーポレーション	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		R4.2.28	統括部
避難対策							
1	災害時における空調設備の応急対策に関する協定	(一社)埼玉県冷凍空調工業会	1	避難所への空調機器の貸与・提供、避難所の空調設備の復旧		H27.2.18	統括部
2	災害時における電動車両等の支援に関する協定	東日本三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社	2	避難所の非常用電源としての電動車両の貸与		R2.1.31	統括部
3	災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合	1	ホテル・旅館を避難所として活用する支援		R2.9.14	統括部
4	災害時の次世代自動車等の支援に関する協定	埼玉県トヨタグループ	9	避難所の非常用電源としての次世代自動車の貸与		R2.11.27	統括部
災害時の要配慮者対策							
1	災害時における老人福祉施設の応援、協力等に関する基本協定	埼玉県老人福祉施設協議会	1	被災施設への応援(利用者の受け入れ、物資の提供、職員の派遣)		H27.7.21	救援福祉部
2	災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定	埼玉県災害福祉支援ネットワーク構成団体	18	災害派遣福祉チームの派遣による要配慮者の支援		H29.9.19	救援福祉部
3	災害派遣福祉チームの派遣に関する協定(個別協定)	個別協定締結法人・施設	167	災害派遣福祉チームの派遣による要配慮者の支援		H30.3.23	救援福祉部
物資供給・輸送対策							
1	災害時における応急食品の調達に関する協定	(株)ナンプ	1	救援物資(米穀)の供給	H20.9.11	S52.7.1	農林対策部
2	災害時における応急食品の調達に関する協定	全農パルライズ東日本(株) 埼玉営業所	1	救援物資(米穀)の供給	H20.9.11	S52.7.1	農林対策部
3	災害時における応急食品の調達に関する協定	(株)ミツハシ	1	救援物資(米穀)の供給	H20.9.11	S52.7.1	農林対策部
4	災害時における応急食品の調達に関する協定	(株)イトーセーブ	1	救援物資(米穀)の供給	H20.9.11	S52.7.1	農林対策部
5	災害時における応急食品の調達に関する協定	埼玉県漬物協同組合	1	救援物資(副食)の供給	H20.9.11	S52.7.1	農林対策部
6	災害時における応急食品の調達に関する協定	埼玉醤油工業協同組合	1	救援物資(調味料)の供給	H20.9.11	S52.7.1	農林対策部
7	災害時における応急食品の調達に関する協定	全埼玉県パン協同組合	1	救援物資(パン類)の供給	H20.9.11	S53.1.1	農林対策部
8	災害時における応急食品の調達に関する協定	(株)サンフレッセ	1	救援物資(パン類・米穀)の供給	H20.9.11	S53.1.1	農林対策部
9	災害時における応急食品の調達に関する協定	フジパン(株)	1	救援物資(パン類)の供給	H20.9.11	S53.1.1	農林対策部
10	災害時における応急食品の調達に関する協定	伊藤製パン(株)	1	救援物資(パン類)の供給	H20.9.11	S53.1.1	農林対策部
11	災害時における応急食品の調達に関する協定	(株)栄喜堂	1	救援物資(パン類)の供給	H20.9.11	S53.1.1	農林対策部
12	災害時における応急食品の調達に関する協定	埼玉県学校給食・パン・米飯協同組合	1	救援物資(パン類)の供給	H20.9.11	S53.1.1	農林対策部
13	災害時における炊飯の委託に関する協定	協同組合埼玉給食センター	1	救援物資(米飯)の供給	H20.9.11	S53.1.1	農林対策部
14	災害時における炊飯の委託に関する協定	協同組合東部給食センター	1	救援物資(米飯)の供給	H20.9.11	S53.1.1	農林対策部
15	災害時における炊飯の委託に関する協定	協同組合飯能給食センター	1	救援物資(米飯)の供給	H20.9.11	S53.1.1	農林対策部
16	災害時における炊飯の委託に関する協定	所沢給食施設協同組合	1	救援物資(米飯)の供給	H20.9.11	S53.1.1	農林対策部
17	災害時における炊飯の委託に関する協定	協同組合行田給食センター	1	救援物資(米飯)の供給	H20.9.11	S53.1.1	農林対策部
18	災害時における炊飯の委託に関する協定	埼玉県学校給食・パン・米飯協同組合	1	救援物資(米飯)の供給	H20.9.11	S53.1.1	農林対策部
19	災害時における炊飯の委託に関する協定	(株)サンフレッセ	1	救援物資(米飯)の供給	H20.9.11	S53.1.1	農林対策部
20	災害時における炊飯の委託に関する協定	(有)秩父学校パンセンター	1	救援物資(米飯)の供給	H20.9.11	S53.1.1	農林対策部
21	災害時における応急食品の調達に関する協定	第一製パン(株)	1	救援物資(パン類)の供給	H20.9.11	S53.1.17	農林対策部

No	協定名	相手方	相手方の数	主な内容	更新日 (直近)	締結日	所管部(災害対策本部体制)
22	災害時における県民生活の安定を図るための基本協定	埼玉県生活協同組合連合会	1	会員生協による被災者の救援活動		H7.12.27	県民安全部
23	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープみらい	1	救援物資(食料品・生活用品)の供給		H8.3.29	県民安全部
24	災害時におけるLPガス応急生活物資等に関する協定	(一社)埼玉県LPガス協会	1	簡易ガスコンロ及びカセットボンベの避難所への供給		H9.8.27	統括部
25	災害時における人員の輸送に必要なタクシーの調達に関する覚書	(一社)埼玉県乗用自動車協会	1	人員の輸送	H25.4.1	H9.12.1	統括部
26	災害時における県民生活の安定を図るための協定	埼玉県農業協同組合中央会	1	会員農協による被災者の救援活動		H10.3.24	農林対策部
27	災害時における人員の輸送に関する協定	(一社)埼玉県バス協会	1	人員の輸送		H13.12.1	統括部
28	物資の輸送に関する協定	(一社)埼玉県トラック協会	1	救援物資の輸送	H30.3.1	H13.12.1	統括部
29	物資の輸送に関する協定	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉支部	1	救援物資の輸送		H13.12.1	統括部
30	災害時における人員及び物資の輸送に関する協定	本田航空(株)	1	人員及び物資の輸送	H19.3.19	H13.12.1	統括部
31	災害時における人員及び物資の輸送に関する協定	朝日航空(株) 東日本航空支社	1	人員及び物資の輸送		H13.12.1	統括部
32	地震等災害時における代替エネルギーの確保に関する協定	(一社)埼玉県LPガス協会、埼玉県ガス協会、(一社)日本コミュニティーガス協会関東支店埼玉県支部	3	液化石油ガスボンベの避難所への供給		H17.8.24	統括部
33	災害発生時における物資の保管等に関する協定	埼玉県倉庫協会	1	救援物資の保管		H18.2.2	統括部
34	災害時の物資供給に関する協定	イオンリテール(株)	1	救援物資(食料品・生活用品)の供給		H18.8.30	統括部
35	災害時における飲料の提供に関する協定	グアードリンク(株)	1	救援物資(飲料)の供給		H19.2.16	統括部
36	災害時の物資供給に関する協定	(株)イトーヨーカ堂	1	救援物資(食料品・生活用品)の供給		H19.2.19	統括部
37	災害時の物資供給に関する協定	(株)西友	1	救援物資(食料品・生活用品)の供給		H19.2.19	統括部
38	災害時の物資供給に関する協定	(株)ローソン	1	救援物資(食料品・生活用品)の供給		H19.11.27	統括部
39	災害時における応急食品の調達に関する協定	東洋水産(株)	1	救援物資(生鮮)の供給		H20.9.11	農林対策部
40	災害時における応急食品の調達に関する協定	明星食品(株)	1	救援物資(即席麺)の供給	H26.9.8	H20.9.11	農林対策部
41	災害時における応急食品の調達に関する協定	(有)新井武平商店	1	救援物資(調味料)の供給		H20.9.11	農林対策部
42	災害時における応急食品の調達に関する協定	(公財)埼玉県学校給食会	1	救援物資(米穀、副食)の供給		H20.9.11	農林対策部
43	災害時の物資供給に関する協定	(株)ファミリーマート	1	救援物資(食料品・生活用品)の供給		H21.10.30	統括部
44	災害時の物資供給に関する協定	(株)セブンイレブン・ジャパン	1	救援物資(食料品・生活用品)の供給		H22.3.18	統括部
45	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	1	救援物資(生活用品)の供給		H24.6.6	統括部
46	災害時における飲料の提供に関する協定	東京キリンビバレッジサービス(株)	1	救援物資(飲料)の提供		H24.9.13	統括部
47	災害時における物資供給に関する協定	(株)カインズ	1	救援物資(生活用品、生活資材)の供給		H24.10.1	統括部
48	災害時における飲料の提供に関する協定	(株)伊藤園	1	救援物資(飲料)の提供		H25.2.18	統括部
49	災害時の物資供給に関する協定	(株)そごう・西武	1	救援物資(食料品・生活用品)の供給		H25.7.1	統括部
50	応急対策用天幕等資機材の供給に関する協定	TSP太陽(株)	1	応急対策用天幕等資機材の供給		H26.3.25	統括部
51	災害時における応急食品の調達に関する基本協定	(株)イナベカーリー	1	救援物資(パン類)の供給		H27.9.29	農林対策部
52	災害時における物資供給に関する協定	(株)ケーヨー	1	救援物資(生活用品、生活資材)の供給		H27.11.1	統括部
53	大規模災害時における救援物資対応に関する協定	川越総合卸売市場(株)	1	在庫商品の供給及び救援物資受入れ・一時保管		H28.2.18	統括部
54	大規模災害時における救援物資対応に関する協定	協同組合熊谷流通センター	1	在庫商品の供給及び救援物資受入れ・一時保管		H28.2.18	統括部
55	大規模災害時における救援物資対応に関する協定	越谷流通卸地運営協議会	1	在庫商品の供給及び救援物資受入れ・一時保管		H28.2.18	統括部
56	大規模災害時における救援物資対応に関する協定	埼玉県南卸売地協同組合	1	在庫商品の供給及び救援物資受入れ・一時保管		H28.2.18	統括部
57	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	東日本段ボール工業組合	1	段ボールベッドの供給		H28.11.1	統括部
58	災害時等における支援物資輸送拠点としての協力に関する協定	佐川急便株式会社北関東支店	1	救援物資の受入れ及び配送		H29.2.1	統括部
59	災害時における応急生活物資の供給に関する協定	(株)カワチ薬品	1	救援物資(食料品・生活用品)の供給		H29.3.21	統括部
60	災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定	(一社)AZ-COM丸和・支援ネットワーク、丸和運輸機関	2	救援物資の輸送、防災基地への連絡調整員派遣、物資の受入れ、荷役作業、物資拠点の提供及び運営		R2.1.31	統括部
61	災害時における物資供給に関する協定	ウエルシア薬局	1	救援物資(食料品・生活用品)の供給		R3.3.26	統括部
62	災害時等における乳児用液体ミルク等の供給に関する協定	(一社)日本チェーンドラッグストア協会埼玉県支部	1	乳児用液体ミルク等救援物資(食料品・生活用品)の供給		R3.11.16	統括部
県民生活の早期再建							
1	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	(一社)埼玉県環境産業振興協会	1	災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分		H16.11.1	環境対策部
2	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定	(独)住宅金融支援機構	1	住宅相談窓口の開設	H27.8.14	H17.9.1	住宅対策部
3	災害時における被災者支援に関する協定	埼玉県行政書士会	1	被災者のための行政手続き等に関する無料相談の実施		H28.3.8	渉外財政部
4	災害時における法律相談業務に関する協定	埼玉弁護士会、埼玉司法書士会	2	被災者のための無料法律相談の実施		H28.3.8	県民安全部
5	関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定	(公社)全日本不動産協会 埼玉県本部	1	賃貸型応急住宅の供給		H29.3.27	住宅対策部
6	関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定	(公社)埼玉県宅地建物取引業協会	1	賃貸型応急住宅の供給		H29.3.27	住宅対策部
7	関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定	(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会 (公社)東京共同住宅協会	2	賃貸型応急住宅の供給		H29.3.27	住宅対策部
8	災害時における石綿モニタリングに関する合意	一般社団法人埼玉県環境計量協議会	1	被災建築物等からの石綿飛散状況のモニタリング		H30.11.6	環境対策部
9	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	埼玉県土地家屋調査士会	1	家屋被害認定調査の実施		H30.11.12	統括部
10	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(一社)プレハブ建築協会	1	建設型応急住宅の供給	R2.3.31	S63.4.1	住宅対策部
11	災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定	(一社)埼玉県建設産業団体連合会	1	建設型応急住宅の資機材等の提供、住宅の応急修理等	R2.3.31	S63.12.27	住宅対策部
12	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	(公社)全日本不動産協会 埼玉県本部	1	賃貸型応急住宅の供給	R2.3.31	H16.5.18	住宅対策部
13	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	(公社)埼玉県宅地建物取引業協会	1	賃貸型応急住宅の供給	R2.3.31	H16.5.18	住宅対策部
14	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	1	賃貸型応急住宅の供給	R2.3.31	H22.12.2	住宅対策部
15	災害時における応急仮設木造住宅の建設等に関する協定	(一社)全国木造建設事業協会	1	建設型応急住宅の供給、住宅の応急修理等	R2.3.31	H24.3.29	住宅対策部
16	災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定	埼玉県住まいづくり協議会	1	建設型応急住宅の供給	R2.3.31	H24.3.29	住宅対策部
16	循環型社会の形成の推進及び災害廃棄物の処理に関する協定	太平洋セメント株式会社	1	災害発生時における廃棄物の処理体制の構築		R3.1.21	環境対策部

No	協定名	相手方	相手方の数	主な内容	更新日 (直近)	締結日	所管部(災害対策本部体制)
広域応援							
1	大規模災害時における広域支援拠点の確保に関する協定	埼玉キックマン(株)	1	広域支援拠点設置用地の提供		H27.2.19	統括部
2	大規模災害時における広域支援拠点の確保に関する協定	関東グリコ(株)	1	広域支援拠点設置用地の提供		H27.2.19	統括部
3	大規模災害時における広域支援拠点の確保に関する協定	(株)カインズ	1	広域支援拠点設置用地の提供		H27.2.19	統括部
4	大規模災害時における広域支援拠点の確保に関する協定	(株)ジョイアス・フーズ	1	広域支援拠点設置用地の提供		H27.2.19	統括部
5	大規模災害時における広域支援拠点の確保に関する協定	川越総合卸売市場(株)	1	広域支援拠点設置用地の提供		H27.2.19	統括部
6	大規模災害時における広域支援拠点の確保に関する協定	(学)駿河台大学	1	広域支援拠点設置用地の提供		H27.2.19	統括部
7	大規模災害時における広域支援拠点の確保に関する協定	(学)日本工業大学	1	広域支援拠点設置用地の提供		H27.2.19	統括部
交通ネットワーク・ライフライン等の確保(地域機関所管分)							
1	森林管理道の災害時における応急対策業務に関する協定	埼玉県森林土木建設業協会	1	森林管理道の被災情報の収集及び連絡、応急復旧工事		H22.3.8	秩父農林振興センター
2	森林管理道の災害時における応急対策業務に関する協定	埼玉県森林土木建設業協会	1	森林管理道の被災情報の収集及び連絡、応急復旧工事		H22.3.11	寄居林業事務所
3	森林管理道の災害時における応急対策業務に関する協定	埼玉県森林土木建設業協会	1	森林管理道の被災情報の収集及び連絡、応急復旧工事		H22.3.16	川越農林振興センター
情報収集・伝達体制の整備(地域機関所管分)							
1	災害時における被害状況調査に関する協定	(一社)埼玉県治山林道協会	1	県所管の森林、治山施設及び森林管理道の被害状況調査		H23.5.31	川越農林振興センター
2	災害時における被害状況調査に関する協定	(一社)埼玉県治山林道協会	1	県所管の森林、治山施設及び森林管理道の被害状況調査		H23.5.31	秩父農林振興センター
3	災害時における被害状況調査に関する協定	(一社)埼玉県治山林道協会	1	県所管の森林、治山施設及び森林管理道の被害状況調査		H23.5.31	寄居林業事務所
4	災害時における被災現場調査及び応急復旧支援に関する協定	本庄市児玉郡測量設計業共同企業体	1	公共施設の被害状況調査、応急復旧の技術的支援		H29.10.10	本庄県土整備事務所
5	災害時における被災現場調査復旧支援に関する協定	埼玉県測量設計業協会北部地区協議会	1	UAVによる被災現場調査		R2.3.16	秩父県土整備事務所
県民生活の早期再建(地域機関所管分)							
1	八潮南部西一休型特定土地区画整理地内の災害等応急処置に関する協定	株式会社潮 他8社	9	八潮南部西一休型特定土地区画整理地内の災害等応急処置		H23.12.26	八潮新都市建設事務所
2	災害時のアスベスト対策支援に関する合意	関東地方環境事務所、国立研究開発法人国立環境研究所、一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会	3	被災自治体が行うアスベスト対策の支援		H30.7.5	環境科学国際センター

(資料編 I-2-2-1) 県災害対策本部条例、県災害対策本部要綱及び同運営要領

1 埼玉県災害対策本部条例 (昭和37年10月9日条例36号)

最終改正 平成24年8月17日条第45号

埼玉県災害対策本部条例をここに公布する。

埼玉県災害対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第8項の規定に基づき、埼玉県災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成8年条例30号〕

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

追加〔平成8年条例30号〕

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

一部改正〔平成8年条例30号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年8月20日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 埼玉県災害対策本部要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 本部（第3条―第5条）
- 第3章 部及び支部
 - 第1節 部（第6条―第10条）
 - 第2節 支部（第11条―第18条）
- 第4章 現地災害対策本部（第19条―第26条）
- 第5章 災害対策活動（第27条―第28条）
- 第6章 雑則（第29条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、埼玉県災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（職員の責務）

第2条 すべて県の職員は、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本部の活動に尽力しなければならない。

第2章 本部

（設置及び閉鎖）

第3条 本部は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定による埼玉県地域防災計画の定めるところにより、その必要を認めるときに知事が設置するものとし、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害応急対策がおおむね完了したと認めるときに閉鎖するものとする。

（本部長、副本部長、本部員及び副本部員）

第4条 本部に、次の各号に掲げる職員を置き、当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。） 知事
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。） 副知事、危機管理防災部長
- (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。） 公営企業管理者、下水道事業管理者、埼玉県部設置条例（昭和28年条例第1号）に規定する部の長（危機管理防災部長を除く）、会計管理者、知事室長、企業局長、下水道局長、教育長、副教育長、警察本部長、議会事務局長、監査事務局長、人事委員会 事務局長及び労働委員会事務局長
- (4) 災害対策副本部員（以下「副本部員」という。） 各部局の部長級又は副部長級職員

（本部会議）

第5条 本部に、災害予防及び災害応急対策の実施方針を決定するため、本部会議を置く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- 3 本部会議は、本部長が招集し、及び主宰する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、本部長の職務を代理する。この場合において、副本部長が2人以上あるときは、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

- 5 副本部員は、本部員を補佐し、本部員に事故があるとき、本部員の職務を代理する。
- 6 本部長が必要と認める場合には、本部会議に防災関係機関の職員の出席を求めることができる。

第3章 部及び支部

第1節 部

(部の組織及び職制)

第6条 本部に災害予防及び災害応急対策の業務を実施するため、別表第1の部を置き、同表に掲げる業務を分担する。

- 2 部に部長、副部長を置き、部長、副部長は別表第1の部長、副部長の欄に掲げる者をもって充てる。
- 3 部長は、本部長の命を受け、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、部長の職務を代理する。
- 5 各部には、業務ごとに班長を置き、班長は、所属職員を指揮監督し、班の業務を遂行する。

(本部連絡員)

第7条 各部に本部連絡員を2人以上置くこととし、本部員が指名する。

- 2 本部連絡員は、本部員の指示を受け、各部との連絡調整に当たるものとする。

(本部連絡員の参集等)

第8条 本部連絡員のうち1人は、危機管理防災センター（以下、「センター」という。）に参集し、統括部との連絡調整に当たるものとし、本部が設置されている間、必要に応じてセンターに駐在するものとする。

- 2 情報収集体制及び警戒体制においても、前項の規定を準用する。

(災害連絡調整会議)

第9条 本部に、災害予防及び災害応急対策業務の実施に当たり、各部横断的な事案を調整するため、災害連絡調整会議（以下、「調整会議」という。）を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、本部設置の必要が認められない場合においても、調整会議を置くことができる。
- 3 調整会議は、統括部及び関係部をもって構成し、運営に関し必要な事項は別に定める。

(部の運営)

第10条 部の運営に関し必要な事項は、各部長が別に定める。

第2節 支部

(支部の設置)

第11条 本部に災害予防及び災害対策業務を効果的に実施するため、別表第2に掲げる支部を置く。

- 2 本部長は、支部の活動の必要が認められないときは、当該支部の業務を中止させることができる。

(支部を構成する機関)

第12条 支部は、当該担当区域を所管する地域機関で構成する。

(支部の職制)

第13条 支部に、別表第3の支部長、副支部長及び支部付を置く。なお、支部長は、業務の必要に応じて班長を置くことができる。

- 2 支部長は、本部長の命を受け、支部の業務を掌理し、所属職員及び参集した職員を

指揮監督する。

- 3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき、支部長の職務を代理する。
- 4 支部付は、支部長の命を受け、所属職員を指揮監督し、支部の業務を処理する。
- 5 班長は、支部長の命を受け、所属職員を指揮監督し、別に定める班の業務に従事する。

(支部連絡員)

第14条 支部に支部連絡員を置き、支部長が指名する。

- 2 支部連絡員は、支部長の指示を受け、本部、当該支部管内市町村及び地域機関との連絡調整に当たるものとする。

(支部会議)

第15条 支部に、災害予防及び災害対策業務を効果的に実施するため、支部会議を置く。

- 2 支部会議は、支部長、副支部長及び支部付で構成する。
- 3 支部会議は、支部長が招集し、主宰する。

(支部の業務)

第16条 支部は、次の各号の業務を実施する。

- (1) 担当区域内の市町村の被害情報に係る補充的収集及び本部長への報告
- (2) 防災基地の開設及び運営
- (3) 市町村と連携した帰宅困難者対策
- (4) 市町村災害応急対策業務の支援
- (5) 大規模施設（さいたまスーパーアリーナ、埼玉スタジアム2002）における災害対応支援
- (6) その他本部長の指示に基づく事項

(支部の運営)

第17条 前4条に定めるもののほか、支部の運営に関し必要な事項は、各支部長が別に定める。

(支部代替施設の設置)

第18条 支部がその機能を果たせなくなったときは、次の各号の場所に支部の代替施設を設置する。

- (1) 管内の他の地方庁舎又は合同庁舎
- (2) 防災行政無線が設置されている庁舎又は施設

第4章 現地災害対策本部

(現地災害対策本部)

第19条 本部長は、被災地において災害対策業務を実施するため、必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現对本部」という。）を設置する。

(設置場所)

第20条 現对本部の設置場所は、別表第2に掲げる支部の設置場所とし、活動の必要が認められなくなったときに廃止する。ただし、本部長は、必要に応じて設置場所を変更することができる。

(現对本部を構成する機関)

第21条 現对本部は、当該担当区域を所管する地域機関で構成する。

(現对本部長、現対副本部長及び現对本部員)

第22条 現对本部に、現地災害対策本部長（以下「現对本部長」という。）、現地災害対策副本部長（以下「現対副本部長」という。）及び現地災害対策本部員（以下、「現

対本部員」という。)を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。なお、現対本部長は、業務の必要に応じて班長を置くことができる。

2 現対本部長は、本部長の命を受け、現対本部の業務を掌理し、災害応急対策に係る職員を除く地域機関の職員及び参集した職員を指揮監督する。

3 現対副本部長は、現対本部長を補佐し、現対本部長に事故があるとき、現対本部長の職務を代理する。

(現地災害対策本部連絡員)

第23条 現対本部に現地災害対策本部連絡員(以下「現対本部連絡員」という。)を置き、現対本部長が指名する。

2 現対本部連絡員は、現対本部長の指示を受け、本部、当該現対本部管内市町村及び地域機関との連絡調整に当たるものとする。

(現対本部の業務)

第24条 現対本部は、次の各号の業務を実施する。

(1) 被害及び復旧状況の分析

(2) 被災地における市町村及び関係機関との連絡調整

(3) 現場部隊(被災地で応急対策・復旧を行う警察、消防、自衛隊、医療機関等をいう。)の活動調整

(4) 市町村機能の喪失時の支援

(5) その他本部長の指示に基づく事項

2 災害対策業務を実施するため、現対本部会議を開催する。

(1) 現対本部会議は、現対本部長、現対副本部長及び現対本部員で構成する。

(2) 現対本部会議は、現対本部長が招集し、主宰する。

(3) 現対本部長が必要と認める場合には、現対本部会議に防災関係機関の職員の出席を求めることができる。

(現対本部への職員派遣)

第25条 本部長は、現対本部の活動を支援するため、各部及び各支部から職員を派遣することができる。

(現対本部と支部の関係)

第26条 支部は、担当区域内に現対本部が設置された場合、現対本部長の指示に基づく業務を実施する。

2 前項の場合にあっても、支部は支部として継続し、第16条の各号の業務を実施する。

(現対本部の運営)

第27条前8条に定めるもののほか、現対本部の運営に関し必要な事項は別に定める。

第5章 災害対策活動

(体制の配備基準及び活動内容等)

第28条 災害の状況に応じ機能的に災害対策活動を実施するため、配備体制は、次のとおりとする。

(1) 本部を設置しないで、災害対策活動を推進する体制

風水害等による情報収集体制並びに地震による情報収集体制及び警戒体制

(2) 本部を設置して災害対策活動を推進する体制

風水害等による警戒体制及び非常体制並びに地震による非常体制

2 配備区分、配備基準及び活動内容等は、次のとおりとする。

(1) 地震発生時における配備区分、配備基準及び活動内容等

配備区分	配備基準	活動内容	本部等の設置
情報収集体制	原則として震度5弱の揺れが発生した場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	災害即応室を設置する。
警戒体制	原則として震度5強の揺れが発生した場合	災害状況の調査、災害応急対策業務又は非常体制の実施に備えて活動する体制	
非常体制	原則として震度6弱以上の揺れが発生した場合	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	本部を設置する。

(2) 風水害等の配備区分、配備基準及び活動内容等

配備区分	配備基準	活動内容	本部等の設置
情報収集体制	災害の発生が予想される場合（台風直撃等）	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	災害即応室を設置する。
警戒体制	<p>ア 規模の大きい災害が発生した場合又は発生したと考えられる場合（大型かつ強い勢力以上の台風直撃、一の市町村に災害救助法が適用される場合等）</p> <p>イ 規模の大きい災害の発生が予想される場合（大型かつ強い勢力以上の台風直撃、一の市町村に災害救助法の適用が予想される場合等）</p>	災害状況の調査、災害応急対策業務又は非常体制の実施に備えて活動する体制	本部を設置する。

非常体制	ア 激甚な災害が発生した場合又は発生したと考えられる場合（多数の市町村に災害救助法が適用される場合） イ 激甚な災害の発生が予想される場合（多数の市町村に災害救助法の適用が予想される場合） ウ 県内に気象等に関する特別警報が発表された場合	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	本部を設置する
------	---	----------------------	---------

3 「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、前項の規定にかかわらず、その内容により、必要に応じた配備区分を決定することとする。

4 本部を設置しない体制においても、この要綱で定める部、支部をもって災害対策活動を推進する。ただし、情報収集体制及び警戒体制の配備にあたっては、災害対策活動の必要性に応じて、一部の部、支部をもって活動することができる。

（災害即応室の設置）

第29条 本部を設置しない体制において、災害予防及び災害応急対策業務の実施及び庁内調整に当たるため、災害即応室を置く。

2 災害即応室長は、統括部長をもって充てる。

（配備体制施行及び解除の手続）

第30条 配備体制の施行手続及び解除手続については、次に掲げるところによる。

(1) 風水害等による情報収集体制並びに地震による情報収集体制及び警戒体制 知事の指示を受け、危機管理防災部長が施行する。

(2) 風水害等による警戒体制及び非常体制並びに地震による非常体制 知事が施行する。

2 前項の規定にかかわらず、地震発生時の配備体制については、第28条第2項第1号に掲げる基準に該当した場合に自動的に施行するものとする。

（動員計画）

第31条 職員の動員計画については、別表第4の基準により、各部長又は支部長が、別に定める。

2 職員の動員計画は、勤務時間外に発生した災害に迅速に対応できるように、当該職員の居住地等を配慮して定める。

3 各部長は、各部の災害応急活動や所管施設等に係る被害情報の収集のため、自らの所管する地域機関の職員を動員することができる。

（初動要員）

第32条 情報収集体制、警戒体制及び非常体制に係る初動要員については、本部長、各部長又は支部長が、本庁舎又は支部を設置する庁舎の近隣に居住する職員を中心に定める。なお、要員の指定は、初動要員実施要綱に基づいて行う。

2 初動要員は、次の場合において、あらかじめ指定された庁舎に速やかに参集するものとする。

(1) 勤務時間外において、地震により情報収集体制（震度5弱）又は警戒体制（震度5強）が配備された場合

(2) 勤務時間外において、風水害等により情報収集体制又は警戒体制が配備され、動員指令があった場合

(3) 勤務時間外において、地震（震度6弱以上）又は風水害等で非常体制が配備された場合

3 前項の規定にかかわらず、本部長が指定した初動要員のうち危機管理防災センターに参集する職員の参集基準は、次のとおりとする。

(1) 勤務時間外において、地震により警戒体制（震度5強）が配備された場合

(2) 勤務時間外において、風水害等により警戒体制が配備され、動員指令があった場合

(3) 勤務時間外において、地震（震度6弱以上）又は風水害等で非常体制が配備された場合

（市町村情報連絡員）

第33条 市町村情報連絡員については、本部長又は支部長が定める。なお、市町村情報連絡員の指定は、市町村情報連絡員実施要綱に基づいて行う。

2 市町村情報連絡員は、勤務時間外において、県内に震度6弱以上の地震が発生した場合又は激甚な災害が発生した又は発生したことが考えられる場合等で動員指令があった場合には、各市町村庁舎に速やかに参集する。

（非常参集）

第34条 職員は、勤務時間外に第28条に定める非常体制がとられた場合には、第31条に定める動員計画に基づき、業務継続計画等によりあらかじめ参集場所が指定されている場合は指定場所に、それ以外の場合は自己の所属する部又は支部に、直ちに参集する。

2 前項の規定にかかわらず、自己の所属に参集することが困難な職員（別途指定された職員は除く。）は、次に掲げる機関からあらかじめ指定した機関に参集することができる。

(1) 危機管理防災センター

(2) 各支部

（応援の要請）

第35条 部長及び支部長は、配備職員をもって十分な災害応急活動を実施できないときは、本部長に応援を求める。

第6章 雑則

（その他）

第36条 この要綱に定めるもののほか、災害対策活動の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和49年7月1日から施行する。

2 災害対策本部等に関する要綱（昭和41年9月1日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和54年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第4条第3号の規定並びに別表1（第4条第3号の追加に係る部分及び土木部の項の班長の欄に収用委員会事務局長を加える改正部分に限る。）及び別表5（第4条第3号の追加に係る部分に限る。）は、平成8年8月1日から、第8条第2項及び改正後の第14条から第23条までの規定は、平成8年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。ただし別表2（支部担当区域のうち、さいたま支部及び北足立支部の担当区域）及び別表第3（支部の職制のうち、さいたま支部及び北足立支部の支部付き）については5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成25年6月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成25年7月29日から施行する。
附 則
この要綱は、平成25年12月10日から施行する。
附 則
この要綱は、平成26年7月9日から施行する。
附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成27年8月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、令和2年9月1日から施行する。
附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、令和4年12月21日から施行する。

別表第1（第6条関係）

部の組織及び職制

本部長	本部の統括
副本部長	本部長の補佐 本部長の職務の代理

部名	部長	副部長	主な分担事務
統括部	危機管理防災部長	危機管理防災部副部長 報道長 県民生活部県民スポーツ文化局長	災害等に関する情報の収集に関すること 災害対策本部の設置、運営に関すること 国からの指示及び国への要請並びに連絡調整に関すること 他の都道府県への要請及び連絡調整に関すること 各部間等の災害対策の調整に関すること 市町村への指示及び要請並びに連絡調整に関すること 指定公共機関、指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること 報道に関すること 災害等に関する広報全般に関すること インターネットによる情報発信に関すること 災害救助法（災害弔慰金、見舞金を含む）に関すること 被災者生活再建支援法、県・市町村被災者安心支援制度に関すること 帰宅困難者対策に関すること 物流オペレーションチームに関すること 道路調整チームに関すること ライフライン調整チームに関すること 救助実施市との災害救助資源（医療救急部及び住宅対策部において所掌するものを除く）の配分及び供給に関すること
渉外財政部	企画財政部長	企画財政部政策・財務局長 企画財政部行政・デジタル改革局長 企画財政部地域経営局長	国への要望に関すること 全国知事会及び関東地方知事会に関すること 復興対策本部の設置、運営に関すること 災害等対策予算に関すること 義援金等の受入に関すること その他渉外財政に関すること

部 名	部 長	副部長	主 な 分 担 事 務
総務部	総務部長	総務部人財政策局長 総務部税務局長 都市整備部副部長	職員の健康等に関すること 税の徴収猶予・減免措置に関すること 私立学校の災害対策に関すること 庁舎の維持管理に関すること 県有施設の応急復旧に関すること
県民安全部	県民生活部長	県民生活部県民共生局長	災害情報相談センターの設置運営に関すること 生活関連物資等の価格の安定措置に関すること ボランティアの総合調整に関すること 安否情報の収集、提供に関すること
農林対策部	農林部長	農林部副部長	農地、林地、農林水産業用施設等の災害対策に関すること 被災農林水産業者の支援に関すること 物流オペレーションの支援（主に食料の要請受付、調達、配分）に関すること
給水部	企業局長	管理部長 水道部長	飲料水の確保、供給に関すること 水道施設の応急対策に関すること
産業対策部	産業労働部長	産業労働部副部長 産業労働部 雇用労働局長	被災中小企業及び被災勤労者の融資に関すること 災害離職者の早期再就職の促進に関すること 物流オペレーションの支援（主に生活必需品の要請受付、調達、配分）に関すること
環境対策部	環境部長	環境部副部長 環境部環境未来局長	災害等による廃棄物の処理に関すること 水質汚濁対策に関すること その他環境保全対策に関すること
救援福祉部	福祉部長	福祉部副部長 福祉部地域包括ケア局長 福祉部少子化対策局長	災害ボランティアに関すること 災害時等の要配慮者対策に関すること 各種福祉施設の応急対策に関すること 社会福祉協議会との連絡調整に関すること 各部局が開設する避難所の運営の支援に関すること その他救援に関すること

部 名	部 長	副部長	主 な 分 担 事 務
医療救急部	保健医療部長	保健医療部健康政策局長 保健医療部医療政策局長 保健医療部食品安全局長	医療・助産に関すること 保健医療調整本部の設置に関すること 医療救護班の編成、派遣に関すること 医薬品等の確保、供給に関すること 防疫・保健衛生に関すること 埋・火葬の調整に関すること 飲料水、食料の衛生管理に関すること 動物愛護、猛獣対策に関すること (地独) 埼玉県立病院機構、日本赤十字社、県医師会、県看護協会との連絡調整に関すること 救助実施市との災害救助資源(医療、助産及び埋葬)の配分及び供給に関すること その他医療に関すること
応急復旧部	県土整備部長	県土整備部副部長	道路、橋梁等の応急対策に関すること 緊急輸送道路等の啓開に関すること 河川の応急対策に関すること 水防活動に関すること 土砂災害防止に関すること ダム及び砂防施設等の応急対策に関すること 緊急災害派遣隊(TEC-FORCE)の派遣要請に関する こと 直轄管理施設との情報共有に関すること 公共土木施設の災害復旧に関すること その他応急復旧に関すること
住宅対策部	都市整備部長	都市整備部副部長	応急住宅の供給に関すること 被災建築物応急危険度判定に関すること 被災住宅における応急修理及び障害物除去支援に 関すること 公園の利用に関すること 区画整理事業の応急対策に関すること 密集市街地の改善及び拡大の防止に関すること 被災宅地危険度判定に関すること 市街地復興に関すること 救助実施市との災害救助資源(主に応急仮設住宅 の供与、住宅の応急修理及び障害物の除去)の配 分及び供給に関すること その他住宅対策に関すること
下水道対策部	下水道局長	下水道管理課長	下水道施設の応急対策に関すること

部 名	部 長	副部長	主 な 分 担 事 務
輸送部	会計管理者	契約局長	避難住民の輸送に関する事 輸送事業者との連絡調整に関する事 輸送手段、燃料に関する事 交通情報に関する事 物流オペレーションの支援（主に救援物資の輸送）に関する事
文教部	副教育長	教育局教育総務部長 教育局県立学校部長 教育局市町村支援部長	児童、生徒の安全の確保並びに保健衛生に関する事 学用品の確保、調達に関する事 応急教育の実施に関する事 授業料の減免措置に関する事 文化財の保護に関する事 県立学校施設の応急復旧に関する事 その他教育に関する事
議会部	議会事務局長	議会事務局副事務局長	議会に関する事
応援部	人事委員会事務局長	監査事務局長 労働委員会事務局長	物流オペレーションの支援（主に義援物資の対応）に関する事 他の部の応援に関する事
警察本部	警察本部長	警備部長	災害警備活動に関する事
各部共通	関係各部局長	関係各部局	国及び県外自治体等からの応援の受入れに関する事 災害時応援協定締結事業者への支援要請等に関する事

別表第2（第11条関係）
支部の設置場所、担当区域

支部名	設置場所	担当区域
さいたま支部	さいたま 県税事務所	さいたま市
川口支部	南部地域振興 センター	川口市 蕨市 戸田市
朝霞支部	南西部地域 振興センター	朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見市 ふじみ野市 三芳町
春日部支部	東部地域振興 センター	春日部市 草加市 越谷市 八潮市 三郷市 吉川市 松伏町
上尾支部	県央地域振興 センター	鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 伊奈町
川越支部	川越比企地域 振興センター	川越市 坂戸市 鶴ヶ島市 東松山市 滑 川町 嵐山町 小川町 ときがわ町 川島 町 吉見町 鳩山町 毛呂山町 越生町 東秩父村
所沢支部	西部地域振興 センター	所沢市 狭山市 飯能市 入間市 日高市
行田支部	利根地域振興 センター	行田市 加須市 羽生市 久喜市 蓮田市 幸手市 白岡市 宮代町 杉戸町
熊谷支部	北部地域振興 センター	熊谷市 深谷市 本庄市 寄居町 美里町 神川町 上里町
秩父支部	秩父地域振興 センター	秩父市 横瀬町 皆野町 長瀨町 小鹿野町

別表第3（第13条関係） 支部の職制

支部	支部長	副支部長	支部付
さいたま	さいたま県税事務所長	さいたま県税事務所副所長	担当区域を所管する地域機関の長及び支部長が指定するもの
川口	南部地域振興センター所長	南部地域振興センター地域防災幹	同 上
朝霞	南西部地域振興センター所長	南西部地域振興センター地域防災幹	同 上
春日部	東部地域振興センター所長	東部地域振興センター地域防災幹	同 上
上尾	県央地域振興センター所長	県央地域振興センター地域防災幹	同 上
川越	川越比企地域振興センター所長	川越比企地域振興センター地域防災幹	同 上
所沢	西部地域振興センター所長	西部地域振興センター地域防災幹	同 上
行田	利根地域振興センター所長	利根地域振興センター地域防災幹	同 上
熊谷	北部地域振興センター所長	北部地域振興センター地域防災幹	同 上
秩父	秩父地域振興センター所長	秩父地域振興センター地域防災幹	同 上

別表第4（第31条関係）

職員の動員基準

1 基本的な考え方（統括部以外）

情報収集体制	各部、各支部の情報収集及び統括部との連絡調整に必要な人数
警戒体制	各部、各支部の応急対策業務に必要な人数
非常体制	全職員

2 各部、各支部の動員基準

	部 名	情報収集体制	警戒体制	非常体制
本 庁	統括部	45	90 (本部長指定30人を含む)	全 員 (本部長指定30人を含む)
	渉外財政部	4	7	同 上
	総務部	11	17	同 上
	県民安全部	2	10	同 上
	農林対策部	11	20	同 上
	給水部	6	11	同 上
	産業対策部	9	13	同 上
	環境対策部	3	7	同 上
	救援福祉部	8	11	同 上
	医療救急部	9	17	同 上
	応急復旧部	15	210	同 上
	住宅対策部	10	27	同 上
	下水道対策部	27	27	同 上
	輸送部	5	8	同 上
	文教部	10	14	同 上
	議会部	7	11	同 上
	応援部	3	11	同 上
	警察本部	必要数	必要数	必要数
	合 計	185	511	—
	機 地 関 域	支 部	各15 (本部長指定含む)	各40 (本部長指定含む)
合 計		150	400	—
	総合計	335	911	—

3 埼玉県災害対策本部運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県災害対策本部要綱（以下「要綱」という。）に基づく事務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を定める。

(部及び支部の運営に必要な事項)

第2条 要綱第10条及び第17条に定める部及び支部の運営に必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 部及び支部の業務活動に必要な組織の編成
- (2) 前号の組織に係る分担業務の決定
- (3) その他部長又は支部長が必要と認める事項

2 前項各号に掲げる事項を定めたときは、遅滞なく危機管理防災部長に報告する。

3 複数の組織に係る業務については、関係部で体制を整備する。

(本部等設置及び配備体制施行等の通知)

第3条 本部等の設置及び閉鎖並びに配備体制の施行及び解除が行われた場合には、統括部は、直ちにこの旨を庁内放送するとともに、次の各号に掲げる機関に通知する。

- (1) 支部長
 - (2) 市町村長
 - (3) 陸上白衛隊第32普通科連隊長
 - (4) 報道機関
 - (5) その他必要と認める機関の長
- (命令の伝達)

第4条 本部長の命令は、次の手段により行う。

- (1) インターネットメール等
- (2) 埼玉県災害オペレーション支援システム
- (3) Webコミュニケーションツール
- (4) 埼玉県防災行政無線電話ファクシミリ

(災害対策本部の設置)

第5条 本部を設置するときは、設置場所に「埼玉県災害対策本部」の標識掲げる。本部会議の開催方法及び開催場所は、危機管理防災部長が定める。

(本部会議招集の連絡)

第6条 本部会議招集の連絡は、統括部による電話、庁内放送、Webコミュニケーションツール又は本部連絡員を通じて行う。

(災害対策本部員職務代理者の順位)

第7条 災害対策本部員の職務を代理する者の順位は、次の職にある者とする。ただし各順位に該当する職がない場合は、順次繰り上げる。

第1順位 部長級又は副部長級職員（当該職員が2人以上あるときは、あらかじめ部長が定めた順位）

第2順位 主管課長

第3順位 課長級職員（当該職員が2人以上あるときは、あらかじめ部長が定めた順位）
(支部長職務代理者の順位)

第8条 支部長の職務を代理する者の順位は、当該支部管内の次の職にある者とする。ただし各順位に該当する職がない場合は、順次繰り上げる。

第1順位 副支部長

- 第2順位 県税事務所長（さいたま県税事務所長を除く。）
- 第3順位 自動車税事務所長及び自動車税事務所大宮支所長
- 第4順位 福祉事務所長
- 第5順位 農林振興センター所長
- 第6順位 県上整備事務所長
- 第7順位 建築安全センター所長
- 第8順位 保健所長
- 第9順位 教育事務所長
- 第10順位 県税事務所副所長（さいたま県税事務所副所長を除く。）
（水害対策チームの設置）

第8条の2 要綱第28条第2項第2号に定める情報収集体制を配備する場合に、同条第4項に基づき、統括部、応急復旧部及び下水道対策部をもって水害対策チームを設置し、活動することができる。

2 前項の水害対策チームの職員動員計画は、別表第1の基準により各部長が別に定める。
（支部の情報収集体制の特例）

第8条の3 地震発生時に要綱第28条第2項第1号に定める情報収集体制を配備する支部は、同条第4項に基づき、要綱別表第2に掲げる担当区域内で震度5弱の揺れが発生した支部に限る。

2 前項の規定にかかわらず、本部長が必要と認める場合には、その他の支部についても情報収集体制を配備させることができる。

（動員計画の整備）

第9条 要綱第31条第1項に定める職員動員計画には、配備する職員の人数及び連絡方法についても明らかにしておく。

2 前項の職員動員計画は毎年4月1日現在をもって調製し、直ちに危機管理防災部長を通じ知事に報告する。なお、年度内に変更が生じたときは、直ちに危機管理防災部長に報告する。

（非常参集場所の指定）

第10条 要綱第34条第2項に定める自己の所属以外に参集する者は、あらかじめ参集場所を指定し所属課所を經由し危機管理防災部長に報告する。なお、年度内に変更が生じたときは、直ちに危機管理防災部長に報告する。

（情報の収集及び伝達方法）

第11条 災害情報の収集及び伝達は、次の手段により行うものとする。

- (1) 埼玉県災害オペレーション支援システム
- (2) 有線電話ファクシミリ等
- (3) Webコミュニケーションツール
- (4) 埼玉県防災行政無線電話ファクシミリ

2 支部は、埼玉県災害オペレーション支援システム等により市町村の情報収集状況を掌握するとともに、市町村の埼玉県災害オペレーション支援システム等が機能しない場合は、市町村に代わって統括部に情報を伝達する。

（報告の方法）

第12条 本部長に対する報告は、埼玉県災害オペレーション支援システムにより行う。ただし、ファクシミリによる場合は、様式第1号の発生速報及び様式第2号の経過速報により行う。

2 発生速報はその概要について被害発生直後に行うものとし、経過速報は、特に指示す

る場合のほかは、2時間ごとに行う。

(防災基地の開設及び運営)

第13条 次の支部は、防災基地の開設及び運営を行う。

- (1) 川越支部 (中央防災基地)
- (2) 春日部支部 (越谷防災基地)
- (3) 朝霞支部 (新座防災基地)
- (4) 秩父支部 (秩父防災基地)
- (5) 熊谷支部 (熊谷防災基地)

2 防災基地の開設は、次により速やかに行う。

- (1) 非常体制が施行された場合
- (2) 情報収集体制又は警戒体制が施行された場合でかつ統括部の指示があった場合

3 防災基地の運営方法は、別に定める。

4 防災基地を所管する支部長は、防災基地開設時の責任者及び活動要員を予め定めておく。

附 則

この要領は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和54年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和55年9月12日から施行する。

附 則

この要領は、昭和58年5月19日から施行する。

附 則

この要領は、昭和59年8月3日から施行する。

附 則

この要領は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和60年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月21日から施行する。

別表第1 各部の動員基準

部名	情報収集体制（水害対策チーム）
統括部	45
応急復旧部	20
下水道対策部	5
合計	70

発 生 速 報

市町村
消防本部

日 時	分受信	発信者		受信者	
T	被害発生				
2	被害場所				
3	被害程度				
4	災害に対する 措 置				
5	その他必要 事 項				

(注) 内容は簡単に要を得たものとする。

経 過 速 報

支部名
市町村

		発信者				受信者				
災害の種別						発生地域				
被害日時		自 月 日		至 月 日						
報告区分										
区 分		被 害		区 分		被 害				
人的被害	死者	人		田畑被害	田畑	流出・埋没冠水	ha			
	行方不明者	人				流出・埋没冠水	ha			
	負傷者	重傷	人				決壊	箇所		
		軽傷	人				冠水	箇所		
住家被害	全壊 (焼) (流失)	棟		道路被害	その他	冠水	箇所			
		世帯				文教施設	箇所			
	半壊 (焼)	棟				病院	箇所			
		世帯				橋りょう	箇所			
	一部破損	棟				河川	箇所			
		世帯				砂防	箇所			
	床上浸水	棟				清掃施設	箇所			
		世帯				崖くずれ	箇所			
	床下浸水	棟				鉄道不通	箇所			
		世帯				被害船舶	隻			
		人				水道	戸			
		人				電話	回線			
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟	火災発生	被災	電気	戸			
		半壊(焼)	棟			ガス	戸			
	その他	全壊(焼)	棟			ブロック塀等	箇所			
		半壊(焼)	棟			り災世帯数	世帯			
						り災者数	人			
						建物	件			
						危険物	件			
						その他	件			
災害に対してとられた措置 (1) 災害対策本部の設置状況 (2) 市(町村)のとした主な応急措置の状況 (3) 応援要請又は職員派遣の状況 (4) 災害救助法適用の状況 (5) 避難命令・勧告の状況 市町村数 地区数 人 員 人 (6) 消防機関の活動状況 ア 出動人員 消防職員 名 消防団員 名 イ 主な活動状況(使用した機材を含む)										

(資料編 I -2-2-2) 農林水産災害対策委員会の活動体制

1 概要

農林部に農林水産災害対策委員会を置き、各課に実務を担当する災害対策実務班を、各農林振興センターに支部を置く。

2 農林水産災害対策委員会

- (1) 委員会は委員長が必要と認めるとき開催する。
- (2) 委員会は委員長、副委員長、委員で構成する。
- (3) 委員長は、農林部長とし、副委員長は、農林部副部長をあてる。
- (4) 委員は、農林部各課長、調整幹及び農業政策課副課長をもってあてる。
- (5) 委員長は、委員会会議を主宰し、被害調査及び災害対策について決定を行う。

3 災害対策実務班

- (1) 農林部関係課長（委員）は、関係職員をもって災害対策実務班を組織する。
- (2) 班員は関係課長が決定して、委員長に報告するものとする。
なお、班員の担当は、関係課長においてあらかじめ決定しておくものとする。
- (3) 関係課長（委員）は、班員を指揮監督し、支部からの報告を取りまとめ、速やかに委員会に連絡する。
- (4) 災害対策実務班（総務班を除く）は、委員会において決定された事項に基づき、対策要綱、予算編成、中央関係機関に対する陳情事項、被害報告資料等について、その措置を講じ、関係資料を総務班に提出し、総務班はこれを取りまとめるものとする。

ただし、一つの実務班のみに関係する災害については、当該実務班は、委員会において決定された事項の措置を講じ、速やかに被害報告資料のみを総務班に提出するものとする。

4 災害対策支部

- (1) 支部長は、農林振興センター所長とする。
- (2) 支部の構成は、本編に記載のとおりとする。
- (3) 支部長は、支部内の統轄にあたり、災害発生とともに機を逸せず被害状況を把握し、これを取りまとめて災害対策実務班に報告を行うものとする。ただし、必要ある場合は支部構成員より災害対策実務班に直接報告しても差しつかえない。
- (4) 支部は、被害調査及び災害対策の実施にあたっては、関係市町村と緊密な連携を図る。
- (5) 被害報告は、別に定める様式による。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

(資料編 I-2-2-3) 指定地方行政機関等の災害応急対策に関する組織及び事務分掌

1 関東農政局災害対策組織及び事務分掌

別掲のとおり (p45)

2 関東地方整備局

別掲のとおり (p46)

3 日本赤十字社埼玉県支部災害救護実施対策本部の組織及び事務分掌

災害対策本部	本部長		支部長	
	副本部長		事務局長 (本部長職務代理)	
	災害対策本部会議	災害対策本部員	事務局次長	
			総務部長・事業部長	
			各課課長・参事	
			日赤災害医療コーディネーター	
				必要に応じて管内赤十字施設長等に本部会議への出席を依頼する
事務局		救護・講習課		

部門	担当班	項目 No.	所掌事務	主担当係	支援係
全体統括部門	総合調整班 (救護・講習課)	1	災害対策本部会議の設置、招集及び運営に関すること	救護係	講習係
		2	支部現地災害対策本部の運営に関すること		総務係
		3	救護活動の検討、調整及び実施並びに評価に関すること(CoTとの連携)		講習係
		4	災害情報の収集・整理・更新に関すること		講習係
		5	関係機関との連絡調整に関すること		企画財務係
		6	災害に関する各種記録、統計、報告に関すること		講習係
		7	報道機関への対応に関すること		総務係
		8	救護活動の記録に関すること		講習係
救護実施部門	医療救護班 (救護・講習課)	1	救護班の待機、派遣、救護所の開設に関すること	救護係	講習係
		2	救護班の記録、整理に関すること		
	こころのケア班 (救護・講習課)	1	こころのケア活動に関すること	講習係	救護係

活動支援部門	日赤災害医療 CoT (救護・講習課)	1 2 3	都道府県保健医療調整本部又はこれに類する場所における業務に関すること 支部災対本部における業務に関すること 二次医療圏や市町村の活動拠点、拠点救護所に関すること	救護係	講習係
	救援物資班 (振興課・企画財務課)	1 2	救援物資の管理、補給に関すること 救援物資の輸送、配分に関すること	振興係 会員係	企画財務係
	義援金班 (振興課・企画財務課)	1 2	義援金の募集に関すること 義援金の出納に関すること	振興係 会員係	企画財務係
	ボランティア班 (奉仕・青少年課)	1 2	赤十字ボランティアの活動準備に関すること 赤十字ボランティアの活動に関すること	奉仕係	青少年係
	管内施設業務支援班 (企画財務課)	1 2 3	管内施設の被害状況の掌握に関すること 管内施設との連絡調整に関すること 血液製剤の確保供給に関すること	企画財務係	総務係
	施設管理班 (企画財務課)	1 2 3	支部社屋の被害状況把握・復旧・管理に関すること 車両の運行管理に関すること 支援要員受入体制の構築	企画財務係	総務係
	人事班 (総務課)	1 2 3 4	職員の安否および召集・待機・出勤に関すること 職員の衣食住に関すること 救護員の扶助に関すること 安否調査に係る本社、地区分区との連絡に関すること	総務係	企画財務係
	会計班	1	災害救護活動に係る資金の出納管理に関すること	企画財務課	

※状況の応じ、係に関係なく協力することを基本とする。

【非公表】関東農政局災害対策本部及び応急対応業務

【災害対策本部】

災害対策本部長	局長
災害対策副本部長	次長、次長
災害対策本部員	企画調整室長、総務部長、消費・安全部長、生産部長、経営・事業支援部長、農村振興部長、統計部長、地方参事官(家畜伝染病対策)、地方参事官(生産振興)、地方参事官(事業支援)、地方参事官(各省調整)、地方参事官(都市農業)、地方参事官(埼玉県担当)、総務課長、消費生活課長、生産振興課長、担い手育成課長、設計課長、調整課長

【応急対応業務】

部室課		応急業務
企画調整室		1 災害対策の総括 2 農業関係被害の取りまとめ 3 職員の派遣 4 食品の需給・価格動向の把握 5 被害農業者の被害に関する相談窓口
総務部	総務課	1 職員等に係る安否確認 2 安全管理等に係る対策(負傷者の救護等) 3 情報システムに係る対策
	会計課	1 庁舎等管理に係る対策 2 宿舍管理に係る対策 3 執行可能な予算額の把握等
消費・安全部	消費生活課	1 食品安全の危機管理対策 2 消費者からの緊急相談窓口
	農産安全管理課	病虫害防除対策
	畜水産安全管理課	家畜衛生対策
	米穀流通・食品表示監視課	食品表示制度の弾力的運用
生産部	生産振興課	1 米穀の安定供給対策 2 種子の安定供給対策(稲、麦及び大豆) 3 土地利用型作物の農作物等の被害状況の把握及び営農技術指導
	業務管理課	政府所有米穀等の安定供給対策
	園芸特産課	1 野菜・果実の安定供給対策 2 園芸特産物の農作物等の被害状況の把握及び営農技術指導
	畜産課	1 飼料の安定供給対策 2 家畜の移動等に関する情報収集、指導等
支経援営部・事業	食品企業課	1 卸売市場、食品産業関連事業者等に関する対策 2 応急用食料・物資の支援
	経営支援課	1 農業共同利用施設の被害状況把握 2 金融機関等に対する金融措置等の要請 3 農協系統金融機関等に対する金融措置等の要請
農村振興部	設計課	1 災害応急用ポンプ等の資機材の準備 2 被災自治体(都県又は市町村)への技術職員の派遣
	水利整備課	農地・農業用施設等の被害状況の把握と緊急応急対策の実施
	防災課	1 農地・農業用施設等の被害状況の把握と緊急応急対策の実施 2 農業土木技術者の被災地への派遣 3 被災自治体(都県又は市町村)への技術職員の派遣
統計部	生産流通消費統計課	農作物等被害の概況把握

別表-1 本部組織表

本部長 (局長) 副本部長 (副本局長)

災害対策室総括責任者 (統括防災官)

大規模災害時 (TEC-FORCE 総合司令部が設置された場合)

- 本部室担当**
 - 総括防災調整官
 - 防災室長 ※1
 - 企画課長補佐 (港湾空港担当) ※2
 - 防災室建設専門官 (事) ※1
 - 防災室課長補佐 ※1
 - 防災室 ※1
 - 総務課 (総務課総務係長) ※3
- 移設本部長室** (横浜庁舎) 担当
 - 港湾空港
 - 防災・危機管理課長
 - 港湾空港 防災・危機管理課長補佐
 - 港湾空港
 - 防災・危機管理課
- 本部長付 (横浜)**
 - 港湾空港企画官
 - 計画企画官
 - 事業計画官
 - 技術審査官
 - 港湾高度利用調整官

- ※1 総括班総合掛と兼務
- ※2 港湾空港班連絡掛と兼務
- ※3 後方支援班と兼務
- ※4 大規模災害時 (TEC-FORCE 総合司令部が設置された場合) には TEC-FORCE 総合司令部総括責任者に配置する
- ※5 大規模災害時 (TEC-FORCE 総合司令部が設置された場合) には TEC-FORCE 総合司令部総括責任者代理に配置する
- ※6 大規模災害時 (TEC-FORCE 総合司令部が設置された場合) には 総括班 上席副班長に配置する
- ※7 大規模災害時 (TEC-FORCE 総合司令部が設置された場合) には TEC-FORCE 総合司令部 TEC-FORCE 掛に配置する

- 総括班** (統括防災官)
- 上席副班長** (総括防災調整官) (防災対策技術分析官) ※4 (技術開発調整官) ※4
- 副班長** (技術開発調整官) ※6 (工物品質調整官) ※5 (防災情報調整官) (総括技術検査官)

- 総合掛 (防災室) (防災室課長) (防災室課長補佐) ※ 災害体制に応じ、防災室が予定している要員数と同数を目的に、総務部より要員を配置
- 総合掛付 (主任監査官) (入札契約監査官) (適正業務管理官) (予算調整官) (建設産業調整官) (建設業適正契約推進官) (不動産業適正化推進官) (土地市場監視官) (水政調整官) (路政調整官) (特定道路工事対策官) (道路保全企画官) (管繕品質管理官) (監繕品検査官) (技術検査官)

- 調整掛 (防災管理官) (企画課長補佐 (港湾))
- 情報・渉外掛 (技術管理課) (建設産業第一課) (技術調査課)

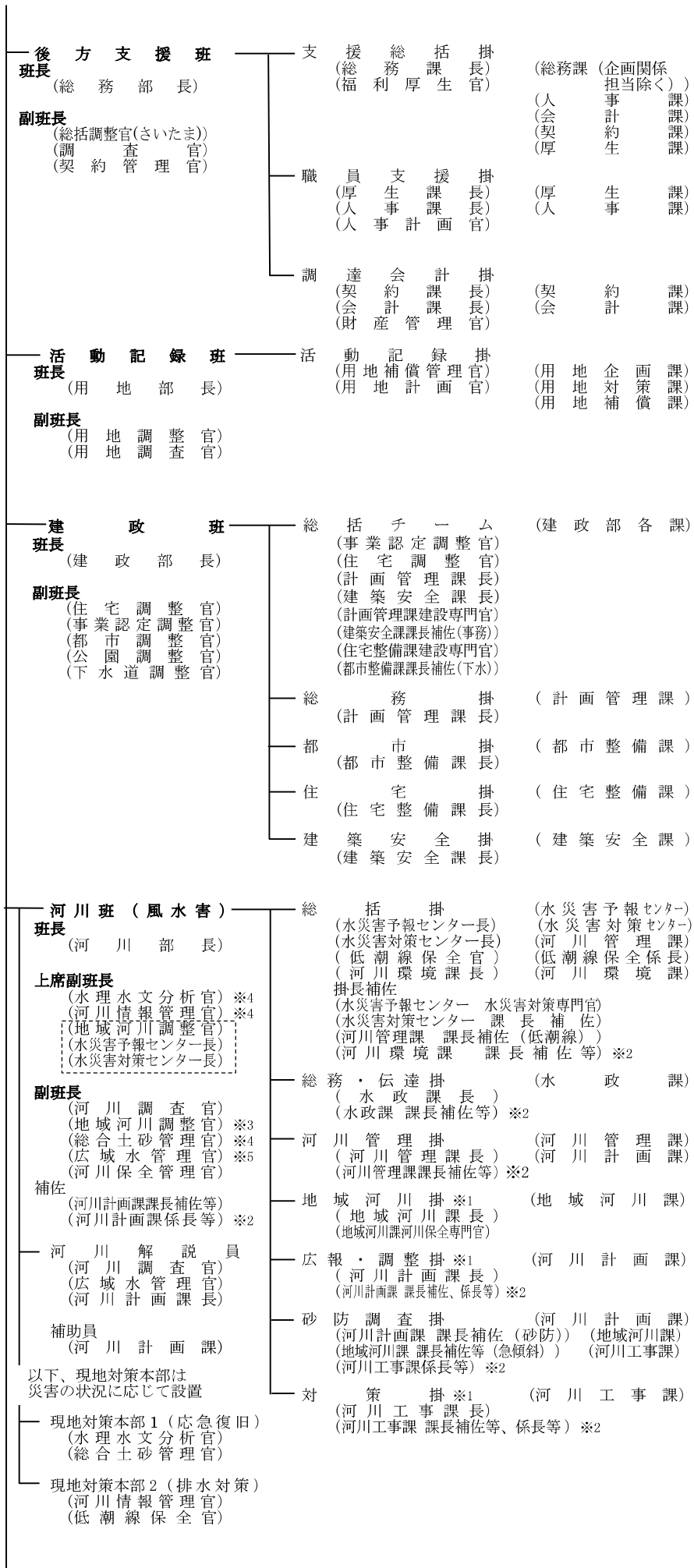
- TEC-FORCE 掛 (災害対策マネジメント室) ※7 (災害対策マネジメント室長) ※7 (災害対策マネジメント室課長補佐) ※7
- 調達掛 ※ (技術調査課) (技術管理課) (技術調査課) (技術管理課) ※ 災害の状況に応じて設置
- 総合啓開掛 ※ (技術管理課) (河川計画課) (計画調整課) (港湾空港・防災危機管理課) (都市整備課) ※ 災害の状況に応じて設置

- TEC-FORCE 総合司令部 総括責任者** (防災対策技術分析官 (総括責任者)) (工物品質調整官 (同代理))
- 副班長** (緊急災害対策派遣官) (技術審査官) (交通緊急災害対策派遣官)

- TEC-FORCE 掛 (災害対策マネジメント室) (災害対策マネジメント室長) (災害対策マネジメント室課長補佐)

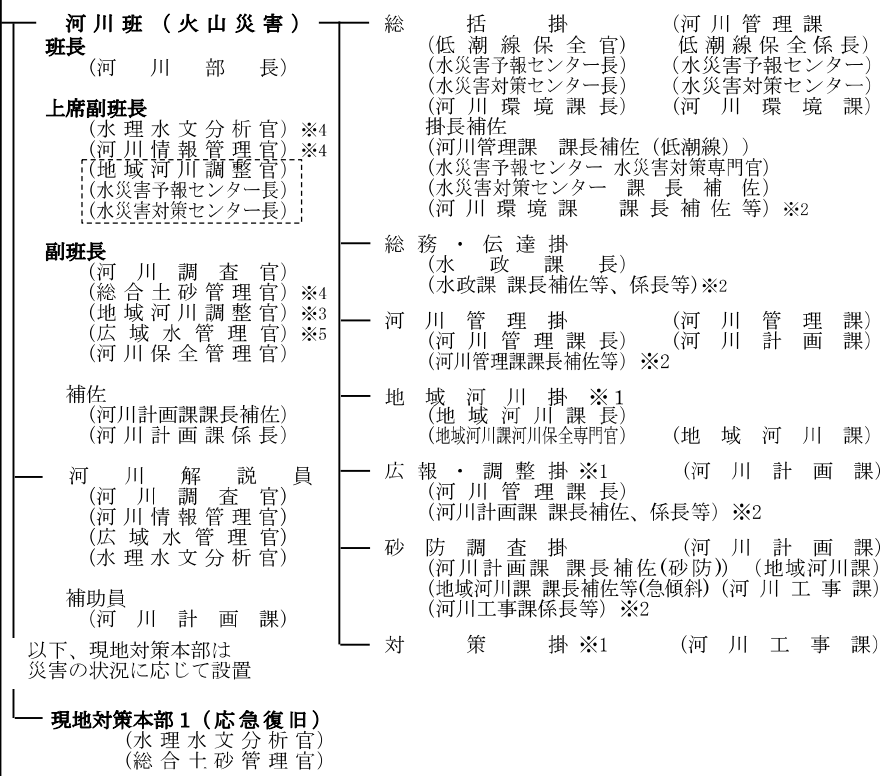
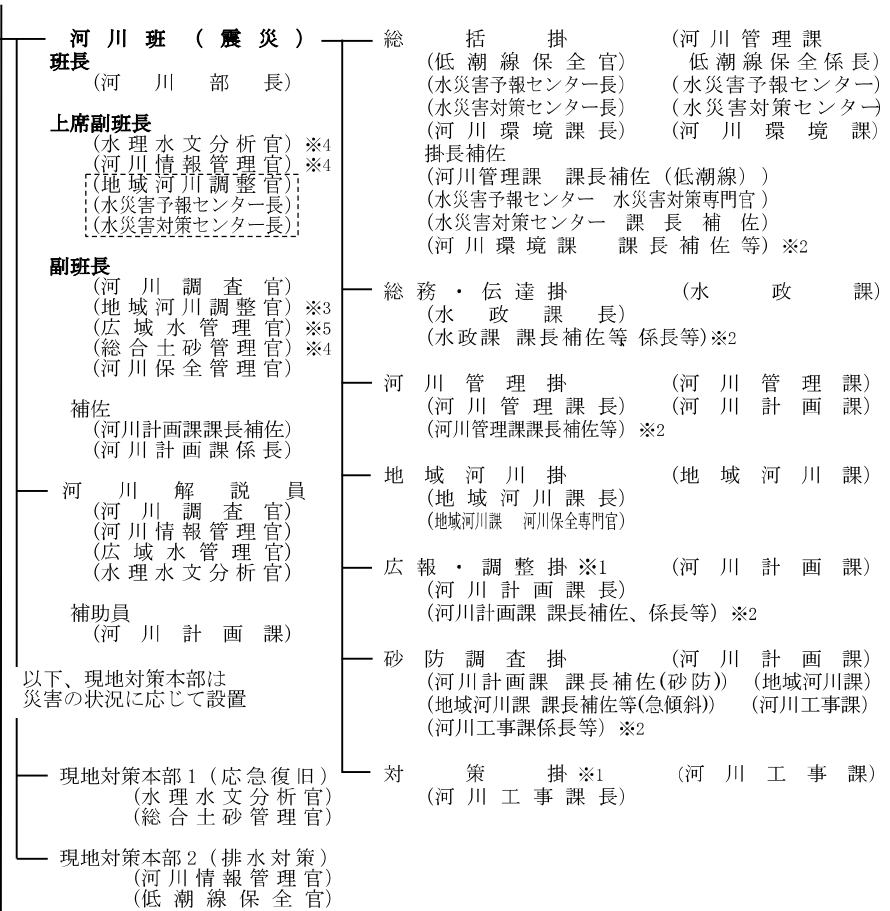
- 企画班** (企画部長)
- 副班長** (企画調整官) (技術調整管理官)

- 計画掛 (企画課) (総務、企画一、施策分析評価、事業評価) (広域計画課)
- 機械掛 (建設情報・施工高度化技術調整官) (施工企画課長) (施工企画課)
- 電通掛 (情報通信技術課長) (情報通信技術課長補佐) (情報通信技術課)
- 広報・広聴掛 (総務課 (企画)) (企画課 (広報、人材育成、環境調整官)) (建設産業第二課) (建設産業第二課) (総務課建設専門官 (企画)) (企画課建設専門官 (広報))

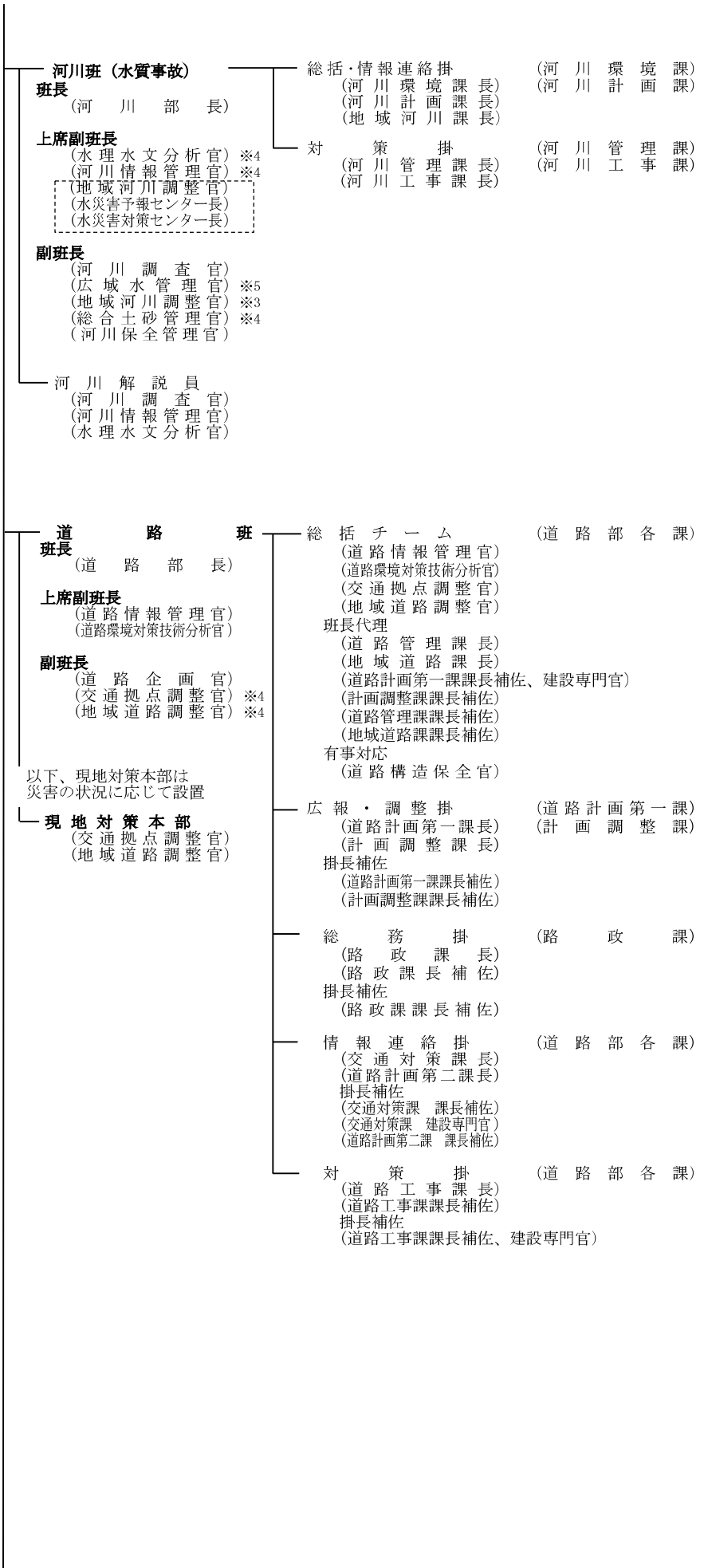


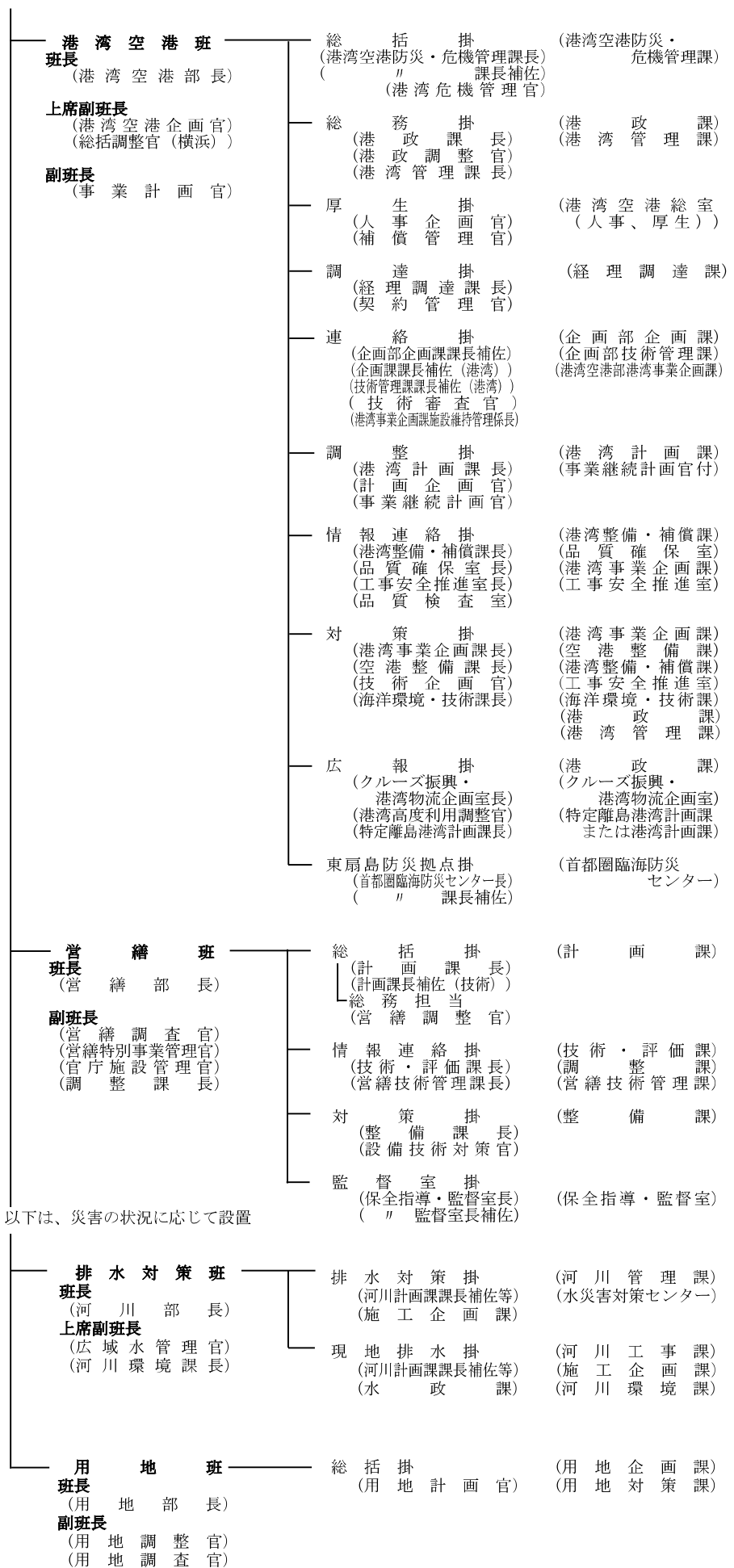
- ※1 副班長補佐、河川管理掛河川解説員補助、砂防調査掛の任にあたるものを除く。
- ※2 課長補佐等は各専門官を含む。係長等は専門員を含む。
- ※3 大規模災害時(TEC-FORCE 総合司令部が設置された場合)には河川班上席副班長に配置する。
- ※4 大規模災害時(TEC-FORCE 総合司令部が設置された場合)には現地対策本部に配置する。
- ※5 大規模災害時(TEC-FORCE 総合司令部が設置された場合)には排水対策班上席副班長に配置する。

- ※1 副班長補佐、河川管理掛河川解説員補助、砂防調査掛の任にあたるものを除く。
- ※2 課長補佐等は各専門官を含む。係長等は専門員を含む。
- ※3 大規模災害時(TEC-FORCE 総合司令部が設置された場合)には河川班上席副班長に配置する。
- ※4 大規模災害時(TEC-FORCE 総合司令部が設置された場合)には現地対策本部に配置する。
- ※5 大規模災害時(TEC-FORCE 総合司令部が設置された場合)には排水対策班副班長に配置する。



- ※1 副班長補佐、河川管理掛
河川解説員補助、砂防調
査掛の任にあたるものを
除く。
- ※2 課長補佐等は各専門官を
含む。係長等は専門員を
含む。
- ※3 大規模災害時(TEC-FORCE
総合司令部が設置された
場合)には河川班上席副
班長に配置する。
- ※4 大規模災害時(TEC-FORCE
総合司令部が設置された
場合)には現地対策本部
に配置する。
- ※5 大規模災害時(TEC-FORCE
総合司令部が設置された
場合)には排水対策班上
席副班長に配置する。





＜第2編 震災対策編＞

(資料編Ⅱ-1-1-1) 埼玉県の地形・地質

第1 概要

埼玉県の地形は、群馬県高崎市、埼玉県寄居町、東京都八王子市をとおり高崎―八王子線によって大きく2分され、西側には関東山地、東側には埼玉（関東）平野がある。しかし、地形区分の上からは、関東山地、同山地内の秩父盆地、同山地東縁ぞいの丘陵群、標高10～70mで関東ローム層からなる台地及び河川沿いの低地に分類される。

第2 山地

県内の山地は、上武山地、外秩父山地及び奥秩父山地からなり、西端の十文字峠(2,030 m)から、甲武信ヶ岳(2,483m)をはじめとする2,000m級の峰が西から東へほぼ同じ高さで連なり、侵食平坦面を呈している。この2,000m前後の平坦面の北側に、両神山に代表される標高1,700m前後の面、天目山で代表される標高1,500～1,600m前後の面、大霧山、堂平山に代表される標高700m前後の面と、四段の侵食平坦面が高位平坦面を形成して階段状に分布し、高崎―八王子線で終わっている。

これらの山地は荒川及びその支流、入間川、その他いくつかの大小の河川によって侵食され、壮年期の地形を呈している。荒川沿いには上記の3つの山地に囲まれる秩父盆地が形成されている。

秩父山地は、中生界及び新生界からなっている。中・古生界は長瀨系(変成岩)・秩父系(堆積岩)・大滝層群・山中地溝帯の白亜系・跡倉層群などからなり、前記の高位平坦面を形成している。新生界は中新世から完新世の地層からなり、段丘地形や谷底低地を形成している。

中・古生界の一般走向は北西―南東方向で、同方向に軸をもつ褶曲や、同方向の断層が発達し、全体が帯状配列をした地質構造である。

第3 丘陵地

丘陵地は、関東山地の北東～東縁ぞいに半島状または残丘状に分布する。これらは利根川や荒川、多摩川などの河川に分断され、埼玉県内では北から児玉丘陵、松久丘陵、比企丘陵、岩殿丘陵、毛呂山丘陵、高麗丘陵、加治丘陵及び狭山丘陵が分布する。これらの丘陵は、形態や構成層の違いから、北と南の2つの丘陵群に分かれる。北部の比企丘陵と岩殿丘陵の構成層は中新統の浅海底堆積物の松山層群で、これを不整合に下部更新統の高位段丘礫層が覆っている。毛呂山丘陵から南部の丘陵構成層は下部更新統の扇状地性堆積物の飯能礫層、仏子層及び豊岡礫層からなる。各丘陵は平坦な頂面をもつが、関東山地に接する西側の方が東側に比べて高い。これは第四紀を通じて関東山地の隆起運動に関連した傾動運動を各丘陵が受けてきたことを示している。また、北側の丘陵が南側の丘陵に比べて頂面高度が低くなる傾向が認められる。これは、北側の丘陵が加須低地を中心とする関東造盆地運動によって相対的に沈降したことを示唆する。

第4 台地

県内の洪積台地は、おもに最終間氷期以降に形成された段丘で、高位から下末吉面、武蔵野面及び立川面よりなる。最上位の下末吉面は海成段丘で、武蔵野面及び立川面は河成段丘である。段丘は、第四紀に起こった氷期と間氷期の繰り返りで生じた海進、海退に伴って平坦面が形成され、隆起運動によって離水したものである。段丘は、頂部の平坦面と段丘崖からなり、関東ローム層に覆われている。

県内の段丘は、丘陵の北～東縁に分布し、北から本庄台地(立川面)、櫛引台地(武蔵野面・立川面)、江南台地(下末吉面)、入間台地(武蔵野面)、所沢台地(下末吉面)と連なる。これらの台地とは別に平野中東部に北北西―南南東方向に細長い大宮台地(武蔵野面)が分布している。

第5 低地

沖積低地とは、沖積世に河川の堆積作用によって形成された平坦な地形で、上流部から、扇状地、

自然堤防地帯、三角州からなる。

沖積平野は、地下水位が高く、おもに砂～シルト※からなる軟弱地盤のため、地震発生時に液状化現象が発生しやすい。液状化現象は、震度5以上で発生するといわれ、地震の規模が大きくなると液状化現象を生ずる震度の下限値は小さくなる傾向が認められる。過去に液状化現象の履歴の認められる地域では、再び液状化現象の発生する可能性がある。埼玉県内で液状化現象が発生した地震としては、元禄地震(1703年)、安政江戸地震(1855年)、東京湾北部地震(1894年)、関東大地震(1923年)及び西埼玉地震(1931年)などがあり、妻沼低地、加須低地、荒川低地、中川低地等多くの場所で認められている。

※シルト：土の粒子は、大きき順に「礫(れき)」、「砂」、「シルト」、「粘土」に区分される。

(1) 扇状地

河川の勾配が1,000分の1より大きく、河床が砂礫よりなる河川を網状流河川とよび、その河川をつくる地形が扇状地である。扇状地は、山地から平野への移り変わりが急なところででき、その地形は、谷口を中心とする同心円状の等高線で示される。妻沼低地の南部がこれにあたる。

(2) 自然堤防地帯

自然堤防地帯は、おもになだらかな平坦面からなるが、自然堤防、後背湿地、河道跡、河畔砂丘等の微地形が認められる。河道は蛇行(曲流)することが多い。自然堤防は、河道の両側に形成される連続性のよい微高地で、河川の増水・氾濫時に堆積した砂やシルトからなる。自然堤防の背後につづく後背湿地は、河川の氾濫時に水中に浮遊していたシルトや粘土が堆積する場所で、しばしば湿地や沼が形成され、泥炭などの有機質堆積物も認められる。後背湿地や河道跡は軟弱地盤で水はけが悪いため水田などに利用されてきたが、近年は宅地造成されているところが多い。このような地域では地震発生時に液状化現象が起こりやすい。

この地帯は、利根川中流域の加須低地、荒川流域の荒川低地、中川流域の中川低地などにみられる。

(3) 三角州

河川が海に流入するところでは、河川の運搬物質の堆積によって河口に中州ができ、河川は分流を起こす。これが次々に起こって三角州が拡大する。三角州構成層の上部をつくる主要なものは掃流物質の砂である。浮遊物質のシルト・粘土は海中に拡散してのち、薄く広がる底置層として沈積し、三角州構成層の下部をつくる。

荒川低地や中川低地の下流部がこれにあたる。約6,000年前に汎地球的な温暖期があり、海面高度は現在より約3m高く、荒川流域では川越付近、中川流域では加須付近まで海が進入していた。この海進は縄文海進と呼ばれ、その堆積物(有楽町層)は、粘土、シルトを主体とする。この時代に形成された三角州では地震発生時に液状化現象が起こる危険性が非常に高い。

第6 活断層

埼玉県周辺の活断層を図に示す。県内の活断層で発生したとみられる地震としては、1931年の西埼玉地震が挙げられるが、地震断層の出現は確認されておらず、どの活断層が活動したかは特定されていない。

活断層の活動の度合いをA級(千年あたりの変位量が1m以上10m未満)、B級(千年あたり10cm以上1m未満)、C級(千年あたり1cm以上10cm未満)と区分することが多いが、県内には最も活動度が高いA級の活断層はなく、すべてB級ないしC級と推定される。これらの活断層の活動間隔は数千年のオーダーと考えられる。

なお、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、発生すると地震の規模が大きく、社会的・経済的影響が大きいと考えられる全国の主要な114の断層帯について震源断層の位置や形状を調査し、その結果を長期評価として公表している。

図 埼玉県の活断層（地震調査研究推進本部HP）

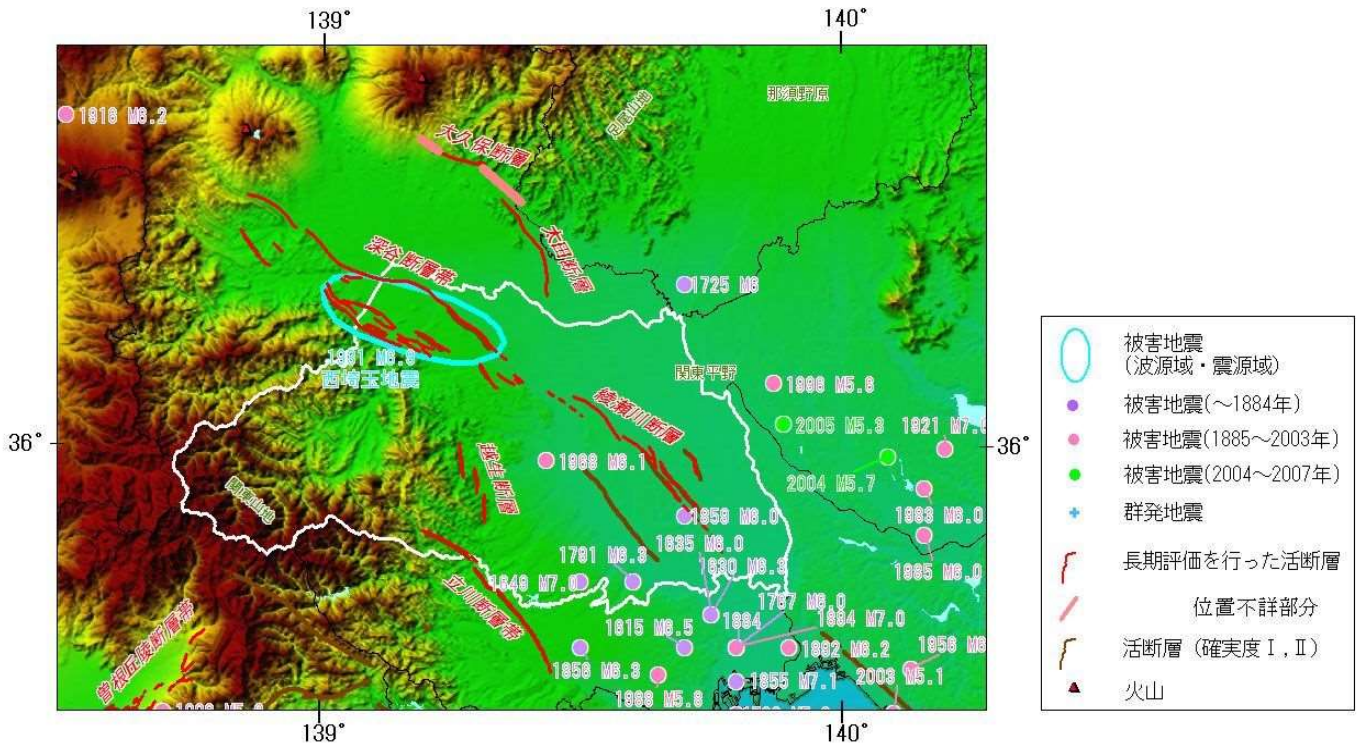


表 地震調査研究推進本部が公表した埼玉県内の断層帯の評価の概要

断層帯名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な活断層における想定的評価(※)	地震発生確率			地震後経過率	平均活動間隔
			30年以内	50年以内	100年以内		最新活動時期
深谷断層帯	7.9程度	Aランク	ほぼ0%~0.1%	ほぼ0%~0.2%	ほぼ0%~0.5%	0.2~0.6	10,000年~25,000年程度 約6,200年前以後~約5,800年前以前
綾瀬川断層 (鴻巣-伊奈区間)	7.0程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.1~0.3	45,000年~71,000年程度 約15,000年前以後~約9,000年前以前
綾瀬川断層 (伊奈-川口区間)	7.0程度	Xランク	不明	不明	不明	不明	不明 不明
立川断層帯	7.4程度	A*ランク	0.5%~2%	0.8%~4%	2%~7%	0.9~2.0	10,000年~15,000年程度 約20,000年前~13,000年前
越生断層	6.7程度	Xランク	不明	不明	不明	不明	不明 不明

※活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。地震後経過率が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

第7 表層地質

県内の表層地質は、軟弱で比較的地震動が増幅しやすいと言われている「沖積腐植土」や「沖積粘性土」が県土の25.3%を占めている。これらは、県中東部地域に広く分布している。

また、関東ローム層といわれる「火山灰質粘性土」(赤土)が県土に占める割合は18.3%である。一方、秩父地方を中心に県西部は、堅固な岩盤が広く分布している。

第8 過去の地震の履歴

埼玉県に影響を及ぼす地震としては、震源が近い、いわゆる直下型地震と、中～長距離に起こる巨大地震とがある。これら有史以来の歴史的な被害地震については、気象庁等によって地震カタログとして整理されている。

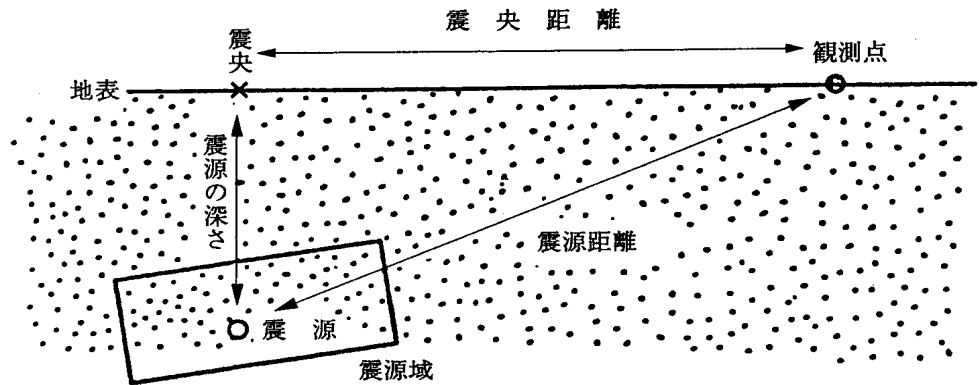
なかでも大きな被害を与えた地震としては、818年の関東諸国の地震、1855年の安政江戸地震、1923年の関東大地震及び1931年の西埼玉地震があげられる

1 震源、震源域、震央

地震は、地殻のある場所で岩盤がずれる(破壊する)ことによって発生し、そこから地震波が伝わることで、地震動として感じる事となる。岩盤の破壊が始まり、波動が発生した点のことを震源という。実際は地震波のすべてがこの点から発生するのではなく、岩石の破壊が広がった領域で発生しており、その領域を震源域と呼んでいる。

マグニチュード8クラスの巨大地震では、震源域は長さ100~150km、幅数10kmに及び、4~5mの食い違い量を持つ断層を生じさせる。時には断層が表面に現れることがある。

震源直上の地表の地点を震央という。一見して地震がここから発したようにも見えるので震源地ともいう。



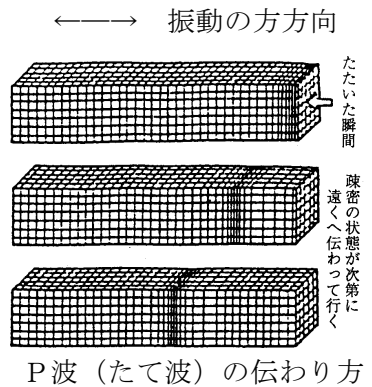
震源の観測

2 地震波

地球は均質でないので、地振動は単純な振動運動ではなく、いろいろな波形や波長の波の組み合わせとなり三次元の複雑な揺れを示す。地震波をより大きく分ければ次の3種類となる。

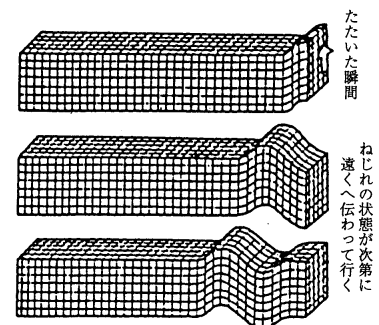
(1) P波 (Primary wave、たて波又は疎密波)

最初に到達する波。岩石の体積変化の反発に伴い生じる波で、音のように振動方向と波の方向が一致し、その速度は岩石の硬いところは早く、沖積層などの柔らかいところでは遅い。地殻における速度は、6~7(km/s) (地表近くはこれよりもずっと遅い) である。



(2) S波 (Secondary wave、横波)

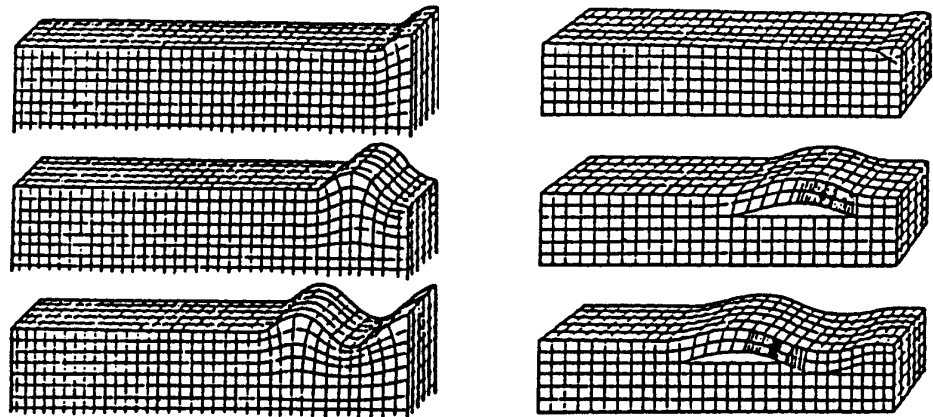
2番目にくる波は、岩石の変形の反発に伴い生ずる横波(ねじれ波)で海の波のように振動方向と進行方向は直角であり、地殻における速度は3.5~4(km/s) (地表面近くはこれよりもずっと遅い) である。



(3) 表面波

石を投げた場合、表面は波をうっているが、深いところでは動きがないように、地球の表面近くの部分だけが運動し、内部の方は静止しているような振動状態の波を表面波という。

表面波には、地表面の動きが進行方向に対して前後及び上下の運動をするレイリー波（Rayleigh wave）と、地表面の動きが進行方向に対して直角の面で振動するラブ波（Love wave）の2種類がある。ともに発見者の名前をとっている。



表面波（レイリー波）の伝わり方

表面波（ラブ波）の伝わり方

※近年、表面波（レイリー波）の一種で、数千mの厚さで伝わる長周期地震波（ほとんど体感することができない、長周期地震動から発生する周期5～10秒の波）の危険性が、指摘されている。

大きな地震では、表面波が地球を数周することもあり、また、固い地盤にぶつかると、反射する波もある。

3 卓越周期、固有周期、共振現象

地震波は、いろいろな周波数や振幅に波が合成され、複雑な波形となっており、地盤により揺れ方は大きく異なる

地盤ごとに最大の揺れを示す波の周期（波の山から山までの時間）が異なり、その周期を卓越周期という。

地盤による卓越周期の目安

地 盤	卓越周期 (s)
堅固な地盤、岩盤	約0.1
洪積層	約0.2～0.3
沖積層	約0.4～0.5
埋立地、沼地	約0.6～0.8

一方、建物や構造物にも構造や高さ等により、建物及び構造物ごとにそれぞれの振動周期がある。これを固有周期という。

建物の種類別固有周期の例

建 物 の 種 類	周 期
平屋の一般住宅	0.2～0.4秒
2階建の一般住宅	0.3～0.6秒
2階建のアパート	0.4～0.7秒
10階建の鉄筋コンクリートビル	0.8秒前後
10階建の鉄筋コンクリートビル	1.2秒前後

建物や構造物の固有周期と、その建物や構造物を支えている地盤の卓越周期が近い場合には、共振して大きく揺れる。

高層ビルでは、建物の固有周期により周期が長い地震波に対しては、ビルが一体となって揺れるため、高層階では低層階や地上より大きく揺れることがある。

※長周期地震波は、固有周期の長い高層建物やタンクに貯蔵されている液体と共振し、建物や施設に被害を生じさせると言われている。

(資料編Ⅱ-1-1-3) 埼玉県における被害地震

発生年月日	M	緯度経度	深さ km	震源地域	被害記述
818.	7.5	36.50 139.50	—	関東諸国	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まるること数里、百姓の圧死者多数
878.11.1	7.4	35.50 139.30	—	関東諸国	相模・武蔵が特にひどく、5～6日震動が止まらなかった。公私の屋舎1つ全きものなく、地陥り往通不通となる。圧死者多致。
1615.6.26	6.5	35.70 139.70	—	江戸	家屋破潰、死傷多く、地割れは生じた。詳縮不明。
1630.8.2	6.3	35.75 139.75	—	江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、堀も多少損ず。細川家家上屋敷では白壁少々落ち、藩ち、堀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。
1649.7.30	7.0	35.80 139.50	—	武蔵・下野	川越で大地震、町屋で700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畑3尺ゆり下る。江戸城二の丸石垣・堀被損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の被損・倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井垣被損し、八王子・伊那で有感、余震日々40～50回、死50人余。 (埼玉県)川越で被害があった事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。
1703.12.31	8.2	34.7 139.8	—	関東南部	相模・武蔵・上総・安房で震度大、特の小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが県内の被害の詳細は不明。
1791.1.1	6.3	35.80 139.60	—	川越・蕨	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の破損。 川越で喜多院の本社屋根など破損。
1854.12.23	8.4	34.00 137.80	—	東海	(埼玉県)推定震度 蕨、桶川、行田5。
1855.11.11	6.9	35.65 139.80	—	江戸	激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは1つもなかった。民家の壊も多く、14,346軒という。また土蔵壊1,410。地震後30余箇所から出火し、焼失面積は2町(0.22km) ² ×2里19町(10km)に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろう。 (埼玉県)推定震度大宮5、浦和6。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手割れ、噴砂等の被害があった、幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の52ヶ村総家数5,041軒中、壊家17軒人家・土蔵・物置等壊同然3,243軒。(村毎の被害率9～73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蕨で宿壊3軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破33軒死1、傷1。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊3。土蔵は所々で大被、壁落等あり。
1859.1.11	6.0	35.90 139.70	—	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々被害、江戸・佐野・鹿沼で有感。
1894.6.20	7.0	35.70 139.80	—	東京湾北部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者24、負傷157人。家屋全半壊90、破損家屋4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316か所。 (埼玉県)埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅350間(約630m))あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損25。南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894.10.7	6.7	35.60 139.80	—	東京湾北部	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立部小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多し。
1923.9.1	7.9	35.20 139.30	—	関東南部	死者99,331名、負傷者103,733名、行方不明者43,476名、家屋全壊128,266軒、半壊126,233軒、焼失447,128軒、流出868軒。 (埼玉県)死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒
1924.1.15	7.3	35.50 139.20	—	丹沢山地	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。

1931. 9. 21	6. 9	36. 15 139. 23	0	埼玉県 北 部	(埼玉県) 死者11人、負傷者114人、全壊家屋172戸、 中北部の荒川、利根川沿いの沖積地に被害が多い
1968. 7. 1	6. 1	35. 59 139. 26	50	埼玉県 中 部	深さが50 k mのため、規模の割に小被害で済んだ。東京で負傷6名、家屋 一部破損50、非住家被損1、栃木で負傷1名
1989. 2. 19	5. 6	36. 01 139. 54	54	茨城県 南西部	茨城県、千葉県で負傷者2人、火災2軒。他に塀、整、車、窓ガラス等破 損、熊谷で震度3。
2011. 3. 11	9. 0	38° 6. 2' N 142° 51. 6' E	24	三陸沖	東北地方を中心に死者 15, 883名、行方不明2, 676名、負傷者6, 144名。 (埼玉県)最大震度6弱(宮代町)、負傷者104名、全壊24棟、半壊194棟、 一部破損16, 161棟、火災発生12件

(資料編Ⅱ-2-1-1) 自然災害伝承碑一覧

令和5年1月26日現在

碑名	建立年	所在地	災害名	災害種別	伝承内容
1 震災記念碑	1924	埼玉県さいたま市南区松本三丁目(白髭神社)	関東大震災(1923年9月1日)	地震	大正12年(1923)9月1日午前11時58分に発生した関東大震災は、関東一帯の地面を揺らし、死傷者数十万人および数多くの建物、橋、線路を破壊した。旧美谷本村では住家72戸(その内、ここ大字松本新田は14戸)が倒壊、白髭神社の社殿も倒壊するなど、崩れたり傾いた建物が村全体に入り乱れていた。
2 八丁の水神社再建記念碑	1929	埼玉県さいたま市緑区大間木2395(水神社)	関東大震災(1923年9月1日)	地震	水神社は、水の神である罔象姫命(みづはのめのみこと)を祀っている。大正12年(1923)9月1日の大地震により、享保17年(1732)6月に創建された社殿は全壊し、倒壊家屋は、八丁、下山口だけで30戸に及んだ。
3 寛保の洪水記録灯籠	1763	埼玉県川越市久下戸(氷川神社)	寛保2年の大洪水(1742年8月)	洪水	寛保2年7月27日(1742年8月27日)から降り始めた雨は、8月1日(1742年8月30日)に豪雨となり、荒川の水位は堤の上まで達し、各所で決壊した。旧久下戸村では、隣の旧古谷本郷村で堤防が決壊したため多くの家が軒まで浸水し、氷川神社も約60センチ浸水した。このような甚大な水害であったが、近隣の村々では田に落ちて溺死したものの以外に死人はなかった。
4 寛保二年大洪水・水位記念碑	1999	埼玉県川越市久下戸(氷川神社)	寛保2年の大洪水(1742年8月)	洪水	寛保2年7月27日(1742年8月27日)から降り始めた雨は、8月1日(1742年8月30日)には豪雨となった。増水した荒川の水位は堤の上まで達し、各所で決壊を引き起した。洪水当時の水位は標高9.5メートルまで上昇し、この水位を後世に伝えるために新たな水位標が建立された。川越藩領での被害は破堤96か所、流失家屋79戸、浸水で潰れた家274戸、死者24人の記録がある。
5 明治四十三年水害遭難追薦碑	1942	埼玉県飯能市大字上名栗	明治43年の大水害(1910年8月10日)	洪水・土砂災害	明治43年(1910)8月8日から雨は激しくなり、10日には豪雨となった。10日午後8時40分頃、旧名栗村大字穴沢の山腹が轟音とともに崩壊し、山麓の家屋8戸を飲み込んだ。この土砂災害で穴沢地区では22名の命が奪われた。
6 決壊口跡	1950	埼玉県加須市新川通	カスリーン台風(1947年9月)	洪水	昭和22年(1947)9月、カスリーン台風が関東地方を襲い、16日未明にこの地で堤防が決壊し、その濁流は東京まで到達した。未曾有の大災害により利根川流域では死者1,100人、家屋浸水303,160戸、家屋の倒半壊31,381戸の甚大な被害をもたらした。碑文には治水事業がとても大切であることが記されている。
7 決壊口跡	1950	埼玉県加須市向古河	カスリーン台風(1947年9月)	洪水	昭和22年(1947)9月、カスリーン台風が関東地方を襲い、16日未明にこの地で堤防が決壊し、二つの村を水底に浸して多数の人命と家屋が奪われた。この地域では、昭和10年(1935)と昭和16年(1941)にも大洪水に襲われており、碑文には治水事業がとても大切であることが記されている。
8 利根川治水記念碑	1989	埼玉県加須市新川通	カスリーン台風(1947年9月)	洪水	昭和22年(1947)9月に襲来したカスリーン台風は未曾有の豪雨をもたらした。利根川流域において、死者1,100人、家屋浸水303,160戸、家屋の倒半壊31,381戸の甚大な被害をもたらした。碑文には、首都圏の安全のために、治水事業が引き続きとても大切であることが記されている。
9 石橋供養塔・水災記念之碑	1911	埼玉県加須市水深(江川堀・稲荷橋)	明治43年の大水害(1910年8月)	洪水	明治43年(1910)は、梅雨の頃から7月にかけて雨が多かった。8月になると豪雨が続き、利根川・荒川は氾濫して堤防が決壊した。濁流が阿良川堤に押し寄せて水利組合が警報を発したが、堤は遂に破られ、この辺り一面は泥海となった。安永2年(1773)建立の供養塔に明治44年(1911)に水災記念が加えられている。

10	石橋供養塔・降砂洪水記録之碑	1791	埼玉県加須市水深(青毛堀川・二枚橋)	天明3年浅間山噴火(1783年) 天明6年の大洪水(1786年)	洪水・火山災害	天明3年(1783)の浅間山噴火による降灰により、利根川などの川床が上昇した。天明6年7月13日から16日(1786年8月6日から9日)まで大雨となり、諸河川の氾濫をもたらした。翌年は、前年の水害と天候不順により凶作となり飢饉となった。
11	水量杭記念碑	1911	埼玉県加須市町屋新田(大神社)	明治43年の大洪水(1910年8月)	洪水	明治43年(1910)8月に大洪水が発生して甚大な被害となった。将来にむけて注意を促すため、石碑の上面がこの大洪水時の水位となるよう設置された。
12	明治四十三年大洪水記念碑	1911	埼玉県加須市花崎(鷲宮神社)	明治43年の大洪水(1910年8月)	洪水	明治43年(1910)は7月下旬からずぶ濡れになるほどの雨が降り、8月11日に止んだ。この大雨により利根川・荒川の堤防の多くが決壊し、関東は稀にみる大洪水となった。死傷者や家畜の被害は数えることができないほど多く、田んぼや家も流された。
13	水害復旧竣工記念碑	1950	埼玉県加須市川口(神明社)	カスリーン台風(1947年9月)	洪水	昭和22年9月16日未明、島川では堤防が6箇所が決壊し、洪水は旧東村全体に及び、濁流は東京まで達した。ここ川口では上流で1箇所、下流で2箇所が決壊し、家屋の流失倒壊4戸、床上浸水100戸余、耕地約100ヘクタールはすべて冠水して収穫は概ね皆無となるなど、甚大な被害となった。
14	昭和二十二年大洪水記念碑	1950	埼玉県加須市南篠崎(神明社)	カスリーン台風(1947年9月)	洪水	昭和22年9月16日未明、島川では堤防が6箇所が決壊し、洪水は南篠崎の一面を除いて旧東村全体に及んだ。家屋は流失倒壊8戸、半壊25戸、床上浸水600戸あまり、耕地は30ヘクタールあまりが埋没・流失し、収穫皆無の田畑は7割を超えた。
15	水害復旧記念碑	1951	埼玉県加須市南大桑(東岡集会所)	カスリーン台風(1947年9月)	洪水	昭和22年(1947)9月16日未明、島川の堤防が6箇所が決壊し、洪水は旧東村全体に及んだ。南大桑では観音堂の堤防及び西岡地内1箇所が決壊し、家屋の流出は1戸、半壊数戸、床上浸水200戸あまり、耕地200ヘクタールあまりがすべて冠水し、作物の収穫はほとんどなくなった。
16	洪水記念碑	1911	埼玉県加須市阿良川(天神社)	明治43年の大洪水(1910年8月)	洪水	明治43年(1910)7月下旬から8月11日まで続いた長雨により河川が増水して氾濫し、関東諸国は最も悲惨な状況となった。被害は、北葛飾・南埼玉両郡を過ぎて東京まで広がり、数日の間、水没は続いた。
17	寛保二年水難供養塔	1774	埼玉県加須市中ノ目(中ノ目橋北)	寛保2年の大洪水(1742年8月)	洪水	寛保2年7月27・28日(1742年8月27・28日)と雨が降り続き、8月1日(1742年8月30日)の夜中に大雨となった。翌2日の朝には、加須市志多見の阿良川地内では、水除け堤約90メートルが決壊した。利根川をはじめとする多くの諸河川の水が溢れ、被害は江戸までおよび、この地域でも洪水で多くの人が亡くなった。
18	建碑記	1917	埼玉県加須市柏戸	洪水(1786年、他)	洪水	渡良瀬川分流の流域が水害を受けると沿岸の町村が互いに堤防を築くようになる。それが川の遊水区域を狭め、水害は激甚化する。この碑は、ここ柏戸地区で天明6年(1786)、明治3年(1870)、同29年(1896)、同40年(1907)の4回5箇所を含む、旧利島村と旧川辺村の周辺で、天明6年～明治43年(1910)までの125年間に27回85箇所及び破堤があったことを伝えている。
19	倉松落大口逆除之碑(くらまつおとしのおくちさかよけのひ)	1892	埼玉県春日部市八丁目	洪水(1890年8月23日)	洪水	明治23年(1890)8月22日に大雨となり、23日に行田市下中条で利根川の堤防が決壊。古利根川も氾濫し春日部市域でも粕壁、内牧、豊春などで200戸を超える家屋浸水や、田畑冠水が発生した。萬延元年(1860)に設置された逆流防止の逆除(さかよけ)は古利根川の逆流で大破し、堤も被災した。

20	関東大震災 伝承碑	1927	埼玉県春日部市南3-18-17 (元新宿八幡神社)	関東大震災 (1923年9月1日)	地震	大正12年(1923)9月1日正午に、これまでにない大地震が関東地方を襲い、東京や横浜等では建物の倒壊や火災が四方で発生し、死者多数となり、ほとんど焼土と化した。この地も甚大な被害を受け、八幡神社や組内の44戸の大半が倒壊し、死者1名、負傷者3名を出した。また、耕地では亀裂や陥没が生じた。
21	記念碑	1928	埼玉県春日部市増戸464(増戸神明神社)	関東大震災 (1923年9月1日)	地震	大正12年(1923)9月1日、関東大震災によって、増戸地区において圧死者3名、建物の全壊16戸、半壊5戸の被害が生じた。神明神社の社殿も損壊が激しかった。
22	水神	1911	埼玉県狭山市入間川3丁目	明治43年の大水害 (1910年8月11日)	洪水	明治43年(1910)8月に起きた水害は埼玉県下に大きな被害を与えた。入間川の増水も、堤防を守ろうとする住民の奮闘のいかなく、10日の夜には手の施しようのないものとなり、周辺の河川も含め計62箇所、狭山市域で入間川5箇所が決壊した。旧入間川町では床上床下合わせ71戸の浸水被害を出した。旧久星酒造裏の堤防も危うく決壊しそうになったが、同酒造が大量に保有していた米俵を土嚢として提供したため、決壊を免れることができたという。
23	災害復旧記念碑	1957	埼玉県鴻巣市滝馬室	カスリーン台風 (1947年9月15日)	洪水	荒川の激しい流れを支える水防の要所であった大間堤防が、昭和22年(1947)9月15日のカスリーン台風の豪雨により、約65mにわたって決壊した。堤防を横切るように設けられた行人樋管も破壊されたため、旧田間宮村内の約300戸が濁水に浸かり、死者3名のほか、農作物や家畜の被害も甚大であった。
24	填長淵記	1889	埼玉県鴻巣市大芦(大芦氷川神社)	洪水(1824年9月7日)	洪水	文政7年8月15日(1824年9月7日)の長雨により、旧明用村の荒川堤防が約150mにわたって決壊した。以来60年余り、流れ出した跡地には、現在の熊谷市久下から鴻巣市三町免にかけて長さ約2.5km、幅約13~40m、深さ約1.5~9mの大きな池ができた。池が深いことから池を抱えるように荒川本流へ弧形に張り出した堤防を築き池はそのままとした変形工事が行われた。変形工事とはいえ水深約3.3mもあるような場所であった。堤切所(約190m)にわたっての大工事であった。当初この碑は荒川堤防上にあったが昭和9年(1934)の堤防改修に伴って氷川神社に移転した。
25	水難死者供養塔	1917	埼玉県上尾市大字領家	洪水(1910年8月11日)他	洪水	この地域では関東山岳部に降り続く雨が荒川や利根川に入り込むため、荒川の沿岸にある旧大石村や旧平方町などは水害の被害を受けやすい地域であった。明治期では、明治36年(1903)、明治40年(1907)と荒川の堤防が決壊し、水害がおこった記録がある。明治43年(1910)8月は今までで最大の水害であった。降り続いていた雨が暴風雨となり8月11日に大石村領家地区で荒川堤防が決壊した。なお碑には明治3年~大正4年までの地元の水難死者33名の被災日付と氏名が記載されている。
26	瓦曾根溜井 (かわらぞね ためい)防水 記念碑	1893	埼玉県越谷市西方二丁目	洪水(1890年8月)	洪水	明治23年(1890)8月上旬から雨多く、22日に大風雨となり、23日に行田市下中条で利根川の堤防が決壊した。越谷市域は元荒川や葛西用水から大洪水に見舞われ、瓦曾根溜井(かわらぞねためい)では水位が上昇し、溜井の堤防が決壊すると下流域の東京が水没してしまうことから、東京からも応援の人々が駆け付け、警鐘を鳴らし火を焚き昼夜土俵積みを行い、難を免れた。
27	慰霊碑	1958	埼玉県入間市鍵山1-1121-11	洪水(1945年6月6日)	洪水	昭和20年(1945)6月6日夜半の大雷雨で、霞川沿岸は氾濫し、一瞬で堤防が約36mの長さで決壊した。被害は家屋流失2戸、床上浸水20数戸、床下浸水100戸余りに及び、流失家屋から2名の母子の犠牲者を出した。当時の堤防決壊箇所に、慰霊碑と霞川改修の記念碑が建てられた。
28	寛保治水碑	1743	埼玉県久喜市鷺宮一丁目(鷺宮神社)	寛保2年の大洪水 (1742年8月末)	洪水	寛保2年(1742)8月末、信濃の山々からの水により川が溢れ出し、上毛、武蔵の下流域は大洪水に見舞われた。復旧を急ぐ幕府は、利根川、荒川、古利根川、鬼怒川などの堤防の修築に取り掛かる。萩藩毛利家には埼玉県本庄市から加須市、春日部市まで利根川流域の堤防の修復を行わせた。工事には被災した多数の住民を作業員として雇い生活支援を行った。

29	修堤紀功碑	1909	埼玉県富士見市下南畑(難波田城公園)	洪水(1786年、1907年)	洪水	新河岸川はかつて伊佐川と呼ばれ、荒川の支流の一つであった。かの太田道灌が川越に城を築いた際に堤を設け、以来同川は舟運で賑わい名も新河岸川と変わった。ただ、川は長雨に遭うたびに氾濫を繰り返した。明治41年にこの地の堤は大改修された。
30	堤防修築記	1911	埼玉県蓮田市閨戸	明治43年の大水害(1910年8月11日)	洪水	明治43年(1910)8月、連日の大雨で濁流があふれ見沼代用水は101箇所決壊した。閨戸地区でも堤防が決壊し、家屋は浸水、田は水没した。旧綾瀬村の記述によれば、元荒川、綾瀬川、見沼代用水の堤防決壊が10箇所、田畑耕地約500ヘクタールのうち荒廃及び全く収穫ができない田畑が約460ヘクタールを越えた。
31	懸樋修繕碑記	1916	埼玉県蓮田市蓮田	明治43年の大水害(1910年8月11日)	洪水	明治43年(1910)8月、連日の降雨とその後の暴風雨は山間部で山崩れを引き起こした。8月11日には大量に流れ込んだ土砂や流木は濁流と共に荒川、利根川の堤防を決壊させた。その水が勢いを増して押し寄せ、旧黒浜村、旧平野村では多くの家屋が浸水し、農作物が全滅した。
32	神明社拝殿新築記念碑	1929	埼玉県幸手市中二丁目(神明神社)	関東大震災(1923年9月1日)	地震	大正12年(1923)9月1日午前11時58分、突如上下の震動とともに大地震が発生。旧幸手町では死者9名、重軽傷者30余名、家屋全壊約360戸の被害を負った。その後も昼夜を問わず余震が頻発した。
33	浅間神社再建碑	1930	埼玉県幸手市北二丁目(浅間神社)	関東大震災(1923年9月1日)	地震	大正12年(1923)9月1日午前11時58分、関東一帯を大地震が襲った。旧幸手町では死者9名、家屋全壊337戸、半壊120戸、神社仏閣学校等の倒壊を加えると472戸が被害を負った。その後も余震が続いたため、人々は屋外での避難生活を余儀なくされた。
34	熊野神社	1899	埼玉県幸手市北三丁目(熊野神社)	洪水(1899年10月9日)	洪水	明治32年(1899)10月8日、大雨の影響で権現堂川が増水し始め、翌9日の夜遅くに順礼樋管東側の堤防が決壊した。濁流は幸手領内を飲み込み、旧権現堂村では浸水家屋45戸の被害を負った。
35	水害復舊記念之碑	1949	埼玉県幸手市大字上宇和田(宇和田公園)	カスリーン台風(1947年9月)	洪水	昭和22年(1947)カスリーン台風は、9月15日から利根川上流域に大雨を降らせ、翌16日は快晴であったが、午前1時、栗橋上流の新川地先で堤防が決壊し、刈入れ間近の水田や家の屋根までもが濁流の下に沈んだ。同日午前8時には、支流中川でも上宇和田両岸と沢目木の堤防が決壊した。流出した土砂で沃野は荒地と化し、村民を茫然とさせた。
36	重修加藤樋之碑	1900	埼玉県吉川市大字吉屋	明治29年の大水害(1896年9月12日)	洪水	明治29年(1896)秋の長雨で、9月12日に利根川が増水して堤防が決壊し、利根運河を逆流して江戸川に流れ込んだ。江戸川対岸の深井新田先で破堤し大洪水となり、吉屋・加藤地区は甚大な被害を受け、稲田約85ヘクタールは砂丘あるいは池沼となった。
37	協同碑	1894	埼玉県吉川市大字川藤	明治23年台風(1890年8月)	洪水	明治23年(1890)8月中旬、台風の影響で利根川の栗橋は約4.9m、江戸川の金杉は約4.5m水位が上がった。なかなかない洪水で、旧中条村(現熊谷市)の堤が25日に破られ利根川が氾濫した。27日には旧戸ヶ崎村(現三郷市)の門樋の南側、29日には旧吉川村木売が破られ、二郷半領(現吉川市(旭地区を除く)と三郷市)は果てしない海のように家屋を没した。
38	大威徳明王	1774	埼玉県吉川市大字加藤	洪水(1772年)他	洪水	二郷半領内(現吉川市(旭地区を除く)と三郷市)の水害は度重なり、安永元年(1772)から2年連続して旧吉屋村で破堤して洪水となった。石碑は水難除けとして、大威徳明王が水害を起こすと考えられていた水牛にまたがり押さえており、「大威徳明王の威徳で水牛の角が折れて、長い年月、水をもらすな。」との願いが刻まれている。
39	修堤記念碑	1914	埼玉県比企郡川島町大字長楽	洪水(1913年8月27日)	洪水	大正2年(1913)8月27日、数日続いた風雨により洪水氾濫が発生した。都幾川が堤防を越水したため、長楽地区の住民らが水防に従事したが、地区の堤防4箇所決壊した。人畜の死傷、家屋の流失十数戸、田畑も十数ヘクタールが荒地となってしまった。この堤は昔から寛文、弘化、明治と何度も決壊しているが、今回の被害が最たるものであった。
40	修堤記念碑	1924	埼玉県比企郡吉見町大字上砂	洪水(1913年8月27日)	洪水	大正2年(1913)8月27日、台風による暴風雨で荒川が大氾濫となり、本堤から水が溢れ、上砂堤は延長約205m決壊し、堤内は水深9mに達し、水田は土砂で埋没した。その数百メートル下流でも堤が崩壊し、極めて悲惨な状況となった。吉見町内では5箇所の堤防決壊があった。

41	寛保洪水位 磨崖標	1742	埼玉県秩父郡 長瀬町大字野 上下郷1010付 近	荒川大洪水 (1742年7月27日 (旧暦)から4日 間)	洪水	寛保2年(1742)、4昼夜降り続いた豪雨により荒川が氾濫し、この付近一帯はことごとく水没した。後日、地元の有志2人が当時の水位を岩肌に「水」の文字で刻んだ。そのほかにも文字が刻まれていたが、現在は大きい「水」の字以外は判読が困難である。
42	為溺死者追 弔供養(明治 40年水害供 養地蔵)	1908	埼玉県秩父郡 小鹿野町飯田 1349-10	洪水(1907年8 月)	洪水・ 土砂災 害	明治40年(1907)8月には4つ台風が日本を襲い、長雨を降らせ、利根川では大洪水となった。この長雨による土砂災害は、旧三田川村では死者4名、行先不明2名、流失埋没家屋等7戸、旧小鹿野町で倒壊家屋1戸の被害を生んだ。この地蔵尊は犠牲者を供養するために建てられ、災害を機に栗尾沢に大正5年県内最初の砂防堰堤か?造られた。
43	紀功碑	1925	埼玉県児玉郡 神川町大字下 阿久原	明治43年の大 水害(1910年8月 10日)洪水(1913 年8月27日、他)	洪水	上武橋は洪水のたびに流失し、より堅固な永久橋が求められていたところ、念願かなって明治42年4月(1909)に完成した。しかし、翌43年(1910)8月、長雨によりいくつもの河川で氾濫や堤防決壊、家屋流失、人畜に被害の出るほどの大洪水により、また上武橋は流失した。同45年(1912)6月に修復したが、再び大正2年(1913)8月27日に一部流失し翌3年(1914)8月13日の洪水で完全に流失した。橋はその後、大正11年(1922)11月に再建された。

※国土地理院の自然災害伝承碑データ(<https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/denshouhi.html>)に基づく。最新の情報は、地理院地図から閲覧することができる。

目次

前文

第1章 総則 (第1条-第8条)

第2章 都市の安全性の確保 (第9条-第21条)

第3章 地域社会における協働の促進 (第22条-第25条)

第4章 雑則 (第26条・第27条)

附則

地震の発生を防ぐことはできないが、私たちは、地震に対する備えを進めることで、被害を限りなく少なくすることはできる。振り返ると過去の大規模な地震においては、数多くの尊い命や貴重な財産が奪われてきた。

こうした地震による被害を減らすため、県は、広域の地方公共団体としての責務と役割を果たすべく、市町村と連携して震災の予防に関する施策を着実に実施しなければならない。私たちも、「自らの命は自らで守る」という自助の考え方と、「自分たちのまちは皆で守る」という共助の考え方を基に、震災の予防にたゆまぬ努力を払わなければならない。そして、県民、事業者、専門家、ボランティア等と行政が、それぞれの能力を生かし、相互の理解と信頼を基に、協働で震災の予防に取り組んでいくことが不可欠である。

だれもが安全に、かつ、安心して暮らせる埼玉を築くことは、私たちの願いであり、また、将来の埼玉を担う世代への義務である。

ここに、私たちは、共に力を合わせ、震災予防のまちづくりを総合的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地震による災害(以下「震災」という。)の予防に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、地震に備え、震災の軽減を図るための施策について必要な事項を定めることにより、震災予防のまちづくりを総合的に推進し、もってすべての県民が安全に、かつ、安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、震災から県民の生命、身体及び財産を保護するため、あらゆる施策を通じて、震災の予防に関し万全の対策を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、震災の予防に関する教育及び学習の振興等により県民の地震に対する防災意識の高揚を図るとともに、県民及び事業者が自発的に行う震災の予防に関する取組を支援するよう努めなければならない。

3 県は、震災の予防に関する施策の推進に当たり、必要に応じ、国、他の地方公共団体、公共的団体等と調整を図らなければならない。

(県民の責務)

第3条 県民は、地震に備え、震災の予防に関する知識を習得するとともに、建築物その他の工作物の耐震性及び防火性能の確保、家具の転倒防止、食糧、飲料水等の備蓄、避難経路の確認その他震災を予防するための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県民は、地域における震災の予防に資するため、地域社会の一員としての自覚を持ち、地域において行われる震災の予防に関する活動に参加する等相互に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、地震に備え、その事業所の従業員その他その事業所に存する者の安全を確保するため、当該事業所の施設及び設備の耐震性を確保するとともに、当該事業所における初期消火、救助、避難誘導等の体制を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、地震に備え、その事業所の周辺地域における被害を軽減するため、当該周辺地域の住民等と連携し、及び協力するとともに、その事業活動に当たっては、社会的責任を自覚し、震災の

予防に寄与するよう努めなければならない。

(市町村への支援)

第5条 県は、震災の予防に関する施策の推進に当たり、市町村との連携及び協力に努めるとともに、震災の予防に関する市町村の取組に対し、必要な支援をするものとする。この場合において、県は、著しい震災が生ずるおそれのある地域の安全性の向上を図るため、当該地域をその区域に含む市町村の震災の予防に関する取組を重点的に支援することができる。

(調査及び研究、結果の公表等)

第6条 県は、地震による地域の危険度及び被害の想定に関する調査を定期的実施するほか震災の予防に関する調査及び研究を科学的、かつ、総合的に行い、これらの結果又は成果を公表するものとする。

2 県は、市町村又は県民による地震に対する地域の安全性に関する調査又は点検の取組を支援するよう努めなければならない。

(技術的な提案及び施策への反映等)

第7条 県民、事業者、専門家、ボランティア等(第25条において「県民等」という。)は、県に対して震災の予防に関する技術的な提案をすることができる。

2 県は、前項の規定によりされた提案が震災の予防に資するものと認めるときは、その施策に反映させるよう努めなければならない。

3 県は、震災の予防に資する優秀な取組及び第1項の規定によりされた提案のうち優秀なものについて表彰等を行うことにより、これらの普及及び啓発を行うものとする。

(年次報告)

第8条 知事は、毎年、地震に関する情報、震災の予防に関する状況及び県が震災の予防に関し講じた施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 都市の安全性の確保

(都市における震災の予防に関する基本的な方針等)

第9条 県は、地震に対する都市の安全性を確保するため、市街地の改善、都市施設(都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条第1項各号に掲げる施設をいう。)の整備等都市における震災の予防に関する基本的な方針を定めるとともに、市町村による都市における震災の予防に関する計画の策定を支援するものとする。

(密集市街地の改善及び拡大の防止)

第10条 県は、密集市街地(密集市街地における防災街区の整備に関する法律(平成9年法律第49号)第2条第1号に規定する密集市街地をいう。以下この条において同じ。)の改善及び拡大の防止をするため、密集市街地の再開発、道路、公園、緑地、空地等の整備又は確保並びに防火性能及び耐震性を有する建築物への改築等の促進に努めなければならない。

(道路等の整備等)

第11条 県は、震災時における広域的な避難及び救助、延焼の防止等のために必要な道路、橋梁、公園、河川等(以下この条において「道路等」という。)の整備に努めるとともに、その管理する当該道路等の耐震性の確保に努めなければならない。

(重要な建築物等の耐震性の確保)

第12条 県は、震災時において応急対策の活動の用に供される施設及び避難所として用いられる施設その他震災対策上重要な建築物並びに震災時において災害情報の伝達等の用に供される重要な設備で県が管理するものについて、耐震性を確保するよう努めなければならない。

(消防水利の確保の支援)

第13条 県は、震災時における消火及び延焼の防止に資するため、県が所有し、又は管理する土地における防火水槽の設置に協力する等市町村による多様な消防水利(消防法(昭和23年法律第186号)第20条第2項に規定する消防に必要な水利施設及び同法第21条第1項の規定により消防水利として指定されたものをいう。)の確保を支援するよう努めなければならない。

(電気、ガス又は通信に係る公益的事業等を行う施設の安全性の確保等)

第14条 電気、ガス又は通信に係る公益的事業及び上下水道の事業を行う施設の管理者は、当該施

設の地震に対する安全性の確保に努めなければならない。

- 2 県は、前項の施設の管理者との連絡及び調整のための体制の整備を図るとともに、当該施設の管理者その他関係機関と連携して、電線等の地中化を推進する等当該施設の地震に対する安全性の向上に努めなければならない。

(高圧ガス製造施設等の安全性の確保)

第15条 知事は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定する高圧ガス（以下この条において「高圧ガス」という。）の製造、貯蔵、消費等（以下この条において「製造等」という。）のための施設及び設備（以下この項において「高圧ガス製造施設等」という。）の地震に対する安全性の確保に関する調査及び研究を行い、並びに高圧ガス製造施設等の地震時における安全性を確保するための措置及び高圧ガスの製造等を行う事業所における防災体制の整備に関する基準を定めるものとする。

- 2 高圧ガスの製造等を行い、又は行おうとする者で規則で定めるものは、前項の基準により総合的な安全対策を講ずるよう努めなければならない。

(毒物又は劇物を貯蔵する施設等の安全性の確保)

第16条 知事は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物の貯蔵のための施設及び設備について、地震時における安全性を確保するための措置に関する基準を定めるものとする。

- 2 毒物及び劇物取締法第3条第3項に規定する毒物劇物営業者は、前項の基準により安全対策を講ずるよう努めなければならない。

(高層建築物等の防災計画)

第17条 次の各号のいずれかに該当する建築物（以下この条において「高層建築物等」という。）の新築、増築、改築若しくは移転（以下この項において「建築」という。）をしようとする建築主（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第16号に規定する建築主をいう。以下この条において同じ。）又は建築物をその用途の変更により高層建築物等（第2号に該当するものに限る。）としようとする建築主は、当該建築又は用途の変更に係る高層建築物等の震災時における安全性を確保するための措置に関する計画（以下この条において「防災計画」という。）を、知事が定める防災計画の作成に関する指針に基づき作成しなければならない。ただし、同法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村の区域において、高層建築物等の建築をし、又は建築物をその用途の変更により高層建築物等（第2号に該当するものに限る。）としようとするときは、この限りでない。

一 高さが31メートルを超える建築物（規則で定めるものを除く。）

二 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第147条の2各号に掲げる建築物（前号に掲げるものを除く。）

三 前2号に掲げるもののほか、震災時における安全性を確保するための措置をとることが必要である建築物として知事が指定するもの

- 2 前項の規定により防災計画を作成した建築主は、当該防災計画に係る高層建築物等について建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請をし、同法第6条の2第1項の規定による確認を受け、又は同法第18条第2項の規定による通知をする前に、規則で定めるところにより当該防災計画を知事に届け出なければならない。

- 3 知事は、前項の規定により防災計画の届出がされた場合において、当該防災計画に係る高層建築物等の震災時における安全性を確保するため必要があると認めるときは、当該届出に係る建築主に対し、第1項の指針を勘案して、当該防災計画の内容について必要な指導又は助言をすることができる。

- 4 第1項の規定により防災計画を作成した建築主は、当該防災計画に定めた措置を講ずるよう努めなければならない。

(既存建築物の耐震性の向上)

第18条 既存建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは埼玉県建築基準法施行条例（昭和35年埼玉県条例第37号）の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものであって、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第1

23号)第2条に規定する特定建築物でないものをいう。以下この条及び第26条において同じ。)の所有者は、地震による当該既存建築物の倒壊等を防止するため、当該既存建築物について耐震診断(地震に対する安全性を評価することをいう。以下この条において同じ。)を行い、必要に応じ、当該既存建築物について耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替えをいう。以下この条において同じ。)を行うよう努めなければならない。

- 2 前項の規定により耐震改修が行われた既存建築物の所有者は、当該既存建築物の地震に対する安全性が保たれるようその維持保全に努めなければならない。
- 3 県は、既存建築物の耐震性の向上を図るため、既存建築物の耐震診断、耐震改修及び維持保全の必要性について、市町村及び関係団体と連携して、啓発を行うとともに、相談体制を整備するものとする。
- 4 県は、市町村及び関係団体と連携して、震災時において物資の輸送、避難等の安全性を確保する必要があると認める道路(次項及び次条において「緊急輸送道路等」という。)に面する地域に存する既存建築物の耐震診断、耐震改修及び維持保全の実施状況の把握に努めなければならない。
- 5 知事は、震災時における緊急輸送道路等の安全性を確保するため、前項の既存建築物の耐震診断、耐震改修又は維持保全が的確に実施されることが必要であると認めるときは、当該既存建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震改修又は維持保全について必要な指導、助言又は勧告することができる。

(落下対象物等の安全性の確保)

第19条 建築物又は広告塔、広告板その他建築物の外部に取り付けられている物(以下この項において「広告塔等」という。)の所有者又は管理者は、地震に対する安全性を確保するため、その所有し、又は管理する建築物の外部に面する窓ガラス又は外装材、広告塔等その他これらに類する物で落下のおそれのあるもの(以下この条において「落下対象物」という。)について、定期的に点検し、必要に応じ、当該建築物又は広告塔等の改修を行う等その落下の防止に努めなければならない。

- 2 ブロック塀、れんが塀、石塀その他これらに類する塀(以下この条において「ブロック塀等」という。)の所有者又は管理者は、地震に対する安全性を確保するため、定期的に当該ブロック塀等を点検し、必要に応じ、当該ブロック塀等の改修、生け垣への転換等を行うよう努めなければならない。
- 3 自動販売機(屋内及び屋上に据え付けるものを除く。以下この条において同じ。)の所有者又は管理者は、地震に対する安全性を確保するため、規則で定めるところにより当該自動販売機を設置するとともに、定期的に当該自動販売機を点検し、その転倒を防止するよう努めなければならない。
- 4 県は、市町村及び関係団体と連携して、落下対象物、ブロック塀等及び自動販売機の地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行うものとする。
- 5 県は、市町村及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する落下対象物、ブロック塀等及び自動販売機の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努めなければならない。
- 6 知事は、震災時における緊急輸送道路等の安全性を確保するため、前項の落下対象物、ブロック塀等又は自動販売機(以下この項及び第26条において「落下対象物等」という。)の地震に対する安全性が確保されていないと認めるときは、当該落下対象物等の所有者又は管理者に対し、その安全性の確保について必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(住宅火災の防止)

第20条 県は、地震による住宅の火災を防止するため、市町村及び関係団体と連携して、火災の防止に有用な機器の整備その他住宅の防火性能の確保に関する措置について啓発を行うものとする。

(応急危険度判定)

第21条 県は、地震により被災した建築物(以下この項及び第26条において「被災建築物」という。)が余震等により倒壊等をすることで生ずる二次災害を防止するため、市町村による応急危険度判定(被災建築物の危険度の応急的な判定をいう。次項において同じ。)に協力するとともに、必要に応じ、自らもこれを行うものとする。

- 2 県は、応急危険度判定が円滑に行われるよう、市町村と連携して、応急危険度判定を行うことができる者を育成する等その実施体制の整備を図るとともに、応急危険度判定について啓発を行うも

のとする。

第3章 地域社会における協働の促進

(自主防災組織の育成)

第22条 県は、震災時において住民が助け合うことのできる地域社会を形成するため、市町村による地域の自発的な防災組織（以下この条において「自主防災組織」という。）の育成に関する取組を支援するとともに、市町村と連携して、自主防災組織の活動において中心的役割を担う者を育成するよう努めなければならない。

(要援護者に対する施策等の支援)

第23条 県は、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等震災時に特に援護を要する者（以下この条において「要援護者」という。）に対して市町村が行う震災の予防に関する施策を支援するとともに、震災時の要援護者の援護に関して社会福祉施設を設置する者と自治会が相互に援助する関係を構築する等の地域における要援護者に対する取組を支援するよう努めなければならない。

(ボランティア等の支援活動の環境整備)

第24条 県は、地震による被災者に対するボランティア、関係団体等（以下この条において「ボランティア等」という。）の支援活動が円滑に行われるよう、ボランティア等の受入体制の整備、ボランティア等に対する情報の提供等その支援活動に必要な環境の整備に努めなければならない。

(県民等が組織する団体の協働のための支援)

第25条 県は、県民等が組織する団体に防災活動を行い、又は行おうとするものが震災の予防に関し協働して取り組むことができるよう、必要な支援をするものとする。

第4章 雑則

(報告の徴収等及び立入調査)

第26条 知事は、第18条第5項、第19条第6項及び第21条第1項の規定の施行に必要な限度において、既存建築物の所有者、落下対象物等の所有者若しくは管理者に対し、当該既存建築物若しくは当該落下対象物等の状況その他必要な事項について報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、既存建築物、落下対象物の存する建築物若しくは被災建築物若しくは既存建築物、落下対象物等若しくは被災建築物の存する土地に立ち入り、必要な事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に掲示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

2 この条例の施行前に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請をし、同法第6条の2第1項の規定による確認を受け、又は同法第18条第2項規定による通知をした建築物については、第17条の規定は、適用しない。

(資料編Ⅱ-2-2-2～7) 土地区画整理事業の実施状況等

Ⅱ-2-2-2 土地区画整理事業の実施状況 (令和4年3月31日現在)

全体	591地区	24,661.9ha
完了	497地区	20,896.8ha
施行	94地区	3,765.1ha

Ⅱ-2-2-3 市街地再開発事業の実施状況 (令和4年3月31日現在)

全体	67地区	90.2ha
完了	57地区	78.7ha
施行	10地区	11.5ha

Ⅱ-2-2-4 都市防災総合推進事業の実施状況 (令和4年3月31日現在)

川口市	都市防災不燃化促進事業	H5～H19年度
さいたま市 (旧大宮市)	災害危険度判定等調査事業	H9, 10
	住民等のまちづくり活動支援事業	H10
埼玉県	災害危険度判定等調査業務	H21
草加市	地区公共施設等整備事業	H23～H25
新座市	地震に強い都市づくり緊急整備事業	H24～H25
鴻巣市	地区公共施設等整備事業	H26～H30
和光市	地震に強い都市づくり緊急整備事業	H26～H30
新座市	地震に強い都市づくり緊急整備事業	H26～H30
川越市	地震に強い都市づくり緊急整備事業	H27～H31
八潮市	地震に強い都市づくり緊急整備事業	H27～H31
富士見市	地震に強い都市づくり緊急整備事業	H27～H28
三芳町	地震に強い都市づくり緊急整備事業	H27～H31
さいたま市	災害危険度判定等調査業務	H29～R3
	住民等のまちづくり活動支援事業	H29～R3
鴻巣市	地区公共施設等整備事業	H31～R5
戸田市	地区公共施設等整備事業	R2～R4
富士見市	水谷地区防災公園整備事業	R3～R4
さいたま市	地区公共施設等整備事業	R3

Ⅱ-2-2-5 優良建築物等整備事業の実施状況 (令和4年3月31日現在)

全体	35地区	12.4ha
完了	35地区	12.4ha
施行	0地区	0ha

Ⅱ-2-2-6 住宅市街地総合整備事業の実施状況 (令和4年3月31日現在)

全体	33地区	884.7ha
完了	21地区	241.0ha
施行	12地区	643.7ha

(資料編Ⅱ-2-2-7) 防火地域及び準防火地域内の建築規制

防火地域、準防火地域内に建築することができる建築物

階数	防火地域			準防火地域		
	50㎡以下	100㎡以下	100㎡超	500㎡以下	500㎡超	1,500㎡超
					1,500㎡以下	
4以上	耐火建築物 延焼防止建築物			耐火建築物 延焼防止建築物		
3						
2	準耐火建築物			防火構造等 同等の性能を有する建築物		
1	準延焼防止建築物			準耐火建築物 準延焼防止建築物		

防火地域、準防火地域内の屋根材および工作物等の基準

地域	制限を受けるもの	適用条件	制限内容
防火地域 準防火地域	屋根	すべての建築物	①屋根を不燃材料で造るか、葺く ②屋根を準耐火構造（屋外面は準不燃材料） ③屋根を耐火構造（屋外面は準不燃材料）＋屋外面* ¹ に断熱材* ² および防水材料* ³ ④大臣の認定を受けたもの
		不燃性物品の倉庫等で屋根以外の主要構造部が準不燃材料で造られたもの	①～④の構造方法又は用途に応じ、屋根を難燃材料で造るか、葺く構造
防火地域	看板、広告塔、装飾その他これらに類する工作物	建築物の屋上に設けるもの又は高さが3mを超えるもの	主要構造部を不燃材で造るか覆う
	高さ2mを超える門・塀	すべてのもの	門については①あるいは②とする ①不燃材で造るか覆う ②道に面する部分を、厚さ24mm以上の木材で造る
準防火地域	高さ2mを超える門・塀	木造建築物等* ⁴ に附属するもので、1階、延焼のおそれのある部分にあるもの	塀については①から③とする ①不燃材で造るか覆う ②厚さ24mm以上の木材で造る ③塗厚さ30mm以上の土塗真壁造（表面に木材を張ったものを含む）

*1 屋根勾配 ≤ 30°

*2 ポリエチレンフォーム、ポリスチレンフォーム、硬質ポリウレタンフォームなどで厚さ 50mm 以下

*3 アスファルト防水工法、改質アスファルトシート防水工法、塩化ビニル樹脂系シート防水工法、ゴム系シート防水工法、塗膜防水工法

*4 主要構造部のうち、自重または積載荷重を支える部分が木材、プラスチック等の可燃材料で造られたもの

(資料編Ⅱ-2-2-8) 都市公園の整備状況 (R3年3月31日現在)

	整備箇所数	整備面積 (h a)
全 体	5, 4 4 3	5, 2 0 3. 5 6
街区公園	4, 2 8 5	6 9 1. 9 5
近隣公園	2 8 8	5 2 2. 0 1
地区公園	4 4	2 0 5. 9 8
総合公園	7 0	9 3 4. 7 6
運動公園	3 1	4 5 0. 3 9
大規模公園	1 3	1 0 4 8. 8 4
都市緑地	4 3 5	1 0 5 5. 7 7
そ の 他	2 7 7	2 9 3. 8 6

(資料編Ⅱ-2-2-9~10) 緑地の状況

Ⅱ-2-2-9 緑地の取得状況 (令和4年3月31日現在)

緑のトラスト保全地	74.9ha
まちのエコ・オアシス保全地	3.7ha
身近な緑公有地化事業による取得	29.9ha
計	108.5ha

Ⅱ-2-2-10 生産緑地地区の指定状況 (令和3年12月31日現在)

6,771地区 1,597.21ha

(資料編Ⅱ-2-2-11) 広幅員道路の整備状況 (R2年4月1日現在)

単位: km

道路種別	路線延長 (実延長)	車道幅員13.0m以上の延長		
		計	13.0m~19.5m	19.5m以上
国道・県道 (さいたま市含む)	3,398.7	572.8	499.8	73.0
市町村道	43,777.0	128.8	111.4	17.4
一般道路計	47,175.7	701.6	611.2	90.4

※道路統計年報2021(令和元年度)による

「一般道路計」には、高速自動車国道及び都市高速道路は含まない。

(資料編Ⅱ-2-2-12) 急傾斜地崩壊危険箇所

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11106-I-0125	腰	秩父市	久長	腰	自然
11106-I-0126	元郷	秩父市	久長	元郷	自然
11106-I-0127	白岩	秩父市	阿熊	白岩	自然
11106-I-0128	室久保	秩父市	阿熊	室久保	自然
11106-I-0129	万場沢(1)	秩父市	下吉田	万場沢	自然
11106-I-0130	藤沢-1	秩父市	下吉田	藤沢	自然
11106-I-0131	兎田	秩父市	下吉田	兎田	自然
11106-I-0132	桜井-1	秩父市	下吉田	桜井	自然
11106-I-0133	布里	秩父市	下吉田	布里	自然
11106-I-0134	井上	秩父市	下吉田	井上	自然
11106-I-0135	椋山(1)	秩父市	下吉田	芦田	自然
11106-I-0136	椋宮(2)	秩父市	下吉田	芦田	自然
11106-I-0137	沢戸	秩父市	石間	沢戸	自然
11106-I-0138	東	秩父市	石間	東	自然
11106-I-0139	半納(1)	秩父市	石間	半納	自然
11106-I-0140	半納-1	秩父市	石間	半納	自然
11106-I-0141	檜尾	秩父市	太田部	檜尾	自然
11106-I-0142	北(1)	秩父市	太田部	北	自然
11106-I-0143	相見	秩父市	太田部	相見	自然
11106-I-0144	矢畑-1	秩父市	下吉田	矢畑	自然
11106-I-0145	中井ノ入	秩父市	石間	中井ノ入	自然
11106-I-0146	左八の神	秩父市	石間	左八の神	自然
11106-I-0147	沢口(1)	秩父市	石間	沢口	自然
11106-I-0148	下漆木	秩父市	石間	下漆木	自然
11106-I-0149	漆木(1)	秩父市	石間	漆木	自然
11106-I-0150	平島	秩父市	石間	平島	自然
11106-I-0151	柚木-1	秩父市	石間	柚木	自然
11106-I-0152	柚木-2	秩父市	石間	柚木	自然
11106-I-0153	中割	秩父市	石間	中割	自然
11106-I-0154	石間戸	秩父市	上吉田	石間戸	自然
11106-I-0155	大柵部	秩父市	上吉田	大柵部	自然
11106-I-0156	室戸	秩父市	上吉田	室戸	自然
11106-I-0157	後川	秩父市	上吉田	後川	自然
11106-I-0158	中島(2)	秩父市	上吉田	中島	自然
11106-I-0159	大道上	秩父市	上吉田	大道上	自然
11106-I-0160	千鹿谷-1	秩父市	上吉田	千鹿谷	自然
11106-I-0161	松岡	秩父市	上吉田	松岡	自然
11106-I-0162	東女郎田	秩父市	上吉田	東女郎田	自然
11106-I-0163	西女郎田	秩父市	上吉田	西女郎田	自然
11106-I-0164	大波見	秩父市	上吉田	大波見	自然
11106-I-0165	新井	秩父市	上吉田	新井	自然
11106-I-0166	諸日影	秩父市	上吉田	諸日影	自然
11106-I-0167	竹ノ妻	秩父市	上吉田	竹ノ妻	自然
11106-I-0168	明ノ平	秩父市	上吉田	明ノ平	自然
11106-I-0169	小川日向	秩父市	上吉田	小川日向	自然
11106-I-0170	小川日影	秩父市	上吉田	小川日影	自然
11106-I-0171	下夏地	秩父市	上吉田	下夏地	自然
11106-I-0172	三社	秩父市	上吉田	三社	自然
11106-I-0173	とふ山	秩父市	上吉田	とふ山	自然
11106-I-0174	千鹿谷	秩父市	上吉田	千鹿谷	自然
11106-I-0175	三宮寺原	秩父市	久長	三宮寺原	自然
11106-I-0176	吉田小学校1	秩父市	下吉田	下	自然
11106-I-0177	吉田小学校2	秩父市	下吉田	中	自然
11106-I-0178	吉田小学校3	秩父市	下吉田	上	自然
11106-I-0179	笠原	小鹿野町	小鹿野	笠原	人工
11106-I-0180	河原沢日向	小鹿野町	河原沢	日向	人工
11106-I-0181	日影	小鹿野町	河原沢	日影	人工
11106-I-0182	檜河原	小鹿野町	般若	檜河原	自然
11106-I-0183	中原	小鹿野町	長留	中原	自然
11106-I-0184	泉田-3	小鹿野町	下小鹿野	泉田	自然
11106-I-0185	奈倉-1	小鹿野町	下小鹿野	赤倉	自然
11106-I-0186	信濃右-4	小鹿野町	下小鹿野	信濃右	自然
11106-I-0187	津谷木	小鹿野町	下小鹿野	津谷木	自然
11106-I-0188	津谷木-1	小鹿野町	下小鹿野	津谷木	自然
11106-I-0189	下小鹿谷	小鹿野町	下小鹿野	下小鹿谷	自然
11106-I-0190	中小鹿谷	小鹿野町	下小鹿野	中小鹿谷	自然
11106-I-0191	神ノ原(1)	小鹿野町	長留	神ノ原	自然
11106-I-0192	信濃右-9	小鹿野町	下小鹿野	信濃右	自然
11106-I-0193	蕨平	小鹿野町	長留	蕨平	自然
11106-I-0194	聖天-1	小鹿野町	般若	聖天	自然
11106-I-0195	諏訪	小鹿野町	小鹿野	諏訪	自然
11106-I-0196	腰ノ根-1	小鹿野町	小鹿野	腰ノ根	自然
11106-I-0197	入谷	小鹿野町	小鹿野	入谷	自然
11106-I-0198	小判沢-2	小鹿野町	下小鹿野	小判沢	自然
11106-I-0199	小判沢-5	小鹿野町	下小鹿野	小判沢	自然
11106-I-0200	吉井(1)	小鹿野町	伊豆沢	吉井	自然
11106-I-0201	吉井(2)	小鹿野町	伊豆沢	吉井	自然
11106-I-0202	風殿	小鹿野町	伊豆沢	風殿	自然
11106-I-0203	淵平-1	小鹿野町	伊豆沢	淵平	自然
11106-I-0204	清水崖	小鹿野町	小鹿野	清水崖	自然
11106-I-0205	滝原	小鹿野町	飯田	滝原	自然
11106-I-0206	松坂	小鹿野町	飯田	松坂	自然
11106-I-0207	飯田小金沢	小鹿野町	飯田	小金沢	自然
11106-I-0208	上飯田-1	小鹿野町	飯田	上飯田	自然
11106-I-0209	赤谷	小鹿野町	三山	赤谷	自然
11106-I-0210	久月(1)	小鹿野町	三山	久月	自然
11106-I-0211	久月(2)	小鹿野町	三山	久月	自然
11106-I-0212	半平(1)	小鹿野町	三山	半平	自然
11106-I-0213	間明平	小鹿野町	三山	間明平	自然
11106-I-0214	一反地	小鹿野町	三山	一反地	自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11106-I-0215	皆本	小鹿野町	三山	皆本	自然
11106-I-0216	黒竹	小鹿野町	三山	黒竹	自然
11106-I-0217	大指(1)	小鹿野町	三山	大指	自然
11106-I-0218	楚里	小鹿野町	三山	楚里	自然
11106-I-0219	三ヶ原(1)	小鹿野町	三山	三ヶ原	自然
11106-I-0220	石上(1)	小鹿野町	三山	石上	自然
11106-I-0221	石上-1	小鹿野町	三山	石上	自然
11106-I-0222	軍平	小鹿野町	三山	軍平	自然
11106-I-0223	石上(2)	小鹿野町	三山	石上	自然
11106-I-0224	間日影	小鹿野町	三山	間日影	自然
11106-I-0225	納宮	小鹿野町	三山	納宮	自然
11106-I-0226	大諸	小鹿野町	河原沢	大諸	自然
11106-I-0227	河原沢小金沢	小鹿野町	河原沢	小金沢	自然
11106-I-0228	尾ノ内	小鹿野町	河原沢	尾ノ内	自然
11106-I-0229	魚ノ道	小鹿野町	河原沢	魚尾道	自然
11106-I-0230	下平	小鹿野町	日尾	下平	自然
11106-I-0231	和田(1)	小鹿野町	日尾	和田	自然
11106-I-0232	横道	小鹿野町	藤倉	横道	自然
11106-I-0233	藤倉日向(1)	小鹿野町	藤倉	日向	自然
11106-I-0234	岩下	小鹿野町	藤倉	岩下	自然
11106-I-0235	和田(2)	小鹿野町	藤倉	和田	自然
11106-I-0236	和田-4	小鹿野町	藤倉	和田	自然
11106-I-0237	栃屋	小鹿野町	藤倉	栃屋	自然
11106-I-0238	藤倉日向(2)	小鹿野町	藤倉	日向	自然
11106-I-0239	八谷	小鹿野町	藤倉	八谷	自然
11106-I-0240	富田日向	小鹿野町	藤倉	富田	自然
11106-I-0241	大石津(1)	小鹿野町	藤倉	大石津	自然
11106-I-0242	宮沢	小鹿野町	藤倉	宮沢	自然
11106-I-0243	中平	小鹿野町	藤倉	中平	自然
11106-I-0244	遠嶽	小鹿野町	藤倉	遠嶽	自然
11106-I-0245	森戸西	小鹿野町	藤倉	森戸西	自然
11106-I-0246	池原	小鹿野町	藤倉	池原	自然
11106-I-0247	橋詰	小鹿野町	河原沢	橋詰	自然
11106-I-0248	橋詰-1	小鹿野町	河原沢	橋詰	自然
11106-I-0249	坂本(1)	小鹿野町	河原沢	坂本	自然
11106-I-0250	三田川12区-2	小鹿野町	河原沢	三田川12区	自然
11106-I-0251	柏木	小鹿野町	飯田	柏木	自然
11106-I-0252	宮平	小鹿野町	飯田	宮平	自然
11106-I-0253	岩殿沢-4	小鹿野町	飯田	岩殿沢	自然
11106-I-0254	小室	小鹿野町	日尾	小室	自然
11106-I-0255	襦川上	小鹿野町	小森	襦川	自然
11106-I-0256	穴倉-2	小鹿野町	小森	穴倉	自然
11106-I-0257	襦川下	小鹿野町	小森	襦川	自然
11106-I-0258	大西	小鹿野町	小森	大西	自然
11106-I-0259	下向	小鹿野町	小森	下向	自然
11106-I-0260	長又(1)	小鹿野町	薄	長又	自然
11106-I-0261	長又(2)	小鹿野町	薄	長又	自然
11106-I-0262	薬師堂-1	小鹿野町	薄	薬師堂	自然
11106-I-0263	芝	小鹿野町	小森	芝	自然
11106-I-0264	出原	小鹿野町	薄	出原	自然
11106-I-0265	日向	小鹿野町	薄	日向	自然
11106-I-0266	西平	小鹿野町	薄	西平	自然
11106-I-0267	浦島-2	小鹿野町	薄	浦島	自然
11106-I-0268	塩沢	小鹿野町	薄	塩沢	自然
11106-I-0269	和千葉-1	小鹿野町	薄	和千葉	自然
11106-I-0270	午房	小鹿野町	薄	午房	自然
11106-I-0271	大平-3	小鹿野町	薄	大平	自然
11106-I-0272	穴部(1)	小鹿野町	薄	穴部	自然
11106-I-0273	穴部(2)	小鹿野町	薄	穴部	自然
11106-I-0274	竹の平	小鹿野町	薄	竹の平	自然
11106-I-0275	常木	小鹿野町	薄	常木	自然
11106-I-0276	下和田-1	小鹿野町	薄	下和田	自然
11106-I-0277	上大塩野	小鹿野町	薄	上大塩野	自然
11106-I-0278	上大塩野-1	小鹿野町	薄	上大塩野	自然
11106-I-0279	下大塩-3	小鹿野町	薄	下大塩	自然
11106-I-0280	白沢-2	小鹿野町	小森	白沢	自然
11106-I-0281	日向大谷	小鹿野町	薄	日向大谷	自然
11106-I-0282	坂戸(1)	小鹿野町	薄	坂戸	自然
11106-I-0283	加明地	小鹿野町	薄	加明地	自然
11106-I-0284	市場-1	小鹿野町	小森	市場	自然
11106-I-0285	赤谷日影-1	秩父市	中津川	小倉沢	自然
11106-I-0286	小倉沢	秩父市	中津川	小倉沢	自然
11106-I-0287	上倉	秩父市	三峰	上倉	自然
11106-I-0288	大木	秩父市	三峰	大木	自然
11106-I-0289	猫木	秩父市	三峰	猫下	自然
11106-I-0290	吉ヶ谷	秩父市	三峰	吉ヶ谷	自然
11106-I-0291	中津川(1)	秩父市	中津川	中津川	自然
11106-I-0292	王冠-1	秩父市	中津川	王冠	自然
11106-I-0293	王冠-2	秩父市	中津川	王冠	自然
11106-I-0294	中津川-1	秩父市	中津川	中津川	自然
11106-I-0295	中津川(2)	秩父市	中津川	中津川	自然
11106-I-0296	中津川(3)	秩父市	中津川	中津川	自然
11106-I-0297	中双里(1)	秩父市	中津川	中双里	自然
11106-I-0298	中双里-1	秩父市	中津川	中双里	自然
11106-I-0299	中双里(2)	秩父市	中津川	中双里	自然
11106-I-0300	小双里	秩父市	大滝	小双里	自然
11106-I-0301	鶺平(1)	秩父市	大滝	鶺平	自然
11106-I-0302	鶺平(2)	秩父市	大滝	鶺平	自然
11106-I-0303	櫛平	秩父市	大滝	櫛平	自然
11106-I-0304	川又	秩父市	大滝	川又	自然
11106-I-0305	牛房平	秩父市	大滝	牛房平	自然
11106-I-0306	栃本(1)	秩父市	大滝	栃本	自然
11106-I-0307	栃本(2)	秩父市	大滝	栃本	自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11106-I-0308	栃本(3)	秩父市	大滝	栃本	自然
11106-I-0309	上中尾-1	秩父市	大滝	上中尾	自然
11106-I-0310	上中尾-2	秩父市	大滝	上中尾	自然
11106-I-0311	寺井麻生-1	秩父市	大滝	寺井	自然
11106-I-0312	寺井麻生-2	秩父市	大滝	麻生	自然
11106-I-0313	麻生-1	秩父市	大滝	麻生	自然
11106-I-0314	麻生-2	秩父市	大滝	麻生	自然
11106-I-0315	二瀬	秩父市	大滝	大久保	自然
11106-I-0316	麻生-3	秩父市	大滝	麻生	自然
11106-I-0317	大久保	秩父市	大滝	大久保	自然
11106-I-0318	小西	秩父市	大滝	小西	自然
11106-I-0319	樋打	秩父市	大滝	樋打	自然
11106-I-0320	三十場	秩父市	大滝	三十場	自然
11106-I-0321	宮平	秩父市	大滝	宮平	自然
11106-I-0322	三十樋	秩父市	大滝	三十樋	自然
11106-I-0323	大落合	秩父市	大滝	落合	自然
11106-I-0324	大落合-1	秩父市	大滝	落合	自然
11106-I-0325	神庭	秩父市	大滝	神庭	自然
11106-I-0326	岡本	秩父市	大滝	岡本	自然
11106-I-0327	大輪	秩父市	大滝	大輪	自然
11106-I-0328	大達原	秩父市	大滝	大達原	自然
11106-I-0329	大血川	秩父市	大滝	大血川	自然
11106-I-0330	下大血川	秩父市	大滝	大血川	自然
11106-I-0331	強石(1)	秩父市	大滝	強石	自然
11106-I-0332	強石(2)	秩父市	大滝	強石	自然
11106-I-0333	強石(3)	秩父市	大滝	強石	自然
11106-I-0334	大輪	秩父市	大滝	大輪	自然
11106-I-0335	落合	秩父市	大滝	落合	自然
11106-I-0336	中落合	秩父市	大滝	落合	自然
11106-I-0337	落合-1	秩父市	大滝	落合	自然
11106-I-0338	巢場	秩父市	大滝	巢場	自然
11106-I-0339	越	秩父市	上野田	越	人工
11106-I-0340	大指	秩父市	にえ川	大指	自然
11106-I-0341	向原	秩父市	にえ川	向原	自然
11106-I-0342	川町	秩父市	にえ川	川町	自然
11106-I-0343	上郷	秩父市	にえ川	上郷	自然
11106-I-0344	向田	秩父市	にえ川	向田	自然
11106-I-0345	下郷	秩父市	にえ川	下郷	自然
11106-I-0346	本原	秩父市	にえ川	本原	自然
11106-I-0347	柴原(1)	秩父市	小野原	柴原	自然
11106-I-0348	柴原(2)	秩父市	小野原	柴原	自然
11106-I-0349	柴原-1	秩父市	小野原	柴原	自然
11106-I-0350	谷	秩父市	白久	谷	自然
11106-I-0351	伊勢崎	秩父市	白久	伊勢崎	自然
11106-I-0352	豆早原(1)	秩父市	白久	豆早原	自然
11106-I-0353	大塚(1)	秩父市	日野	大塚	自然
11106-I-0354	大塚(2)	秩父市	日野	大塚	自然
11106-I-0355	富士山	秩父市	日野	富士山	自然
11106-I-0356	下日野	秩父市	日野	下日野	自然
11106-I-0357	安戸(1)	秩父市	上日野	安戸	自然
11106-I-0358	半縄	秩父市	上日野	半縄	自然
11106-I-0359	安戸(2)	秩父市	上日野	安戸	自然
11106-I-0360	安戸(3)	秩父市	上日野	安戸	自然
11106-I-0361	事上	秩父市	上日野	事上	自然
11106-I-0362	平沢	秩父市	久那	平沢	自然
11106-I-0363	久那-2	秩父市	久那		自然
11106-I-0364	石原	秩父市	上日野	石原	自然
11106-I-0365	親平	秩父市	久那	親平	自然
11106-I-0366	沢戸(1)	秩父市	にえ川	沢戸	自然
11106-I-0367	猪鼻-3	秩父市	白久	猪鼻	自然
11106-I-0368	谷(2)	秩父市	白久	谷	自然
11106-I-0369	橋場-2	秩父市	白久	橋場	自然
11106-II-0176	矢畑-2	秩父市	下吉田	矢畑	自然
11106-II-0177	女形-5	秩父市	上吉田	女形	自然
11106-II-0178	女形-6	秩父市	上吉田	女形	自然
11106-II-0179	女形-7	秩父市	上吉田	女形	自然
11106-II-0180	鉢久保	秩父市	下吉田	鉢久保	自然
11106-II-0181	阿熊下	秩父市	阿熊	阿熊下	自然
11106-II-0182	室久保-1	秩父市	阿熊	室久保	自然
11106-II-0183	室久保-2	秩父市	阿熊	室久保	自然
11106-II-0184	松場-1	秩父市	阿熊	松場	自然
11106-II-0185	松場-2	秩父市	阿熊	松場	自然
11106-II-0186	横田倉(1)	秩父市	阿熊	横田倉	自然
11106-II-0187	横田倉(2)	秩父市	阿熊	横田倉	自然
11106-II-0188	白岩-1	秩父市	阿熊	白岩	自然
11106-II-0189	川久保-1	秩父市	阿熊	川久保	自然
11106-II-0190	川久保-2	秩父市	阿熊	川久保	自然
11106-II-0191	川久保	秩父市	阿熊	川久保	自然
11106-II-0192	白岩-2	秩父市	阿熊	白岩	自然
11106-II-0193	阿熊下-1	秩父市	阿熊	阿熊下	自然
11106-II-0194	彦久保-2	秩父市	阿熊	彦久保	自然
11106-II-0195	守岩	秩父市	阿熊	守岩	自然
11106-II-0196	声田	秩父市	下吉田	声田	自然
11106-II-0197	井上-1	秩父市	下吉田	井上	自然
11106-II-0198	井上-2	秩父市	下吉田	井上	自然
11106-II-0199	井上-3	秩父市	下吉田	井上	自然
11106-II-0200	釜ノ上	秩父市	下吉田	釜ノ上	自然
11106-II-0201	釜ノ上-1	秩父市	下吉田	釜ノ上	自然
11106-II-0202	関-1	秩父市	下吉田	関	自然
11106-II-0203	関-2	秩父市	下吉田	関	自然
11106-II-0204	新田原-1	秩父市	下吉田	新田原	自然
11106-II-0205	橋倉-1	秩父市	下吉田	橋倉	自然
11106-II-0206	桜井-2	秩父市	下吉田	桜井	自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11106-II-0207	桜井-3	秩父市	下吉田	桜井	自然
11106-II-0208	桜井-4	秩父市	下吉田	桜井	自然
11106-II-0209	桜井-5	秩父市	下吉田	桜井	自然
11106-II-0210	首部沢	秩父市	下吉田	首部沢	自然
11106-II-0211	藤沢-3	秩父市	下吉田	藤沢	自然
11106-II-0212	藤沢-4	秩父市	下吉田	藤沢	自然
11106-II-0213	新田原	秩父市	下吉田	新田原	自然
11106-II-0214	大日堂	秩父市	下吉田	大日堂	自然
11106-II-0215	棕本-1	秩父市	下吉田	棕本	自然
11106-II-0216	棕本-2	秩父市	下吉田	棕本	自然
11106-II-0217	鍛冶山(1)	秩父市	下吉田	鍛冶山	自然
11106-II-0218	鍛冶山(2)	秩父市	下吉田	鍛冶山	自然
11106-II-0219	田中-1	秩父市	下吉田	田中	自然
11106-II-0220	田中-2	秩父市	下吉田	田中	自然
11106-II-0221	田中-3	秩父市	下吉田	田中	自然
11106-II-0222	橋倉	秩父市	下吉田	橋倉	自然
11106-II-0223	藤沢-2	秩父市	下吉田	藤沢	自然
11106-II-0224	藤六	秩父市	下吉田	藤六	自然
11106-II-0225	番戸	秩父市	下吉田	番戸	自然
11106-II-0226	福田	秩父市	下吉田	福田	自然
11106-II-0227	取方	秩父市	下吉田	取方	自然
11106-II-0228	暮坪	秩父市	下吉田	暮坪	自然
11106-II-0229	万場沢(2)	秩父市	下吉田	万場沢	自然
11106-II-0230	半根古	秩父市	石間	半根古	自然
11106-II-0231	又ノ平	秩父市	石間	又ノ平	自然
11106-II-0232	上郷	秩父市	久長	上郷	自然
11106-II-0233	藤頼	秩父市	久長	藤頼	自然
11106-II-0234	頼母沢-1	秩父市	久長	頼母沢	自然
11106-II-0235	藤芝	秩父市	久長	藤芝	自然
11106-II-0236	女形-1	秩父市	上吉田	女形	自然
11106-II-0237	女形-2	秩父市	上吉田	女形	自然
11106-II-0238	女形-3	秩父市	上吉田	女形	自然
11106-II-0239	女形-4	秩父市	上吉田	女形	自然
11106-II-0240	つらはら堀	秩父市	上吉田	つらはら堀	自然
11106-II-0241	小川	秩父市	上吉田	小川	自然
11106-II-0242	三社-1	秩父市	上吉田	三社	自然
11106-II-0243	三社-2	秩父市	上吉田	三社	自然
11106-II-0244	女郎田	秩父市	上吉田	女郎田	自然
11106-II-0245	西女郎田-1	秩父市	上吉田	西女郎田	自然
11106-II-0246	千鹿谷-2	秩父市	上吉田	千鹿谷	自然
11106-II-0247	室戸-1	秩父市	上吉田	室戸	自然
11106-II-0248	巢掛	秩父市	上吉田	巢掛	自然
11106-II-0249	巢掛-1	秩父市	上吉田	巢掛	自然
11106-II-0250	中島(1)	秩父市	上吉田	中島	自然
11106-II-0251	塚越-1	秩父市	上吉田	塚越	自然
11106-II-0252	塚越-2	秩父市	上吉田	塚越	自然
11106-II-0253	塚越-4	秩父市	上吉田	塚越	自然
11106-II-0254	塚越-5	秩父市	上吉田	塚越	自然
11106-II-0255	明ヶ平	秩父市	上吉田	明ヶ平	自然
11106-II-0256	明ヶ平-1	秩父市	上吉田	明ヶ平	自然
11106-II-0257	矢畑(2)	秩父市	下吉田	矢畑	自然
11106-II-0258	矢畑(1)	秩父市	下吉田	矢畑	自然
11106-II-0259	沢戸-4	秩父市	石間	沢戸	自然
11106-II-0260	沢戸-2	秩父市	石間	沢戸	自然
11106-II-0261	沢戸-5	秩父市	石間	沢戸	自然
11106-II-0262	西	秩父市	石間	西	自然
11106-II-0263	漆木(2)	秩父市	石間	漆木	自然
11106-II-0264	沢口(2)	秩父市	石間	沢口	自然
11106-II-0265	下漆木-1	秩父市	石間	下漆木	自然
11106-II-0266	半納(2)	秩父市	石間	半納	自然
11106-II-0267	半納-2	秩父市	石間	半納	自然
11106-II-0268	クボタ-1	秩父市	太田部	クボタ	自然
11106-II-0269	北(2)	秩父市	太田部	北	自然
11106-II-0270	クボタ-2	秩父市	太田部	クボタ	自然
11106-II-0271	クボタ	秩父市	太田部	クボタ	自然
11106-II-0272	相見-1	秩父市	太田部	相見	自然
11106-II-0273	築場	秩父市	太田部	築場	自然
11106-II-0274	馬込	秩父市	上吉田	馬込	自然
11106-II-0275	綾平	小鹿野町	伊豆沢	綾平	自然
11106-II-0276	馬場	小鹿野町	伊豆沢	馬場	自然
11106-II-0277	馬場-3	小鹿野町	伊豆沢	馬場	自然
11106-II-0278	西平(2)	小鹿野町	伊豆沢	西平	自然
11106-II-0279	西平(1)	小鹿野町	伊豆沢	西平	自然
11106-II-0280	沢浦	小鹿野町	伊豆沢	沢浦	自然
11106-II-0281	中海戸-1	小鹿野町	伊豆沢	中海戸	自然
11106-II-0282	馬場-1	小鹿野町	伊豆沢	馬場	自然
11106-II-0283	馬場-4	小鹿野町	伊豆沢	馬場	自然
11106-II-0284	淵平	小鹿野町	伊豆沢	淵平	自然
11106-II-0285	馬場-2	小鹿野町	伊豆沢	馬場	自然
11106-II-0286	風殿-1	小鹿野町	伊豆沢	風殿	自然
11106-II-0287	風殿-2	小鹿野町	伊豆沢	風殿	自然
11106-II-0288	淵平-2	小鹿野町	伊豆沢	淵平	自然
11106-II-0289	淵平-3	小鹿野町	伊豆沢	淵平	自然
11106-II-0290	古洞-1	小鹿野町	下小鹿野	古洞	自然
11106-II-0291	天司嶽	小鹿野町	下小鹿野	天司嶽	自然
11106-II-0292	古洞-2	小鹿野町	下小鹿野	古洞	自然
11106-II-0293	津谷木-3	小鹿野町	下小鹿野	津谷木	自然
11106-II-0294	小鹿野2区-1	小鹿野町	下小鹿野	小鹿野2区	自然
11106-II-0295	小鹿野2区-2	小鹿野町	下小鹿野	小鹿野2区	自然
11106-II-0296	小鹿野2区-3	小鹿野町	下小鹿野	小鹿野2区	自然
11106-II-0297	小鹿野3区	小鹿野町	下小鹿野	小鹿野3区	自然
11106-II-0298	小判沢-1	小鹿野町	下小鹿野	小判沢	自然
11106-II-0299	小判沢-3	小鹿野町	下小鹿野	小判沢	自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11106-II-0300	信濃右-1	小鹿野町	下小鹿野	信濃右	自然
11106-II-0301	信濃右-2	小鹿野町	下小鹿野	信濃右	自然
11106-II-0302	信濃右-3	小鹿野町	下小鹿野	信濃右	自然
11106-II-0303	信濃右-8	小鹿野町	下小鹿野	信濃右	自然
11106-II-0304	泉田-1	小鹿野町	下小鹿野	泉田	自然
11106-II-0305	泉田-2	小鹿野町	下小鹿野	泉田	自然
11106-II-0306	奈倉-4	小鹿野町	下小鹿野	奈倉	自然
11106-II-0307	坂本(2)	小鹿野町	河原沢	坂本	自然
11106-II-0308	大田淵	小鹿野町	河原沢	大田淵	自然
11106-II-0309	魚尾道	小鹿野町	河原沢	魚尾道	自然
11106-II-0310	尾ノ内(2)	小鹿野町	河原沢	尾ノ内	自然
11106-II-0311	三ヶ原(2)	小鹿野町	三山	三ヶ原	自然
11106-II-0312	桃木平	小鹿野町	三山	桃木平	自然
11106-II-0313	半平(2)	小鹿野町	三山	半平	自然
11106-II-0314	大指(2)	小鹿野町	三山	大指	自然
11106-II-0315	三山日向	小鹿野町	三山	日向	自然
11106-II-0316	法師落人	小鹿野町	三山	法師落人	自然
11106-II-0317	林	小鹿野町	三山	林	自然
11106-II-0318	腰ノ根-2	小鹿野町	小鹿野	腰ノ根	自然
11106-II-0319	腰ノ根-4	小鹿野町	小鹿野	腰ノ根	自然
11106-II-0320	腰ノ根-5	小鹿野町	小鹿野	腰ノ根	自然
11106-II-0321	漆ヶ谷戸	小鹿野町	小鹿野	漆ヶ谷戸	自然
11106-II-0322	漆ヶ谷戸-1	小鹿野町	小鹿野	漆ヶ谷戸	自然
11106-II-0323	小鹿野8区-1	小鹿野町	小鹿野	小鹿野8区	自然
11106-II-0324	小鹿野8区-2	小鹿野町	小鹿野	小鹿野8区	自然
11106-II-0325	芽株	小鹿野町	長留	芽株	自然
11106-II-0326	神ノ原(2)	小鹿野町	長留	神ノ原	自然
11106-II-0327	番戸原	小鹿野町	長留	番戸原	自然
11106-II-0328	長久保-1	小鹿野町	日尾	長久保	自然
11106-II-0329	長久保-2	小鹿野町	日尾	長久保	自然
11106-II-0330	花坂	小鹿野町	藤倉	花坂	自然
11106-II-0331	強矢-1	小鹿野町	藤倉	強矢	自然
11106-II-0332	向	小鹿野町	藤倉	向	自然
11106-II-0333	強矢-2	小鹿野町	藤倉	強矢	自然
11106-II-0334	新井	小鹿野町	藤倉	新井	自然
11106-II-0335	大石津(2)	小鹿野町	藤倉	大石津	自然
11106-II-0336	長沢-1	小鹿野町	藤倉	長沢	自然
11106-II-0337	長沢-2	小鹿野町	藤倉	長沢	自然
11106-II-0338	馬上	小鹿野町	藤倉	馬上	自然
11106-II-0339	八谷-3	小鹿野町	藤倉	八谷	自然
11106-II-0340	富田-1	小鹿野町	藤倉	富田	自然
11106-II-0341	富田-2	小鹿野町	藤倉	富田	自然
11106-II-0342	矢久	小鹿野町	藤倉	矢久	自然
11106-II-0343	長久保-3	小鹿野町	日尾	長久保	自然
11106-II-0344	和田-3	小鹿野町	藤倉	和田	自然
11106-II-0345	下津谷木	小鹿野町	般若	下津谷木	自然
11106-II-0346	釜沢	小鹿野町	般若	釜沢	自然
11106-II-0347	山ノ谷戸	小鹿野町	般若	山ノ谷戸	自然
11106-II-0348	布沢-1	小鹿野町	般若	布沢	自然
11106-II-0349	布沢-2	小鹿野町	般若	布沢	自然
11106-II-0350	聖天	小鹿野町	般若	聖天	自然
11106-II-0351	柿ノ久保-1	小鹿野町	般若	柿ノ久保	自然
11106-II-0352	柿ノ久保-2	小鹿野町	般若	柿ノ久保	自然
11106-II-0353	柿ノ久保-3	小鹿野町	般若	柿ノ久保	自然
11106-II-0354	大王-1	小鹿野町	般若	大王	自然
11106-II-0355	大王-2	小鹿野町	般若	大王	自然
11106-II-0356	岩殿沢-2	小鹿野町	飯田	岩殿沢	自然
11106-II-0357	栗尾-2	小鹿野町	飯田	栗尾	自然
11106-II-0358	犬木(1)	小鹿野町	飯田	犬木	自然
11106-II-0359	犬木(2)	小鹿野町	飯田	犬木	自然
11106-II-0360	殿谷戸	小鹿野町	藤倉	殿谷戸	自然
11106-II-0361	田ノ頭	小鹿野町	三山	田ノ頭	自然
11106-II-0362	獄ノ腰	小鹿野町	飯田	獄ノ腰	自然
11106-II-0363	上飯田-2	小鹿野町	飯田	上飯田	自然
11106-II-0364	小森	小鹿野町	小森	宿	自然
11106-II-0365	押留	小鹿野町	小森	押留	自然
11106-II-0366	間庭	小鹿野町	小森	間庭	自然
11106-II-0367	間庭-1	小鹿野町	小森	間庭	自然
11106-II-0368	間庭-2	小鹿野町	小森	間庭	自然
11106-II-0369	間庭-3	小鹿野町	小森	間庭	自然
11106-II-0370	穴倉-1	小鹿野町	小森	穴倉	自然
11106-II-0371	見遣	小鹿野町	小森	見遣	自然
11106-II-0372	原沢	小鹿野町	小森	原沢	自然
11106-II-0373	原沢-1	小鹿野町	小森	原沢	自然
11106-II-0374	上向	小鹿野町	小森	上向	自然
11106-II-0375	上大谷	小鹿野町	小森	上大谷	自然
11106-II-0376	上大谷-1	小鹿野町	小森	上大谷	自然
11106-II-0377	上野沢-1	小鹿野町	小森	上野沢	自然
11106-II-0378	上野沢-2	小鹿野町	小森	上野沢	自然
11106-II-0379	川端	小鹿野町	小森	川端	自然
11106-II-0380	川塩	小鹿野町	小森	川塩	自然
11106-II-0381	大堤	小鹿野町	小森	大堤	自然
11106-II-0382	大堤-1	小鹿野町	小森	大堤	自然
11106-II-0383	中尾-1	小鹿野町	小森	中尾	自然
11106-II-0384	市場	小鹿野町	小森	市場	自然
11106-II-0385	中平-1	小鹿野町	小森	中平	自然
11106-II-0386	鷲岩	小鹿野町	小森	鷲岩	自然
11106-II-0387	煤川	小鹿野町	小森	煤川	自然
11106-II-0388	煤川-1	小鹿野町	小森	煤川	自然
11106-II-0389	白沢-1	小鹿野町	小森	白沢	自然
11106-II-0390	大久保	小鹿野町	小森	大久保	自然
11106-II-0391	白沢-3	小鹿野町	小森	白沢	自然
11106-II-0392	白沢-4	小鹿野町	小森	白沢	自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11106-II-0393	野沢	小鹿野町	小森	野沢	自然
11106-II-0394	堀田	小鹿野町	小森	堀田	自然
11106-II-0395	浦島	小鹿野町	薄	浦島	自然
11106-II-0396	浦島-3	小鹿野町	薄	浦島	自然
11106-II-0397	下大塩-1	小鹿野町	薄	下大塩	自然
11106-II-0398	下大塩-2	小鹿野町	薄	下大塩	自然
11106-II-0399	下和田-4	小鹿野町	薄	下和田	自然
11106-II-0400	下和田-2	小鹿野町	薄	下和田	自然
11106-II-0401	和千葉-2	小鹿野町	薄	和千葉	自然
11106-II-0402	竹平	小鹿野町	薄	竹平	自然
11106-II-0403	大堤-2	小鹿野町	小森	大堤	自然
11106-II-0404	穴部-1	小鹿野町	薄	穴部	自然
11106-II-0405	御霊-1	小鹿野町	薄	御霊	自然
11106-II-0406	御霊-2	小鹿野町	薄	御霊	自然
11106-II-0407	坂戸(2)	小鹿野町	薄	坂戸	自然
11106-II-0408	小倉-2	小鹿野町	薄	小倉	自然
11106-II-0409	小倉-3	小鹿野町	薄	小倉	自然
11106-II-0410	大神楽(2)	小鹿野町	薄	大神楽	自然
11106-II-0411	大神楽-1	小鹿野町	薄	大神楽	自然
11106-II-0412	大神楽(1)	小鹿野町	薄	大神楽	自然
11106-II-0413	大平-1	小鹿野町	薄	大平	自然
11106-II-0414	大平-2	小鹿野町	薄	大平	自然
11106-II-0415	大平戸	小鹿野町	薄	大平戸	自然
11106-II-0416	沼里-1	小鹿野町	薄	沼里	自然
11106-II-0417	沼里-2	小鹿野町	薄	沼里	自然
11106-II-0418	沼里-3	小鹿野町	薄	沼里	自然
11106-II-0419	日影	小鹿野町	薄	日影	自然
11106-II-0420	柏沢	小鹿野町	薄	柏沢	自然
11106-II-0421	白井差	小鹿野町	薄	白井差	自然
11106-II-0422	隼人	小鹿野町	薄	隼人	自然
11106-II-0423	並木	小鹿野町	薄	並木	自然
11106-II-0424	薬師堂-3	小鹿野町	薄	薬師堂	自然
11106-II-0425	三峰	秩父市	三峰	三峰	自然
11106-II-0426	上倉-1	秩父市	三峰	上倉	人工
11106-II-0427	川又-1	秩父市	大滝	川又	自然
11106-II-0428	川又-4	秩父市	大滝	川又	自然
11106-II-0429	川又-5	秩父市	大滝	川又	自然
11106-II-0430	大血川-1	秩父市	大滝	大血川	自然
11106-II-0431	大血川-2	秩父市	大滝	大血川	自然
11106-II-0432	大血川-3	秩父市	大滝	大血川	自然
11106-II-0433	神岡	秩父市	大滝	神庭	自然
11106-II-0434	上中尾-3	秩父市	大滝	上中尾	自然
11106-II-0435	栃本-3	秩父市	大滝	栃本	自然
11106-II-0436	赤谷日影-2	秩父市	中津川	小倉沢	自然
11106-II-0437	中津川-3	秩父市	中津川	中津川	自然
11106-II-0438	橋場-1	秩父市	白久	橋場	自然
11106-II-0439	久那-1	秩父市	久那		自然
11106-II-0440	諸	秩父市	久那	諸	人工
11106-II-0441	上下石原	秩父市	上日野	上下石原	自然
11106-II-0442	久那	秩父市	久那	平沢	自然
11106-II-0443	柴原-2	秩父市	小野原	柴原	自然
11106-II-0444	小野原-1	秩父市	小野原	小野原	自然
11106-II-0445	小野原-2	秩父市	小野原	小野原	自然
11106-II-0446	小野原-3	秩父市	小野原	小野原	自然
11106-II-0447	松葉	秩父市	小野原	松葉	自然
11106-II-0448	宮ノ下	秩父市	日野	宮ノ下	自然
11106-II-0449	坂口	秩父市	上田野	坂口	自然
11106-II-0450	芦川-1	秩父市	日野	芦川	自然
11106-II-0451	芦川-2	秩父市	日野	芦川	自然
11106-II-0452	下日野-2	秩父市	日野	下日野	自然
11106-II-0453	川宿	秩父市	日野	川宿	自然
11106-II-0454	上サ-1	秩父市	白久	上サ	自然
11106-II-0455	上サ-2	秩父市	白久	上サ	自然
11106-II-0456	上サ-3	秩父市	白久	上サ	自然
11106-II-0457	猪鼻-1	秩父市	白久	猪鼻	自然
11106-II-0458	沢戸(2)	秩父市	にえ川	沢戸	自然
11106-II-0459	東ノ前(1)	秩父市	にえ川	東ノ前	自然
11106-II-0460	猪鼻-2	秩父市	白久	猪鼻	自然
11106-II-0461	東ノ前(2)	秩父市	にえ川	東ノ前	自然
11106-II-0462	豆早原(2)	秩父市	白久	豆早原	自然
11106-II-0463	柿平	秩父市	にえ川	柿平	自然
11106-II-0464	古池	秩父市	にえ川	古池	自然
11106-II-0465	上平-1	秩父市	にえ川	上平	自然
11106-II-0466	上平-2	秩父市	にえ川	上平	自然
11106-II-0467	下坂	秩父市	にえ川	下坂	自然
11106-II-0468	大指-2	秩父市	にえ川	大指	自然
11106-II-0469	町分	秩父市	にえ川	町分	自然
11106-III-0250	井上	秩父市	下吉田	井上	自然
11106-III-0251	伊豆沢-1	小鹿野町	伊豆沢		自然
11106-III-0252	伊豆沢-2	小鹿野町	伊豆沢		自然
11106-III-0253	綾平-1	小鹿野町	伊豆沢	綾平	自然
11106-III-0254	綾平-2	小鹿野町	伊豆沢	綾平	自然
11106-III-0255	吉井-1	小鹿野町	伊豆沢	吉井	自然
11106-III-0256	吉井-2	小鹿野町	伊豆沢	吉井	自然
11106-III-0257	西平-1	小鹿野町	伊豆沢	西平	自然
11106-III-0258	西平-2	小鹿野町	伊豆沢	西平	自然
11106-III-0259	沢浦-1	小鹿野町	伊豆沢	沢浦	自然
11106-III-0260	沢浦-2	小鹿野町	伊豆沢	沢浦	自然
11106-III-0261	沢浦-3	小鹿野町	伊豆沢	沢浦	自然
11106-III-0262	沢浦-4	小鹿野町	伊豆沢	沢浦	自然
11106-III-0263	沢浦-5	小鹿野町	伊豆沢	沢浦	自然
11106-III-0264	馬場-5	小鹿野町	伊豆沢	馬場	自然
11106-III-0265	馬場-6	小鹿野町	伊豆沢	馬場	自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11106-Ⅲ-0266	風殿-3	小鹿野町	伊豆沢	風殿	自然
11106-Ⅲ-0267	風殿-4	小鹿野町	伊豆沢	風殿	自然
11106-Ⅲ-0268	淵平-4	小鹿野町	伊豆沢	淵平	自然
11106-Ⅲ-0269	淵平-5	小鹿野町	伊豆沢	淵平	自然
11106-Ⅲ-0270	淵平-6	小鹿野町	伊豆沢	淵平	自然
11106-Ⅲ-0271	淵平-7	小鹿野町	伊豆沢	淵平	自然
11106-Ⅲ-0272	淵平-8	小鹿野町	伊豆沢	淵平	自然
11106-Ⅲ-0273	淵平-9	小鹿野町	伊豆沢	淵平	自然
11106-Ⅲ-0274	伊豆沢和田-1	小鹿野町	伊豆沢	和田	自然
11106-Ⅲ-0275	伊豆沢和田-2	小鹿野町	伊豆沢	和田	自然
11106-Ⅲ-0276	古洞-1	小鹿野町	下小鹿野	古洞	自然
11106-Ⅲ-0277	古洞-2	小鹿野町	下小鹿野	古洞	自然
11106-Ⅲ-0278	古洞-3	小鹿野町	下小鹿野	古洞	自然
11106-Ⅲ-0279	漆ヶ谷戸	小鹿野町	下小鹿野	漆ヶ谷戸	自然
11106-Ⅲ-0280	小鹿野2区-1	小鹿野町	下小鹿野	小鹿野2区	自然
11106-Ⅲ-0281	小鹿野2区-2	小鹿野町	下小鹿野	小鹿野2区	自然
11106-Ⅲ-0282	小鹿野3区-1	小鹿野町	下小鹿野	小鹿野3区	自然
11106-Ⅲ-0283	小鹿野3区-2	小鹿野町	下小鹿野	小鹿野3区	自然
11106-Ⅲ-0284	小鹿野3区-3	小鹿野町	下小鹿野	小鹿野3区	自然
11106-Ⅲ-0285	小判沢-6	小鹿野町	下小鹿野	小判沢	自然
11106-Ⅲ-0286	小判沢-2	小鹿野町	下小鹿野	小判沢	自然
11106-Ⅲ-0287	小判沢-3	小鹿野町	下小鹿野	小判沢	自然
11106-Ⅲ-0288	小判沢-7	小鹿野町	下小鹿野	小判沢	自然
11106-Ⅲ-0289	小判沢-8	小鹿野町	下小鹿野	小判沢	自然
11106-Ⅲ-0290	小判沢-9	小鹿野町	下小鹿野	小判沢	自然
11106-Ⅲ-0291	小判沢-10	小鹿野町	下小鹿野	小判沢	自然
11106-Ⅲ-0292	小判沢-11	小鹿野町	下小鹿野	小判沢	自然
11106-Ⅲ-0293	泉田-4	小鹿野町	下小鹿野	泉田	自然
11106-Ⅲ-0294	泉田-5	小鹿野町	下小鹿野	泉田	自然
11106-Ⅲ-0295	津谷木-4	小鹿野町	下小鹿野	津谷木	自然
11106-Ⅲ-0296	津谷木-5	小鹿野町	下小鹿野	津谷木	自然
11106-Ⅲ-0297	奈倉-5	小鹿野町	下小鹿野	奈倉	自然
11106-Ⅲ-0298	奈倉-6	小鹿野町	下小鹿野	奈倉	自然
11106-Ⅲ-0299	奈倉-7	小鹿野町	下小鹿野	奈倉	自然
11106-Ⅲ-0300	奈倉-8	小鹿野町	下小鹿野	奈倉	自然
11106-Ⅲ-0301	奈倉-9	小鹿野町	下小鹿野	奈倉	自然
11106-Ⅲ-0302	奈倉-10	小鹿野町	下小鹿野	奈倉	自然
11106-Ⅲ-0303	三島	小鹿野町	小鹿野	三島	自然
11106-Ⅲ-0304	小鹿野沢	小鹿野町	小鹿野	小鹿野沢	自然
11106-Ⅲ-0305	小鹿野和田-1	小鹿野町	小鹿野	和田	自然
11106-Ⅲ-0306	小鹿野和田-2	小鹿野町	小鹿野	和田	自然
11106-Ⅲ-0307	松井田	小鹿野町	長留	松井田	自然
11106-Ⅲ-0308	長若1区	小鹿野町	長留	長若1区	自然
11106-Ⅲ-0309	根古屋-1	小鹿野町	日尾	根古屋	自然
11106-Ⅲ-0310	根古屋-2	小鹿野町	日尾	根古屋	自然
11106-Ⅲ-0311	大平	小鹿野町	日尾	大平	自然
11106-Ⅲ-0312	柳平	小鹿野町	日尾	柳平	自然
11106-Ⅲ-0313	下津谷木-1	小鹿野町	般若	下津谷木	自然
11106-Ⅲ-0314	下津谷木-2	小鹿野町	般若	下津谷木	自然
11106-Ⅲ-0315	天王	小鹿野町	般若	天王	自然
11106-Ⅲ-0316	天王-2	小鹿野町	般若	天王	自然
11106-Ⅲ-0317	岩殿沢-1	小鹿野町	飯田	岩殿沢	自然
11106-Ⅲ-0318	岩殿沢-2	小鹿野町	飯田	岩殿沢	自然
11106-Ⅲ-0319	栗尾-1	小鹿野町	飯田	栗尾	自然
11106-Ⅲ-0320	栗尾-2	小鹿野町	飯田	栗尾	自然
11106-Ⅲ-0321	上飯田-3	小鹿野町	飯田	上飯田	自然
11106-Ⅲ-0322	上飯田-4	小鹿野町	飯田	上飯田	自然
11106-Ⅲ-0323	上飯田-5	小鹿野町	飯田	上飯田	自然
11106-Ⅲ-0324	上飯田-6	小鹿野町	飯田	上飯田	自然
11106-Ⅲ-0325	浦山夕ム	秩父市	久那	浦山夕ム	自然
11106-Ⅲ-0326	浦山口	秩父市	久那	浦山口	自然
11106-Ⅲ-0327	柴原-3	秩父市	小野原	柴原	自然
11106-Ⅲ-0328	柴原-4	秩父市	小野原	柴原	人工
11106-Ⅲ-0329	柴原-5	秩父市	小野原	柴原	自然
11106-Ⅲ-0330	柴原-6	秩父市	小野原	柴原	自然
11106-Ⅲ-0331	柴原-7	秩父市	小野原	柴原	自然
11106-Ⅲ-0332	小野原-4	秩父市	小野原	小野原	自然
11106-Ⅲ-0333	小野原-5	秩父市	小野原	小野原	自然
11106-Ⅲ-0334	小野原-6	秩父市	小野原	小野原	自然
11106-Ⅲ-0335	小野原-7	秩父市	小野原	小野原	自然
11106-Ⅲ-0336	小野原-8	秩父市	小野原	小野原	自然
11106-Ⅲ-0337	鷺ノ巣	秩父市	小野原	鷺ノ巣	自然
11106-Ⅲ-0338	越-2	秩父市	上田野	越	自然
11106-Ⅲ-0339	坂口-2	秩父市	上田野	坂口	自然
11106-Ⅲ-0340	栃久保	秩父市	上田野	栃久保	自然
11106-Ⅲ-0341	糞屋-1	秩父市	上田野	糞屋	自然
11106-Ⅲ-0342	糞屋-2	秩父市	上田野	糞屋	自然
11106-Ⅲ-0343	芦川-3	秩父市	日野	芦川	自然
11106-Ⅲ-0344	芦川-4	秩父市	日野	芦川	自然
11106-Ⅲ-0345	下日野-3	秩父市	日野	下日野	自然
11106-Ⅲ-0346	寺沢	秩父市	日野	寺沢	自然
11106-Ⅲ-0347	松葉-2	秩父市	日野	松葉	自然
11106-Ⅲ-0348	大塚-9	秩父市	日野	大塚	自然
11106-Ⅲ-0349	原	秩父市	白久	原	自然
11106-Ⅲ-0350	上サ-4	秩父市	白久	上サ	自然
11106-Ⅲ-0351	上サ-5	秩父市	白久	上サ	自然
11106-Ⅲ-0352	谷-2	秩父市	白久	谷	自然
11106-Ⅲ-0353	谷-3	秩父市	白久	谷	自然
11106-Ⅲ-0354	谷-4	秩父市	白久	谷	自然
11106-Ⅲ-0355	谷-5	秩父市	白久	谷	自然
11106-Ⅲ-0356	猪鼻-4	秩父市	白久	猪鼻	自然
11106-Ⅲ-0357	豆日原-2	秩父市	白久	豆日原	自然
11106-Ⅲ-0358	豆日原-3	秩父市	白久	豆日原	自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11106-Ⅲ-0359	下郷-2	秩父市	鷲川	下郷	自然
11106-Ⅲ-0360	柿平-1	秩父市	鷲川	柿平	自然
11106-Ⅲ-0361	柿平-2	秩父市	鷲川	柿平	自然
11106-Ⅲ-0362	柿平-3	秩父市	鷲川	柿平	自然
11106-Ⅲ-0363	柿平-4	秩父市	鷲川	柿平	自然
11106-Ⅲ-0364	柿平-5	秩父市	鷲川	柿平	自然
11106-Ⅲ-0365	柿平-6	秩父市	鷲川	柿平	自然
11106-Ⅲ-0366	柿平-7	秩父市	鷲川	柿平	自然
11106-Ⅲ-0367	柿平-8	秩父市	鷲川	柿平	自然
11106-Ⅲ-0368	古池-1	秩父市	鷲川	古池	自然
11106-Ⅲ-0369	古池-2	秩父市	鷲川	古池	自然
11106-Ⅲ-0370	古池-3	秩父市	鷲川	古池	自然
11106-Ⅲ-0371	上平-3	秩父市	鷲川	上平	自然
11106-Ⅲ-0372	上平-4	秩父市	鷲川	上平	自然
11106-Ⅲ-0373	上平-5	秩父市	鷲川	上平	自然
11106-Ⅲ-0374	上平-6	秩父市	鷲川	上平	自然
11106-Ⅲ-0375	大指-3	秩父市	鷲川	大指	自然
11106-Ⅲ-0376	大指-4	秩父市	鷲川	大指	自然
11106-Ⅲ-0377	大指-5	秩父市	鷲川	大指	自然
11106-Ⅲ-0378	大指-6	秩父市	鷲川	大指	自然
11106-Ⅲ-0379	大指-7	秩父市	鷲川	大指	自然
11106-Ⅲ-0380	大指-8	秩父市	鷲川	大指	自然
11106-Ⅲ-0381	町分-2	秩父市	鷲川	町分	自然
11106-I-0001	川俣(1)	秩父市	浦山	川俣	自然
11106-I-0002	毛附	秩父市	浦山	毛附	自然
11106-I-0003	金倉	秩父市	浦山	金倉	自然
11106-I-0004	日向	秩父市	浦山	日向	自然
11106-I-0005	大谷	秩父市	浦山	大谷	自然
11106-I-0006	巴(1)	秩父市	下影森	巴	自然
11106-I-0007	宮本町-1	秩父市	宮本町		自然
11106-I-0008	大沼町	秩父市	大沼町		自然
11106-I-0009	巴(2)	秩父市	下影森	巴	自然
11106-I-0010	巴(3)	秩父市	下影森	巴	自然
11106-I-0011	巴(4)	秩父市	下影森	巴	自然
11106-I-0012	大久保	秩父市	久郡	大久保	自然
11106-I-0013	野坂	秩父市	野坂町	二丁目	自然
11106-I-0014	阿保	秩父市	阿保町		自然
11106-I-0015	下宮地町-1	秩父市	下宮地町		自然
11106-I-0016	上山田-1	秩父市	山田	上山田	自然
11106-I-0017	矢追-1	秩父市	山田	矢追	自然
11106-I-0018	矢追-2	秩父市	山田	矢追	自然
11106-I-0019	大畑町	秩父市	大畑町		自然
11106-I-0020	宮崎-1	秩父市	大野原	宮崎	自然
11106-I-0021	宮崎-2	秩父市	大野原	宮崎	自然
11106-I-0022	黒草	秩父市	大野原	黒草	自然
11106-I-0023	大戸原	秩父市	山田	大戸原	自然
11106-I-0024	矢追-3	秩父市	山田	矢追	自然
11106-I-0025	定峰-1	秩父市	定峰	定峰	自然
11106-I-0026	定峰-4	秩父市	定峰	定峰	自然
11106-I-0027	定峰-5	秩父市	定峰	定峰	自然
11106-I-0028	中郷-1	秩父市	栃谷	中郷	自然
11106-I-0029	栃谷入沢-1	秩父市	栃谷	栃谷入沢	自然
11106-I-0030	木毛-1	秩父市	黒谷	木毛	自然
11106-I-0031	木毛-4	秩父市	黒谷	木毛	自然
11106-I-0032	柳田-1	秩父市	黒谷	柳田	自然
11106-I-0033	破風屋-1	秩父市	黒谷	破風屋	自然
11106-I-0034	破風屋-2	秩父市	黒谷	破風屋	自然
11106-I-0035	小樽-4	秩父市	黒谷	小樽	自然
11106-I-0036	小樽-3	秩父市	黒谷	小樽	自然
11106-I-0037	上大田	秩父市	大田	上大田	自然
11106-I-0038	十王殿-2	秩父市	伊古田	十王殿	自然
11106-I-0039	滝坂	秩父市	上野町	滝坂	自然
11106-I-0040	井戸尻	秩父市	上野町	井戸尻	自然
11106-I-0041	別所	秩父市	別所		自然
11106-I-0042	大久保(2)	秩父市	久郡	大久保	自然
11106-I-0043	平仁田	秩父市	久郡	平仁田	自然
11106-I-0044	熊木	秩父市	熊木町		自然
11106-I-0045	熊木町43	秩父市	熊木町43		自然
11106-I-0046	上ノ沼	秩父市	大宮	上ノ沼	自然
11106-I-0047	中寺尾	秩父市	寺尾	中寺尾	自然
11106-I-0048	上寺尾-1	秩父市	寺尾	上寺尾	自然
11106-I-0049	中寺尾-2	秩父市	寺尾	中寺尾	自然
11106-I-0050	中寺尾-3	秩父市	寺尾	中寺尾	自然
11106-I-0051	中寺尾-4	秩父市	寺尾	中寺尾	自然
11106-I-0052	中寺尾-6	秩父市	寺尾	中寺尾	自然
11106-I-0053	上藤田-3	秩父市	藤田	上藤田	自然
11106-I-0054	中寺尾-1	秩父市	寺尾	中寺尾	自然
11106-I-0055	下寺尾-5	秩父市	寺尾	下寺尾	自然
11106-I-0056	下寺尾-4	秩父市	寺尾	下寺尾	自然
11106-I-0057	近戸	秩父市	近戸町		自然
11106-I-0058	上太田	秩父市	太田	柴宮裏	自然
11106-I-0059	下太田	秩父市	太田	磯端	自然
11106-I-0060	小柱	秩父市	小柱	東平	自然
11106-I-0061	拾壹番	横瀬町	横瀬	拾壹番	自然
11106-I-0062	姿	横瀬町	横瀬	姿	自然
11106-I-0063	殿谷戸	横瀬町	芦ヶ久保	殿谷戸	自然
11106-I-0064	川地-1	横瀬町	芦ヶ久保	川地	自然
11106-I-0065	大畑(1)	横瀬町	芦ヶ久保	大畑	自然
11106-I-0066	赤谷	横瀬町	芦ヶ久保	赤谷	自然
11106-I-0067	初花-1	横瀬町	芦ヶ久保	初花	自然
11106-I-0068	中井-3	横瀬町	芦ヶ久保	中井	自然
11106-I-0069	根古屋	横瀬町	横瀬	一番	自然
11106-I-0070	川西	横瀬町	横瀬	川西	自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11106-I-0071	十三番	横瀬町	川東	十三番	自然
11106-I-0072	天沢	皆野町	金沢	天沢	人工
11106-I-0073	国神7区-1	皆野町	大淵	国神7区	人工
11106-I-0074	国神7区-2	皆野町	大淵	国神7区	人工
11106-I-0075	小前	皆野町	上日野沢	下小前	自然
11106-I-0076	奈良尾	皆野町	上日野沢	山下	自然
11106-I-0077	奈良尾-1	皆野町	上日野沢	奈良尾	自然
11106-I-0078	重木(1)	皆野町	下日野沢	諏訪	自然
11106-I-0079	加増-2	皆野町	金沢	加増	自然
11106-I-0080	藤原	皆野町	下日野沢	藤原	自然
11106-I-0081	金山	皆野町	金沢	金山	自然
11106-I-0082	根古屋	皆野町	金沢	根古屋	自然
11106-I-0083	柴岡	皆野町	国神	宮地	自然
11106-I-0084	高松山	皆野町	下日野沢	高松山	自然
11106-I-0085	若浜	皆野町	下日野沢	若浜	自然
11106-I-0086	若沢	皆野町	下日野沢	若沢	自然
11106-I-0087	若浜-1	皆野町	下日野沢	若浜	自然
11106-I-0088	若浜-2	皆野町	下日野沢	若浜	自然
11106-I-0089	金崎	皆野町	金沢	馬場	自然
11106-I-0090	皆野16区-1	皆野町	下田野	皆野16区	自然
11106-I-0091	皆野16区-2	皆野町	下田野	皆野16区	自然
11106-I-0092	谷津-1	皆野町	三沢	谷津	自然
11106-I-0093	門平	皆野町	上日野沢	門平	自然
11106-I-0094	皆野16区-4	皆野町	下田野	皆野16区	自然
11106-I-0095	前原	皆野町	大淵	前原	自然
11106-I-0096	野巻	皆野町	野巻	野巻	自然
11106-I-0097	常台場	皆野町	皆野	常台場	自然
11106-I-0098	親鼻-1	皆野町	皆野	親鼻	自然
11106-I-0099	来谷-2	皆野町	三沢	来谷	自然
11106-I-0100	宿本	長瀬町	野上下郷	宿本	自然
11106-I-0101	小坂-1	長瀬町	野上下郷	小坂	自然
11106-I-0102	岩田上郷-2	長瀬町	岩田	上郷	自然
11106-I-0103	滝ノ上-1	長瀬町	野上下郷	滝ノ上	自然
11106-I-0104	滝ノ上-3	長瀬町	野上下郷	滝ノ上	自然
11106-I-0105	宮沢-3	長瀬町	野上下郷	宮沢	自然
11106-I-0106	中西(1)	長瀬町	矢那瀬	中西	自然
11106-I-0107	小坂-2	長瀬町	野上下郷	小坂	自然
11106-I-0108	中西(2)	長瀬町	矢那瀬	中西	自然
11106-I-0109	下郷	長瀬町	下郷	下郷	自然
11106-I-0110	大月	長瀬町	矢那瀬	大月	自然
11106-I-0111	矢那瀬根岸	長瀬町	矢那瀬	根岸	自然
11106-I-0112	矢那瀬根岸-1	長瀬町	矢那瀬	根岸	自然
11106-I-0113	矢那瀬根岸-2	長瀬町	矢那瀬	根岸	自然
11106-I-0114	森下	長瀬町	井戸	森下	自然
11106-I-0115	井戸上郷-1	長瀬町	井戸	上郷	自然
11106-I-0116	下郷-5	長瀬町	井戸	下郷	自然
11106-I-0117	下郷-2	長瀬町	井戸	下郷	自然
11106-I-0118	岩下	長瀬町	井戸	岩下	自然
11106-I-0119	犬塚	長瀬町	中野上	犬塚	自然
11106-I-0120	唐沢-1	長瀬町	中野上	唐沢	自然
11106-I-0121	長瀬五区-1	長瀬町	長瀬	長瀬五区	自然
11106-I-0122	宝登山区	長瀬町	長瀬	宝登山区	自然
11106-I-0123	長瀬五区-2	長瀬町	長瀬	長瀬五区	自然
11106-I-0124	本野上根岸	長瀬町	本野上	根岸	自然
11106-I-0370	下寺尾-7	秩父市	寺尾	下寺尾	自然
11106-I-0371	北沢	長瀬町	本野上	北沢	自然
11106-II-0001	十王殿-1	秩父市	伊古田	十王殿	自然
11106-II-0002	上原	秩父市	伊古田	上原	自然
11106-II-0003	西平	秩父市	伊古田	西平	自然
11106-II-0004	細久保(1)	秩父市	浦山	細久保	自然
11106-II-0005	武士平	秩父市	浦山	武士平	自然
11106-II-0006	小樽-2	秩父市	黒谷	小樽	自然
11106-II-0007	木毛-2	秩父市	黒谷	木毛	自然
11106-II-0008	木毛-3	秩父市	黒谷	木毛	自然
11106-II-0009	木毛-5	秩父市	黒谷	木毛	自然
11106-II-0010	柳田-2	秩父市	黒谷	柳田	自然
11106-II-0011	下山-1	秩父市	黒谷	下山	自然
11106-II-0012	下山(2)	秩父市	黒谷	下山	自然
11106-II-0013	下山(1)	秩父市	黒谷	下山	自然
11106-II-0014	柳田-3	秩父市	黒谷	柳田	自然
11106-II-0015	深田	秩父市	山田	深田	自然
11106-II-0016	大棚-1	秩父市	山田	大棚	自然
11106-II-0017	大棚-3	秩父市	山田	大棚	自然
11106-II-0018	大棚-4	秩父市	山田	大棚	自然
11106-II-0019	大棚-6	秩父市	山田	大棚	自然
11106-II-0020	矢行地-2	秩父市	山田	矢行地	自然
11106-II-0021	矢行地-4	秩父市	山田	矢行地	自然
11106-II-0022	矢追-4	秩父市	山田	矢追	自然
11106-II-0023	峰沢	秩父市	下宮地	峰沢	自然
11106-II-0024	下寺尾-1	秩父市	寺尾	下寺尾	自然
11106-II-0025	下寺尾-2	秩父市	寺尾	下寺尾	自然
11106-II-0026	下寺尾-3	秩父市	寺尾	下寺尾	自然
11106-II-0027	下寺尾-6	秩父市	寺尾	下寺尾	自然
11106-II-0028	中寺尾-7	秩父市	寺尾	中寺尾	自然
11106-II-0029	蒔田	秩父市	蒔田		自然
11106-II-0030	下蒔田	秩父市	蒔田	下蒔田	自然
11106-II-0031	上蒔田-2	秩父市	蒔田	上蒔田	自然
11106-II-0032	上蒔田-4	秩父市	蒔田	上蒔田	自然
11106-II-0033	中蒔田-1	秩父市	蒔田	中蒔田	自然
11106-II-0034	中蒔田-2	秩父市	蒔田	中蒔田	自然
11106-II-0035	堤平	秩父市	太田	堤平	自然
11106-II-0036	富田-1	秩父市	太田	富田	自然
11106-II-0037	大宮	秩父市	大宮		自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11106-II-0038	翠沼-1	秩父市	大野原	翠沼	自然
11106-II-0039	翠沼-2	秩父市	大野原	翠沼	自然
11106-II-0040	中原	秩父市	大野原	中原	自然
11106-II-0041	桐木	秩父市	大野原	桐木	自然
11106-II-0042	定峰-2	秩父市	定峰	定峰	自然
11106-II-0043	定峰-6	秩父市	定峰	定峰	自然
11106-II-0044	定峰-7	秩父市	定峰	定峰	自然
11106-II-0045	定峰-10	秩父市	定峰	定峰	自然
11106-II-0046	定峰-8	秩父市	定峰	定峰	自然
11106-II-0047	井森	秩父市	田村	井森	自然
11106-II-0048	駒沢(2)	秩父市	田村	駒沢	自然
11106-II-0049	駒沢(1)	秩父市	田村	駒沢	自然
11106-II-0050	中郷	秩父市	田村	中郷	自然
11106-II-0051	坊平	秩父市	田村	坊平	自然
11106-II-0052	下郷-1	秩父市	栃谷	下郷	自然
11106-II-0053	下郷-2	秩父市	栃谷	下郷	自然
11106-II-0054	中郷-2	秩父市	栃谷	中郷	自然
11106-II-0055	栃谷定峰	秩父市	栃谷	定峰	自然
11106-II-0056	栃谷入沢-2	秩父市	栃谷	栃谷入沢	自然
11106-II-0057	遠原-1	秩父市	品沢	遠原	自然
11106-II-0058	遠原-2	秩父市	品沢	遠原	自然
11106-II-0059	小池	秩父市	品沢	小池	自然
11106-II-0060	上郷-1	秩父市	品沢	上郷	自然
11106-II-0061	上郷-2	秩父市	品沢	上郷	自然
11106-II-0062	上郷-3	秩父市	品沢	上郷	自然
11106-II-0063	中組-2	秩父市	品沢	中組	自然
11106-II-0064	細久保(2)	秩父市	浦山	細久保	自然
11106-II-0065	川俣(2)	秩父市	浦山町	川俣	自然
11106-II-0066	毛附-1	秩父市	浦山町	毛附	自然
11106-II-0067	毛附-3	秩父市	浦山町	毛附	自然
11106-II-0068	初花-3	横瀬町	芦ヶ久保	初花	自然
11106-II-0069	松枝-1	横瀬町	芦ヶ久保	松枝	自然
11106-II-0070	松枝-2	横瀬町	芦ヶ久保	松枝	自然
11106-II-0071	松枝-3	横瀬町	芦ヶ久保	松枝	自然
11106-II-0072	大畑(2)	横瀬町	芦ヶ久保	大畑	自然
11106-II-0073	中井-1	横瀬町	芦ヶ久保	中井	自然
11106-II-0074	中井-4	横瀬町	芦ヶ久保	中井	自然
11106-II-0075	四番-2	横瀬町	刈米	四番	自然
11106-II-0076	十四番	横瀬町	川東	十四番	自然
11106-II-0077	十四番-1	横瀬町	川東	十四番	自然
11106-II-0078	松枝	横瀬町	芦ヶ久保	松枝	自然
11106-II-0079	赤谷-1	横瀬町	芦ヶ久保	赤谷	自然
11106-II-0080	赤谷-2	横瀬町	芦ヶ久保	赤谷	自然
11106-II-0081	皆野2区	皆野町	皆野	皆野2区	人工
11106-II-0082	皆野16区-3	皆野町	下田野	皆野16区	自然
11106-II-0083	谷草	皆野町	皆野	谷草	自然
11106-II-0084	高松	皆野町	下田野沢	高松	自然
11106-II-0085	根古屋-1	皆野町	下田野沢	根古屋	自然
11106-II-0086	重木(2)	皆野町	下田野沢	重木	自然
11106-II-0087	大神	皆野町	下田野沢	大神	自然
11106-II-0088	沢辺-1	皆野町	下田野沢	沢辺	自然
11106-II-0089	沢辺-2	皆野町	下田野沢	沢辺	自然
11106-II-0090	沢辺	皆野町	下田野沢	小畑	自然
11106-II-0091	藤原-1	皆野町	下田野沢	藤原	自然
11106-II-0092	藤原-2	皆野町	下田野沢	藤原	自然
11106-II-0093	日野	皆野町	下田野沢	日野	自然
11106-II-0094	日野沢1区	皆野町	下田野沢	日野沢1区	自然
11106-II-0095	腰-1	皆野町	皆野	腰	自然
11106-II-0096	腰-2	皆野町	皆野	腰	自然
11106-II-0097	根岸-1	皆野町	皆野	根岸	自然
11106-II-0098	根岸-2	皆野町	皆野	根岸	自然
11106-II-0099	根岸-3	皆野町	皆野	根岸	自然
11106-II-0100	親鼻-2	皆野町	皆野	親鼻	自然
11106-II-0101	国神1区	皆野町	金崎	国神1区	自然
11106-II-0102	国神2区	皆野町	金崎	国神2区	自然
11106-II-0103	駒形	皆野町	皆野	下原	自然
11106-II-0104	国神3区-1	皆野町	金崎	国神3区	自然
11106-II-0105	浦山-2	皆野町	金沢	浦山	自然
11106-II-0106	浦山	皆野町	金沢	新井	自然
11106-II-0107	浦山-3	皆野町	金沢	浦山	自然
11106-II-0108	橋爪	皆野町	金沢	橋爪	自然
11106-II-0109	更木-1	皆野町	金沢	更木	自然
11106-II-0110	加増	皆野町	金沢	加増	自然
11106-II-0111	更木	皆野町	金沢	更木	自然
11106-II-0112	更木-2	皆野町	金沢	更木	自然
11106-II-0113	出牛-1	皆野町	金沢	出牛	自然
11106-II-0114	出牛-2	皆野町	金沢	出牛	自然
11106-II-0115	出牛-3	皆野町	金沢	出牛	自然
11106-II-0116	小六	皆野町	金沢	小六	自然
11106-II-0117	大平	皆野町	金沢	大平	自然
11106-II-0118	柴岡-1	皆野町	国神	柴岡	自然
11106-II-0119	柴岡-2	皆野町	国神	柴岡	自然
11106-II-0120	三沢(1)	皆野町	三沢		自然
11106-II-0121	三沢(2)	皆野町	三沢		自然
11106-II-0122	丸山-1	皆野町	三沢	丸山	自然
11106-II-0123	丸山-2	皆野町	三沢	丸山	自然
11106-II-0124	強石-1	皆野町	三沢	強石	自然
11106-II-0125	強石-2	皆野町	三沢	強石	自然
11106-II-0126	強石-3	皆野町	三沢	強石	自然
11106-II-0127	高中	皆野町	三沢	高中	自然
11106-II-0128	高府地-1	皆野町	三沢	高府地	自然
11106-II-0129	高府地-2	皆野町	三沢	高府地	自然
11106-II-0130	小根-1	皆野町	三沢	小根	自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11106-II-0131	上の平	皆野町	三沢	上の平	自然
11106-II-0132	谷津-2	皆野町	三沢	谷津	自然
11106-II-0133	二本木	皆野町	三沢	二本木	自然
11106-II-0134	日向	皆野町	三沢	日向	自然
11106-II-0135	峯-1	皆野町	三沢	峯	自然
11106-II-0136	芳ノ入-1	皆野町	三沢	芳ノ入	自然
11106-II-0137	芳ノ入-3	皆野町	三沢	芳ノ入	自然
11106-II-0138	来谷-1	皆野町	三沢	来谷	自然
11106-II-0139	六地藏	皆野町	三沢	六地藏	自然
11106-II-0140	小前-1	皆野町	上日野沢	小前	自然
11106-II-0141	小前-2	皆野町	上日野沢	小前	自然
11106-II-0142	奈良尾-2	皆野町	上日野沢	奈良尾	自然
11106-II-0143	奈良尾-4	皆野町	上日野沢	奈良尾	自然
11106-II-0144	奈良尾-6	皆野町	上日野沢	奈良尾	自然
11106-II-0145	門平-2	皆野町	上日野沢	門平	自然
11106-II-0146	立沢-1	皆野町	上日野沢	立沢	自然
11106-II-0147	立沢-2	皆野町	上日野沢	立沢	自然
11106-II-0148	立沢-4	皆野町	上日野沢	立沢	自然
11106-II-0149	国神7区	皆野町	大淵	国神7区	自然
11106-II-0150	国神8区	皆野町	大淵	国神8区	自然
11106-II-0151	笹原	皆野町	野巻	笹原	自然
11106-II-0152	芭原	皆野町	野巻	芭原	自然
11106-II-0153	唐沢-2	長瀬町		唐沢	自然
11106-II-0154	杉郷-1	長瀬町	野上下郷	杉郷	自然
11106-II-0155	下郷-1	長瀬町	井戸	下郷	自然
11106-II-0156	下郷-3	長瀬町	井戸	下郷	自然
11106-II-0157	下郷-4	長瀬町	井戸	下郷	自然
11106-II-0158	下郷-6	長瀬町	井戸	下郷	自然
11106-II-0159	井戸上郷-3	長瀬町	井戸	上郷	自然
11106-II-0160	中郷	長瀬町	井戸	中郷	自然
11106-II-0161	下郷-7	長瀬町	井戸	下郷	自然
11106-II-0162	岩田上郷-1	長瀬町	岩田	上郷	自然
11106-II-0163	井戸上郷-4	長瀬町	井戸	上郷	自然
11106-II-0164	阿弥陀ヶ谷	長瀬町	風布	阿弥陀ヶ谷	自然
11106-II-0165	植平-1	長瀬町	風布	植平	自然
11106-II-0166	植平-2	長瀬町	風布	植平	自然
11106-II-0167	大鉢形-1	長瀬町	風布	大鉢形	自然
11106-II-0168	大鉢形-2	長瀬町	風布	大鉢形	自然
11106-II-0169	蕪木-1	長瀬町	風布	蕪木	自然
11106-II-0170	蕪木-2	長瀬町	風布	蕪木	自然
11106-II-0171	宮沢-1	長瀬町	野上下郷	宮沢	自然
11106-II-0172	宮沢-2	長瀬町	野上下郷	宮沢	自然
11106-II-0173	辻-1	長瀬町	野上下郷	辻	自然
11106-II-0174	辻-2	長瀬町	野上下郷	辻	自然
11106-II-0175	矢那瀬根岸-3	長瀬町	矢那瀬	根岸	自然
11106-II-0470	小根-3	皆野町	三沢	小根	自然
11106-II-0471	芳ノ入-4	皆野町	三沢	芳ノ入	自然
11106-II-0472	杉郷-2	長瀬町	野上下郷	杉郷	自然
11106-II-0473	杉郷-3	長瀬町	野上下郷	杉郷	自然
11106-II-0474	和田	長瀬町	中野上	和田	自然
11106-III-0001	みどりが丘-1	秩父市	みどりが丘		自然
11106-III-0002	みどりが丘-2	秩父市	みどりが丘		自然
11106-III-0003	十王殿-1	秩父市	伊古田	十王殿	自然
11106-III-0004	十王殿-2	秩父市	伊古田	十王殿	自然
11106-III-0005	十王殿-3	秩父市	伊古田	十王殿	自然
11106-III-0006	西平-1	秩父市	伊古田	西平	自然
11106-III-0007	西平-2	秩父市	伊古田	西平	自然
11106-III-0008	西平-3	秩父市	伊古田	西平	自然
11106-III-0009	西平-4	秩父市	伊古田	西平	自然
11106-III-0010	西平-5	秩父市	伊古田	西平	自然
11106-III-0011	冠岩-1	秩父市	浦山	冠岩	自然
11106-III-0012	冠岩-2	秩父市	浦山	冠岩	自然
11106-III-0013	栗山-1	秩父市	浦山	栗山	自然
11106-III-0014	栗山-2	秩父市	浦山	栗山	自然
11106-III-0015	細久保-1	秩父市	浦山	細久保	自然
11106-III-0016	細久保-2	秩父市	浦山	細久保	自然
11106-III-0017	細久保-3	秩父市	浦山	細久保	自然
11106-III-0018	山樋-1	秩父市	浦山	山樋	自然
11106-III-0019	山樋-2	秩父市	浦山	山樋	自然
11106-III-0020	山樋-3	秩父市	浦山	山樋	自然
11106-III-0021	川俣-1	秩父市	浦山	川俣	自然
11106-III-0022	川俣-2	秩父市	浦山	川俣	自然
11106-III-0023	川俣-3	秩父市	浦山	川俣	自然
11106-III-0024	川俣-4	秩父市	浦山	川俣	自然
11106-III-0025	川俣-5	秩父市	浦山	川俣	自然
11106-III-0026	川俣-6	秩父市	浦山	川俣	自然
11106-III-0027	川俣-7	秩父市	浦山	川俣	自然
11106-III-0028	大神楽-1	秩父市	浦山	大神楽	自然
11106-III-0029	大神楽-2	秩父市	浦山	大神楽	自然
11106-III-0030	大谷-2	秩父市	浦山	大谷	自然
11106-III-0031	茶平-1	秩父市	浦山	茶平	自然
11106-III-0032	茶平-2	秩父市	浦山	茶平	自然
11106-III-0033	日向-1	秩父市	浦山	日向	自然
11106-III-0034	日向-2	秩父市	浦山	日向	自然
11106-III-0035	日向-3	秩父市	浦山	日向	自然
11106-III-0036	日向-4	秩父市	浦山	日向	自然
11106-III-0037	毛附-4	秩父市	浦山	毛附	自然
11106-III-0038	毛附-5	秩父市	浦山	毛附	自然
11106-III-0039	下久那-1	秩父市	久那	下久那	自然
11106-III-0040	下久那-2	秩父市	久那	下久那	自然
11106-III-0041	坂本	秩父市	久那	坂本	自然
11106-III-0042	平仁田-2	秩父市	久那	平仁田	自然
11106-III-0043	野々上-1	秩父市	久那	野々上	自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11106-Ⅲ-0044	野々上-2	秩父市	久那	野々上	自然
11106-Ⅲ-0045	宮本町	秩父市	宮本町		自然
11106-Ⅲ-0046	木毛-6	秩父市	黒谷	木毛	自然
11106-Ⅲ-0047	木毛-7	秩父市	黒谷	木毛	自然
11106-Ⅲ-0048	木毛-8	秩父市	黒谷	木毛	自然
11106-Ⅲ-0049	柳田-4	秩父市	黒谷	柳田	自然
11106-Ⅲ-0050	上山田	秩父市	山田	上山田	自然
11106-Ⅲ-0051	大棚-7	秩父市	山田	大棚	自然
11106-Ⅲ-0052	大棚-8	秩父市	山田	大棚	自然
11106-Ⅲ-0053	谷津-1	秩父市	山田	谷津	自然
11106-Ⅲ-0054	谷津-2	秩父市	山田	谷津	自然
11106-Ⅲ-0055	下寺尾-7	秩父市	寺尾	下寺尾	自然
11106-Ⅲ-0056	黒石-1	秩父市	寺尾	黒石	自然
11106-Ⅲ-0057	黒石-2	秩父市	寺尾	黒石	自然
11106-Ⅲ-0058	黒石-3	秩父市	寺尾	黒石	自然
11106-Ⅲ-0059	黒石-4	秩父市	寺尾	黒石	自然
11106-Ⅲ-0060	中蔦田-3	秩父市	寺尾	中蔦田	自然
11106-Ⅲ-0061	中蔦田-4	秩父市	寺尾	中蔦田	自然
11106-Ⅲ-0062	下蔦田	秩父市	蔦田	下蔦田	自然
11106-Ⅲ-0063	上蔦田-5	秩父市	蔦田	上蔦田	自然
11106-Ⅲ-0064	上蔦田-6	秩父市	蔦田	上蔦田	自然
11106-Ⅲ-0065	上蔦田-7	秩父市	蔦田	上蔦田	自然
11106-Ⅲ-0066	上蔦田-8	秩父市	蔦田	上蔦田	自然
11106-Ⅲ-0067	上蔦田-9	秩父市	蔦田	上蔦田	自然
11106-Ⅲ-0068	上蔦田-10	秩父市	蔦田	上蔦田	自然
11106-Ⅲ-0069	中蔦田-5	秩父市	蔦田	中蔦田	自然
11106-Ⅲ-0070	中蔦田-6	秩父市	蔦田	中蔦田	自然
11106-Ⅲ-0071	中蔦田-7	秩父市	蔦田	中蔦田	自然
11106-Ⅲ-0072	肥土-1	秩父市	小柱	肥土	自然
11106-Ⅲ-0073	肥土-2	秩父市	小柱	肥土	自然
11106-Ⅲ-0074	磯端	秩父市	太田	磯端	自然
11106-Ⅲ-0075	山根	秩父市	太田	山根	自然
11106-Ⅲ-0076	堤平-1	秩父市	太田	堤平	自然
11106-Ⅲ-0077	堤平-2	秩父市	太田	堤平	自然
11106-Ⅲ-0078	堤平-3	秩父市	太田	堤平	自然
11106-Ⅲ-0079	富田-2	秩父市	太田	富田	自然
11106-Ⅲ-0080	富田-3	秩父市	太田	富田	自然
11106-Ⅲ-0081	定峰-11	秩父市	定峰	定峰	自然
11106-Ⅲ-0082	定峰-12	秩父市	定峰	定峰	自然
11106-Ⅲ-0083	定峰-13	秩父市	定峰	定峰	自然
11106-Ⅲ-0084	定峰-14	秩父市	定峰	定峰	自然
11106-Ⅲ-0085	定峰-15	秩父市	定峰	定峰	自然
11106-Ⅲ-0086	定峰-16	秩父市	定峰	定峰	自然
11106-Ⅲ-0087	定峰-17	秩父市	定峰	定峰	自然
11106-Ⅲ-0088	駒沢-1	秩父市	田村	駒沢	自然
11106-Ⅲ-0089	駒沢-2	秩父市	田村	駒沢	自然
11106-Ⅲ-0090	駒沢-3	秩父市	田村	駒沢	自然
11106-Ⅲ-0091	駒沢-4	秩父市	田村	駒沢	自然
11106-Ⅲ-0092	駒沢-5	秩父市	田村	駒沢	自然
11106-Ⅲ-0093	駒沢-6	秩父市	田村	駒沢	自然
11106-Ⅲ-0094	駒沢-7	秩父市	田村	駒沢	自然
11106-Ⅲ-0095	駒沢-8	秩父市	田村	駒沢	自然
11106-Ⅲ-0096	駒沢-9	秩父市	田村	駒沢	自然
11106-Ⅲ-0097	中郷-3	秩父市	田村	中郷	自然
11106-Ⅲ-0098	中郷-4	秩父市	田村	中郷	自然
11106-Ⅲ-0099	中郷-5	秩父市	田村	中郷	自然
11106-Ⅲ-0100	中郷-6	秩父市	田村	中郷	自然
11106-Ⅲ-0101	中郷-7	秩父市	田村	中郷	自然
11106-Ⅲ-0102	中郷-8	秩父市	田村	中郷	自然
11106-Ⅲ-0103	坊平-1	秩父市	田村	坊平	自然
11106-Ⅲ-0104	坊平-2	秩父市	田村	坊平	自然
11106-Ⅲ-0105	坊平-3	秩父市	田村	坊平	自然
11106-Ⅲ-0106	坊平-4	秩父市	田村	坊平	自然
11106-Ⅲ-0107	坊平-5	秩父市	田村	坊平	自然
11106-Ⅲ-0108	坊平-6	秩父市	田村	坊平	自然
11106-Ⅲ-0109	坊平-7	秩父市	田村	坊平	自然
11106-Ⅲ-0110	中郷-3	秩父市	栃谷	中郷	自然
11106-Ⅲ-0111	二丁目	秩父市	日野田町	二丁目	自然
11106-Ⅲ-0112	遠原-3	秩父市	品沢	遠原	自然
11106-Ⅲ-0113	遠原-4	秩父市	品沢	遠原	自然
11106-Ⅲ-0114	遠原-5	秩父市	品沢	遠原	自然
11106-Ⅲ-0115	遠原-6	秩父市	品沢	遠原	自然
11106-Ⅲ-0116	下郷-3	秩父市	品沢	下郷	自然
11106-Ⅲ-0117	下郷-4	秩父市	品沢	下郷	自然
11106-Ⅲ-0118	下郷-5	秩父市	品沢	下郷	自然
11106-Ⅲ-0119	下郷-6	秩父市	品沢	下郷	自然
11106-Ⅲ-0120	山池	秩父市	品沢	山池	自然
11106-Ⅲ-0121	上郷-4	秩父市	品沢	上郷	自然
11106-Ⅲ-0122	上郷-5	秩父市	品沢	上郷	自然
11106-Ⅲ-0123	上郷-6	秩父市	品沢	上郷	自然
11106-Ⅲ-0124	上郷-7	秩父市	品沢	上郷	自然
11106-Ⅲ-0125	上郷-8	秩父市	品沢	上郷	自然
11106-Ⅲ-0126	上郷-9	秩父市	品沢	上郷	自然
11106-Ⅲ-0127	上郷-10	秩父市	品沢	上郷	自然
11106-Ⅲ-0128	上郷-11	秩父市	品沢	上郷	自然
11106-Ⅲ-0129	上郷-12	秩父市	品沢	上郷	自然
11106-Ⅲ-0130	上郷-13	秩父市	品沢	上郷	自然
11106-Ⅲ-0131	上郷-14	秩父市	品沢	上郷	自然
11106-Ⅲ-0132	上郷-15	秩父市	品沢	上郷	自然
11106-Ⅲ-0133	上郷-16	秩父市	品沢	上郷	自然
11106-Ⅲ-0134	上郷-17	秩父市	品沢	上郷	自然
11106-Ⅲ-0135	上郷-18	秩父市	品沢	上郷	自然
11106-Ⅲ-0136	中組-3	秩父市	品沢	中組	自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11106-Ⅲ-0137	中組-4	秩父市	品沢	中組	自然
11106-Ⅲ-0138	中組-5	秩父市	品沢	中組	自然
11106-Ⅲ-0139	中組-6	秩父市	品沢	中組	自然
11106-Ⅲ-0140	安立	秩父市	別所	安立	自然
11106-Ⅲ-0141	木久保	秩父市	別所	木久保	自然
11106-Ⅲ-0142	堀切-1	秩父市	堀切		自然
11106-Ⅲ-0143	堀切-2	秩父市	堀切		自然
11106-Ⅲ-0144	小樽-1	秩父市	黒谷	小樽	自然
11106-Ⅲ-0145	大榎-5	秩父市	山田	大榎	自然
11106-Ⅲ-0146	矢行地-1	秩父市	山田	矢行地	自然
11106-Ⅲ-0147	上藤田-1	秩父市	藤田	上藤田	自然
11106-Ⅲ-0148	中組-1	秩父市	品沢	中組	自然
11106-Ⅲ-0149	坊平-8	秩父市	田村	坊平	自然
11106-Ⅲ-0150	初花-4	横瀬町	芦ヶ久保	初花	自然
11106-Ⅲ-0151	初花-5	横瀬町	芦ヶ久保	初花	自然
11106-Ⅲ-0152	松枝-4	横瀬町	芦ヶ久保	松枝	自然
11106-Ⅲ-0153	松枝-5	横瀬町	芦ヶ久保	松枝	自然
11106-Ⅲ-0154	松枝-6	横瀬町	芦ヶ久保	松枝	自然
11106-Ⅲ-0155	松枝-7	横瀬町	芦ヶ久保	松枝	自然
11106-Ⅲ-0156	松枝-8	横瀬町	芦ヶ久保	松枝	自然
11106-Ⅲ-0157	松枝-9	横瀬町	芦ヶ久保	松枝	自然
11106-Ⅲ-0158	大畑(3)	横瀬町	芦ヶ久保	大畑	自然
11106-Ⅲ-0159	中井	横瀬町	芦ヶ久保	中井	自然
11106-Ⅲ-0160	二反沢	横瀬町	芦ヶ久保	二反沢	自然
11106-Ⅲ-0161	十番	横瀬町	横瀬	十番	自然
11106-Ⅲ-0162	生川-1	横瀬町	横瀬	生川	自然
11106-Ⅲ-0163	生川-2	横瀬町	横瀬	生川	自然
11106-Ⅲ-0164	生川-3	横瀬町	横瀬	生川	自然
11106-Ⅲ-0165	四番-1	横瀬町	苅米	四番	自然
11106-Ⅲ-0166	四番-3	横瀬町	苅米	四番	自然
11106-Ⅲ-0167	一番	横瀬町	根古谷	一番	自然
11106-Ⅲ-0168	二番-1	横瀬町	根古谷	二番	自然
11106-Ⅲ-0169	二番-2	横瀬町	根古谷	二番	自然
11106-Ⅲ-0170	五番	横瀬町	横瀬		自然
11106-Ⅲ-0171	皆野16区-5	皆野町	下田野	皆野16区	自然
11106-Ⅲ-0172	皆野16区-6	皆野町	下田野	皆野16区	自然
11106-Ⅲ-0173	皆野16区-7	皆野町	下田野	皆野16区	自然
11106-Ⅲ-0174	皆野16区-8	皆野町	下田野	皆野16区	自然
11106-Ⅲ-0175	皆野16区-9	皆野町	下田野	皆野16区	自然
11106-Ⅲ-0176	皆野16区-10	皆野町	下田野	皆野16区	自然
11106-Ⅲ-0177	皆野16区-11	皆野町	下田野	皆野16区	自然
11106-Ⅲ-0178	皆野16区-12	皆野町	下田野	皆野16区	自然
11106-Ⅲ-0179	皆野16区-13	皆野町	下田野	皆野16区	自然
11106-Ⅲ-0180	高中-2	皆野町	下田野	高中	自然
11106-Ⅲ-0181	平草-1	皆野町	下田野	平草	自然
11106-Ⅲ-0182	平草-2	皆野町	下田野	平草	自然
11106-Ⅲ-0183	高松山-1	皆野町	下田野沢	高松山	自然
11106-Ⅲ-0184	高松山-2	皆野町	下田野沢	高松山	自然
11106-Ⅲ-0185	高松山-3	皆野町	下田野沢	高松山	自然
11106-Ⅲ-0186	高松山-4	皆野町	下田野沢	高松山	自然
11106-Ⅲ-0187	高松山-5	皆野町	下田野沢	高松山	自然
11106-Ⅲ-0188	下日沢-2	皆野町	下田野沢	根古屋	自然
11106-Ⅲ-0189	下日沢-3	皆野町	下田野沢	根古屋	自然
11106-Ⅲ-0190	若沢-3	皆野町	下田野沢	若沢	自然
11106-Ⅲ-0191	日野-2	皆野町	下田野沢	日野	自然
11106-Ⅲ-0192	日野沢1区-1	皆野町	下田野沢	日野沢1区	自然
11106-Ⅲ-0193	日野沢1区-2	皆野町	下田野沢	日野沢1区	自然
11106-Ⅲ-0194	日野沢1区-3	皆野町	下田野沢	日野沢1区	自然
11106-Ⅲ-0195	風戸	皆野町	下田野沢	風戸	自然
11106-Ⅲ-0196	皆野12~14区	皆野町	皆野	皆野12~14区	自然
11106-Ⅲ-0197	戦場-1	皆野町	皆野	戦場	自然
11106-Ⅲ-0198	戦場-2	皆野町	皆野	戦場	自然
11106-Ⅲ-0199	戦場-3	皆野町	皆野	戦場	自然
11106-Ⅲ-0200	国神3区-2	皆野町	金崎	国神3区	自然
11106-Ⅲ-0201	浦山-4	皆野町	金沢	浦山	自然
11106-Ⅲ-0202	浦山-5	皆野町	金沢	浦山	自然
11106-Ⅲ-0203	浦山-6	皆野町	金沢	浦山	自然
11106-Ⅲ-0204	加増-1	皆野町	金沢	加増	自然
11106-Ⅲ-0205	加増-2	皆野町	金沢	加増	自然
11106-Ⅲ-0206	加増-3	皆野町	金沢	加増	自然
11106-Ⅲ-0207	加増-4	皆野町	金沢	加増	自然
11106-Ⅲ-0208	岩鼻	皆野町	金沢	岩鼻	自然
11106-Ⅲ-0209	橋爪	皆野町	金沢	橋爪	自然
11106-Ⅲ-0210	金山-2	皆野町	金沢	金山	自然
11106-Ⅲ-0211	金沢	皆野町	金沢	根古屋	自然
11106-Ⅲ-0212	出牛-4	皆野町	金沢	出牛	自然
11106-Ⅲ-0213	諏訪平-1	皆野町	金沢	諏訪平	自然
11106-Ⅲ-0214	諏訪平-2	皆野町	金沢	諏訪平	自然
11106-Ⅲ-0215	国神6区-1	皆野町	国神	国神6区	自然
11106-Ⅲ-0216	国神6区-2	皆野町	国神	国神6区	自然
11106-Ⅲ-0217	柴岡-2	皆野町	国神	柴岡	自然
11106-Ⅲ-0218	強石-4	皆野町	三沢	強石	自然
11106-Ⅲ-0219	強石-5	皆野町	三沢	強石	自然
11106-Ⅲ-0220	玉川-1	皆野町	三沢	玉川	自然
11106-Ⅲ-0221	玉川-2	皆野町	三沢	玉川	自然
11106-Ⅲ-0222	広町-1	皆野町	三沢	広町	自然
11106-Ⅲ-0223	広町-2	皆野町	三沢	広町	自然
11106-Ⅲ-0224	小平-2	皆野町	三沢	小平	自然
11106-Ⅲ-0225	上の中-2	皆野町	三沢	上の中	自然
11106-Ⅲ-0226	谷津-2	皆野町	三沢	谷津	自然
11106-Ⅲ-0227	入山-1	皆野町	三沢	入山	自然
11106-Ⅲ-0228	入山-2	皆野町	三沢	入山	自然
11106-Ⅲ-0229	反町	皆野町	三沢	反町	自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11106-Ⅲ-0230	峰-2	皆野町	三沢	峰	自然
11106-Ⅲ-0231	牧場	皆野町	三沢	牧場	自然
11106-Ⅲ-0232	門平-3	皆野町	上日野沢	門平	自然
11106-Ⅲ-0233	立沢-5	皆野町	上日野沢	立沢	自然
11106-Ⅲ-0234	立沢-6	皆野町	上日野沢	立沢	自然
11106-Ⅲ-0235	国神7区-3	皆野町	大淵	国神7区	自然
11106-Ⅲ-0236	国神8区-1	皆野町	大淵	国神8区	自然
11106-Ⅲ-0237	国神8区-2	皆野町	大淵	国神8区	自然
11106-Ⅲ-0238	国神9区-1	皆野町	大淵	国神9区	自然
11106-Ⅲ-0239	国神9区-2	皆野町	大淵	国神9区	自然
11106-Ⅲ-0240	前原-1	皆野町	大淵	前原	自然
11106-Ⅲ-0241	前原-2	皆野町	大淵	前原	自然
11106-Ⅲ-0242	前原-3	皆野町	大淵	前原	自然
11106-Ⅲ-0243	国神10区	皆野町	野巻	国神10区	自然
11106-Ⅲ-0244	国神11区	皆野町	野巻	国神11区	自然
11106-Ⅲ-0245	桜ヶ丘	皆野町	野巻	桜ヶ谷	自然
11106-Ⅲ-0246	親鼻-3	皆野町	野巻	親鼻	自然
11106-Ⅲ-0247	笹原	皆野町	野巻	笹原	自然
11106-Ⅲ-0248	山中	皆野町	野巻	山中	自然
11106-Ⅲ-0249	野巻-2	皆野町	野巻	野巻	自然
11110-I-0001	徳力	さいたま市	徳力		自然
11110-I-0002	梅山	さいたま市	表慈恩寺	梅山	自然
11110-I-0003	風目	松伏町	築比地	風目	自然
11110-I-0004	作谷津	松伏町	築比地	香取	自然
11110-II-0001	台耕地-3	春日部市	花積	台耕地	自然
11110-Ⅲ-0001	慈恩寺	さいたま市	慈恩寺		自然
11110-Ⅲ-0002	徳力-1	さいたま市	徳力		自然
11110-Ⅲ-0003	徳力-2	さいたま市	徳力		自然
11110-Ⅲ-0004	馬込-1	さいたま市	馬込		自然
11110-Ⅲ-0005	馬込-2	さいたま市	馬込		自然
11110-Ⅲ-0006	高野	春日部市	内牧	高野	自然
11110-Ⅲ-0007	四方谷	春日部市	内牧	四方谷	自然
11110-Ⅲ-0008	中原新田-1	春日部市	内牧	中原新田	自然
11110-Ⅲ-0009	中原新田-2	春日部市	内牧	中原新田	自然
11110-Ⅲ-0010	中原新田-3	春日部市	内牧	中原新田	自然
11110-Ⅲ-0011	塚内	春日部市	内牧	塚内	自然
11110-Ⅲ-0012	坊荒匂	春日部市	内牧	坊荒匂	自然
11102-I-0001	下閤-1	鴻巣市	滝馬室	下閤	自然
11102-I-0002	下閤-2	鴻巣市	滝馬室	下閤	自然
11102-I-0003	石戸宿一丁目-1	北本市	石戸宿一丁目		自然
11102-I-0004	石戸宿一丁目-2	北本市	石戸宿一丁目		自然
11102-I-0005	石戸宿一丁目-3	北本市	石戸宿一丁目		人工
11102-I-0006	石戸宿三丁目-1	北本市	石戸宿三丁目		人工
11102-I-0007	西原	上尾市	平塚	西原	人工
11102-II-0001	水下-1	鴻巣市	原馬室	水下	自然
11102-II-0002	水下-2	鴻巣市	原馬室	水下	自然
11102-II-0003	荒井五丁目	北本市	荒井五丁目		自然
11102-II-0004	石戸宿六丁目-1	北本市	石戸宿六丁目		自然
11102-II-0005	上野横町-1	上尾市	上野	横町	人工
11102-II-0006	上野横町-2	上尾市	上野	横町	人工
11102-II-0007	堤外耕地	上尾市	西貝塚	堤外耕地	自然
11102-II-0008	薬師前耕地	上尾市	西貝塚	薬師前耕地	自然
11102-Ⅲ-0001	上閤	鴻巣市	滝馬室	上閤	自然
11102-Ⅲ-0002	荒井三丁目	北本市	荒井三丁目		人工
11102-Ⅲ-0003	石戸宿三丁目-2	北本市	石戸宿三丁目		自然
11102-Ⅲ-0004	石戸宿六丁目-2	北本市	石戸宿六丁目		自然
11102-Ⅲ-0005	石戸宿六丁目-3	北本市	石戸宿六丁目		自然
11102-Ⅲ-0006	石戸宿六丁目-4	北本市	石戸宿六丁目		自然
11102-Ⅲ-0007	石戸宿五丁目	北本市	石戸宿五丁目		自然
11102-Ⅲ-0008	小塚	上尾市	平方	小塚	自然
11102-Ⅲ-0009	一番耕地-1	上尾市	原市	一番耕地	自然
11102-Ⅲ-0010	一番耕地-2	上尾市	原市	一番耕地	自然
11101-I-0007	宮戸	朝霞市	宮戸町4丁目		自然
11101-I-0008	宮戸	朝霞市	宮戸町4丁目		自然
11101-I-0009	山下通り(1)	朝霞市	泉水町2~3丁目		自然
11101-I-0010	岡二丁目	朝霞市	岡二丁目		自然
11101-I-0011	午房西峡	和光市	南1丁目	午房西峡	自然
11101-I-0012	越之峡	和光市	白子2丁目	越之峡	自然
11101-I-0013	午房西峡	和光市	南一丁目	午房西峡	自然
11101-I-0014	寺の上	和光市	白子3丁目	寺の上	自然
11101-I-0015	向坂	和光市	新倉1丁目	向坂	自然
11101-I-0016	峰	和光市	新倉2丁目	峰	自然
11101-I-0017	堀口	和光市	新倉2丁目	堀口	自然
11101-I-0018	宮前	和光市	新倉2丁目	宮前	自然
11101-I-0019	新座高校	新座市	栄1丁目		自然
11101-I-0020	妙音沢	新座市	栄1丁目		自然
11101-I-0021	栗原3丁目	新座市	栗原3丁目5-31~36		自然
11101-I-0022	野寺3丁目	新座市	野寺3丁目12-5~8		自然
11101-I-0023	野寺3丁目	新座市	野寺3丁目7-27		自然
11101-I-0024	片山2丁目	新座市	片山2丁目11-24		自然
11101-I-0025	片山2丁目	新座市	片山2丁目11-24		自然
11101-I-0026	池田3丁目	新座市	池田3丁目3-39		自然
11101-I-0027	栄1丁目	新座市	栄1丁目9		自然
11101-I-0028	畑中3丁目	新座市	畑中3丁目1-1		自然
11101-I-0029	中野2丁目	新座市	中野2丁目8-26		自然
11101-I-0030	新座市営西	新座市	新塚5193		自然
11101-I-0031	市場峡	和光市	白子3丁目581		自然
11101-I-0032	幸町2丁目	志木市	幸町2丁目9-11		自然
11101-I-0041	膝折上水場	朝霞市	寺町	2丁目	人工
11101-I-0042	根岸郵便局前	朝霞市	根岸台	2丁目	人工
11101-I-0043	上陽レミコン	朝霞市	膝折	4丁目	人工
11101-I-0044	向山峡	和光市	白子一丁目	向山峡	人工
11101-I-0045	午房峡	和光市	白子一丁目	午房峡	人工

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11101-I-0046	浜台	和光市	新倉二丁目	浜台	人工
11101-I-0047	宮前	和光市	新倉二丁目	宮前	人工
11101-I-0048	半池	和光市	新倉二丁目	半三池	人工
11101-I-0049	大和田	新座市	大和田5丁目		人工
11101-I-0050	畑中	新座市	畑中3丁目		人工
11101-I-0051	野寺3丁目	新座市	野寺3丁目9-15		人工
11101-I-0052	石神4丁目	新座市	石神4丁目9-31		人工
11101-I-0053	畑中1丁目	新座市	畑中1丁目9-26~40		人工
11101-I-0054	新座1丁目	新座市	新座1-8丁目		人工
11101-I-0055	午房東峡	和光市	白子二丁目	午房東峡	人工
11101-I-0056	城山	和光市	白子三丁目	城山709	人工
11101-I-0057	本町2丁目	志木市	本町2丁目11		人工
11101-II-0007	池田一丁目	新座市	池田一丁目		自然
11101-II-0008	馬場一丁目	新座市	馬場一丁目		自然
11101-II-0009	堀ノ内一丁目	新座市	堀ノ内一丁目		自然
11101-II-0010	野寺三丁目	新座市	野寺三丁目		自然
11101-II-0036	岡三丁目	朝霞市	岡三丁目		自然
11101-II-0037	宮戸三丁目	朝霞市	宮戸三丁目		自然
11101-II-0038	根岸台八丁目-1	朝霞市	根岸台八丁目		自然
11101-II-0039	根岸台八丁目-2	朝霞市	根岸台八丁目		自然
11101-II-0040	根岸台八丁目-3	朝霞市	根岸台八丁目		自然
11101-II-0041	泉水三丁目	朝霞市	泉水三丁目		自然
11101-II-0042	泉水二丁目-1	朝霞市	泉水二丁目		自然
11101-II-0043	泉水二丁目-2	朝霞市	泉水二丁目		自然
11101-II-0046	酒井町	和光市	下新倉	酒井町	自然
11101-II-0047	新倉二丁目	和光市	新倉二丁目		自然
11101-II-0048	練田	和光市	新倉	練田	自然
11101-II-0049	白子三丁目-1	和光市	白子三丁目		自然
11101-II-0050	白子三丁目-2	和光市	白子三丁目		自然
11101-II-0051	寺の上	和光市	白子三丁目	寺の上	自然
11101-II-0052	南市場	和光市	白子三丁目	南市場	自然
11101-II-0053	根岸台七丁目-1	朝霞市	根岸台七丁目		人工
11101-II-0054	根岸台七丁目-2	朝霞市	根岸台七丁目		人工
11101-II-0055	根岸台八丁目	朝霞市	根岸台八丁目		人工
11101-II-0056	泉水三丁目	朝霞市	泉水三丁目		人工
11101-III-0002	池田一丁目-1	新座市	池田一丁目		自然
11101-III-0003	池田一丁目-2	新座市	池田一丁目		自然
11101-III-0004	池田三丁目	新座市	池田三丁目		自然
11101-III-0005	馬場一丁目	新座市	馬場一丁目		自然
11101-III-0006	片山二丁目-1	新座市	片山二丁目		自然
11101-III-0007	片山二丁目-2	新座市	片山二丁目		自然
11101-III-0008	堀ノ内二丁目-1	新座市	堀ノ内二丁目		自然
11101-III-0009	堀之内二丁目-2	新座市	堀之内二丁目		自然
11101-III-0010	野寺三丁目	新座市	野寺三丁目		自然
11101-III-0026	岡三丁目	朝霞市	岡三丁目		自然
11101-III-0027	根岸台七丁目	朝霞市	根岸台七丁目		自然
11101-III-0028	根岸台八丁目	朝霞市	根岸台八丁目		自然
11101-III-0029	新倉二丁目	和光市	新倉二丁目		自然
11103-I-0001	岸町2丁目	川越市	岸町2丁目		自然
11103-I-0008	慈眼寺	狭山市	入間川	3丁目	自然
11103-I-0009	稲荷山公園北上	狭山市	鶯ノ木	18-1	自然
11103-I-0010	稲荷山公園北下	狭山市	鶯ノ木	23-1	自然
11103-I-0011	鶯ノ木	狭山市	鶯ノ木	25	自然
11103-I-0012	笹井	狭山市	笹井		自然
11103-I-0013	根岸	狭山市	根岸		自然
11103-I-0014	上ノ原団地	狭山市	上広瀬		自然
11103-I-0015	上広瀬	狭山市	上広瀬		自然
11103-I-0016	旭グリーンハイツ	狭山市	上広瀬	1727-1	自然
11103-I-0017	日生狭山台団地	狭山市	上広瀬	493-1	自然
11103-I-0018	柏団地	狭山市	柏原		自然
11103-I-0019	柏原	狭山市	柏原	200	自然
11103-I-0020	柏原	狭山市	柏原	182	自然
11103-I-0045	柏原ニュータウン	狭山市	柏原	2375	自然
11103-I-0060	旧市庁舎駐車場	狭山市	入間川	2丁目	人工
11103-I-0061	八幡神社	狭山市	入間川	3丁目	人工
11103-I-0062	柏原小学校	狭山市	柏原	2451-2	人工
11103-I-0066	市営東鶯ノ木団地	狭山市	鶯ノ木	4丁目	人工
11103-I-0068	霞ヶ関	狭山市	上広瀬		自然
11103-II-0001	鶯ノ木	狭山市	鶯ノ木		自然
11103-III-0001	笹井	狭山市	笹井		自然
11103-III-0002	沢口	狭山市	笹井	沢口	自然
11103-III-0003	四丁目	狭山市	入間川	四丁目	自然
11103-I-0002	坂ノ下	所沢市	坂之下	天神脇	自然
11103-I-0003	坂之下	所沢市		下	自然
11103-I-0004	土成	所沢市	城	木村甲	自然
11103-I-0005	本郷	所沢市	本郷	東前	自然
11103-I-0006	宮本町1丁目5	所沢市	宮本町1丁目		自然
11103-I-0007	上山口	所沢市	上山口	後久保	自然
11103-I-0027	狭山不動寺	所沢市	上山口		自然
11103-I-0029	坂之下	所沢市	坂之下		自然
11103-I-0030	本郷	所沢市	本郷		自然
11103-I-0031	下安松	所沢市	下安松		自然
11103-I-0032	上安松	所沢市	上安松		自然
11103-I-0033	北秋津	所沢市	北秋津	491	自然
11103-I-0034	北秋津	所沢市	北秋津	353	自然
11103-I-0035	荒幡	所沢市	荒幡	434	自然
11103-I-0036	荒幡	所沢市	荒幡	533	自然
11103-I-0037	山口	所沢市	山口	1824	自然
11103-I-0038	上山口	所沢市	上山口	65	自然
11103-I-0039	上山口	所沢市	上山口	248	自然
11103-I-0040	上山口	所沢市	上山口	478	自然
11103-I-0041	上山口	所沢市	上山口	1460	自然
11103-I-0042	上山口	所沢市	上山口	1885	自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11103-I-0043	三ヶ島一丁目	所沢市	三ヶ島一丁目		自然
11103-I-0044	三ヶ島一丁目	所沢市	三ヶ島一丁目		自然
11103-I-0048	下安松	所沢市	下安松	和田	人工
11103-I-0049	堀之内	所沢市	堀之内	別所	人工
11103-I-0050	下安松	所沢市	下安松	西原	人工
11103-I-0051	荒幡	所沢市	荒幡	下大谷	人工
11103-I-0052	山口	所沢市	山口	美園上	人工
11103-I-0053	山口	所沢市	山口	城上	人工
11103-I-0054	上山口	所沢市	上山口	南	人工
11103-I-0055	上山口	所沢市	上山口	山際	人工
11103-I-0056	上山口	所沢市	上山口	長峰	人工
11103-I-0057	山口	所沢市	山口	坪呂沢	人工
11103-I-0058	北野	所沢市	北野	前峰	人工
11103-I-0059	北野	所沢市	北野	上竹	人工
11103-I-0067	本郷	所沢市	本郷	西前	人工
11103-I-0069	菩提樹	所沢市	山口	菩提樹	人工
11103-II-0002	打越	所沢市	山口	打越	自然
11103-II-0003	城	所沢市	城		自然
11103-II-0004	城-4	所沢市	城		自然
11103-II-0010	城-2	所沢市	城		自然
11103-II-0011	下新井	所沢市	下新井		人工
11103-III-0004	菩提樹	所沢市	山口	菩提樹	自然
11103-III-0005	城-1	所沢市	城		自然
11103-III-0006	城-3	所沢市	城		自然
11103-III-0007	上竹	所沢市	北野	上竹	自然
11103-III-0008	内平	所沢市	北野	内平	自然
11103-I-0065	元福岡2丁目	ふじみ野市	元福岡2丁目3番		人工
11103-I-0046	仙波町4丁目	川越市	仙波町4丁目		人工
11103-I-0047	岸町2丁目	川越市	岸町2丁目		人工
11103-I-0021	諏訪1丁目	富士見市	諏訪1丁目		自然
11103-I-0022	諏訪2丁目	富士見市	諏訪2丁目		自然
11103-I-0023	鶴間公園	富士見市	鶴間1丁目		自然
11103-I-0024	鶴馬(氷川神社)	富士見市	鶴馬2丁目		自然
11103-I-0025	水子	富士見市	水子		自然
11103-I-0026	東石井	富士見市	東石井		自然
11103-I-0028	東みずほ台三丁目-1	富士見市	東みずほ台三丁目		自然
11103-I-0063	東小原	富士見市	水子	東小原	人工
11103-I-0064	石井	富士見市	水子	石井	人工
11103-II-0005	北別府	富士見市	水子	北別府	自然
11103-II-0006	水谷車一丁目	富士見市	水谷車一丁目		自然
11103-II-0007	鶴馬二丁目-1	富士見市	鶴馬二丁目-1		人工
11103-II-0008	渡戸三丁目	富士見市	渡戸三丁目		自然
11103-II-0009	東みずほ台三丁目-2	富士見市	東みずほ台三丁目		自然
11103-II-0012	鶴馬二丁目-2	富士見市	鶴馬二丁目		人工
11103-II-0013	鶴馬二丁目-3	富士見市	鶴馬二丁目		人工
11102-I-0008	中釘-1	さいたま市	中釘		自然
11102-I-0009	指扇領辻-1	さいたま市	指扇領辻		自然
11102-I-0010	大宮指扇団地	さいたま市	高木	大宮指扇団地	人工
11102-I-0011	高木	さいたま市	高木		自然
11102-I-0012	高木団地	さいたま市	高木	高木団地	自然
11102-I-0013	大和田二丁目	さいたま市	大和田二丁目		人工
11102-I-0014	大和田一丁目-1	さいたま市	大和田一丁目		自然
11102-I-0015	中野	さいたま市	中野		自然
11102-I-0016	中川	さいたま市	中川		人工
11102-I-0017	御蔵台	さいたま市	御蔵	御蔵台	人工
11102-I-0018	西山村新田	さいたま市	御蔵	西山村新田	自然
11102-I-0019	西山新田	さいたま市	御蔵	西山新田	自然
11101-II-0001	宮本一丁目-1	さいたま市	宮本一丁目		自然
11101-II-0002	宮本一丁目-2	さいたま市	宮本一丁目		自然
11101-II-0003	大崎	さいたま市	大崎		自然
11101-II-0004	別所三丁目	さいたま市	別所三丁目		自然
11101-II-0005	別所四丁目	さいたま市	別所四丁目		自然
11101-II-0006	別所六丁目	さいたま市	別所六丁目		自然
11102-II-0009	中釘-2	さいたま市	中釘		自然
11102-II-0010	指扇領辻-2	さいたま市	指扇領辻		自然
11102-II-0011	指扇領辻-3	さいたま市	指扇領辻		自然
11102-II-0012	根岸	さいたま市	上野本郷	根岸	人工
11102-II-0013	清河寺	さいたま市	清河寺		自然
11102-II-0014	大和田一丁目-2	さいたま市	大和田一丁目		自然
11102-II-0015	大和田一丁目-3	さいたま市	大和田一丁目		自然
11102-II-0016	新右工門新田-1	さいたま市	中川	新右工門新田	人工
11102-II-0017	新右工門新田-2	さいたま市	中川	新右工門新田	人工
11102-II-0018	山中	さいたま市	中川	山中	人工
11102-II-0019	大野下	さいたま市	御蔵	大野下	自然
11102-II-0020	稲荷下	さいたま市	山	稲荷下	人工
11102-II-0021	南台	さいたま市	片柳	南台	自然
11101-III-0001	大門	さいたま市	大門		自然
11102-III-0011	中釘-3	さいたま市	中釘		自然
11102-III-0012	中釘-4	さいたま市	中釘		自然
11102-III-0013	中釘-5	さいたま市	中釘		人工
11102-III-0014	平方領々家	さいたま市	高木	平方領々家	自然
11102-III-0015	新右工門新田-3	さいたま市	中川	新右工門新田	自然
11102-III-1116	南中丸	さいたま市	南中丸		自然
11101-I-0001	戸区	川口市	東川口1丁目		自然
11101-I-0002	新21	川口市	峯	後	自然
11101-I-0003	安17-20	川口市	安行原	久保	自然
11101-I-0033	神82	川口市	東内野	金崎585-14	人工
11101-I-0034	神92	川口市	東内野	金崎599	人工
11101-I-0035	新32	川口市	峯	1364-12	人工
11101-II-0011	久保	川口市	安行原	久保	自然
11101-II-0012	三輪作	川口市	安行原	三輪作	自然
11101-II-0015	下台-3	川口市	戸塚	下台	自然
11101-II-0016	三丁目	川口市	戸塚	三丁目	自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11101-II-0017	立山-1	川口市	戸塚	立山	自然
11101-II-0018	立山-2	川口市	戸塚	立山	自然
11101-II-0019	諏訪山	川口市	新井宿	諏訪山	自然
11101-II-0020	竹下-1	川口市	西新井宿	竹下	自然
11101-II-0021	竹下-2	川口市	西新井宿	竹下	自然
11101-II-0022	石神	川口市	石神		自然
11101-II-0023	赤井三丁目-1	川口市	赤井三丁目		自然
11101-II-0024	三丁目-2	川口市	赤井三丁目		自然
11101-II-0025	田畑	川口市	赤井	田畑	自然
11101-II-0026	若宮	川口市	東貝塚	若宮	自然
11101-II-0027	一丁目	川口市	東川口	一丁目	自然
11101-II-0028	四丁目-1	川口市	東川口	四丁目	自然
11101-II-0029	四丁目-2	川口市	東川口	四丁目	自然
11101-II-0030	高木前	川口市	道舎	高木前	自然
11101-II-0031	後	川口市	峯	後	自然
11101-II-0032	窪下-1	川口市	木曾呂	窪下	自然
11101-II-0033	窪下-2	川口市	木曾呂	窪下	自然
11101-II-0034	窪下-3	川口市	木曾呂	窪下	自然
11101-II-0035	窪下-4	川口市	木曾呂	窪下	自然
11101-III-0014	下台-4	川口市	戸塚	下台	自然
11101-III-0015	戸塚二丁目	川口市	戸塚二丁目		自然
11101-III-0016	八本木	川口市	神戸	八本木	自然
11101-III-0017	竹下	川口市	西新井宿	竹下	自然
11101-III-0018	石神	川口市	石神		自然
11101-III-0019	赤芝神田	川口市	赤芝神田		自然
11101-III-0021	東川口三丁目	川口市	東川口三丁目		自然
11101-III-0022	金崎-1	川口市	東内野	金崎	自然
11101-III-0023	金崎-2	川口市	東内野	金崎	自然
11101-III-0024	窪下-1	川口市	木曾呂	窪下	自然
11101-III-0025	窪下-2	川口市	木曾呂	窪下	自然
11101-I-0004	里諏訪内	川口市	里	諏訪内	自然
11101-I-0005	桜町1丁目	川口市	桜町	1丁目	自然
11101-I-0006	本町1丁目	川口市	鳩ヶ谷本町	1丁目	自然
11101-I-0036	里諏訪内	川口市	里	諏訪内	人工
11101-I-0037	桜町6丁目	川口市	桜町	6丁目	人工
11101-I-0038	本町4丁目	川口市	鳩ヶ谷本町	4丁目	人工
11101-I-0039	桜町1丁目	川口市	桜町	1丁目	人工
11101-I-0040	桜町3丁目	川口市	桜町	3丁目	人工
11101-II-0044	本町1丁目	川口市	鳩ヶ谷本町	1丁目	自然
11101-II-0045	諏訪	川口市	里	諏訪	自然
11108-I-0002	塚東	深谷市	岡	塚東	自然
11108-I-0003	石原	深谷市	山河	石原	自然
11108-I-0004	岡下	深谷市	岡	岡下	人工
11108-I-0005	岡上	深谷市	岡	岡上	自然
11108-I-0006	針ヶ谷41	深谷市	針ヶ谷41	石原山	自然
11108-II-0044	針ヶ谷27	深谷市	針ヶ谷27	石原山	自然
11108-II-0045	針ヶ谷63	深谷市	針ヶ谷63	石原山	自然
11108-II-0046	針ヶ谷64	深谷市	針ヶ谷64	石原山	自然
11108-III-0087	岡上	深谷市	岡	岡上	自然
11108-III-0088	三浦	深谷市	山河	三浦	自然
11108-III-0089	山崎-1	深谷市	山崎		自然
11108-III-0090	山崎-2	深谷市	山崎		自然
11108-III-0091	針ヶ谷-1	深谷市	針ヶ谷		自然
11108-III-0092	針ヶ谷-2	深谷市	針ヶ谷		自然
11108-III-0093	四捨坂	深谷市	西田	四捨坂	自然
11108-III-0094	宮下-1	深谷市	本郷	宮下	自然
11108-III-0095	宮下-2	深谷市	本郷	宮下	自然
11108-III-0096	弘法池	深谷市	本郷	弘法池	自然
11108-III-0097	田向	深谷市	本郷	田向	自然
11108-II-0047	上郷	深谷市	武蔵野	上郷	自然
11108-III-0098	滝-1	深谷市	永田	滝	自然
11108-III-0099	滝-2	深谷市	永田	滝	自然
11108-III-0100	上郷	深谷市	武蔵野	上郷	自然
11108-I-0007	波久礼	寄居町	末野	波久礼	自然
11108-I-0008	円良田湖	寄居町	末野	円良田湖	自然
11108-I-0009	末野	寄居町	末野	末野	自然
11108-I-0010	元宿	寄居町	末野	元宿	自然
11108-I-0011	元宿	寄居町	末野	元宿	自然
11108-I-0012	元宿	寄居町	末野	元宿	自然
11108-I-0013	常木	寄居町	寄居	常木	人工
11108-I-0014	上組	寄居町	桜沢	深田谷津	自然
11108-I-0015	山崎	寄居町	桜沢	山崎	自然
11108-I-0016	六供玉淀	寄居町	寄居	玉淀	自然
11108-I-0017	岩崎	寄居町	桜沢	岩崎	自然
11108-I-0018	上郷	寄居町	折原	上郷	自然
11108-I-0019	山居	寄居町	折原	山居	自然
11108-I-0020	五ノ坪	寄居町	西ノ入	五ノ坪	自然
11108-I-0021	上の町	寄居町	鉢形	上の町	自然
11108-I-0022	上の町	寄居町	鉢形	上の町	自然
11108-I-0023	關山	寄居町	鉢形	關山	自然
11108-I-0024	立ヶ瀬	寄居町	鉢形	立ヶ瀬	自然
11108-I-0025	保田原	寄居町	保田原	保田原	自然
11108-I-0026	保田原	寄居町	保田原	保田原	自然
11108-I-0027	露梨子	寄居町	露梨子		自然
11108-I-0028	小園	寄居町		小園	自然
11108-I-0029	赤浜	寄居町	富田	赤浜	自然
11108-I-0030	新町	寄居町	富田	新町	自然
11108-I-0031	六供	寄居町	寄居	六供	自然
11108-I-0032	滝ノ上	寄居町	桜沢	滝ノ上	自然
11108-I-0033	深田谷津-3	寄居町	桜沢	深田谷津	自然
11108-I-0034	秋山	寄居町	秋山	小坂	自然
11108-I-0035	風布-1	寄居町	風布	風布	自然
11108-I-0036	風布-2	寄居町	風布	風布	自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11108-I-0037	風布-6	寄居町	風布	風布	自然
11108-I-0038	平倉	寄居町	鉢形	平倉	自然
11108-I-0039	元宿-2	寄居町	末野	元宿	自然
11108-I-0040	宿	寄居町	末野	宿	人工
11108-I-0041	波久礼-1	寄居町	末野	波久礼	自然
11108-II-0048	秋山	寄居町	秋山	秋山	自然
11108-II-0049	下郷	寄居町	折原	下郷	自然
11108-II-0050	栃谷	寄居町	西ノ入	栃谷	自然
11108-II-0051	小園	寄居町	小園	一	自然
11108-II-0052	寄居580	寄居町	寄居580	寄居	自然
11108-II-0053	小林	寄居町	金屋	小林	自然
11108-II-0054	金尾	寄居町	金尾	金尾	自然
11108-II-0055	小林	寄居町	金尾	小林	自然
11108-II-0056	深田谷津-1	寄居町	桜沢	深田谷津	自然
11108-II-0057	深田谷津-2	寄居町	桜沢	深田谷津	自然
11108-II-0058	三品-1	寄居町	三品	山崎	自然
11108-II-0059	三品-2	寄居町	三品	山崎	自然
11108-II-0060	三品-3	寄居町	三品	山崎	自然
11108-II-0061	三品-4	寄居町	三品	山崎	自然
11108-II-0062	三品-5	寄居町	三品	山崎	自然
11108-II-0063	三品-6	寄居町	三品	山崎	自然
11108-II-0064	西ノ入	寄居町	西ノ入	山居	人工
11108-II-0065	五ノ坪	寄居町	西ノ入	五ノ坪	自然
11108-II-0066	栃谷	寄居町	西ノ入	栃坪	自然
11108-II-0067	下郷-1	寄居町	折原	下郷	自然
11108-II-0068	下郷-2	寄居町	折原	下郷	自然
11108-II-0069	上郷-1	寄居町	折原	上郷	自然
11108-II-0070	上郷-2	寄居町	折原	上郷	自然
11108-II-0071	風布	寄居町	風布	坂	自然
11108-II-0072	釜伏	寄居町	風布	釜伏	自然
11108-II-0073	風布-4	寄居町	風布	風布	自然
11108-II-0074	風布-5	寄居町	風布	風布	自然
11108-II-0075	風布-7	寄居町	風布	風布	人工
11108-II-0076	元宿-1	寄居町	末野	元宿	自然
11108-II-0077	元宿-3	寄居町	末野	元宿	自然
11108-II-0078	波久礼-2	寄居町	末野	波久礼	自然
11108-III-0101	谷津	寄居町	用土	谷津	自然
11108-III-0102	風布-3	寄居町	風布	風布	人工
11108-III-0103	牟礼	寄居町	牟礼	牟礼	自然
11108-III-0104		寄居町	三品		自然
11108-III-0105	寄居722外	寄居町	寄居722外		自然
11108-III-0106	玉淀	寄居町	寄居	玉淀	自然
11108-III-0107	正喜橋	寄居町	寄居	正喜橋	自然
11108-III-0108	中小前田	寄居町	寄居	中小前田	人工
11108-III-0109	金尾-1	寄居町	金尾	金尾	自然
11108-III-0110	金尾-2	寄居町	金尾	金尾	自然
11108-III-0111	三品	寄居町	三品		自然
11108-III-0112	山居-1	寄居町	山入	山居	自然
11108-III-0113	山居-2	寄居町	山入	山居	自然
11108-III-0114	柿平-1	寄居町	西ノ入	柿平	自然
11108-III-0115	柿平-2	寄居町	西ノ入	柿平	自然
11108-III-0116	山居	寄居町	西ノ入	山居	自然
11108-III-0117	栃谷	寄居町	西ノ入	栃谷	自然
11108-III-0118	赤浜-1	寄居町	赤浜	赤浜	自然
11108-III-0119	赤浜-2	寄居町	赤浜	赤浜	自然
11108-III-0120	上郷-1	寄居町	折原	上郷	自然
11108-III-0121	上郷-2	寄居町	折原	上郷	自然
11108-III-0122	上郷-3	寄居町	折原	上郷	人工
11108-III-0123	鉢形	寄居町	鉢形		自然
11108-III-0124	富田-1	寄居町	富田		自然
11108-III-0125	富田-2	寄居町	富田		自然
11108-III-0126	富田-3	寄居町	富田		自然
11108-III-0127	富田-4	寄居町	富田		自然
11108-III-0128	扇沢	寄居町	風布	扇沢	自然
11108-III-0129	風布-1	寄居町	風布	風布	自然
11108-III-0130	風布-2	寄居町	風布	風布	人工
11108-III-0131	風布-3	寄居町	風布	風布	自然
11108-III-0132	風布-4	寄居町	風布	風布	自然
11108-III-0133	保田原	寄居町	保田原		自然
11108-III-0134	宿-1	寄居町	末野	宿	自然
11108-III-0135	宿-2	寄居町	末野	宿	自然
11108-III-0136	牟礼-1	寄居町	牟礼		自然
11108-III-0137	牟礼-2	寄居町	牟礼		自然
11108-III-0138	牟礼-3	寄居町	牟礼		人工
11108-III-0139	谷津	寄居町	用土	谷津	自然
11108-III-0140	露梨子	寄居町	露梨子		自然
11108-II-0043	楊井	熊谷市	楊井		自然
11108-III-0083	平堤新田	熊谷市	方吉	平堤新田	自然
11108-I-0042	天神山	熊谷市	御正新田	天神山	自然
11108-II-0079	中谷	熊谷市	小江川	中谷	自然
11108-II-0080	成沢	熊谷市	成沢	成沢	自然
11108-II-0081	北谷	熊谷市	小八林	北谷	自然
11108-III-0141	山中	熊谷市	小江川	山中	自然
11108-III-0142	中谷-1	熊谷市	小江川	中谷	自然
11108-III-0143	中谷-2	熊谷市	小江川	中谷	自然
11108-I-0001	仙元山	深谷市	人見	仙元山	自然
11108-III-0084	仙元山-1	深谷市	人見	仙元山	自然
11108-III-0085	仙元山-2	深谷市	人見	仙元山	自然
11108-III-0086	仙元山-3	深谷市	人見	仙元山	自然
11108-III-0144	前中里-1	深谷市	田中	前中里	自然
11108-III-0145	前中里-2	深谷市	田中	前中里	自然
11108-III-0146	賢木岡西-1	熊谷市	胃山	賢木岡西	自然
11108-III-0147	賢木岡西-2	熊谷市	胃山	賢木岡西	自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11105-I-0001	本町1丁目	東松山市	本町	1丁目	自然
11105-I-0002	神明町	東松山市	神明町	2丁目	自然
11105-I-0003	高本	東松山市	下唐子	高本	自然
11105-I-0004	雪見峠	東松山市	岩殿	雪見峠	自然
11105-I-0005	藤井	東松山市	岩殿	藤井	自然
11105-I-0006	天名海	東松山市	岩殿	天名海	自然
11105-I-0007	一番町	東松山市	高坂	一番町	自然
11105-I-0008	立野	東松山市	田木	立野	自然
11105-I-0009	雷原	東松山市	大谷	雷原	自然
11105-I-0010	岩殿-1	東松山市	岩殿		自然
11105-I-0011	松山-2	東松山市	松山		自然
11105-I-0012	白坂団地	東松山市	松山	白坂団地	自然
11105-I-0013	本町一丁目-2	東松山市	本町一丁目		自然
11105-I-0201	松ノ平	吉見町	北吉見	松ノ平	人工
11105-I-0202	流川	吉見町	南吉見	村上	人工
11105-I-0203	根古屋	吉見町	北吉見	十六耕地	自然
11105-I-0204	流川	吉見町	南吉見	城山	自然
11105-I-0205	流川	吉見町	南吉見	羽黒	自然
11105-I-0206	流川	吉見町	南吉見	山之根	自然
11105-I-0207	長谷	吉見町	長谷	十四の谷	自然
11105-I-0208	北吉見	吉見町	北吉見	二十九耕地	自然
11105-I-0209	長谷	吉見町	長谷	十三の谷	自然
11105-I-0210	大沼	吉見町	南吉見	百穴湖畔	自然
11105-I-0211	黒岩-3	吉見町	黒岩	黒岩	自然
11105-I-0601	清水	嵐山町	吉田	清水	自然
11105-I-0602	鶴巻-1	嵐山町	吉田	鶴巻	自然
11105-I-0603	古里	嵐山町	古里	古里	自然
11105-I-0801	十郎	鳩山町	石坂	十郎	自然
11105-I-0802	上沢池田	鳩山町	石坂	上沢池田	自然
11105-I-0803	唐沢	鳩山町	石坂	唐沢	自然
11105-I-0804	年中	鳩山町	石坂	年中	自然
11105-I-0805	上沢池田	鳩山町	石坂	池田	自然
11105-I-0806	熊井-1	鳩山町	熊井		自然
11105-I-0807	熊井-2	鳩山町	熊井		自然
11105-I-1001	栗谷戸	ときがわ町	五明	栗谷戸	人工
11105-I-1002	日向	ときがわ町	田黒	日向	人工
11105-I-1003	柳沢	ときがわ町	田黒	柳沢	自然
11105-I-1004	地家-1	ときがわ町	玉川	地家	自然
11105-I-1005	地家-2	ときがわ町	玉川	地家	自然
11105-I-1006	菩提-1	ときがわ町	田黒	菩提	自然
11105-I-1206	みどりが丘	小川町	高谷	みどりが丘一丁目	自然
11105-I-1208	上池田	小川町	角山	上池田	自然
11105-I-1209	池田	小川町	角山	中池田	自然
11105-I-1210	池田-2	小川町	角山	中池田	自然
11105-I-1211	日向山-1	小川町	小川	日向山	自然
11105-I-1213	日向山-2	小川町	小川	日向山	自然
11105-I-1214	和具-2	小川町	下里	和具	自然
11105-I-1215	和具	小川町	下里	和具	自然
11105-I-1220	中条-1	小川町	大塚	中条	自然
11105-I-1221	八幡	小川町	角山	八幡	自然
11105-I-1231	野竹-3	小川町	鞠負	野竹	自然
11105-I-1235	天神下-2	小川町	勝呂	天神下	自然
11105-I-1239	落合-3	小川町	勝呂	落合	自然
11105-I-1242	万所-1	小川町	木呂子	万所	自然
11105-I-1248	深田	小川町	木呂子	深田	自然
11105-I-1250	木呂子-4	小川町	木呂子		自然
11105-I-1252	中郷	小川町	勝呂	中郷	自然
11105-I-1262	下古寺	小川町	下古寺		自然
11105-I-1264	ニュータウン-1	小川町	勝呂	前田	人工
11105-I-1265	ニュータウン-2	小川町	木部	日向	自然
11105-I-1266	日向	小川町	木部	日向	自然
11105-I-1268	宮ノ入-2	小川町	勝呂	宮ノ入	自然
11105-I-1270	鞠負	小川町	鞠負		自然
11105-I-1271	笠原-2	小川町	笠原	笠原	自然
11105-I-1276	栃本	小川町	笠原	栃本	自然
11105-I-1277	広地-2	小川町	青山	広地	自然
11105-I-1280	根木	小川町	青山	根木	自然
11105-I-1281	北早道	小川町	腰越	大久保	自然
11105-I-1283	北-2	小川町	腰越	北	自然
11105-I-1289	青柳	小川町	上古寺	青柳	自然
11105-I-1297	京田-1	小川町	上古寺	京田	自然
11105-I-1304	根古屋-2	小川町	腰越	根古屋	自然
11105-I-1314	館	小川町	腰越	館	自然
11105-I-1318	赤木-3	小川町	腰越	赤木	自然
11105-I-1404	瀬戸-3	ときがわ町	瀬戸	瀬戸一	自然
11105-I-1410	大附-5	ときがわ町	大附	大附	自然
11105-I-1415	桃木-2	ときがわ町	桃木	桃木	自然
11105-I-1417	本郷上	ときがわ町	本郷	本郷上	自然
11105-I-1420	別所-3	ときがわ町	別所	別所	自然
11105-I-1425	日尺-1	ときがわ町	西平	日尺	自然
11105-I-1426	日尺-2	ときがわ町	西平	日尺	自然
11105-I-1440	宿	ときがわ町	西平	宿	自然
11105-I-1442	日尺	ときがわ町	西平	日尺	自然
11105-I-1443	日尺-2	ときがわ町	西平	日尺	自然
11105-I-1444	池の入	ときがわ町	西平	池の入	自然
11105-I-1447	清水	ときがわ町	西平	清水	自然
11105-I-1455	日向根	ときがわ町	柗門	日向根	自然
11105-I-1460	馬生	ときがわ町	西平	馬生	自然
11105-I-1467	宮平北-1	ときがわ町	西平	宮平北	自然
11105-I-1470	上サ-2	ときがわ町	西平	上サ	自然
11105-I-1472	日尺	ときがわ町	西平	日尺	自然
11105-I-1477	下毛-1	ときがわ町	大野	下毛	自然
11105-I-1478	下毛-2	ときがわ町	大野	下毛	自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11105-I-1483	下宅	ときがわ町	大野	下宅	自然
11105-I-1487	中力-2	ときがわ町	大野	中力	自然
11105-I-1603	大宝	東秩父村	坂本	大宝	自然
11105-I-1604	井卓	東秩父村	大内沢		自然
11105-I-1608	井戸-1	東秩父村	大内沢	井戸	自然
11105-I-1614	落合	東秩父村	坂本	落合	自然
11105-I-1615	内糸	東秩父村	坂本		自然
11105-I-1616	坂本下	東秩父村	坂本	内手	自然
11105-I-1618	かじや	東秩父村	坂本	坂本中	自然
11105-I-1619	坂本中-2	東秩父村	坂本	坂本中	自然
11105-I-1622	新井東	東秩父村	坂本	新井	自然
11105-I-1625	皆谷	東秩父村	皆谷	皆谷	自然
11105-I-1631	皆谷下-2	東秩父村	皆谷		自然
11105-I-1636	皆谷下-4	東秩父村	皆谷	皆谷下	自然
11105-I-1651	向堀-2	東秩父村	御堂	向堀	自然
11105-I-1653	坂本下	東秩父村	坂本	坂本下	自然
11105-I-1655	奥沢上	東秩父村	奥沢	奥沢上	自然
11105-I-1657	青木下	東秩父村	奥沢	青木下	自然
11105-I-1658	奥沢下	東秩父村	奥沢	奥沢下	自然
11105-I-1660	半場上	東秩父村	奥沢	奥沢下	自然
11105-I-1661	半場上-2	東秩父村	奥沢	奥沢下	自然
11105-I-1663	半場下	東秩父村	奥沢	奥沢下	自然
11105-I-1664	川上-1	東秩父村	御堂	川上	自然
11105-I-1665	川下	東秩父村	御堂	川下	自然
11105-I-1667	帯沢-1	東秩父村	安戸	帯沢	自然
11105-I-1672	宿-1	東秩父村	安戸	宿	自然
11105-I-1673	宿-2	東秩父村	安戸	宿	自然
11105-II-0017	五領	東松山市	若松町	1丁目	自然
11105-II-0042	松山-1	東松山市	松山		自然
11105-II-0043	吉原	東松山市	大谷	吉原	自然
11105-II-0212	南吉見	吉見町	南吉見	日向山	人工
11105-II-0220	天王山-1	吉見町	北吉見	天王山	自然
11105-II-0221	天王山-2	吉見町	北吉見	天王山	自然
11105-II-0402	金光地	滑川町	山田	金光寺	自然
11105-II-0606	坂下	嵐山町	遠山	坂下	自然
11105-II-0014	蓮沼	東松山市	大谷	蓮沼	人工
11105-II-0015	こども動物自然公園	東松山市	田木	こども動物自然公園	人工
11105-II-0016	於伊勢塚	東松山市	松山	於伊勢塚	自然
11105-II-0018	赤城	東松山市	田木	赤城	自然
11105-II-0019	下唐子	東松山市	下唐子		自然
11105-II-0020	山根-1	東松山市	葛袋	山根	自然
11105-II-0021	山根-2	東松山市	葛袋	山根	自然
11105-II-0022	山根-3	東松山市	葛袋	山根	自然
11105-II-0023	岩殿-2	東松山市	岩殿		自然
11105-II-0024	岩殿-3	東松山市	岩殿		自然
11105-II-0025	高坂-1	東松山市	高坂		自然
11105-II-0026	高坂-2	東松山市	高坂		自然
11105-II-0027	松山-1	東松山市	松山		自然
11105-II-0028	松山-4	東松山市	松山		自然
11105-II-0029	上唐子	東松山市	上唐子		自然
11105-II-0030	神戸-1	東松山市	神戸		自然
11105-II-0031	神戸-2	東松山市	神戸		自然
11105-II-0032	梶久保沼	東松山市	大谷	梶久保沼	自然
11105-II-0033	市ノ坪-1	東松山市	大谷	市ノ坪	自然
11105-II-0034	市ノ坪-2	東松山市	大谷	市ノ坪	自然
11105-II-0035	上郷	東松山市	大谷	上郷	自然
11105-II-0036	長中-1	東松山市	大谷	長中	自然
11105-II-0037	長中-2	東松山市	大谷	長中	自然
11105-II-0038	芳庚-2	東松山市	大谷	芳庚	自然
11105-II-0039	柏東	東松山市	柏崎	柏東	自然
11105-II-0040	本町一丁目-1	東松山市	本町一丁目		自然
11105-II-0041	本町一丁目-3	東松山市	本町一丁目		自然
11105-II-0213	黒岩-1	吉見町	黒岩	黒岩	自然
11105-II-0214	黒岩-2	吉見町	黒岩	黒岩	自然
11105-II-0215	田甲-1	吉見町	田甲	田甲	自然
11105-II-0216	田甲-2	吉見町	田甲	田甲	自然
11105-II-0217	湖畔	吉見町	南吉見	湖畔	自然
11105-II-0218	流川-1	吉見町	南吉見	流川	自然
11105-II-0219	流川-2	吉見町	南吉見	流川	自然
11105-II-0401	中伊古	滑川町	伊古	中伊古	自然
11105-II-0403	山王	滑川町	山田	山王	自然
11105-II-0404	前谷中郷	滑川町	山田	前谷中郷	自然
11105-II-0405	下組	滑川町	水房	下組	自然
11105-II-0406	上組-2	滑川町	水房	上組	自然
11105-II-0407	和泉	滑川町	和泉		自然
11105-II-0408	和泉上	滑川町	和泉	和泉上	自然
11105-II-0409	中里	滑川町	山田	中里	自然
11105-II-0410	和泉	滑川町	和泉		自然
11105-II-0604	遠山-1	嵐山町	遠山		自然
11105-II-0605	遠山-2	嵐山町	遠山		自然
11105-II-0607	木ノ下	嵐山町	遠山	木ノ下	自然
11105-II-0608	鶴巻-2	嵐山町	吉田	鶴巻	自然
11105-II-0609	坂上	嵐山町	根岸	坂上	自然
11105-II-0610	稲笠	嵐山町	杉山	稲笠	自然
11105-II-0611	上城ヶ谷戸	嵐山町	杉山	上城ヶ谷戸	自然
11105-II-0612	仲町-1	嵐山町	越畑	仲町	自然
11105-II-0613	古里-3	嵐山町	古里	古里	自然
11105-II-0808	母貴二本松	鳩山町	高野倉	母貴二本松	自然
11105-II-0809	熊井-3	鳩山町	熊井		自然
11105-II-0810	母貴-1	鳩山町	高野倉	母貴	自然
11105-II-0811	母貴-2	鳩山町	高野倉	母貴	自然
11105-II-0812	母貴-3	鳩山町	高野倉	母貴	自然
11105-II-0813	母貴-4	鳩山町	高野倉	母貴	自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11105-II-0814	石坂	鳩山町	石坂		自然
11105-II-0815	泉井	鳩山町	泉井		自然
11105-II-1007	根際	ときがわ町	玉川	根際	自然
11105-II-1008	上郷-1	ときがわ町	玉川	上郷	自然
11105-II-1009	上郷-2	ときがわ町	玉川	上郷	自然
11105-II-1010	上郷-3	ときがわ町	玉川	上郷	自然
11105-II-1011	地家-3	ときがわ町	玉川	地家	自然
11105-II-1012	五明	ときがわ町	五明		自然
11105-II-1013	菩提-2	ときがわ町	田黒	菩提	自然
11105-II-1014	吉沢	ときがわ町	日影	吉沢	自然
11105-II-1205	高谷	小川町	高谷		自然
11105-II-1207	霞巻	小川町	角山	霞巻	自然
11105-II-1212	日向山-3	小川町	小川	日向山	自然
11105-II-1217	割谷-2	小川町	下里	割谷	自然
11105-II-1218	川向井	小川町	小川	川向井	自然
11105-II-1219	大原	小川町	青山	大原	自然
11105-II-1222	八幡-2	小川町	角山	八幡	自然
11105-II-1224	靱掛	小川町	靱負	靱掛	自然
11105-II-1226	靱掛-3	小川町	靱負	靱掛	自然
11105-II-1228	山ノ前-1	小川町	靱負	山ノ前	自然
11105-II-1229	竹沢	小川町	靱負	竹沢	自然
11105-II-1230	野竹-2	小川町	靱負	野竹	自然
11105-II-1234	天神下-3	小川町	勝呂	天神下	自然
11105-II-1236	雷電下-2	小川町	勝呂	雷電下	自然
11105-II-1237	雷電下-1	小川町	勝呂	雷電下	自然
11105-II-1238	落合-1	小川町	勝呂	落合	自然
11105-II-1240	勝呂	小川町	勝呂		自然
11105-II-1241	落合-2	小川町	勝呂	落合	自然
11105-II-1254	笹山	小川町	勝呂	笹山	自然
11105-II-1255	堂平-1	小川町	勝呂	堂平	自然
11105-II-1256	堂平-2	小川町	勝呂	堂平	自然
11105-II-1257	西山-2	小川町	勝呂	西山	自然
11105-II-1258	西山-1	小川町	勝呂	西山	自然
11105-II-1259	西山-3	小川町	勝呂	西山	自然
11105-II-1260	西山-4	小川町	勝呂	西山	自然
11105-II-1263	水穴	小川町	勝呂		自然
11105-II-1267	内出	小川町	木部	内出	自然
11105-II-1269	宮ノ入-1	小川町	勝呂	宮ノ入	自然
11105-II-1272	笠原-1	小川町	笠原	笠原	自然
11105-II-1279	根木-2	小川町	青山	根木	自然
11105-II-1282	北-1	小川町	腰越	北	自然
11105-II-1285	小坂-2	小川町	下古寺	小坂	自然
11105-II-1286	滝ノ入-1	小川町	上古寺	滝ノ入	自然
11105-II-1287	青柳-2	小川町	上古寺	青柳	自然
11105-II-1288	田中	小川町	下古寺	田中	自然
11105-II-1290	大和竹	小川町	上古寺	大和竹	自然
11105-II-1291	清水	小川町	上古寺	清水	自然
11105-II-1292	池城-2	小川町	上古寺	池城	自然
11105-II-1293	清水-1	小川町	上古寺	清水	自然
11105-II-1294	宮平	小川町	上古寺	宮平	自然
11105-II-1295	池城	小川町	上古寺	池城	自然
11105-II-1296	西ノ谷	小川町	上古寺	西ノ谷	自然
11105-II-1298	京田-2	小川町	上古寺	京田	自然
11105-II-1299	中井	小川町	上古寺	中井	自然
11105-II-1300	中井-2	小川町	上古寺	中井	自然
11105-II-1301	小門	小川町	上古寺	小門	自然
11105-II-1305	根古屋	小川町	腰越	根古屋	自然
11105-II-1306	根古屋-2	小川町	腰越	根古屋	自然
11105-II-1307	根古屋-1	小川町	腰越	根古屋	自然
11105-II-1308	中反	小川町	腰越	中反	自然
11105-II-1309	落合	小川町	腰越	落合	自然
11105-II-1310	落合-2	小川町	腰越	落合	自然
11105-II-1311	小貝戸-1	小川町	腰越	小貝戸	自然
11105-II-1312	小貝戸-1	小川町	腰越	小貝戸	自然
11105-II-1313	館-1	小川町	腰越	館	自然
11105-II-1315	館-2	小川町	腰越	館	自然
11105-II-1316	赤木-1	小川町	腰越	赤木	自然
11105-II-1317	赤木-2	小川町	腰越	赤木	自然
11105-II-1319	赤木-4	小川町	腰越	赤木	自然
11105-II-1320	赤木-5	小川町	腰越	赤木	自然
11105-II-1321	赤木-6	小川町	腰越	赤木	自然
11105-II-1401	本郷下	ときがわ町	本郷	本郷下	自然
11105-II-1405	瀬戸-2	ときがわ町	瀬戸	瀬戸一	自然
11105-II-1406	瀬戸-1	ときがわ町	瀬戸	瀬戸	自然
11105-II-1407	瀬戸	ときがわ町	瀬戸		自然
11105-II-1408	大附-7	ときがわ町	大附	大附	自然
11105-II-1409	大附-1	ときがわ町	大附	大附	自然
11105-II-1411	大附-4	ときがわ町	大附	大附	自然
11105-II-1412	大附-3	ときがわ町	大附	大附	自然
11105-II-1413	大附-2	ときがわ町	大附	大附	自然
11105-II-1414	古沢	ときがわ町	大附	古沢	自然
11105-II-1416	桃木	ときがわ町	桃木	桃木	自然
11105-II-1418	別所-2	ときがわ町	別所	別所	自然
11105-II-1419	別所-1	ときがわ町	別所	別所	自然
11105-II-1421	女ヶ岩-2	ときがわ町	西平	女ヶ岩	自然
11105-II-1423	女ヶ岩	ときがわ町	西平	女ヶ岩	自然
11105-II-1424	池の入	ときがわ町	西平	池の入	自然
11105-II-1427	後野-3	ときがわ町	西平	後野	自然
11105-II-1428	後野-1	ときがわ町	西平	後野	自然
11105-II-1430	下雲-1	ときがわ町	雲河原	下雲	自然
11105-II-1431	下雲-2	ときがわ町	雲河原	下雲	自然
11105-II-1432	後野	ときがわ町	雲河原	下雲	自然
11105-II-1433	下雲-3	ときがわ町	雲河原	下雲	自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11105-II-1434	下雲-4	ときがわ町	雲河原	下雲	自然
11105-II-1435	後野-4	ときがわ町	西平	後野	自然
11105-II-1436	後野-5	ときがわ町	西平	後野	自然
11105-II-1437	後野	ときがわ町	西平	後野	自然
11105-II-1438	後野-6	ときがわ町	西平	後野	自然
11105-II-1439	後野-7	ときがわ町	西平	後野	自然
11105-II-1441	上宿	ときがわ町	西平	上宿	自然
11105-II-1446	清水	ときがわ町	西平	清水	自然
11105-II-1448	清水	ときがわ町	西平	清水	自然
11105-II-1449	中里	ときがわ町	西平	中里	自然
11105-II-1450	中井	ときがわ町	西平	中井	自然
11105-II-1451	向尾根	ときがわ町	梶平	向尾根	自然
11105-II-1452	向尾根	ときがわ町	梶平	向尾根	自然
11105-II-1453	日向根	ときがわ町	梶平	日向根	自然
11105-II-1454	日向根	ときがわ町	梶平	日向根	自然
11105-II-1456	日向屋	ときがわ町	梶平	日向根	自然
11105-II-1457	向尾根	ときがわ町	梶平	向尾根	自然
11105-II-1458		ときがわ町	西平	中井	自然
11105-II-1459	野中	ときがわ町	西平	野中	自然
11105-II-1461	清水-1	ときがわ町	西平	清水	自然
11105-II-1462	清水-2	ときがわ町	西平	清水	自然
11105-II-1463	清水-3	ときがわ町	西平	清水	自然
11105-II-1464	清水-4	ときがわ町	西平	清水	自然
11105-II-1471	上サ-3	ときがわ町	西平	上サ	自然
11105-II-1473	上サ-4	ときがわ町	西平	上サ	自然
11105-II-1474	上サ-5	ときがわ町	西平	上サ	自然
11105-II-1475	上サ-6	ときがわ町	西平	上サ	自然
11105-II-1476	上サ-7	ときがわ町	西平	上サ	自然
11105-II-1479	上サ-1	ときがわ町	大野	上サ	自然
11105-II-1480	上サ-2	ときがわ町	大野	上サ	自然
11105-II-1481	下毛	ときがわ町	大野	下毛	自然
11105-II-1482	下毛	ときがわ町	大野	下毛	自然
11105-II-1484	上サ-3	ときがわ町	大野	上サ	自然
11105-II-1485	上サ-4	ときがわ町	大野	上サ	自然
11105-II-1488	中力-3	ときがわ町	大野	中力	自然
11105-II-1490	上サ-5	ときがわ町	大野	上サ	自然
11105-II-1491	上ミ	ときがわ町	大野	上ミ	自然
11105-II-1601	大宝-1	東秩父村	大内沢	大宝	自然
11105-II-1602	大宝-2	東秩父村	大内沢	大宝	自然
11105-II-1605	大内沢上	東秩父村	大内沢	大内沢上	自然
11105-II-1606	井戸-2	東秩父村	大内沢	井戸	自然
11105-II-1607	井戸	東秩父村	大内沢	井戸	自然
11105-II-1609	白石-1	東秩父村	大内沢	白石	自然
11105-II-1610	大内沢下	東秩父村	大内沢	大内沢下	自然
11105-II-1611	大内沢下-2	東秩父村	大内沢	大内沢下	自然
11105-II-1613	和知場	東秩父村	坂本	和知場	自然
11105-II-1617	坂本中-1	東秩父村	坂本	坂本中	自然
11105-II-1620	新井	東秩父村	坂本	新井	自然
11105-II-1621	新井-3	東秩父村	坂本	新井	自然
11105-II-1623	新井東-2	東秩父村	坂本	新井	自然
11105-II-1624	新井-2	東秩父村	坂本	新井	自然
11105-II-1626	新井-1	東秩父村	坂本	新井	自然
11105-II-1627	大内沢上	東秩父村	大内沢	大内沢上	自然
11105-II-1628	皆谷下	東秩父村	皆谷	皆谷下	自然
11105-II-1632	淵ノ上	東秩父村	白石		自然
11105-II-1634	新田-2	東秩父村	皆谷		自然
11105-II-1635	皆谷下-3	東秩父村	皆谷	皆谷下	自然
11105-II-1637	新田-1	東秩父村	皆谷	新田	自然
11105-II-1638	皆谷下	東秩父村	皆谷	皆谷下	自然
11105-II-1639	白石-2	東秩父村	白石	白石	自然
11105-II-1640	白石	東秩父村	白石	竹の花	自然
11105-II-1641	白石下	東秩父村	白石		自然
11105-II-1642	白石-2	東秩父村	白石		自然
11105-II-1643	白石-3	東秩父村	白石		自然
11105-II-1644	白石-4	東秩父村	白石		自然
11105-II-1645	白石-5	東秩父村	白石	白石	自然
11105-II-1647	萩平-2	東秩父村	御堂	萩平	自然
11105-II-1648	川上	東秩父村	御堂	川上	自然
11105-II-1650	向堀	東秩父村	御堂	向堀	自然
11105-II-1652	向堀-3	東秩父村	御堂	向堀	自然
11105-II-1654	坂本下-2	東秩父村	坂本	坂本下	自然
11105-II-1656	奥沢上-2	東秩父村	奥沢	奥沢上	自然
11105-II-1659	奥沢下-2	東秩父村	奥沢	奥沢下	自然
11105-II-1662	半場上-3	東秩父村	奥沢	奥沢下	自然
11105-II-1668	帯沢-2	東秩父村	安戸	帯沢	自然
11105-II-1669	帯沢-3	東秩父村	安戸	帯沢	自然
11105-II-1670	帯沢-4	東秩父村	安戸	帯沢	自然
11105-II-1671	在家二	東秩父村	安戸	在家二	自然
11108-II-0082	中郷	小川町	木呂子	中郷	自然
11105-III-0044	葛袋-2	東松山市	葛袋		自然
11105-III-0045	高木	東松山市	葛袋	高木	自然
11105-III-0046	大平	東松山市	葛袋	大平	自然
11105-III-0047	こども動物自然公園	東松山市	岩殿	こども動物自然公園	自然
11105-III-0048	尻沢	東松山市	岩殿	尻沢	自然
11105-III-0049	松風公園	東松山市	旗立台	松風公園	自然
11105-III-0050	高坂	東松山市	高坂		自然
11105-III-0051	松山-2	東松山市	松山		自然
11105-III-0052	松山-3	東松山市	松山		自然
11105-III-0053	大谷	東松山市	大谷		自然
11105-III-0054	上郷	東松山市	大谷	上郷	自然
11105-III-0055	新屋敷-2	東松山市	大谷	新屋敷	自然
11105-III-0056	水穴	東松山市	大谷	水穴	自然
11105-III-0057	長中-1	東松山市	大谷	長中	自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11105-Ⅲ-0058	長中-2	東松山市	大谷	長中	自然
11105-Ⅲ-0059	雷電下沼	東松山市	大谷	雷電下沼	自然
11105-Ⅲ-0060	東部台団地-1	東松山市	野田	東部台団地	自然
11105-Ⅲ-0061	東部台団地-2	東松山市	野田	東部台団地	自然
11105-Ⅲ-0062	田木-1	東松山市	田木		自然
11105-Ⅲ-0063	田木-2	東松山市	田木		自然
11105-Ⅲ-0064	赤城	東松山市	田木	赤城	自然
11105-Ⅲ-0222	観音	吉見町	御所	観音	自然
11105-Ⅲ-0223	久米田-3	吉見町	久米田	久米田	自然
11105-Ⅲ-0224	黒岩-1	吉見町	黒岩	黒岩	自然
11105-Ⅲ-0225	黒岩-2	吉見町	黒岩	黒岩	自然
11105-Ⅲ-0226	黒岩-3	吉見町	黒岩	黒岩	自然
11105-Ⅲ-0227	山ノ下	吉見町	山ノ下	山ノ下	自然
11105-Ⅲ-0228	湖畔	吉見町	南吉見	湖畔	自然
11105-Ⅲ-0229	流川	吉見町	南吉見	流川	自然
11105-Ⅲ-0230	根古屋-2	吉見町	北吉見	根古屋	自然
11105-Ⅲ-0231	新吉見-1	吉見町	北吉見	新吉見	自然
11105-Ⅲ-0232	新吉見-2	吉見町	北吉見	新吉見	自然
11105-Ⅲ-0233	天王山-1	吉見町	北吉見	天王山	自然
11105-Ⅲ-0234	天王山-2	吉見町	北吉見	天王山	自然
11105-Ⅲ-0235	日向山-1	吉見町	北吉見	日向山	自然
11105-Ⅲ-0236	日向山-2	吉見町	北吉見	日向山	自然
11105-Ⅲ-0237	和名-1	吉見町	和名	和名	自然
11105-Ⅲ-0238	和名-2	吉見町	和名	和名	自然
11105-Ⅲ-0411	上伊古	滑川町	伊古	上伊古	自然
11105-Ⅲ-0412	表	滑川町	羽尾	表	自然
11105-Ⅲ-0413	前谷中郷	滑川町	山田	前谷中郷	自然
11105-Ⅲ-0414	下組	滑川町	水房	下組	自然
11105-Ⅲ-0415	加田-2	滑川町	中尾	加田	自然
11105-Ⅲ-0416	中在家-2	滑川町	福田	中在家	自然
11105-Ⅲ-0417	中在家-3	滑川町	福田	中在家	自然
11105-Ⅲ-0418	中在家-4	滑川町	福田	中在家	自然
11105-Ⅲ-0614	越畑-1	嵐山町	越畑		自然
11105-Ⅲ-0615	越畑-2	嵐山町	越畑		自然
11105-Ⅲ-0616	越畑-3	嵐山町	越畑		自然
11105-Ⅲ-0617	稲笠	嵐山町	越畑	稲笠	自然
11105-Ⅲ-0618	下串引	嵐山町	越畑	下串引	自然
11105-Ⅲ-0619	社宮司	嵐山町	越畑	社宮司	自然
11105-Ⅲ-0620	仲町-2	嵐山町	越畑	仲町	自然
11105-Ⅲ-0621	本田谷	嵐山町	越畑	本田谷	自然
11105-Ⅲ-0622	亀ノ原	嵐山町	鎌形	亀ノ原	自然
11105-Ⅲ-0623	吉田-1	嵐山町	吉田		自然
11105-Ⅲ-0624	吉田-2	嵐山町	吉田		自然
11105-Ⅲ-0625	吉田-3	嵐山町	吉田		自然
11105-Ⅲ-0626	吉田-4	嵐山町	吉田		自然
11105-Ⅲ-0627	山下	嵐山町	吉田	山下	自然
11105-Ⅲ-0628	鍋谷	嵐山町	吉田	鍋谷	自然
11105-Ⅲ-0629	古里-2	嵐山町	古里	古里	自然
11105-Ⅲ-0630	東方-1	嵐山町	將軍沢	東方	自然
11105-Ⅲ-0631	東方-2	嵐山町	將軍沢	東方	自然
11105-Ⅲ-0632	東方-3	嵐山町	將軍沢	東方	自然
11105-Ⅲ-0633	東方-4	嵐山町	將軍沢	東方	自然
11105-Ⅲ-0634	東方-5	嵐山町	將軍沢	東方	自然
11105-Ⅲ-0635	東方-6	嵐山町	將軍沢	東方	自然
11105-Ⅲ-0636	東方-7	嵐山町	將軍沢	東方	自然
11105-Ⅲ-0637	東方-8	嵐山町	將軍沢	東方	自然
11105-Ⅲ-0638	下城ヶ谷戸	嵐山町	杉山	下城ヶ谷戸	自然
11105-Ⅲ-0639	表猿外戸-1	嵐山町	杉山	表猿外戸	自然
11105-Ⅲ-0640	裏猿外戸-2	嵐山町	杉山	裏猿外戸	自然
11105-Ⅲ-0641	石堂	嵐山町	千手堂	石堂	自然
11105-Ⅲ-0816	熊井-1	鳩山町	熊井		自然
11105-Ⅲ-0817	熊井-2	鳩山町	熊井		自然
11105-Ⅲ-0818	石坂-1	鳩山町	石坂		自然
11105-Ⅲ-0819	石坂-2	鳩山町	石坂		自然
11105-Ⅲ-0820	石坂-3	鳩山町	石坂		自然
11105-Ⅲ-0821	児澤-1	鳩山町	石坂	児澤	自然
11105-Ⅲ-0822	児澤-2	鳩山町	石坂	児澤	自然
11105-Ⅲ-1015	小倉	ときがわ町	田黒	小倉	自然
11105-Ⅲ-1016	地家	ときがわ町	玉川	地家	自然
11105-Ⅲ-1017	小北	ときがわ町	日影	小北	自然
11105-Ⅲ-1018	田向	ときがわ町	日影	田向	自然
11105-Ⅲ-1201	神山	小川町	西古里	神山	自然
11105-Ⅲ-1202	鷹巢	小川町	鷹巢	鷹巢	自然
11105-Ⅲ-1203	関下	小川町	高谷	関下	自然
11105-Ⅲ-1204	峰原	小川町	上横田	峰原	自然
11105-Ⅲ-1216	割谷-1	小川町	下里	割谷	自然
11105-Ⅲ-1223	塚場	小川町	角山	塚場	自然
11105-Ⅲ-1225	鞆掛-2	小川町	鞆負	鞆掛	自然
11105-Ⅲ-1227	山ノ前	小川町	鞆負	山ノ前	自然
11105-Ⅲ-1232	野竹-1	小川町	鞆負	野竹	自然
11105-Ⅲ-1233	天神下-1	小川町	勝呂	天神下	自然
11105-Ⅲ-1243	万所-2	小川町	木呂子	万所	自然
11105-Ⅲ-1244	万所-3	小川町	木呂子	万所	自然
11105-Ⅲ-1245	木呂子-1	小川町	木呂子		自然
11105-Ⅲ-1246	中郷	小川町	木呂子	中郷	自然
11105-Ⅲ-1247	木呂子-3	小川町	木呂子		自然
11105-Ⅲ-1249	木呂子-2	小川町	木呂子		自然
11105-Ⅲ-1251	中郷-2	小川町	木呂子	中郷	自然
11105-Ⅲ-1253	中郷-1	小川町	木呂子	中郷	自然
11105-Ⅲ-1261	西浦	小川町	勝呂	西浦	自然
11105-Ⅲ-1273	笠原	小川町	笠原	笠原	自然
11105-Ⅲ-1274	栃本-1	小川町	笠原	栃本	自然
11105-Ⅲ-1275	栃本-2	小川町	笠原	栃本	自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11105-Ⅲ-1278	広地-1	小川町	青山	広地	自然
11105-Ⅲ-1284	小坂	小川町	下古寺	小坂	自然
11105-Ⅲ-1302	矢岸	小川町	腰越	矢岸	自然
11105-Ⅲ-1303	上矢岸	小川町	腰越	上矢岸	自然
11105-Ⅲ-1402	関堀-1	ときがわ町	関堀		自然
11105-Ⅲ-1403	関堀-1	ときがわ町	関堀	関堀-1	自然
11105-Ⅲ-1422	女ヶ岩	ときがわ町	西平	女ヶ岩	自然
11105-Ⅲ-1429	後野-2	ときがわ町	西平	後野	自然
11105-Ⅲ-1445	宮平南	ときがわ町	西平	宮平南	自然
11105-Ⅲ-1465	宮平南	ときがわ町	西平	宮平南	自然
11105-Ⅲ-1466	宮平北-3	ときがわ町	西平	宮平北	自然
11105-Ⅲ-1468	宮平北-2	ときがわ町	西平	宮平北	自然
11105-Ⅲ-1469	上サ-1	ときがわ町	西平	上サ	自然
11105-Ⅲ-1486	中力-1	ときがわ町	大野	中力	自然
11105-Ⅲ-1489	中力-4	ときがわ町	大野	中力	自然
11105-Ⅲ-1612	和知場-1	東秩父村	大内沢	和知場	自然
11105-Ⅲ-1629	小安戸-2	東秩父村	皆谷	小安戸	自然
11105-Ⅲ-1630	小安戸-1	東秩父村	皆谷	小安戸	自然
11105-Ⅲ-1633	新田	東秩父村	皆谷	新田	自然
11105-Ⅲ-1646	萩平	東秩父村	御堂	萩平	自然
11105-Ⅲ-1649	向堀-2	東秩父村	御堂	向堀	自然
11105-Ⅲ-1666	川上-2	東秩父村	御堂	川上	自然
11105-Ⅲ-1674	宿-3	東秩父村	安戸	宿	自然
11104-I-0014	毛呂本郷	毛呂山町	毛呂本郷		人工
11104-I-0016	八津池団地五丁目	入間市	八津池団地	五丁目	人工
11104-I-0017	野田443	入間市	野田	443	人工
11104-I-0018	飯能226-2	飯能市	飯能	226-2	人工
11104-I-0039	大長沢	飯能市	長沢	入木沢	人工
11104-I-0040	小瀬戸-1	飯能市	小瀬戸	東山	人工
11104-I-0041	広町-1	入間市	仏子	広町	人工
11104-I-0042	広町-2	入間市	仏子	広町	人工
11104-I-0048	岩沢	飯能市	岩沢	河原	自然
11104-I-0050	笠縫-2	飯能市	笠縫		自然
11104-I-0051	川寺	飯能市	川寺	新田	自然
11104-I-0052	南町	飯能市	南町		自然
11104-I-0053	大河原-3	飯能市	大河原		自然
11104-I-0054	河原	飯能市	飯能	森下	自然
11104-I-0055	黒指-3	飯能市	上直竹上分	黒指	自然
11104-I-0056	堂向	飯能市	中藤下郷	堂向	自然
11104-I-0057	原市場-7	飯能市	原市場	峰	自然
11104-I-0058	平戸-1	飯能市	平戸	西之窪	自然
11104-I-0059	下哀沢	飯能市	長沢	内手	自然
11104-I-0060	八徳-3	飯能市	長沢	八徳	自然
11104-I-0064	高倉3丁目	入間市	高倉3丁目		自然
11104-I-0065	高揚	入間市	野田	馬場	自然
11104-I-0067	御岳山	越生町	西和田	御岳山	自然
11104-I-0069	石神向	飯能市	上名栗	石神向	自然
11104-I-0070	西-1	飯能市	上名栗	西	自然
11104-I-0485	前ヶ貫-1	飯能市	前ヶ貫		自然
11104-I-0486	前ヶ貫-2	飯能市	前ヶ貫		自然
11104-I-0487	堂西	飯能市	中藤下郷	堂西	自然
11104-I-0488	清水/上	飯能市	中藤中郷	清水/上	自然
11104-I-0489	久根花	飯能市	中藤中郷	久根花	自然
11104-I-0490	横畑	飯能市	中藤上郷	横畑	自然
11104-I-0491	唐竹	飯能市	唐竹	滝ノ上及び横道上	自然
11104-I-0492	本陣沢	飯能市	南川	本陣沢	自然
11104-I-0493	壁ヶ谷戸向	飯能市	南川	壁ヶ谷戸向	自然
11104-I-0494	壁ヶ谷戸向	飯能市	南川	壁ヶ谷戸向	自然
11104-I-0495	北川	飯能市	北川	新聞野	自然
11104-I-0496	坂元	飯能市	坂元	野本平	自然
11104-I-0937	女影	日高市	女影		自然
11104-I-0938	鎌北-3	日高市	武蔵台六丁目	鎌北	自然
11104-I-0955	太梅-1	越生町	小杉	太梅	自然
11104-I-0956	太梅-2	越生町	小杉	太梅	自然
11104-I-0970	赤坂	越生町	麦原	赤坂	自然
11104-I-0981	畑中	飯能市	上赤工	畑中	自然
11104-I-0984	河又-3	飯能市	下名栗	河又	自然
11104-I-0985	桐木平-1	飯能市	下名栗	桐木平	自然
11104-I-0991	和田	飯能市	下名栗	和田	自然
11104-I-0992	中西	飯能市	下名栗	中西	自然
11104-I-0993	湯基	飯能市	下名栗	湯基	自然
11104-I-1007	上ノ平-5	飯能市	上名栗	上ノ平	自然
11104-I-1010	上ノ平-4	飯能市	上名栗	上ノ平	自然
11104-I-1016	神出-1	飯能市	上名栗	神出	自然
11104-I-1017	神出-2	飯能市	上名栗	神出	自然
11104-I-1021	滝ノ前	飯能市	上名栗	滝ノ前	自然
11104-I-1024	鳥居	飯能市	上名栗	鳥居	自然
11104-I-1025	湯ノ沢	飯能市	上名栗	湯ノ沢	自然
11104-I-1030	浜居場	飯能市	上名栗	浜居場	自然
11104-I-1033	名郷-3	飯能市	上名栗	名郷	自然
11104-I-1036	鳥獄	毛呂山町	毛呂本郷	鳥獄	自然
11104-I-1040	大下-1	毛呂山町	大谷木	大下	自然
11104-I-1043	東ウチコシ	毛呂山町	大谷木	東ウチコシ	自然
11104-I-1050	下谷ヶ貫-1	入間市	下谷ヶ貫		自然
11104-I-1053	上小谷田三丁目-1	入間市	上小谷田三丁目		自然
11104-I-1056	扇町屋三丁目	入間市	扇町屋三丁目		自然
11104-I-1063	阿須-3	飯能市	阿須		自然
11104-I-1065	阿須-5	飯能市	阿須		自然
11104-I-1066	下平-1	飯能市	井上	下平	自然
11104-I-1068	久本-1	飯能市	井上	久本	自然
11104-I-1074	下赤工-1	飯能市	下赤工		自然
11104-I-1077	下赤工-4	飯能市	下赤工		自然
11104-I-1078	尾長	飯能市	下赤工	尾長	自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11104-I-1081	下直竹-3	飯能市	下直竹		自然
11104-I-1090	苅生-9	飯能市	苅生		自然
11104-I-1092	原市場-2	飯能市	原市場		自然
11104-I-1096	原市場-6	飯能市	原市場		自然
11104-I-1099	金山-1	飯能市	原市場	金山	自然
11104-I-1103	妻沢-3	飯能市	原市場	妻沢	自然
11104-I-1113	岩本	飯能市	虎秀	岩本	自然
11104-I-1118	新田-5	飯能市	虎秀	新田	自然
11104-I-1121	落合-2	飯能市	虎秀	落合	自然
11104-I-1123	落合-4	飯能市	虎秀	落合	自然
11104-I-1126	山崎-1	飯能市	吾野	山崎	自然
11104-I-1128	三社-1	飯能市	吾野	三社	自然
11104-I-1130	山崎-2	飯能市	吾野	山崎	自然
11104-I-1141	正丸	飯能市	坂元	正丸	自然
11104-I-1148	中尾-1	飯能市	坂石	中尾	自然
11104-I-1149	中尾-2	飯能市	坂石	中尾	自然
11104-I-1154	芳延-1	飯能市	坂石町	芳延	自然
11104-I-1155	坂石町分-1	飯能市	坂石町分		自然
11104-I-1156	南元組	飯能市	坂石町分	南元組	自然
11104-I-1158	正丸-8	飯能市	坂元	正丸	自然
11104-I-1164	長尾	飯能市	下赤工	長尾	自然
11104-I-1165	上赤工-1	飯能市	上赤工		自然
11104-I-1170	志田-3	飯能市	上長沢	志田	自然
11104-I-1180	間野-5	飯能市	上植竹下分	間野	自然
11104-I-1192	鹿戸-1	飯能市	赤沢	鹿戸	自然
11104-I-1198	中屋敷-3	飯能市	赤沢	中屋敷	自然
11104-I-1204	中藤中郷	飯能市	中藤下郷		自然
11104-I-1207	大西寺	飯能市	中藤下郷	大西寺	自然
11104-I-1208	野々崎-1	飯能市	中藤下郷	野々崎	自然
11104-I-1209	野々崎-2	飯能市	中藤中郷	野々崎	自然
11104-I-1213	中内-1	飯能市	中藤上郷	中内	自然
11104-I-1217	荒田-1	飯能市	中藤中郷	荒田	自然
11104-I-1220	中内-2	飯能市	中藤中郷	中内	自然
11104-I-1232	瀬尾-3	飯能市	長沢	瀬尾	自然
11104-I-1233	瀬尾-4	飯能市	長沢	瀬尾	自然
11104-I-1241	下中沢-6	飯能市	南	下中沢	自然
11104-I-1279	平戸-2	飯能市	平戸		自然
11104-I-1281	間野-9	飯能市	北川	間野	自然
11104-I-1289	中組-2	飯能市	北川	中組	自然
11104-I-1294	町屋敷-1	飯能市	北川	町屋敷	自然
11104-I-1299	柏木-3	飯能市	北川	柏木	自然
11104-I-1300	瀬尾-5	飯能市	長沢	瀬尾	自然
11104-II-0049	笠縫-1	飯能市	笠縫	新堀	自然
11104-II-0066	けの字	毛呂山町	阿諏訪	けの字	自然
11104-II-0068	東道	越生町	龍ヶ谷	東道	自然
11104-II-0899	多和目	坂戸市	多和目		自然
11104-II-0933	横手	日高市	横手		自然
11104-II-0934	駒高	日高市	高麗本郷	駒高	自然
11104-II-0935	大宮-1	日高市	新堀	大宮	自然
11104-II-0939	越上	越生町	黒山	越上	自然
11104-II-0940	坂尻	越生町	黒山	坂尻	自然
11104-II-0941	阪本	越生町	黒山	阪本	自然
11104-II-0942	上荒井	越生町	黒山	上荒井	自然
11104-II-0943	西ノ入-1	越生町	黒山	西ノ入	自然
11104-II-0944	西ノ久保	越生町	黒山	西ノ久保	自然
11104-II-0946	梅ノ久保	越生町	黒山	梅ノ久保	自然
11104-II-0947	尻ヶ谷	越生町	鹿ノ下	尻ヶ谷	自然
11104-II-0948	月影	越生町	小杉	月影	自然
11104-II-0949	向谷	越生町	小杉	向谷	自然
11104-II-0950	山中-1	越生町	小杉	山中	自然
11104-II-0951	山中-2	越生町	小杉	山中	自然
11104-II-0952	山中-3	越生町	小杉	山中	自然
11104-II-0953	蓬来-1	越生町	小杉	蓬来	自然
11104-II-0957	太梅-3	越生町	小杉	太梅	自然
11104-II-0958	上ノ久保	越生町	上谷	上ノ久保	自然
11104-II-0959	大管	越生町	上谷	大管	自然
11104-II-0961	中ノ谷	越生町	大谷	中ノ谷	自然
11104-II-0962	宮ノ前	越生町	大満	宮ノ前	自然
11104-II-0963	西-2	越生町	大満	西	自然
11104-II-0964	堀込	越生町	大満	堀込	自然
11104-II-0966	清水-1	越生町	津久根	清水	自然
11104-II-0967	夏内	越生町	麦原	夏内	自然
11104-II-0968	向山-1	越生町	麦原	向山	自然
11104-II-0969	坂元-7	越生町	麦原	坂元	自然
11104-II-0971	日影-1	越生町	麦原	日影	自然
11104-II-0973	東通	越生町	龍ヶ谷	東通	自然
11104-II-0974	梅本-1	越生町	龍ヶ谷	梅本	自然
11104-II-0975	梅本-2	越生町	龍ヶ谷	梅本	自然
11104-II-0982	河又-1	飯能市	下名栗	河又	自然
11104-II-0983	河又-2	飯能市	下名栗	河又	自然
11104-II-0986	桐木平-2	飯能市	下名栗	桐木平	自然
11104-II-0987	血方-1	飯能市	下名栗	血方	自然
11104-II-0988	血方-2	飯能市	下名栗	血方	自然
11104-II-0989	小沢	飯能市	下名栗	小沢	自然
11104-II-0990	新シ	飯能市	下名栗	新シ	自然
11104-II-0994	稲村	飯能市	上名栗	稲村	自然
11104-II-0995	下ヶ坂	飯能市	上名栗	下ヶ坂	自然
11104-II-0996	下白岩-1	飯能市	上名栗	下白岩	自然
11104-II-0997	下白岩-2	飯能市	上名栗	下白岩	自然
11104-II-0999	穴沢-1	飯能市	上名栗	穴沢	自然
11104-II-1000	穴沢-2	飯能市	上名栗	穴沢	自然
11104-II-1001	小殿-1	飯能市	上名栗	小殿	自然
11104-II-1003	小殿-3	飯能市	上名栗	小殿	自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11104-II-1004	小物-1	飯能市	上名栗	小物	自然
11104-II-1005	小物-2	飯能市	上名栗	小物	自然
11104-II-1006	上ノ平-1	飯能市	上名栗	上ノ平	自然
11104-II-1008	上ノ平-2	飯能市	上名栗	上ノ平	自然
11104-II-1009	上ノ平-3	飯能市	上名栗	上ノ平	自然
11104-II-1011	新館-1	飯能市	上名栗	新館	自然
11104-II-1012	新館-2	飯能市	上名栗	新館	自然
11104-II-1013	新館-3	飯能市	上名栗	新館	自然
11104-II-1014	森河原-1	飯能市	上名栗	森河原	自然
11104-II-1015	森河原-2	飯能市	上名栗	森河原	自然
11104-II-1018	人見	飯能市	上名栗	人見	自然
11104-II-1022	中海戸-1	飯能市	上名栗	中海戸	自然
11104-II-1023	中海戸-2	飯能市	上名栗	中海戸	自然
11104-II-1026	蟬指	飯能市	上名栗	蟬単	自然
11104-II-1028	八ヶ原-1	飯能市	上名栗	八ヶ原	自然
11104-II-1032	名郷-2	飯能市	上名栗	名郷	自然
11104-II-1034	落合-5	飯能市	下名栗	落合	自然
11104-II-1035	阿諏訪	毛呂山町	阿諏訪		自然
11104-II-1038	西ヶ谷戸	毛呂山町	宿谷	西ヶ谷戸	自然
11104-II-1039	大下-2	毛呂山町	大谷木	大下	自然
11104-II-1041	西ノ入-2	毛呂山町	大谷木	西ノ入	自然
11104-II-1042	大久保	毛呂山町	大谷木	大久保	自然
11104-II-1044	大下-3	毛呂山町	大谷木	大下	自然
11104-II-1045	入-1	毛呂山町	大谷木	入	自然
11104-II-1046	東地蔵	毛呂山町	大谷木	東地蔵	自然
11104-II-1047	滝ノ入-1	毛呂山町	滝ノ入		自然
11104-II-1048	背飛ヶ谷戸	毛呂山町	滝ノ入	背飛ヶ谷戸	自然
11104-II-1051	黒須一丁目	入間市	黒須一丁目		自然
11104-II-1054	上小谷田三丁目-2	入間市	上小谷田三丁目		自然
11104-II-1055	新久	入間市	新久		人工
11104-II-1057	中神	入間市	中神		自然
11104-II-1058	寺竹-1	入間市	寺竹		自然
11104-II-1061	南	飯能市	南		自然
11104-II-1062	高山	飯能市	高山		自然
11104-II-1067	下平-2	飯能市	井上	下平	自然
11104-II-1069	久ノ本-2	飯能市	井上	久ノ本	自然
11104-II-1070	永田-1	飯能市	永田		自然
11104-II-1071	永田-2	飯能市	永田		自然
11104-II-1072	永田-3	飯能市	永田		自然
11104-II-1073	下直竹-4	飯能市	下直竹		自然
11104-II-1075	下赤工-2	飯能市	下赤工		自然
11104-II-1076	小瀬戸-2	飯能市	小瀬戸		自然
11104-II-1079	下直竹-1	飯能市	下直竹		自然
11104-II-1082	下畑-1	飯能市	下畑		自然
11104-II-1083	下畑-2	飯能市	下畑		自然
11104-II-1084	刈生-4	飯能市	刈生		自然
11104-II-1085	刈生-5	飯能市	刈生		自然
11104-II-1086	刈生-6	飯能市	刈生		自然
11104-II-1087	苅生-1	飯能市	苅生		自然
11104-II-1088	苅生-2	飯能市	苅生		自然
11104-II-1089	苅生-3	飯能市	苅生		自然
11104-II-1091	原市場-1	飯能市	原市場		自然
11104-II-1093	原市場-3	飯能市	原市場		自然
11104-II-1094	原市場-4	飯能市	原市場		自然
11104-II-1095	原市場-5	飯能市	原市場		自然
11104-II-1097	居ヶ谷戸	飯能市	原市場	居ヶ谷戸	自然
11104-II-1098	曲竹	飯能市	原市場	曲竹	自然
11104-II-1100	金山-2	飯能市	原市場	金山	自然
11104-II-1102	妻沢-2	飯能市	原市場	妻沢	自然
11104-II-1105	石倉-1	飯能市	原市場	石倉	自然
11104-II-1106	石倉-2	飯能市	原市場	石倉	自然
11104-II-1107	椿ヶ谷戸-1	飯能市	椿	房ヶ谷戸	自然
11104-II-1108	房ヶ谷戸-2	飯能市	椿	房ヶ谷戸	自然
11104-II-1109	椿ヶ谷戸-3	飯能市	原市場	房ヶ谷戸	自然
11104-II-1110	椿ヶ谷戸-4	飯能市	原市場	椿ヶ谷戸	自然
11104-II-1111	間野-6	飯能市	虎秀	間野	自然
11104-II-1112	間野-7	飯能市	虎秀	間野	自然
11104-II-1114	新田-1	飯能市	虎秀	新田	自然
11104-II-1115	新田-2	飯能市	虎秀	新田	自然
11104-II-1116	新田-3	飯能市	虎秀	新田	自然
11104-II-1117	新田-4	飯能市	虎秀	新田	自然
11104-II-1119	中居	飯能市	虎秀	中居	自然
11104-II-1120	落合-1	飯能市	虎秀	落合	自然
11104-II-1122	落合-3	飯能市	虎秀	落合	自然
11104-II-1125	下久通-2	飯能市	南川	下久通	自然
11104-II-1127	山崎-3	飯能市	吾野	山崎	自然
11104-II-1129	三社-2	飯能市	吾野	三社	自然
11104-II-1131	小床-1	飯能市	吾野	小床	自然
11104-II-1132	小床-2	飯能市	吾野	小床	自然
11104-II-1133	畑井-1	飯能市	南川	畑井	自然
11104-II-1134	高畑-1	飯能市	高山	高畑	自然
11104-II-1135	高畑-2	飯能市	高山	高畑	自然
11104-II-1136	刈場坂-1	飯能市	坂元	刈場坂	自然
11104-II-1137	刈場坂-2	飯能市	坂元	刈場坂	自然
11104-II-1138	正丸-1	飯能市	坂元	正丸	自然
11104-II-1139	正丸-2	飯能市	坂元	正丸	自然
11104-II-1140	正丸-3	飯能市	坂元	正丸	自然
11104-II-1142	正丸-5	飯能市	坂元	正丸	自然
11104-II-1143	正丸-6	飯能市	坂元	正丸	自然
11104-II-1144	正丸-7	飯能市	坂元	正丸	自然
11104-II-1145	青場戸-1	飯能市	坂石	青場戸	自然
11104-II-1146	青場戸-2	飯能市	坂石	青場戸	自然
11104-II-1147	青場戸-3	飯能市	坂石	青場戸	自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11104-II-1150	中尾-3	飯能市	坂石	中尾	自然
11104-II-1151	芳延-2	飯能市	坂石	芳延	自然
11104-II-1152	芳延-3	飯能市	坂石	芳延	自然
11104-II-1153	芳延-4	飯能市	坂石	芳延	自然
11104-II-1157	芦ノ沢	飯能市	南川	芦ノ沢	自然
11104-II-1159	飯能-6	飯能市	飯能		自然
11104-II-1160	岩本-1	飯能市	小瀬戸	岩本	自然
11104-II-1161	岩本-2	飯能市	小瀬戸	岩本	自然
11104-II-1162	岩本-3	飯能市	小瀬戸	岩本	自然
11104-II-1163	岩本-4	飯能市	小瀬戸	岩本	自然
11104-II-1166	上赤工-2	飯能市	上赤工		自然
11104-II-1167	上赤工-3	飯能市	上赤工		自然
11104-II-1168	瀬尾-1	飯能市	長沢	瀬尾	自然
11104-II-1169	瀬尾-2	飯能市	長沢	瀬尾	自然
11104-II-1171	瀬尾-8	飯能市	長沢	瀬尾	自然
11104-II-1173	志田-1	飯能市	上長沢	志田	自然
11104-II-1174	上直竹下分-1	飯能市	上直竹下分		自然
11104-II-1175	上直竹下分-2	飯能市	上直竹下分		自然
11104-II-1176	間野-1	飯能市	上直竹下分	間野	自然
11104-II-1177	間野-2	飯能市	上直竹下分	間野	自然
11104-II-1178	間野-3	飯能市	上直竹下分	間野	自然
11104-II-1179	間野-4	飯能市	上直竹下分	間野	自然
11104-II-1181	黒指-2	飯能市	上直竹下分	黒指	自然
11104-II-1182	申淵-1	飯能市	下直竹下	申淵	自然
11104-II-1183	申淵-2	飯能市	下直竹下	申淵	自然
11104-II-1184	川崎-1	飯能市	上直竹下分	川崎	自然
11104-II-1185	川崎-2	飯能市	上直竹下分	川崎	自然
11104-II-1186	川崎-3	飯能市	上直竹下分	川崎	自然
11104-II-1187	黒指-1	飯能市	上直竹下分	黒指	自然
11104-II-1189	上畑-1	飯能市	上畑		自然
11104-II-1190	上畑-2	飯能市	上畑		自然
11104-II-1191	赤沢	飯能市	赤沢	茶内	自然
11104-II-1193	茶内-1	飯能市	赤沢	茶内	自然
11104-II-1194	茶内-2	飯能市	赤沢	茶内	自然
11104-II-1195	茶内-3	飯能市	赤沢	茶内	自然
11104-II-1196	中屋敷-1	飯能市	赤沢	中屋敷	自然
11104-II-1197	中屋敷-2	飯能市	赤沢	中屋敷	自然
11104-II-1199	日影-2	飯能市	赤沢	日影	自然
11104-II-1200	鹿戸-2	飯能市	赤沢	鹿戸	自然
11104-II-1201	大河原-1	飯能市	大河原		自然
11104-II-1202	大河原-2	飯能市	大河原		自然
11104-II-1203	中組-7	飯能市	北川	中組	自然
11104-II-1205	種木	飯能市	中藤下郷	種木	自然
11104-II-1206	小瀬戸-3	飯能市	小瀬戸		自然
11104-II-1210	荻沢	飯能市	中藤下郷	荻沢	自然
11104-II-1211	樫久保-3	飯能市	中藤下郷	樫久保	自然
11104-II-1212	戸丸	飯能市	中藤上郷	戸丸	自然
11104-II-1214	飛村	飯能市	南	飛村	自然
11104-II-1215	久根花-1	飯能市	中藤上郷	久根花	自然
11104-II-1216	久根花-2	飯能市	中藤中郷	久根花	自然
11104-II-1218	荒田-2	飯能市	中藤中郷	荒田	自然
11104-II-1219	荒田-3	飯能市	中藤中郷	荒田	自然
11104-II-1221	下中沢-1	飯能市	南	下中沢	自然
11104-II-1222	樫久保-1	飯能市	中藤上郷	樫久保	自然
11104-II-1223	樫久保-2	飯能市	中藤上郷	樫久保	自然
11104-II-1225	阿寺-1	飯能市	長沢	阿寺	自然
11104-II-1226	阿寺-2	飯能市	長沢	阿寺	自然
11104-II-1227	阿寺-3	飯能市	長沢	阿寺	自然
11104-II-1228	田中-1	飯能市	長沢	田中	自然
11104-II-1229	田中-2	飯能市	長沢	田中	自然
11104-II-1230	岩下	飯能市	長沢	岩下	自然
11104-II-1231	樽沢	飯能市	長沢	樽沢	自然
11104-II-1234	瀬尾-10	飯能市	長沢	瀬尾	自然
11104-II-1236	瀬尾-7	飯能市	長沢	瀬尾	自然
11104-II-1237	八徳-1	飯能市	長沢	八徳	自然
11104-II-1238	八徳-2	飯能市	長沢	八徳	自然
11104-II-1239	下中沢-2	飯能市	南	下中沢	自然
11104-II-1242	下中沢-8	飯能市	南	下中沢	自然
11104-II-1243	下中沢-9	飯能市	南	下中沢	自然
11104-II-1244	下中沢-10	飯能市	南	下中沢	自然
11104-II-1245	樫久保-1	飯能市	南	樫久保	自然
11104-II-1246	樫久保-2	飯能市	南	樫久保	自然
11104-II-1247	山中-4	飯能市	南	山中	自然
11104-II-1248	上中沢-1	飯能市	南	上中沢	自然
11104-II-1250	上中沢-3	飯能市	南	上中沢	自然
11104-II-1251	上中沢-4	飯能市	南	上中沢	自然
11104-II-1252	上中沢-5	飯能市	南	上中沢	自然
11104-II-1253	上中沢-6	飯能市	南	上中沢	自然
11104-II-1254	栃屋谷-1	飯能市	南	栃屋谷	自然
11104-II-1255	栃屋谷-2	飯能市	南	栃屋谷	自然
11104-II-1256	栃屋谷-3	飯能市	南	栃屋谷	自然
11104-II-1257	松木	飯能市	上名栗	松木	自然
11104-II-1258	並沢	飯能市	南	並沢	自然
11104-II-1259	岡房	飯能市	南川	岡房	自然
11104-II-1261	花桐-1	飯能市	南川	花桐	自然
11104-II-1263	花桐-3	飯能市	南川	花桐	自然
11104-II-1264	花桐-4	飯能市	南川	花桐	自然
11104-II-1265	花桐-5	飯能市	南川	花桐	自然
11104-II-1266	上久通-1	飯能市	南川	上久通	自然
11104-II-1267	上久通-2	飯能市	南川	上久通	自然
11104-II-1268	上久通-3	飯能市	南川	上久通	自然
11104-II-1269	上久通-4	飯能市	南川	上久通	自然
11104-II-1270	上久通-5	飯能市	南川	上久通	自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11104-II-1271	上久通-6	飯能市	南川	上久通	自然
11104-II-1273	大蔵山-1	飯能市	南川	大蔵山	自然
11104-II-1274	大蔵山-2	飯能市	南川	大蔵山	自然
11104-II-1275	大蔵山-3	飯能市	南川	大蔵山	自然
11104-II-1276	大蔵山-4	飯能市	南川	大蔵山	自然
11104-II-1277	大蔵山-5	飯能市	南川	大蔵山	自然
11104-II-1278	白子-1	飯能市	白子		自然
11104-II-1280	間野-8	飯能市	北川	間野	自然
11104-II-1282	間野-10	飯能市	北川	間野	自然
11104-II-1283	間野-11	飯能市	北川	間野	自然
11104-II-1284	岩井沢-1	飯能市	北川	岩井沢	自然
11104-II-1285	岩井沢-2	飯能市	北川	岩井沢	自然
11104-II-1286	岩井沢-3	飯能市	北川	岩井沢	自然
11104-II-1287	谷入	飯能市	北川	谷入	自然
11104-II-1288	中組-1	飯能市	北川	中組	自然
11104-II-1290	中組-3	飯能市	北川	中組	自然
11104-II-1291	中組-4	飯能市	北川	中組	自然
11104-II-1292	中組-5	飯能市	北川	中組	自然
11104-II-1293	中組-6	飯能市	北川	中組	自然
11104-II-1295	藤原-1	飯能市	北川	藤原	自然
11104-II-1297	柏木-1	飯能市	北川	柏木	自然
11104-II-1298	柏木-2	飯能市	北川	柏木	自然
11104-II-1417	東	越生町	黒山	東	自然
11104-II-1418	小林	越生町	上谷	小林	自然
11104-II-1505	飯能1278	飯能市	飯能	1278	自然
11104-II-0728	畑井-3	飯能市	南川	畑井	自然
11104-III-0015	南峯-5	入間市	南峯		人工
11104-III-0604	西坂戸3丁目	坂戸市	西坂戸3丁目		自然
11104-III-0633	猿田	日高市	猿田		自然
11104-III-0634	山下-1	日高市	横手	山下	自然
11104-III-0635	山下-2	日高市	横手	山下	自然
11104-III-0636	東竹ノ内-1	日高市	女影	東竹ノ内	自然
11104-III-0637	南竹ノ内-1	日高市	女影	南竹ノ内	自然
11104-III-0638	南竹ノ内-2	日高市	女影	南竹ノ内	自然
11104-III-0639	上鹿山	日高市	上鹿山		自然
11104-III-0640	大宮-3	日高市	新堀	大宮	自然
11104-III-0641	清流	日高市	清流		自然
11104-III-0642	武蔵台二丁目	日高市	武蔵台二丁目		自然
11104-III-0643	西山	越生町	龍ヶ谷	西山	自然
11104-III-0644	高鳥	越生町	龍ヶ谷	高鳥	自然
11104-III-0645	芝山	越生町	龍ヶ谷	芝山	自然
11104-III-0646	蓬萊-2	越生町	龍ヶ谷	蓬萊	自然
11104-III-0647	清水-2	越生町	小杉	清水	自然
11104-III-0648	日影-3	越生町	龍ヶ谷	日影	自然
11104-III-0649	屋敷前	越生町	龍ヶ谷	屋敷前	自然
11104-III-0650	日影差	越生町	龍ヶ谷	日影差	自然
11104-III-0651	浦山	越生町	龍ヶ谷	浦山	自然
11104-III-0652	新道	越生町	黒岩	新道	自然
11104-III-0653	下川原	越生町	西和田	下川原	自然
11104-III-0654	後	越生町	西和田	後	自然
11104-III-0655	下ノ菅戸	越生町	麦原	下ノ菅戸	自然
11104-III-0656	向山-2	越生町	麦原	向山	自然
11104-III-0657	坂本-3	越生町	麦原	坂本	自然
11104-III-0658	山神戸-1	越生町	麦原	山神戸	自然
11104-III-0659	山神戸-2	越生町	麦原	山神戸	自然
11104-III-0660	栃曾入-1	越生町	麦原	栃曾入	自然
11104-III-0661	栃曾入-2	越生町	麦原	栃曾入	自然
11104-III-0662	東通	越生町	龍ヶ谷	東通	自然
11104-III-0663	梅本-3	越生町	龍ヶ谷	梅本	自然
11104-III-0664	梅本-4	越生町	龍ヶ谷	梅本	自然
11104-III-0665	田中前	毛呂山町	葛貫	田中前	自然
11104-III-0666	鎌北-1	毛呂山町	大谷木	鎌北	自然
11104-III-0667	鎌北-2	毛呂山町	大谷木	鎌北	自然
11104-III-0668	小池山	毛呂山町	大谷木	小池山	自然
11104-III-0669	薬師田	毛呂山町	大谷木	薬師田	自然
11104-III-0670	滝ノ入-2	毛呂山町	滝ノ入		自然
11104-III-0671	谷ノ甲	毛呂山町	滝ノ入	谷ノ甲	自然
11104-III-0672	押立	毛呂山町	長瀬	押立	自然
11104-III-0673	山ノ神	毛呂山町	長瀬	山ノ神	自然
11104-III-0674	南峯-4	入間市	南峯		自然
11104-III-0675	下谷ヶ貫-2	入間市	下谷ヶ貫		自然
11104-III-0676	花ノ木	入間市	花ノ木		自然
11104-III-0677	小ヶ谷戸	入間市	宮寺	小ヶ谷戸	自然
11104-III-0678	牛沢町	入間市	牛沢町		自然
11104-III-0679	寺竹-3	入間市	寺竹		自然
11104-III-0680	小谷田-1	入間市	小谷田		自然
11104-III-0681	小谷田-2	入間市	小谷田		自然
11104-III-0682	小谷田-3	入間市	小谷田		自然
11104-III-0683	小谷田-4	入間市	小谷田		自然
11104-III-0684	上小谷田三丁目	入間市	上小谷田三丁目		自然
11104-III-0685	上谷ヶ貫-1	入間市	上谷ヶ貫		自然
11104-III-0686	森坂	入間市	森坂		自然
11104-III-0687	上谷ヶ貫-2	入間市	上谷ヶ貫		自然
11104-III-0688	南峯-1	入間市	南峯		自然
11104-III-0689	南峯-2	入間市	南峯		自然
11104-III-0690	南峯-3	入間市	南峯		自然
11104-III-0691	仏子	入間市	仏子		自然
11104-III-0692	広町-3	入間市	仏子	広町	自然
11104-III-0693	沢口	入間市	仏子	沢口	自然
11104-III-0694	万亀	入間市	仏子	万亀	自然
11104-III-0695	野田	入間市	野田		自然
11104-III-0696	山崎-4	飯能市	吾野	山崎	自然
11104-III-0697	阿須-1	飯能市	阿須		自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11104-Ⅲ-0698	阿須-2	飯能市	阿須		自然
11104-Ⅲ-0699	久ノ本-3	飯能市	井上	久ノ本	自然
11104-Ⅲ-0700	坂組	飯能市	井上	坂組	自然
11104-Ⅲ-0701	中峰	飯能市	井上	中峰	自然
11104-Ⅲ-0702	平-1	飯能市	井上	平	自然
11104-Ⅲ-0703	平-2	飯能市	井上	平	自然
11104-Ⅲ-0704	平-3	飯能市	井上	平	自然
11104-Ⅲ-0705	刈生-7	飯能市	刈生		自然
11104-Ⅲ-0706	刈生-8	飯能市	刈生		自然
11104-Ⅲ-0707	下平-3	飯能市	丸上	下平	自然
11104-Ⅲ-0708	下平-4	飯能市	丸上	下平	自然
11104-Ⅲ-0709	下平-5	飯能市	丸上	下平	自然
11104-Ⅲ-0710	下平-6	飯能市	丸上	下平	自然
11104-Ⅲ-0711	岩淵-1	飯能市	岩淵		自然
11104-Ⅲ-0712	岩淵-2	飯能市	岩淵		自然
11104-Ⅲ-0713	久須美	飯能市	久須美		自然
11104-Ⅲ-0714	宮沢	飯能市	宮沢		自然
11104-Ⅲ-0715	金山-3	飯能市	原市場	金山	自然
11104-Ⅲ-0716	金山-4	飯能市	原市場	金山	自然
11104-Ⅲ-0717	金山-5	飯能市	原市場	金山	自然
11104-Ⅲ-0718	妻沢-4	飯能市	原市場	妻沢	自然
11104-Ⅲ-0719	妻沢-5	飯能市	原市場	妻沢	自然
11104-Ⅲ-0720	妻沢-6	飯能市	原市場	妻沢	自然
11104-Ⅲ-0721	妻沢-7	飯能市	原市場	妻沢	自然
11104-Ⅲ-0722	妻沢-8	飯能市	原市場	妻沢	自然
11104-Ⅲ-0723	妻沢-9	飯能市	原市場	妻沢	自然
11104-Ⅲ-0724	間野-12	飯能市	虎秀	間野	自然
11104-Ⅲ-0725	櫛平-1	飯能市	吾野	櫛平	自然
11104-Ⅲ-0726	櫛平-2	飯能市	吾野	櫛平	自然
11104-Ⅲ-0727	畑井-2	飯能市	南川	畑井	自然
11104-Ⅲ-0729	櫛平-3	飯能市	吾野	櫛平	自然
11104-Ⅲ-0730	狩場坂	飯能市	坂元	狩場坂	自然
11104-Ⅲ-0731	正丸-9	飯能市	坂元	正丸	自然
11104-Ⅲ-0732	中屋-4	飯能市	坂石	中尾	自然
11104-Ⅲ-0733	芳延-5	飯能市	坂石	芳延	自然
11104-Ⅲ-0734	芳延-6	飯能市	坂石	芳延	自然
11104-Ⅲ-0735	梨本-1	飯能市	坂石	梨本	自然
11104-Ⅲ-0736	梨本-2	飯能市	坂石	梨本	自然
11104-Ⅲ-0737	坂石町分-2	飯能市	坂石町分		自然
11104-Ⅲ-0738	小岩井-1	飯能市	小岩井		自然
11104-Ⅲ-0739	小岩井-2	飯能市	小岩井		自然
11104-Ⅲ-0740	上赤土-4	飯能市	上赤土		自然
11104-Ⅲ-0741	上赤土-5	飯能市	上赤土		自然
11104-Ⅲ-0742	志田-2	飯能市	上長沢	志田	自然
11104-Ⅲ-0743	間野-13	飯能市	上直竹下分	間野	自然
11104-Ⅲ-0744	間野-14	飯能市	上直竹下分	間野	自然
11104-Ⅲ-0745	間野-15	飯能市	上直竹下分	間野	自然
11104-Ⅲ-0746	間野-16	飯能市	上直竹下分	間野	自然
11104-Ⅲ-0747	黒指-4	飯能市	上直竹上分	黒指	自然
11104-Ⅲ-0748	黒指-5	飯能市	上直竹上分	黒指	自然
11104-Ⅲ-0749	黒指-6	飯能市	上直竹上分	黒指	自然
11104-Ⅲ-0750	黒指-7	飯能市	上直竹上分	黒指	自然
11104-Ⅲ-0751	黒指-8	飯能市	上直竹上分	黒指	自然
11104-Ⅲ-0752	上畑-3	飯能市	上畑		自然
11104-Ⅲ-0753	上畑-4	飯能市	上畑		自然
11104-Ⅲ-0754	久林	飯能市	赤沢	久林	自然
11104-Ⅲ-0755	黒指-9	飯能市	赤沢	黒指	自然
11104-Ⅲ-0756	鹿戸-3	飯能市	赤沢	鹿戸	自然
11104-Ⅲ-0757	大河原-4	飯能市	大河原		自然
11104-Ⅲ-0758	大河原-5	飯能市	大河原		自然
11104-Ⅲ-0759	大河原-6	飯能市	大河原		自然
11104-Ⅲ-0760	中前下郷-1	飯能市	中前下郷		自然
11104-Ⅲ-0761	中藤下郷-2	飯能市	中藤下郷		自然
11104-Ⅲ-0762	樫久保-4	飯能市	中藤上郷	樫久保	自然
11104-Ⅲ-0763	樫久保-5	飯能市	中藤上郷	樫久保	自然
11104-Ⅲ-0764	中内-3	飯能市	中藤上郷	中内	自然
11104-Ⅲ-0765	中内-4	飯能市	中藤上郷	中内	自然
11104-Ⅲ-0766	中内-5	飯能市	中藤上郷	中内	自然
11104-Ⅲ-0767	八徳-4	飯能市	長沢	八徳	自然
11104-Ⅲ-0768	八徳-5	飯能市	長沢	八徳	自然
11104-Ⅲ-0769	唐竹-2	飯能市	唐竹		自然
11104-Ⅲ-0770	下中沢-3	飯能市	南	下中沢	自然
11104-Ⅲ-0771	下中沢-4	飯能市	南	下中沢	自然
11104-Ⅲ-0772	下中沢-7	飯能市	南	下中沢	自然
11104-Ⅲ-0773	山中-5	飯能市	南	山中	自然
11104-Ⅲ-0774	山中-6	飯能市	南	山中	自然
11104-Ⅲ-0775	上中沢-7	飯能市	南	上中沢	自然
11104-Ⅲ-0776	上中沢-8	飯能市	南	上中沢	自然
11104-Ⅲ-0777	上中沢-9	飯能市	南	上中沢	自然
11104-Ⅲ-0778	栃屋谷-4	飯能市	南	栃屋谷	自然
11104-Ⅲ-0779	栃屋谷-5	飯能市	南	栃屋谷	自然
11104-Ⅲ-0780	栃屋谷-6	飯能市	南	栃屋谷	自然
11104-Ⅲ-0781	下久通-4	飯能市	南川	下久通	自然
11104-Ⅲ-0782	下久通-5	飯能市	南川	下久通	自然
11104-Ⅲ-0783	下久通-6	飯能市	南川	下久通	自然
11104-Ⅲ-0784	花桐-6	飯能市	南川	花桐	自然
11104-Ⅲ-0785	花桐-7	飯能市	南川	花桐	自然
11104-Ⅲ-0786	花桐-8	飯能市	南川	花桐	自然
11104-Ⅲ-0787	上久通-7	飯能市	南川	上久通	自然
11104-Ⅲ-0788	白子-2	飯能市	白子		自然
11104-Ⅲ-0789	飯能-1	飯能市	飯能		自然
11104-Ⅲ-0790	飯能-2	飯能市	飯能		自然
11104-Ⅲ-0791	飯能-3	飯能市	飯能		自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11104-Ⅲ-0792	飯能-4	飯能市	飯能		自然
11104-Ⅲ-0793	飯能-5	飯能市	飯能		自然
11104-Ⅲ-0794	中組-8	飯能市	北川	中組	自然
11104-Ⅲ-0795	中組-9	飯能市	北川	中組	自然
11104-Ⅲ-0796	町屋敷-2	飯能市	北川	町屋敷	自然
11104-Ⅲ-0797	柏木-4	飯能市	北川	柏木	自然
11104-Ⅲ-0798	柏木-5	飯能市	北川	柏木	自然
11104-Ⅲ-0799	柏木-6	飯能市	北川	柏木	自然
11104-Ⅲ-0800	落合-6	飯能市	落合		自然
11104-Ⅲ-0801	落合-7	飯能市	落合		自然
11104-Ⅲ-0936	大宮-2	日高市	新堀	大宮	自然
11104-Ⅲ-0945	棚里	越生町	黒山	棚里	自然
11104-Ⅲ-0954	陣屋	越生町	小杉	陣屋	自然
11104-Ⅲ-0965	薬師入	越生町	津久根	薬師入	自然
11104-Ⅲ-0972	上原	越生町	龍ヶ谷	上原	自然
11104-Ⅲ-0998	下白岩-3	飯能市	上名栗	下白岩	自然
11104-Ⅲ-1002	小殿-2	飯能市	上名栗	小殿	自然
11104-Ⅲ-1019	正丸峠	飯能市	上名栗	正丸峠	自然
11104-Ⅲ-1027	上白岩	飯能市	上名栗	上白岩	自然
11104-Ⅲ-1031	名郷-1	飯能市	上名栗	名郷	自然
11104-Ⅲ-1052	寺竹-2	入間市	寺竹		自然
11104-Ⅲ-1064	阿須-4	飯能市	阿須		自然
11104-Ⅲ-1080	下直竹-2	飯能市	下直竹		自然
11104-Ⅲ-1101	妻沢-1	飯能市	原市場	妻沢	自然
11104-Ⅲ-1104	妻沢-10	飯能市	原市場	妻沢	自然
11104-Ⅲ-1124	下久通-1	飯能市	吾野	下久通	自然
11104-Ⅲ-1172	瀬尾-9	飯能市	長沢	瀬尾	自然
11104-Ⅲ-1188	黒指-2	飯能市	上直竹下分	黒指	自然
11104-Ⅲ-1235	瀬尾-6	飯能市	長沢	瀬尾	自然
11104-Ⅲ-1240	下中沢-5	飯能市	南	下中沢	自然
11104-Ⅲ-1249	上中沢-2	飯能市	南	上中沢	自然
11104-Ⅲ-1260	下久通-3	飯能市	南川	下久通	自然
11104-Ⅲ-1262	花桐-2	飯能市	南川	花桐	自然
11104-Ⅲ-1272	薪	飯能市	南川	薪	自然
11104-Ⅲ-1296	藤原-2	飯能市	北川	藤原	自然
11107-Ⅰ-0412	円良田	美里町	円良田	保入	自然
11107-Ⅰ-0413	寺山	本庄市	河内	寺山	自然
11107-Ⅰ-0415	生野	本庄市	児玉	上生野	自然
11107-Ⅰ-0416	下勝沢	本庄市	河内	下勝沢	自然
11107-Ⅰ-0417	平沢	本庄市	太駄	平沢	自然
11107-Ⅰ-0418	住居野	神川町	上阿久原	住居野	自然
11107-Ⅰ-0419	高牛	神川町	矢納	高牛	自然
11107-Ⅰ-0420	加古山	神川町	矢納	加古山	自然
11107-Ⅰ-0421	下鳥羽	神川町	矢納	下鳥羽	自然
11107-Ⅰ-0422	手津久	神川町	矢納	手津久	自然
11107-Ⅰ-0423	寺内	神川町	上阿久原	寺内	自然
11107-Ⅰ-0524	桜城	神川町	下阿久原	桜城	自然
11107-Ⅰ-0525	満所	神川町	矢納	満所	自然
11107-Ⅱ-0045	高柳-3	本庄市	高柳	高柳	自然
11107-Ⅱ-0051	間瀬-5	本庄市	小平	間瀬	自然
11107-Ⅱ-0066	小塚-2	本庄市	太駄	小塚	自然
11107-Ⅱ-0071	西南-3	本庄市	太駄	西南	自然
11107-Ⅱ-0102	渡瀬-5	神川町	渡瀬		自然
11107-Ⅱ-0105	金鑽-2	神川町	二の宮	金鑽	自然
11107-Ⅱ-0106	金鑽-3	神川町	二の宮	金鑽	自然
11107-Ⅱ-0123	上稲沢-1	本庄市	稲沢	上稲沢	自然
11107-Ⅱ-0127	阿久戸	本庄市	太駄	阿久戸	自然
11107-Ⅱ-0130	前山-3	美里町	関	前山	人工
11107-Ⅱ-0016	下稲沢-1	本庄市	稲沢	下稲沢	自然
11107-Ⅱ-0017	下稲沢-2	本庄市	稲沢	下稲沢	自然
11107-Ⅱ-0018	下稲沢-3	本庄市	稲沢	下稲沢	自然
11107-Ⅱ-0019	上稲沢	本庄市	稲沢	上稲沢	自然
11107-Ⅱ-0021	中稲沢-2	本庄市	稲沢	中稲沢	自然
11107-Ⅱ-0022	下谷戸-1	本庄市	河内	下谷戸	自然
11107-Ⅱ-0024	寺山-1	本庄市	河内	寺山	自然
11107-Ⅱ-0025	寺山-2	本庄市	河内	寺山	自然
11107-Ⅱ-0028	新屋敷	本庄市	河内	新屋敷	自然
11107-Ⅱ-0029	神子沢	本庄市	河内	神子沢	自然
11107-Ⅱ-0030	中川原-1	本庄市	河内	中川原	自然
11107-Ⅱ-0031	中川原-2	本庄市	河内	中川原	自然
11107-Ⅱ-0032	木戸-1	本庄市	河内	木戸	自然
11107-Ⅱ-0033	木戸-2	本庄市	河内	木戸	自然
11107-Ⅱ-0036	上元田-3	本庄市	元田	上元田	自然
11107-Ⅱ-0037	上元田-4	本庄市	元田	上元田	自然
11107-Ⅱ-0038	上元田-5	本庄市	元田	上元田	自然
11107-Ⅱ-0039	中元田-1	本庄市	元田	中元田	自然
11107-Ⅱ-0040	中元田-2	本庄市	元田	中元田	自然
11107-Ⅱ-0041	日陰-1	本庄市	元田	日陰	自然
11107-Ⅱ-0042	日陰-2	本庄市	元田	日陰	自然
11107-Ⅱ-0044	高柳-2	本庄市	高柳	高柳	自然
11107-Ⅱ-0049	間瀬-3	本庄市	小平	間瀬	自然
11107-Ⅱ-0050	間瀬-4	本庄市	小平	間瀬	自然
11107-Ⅱ-0052	間瀬-6	本庄市	小平	間瀬	自然
11107-Ⅱ-0054	黒石	本庄市	小平	間瀬	自然
11107-Ⅱ-0055	根岸-1	本庄市	小平	根岸	自然
11107-Ⅱ-0056	根岸-2	本庄市	小平	根岸	自然
11107-Ⅱ-0058	阿久戸-1	本庄市	太駄	阿久戸	自然
11107-Ⅱ-0059	阿久戸-2	本庄市	太駄	阿久戸	自然
11107-Ⅱ-0060	横畑-1	本庄市	太駄	横畑	自然
11107-Ⅱ-0061	横畑-2	本庄市	太駄	横畑	自然
11107-Ⅱ-0062	迎	本庄市	太駄	迎	自然
11107-Ⅱ-0064	寺平-2	本庄市	太駄	寺平	自然
11107-Ⅱ-0065	小塚-1	本庄市	太駄	小塚	自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11107-II-0067	小塚-3	本庄市	太駄	小塚	自然
11107-II-0068	小塚-4	本庄市	太駄	小塚	自然
11107-II-0070	西南-2	本庄市	太駄	西南	自然
11107-II-0074	西南-6	本庄市	太駄	西南	自然
11107-II-0075	太駄中	本庄市	太駄	太駄中	自然
11107-II-0076	沢戸	本庄市	太駄	沢戸	自然
11107-II-0077	殿谷戸-1	本庄市	太駄	殿谷戸	自然
11107-II-0078	殿谷戸-2	本庄市	太駄	殿谷戸	自然
11107-II-0079	殿谷戸-3	本庄市	太駄	殿谷戸	自然
11107-II-0080	殿谷戸-4	本庄市	太駄	殿谷戸	自然
11107-II-0082	殿谷戸-6	本庄市	太駄	殿谷戸	自然
11107-II-0084	平沢-1	本庄市	太駄	平沢	自然
11107-II-0089	山崎	本庄市	飯倉	山崎	自然
11107-II-0090	秩父瀬	神川町	下阿久原	秩父瀬	自然
11107-II-0092	平-2	神川町	下阿久原	平	自然
11107-II-0093	平-3	神川町	下阿久原	平	自然
11107-II-0094	寺内	神川町	上阿久原	寺内	自然
11107-II-0095	住居野	神川町	上阿久原	住居野	自然
11107-II-0096	本郷	神川町	新宿	本郷	自然
11107-II-0097	池田	神川町	池田		自然
11107-II-0098	渡瀬-1	神川町	渡瀬		自然
11107-II-0099	渡瀬-2	神川町	渡瀬		自然
11107-II-0100	渡瀬-3	神川町	渡瀬		自然
11107-II-0101	渡瀬-4	神川町	渡瀬		自然
11107-II-0104	金鎖-1	神川町	渡瀬	金鎖	自然
11107-II-0107	渡瀬	神川町	渡瀬		自然
11107-II-0109	宮本-2	神川町	矢納	宮本	自然
11107-II-0110	上鳥羽-1	神川町	矢納	上鳥羽	自然
11107-II-0111	上鳥羽-2	神川町	矢納	上鳥羽	自然
11107-II-0113	円良田23区	美里町	円良田	円良田23区	自然
11107-II-0114	関2区	美里町	関	関2区	自然
11107-II-0117	粉木-1	美里町	広木	粉木	自然
11107-II-0119	白石-1	美里町	白石	白石	自然
11107-II-0120	白石-2	美里町	白石	白石	自然
11107-II-0121	白石-3	美里町	白石	白石	自然
11107-II-0122	白石-4	美里町	白石	白石	自然
11107-II-0124	滝の前-5	本庄市	宮内	滝の前	自然
11107-II-0125	下町-3	本庄市	児玉	下町	自然
11107-II-0126	小平-2	本庄市	小平	小平	自然
11107-II-0128	大塚-2	本庄市	入浅見	大塚	自然
11107-II-0129	中元田-3	本庄市	元田	中元田	自然
11107-II-0131	粉木-2	美里町	広木	粉木	自然
11107-II-0132	湯本-2	美里町	白石	湯本	自然
11107-II-0133	阿那志南3区-4	美里町	阿那志	阿那志南3区	自然
11107-II-0134	小栗-2	美里町	猪俣	小栗	自然
11107-III-0013	上稲沢-1	本庄市	稲沢	上稲沢	自然
11107-III-0014	上稲沢-2	本庄市	稲沢	上稲沢	自然
11107-III-0015	大稲沢-1	本庄市	稲沢	大稲沢	自然
11107-III-0016	大稲沢-2	本庄市	稲沢	大稲沢	自然
11107-III-0017	大稲沢-3	本庄市	稲沢	大稲沢	自然
11107-III-0018	大稲沢-4	本庄市	稲沢	大稲沢	自然
11107-III-0020	下浅見	本庄市	下浅見	下浅見	自然
11107-III-0021	下谷戸	本庄市	河内	下谷戸	自然
11107-III-0022	寺山-1	本庄市	河内	寺山	自然
11107-III-0023	寺山-2	本庄市	河内	寺山	自然
11107-III-0024	神子沢	本庄市	河内	神子沢	自然
11107-III-0025	藤沢	本庄市	河内	藤沢	自然
11107-III-0026	宮内-1	本庄市	宮内	宮内	人工
11107-III-0028	滝の前-1	本庄市	宮内	滝の前	人工
11107-III-0029	滝の前-2	本庄市	宮内	滝の前	自然
11107-III-0030	滝の前-3	本庄市	宮内	滝の前	人工
11107-III-0031	滝の前-4	本庄市	宮内	滝の前	自然
11107-III-0033	上元田	本庄市	元田	上元田	人工
11107-III-0034	日影-1	本庄市	元田	日影	自然
11107-III-0036	下町-1	本庄市	児玉	下町	自然
11107-III-0037	下町-2	本庄市	児玉	下町	自然
11107-III-0039	秋山-1	本庄市	秋山	秋山	自然
11107-III-0040	秋山-2	本庄市	秋山	秋山	自然
11107-III-0041	秋山-3	本庄市	秋山	秋山	自然
11107-III-0042	秋山-4	本庄市	秋山	秋山	自然
11107-III-0044	秋山-6	本庄市	秋山	秋山	自然
11107-III-0045	小平-1	本庄市	小平	小平	自然
11107-III-0048	寺平	本庄市	太駄	寺平	人工
11107-III-0049	小塚-1	本庄市	太駄	小塚	自然
11107-III-0050	小塚-2	本庄市	太駄	小塚	自然
11107-III-0051	西南-1	本庄市	太駄	西南	自然
11107-III-0052	西南-2	本庄市	太駄	西南	自然
11107-III-0053	西南-3	本庄市	太駄	西南	自然
11107-III-0054	西南-4	本庄市	太駄	西南	自然
11107-III-0055	殿谷戸-1	本庄市	太駄	殿谷戸	自然
11107-III-0056	殿谷戸-2	本庄市	太駄	殿谷戸	自然
11107-III-0057	殿谷戸-3	本庄市	太駄	殿谷戸	自然
11107-III-0058	殿谷戸-4	本庄市	太駄	殿谷戸	自然
11107-III-0059	殿谷戸-5	本庄市	太駄	殿谷戸	自然
11107-III-0060	殿谷戸-6	本庄市	太駄	殿谷戸	自然
11107-III-0063	内出	本庄市	入浅見	内出	自然
11107-III-0064	山崎	本庄市	飯倉	山崎	自然
11107-III-0065	蛭川	本庄市	蛭川	蛭川	自然
11107-III-0066	新宿-1	神川町	新宿		自然
11107-III-0067	峰岸-1	神川町	新宿	峰岸	人工
11107-III-0068	峰岸-2	神川町	新宿	峰岸	人工
11107-III-0069	本郷-1	神川町	新宿	本郷	人工
11107-III-0070	本郷-2	神川町	新宿	本郷	自然

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工
		市町村名	大字	小字	
11107-Ⅲ-0071	本郷-3	神川町	新宿	本郷	自然
11107-Ⅲ-0072	本郷-4	神川町	新宿	本郷	人工
11107-Ⅲ-0073	渡瀬-1	神川町	渡瀬		自然
11107-Ⅲ-0074	渡瀬-2	神川町	渡瀬		自然
11107-Ⅲ-0076	本郷-2	神川町	渡瀬	本郷	自然
11107-Ⅲ-0077	阿那志	美里町	阿那志	阿那志	自然
11107-Ⅲ-0078	阿那志南3区-1	美里町	阿那志	阿那志南3区	自然
11107-Ⅲ-0080	阿那志南3区-3	美里町	阿那志	阿那志南3区	自然
11107-Ⅲ-0081	下児玉6区	美里町	下児玉	下児玉6区	自然
11107-Ⅲ-0082	甘粕14区	美里町	甘粕	甘粕14区	自然
11107-Ⅲ-0083	関2区	美里町	関	関2区	自然
11107-Ⅲ-0084	川輪	美里町	関	川輪	自然
11107-Ⅲ-0085	古郡13区	美里町	古郡	古郡13区	自然
11107-Ⅲ-0087	小栗	美里町	猪俣	小栗	自然
11107-Ⅲ-0088	南十条8区-1	美里町	南十条	南十条8区	自然
11107-Ⅲ-0089	南十条8区-2	美里町	南十条	南十条8区	自然
11107-Ⅲ-0090	湯本-1	美里町	白石	湯本	自然
11107-Ⅲ-0091	湯本-2	美里町	白石	湯本	自然
11107-Ⅲ-0092	湯本-3	美里町	白石	湯本	自然
11107-Ⅲ-0093	白石	美里町	白石	白石	人工
11107-Ⅲ-0094	上元田-2	本庄市	元田	上元田	自然
11107-Ⅲ-0095	高柳-4	本庄市	高柳	高柳	自然
11107-Ⅲ-0096	平沢-2	本庄市	太駄	平沢	自然
11107-Ⅲ-0097	下谷戸-2	本庄市	河内	下谷戸	自然
11107-Ⅲ-0946	下浅見-3	本庄市	大久保山	下浅見	自然
11107-Ⅲ-0947	下浅見-4	本庄市	大久保山	下浅見	人工
11107-Ⅲ-0948	下浅見-5	本庄市	大久保山	下浅見	自然

	区 域 名	所 在 地			指 定 面 積 (ha)	告 示 番 号	指 定 年 月 日
		郡・市	町・村	大字			
1	中津川	秩父市		中津川	1.13	467	S52. 4. 5
2	赤岩日影	秩父市		中津川	2.25	1393	S46.10.22
3	上中尾	秩父市		大滝	3.30	467	S52. 4. 5
4	寺井麻生	秩父市		大滝	13.81	467・ 1070	S52. 4. 5 H 3. 7. 30
5	落合	秩父市		大滝	1.30	467	S52. 4. 5
6	大輪	秩父市		大滝	1.80	467	S52. 4. 5
7	巣場	秩父市		大滝	3.90	57	S56. 1. 13
8	下大血川	秩父市		大滝	4.40	57	S56. 1. 13
9	下落合	秩父市		大滝	8.60	57	S56. 1. 13
10	中落合	秩父市		大滝	6.20	57	S56. 1. 13
11	大西	秩父郡	小鹿野町	小森	2.94	467	S52. 4. 5
12	西平	秩父郡	小鹿野町	薄	0.65	467	S52. 4. 5
13	桧河原	秩父郡	小鹿野町	般若	0.77	467	S52. 4. 5
14	坂本	秩父郡	小鹿野町	河原沢	1.42	467	S52. 4. 5
15	沢戸	秩父市		石間	8.06	467	S52. 4. 5
16	東	秩父市		石間	4.77	467	S52. 4. 5
17	若浜	秩父郡	皆野町	下日野沢	1.28	1393	S46.10.22
18	大宝	秩父郡	東秩父村	大内沢	0.75	467	S52. 4. 5
19	十郎	比企郡	鳩山町	石坂	0.47	1393	S46.10.22
20	宿	比企郡	ときがわ町	西平	0.30	1393	S46.10.22
21	下勝沢	本庄市		児玉町河内	0.95	1393	S46.10.22
22	平沢	本庄市		児玉町太駄	3.67	467・ 1329	S52. 4. 5 S53. 9. 8
23	円良田	児玉郡	美里町	円良田	2.19	467・ 418	S52. 4. 5 H 7. 3. 24
24	下鳥羽	児玉郡	神川町	矢納	6.97	1393・ 467 767	S46.10.22 S52. 4. 5 H27. 6. 30
25	六供玉淀	大里郡	寄居町	寄居	4.97	467	S52. 4. 5
26	関山	大里郡	寄居町	鉢形	2.41	467	S52. 4. 5
27	桜町1丁目	鳩ヶ谷市		里	0.78	467	S52. 4. 5
28	滝坂	秩父市		上野	0.45	1329	S53. 9. 8
29	井戸尻	秩父市		上野	0.61	1329	S53. 9. 8
30	赤谷	秩父郡	横瀬町	芦ヶ久保	2.98	1329	S53. 9. 8
31	棕宮	秩父市		下吉田	0.58	1329	S53. 9. 8
32	吉田小学校	秩父市		下吉田	2.70	1329	S53. 9. 8
33	兔田	秩父市		下吉田	1.02	1329	S53. 9. 8
34	大神楽	秩父郡	小鹿野町	薄	0.96	1329	S53. 9. 8
35	露梨子	大里郡	寄居町	露梨子・鉢形	0.85	1329 1553	S53. 9. 8 H18. 9. 5
36	下モ	比企郡	ときがわ町	大野	1.06	1329	S53. 9. 8
37	半場(上)	秩父郡	東秩父村	奥沢	0.83	1329	S53. 9. 8
38	半場(下)	秩父郡	東秩父村	奥沢	1.82	1329・ 1070	S53. 9. 8 H 3. 7. 30
39	和知場	秩父郡	東秩父村	坂本	0.67	1329	S53. 9. 8
40	八重蔵	秩父郡	東秩父村	皆谷	1.83	1329	S53. 9. 8
41	皆谷	秩父郡	東秩父村	皆谷	0.93	1329	S53. 9. 8
42	白石	秩父郡	東秩父村	白石	1.47	1329・ 405	S53. 9. 8 H 9. 3. 21
43	出原	秩父郡	小鹿野町	薄	0.59	1711	S58.12.16
44	中西	秩父郡	長瀨町	矢那瀬	4.45	1711	S58.12.16
45	二瀬	秩父市		大滝	1.69	1720	S59.12. 4
46	池原	秩父郡	小鹿野町	藤倉	2.29	9	S62. 1. 6
47	南町	飯能市		南町	0.49	452	H 1.11.14
48	坂本下	秩父郡	東秩父村	坂本	2.13	452	H 1.11.14
49	落合	秩父郡	東秩父村	坂本	1.18	732	H 2. 6. 15
50	川下	秩父郡	東秩父村	御堂	3.77	1070・ 280	H 3. 7. 30 H 8. 3. 1

	区 域 名	所 在 地			指 定 面 積 (ha)	告 示 番 号	指 定 年 月 日
		郡・市	町・村	大字			
51	布里	秩父市		下吉田	1.28	1070	H 3. 7. 30
52	中割	秩父市		石間	2.73	849	H 4. 6. 12
53	上沢池田	比企郡	鳩山町	石坂	2.06	849	H 4. 6. 12
54	坂本上	秩父郡	東秩父村	坂本	3.41	245	H 5. 2. 26
55	常木	大里郡	寄居町	寄居	0.84	245	H 5. 2. 26
56	根古屋	秩父郡	横瀬町	横瀬	0.09	245	H 5. 2. 26
57	小川日向	秩父市		上吉田	1.18	278	H 6. 3. 1
58	漆木	秩父市		石間	0.93	278	H 6. 3. 1
59	櫛平	秩父市		大滝	3.88	278	H 6. 3. 1
60	奥沢	秩父郡	東秩父村	奥沢	1.45	418	H 7. 3. 24
61	寺内	児玉郡	神川町	上阿久原	0.56	418	H 7. 3. 24
62	川寺	飯能市		川寺	1.27	280	H 8. 3. 1
63	井戸	秩父郡	東秩父村	大内沢	2.86	405	H 9. 3. 21
64	皆谷上	秩父郡	東秩父村	皆谷	0.69	405	H 9. 3. 21
65	鶉の木	狭山市		鶉の木	0.34	394	H10. 3. 20
66	鶉平	秩父市		大滝	1.16	1266	H11. 10. 1
67	根岸	狭山市		根岸	0.78	1064	H12. 7. 28
68	中双里	秩父市		中津川	0.97	1064	H12. 7. 28
69	熊木	秩父市		熊木町	4.84	1201	H12. 9. 8
70	巴	秩父市		下影森	0.61	1059	H13. 6. 26
71	妙音沢	新座市		栄一丁目	0.51	115	H14. 1. 25
72	小川日影	秩父市		小川日影	0.95	1337	H13. 8. 31
73	ナラヲ	秩父市		太田部	1.36	1337	H13. 8. 31
74	細入	比企郡	ときがわ町	西平	3.88	601	H15. 3. 18
75	川東	秩父郡	横瀬町	横瀬	0.34	602	H15. 3. 18
76	釜の上	秩父市		釜の上	0.46	1336	H15. 6. 17
77	上中尾諏訪森	秩父市		大滝	1.07	621	H17. 3. 22
78	小双里	秩父市		大滝	4.17	621	H17. 3. 22
79	寺岡	秩父郡	東秩父村	安戸	0.54	1422	H17. 7. 8
80	石上	秩父郡	小鹿野町	三山	0.56	398	H18. 3. 3
81	上町	秩父市		上町	0.25	411	H20. 3. 21
82	千鹿谷	秩父市		上吉田	1.20	473	H21. 3. 27
83	下大輪	秩父市		大滝	1.65	472	H21. 3. 27
84	上名栗西	飯能市		上名栗	0.43	137	H22. 2. 2
85	近戸町	秩父市		近戸町	0.45	268	H23. 3. 11
86	宮平	秩父市		大滝	0.81	386	H23. 3. 29
87	井戸上郷	秩父郡	長瀨町	井戸	3.26	1012	H24. 7. 20
88	上ノ原団地	狭山市		上広瀬	0.65	1586	H25. 11. 19
89	桜城	児玉郡	神川町	下阿久原	0.54	269	H27. 3. 20
90	近戸上	秩父市		近戸町	0.34	902	H28. 7. 8
91	下モ-2	比企郡	ときがわ町	大野	2.59	901	H29. 8. 14
92	川俣	秩父市		浦山	2.91	902	H29. 8. 14
93	櫛平	秩父市		大滝	1.23	740	R 2. 7. 3
94	宿	秩父郡	東秩父村	安戸	0.60	741	R 2. 7. 3
95	芦ヶ久保	秩父郡	横瀬町	芦ヶ久保	0.64	1189	R 2. 10. 20
				計	188.72		

(資料編Ⅱ-2-2-14) 地すべり危険箇所一覧 (国土交通省所管)

○は地すべり防止区域指定済箇所
()内は 〃 面積

整理番号	区域名	所在地 面積(ha)	人家 (戸)	公共的建物 施設の種類	防止施設		指定 年月日	備考
					工種	内容		
1	安立 やすたつ	秩父市久那 29.7	36	県道400m 市道1,000m				
2	別所 べっしょ	秩父市別所 37.2	13	県道400m 市道 900m				
3	広町 ひろまち	秩父郡皆野町三沢 16.9(20.2)	42	町道800m	排水工	水路工	57. 3.27	○
4	中の沢 なかのさわ	秩父郡皆野町三沢 39.7(33.4)	54	町道1,200m	排水工	水路工・ボーリング工 ・鋼管杭工・集水井	36. 8.26 38. 3. 8	○
5	美の山 みのやま	秩父郡皆野町三沢 18.1(19.1)	5	町道400m			36. 8.26	○
6	五十新田 いごにた	秩父郡皆野町三沢 20.0(13.1)	22	町道1,000m 小学校1	排水工	横ボーリング工 ・水路工	36. 8.26	○
7	金崎 かなさき	秩父郡皆野町金崎 21.9(25.1)	4	町道600m	排水工	横ボーリング工 ・半円水路工 暗渠水路工・集水井	34.10. 6	○
8	藤の木 ふじのき	秩父郡皆野町三沢 12.8	26	町道1,000m				○
9	日向 ひなた	秩父郡皆野町三沢 82.2(40.1)	15	林道 1,200m	排水工	横ボーリング工 ・水路工	34.10. 6	○
10	小室 こむろ	秩父郡小鹿野町日尾 15.0(7.7)	25	県道500m 町道 700m	排水工	水路工	50. 5.28	○
11	小川 おがわ	秩父市上吉田 9.7	12	県道400m 市道100m 公会堂1				○
12	桜ヶ谷 さくらがや	秩父郡皆野町野巻 50.6(47.8)	36	県道900m 町道1,400m	排水工	横ボーリング工	42.12.28	○
13	門平 かどだいら	秩父郡皆野町上日野沢 31.6(12.1)	11	県道1,200m 町道300m 公会堂1	排水工	横ボーリング工 ・水路工	38.10.12	○
14	重木 しげき	秩父郡皆野町下日野沢 25.3(8.8)	14	町道400m 公会堂1			36. 8.26	○
15	浦山 うらやま	秩父郡皆野町金沢 13.8(5.5)	14	町道800m 公会堂1	排水工	横ボーリング工 ・水路工	38.10.12	○
16	旭谷 あさひや	秩父郡皆野町金沢 18.1(14.0)	2	県道500m	排水工	横ボーリング工 ・水路工	36. 8.26	○
17	国神 くにがみ	秩父郡皆野町国神 13.8(7.7)	7	町道400m	排水工	水抜工	38.10.12	○
18	居用 いよう	秩父郡東秩父村大内沢 16.3	20	村道1,200m 集会所1				○
19	上の山 うえのやま	秩父郡東秩父村坂本 41.6(15.5)	29	村道1,600m 集会場1	排水工	横ボーリング工	38. 8.26	○
20	萩平 はぎたいら	秩父郡東秩父村松木平 13.8(7.6)	18	村道700m	床固工	蛇籠	36. 8.26	○
21	空堀 からぼり	比企郡ときがわ町大野 31.8(9.2)	6	村道1,100m 県道400m	排水工	水抜工・円水路工 ・管水路	34.10. 6	○
22	大野 おおの	比企郡ときがわ町大野 16.9	—	村道450m				○
23	奥畑 おくはた	比企郡ときがわ町西平 53.1	8	村道800m				○
24	西平 にしだいら	比企郡ときがわ町西平 12.2	2	県道450m				○
25	大野 おおの	比企郡ときがわ町大野 90.9(18.35)	87	県道1,100m 小学校1 林道2,500m 集会場1	排水工	横ボーリング工	H11. 3.23	○
26	小山 こやま	比企郡ときがわ町大附 18.8	16	小学校1 村道900m				○

整理 番号	区域名	所在地 面積(ha)	人家 (戸)	公共的建物 施設の種類	防 止 施 設		指 定 年月日	備 考
					工 種	内 容		
27	上 殿 かみどの	比企郡越生町上谷 9.4	14	町道760m				
28	上 殿 かみどの	比企郡越生町上谷 10.6	12	—				
29	沢 口 さわぐち	飯能市大字上名栗 13.1(7.4)	—	県道630m			40. 9. 7	
30	金 尾 かなお	大里郡寄居町金尾 19.1	27	町道800m				○
31	末 野 すえの	大里郡寄居町末野 10.0	5	保養所1 養護学校1				○
32	秋 山 あきやま	大里郡寄居町秋山 29.7	8	町道1,600m				
33	立 原 たてはら	大里郡寄居町立原 12.2	6	町道200m				
34	風 布 ふうぶ	大里郡寄居町風布 10.9	—	—				
35	下鳥羽 しもとば	児玉郡神川町矢納 11.9	20	公民館1 町道400m 県道800m				
36	本 泉 もといずみ	本庄市児玉町河内 13.1	—					
37	生野山 なまのやま	本庄市児玉町生野山 10.0(12.2)	0				48. 3. 8	
38	柳 沢 やなぎさわ	秩父郡東秩父村栗和田 35.6(23.4)	20	村道1,400m 集会場1	排水工		50. 5.28	
39	二 瀬 ふたせ	秩父市大滝 17.5	3	国道300m				
40	梁 場 やなば	秩父市太田部 20.9	3	市道450m				
41	和知場 わちば	秩父郡東秩父村大内沢 12.5	11	村道1,100m				
42	大 宝 たいほう	秩父郡東秩父村大内沢 14.0	15	村道1,500m				
43	白 石 しらいし	秩父郡東秩父村大内沢 15.3	5	村道650m				
44	西 平 にしだいら	比企郡ときがわ町雲河 原 25.3	14	町道900m 公会堂1				
45	綿 野 わたの	秩父郡東秩父村大内沢 6.2	—	—				
46	瀬 戸 せ と	比企郡ときがわ町大附 4.0	7	町道250m				
47	木 挽 きびき	児玉郡神川町矢納 11.9	—	—				
48	両 芝 りょうしば	児玉郡神川町矢納 12.5	—	県道400m				
49	梅ノ久保 うめのくぼ	入間郡越生町黒山 32.5	34	町道600m				
50	坂 本 さかもと	秩父郡東秩父村坂本 27.2	35	村道1,700m				
51	牧 場 ぼくじょう	秩父郡東秩父村皆谷 10.9	8	村道500m				
52	牧 場 ぼくじょう	秩父郡東秩父村皆谷 12.8	3	村道200m				
53	牧 場 ぼくじょう	秩父郡東秩父村皆谷 20.6	20	村道1,500m				
54	御 堂 み どう	秩父郡東秩父村松木平 20.3	11	村道1,200m				

整理 番号	区域名	所在地 面積(ha)	人家 (戸)	公共的建物 施設の種類	防 止 施 設		指 定 年月日	備 考
					工種	内 容		
55	御 堂 み どう	秩父郡東秩父村松木平 42.5	9	村道900m 村道700 m				
56	金 沢 かねざわ	秩父郡皆野町金沢 15.6	8	町道200m				
57	富 田 と み た	秩父郡小鹿野町藤倉 25.3	6	—				
58	長久保 ながくぼ	秩父郡小鹿野町日尾 16.3	3	町道350m				
59	殿谷戸 とのがやと	秩父郡小鹿野町藤倉 10.0	19	町道800m				
60	明ヶ平 みょうがだいら	秩父市上吉田 6.3	—	—				
61	沢 戸 さわど	秩父市石間 25.9	29	市道500m				
62	半 納 はんのう	秩父市石間 10.6	15	林道1,400m				
63	石 間 い さ ま	秩父市石間 15.9	12	—				
64	石 間 い さ ま	秩父市石間 16.3	4	—				
65	沢 口 さわぐち	秩父市石間 7.2	8	—				
66	石間戸 いしまど	秩父市上吉田 7.2	—	—				
67	千鹿谷 ちがや	秩父市上吉田 5.9	8	—				
68	千鹿谷 ちがや	秩父市上吉田 9.1	9	市道300m 集会場1				
69	室久保 むろくぼ	秩父市阿熊 28.1	25	市道800m 集会場1				
70	上日野沢 かみひのさわ	秩父郡皆野町上日野沢 39.4	36	町道400m 県道1,200 m				
71	上日野沢 かみひのさわ	秩父郡皆野町上日野沢 6.9	8	県道400m				
72	奈良尾 ならお	秩父郡皆野町上日野沢 6.9	4	林道600m				
73	奈良尾 ならお	秩父郡皆野町上日野沢 14.0	18					
74	大 前 おおまえ	秩父郡皆野町上日野沢 17.2	3	町道200m				
75	沢 辺 さわべ	秩父郡皆野町下日野沢 3.8	4	町道150m				
76	下日野沢 しもひのさわ	秩父郡皆野町下日野沢 9.3	4	—				
77	日 野 ひ の	秩父郡皆野町下日野沢 17.2	8	町道500m				
78	根 岸 ねぎし	秩父郡皆野町皆野 3.8	7	町道1,200m 文化財収蔵庫1				
79	上の平 うえのひら	秩父郡皆野町三沢 9.3	6	町道500m				
80	野上下郷 のみしもごう	秩父郡長瀨町野上下郷 17.2	2	—				
81	倉 掛 くらかけ	秩父郡横瀬町芦ヶ久保 47.8	49	町道1,200m				
整理 番号	区域名	所在地 面積(ha)	人家 (戸)	公共的建物 施設の種類	防 止 施 設		指 定 年月日	備 考
					工種	内 容		

82	二反沢 にたんざわ	秩父郡横瀬町二反沢 40.0	27	町道1,500m 公会堂 1			
83	久那 く な	秩父市寺尾 15.0	0	県道350m			
84	久那 く な	秩父市別所 71.9	83	県道2,300m 浄水場 1 市道1,000m			
85	久那 く な	秩父市久那 19.4	4	市道400m			
86	久那 く な	秩父市久那 31.2	17	市道1,400m			
87	寺井 てらい	秩父市大滝 52.5	45	市道650m 国道700 m			
88	矢納 やのう	児玉郡神川町矢納 28.8	20	町道1,400m 配水池 1			
89	矢納 やのう	児玉郡神川町矢納 18.4	7	町道800m			
90	矢納 やのう	児玉郡神川町矢納 19.4	8	町道1,400m			
91	住居野 すまいの	児玉郡神川町上阿久原 下阿久原 19.1(6.4)	18	町道600m 県道400m	排水 工	ボーリング工、 水路工	60. 3.27
92	平沢 たいらさわ	本庄市児玉町太駄 12.8	6	—			
93	寺山 てらやま	本庄市児玉町河内 15.6	9	市道500m			
94	稲沢 いなざわ	本庄市児玉町稲沢 11.9	5	市道700m			
95	下稲沢 しもいなざわ	本庄市児玉町稲沢 32.5	22	市道400m			
96	日影 ひかげ	本庄市児玉町元田 4.4	3	市道300m 水道施 設1			
97	塩沢 しおざわ	秩父郡小鹿野町薄 14.9(6.5)	12	町道300m	排水 工	排土工、押え盛土工、 法枠工	7. 7.24
98	根岸 ねぎし	秩父郡長瀨町矢那瀬 36.4	4	—			
99	赤木 あかぎ	比企郡小川町腰越 5.4	—	林道100m			
100	間野 まの	飯能市大字虎秀 9.3	8	市道750m			
101	東風影 ひがしふかげ	飯能市大字長沢 19.9	9	市道1,200m			
102	天王平 てんのうだいら	飯能市大字坂元 6.3	11	市道400m			
103	要害沢 ようがいさわ	飯能市大字阿須 9.6	9	児童館 体育館			
104	栗尾 くりお	秩父郡小鹿野町飯田 19.4		町道750m 保養施 設1			
105	岩殿沢 いわどのさわ	秩父郡小鹿野町飯田 15.5	3	町道1,000m			
106	風殿 かざどの	秩父郡小鹿野町伊豆沢 11.0	10	町道900m			
107	北 きた	秩父市太田部 10.8	6	県道700m			
108	久形大道上 ひさかただいどううえ	秩父市上吉田 13.9	16	県道450m 市道500 m 公民館1			
109	浦島 うらしま	秩父郡小鹿野町薄 20.9	5	町道1,300m 浄水場 1			
110	守岩 もりいわ	秩父市阿熊 21.8	5	県道420m			

(資料編Ⅱ-2-2-15) 地すべり危険地区一覧表

整理 番号	箇 所 名	位 置			面積 (ha)
		市町村	大字	字	
1	藤原	飯能市	北川	藤原	6.0
2	石倉	飯能市	赤沢	石倉	11.0
3	白岩白影	飯能市	上名栗	白岩白影	14.3
4	松木	飯能市	上名栗	松木	4.9
5	小沢	飯能市	下名栗	小沢	13.2
6	阿諏訪	毛呂山町	阿諏訪	こ	21.7
7	阿諏訪2	毛呂山町	阿諏訪	か	9.1
8	戸神	越生町	竜ヶ谷	戸神	12.5
9	岡崎外1	越生町	越生	岡崎外1	6.8
10	黒石	秩父市	久那	黒石	38.9
11	別所	秩父市	久那	別所	54.2
12	大久保	秩父市	久那	大久保	33.5
13	安立	秩父市	久那	安立	25.8
14	姥ヶ沢	秩父市	久那	折	12.3
15	坂本	秩父市	久那	坂本	38.1
16	滝の上	秩父市	久那	平仁田	18.2
17	下川	秩父市	黒谷	木毛	43.0
18	和銅沢	秩父市	黒谷	下山	34.9
19	笠山	秩父市	黒谷	笠山	30.0
20	栃谷入	秩父市	栃谷	栃谷入外	15.0
21	定峰	秩父市	定峰	下平外4	21.1
22	日向	秩父市	浦山	日向外4	15.0
23	山摺1	秩父市	浦山	山摺	5.1
24	山摺2	秩父市	浦山	山摺	14.0
25	冠岩沢	秩父市	浦山	冠岩	4.3
26	太田部	秩父市	吉田太田部	小指	9.4
27	女形	秩父市	上吉田	女形	6.7
28	宮戸	秩父市	上吉田	中島	13.3
29	児玉入	秩父市	上吉田	石間戸	3.4
30	森戸入	秩父市	吉田石間	沢戸	7.9
31	井上	秩父市	下吉田	井上	5.9
32	彦久保	秩父市	下吉田	彦久保	22.1
33	新志	秩父市	下吉田	新志	7.1
34	白砂岩	秩父市	久長	上郷	4.9
35	藤柴沢	秩父市	久長	藤芝	13.0
36	頼母沢	秩父市	久長	頼母沢	2.4
37	万場沢	秩父市	下吉田	万場沢	17.3
38	ヨッポ沢	秩父市	下吉田	ヨッポ沢	10.0
39	沼沢	秩父市	下吉田	布里	13.2
40	滝沢	秩父市	上吉田	千鹿谷	4.5
41	千鹿谷	秩父市	上吉田	千鹿谷	4.8
42	十々六木	秩父市	大滝	十々六木	40.2
43	大久保1	秩父市	大滝	大久保	10.7
44	大久保2	秩父市	大滝	大久保	7.7
45	小六井戸	秩父市	大滝	栃本	10.0
46	三峰1	秩父市	大滝	三峰	128.7
47	三峰2	秩父市	大滝	三峰	41.2
48	三峰3	秩父市	大滝	三峰	7.8
49	二瀬	秩父市	大滝	二瀬	15.7
50	三十場	秩父市	大滝	三十場	21.9
51	深井戸沢	秩父市	大滝	大達原	36.1
52	新山沢	秩父市	大滝	新山沢	22.9
53	大血川	秩父市	大滝	大血川	13.3
54	強石沢	秩父市	大滝	強石	20.7
55	上中尾	秩父市	大滝	上中尾	2.7
56	大堀沢	秩父市	荒川上田野	船川	26.4
57	苺米沢	横瀬町	苺米	五番	51.7
58	二反沢	横瀬町	戸ヶ久保	二反沢	27.4
59	倉掛沢	横瀬町	大畑	倉掛	10.1
60	川地	横瀬町	森下	中道	16.4
61	大畑	横瀬町	大畑	大畑	5.9
62	赤谷	横瀬町	赤谷	赤谷	6.2
63	風戸沢	皆野町	下日野沢	風戸	12.7
64	立沢1	皆野町	上日野沢	立沢	30.0
65	立沢2	皆野町	上日野沢	立沢	7.4
66	腰	皆野町	皆野	腰	7.7
67	滝の沢	皆野町	皆野	腰	25.0
68	淵の尾	皆野町	三沢	吉野平	27.5
69	吉野平	皆野町	三沢	吉野平	24.6
70	美山	皆野町	三沢	五十新田	28.4
71	上の平	皆野町	三沢	上の平	17.8
72	四万部山	皆野町	三沢	曾根坂	8.9
73	入山	皆野町	三沢	入山	57.6
74	峰	皆野町	三沢	峰外2	11.7
75	谷津	皆野町	三沢	谷津	6.4
76	小根	皆野町	三沢	小根	25.6
77	小根(東)	皆野町	三沢	小根	41.0
78	ヨシヶ沢	皆野町	三沢	高中	98.8
79	谷草沢	皆野町	下田野	曾和本	13.8
80	橋爪	皆野町	金沢	橋爪	5.1

整理 番号	箇 所 名	位 置			面積 (ha)
		市町村	大字	字	
81	植平沢	長瀬町	風布	植平	14.0
82	植平	長瀬町	風布	植平	25.0
83	森戸	小鹿野町	藤倉	矢久	5.7
84	大駄1	小鹿野町	藤倉	大駄	9.0
85	大駄2	小鹿野町	藤倉	大駄	12.7
86	大塚	小鹿野町	藤倉	森戸	36.1
87	中平	小鹿野町	藤倉	中平	4.3
88	長沢	小鹿野町	藤倉	長沢	4.2
89	長久保	小鹿野町	藤倉	新井	11.7
90	吉田川	小鹿野町	藤倉	池原日陰	3.4
91	藤倉	小鹿野町	藤倉	田端	4.7
92	森谷戸	小鹿野町	日尾	森谷戸	17.6
93	栗尾沢	小鹿野町	日尾	嶽ノ腰	10.0
94	河原	小鹿野町	河原沢	滝ノ沢	12.0
95	大指	小鹿野町	三山	大指	8.8
96	北の入沢	小鹿野町	伊豆沢	淵平	25.0
97	小判沢	小鹿野町	伊豆沢	小判沢	4.2
98	大谷	小鹿野町	両神薄	大谷	2.9
99	藤指	小鹿野町	両神薄	藤指	3.2
100	浦島沢	小鹿野町	両神薄	浦島沢	4.5
101	大久保	小鹿野町	両神薄	大久保	8.6
102	唐沢	小鹿野町	両神小森	煤川	8.4
103	煤川	小鹿野町	両神小森	煤川	10.9
104	栗山	小川町	腰越	栗山	5.0
105	古寺	小川町	上古寺	清水	6.0
106	岩ノ入	小川町	中爪	岩ノ入	0.2
107	雲河原	ときがわ町	雲河原	宮下	4.0
108	後野	ときがわ町	西平	後野	6.0
109	細入	ときがわ町	西平	細入	7.0
110	樺平	ときがわ町	樺平	清水	13.0
111	舟の沢	ときがわ町	大野	舟の沢	27.0
112	大附	ときがわ町	大附	大岩	8.0
113	居用	東秩父村	大内沢	居用	5.0
114	大宝	東秩父村	大内沢	大宝	3.0
115	上ノ貝戸	東秩父村	大内沢	上ノ貝戸	53.0
116	堂平	東秩父村	大内沢	堂平	5.0
117	和知場	東秩父村	大内沢	和知場	5.0
118	栗和田	東秩父村	坂本	栗和田	4.0
119	躑躅山	東秩父村	皆谷	躑躅山	5.0
120	中の田	東秩父村	皆谷	中の田	14.0
121	朝日根	東秩父村	皆谷	朝日根	34.0
122	八重蔵	東秩父村	皆谷	順礼堂	12.0
123	北畠	東秩父村	白石	北畠	7.0
124	奈田良	東秩父村	白石	奈田良	20.0
125	細山	東秩父村	白石	細山	4.0
126	槻川平	東秩父村	白石	槻川平	6.0
127	萩殿	東秩父村	白石	萩殿	5.0
128	八重蔵向	東秩父村	皆谷	八重蔵向	3.0
129	新田	東秩父村	皆谷	新田	6.0
130	柴	東秩父村	坂本	柴	37.0
131	猪鼻山	東秩父村	白石	猪鼻	7.0
132	安戸山	東秩父村	安戸	安戸山	3.0
133	茗荷沢	東秩父村	白石	茗荷沢	1.1
134	滝の前	本庄市	和尚山	和尚山	6.0
135	宇津木	本庄市	児玉町太駄	宇津木	13.0
136	平沢	本庄市	児玉町太駄	馬木入	3.0
137	宮本	神川町	矢納	宮本	4.0
138	高牛	神川町	矢内	高牛	8.0
139	浜の谷	神川町	矢納	松ノ平	2.0
140	嶽の山	神川町	矢納	嶽の山	8.0
141	宮本2	神川町	矢納	宮本	5.0
142	中組	寄居町	風布	中組	6.0
143	扇沢	寄居町	風布	扇沢	4.0
144	大山	寄居町	折原	大山	4.0
145	小坂	寄居町	秋山	小坂	3.0
146	三品	寄居町	三品	猪倉	17.0
147	小林	寄居町	金尾	小林	8.0
148	堂性	寄居町	風布	堂性	6.0
149	久々戸山	寄居町	折原	久々戸山	33.0
150	後山	寄居町	西ノ入	後山	1.0

(資料編Ⅱ-2-2-16) 地すべり防止区域一覧(国土交通省所管)

図面 番号	防 止 区域名	所 在 地	面積 (h a)	人家	指 定 年月日	防 止 施 設			備 考
						名 称	構 造	施 工 年 度	
1	空 堀	比企郡ときがわ町	9.16	4	34.10.6	排水工	水抜工 円水路工 管水路	昭和33~45	概 成
2	上の山	秩父郡東秩父村	15.48	19	36.8.26	〃	ボーリング工	昭和46~51	〃
3	萩 平	〃	7.61	6	36.8.26	床固工	蛇籠	昭和36~38	〃
4	金 崎	秩父郡皆野町	25.13	12	34.10.6	排水工 落差工 根止工	ボーリング工 半円水路工 暗渠水路工	昭和28~38 昭和54~	工事中
5	日 向	〃	40.14	20	34.10.6	排水工 落差工	ボーリング工 コンクリート工 水抜工、土止工	昭和36~46	概 成
6	旭 谷	〃	13.95	2	36.8.26	排水工 落差工	ボーリング工 半円管、集水桝 暗渠水路工	昭和35~46	〃
7	中 の 沢	〃	33.35	33	36.8.26 38.3.8	排水工	水路工 ボーリング工	昭和47~	工事中
8	五十新田	〃	13.12	34	36.8.26	〃	ボーリング工 半円水路工 暗渠水路工	昭和40~47	概 成
9	美 の 山	〃	19.08	8	36.8.26				未施工
10	重 木	〃	8.80	26	36.8.26				〃
11	浦 山	〃	5.48	19	38.10.12	排水工 落差工	水抜工 パイプ水路 ボーリング工	昭和28~29	概 成
12	門 平	〃	12.12	29	38.10.12	排水工	水抜工 水路工 集水桝	昭和29~30	未施工
13	国 神	〃	7.68	9	38.10.12	〃	水抜工	昭和41~45	概 成
14	沢 口	飯能市	7.39	—	40.9.7				未施工
15	桜ヶ谷	秩父郡皆野町	47.75	42	42.12.28	排水工	ボーリング工	昭和46~50 昭和63~	工事中
16	生野山	本庄市	12.15	39	48.3.8			昭和55~平2	概 成

図面 番号	防 止 区域名	所 在 地	面積 (h a)	人家	指 定 年月日	防 止 施 設			備 考
						名 称	構 造	施 工 年 度	
17	小 室	秩父郡小鹿野町	7.69	28	50. 5.28	排水工		昭和51～58	概 成
18	柳 沢	秩父郡東秩父村	23.40	23	50. 5.38	〃		昭和52～62	〃
19	広 町	秩父郡皆野町	20.17	46	57. 3.27	〃		昭和57～63	〃
20	住 居 野	児玉郡神川町	6.39	10	60. 3.27	〃	ボーリング工	昭和59～平4	〃
21	塩 沢	秩父郡小鹿野町	6.54	6	H7. 7.24	排土工 法粹工		平3～	概 成
22	下 モ	比企郡ときがわ 町	18.35	32	11. 3.23	排水工	ボーリング工	平10～	工事中
23	皆 野	秩父郡皆野町	2.52	7	20.12.16	〃		平19～	〃
		計	363.45	454					

(資料編Ⅱ-2-2-17) 地すべり防止区域一覧(農林水産省所管)

番号	防 止 区域名	所 在 地	面積 (h a)	人家 (戸)	公共的建物 施設の種類の	防 止 施 設		指定年月日	備 考
						工 種	内 容		
1	森戸の入	秩父市吉田石間	7.88	7	農道 100m			昭和37.10.11	未施工
2	万場沢	秩父市下吉田	17.32	8	道路 870m	谷止工 排水工	水暗 路渠	〃	概成
3	太田部	秩父市吉田太田部	9.38	20	道路 250m 農道 1,120m	谷止工 排水工	水暗 路渠	〃	〃
4	太 駄	秩父郡小鹿野町大字藤倉	12.74	58	町道 600m	谷止工 排水工	水暗 路渠	昭和35.9.27	〃
5	大 塚	秩父郡小鹿野町大字藤倉	36.09	10	—			昭和37.10.11	未施工
6	森 戸	秩父郡小鹿野町大字藤倉	5.73	4	農道 200m	谷止工 排水工	水暗 路渠	昭和35.9.27	概成
7	合 角	秩父郡小鹿野町大字日尾	17.55	29	農道 550m	谷止工 排水工	水暗 路渠	〃	〃
8	河 原	秩父郡小鹿野町大字河原沢	12.29	6	—	谷止工 排水工	水暗 路渠	昭和37.10.11	〃
9	滝の上	秩父市大字久那	18.19	11	道路 400m	床固工 排水工	水暗 路渠	昭和35.9.27	〃
10	定 峰	秩父市大字定峰	64.24	57	道路 4,784m	谷止工 排水工 杭打工	水暗 路渠	昭和37.10.11 平成4.8.5	〃
11	四万部山	秩父郡皆野町大字三沢	8.88	16	農道 1,600m	床固工 排水工 杭打工	水暗 路渠	昭和35.9.27	〃
12	淵の尾	秩父郡皆野町大字三沢	27.15	7	—	床固工 排水工 杭打工	水暗 路渠	〃	〃
13	小 根	秩父郡皆野町大字三沢	55.77	47	県道 1,130m 林道 500m 町道 4,090m	床固工 排水工	水暗 路渠	昭和60.4.25 昭和37.10.11	〃
14	峰	秩父郡皆野町大字三沢	11.68	16	—	谷止工 排水工	水暗 路渠	昭和37.10.11	〃
15	橋 爪	秩父郡皆野町大字金沢	5.14	5	—			〃	未施工
16	八重蔵	秩父郡東秩父村大字皆谷	9.71	11	農道 610m	床固工 谷止工 排水工	水暗 路渠	昭和35.9.27	概成
17	中の田	秩父郡東秩父村大字皆谷	9.71	25	農道 1,100m	谷止工 排水工	水暗 路渠	昭和37.10.11	〃
18	奈良田	秩父郡東秩父村大字白石	15.70	4	道路 270m	床固工 排水工	水 路	昭和35.9.27	〃
19	柵 平	比企郡ときがわ町大字柵平	10.66	31	農道 1,800m 神社 1	谷止工		〃	〃
20	白 岩	飯能市大字上名栗	9.13	14	—			昭和37.10.11	未施工

21	三品	大里郡寄居町大字三品	12.53	4	道路 400m	床固工 排水工 杭打工	水路渠	水暗	〃	概成
22	嶽の山	児玉郡神川町大字上阿久原	6.45	18	—	谷止工 排水工	水路渠	水暗	〃	〃
23	高牛	児玉郡神川町大字矢納	7.10	12	農道 2,200m	床固工 谷止工 護岸工 排水工	水路渠	水暗	〃	〃
24	上の貝戸	秩父郡東秩父村大字内沢	53.30	65	神社 林道 1,950m	排水工	水路渠	水暗	昭和52.6.6	〃
25	二瀬	秩父市大滝	15.68	3	林道 815m	排水工	暗渠	水暗	昭和53.5.13	〃
26	朝日根	秩父郡東秩父村大字皆谷	62.79	27	神社 林道 480m 農道 420m	谷止工 排水工 杭打工	水路渠	水暗	昭和54.4.25 平成9.2.21	〃
27	平沢	本庄市児玉町太駄	30.00	15	県道 60m 町道 840m	排水工 杭打工 谷止工	水路渠	水暗	昭和56.3.13	〃
28	風戸	秩父郡皆野町大字下日野沢	8.00	8	町道 960m 県道 350m 水路 720m	排水工	暗渠	水暗	昭和61.4.10	〃
29	栃本	秩父市大滝	36.40	25	国道 1,160m 林道 920m 村道 410m	谷止工			〃	〃
30	戸神	入間郡越生町大字竜ヶ谷	19.29	10	町道 929m	谷止工 排水工 杭打工	水路渠	水暗	平成3.5.8	〃
計			616.48	573						

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域 5225箇所	特別警戒区 域 4595箇所	土砂災害の 発生原因となる 自然現象の種類
1	H17.6.7	宮平沢	ときがわ町大字西平地内	○		土石流
2	H17.6.7	宮平沢右1	ときがわ町大字西平地内	○	○	土石流
3	H17.6.7	萩沢1	ときがわ町大字西平地内	○	○	土石流
4	H17.6.7	萩沢2	ときがわ町大字西平地内	○	○	土石流
5	H17.6.7	宮ノ下沢	ときがわ町大字西平地内	○	○	土石流
6	H17.12.9	岩井沢-1	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
7	H17.12.9	岩井沢-2	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
8	H17.12.9	岩井沢-3-2	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
9	H17.12.9	岩井沢-3-1	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
10	H17.12.9	藤原-1	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
11	H17.12.9	藤原-2	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
12	H17.12.9	町屋敷-1	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
13	H17.12.9	柏木-3	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
14	H17.12.9	柏木-1	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
15	H17.12.9	柏木-2-1	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
16	H17.12.9	柏木-2-2	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
17	H17.12.9	町屋敷-2	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
18	H17.12.9	柏木-4	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
19	H17.12.9	柏木-5-1	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
20	H17.12.9	柏木-5-2	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
21	H17.12.9	柏木-6	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
22	H17.12.9	正丸-4	飯能市大字坂元地内	○	○	急傾斜地の崩壊
23	H17.12.9	正丸-8	飯能市大字坂元地内	○	○	急傾斜地の崩壊
24	H17.12.9	刈場坂-2	飯能市大字坂元地内	○	○	急傾斜地の崩壊
25	H17.12.9	刈場坂-1	飯能市大字坂元地内	○	○	急傾斜地の崩壊
26	H17.12.9	正丸-7	飯能市大字坂元地内	○	○	急傾斜地の崩壊
27	H17.12.9	正丸-6	飯能市大字坂元地内	○	○	急傾斜地の崩壊
28	H17.12.9	正丸-5	飯能市大字坂元地内	○	○	急傾斜地の崩壊
29	H17.12.9	正丸-3	飯能市大字坂元地内	○	○	急傾斜地の崩壊
30	H17.12.9	正丸-1	飯能市大字坂元地内	○	○	急傾斜地の崩壊
31	H17.12.9	正丸-2	飯能市大字坂元地内	○	○	急傾斜地の崩壊
32	H17.12.9	狩場坂	飯能市大字坂元地内	○	○	急傾斜地の崩壊
33	H17.12.9	正丸-9	飯能市大字坂元地内	○	○	急傾斜地の崩壊
34	H17.12.9	藤原の谷(岩沢)	飯能市大字北川地内	○	○	土石流
35	H17.12.9	藤原の谷(二ノ岩沢)	飯能市大字北川地内	○	○	土石流
36	H17.12.9	藤原橋沢1号	飯能市大字北川地内	○		土石流
37	H17.12.9	藤原橋沢2号	飯能市大字北川地内	○	○	土石流
38	H17.12.9	岩井沢	飯能市大字北川地内	○	○	土石流
39	H17.12.9	落合川	飯能市大字北川地内	○	○	土石流
40	H17.12.9	柏木川	飯能市大字北川地内	○	○	土石流
41	H17.12.9	柏木川右3	飯能市大字北川地内	○	○	土石流
42	H17.12.9	柏木川右2	飯能市大字北川地内	○	○	土石流
43	H17.12.9	柏木川右1	飯能市大字北川地内	○	○	土石流
44	H17.12.9	柏木川	飯能市大字北川地内	○	○	土石流
45	H17.12.9	たつま谷	飯能市大字坂元地内	○	○	土石流
46	H17.12.9	峠沢	飯能市大字坂元地内	○	○	土石流
47	H17.12.9	入西沢	飯能市大字坂元地内	○	○	土石流
48	H18.3.22	渡瀬-5	児玉郡神川町大字渡瀬地内	○	○	急傾斜地の崩壊
49	H18.3.22	渡瀬-1	児玉郡神川町大字渡瀬地内	○	○	急傾斜地の崩壊
50	H18.3.22	渡瀬-2	児玉郡神川町大字渡瀬地内	○	○	急傾斜地の崩壊
51	H18.3.22	渡瀬-3	児玉郡神川町大字渡瀬地内	○	○	急傾斜地の崩壊
52	H18.3.22	渡瀬-4	児玉郡神川町大字渡瀬地内	○	○	急傾斜地の崩壊
53	H18.3.22	金鎖-1	児玉郡神川町大字渡瀬地内	○	○	急傾斜地の崩壊
54	H18.3.22	渡瀬	児玉郡神川町大字渡瀬地内	○	○	急傾斜地の崩壊
55	H18.3.22	新宿-1	児玉郡神川町大字渡瀬地内	○	○	急傾斜地の崩壊
56	H18.3.22	渡瀬-1	児玉郡神川町大字渡瀬地内	○	○	急傾斜地の崩壊
57	H18.3.22	渡瀬-2	児玉郡神川町大字渡瀬地内	○	○	急傾斜地の崩壊
58	H18.3.22	本郷-2	児玉郡神川町大字渡瀬地内	○	○	急傾斜地の崩壊
59	H18.3.22	大門川	児玉郡神川町大字渡瀬地内	○		土石流
60	H18.3.22	大門沢南	児玉郡神川町大字渡瀬地内	○	○	土石流
61	H18.3.22	渡瀬北沢	児玉郡神川町大字渡瀬地内	○		土石流

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	4595箇所	
62	H18.3.22	渡瀬南沢	児玉郡神川町大字渡瀬地内	○	○	土石流
63	H18.3.22	稲荷の沢	児玉郡神川町大字渡瀬地内	○	○	土石流
64	H18.3.22	中沢	秩父郡東秩父村大字白石地内	○	○	土石流
65	H18.3.22	笠山沢	秩父郡東秩父村大字白石地内	○	○	土石流
66	H18.3.22	石神向	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
67	H18.3.22	下白岩-1	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
68	H18.3.22	下白岩-2-1	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
69	H18.3.22	下白岩-2-2	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
70	H18.3.22	蟬指	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
71	H18.3.22	名郷-2	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
72	H18.3.22	名郷-3-1	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
73	H18.3.22	名郷-3-2	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
74	H18.3.22	松木-1	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
75	H18.3.22	松木-2	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
76	H18.3.22	下白岩-3	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
77	H18.3.22	上白岩	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
78	H18.3.22	名郷-1	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
79	H18.3.22	湯ノ沢	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
80	H18.3.22	八ヶ原-1-1	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
81	H18.3.22	八ヶ原-1-2	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
82	H18.3.22	正丸峠	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
83	H18.3.22	谷入	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
84	H18.3.22	中組-7	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
85	H18.3.22	中組-1	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
86	H18.3.22	中組-8	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
87	H18.3.22	中組-5	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
88	H18.3.22	中組-6	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
89	H18.3.22	中組-4	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
90	H18.3.22	中組-9	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
91	H18.3.22	中組-2	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
92	H18.3.22	中組-3	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
93	H18.3.22	間野-10	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
94	H18.3.22	北川	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
95	H18.3.22	間野-8	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
96	H18.3.22	間野-9	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
97	H18.3.22	間野-11	飯能市大字北川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
98	H18.3.22	高畑	飯能市大字高山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
99	H18.3.22	蕨入	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
100	H18.3.22	井戸入沢	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
101	H18.3.22	入沢左1	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
102	H18.3.22	三沢	飯能市大字北川地内	○	○	土石流
103	H18.3.22	中組川	飯能市大字北川地内	○	○	土石流
104	H18.3.22	加久木川	飯能市大字北川地内	○	○	土石流
105	H18.3.22	蔵柱南沢	飯能市大字北川地内	○	○	土石流
106	H18.3.22	白山神社沢2号	飯能市大字北川地内	○	○	土石流
107	H18.3.22	白山神社沢3号	飯能市大字北川地内	○	○	土石流
108	H18.3.22	八木平向沢	飯能市大字北川地内	○	○	土石流
109	H18.3.22	矢納瀬川	飯能市大字北川地内	○	○	土石流
110	H18.3.22	白山神社沢1号	飯能市大字北川地内	○	○	土石流
111	H18.3.22	高畑川	飯能市大字北川地内	○	○	土石流
112	H18.3.22	高畑川右6	飯能市大字北川地内	○	○	土石流
113	H18.3.22	東間川	飯能市大字北川地内	○	○	土石流
114	H18.3.22	東間川左1	飯能市大字北川地内	○	○	土石流
115	H18.3.22	白山神社沢4号	飯能市大字北川地内	○	○	土石流
116	H18.3.22	安屈沢	飯能市大字北川地内	○	○	土石流
117	H18.3.22	鶴平2-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
118	H18.3.22	鶴平2-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
119	H18.3.22	鶴平2-3	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
120	H18.3.22	三十場-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
121	H18.3.22	三十場-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
122	H18.3.22	三十場-3	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域 5225箇所	特別警戒区 域 4595箇所	土砂災害の 発生原因となる 自然現象の種類
123	H18.3.22	三十場-4	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
124	H18.3.22	三十榎-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
125	H18.3.22	三十榎-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
126	H18.3.22	大落合1-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
127	H18.3.22	大落合1-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
128	H18.3.22	神岡1-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
129	H18.3.22	神岡1-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
130	H18.3.22	岡本-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
131	H18.3.22	岡本-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
132	H18.3.22	落合2-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
133	H18.3.22	落合2-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
134	H18.3.22	神岡2-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
135	H18.3.22	神岡2-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
136	H18.3.22	間の沢	秩父市大滝地内	○	○	土石流
137	H18.3.22	庵の沢2	秩父市大滝地内	○	○	土石流
138	H18.3.22	万治沢	秩父市大滝地内	○	○	土石流
139	H18.3.22	庵の沢	秩父市大滝地内	○	○	土石流
140	H18.3.22	境沢2	秩父市大滝地内	○	○	土石流
141	H18.3.22	境沢	秩父市大滝地内	○	○	土石流
142	H18.3.22	西の沢	秩父市大滝地内	○	○	土石流
143	H18.3.22	赤谷日影1	秩父市中津川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
144	H18.3.22	大輪1-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
145	H18.3.22	大輪1-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
146	H18.3.22	大達原	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
147	H18.3.22	大血川1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
148	H18.3.22	強石1-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
149	H18.3.22	強石1-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
150	H18.3.22	強石2-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
151	H18.3.22	強石2-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
152	H18.3.22	強石2-3	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
153	H18.3.22	強石2-4	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
154	H18.3.22	強石2-5	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
155	H18.3.22	強石2-6	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
156	H18.3.22	強石2-7	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
157	H18.3.22	強石2-8	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
158	H18.3.22	強石2-9	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
159	H18.3.22	強石3	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
160	H18.3.22	大輪2-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
161	H18.3.22	巢場-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
162	H18.3.22	大血川4	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
163	H18.3.22	大血川2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
164	H18.3.22	大血川3	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
165	H18.3.22	強石沢	秩父市大滝地内	○	○	土石流
166	H18.6.30	坂元-1-1	飯能市大字坂元地内	○	○	急傾斜地の崩壊
167	H18.6.30	坂元-1-2	飯能市大字坂元地内	○	○	急傾斜地の崩壊
168	H18.6.30	芦ノ沢	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
169	H18.6.30	大蔵山-1	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
170	H18.6.30	大蔵山-2	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
171	H18.6.30	大蔵山-3	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
172	H18.6.30	大蔵山-4	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
173	H18.6.30	大蔵山-5	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
174	H18.6.30	岡房-1	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
175	H18.6.30	岡房-2	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
176	H18.6.30	高指川	飯能市大字坂元地内	○	○	土石流
177	H18.6.30	新井沢1号	飯能市大字南川地内	○	○	土石流
178	H18.6.30	新井沢2号	飯能市大字南川地内	○	○	土石流
179	H18.6.30	大蔵山川(柵木沢)	飯能市大字坂元地内	○	○	土石流
180	H18.6.30	大蔵山沢1	飯能市大字南川地内	○	○	土石流
181	H18.6.30	大蔵山沢2	飯能市大字南川地内	○	○	土石流
182	H18.6.30	大蔵山沢支溪	飯能市大字南川地内	○	○	土石流
183	H18.6.30	大蔵山川(芦沢)	飯能市大字坂元地内	○	○	土石流
184	H18.6.30	中丸川	飯能市大字坂元地内	○	○	土石流
185	H18.6.30	上長岡川	飯能市大字南川地内	○	○	土石流
186	H18.6.30	滝ノ入	飯能市大字南川地内	○	○	土石流
187	H18.6.30	岡房川1号	飯能市大字南川地内	○	○	土石流
188	H18.12.26	下勝沢	本庄市児玉町河内地内	○	○	急傾斜地の崩壊
189	H18.12.26	新屋敷	本庄市児玉町河内地内	○	○	急傾斜地の崩壊
190	H18.12.26	間瀬-5	本庄市児玉町小平地内	○	○	急傾斜地の崩壊
191	H18.12.26	間瀬-6	本庄市児玉町小平地内	○	○	急傾斜地の崩壊
192	H18.12.26	勝沢	本庄市児玉町河内地内	○	○	土石流

(資料編Ⅱ-2-2-18)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

令和2年12月末現在

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
193	H18.12.26	勝沢左1	本庄市児玉町河内地区内	○	○	土石流
194	H18.12.26	勝沢左2	本庄市児玉町河内地区内	○	○	土石流
195	H18.12.26	浅間沢	本庄市児玉町元田地区内	○	○	土石流
196	H18.12.26	浅間沢右1	本庄市児玉町元田地区内	○	○	土石流
197	H18.12.26	大平沢	本庄市児玉町太駄地区内	○	○	土石流
198	H18.12.26	御厨川	本庄市児玉町飯倉地区内	○	○	土石流
199	H18.12.26	御厨川左1	本庄市児玉町飯倉地区内	○	○	土石流
200	H18.12.26	女堀川	本庄市児玉町宮内地区内	○	○	土石流
201	H18.12.26	女堀川右2	本庄市児玉町宮内地区内	○	○	土石流
202	H18.12.26	女堀川右1	本庄市児玉町宮内地区内	○	○	土石流
203	H18.12.26	金鑽-2	児玉郡神川町二ノ宮地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
204	H18.12.26	金鑽-3	児玉郡神川町二ノ宮地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
205	H18.12.26	本郷	児玉郡神川町新宿地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
206	H18.12.26	池田	児玉郡神川町池田地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
207	H18.12.26	峰岸-1	児玉郡神川町新宿地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
208	H18.12.26	峰岸-2	児玉郡神川町新宿地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
209	H18.12.26	本郷-1	児玉郡神川町新宿地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
210	H18.12.26	本郷-2	児玉郡神川町新宿地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
211	H18.12.26	本郷-3	児玉郡神川町新宿地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
212	H18.12.26	本郷-3-2	児玉郡神川町新宿地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
213	H18.12.26	本郷-4	児玉郡神川町新宿地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
214	H18.12.26	金鑽沢	児玉郡神川町二ノ宮地区内	○	○	土石流
215	H18.12.26	山王沢	児玉郡神川町新宿地区内	○	○	土石流
216	H18.12.26	不動沢	児玉郡神川町新宿地区内	○	○	土石流
217	H18.12.26	金鑽川支溪	児玉郡神川町二ノ宮地区内	○	○	土石流
218	H18.12.26	上の町	大里郡寄居町大字鉢形地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
219	H18.12.26	関山	大里郡寄居町大字鉢形地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
220	H18.12.26	富田沢1	大里郡寄居町大字牟礼地区内	○	○	土石流
221	H18.12.26	富田沢1左1	大里郡寄居町大字富田、牟礼地区内	○	○	土石流
222	H18.12.26	富田沢1左2	大里郡寄居町大字富田、牟礼地区内	○	○	土石流
223	H18.12.26	富田沢1左3	大里郡寄居町大字富田地区内	○	○	土石流
224	H19.3.30	太梅	入間郡越生町大字小杉地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
225	H19.3.30	月影	入間郡越生町大字小杉地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
226	H19.3.30	陣屋	入間郡越生町大字小杉地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
227	H19.3.30	うつ木久保-1	入間郡越生町大字小杉地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
228	H19.3.30	山中-2	入間郡越生町大字小杉地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
229	H19.3.30	山中-1	入間郡越生町大字小杉地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
230	H19.3.30	清水-2	入間郡越生町大字小杉地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
231	H19.3.30	日影-3	入間郡越生町大字小杉地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
232	H19.3.30	向谷	入間郡越生町大字小杉地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
233	H19.3.30	蓬来-1	入間郡越生町大字小杉地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
234	H19.3.30	芝山	入間郡越生町大字小杉地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
235	H19.3.30	宮ノ前	入間郡越生町大字大満地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
236	H19.3.30	西-2	入間郡越生町大字大満地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
237	H19.3.30	堀込	入間郡越生町大字大満地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
238	H19.3.30	髭海道沢	入間郡越生町大字小杉地区内	○	○	土石流
239	H19.3.30	八峰沢	入間郡越生町大字小杉地区内	○	○	土石流
240	H19.3.30	神ノ座沢	入間郡越生町大字小杉地区内	○	○	土石流
241	H19.3.30	小杉	入間郡越生町大字小杉地区内	○	○	土石流
242	H19.3.30	芹ヶ沢-1	入間郡越生町大字小杉地区内	○	○	土石流
243	H19.3.30	芹ヶ沢-2	入間郡越生町大字小杉地区内	○	○	土石流
244	H19.3.30	富沢	入間郡越生町大字大満地区内	○	○	土石流
245	H19.3.30	川俣1-1	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
246	H19.3.30	川俣1-2	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
247	H19.3.30	川俣1-3	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
248	H19.3.30	毛附1-1	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
249	H19.3.30	毛附1-2	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
250	H19.3.30	金倉1-1	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
251	H19.3.30	金倉1-2	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
252	H19.3.30	金倉1-3	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
253	H19.3.30	日向1-1	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
254	H19.3.30	日向1-2	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
255	H19.3.30	日向1-3	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
256	H19.3.30	日向1-4	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
257	H19.3.30	日向1-5	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
258	H19.3.30	大谷1	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
259	H19.3.30	武士平-1	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
260	H19.3.30	武士平-2	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
261	H19.3.30	細久保2-1	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
262	H19.3.30	細久保2-2	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
263	H19.3.30	川俣2	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
264	H19.3.30	山摺4	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
265	H19.3.30	山摺5	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
266	H19.3.30	栗山1	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
267	H19.3.30	栗山2	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
268	H19.3.30	細久保3	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
269	H19.3.30	細久保4	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
270	H19.3.30	細久保5-1	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
271	H19.3.30	細久保5-2	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
272	H19.3.30	川俣3	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
273	H19.3.30	川俣5	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
274	H19.3.30	茶平2	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
275	H19.3.30	山摺6	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
276	H19.3.30	金倉2-1	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
277	H19.3.30	金倉2-2	秩父市浦山地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
278	H19.3.30	浦山1	秩父市浦山地区内	○	○	土石流
279	H19.3.30	浦山2	秩父市浦山地区内	○	○	土石流
280	H19.3.30	清水沢	秩父市浦山地区内	○	○	土石流
281	H19.3.30	定峰1-1	秩父市定峰地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
282	H19.3.30	定峰1-2	秩父市定峰地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
283	H19.3.30	定峰1-3	秩父市定峰地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
284	H19.3.30	定峰2	秩父市定峰地区内	○	○	急傾斜地の崩壊
285	H19.3.30	定峰3-1	秩父市定峰地区内	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
286	H19.3.30	定峰3-2	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
287	H19.3.30	定峰3-3	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
288	H19.3.30	定峰3-4	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
289	H19.3.30	定峰4	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
290	H19.3.30	定峰6	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
291	H19.3.30	定峰7	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
292	H19.3.30	定峰5	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
293	H19.3.30	定峰8	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
294	H19.3.30	定峰11-1	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
295	H19.3.30	定峰11-2	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
296	H19.3.30	定峰11-3	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
297	H19.3.30	定峰10-1	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
298	H19.3.30	定峰10-2	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
299	H19.3.30	定峰10-3	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
300	H19.3.30	上郷2	秩父市定峰地内	○	○	土石流
301	H19.3.30	上郷3	秩父市定峰地内	○	○	土石流
302	H19.3.30	定峰	秩父市定峰地内	○	○	土石流
303	H19.3.30	上倉1	秩父市三峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
304	H19.3.30	大木-1	秩父市三峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
305	H19.3.30	大木-2	秩父市三峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
306	H19.3.30	大木-3	秩父市三峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
307	H19.3.30	大木-4	秩父市三峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
308	H19.3.30	猫下	秩父市三峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
309	H19.3.30	吉ヶ谷	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
310	H19.3.30	三峰	秩父市三峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
311	H19.3.30	中双里2	秩父市中津川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
312	H19.3.30	川又3	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
313	H19.3.30	上中尾3	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
314	H19.3.30	寺井麻生2-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
315	H19.3.30	寺井麻生2-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
316	H19.3.30	麻生1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
317	H19.3.30	麻生2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
318	H19.3.30	二瀬	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
319	H19.3.30	麻生3	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
320	H19.3.30	大滝大久保-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
321	H19.3.30	大滝大久保-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
322	H19.3.30	大滝大久保-3	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
323	H19.3.30	小西	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
324	H19.3.30	栃本3	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
325	H19.3.30	川又1-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
326	H19.3.30	川又1-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
327	H19.3.30	川又1-3	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
328	H19.3.30	牛房平-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
329	H19.3.30	牛房平-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
330	H19.3.30	栃本1-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
331	H19.3.30	栃本1-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
332	H19.3.30	栃本1-3	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
333	H19.3.30	栃本2-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
334	H19.3.30	栃本2-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
335	H19.3.30	栃本2-3	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
336	H19.3.30	栃本2-4	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
337	H19.3.30	栃本2-5	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
338	H19.3.30	栃本2-6	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
339	H19.3.30	栃本2-7	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
340	H19.3.30	川又2-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
341	H19.3.30	川又2-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
342	H19.3.30	川又4-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
343	H19.3.30	川又4-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
344	H19.3.30	栃本4-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
345	H19.3.30	栃本4-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
346	H19.12.25	住居野-1	児玉郡神川町大字上阿久原地内	○	○	急傾斜地の崩壊
347	H19.12.25	住居野-2	児玉郡神川町大字上阿久原地内	○	○	急傾斜地の崩壊
348	H19.12.25	住居野-3	児玉郡神川町大字上阿久原地内	○	○	急傾斜地の崩壊
349	H19.12.25	高牛	児玉郡神川町大字矢納地内	○	○	急傾斜地の崩壊
350	H19.12.25	加古山	児玉郡神川町大字矢納地内	○	○	急傾斜地の崩壊
351	H19.12.25	下鳥羽-1	児玉郡神川町大字矢納地内	○	○	急傾斜地の崩壊
352	H19.12.25	下鳥羽-2	児玉郡神川町大字矢納地内	○	○	急傾斜地の崩壊
353	H19.12.25	手津久	児玉郡神川町大字矢納地内	○	○	急傾斜地の崩壊
354	H19.12.25	寺内	児玉郡神川町大字上阿久原地内	○	○	急傾斜地の崩壊
355	H19.12.25	桜城-1	児玉郡神川町大字下阿久原地内	○	○	急傾斜地の崩壊
356	H19.12.25	桜城-2	児玉郡神川町大字下阿久原地内	○	○	急傾斜地の崩壊
357	H19.12.25	満所-1	児玉郡神川町大字矢納地内	○	○	急傾斜地の崩壊
358	H19.12.25	満所-2	児玉郡神川町大字矢納地内	○	○	急傾斜地の崩壊
359	H19.12.25	秩父瀬	児玉郡神川町大字上阿久原地内	○	○	急傾斜地の崩壊
360	H19.12.25	平-2	児玉郡神川町大字下阿久原地内	○	○	急傾斜地の崩壊
361	H19.12.25	平-3	児玉郡神川町大字下阿久原地内	○	○	急傾斜地の崩壊
362	H19.12.25	寺内	児玉郡神川町大字上阿久原地内	○	○	急傾斜地の崩壊
363	H19.12.25	住居野-1	児玉郡神川町大字上阿久原地内	○	○	急傾斜地の崩壊
364	H19.12.25	住居野-2	児玉郡神川町大字上阿久原地内	○	○	急傾斜地の崩壊
365	H19.12.25	宮本-2	児玉郡神川町大字矢納地内	○	○	急傾斜地の崩壊
366	H19.12.25	上鳥羽-1	児玉郡神川町大字矢納地内	○	○	急傾斜地の崩壊
367	H19.12.25	上鳥羽-2	児玉郡神川町大字矢納地内	○	○	急傾斜地の崩壊
368	H19.12.25	幹沢川	児玉郡神川町大字下阿久原地内	○	○	土石流
369	H19.12.25	幹沢川1	児玉郡神川町大字下阿久原地内	○	○	土石流
370	H19.12.25	幹沢川右1	児玉郡神川町大字下阿久原地内	○	○	土石流
371	H19.12.25	幹沢川右2	児玉郡神川町大字下阿久原地内	○	○	土石流
372	H19.12.25	幹沢川右3	児玉郡神川町大字下阿久原地内	○	○	土石流
373	H19.12.25	坊沢	児玉郡神川町大字下阿久原地内	○	○	土石流
374	H19.12.25	坊沢1	児玉郡神川町大字下阿久原地内	○	○	土石流
375	H19.12.25	小倉沢	児玉郡神川町大字下阿久原地内	○	○	土石流
376	H19.12.25	小倉沢1	児玉郡神川町大字下阿久原地内	○	○	土石流
377	H19.12.25	中沢	児玉郡神川町大字上阿久原地内	○	○	土石流
378	H19.12.25	高牛川支漢	児玉郡神川町大字矢納地内	○	○	土石流

(資料編Ⅱ-2-2-18)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

令和2年12月末現在

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
379	H19.12.25	加古山沢	児玉郡神川町大字矢納地内	○	○	土石流
380	H19.12.25	鳥羽沢	児玉郡神川町大字矢納地内	○	○	土石流
381	H19.12.25	桜木沢北	児玉郡神川町大字下阿久原地内	○	○	土石流
382	H19.12.25	桜木沢南	児玉郡神川町大字下阿久原地内	○	○	土石流
383	H19.12.25	池尻沢	児玉郡神川町大字下阿久原地内	○	○	土石流
384	H19.12.25	池尻沢1	児玉郡神川町大字下阿久原地内	○	○	土石流
385	H19.12.25	池尻沢右1	児玉郡神川町大字下阿久原地内	○	○	土石流
386	H19.12.25	鳥羽沢支溪1	児玉郡神川町大字矢納地内	○	○	土石流
387	H19.12.25	鳥羽沢支溪2	児玉郡神川町大字矢納地内	○	○	土石流
388	H19.12.25	浜の谷沢	児玉郡神川町大字矢納地内	○	○	土石流
389	H19.12.25	高牛川	児玉郡神川町大字矢納地内	○	○	土石流
390	H19.12.25	高牛川支溪西	児玉郡神川町大字矢納地内	○	○	土石流
391	H19.12.25	高牛川支溪北	児玉郡神川町大字矢納地内	○	○	土石流
392	H19.12.25	下宇那室川	児玉郡神川町大字矢納地内	○	○	土石流
393	H19.12.25	下鳥羽川	児玉郡神川町大字矢納地内	○	○	土石流
394	H20.3.28	石戸宿一丁目	北本市石戸宿一丁目地内	○	○	急傾斜地の崩壊
395	H20.3.28	越上-1	越生町大字黒山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
396	H20.3.28	越上-2	入間郡越生町大字黒山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
397	H20.3.28	坂尻	入間郡越生町大字黒山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
398	H20.3.28	阪本	入間郡越生町大字黒山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
399	H20.3.28	上荒井-1	入間郡越生町大字黒山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
400	H20.3.28	上荒井-2	入間郡越生町大字黒山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
401	H20.3.28	西ノ入-1	入間郡越生町大字黒山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
402	H20.3.28	西ノ久保	入間郡越生町大字黒山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
403	H20.3.28	梅ノ久保	入間郡越生町大字黒山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
404	H20.3.28	東	入間郡越生町大字黒山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
405	H20.3.28	棚里	入間郡越生町大字黒山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
406	H20.3.28	西山	入間郡越生町大字黒山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
407	H20.3.28	荒井川	入間郡越生町大字黒山地内	○	○	土石流
408	H20.3.28	荒井川左支溪	入間郡越生町大字黒山地内	○	○	土石流
409	H20.3.28	三滝川	入間郡越生町大字黒山地内	○	○	土石流
410	H20.3.28	天狗滝沢	入間郡越生町大字黒山地内	○	○	土石流
411	H20.3.28	清水沢	入間郡越生町大字黒山地内	○	○	土石流
412	H20.3.28	中曽根沢	入間郡越生町大字黒山地内	○	○	土石流
413	H20.3.28	高取川右支溪1	入間郡越生町大字越生地内	○	○	土石流
414	H20.3.28	高取川右支溪2	入間郡越生町大字越生地内	○	○	土石流
415	H20.3.28	高取川右支溪3	入間郡越生町大字越生地内	○	○	土石流
416	H20.3.28	高取川	入間郡越生町大字越生地内	○	○	土石流
417	H20.3.28	高取川左支溪	入間郡越生町大字越生地内	○	○	土石流
418	H20.3.28	黒岩	入間郡越生町大字黒岩地内	○	○	土石流
419	H20.3.28	つつじ公園沢	入間郡越生町大字黒岩地内	○	○	土石流
420	H20.3.28	南沢	入間郡越生町大字黒岩地内	○	○	土石流
421	H20.4.11	三山大指1	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
422	H20.4.11	三ヶ原1	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
423	H20.4.11	石上1-1	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
424	H20.4.11	石上1-2	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
425	H20.4.11	石上3-1	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
426	H20.4.11	石上3-2	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
427	H20.4.11	重平	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
428	H20.4.11	間日影	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
429	H20.4.11	納宮	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
430	H20.4.11	三ヶ原3	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
431	H20.4.11	桃木平	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
432	H20.4.11	三山大指2	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
433	H20.4.11	法師落人	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
434	H20.4.11	日向沢	秩父郡小鹿野町大字河原沢内	○	○	土石流
435	H20.4.11	東沢	秩父郡小鹿野町大字河原沢内	○	○	土石流
436	H20.4.11	滝の沢	秩父郡小鹿野町大字河原沢内	○	○	土石流
437	H20.4.11	石上沢	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	土石流
438	H20.4.11	稲荷沢	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	土石流
439	H20.4.11	納宮沢	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	土石流
440	H20.4.11	白岩沢	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	土石流
441	H20.4.11	河原沢日向1	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
442	H20.4.11	日影	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
443	H20.4.11	大諸	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
444	H20.4.11	河原沢小金平	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
445	H20.4.11	尾ノ内1	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
446	H20.4.11	魚尾道1	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
447	H20.4.11	橋詰1-1	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
448	H20.4.11	橋詰1-2	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
449	H20.4.11	橋詰2-1	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
450	H20.4.11	橋詰2-2	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
451	H20.4.11	坂本1	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
452	H20.4.11	坂本2	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
453	H20.4.11	坂本3	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
454	H20.4.11	太田淵1	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
455	H20.4.11	太田淵2	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
456	H20.4.11	太田淵3	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
457	H20.4.11	魚尾道2	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
458	H20.4.11	上日向	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
459	H20.4.11	河原沢日向2	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
460	H20.4.11	林	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
461	H20.4.11	魚尾道4	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
462	H20.4.11	坂本4	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
463	H20.4.11	魚尾道3	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
464	H20.4.11	魚尾道沢	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	土石流
465	H20.4.11	魚尾道沢右2	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	土石流
466	H20.4.11	魚尾道沢右1	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	土石流
467	H20.4.11	日の沢	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	土石流
468	H20.4.11	大諸沢	秩父郡小鹿野町大字河原沢地内	○	○	土石流
469	H20.4.11	木毛1	秩父市黒谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
470	H20.4.11	木毛2	秩父市黒谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
471	H20.4.11	柳田1	秩父市黒谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警戒区域		土砂災害の 発生原因となる 自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒 区 域 4595箇所	
472	H20.4.11	破風屋1	秩父市黒谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
473	H20.4.11	破風屋2	秩父市黒谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
474	H20.4.11	木毛4	秩父市黒谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
475	H20.4.11	木毛3	秩父市黒谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
476	H20.4.11	木毛5	秩父市黒谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
477	H20.4.11	柳田2	秩父市黒谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
478	H20.4.11	下山1	秩父市黒谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
479	H20.4.11	下山2	秩父市黒谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
480	H20.4.11	柳田3	秩父市黒谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
481	H20.4.11	大畑沢	秩父市黒谷地内	○	○	土石流
482	H20.4.11	文珠堂沢1	秩父市黒谷地内	○	○	土石流
483	H20.4.11	文珠堂沢2	秩父市黒谷地内	○	○	土石流
484	H20.4.11	硫黄沢	秩父市黒谷地内	○	○	土石流
485	H20.4.11	下田沢	秩父市黒谷地内	○	○	土石流
486	H20.4.11	木毛	秩父市黒谷地内	○	○	土石流
487	H20.4.11	和銅沢川	秩父市黒谷地内	○	○	土石流
488	H20.4.11	久那大久保1-1	秩父市久那地内	○	○	急傾斜地の崩壊
489	H20.4.11	久那大久保1-2	秩父市久那地内	○	○	急傾斜地の崩壊
490	H20.4.11	久那大久保2-1	秩父市久那地内	○	○	急傾斜地の崩壊
491	H20.4.11	久那大久保2-2	秩父市久那地内	○	○	急傾斜地の崩壊
492	H20.4.11	久那大久保2-3	秩父市久那地内	○	○	急傾斜地の崩壊
493	H20.4.11	久那大久保2-4	秩父市久那地内	○	○	急傾斜地の崩壊
494	H20.4.11	久那大久保2-5	秩父市久那地内	○	○	急傾斜地の崩壊
495	H20.4.11	久那大久保2-6	秩父市久那地内	○	○	急傾斜地の崩壊
496	H20.4.11	平仁田1-1	秩父市久那地内	○	○	急傾斜地の崩壊
497	H20.4.11	平仁田1-2	秩父市久那地内	○	○	急傾斜地の崩壊
498	H20.4.11	下久那1	秩父市久那地内	○	○	急傾斜地の崩壊
499	H20.4.11	下久那2	秩父市久那地内	○	○	急傾斜地の崩壊
500	H20.4.11	久那坂本	秩父市久那地内	○	○	急傾斜地の崩壊
501	H20.4.11	野々上1	秩父市久那地内	○	○	土石流
502	H20.4.11	野々上2	秩父市久那地内	○	○	土石流
503	H20.4.11	野々上3	秩父市久那地内	○	○	土石流
504	H20.4.11	滝川1	秩父市久那地内	○	○	土石流
505	H20.4.11	坂本1	秩父市久那地内	○	○	土石流
506	H20.4.11	栃の木沢	秩父市久那地内	○	○	土石流
507	H20.4.11	落合沢	秩父市久那地内	○	○	土石流
508	H20.4.11	滝川2	秩父市久那地内	○	○	土石流
509	H20.4.11	平仁田1	秩父市久那地内	○	○	土石流
510	H20.4.11	平仁田2	秩父市久那地内	○	○	土石流
511	H20.4.11	坂本2	秩父市久那地内	○	○	土石流
512	H20.4.11	姥ヶ沢	秩父市久那地内	○	○	土石流
513	H20.4.11	所ノ沢	秩父市久那地内	○	○	土石流
514	H20.4.11	五百沢	秩父市久那地内	○	○	土石流
515	H20.4.11	茶平3	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
516	H20.4.11	浦山大神楽3	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
517	H20.4.11	栗山3-1	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
518	H20.4.11	栗山3-2	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
519	H20.4.11	栗山3-3	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
520	H20.4.11	冠岩2	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
521	H20.4.11	山廻2-1	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
522	H20.4.11	山廻2-2	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
523	H20.4.11	山廻2-3	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
524	H20.4.11	山廻2-4	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
525	H20.4.11	川俣8	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
526	H20.4.11	川俣9	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
527	H20.4.11	唐沢	秩父市浦山地内	○	○	土石流
528	H20.4.11	茶平川	秩父市浦山地内	○	○	土石流
529	H20.4.11	細久保	秩父市浦山地内	○	○	土石流
530	H20.4.11	沢の入	秩父市浦山地内	○	○	土石流
531	H20.4.11	栗山	秩父市浦山地内	○	○	土石流
532	H20.4.11	野々上4	秩父市久那地内	○	○	土石流
533	H20.4.11	龍間沢	秩父市久那地内	○	○	土石流
534	H20.4.11	坂本3	秩父市久那地内	○	○	土石流
535	H20.4.11	上町-1	秩父市上町地内	○	○	急傾斜地の崩壊
536	H20.4.11	大指1	秩父市荒川鬻川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
537	H20.4.11	向原-1	秩父市荒川鬻川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
538	H20.4.11	向原-2	秩父市荒川鬻川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
539	H20.4.11	町分1-1	秩父市荒川鬻川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
540	H20.4.11	町分1-2	秩父市荒川鬻川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
541	H20.4.11	町分1-3	秩父市荒川鬻川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
542	H20.4.11	沢戸1	秩父市荒川白久地内	○	○	急傾斜地の崩壊
543	H20.4.11	猪鼻1	秩父市荒川白久地内	○	○	急傾斜地の崩壊
544	H20.4.11	猪鼻3	秩父市荒川白久地内	○	○	急傾斜地の崩壊
545	H20.4.11	沢戸2	秩父市荒川白久地内	○	○	急傾斜地の崩壊
546	H20.4.11	東ノ前1-1	秩父市荒川白久地内	○	○	急傾斜地の崩壊
547	H20.4.11	東ノ前1-2	秩父市荒川白久地内	○	○	急傾斜地の崩壊
548	H20.4.11	猪鼻2-1	秩父市荒川白久地内	○	○	急傾斜地の崩壊
549	H20.4.11	猪鼻2-2	秩父市荒川白久地内	○	○	急傾斜地の崩壊
550	H20.4.11	猪鼻2-3	秩父市荒川白久地内	○	○	急傾斜地の崩壊
551	H20.4.11	東ノ前2-1	秩父市荒川白久地内	○	○	急傾斜地の崩壊
552	H20.4.11	東ノ前2-2	秩父市荒川白久地内	○	○	急傾斜地の崩壊
553	H20.4.11	柿平1	秩父市荒川鬻川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
554	H20.4.11	古池1	秩父市荒川鬻川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
555	H20.4.11	大指2	秩父市荒川鬻川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
556	H20.4.11	町分2	秩父市荒川鬻川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
557	H20.4.11	橋湯沢	秩父市荒川鬻川地内	○	○	土石流
558	H20.4.11	権田沢1	秩父市荒川鬻川地内	○	○	土石流
559	H20.4.11	横手沢	秩父市荒川白久地内	○	○	土石流
560	H20.4.11	上の沢	秩父市荒川白久地内	○	○	土石流
561	H20.4.11	下夏地1-1	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
562	H20.4.11	下夏地1-2	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
563	H20.4.11	三柵1	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
564	H20.4.11	とふ山1-1	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
565	H20.4.11	とふ山1-2	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
566	H20.4.11	ワタシ山	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
567	H20.4.11	つらはら堀1	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
568	H20.4.11	赤子ノ葉	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
569	H20.4.11	女形3-1	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
570	H20.4.11	女形3-2	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
571	H20.4.11	三船	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
572	H20.4.11	とふ山2	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
573	H20.4.11	三柵2-1	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
574	H20.4.11	三柵2-2	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
575	H20.4.11	つらはら堀2	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
576	H20.4.11	向堂2	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
577	H20.4.11	下夏地2-1	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
578	H20.4.11	下夏地2-2	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
579	H20.4.11	女形1	秩父市上吉田地内	○	○	土石流
580	H20.4.11	向堂1	秩父市上吉田地内	○	○	土石流
581	H20.4.11	イデ沢向	秩父市上吉田地内	○	○	土石流
582	H20.4.11	三柵3	秩父市上吉田地内	○	○	土石流
583	H20.4.11	峯の沢	秩父市上吉田地内	○	○	土石流
584	H20.4.11	女形2	秩父市上吉田地内	○	○	土石流
585	H20.4.11	半納1-1	秩父市吉田石間地内	○	○	急傾斜地の崩壊
586	H20.4.11	半納1-2	秩父市吉田石間地内	○	○	急傾斜地の崩壊
587	H20.4.11	半納2-1	秩父市吉田石間地内	○	○	急傾斜地の崩壊
588	H20.4.11	半納2-2	秩父市吉田石間地内	○	○	急傾斜地の崩壊
589	H20.4.11	半納2-3	秩父市吉田石間地内	○	○	急傾斜地の崩壊
590	H20.4.11	北1-1	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
591	H20.4.11	北1-2	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
592	H20.4.11	北1-3	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
593	H20.4.11	相見1-1	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
594	H20.4.11	相見1-2	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
595	H20.4.11	相見1-3	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
596	H20.4.11	小川	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
597	H20.4.11	三社3-1	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
598	H20.4.11	三社3-2	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
599	H20.4.11	三社3-3	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
600	H20.4.11	三社3-4	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
601	H20.4.11	三社2	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
602	H20.4.11	半納3	秩父市吉田石間地内	○	○	急傾斜地の崩壊
603	H20.4.11	半納4	秩父市吉田石間地内	○	○	急傾斜地の崩壊
604	H20.4.11	クボタ2-1	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
605	H20.4.11	クボタ2-2	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
606	H20.4.11	クボタ2-3	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
607	H20.4.11	北2-1	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
608	H20.4.11	北2-2	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
609	H20.4.11	北2-3	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
610	H20.4.11	北2-4	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
611	H20.4.11	北2-5	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
612	H20.4.11	北2-6	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
613	H20.4.11	クボタ3-1	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
614	H20.4.11	クボタ3-2	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
615	H20.4.11	クボタ3-3	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
616	H20.4.11	クボタ1-1	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
617	H20.4.11	クボタ1-2	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
618	H20.4.11	相見2	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
619	H20.4.11	築場-1	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
620	H20.4.11	築場-2	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
621	H20.4.11	築場-3	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
622	H20.4.11	築場-4	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
623	H20.4.11	築場-5	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
624	H20.4.11	築場-6	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
625	H20.4.11	築場-7	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
626	H20.4.11	外桶沢	秩父市上吉田地内	○	○	土石流
627	H20.4.11	井戸沢	秩父市上吉田地内	○	○	土石流
628	H20.5.30	赤木沢	比企郡小川町大字腰越地内	○	○	土石流
629	H20.5.30	館2号沢	比企郡小川町大字腰越地内	○	○	土石流
630	H20.5.30	赤木沢(支)	比企郡小川町大字腰越地内	○	○	土石流
631	H20.5.30	館沢	比企郡小川町大字腰越地内	○	○	土石流
632	H20.5.30	館3号沢1	比企郡小川町大字腰越地内	○	○	土石流
633	H20.5.30	館3号沢2	比企郡小川町大字腰越地内	○	○	土石流
634	H20.5.30	矢崎沢	比企郡小川町大字腰越地内	○	○	土石流
635	H20.5.30	壁ヶ谷戸向-1	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
636	H20.5.30	壁ヶ谷戸向-2	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
637	H20.5.30	畑井-1	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
638	H20.5.30	畑井-2	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
639	H20.5.30	花桐-1	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
640	H20.5.30	花桐-2	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
641	H20.5.30	花桐-3	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
642	H20.5.30	花桐-4	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
643	H20.5.30	花桐-5	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
644	H20.5.30	花桐-6	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
645	H20.5.30	花桐-7	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
646	H20.5.30	花桐-8	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
647	H20.5.30	櫛平-1	飯能市大字吾野地内	○	○	急傾斜地の崩壊
648	H20.5.30	櫛平-2	飯能市大字吾野地内	○	○	急傾斜地の崩壊
649	H20.5.30	櫛平-3	飯能市大字吾野地内	○	○	急傾斜地の崩壊
650	H20.5.30	西-1	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
651	H20.5.30	本陣沢	飯能市大字吾野地内	○	○	急傾斜地の崩壊
652	H20.5.30	下久通-4	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
653	H20.5.30	下久通-5	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
654	H20.5.30	下久通-6	飯能市大字吾野地内	○	○	急傾斜地の崩壊
655	H20.5.30	下久通-1	飯能市大字吾野地内	○	○	急傾斜地の崩壊
656	H20.5.30	下久通-2	飯能市大字吾野地内	○	○	急傾斜地の崩壊
657	H20.5.30	下久通-3	飯能市大字吾野地内	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の 発生原因となる 自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒 区 域 4595箇所	
658	H20.5.30	山崎-2	飯能市大字吾野地内	○	○	急傾斜地の崩壊
659	H20.5.30	花桐川	飯能市大字南川地内	○	○	土石流
660	H20.5.30	花桐川(大多比良川)	飯能市大字南川地内	○	○	土石流
661	H20.5.30	権現川	飯能市大字南川地内	○	○	土石流
662	H20.5.30	南川沢	飯能市大字南川地内	○	○	土石流
663	H20.5.30	赤越川	飯能市大字南川地内	○	○	土石流
664	H20.5.30	赤越川左1	飯能市大字南川地内	○	○	土石流
665	H20.5.30	赤越川右1	飯能市大字南川地内	○	○	土石流
666	H20.10.24	志田-1	飯能市大字上長沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
667	H20.10.24	上久通-1	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
668	H20.10.24	上久通-2	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
669	H20.10.24	上久通-3	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
670	H20.10.24	上久通-4	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
671	H20.10.24	上久通-5	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
672	H20.10.24	上久通-6	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
673	H20.10.24	上久通-7	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
674	H20.10.24	薪	飯能市大字南川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
675	H20.10.24	久通川-1	飯能市大字南川地内	○	○	土石流
676	H20.10.24	久通川-2	飯能市大字南川地内	○	○	土石流
677	H20.10.24	久通川-3	飯能市大字南川地内	○	○	土石流
678	H20.10.24	日向平沢	飯能市大字南川地内	○	○	土石流
679	H20.10.24	志田川	飯能市大字上長沢地内	○	○	土石流
680	H20.10.24	町田平東川	飯能市大字南川地内	○	○	土石流
681	H20.10.24	大桜川	飯能市大字南川地内	○	○	土石流
682	H20.10.24	大比良沢	飯能市大字南川地内	○	○	土石流
683	H20.10.24	所畑沢	飯能市大字南川地内	○	○	土石流
684	H20.10.24	高山川	飯能市大字上長沢地内	○	○	土石流
685	H20.10.24	大窪北沢	飯能市大字上長沢地内	○	○	土石流
686	H20.10.24	大窪南沢	飯能市大字上長沢地内	○	○	土石流
687	H20.12.24	西南-3	本庄市児玉町太駄地内	○	○	急傾斜地の崩壊
688	H20.12.24	平沢-1	本庄市児玉町太駄地内	○	○	急傾斜地の崩壊
689	H20.12.24	平沢-2	本庄市児玉町太駄地内	○	○	急傾斜地の崩壊
690	H20.12.24	横畑-1	本庄市児玉町太駄地内	○	○	急傾斜地の崩壊
691	H20.12.24	横畑-2	本庄市児玉町太駄地内	○	○	急傾斜地の崩壊
692	H20.12.24	西南-2	本庄市児玉町太駄地内	○	○	急傾斜地の崩壊
693	H20.12.24	西南-6	本庄市児玉町太駄地内	○	○	急傾斜地の崩壊
694	H20.12.24	平沢-1-1	本庄市児玉町太駄地内	○	○	急傾斜地の崩壊
695	H20.12.24	平沢-1-2	本庄市児玉町太駄地内	○	○	急傾斜地の崩壊
696	H20.12.24	西南-1	本庄市児玉町太駄地内	○	○	急傾斜地の崩壊
697	H20.12.24	西南-2	本庄市児玉町太駄地内	○	○	急傾斜地の崩壊
698	H20.12.24	西南-3	本庄市児玉町太駄地内	○	○	急傾斜地の崩壊
699	H20.12.24	西南-4	本庄市児玉町太駄地内	○	○	急傾斜地の崩壊
700	H20.12.24	平沢-2	本庄市児玉町太駄地内	○	○	急傾斜地の崩壊
701	H20.12.24	阿久戸	本庄市児玉町太駄地内	○	○	急傾斜地の崩壊
702	H20.12.24	阿久戸-1	本庄市児玉町太駄地内	○	○	急傾斜地の崩壊
703	H20.12.24	阿久戸-2	本庄市児玉町太駄地内	○	○	急傾斜地の崩壊
704	H20.12.24	寺平-2-1	本庄市児玉町太駄地内	○	○	急傾斜地の崩壊
705	H20.12.24	寺平-2-2	本庄市児玉町太駄地内	○	○	急傾斜地の崩壊
706	H20.12.24	殿谷戸-1	本庄市児玉町太駄地内	○	○	急傾斜地の崩壊
707	H20.12.24	殿谷戸-2	本庄市児玉町太駄地内	○	○	急傾斜地の崩壊
708	H20.12.24	殿谷戸-3	本庄市児玉町太駄地内	○	○	急傾斜地の崩壊
709	H20.12.24	殿谷戸-4	本庄市児玉町太駄地内	○	○	急傾斜地の崩壊
710	H20.12.24	殿谷戸-6	本庄市児玉町太駄地内	○	○	急傾斜地の崩壊
711	H20.12.24	寺平	本庄市児玉町太駄地内	○	○	急傾斜地の崩壊
712	H20.12.24	殿谷戸-1	本庄市児玉町太駄地内	○	○	急傾斜地の崩壊
713	H20.12.24	殿谷戸-4	本庄市児玉町太駄地内	○	○	急傾斜地の崩壊
714	H20.12.24	殿谷戸-5	本庄市児玉町太駄地内	○	○	急傾斜地の崩壊
715	H20.12.24	殿谷戸-6	本庄市児玉町太駄地内	○	○	急傾斜地の崩壊
716	H20.12.24	西南沢	本庄市児玉町太駄地内	○	○	土石流
717	H20.12.24	横畑川	本庄市児玉町太駄地内	○	○	土石流
718	H20.12.24	平沢川下流	本庄市児玉町太駄地内	○	○	土石流
719	H20.12.24	平沢川支渠1号	本庄市児玉町太駄地内	○	○	土石流
720	H20.12.24	平沢川支渠2号	本庄市児玉町太駄地内	○	○	土石流
721	H20.12.24	平沢川支渠3号	本庄市児玉町太駄地内	○	○	土石流
722	H20.12.24	平沢川支渠4号	本庄市児玉町太駄地内	○	○	土石流
723	H20.12.24	千ヶ谷沢南	本庄市児玉町太駄地内	○	○	土石流
724	H20.12.24	千ヶ谷沢	本庄市児玉町太駄地内	○	○	土石流
725	H20.12.24	殿谷戸沢1号	本庄市児玉町太駄地内	○	○	土石流
726	H20.12.24	殿谷戸沢2号	本庄市児玉町太駄地内	○	○	土石流
727	H20.12.24	殿谷戸沢南	本庄市児玉町太駄地内	○	○	土石流
728	H20.12.24	殿谷戸沢北	本庄市児玉町太駄地内	○	○	土石流
729	H21.3.6	前山-3-1	児玉郡美里町大字関地内	○	○	急傾斜地の崩壊
730	H21.3.6	前山-3-2	児玉郡美里町大字関地内	○	○	急傾斜地の崩壊
731	H21.3.6	阿那志南3区-4	児玉郡美里町大字古郡地内	○	○	急傾斜地の崩壊
732	H21.3.6	小栗-2	児玉郡美里町大字猪俣地内	○	○	急傾斜地の崩壊
733	H21.3.6	阿那志	児玉郡美里町大字甘粕地内	○	○	急傾斜地の崩壊
734	H21.3.6	阿那志南3区-3-1	児玉郡美里町大字阿那志地内	○	○	急傾斜地の崩壊
735	H21.3.6	阿那志南3区-3-2	児玉郡美里町大字阿那志地内	○	○	急傾斜地の崩壊
736	H21.3.6	古郡13区-1	児玉郡美里町大字古郡地内	○	○	急傾斜地の崩壊
737	H21.3.6	古郡13区-2	児玉郡美里町大字古郡地内	○	○	急傾斜地の崩壊
738	H21.3.6	小栗	児玉郡美里町大字猪俣地内	○	○	急傾斜地の崩壊
739	H21.3.6	前山沢	児玉郡美里町大字関地内	○	○	土石流
740	H21.3.6	南吉見(下部斜面)	比企郡吉見町南吉見地内	○	○	急傾斜地の崩壊
741	H21.3.6	南吉見(上部斜面)	比企郡吉見町南吉見地内	○	○	急傾斜地の崩壊
742	H21.3.6	湖畔	比企郡吉見町南吉見地内	○	○	急傾斜地の崩壊
743	H21.3.6	中伊古	比企郡滑川町伊古地内	○	○	急傾斜地の崩壊
744	H21.3.6	金光地	比企郡滑川町羽尾地内	○	○	急傾斜地の崩壊
745	H21.3.6	下組	比企郡滑川町水房地内	○	○	急傾斜地の崩壊
746	H21.3.27	中海戸-1(中海戸-2)	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
747	H21.3.27	人見向	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
748	H21.3.27	人見	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
749	H21.3.27	浜居場	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
750	H21.3.27	下ヶ坂	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	4595箇所	
751	H21.3.27	柏木	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
752	H21.3.27	鬼丸	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
753	H21.3.27	上ノ平-6	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
754	H21.3.27	上ノ平-1	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
755	H21.3.27	上ノ平-5	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
756	H21.3.27	上ノ平-4	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
757	H21.3.27	上ノ平-3	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
758	H21.3.27	西平	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
759	H21.3.27	穴沢-2	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
760	H21.3.27	穴沢-1	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
761	H21.3.27	森河原-1	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
762	H21.3.27	森河原-2	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
763	H21.3.27	新館-1(新館-2)	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
764	H21.3.27	新館-3	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
765	H21.3.27	稲村	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
766	H21.3.27	小物-2	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
767	H21.3.27	小物-1	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
768	H21.3.27	小殿-1	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
769	H21.3.27	小殿-2	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
770	H21.3.27	中指	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
771	H21.3.27	神出-1	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
772	H21.3.27	神出-2	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
773	H21.3.27	篠ノ沢	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
774	H21.3.27	人見入	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
775	H21.3.27	鬼丸入	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
776	H21.3.27	西平入	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
777	H21.3.27	西穴沢入	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
778	H21.3.27	川グルミ沢	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
779	H21.3.27	森ノ入沢	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
780	H21.3.27	淵ノ入沢	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
781	H21.3.27	豆口入	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
782	H21.3.27	小柄久保	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
783	H21.3.27	稲村沢	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
784	H21.3.27	津辺曾沢	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
785	H21.3.27	小物沢	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
786	H21.3.27	机沢	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
787	H21.3.27	八幡入	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
788	H21.3.27	神出入	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
789	H21.3.27	鳥居沢	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
790	H21.3.27	蓬来-2	入間郡越生町大字龍ヶ谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
791	H21.3.27	屋敷前	入間郡越生町大字龍ヶ谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
792	H21.3.27	浦山1	入間郡越生町大字龍ヶ谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
793	H21.3.27	浦山2	入間郡越生町大字龍ヶ谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
794	H21.3.27	龍ヶ谷	入間郡越生町大字龍ヶ谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
795	H21.3.27	戸神沢1右	入間郡越生町大字龍ヶ谷地内	○	○	土石流
796	H21.3.27	戸神沢1左	入間郡越生町大字龍ヶ谷地内	○	○	土石流
797	H21.3.27	戸神沢2	入間郡越生町大字龍ヶ谷地内	○	○	土石流
798	H21.3.27	削山川	入間郡越生町大字龍ヶ谷地内	○	○	土石流
799	H21.3.27	北ノ入沢	入間郡越生町大字黒山地内	○	○	土石流
800	H21.3.27	越辺川1	入間郡越生町大字黒山地内	○	○	土石流
801	H21.3.27	越辺川2	入間郡越生町大字黒山地内	○	○	土石流
802	H21.3.27	顔振川	入間郡越生町大字黒山地内	○	○	土石流
803	H21.3.27	三山赤谷-1	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
804	H21.3.27	三山赤谷-2	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
805	H21.3.27	三山赤谷-3	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
806	H21.3.27	久月2	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
807	H21.3.27	半平1	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
808	H21.3.27	簡明平	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
809	H21.3.27	一反地	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
810	H21.3.27	皆本	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
811	H21.3.27	黒竹	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
812	H21.3.27	楚里-1	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
813	H21.3.27	楚里-2	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
814	H21.3.27	半平2	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
815	H21.3.27	田ノ頭	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
816	H21.3.27	一反地沢	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	土石流
817	H21.3.27	築間沢	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	土石流
818	H21.3.27	久月沢-1	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	土石流
819	H21.3.27	久月沢-2	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	土石流
820	H21.3.27	田の頭沢	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	土石流
821	H21.3.27	赤谷沢	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	土石流
822	H21.3.27	反の沢	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	土石流
823	H21.3.27	東沢	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	土石流
824	H21.3.27	森沢	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	土石流
825	H21.3.27	柿の木沢	秩父郡小鹿野町大字三山地内	○	○	土石流
826	H21.3.27	道永沢	大里郡寄居町大字金尾地内	○	○	土石流
827	H21.3.27	道永沢右1	大里郡寄居町大字金尾地内	○	○	土石流
828	H21.3.27	笹原沢	大里郡寄居町大字金尾地内	○	○	土石流
829	H21.3.27	井戸沢川	大里郡寄居町大字金尾地内	○	○	土石流
830	H21.3.27	末野沢1	大里郡寄居町大字末野地内	○	○	土石流
831	H21.3.27	末野沢2	大里郡寄居町大字末野地内	○	○	土石流
832	H21.3.27	末野沢3	大里郡寄居町大字末野地内	○	○	土石流
833	H21.3.27	高根沢	大里郡寄居町大字藤田寄居地内	○	○	土石流
834	H21.3.27	谷の沢	大里郡寄居町大字寄居地内	○	○	土石流
835	H21.3.27	李沢	大里郡寄居町大字桜沢地内	○	○	土石流
836	H21.3.27	馬騎ノ内沢	大里郡寄居町大字桜沢地内	○	○	土石流
837	H21.3.27	三品沢	大里郡寄居町大字三品地内	○	○	土石流
838	H21.3.27	重山沢	大里郡寄居町大字三品地内	○	○	土石流
839	H21.3.27	円良田湖	大里郡寄居町大字末野地内	○	○	急傾斜地の崩壊
840	H21.3.27	末野	大里郡寄居町大字末野地内	○	○	急傾斜地の崩壊
841	H21.3.27	元宿1	大里郡寄居町大字末野地内	○	○	急傾斜地の崩壊
842	H21.3.27	元宿2	大里郡寄居町大字末野藤田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
843	H21.3.27	元宿3	大里郡寄居町大字末野地内	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
844	H21.3.27	上組	大里郡寄居町大字桜沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
845	H21.3.27	六供玉淀	大里郡寄居町大字寄居地内	○	○	急傾斜地の崩壊
846	H21.3.27	岩崎	大里郡寄居町大字桜沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
847	H21.3.27	六供左斜面	大里郡寄居町大字寄居地内	○	○	急傾斜地の崩壊
848	H21.3.27	六供右斜面	大里郡寄居町大字寄居地内	○	○	急傾斜地の崩壊
849	H21.3.27	滝ノ上	大里郡寄居町大字桜沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
850	H21.3.27	深田谷津	大里郡寄居町大字桜沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
851	H21.3.27	元宿-2	大里郡寄居町大字末野地内	○	○	急傾斜地の崩壊
852	H21.3.27	三品-1	大里郡寄居町大字三品地内	○	○	急傾斜地の崩壊
853	H21.3.27	三品-2	大里郡寄居町大字三品地内	○	○	急傾斜地の崩壊
854	H21.3.27	三品-3	大里郡寄居町大字三品地内	○	○	急傾斜地の崩壊
855	H21.3.27	三品-4	大里郡寄居町大字三品地内	○	○	急傾斜地の崩壊
856	H21.3.27	三品-5	大里郡寄居町大字三品地内	○	○	急傾斜地の崩壊
857	H21.3.27	三品-6	大里郡寄居町大字三品地内	○	○	急傾斜地の崩壊
858	H21.12.18	八徳-1-1	飯能市大字長沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
859	H21.12.18	八徳-1-2	飯能市大字長沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
860	H21.12.18	八徳-2	飯能市大字長沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
861	H21.12.18	八徳-3-1	飯能市大字長沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
862	H21.12.18	八徳-3-2	飯能市大字長沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
863	H21.12.18	八徳-3-3	飯能市大字長沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
864	H21.12.18	八徳-3-4	飯能市大字長沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
865	H21.12.18	八徳-3-5	飯能市大字長沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
866	H21.12.18	八徳-3-6	飯能市大字長沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
867	H21.12.18	八徳-3-7	飯能市大字長沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
868	H21.12.18	八徳-3-8	飯能市大字長沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
869	H21.12.18	八徳-3-9	飯能市大字長沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
870	H21.12.18	八徳-4	飯能市大字長沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
871	H21.12.18	八徳-5	飯能市大字長沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
872	H21.12.18	樽沢-1	飯能市大字長沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
873	H21.12.18	樽沢-2	飯能市大字長沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
874	H21.12.18	志田-2	飯能市大字長沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
875	H21.12.18	志田-3	飯能市大字長沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
876	H21.12.18	瀬尾-1	飯能市大字長沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
877	H21.12.18	瀬尾-2	飯能市大字長沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
878	H21.12.18	瀬尾-3	飯能市大字長沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
879	H21.12.18	瀬尾-4	飯能市大字長沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
880	H21.12.18	瀬尾-5	飯能市大字長沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
881	H21.12.18	瀬尾-7-1	飯能市大字長沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
882	H21.12.18	瀬尾-7-2	飯能市大字長沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
883	H21.12.18	瀬尾-8	飯能市大字長沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
884	H21.12.18	瀬尾-9	飯能市大字長沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
885	H21.12.18	瀬尾-10	飯能市大字長沢地内	○	○	急傾斜地の崩壊
886	H21.12.18	宮ノ平	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
887	H21.12.18	鳥居	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
888	H21.12.18	滝ノ前	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
889	H21.12.18	平	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
890	H21.12.18	桑原	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
891	H21.12.18	栃屋谷	飯能市大字上名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
892	H21.12.18	川又-1	飯能市大字下名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
893	H21.12.18	川又-2	飯能市大字下名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
894	H21.12.18	川又-3	飯能市大字下名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
895	H21.12.18	新シ	飯能市大字下名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
896	H21.12.18	和田	飯能市大字下名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
897	H21.12.18	落合-5	飯能市大字下名栗地内	○	○	急傾斜地の崩壊
898	H21.12.18	瀬尾川	飯能市大字長沢地内	○	○	土石流
899	H21.12.18	八徳谷(樽沢)	飯能市大字長沢地内	○	○	土石流
900	H21.12.18	八徳谷(八徳沢)	飯能市大字長沢地内	○	○	土石流
901	H21.12.18	八徳谷	飯能市大字長沢地内	○	○	土石流
902	H21.12.18	本田沢	飯能市大字長沢地内	○	○	土石流
903	H21.12.18	神出入	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
904	H21.12.18	堂ノ入	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
905	H21.12.18	諏訪ノ入2	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
906	H21.12.18	滝ノ入	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
907	H21.12.18	諏訪ノ入1	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
908	H21.12.18	滝ノ前沢	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
909	H21.12.18	横ノ下入2	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
910	H21.12.18	横ノ下入1	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
911	H21.12.18	栃屋谷沢	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
912	H21.12.18	栃屋谷入	飯能市大字上名栗地内	○	○	土石流
913	H21.12.18	常林入右1	飯能市大字下名栗地内	○	○	土石流
914	H21.12.18	常林入	飯能市大字下名栗地内	○	○	土石流
915	H21.12.18	馬場入	飯能市大字下名栗地内	○	○	土石流
916	H21.12.18	洞雲寺入沢	飯能市大字下名栗地内	○	○	土石流
917	H21.12.18	小窪入	飯能市大字下名栗地内	○	○	土石流
918	H21.12.18	梅本-2	入間郡越生町大字龍ヶ谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
919	H21.12.18	梅本-1	入間郡越生町大字龍ヶ谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
920	H21.12.18	東通	入間郡越生町大字龍ヶ谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
921	H21.12.18	東通-1	入間郡越生町大字龍ヶ谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
922	H21.12.18	東通	入間郡越生町大字龍ヶ谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
923	H21.12.18	東通-1	入間郡越生町大字龍ヶ谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
924	H21.12.18	東通-2	入間郡越生町大字龍ヶ谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
925	H21.12.18	上原	入間郡越生町大字龍ヶ谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
926	H21.12.18	平倉	入間郡越生町大字龍ヶ谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
927	H21.12.18	龍ヶ谷川	入間郡越生町大字龍ヶ谷地内	○	○	土石流
928	H21.12.18	奥入	入間郡越生町大字龍ヶ谷地内	○	○	土石流
929	H21.12.18	龍ヶ谷川	入間郡越生町大字龍ヶ谷地内	○	○	土石流
930	H21.12.18	裏山沢1号	入間郡越生町大字龍ヶ谷地内	○	○	土石流
931	H21.12.18	裏山沢2号	入間郡越生町大字龍ヶ谷地内	○	○	土石流
932	H21.12.18	道沢	入間郡越生町大字龍ヶ谷地内	○	○	土石流
933	H21.12.18	地形川左支渠	入間郡越生町大字龍ヶ谷地内	○	○	土石流
934	H21.12.18	地形川	入間郡越生町大字龍ヶ谷地内	○	○	土石流
935	H21.12.18	平倉沢	入間郡越生町大字龍ヶ谷地内	○	○	土石流
936	H22.3.16	小倉沢	秩父市中津川	○	○	急傾斜地の崩壊

(資料編Ⅱ-2-2-18)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

令和2年12月末現在

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
937	H22.3.16	中津川1	秩父市中津川	○	○	急傾斜地の崩壊
938	H22.3.16	王冠1	秩父市中津川	○	○	急傾斜地の崩壊
939	H22.3.16	王冠2	秩父市中津川	○	○	急傾斜地の崩壊
940	H22.3.16	中津川4	秩父市中津川	○	○	急傾斜地の崩壊
941	H22.3.16	中津川2-1	秩父市中津川	○	○	急傾斜地の崩壊
942	H22.3.16	中津川2-2	秩父市中津川	○	○	急傾斜地の崩壊
943	H22.3.16	中津川3-1	秩父市中津川	○	○	急傾斜地の崩壊
944	H22.3.16	中津川3-2	秩父市中津川	○	○	急傾斜地の崩壊
945	H22.3.16	寺井麻生1-1	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
946	H22.3.16	寺井麻生1-2	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
947	H22.3.16	寺井麻生1-3	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
948	H22.3.16	寺井麻生1-4	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
949	H22.3.16	樋打	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
950	H22.3.16	大滝宮平1	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
951	H22.3.16	大滝宮平2	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
952	H22.3.16	大落合2	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
953	H22.3.16	下大血川-1	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
954	H22.3.16	下大血川-2	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
955	H22.3.16	下大血川-3	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
956	H22.3.16	落合1	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
957	H22.3.16	中落合-1	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
958	H22.3.16	中落合-2	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
959	H22.3.16	中落合-3	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
960	H22.3.16	赤谷日影2	秩父市中津川	○	○	急傾斜地の崩壊
961	H22.3.16	宮平	秩父市大滝	○	○	土石流
962	H22.3.16	小倉沢	秩父市中津川	○	○	土石流
963	H22.3.16	上井戸沢1	秩父市中津川	○	○	土石流
964	H22.3.16	上井戸沢2	秩父市中津川	○	○	土石流
965	H22.3.16	井戸沢	秩父市中津川	○	○	土石流
966	H22.3.16	千鹿谷1-1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
967	H22.3.16	千鹿谷1-2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
968	H22.3.16	千鹿谷1-3	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
969	H22.3.16	千鹿谷2-1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
970	H22.3.16	千鹿谷2-2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
971	H22.3.16	千鹿谷3	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
972	H22.3.16	馬込-1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
973	H22.3.16	馬込-2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
974	H22.3.16	三山小金沢	秩父郡小鹿野町三山	○	○	急傾斜地の崩壊
975	H22.3.16	上飯田1-1	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
976	H22.3.16	上飯田1-2	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
977	H22.3.16	横道-1	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
978	H22.3.16	横道-2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
979	H22.3.16	横道-3	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
980	H22.3.16	横道-4	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
981	H22.3.16	藤倉日向1	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
982	H22.3.16	田端	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
983	H22.3.16	柏木-1	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
984	H22.3.16	柏木-2	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
985	H22.3.16	宮平-1	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
986	H22.3.16	宮平-2	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
987	H22.3.16	岩殿沢4	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
988	H22.3.16	藤倉日向2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
989	H22.3.16	岩殿沢2-1	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
990	H22.3.16	岩殿沢2-2	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
991	H22.3.16	栗尾1	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
992	H22.3.16	犬木1	秩父郡小鹿野町三山	○	○	急傾斜地の崩壊
993	H22.3.16	犬木2	秩父郡小鹿野町三山	○	○	急傾斜地の崩壊
994	H22.3.16	藤倉殿谷戸	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
995	H22.3.16	上飯田2	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
996	H22.3.16	飯田	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	土石流
997	H22.3.16	蜜沢	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	土石流
998	H22.3.16	倉沢	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	土石流
999	H22.3.16	牛首沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
1000	H22.3.16	牛首沢2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
1001	H22.3.16	ウバ沢	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	土石流
1002	H22.3.16	桐久保沢	秩父郡小鹿野町飯田	○	○	土石流
1003	H22.3.16	西沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
1004	H22.3.16	中道沢	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
1005	H22.3.16	外谷戸沢	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
1006	H22.3.16	倉掛沢	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
1007	H22.3.16	境沢	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
1008	H22.3.16	東沢	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
1009	H22.3.16	二反沢	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
1010	H22.3.16	二二九沢	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
1011	H22.3.16	西沢	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
1012	H22.3.16	井戸ノ入沢	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
1013	H22.3.16	兵ノ沢	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
1014	H22.3.16	田坂入沢	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
1015	H22.3.16	北ノ入沢	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
1016	H22.3.16	字芳渡りの無名沢	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
1017	H22.3.16	川戸ノ入沢	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
1018	H22.3.16	芳ヶ平沢	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
1019	H22.3.16	字切連の無名沢	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
1020	H22.3.16	字コブタ萱の無名沢	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
1021	H22.3.16	焼山沢	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
1022	H22.3.16	字ウシロ沢の無名沢	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
1023	H22.3.16	処花沢	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
1024	H22.3.16	字殿谷戸	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1025	H22.3.16	字川地1	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1026	H22.3.16	字川地2	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1027	H22.3.16	字大畑1	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1028	H22.3.16	字大畑2	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1029	H22.3.16	字花木平	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
1030	H22.3.16	字赤谷1	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1031	H22.3.16	字赤谷2	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1032	H22.3.16	字赤谷3	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1033	H22.3.16	字赤谷4	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1034	H22.3.16	字田坂1	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1035	H22.3.16	字漆ヶ崎1	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1036	H22.3.16	字田坂2	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1037	H22.3.16	字中道	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1038	H22.3.16	字漆ヶ崎2	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1039	H22.3.16	字上松1	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1040	H22.3.16	字荻ノ久保	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1041	H22.3.16	字上松2	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1042	H22.3.16	字長瀬	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1043	H22.3.16	字中井	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1044	H22.3.16	字初花	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1045	H22.3.16	字明加萱	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1046	H22.3.16	字切通1	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1047	H22.3.16	字切通2	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1048	H22.3.16	字高畑・大グルミ	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1049	H22.3.16	字川戸入	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1050	H22.3.16	字芳渡り1	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1051	H22.3.16	字松井田1	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1052	H22.3.16	字鳥岩向1	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1053	H22.3.16	字鳥岩向2	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1054	H22.3.16	字芳渡り2	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1055	H22.3.16	字松井田2	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1056	H22.3.16	字ヨシガ平1	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1057	H22.3.16	字切通3	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1058	H22.3.16	字ヨシガ平2	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1059	H22.3.16	字高畑	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
1060	H22.3.30	高本	東松山市下唐子	○	○	急傾斜地の崩壊
1061	H22.3.30	藤井	東松山市岩殿	○	○	急傾斜地の崩壊
1062	H22.3.30	天名海	東松山市岩殿	○	○	急傾斜地の崩壊
1063	H22.3.30	岩殿-1	東松山市岩殿	○	○	急傾斜地の崩壊
1064	H22.3.30	白坂団地	東松山市松山	○	○	急傾斜地の崩壊
1065	H22.3.30	本町一丁目-2	東松山市本町一丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
1066	H22.3.30	高本-2	東松山市葛袋	○	○	急傾斜地の崩壊
1067	H22.3.30	太平乙(下部斜面)	東松山市葛袋	○	○	急傾斜地の崩壊
1068	H22.3.30	太平乙(上部斜面)	東松山市葛袋	○	○	急傾斜地の崩壊
1069	H22.3.30	猪狩野	東松山市野田	○	○	急傾斜地の崩壊
1070	H22.3.30	前原	東松山市野田	○	○	急傾斜地の崩壊
1071	H22.3.30	上組-2	比企郡滑川町水房	○	○	急傾斜地の崩壊
1072	H22.3.30	中里	比企郡滑川町山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1073	H22.3.30	中ノ反り沢	秩父郡東秩父村坂本	○	○	土石流
1074	H22.3.30	中ノ反り沢右1	秩父郡東秩父村坂本	○	○	土石流
1075	H22.3.30	八幡沢	秩父郡東秩父村坂本	○	○	土石流
1076	H22.3.30	八幡沢右1	秩父郡東秩父村坂本	○	○	土石流
1077	H22.3.30	せきり沢	秩父郡東秩父村白石	○	○	土石流
1078	H22.3.30	円良田	美里町大字円良田	○	○	急傾斜地の崩壊
1079	H22.3.30	円良田23区	美里町大字円良田	○	○	急傾斜地の崩壊
1080	H22.3.30	関2区-ランク2	美里町大字関	○	○	急傾斜地の崩壊
1081	H22.3.30	粉木-1	美里町大字広木	○	○	急傾斜地の崩壊
1082	H22.3.30	白石-1	美里町大字白石	○	○	急傾斜地の崩壊
1083	H22.3.30	白石-2-1	美里町大字白石	○	○	急傾斜地の崩壊
1084	H22.3.30	白石-2-2	美里町大字白石	○	○	急傾斜地の崩壊
1085	H22.3.30	白石-3-1	美里町大字白石	○	○	急傾斜地の崩壊
1086	H22.3.30	白石-3-2	美里町大字白石	○	○	急傾斜地の崩壊
1087	H22.3.30	白石-4	美里町大字白石	○	○	急傾斜地の崩壊
1088	H22.3.30	粉木-2	美里町大字広木	○	○	急傾斜地の崩壊
1089	H22.3.30	湯本-2	美里町大字白石	○	○	急傾斜地の崩壊
1090	H22.3.30	下尻玉6区	美里町大字下尻玉	○	○	急傾斜地の崩壊
1091	H22.3.30	簞	美里町大字広木	○	○	急傾斜地の崩壊
1092	H22.3.30	関2区-ランク3	美里町大字関	○	○	急傾斜地の崩壊
1093	H22.3.30	川輪	美里町大字関	○	○	急傾斜地の崩壊
1094	H22.3.30	湯本-1	美里町大字白石	○	○	急傾斜地の崩壊
1095	H22.3.30	湯本-2	美里町大字白石	○	○	急傾斜地の崩壊
1096	H22.3.30	湯本-3	美里町大字白石	○	○	急傾斜地の崩壊
1097	H22.3.30	白石	美里町大字白石	○	○	急傾斜地の崩壊
1098	H22.3.30	光蔵寺沢	美里町大字白石	○	○	土石流
1099	H22.3.30	新地沢	美里町大字円良田	○	○	土石流
1100	H22.3.30	鬼の田沢支溪北	美里町大字円良田	○	○	土石流
1101	H22.3.30	保入沢支溪南	美里町大字円良田	○	○	土石流
1102	H22.3.30	保入沢支溪北	美里町大字円良田	○	○	土石流
1103	H22.3.30	水境川支溪	美里町大字白石	○	○	土石流
1104	H22.3.30	万場川支溪	美里町大字白石	○	○	土石流
1105	H22.3.30	湯本川支溪東	美里町大字白石	○	○	土石流
1106	H22.3.30	湯本川支溪西-1	美里町大字白石	○	○	土石流
1107	H22.3.30	湯本川支溪西-2	美里町大字白石	○	○	土石流
1108	H22.3.30	湯本川	美里町大字白石	○	○	土石流
1109	H22.3.30	白石沢	美里町大字白石	○	○	土石流
1110	H22.3.30	円良田川支溪1号	美里町大字円良田	○	○	土石流
1111	H22.3.30	新地沢北	美里町大字円良田	○	○	土石流
1112	H22.3.30	円良田川支溪2号	美里町大字円良田	○	○	土石流
1113	H22.3.30	円良田川支溪3号	美里町大字円良田	○	○	土石流
1114	H22.3.30	鬼の田沢支溪南	美里町大字円良田	○	○	土石流
1115	H22.3.30	円良田川支溪4号	美里町大字円良田	○	○	土石流
1116	H22.3.30	天神川支溪1号	美里町大字白石	○	○	土石流
1117	H22.3.30	天神川支溪2号	美里町大字白石	○	○	土石流
1118	H22.3.30	広木沢	美里町大字広木	○	○	土石流
1119	H22.6.25	天神山	熊谷市御正新田	○	○	急傾斜地の崩壊
1120	H22.6.25	楊井	熊谷市楊井	○	○	急傾斜地の崩壊
1121	H22.6.25	中谷(左)	熊谷市小江川	○	○	急傾斜地の崩壊
1122	H22.6.25	中谷(右)	熊谷市小江川	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
1123	H22.6.25	成沢(左)	熊谷市成沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1124	H22.6.25	成沢(右)	熊谷市成沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1125	H22.6.25	北谷	熊谷市小八林	○	○	急傾斜地の崩壊
1126	H22.6.25	平塚新田	熊谷市万吉	○	○	急傾斜地の崩壊
1127	H22.6.25	山中	熊谷市小江川	○	○	急傾斜地の崩壊
1128	H22.6.25	中谷-1(左)	熊谷市小江川	○	○	急傾斜地の崩壊
1129	H22.6.25	中谷-1(右)	熊谷市小江川	○	○	急傾斜地の崩壊
1130	H22.6.25	中谷-2(左)	熊谷市小江川	○	○	急傾斜地の崩壊
1131	H22.6.25	中谷-2	熊谷市小江川	○	○	急傾斜地の崩壊
1132	H22.6.25	中谷-2(右)	熊谷市小江川	○	○	急傾斜地の崩壊
1133	H22.6.25	賢木岡西-2	熊谷市青山	○	○	急傾斜地の崩壊
1134	H23.1.14	北赤木沢	比企郡小川町腰越	○		土石流
1135	H23.1.14	赤谷沢	比企郡小川町腰越	○		土石流
1136	H23.1.14	館1号沢	比企郡小川町腰越	○		土石流
1137	H23.1.14	小貝戸沢	比企郡小川町腰越	○		土石流
1138	H23.1.14	館	比企郡小川町腰越	○		急傾斜地の崩壊
1139	H23.1.14	北赤木	比企郡小川町腰越	○		急傾斜地の崩壊
1140	H23.1.14	小貝戸-1	比企郡小川町腰越	○		急傾斜地の崩壊
1141	H23.1.14	矢崎	比企郡小川町腰越	○		急傾斜地の崩壊
1142	H23.1.14	館-1	比企郡小川町腰越	○		急傾斜地の崩壊
1143	H23.1.14	館-2	比企郡小川町腰越	○		急傾斜地の崩壊
1144	H23.1.14	大芝戸	比企郡小川町腰越	○		急傾斜地の崩壊
1145	H23.1.14	赤木-1	比企郡小川町腰越	○		急傾斜地の崩壊
1146	H23.1.14	赤木-2	比企郡小川町腰越	○		急傾斜地の崩壊
1147	H23.1.14	赤木-3	比企郡小川町腰越	○		急傾斜地の崩壊
1148	H23.1.14	赤木-4	比企郡小川町腰越	○		急傾斜地の崩壊
1149	H23.3.8	大長沢	飯能市大字長沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1150	H23.3.8	下哀沢-1	飯能市大字長沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1151	H23.3.8	下哀沢-2	飯能市大字長沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1152	H23.3.8	中尾-1-1	飯能市大字坂石	○	○	急傾斜地の崩壊
1153	H23.3.8	中尾-1-2	飯能市大字坂石	○	○	急傾斜地の崩壊
1154	H23.3.8	中尾-2-1	飯能市大字坂石	○	○	急傾斜地の崩壊
1155	H23.3.8	中尾-2-2	飯能市大字坂石	○	○	急傾斜地の崩壊
1156	H23.3.8	芳延-1	飯能市大字坂石	○	○	急傾斜地の崩壊
1157	H23.3.8	三社-2	飯能市大字吾野	○	○	急傾斜地の崩壊
1158	H23.3.8	青場戸-1	飯能市大字坂石	○	○	急傾斜地の崩壊
1159	H23.3.8	青場戸-2	飯能市大字坂石	○	○	急傾斜地の崩壊
1160	H23.3.8	青場戸-3	飯能市大字坂石	○	○	急傾斜地の崩壊
1161	H23.3.8	中尾-3	飯能市大字坂石	○	○	急傾斜地の崩壊
1162	H23.3.8	芳延-2	飯能市大字坂石	○	○	急傾斜地の崩壊
1163	H23.3.8	芳延-3	飯能市大字坂石	○	○	急傾斜地の崩壊
1164	H23.3.8	芳延-4	飯能市大字坂石	○	○	急傾斜地の崩壊
1165	H23.3.8	田中-1-1	飯能市大字長沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1166	H23.3.8	田中-1-2	飯能市大字長沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1167	H23.3.8	田中-2-1	飯能市大字長沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1168	H23.3.8	田中-2-2	飯能市大字長沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1169	H23.3.8	岩下	飯能市大字長沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1170	H23.3.8	中尾-4	飯能市大字坂石	○	○	急傾斜地の崩壊
1171	H23.3.8	芳延-5	飯能市大字坂石	○	○	急傾斜地の崩壊
1172	H23.3.8	芳延-6	飯能市大字坂石	○	○	急傾斜地の崩壊
1173	H23.3.8	梨本-1	飯能市大字坂石	○	○	急傾斜地の崩壊
1174	H23.3.8	梨本-2-1	飯能市大字坂石	○	○	急傾斜地の崩壊
1175	H23.3.8	梨本-2-2	飯能市大字坂石	○	○	急傾斜地の崩壊
1176	H23.3.8	瀬尾-6	飯能市大字長沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1177	H23.3.8	三社-3	飯能市大字吾野	○	○	急傾斜地の崩壊
1178	H23.3.8	三社-4-1	飯能市大字吾野	○	○	急傾斜地の崩壊
1179	H23.3.8	三社-4-2	飯能市大字吾野	○	○	急傾斜地の崩壊
1180	H23.3.8	青場戸-4	飯能市大字坂石	○	○	急傾斜地の崩壊
1181	H23.3.8	青場戸-5	飯能市大字坂石	○	○	急傾斜地の崩壊
1182	H23.3.8	芳延-7	飯能市大字坂石	○	○	急傾斜地の崩壊
1183	H23.3.8	芳延-8	飯能市大字坂石	○	○	急傾斜地の崩壊
1184	H23.3.8	岩殿入	飯能市大字坂石	○	○	土石流
1185	H23.3.8	宮向入	飯能市大字坂石	○	○	土石流
1186	H23.3.8	向手川	飯能市大字坂石	○	○	土石流
1187	H23.3.8	三社川-1	飯能市大字吾野	○	○	土石流
1188	H23.3.8	三社川-2	飯能市大字吾野	○	○	土石流
1189	H23.3.8	上夏地川	飯能市大字吾野	○	○	土石流
1190	H23.3.8	八木沢川	飯能市大字長沢	○	○	土石流
1191	H23.3.8	高沢	飯能市大字長沢	○	○	土石流
1192	H23.3.8	風影入	飯能市大字長沢	○	○	土石流
1193	H23.3.8	風影入(支川)	飯能市大字長沢	○	○	土石流
1194	H23.3.8	権現川(ハジカミ川)	飯能市大字坂石	○	○	土石流
1195	H23.3.8	権現川(スル木川)	飯能市大字坂石	○	○	土石流
1196	H23.3.8	権現川-1	飯能市大字坂石	○	○	土石流
1197	H23.3.8	権現川-2	飯能市大字坂石	○	○	土石流
1198	H23.3.8	権現川-3	飯能市大字坂石	○	○	土石流
1199	H23.3.8	権現川(岩下川)	飯能市大字坂石	○	○	土石流
1200	H23.3.8	上平沢	飯能市大字吾野	○	○	土石流
1201	H23.3.8	坂石橋沢	飯能市大字坂石	○	○	土石流
1202	H23.3.8	湯久保沢-1	飯能市大字長沢	○	○	土石流
1203	H23.3.8	湯久保沢-2	飯能市大字長沢	○	○	土石流
1204	H23.3.8	長沢川2号	飯能市大字長沢	○	○	土石流
1205	H23.3.18	赤坂-1	入間郡越生町大字麦原	○	○	急傾斜地の崩壊
1206	H23.3.18	赤坂-2	入間郡越生町大字麦原	○	○	急傾斜地の崩壊

(資料編Ⅱ-2-2-18)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

令和2年12月末現在

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
1207	H23.3.18	赤坂-3	入間郡越生町大字麦原	○	○	急傾斜地の崩壊
1208	H23.3.18	夏内-1	入間郡越生町大字麦原	○	○	急傾斜地の崩壊
1209	H23.3.18	向山-1	入間郡越生町大字麦原	○	○	急傾斜地の崩壊
1210	H23.3.18	坂元-2	入間郡越生町大字麦原	○	○	急傾斜地の崩壊
1211	H23.3.18	日影-1	入間郡越生町大字麦原	○	○	急傾斜地の崩壊
1212	H23.3.18	下ノ萱戸-1	入間郡越生町大字麦原	○	○	急傾斜地の崩壊
1213	H23.3.18	下ノ萱戸-2	入間郡越生町大字麦原	○	○	急傾斜地の崩壊
1214	H23.3.18	坂元-3	入間郡越生町大字麦原	○	○	急傾斜地の崩壊
1215	H23.3.18	西浦-1	入間郡越生町大字麦原	○	○	急傾斜地の崩壊
1216	H23.3.18	西浦-2	入間郡越生町大字麦原	○	○	急傾斜地の崩壊
1217	H23.3.18	西浦-3	入間郡越生町大字麦原	○	○	急傾斜地の崩壊
1218	H23.3.18	西浦-4	入間郡越生町大字麦原	○	○	急傾斜地の崩壊
1219	H23.3.18	峯	入間郡越生町大字麦原	○	○	急傾斜地の崩壊
1220	H23.3.18	坂元-4	入間郡越生町大字麦原	○	○	急傾斜地の崩壊
1221	H23.3.18	坂元-5	入間郡越生町大字麦原	○	○	急傾斜地の崩壊
1222	H23.3.18	坂元-6	入間郡越生町大字麦原	○	○	急傾斜地の崩壊
1223	H23.3.18	夏内-2	入間郡越生町大字麦原	○	○	急傾斜地の崩壊
1224	H23.3.18	夏内-3	入間郡越生町大字麦原	○	○	急傾斜地の崩壊
1225	H23.3.18	峯沢	入間郡越生町大字麦原	○	○	土石流
1226	H23.3.18	入沢	入間郡越生町大字麦原	○	○	土石流
1227	H23.3.18	向山沢	入間郡越生町大字麦原	○	○	土石流
1228	H23.3.18	宝勝院沢	入間郡越生町大字麦原	○	○	土石流
1229	H23.3.18	向田沢	入間郡越生町大字麦原	○	○	土石流
1230	H23.3.18	夏内沢-1	入間郡越生町大字麦原	○	○	土石流
1231	H23.3.18	夏内沢-2	入間郡越生町大字麦原	○	○	土石流
1232	H23.3.18	古沢	秩父郡長瀬町井戸	○	○	土石流
1233	H23.3.18	中郷	秩父郡長瀬町井戸	○	○	土石流
1234	H23.3.18	鍋の入沢	秩父郡長瀬町井戸	○	○	土石流
1235	H23.3.18	森下1-1	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
1236	H23.3.18	森下1-2	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
1237	H23.3.18	井戸上郷1	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
1238	H23.3.18	井戸岩下	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
1239	H23.3.18	井戸上郷2	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
1240	H23.3.18	井戸中郷	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
1241	H23.3.18	井戸上郷3	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
1242	H23.3.18	井戸上郷4	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
1243	H23.3.18	阿弥陀ヶ谷	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
1244	H23.3.18	植平1	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
1245	H23.3.18	植平2	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
1246	H23.3.18	大鉢形1	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
1247	H23.3.18	大鉢形2	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
1248	H23.3.18	蕪木1-1	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
1249	H23.3.18	蕪木1-2	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
1250	H23.3.18	蕪木1-3	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
1251	H23.3.18	蕪木2	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
1252	H23.3.18	蕪木3	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
1253	H23.3.18	蕪木4	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
1254	H23.3.18	蕪木5-1	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
1255	H23.3.18	蕪木5-2	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
1256	H23.3.18	井戸下郷1	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
1257	H23.3.18	井戸下郷2-1	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
1258	H23.3.18	井戸下郷2-2	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
1259	H23.3.18	井戸下郷3	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
1260	H23.3.18	井戸下郷4	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
1261	H23.3.18	井戸下郷5-1	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
1262	H23.3.18	井戸下郷5-2	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
1263	H23.3.18	井戸下郷5-3	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
1264	H23.3.18	井戸下郷6-1	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
1265	H23.3.18	井戸下郷6-2	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
1266	H23.3.18	井戸下郷7	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
1267	H23.3.18	井戸下郷8	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
1268	H23.3.18	岩田上郷1	秩父郡長瀬町岩田	○	○	急傾斜地の崩壊
1269	H23.3.18	岩田上郷2	秩父郡長瀬町岩田	○	○	急傾斜地の崩壊
1270	H23.3.18	中郷沢-1	秩父郡長瀬町岩田	○	○	土石流
1271	H23.3.18	中郷沢-2	秩父郡長瀬町岩田	○	○	土石流
1272	H23.3.18	滝の沢	秩父郡長瀬町井戸	○	○	土石流
1273	H23.3.18	高橋沢	秩父郡長瀬町岩田	○	○	土石流
1274	H23.3.18	野出	秩父郡長瀬町岩田	○	○	土石流
1275	H23.3.18	岩田-1	秩父郡長瀬町岩田	○	○	土石流
1276	H23.3.18	岩田-2	秩父郡長瀬町岩田	○	○	土石流
1277	H23.3.18	藤倉下原1	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
1278	H23.3.18	藤倉下原2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
1279	H23.3.18	藤倉日影	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
1280	H23.3.18	藤倉和田	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
1281	H23.3.18	栃屋-1	秩父郡小鹿野町日尾	○	○	急傾斜地の崩壊
1282	H23.3.18	栃屋-2	秩父郡小鹿野町日尾	○	○	急傾斜地の崩壊
1283	H23.3.18	日向1	秩父郡小鹿野町日尾	○	○	急傾斜地の崩壊
1284	H23.3.18	日向2	秩父郡小鹿野町日尾	○	○	急傾斜地の崩壊
1285	H23.3.18	杭根ノ内	秩父郡小鹿野町日尾	○	○	急傾斜地の崩壊
1286	H23.3.18	日向4	秩父郡小鹿野町日尾	○	○	急傾斜地の崩壊
1287	H23.3.18	花阪	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
1288	H23.3.18	藤倉新井	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
1289	H23.3.18	日向3	秩父郡小鹿野町日尾	○	○	急傾斜地の崩壊
1290	H23.3.18	日向小菅	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
1291	H23.3.18	藤倉桔梗指	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
1292	H23.3.18	中丸	秩父郡小鹿野町日尾	○	○	急傾斜地の崩壊
1293	H23.3.18	和田沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
1294	H23.3.18	井戸沢	秩父郡小鹿野町日尾	○	○	土石流
1295	H23.3.18	天神沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
1296	H23.3.18	上田中沢	秩父郡東秩父村坂本	○	○	土石流
1297	H23.3.18	下田中沢	秩父郡東秩父村坂本	○	○	土石流
1298	H23.3.18	坂本沢	秩父郡東秩父村坂本	○	○	土石流
1299	H23.3.18	田中沢	秩父郡東秩父村坂本	○	○	土石流

(資料編Ⅱ-2-2-18)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

令和2年12月末現在

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
1300	H23.3.18	長谷田沢	秩父郡東秩父村坂本	○	○	土石流
1301	H23.3.18	落合沢	秩父郡東秩父村坂本	○	○	土石流
1302	H23.3.29	桐木平-1	飯能市大字下名栗	○	○	急傾斜地の崩壊
1303	H23.3.29	中西	飯能市大字下名栗	○	○	急傾斜地の崩壊
1304	H23.3.29	湯基	飯能市大字下名栗	○	○	急傾斜地の崩壊
1305	H23.3.29	下平-1	飯能市大字井上	○	○	急傾斜地の崩壊
1306	H23.3.29	久ノ本-1	飯能市大字井上	○	○	急傾斜地の崩壊
1307	H23.3.29	坂石町分-1	飯能市大字坂石町分	○	○	急傾斜地の崩壊
1308	H23.3.29	南元組	飯能市大字坂石町分	○	○	急傾斜地の崩壊
1309	H23.3.29	鹿戸-1	飯能市大字赤沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1310	H23.3.29	桐木平-2-1	飯能市大字下名栗	○	○	急傾斜地の崩壊
1311	H23.3.29	桐木平-2-2	飯能市大字下名栗	○	○	急傾斜地の崩壊
1312	H23.3.29	皿方-1	飯能市大字下名栗	○	○	急傾斜地の崩壊
1313	H23.3.29	皿方-2	飯能市大字下名栗	○	○	急傾斜地の崩壊
1314	H23.3.29	小沢	飯能市大字下名栗	○	○	急傾斜地の崩壊
1315	H23.3.29	下平-2	飯能市大字井上	○	○	急傾斜地の崩壊
1316	H23.3.29	久ノ本-2	飯能市大字井上	○	○	急傾斜地の崩壊
1317	H23.3.29	間野-6	飯能市大字虎秀	○	○	急傾斜地の崩壊
1318	H23.3.29	間野-7	飯能市大字虎秀	○	○	急傾斜地の崩壊
1319	H23.3.29	新田-3	飯能市大字虎秀	○	○	急傾斜地の崩壊
1320	H23.3.29	赤沢	飯能市大字赤沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1321	H23.3.29	鹿戸-2	飯能市大字赤沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1322	H23.3.29	阿寺-1	飯能市大字長沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1323	H23.3.29	阿寺-2-1	飯能市大字長沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1324	H23.3.29	阿寺-2-2	飯能市大字長沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1325	H23.3.29	阿寺-3	飯能市大字長沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1326	H23.3.29	久ノ本-3	飯能市大字井上	○	○	急傾斜地の崩壊
1327	H23.3.29	坂組	飯能市大字井上	○	○	急傾斜地の崩壊
1328	H23.3.29	井上-2	飯能市大字井上	○	○	急傾斜地の崩壊
1329	H23.3.29	平-1	飯能市大字井上	○	○	急傾斜地の崩壊
1330	H23.3.29	平-2	飯能市大字井上	○	○	急傾斜地の崩壊
1331	H23.3.29	下平-3	飯能市大字井上	○	○	急傾斜地の崩壊
1332	H23.3.29	下平-4	飯能市大字井上	○	○	急傾斜地の崩壊
1333	H23.3.29	下平-5	飯能市大字井上	○	○	急傾斜地の崩壊
1334	H23.3.29	坂石町分-2	飯能市大字坂石町分	○	○	急傾斜地の崩壊
1335	H23.3.29	久林	飯能市大字赤沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1336	H23.3.29	黒指-9	飯能市大字赤沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1337	H23.3.29	鹿戸-3	飯能市大字赤沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1338	H23.3.29	小沢-2-1	飯能市大字下名栗	○	○	急傾斜地の崩壊
1339	H23.3.29	小沢-2-2	飯能市大字下名栗	○	○	急傾斜地の崩壊
1340	H23.3.29	赤沢-2	飯能市大字赤沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1341	H23.3.29	赤沢-3	飯能市大字赤沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1342	H23.3.29	赤沢-4	飯能市大字赤沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1343	H23.3.29	坂石町分-3	飯能市大字坂石町分	○	○	急傾斜地の崩壊
1344	H23.3.29	井上-1	飯能市大字井上	○	○	急傾斜地の崩壊
1345	H23.3.29	中峰-1	飯能市大字井上	○	○	急傾斜地の崩壊
1346	H23.3.29	中峰-2	飯能市大字井上	○	○	急傾斜地の崩壊
1347	H23.3.29	阿寺-4	飯能市大字長沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1348	H23.3.29	阿寺-5	飯能市大字長沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1349	H23.3.29	間野-17-1	飯能市大字虎秀	○	○	急傾斜地の崩壊
1350	H23.3.29	間野-17-2	飯能市大字虎秀	○	○	急傾斜地の崩壊
1351	H23.3.29	鎌倉川	飯能市大字井上	○	○	土石流
1352	H23.3.29	ワニゴ川	飯能市大字坂石町分	○	○	土石流
1353	H23.3.29	坂本川	飯能市大字坂石町分	○	○	土石流
1354	H23.3.29	あずさず川	飯能市大字坂石町分	○	○	土石流
1355	H23.3.29	久ノ本川	飯能市大字井上	○	○	土石流
1356	H23.3.29	久ノ本川右1	飯能市大字井上	○	○	土石流
1357	H23.3.29	宮ノ入沢	飯能市大字井上	○	○	土石流
1358	H23.3.29	中峰川2号	飯能市大字井上	○	○	土石流
1359	H23.3.29	中嶽川	飯能市大字井上	○	○	土石流
1360	H23.3.29	山瀬ヶ沢	飯能市大字井上	○	○	土石流
1361	H23.3.29	トシキ川	飯能市大字虎秀	○	○	土石流
1362	H23.3.29	虎秀川	飯能市大字虎秀	○	○	土石流
1363	H23.3.29	池之入川	飯能市大字虎秀	○	○	土石流
1364	H23.3.29	中峰川	飯能市大字井上	○	○	土石流
1365	H23.3.29	北入口川	飯能市大字赤沢	○	○	土石流
1366	H23.3.29	黒指川	飯能市大字赤沢	○	○	土石流
1367	H23.3.29	松ノ窪川	飯能市大字井上	○	○	土石流
1368	H23.3.29	老ノ窪沢	飯能市大字井上	○	○	土石流
1369	H23.3.29	中嶽沢	飯能市大字井上	○	○	土石流
1370	H23.3.29	平竹川	飯能市大字下名栗	○	○	土石流
1371	H23.3.29	小沢川-1	飯能市大字下名栗	○	○	土石流
1372	H23.3.29	小沢川-2	飯能市大字下名栗	○	○	土石流
1373	H23.3.29	小沢川-3	飯能市大字下名栗	○	○	土石流
1374	H23.3.29	随量ノ入	飯能市大字下名栗	○	○	土石流
1375	H23.3.29	和泉川-1	飯能市大字下名栗	○	○	土石流
1376	H23.3.29	和泉川-2	飯能市大字下名栗	○	○	土石流
1377	H23.3.29	和泉川-3	飯能市大字下名栗	○	○	土石流
1378	H23.3.29	和泉川-4	飯能市大字下名栗	○	○	土石流
1379	H23.3.29	湯基入	飯能市大字下名栗	○	○	土石流
1380	H23.3.29	倉久保沢	飯能市大字下名栗	○	○	土石流
1381	H23.3.29	宮ノ入	飯能市大字下名栗	○	○	土石流
1382	H23.3.29	宮ノ入-2	飯能市大字下名栗	○	○	土石流
1383	H23.3.29	入ノ入	飯能市大字下名栗	○	○	土石流
1384	H23.3.29	漆窪沢	飯能市大字下名栗	○	○	土石流
1385	H23.3.29	市場入沢	飯能市大字下名栗	○	○	土石流
1386	H23.3.29	峰ノ入	飯能市大字下名栗	○	○	土石流
1387	H23.3.29	桐木平入	飯能市大字下名栗	○	○	土石流
1388	H23.3.29	島和田入	飯能市大字下名栗	○	○	土石流
1389	H23.3.29	小樽1-1	秩父市黒谷	○	○	急傾斜地の崩壊
1390	H23.3.29	小樽1-2	秩父市黒谷	○	○	急傾斜地の崩壊
1391	H23.3.29	小樽2	秩父市黒谷	○	○	急傾斜地の崩壊
1392	H23.3.29	小樽3	秩父市黒谷	○	○	急傾斜地の崩壊

(資料編Ⅱ-2-2-18)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

令和2年12月末現在

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区域 4595箇所	
1393	H23.3.29	小樽4	秩父市黒谷	○	○	急傾斜地の崩壊
1394	H23.3.29	木毛7	秩父市黒谷	○	○	急傾斜地の崩壊
1395	H23.3.29	木毛8	秩父市黒谷	○	○	急傾斜地の崩壊
1396	H23.3.29	押出堀	秩父市黒谷	○	○	土石流
1397	H23.3.29	小樽1	秩父市黒谷	○	○	土石流
1398	H23.3.29	小樽3	秩父市黒谷	○	○	土石流
1399	H23.3.29	小樽4	秩父市黒谷	○	○	土石流
1400	H23.3.29	杉沢	秩父市黒谷	○	○	土石流
1401	H23.3.29	小樽2	秩父市黒谷	○	○	土石流
1402	H23.3.29	宮本町1-1	秩父市上影森	○	○	急傾斜地の崩壊
1403	H23.3.29	宮本町1-2	秩父市上影森	○	○	急傾斜地の崩壊
1404	H23.3.29	八幡町	秩父市下影森	○	○	急傾斜地の崩壊
1405	H23.3.29	イヤギ沢	秩父市下影森	○	○	土石流
1406	H23.3.29	田の沢	秩父市下影森	○	○	土石流
1407	H23.3.29	沖の沢入沢	秩父市下影森	○	○	土石流
1408	H23.3.29	別当沢	秩父市下影森	○	○	土石流
1409	H23.3.29	沖川堀	秩父市下影森	○	○	土石流
1410	H23.3.29	上影森1-1	秩父市下影森	○	○	土石流
1411	H23.3.29	上影森1-2	秩父市下影森	○	○	土石流
1412	H23.3.29	上影森2	秩父市下影森	○	○	土石流
1413	H23.3.29	上影森3	秩父市下影森	○	○	土石流
1414	H23.3.29	上影森4	秩父市下影森	○	○	土石流
1415	H23.3.29	押堀川3-1	秩父市下影森	○	○	土石流
1416	H23.3.29	押堀川3-2	秩父市下影森	○	○	土石流
1417	H23.3.29	押堀川4	秩父市下影森	○	○	土石流
1418	H23.3.29	押堀川5	秩父市下影森	○	○	土石流
1419	H23.3.29	上影森5-1	秩父市上影森	○	○	土石流
1420	H23.3.29	上影森5-2	秩父市上影森	○	○	土石流
1421	H23.3.29	上影森5-3	秩父市上影森	○	○	土石流
1422	H23.3.29	別所2	秩父市別所	○	○	土石流
1423	H23.3.29	別所3	秩父市別所	○	○	土石流
1424	H23.3.29	別所1-1	秩父市別所	○	○	急傾斜地の崩壊
1425	H23.3.29	別所1-2	秩父市別所	○	○	急傾斜地の崩壊
1426	H23.3.29	モクボ・南	秩父市吉田石間	○	○	土石流
1427	H23.3.29	下漆木	秩父市吉田石間	○	○	土石流
1428	H23.3.29	虫神沢	秩父市吉田石間	○	○	土石流
1429	H23.3.29	森戸入沢	秩父市吉田石間	○	○	土石流
1430	H23.3.29	中沢	秩父市吉田石間	○	○	土石流
1431	H23.3.29	棒の入沢	秩父市吉田石間	○	○	土石流
1432	H23.3.29	石間沢戸1-1	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1433	H23.3.29	石間沢戸1-2	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1434	H23.3.29	石間沢戸1-3	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1435	H23.3.29	石間沢戸1-4	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1436	H23.3.29	石間沢戸1-5	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1437	H23.3.29	石間沢戸1-6	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1438	H23.3.29	石間沢戸1-7	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1439	H23.3.29	石間沢戸1-8	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1440	H23.3.29	石間沢戸1-9	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1441	H23.3.29	石間沢戸1-10	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1442	H23.3.29	東-1	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1443	H23.3.29	東-2	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1444	H23.3.29	東-3	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1445	H23.3.29	東-4	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1446	H23.3.29	東-5	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1447	H23.3.29	東-6	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1448	H23.3.29	東-7	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1449	H23.3.29	左八の神	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1450	H23.3.29	下漆木1-1	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1451	H23.3.29	下漆木1-2	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1452	H23.3.29	漆木1-1	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1453	H23.3.29	漆木1-2	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1454	H23.3.29	漆木1-3	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1455	H23.3.29	漆木1-4	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1456	H23.3.29	平島	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1457	H23.3.29	中割-1	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1458	H23.3.29	中割-2	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1459	H23.3.29	柚木2-1	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1460	H23.3.29	柚木2-2	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1461	H23.3.29	柚木2-3	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1462	H23.3.29	高岸1	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1463	H23.3.29	又ノ平	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1464	H23.3.29	枇杷の沢	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1465	H23.3.29	当ノ尾根-1	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1466	H23.3.29	高岸2	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1467	H23.3.29	漆木2-1	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1468	H23.3.29	漆木2-2	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1469	H23.3.29	下漆木2	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1470	H23.3.29	沢戸向	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1471	H23.3.29	当ノ尾根-2	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1472	H23.3.29	又ノ平2	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
1473	H23.3.29	谷津沢1	秩父市荒川白久	○	○	土石流
1474	H23.3.29	谷津沢2-1	秩父市荒川白久	○	○	土石流
1475	H23.3.29	谷津沢2-2	秩父市荒川白久	○	○	土石流
1476	H23.3.29	深入沢	秩父市荒川白久	○	○	土石流
1477	H23.3.29	宮沢	秩父市荒川白久	○	○	土石流
1478	H23.3.29	愛宕沢	秩父市荒川白久	○	○	土石流
1479	H23.3.29	寺の前沢	秩父市荒川白久	○	○	土石流
1480	H23.3.29	白川橋 1	秩父市荒川白久	○	○	土石流
1481	H23.3.29	二見沢1	秩父市荒川白久	○	○	土石流
1482	H23.3.29	二見沢 2	秩父市荒川白久	○	○	土石流
1483	H23.3.29	白川橋 2	秩父市荒川白久	○	○	土石流
1484	H23.3.29	谷1-1	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1485	H23.3.29	谷1-2	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
1486	H23.3.29	谷1-3	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1487	H23.3.29	橋場 1	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1488	H23.3.29	谷 2	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1489	H23.3.29	橋場 2	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1490	H23.3.29	橋場 3	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1491	H23.3.29	上サ-1	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1492	H23.3.29	上サ-2	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1493	H23.3.29	上サ-3	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1494	H23.3.29	上大塚沢	秩父市荒川日野	○	○	土石流
1495	H23.3.29	西ノ沢1	秩父市荒川日野	○	○	土石流
1496	H23.3.29	西ノ沢2	秩父市荒川日野	○	○	土石流
1497	H23.3.29	下大塚沢	秩父市荒川日野	○	○	土石流
1498	H23.3.29	大久保沢	秩父市荒川日野	○	○	土石流
1499	H23.3.29	イノチ沢	秩父市荒川白久	○	○	土石流
1500	H23.3.29	大塚1	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
1501	H23.3.29	大塚2	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
1502	H23.3.29	富士山	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
1503	H23.3.29	下日野1	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
1504	H23.3.29	安戸3	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
1505	H23.3.29	松葉	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
1506	H23.3.29	宮ノ下	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
1507	H23.3.29	上田野	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
1508	H23.3.29	芦川	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
1509	H23.3.29	下日野2	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
1510	H23.3.29	川宿-1	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
1511	H23.3.29	川宿-2	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
1512	H23.3.29	寺沢1	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
1513	H23.3.29	寺沢2	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
1514	H23.3.29	豆早原1	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1515	H23.3.29	豆早原2	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1516	H23.3.29	小塚-2	本庄市児玉町太駄	○	○	急傾斜地の崩壊
1517	H23.3.29	上稲沢-1	本庄市児玉町稲沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1518	H23.3.29	寺山	本庄市児玉町河内	○	○	急傾斜地の崩壊
1519	H23.3.29	下稲沢-1	本庄市児玉町稲沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1520	H23.3.29	下稲沢-2	本庄市児玉町稲沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1521	H23.3.29	下稲沢-3	本庄市児玉町稲沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1522	H23.3.29	上稲沢	本庄市児玉町稲沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1523	H23.3.29	中稲沢-2	本庄市児玉町稲沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1524	H23.3.29	中稲沢-2	本庄市児玉町稲沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1525	H23.3.29	下谷戸-1	本庄市児玉町河内	○	○	急傾斜地の崩壊
1526	H23.3.29	寺山-1	本庄市児玉町河内	○	○	急傾斜地の崩壊
1527	H23.3.29	寺山-2	本庄市児玉町河内	○	○	急傾斜地の崩壊
1528	H23.3.29	神子沢	本庄市児玉町河内	○	○	急傾斜地の崩壊
1529	H23.3.29	中川原-1	本庄市児玉町河内	○	○	急傾斜地の崩壊
1530	H23.3.29	中川原-2	本庄市児玉町河内	○	○	急傾斜地の崩壊
1531	H23.3.29	木戸-1	本庄市児玉町河内	○	○	急傾斜地の崩壊
1532	H23.3.29	木戸-2	本庄市児玉町河内	○	○	急傾斜地の崩壊
1533	H23.3.29	上元田-3	本庄市児玉町元田	○	○	急傾斜地の崩壊
1534	H23.3.29	上元田-4	本庄市児玉町元田	○	○	急傾斜地の崩壊
1535	H23.3.29	上元田-5	本庄市児玉町元田	○	○	急傾斜地の崩壊
1536	H23.3.29	中元田-1	本庄市児玉町元田	○	○	急傾斜地の崩壊
1537	H23.3.29	中元田-2	本庄市児玉町元田	○	○	急傾斜地の崩壊
1538	H23.3.29	日影-1	本庄市児玉町元田	○	○	急傾斜地の崩壊
1539	H23.3.29	日影-2	本庄市児玉町元田	○	○	急傾斜地の崩壊
1540	H23.3.29	迎	本庄市児玉町太駄	○	○	急傾斜地の崩壊
1541	H23.3.29	小塚-1	本庄市児玉町太駄	○	○	急傾斜地の崩壊
1542	H23.3.29	小塚-3	本庄市児玉町太駄	○	○	急傾斜地の崩壊
1543	H23.3.29	小塚-4	本庄市児玉町太駄	○	○	急傾斜地の崩壊
1544	H23.3.29	太駄中-1	本庄市児玉町太駄	○	○	急傾斜地の崩壊
1545	H23.3.29	太駄中-2	本庄市児玉町太駄	○	○	急傾斜地の崩壊
1546	H23.3.29	沢戸	本庄市児玉町太駄	○	○	急傾斜地の崩壊
1547	H23.3.29	中元田-3	本庄市児玉町元田	○	○	急傾斜地の崩壊
1548	H23.3.29	上稲沢-2	本庄市児玉町稲沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1549	H23.3.29	上稲沢-3	本庄市児玉町稲沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1550	H23.3.29	大稲沢-1	本庄市児玉町稲沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1551	H23.3.29	大稲沢-2	本庄市児玉町稲沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1552	H23.3.29	大稲沢-3	本庄市児玉町稲沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1553	H23.3.29	大稲沢-4	本庄市児玉町元田	○	○	急傾斜地の崩壊
1554	H23.3.29	下谷戸	本庄市児玉町河内	○	○	急傾斜地の崩壊
1555	H23.3.29	寺山-1	本庄市児玉町元田	○	○	急傾斜地の崩壊
1556	H23.3.29	寺山-2	本庄市児玉町河内	○	○	急傾斜地の崩壊
1557	H23.3.29	神子沢	本庄市児玉町河内	○	○	急傾斜地の崩壊
1558	H23.3.29	藤沢	本庄市児玉町河内	○	○	急傾斜地の崩壊
1559	H23.3.29	日影-1	本庄市児玉町元田	○	○	急傾斜地の崩壊
1560	H23.3.29	小塚-1	本庄市児玉町太駄	○	○	急傾斜地の崩壊
1561	H23.3.29	殿谷戸-2	本庄市児玉町太駄	○	○	急傾斜地の崩壊
1562	H23.3.29	殿谷戸-3	本庄市児玉町太駄	○	○	急傾斜地の崩壊
1563	H23.3.29	上元田-2	本庄市児玉町元田	○	○	急傾斜地の崩壊
1564	H23.3.29	下谷戸-2	本庄市児玉町河内	○	○	急傾斜地の崩壊
1565	H23.3.29	内出沢西	本庄市児玉町稲沢	○	○	土石流
1566	H23.3.29	藤の沢1号	本庄市児玉町元田	○	○	土石流
1567	H23.3.29	浅間沢支渠	本庄市児玉町元田	○	○	土石流
1568	H23.3.29	中元田沢	本庄市児玉町元田	○	○	土石流
1569	H23.3.29	間瀬南沢	本庄市児玉町河内	○	○	土石流
1570	H23.3.29	藤の沢2号	本庄市児玉町河内	○	○	土石流
1571	H23.3.29	下木戸沢	本庄市児玉町河内	○	○	土石流
1572	H23.3.29	中木戸沢	本庄市児玉町河内	○	○	土石流
1573	H23.3.29	上木戸沢	本庄市児玉町河内	○	○	土石流
1574	H23.3.29	神子沢-1	本庄市児玉町河内	○	○	土石流
1575	H23.3.29	神子沢-2	本庄市児玉町河内	○	○	土石流
1576	H23.3.29	八殿谷沢-1	本庄市児玉町太駄	○	○	土石流
1577	H23.3.29	八殿谷沢-2	本庄市児玉町太駄	○	○	土石流
1578	H23.3.29	宇津木沢南	本庄市児玉町太駄	○	○	土石流

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
1579	H23.3.29	宇津木沢	本庄市児玉町太駄	○	○	土石流
1580	H23.3.29	下谷戸沢	本庄市児玉町河内	○	○	土石流
1581	H23.3.29	橋倉沢	本庄市児玉町河内	○	○	土石流
1582	H23.3.29	新屋敷沢	本庄市児玉町河内	○	○	土石流
1583	H23.3.29	稲藪川支渓1号	本庄市児玉町稲沢	○	○	土石流
1584	H23.3.29	稲藪川支渓2号	本庄市児玉町稲沢	○	○	土石流
1585	H23.3.29	内出沢	本庄市児玉町稲沢	○	○	土石流
1586	H23.3.29	清水	比企郡嵐山町吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
1587	H23.3.29	鶴巻一	比企郡嵐山町吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
1588	H23.3.29	古里	比企郡嵐山町古里	○	○	急傾斜地の崩壊
1589	H23.3.29	坂下	比企郡嵐山町遠山	○	○	急傾斜地の崩壊
1590	H23.3.29	坂上	比企郡嵐山町根岸	○	○	急傾斜地の崩壊
1591	H23.3.29	木ノ下	比企郡嵐山町遠山	○	○	急傾斜地の崩壊
1592	H23.3.29	稲笠1	比企郡嵐山町杉山	○	○	急傾斜地の崩壊
1593	H23.3.29	上城ヶ谷戸	比企郡嵐山町杉山	○	○	急傾斜地の崩壊
1594	H23.3.29	稲笠2	比企郡嵐山町杉山	○	○	急傾斜地の崩壊
1595	H23.9.20	栃谷中郷1	秩父市栃谷	○	○	急傾斜地の崩壊
1596	H23.9.20	栃谷下郷1	秩父市栃谷	○	○	急傾斜地の崩壊
1597	H23.9.20	栃谷入沢1	秩父市栃谷	○	○	急傾斜地の崩壊
1598	H23.9.20	栃谷定峰	秩父市栃谷	○	○	急傾斜地の崩壊
1599	H23.9.20	栃谷入沢2	秩父市栃谷	○	○	急傾斜地の崩壊
1600	H23.9.20	栃谷下郷3	秩父市栃谷	○	○	急傾斜地の崩壊
1601	H23.9.20	栃谷下郷4	秩父市栃谷	○	○	急傾斜地の崩壊
1602	H23.9.20	栃谷下郷5	秩父市栃谷	○	○	急傾斜地の崩壊
1603	H23.9.20	栃谷下郷2-1	秩父市栃谷	○	○	急傾斜地の崩壊
1604	H23.9.20	栃谷下郷2-2	秩父市栃谷	○	○	急傾斜地の崩壊
1605	H23.9.20	柳田	秩父市栃谷	○	○	土石流
1606	H23.9.20	下郷1	秩父市栃谷	○	○	土石流
1607	H23.9.20	下郷2-1	秩父市栃谷	○	○	土石流
1608	H23.9.20	下郷2-2	秩父市栃谷	○	○	土石流
1609	H23.9.20	栃谷入沢	秩父市栃谷	○	○	土石流
1610	H23.9.20	上郷1	秩父市栃谷	○	○	土石流
1611	H23.9.20	上郷4	秩父市栃谷	○	○	土石流
1612	H23.9.20	中郷	秩父市栃谷	○	○	土石流
1613	H23.9.20	上郷5	秩父市栃谷	○	○	土石流
1614	H23.9.20	黒谷	秩父市栃谷	○	○	土石流
1615	H23.9.20	菅根坂沢	秩父市栃谷	○	○	土石流
1616	H23.9.20	矢追1	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1617	H23.9.20	下長芦	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1618	H23.9.20	矢追3-1	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1619	H23.9.20	矢追3-2	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1620	H23.9.20	矢追3-3	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1621	H23.9.20	矢追3-4	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1622	H23.9.20	矢追3-5	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1623	H23.9.20	矢追5	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1624	H23.9.20	木戸原2-1	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1625	H23.9.20	木戸原2-2	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1626	H23.9.20	木戸原4-1	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1627	H23.9.20	木戸原4-2	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1628	H23.9.20	木戸原4-3	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1629	H23.9.20	木戸原4-4	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1630	H23.9.20	大棚8-1	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1631	H23.9.20	大棚8-2	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1632	H23.9.20	深田	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1633	H23.9.20	大棚1	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1634	H23.9.20	大棚3	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1635	H23.9.20	大棚4	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1636	H23.9.20	大棚2-1	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1637	H23.9.20	大棚2-2	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1638	H23.9.20	矢行地2	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1639	H23.9.20	矢行地1	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1640	H23.9.20	矢追4-1	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1641	H23.9.20	矢追4-2	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1642	H23.9.20	木戸原	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1643	H23.9.20	木戸原3	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1644	H23.9.20	矢行地3	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1645	H23.9.20	前沢1	秩父市栃谷	○	○	土石流
1646	H23.9.20	前沢2	秩父市栃谷	○	○	土石流
1647	H23.9.20	大棚1	秩父市山田	○	○	土石流
1648	H23.9.20	向堀-2	秩父郡東秩父村御堂	○	○	急傾斜地の崩壊
1649	H23.9.20	向堀-5	秩父郡東秩父村御堂	○	○	急傾斜地の崩壊
1650	H23.9.20	向堀-6	秩父郡東秩父村御堂	○	○	急傾斜地の崩壊
1651	H23.9.20	向堀-7	秩父郡東秩父村御堂	○	○	急傾斜地の崩壊
1652	H23.9.20	奥沢上	秩父郡東秩父村奥沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1653	H23.9.20	青木下	秩父郡東秩父村奥沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1654	H23.9.20	青木下-2	秩父郡東秩父村奥沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1655	H23.9.20	向堀	秩父郡東秩父村御堂	○	○	急傾斜地の崩壊
1656	H23.9.20	向堀-4	秩父郡東秩父村御堂	○	○	急傾斜地の崩壊
1657	H23.9.20	向堀-3	秩父郡東秩父村御堂	○	○	急傾斜地の崩壊
1658	H23.9.20	奥沢上-2	秩父郡東秩父村奥沢	○	○	急傾斜地の崩壊
1659	H23.9.20	向堀-1	秩父郡東秩父村御堂	○	○	急傾斜地の崩壊
1660	H23.9.20	菖蒲沢	秩父郡東秩父村御堂	○	○	土石流
1661	H23.9.20	向堀沢-1	秩父郡東秩父村御堂	○	○	土石流
1662	H23.9.20	向堀沢-2	秩父郡東秩父村御堂	○	○	土石流
1663	H23.9.20	あたご沢	秩父郡東秩父村御堂	○	○	土石流
1664	H23.9.20	深沢寺沢	秩父郡東秩父村奥沢	○	○	土石流
1665	H23.9.20	奥沢上ノ沢	秩父郡東秩父村奥沢	○	○	土石流
1666	H23.9.20	奥沢上沢	秩父郡東秩父村奥沢	○	○	土石流
1667	H23.9.20	青木下沢	秩父郡東秩父村奥沢	○	○	土石流
1668	H23.9.20	氷川	比企郡ときがわ町櫛平	○	○	土石流
1669	H23.9.20	明神沢	比企郡ときがわ町櫛平	○	○	土石流
1670	H23.9.20	明神沢右1	比企郡ときがわ町櫛平	○	○	土石流
1671	H23.9.20	明神沢左1	比企郡ときがわ町櫛平	○	○	土石流

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区域 4595箇所	
1672	H23.9.20	明神沢左2	比企郡ときがわ町櫛平	○		土石流
1673	H23.9.20	明神沢左4	比企郡ときがわ町櫛平		○	土石流
1674	H23.9.20	中力沢	比企郡ときがわ町大野	○		土石流
1675	H23.9.20	宮沢川	比企郡ときがわ町大野	○	○	土石流
1676	H23.9.20	成沢	比企郡ときがわ町大野	○	○	土石流
1677	H23.9.20	成沢子1	比企郡ときがわ町大野	○	○	土石流
1678	H23.9.20	七重川	比企郡ときがわ町大野	○	○	土石流
1679	H23.9.20	七重川左1	比企郡ときがわ町大野	○	○	土石流
1680	H23.9.20	七重川左2	比企郡ときがわ町大野	○	○	土石流
1681	H23.9.20	吉沢川1	比企郡ときがわ町日影	○		土石流
1682	H23.9.20	吉沢川2	比企郡ときがわ町日影	○		土石流
1683	H23.9.20	大ヶ谷沢	比企郡ときがわ町日影	○	○	土石流
1684	H23.9.20	高谷川	比企郡ときがわ町日影	○	○	土石流
1685	H23.9.20	雀川	比企郡ときがわ町日影	○	○	土石流
1686	H23.9.20	滝山・萬開沢1	比企郡ときがわ町五明	○	○	土石流
1687	H23.9.20	滝山・萬開沢2	比企郡ときがわ町五明	○	○	土石流
1688	H24.2.7	塚東	深谷市岡	○		急傾斜地の崩壊
1689	H24.2.7	石原	深谷市山河	○	○	急傾斜地の崩壊
1690	H24.2.7	岡上-1	深谷市岡	○	○	急傾斜地の崩壊
1691	H24.2.7	岡上-2	深谷市岡	○	○	急傾斜地の崩壊
1692	H24.2.7	針ヶ谷64	深谷市針ヶ谷	○	○	急傾斜地の崩壊
1693	H24.2.7	上郷	深谷市武蔵野	○	○	急傾斜地の崩壊
1694	H24.2.7	岡上	深谷市岡	○	○	急傾斜地の崩壊
1695	H24.2.7	針ヶ谷-1-1	深谷市針ヶ谷	○	○	急傾斜地の崩壊
1696	H24.2.7	針ヶ谷-1-2	深谷市針ヶ谷	○	○	急傾斜地の崩壊
1697	H24.2.7	四拾坂	深谷市岡	○	○	急傾斜地の崩壊
1698	H24.2.7	滝-1	深谷市黒田	○	○	急傾斜地の崩壊
1699	H24.2.7	滝-2	深谷市永田	○	○	急傾斜地の崩壊
1700	H24.2.7	上郷	深谷市武蔵野	○	○	急傾斜地の崩壊
1701	H24.2.7	前中里-2	深谷市田中	○	○	急傾斜地の崩壊
1702	H24.2.7	後山沢1	大里郡寄居町風布	○	○	土石流
1703	H24.2.7	風布-1	大里郡寄居町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
1704	H24.2.7	風布-6	大里郡寄居町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
1705	H24.2.7	風布	大里郡寄居町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
1706	H24.2.7	釜伏	大里郡寄居町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
1707	H24.2.7	風布-4	大里郡寄居町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
1708	H24.2.7	風布-5	大里郡寄居町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
1709	H24.2.7	風布-7	大里郡寄居町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
1710	H24.2.7	風布-2	大里郡寄居町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
1711	H24.2.7	風布-3	大里郡寄居町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
1712	H24.3.2	新田-5	飯能市大字虎秀	○	○	急傾斜地の崩壊
1713	H24.3.2	新田-1	飯能市大字虎秀	○	○	急傾斜地の崩壊
1714	H24.3.2	新田-2	飯能市大字虎秀	○	○	急傾斜地の崩壊
1715	H24.3.2	新田-4	飯能市大字虎秀	○	○	急傾斜地の崩壊
1716	H24.3.2	中居	飯能市大字虎秀	○	○	急傾斜地の崩壊
1717	H24.3.2	落合-1	飯能市大字虎秀	○	○	急傾斜地の崩壊
1718	H24.3.2	間野-12	飯能市大字虎秀	○	○	急傾斜地の崩壊
1719	H24.3.2	新田-6	飯能市大字虎秀	○	○	急傾斜地の崩壊
1720	H24.3.2	落合-8	飯能市大字虎秀	○	○	急傾斜地の崩壊
1721	H24.3.2	間野-18	飯能市大字虎秀	○	○	急傾斜地の崩壊
1722	H24.3.2	間野-19	飯能市大字虎秀	○	○	急傾斜地の崩壊
1723	H24.3.2	南1-1	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1724	H24.3.2	南1-2	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1725	H24.3.2	下中沢-1	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1726	H24.3.2	下中沢-2	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1727	H24.3.2	下中沢-8	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1728	H24.3.2	下中沢-9	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1729	H24.3.2	下中沢-10	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1730	H24.3.2	桜久保-1	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1731	H24.3.2	桜久保-2	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1732	H24.3.2	山中-4-1	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1733	H24.3.2	山中-4-2	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1734	H24.3.2	並沢	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1735	H24.3.2	下中沢-3	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1736	H24.3.2	下中沢-4	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1737	H24.3.2	下中沢-7	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1738	H24.3.2	山中-5	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1739	H24.3.2	山中-6	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1740	H24.3.2	南-1	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1741	H24.3.2	南-2	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1742	H24.3.2	南-3	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1743	H24.3.2	南-4	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1744	H24.3.2	南-5-1	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1745	H24.3.2	南-5-2	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1746	H24.3.2	南-5-3	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1747	H24.3.2	南-6	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1748	H24.3.2	南-7	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1749	H24.3.2	上中沢-1	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1750	H24.3.2	上中沢-3	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1751	H24.3.2	上中沢-4-1	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1752	H24.3.2	上中沢-4-2	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1753	H24.3.2	上中沢-4-3	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1754	H24.3.2	上中沢-5	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1755	H24.3.2	上中沢-6	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1756	H24.3.2	栃屋谷-1	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1757	H24.3.2	栃屋谷-2	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1758	H24.3.2	栃屋谷-3	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1759	H24.3.2	上中沢-7	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1760	H24.3.2	上中沢-8-1	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1761	H24.3.2	上中沢-8-2	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1762	H24.3.2	上中沢-9	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1763	H24.3.2	栃屋谷-4	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1764	H24.3.2	下中沢-6	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	4595箇所	
1765	H24.3.2	下中沢-5	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1766	H24.3.2	南-8	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1767	H24.3.2	南-9	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1768	H24.3.2	南-10	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1769	H24.3.2	南-11-1	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1770	H24.3.2	南-11-2	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1771	H24.3.2	南-12	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1772	H24.3.2	南-13	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1773	H24.3.2	南-14	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
1774	H24.3.2	夕市場沢	飯能市大字虎秀	○	○	土石流
1775	H24.3.2	ナラノカキ南沢	飯能市大字虎秀	○	○	土石流
1776	H24.3.2	ナラノカキ沢	飯能市大字虎秀	○	○	土石流
1777	H24.3.2	茶之岳川	飯能市大字虎秀	○	○	土石流
1778	H24.3.2	ユガテ沢	飯能市大字虎秀	○	○	土石流
1779	H24.3.2	橋本沢	飯能市大字虎秀	○	○	土石流
1780	H24.3.2	桜久保川	飯能市大字南	○	○	土石流
1781	H24.3.2	関ノ入沢	飯能市大字南	○	○	土石流
1782	H24.3.2	桃木川	飯能市大字南	○	○	土石流
1783	H24.3.2	八王子川	飯能市大字南	○	○	土石流
1784	H24.3.2	山中川	飯能市大字南	○	○	土石流
1785	H24.3.2	大豆口川1号	飯能市大字南	○	○	土石流
1786	H24.3.2	大豆口川2号	飯能市大字南	○	○	土石流
1787	H24.3.2	大豆口川3号	飯能市大字南	○	○	土石流
1788	H24.3.2	子ノ山川-1	飯能市大字南	○	○	土石流
1789	H24.3.2	子ノ山川-2	飯能市大字南	○	○	土石流
1790	H24.3.2	子ノ山川-3	飯能市大字南	○	○	土石流
1791	H24.3.2	子ノ山川-4	飯能市大字南	○	○	土石流
1792	H24.3.2	久々戸川1号	飯能市大字南	○	○	土石流
1793	H24.3.2	久々戸川2号	飯能市大字南	○	○	土石流
1794	H24.3.2	久々戸川3号	飯能市大字南	○	○	土石流
1795	H24.3.2	栃屋谷川2号-1	飯能市大字南	○	○	土石流
1796	H24.3.2	栃屋谷川2号-2	飯能市大字南	○	○	土石流
1797	H24.3.2	栃屋谷川2号-3	飯能市大字南	○	○	土石流
1798	H24.3.2	畑ヶ中川	飯能市大字南	○	○	土石流
1799	H24.3.2	中島川2号	飯能市大字南	○	○	土石流
1800	H24.3.2	中島川1号	飯能市大字南	○	○	土石流
1801	H24.3.2	笹能川	飯能市大字南	○	○	土石流
1802	H24.3.2	上中沢2号	飯能市大字南	○	○	土石流
1803	H24.3.2	上中沢1号	飯能市大字南	○	○	土石流
1804	H24.3.2	栃屋谷川1号	飯能市大字南	○	○	土石流
1805	H24.3.2	宗穂寺川	飯能市大字南	○	○	土石流
1806	H24.3.2	中藤川1	飯能市大字南	○	○	土石流
1807	H24.3.2	中藤川2	飯能市大字南	○	○	土石流
1808	H24.3.13	大下-1	入間郡毛呂山町大字権現堂	○	○	急傾斜地の崩壊
1809	H24.3.13	東ウチコシ	入間郡毛呂山町大字大谷木	○	○	急傾斜地の崩壊
1810	H24.3.13	大下-2	入間郡毛呂山町大字大谷木	○	○	急傾斜地の崩壊
1811	H24.3.13	西ノ入-2	入間郡毛呂山町大字大谷木	○	○	急傾斜地の崩壊
1812	H24.3.13	大久保	入間郡毛呂山町大字権現堂	○	○	急傾斜地の崩壊
1813	H24.3.13	大下-3	入間郡毛呂山町大字大谷木	○	○	急傾斜地の崩壊
1814	H24.3.13	鎌北-1	入間郡毛呂山町大字権現堂	○	○	急傾斜地の崩壊
1815	H24.3.13	鎌北-2	入間郡毛呂山町大字権現堂	○	○	急傾斜地の崩壊
1816	H24.3.13	権現堂-1	入間郡毛呂山町大字宿谷	○	○	急傾斜地の崩壊
1817	H24.3.13	大谷木-1	入間郡毛呂山町大字大谷木	○	○	急傾斜地の崩壊
1818	H24.3.13	大谷木-2	入間郡毛呂山町大字大谷木	○	○	急傾斜地の崩壊
1819	H24.3.13	大谷木-3	入間郡毛呂山町大字大谷木	○	○	急傾斜地の崩壊
1820	H24.3.13	北ヒラマツ	入間郡毛呂山町大字権現堂	○	○	土石流
1821	H24.3.13	北ナカザハ沢	入間郡毛呂山町大字権現堂	○	○	土石流
1822	H24.3.13	海考ヶ坂	入間郡毛呂山町大字大谷木	○	○	土石流
1823	H24.3.13	申子-1	入間郡毛呂山町大字大谷木	○	○	土石流
1824	H24.3.13	申子-2	入間郡毛呂山町大字大谷木	○	○	土石流
1825	H24.3.13	西ノ入	入間郡毛呂山町大字大谷木	○	○	土石流
1826	H24.3.13	山王	比企郡滑川町大字山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1827	H24.3.13	前谷中郷	比企郡滑川町大字山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1828	H24.3.13	和泉-1	比企郡滑川町大字和泉	○	○	急傾斜地の崩壊
1829	H24.3.13	和泉上	比企郡滑川町大字和泉	○	○	急傾斜地の崩壊
1830	H24.3.13	和泉-2	比企郡滑川町大字和泉	○	○	急傾斜地の崩壊
1831	H24.3.13	上伊古	比企郡滑川町大字伊古	○	○	急傾斜地の崩壊
1832	H24.3.13	加田-2	比企郡滑川町大字中尾	○	○	急傾斜地の崩壊
1833	H24.3.13	下モ-1-1	比企郡ときがわ町大字大野	○	○	急傾斜地の崩壊
1834	H24.3.13	下モ-1-2	比企郡ときがわ町大字大野	○	○	急傾斜地の崩壊
1835	H24.3.13	下モ-2	比企郡ときがわ町大字大野	○	○	急傾斜地の崩壊
1836	H24.3.13	下モ-5-1	比企郡ときがわ町大字大野	○	○	急傾斜地の崩壊
1837	H24.3.13	下モ-5-2	比企郡ときがわ町大字大野	○	○	急傾斜地の崩壊
1838	H24.3.13	下モ-5-3	比企郡ときがわ町大字大野	○	○	急傾斜地の崩壊
1839	H24.3.13	下モ-5-4	比企郡ときがわ町大字大野	○	○	急傾斜地の崩壊
1840	H24.3.13	中カ-2	比企郡ときがわ町大字大野	○	○	急傾斜地の崩壊
1841	H24.3.13	上サ-1-1	比企郡ときがわ町大字大野	○	○	急傾斜地の崩壊
1842	H24.3.13	上サ-1-2	比企郡ときがわ町大字大野	○	○	急傾斜地の崩壊
1843	H24.3.13	上サ-2	比企郡ときがわ町大字大野	○	○	急傾斜地の崩壊
1844	H24.3.13	下モ-3	比企郡ときがわ町大字大野	○	○	急傾斜地の崩壊
1845	H24.3.13	下モ-4	比企郡ときがわ町大字大野	○	○	急傾斜地の崩壊
1846	H24.3.13	上サ-3	比企郡ときがわ町大字大野	○	○	急傾斜地の崩壊
1847	H24.3.13	上サ-4-1	比企郡ときがわ町大字大野	○	○	急傾斜地の崩壊
1848	H24.3.13	上サ-4-2	比企郡ときがわ町大字大野	○	○	急傾斜地の崩壊
1849	H24.3.13	中カ-3	比企郡ときがわ町大字大野	○	○	急傾斜地の崩壊
1850	H24.3.13	上サ-5	比企郡ときがわ町大字大野	○	○	急傾斜地の崩壊
1851	H24.3.13	上ミ	比企郡ときがわ町大字大野	○	○	急傾斜地の崩壊
1852	H24.3.13	中カ-1-1	比企郡ときがわ町大字大野	○	○	急傾斜地の崩壊
1853	H24.3.13	中カ-1-2	比企郡ときがわ町大字大野	○	○	急傾斜地の崩壊
1854	H24.3.13	中カ-4	比企郡ときがわ町大字大野	○	○	急傾斜地の崩壊
1855	H24.3.13	日向根-1	比企郡ときがわ町大字柗平	○	○	急傾斜地の崩壊
1856	H24.3.13	向尾根-2	比企郡ときがわ町大字柗平	○	○	急傾斜地の崩壊
1857	H24.3.13	向尾根-1	比企郡ときがわ町大字柗平	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の 発生原因となる 自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒 区 域 4595箇所	
1858	H24.3.13	日向根-3	比企郡ときがわ町大字桐平	○	○	急傾斜地の崩壊
1859	H24.3.13	日向根-2	比企郡ときがわ町大字桐平	○	○	急傾斜地の崩壊
1860	H24.3.13	日向根-4	比企郡ときがわ町大字桐平	○	○	急傾斜地の崩壊
1861	H24.3.13	向尾根-3	比企郡ときがわ町大字桐平	○	○	急傾斜地の崩壊
1862	H24.3.13	沖入沢	比企郡ときがわ町大字大野	○	○	土石流
1863	H24.3.16	御岳山	入間郡越生町大字西和田	○	○	急傾斜地の崩壊
1864	H24.3.16	上ノ久保	入間郡越生町大字上谷	○	○	急傾斜地の崩壊
1865	H24.3.16	大菅	入間郡越生町大字上谷	○	○	急傾斜地の崩壊
1866	H24.3.16	中ノ谷	入間郡越生町大字上谷	○	○	急傾斜地の崩壊
1867	H24.3.16	清水-1	入間郡越生町大字津久根	○	○	急傾斜地の崩壊
1868	H24.3.16	清水-2	入間郡越生町大字津久根	○	○	急傾斜地の崩壊
1869	H24.3.16	小林-1	入間郡越生町大字上谷	○	○	急傾斜地の崩壊
1870	H24.3.16	小林-2	入間郡越生町大字上谷	○	○	急傾斜地の崩壊
1871	H24.3.16	新道	入間郡越生町大字黒岩	○	○	急傾斜地の崩壊
1872	H24.3.16	下川原-1	入間郡越生町大字西和田	○	○	急傾斜地の崩壊
1873	H24.3.16	下川原-2	入間郡越生町大字西和田	○	○	急傾斜地の崩壊
1874	H24.3.16	後	入間郡越生町大字西和田	○	○	急傾斜地の崩壊
1875	H24.3.16	薬師入	入間郡越生町大字津久根	○	○	急傾斜地の崩壊
1876	H24.3.16	越生-1-1	入間郡越生町大字越生	○	○	急傾斜地の崩壊
1877	H24.3.16	越生-1-2	入間郡越生町大字越生	○	○	急傾斜地の崩壊
1878	H24.3.16	越生-1-3	入間郡越生町大字越生	○	○	急傾斜地の崩壊
1879	H24.3.16	越生-1-4	入間郡越生町大字越生	○	○	急傾斜地の崩壊
1880	H24.3.16	越生-1-5	入間郡越生町大字越生	○	○	急傾斜地の崩壊
1881	H24.3.16	津久根-1	入間郡越生町大字津久根	○	○	急傾斜地の崩壊
1882	H24.3.16	成瀬-1	入間郡越生町大字成瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
1883	H24.3.16	成瀬-2	入間郡越生町大字成瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
1884	H24.3.16	成瀬-3	入間郡越生町大字成瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
1885	H24.3.16	古池-1	入間郡越生町大字古池	○	○	急傾斜地の崩壊
1886	H24.3.16	大山沢	入間郡越生町大字上野	○	○	土石流
1887	H24.3.16	津久根	入間郡越生町大字津久根	○	○	土石流
1888	H24.3.16	譚岐沢	入間郡越生町大字上野	○	○	土石流
1889	H24.3.16	大橋川	入間郡越生町大字上野	○	○	土石流
1890	H24.3.16	山際沢	入間郡越生町大字成瀬	○	○	土石流
1891	H24.3.16	あじさい公園沢	入間郡越生町大字表原	○	○	土石流
1892	H24.3.16	紅葉谷-1	入間郡越生町大字表原	○	○	土石流
1893	H24.3.16	紅葉谷-2	入間郡越生町大字表原	○	○	土石流
1894	H24.3.16	妙ヶ沢	入間郡越生町大字表原	○	○	土石流
1895	H24.3.16	冶右衛門沢	入間郡越生町大字表原	○	○	土石流
1896	H24.3.16	芝山沢	入間郡越生町大字表原	○	○	土石流
1897	H24.3.30	高柳-3	本庄市児玉町高柳	○	○	急傾斜地の崩壊
1898	H24.3.30	生野	本庄市児玉町児玉	○	○	急傾斜地の崩壊
1899	H24.3.30	高柳-2	本庄市児玉町高柳	○	○	急傾斜地の崩壊
1900	H24.3.30	間瀬-3-1	本庄市児玉町小平	○	○	急傾斜地の崩壊
1901	H24.3.30	間瀬-3-2	本庄市児玉町小平	○	○	急傾斜地の崩壊
1902	H24.3.30	黒石	本庄市児玉町小平	○	○	急傾斜地の崩壊
1903	H24.3.30	根岸-1	本庄市児玉町小平	○	○	急傾斜地の崩壊
1904	H24.3.30	根岸-2	本庄市児玉町小平	○	○	急傾斜地の崩壊
1905	H24.3.30	山崎	本庄市児玉町飯倉	○	○	急傾斜地の崩壊
1906	H24.3.30	下町-3	本庄市児玉町児玉	○	○	急傾斜地の崩壊
1907	H24.3.30	小平-2	本庄市児玉町小平	○	○	急傾斜地の崩壊
1908	H24.3.30	小平-3	本庄市児玉町小平	○	○	急傾斜地の崩壊
1909	H24.3.30	小平-4	本庄市児玉町小平	○	○	急傾斜地の崩壊
1910	H24.3.30	間瀬-4	本庄市児玉町小平	○	○	急傾斜地の崩壊
1911	H24.3.30	下浅見	本庄市児玉町下浅見	○	○	急傾斜地の崩壊
1912	H24.3.30	宮内-1	本庄市児玉町宮内	○	○	急傾斜地の崩壊
1913	H24.3.30	滝の前-1	本庄市児玉町宮内	○	○	急傾斜地の崩壊
1914	H24.3.30	滝の前-2	本庄市児玉町宮内	○	○	急傾斜地の崩壊
1915	H24.3.30	滝の前-3	本庄市児玉町宮内	○	○	急傾斜地の崩壊
1916	H24.3.30	滝の前-4	本庄市児玉町宮内	○	○	急傾斜地の崩壊
1917	H24.3.30	下町-2	本庄市児玉町児玉	○	○	急傾斜地の崩壊
1918	H24.3.30	秋山-1-1	本庄市児玉町秋山	○	○	急傾斜地の崩壊
1919	H24.3.30	秋山-1-2	本庄市児玉町秋山	○	○	急傾斜地の崩壊
1920	H24.3.30	秋山-2	本庄市児玉町秋山	○	○	急傾斜地の崩壊
1921	H24.3.30	秋山-4	本庄市児玉町秋山	○	○	急傾斜地の崩壊
1922	H24.3.30	秋山-6	本庄市児玉町秋山	○	○	急傾斜地の崩壊
1923	H24.3.30	小平-1	本庄市児玉町小平	○	○	急傾斜地の崩壊
1924	H24.3.30	内出	本庄市児玉町内出	○	○	急傾斜地の崩壊
1925	H24.3.30	南十条8区-1	児玉郡美里町大字南十条	○	○	急傾斜地の崩壊
1926	H24.3.30	高柳-4	本庄市児玉町高柳	○	○	急傾斜地の崩壊
1927	H24.3.30	山崎	本庄市児玉町飯倉	○	○	急傾斜地の崩壊
1928	H24.3.30	小平川	本庄市児玉町小平	○	○	土石流
1929	H24.3.30	淵の前沢	本庄市児玉町小平	○	○	土石流
1930	H24.3.30	黒石川	本庄市児玉町小平	○	○	土石流
1931	H24.3.30	間瀬沢	本庄市児玉町小平	○	○	土石流
1932	H24.3.30	間瀬上沢	本庄市児玉町小平	○	○	土石流
1933	H24.3.30	天王沢	本庄市児玉町飯倉	○	○	土石流
1934	H24.3.30	生野沢東	本庄市児玉町児玉	○	○	土石流
1935	H24.3.30	生野沢西	本庄市児玉町児玉	○	○	土石流
1936	H24.3.30	中通り沢	本庄市児玉町秋山	○	○	土石流
1937	H24.3.30	普明寺沢	本庄市児玉町小平	○	○	土石流
1938	H24.3.30	石木沢	本庄市児玉町小平	○	○	土石流
1939	H24.3.30	春貞寺沢	本庄市児玉町小平	○	○	土石流
1940	H24.3.30	御厨川支溪	本庄市児玉町飯倉	○	○	土石流
1941	H24.3.30	山崎沢	本庄市児玉町飯倉	○	○	土石流
1942	H24.3.30	宮内沢支溪南	本庄市児玉町宮内	○	○	土石流
1943	H24.3.30	宮内沢支溪北	本庄市児玉町宮内	○	○	土石流
1944	H24.3.30	二ノ宮沢	本庄市児玉町宮内	○	○	土石流
1945	H24.3.30	横手-1-1	日高市大字横手	○	○	急傾斜地の崩壊
1946	H24.3.30	横手-1-2	日高市大字横手	○	○	急傾斜地の崩壊
1947	H24.3.30	駒高-1-1	日高市大字高麗本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
1948	H24.3.30	駒高-1-2	日高市大字高麗本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
1949	H24.3.30	駒高-1-3	日高市大字高麗本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
1950	H24.3.30	山下-1	日高市大字横手	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
1951	H24.3.30	横手-2	日高市大字横手	○	○	急傾斜地の崩壊
1952	H24.3.30	高麗本郷-1	日高市大字高麗本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
1953	H24.3.30	高麗本郷-2	日高市大字高麗本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
1954	H24.3.30	高麗本郷-3-1	日高市大字高麗本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
1955	H24.3.30	高麗本郷-3-2	日高市大字高麗本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
1956	H24.3.30	高麗本郷-4	日高市大字高麗本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
1957	H24.3.30	高麗本郷4	日高市大字高麗本郷	○	○	土石流
1958	H24.3.30	高麗本郷5	日高市大字高麗本郷	○	○	土石流
1959	H24.3.30	高麗本郷1	日高市大字高麗本郷	○	○	土石流
1960	H24.3.30	山下沢	日高市大字横手	○	○	土石流
1961	H24.3.30	高麗本郷2	日高市大字高麗本郷	○	○	土石流
1962	H24.3.30	高麗本郷3	日高市大字高麗本郷	○	○	土石流
1963	H24.3.30	小坂1	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
1964	H24.3.30	中西1	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
1965	H24.3.30	小坂2	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
1966	H24.3.30	中西2	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
1967	H24.3.30	大月1	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
1968	H24.3.30	大月2	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
1969	H24.3.30	矢那瀬根岸	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
1970	H24.3.30	矢那瀬根岸1	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
1971	H24.3.30	矢那瀬根岸2-1	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
1972	H24.3.30	矢那瀬根岸2-2	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
1973	H24.3.30	矢那瀬根岸3	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
1974	H24.3.30	小坂1-1	秩父郡長瀬町大字野上下郷、矢那瀬	○	○	土石流
1975	H24.3.30	小坂1-2	秩父郡長瀬町大字野上下郷、矢那瀬	○	○	土石流
1976	H24.3.30	小坂1-3	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	土石流
1977	H24.3.30	小坂2	秩父郡長瀬町大字野上下郷、矢那瀬	○	○	土石流
1978	H24.3.30	石原沢1	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	土石流
1979	H24.3.30	石原沢2	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	土石流
1980	H24.3.30	丹沢	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	土石流
1981	H24.3.30	大月沢	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	土石流
1982	H24.3.30	大槻沢	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	土石流
1983	H24.3.30	梅の木沢	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	土石流
1984	H24.3.30	坂本沢	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	土石流
1985	H24.3.30	矢那瀬2	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	土石流
1986	H24.7.6	向山沢	比企郡小川町大字腰越	○	○	土石流
1987	H24.7.6	落合沢	比企郡小川町大字腰越	○	○	土石流
1988	H24.7.6	天久川	比企郡小川町大字腰越	○	○	土石流
1989	H24.7.6	明登沢	比企郡小川町大字腰越	○	○	土石流
1990	H24.7.6	明登沢(支)	比企郡小川町大字腰越	○	○	土石流
1991	H24.7.6	内出沢(支)	比企郡小川町大字腰越	○	○	土石流
1992	H24.7.6	内出沢	比企郡小川町大字腰越	○	○	土石流
1993	H24.7.6	北山沢	比企郡小川町大字腰越	○	○	土石流
1994	H24.7.6	上矢岸沢	比企郡小川町大字腰越	○	○	土石流
1995	H24.7.6	小戸山沢	比企郡小川町大字腰越	○	○	土石流
1996	H24.7.6	木落沢	比企郡小川町大字腰越	○	○	土石流
1997	H24.7.6	北堀川	比企郡小川町大字上古寺	○	○	土石流
1998	H24.7.6	大和竹沢	比企郡小川町大字上古寺	○	○	土石流
1999	H24.7.6	清水沢	比企郡小川町大字上古寺	○	○	土石流
2000	H24.7.6	清水沢(支)	比企郡小川町大字上古寺	○	○	土石流
2001	H24.7.6	富平沢(支)-1	比企郡小川町大字上古寺	○	○	土石流
2002	H24.7.6	富平沢(支)-2	比企郡小川町大字上古寺	○	○	土石流
2003	H24.7.6	持田入沢	比企郡小川町大字上古寺	○	○	土石流
2004	H24.7.6	亀河原沢-1	比企郡小川町大字上古寺	○	○	土石流
2005	H24.7.6	亀河原沢-2	比企郡小川町大字上古寺	○	○	土石流
2006	H24.7.6	青柳沢	比企郡小川町大字上古寺	○	○	土石流
2007	H24.7.6	宮平沢	比企郡小川町大字上古寺	○	○	土石流
2008	H24.7.6	鶴ノ舞沢	比企郡小川町大字上古寺	○	○	土石流
2009	H24.7.6	塚山沢	比企郡小川町大字上古寺	○	○	土石流
2010	H24.7.6	柳沢	比企郡小川町大字上古寺	○	○	土石流
2011	H24.7.6	西ノ谷	比企郡小川町大字上古寺	○	○	土石流
2012	H24.7.6	亀河原沢(支)	比企郡小川町大字上古寺	○	○	土石流
2013	H24.7.6	青柳沢(支)	比企郡小川町大字上古寺	○	○	土石流
2014	H24.7.6	和田沢	比企郡小川町大字上古寺	○	○	土石流
2015	H24.7.6	北早道-1	比企郡小川町大字腰越	○	○	急傾斜地の崩壊
2016	H24.7.6	北早道-2	比企郡小川町大字腰越	○	○	急傾斜地の崩壊
2017	H24.7.6	北-2-1	比企郡小川町大字腰越	○	○	急傾斜地の崩壊
2018	H24.7.6	北-2-2	比企郡小川町大字腰越	○	○	急傾斜地の崩壊
2019	H24.7.6	北-2-3	比企郡小川町大字腰越	○	○	急傾斜地の崩壊
2020	H24.7.6	北-2-4	比企郡小川町大字腰越	○	○	急傾斜地の崩壊
2021	H24.7.6	北-2-5	比企郡小川町大字腰越	○	○	急傾斜地の崩壊
2022	H24.7.6	北-2-6	比企郡小川町大字腰越	○	○	急傾斜地の崩壊
2023	H24.7.6	北-2-7	比企郡小川町大字腰越	○	○	急傾斜地の崩壊
2024	H24.7.6	北-1	比企郡小川町大字腰越	○	○	急傾斜地の崩壊
2025	H24.7.6	根古屋-2	比企郡小川町大字腰越	○	○	急傾斜地の崩壊
2026	H24.7.6	根古屋	比企郡小川町大字腰越	○	○	急傾斜地の崩壊
2027	H24.7.6	中反	比企郡小川町大字腰越	○	○	急傾斜地の崩壊
2028	H24.7.6	落合	比企郡小川町大字腰越	○	○	急傾斜地の崩壊
2029	H24.7.6	落合-2-1	比企郡小川町大字腰越	○	○	急傾斜地の崩壊
2030	H24.7.6	落合-2-2	比企郡小川町大字腰越	○	○	急傾斜地の崩壊
2031	H24.7.6	落合-2-3	比企郡小川町大字腰越	○	○	急傾斜地の崩壊
2032	H24.7.6	矢岸	比企郡小川町大字腰越	○	○	急傾斜地の崩壊
2033	H24.7.6	上矢岸	比企郡小川町大字腰越	○	○	急傾斜地の崩壊
2034	H24.7.6	青柳	比企郡小川町大字上古寺	○	○	急傾斜地の崩壊
2035	H24.7.6	京田-1・京田	比企郡小川町大字上古寺	○	○	急傾斜地の崩壊
2036	H24.7.6	小坂-2・滝ノ入-1	比企郡小川町大字上古寺・下古寺	○	○	急傾斜地の崩壊
2037	H24.7.6	和田	比企郡小川町大字上古寺	○	○	急傾斜地の崩壊
2038	H24.7.6	大和竹	比企郡小川町大字下古寺	○	○	急傾斜地の崩壊
2039	H24.7.6	清水-1	比企郡小川町大字上古寺	○	○	急傾斜地の崩壊
2040	H24.7.6	清水-2	比企郡小川町大字上古寺	○	○	急傾斜地の崩壊
2041	H24.7.6	清水-3	比企郡小川町大字上古寺	○	○	急傾斜地の崩壊
2042	H24.7.6	池城-2	比企郡小川町大字上古寺	○	○	急傾斜地の崩壊
2043	H24.7.6	宮ノ平-2・宮ノ平-1	比企郡小川町大字上古寺	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警戒区域		土砂災害の 発生原因となる 自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒 区 域 4595箇所	
2044	H24.7.6	池城	比企郡小川町大字上古寺	○		急傾斜地の崩壊
2045	H24.7.6	塚山-1	比企郡小川町大字上古寺	○		急傾斜地の崩壊
2046	H24.7.6	鶴ノ舞	比企郡小川町大字上古寺	○	○	急傾斜地の崩壊
2047	H24.7.6	塚山-2	比企郡小川町大字上古寺	○		急傾斜地の崩壊
2048	H24.7.6	奈良坂	比企郡小川町大字上古寺	○		急傾斜地の崩壊
2049	H24.7.6	中井-2	比企郡小川町大字上古寺	○		急傾斜地の崩壊
2050	H24.7.6	小門	比企郡小川町大字上古寺	○		急傾斜地の崩壊
2051	H24.9.4	雪見峠-1	東松山市大字岩殿	○	○	急傾斜地の崩壊
2052	H24.9.4	雪見峠-2	東松山市大字岩殿	○	○	急傾斜地の崩壊
2053	H24.9.4	雪見峠-3	東松山市大字岩殿	○	○	急傾斜地の崩壊
2054	H24.9.4	立野	東松山市大字田木	○	○	急傾斜地の崩壊
2055	H24.9.4	於伊勢塚	東松山市大字松山	○		急傾斜地の崩壊
2056	H24.9.4	赤城	東松山市大字田木	○	○	急傾斜地の崩壊
2057	H24.9.4	下唐子	東松山市大字下唐子	○	○	急傾斜地の崩壊
2058	H24.9.4	岩殿-2-1	東松山市大字岩殿	○	○	急傾斜地の崩壊
2059	H24.9.4	岩殿-2-2	東松山市大字岩殿	○	○	急傾斜地の崩壊
2060	H24.9.4	岩殿-3	東松山市大字岩殿	○	○	急傾斜地の崩壊
2061	H24.9.4	神戸-1	東松山市大字神戸	○	○	急傾斜地の崩壊
2062	H24.9.4	神戸-2	東松山市大字神戸	○	○	急傾斜地の崩壊
2063	H24.9.4	柏東	東松山市大字柏崎	○	○	急傾斜地の崩壊
2064	H24.9.4	尻沢-1	東松山市大字岩殿	○	○	急傾斜地の崩壊
2065	H24.9.4	尻沢-2	東松山市大字岩殿	○	○	急傾斜地の崩壊
2066	H24.9.4	神明町	東松山市神明町二丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
2067	H24.9.4	雷原-1	東松山市大字大谷	○	○	急傾斜地の崩壊
2068	H24.9.4	雷原-2	東松山市大字大谷	○	○	急傾斜地の崩壊
2069	H24.9.4	蓮沼	東松山市大字大谷	○	○	急傾斜地の崩壊
2070	H24.9.4	五領	東松山市若松町一丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
2071	H24.9.4	梶久保	東松山市大字大谷	○	○	急傾斜地の崩壊
2072	H24.9.4	一ノ坪-1-1	東松山市大字大谷	○	○	急傾斜地の崩壊
2073	H24.9.4	一ノ坪-1-2	東松山市大字大谷	○	○	急傾斜地の崩壊
2074	H24.9.4	一ノ坪-2	東松山市大字大谷	○	○	急傾斜地の崩壊
2075	H24.9.4	本町一丁目-3	東松山市本町一丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
2076	H24.9.4	吉原	東松山市大字大谷	○	○	急傾斜地の崩壊
2077	H24.9.4	上郷	東松山市大字大谷	○	○	急傾斜地の崩壊
2078	H24.9.4	水穴	東松山市大字大谷	○	○	急傾斜地の崩壊
2079	H24.9.4	長中-2	東松山市大字大谷	○	○	急傾斜地の崩壊
2080	H24.9.4	雷電下沼	東松山市大字大谷	○	○	急傾斜地の崩壊
2081	H24.12.18	下平	秩父郡小鹿野町日尾	○	○	急傾斜地の崩壊
2082	H24.12.18	日尾和田	秩父郡小鹿野町日尾	○	○	急傾斜地の崩壊
2083	H24.12.18	八谷1-1	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2084	H24.12.18	八谷1-2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2085	H24.12.18	八谷1-3	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2086	H24.12.18	富田日向	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2087	H24.12.18	大石津1-1	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2088	H24.12.18	大石津1-2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2089	H24.12.18	大石津1-3	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2090	H24.12.18	宮沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2091	H24.12.18	藤倉中平	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2092	H24.12.18	遠嶽1	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2093	H24.12.18	遠嶽2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2094	H24.12.18	遠嶽3	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2095	H24.12.18	遠嶽4	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2096	H24.12.18	森戸東1	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2097	H24.12.18	森戸東2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2098	H24.12.18	池原	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2099	H24.12.18	小室	秩父郡小鹿野町日尾	○	○	急傾斜地の崩壊
2100	H24.12.18	強矢1	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2101	H24.12.18	向	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2102	H24.12.18	強矢2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2103	H24.12.18	大石津2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2104	H24.12.18	長沢1	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2105	H24.12.18	長沢2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2106	H24.12.18	八谷2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2107	H24.12.18	藤倉富田1	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2108	H24.12.18	藤倉富田2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2109	H24.12.18	矢久	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2110	H24.12.18	森戸西	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2111	H24.12.18	中沢1	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2112	H24.12.18	中沢2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2113	H24.12.18	強矢3	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	急傾斜地の崩壊
2114	H24.12.18	西沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
2115	H24.12.18	堂の沢1	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
2116	H24.12.18	堂の沢2	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
2117	H24.12.18	東沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
2118	H24.12.18	宮沢	秩父郡小鹿野町日尾	○	○	土石流
2119	H24.12.18	大渡沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
2120	H24.12.18	寺沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
2121	H24.12.18	背の沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
2122	H24.12.18	芦沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
2123	H24.12.18	日影沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
2124	H24.12.18	東中沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
2125	H24.12.18	中沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
2126	H24.12.18	西沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
2127	H24.12.18	池原沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
2128	H24.12.18	細入沢	秩父郡小鹿野町藤倉	○	○	土石流
2129	H25.1.22	下閘-1	鴻巣市滝馬室	○		急傾斜地の崩壊
2130	H25.1.22	下閘-2	鴻巣市滝馬室	○	○	急傾斜地の崩壊
2131	H25.1.22	水下一	鴻巣市原馬室	○	○	急傾斜地の崩壊
2132	H25.1.22	水下一4	鴻巣市原馬室	○	○	急傾斜地の崩壊
2133	H25.1.22	石戸宿六丁目-1	北本市石戸宿六丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
2134	H25.1.22	落合-2	秩父郡東秩父村坂本	○	○	急傾斜地の崩壊
2135	H25.1.22	中ノ沢-1	秩父郡東秩父村坂本	○	○	急傾斜地の崩壊
2136	H25.1.22	中ノ沢-2	秩父郡東秩父村坂本	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
2137	H25.1.22	かじやー1	秩父郡東秩父村坂本	○	○	急傾斜地の崩壊
2138	H25.1.22	かじやー2	秩父郡東秩父村坂本	○	○	急傾斜地の崩壊
2139	H25.1.22	坂本中ー2	秩父郡東秩父村坂本	○	○	急傾斜地の崩壊
2140	H25.1.22	坂本下ー1	秩父郡東秩父村坂本	○	○	急傾斜地の崩壊
2141	H25.1.22	坂本下ー3	秩父郡東秩父村坂本	○	○	急傾斜地の崩壊
2142	H25.1.22	坂本下ー4	秩父郡東秩父村坂本	○	○	急傾斜地の崩壊
2143	H25.1.22	新井	秩父郡東秩父村坂本	○	○	急傾斜地の崩壊
2144	H25.1.22	坂本下ー2	秩父郡東秩父村坂本	○	○	急傾斜地の崩壊
2145	H25.1.22	沢向沢	秩父郡東秩父村坂本	○	○	土石流
2146	H25.1.22	矢元沢	秩父郡東秩父村坂本	○	○	土石流
2147	H25.1.22	栗沢	秩父郡東秩父村坂本	○	○	土石流
2148	H25.1.22	天王山沢	秩父郡東秩父村坂本	○	○	土石流
2149	H25.1.22	坂本中沢	秩父郡東秩父村坂本	○	○	土石流
2150	H25.1.22	長ヶ谷沢	秩父郡東秩父村坂本	○	○	土石流
2151	H25.1.22	新畑沢	秩父郡東秩父村坂本	○	○	土石流
2152	H25.1.22	新井ー3ー1	秩父郡東秩父村坂本	○	○	急傾斜地の崩壊
2153	H25.1.22	新井ー3ー2	秩父郡東秩父村坂本	○	○	急傾斜地の崩壊
2154	H25.1.22	新井東ー1ー1	秩父郡東秩父村坂本	○	○	急傾斜地の崩壊
2155	H25.1.22	新井東ー1ー2	秩父郡東秩父村坂本	○	○	急傾斜地の崩壊
2156	H25.1.22	新井東ー2	秩父郡東秩父村坂本	○	○	急傾斜地の崩壊
2157	H25.1.22	新井ー1ー1	秩父郡東秩父村坂本	○	○	急傾斜地の崩壊
2158	H25.1.22	新井ー1ー2	秩父郡東秩父村坂本	○	○	急傾斜地の崩壊
2159	H25.1.22	栗和田ー1	秩父郡東秩父村坂本	○	○	急傾斜地の崩壊
2160	H25.1.22	栗和田ー2	秩父郡東秩父村坂本	○	○	急傾斜地の崩壊
2161	H25.1.22	栗和田ー3	秩父郡東秩父村坂本	○	○	急傾斜地の崩壊
2162	H25.1.22	皆谷下	秩父郡東秩父村皆谷	○	○	急傾斜地の崩壊
2163	H25.1.22	淵ノ上ー1	秩父郡東秩父村皆谷	○	○	急傾斜地の崩壊
2164	H25.1.22	皆谷下ー2ー1	秩父郡東秩父村皆谷	○	○	急傾斜地の崩壊
2165	H25.1.22	皆谷下ー2ー2	秩父郡東秩父村皆谷	○	○	急傾斜地の崩壊
2166	H25.1.22	淵ノ上ー1ー1	秩父郡東秩父村皆谷	○	○	急傾斜地の崩壊
2167	H25.1.22	淵ノ上ー1ー2	秩父郡東秩父村皆谷	○	○	急傾斜地の崩壊
2168	H25.1.22	淵ノ上ー1ー3	秩父郡東秩父村皆谷	○	○	急傾斜地の崩壊
2169	H25.1.22	新田	秩父郡東秩父村皆谷	○	○	急傾斜地の崩壊
2170	H25.1.22	新田ー2ー2	秩父郡東秩父村皆谷	○	○	急傾斜地の崩壊
2171	H25.1.22	新田ー2ー3	秩父郡東秩父村皆谷	○	○	急傾斜地の崩壊
2172	H25.1.22	皆谷下ー3	秩父郡東秩父村皆谷	○	○	急傾斜地の崩壊
2173	H25.1.22	皆谷下ー4	秩父郡東秩父村皆谷	○	○	急傾斜地の崩壊
2174	H25.1.22	新田ー1ー1	秩父郡東秩父村皆谷	○	○	急傾斜地の崩壊
2175	H25.1.22	新田ー1ー2	秩父郡東秩父村皆谷	○	○	急傾斜地の崩壊
2176	H25.1.22	観音山沢	秩父郡東秩父村皆谷	○	○	土石流
2177	H25.1.22	観音山沢(支)	秩父郡東秩父村皆谷	○	○	土石流
2178	H25.1.22	竹ノ平沢	秩父郡東秩父村皆谷	○	○	土石流
2179	H25.1.22	橋場沢	秩父郡東秩父村坂本	○	○	土石流
2180	H25.1.22	杉奈窪沢	秩父郡東秩父村皆谷	○	○	土石流
2181	H25.1.22	梅ノ窪沢	秩父郡東秩父村皆谷	○	○	土石流
2182	H25.1.22	栗和田沢	秩父郡東秩父村皆谷	○	○	土石流
2183	H25.3.29	萩沢ー1	飯能市大字中藤上郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2184	H25.3.29	萩沢ー2	飯能市大字中藤上郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2185	H25.3.29	樫久保ー3	飯能市大字中藤上郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2186	H25.3.29	戸丸	飯能市大字中藤上郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2187	H25.3.29	飛村ー1ー1	飯能市大字中藤上郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2188	H25.3.29	飛村ー1ー2	飯能市大字中藤上郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2189	H25.3.29	飛村ー1ー3	飯能市大字中藤上郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2190	H25.3.29	樫久保ー1	飯能市大字中藤上郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2191	H25.3.29	樫久保ー2	飯能市大字中藤上郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2192	H25.3.29	樫久保ー5	飯能市大字中藤上郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2193	H25.3.29	樫久保ー6ー1	飯能市大字中藤上郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2194	H25.3.29	樫久保ー6ー2	飯能市大字中藤上郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2195	H25.3.29	樫久保ー7	飯能市大字中藤上郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2196	H25.3.29	樫久保ー8ー1	飯能市大字中藤上郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2197	H25.3.29	樫久保ー8ー2	飯能市大字中藤上郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2198	H25.3.29	樫久保ー9	飯能市大字中藤上郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2199	H25.3.29	飛村ー2	飯能市大字中藤上郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2200	H25.3.29	飛村ー3ー1	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
2201	H25.3.29	飛村ー3ー2	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
2202	H25.3.29	飛村ー4	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
2203	H25.3.29	飛村ー5	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
2204	H25.3.29	飛村ー6	飯能市大字南	○	○	急傾斜地の崩壊
2205	H25.3.29	清水ノ上	飯能市大字中藤中郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2206	H25.3.29	久根花ー3	飯能市大字中藤中郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2207	H25.3.29	久根花ー1	飯能市大字中藤中郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2208	H25.3.29	久根花ー2	飯能市大字中藤中郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2209	H25.3.29	荒田ー1ー1	飯能市大字中藤中郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2210	H25.3.29	荒田ー1ー2	飯能市大字中藤中郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2211	H25.3.29	荒田ー2	飯能市大字中藤中郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2212	H25.3.29	荒田ー3	飯能市大字中藤中郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2213	H25.3.29	中藤中郷ー1	飯能市大字中藤中郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2214	H25.3.29	中藤中郷ー2	飯能市大字中藤中郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2215	H25.3.29	中藤中郷ー3	飯能市大字中藤中郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2216	H25.3.29	中藤中郷ー4	飯能市大字中藤中郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2217	H25.3.29	中藤中郷ー5	飯能市大字中藤中郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2218	H25.3.29	岩本ー5	飯能市大字虎秀	○	○	急傾斜地の崩壊
2219	H25.3.29	落合ー2	飯能市大字虎秀	○	○	急傾斜地の崩壊
2220	H25.3.29	落合ー4	飯能市大字虎秀	○	○	急傾斜地の崩壊
2221	H25.3.29	市場ー1	飯能市大字虎秀	○	○	急傾斜地の崩壊
2222	H25.3.29	平戸ー2	飯能市大字平戸	○	○	急傾斜地の崩壊
2223	H25.3.29	平戸ー1ー1	飯能市大字平戸	○	○	急傾斜地の崩壊
2224	H25.3.29	平戸ー1ー2	飯能市大字平戸	○	○	急傾斜地の崩壊
2225	H25.3.29	平戸ー1ー3	飯能市大字平戸	○	○	急傾斜地の崩壊
2226	H25.3.29	平戸ー3ー1	飯能市大字虎秀	○	○	急傾斜地の崩壊
2227	H25.3.29	平戸ー3ー2	飯能市大字平戸	○	○	急傾斜地の崩壊
2228	H25.3.29	平戸ー4	飯能市大字平戸	○	○	急傾斜地の崩壊
2229	H25.3.29	横畑	飯能市大字中藤上郷	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
2230	H25.3.29	中内-1	飯能市大字中藤上郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2231	H25.3.29	中内-2	飯能市大字中藤上郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2232	H25.3.29	中内-4	飯能市大字中藤上郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2233	H25.3.29	中内-5	飯能市大字中藤上郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2234	H25.3.29	井戸入	飯能市大字中藤上郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2235	H25.3.29	木谷戸	飯能市大字中藤上郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2236	H25.3.29	出久保	飯能市大字中藤上郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2237	H25.3.29	下赤工-1	飯能市大字下赤工	○	○	急傾斜地の崩壊
2238	H25.3.29	下赤工-4	飯能市大字下赤工	○	○	急傾斜地の崩壊
2239	H25.3.29	尾長	飯能市大字下赤工	○	○	急傾斜地の崩壊
2240	H25.3.29	下赤工-7	飯能市大字下赤工	○	○	急傾斜地の崩壊
2241	H25.3.29	下赤工-2	飯能市大字下赤工	○	○	急傾斜地の崩壊
2242	H25.3.29	下赤工-5	飯能市大字下赤工	○	○	急傾斜地の崩壊
2243	H25.3.29	下赤工-6	飯能市大字下赤工	○	○	急傾斜地の崩壊
2244	H25.3.29	南沢川-1	飯能市大字中藤上郷	○	○	土石流
2245	H25.3.29	南沢川-2	飯能市大字中藤上郷	○	○	土石流
2246	H25.3.29	長窪川	飯能市大字中藤上郷	○	○	土石流
2247	H25.3.29	戸丸川-1	飯能市大字中藤上郷	○	○	土石流
2248	H25.3.29	日向戸丸川	飯能市大字中藤上郷	○	○	土石流
2249	H25.3.29	善福寺川	飯能市大字中藤上郷	○	○	土石流
2250	H25.3.29	樗久保川	飯能市大字中藤上郷	○	○	土石流
2251	H25.3.29	飛村沢	飯能市大字中藤上郷	○	○	土石流
2252	H25.3.29	高岸川	飯能市大字中藤上郷	○	○	土石流
2253	H25.3.29	昇道川	飯能市大字中藤上郷	○	○	土石流
2254	H25.3.29	樗久保沢	飯能市大字中藤上郷	○	○	土石流
2255	H25.3.29	戸丸川-2	飯能市大字中藤上郷	○	○	土石流
2256	H25.3.29	牛骨沢	飯能市大字中藤中郷	○	○	土石流
2257	H25.3.29	山中川	飯能市大字中藤中郷	○	○	土石流
2258	H25.3.29	萩沢支溪	飯能市大字中藤中郷	○	○	土石流
2259	H25.3.29	福德寺沢	飯能市大字虎秀	○	○	土石流
2260	H25.3.29	落合沢	飯能市大字虎秀	○	○	土石流
2261	H25.3.29	小山沢	飯能市大字虎秀	○	○	土石流
2262	H25.3.29	福德寺南沢	飯能市大字虎秀	○	○	土石流
2263	H25.3.29	平戸沢	飯能市大字平戸	○	○	土石流
2264	H25.3.29	深ノ沢1号	飯能市大字平戸	○	○	土石流
2265	H25.3.29	深ノ沢2号	飯能市大字平戸	○	○	土石流
2266	H25.3.29	深沢川-1	飯能市大字白子	○	○	土石流
2267	H25.3.29	深沢川-2	飯能市大字白子	○	○	土石流
2268	H25.3.29	深ノ沢3号	飯能市大字白子	○	○	土石流
2269	H25.3.29	長尾坂川	飯能市大字平戸	○	○	土石流
2270	H25.3.29	平戸沢2	飯能市大字平戸	○	○	土石流
2271	H25.3.29	西石川	飯能市大字中藤上郷	○	○	土石流
2272	H25.3.29	明戸	飯能市大字中藤上郷	○	○	土石流
2273	H25.3.29	柄杓谷戸	飯能市大字中藤上郷	○	○	土石流
2274	H25.3.29	木谷戸	飯能市大字中藤上郷	○	○	土石流
2275	H25.3.29	出久保	飯能市大字中藤上郷	○	○	土石流
2276	H25.3.29	谷戸頭	飯能市大字中藤上郷	○	○	土石流
2277	H25.3.29	落合川	飯能市大字下赤工	○	○	土石流
2278	H25.3.29	尾長川	飯能市大字下赤工	○	○	土石流
2279	H25.3.29	山下川	飯能市大字下赤工	○	○	土石流
2280	H25.3.29	芳ノ入沢	飯能市大字下赤工	○	○	土石流
2281	H25.3.29	大沢川	飯能市大字下赤工	○	○	土石流
2282	H25.3.29	下赤工川	飯能市大字下赤工	○	○	土石流
2283	H25.3.29	赤工中沢	飯能市大字下赤工	○	○	土石流
2284	H25.3.29	下赤工西沢	飯能市大字下赤工	○	○	土石流
2285	H25.3.29	下赤工東沢	飯能市大字下赤工	○	○	土石流
2286	H25.3.29	女影	日高市大字女影	○	○	急傾斜地の崩壊
2287	H25.3.29	鎌北-3-1	日高市大字武蔵台	○	○	急傾斜地の崩壊
2288	H25.3.29	鎌北-3-2	日高市大字武蔵台	○	○	急傾斜地の崩壊
2289	H25.3.29	猿田	日高市大字猿田	○	○	急傾斜地の崩壊
2290	H25.3.29	武蔵台6丁目-1	日高市大字武蔵台	○	○	急傾斜地の崩壊
2291	H25.3.29	武蔵台6丁目-2-1	日高市大字武蔵台	○	○	急傾斜地の崩壊
2292	H25.3.29	武蔵台6丁目-2-2	日高市大字武蔵台	○	○	急傾斜地の崩壊
2293	H25.3.29	栗坪1-1	日高市大字栗坪	○	○	急傾斜地の崩壊
2294	H25.3.29	栗坪1-2	日高市大字栗坪	○	○	急傾斜地の崩壊
2295	H25.3.29	栗坪1-3	日高市大字栗坪	○	○	急傾斜地の崩壊
2296	H25.3.29	栗坪-2	日高市大字栗坪	○	○	急傾斜地の崩壊
2297	H25.3.29	台	日高市大字台	○	○	急傾斜地の崩壊
2298	H25.3.29	大宮-1	日高市大字新堀	○	○	急傾斜地の崩壊
2299	H25.3.29	大宮-2-1	日高市大字新堀	○	○	急傾斜地の崩壊
2300	H25.3.29	大宮-2-2	日高市大字新堀	○	○	急傾斜地の崩壊
2301	H25.3.29	大宮-3	日高市大字新堀	○	○	急傾斜地の崩壊
2302	H25.3.29	清流-1	日高市大字清流	○	○	急傾斜地の崩壊
2303	H25.3.29	清流-2	日高市大字清流	○	○	急傾斜地の崩壊
2304	H25.3.29	幸神前	日高市大字高岡	○	○	急傾斜地の崩壊
2305	H25.3.29	宮ノ前	日高市大字新堀	○	○	急傾斜地の崩壊
2306	H25.3.29	峯両谷沢	日高市大字横手	○	○	土石流
2307	H25.3.29	満蔵寺沢	日高市大字栗坪	○	○	土石流
2308	H25.3.29	横手1	日高市大字横手	○	○	土石流
2309	H25.3.29	清流川	日高市大字清流	○	○	土石流
2310	H25.3.29	清流川2	日高市大字清流	○	○	土石流
2311	H25.3.29	清流2	日高市大字清流	○	○	土石流
2312	H25.3.29	清流1	日高市大字清流	○	○	土石流
2313	H25.3.29	清流川	日高市大字清流	○	○	土石流
2314	H25.3.29	如意輪堂川1	日高市大字高岡	○	○	土石流
2315	H25.3.29	聖天院沢	日高市大字高岡	○	○	土石流
2316	H25.3.29	清流川3	日高市大字清流	○	○	土石流
2317	H25.3.29	清流川4	日高市大字清流	○	○	土石流
2318	H25.3.29	西ヶ谷戸	毛呂山町大字宿谷	○	○	急傾斜地の崩壊
2319	H25.3.29	入-1	毛呂山町大字大谷木	○	○	急傾斜地の崩壊
2320	H25.3.29	車地藏	毛呂山町大字大谷木	○	○	急傾斜地の崩壊
2321	H25.3.29	小池山	毛呂山町大字大谷木	○	○	急傾斜地の崩壊
2322	H25.3.29	薬師田	毛呂山町大字大谷木	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警戒区域		土砂災害の 発生原因となる 自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒 区 域 4595箇所	
2323	H25.3.29	大谷木-4	毛呂山町大字大谷木	○	○	急傾斜地の崩壊
2324	H25.3.29	大谷木-5	毛呂山町大字大谷木	○	○	急傾斜地の崩壊
2325	H25.3.29	大谷木-6	毛呂山町大字大谷木	○	○	急傾斜地の崩壊
2326	H25.3.29	箕沢	毛呂山町大字大谷木	○	○	土石流
2327	H25.3.29	車地藏川	毛呂山町大字大谷木	○	○	土石流
2328	H25.3.29	中居沢2号	毛呂山町大字大谷木	○	○	土石流
2329	H25.3.29	又田沢-1	毛呂山町大字大谷木	○	○	土石流
2330	H25.3.29	又田沢-2	毛呂山町大字大谷木	○	○	土石流
2331	H25.3.29	後沢	毛呂山町大字大谷木	○	○	土石流
2332	H25.3.29	荒田沢	毛呂山町大字大谷木	○	○	土石流
2333	H25.3.29	長ヶ谷戸	毛呂山町大字宿谷	○	○	土石流
2334	H25.3.29	鎌平	毛呂山町大字宿谷	○	○	土石流
2335	H25.3.29	入竹-1	毛呂山町大字宿谷	○	○	土石流
2336	H25.3.29	入竹-2	毛呂山町大字宿谷	○	○	土石流
2337	H25.3.29	中居沢1号	毛呂山町大字大谷木	○	○	土石流
2338	H25.3.29	中屋敷沢	毛呂山町大字大谷木	○	○	土石流
2339	H25.3.29	薬師田	毛呂山町大字大谷木	○	○	土石流
2340	H25.3.29	後野-3	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2341	H25.3.29	後野-1	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2342	H25.3.29	後野-2	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2343	H25.3.29	下雲-1	ときがわ町大字雲河原	○	○	急傾斜地の崩壊
2344	H25.3.29	下雲-2-1	ときがわ町大字雲河原	○	○	急傾斜地の崩壊
2345	H25.3.29	下雲-2-2	ときがわ町大字雲河原	○	○	急傾斜地の崩壊
2346	H25.3.29	下雲-2-3	ときがわ町大字雲河原	○	○	急傾斜地の崩壊
2347	H25.3.29	下雲-5	ときがわ町大字雲河原	○	○	急傾斜地の崩壊
2348	H25.3.29	下雲-3-1	ときがわ町大字雲河原	○	○	急傾斜地の崩壊
2349	H25.3.29	下雲-3-2	ときがわ町大字雲河原	○	○	急傾斜地の崩壊
2350	H25.3.29	下雲-3-3	ときがわ町大字雲河原	○	○	急傾斜地の崩壊
2351	H25.3.29	下雲-4	ときがわ町大字雲河原	○	○	急傾斜地の崩壊
2352	H25.3.29	後野-4	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2353	H25.3.29	後野-5-1	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2354	H25.3.29	後野-5-2	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2355	H25.3.29	細入-2-3	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2356	H25.3.29	後野川	ときがわ町大字西平	○	○	土石流
2357	H25.3.29	入沢	ときがわ町大字西平	○	○	土石流
2358	H25.3.29	後野-7-1	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2359	H25.3.29	後野-7-2	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2360	H25.3.29	後野-7-3	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2361	H25.3.29	後野-7-4	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2362	H25.3.29	宿-1	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2363	H25.3.29	宿-2	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2364	H25.3.29	宿-3	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2365	H25.3.29	上サ-2	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2366	H25.3.29	上サ-3-1	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2367	H25.3.29	上サ-3-2	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2368	H25.3.29	慈光寺川-2	ときがわ町大字西平	○	○	土石流
2369	H25.3.29	慈光寺川-3	ときがわ町大字西平	○	○	土石流
2370	H25.3.29	慈光寺川-4	ときがわ町大字西平	○	○	土石流
2371	H25.3.29	慈光寺川-5	ときがわ町大字西平	○	○	土石流
2372	H25.3.29	宮平北-1	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2373	H25.3.29	清水-4	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2374	H25.3.29	上サ-4	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2375	H25.3.29	上サ-8	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2376	H25.3.29	上サ-11	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2377	H25.3.29	上サ-5	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2378	H25.3.29	上サ-12	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2379	H25.3.29	上サ-9	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2380	H25.3.29	上サ-6	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2381	H25.3.29	上サ-10	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2382	H25.3.29	上サ-7	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2383	H25.3.29	宮平南-1	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2384	H25.3.29	宮平南-2	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2385	H25.3.29	宮平北-3	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2386	H25.3.29	宮平北-2	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2387	H25.3.29	上サ-1	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2388	H25.3.29	正法寺川-1	ときがわ町大字西平	○	○	土石流
2389	H25.3.29	正法寺川-2	ときがわ町大字西平	○	○	土石流
2390	H25.3.29	正法寺川-3	ときがわ町大字西平	○	○	土石流
2391	H25.3.29	正法寺川-4	ときがわ町大字西平	○	○	土石流
2392	H25.3.29	御前沢	ときがわ町大字西平	○	○	土石流
2393	H25.3.29	瀬稲沢	ときがわ町大字西平	○	○	土石流
2394	H25.3.29	潜り戸谷沢	ときがわ町大字西平	○	○	土石流
2395	H25.3.29	中西沢-1	ときがわ町大字西平	○	○	土石流
2396	H25.3.29	中西沢-2	ときがわ町大字西平	○	○	土石流
2397	H25.3.29	清水-5	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2398	H25.3.29	馬生	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2399	H25.3.29	清水-6	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2400	H25.3.29	清水-7	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2401	H25.3.29	中里	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2402	H25.3.29	野中-1	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2403	H25.3.29	野中-2	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2404	H25.3.29	清水-1	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2405	H25.3.29	清水-2	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2406	H25.3.29	清水-3	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2407	H25.3.29	馬生沢	ときがわ町大字西平	○	○	土石流
2408	H25.3.29	かまねり沢	ときがわ町大字西平	○	○	土石流
2409	H25.3.29	宮尾根沢	ときがわ町大字西平	○	○	土石流
2410	H25.3.29	谷沢	ときがわ町大字西平	○	○	土石流
2411	H25.3.29	通沢	ときがわ町大字西平	○	○	土石流
2412	H25.3.29	綾沢	ときがわ町大字西平	○	○	土石流
2413	H25.3.29	西ノ久保沢	ときがわ町大字西平	○	○	土石流
2414	H25.3.29	西川原沢	ときがわ町大字西平	○	○	土石流
2415	H25.3.29	西川原沢左1	ときがわ町大字西平	○	○	土石流

(資料編Ⅱ-2-2-18)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

令和2年12月末現在

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住 所	警戒区域 5225箇所	特別警戒区域 4595箇所	土砂災害の 発生原因となる 自然現象の種類
2416	H25.3.29	湯元沢	ときがわ町大字西平	○	○	土石流
2417	H25.3.29	中井	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2418	H25.3.29	無位ノ入	ときがわ町大字西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2419	H25.3.29	大築沢	ときがわ町大字西平	○	○	土石流
2420	H25.12.3	根古屋	吉見町北吉見、東松山市松山	○	○	急傾斜地の崩壊
2421	H25.12.3	流川一5	吉見町南吉見	○	○	急傾斜地の崩壊
2422	H25.12.3	北吉見	吉見町北吉見	○	○	急傾斜地の崩壊
2423	H25.12.3	黒岩一3	吉見町黒岩	○	○	急傾斜地の崩壊
2424	H25.12.3	黒岩一1	吉見町黒岩	○	○	急傾斜地の崩壊
2425	H25.12.3	黒岩一2	吉見町黒岩	○	○	急傾斜地の崩壊
2426	H25.12.3	田甲一1	吉見町田甲	○	○	急傾斜地の崩壊
2427	H25.12.3	田甲一2	吉見町田甲	○	○	急傾斜地の崩壊
2428	H25.12.3	天王山一1	吉見町北吉見	○	○	急傾斜地の崩壊
2429	H25.12.3	天王山一2	吉見町北吉見	○	○	急傾斜地の崩壊
2430	H25.12.3	黒岩一1一1	吉見町黒岩	○	○	急傾斜地の崩壊
2431	H25.12.3	黒岩一2一1	吉見町黒岩	○	○	急傾斜地の崩壊
2432	H25.12.3	黒岩一3一1	吉見町黒岩	○	○	急傾斜地の崩壊
2433	H25.12.3	流川一6	吉見町南吉見	○	○	急傾斜地の崩壊
2434	H25.12.3	根古屋一2	吉見町北吉見	○	○	急傾斜地の崩壊
2435	H25.12.3	天王山一1一1	吉見町北吉見	○	○	急傾斜地の崩壊
2436	H25.12.3	天王山一1一2	吉見町北吉見	○	○	急傾斜地の崩壊
2437	H25.12.3	天王山一1一3	吉見町北吉見	○	○	急傾斜地の崩壊
2438	H25.12.3	日向山一1	吉見町北吉見	○	○	急傾斜地の崩壊
2439	H25.12.3	日向山一2	吉見町北吉見	○	○	急傾斜地の崩壊
2440	H25.12.3	瀬戸一3	ときがわ町瀬戸元下	○	○	急傾斜地の崩壊
2441	H25.12.3	桃木一2	ときがわ町桃木	○	○	急傾斜地の崩壊
2442	H25.12.3	岩鼻	ときがわ町瀬戸元下	○	○	急傾斜地の崩壊
2443	H25.12.3	瀬戸一1	ときがわ町瀬戸元上	○	○	急傾斜地の崩壊
2444	H25.12.3	姥沢	ときがわ町瀬戸元上	○	○	急傾斜地の崩壊
2445	H25.12.3	大附一7	ときがわ町大附	○	○	急傾斜地の崩壊
2446	H25.12.3	大附一1	ときがわ町大附	○	○	急傾斜地の崩壊
2447	H25.12.3	大附一4	ときがわ町大附	○	○	急傾斜地の崩壊
2448	H25.12.3	大附一3	ときがわ町大附	○	○	急傾斜地の崩壊
2449	H25.12.3	大附一2一1	ときがわ町大附	○	○	急傾斜地の崩壊
2450	H25.12.3	大附一2一2	ときがわ町大附	○	○	急傾斜地の崩壊
2451	H25.12.3	古沢一1	ときがわ町大附	○	○	急傾斜地の崩壊
2452	H25.12.3	古沢一2	ときがわ町大附	○	○	急傾斜地の崩壊
2453	H25.12.3	桃木	ときがわ町桃木	○	○	急傾斜地の崩壊
2454	H25.12.3	瀬戸一2	ときがわ町瀬戸元上	○	○	急傾斜地の崩壊
2455	H25.12.3	大附一6	ときがわ町大附	○	○	急傾斜地の崩壊
2456	H25.12.3	大附一8	ときがわ町大附	○	○	急傾斜地の崩壊
2457	H25.12.3	大附一9	ときがわ町大附	○	○	急傾斜地の崩壊
2458	H25.12.3	大附一10	ときがわ町大附	○	○	急傾斜地の崩壊
2459	H25.12.3	大附一11	ときがわ町大附	○	○	急傾斜地の崩壊
2460	H25.12.3	大附一12	ときがわ町大附	○	○	急傾斜地の崩壊
2461	H25.12.3	地藏沢	ときがわ町大附	○	○	土石流
2462	H25.12.3	瀬戸川一1	ときがわ町大附	○	○	土石流
2463	H25.12.3	瀬戸川一2	ときがわ町大附	○	○	土石流
2464	H25.12.3	松倉沢	ときがわ町瀬戸元上、瀬戸元下	○	○	土石流
2465	H25.12.3	堂ノ入沢	ときがわ町瀬戸元上	○	○	土石流
2466	H25.12.3	姥沢	ときがわ町瀬戸元上	○	○	土石流
2467	H25.12.3	別所一3	ときがわ町別所	○	○	急傾斜地の崩壊
2468	H25.12.3	日尺一1	ときがわ町西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2469	H25.12.3	日尺一2一1	ときがわ町西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2470	H25.12.3	日尺一2一2	ときがわ町西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2471	H25.12.3	池の入一1	ときがわ町西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2472	H25.12.3	女ヶ岩一2	ときがわ町西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2473	H25.12.3	女ヶ岩	ときがわ町西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2474	H25.12.3	池の入一2	ときがわ町西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2475	H25.12.3	後野	ときがわ町西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2476	H25.12.3	後野一6	ときがわ町西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2477	H25.12.3	女鹿岩	ときがわ町西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2478	H25.12.3	内出	ときがわ町別所	○	○	急傾斜地の崩壊
2479	H25.12.3	寺ノ東一1	ときがわ町別所	○	○	急傾斜地の崩壊
2480	H25.12.3	寺ノ東一2	ときがわ町別所	○	○	急傾斜地の崩壊
2481	H25.12.3	梅木沢	ときがわ町別所	○	○	急傾斜地の崩壊
2482	H25.12.3	小戸々一1	ときがわ町雲河原	○	○	急傾斜地の崩壊
2483	H25.12.3	小戸々一2	ときがわ町雲河原	○	○	急傾斜地の崩壊
2484	H25.12.3	小戸々一3	ときがわ町雲河原	○	○	急傾斜地の崩壊
2485	H25.12.3	小戸々一4	ときがわ町雲河原	○	○	急傾斜地の崩壊
2486	H25.12.3	後野一7一1	ときがわ町西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2487	H25.12.3	後野一7一2	ときがわ町西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2488	H25.12.3	後野一8	ときがわ町西平	○	○	急傾斜地の崩壊
2489	H25.12.3	下日尺沢	ときがわ町西平	○	○	土石流
2490	H25.12.3	月窓寺沢	ときがわ町別所	○	○	土石流
2491	H25.12.3	高根沢	ときがわ町別所	○	○	土石流
2492	H25.12.3	別所川	ときがわ町別所	○	○	土石流
2493	H25.12.3	別所川左支溪	ときがわ町別所	○	○	土石流
2494	H25.12.3	東谷沢	ときがわ町田中	○	○	土石流
2495	H25.12.3	泥沢1	ときがわ町西平	○	○	土石流
2496	H25.12.3	泥沢2	ときがわ町西平	○	○	土石流
2497	H25.12.3	深田沢	ときがわ町別所	○	○	土石流
2498	H25.12.3	本郷上一1	ときがわ町本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2499	H25.12.3	本郷上一2	ときがわ町本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2500	H25.12.3	本郷下一1	ときがわ町本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2501	H25.12.3	本郷下一2	ときがわ町本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2502	H25.12.3	別所一2	ときがわ町別所	○	○	急傾斜地の崩壊
2503	H25.12.3	別所一1	ときがわ町別所	○	○	急傾斜地の崩壊
2504	H25.12.3	関堀一1	ときがわ町蕃匠	○	○	急傾斜地の崩壊
2505	H25.12.3	関堀一	ときがわ町関堀	○	○	急傾斜地の崩壊
2506	H25.12.3	栗谷戸一1	ときがわ町五明	○	○	急傾斜地の崩壊
2507	H25.12.3	栗谷戸一2	ときがわ町五明	○	○	急傾斜地の崩壊
2508	H25.12.3	栗谷戸一3	ときがわ町五明	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区域 4595箇所	
2509	H25.12.3	栗谷戸-4	ときがわ町五明	○	○	急傾斜地の崩壊
2510	H25.12.3	栗谷戸-5	ときがわ町五明	○	○	急傾斜地の崩壊
2511	H25.12.3	五明	ときがわ町五明	○	○	急傾斜地の崩壊
2512	H25.12.3	吉沢	ときがわ町日影	○	○	急傾斜地の崩壊
2513	H25.12.3	小北	ときがわ町日影	○	○	急傾斜地の崩壊
2514	H25.12.3	田向	ときがわ町日影	○	○	急傾斜地の崩壊
2515	H25.12.3	薬師沢	ときがわ町本郷	○	○	土石流
2516	H25.12.3	赤坂沢	ときがわ町五明	○	○	土石流
2517	H25.12.3	殿ヶ谷戸沢	ときがわ町本郷	○	○	土石流
2518	H25.12.3	殿ヶ谷戸沢左1	ときがわ町本郷	○	○	土石流
2519	H25.12.3	小谷沢	ときがわ町五明	○	○	土石流
2520	H25.12.3	谷沢	ときがわ町日影	○	○	土石流
2521	H25.12.3	日影沢	ときがわ町日影	○	○	土石流
2522	H25.12.3	日影沢左1	ときがわ町日影	○	○	土石流
2523	H25.12.3	高谷沢	ときがわ町日影	○	○	土石流
2524	H25.12.3	細沢・谷沢	ときがわ町五明	○	○	土石流
2525	H25.12.3	鳥居・田中沢	ときがわ町五明	○	○	土石流
2526	H25.12.3	柳沢	ときがわ町田黒	○	○	急傾斜地の崩壊
2527	H25.12.3	地家-1	ときがわ町玉川	○	○	急傾斜地の崩壊
2528	H25.12.3	地家-2	ときがわ町玉川	○	○	急傾斜地の崩壊
2529	H25.12.3	菩提-1	ときがわ町田黒	○	○	急傾斜地の崩壊
2530	H25.12.3	根際	ときがわ町玉川	○	○	急傾斜地の崩壊
2531	H25.12.3	上郷-1	ときがわ町玉川	○	○	急傾斜地の崩壊
2532	H25.12.3	上郷-2	ときがわ町玉川	○	○	急傾斜地の崩壊
2533	H25.12.3	上郷-3-1	ときがわ町玉川	○	○	急傾斜地の崩壊
2534	H25.12.3	上郷-3-2	ときがわ町玉川	○	○	急傾斜地の崩壊
2535	H25.12.3	地家-3	ときがわ町玉川	○	○	急傾斜地の崩壊
2536	H25.12.3	菩提-2	ときがわ町田黒	○	○	急傾斜地の崩壊
2537	H25.12.3	地家-4-1	ときがわ町玉川	○	○	急傾斜地の崩壊
2538	H25.12.3	地家-4-2	ときがわ町玉川	○	○	急傾斜地の崩壊
2539	H25.12.3	地家-4-3	ときがわ町玉川	○	○	急傾斜地の崩壊
2540	H25.12.3	小倉	ときがわ町田黒	○	○	急傾斜地の崩壊
2541	H25.12.3	入	ときがわ町田黒	○	○	急傾斜地の崩壊
2542	H25.12.3	森下	ときがわ町玉川	○	○	急傾斜地の崩壊
2543	H25.12.3	北山沢	ときがわ町玉川	○	○	土石流
2544	H25.12.3	正山沢	ときがわ町田黒	○	○	土石流
2545	H25.12.3	江戸田沢	ときがわ町田黒	○	○	土石流
2546	H25.12.3	蛇崩1号沢	ときがわ町田黒	○	○	土石流
2547	H25.12.3	蛇崩2号沢	ときがわ町田黒	○	○	土石流
2548	H25.12.3	城山沢	ときがわ町田黒	○	○	土石流
2549	H25.12.3	長坂沢	ときがわ町田黒	○	○	土石流
2550	H25.12.3	前田入沢1	寄居町西ノ入	○	○	土石流
2551	H25.12.3	三田入沢1	寄居町西ノ入	○	○	土石流
2552	H25.12.3	五ノ坪沢	寄居町西ノ入	○	○	土石流
2553	H25.12.3	前田入沢2-1	寄居町西ノ入	○	○	土石流
2554	H25.12.3	前田入沢2-2	寄居町西ノ入	○	○	土石流
2555	H25.12.3	三田入沢2	寄居町西ノ入	○	○	土石流
2556	H25.12.3	五ノ坪(右)	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
2557	H25.12.3	五ノ坪(左)	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
2558	H25.12.3	五ノ坪	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
2559	H25.12.3	柿平2-2	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
2560	H26.1.28	岸町2丁目-1	川越市岸町2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
2561	H26.1.28	岸町2丁目-2	川越市岸町2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
2562	H26.1.28	岸町2丁目-3	川越市岸町2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
2563	H26.1.28	仙波町4丁目-1	川越市仙波町4丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
2564	H26.1.28	仙波町4丁目-2	川越市仙波町4丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
2565	H26.1.28	岸町2丁目	川越市岸町2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
2566	H26.1.28	上ノ原団地	狭山市上広瀬、広瀬3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
2567	H26.1.28	上広瀬-1	狭山市上広瀬、下広瀬、広瀬3丁目、広瀬台1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
2568	H26.1.28	上広瀬-2	狭山市上広瀬、広瀬3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
2569	H26.1.28	旭グリーンハイツ	狭山市広瀬3丁目、広瀬台1丁目、広瀬東4丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
2570	H26.1.28	霧ヶ関	狭山市広瀬台1丁目、広瀬東4丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
2571	H26.3.24	小坂-1	小川町下古寺	○	○	急傾斜地の崩壊
2572	H26.3.24	小坂-2	小川町下古寺	○	○	急傾斜地の崩壊
2573	H26.3.24	大沢	小川町青山	○	○	土石流
2574	H26.3.24	大沢(支)	小川町青山	○	○	土石流
2575	H26.3.24	天神谷	小川町青山	○	○	土石流
2576	H26.3.24	大原入沢(支)	小川町青山	○	○	土石流
2577	H26.3.24	大原入沢	小川町青山	○	○	土石流
2578	H26.3.24	沼ノ入沢	小川町青山	○	○	土石流
2579	H26.3.24	黒岩沢-1	小川町青山	○	○	土石流
2580	H26.3.24	黒岩沢-2	小川町青山	○	○	土石流
2581	H26.3.24	黒岩沢(支)	小川町青山	○	○	土石流
2582	H26.3.24	神名沢	小川町青山	○	○	土石流
2583	H26.3.24	広地沢	小川町青山	○	○	土石流
2584	H26.3.24	根本山沢	小川町青山	○	○	土石流
2585	H26.3.24	根本山沢(支)	小川町青山	○	○	土石流
2586	H26.3.24	谷の入沢	小川町青山	○	○	土石流
2587	H26.3.24	谷の入沢(支)	小川町青山	○	○	土石流
2588	H26.3.24	小坂谷-1	小川町青山	○	○	土石流
2589	H26.3.24	小坂谷-2	小川町青山	○	○	土石流
2590	H26.3.24	矢口沢(支)	小川町青山	○	○	土石流
2591	H26.3.24	矢口沢	小川町青山	○	○	土石流
2592	H26.3.24	山際沢	小川町青山	○	○	土石流
2593	H26.3.24	山下	小川町下里	○	○	急傾斜地の崩壊
2594	H26.3.24	観音山-1	小川町下里	○	○	急傾斜地の崩壊
2595	H26.3.24	観音山-2	小川町下里	○	○	急傾斜地の崩壊
2596	H26.3.24	観音山-3	小川町下里	○	○	急傾斜地の崩壊
2597	H26.3.24	観音山-4	小川町下里	○	○	急傾斜地の崩壊
2598	H26.3.24	観音山-5	小川町下里	○	○	急傾斜地の崩壊
2599	H26.3.24	北	小川町木呂子	○	○	急傾斜地の崩壊
2600	H26.3.24	二反田-1	小川町木呂子	○	○	急傾斜地の崩壊
2601	H26.3.24	二反田-2	小川町木呂子	○	○	急傾斜地の崩壊

(資料編Ⅱ-2-2-18)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

令和2年12月末現在

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
2602	H26.3.24	中郷	小川町木呂子	○		急傾斜地の崩壊
2603	H26.3.24	仲西	小川町青山	○		急傾斜地の崩壊
2604	H26.3.24	根木	小川町青山	○		急傾斜地の崩壊
2605	H26.3.24	割谷-2-1	小川町下里	○		急傾斜地の崩壊
2606	H26.3.24	割谷-2-2	小川町下里	○		急傾斜地の崩壊
2607	H26.3.24	割谷-2-3	小川町下里	○		急傾斜地の崩壊
2608	H26.3.24	大原	小川町青山	○		急傾斜地の崩壊
2609	H26.3.24	根木-2	小川町青山	○		急傾斜地の崩壊
2610	H26.3.24	割谷-1	小川町下里	○	○	急傾斜地の崩壊
2611	H26.3.24	広地-1-1	小川町青山	○	○	急傾斜地の崩壊
2612	H26.3.24	広地-1-2	小川町青山	○	○	急傾斜地の崩壊
2613	H26.3.24	坂下沢	小川町下里	○	○	土石流
2614	H26.3.24	西坂下沢	小川町下里	○	○	土石流
2615	H26.3.24	割谷川-1	小川町下里	○		土石流
2616	H26.3.24	割谷川-2	小川町下里	○	○	土石流
2617	H26.3.24	割谷川-3	小川町下里	○	○	土石流
2618	H26.3.24	割谷川-4	小川町下里	○		土石流
2619	H26.3.24	割谷川(支)	小川町下里	○		土石流
2620	H26.3.24	中郷沢	小川町木呂子	○	○	土石流
2621	H26.3.24	寒沢川-1	小川町下里	○	○	土石流
2622	H26.3.24	寒沢川-2	小川町下里	○	○	土石流
2623	H26.3.24	下沼川	小川町下里	○	○	土石流
2624	H26.3.24	天神下-2	小川町勝呂	○		急傾斜地の崩壊
2625	H26.3.24	天神下-3	小川町勝呂	○		急傾斜地の崩壊
2626	H26.3.24	北-3	小川町木呂子	○		急傾斜地の崩壊
2627	H26.3.24	二反田-3	小川町木呂子	○	○	急傾斜地の崩壊
2628	H26.3.24	万所-4	小川町木呂子	○	○	急傾斜地の崩壊
2629	H26.3.24	中郷-5	小川町木呂子	○		急傾斜地の崩壊
2630	H26.3.24	大沢	小川町木呂子	○		急傾斜地の崩壊
2631	H26.3.24	大沢-1	小川町木呂子	○		急傾斜地の崩壊
2632	H26.3.24	中郷-4	小川町木呂子	○		急傾斜地の崩壊
2633	H26.3.24	八王子-1	小川町木呂子	○		急傾斜地の崩壊
2634	H26.3.24	八王子-2	小川町木呂子	○		急傾斜地の崩壊
2635	H26.3.24	万所-2	小川町木呂子	○	○	急傾斜地の崩壊
2636	H26.3.24	万所-5	小川町木呂子	○	○	急傾斜地の崩壊
2637	H26.3.24	万所-3	小川町木呂子	○	○	急傾斜地の崩壊
2638	H26.3.24	中郷-3	小川町木呂子	○	○	急傾斜地の崩壊
2639	H26.3.24	木呂子-3	小川町木呂子	○	○	急傾斜地の崩壊
2640	H26.3.24	木呂子-2	小川町木呂子	○	○	急傾斜地の崩壊
2641	H26.3.24	中郷-1	小川町木呂子	○	○	急傾斜地の崩壊
2642	H26.3.24	大田入沢	小川町勝呂	○		土石流
2643	H26.3.24	片瀬沢	小川町勝呂	○	○	土石流
2644	H26.3.24	金勝沢川	小川町勝呂	○	○	土石流
2645	H26.3.24	天神下沢	小川町勝呂	○		土石流
2646	H26.3.24	金勝沢	小川町勝呂	○		土石流
2647	H26.3.24	地藏入沢	小川町勝呂	○	○	土石流
2648	H26.3.24	地藏入沢-1	小川町勝呂	○	○	土石流
2649	H26.3.24	西浦川	小川町勝呂	○	○	土石流
2650	H26.3.24	西浦川-1	小川町勝呂	○	○	土石流
2651	H26.3.24	西浦川-2	小川町勝呂	○	○	土石流
2652	H26.3.24	西浦川-3	小川町勝呂	○	○	土石流
2653	H26.3.24	西浦川-4	小川町勝呂	○		土石流
2654	H26.3.24	五反田-1	小川町鞆負	○	○	急傾斜地の崩壊
2655	H26.3.24	五反田-2	小川町鞆負	○		急傾斜地の崩壊
2656	H26.3.24	片瀬-1-1	小川町勝呂	○		急傾斜地の崩壊
2657	H26.3.24	片瀬-1-2	小川町勝呂	○		急傾斜地の崩壊
2658	H26.3.24	片瀬-1-3	小川町勝呂	○		急傾斜地の崩壊
2659	H26.3.24	西浦-1	小川町勝呂	○		急傾斜地の崩壊
2660	H26.3.24	出口-1	小川町鞆負	○		急傾斜地の崩壊
2661	H26.3.24	出口-2	小川町鞆負	○	○	急傾斜地の崩壊
2662	H26.3.24	池ノ入	小川町勝呂	○		急傾斜地の崩壊
2663	H26.3.24	雷電下-2-1	小川町勝呂	○		急傾斜地の崩壊
2664	H26.3.24	雷電下-2-2	小川町勝呂	○	○	急傾斜地の崩壊
2665	H26.3.24	矢ノ入	小川町勝呂	○		急傾斜地の崩壊
2666	H26.3.24	片瀬-2	小川町勝呂	○		急傾斜地の崩壊
2667	H26.3.24	片瀬-3	小川町勝呂	○		急傾斜地の崩壊
2668	H26.3.24	西山-2	小川町勝呂	○		急傾斜地の崩壊
2669	H26.3.24	西山-1	小川町勝呂	○		急傾斜地の崩壊
2670	H26.3.24	西山-3	小川町勝呂	○		急傾斜地の崩壊
2671	H26.3.24	西山-4	小川町勝呂	○		急傾斜地の崩壊
2672	H26.3.24	水穴	小川町勝呂	○		急傾斜地の崩壊
2673	H26.3.24	野竹-1	小川町勝呂	○		急傾斜地の崩壊
2674	H26.3.24	天神下-1	小川町勝呂	○		急傾斜地の崩壊
2675	H26.3.24	西浦-2	小川町勝呂	○	○	急傾斜地の崩壊
2676	H26.3.24	神戸-1	小川町木部	○	○	急傾斜地の崩壊
2677	H26.3.24	神戸-2	小川町木部	○		急傾斜地の崩壊
2678	H26.3.24	妙見沢	小川町木部	○		急傾斜地の崩壊
2679	H26.3.24	中山	小川町鞆負	○	○	急傾斜地の崩壊
2680	H26.3.24	上日向	小川町笠原	○		急傾斜地の崩壊
2681	H26.3.24	鞆掛	小川町鞆負	○		急傾斜地の崩壊
2682	H26.3.24	鞆掛-3	小川町鞆負	○	○	急傾斜地の崩壊
2683	H26.3.24	山崎	小川町鞆負	○	○	急傾斜地の崩壊
2684	H26.3.24	日向	小川町木部	○		急傾斜地の崩壊
2685	H26.3.24	西屋敷	小川町木部	○		急傾斜地の崩壊
2686	H26.3.24	鞆掛-2	小川町鞆負	○	○	急傾斜地の崩壊
2687	H26.3.24	山ノ前	小川町鞆負	○	○	急傾斜地の崩壊
2688	H26.3.24	笠原	小川町笠原	○		急傾斜地の崩壊
2689	H26.3.24	西屋敷沢-1	小川町木部	○	○	土石流
2690	H26.3.24	西屋敷沢-2	小川町木部	○		土石流
2691	H26.3.24	西屋敷沢-3	小川町木部	○		土石流
2692	H26.3.24	木部川-1	小川町木部	○	○	土石流
2693	H26.3.24	木部川-2	小川町木部	○	○	土石流
2694	H26.3.24	木部川-3	小川町木部	○	○	土石流

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
2695	H26.3.24	日向沢	小川町木部	○	○	土石流
2696	H26.3.24	前田沢	小川町木部	○	○	土石流
2697	H26.3.24	神戸沢	小川町木部	○	○	土石流
2698	H26.3.24	上日向沢	小川町笠原	○	○	土石流
2699	H26.3.24	上池田-1	小川町角山	○		急傾斜地の崩壊
2700	H26.3.24	池田-1-1	小川町角山	○		急傾斜地の崩壊
2701	H26.3.24	池田-1-2	小川町角山	○		急傾斜地の崩壊
2702	H26.3.24	池田-2	小川町角山	○		急傾斜地の崩壊
2703	H26.3.24	大豆五駄-1-1	小川町小川	○		急傾斜地の崩壊
2704	H26.3.24	大豆五駄-1-2	小川町小川	○		急傾斜地の崩壊
2705	H26.3.24	大豆五駄-2	小川町小川	○		急傾斜地の崩壊
2706	H26.3.24	春日井戸	小川町大塚	○		急傾斜地の崩壊
2707	H26.3.24	八幡	小川町角山	○		急傾斜地の崩壊
2708	H26.3.24	長谷	小川町高谷	○		急傾斜地の崩壊
2709	H26.3.24	上池田-2-1	小川町角山	○		急傾斜地の崩壊
2710	H26.3.24	上池田-2-2	小川町角山	○		急傾斜地の崩壊
2711	H26.3.24	大豆五駄-3	小川町小川	○		急傾斜地の崩壊
2712	H26.3.24	川向	小川町小川	○		急傾斜地の崩壊
2713	H26.3.24	内手	小川町角山	○		急傾斜地の崩壊
2714	H26.3.24	神山	小川町西古里	○		急傾斜地の崩壊
2715	H26.3.24	鷹巢	小川町鷹巢	○	○	急傾斜地の崩壊
2716	H26.3.24	関下	小川町高谷	○	○	急傾斜地の崩壊
2717	H26.3.24	塚場	小川町角山	○	○	急傾斜地の崩壊
2718	H26.3.24	矢の沢	小川町小川	○	○	土石流
2719	H26.3.24	芹ヶ沢-1	小川町角山	○	○	土石流
2720	H26.3.24	芹ヶ沢-2	小川町角山	○	○	土石流
2721	H26.3.24	上池田沢	小川町角山	○	○	土石流
2722	H26.3.24	ヨシガ	小川町角山	○	○	土石流
2723	H26.3.24	谷津沢-1	小川町高谷	○	○	土石流
2724	H26.3.24	谷津沢-2	小川町高谷	○	○	土石流
2725	H26.3.24	谷津沢-3	小川町高谷	○	○	土石流
2726	H26.3.24	川上-1	東秩父村御堂	○	○	急傾斜地の崩壊
2727	H26.3.24	常沢-1	東秩父村安戸	○	○	急傾斜地の崩壊
2728	H26.3.24	宿-1	東秩父村安戸	○	○	急傾斜地の崩壊
2729	H26.3.24	宿-2	東秩父村安戸	○	○	急傾斜地の崩壊
2730	H26.3.24	常沢-5	東秩父村安戸	○	○	急傾斜地の崩壊
2731	H26.3.24	宿-4	東秩父村安戸	○	○	急傾斜地の崩壊
2732	H26.3.24	川上	東秩父村御堂	○	○	急傾斜地の崩壊
2733	H26.3.24	常沢-2	東秩父村安戸	○	○	急傾斜地の崩壊
2734	H26.3.24	常沢-6	東秩父村安戸	○	○	急傾斜地の崩壊
2735	H26.3.24	常沢-7	東秩父村安戸	○	○	急傾斜地の崩壊
2736	H26.3.24	川上-2	東秩父村御堂	○	○	急傾斜地の崩壊
2737	H26.3.24	宿-3	東秩父村安戸	○	○	急傾斜地の崩壊
2738	H26.3.24	浄蓮寺沢-1	東秩父村御堂	○	○	土石流
2739	H26.3.24	浄蓮寺沢-2	東秩父村御堂	○	○	土石流
2740	H26.3.24	在家沢	東秩父村安戸	○	○	土石流
2741	H26.3.24	宮ノ入沢	東秩父村安戸	○	○	土石流
2742	H26.3.24	宿沢	東秩父村安戸	○	○	土石流
2743	H26.3.24	松木平沢	東秩父村安戸	○	○	土石流
2744	H26.3.24	宮ノ下沢	東秩父村安戸	○	○	土石流
2745	H26.3.24	下河原沢	東秩父村安戸	○	○	土石流
2746	H26.3.24	茗荷沢	東秩父村安戸	○	○	土石流
2747	H26.3.24	大崖沢	東秩父村安戸	○	○	土石流
2748	H26.3.24	小妻沢-1	東秩父村安戸	○	○	土石流
2749	H26.3.24	小妻沢-2	東秩父村安戸	○	○	土石流
2750	H26.3.24	春藤沢	東秩父村安戸	○	○	土石流
2751	H26.3.24	かやべ沢	東秩父村安戸	○	○	土石流
2752	H26.3.24	槻川東-5-1	東秩父村御堂	○	○	急傾斜地の崩壊
2753	H26.3.24	槻川東-5-2	東秩父村御堂	○	○	急傾斜地の崩壊
2754	H26.3.24	槻川東-6	東秩父村御堂	○	○	急傾斜地の崩壊
2755	H26.3.24	寺岡	東秩父村安戸	○	○	急傾斜地の崩壊
2756	H26.3.24	常沢-4	東秩父村安戸	○	○	急傾斜地の崩壊
2757	H26.3.24	在家二	東秩父村安戸	○	○	急傾斜地の崩壊
2758	H26.3.24	槻川東-3	東秩父村御堂	○	○	急傾斜地の崩壊
2759	H26.3.24	槻川東-4	東秩父村御堂	○	○	急傾斜地の崩壊
2760	H26.3.24	大都	東秩父村安戸	○	○	急傾斜地の崩壊
2761	H26.3.24	阿夫利沢	東秩父村奥沢	○	○	土石流
2762	H26.3.24	奥沢下沢	東秩父村奥沢	○	○	土石流
2763	H26.3.24	摩利支天沢	東秩父村奥沢	○	○	土石流
2764	H26.3.24	半場沢	東秩父村奥沢	○	○	土石流
2765	H26.3.24	小幡沢(支)	東秩父村御堂	○	○	土石流
2766	H26.3.24	小幡沢	東秩父村御堂	○	○	土石流
2767	H26.3.24	小幡山沢(支)-1	東秩父村御堂	○	○	土石流
2768	H26.3.24	小幡山沢(支)-2	東秩父村御堂	○	○	土石流
2769	H26.3.24	八幡山沢-1	東秩父村御堂	○	○	土石流
2770	H26.3.24	八幡山沢-2	東秩父村御堂	○	○	土石流
2771	H26.3.24	都沢-1	東秩父村安戸	○	○	土石流
2772	H26.3.24	都沢-2	東秩父村安戸	○	○	土石流
2773	H26.3.24	半場上沢	東秩父村奥沢	○	○	土石流
2774	H26.3.24	半場入沢	東秩父村奥沢	○	○	土石流
2775	H26.3.24	大宝-1	東秩父村大内沢	○	○	急傾斜地の崩壊
2776	H26.3.24	大宝-2	東秩父村大内沢	○	○	急傾斜地の崩壊
2777	H26.3.24	井卓	東秩父村大内沢	○	○	急傾斜地の崩壊
2778	H26.3.24	井戸-1	東秩父村大内沢	○	○	急傾斜地の崩壊
2779	H26.3.24	奥沢下	東秩父村奥沢	○	○	急傾斜地の崩壊
2780	H26.3.24	菖蒲沢-3	東秩父村御堂	○	○	急傾斜地の崩壊
2781	H26.3.24	大宝-3	東秩父村大内沢	○	○	急傾斜地の崩壊
2782	H26.3.24	大内沢上	東秩父村大内沢	○	○	急傾斜地の崩壊
2783	H26.3.24	井戸-2	東秩父村大内沢	○	○	急傾斜地の崩壊
2784	H26.3.24	岩神	東秩父村大内沢	○	○	急傾斜地の崩壊
2785	H26.3.24	大内沢下	東秩父村大内沢	○	○	急傾斜地の崩壊
2786	H26.3.24	大内沢下-2	東秩父村大内沢	○	○	急傾斜地の崩壊
2787	H26.3.24	和知場-1	東秩父村坂本	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警戒区域		土砂災害の 発生原因となる 自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒 区 域 4595箇所	
2788	H26.3.24	和知場-2	東秩父村坂本	○	○	急傾斜地の崩壊
2789	H26.3.24	萩平-2	東秩父村御堂	○	○	急傾斜地の崩壊
2790	H26.3.24	奥沢下-2	東秩父村奥沢	○	○	急傾斜地の崩壊
2791	H26.3.24	和知場-3	東秩父村坂本	○	○	急傾斜地の崩壊
2792	H26.3.24	打腰-2	東秩父村大内沢	○	○	急傾斜地の崩壊
2793	H26.3.24	菅浦沢-1	東秩父村御堂	○	○	急傾斜地の崩壊
2794	H26.3.24	菅浦沢-2	東秩父村御堂	○	○	急傾斜地の崩壊
2795	H26.3.24	打腰-1	東秩父村大内沢	○	○	急傾斜地の崩壊
2796	H26.3.24	萩平	東秩父村御堂	○	○	急傾斜地の崩壊
2797	H26.3.24	堂平沢-1	東秩父村大内沢	○	○	土石流
2798	H26.3.24	堂平沢-2	東秩父村大内沢	○	○	土石流
2799	H26.3.24	堂平沢-3	東秩父村大内沢	○	○	土石流
2800	H26.3.24	大宝沢	東秩父村大内沢	○	○	土石流
2801	H26.3.24	萩平川(支)	東秩父村御堂	○	○	土石流
2802	H26.3.24	萩平川	東秩父村御堂	○	○	土石流
2803	H26.3.24	白石沢	東秩父村大内沢	○	○	土石流
2804	H26.3.28	妻沢-3	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
2805	H26.3.28	原市場-3	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
2806	H26.3.28	妻沢-2	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
2807	H26.3.28	妻沢-4-1	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
2808	H26.3.28	妻沢-4-2	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
2809	H26.3.28	妻沢-4-3	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
2810	H26.3.28	妻沢-4-4	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
2811	H26.3.28	妻沢-5	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
2812	H26.3.28	妻沢-6-1	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
2813	H26.3.28	妻沢-6-2	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
2814	H26.3.28	妻沢-7	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
2815	H26.3.28	妻沢-8	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
2816	H26.3.28	妻沢-9	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
2817	H26.3.28	妻沢-1-1	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
2818	H26.3.28	妻沢-1-2	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
2819	H26.3.28	妻沢-10	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
2820	H26.3.28	妻沢-11	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
2821	H26.3.28	妻沢-12	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
2822	H26.3.28	妻沢-13	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
2823	H26.3.28	妻沢-14	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
2824	H26.3.28	原市場-2	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
2825	H26.3.28	原市場-6	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
2826	H26.3.28	中屋敷-3	飯能市赤沢	○	○	急傾斜地の崩壊
2827	H26.3.28	原市場-5	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
2828	H26.3.28	茶内-1	飯能市赤沢	○	○	急傾斜地の崩壊
2829	H26.3.28	茶内-2	飯能市赤沢	○	○	急傾斜地の崩壊
2830	H26.3.28	中屋敷-1	飯能市赤沢	○	○	急傾斜地の崩壊
2831	H26.3.28	中屋敷-2	飯能市赤沢	○	○	急傾斜地の崩壊
2832	H26.3.28	日影-2	飯能市赤沢	○	○	急傾斜地の崩壊
2833	H26.3.28	大口原-1	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
2834	H26.3.28	大口原-2	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
2835	H26.3.28	井戸尻-1	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
2836	H26.3.28	砂道上-1	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
2837	H26.3.28	黒指-2-1	飯能市上直竹上分	○	○	急傾斜地の崩壊
2838	H26.3.28	黒指-2-2	飯能市上直竹上分	○	○	急傾斜地の崩壊
2839	H26.3.28	黒指-2-3	飯能市上直竹上分	○	○	急傾斜地の崩壊
2840	H26.3.28	黒指-2-4	飯能市上直竹上分	○	○	急傾斜地の崩壊
2841	H26.3.28	黒指-2-5	飯能市上直竹上分	○	○	急傾斜地の崩壊
2842	H26.3.28	黒指-2-6	飯能市上直竹上分	○	○	急傾斜地の崩壊
2843	H26.3.28	黒指-2-7	飯能市上直竹上分	○	○	急傾斜地の崩壊
2844	H26.3.28	滝ノ上-1-1	飯能市唐竹	○	○	急傾斜地の崩壊
2845	H26.3.28	滝ノ上-1-2	飯能市唐竹	○	○	急傾斜地の崩壊
2846	H26.3.28	道上1	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
2847	H26.3.28	竹ノ平2	飯能市上直竹上分	○	○	急傾斜地の崩壊
2848	H26.3.28	竹ノ平1-1	飯能市上直竹上分	○	○	急傾斜地の崩壊
2849	H26.3.28	竹ノ平1-2	飯能市上直竹上分	○	○	急傾斜地の崩壊
2850	H26.3.28	大鎌平	飯能市上直竹上分	○	○	急傾斜地の崩壊
2851	H26.3.28	森向	飯能市上直竹上分	○	○	急傾斜地の崩壊
2852	H26.3.28	黒指向	飯能市上直竹上分	○	○	急傾斜地の崩壊
2853	H26.3.28	内台	飯能市上直竹上分	○	○	急傾斜地の崩壊
2854	H26.3.28	宮ノ前	飯能市唐竹	○	○	急傾斜地の崩壊
2855	H26.3.28	黒指1	飯能市上直竹上分	○	○	急傾斜地の崩壊
2856	H26.3.28	道上2	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
2857	H26.3.28	清水	飯能市唐竹	○	○	急傾斜地の崩壊
2858	H26.3.28	滝ノ下	飯能市唐竹	○	○	急傾斜地の崩壊
2859	H26.3.28	間野-5-1	飯能市上直竹下分	○	○	急傾斜地の崩壊
2860	H26.3.28	間野-5-2	飯能市上直竹下分	○	○	急傾斜地の崩壊
2861	H26.3.28	上直竹下分-1	飯能市上直竹下分	○	○	急傾斜地の崩壊
2862	H26.3.28	間野-1	飯能市上直竹下分	○	○	急傾斜地の崩壊
2863	H26.3.28	間野-2	飯能市上直竹下分	○	○	急傾斜地の崩壊
2864	H26.3.28	間野-3	飯能市上直竹下分	○	○	急傾斜地の崩壊
2865	H26.3.28	川崎-1	飯能市上直竹下分	○	○	急傾斜地の崩壊
2866	H26.3.28	川崎-2	飯能市上直竹下分	○	○	急傾斜地の崩壊
2867	H26.3.28	間野-13	飯能市上直竹下分	○	○	急傾斜地の崩壊
2868	H26.3.28	間野-15	飯能市上直竹下分	○	○	急傾斜地の崩壊
2869	H26.3.28	間野-16	飯能市上直竹下分	○	○	急傾斜地の崩壊
2870	H26.3.28	川崎-4	飯能市上直竹下分	○	○	急傾斜地の崩壊
2871	H26.3.28	間野-17	飯能市上直竹下分	○	○	急傾斜地の崩壊
2872	H26.3.28	間野-18-1	飯能市上直竹下分	○	○	急傾斜地の崩壊
2873	H26.3.28	間野-18-2	飯能市上直竹下分	○	○	急傾斜地の崩壊
2874	H26.3.28	間野-19	飯能市上直竹下分	○	○	急傾斜地の崩壊
2875	H26.3.28	間野-20	飯能市上直竹下分	○	○	急傾斜地の崩壊
2876	H26.3.28	高指川	飯能市原市場	○	○	土石流
2877	H26.3.28	宝平	飯能市原市場	○	○	土石流
2878	H26.3.28	西宝窪	飯能市原市場	○	○	土石流
2879	H26.3.28	東宝窪	飯能市原市場	○	○	土石流
2880	H26.3.28	麦ノ入	飯能市原市場	○	○	土石流

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
2881	H26.3.28	登戸	飯能市原市場	○	○	土石流
2882	H26.3.28	漆ヶ谷川	飯能市原市場	○	○	土石流
2883	H26.3.28	下ノ沢川	飯能市原市場	○	○	土石流
2884	H26.3.28	松ヶ入川	飯能市原市場	○	○	土石流
2885	H26.3.28	川上川	飯能市原市場	○	○	土石流
2886	H26.3.28	中居川	飯能市原市場	○	○	土石流
2887	H26.3.28	井戸入川	飯能市赤沢	○	○	土石流
2888	H26.3.28	茶中赤沢	飯能市赤沢	○	○	土石流
2889	H26.3.28	宮ノ脇川	飯能市原市場	○	○	土石流
2890	H26.3.28	大房沢	飯能市原市場	○	○	土石流
2891	H26.3.28	砂ノ入沢	飯能市赤沢	○	○	土石流
2892	H26.3.28	砂道下沢	飯能市赤沢	○	○	土石流
2893	H26.3.28	石倉沢	飯能市原市場	○	○	土石流
2894	H26.3.28	榎平川	飯能市唐竹	○	○	土石流
2895	H26.3.28	ヨマキ川-1	飯能市唐竹	○	○	土石流
2896	H26.3.28	ヨマキ川-2	飯能市唐竹	○	○	土石流
2897	H26.3.28	細窪沢-1	飯能市原市場	○	○	土石流
2898	H26.3.28	細窪沢-2	飯能市原市場	○	○	土石流
2899	H26.3.28	登府沢2	飯能市原市場	○	○	土石流
2900	H26.3.28	登府沢1	飯能市原市場、唐竹	○	○	土石流
2901	H26.3.28	小坂沢	飯能市原市場	○	○	土石流
2902	H26.3.28	下間野川	飯能市上直竹下分	○	○	土石流
2903	H26.3.28	正木入-1	飯能市上直竹下分	○	○	土石流
2904	H26.3.28	正木入-2	飯能市上直竹下分	○	○	土石流
2905	H26.3.28	上間野川	飯能市上直竹下分	○	○	土石流
2906	H26.3.28	沢ノ入沢	飯能市上直竹下分	○	○	土石流
2907	H26.3.28	郷戸川	飯能市上直竹下分	○	○	土石流
2908	H26.3.28	下川崎川2号	飯能市上直竹下分	○	○	土石流
2909	H26.3.28	上川崎川	飯能市上直竹下分	○	○	土石流
2910	H26.3.28	滑沢川	飯能市上直竹下分	○	○	土石流
2911	H26.3.28	南下間野川	飯能市上直竹下分	○	○	土石流
2912	H26.3.28	観音寺沢	飯能市上直竹下分	○	○	土石流
2913	H26.3.28	多和目	坂戸市多和目	○	○	急傾斜地の崩壊
2914	H26.3.28	西坂戸3丁目	坂戸市西坂戸3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
2915	H26.3.28	毛呂本郷-1-1	毛呂山町毛呂本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2916	H26.3.28	毛呂本郷-1-2	毛呂山町毛呂本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2917	H26.3.28	鳥嶽-1-1	毛呂山町毛呂本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2918	H26.3.28	鳥嶽-1-2	毛呂山町毛呂本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2919	H26.3.28	滝ノ入-1-1	毛呂山町滝ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
2920	H26.3.28	滝ノ入-1-2	毛呂山町滝ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
2921	H26.3.28	背飛ヶ谷戸-1-1	毛呂山町滝ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
2922	H26.3.28	背飛ヶ谷戸-1-2	毛呂山町滝ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
2923	H26.3.28	滝ノ入-2	毛呂山町滝ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
2924	H26.3.28	矢ノ入	毛呂山町滝ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
2925	H26.3.28	鳥嶽-2	毛呂山町毛呂本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2926	H26.3.28	澤又-1-1	毛呂山町毛呂本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2927	H26.3.28	澤又-1-2	毛呂山町毛呂本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2928	H26.3.28	澤又-1-3	毛呂山町毛呂本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2929	H26.3.28	澤又-2-1	毛呂山町毛呂本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2930	H26.3.28	澤又-2-2	毛呂山町毛呂本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2931	H26.3.28	澤又-2-3	毛呂山町毛呂本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
2932	H26.3.28	けの字	毛呂山町阿諏訪	○	○	急傾斜地の崩壊
2933	H26.3.28	みの字	毛呂山町阿諏訪	○	○	急傾斜地の崩壊
2934	H26.3.28	この字	毛呂山町阿諏訪	○	○	急傾斜地の崩壊
2935	H26.3.28	せの字	毛呂山町阿諏訪	○	○	急傾斜地の崩壊
2936	H26.3.28	ての字-1	毛呂山町阿諏訪	○	○	急傾斜地の崩壊
2937	H26.3.28	ての字-2	毛呂山町阿諏訪	○	○	急傾斜地の崩壊
2938	H26.3.28	ての字-3	毛呂山町阿諏訪	○	○	急傾斜地の崩壊
2939	H26.3.28	ゆの字	毛呂山町阿諏訪	○	○	急傾斜地の崩壊
2940	H26.3.28	瀬田沢	毛呂山町小田谷	○	○	土石流
2941	H26.3.28	鳥嶽沢	毛呂山町毛呂本郷	○	○	土石流
2942	H26.3.28	桂木川-1	毛呂山町滝ノ入	○	○	土石流
2943	H26.3.28	桂木川-2	毛呂山町滝ノ入	○	○	土石流
2944	H26.3.28	雨堤-1	毛呂山町滝ノ入	○	○	土石流
2945	H26.3.28	雨堤-2	毛呂山町滝ノ入	○	○	土石流
2946	H26.3.28	雨堤-3	毛呂山町滝ノ入	○	○	土石流
2947	H26.3.28	天ヶ平-1	毛呂山町滝ノ入	○	○	土石流
2948	H26.3.28	天ヶ平-2	毛呂山町滝ノ入	○	○	土石流
2949	H26.3.28	日向	毛呂山町滝ノ入	○	○	土石流
2950	H26.3.28	杉ノ入	毛呂山町滝ノ入	○	○	土石流
2951	H26.3.28	ふの字沢	毛呂山町阿諏訪	○	○	土石流
2952	H26.3.28	みの字沢	毛呂山町阿諏訪	○	○	土石流
2953	H26.3.28	るの字沢	毛呂山町阿諏訪	○	○	土石流
2954	H26.3.28	きの字沢	毛呂山町阿諏訪	○	○	土石流
2955	H26.3.28	ゑの字沢	毛呂山町阿諏訪	○	○	土石流
2956	H26.3.28	ひの字沢	毛呂山町阿諏訪	○	○	土石流
2957	H26.3.28	わの字沢	毛呂山町阿諏訪	○	○	土石流
2958	H26.5.30	栃谷沢	寄居町西ノ入	○	○	土石流
2959	H26.5.30	山井沢-1	寄居町西ノ入	○	○	土石流
2960	H26.5.30	山井沢-2	寄居町西ノ入	○	○	土石流
2961	H26.5.30	山居(右)	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
2962	H26.5.30	山居	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
2963	H26.5.30	山居(左)	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
2964	H26.5.30	栃谷-3	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
2965	H26.5.30	西ノ入-1	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
2966	H26.5.30	西ノ入-2	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
2967	H26.5.30	栃谷	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
2968	H26.5.30	山居-6	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
2969	H26.5.30	山居-7	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
2970	H26.5.30	榎平-2-1	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
2971	H26.5.30	山居-1	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
2972	H26.5.30	山居-2	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
2973	H26.5.30	山居-3	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
2974	H26.5.30	山居-4	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
2975	H26.5.30	山居-5	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
2976	H26.5.30	栃谷-1	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
2977	H26.5.30	栃谷-2	寄居町西ノ入	○	○	急傾斜地の崩壊
2978	H26.5.30	立ヶ瀬	寄居町鉢形	○	○	急傾斜地の崩壊
2979	H26.5.30	保田原-1	寄居町保田原	○	○	急傾斜地の崩壊
2980	H26.5.30	保田原-2	寄居町保田原	○	○	急傾斜地の崩壊
2981	H26.5.30	露梨子-2	寄居町鉢形	○	○	急傾斜地の崩壊
2982	H26.5.30	巴-1	秩父市上影森、下影森	○	○	急傾斜地の崩壊
2983	H26.5.30	巴-2	秩父市上影森、下影森	○	○	急傾斜地の崩壊
2984	H26.5.30	巴-3	秩父市下影森	○	○	急傾斜地の崩壊
2985	H26.5.30	近戸-1	秩父市近戸町	○	○	急傾斜地の崩壊
2986	H26.5.30	高倉-1-1	入間市高倉2丁目・3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
2987	H26.5.30	高倉-1-2	入間市高倉3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
2988	H26.5.30	高倉-1-3	入間市高倉2丁目・3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
2989	H26.5.30	扇町屋-1-1	入間市扇町屋2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
2990	H26.5.30	扇町屋-1-2	入間市扇町屋2丁目・3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
2991	H26.5.30	高倉-2	入間市高倉3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
2992	H26.5.30	扇町屋-2	入間市扇町屋3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
2993	H26.9.16	明ヶ平1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
2994	H26.9.16	小川日向1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
2995	H26.9.16	小川日向2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
2996	H26.9.16	小川日影1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
2997	H26.9.16	小川日影2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
2998	H26.9.16	小川日影3	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
2999	H26.9.16	明ヶ平2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3000	H26.9.16	明ヶ平3	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3001	H26.9.16	大鹿沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
3002	H26.9.16	橋の沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
3003	H26.9.16	東沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
3004	H26.9.16	小川戸沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
3005	H26.9.16	中河原沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
3006	H26.9.16	夕ノ窪沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
3007	H26.9.16	不動沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
3008	H26.9.16	大波見沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
3009	H26.9.16	清水入沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
3010	H26.9.16	大波見-1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3011	H26.9.16	大波見-2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3012	H26.9.16	新井-1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3013	H26.9.16	新井-2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3014	H26.9.16	諸日影	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3015	H26.9.16	竹ノ妻	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3016	H26.9.16	塚越1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3017	H26.9.16	塚越2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3018	H26.9.16	塚越3	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3019	H26.9.16	塚越4	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3020	H26.9.16	十二天沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
3021	H26.9.16	久形	秩父市上吉田	○	○	土石流
3022	H26.9.16	龍泉寺沢-1	秩父市上吉田	○	○	土石流
3023	H26.9.16	龍泉寺沢-2	秩父市上吉田	○	○	土石流
3024	H26.9.16	龍泉寺沢-3	秩父市上吉田	○	○	土石流
3025	H26.9.16	沢の入沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
3026	H26.9.16	久保沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
3027	H26.9.16	かみ沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
3028	H26.9.16	松岡沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
3029	H26.9.16	女部田	秩父市上吉田	○	○	土石流
3030	H26.9.16	番切り沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
3031	H26.9.16	田の入沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
3032	H26.9.16	大棚部	秩父市上吉田	○	○	土石流
3033	H26.9.16	石間戸	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3034	H26.9.16	大棚部	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3035	H26.9.16	宮戸	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3036	H26.9.16	後川-1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3037	H26.9.16	後川-2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3038	H26.9.16	中島1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3039	H26.9.16	大道上-1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3040	H26.9.16	大道上-2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3041	H26.9.16	松岡	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3042	H26.9.16	東女部田-1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3043	H26.9.16	東女部田-2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3044	H26.9.16	西女部田1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3045	H26.9.16	女部田	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3046	H26.9.16	西女部田2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3047	H26.9.16	宮戸-1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3048	H26.9.16	巢掛2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3049	H26.9.16	巢掛1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3050	H26.9.16	中島2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3051	H26.9.16	井上1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3052	H26.9.16	芦田2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3053	H26.9.16	矢畑1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3054	H26.9.16	矢畑2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3055	H26.9.16	芦田	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3056	H26.9.16	井上2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3057	H26.9.16	井上3	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3058	H26.9.16	井上4	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3059	H26.9.16	大日堂	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3060	H26.9.16	鍛冶山1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3061	H26.9.16	鍛冶山2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3062	H26.9.16	矢畑4	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3063	H26.9.16	矢畑3	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3064	H26.9.16	新志2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3065	H26.9.16	矢畑沢西	秩父市下吉田	○	○	土石流
3066	H26.9.16	矢畑沢	秩父市下吉田	○	○	土石流

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
3067	H26.9.16	沢入沢	秩父市下吉田	○		土石流
3068	H26.9.16	矢畑3	秩父市下吉田	○		土石流
3069	H26.9.16	矢畑東	秩父市下吉田	○	○	土石流
3070	H26.9.16	矢畑	秩父市下吉田	○	○	土石流
3071	H26.9.16	天神沢西	秩父市下吉田	○	○	土石流
3072	H26.9.16	鍛冶山	秩父市下吉田	○	○	土石流
3073	H26.9.16	西沢	秩父市下吉田	○	○	土石流
3074	H26.9.16	沢入沢西	秩父市下吉田	○	○	土石流
3075	H26.9.16	白岩1	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
3076	H26.9.16	室久保1-1	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
3077	H26.9.16	室久保1-2	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
3078	H26.9.16	室久保1-3	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
3079	H26.9.16	阿熊松場3	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
3080	H26.9.16	彦久保4	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
3081	H26.9.16	阿熊下1	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
3082	H26.9.16	室久保3-1	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
3083	H26.9.16	室久保3-2	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
3084	H26.9.16	室久保2	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
3085	H26.9.16	阿熊松場1	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
3086	H26.9.16	阿熊松場2	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
3087	H26.9.16	横田倉1-1	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
3088	H26.9.16	横田倉1-2	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
3089	H26.9.16	横田倉1-3	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
3090	H26.9.16	横田倉1-4	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
3091	H26.9.16	横田倉1-5	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
3092	H26.9.16	横田倉2-1	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
3093	H26.9.16	横田倉2-2	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
3094	H26.9.16	白岩3	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
3095	H26.9.16	川久保1	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
3096	H26.9.16	川久保2	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
3097	H26.9.16	川久保3	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
3098	H26.9.16	白岩2	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
3099	H26.9.16	阿熊下2	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
3100	H26.9.16	彦久保-1	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
3101	H26.9.16	彦久保-2	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
3102	H26.9.16	彦久保-3	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
3103	H26.9.16	守岩	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
3104	H26.9.16	西の入沢	秩父市吉田阿熊	○	○	土石流
3105	H26.9.16	白岩沢1	秩父市吉田阿熊	○	○	土石流
3106	H26.9.16	白岩沢2	秩父市吉田阿熊	○	○	土石流
3107	H26.9.16	松葉沢	秩父市吉田阿熊	○	○	土石流
3108	H26.9.16	西沢	秩父市吉田阿熊	○	○	土石流
3109	H26.9.16	宮沢	秩父市吉田阿熊	○	○	土石流
3110	H26.9.16	白岩沢3	秩父市吉田阿熊	○	○	土石流
3111	H26.9.16	川久保1	秩父市吉田阿熊	○	○	土石流
3112	H26.9.16	川久保2	秩父市吉田阿熊	○	○	土石流
3113	H26.9.16	彦久保1	秩父市吉田阿熊	○	○	土石流
3114	H26.9.16	彦久保2	秩父市吉田阿熊	○	○	土石流
3115	H26.9.16	東沢-1	秩父市吉田阿熊	○	○	土石流
3116	H26.9.16	東沢-2	秩父市吉田阿熊	○	○	土石流
3117	H26.9.16	彦久保3	秩父市吉田阿熊	○	○	土石流
3118	H26.9.16	室久保	秩父市吉田阿熊	○	○	地滑り
3119	H26.9.16	守岩	秩父市吉田阿熊	○	○	地滑り
3120	H26.9.16	矢納-1	神川町矢納	○	○	地滑り
3121	H26.9.16	矢納-2	神川町矢納	○	○	地滑り
3122	H26.9.16	矢納-3	神川町矢納	○	○	地滑り
3123	H26.9.16	下鳥羽	神川町矢納	○	○	地滑り
3124	H26.9.16	住居野	神川町上阿久原	○	○	地滑り
3125	H26.9.16	嶽の山	神川町上阿久原	○	○	地滑り
3126	H26.9.16	高牛	神川町矢納	○	○	地滑り
3127	H26.9.16	迎沢	本庄市児玉町太駄	○	○	土石流
3128	H26.9.16	平沢-1	本庄市児玉町太駄	○	○	地滑り
3129	H26.9.16	平沢-2	本庄市児玉町太駄	○	○	地滑り
3130	H26.9.16	本泉	本庄市児玉町河内	○	○	地滑り
3131	H26.9.16	寺山	本庄市児玉町河内	○	○	地滑り
3132	H26.9.16	稲沢	本庄市児玉町稲沢	○	○	地滑り
3133	H26.9.16	下稲沢	本庄市児玉町稲沢	○	○	地滑り
3134	H26.9.16	日影	本庄市児玉町小平	○	○	地滑り
3135	H26.9.16	生野山	本庄市児玉町児玉	○	○	地滑り
3136	H26.10.14	高坂-1	東松山市高坂	○	○	急傾斜地の崩壊
3137	H26.10.14	本町-1丁目-1	東松山市本町-1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3138	H26.10.14	表	滑川町羽尾	○	○	急傾斜地の崩壊
3139	H26.10.14	前谷中郷-1	滑川町山田	○	○	急傾斜地の崩壊
3140	H26.10.14	前谷中郷-2	滑川町山田	○	○	急傾斜地の崩壊
3141	H26.10.14	下組-1	滑川町水尻	○	○	急傾斜地の崩壊
3142	H26.10.14	中在家-3	滑川町福田	○	○	急傾斜地の崩壊
3143	H26.10.14	中在家-4	滑川町福田	○	○	急傾斜地の崩壊
3144	H26.10.14	勝田	滑川町伊古、嵐山町勝田	○	○	急傾斜地の崩壊
3145	H26.10.14	日向-1	嵐山町越畑	○	○	急傾斜地の崩壊
3146	H26.10.14	鶴巻-2	嵐山町吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3147	H26.10.14	日向-2	嵐山町越畑	○	○	急傾斜地の崩壊
3148	H26.10.14	古里-3	嵐山町吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3149	H26.10.14	下串引	嵐山町越畑	○	○	急傾斜地の崩壊
3150	H26.10.14	社宮司	嵐山町越畑	○	○	急傾斜地の崩壊
3151	H26.10.14	仲町-2	嵐山町越畑	○	○	急傾斜地の崩壊
3152	H26.10.14	本田谷	嵐山町越畑	○	○	急傾斜地の崩壊
3153	H26.10.14	吉田-1	嵐山町吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3154	H26.10.14	吉田-2-1	嵐山町吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3155	H26.10.14	吉田-2-2	嵐山町吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3156	H26.10.14	吉田-3	嵐山町吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3157	H26.10.14	吉田-4	嵐山町吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3158	H26.10.14	山下	嵐山町吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3159	H26.10.14	鍋谷	嵐山町吉田	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
3160	H26.10.14	古里-2	嵐山町古里	○	○	急傾斜地の崩壊
3161	H26.10.14	下城ヶ谷戸	嵐山町杉山	○	○	急傾斜地の崩壊
3162	H26.10.14	表猿外戸-1	嵐山町杉山	○	○	急傾斜地の崩壊
3163	H26.10.14	裏猿外戸	嵐山町杉山	○	○	急傾斜地の崩壊
3164	H26.10.14	日向-3	嵐山町越畑	○	○	急傾斜地の崩壊
3165	H26.10.14	志賀-2	嵐山町志賀	○	○	急傾斜地の崩壊
3166	H26.10.14	亀ノ原	嵐山町鎌形	○	○	急傾斜地の崩壊
3167	H26.10.14	東方-1	嵐山町將軍沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3168	H26.10.14	東方-2	嵐山町將軍沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3169	H26.10.14	東方-3	嵐山町將軍沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3170	H26.10.14	東方-8	嵐山町將軍沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3171	H26.10.14	石堂	嵐山町千手堂	○	○	急傾斜地の崩壊
3172	H26.10.14	高野倉-1-1	鳩山町高野倉	○	○	急傾斜地の崩壊
3173	H26.10.14	高野倉-1-2	鳩山町高野倉	○	○	急傾斜地の崩壊
3174	H26.10.14	熊井-2	鳩山町熊井	○	○	急傾斜地の崩壊
3175	H26.11.21	中野上-1	秩父郡長瀬町大字中野上	○	○	急傾斜地の崩壊
3176	H26.11.21	中野上-2	秩父郡長瀬町大字中野上	○	○	急傾斜地の崩壊
3177	H26.11.21	本野上根岸2	秩父郡長瀬町大字本野上	○	○	急傾斜地の崩壊
3178	H26.11.21	長瀬1-1	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
3179	H26.11.21	長瀬1-2	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
3180	H26.11.21	長瀬2	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
3181	H26.11.21	本野上根岸1	秩父郡長瀬町大字本野上	○	○	急傾斜地の崩壊
3182	H26.11.21	山根	秩父郡長瀬町大字本野上	○	○	急傾斜地の崩壊
3183	H26.11.21	唐沢	秩父郡長瀬町大字中野上	○	○	急傾斜地の崩壊
3184	H26.11.21	和田	秩父郡長瀬町大字中野上	○	○	急傾斜地の崩壊
3185	H26.11.21	長瀬4	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
3186	H26.11.21	根岸	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
3187	H26.11.21	根岸沢	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	土石流
3188	H26.11.21	櫛沢	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	土石流
3189	H26.11.21	北沢	秩父郡長瀬町大字本野上	○	○	土石流
3190	H26.11.21	根岸	秩父郡長瀬町大字本野上	○	○	土石流
3191	H26.11.21	和田	秩父郡長瀬町大字中野上	○	○	土石流
3192	H26.11.21	中野上	秩父郡長瀬町大字中野上	○	○	土石流
3193	H26.11.21	唐沢2	秩父郡長瀬町大字中野上	○	○	土石流
3194	H26.11.21	下山根	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	土石流
3195	H26.11.21	山根	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	土石流
3196	H26.11.21	井出入	秩父郡長瀬町大字中野上	○	○	土石流
3197	H26.11.21	長瀬1	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	土石流
3198	H26.11.21	高野沢	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	土石流
3199	H26.11.21	長瀬2	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	土石流
3200	H26.11.21	宿本	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3201	H26.11.21	滝ノ上1-1	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3202	H26.11.21	滝ノ上1-2	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3203	H26.11.21	滝ノ上1-3	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3204	H26.11.21	滝ノ上2-1	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3205	H26.11.21	滝ノ上2-2	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3206	H26.11.21	宮沢1	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3207	H26.11.21	滝ノ上3	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3208	H26.11.21	宿本2	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3209	H26.11.21	杉郷1	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3210	H26.11.21	宮沢3	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3211	H26.11.21	宮沢2	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3212	H26.11.21	辻1	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3213	H26.11.21	辻2-1	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3214	H26.11.21	辻2-2	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3215	H26.11.21	杉郷2	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3216	H26.11.21	杉郷3	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3217	H26.11.21	辻4	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3218	H26.11.21	辻5	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3219	H26.11.21	宿本3	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3220	H26.11.21	辻3	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3221	H26.11.21	辻	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	土石流
3222	H26.11.21	砂吹沢-1	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	土石流
3223	H26.11.21	砂吹沢-2	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	土石流
3224	H26.11.21	八重子沢	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	土石流
3225	H26.11.21	滝の上	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	土石流
3226	H26.11.21	熊野沢	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	土石流
3227	H26.11.21	堂坂沢	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	土石流
3228	H26.11.21	唐沢	秩父郡長瀬町大字中野上	○	○	土石流
3229	H26.11.21	田中沢	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	土石流
3230	H26.11.21	大日影沢-1	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	土石流
3231	H26.11.21	大日影沢-2	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	土石流
3232	H26.11.21	野上下郷	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	土石流
3233	H26.11.21	長谷-1-1	吉見町長谷	○	○	急傾斜地の崩壊
3234	H26.11.21	長谷-1-2	吉見町長谷	○	○	急傾斜地の崩壊
3235	H26.11.21	長谷-2	吉見町長谷	○	○	急傾斜地の崩壊
3236	H26.11.21	新吉見-1	吉見町長谷	○	○	急傾斜地の崩壊
3237	H26.11.21	新吉見-2	吉見町長谷	○	○	急傾斜地の崩壊
3238	H26.11.21	天王山-3	吉見町北吉見	○	○	急傾斜地の崩壊
3239	H26.11.21	新吉見-3	吉見町長谷	○	○	急傾斜地の崩壊
3240	H27.2.17	本郷-①	所沢市本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3241	H27.2.17	本郷-②	所沢市本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3242	H27.2.17	本郷-③	所沢市本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3243	H27.2.17	下安松-①	所沢市下安松	○	○	急傾斜地の崩壊
3244	H27.2.17	下安松-②	所沢市下安松、東所沢和田1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3245	H27.2.17	下安松-③	所沢市下安松、東所沢和田1丁目、本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3246	H27.2.17	万所-1	小川町大字木呂子	○	○	急傾斜地の崩壊
3247	H27.2.17	峰原	小川町大字上横田	○	○	急傾斜地の崩壊
3248	H27.2.17	ニュータウン-1-1	小川町大字勝呂	○	○	急傾斜地の崩壊
3249	H27.2.17	ニュータウン-1-2	小川町大字勝呂	○	○	急傾斜地の崩壊
3250	H27.2.17	ニュータウン-1-3	小川町大字勝呂	○	○	急傾斜地の崩壊
3251	H27.2.17	ニュータウン-2-1	小川町大字木部	○	○	急傾斜地の崩壊
3252	H27.2.17	ニュータウン-2-2	小川町大字勝呂	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
3253	H27.2.17	赤木	小川町大字腰越	○		地滑り
3254	H27.2.17	母貴二本松	鳩山町大字高野倉	○	○	急傾斜地の崩壊
3255	H27.2.17	母貴-1	鳩山町大字高野倉	○	○	急傾斜地の崩壊
3256	H27.2.17	母貴-2	鳩山町大字高野倉	○	○	急傾斜地の崩壊
3257	H27.2.17	母貴-3	鳩山町大字高野倉	○	○	急傾斜地の崩壊
3258	H27.2.17	母貴-4	鳩山町大字高野倉	○	○	急傾斜地の崩壊
3259	H27.2.17	唐沢	鳩山町大字石坂	○	○	急傾斜地の崩壊
3260	H27.2.17	池田-1	鳩山町大字石坂	○	○	急傾斜地の崩壊
3261	H27.2.17	池田-2	鳩山町大字石坂	○	○	急傾斜地の崩壊
3262	H27.2.17	池田-3	鳩山町大字石坂	○	○	急傾斜地の崩壊
3263	H27.2.17	年中-1-1	鳩山町大字石坂	○	○	急傾斜地の崩壊
3264	H27.2.17	年中-1-2	鳩山町大字石坂	○	○	急傾斜地の崩壊
3265	H27.2.17	上澤・池田	鳩山町大字石坂	○	○	急傾斜地の崩壊
3266	H27.2.17	池田	鳩山町大字石坂	○	○	急傾斜地の崩壊
3267	H27.3.24	大崎	さいたま市緑区大崎	○	○	急傾斜地の崩壊
3268	H27.3.24	大和田二丁目	さいたま市見沼区大和田町	○		急傾斜地の崩壊
3269	H27.3.24	御蔵台	さいたま市見沼区御蔵	○		急傾斜地の崩壊
3270	H27.3.24	西山新田	さいたま市見沼区御蔵	○		急傾斜地の崩壊
3271	H27.3.24	指扇領辻3	さいたま市西区領辻	○	○	急傾斜地の崩壊
3272	H27.3.24	峰岸	さいたま市西区指扇領辻	○		急傾斜地の崩壊
3273	H27.3.24	大和田一丁目2	さいたま市見沼区大和田町	○	○	急傾斜地の崩壊
3274	H27.3.24	木野下	さいたま市見沼区御蔵	○	○	急傾斜地の崩壊
3275	H27.3.24	南中丸	さいたま市見沼区南中丸	○	○	急傾斜地の崩壊
3276	H27.3.24	桜山	さいたま市岩槻区表慈恩寺	○		急傾斜地の崩壊
3277	H27.3.24	観音寺狭	和光市白子2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3278	H27.3.24	越之狭-1	和光市白子2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3279	H27.3.24	越之狭-2	和光市白子2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3280	H27.3.24	牛房西狭	和光市南1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3281	H27.3.24	寺の上-1	和光市白子3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3282	H27.3.24	寺の上-2	和光市白子3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3283	H27.3.24	向坂	和光市新倉1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3284	H27.3.24	峰	和光市新倉2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3285	H27.3.24	堀口	和光市新倉2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3286	H27.3.24	宮前I	和光市新倉2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3287	H27.3.24	市場狭	和光市白子3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3288	H27.3.24	向山狭-1	和光市白子1丁目	○		急傾斜地の崩壊
3289	H27.3.24	向山狭-2	和光市白子1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3290	H27.3.24	漆台-1	和光市新倉2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3291	H27.3.24	漆台-2	和光市新倉2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3292	H27.3.24	宮前II-1	和光市新倉2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3293	H27.3.24	宮前II-2	和光市新倉2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3294	H27.3.24	半三池	和光市新倉2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3295	H27.3.24	牛房東狭	和光市白子2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3296	H27.3.24	牛玉山	和光市新倉2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3297	H27.3.24	北城山	和光市白子3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3298	H27.3.24	南市場	和光市白子3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3299	H27.3.24	上之郷	和光市新倉2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3300	H27.3.24	上山口-①	所沢市上山口	○	○	急傾斜地の崩壊
3301	H27.3.24	上山口-②	所沢市上山口	○	○	急傾斜地の崩壊
3302	H27.3.24	上山口-③	所沢市上山口	○	○	急傾斜地の崩壊
3303	H27.3.24	上山口-④	所沢市上山口	○	○	急傾斜地の崩壊
3304	H27.3.24	上山口-⑤	所沢市上山口	○	○	急傾斜地の崩壊
3305	H27.3.24	上山口-⑥	所沢市上山口	○	○	急傾斜地の崩壊
3306	H27.3.24	上山口-⑦	所沢市上山口	○	○	急傾斜地の崩壊
3307	H27.3.24	上山口-⑧	所沢市上山口	○	○	急傾斜地の崩壊
3308	H27.3.24	上山口-⑨	所沢市上山口	○	○	急傾斜地の崩壊
3309	H27.3.24	上山口-⑩	所沢市上山口	○	○	急傾斜地の崩壊
3310	H27.3.24	上山口-⑪	所沢市上山口	○	○	急傾斜地の崩壊
3311	H27.3.24	上山口-⑫	所沢市上山口	○	○	急傾斜地の崩壊
3312	H27.3.24	山口-①	所沢市山口	○		急傾斜地の崩壊
3313	H27.3.24	山口-②	所沢市山口	○		急傾斜地の崩壊
3314	H27.3.24	山口-③	所沢市山口	○		急傾斜地の崩壊
3315	H27.3.24	山口-④	所沢市山口	○	○	急傾斜地の崩壊
3316	H27.3.24	荒幡	所沢市荒幡	○		急傾斜地の崩壊
3317	H27.3.24	慈眼寺	狭山市入間川1丁目、3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3318	H27.3.24	稲荷山公園北下	狭山市大字鶴ノ木	○	○	急傾斜地の崩壊
3319	H27.3.24	鶴ノ木-1	狭山市大字鶴ノ木	○	○	急傾斜地の崩壊
3320	H27.3.24	八幡神社-2	狭山市入間川1丁目、3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3321	H27.3.24	市営東鶴ノ木団地-1	狭山市大字鶴ノ木	○		急傾斜地の崩壊
3322	H27.3.24	市営東鶴ノ木団地-2	狭山市大字鶴ノ木	○		急傾斜地の崩壊
3323	H27.3.24	鶴ノ木-2	狭山市大字鶴ノ木、入間市黒須1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3324	H27.3.24	諏訪1丁目	富士見市諏訪1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3325	H27.3.24	諏訪2丁目	富士見市諏訪2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3326	H27.3.24	鶴馬1丁目	富士見市鶴馬1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3327	H27.3.24	鶴馬2丁目	富士見市鶴馬2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3328	H27.3.24	山下	富士見市水子	○	○	急傾斜地の崩壊
3329	H27.3.24	東石井-1	富士見市水子	○	○	急傾斜地の崩壊
3330	H27.3.24	東石井-2	富士見市水子	○	○	急傾斜地の崩壊
3331	H27.3.24	神明	富士見市水子	○	○	急傾斜地の崩壊
3332	H27.3.24	打越	富士見市東みずほ台3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3333	H27.3.24	打越公園	富士見市東みずほ台3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3334	H27.3.24	東小原	富士見市水子東小原	○		急傾斜地の崩壊
3335	H27.3.24	正網	富士見市水子	○	○	急傾斜地の崩壊
3336	H27.3.24	城ノ下	富士見市水子	○	○	急傾斜地の崩壊
3337	H27.3.24	鶴馬二丁目-2	富士見市鶴馬2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3338	H27.3.24	鶴馬二丁目-3	富士見市鶴馬2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3339	H27.3.24	白子-3	飯能市白子	○	○	急傾斜地の崩壊
3340	H27.3.24	白子-4	飯能市白子	○	○	急傾斜地の崩壊
3341	H27.3.24	白子-5	飯能市白子	○	○	急傾斜地の崩壊
3342	H27.3.24	上ノ原川	飯能市白子	○		土石流
3343	H27.3.24	白子沢	飯能市白子	○	○	土石流
3344	H27.3.24	平山川	飯能市白子	○	○	土石流
3345	H27.3.24	宮林沢	飯能市白子	○	○	土石流

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
3346	H27.3.24	堂向	飯能市中藤下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3347	H27.3.24	堂西-1-1	飯能市中藤下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3348	H27.3.24	堂西-1-2	飯能市中藤下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3349	H27.3.24	中藤下郷-1-1	飯能市中藤下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3350	H27.3.24	中藤下郷-1-2	飯能市中藤下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3351	H27.3.24	大両寺	飯能市中藤下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3352	H27.3.24	野ヶ崎-1	飯能市中藤下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3353	H27.3.24	野ヶ崎-2	飯能市中藤下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3354	H27.3.24	種木-1	飯能市中藤下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3355	H27.3.24	中藤下郷-2	飯能市中藤下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3356	H27.3.24	中藤下郷-3	飯能市中藤下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3357	H27.3.24	堂西-2	飯能市中藤下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3358	H27.3.24	種木-2	飯能市中藤下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3359	H27.3.24	種木-3-1	飯能市中藤下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3360	H27.3.24	種木-3-2	飯能市中藤下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
3361	H27.3.24	堂向沢	飯能市中藤下郷	○	○	土石流
3362	H27.3.24	平蔵寺川	飯能市中藤下郷	○	○	土石流
3363	H27.3.24	向ヶ谷戸川	飯能市中藤下郷	○	○	土石流
3364	H27.3.24	笹子川	飯能市中藤下郷	○	○	土石流
3365	H27.3.24	野口川	飯能市中藤下郷	○	○	土石流
3366	H27.3.24	大両寺川	飯能市中藤下郷	○	○	土石流
3367	H27.3.24	入川	飯能市中藤下郷	○	○	土石流
3368	H27.3.24	金山-1	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
3369	H27.3.24	房ヶ谷戸-1	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
3370	H27.3.24	曲竹-1	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
3371	H27.3.24	金山-2	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
3372	H27.3.24	房ヶ谷戸-2	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
3373	H27.3.24	房ヶ谷戸-4	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
3374	H27.3.24	金山-3	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
3375	H27.3.24	金山-4	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
3376	H27.3.24	金山-5-1	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
3377	H27.3.24	金山-5-2	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
3378	H27.3.24	原市場-1-1	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
3379	H27.3.24	原市場-1-2	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
3380	H27.3.24	曲竹-2	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
3381	H27.3.24	曲竹-3	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
3382	H27.3.24	曲竹-4	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
3383	H27.3.24	曲竹-5	飯能市原市場	○	○	急傾斜地の崩壊
3384	H27.3.24	倉掛川-1	飯能市原市場	○	○	土石流
3385	H27.3.24	倉掛川-2	飯能市原市場	○	○	土石流
3386	H27.3.24	倉掛川-3	飯能市原市場	○	○	土石流
3387	H27.3.24	倉掛川-4	飯能市原市場	○	○	土石流
3388	H27.3.24	肥沢川	飯能市原市場	○	○	土石流
3389	H27.3.24	鹿ヶ入川	飯能市原市場	○	○	土石流
3390	H27.3.24	勝久保川-1	飯能市原市場	○	○	土石流
3391	H27.3.24	勝久保川-2	飯能市原市場	○	○	土石流
3392	H27.3.24	柳瀬川	飯能市原市場	○	○	土石流
3393	H27.3.24	曲竹沢	飯能市原市場	○	○	土石流
3394	H27.3.24	房ヶ谷戸沢	飯能市原市場	○	○	土石流
3395	H27.3.24	畑中-1	飯能市上赤工	○	○	急傾斜地の崩壊
3396	H27.3.24	上赤工-1	飯能市上赤工	○	○	急傾斜地の崩壊
3397	H27.3.24	上赤工-3	飯能市上赤工	○	○	急傾斜地の崩壊
3398	H27.3.24	上赤工-5	飯能市上赤工	○	○	急傾斜地の崩壊
3399	H27.3.24	畑中-2	飯能市上赤工	○	○	急傾斜地の崩壊
3400	H27.3.24	畑中-3	飯能市上赤工	○	○	急傾斜地の崩壊
3401	H27.3.24	畑中沢-1	飯能市上赤工	○	○	土石流
3402	H27.3.24	畑中沢-2	飯能市上赤工	○	○	土石流
3403	H27.3.24	小瀬戸-1	飯能市小瀬戸	○	○	急傾斜地の崩壊
3404	H27.3.24	小瀬戸-6	飯能市小瀬戸	○	○	急傾斜地の崩壊
3405	H27.3.24	小瀬戸-7	飯能市小瀬戸	○	○	急傾斜地の崩壊
3406	H27.3.24	小瀬戸-8	飯能市小瀬戸	○	○	急傾斜地の崩壊
3407	H27.3.24	小瀬戸-3	飯能市小瀬戸	○	○	急傾斜地の崩壊
3408	H27.3.24	小瀬戸-4	飯能市小瀬戸	○	○	急傾斜地の崩壊
3409	H27.3.24	小瀬戸-5	飯能市小瀬戸	○	○	急傾斜地の崩壊
3410	H27.3.24	浅間神社沢	飯能市小瀬戸	○	○	土石流
3411	H27.3.24	小瀬戸沢	飯能市小瀬戸	○	○	土石流
3412	H27.3.24	新福寺沢	飯能市小瀬戸	○	○	土石流
3413	H27.3.24	久須美-1	飯能市久須美	○	○	急傾斜地の崩壊
3414	H27.3.24	久須美-2	飯能市久須美	○	○	急傾斜地の崩壊
3415	H27.3.24	千歳沢	飯能市久須美	○	○	土石流
3416	H27.3.24	白鬚神社沢-1	飯能市久須美	○	○	土石流
3417	H27.3.24	白鬚神社沢-2	飯能市久須美	○	○	土石流
3418	H27.3.24	白鬚神社沢-3	飯能市久須美	○	○	土石流
3419	H27.3.24	東光寺沢	飯能市久須美	○	○	土石流
3420	H27.3.24	下毛田川	飯能市久須美	○	○	土石流
3421	H27.3.24	小岩井-1	飯能市小岩井	○	○	急傾斜地の崩壊
3422	H27.3.24	小岩井-2	飯能市小岩井	○	○	急傾斜地の崩壊
3423	H27.3.24	小岩井-3-1	飯能市小岩井	○	○	急傾斜地の崩壊
3424	H27.3.24	小岩井-3-2	飯能市小岩井	○	○	急傾斜地の崩壊
3425	H27.3.24	小岩井-3-3	飯能市小岩井	○	○	急傾斜地の崩壊
3426	H27.3.24	小岩井沢-1	飯能市小岩井	○	○	土石流
3427	H27.3.24	小岩井沢-2	飯能市小岩井	○	○	土石流
3428	H27.3.24	無量寺沢	飯能市小岩井	○	○	土石流
3429	H27.3.24	渡場橋沢	飯能市小岩井	○	○	土石流
3430	H27.3.24	小岩井	飯能市小岩井	○	○	土石流
3431	H27.3.24	永田-1-1	飯能市永田	○	○	急傾斜地の崩壊
3432	H27.3.24	永田-1-2	飯能市永田	○	○	急傾斜地の崩壊
3433	H27.3.24	永田-2	飯能市永田	○	○	急傾斜地の崩壊
3434	H27.3.24	永田-3	飯能市永田	○	○	急傾斜地の崩壊
3435	H27.3.24	永田-4	飯能市永田	○	○	急傾斜地の崩壊
3436	H27.3.24	宮ノ入沢	飯能市永田	○	○	土石流
3437	H27.3.24	多峰圭川	飯能市永田	○	○	土石流
3438	H27.3.24	下直竹-3	飯能市下直竹	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
3439	H27.3.24	下直竹-4-1	飯能市下直竹	○	○	急傾斜地の崩壊
3440	H27.3.24	下直竹-4-2	飯能市下直竹	○	○	急傾斜地の崩壊
3441	H27.3.24	下直竹-1	飯能市下直竹	○	○	急傾斜地の崩壊
3442	H27.3.24	申淵-1	飯能市下直竹	○	○	急傾斜地の崩壊
3443	H27.3.24	申淵-2	飯能市下直竹	○	○	急傾斜地の崩壊
3444	H27.3.24	下直竹-2	飯能市下直竹	○	○	急傾斜地の崩壊
3445	H27.3.24	申淵-3-1	飯能市下直竹	○	○	急傾斜地の崩壊
3446	H27.3.24	申淵-3-2	飯能市下直竹	○	○	急傾斜地の崩壊
3447	H27.3.24	堂山川	飯能市下直竹	○	○	土石流
3448	H27.3.24	西橋場川2号	飯能市下直竹	○	○	土石流
3449	H27.3.24	日向郷戸川	飯能市下直竹	○	○	土石流
3450	H27.3.24	三国川	飯能市下直竹	○	○	土石流
3451	H27.3.24	苅生-9	飯能市苅生	○	○	急傾斜地の崩壊
3452	H27.3.24	苅生-4-1	飯能市苅生	○	○	急傾斜地の崩壊
3453	H27.3.24	苅生-4-2	飯能市苅生	○	○	急傾斜地の崩壊
3454	H27.3.24	苅生-5	飯能市苅生	○	○	急傾斜地の崩壊
3455	H27.3.24	苅生-6	飯能市苅生	○	○	急傾斜地の崩壊
3456	H27.3.24	苅生-1	飯能市苅生	○	○	急傾斜地の崩壊
3457	H27.3.24	苅生-2	飯能市苅生	○	○	急傾斜地の崩壊
3458	H27.3.24	苅生-3-1	飯能市苅生	○	○	急傾斜地の崩壊
3459	H27.3.24	苅生-3-2	飯能市苅生	○	○	急傾斜地の崩壊
3460	H27.3.24	苅生-7	飯能市苅生	○	○	急傾斜地の崩壊
3461	H27.3.24	苅生-10	飯能市苅生	○	○	急傾斜地の崩壊
3462	H27.3.24	苅生-11	飯能市苅生	○	○	急傾斜地の崩壊
3463	H27.3.24	苅生沢	飯能市苅生	○	○	土石流
3464	H27.3.24	苅生沢-2	飯能市苅生	○	○	土石流
3465	H27.3.24	細田-1	飯能市上直竹上分	○	○	急傾斜地の崩壊
3466	H27.3.24	細田-2-1	飯能市上直竹上分	○	○	急傾斜地の崩壊
3467	H27.3.24	細田-2-2	飯能市上直竹上分	○	○	急傾斜地の崩壊
3468	H27.3.24	細田-3-1	飯能市上直竹上分	○	○	急傾斜地の崩壊
3469	H27.3.24	細田-3-2	飯能市上直竹上分	○	○	急傾斜地の崩壊
3470	H27.3.24	細田-3-3	飯能市上直竹上分	○	○	急傾斜地の崩壊
3471	H27.3.24	細田-4-1	飯能市上直竹上分	○	○	急傾斜地の崩壊
3472	H27.3.24	細田-4-2	飯能市上直竹上分	○	○	急傾斜地の崩壊
3473	H27.3.24	細田-4-3	飯能市上直竹上分	○	○	急傾斜地の崩壊
3474	H27.3.24	細田-5-1	飯能市上直竹上分	○	○	急傾斜地の崩壊
3475	H27.3.24	細田-5-2	飯能市上直竹上分	○	○	急傾斜地の崩壊
3476	H27.3.24	高山	飯能市高山	○	○	急傾斜地の崩壊
3477	H27.3.24	ミイ道沢	飯能市高山	○	○	土石流
3478	H27.3.24	神出-1-2	飯能市上名栗	○	○	急傾斜地の崩壊
3479	H27.3.24	穴沢-1-2	飯能市上名栗	○	○	急傾斜地の崩壊
3480	H27.3.24	穴沢-2-2	飯能市上名栗	○	○	急傾斜地の崩壊
3481	H27.3.24	小物-1-2	飯能市上名栗	○	○	急傾斜地の崩壊
3482	H27.3.24	新館-3-2	飯能市上名栗	○	○	急傾斜地の崩壊
3483	H27.3.24	森河原-1-2	飯能市上名栗	○	○	急傾斜地の崩壊
3484	H27.3.24	南峯-5	入間市南峯	○	○	急傾斜地の崩壊
3485	H27.3.24	南峯-2	入間市南峯	○	○	急傾斜地の崩壊
3486	H27.3.24	寺竹-1	入間市寺竹	○	○	急傾斜地の崩壊
3487	H27.3.24	寺竹-2	入間市寺竹	○	○	急傾斜地の崩壊
3488	H27.3.24	寺竹-4	入間市寺竹	○	○	急傾斜地の崩壊
3489	H27.3.24	三ツ木沢	入間市西三ツ木	○	○	土石流
3490	H27.3.24	金子	入間市西三ツ木	○	○	土石流
3491	H27.3.24	御菅田沢	入間市西三ツ木	○	○	土石流
3492	H27.3.24	上谷ヶ貫-3	入間市上谷ヶ貫	○	○	急傾斜地の崩壊
3493	H27.3.24	北御菅田沢-1	入間市上谷ヶ貫	○	○	土石流
3494	H27.3.24	北御菅田沢-2	入間市上谷ヶ貫	○	○	土石流
3495	H27.3.24	下谷ヶ貫-1-1	入間市下谷ヶ貫	○	○	急傾斜地の崩壊
3496	H27.3.24	下谷ヶ貫-1-2	入間市下谷ヶ貫	○	○	急傾斜地の崩壊
3497	H27.3.24	下谷ヶ貫-3	入間市下谷ヶ貫	○	○	急傾斜地の崩壊
3498	H27.3.24	根道1号	入間市下谷ヶ貫	○	○	土石流
3499	H27.3.24	根道2号	入間市下谷ヶ貫	○	○	土石流
3500	H27.3.24	光内寺沢	入間市下谷ヶ貫	○	○	土石流
3501	H27.3.24	落合-1	東秩父村坂本	○	○	急傾斜地の崩壊
3502	H27.3.24	内手	東秩父村坂本	○	○	急傾斜地の崩壊
3503	H27.3.24	かじや-3	東秩父村坂本	○	○	急傾斜地の崩壊
3504	H27.3.24	皆谷	東秩父村皆谷	○	○	急傾斜地の崩壊
3505	H27.3.24	半場上	東秩父村奥沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3506	H27.3.24	半場上-2	東秩父村奥沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3507	H27.3.24	半場下	東秩父村奥沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3508	H27.3.24	川下	東秩父村御堂	○	○	急傾斜地の崩壊
3509	H27.3.24	井戸-3	東秩父村大内沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3510	H27.3.24	井戸-4	東秩父村大内沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3511	H27.3.24	坂本中-1	東秩父村坂本	○	○	急傾斜地の崩壊
3512	H27.3.24	新井-2	東秩父村坂本	○	○	急傾斜地の崩壊
3513	H27.3.24	新田-2-1	東秩父村皆谷	○	○	急傾斜地の崩壊
3514	H27.3.24	半場上-3	東秩父村奥沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3515	H27.3.24	常沢-3	東秩父村安戸	○	○	急傾斜地の崩壊
3516	H27.3.24	棚川東-1	東秩父村御堂	○	○	急傾斜地の崩壊
3517	H27.3.24	棚川東-2	東秩父村御堂	○	○	急傾斜地の崩壊
3518	H27.3.24	八重蔵向-1	東秩父村皆谷	○	○	急傾斜地の崩壊
3519	H27.3.24	八重蔵向-2	東秩父村皆谷	○	○	急傾斜地の崩壊
3520	H27.3.24	唐澤	東秩父村白石	○	○	急傾斜地の崩壊
3521	H27.3.24	白石-1-1	東秩父村白石	○	○	急傾斜地の崩壊
3522	H27.3.24	白石-1-2	東秩父村白石	○	○	急傾斜地の崩壊
3523	H27.3.24	白石-1-3	東秩父村白石	○	○	急傾斜地の崩壊
3524	H27.3.24	白石下	東秩父村白石	○	○	急傾斜地の崩壊
3525	H27.3.24	白石-2	東秩父村白石	○	○	急傾斜地の崩壊
3526	H27.3.24	白石-3-1	東秩父村白石	○	○	急傾斜地の崩壊
3527	H27.3.24	白石-3-2	東秩父村白石	○	○	急傾斜地の崩壊
3528	H27.3.24	白石-4-1	東秩父村白石	○	○	急傾斜地の崩壊
3529	H27.3.24	白石-4-2	東秩父村白石	○	○	急傾斜地の崩壊
3530	H27.3.24	白石-5	東秩父村白石	○	○	急傾斜地の崩壊
3531	H27.3.24	白石-6	東秩父村白石	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
3532	H27.3.24	白石-7	東秩父村白石	○	○	急傾斜地の崩壊
3533	H27.3.24	白石-8-1	東秩父村白石	○	○	急傾斜地の崩壊
3534	H27.3.24	白石-8-2	東秩父村白石	○	○	急傾斜地の崩壊
3535	H27.3.24	白石-9	東秩父村白石	○	○	急傾斜地の崩壊
3536	H27.3.24	白石-10	東秩父村白石	○	○	急傾斜地の崩壊
3537	H27.3.24	白石-11	東秩父村白石	○	○	急傾斜地の崩壊
3538	H27.3.24	白石-12	東秩父村白石	○	○	急傾斜地の崩壊
3539	H27.3.24	上ノ土沢	東秩父村白石	○	○	土石流
3540	H27.3.24	琴平沢	東秩父村白石	○	○	土石流
3541	H27.3.24	茗ヶ沢	東秩父村白石	○	○	土石流
3542	H27.3.24	奈多良沢	東秩父村白石	○	○	土石流
3543	H27.3.24	槻川支-N1	東秩父村白石	○	○	土石流
3544	H27.3.24	槻川支-N2	東秩父村白石	○	○	土石流
3545	H27.3.24	槻川支-N3	東秩父村白石	○	○	土石流
3546	H27.3.24	大宝	東秩父村大内沢	○	○	地すべり
3547	H27.3.24	白石	東秩父村大内沢	○	○	地すべり
3548	H27.3.24	居用	東秩父村大内沢	○	○	地すべり
3549	H27.3.24	和知場	東秩父村大内沢	○	○	地すべり
3550	H27.3.24	小安戸	東秩父村皆谷	○	○	地すべり
3551	H27.3.24	淵ノ上	東秩父村皆谷	○	○	地すべり
3552	H27.3.24	皆谷下	東秩父村皆谷	○	○	地すべり
3553	H27.3.24	朝日根	東秩父村皆谷	○	○	地すべり
3554	H27.3.24	丸畑	東秩父村御堂	○	○	地すべり
3555	H27.3.24	山ノ神	東秩父村御堂	○	○	地すべり
3556	H27.3.24	塩沢	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3557	H27.3.24	寺の沢	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3558	H27.3.24	和田沢	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3559	H27.3.24	西沢	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3560	H27.3.24	和千葉沢	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3561	H27.3.24	午房沢	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3562	H27.3.24	浦島1	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3563	H27.3.24	塩沢	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3564	H27.3.24	和千葉1-1	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3565	H27.3.24	和千葉1-2	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3566	H27.3.24	午房	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3567	H27.3.24	竹平1	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3568	H27.3.24	常木	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3569	H27.3.24	浦島2	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3570	H27.3.24	浦島3	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3571	H27.3.24	下和田3	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3572	H27.3.24	下和田2	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3573	H27.3.24	竹平2-1	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3574	H27.3.24	竹平2-2	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3575	H27.3.24	粕沢	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3576	H27.3.24	出原-1	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3577	H27.3.24	出原-2	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3578	H27.3.24	出原-3	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3579	H27.3.24	出原-4	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3580	H27.3.24	薄日向	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3581	H27.3.24	薄西平-1	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3582	H27.3.24	薄西平-2	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3583	H27.3.24	日向大谷-1	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3584	H27.3.24	日向大谷-2	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3585	H27.3.24	日向大谷-3	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3586	H27.3.24	加明地-1	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3587	H27.3.24	加明地-2	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3588	H27.3.24	小倉2-1	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3589	H27.3.24	小倉2-2	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3590	H27.3.24	小倉1	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3591	H27.3.24	薄大神楽2	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3592	H27.3.24	薄大神楽3-1	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3593	H27.3.24	薄大神楽3-2	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3594	H27.3.24	薄大神楽1	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3595	H27.3.24	沼里1	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3596	H27.3.24	沼里2	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3597	H27.3.24	沼里3	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3598	H27.3.24	日蔭	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3599	H27.3.24	隼人	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3600	H27.3.24	薄日向2	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3601	H27.3.24	薄日向3	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3602	H27.3.24	日向大谷	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3603	H27.3.24	出原沢1	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3604	H27.3.24	出原沢2	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3605	H27.3.24	加明地	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3606	H27.3.24	日向	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3607	H27.3.24	西平	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3608	H27.3.24	隼人沢	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3609	H27.3.24	薄大神楽沢	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3610	H27.3.24	日向2	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3611	H27.3.24	西平2	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3612	H27.3.24	煤川上	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3613	H27.3.24	穴倉1	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3614	H27.3.24	煤川下-1	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3615	H27.3.24	煤川下-2	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3616	H27.3.24	煤川下-3	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3617	H27.3.24	穴倉2	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3618	H27.3.24	中尾	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3619	H27.3.24	市場2	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3620	H27.3.24	鷹岩-1	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3621	H27.3.24	鷹岩-2	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3622	H27.3.24	煤川2	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3623	H27.3.24	煤川1	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3624	H27.3.24	家の下沢	小鹿野町両神小森	○	○	土石流

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
3625	H27.3.24	意岩	小鹿野町両神小森	○		土石流
3626	H27.3.24	長又1	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3627	H27.3.24	長又2	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3628	H27.3.24	大平1	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3629	H27.3.24	穴部1	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3630	H27.3.24	穴部2-1	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3631	H27.3.24	穴部2-2	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3632	H27.3.24	上大塩野1-1	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3633	H27.3.24	上大塩野1-2	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3634	H27.3.24	上大塩野2-1	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3635	H27.3.24	上大塩野2-2	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3636	H27.3.24	下大塩1	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3637	H27.3.24	坂戸1	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3638	H27.3.24	下大塩2	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3639	H27.3.24	下大塩3	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3640	H27.3.24	穴部3	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3641	H27.3.24	御雲1	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3642	H27.3.24	御雲2	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3643	H27.3.24	坂戸2	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3644	H27.3.24	大平3	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3645	H27.3.24	大平2	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3646	H27.3.24	大平戸	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3647	H27.3.24	大平戸	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3648	H27.3.24	大平-1	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3649	H27.3.24	大平-2	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3650	H27.3.24	坂戸	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3651	H27.3.24	下大胡桃	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3652	H27.3.24	薄沢	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3653	H27.3.24	上大胡桃	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3654	H27.3.24	御雲	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3655	H27.3.24	腰	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3656	H27.3.24	白沢	小鹿野町両神小森	○	○	土石流
3657	H27.3.24	原沢1	小鹿野町両神小森	○	○	土石流
3658	H27.3.24	原沢2	小鹿野町両神小森	○	○	土石流
3659	H27.3.24	寺沢	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3660	H27.3.24	薬師堂	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3661	H27.3.24	押留沢	小鹿野町両神小森	○	○	土石流
3662	H27.3.24	かつみ沢	小鹿野町両神小森	○	○	土石流
3663	H27.3.24	柏沢	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
3664	H27.3.24	薬師堂1	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3665	H27.3.24	桜本-1	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3666	H27.3.24	桜本-2	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3667	H27.3.24	白沢2-1	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3668	H27.3.24	白沢2-2	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3669	H27.3.24	中須川	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3670	H27.3.24	間庭1	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3671	H27.3.24	間庭4	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3672	H27.3.24	間庭2	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3673	H27.3.24	間庭3	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3674	H27.3.24	原沢2	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3675	H27.3.24	原沢1	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3676	H27.3.24	上野沢1	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3677	H27.3.24	上野沢2	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3678	H27.3.24	小森中平	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3679	H27.3.24	白沢2	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3680	H27.3.24	小森大久保	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3681	H27.3.24	白沢3	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3682	H27.3.24	野沢-1	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3683	H27.3.24	野沢-2	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3684	H27.3.24	野沢-3	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3685	H27.3.24	鳥井-1	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3686	H27.3.24	鳥井-2	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3687	H27.3.24	薬師堂2	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3688	H27.3.24	白沢5	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3689	H27.3.24	薬師堂4	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
3690	H27.3.24	間庭4-1	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3691	H27.3.24	間庭4-2	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3692	H27.3.24	たのん沢	小鹿野町両神小森	○	○	土石流
3693	H27.3.24	下向1	小鹿野町両神小森	○	○	土石流
3694	H27.3.24	滝の沢	小鹿野町両神小森	○	○	土石流
3695	H27.3.24	堂上沢	小鹿野町両神小森	○	○	土石流
3696	H27.3.24	下向2	小鹿野町両神小森	○	○	土石流
3697	H27.3.24	大西	小鹿野町両神小森	○	○	土石流
3698	H27.3.24	遠東	小鹿野町両神小森	○	○	土石流
3699	H27.3.24	大堤	小鹿野町両神小森	○	○	土石流
3700	H27.3.24	大西	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3701	H27.3.24	下向	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3702	H27.3.24	押留	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3703	H27.3.24	見達	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3704	H27.3.24	上向	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3705	H27.3.24	上大谷1	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3706	H27.3.24	上大谷2	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3707	H27.3.24	川塩2	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3708	H27.3.24	川塩	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3709	H27.3.24	大堤3	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3710	H27.3.24	大堤1	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3711	H27.3.24	堀田	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3712	H27.3.24	大堤2	小鹿野町両神小森	○	○	急傾斜地の崩壊
3713	H27.4.7	坂之下-①	所沢市坂之下	○	○	急傾斜地の崩壊
3714	H27.4.7	坂之下-②	所沢市坂之下	○	○	急傾斜地の崩壊
3715	H27.4.7	坂之下-③	所沢市坂之下	○	○	急傾斜地の崩壊
3716	H27.4.7	坂之下-④	所沢市坂之下	○	○	急傾斜地の崩壊
3717	H27.4.7	坂之下-⑤	所沢市坂之下	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
3718	H27.4.7	城一(1)	所沢市城	○	○	急傾斜地の崩壊
3719	H27.4.7	城一(2)	所沢市城	○	○	急傾斜地の崩壊
3720	H27.4.7	城一(3)	所沢市城	○	○	急傾斜地の崩壊
3721	H27.4.7	城一(4)	所沢市城	○	○	急傾斜地の崩壊
3722	H27.4.7	城一(5)	所沢市城	○	○	急傾斜地の崩壊
3723	H27.4.7	城一(6)	所沢市城	○	○	急傾斜地の崩壊
3724	H27.4.7	城一(7)	所沢市城	○	○	急傾斜地の崩壊
3725	H27.4.7	城一(8)	所沢市城	○	○	急傾斜地の崩壊
3726	H27.4.7	上安松	所沢市上安松	○	○	急傾斜地の崩壊
3727	H27.4.7	下安松一(4)	所沢市下安松	○	○	急傾斜地の崩壊
3728	H27.4.7	下安松一(5)	所沢市下安松	○	○	急傾斜地の崩壊
3729	H27.4.7	三ヶ島1丁目一(1)	所沢市三ヶ島1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3730	H27.4.7	三ヶ島1丁目一(2)	所沢市三ヶ島1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3731	H27.4.7	三ヶ島1丁目一(3)	所沢市三ヶ島1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3732	H27.4.7	三ヶ島1丁目一(4)	所沢市三ヶ島1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3733	H27.4.7	三ヶ島1丁目一(5)	所沢市三ヶ島1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3734	H27.4.7	堀之内	所沢市堀之内	○	○	急傾斜地の崩壊
3735	H27.4.7	北野南3丁目	所沢市北野南3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3736	H27.4.7	小手指元町1丁目	所沢市小手指元町1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3737	H27.4.7	牟礼沢1	寄居町牟礼	○	○	土石流
3738	H27.4.7	牟礼沢2	寄居町牟礼	○	○	土石流
3739	H27.4.7	牟礼沢3	寄居町牟礼	○	○	土石流
3740	H27.4.7	牟礼沢4	寄居町牟礼	○	○	土石流
3741	H27.4.7	牟礼沢5-1	寄居町牟礼	○	○	土石流
3742	H27.4.7	牟礼沢5-2	寄居町牟礼	○	○	土石流
3743	H27.4.7	富田沢2	寄居町富田	○	○	土石流
3744	H27.4.7	谷津沢1-1	寄居町富田	○	○	土石流
3745	H27.4.7	谷津沢1-2	寄居町富田	○	○	土石流
3746	H27.4.7	谷津沢2-1	寄居町富田	○	○	土石流
3747	H27.4.7	谷津沢2-2	寄居町富田	○	○	土石流
3748	H27.4.7	谷津沢3	寄居町富田	○	○	土石流
3749	H27.4.7	谷津沢4	寄居町富田	○	○	土石流
3750	H27.4.7	今市沢1	寄居町今市	○	○	土石流
3751	H27.4.7	今市沢2-1	寄居町今市	○	○	土石流
3752	H27.4.7	今市沢2-2	寄居町今市	○	○	土石流
3753	H27.4.7	今市沢3	寄居町今市	○	○	土石流
3754	H27.4.7	赤浜	寄居町富田	○	○	急傾斜地の崩壊
3755	H27.4.7	新町	寄居町富田	○	○	急傾斜地の崩壊
3756	H27.4.7	赤浜一-1-1	寄居町赤浜	○	○	急傾斜地の崩壊
3757	H27.4.7	赤浜一-1-2	寄居町赤浜	○	○	急傾斜地の崩壊
3758	H27.4.7	赤浜一-1-3	寄居町赤浜	○	○	急傾斜地の崩壊
3759	H27.4.7	赤浜一-1-4	寄居町赤浜	○	○	急傾斜地の崩壊
3760	H27.4.7	赤浜二-1	寄居町赤浜	○	○	急傾斜地の崩壊
3761	H27.4.7	赤浜二-2	寄居町赤浜	○	○	急傾斜地の崩壊
3762	H27.4.7	牟礼一-1-1	寄居町牟礼	○	○	急傾斜地の崩壊
3763	H27.4.7	牟礼一-1-2	寄居町牟礼	○	○	急傾斜地の崩壊
3764	H27.4.7	牟礼一-1-3	寄居町牟礼	○	○	急傾斜地の崩壊
3765	H27.4.7	牟礼一-2	寄居町牟礼	○	○	急傾斜地の崩壊
3766	H27.4.7	牟礼一-3	寄居町牟礼	○	○	急傾斜地の崩壊
3767	H27.4.7	牟礼	寄居町牟礼	○	○	急傾斜地の崩壊
3768	H27.4.7	富田一	寄居町富田	○	○	急傾斜地の崩壊
3769	H27.4.7	富田二	寄居町富田	○	○	急傾斜地の崩壊
3770	H27.6.5	東富田	本庄市東富田	○	○	急傾斜地の崩壊
3771	H27.6.5	西富田	本庄市西富田	○	○	急傾斜地の崩壊
3772	H27.6.5	四方田	本庄市四方田	○	○	急傾斜地の崩壊
3773	H27.6.5	みどりが丘二丁目	小川町みどりが丘二丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3774	H27.10.2	新座高校	新座市栄1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3775	H27.10.2	妙音沢	新座市栄1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3776	H27.10.2	栗原3丁目	新座市栗原3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3777	H27.10.2	池田3丁目	新座市池田3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3778	H27.10.2	中野2丁目	新座市中野2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3779	H27.10.2	新座市営西	新座市新塚1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3780	H27.10.2	大和田	新座市大和田5丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3781	H27.10.2	石神4丁目	新座市石神4丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3782	H27.10.2	畑中1丁目一	新座市畑中1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3783	H27.10.2	畑中1丁目二	新座市畑中1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3784	H27.10.2	池田1丁目一	新座市池田1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3785	H27.10.2	池田1丁目二	新座市池田1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3786	H27.10.2	馬場1丁目	新座市馬場1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3787	H27.10.2	堀ノ内1丁目	新座市堀ノ内1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3788	H27.10.2	片山2丁目一	新座市片山2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3789	H27.10.2	堀ノ内2丁目二	新座市堀ノ内2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3790	H27.10.2	高麗神社沢一	日高市新堀	○	○	土石流
3791	H27.10.2	高麗神社沢二	日高市新堀	○	○	土石流
3792	H27.10.2	聖天院沢一	日高市高堀	○	○	土石流
3793	H27.10.2	栗原川	日高市栗坪	○	○	土石流
3794	H27.10.2	檜木沢	日高市檜木	○	○	土石流
3795	H27.10.2	猿田沢	日高市猿田	○	○	土石流
3796	H27.10.2	武蔵台中沢	日高市武蔵台6丁目	○	○	土石流
3797	H27.10.2	森下沢	越生町大満	○	○	土石流
3798	H27.10.2	大満寺沢	越生町大満	○	○	土石流
3799	H27.10.2	川久保沢	越生町大満	○	○	土石流
3800	H27.12.25	柏団地	狭山市柏原	○	○	急傾斜地の崩壊
3801	H27.12.25	柏原一	狭山市柏原	○	○	急傾斜地の崩壊
3802	H27.12.25	柏原二	狭山市柏原	○	○	急傾斜地の崩壊
3803	H27.12.25	柏原ニュータウン	狭山市柏原	○	○	急傾斜地の崩壊
3804	H27.12.25	柏原小学校	狭山市柏原	○	○	急傾斜地の崩壊
3805	H27.12.25	笹井1	狭山市笹井外	○	○	急傾斜地の崩壊
3806	H27.12.25	笹井2	狭山市笹井外	○	○	急傾斜地の崩壊
3807	H27.12.25	笹井3	狭山市笹井2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
3808	H27.12.25	笹井4	狭山市笹井2丁目外	○	○	急傾斜地の崩壊
3809	H27.12.25	笹井5	狭山市笹井2丁目外	○	○	急傾斜地の崩壊
3810	H27.12.25	沢口	狭山市笹井	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
3811	H27.12.25	巻番町	東松山市高坂	○	○	急傾斜地の崩壊
3812	H27.12.25	高坂-2	東松山市高坂	○	○	急傾斜地の崩壊
3813	H27.12.25	小川谷山	滑川町福田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
3814	H27.12.25	年中一1	鳩山町石坂地内	○	○	急傾斜地の崩壊
3815	H27.12.25	来谷沢	皆野町大字三沢	○	○	土石流
3816	H27.12.25	能林2	皆野町大字三沢	○	○	土石流
3817	H27.12.25	能林3	皆野町大字三沢	○	○	土石流
3818	H27.12.25	ヨシケ沢	皆野町大字三沢	○	○	土石流
3819	H27.12.25	強石-1	皆野町大字三沢	○	○	土石流
3820	H27.12.25	強石-2	皆野町大字三沢	○	○	土石流
3821	H27.12.25	芳ノ入1	皆野町大字三沢	○	○	土石流
3822	H27.12.25	芳ノ入2	皆野町大字三沢	○	○	土石流
3823	H27.12.25	来谷2	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3824	H27.12.25	能林1	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3825	H27.12.25	能林2-1	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3826	H27.12.25	能林2-2	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3827	H27.12.25	三沢強石1	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3828	H27.12.25	三沢強石2	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3829	H27.12.25	三沢強石3	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3830	H27.12.25	高中1	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3831	H27.12.25	小根1-1	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3832	H27.12.25	小根1-2	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3833	H27.12.25	芳ノ入1	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3834	H27.12.25	芳ノ入3	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3835	H27.12.25	来谷1	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3836	H27.12.25	小根2	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3837	H27.12.25	芳ノ入2	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3838	H27.12.25	小根3	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3839	H27.12.25	小根4	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3840	H27.12.25	小根5	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3841	H27.12.25	小根6	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3842	H27.12.25	平草3	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3843	H27.12.25	平草4	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3844	H27.12.25	芳ノ入4	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3845	H27.12.25	小根7	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3846	H27.12.25	高中2	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3847	H27.12.25	平草1	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3848	H27.12.25	平草2	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3849	H27.12.25	日向	皆野町大字三沢	○	○	地滑り
3850	H27.12.25	三沢1	皆野町大字三沢	○	○	土石流
3851	H27.12.25	上滝の沢	皆野町大字三沢	○	○	土石流
3852	H27.12.25	滝の沢	皆野町大字三沢	○	○	土石流
3853	H27.12.25	芳ノ入3	皆野町大字三沢	○	○	土石流
3854	H27.12.25	芳ノ入4	皆野町大字三沢	○	○	土石流
3855	H27.12.25	三沢2	皆野町大字三沢	○	○	土石流
3856	H27.12.25	谷津	皆野町大字三沢	○	○	土石流
3857	H27.12.25	三沢3	皆野町大字三沢	○	○	土石流
3858	H27.12.25	吉野平	皆野町大字三沢	○	○	土石流
3859	H27.12.25	吉野平沢	皆野町大字三沢	○	○	土石流
3860	H27.12.25	来谷1	皆野町大字三沢	○	○	土石流
3861	H27.12.25	来谷2	皆野町大字三沢	○	○	土石流
3862	H27.12.25	来谷3	皆野町大字三沢	○	○	土石流
3863	H27.12.25	三沢谷津1	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3864	H27.12.25	三沢谷津2	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3865	H27.12.25	二本木	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3866	H27.12.25	三沢日向	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3867	H27.12.25	三沢谷津4	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3868	H27.12.25	三沢強石4	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3869	H27.12.25	三沢強石5	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3870	H27.12.25	玉川1	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3871	H27.12.25	玉川2	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3872	H27.12.25	小平	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3873	H27.12.25	三沢谷津3-1	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3874	H27.12.25	三沢谷津3-2	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3875	H27.12.25	三沢谷津3-3	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3876	H27.12.25	反町	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3877	H27.12.25	高府地1	皆野町大字三沢	○	○	土石流
3878	H27.12.25	入山	皆野町大字三沢	○	○	土石流
3879	H27.12.25	中の沢	皆野町大字三沢	○	○	土石流
3880	H27.12.25	上の平	皆野町大字三沢	○	○	土石流
3881	H27.12.25	浅間沢	皆野町大字三沢	○	○	土石流
3882	H27.12.25	高府地2	皆野町大字三沢	○	○	土石流
3883	H27.12.25	高府地3	皆野町大字三沢	○	○	土石流
3884	H27.12.25	六地藏	皆野町大字三沢	○	○	土石流
3885	H27.12.25	丸山1	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3886	H27.12.25	丸山2	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3887	H27.12.25	高府地1	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3888	H27.12.25	高府地2	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3889	H27.12.25	上の平1	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3890	H27.12.25	釜1	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3891	H27.12.25	六地藏	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3892	H27.12.25	広町1	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3893	H27.12.25	広町3	皆野町大字三沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3894	H27.12.25	五十新田	皆野町大字三沢	○	○	地滑り
3895	H27.12.25	美の山	皆野町大字三沢	○	○	地滑り
3896	H27.12.25	上の平	皆野町大字三沢	○	○	地滑り
3897	H27.12.25	藤の木	皆野町大字三沢	○	○	地滑り
3898	H27.12.25	中の沢	皆野町大字三沢	○	○	地滑り
3899	H27.12.25	広町	皆野町大字三沢	○	○	地滑り
3900	H27.12.25	日野1	皆野町大字下日野沢	○	○	土石流
3901	H27.12.25	日野2	皆野町大字下日野沢	○	○	土石流
3902	H27.12.25	日野3	皆野町大字下日野沢	○	○	土石流
3903	H27.12.25	若松3	皆野町大字下日野沢	○	○	土石流

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
3904	H27.12.25	日野4	皆野町大字下日野沢	○	○	土石流
3905	H27.12.25	根古屋1	皆野町大字下日野沢	○	○	土石流
3906	H27.12.25	根古屋2	皆野町大字下日野沢	○	○	土石流
3907	H27.12.25	根古屋1-1	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3908	H27.12.25	根古屋1-2	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3909	H27.12.25	根古屋1-3	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3910	H27.12.25	高松山1	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3911	H27.12.25	若浜2	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3912	H27.12.25	根古屋2	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3913	H27.12.25	大神	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3914	H27.12.25	日野1-1	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3915	H27.12.25	日野1-2	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3916	H27.12.25	日野1-3	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3917	H27.12.25	根古屋3-1	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3918	H27.12.25	根古屋3-2	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3919	H27.12.25	根古屋3-3	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3920	H27.12.25	高松山4	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3921	H27.12.25	高松山5	皆野町大字大洲	○	○	急傾斜地の崩壊
3922	H27.12.25	根古屋4	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3923	H27.12.25	根古屋5	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3924	H27.12.25	根古屋8	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3925	H27.12.25	鳳戸	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3926	H27.12.25	若浜	皆野町大字下日野沢	○	○	地滑り
3927	H27.12.25	日野	皆野町大字下日野沢	○	○	地滑り
3928	H27.12.25	門平沢	皆野町大字上日野沢	○	○	土石流
3929	H27.12.25	奈良尾1	皆野町大字上日野沢	○	○	土石流
3930	H27.12.25	奈良尾沢	皆野町大字上日野沢	○	○	土石流
3931	H27.12.25	奈良尾2	皆野町大字上日野沢	○	○	土石流
3932	H27.12.25	小前1	皆野町大字上日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3933	H27.12.25	奈良尾1	皆野町大字上日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3934	H27.12.25	奈良尾2-1	皆野町大字上日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3935	H27.12.25	奈良尾2-2	皆野町大字上日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3936	H27.12.25	門平1-1	皆野町大字上日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3937	H27.12.25	門平1-2	皆野町大字上日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3938	H27.12.25	小前3	皆野町大字上日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3939	H27.12.25	小前2	皆野町大字上日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3940	H27.12.25	奈良尾3	皆野町大字上日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3941	H27.12.25	奈良尾4	皆野町大字上日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3942	H27.12.25	奈良尾5-1	皆野町大字上日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3943	H27.12.25	奈良尾5-2	皆野町大字上日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3944	H27.12.25	門平2	皆野町大字上日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3945	H27.12.25	立沢1	皆野町大字上日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3946	H27.12.25	立沢2	皆野町大字上日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3947	H27.12.25	立沢3-1	皆野町大字上日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3948	H27.12.25	立沢3-2	皆野町大字上日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3949	H27.12.25	立沢3-3	皆野町大字上日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3950	H27.12.25	立沢9	皆野町大字上日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3951	H27.12.25	立沢8	皆野町大字上日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3952	H27.12.25	立沢	皆野町大字上日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3953	H27.12.25	立沢5	皆野町大字上日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3954	H27.12.25	西立沢	皆野町大字上日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3955	H27.12.25	立沢	皆野町大字上日野沢	○	○	地滑り
3956	H27.12.25	門平	皆野町大字上日野沢	○	○	地滑り
3957	H27.12.25	奈良尾南	皆野町大字上日野沢	○	○	地滑り
3958	H27.12.25	奈良尾北	皆野町大字上日野沢	○	○	地滑り
3959	H27.12.25	大前	皆野町大字上日野沢	○	○	地滑り
3960	H27.12.25	天神沢	皆野町大字野巻	○	○	土石流
3961	H27.12.25	野巻	皆野町大字野巻	○	○	土石流
3962	H27.12.25	大平沢-1	皆野町大字金沢	○	○	土石流
3963	H27.12.25	大平沢-2	皆野町大字金沢	○	○	土石流
3964	H27.12.25	金山沢	皆野町大字金沢	○	○	土石流
3965	H27.12.25	笹原1	皆野町大字野巻	○	○	土石流
3966	H27.12.25	笹原2	皆野町大字野巻	○	○	土石流
3967	H27.12.25	岩鼻1	皆野町大字金沢	○	○	土石流
3968	H27.12.25	岩鼻2	皆野町大字金沢	○	○	土石流
3969	H27.12.25	岩鼻3	皆野町大字金沢	○	○	土石流
3970	H27.12.25	金山1	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3971	H27.12.25	野巻1-1	皆野町大字野巻	○	○	急傾斜地の崩壊
3972	H27.12.25	野巻1-2	皆野町大字野巻	○	○	急傾斜地の崩壊
3973	H27.12.25	野巻1-3	皆野町大字野巻	○	○	急傾斜地の崩壊
3974	H27.12.25	妙部谷戸1-1	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3975	H27.12.25	妙部谷戸1-2	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3976	H27.12.25	神ノ巻	皆野町大字野巻	○	○	急傾斜地の崩壊
3977	H27.12.25	橋爪1	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3978	H27.12.25	金沢大平	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3979	H27.12.25	笹原1-1	皆野町大字野巻	○	○	急傾斜地の崩壊
3980	H27.12.25	笹原1-2	皆野町大字野巻	○	○	急傾斜地の崩壊
3981	H27.12.25	笹原1-3	皆野町大字野巻	○	○	急傾斜地の崩壊
3982	H27.12.25	笹原2	皆野町大字野巻	○	○	急傾斜地の崩壊
3983	H27.12.25	妙部谷戸2	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3984	H27.12.25	新谷平1	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3985	H27.12.25	新谷平2	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3986	H27.12.25	橋爪3-1	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3987	H27.12.25	橋爪3-2	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3988	H27.12.25	岩鼻1	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3989	H27.12.25	橋爪2	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3990	H27.12.25	金山2	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3991	H27.12.25	諏訪平2-1	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3992	H27.12.25	諏訪平2-2	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3993	H27.12.25	野巻2の1	皆野町大字野巻	○	○	急傾斜地の崩壊
3994	H27.12.25	桜ヶ谷	皆野町大字野巻	○	○	急傾斜地の崩壊
3995	H27.12.25	笹原3-1	皆野町大字野巻	○	○	急傾斜地の崩壊
3996	H27.12.25	笹原3-2	皆野町大字野巻	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
3997	H27.12.25	山中-1	皆野町大字野巻	○	○	急傾斜地の崩壊
3998	H27.12.25	山中-2	皆野町大字野巻	○	○	急傾斜地の崩壊
3999	H27.12.25	山中-3	皆野町大字野巻	○	○	急傾斜地の崩壊
4000	H27.12.25	野巻2の2	皆野町大字野巻	○	○	急傾斜地の崩壊
4001	H27.12.25	桜ヶ谷	皆野町大字野巻	○	○	地滑り
4002	H27.12.25	戦場1	皆野町大字皆野	○	○	土石流
4003	H27.12.25	戦場2	皆野町大字皆野	○	○	土石流
4004	H27.12.25	富沢	皆野町大字皆野	○	○	土石流
4005	H27.12.25	下根岸	皆野町大字皆野	○	○	土石流
4006	H27.12.25	上ノ台	皆野町大字皆野	○	○	土石流
4007	H27.12.25	滝の入沢川	皆野町大字皆野	○	○	土石流
4008	H27.12.25	柏木沢	皆野町大字皆野	○	○	土石流
4009	H27.12.25	戦場3	皆野町大字皆野	○	○	土石流
4010	H27.12.25	戦場1	皆野町大字皆野	○	○	急傾斜地の崩壊
4011	H27.12.25	親鼻1	皆野町大字皆野	○	○	急傾斜地の崩壊
4012	H27.12.25	親鼻2	皆野町大字皆野	○	○	急傾斜地の崩壊
4013	H27.12.25	皆野腰1-1	皆野町大字皆野	○	○	急傾斜地の崩壊
4014	H27.12.25	皆野腰1-2	皆野町大字皆野	○	○	急傾斜地の崩壊
4015	H27.12.25	根岸1	皆野町大字皆野	○	○	急傾斜地の崩壊
4016	H27.12.25	根岸2	皆野町大字皆野	○	○	急傾斜地の崩壊
4017	H27.12.25	根岸3	皆野町大字皆野	○	○	急傾斜地の崩壊
4018	H27.12.25	親鼻3	皆野町大字皆野	○	○	急傾斜地の崩壊
4019	H27.12.25	下原	皆野町大字皆野	○	○	急傾斜地の崩壊
4020	H27.12.25	戦場5	皆野町大字皆野	○	○	急傾斜地の崩壊
4021	H27.12.25	戦場6	皆野町大字皆野	○	○	急傾斜地の崩壊
4022	H27.12.25	戦場7	皆野町大字皆野	○	○	急傾斜地の崩壊
4023	H27.12.25	親鼻4	皆野町大字皆野	○	○	急傾斜地の崩壊
4024	H27.12.25	上ノ台	皆野町大字皆野	○	○	地滑り
4025	H27.12.25	小松1	皆野町大字下日野沢	○	○	土石流
4026	H27.12.25	重木	皆野町大字下日野沢	○	○	土石流
4027	H27.12.25	藤原沢1	皆野町大字下日野沢	○	○	土石流
4028	H27.12.25	藤原沢2	皆野町大字下日野沢	○	○	土石流
4029	H27.12.25	若松1	皆野町大字下日野沢	○	○	土石流
4030	H27.12.25	若松2	皆野町大字下日野沢	○	○	土石流
4031	H27.12.25	沢辺1	皆野町大字下日野沢	○	○	土石流
4032	H27.12.25	沢辺2	皆野町大字下日野沢	○	○	土石流
4033	H27.12.25	重木沢	皆野町大字下日野沢	○	○	土石流
4034	H27.12.25	藤原	皆野町大字下日野沢	○	○	土石流
4035	H27.12.25	下日野沢1	皆野町大字下日野沢	○	○	土石流
4036	H27.12.25	下日野沢2	皆野町大字下日野沢	○	○	土石流
4037	H27.12.25	重木1-1	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4038	H27.12.25	重木1-2	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4039	H27.12.25	重木1-3	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4040	H27.12.25	藤原1	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4041	H27.12.25	若浜3	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4042	H27.12.25	若浜4	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4043	H27.12.25	若浜1	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4044	H27.12.25	重木2	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4045	H27.12.25	沢辺1	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4046	H27.12.25	沢辺2	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4047	H27.12.25	沢辺3	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4048	H27.12.25	藤原3	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4049	H27.12.25	藤原2	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4050	H27.12.25	若浜5	皆野町大字下日野沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4051	H27.12.25	沢辺	皆野町大字下日野沢	○	○	地滑り
4052	H27.12.25	重木	皆野町大字下日野沢	○	○	地滑り
4053	H27.12.25	能林1-1	皆野町大字下田野	○	○	土石流
4054	H27.12.25	能林1-2	皆野町大字下田野	○	○	土石流
4055	H27.12.25	能林1-3	皆野町大字下田野	○	○	土石流
4056	H27.12.25	豆ガラ沢	皆野町大字金崎	○	○	土石流
4057	H27.12.25	大境沢	皆野町大字金崎	○	○	土石流
4058	H27.12.25	下田野1	皆野町大字下田野	○	○	土石流
4059	H27.12.25	小関沢	皆野町大字下田野	○	○	土石流
4060	H27.12.25	下田野2	皆野町大字下田野	○	○	土石流
4061	H27.12.25	金崎1	皆野町大字金崎	○	○	急傾斜地の崩壊
4062	H27.12.25	下田野2	皆野町大字下田野	○	○	急傾斜地の崩壊
4063	H27.12.25	下田野3-1	皆野町大字下田野	○	○	急傾斜地の崩壊
4064	H27.12.25	下田野3-2	皆野町大字下田野	○	○	急傾斜地の崩壊
4065	H27.12.25	金崎6	皆野町大字金崎	○	○	急傾斜地の崩壊
4066	H27.12.25	下田野4	皆野町大字下田野	○	○	急傾斜地の崩壊
4067	H27.12.25	谷草-1	皆野町大字下田野	○	○	急傾斜地の崩壊
4068	H27.12.25	谷草-2	皆野町大字下田野	○	○	急傾斜地の崩壊
4069	H27.12.25	金崎2	皆野町大字金崎	○	○	急傾斜地の崩壊
4070	H27.12.25	金崎4	皆野町大字金崎	○	○	急傾斜地の崩壊
4071	H27.12.25	金崎3	皆野町大字金崎	○	○	急傾斜地の崩壊
4072	H27.12.25	下田野15	皆野町大字下田野	○	○	急傾斜地の崩壊
4073	H27.12.25	下田野16	皆野町大字下田野	○	○	急傾斜地の崩壊
4074	H27.12.25	金崎7	皆野町大字金崎	○	○	急傾斜地の崩壊
4075	H27.12.25	下田野8	皆野町大字下田野	○	○	急傾斜地の崩壊
4076	H27.12.25	下田野9	皆野町大字下田野	○	○	急傾斜地の崩壊
4077	H27.12.25	下田野10	皆野町大字下田野	○	○	急傾斜地の崩壊
4078	H27.12.25	下田野11	皆野町大字下田野	○	○	急傾斜地の崩壊
4079	H27.12.25	下田野12	皆野町大字下田野	○	○	急傾斜地の崩壊
4080	H27.12.25	金崎5	皆野町大字金崎	○	○	急傾斜地の崩壊
4081	H27.12.25	金崎	皆野町大字金崎	○	○	地滑り
4082	H27.12.25	出牛1	皆野町大字金沢	○	○	土石流
4083	H27.12.25	梨木沢	皆野町大字金沢	○	○	土石流
4084	H27.12.25	出牛2	皆野町大字金沢	○	○	土石流
4085	H27.12.25	小六1	皆野町大字金沢	○	○	土石流
4086	H27.12.25	小六2	皆野町大字金沢	○	○	土石流
4087	H27.12.25	加増1	皆野町大字金沢	○	○	土石流
4088	H27.12.25	加増2	皆野町大字金沢	○	○	土石流
4089	H27.12.25	天沢-1	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
4090	H27.12.25	天沢-2	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4091	H27.12.25	天沢-3	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4092	H27.12.25	天沢-4	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4093	H27.12.25	加増1	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4094	H27.12.25	浦山2-1	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4095	H27.12.25	浦山2-2	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4096	H27.12.25	浦山1	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4097	H27.12.25	浦山3	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4098	H27.12.25	更木1-1	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4099	H27.12.25	更木1-2	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4100	H27.12.25	加増2-1	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4101	H27.12.25	加増2-2	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4102	H27.12.25	更木3	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4103	H27.12.25	更木2	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4104	H27.12.25	出牛1	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4105	H27.12.25	出牛2	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4106	H27.12.25	出牛3	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4107	H27.12.25	小六-1	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4108	H27.12.25	小六-2	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4109	H27.12.25	加増7	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4110	H27.12.25	浦山4	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4111	H27.12.25	浦山5	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4112	H27.12.25	浦山6-1	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4113	H27.12.25	浦山6-2	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4114	H27.12.25	加増3	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4115	H27.12.25	加増4-1	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4116	H27.12.25	加増4-2	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4117	H27.12.25	加増5	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4118	H27.12.25	加増6	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4119	H27.12.25	出牛4	皆野町大字金沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4120	H27.12.25	浦山	皆野町大字金沢	○	○	地滑り
4121	H27.12.25	浦山北	皆野町大字金沢	○	○	地滑り
4122	H27.12.25	旭谷	皆野町大字金沢	○	○	地滑り
4123	H27.12.25	不動沢	皆野町大字大淵	○	○	土石流
4124	H27.12.25	くぬぎ沢	皆野町大字大淵	○	○	土石流
4125	H27.12.25	橋場沢	皆野町大字大淵	○	○	土石流
4126	H27.12.25	関沢	皆野町大字大淵	○	○	土石流
4127	H27.12.25	滝の沢	皆野町大字大淵	○	○	土石流
4128	H27.12.25	大淵	皆野町大字大淵	○	○	土石流
4129	H27.12.25	深沢-1	皆野町大字国神	○	○	土石流
4130	H27.12.25	深沢-2	皆野町大字国神	○	○	土石流
4131	H27.12.25	柴岡	皆野町大字国神	○	○	土石流
4132	H27.12.25	関谷沢	皆野町大字国神	○	○	土石流
4133	H27.12.25	大淵1	皆野町大字大淵	○	○	急傾斜地の崩壊
4134	H27.12.25	大淵2-1	皆野町大字大淵	○	○	急傾斜地の崩壊
4135	H27.12.25	大淵2-2	皆野町大字大淵	○	○	急傾斜地の崩壊
4136	H27.12.25	柴岡1	皆野町大字国神	○	○	急傾斜地の崩壊
4137	H27.12.25	前原1	皆野町大字大淵	○	○	急傾斜地の崩壊
4138	H27.12.25	国神3	皆野町大字国神	○	○	急傾斜地の崩壊
4139	H27.12.25	国神4	皆野町大字国神	○	○	急傾斜地の崩壊
4140	H27.12.25	柴岡3	皆野町大字国神	○	○	急傾斜地の崩壊
4141	H27.12.25	柴岡2	皆野町大字国神	○	○	急傾斜地の崩壊
4142	H27.12.25	大淵3-1	皆野町大字大淵	○	○	急傾斜地の崩壊
4143	H27.12.25	大淵3-2	皆野町大字大淵	○	○	急傾斜地の崩壊
4144	H27.12.25	大淵4	皆野町大字大淵	○	○	急傾斜地の崩壊
4145	H27.12.25	大淵10	皆野町大字大淵	○	○	急傾斜地の崩壊
4146	H27.12.25	国神1	皆野町大字国神	○	○	急傾斜地の崩壊
4147	H27.12.25	柴岡4	皆野町大字国神	○	○	急傾斜地の崩壊
4148	H27.12.25	大淵5	皆野町大字大淵	○	○	急傾斜地の崩壊
4149	H27.12.25	大淵6	皆野町大字大淵	○	○	急傾斜地の崩壊
4150	H27.12.25	前原3	皆野町大字大淵	○	○	急傾斜地の崩壊
4151	H27.12.25	国神	皆野町大字国神	○	○	地滑り
4152	H28.3.29	南中丸-2	見沼区南中丸	○	○	急傾斜地の崩壊
4153	H28.3.29	新右工門新田-2	見沼区中川	○	○	急傾斜地の崩壊
4154	H28.3.29	稲荷下	見沼区山	○	○	急傾斜地の崩壊
4155	H28.3.29	大門-1	緑区大門	○	○	急傾斜地の崩壊
4156	H28.3.29	大門-2	緑区大門	○	○	急傾斜地の崩壊
4157	H28.3.29	上殿北	越生町上谷	○	○	地すべり
4158	H28.3.29	上殿南	越生町上谷	○	○	地すべり
4159	H28.3.29	梅ノ久保	越生町黒谷	○	○	地すべり
4160	H28.3.29	小山	越生町上谷、ときがわ町大附	○	○	地すべり
4161	H28.3.29	山根-1	東松山市葛袋	○	○	急傾斜地の崩壊
4162	H28.3.29	長谷-3-1	吉見町長谷	○	○	急傾斜地の崩壊
4163	H28.3.29	長谷-3-2	吉見町長谷	○	○	急傾斜地の崩壊
4164	H28.3.29	大野	ときがわ町大野	○	○	地すべり
4165	H28.3.29	空堀	ときがわ町大野	○	○	地すべり
4166	H28.3.29	下モ	ときがわ町大野	○	○	地すべり
4167	H28.3.29	西平	ときがわ町西平	○	○	地すべり
4168	H28.3.29	奥畑	ときがわ町西平	○	○	地すべり
4169	H28.3.29	瀬戸	ときがわ町大附	○	○	地すべり
4170	H28.3.29	雲河原	ときがわ町雲河原	○	○	地すべり
4171	H28.3.29	上ノ山	東秩父村坂本	○	○	地すべり
4172	H28.3.29	柴	東秩父村坂本	○	○	地すべり
4173	H28.3.29	萩平	東秩父村御堂	○	○	地すべり
4174	H28.3.29	石神沢	秩父市藤田	○	○	土石流
4175	H28.3.29	上藤田3	秩父市藤田	○	○	土石流
4176	H28.3.29	上藤田4	秩父市藤田	○	○	土石流
4177	H28.3.29	藤田3	秩父市藤田	○	○	土石流
4178	H28.3.29	藤田1	秩父市藤田	○	○	土石流
4179	H28.3.29	上藤田1	秩父市藤田	○	○	急傾斜地の崩壊
4180	H28.3.29	藤田-1	秩父市藤田	○	○	急傾斜地の崩壊
4181	H28.3.29	藤田-2	秩父市藤田	○	○	急傾斜地の崩壊
4182	H28.3.29	上藤田2	秩父市藤田	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
4183	H28.3.29	上蒔田3	秩父市蒔田	○	○	急傾斜地の崩壊
4184	H28.3.29	中蒔田1	秩父市蒔田	○	○	急傾斜地の崩壊
4185	H28.3.29	上蒔田11	秩父市蒔田	○	○	急傾斜地の崩壊
4186	H28.3.29	上蒔田12	秩父市蒔田	○	○	急傾斜地の崩壊
4187	H28.3.29	上蒔田13	秩父市蒔田	○	○	急傾斜地の崩壊
4188	H28.3.29	上蒔田5	秩父市蒔田	○	○	急傾斜地の崩壊
4189	H28.3.29	上蒔田7	秩父市蒔田	○	○	急傾斜地の崩壊
4190	H28.3.29	上蒔田8	秩父市蒔田	○	○	急傾斜地の崩壊
4191	H28.3.29	上蒔田9	秩父市蒔田	○	○	急傾斜地の崩壊
4192	H28.3.29	上蒔田10	秩父市蒔田	○	○	急傾斜地の崩壊
4193	H28.3.29	中蒔田5	秩父市蒔田	○	○	急傾斜地の崩壊
4194	H28.3.29	中蒔田3	秩父市蒔田	○	○	急傾斜地の崩壊
4195	H28.3.29	中蒔田4	秩父市蒔田	○	○	急傾斜地の崩壊
4196	H28.3.29	坊平1	秩父市田村	○	○	土石流
4197	H28.3.29	坊平2	秩父市田村	○	○	土石流
4198	H28.3.29	田村1	秩父市田村	○	○	土石流
4199	H28.3.29	田村2	秩父市田村	○	○	土石流
4200	H28.3.29	中郷2	秩父市田村	○	○	土石流
4201	H28.3.29	中郷1	秩父市田村	○	○	土石流
4202	H28.3.29	井森-1	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
4203	H28.3.29	井森-2	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
4204	H28.3.29	駒沢2	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
4205	H28.3.29	駒沢1	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
4206	H28.3.29	中郷1	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
4207	H28.3.29	駒沢12	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
4208	H28.3.29	駒沢13	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
4209	H28.3.29	中郷8	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
4210	H28.3.29	中郷9	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
4211	H28.3.29	井森3	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
4212	H28.3.29	駒沢3	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
4213	H28.3.29	駒沢8	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
4214	H28.3.29	中郷3	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
4215	H28.3.29	中郷4	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
4216	H28.3.29	中郷5	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
4217	H28.3.29	中郷6	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
4218	H28.3.29	中郷2	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
4219	H28.3.29	坊平3	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
4220	H28.3.29	坊平4	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
4221	H28.3.29	坊平5	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
4222	H28.3.29	坊平8-1	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
4223	H28.3.29	坊平8-2	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
4224	H28.3.29	井森2	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
4225	H28.3.29	中郷10	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
4226	H28.3.29	駒沢14	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
4227	H28.3.29	駒沢15	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
4228	H28.3.29	中郷11	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
4229	H28.3.29	坊平9	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
4230	H28.3.29	櫻株沢	小鹿野町般若	○	○	土石流
4231	H28.3.29	神の原沢1	小鹿野町長留	○	○	土石流
4232	H28.3.29	神の原沢2	小鹿野町長留	○	○	土石流
4233	H28.3.29	柿ノ久保1	小鹿野町般若	○	○	土石流
4234	H28.3.29	峠の沢	小鹿野町般若	○	○	土石流
4235	H28.3.29	柿ノ久保2	小鹿野町般若	○	○	土石流
4236	H28.3.29	高田沢	小鹿野町般若	○	○	土石流
4237	H28.3.29	腰沢	小鹿野町般若	○	○	土石流
4238	H28.3.29	聖天1	小鹿野町般若	○	○	土石流
4239	H28.3.29	桧河原-1	小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4240	H28.3.29	桧河原-2	小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4241	H28.3.29	桧河原-3	小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4242	H28.3.29	神ノ原1-1	小鹿野町長留	○	○	急傾斜地の崩壊
4243	H28.3.29	神ノ原1-2	小鹿野町長留	○	○	急傾斜地の崩壊
4244	H28.3.29	神ノ原1-3	小鹿野町長留	○	○	急傾斜地の崩壊
4245	H28.3.29	仲居向-1	小鹿野町長留	○	○	急傾斜地の崩壊
4246	H28.3.29	仲居向-2	小鹿野町長留	○	○	急傾斜地の崩壊
4247	H28.3.29	聖天1-1	小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4248	H28.3.29	聖天1-2	小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4249	H28.3.29	聖天1-3	小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4250	H28.3.29	神ノ原2	小鹿野町長留	○	○	急傾斜地の崩壊
4251	H28.3.29	ヒカケ	小鹿野町長留	○	○	急傾斜地の崩壊
4252	H28.3.29	釜ノ沢	小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4253	H28.3.29	山谷戸-1	小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4254	H28.3.29	山谷戸-2	小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4255	H28.3.29	山谷戸-3	小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4256	H28.3.29	布沢1-1	小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4257	H28.3.29	布沢1-2	小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4258	H28.3.29	布沢2	小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4259	H28.3.29	柿ノ久保5	小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4260	H28.3.29	柿ノ久保1	小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4261	H28.3.29	柿ノ久保2	小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4262	H28.3.29	柿ノ久保3	小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4263	H28.3.29	柿ノ久保6	小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4264	H28.3.29	柿ノ久保7	小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4265	H28.3.29	柿ノ久保8	小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4266	H28.3.29	柿ノ久保4	小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4267	H28.3.29	釜ノ沢	小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4268	H28.3.29	桐久保沢	小鹿野町伊豆沢	○	○	土石流
4269	H28.3.29	乳子沢	小鹿野町伊豆沢	○	○	土石流
4270	H28.3.29	大久保沢	小鹿野町伊豆沢	○	○	土石流
4271	H28.3.29	伊豆沢	小鹿野町伊豆沢	○	○	土石流
4272	H28.3.29	洗馬草沢	小鹿野町伊豆沢	○	○	土石流
4273	H28.3.29	淵平1	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4274	H28.3.29	馬場1-1	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4275	H28.3.29	馬場1-2	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
4276	H28.3.29	馬場3	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4277	H28.3.29	伊豆沢西平2	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4278	H28.3.29	伊豆沢西平1	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4279	H28.3.29	沢浦1-1	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4280	H28.3.29	沢浦1-2	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4281	H28.3.29	中海戸	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4282	H28.3.29	馬場5	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4283	H28.3.29	淵平	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4284	H28.3.29	淵平2	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4285	H28.3.29	淵平3-1	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4286	H28.3.29	淵平3-2	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4287	H28.3.29	伊豆沢西平5	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4288	H28.3.29	伊豆沢和田3	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4289	H28.3.29	伊豆沢西平3	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4290	H28.3.29	沢浦2	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4291	H28.3.29	沢浦3	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4292	H28.3.29	沢浦4	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4293	H28.3.29	沢浦5	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4294	H28.3.29	馬場6	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4295	H28.3.29	淵平6-1	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4296	H28.3.29	淵平6-2	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4297	H28.3.29	淵平7	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4298	H28.3.29	淵平9	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4299	H28.3.29	伊豆沢和田2-1	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4300	H28.3.29	伊豆沢和田2-2	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4301	H28.3.29	沢浦7	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4302	H28.3.29	ハシノ沢	小鹿野町伊豆沢	○	○	土石流
4303	H28.3.29	吉井1-1	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4304	H28.3.29	吉井1-2	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4305	H28.3.29	吉井1-3	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4306	H28.3.29	吉井1-4	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4307	H28.3.29	吉井1-5	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4308	H28.3.29	吉井1-6	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4309	H28.3.29	吉井2-1	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4310	H28.3.29	吉井2-2	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4311	H28.3.29	吉井2-3	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4312	H28.3.29	風殿1	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4313	H28.3.29	綾平1	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4314	H28.3.29	馬場4-1	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4315	H28.3.29	馬場4-2	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4316	H28.3.29	馬場2	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4317	H28.3.29	風殿3-1	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4318	H28.3.29	風殿3-2	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4319	H28.3.29	風殿2	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4320	H28.3.29	風殿6	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4321	H28.3.29	風殿7	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4322	H28.3.29	馬場8	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4323	H28.3.29	綾平2	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4324	H28.3.29	綾平3	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4325	H28.3.29	吉井3	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4326	H28.3.29	吉井4	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4327	H28.3.29	風殿5	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4328	H28.3.29	風殿4	小鹿野町伊豆沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4329	H28.3.29	風殿	小鹿野町伊豆沢	○	○	地すべり
4330	H28.3.29	吉井	小鹿野町伊豆沢	○	○	土石流
4331	H28.3.29	後山沢2	寄居町風布	○	○	土石流
4332	H28.3.29	風布-2	寄居町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
4333	H28.3.29	宿	寄居町末野	○	○	急傾斜地の崩壊
4334	H28.3.29	小林	寄居町金尾	○	○	急傾斜地の崩壊
4335	H28.3.29	金尾1	寄居町金尾	○	○	急傾斜地の崩壊
4336	H28.3.29	金尾2	寄居町金尾	○	○	急傾斜地の崩壊
4337	H28.3.29	小林-1	寄居町金尾	○	○	急傾斜地の崩壊
4338	H28.3.29	小林-2	寄居町金尾	○	○	急傾斜地の崩壊
4339	H28.3.29	元宿-1	寄居町末野	○	○	急傾斜地の崩壊
4340	H28.3.29	元宿-1-1	寄居町末野	○	○	急傾斜地の崩壊
4341	H28.3.29	元宿-3	寄居町末野	○	○	急傾斜地の崩壊
4342	H28.3.29	金尾-1	寄居町金尾	○	○	急傾斜地の崩壊
4343	H28.3.29	金尾-2	寄居町金尾	○	○	急傾斜地の崩壊
4344	H28.3.29	宿-1	寄居町末野	○	○	急傾斜地の崩壊
4345	H28.3.29	宿-2	寄居町末野	○	○	急傾斜地の崩壊
4346	H28.3.29	金尾	寄居町金尾	○	○	地すべり
4347	H28.3.29	末野	寄居町末野	○	○	地すべり
4348	H28.3.29	風布	寄居町風布	○	○	地すべり
4349	H28.7.8	根岸	狭山市根岸	○	○	急傾斜地の崩壊
4350	H28.7.8	日生さやま台団地	狭山市広瀬台1丁目外	○	○	急傾斜地の崩壊
4351	H28.7.8	峯ノ入沢	飯能市下赤工	○	○	土石流
4352	H28.7.8	東吾野小沢	飯能市平戸	○	○	土石流
4353	H28.7.8	間野	飯能市虎秀	○	○	地滑り
4354	H28.7.8	東風影	飯能市長沢	○	○	地滑り
4355	H28.7.8	天王平	飯能市坂元	○	○	地滑り
4356	H28.7.8	大河原-3-1	飯能市大河原	○	○	急傾斜地の崩壊
4357	H28.7.8	大河原-3-2	飯能市大河原	○	○	急傾斜地の崩壊
4358	H28.7.8	大河原-3-3	飯能市大河原	○	○	急傾斜地の崩壊
4359	H28.7.8	大河原-1	飯能市大河原	○	○	急傾斜地の崩壊
4360	H28.7.8	大河原-2	飯能市大河原	○	○	急傾斜地の崩壊
4361	H28.7.8	大河原-7	飯能市大河原	○	○	急傾斜地の崩壊
4362	H28.7.8	大河原-4	飯能市大河原	○	○	急傾斜地の崩壊
4363	H28.7.8	大河原-5	飯能市大河原	○	○	急傾斜地の崩壊
4364	H28.7.8	大河原-6	飯能市大河原	○	○	急傾斜地の崩壊
4365	H28.7.8	堂平川-1	飯能市大河原	○	○	土石流
4366	H28.7.8	堂平川-2	飯能市大河原	○	○	土石流
4367	H28.7.8	小山平川	飯能市大河原	○	○	土石流
4368	H28.7.8	小山川	飯能市大河原	○	○	土石流

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
4369	H28.7.8	小山人川-1	飯能市大河原	○	○	土石流
4370	H28.7.8	小山人川-2	飯能市大河原	○	○	土石流
4371	H28.7.8	前谷ツ川	飯能市大河原	○	○	土石流
4372	H28.7.8	杉ノ谷川	飯能市大河原	○	○	土石流
4373	H28.7.8	上畑-1	飯能市上畑	○	○	急傾斜地の崩壊
4374	H28.7.8	上畑-2	飯能市上畑	○	○	急傾斜地の崩壊
4375	H28.7.8	上畑-3	飯能市上畑	○	○	急傾斜地の崩壊
4376	H28.7.8	上畑-4	飯能市上畑	○	○	急傾斜地の崩壊
4377	H28.7.8	御側川	飯能市上畑	○	○	土石流
4378	H28.7.8	南町	飯能市南町	○	○	急傾斜地の崩壊
4379	H28.7.8	川寺	飯能市川寺	○	○	急傾斜地の崩壊
4380	H28.7.8	前ヶ貫-1	飯能市前ヶ貫	○	○	急傾斜地の崩壊
4381	H28.7.8	前ヶ貫-2	飯能市前ヶ貫	○	○	急傾斜地の崩壊
4382	H28.7.8	笠縫-2	飯能市笠縫	○	○	急傾斜地の崩壊
4383	H28.7.8	岩沢-1	飯能市岩沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4384	H28.7.8	下畑-1	飯能市下畑	○	○	急傾斜地の崩壊
4385	H28.7.8	下畑-2	飯能市下畑	○	○	急傾斜地の崩壊
4386	H28.7.8	下畑-3	飯能市下畑	○	○	急傾斜地の崩壊
4387	H28.7.8	宮倉川	飯能市下畑	○	○	土石流
4388	H28.7.8	岩淵-1-1	飯能市岩淵	○	○	急傾斜地の崩壊
4389	H28.7.8	岩淵-1-2	飯能市岩淵	○	○	急傾斜地の崩壊
4390	H28.7.8	岩淵-2	飯能市岩淵	○	○	急傾斜地の崩壊
4391	H28.7.8	岩淵-3	飯能市岩淵	○	○	急傾斜地の崩壊
4392	H28.7.8	岩淵-4	飯能市岩淵	○	○	急傾斜地の崩壊
4393	H28.7.8	岩淵-5	飯能市岩淵	○	○	急傾斜地の崩壊
4394	H28.7.8	門神川	飯能市岩淵	○	○	土石流
4395	H28.7.8	三ツ沢入3号	飯能市岩淵	○	○	土石流
4396	H28.7.8	中村川	飯能市岩淵	○	○	土石流
4397	H28.7.8	前ヶ貫川	飯能市岩淵	○	○	土石流
4398	H28.7.8	三ツ沢入2号	飯能市岩淵	○	○	土石流
4399	H28.7.8	三ツ沢入1号	飯能市岩淵	○	○	土石流
4400	H28.7.8	妙円寺沢	飯能市岩淵	○	○	土石流
4401	H28.7.8	秋津川	飯能市落合	○	○	土石流
4402	H28.7.8	新坂川	飯能市落合	○	○	土石流
4403	H28.7.8	阿須-2	飯能市阿須	○	○	急傾斜地の崩壊
4404	H28.7.8	阿須-7	飯能市阿須	○	○	急傾斜地の崩壊
4405	H28.7.8	阿須-4-1	飯能市阿須	○	○	急傾斜地の崩壊
4406	H28.7.8	阿須-4-2	飯能市阿須	○	○	急傾斜地の崩壊
4407	H28.7.8	阿須-6	飯能市阿須	○	○	急傾斜地の崩壊
4408	H28.7.8	深井沢	飯能市阿須	○	○	土石流
4409	H28.7.8	妻害沢	飯能市阿須	○	○	地滑り
4410	H28.7.8	飯能-8	飯能市飯能	○	○	急傾斜地の崩壊
4411	H28.7.8	飯能-7	飯能市飯能	○	○	急傾斜地の崩壊
4412	H28.7.8	飯能-1	飯能市飯能	○	○	急傾斜地の崩壊
4413	H28.7.8	飯能-9	飯能市飯能	○	○	急傾斜地の崩壊
4414	H28.7.8	飯能-10	飯能市飯能	○	○	急傾斜地の崩壊
4415	H28.7.8	飯能-11	飯能市飯能	○	○	急傾斜地の崩壊
4416	H28.7.8	西伝寺沢	飯能市飯能	○	○	土石流
4417	H28.7.8	諏訪川	飯能市飯能	○	○	土石流
4418	H28.7.8	本郷	飯能市飯能	○	○	土石流
4419	H28.7.8	中山沢	飯能市中山	○	○	土石流
4420	H28.7.8	中山	飯能市中山	○	○	土石流
4421	H28.7.8	入沢	飯能市上名栗	○	○	土石流
4422	H28.7.8	伊倉沢	飯能市上名栗	○	○	土石流
4423	H28.7.8	沢口	飯能市上名栗	○	○	地滑り
4424	H28.7.8	上宿	ときがわ町西平	○	○	急傾斜地の崩壊
4425	H28.7.8	細入-1	ときがわ町西平	○	○	急傾斜地の崩壊
4426	H28.7.8	細入-2-1	ときがわ町西平	○	○	急傾斜地の崩壊
4427	H28.7.8	細入-2-2	ときがわ町西平	○	○	急傾斜地の崩壊
4428	H28.7.8	細入沢	ときがわ町西平	○	○	土石流
4429	H28.7.8	竹の久保沢	秩父市下吉田	○	○	土石流
4430	H28.7.8	千鹿谷川入沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
4431	H28.7.8	西ノ入沢	秩父市吉田石間	○	○	土石流
4432	H28.7.8	滝の沢	秩父市吉田石間	○	○	土石流
4433	H28.7.8	赤柴2	秩父市下吉田	○	○	土石流
4434	H28.7.8	赤柴	秩父市下吉田	○	○	土石流
4435	H28.7.8	出入沢	秩父市吉田石間	○	○	土石流
4436	H28.7.8	田中沢	秩父市下吉田	○	○	土石流
4437	H28.7.8	西ノ入沢2	秩父市吉田石間	○	○	土石流
4438	H28.7.8	布里	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4439	H28.7.8	椋宮	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4440	H28.7.8	櫓尾-1	秩父市吉田太田部	○	○	急傾斜地の崩壊
4441	H28.7.8	櫓尾-2	秩父市吉田太田部	○	○	急傾斜地の崩壊
4442	H28.7.8	櫓尾-3	秩父市吉田太田部	○	○	急傾斜地の崩壊
4443	H28.7.8	櫓尾-4	秩父市吉田太田部	○	○	急傾斜地の崩壊
4444	H28.7.8	中井ノ入	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
4445	H28.7.8	沢口1	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
4446	H28.7.8	吉田小学校1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4447	H28.7.8	吉田小学校2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4448	H28.7.8	吉田小学校3	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4449	H28.7.8	釜の上	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4450	H28.7.8	鉢久保	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4451	H28.7.8	釜ノ上1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4452	H28.7.8	釜ノ上2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4453	H28.7.8	橋倉1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4454	H28.7.8	椋本1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4455	H28.7.8	椋本2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4456	H28.7.8	田中1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4457	H28.7.8	田中2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4458	H28.7.8	田中3	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4459	H28.7.8	橋倉2-1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4460	H28.7.8	橋倉2-2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4461	H28.7.8	半根古	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
4462	H28.7.8	西	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
4463	H28.7.8	沢口2	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
4464	H28.7.8	布里2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4465	H28.7.8	赤柴1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4466	H28.7.8	布里3	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4467	H28.7.8	井上5	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4468	H28.7.8	赤柴2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4469	H28.7.8	万場沢1-1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4470	H28.7.8	万場沢1-2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4471	H28.7.8	万場沢1-3	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4472	H28.7.8	藤沢1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4473	H28.7.8	栗田	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4474	H28.7.8	桜井1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4475	H28.7.8	関1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4476	H28.7.8	関2-1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4477	H28.7.8	関2-2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4478	H28.7.8	新田原1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4479	H28.7.8	桜井2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4480	H28.7.8	桜井3	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4481	H28.7.8	桜井4	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4482	H28.7.8	桜井5-1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4483	H28.7.8	桜井5-2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4484	H28.7.8	首部沢-1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4485	H28.7.8	首部沢-2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4486	H28.7.8	藤沢3	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4487	H28.7.8	藤沢4-1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4488	H28.7.8	藤沢4-2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4489	H28.7.8	新田原	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4490	H28.7.8	藤六	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4491	H28.7.8	番戸	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4492	H28.7.8	福田-1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4493	H28.7.8	福田-2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4494	H28.7.8	取方	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4495	H28.7.8	暮坪	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4496	H28.7.8	万場沢2-1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4497	H28.7.8	万場沢2-2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4498	H28.7.8	関3-1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4499	H28.7.8	関3-2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4500	H28.7.8	関4	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4501	H28.7.8	新田原2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4502	H28.7.8	藤沢5	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4503	H28.7.8	藤沢6-1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4504	H28.7.8	藤沢6-2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4505	H28.7.8	首部沢1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4506	H28.7.8	福田1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
4507	H28.7.8	頼母沢6	秩父市吉田久長	○	○	土石流
4508	H28.7.8	藤芝沢	秩父市吉田久長	○	○	土石流
4509	H28.7.8	和田	秩父市吉田久長	○	○	土石流
4510	H28.7.8	頼母沢1	秩父市吉田久長	○	○	土石流
4511	H28.7.8	江義沢	秩父市吉田久長	○	○	土石流
4512	H28.7.8	八五寺沢	秩父市吉田久長	○	○	土石流
4513	H28.7.8	頼母沢2	秩父市吉田久長	○	○	土石流
4514	H28.7.8	葉暮沢	秩父市吉田久長	○	○	土石流
4515	H28.7.8	藤芝沢2	秩父市吉田久長	○	○	土石流
4516	H28.7.8	藤頼-1	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
4517	H28.7.8	藤頼-2	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
4518	H28.7.8	頼母沢-1	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
4519	H28.7.8	頼母沢-2	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
4520	H28.7.8	藤頼2-1	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
4521	H28.7.8	藤頼2-2	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
4522	H28.7.8	藤頼3	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
4523	H28.7.8	藤頼4	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
4524	H28.7.8	藤頼5	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
4525	H28.7.8	藤頼6	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
4526	H28.7.8	藤頼7	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
4527	H28.7.8	頼母沢3	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
4528	H28.7.8	頼母沢4	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
4529	H28.7.8	頼母沢5	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
4530	H28.7.8	腰-1	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
4531	H28.7.8	腰-2	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
4532	H28.7.8	腰-3	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
4533	H28.7.8	元郷	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
4534	H28.7.8	三宮寺原	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
4535	H28.7.8	久長上郷	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
4536	H28.7.8	藤芝-1	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
4537	H28.7.8	藤芝-2	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
4538	H28.7.8	西沢	秩父市吉田久長	○	○	土石流
4539	H28.7.8	下郷	長瀨町大字岩田	○	○	土石流
4540	H28.7.8	岩田下郷	長瀨町大字岩田	○	○	急傾斜地の崩壊
4541	H28.7.8	野出	長瀨町大字岩田	○	○	急傾斜地の崩壊
4542	H28.10.11	高坂(1)	東松山市高坂	○	○	急傾斜地の崩壊
4543	H28.10.11	高坂(2)	東松山市高坂	○	○	急傾斜地の崩壊
4544	H28.10.11	扇谷	東松山市大谷	○	○	急傾斜地の崩壊
4545	H28.10.11	重郎-1	鳩山町石坂	○	○	急傾斜地の崩壊
4546	H28.10.11	重郎-2	鳩山町石坂	○	○	急傾斜地の崩壊
4547	H28.10.11	重郎-3	鳩山町石坂	○	○	急傾斜地の崩壊
4548	H28.10.11	重郎-4	鳩山町石坂	○	○	急傾斜地の崩壊
4549	H28.10.11	重郎-5	鳩山町石坂	○	○	急傾斜地の崩壊
4550	H28.10.11	長留中原-1	小鹿野町長留	○	○	急傾斜地の崩壊
4551	H28.10.11	長留中原-2	小鹿野町長留	○	○	急傾斜地の崩壊
4552	H28.10.11	茅株-1	小鹿野町長留	○	○	急傾斜地の崩壊
4553	H28.10.11	茅株-2	小鹿野町長留	○	○	急傾斜地の崩壊
4554	H28.10.11	下津谷木1	小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
4555	H28.10.11	天王1	小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4556	H28.10.11	天王2	小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4557	H28.10.11	松井田	小鹿野町長留	○	○	急傾斜地の崩壊
4558	H28.10.11	諏訪沢	小鹿野町小鹿野	○		土石流
4559	H28.10.11	東諏訪沢	小鹿野町小鹿野	○		土石流
4560	H28.10.11	大小屋沢	小鹿野町小鹿野	○	○	土石流
4561	H28.10.11	大久保西沢	小鹿野町小鹿野	○	○	土石流
4562	H28.10.11	大久保沢	小鹿野町小鹿野	○	○	土石流
4563	H28.10.11	大久保東沢	小鹿野町小鹿野	○		土石流
4564	H28.10.11	高田沢	小鹿野町小鹿野	○		土石流
4565	H28.10.11	子ノ神沢	小鹿野町小鹿野	○	○	土石流
4566	H28.10.11	妻ヶ谷西沢	小鹿野町下小鹿野	○	○	土石流
4567	H28.10.11	妻ヶ谷沢	小鹿野町下小鹿野	○	○	土石流
4568	H28.10.11	妻ヶ谷東沢	小鹿野町下小鹿野	○		土石流
4569	H28.10.11	桐久保	小鹿野町小鹿野	○	○	土石流
4570	H28.10.11	新井	小鹿野町小鹿野	○	○	土石流
4571	H28.10.11	小鹿野1	小鹿野町小鹿野	○	○	土石流
4572	H28.10.11	小鹿野2	小鹿野町小鹿野	○	○	土石流
4573	H28.10.11	田小坂峠	小鹿野町小鹿野	○	○	土石流
4574	H28.10.11	信濃石2-1	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4575	H28.10.11	信濃石2-2	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4576	H28.10.11	腰ノ根1	小鹿野町小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4577	H28.10.11	清水崖	小鹿野町小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4578	H28.10.11	滝原	小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
4579	H28.10.11	松坂-1	小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
4580	H28.10.11	松坂-2	小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
4581	H28.10.11	松坂-3	小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
4582	H28.10.11	信濃石5	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4583	H28.10.11	信濃石6-1	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4584	H28.10.11	信濃石6-2	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4585	H28.10.11	腰ノ根2	小鹿野町小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4586	H28.10.11	腰ノ根3	小鹿野町小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4587	H28.10.11	漆ヶ谷戸2	小鹿野町小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4588	H28.10.11	漆ヶ谷戸1	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4589	H28.10.11	漆ヶ谷戸3	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4590	H28.10.11	小鹿野和田1	小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
4591	H28.10.11	小鹿野和田2-1	小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
4592	H28.10.11	小鹿野和田2-2	小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
4593	H28.10.11	栗尾	小鹿野町飯田	○		地滑り
4594	H28.10.11	岩殿沢	小鹿野町飯田	○		地滑り
4595	H28.10.11	豊円沢	小鹿野町下小鹿野	○	○	土石流
4596	H28.10.11	泉田1-1	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4597	H28.10.11	泉田1-2	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4598	H28.10.11	泉田1-3	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4599	H28.10.11	奈倉1	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4600	H28.10.11	信濃石1	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4601	H28.10.11	泉田4	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4602	H28.10.11	泉田5-1	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4603	H28.10.11	泉田5-2	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4604	H28.10.11	泉田5-3	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4605	H28.10.11	泉田3	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4606	H28.10.11	信濃石3	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4607	H28.10.11	信濃石4	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4608	H28.10.11	信濃石7-1	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4609	H28.10.11	信濃石7-2	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4610	H28.10.11	泉田6-1	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4611	H28.10.11	泉田6-2	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4612	H28.10.11	泉田2-1	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4613	H28.10.11	泉田2-2	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4614	H28.10.11	奈倉9	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4615	H28.10.11	泉田7	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4616	H28.10.11	泉田9	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4617	H28.10.11	信濃石9	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4618	H28.10.11	信濃石8	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4619	H28.10.11	信濃石10	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4620	H28.10.11	泉田8	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4621	H28.10.11	奈倉5	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4622	H28.10.11	奈倉6	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4623	H28.10.11	奈倉7-1	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4624	H28.10.11	奈倉7-2	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4625	H28.10.11	奈倉8	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4626	H28.10.11	奈倉4	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4627	H28.10.11	奈倉3	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4628	H28.10.11	松井田2	小鹿野町長留	○	○	急傾斜地の崩壊
4629	H28.10.11	天王3	小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4630	H28.10.11	藤沢2	秩父市下吉田・ 小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4631	H28.10.11	下津谷木	小鹿野町般若	○	○	土石流
4632	H28.10.11	小判沢	小鹿野町下小鹿野	○	○	土石流
4633	H28.10.11	天司嶽	小鹿野町下小鹿野	○	○	土石流
4634	H28.10.11	小判沢2	小鹿野町下小鹿野	○	○	土石流
4635	H28.10.11	津谷木1-1	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4636	H28.10.11	津谷木1-2	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4637	H28.10.11	津谷木2	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4638	H28.10.11	津谷木6	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4639	H28.10.11	中小鹿谷	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4640	H28.10.11	小判沢1	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4641	H28.10.11	小判沢2-1	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4642	H28.10.11	小判沢2-2	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4643	H28.10.11	小判沢2-3	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4644	H28.10.11	小判沢2-4	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4645	H28.10.11	小判沢2-5	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4646	H28.10.11	下津谷木4	小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
4647	H28.10.11	古洞1	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4648	H28.10.11	天司嶽-1	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4649	H28.10.11	天司嶽-2	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4650	H28.10.11	天司嶽-3	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4651	H28.10.11	古洞2	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4652	H28.10.11	津谷木3	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4653	H28.10.11	小判沢4-1	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4654	H28.10.11	小判沢4-2	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4655	H28.10.11	小判沢3-1	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4656	H28.10.11	小判沢3-2	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4657	H28.10.11	小鹿野和田3	小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
4658	H28.10.11	津谷木7	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4659	H28.10.11	津谷木8	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4660	H28.10.11	古洞6	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4661	H28.10.11	古洞7	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4662	H28.10.11	上飯田7	小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
4663	H28.10.11	小判沢12	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4664	H28.10.11	下津谷木2	小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4665	H28.10.11	下津谷木3	小鹿野町般若	○	○	急傾斜地の崩壊
4666	H28.10.11	古洞8	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4667	H28.10.11	小判沢13	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4668	H28.10.11	小判沢14	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4669	H28.10.11	さくね入沢	小鹿野町飯田	○	○	土石流
4670	H28.10.11	石上	小鹿野町三山	○	○	土石流
4671	H28.10.11	笠原-1	小鹿野町小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4672	H28.10.11	笠原-2	小鹿野町小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4673	H28.10.11	諏訪	小鹿野町小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4674	H28.10.11	入谷-1	小鹿野町小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4675	H28.10.11	入谷-2	小鹿野町小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4676	H28.10.11	石上2	小鹿野町三山	○	○	急傾斜地の崩壊
4677	H28.10.11	小鹿野2	小鹿野町小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4678	H28.10.11	嶽ノ腰	小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
4679	H28.10.11	石上4	小鹿野町三山	○	○	急傾斜地の崩壊
4680	H28.10.11	三島	小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4681	H28.10.11	小鹿野沢	小鹿野町小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
4682	H28.10.11	日尾根古屋1	小鹿野町日尾	○	○	急傾斜地の崩壊
4683	H28.10.11	柳平	小鹿野町日尾	○	○	急傾斜地の崩壊
4684	H28.10.11	上飯田4	小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
4685	H28.10.11	上飯田6	小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
4686	H28.10.11	富田	小鹿野町藤倉	○	○	地滑り
4687	H28.10.11	長久保	小鹿野町日尾	○	○	地滑り
4688	H28.10.11	殿谷戸	小鹿野町藤倉	○	○	地滑り
4689	H28.10.11	小室	小鹿野町日尾	○	○	地滑り
4690	H28.10.11	秋山-1	寄居町秋山	○	○	急傾斜地の崩壊
4691	H28.10.11	秋山-2	寄居町秋山	○	○	急傾斜地の崩壊
4692	H28.10.11	秋山	寄居町秋山	○	○	地滑り
4693	H28.10.11	土井ノ沢川	寄居町秋山	○	○	土石流
4694	H28.10.11	秋山沢 2	寄居町秋山	○	○	土石流
4695	H28.10.11	日影沢 1	寄居町秋山	○	○	土石流
4696	H28.10.11	日影沢 2	寄居町秋山	○	○	土石流
4697	H28.10.11	秋山沢 1	寄居町秋山	○	○	土石流
4698	H28.10.11	荒谷川1	寄居町折原	○	○	土石流
4699	H28.10.11	荒谷川2	寄居町折原	○	○	土石流
4700	H28.10.11	大山沢	寄居町折原	○	○	土石流
4701	H28.10.11	下郷	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
4702	H28.10.11	下郷-1	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
4703	H28.10.11	下郷-2	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
4704	H28.10.11	上郷	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
4705	H28.10.11	上郷-1(Ⅱ)	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
4706	H28.10.11	上郷-1(Ⅲ)	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
4707	H28.10.11	上郷-2	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
4708	H28.10.11	上郷-2-1	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
4709	H28.10.11	上郷-2-2	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
4710	H28.10.11	上郷-3-1	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
4711	H28.10.11	上郷-3-2	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
4712	H28.10.11	平倉	寄居町鉢形	○	○	急傾斜地の崩壊
4713	H28.10.11	西ノ入沢1.1	寄居町西ノ入	○	○	土石流
4714	H28.10.11	西ノ入沢1.2	寄居町西ノ入	○	○	土石流
4715	H28.10.11	西ノ入沢2	寄居町西ノ入	○	○	土石流
4716	H28.10.11	三品	寄居町三品	○	○	急傾斜地の崩壊
4717	H28.10.11	三品-7	寄居町三品	○	○	急傾斜地の崩壊
4718	H28.10.11	桜沢3-1	寄居町秋山	○	○	土石流
4719	H28.10.11	桜沢3-2	寄居町秋山	○	○	土石流
4720	H28.10.11	南飯塚沢	寄居町秋山	○	○	土石流
4721	H28.10.11	桜沢4-1	寄居町秋山	○	○	土石流
4722	H28.10.11	桜沢4-2	寄居町秋山	○	○	土石流
4723	H28.10.11	山の根沢	寄居町秋山	○	○	土石流
4724	H28.10.11	桜沢2	寄居町秋山	○	○	土石流
4725	H28.10.11	深田谷津-2	寄居町秋山	○	○	急傾斜地の崩壊
4726	H28.10.11	深田谷津沢	寄居町折原	○	○	土石流
4727	H28.10.11	深田谷津-1	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
4728	H28.10.11	桜沢1	寄居町折原	○	○	土石流
4729	H28.10.11	中小前田	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
4730	H28.10.11	玉淀-1	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
4731	H28.10.11	玉淀-2	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
4732	H28.10.11	谷津-1	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
4733	H28.10.11	谷津-2	寄居町折原	○	○	急傾斜地の崩壊
4734	H28.10.11	風目	松伏町築比地	○	○	急傾斜地の崩壊
4735	H28.10.11	作谷津	松伏町築比地	○	○	急傾斜地の崩壊
4736	H28.12.27	楓ヶ丘三丁目	鳩山町楓ヶ丘三丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4737	H28.12.27	松ヶ丘三丁目	鳩山町松ヶ丘三丁目、鳩山町石坂	○	○	急傾斜地の崩壊
4738	H28.12.27	十王殿2	秩父市伊古田	○	○	土石流
4739	H28.12.27	西平	秩父市伊古田	○	○	土石流

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
4740	H28.12.27	上太田1	秩父市太田	○	○	急傾斜地の崩壊
4741	H28.12.27	上太田2	秩父市伊古田	○	○	急傾斜地の崩壊
4742	H28.12.27	上太田1	秩父市太田	○	○	急傾斜地の崩壊
4743	H28.12.27	下太田	秩父市太田	○	○	急傾斜地の崩壊
4744	H28.12.27	上太田2	秩父市伊古田	○	○	急傾斜地の崩壊
4745	H28.12.27	上原	秩父市みどりが丘	○	○	急傾斜地の崩壊
4746	H28.12.27	伊古田西平1	秩父市伊古田	○	○	急傾斜地の崩壊
4747	H28.12.27	太田1	秩父市太田	○	○	急傾斜地の崩壊
4748	H28.12.27	太田富田1	秩父市太田	○	○	急傾斜地の崩壊
4749	H28.12.27	みどりが丘1	秩父市みどりが丘	○	○	急傾斜地の崩壊
4750	H28.12.27	みどりが丘2-1	秩父市みどりが丘	○	○	急傾斜地の崩壊
4751	H28.12.27	みどりが丘2-2	秩父市みどりが丘	○	○	急傾斜地の崩壊
4752	H28.12.27	上太田3	秩父市伊古田	○	○	急傾斜地の崩壊
4753	H28.12.27	上太田4	秩父市伊古田	○	○	急傾斜地の崩壊
4754	H28.12.27	上太田5	秩父市伊古田	○	○	急傾斜地の崩壊
4755	H28.12.27	伊古田西平2	秩父市伊古田	○	○	急傾斜地の崩壊
4756	H28.12.27	伊古田西平3	秩父市伊古田	○	○	急傾斜地の崩壊
4757	H28.12.27	伊古田西平4	秩父市伊古田	○	○	急傾斜地の崩壊
4758	H28.12.27	伊古田西平5	秩父市伊古田	○	○	急傾斜地の崩壊
4759	H28.12.27	磯端	秩父市太田	○	○	急傾斜地の崩壊
4760	H28.12.27	山根	秩父市太田	○	○	急傾斜地の崩壊
4761	H28.12.27	堤平2	秩父市伊古田	○	○	急傾斜地の崩壊
4762	H28.12.27	太田2	秩父市太田	○	○	急傾斜地の崩壊
4763	H28.12.27	太田富田2	秩父市太田	○	○	急傾斜地の崩壊
4764	H28.12.27	太田富田3	秩父市太田	○	○	急傾斜地の崩壊
4765	H28.12.27	品沢1	秩父市品沢	○	○	土石流
4766	H28.12.27	品沢2	秩父市品沢	○	○	土石流
4767	H28.12.27	品沢3	秩父市品沢	○	○	土石流
4768	H28.12.27	品沢4	秩父市品沢	○	○	土石流
4769	H28.12.27	品沢5	秩父市品沢	○	○	土石流
4770	H28.12.27	品沢6	秩父市品沢	○	○	土石流
4771	H28.12.27	品沢7	秩父市品沢	○	○	土石流
4772	H28.12.27	品沢8	秩父市品沢	○	○	土石流
4773	H28.12.27	小柱-1	秩父市小柱	○	○	急傾斜地の崩壊
4774	H28.12.27	小柱-2	秩父市小柱	○	○	急傾斜地の崩壊
4775	H28.12.27	小柱-3	秩父市小柱	○	○	急傾斜地の崩壊
4776	H28.12.27	遠原1	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4777	H28.12.27	遠原2-1	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4778	H28.12.27	遠原2-2	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4779	H28.12.27	遠原2-3	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4780	H28.12.27	小池	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4781	H28.12.27	上郷1	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4782	H28.12.27	上郷2	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4783	H28.12.27	上郷3-1	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4784	H28.12.27	上郷3-2	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4785	H28.12.27	中組1	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4786	H28.12.27	遠原7	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4787	H28.12.27	上郷19	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4788	H28.12.27	肥土1	秩父市小柱	○	○	急傾斜地の崩壊
4789	H28.12.27	遠原3-1	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4790	H28.12.27	遠原3-2	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4791	H28.12.27	遠原4	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4792	H28.12.27	遠原5	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4793	H28.12.27	遠原6	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4794	H28.12.27	品沢下郷1-1	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4795	H28.12.27	品沢下郷1-2	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4796	H28.12.27	品沢下郷2	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4797	H28.12.27	品沢下郷3	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4798	H28.12.27	品沢下郷4-1	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4799	H28.12.27	品沢下郷4-2	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4800	H28.12.27	上郷12-1	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4801	H28.12.27	上郷12-2	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4802	H28.12.27	中組3	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4803	H28.12.27	中組5	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4804	H28.12.27	中組6	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4805	H28.12.27	堀切2	秩父市堀切	○	○	急傾斜地の崩壊
4806	H28.12.27	中組2	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4807	H28.12.27	阿保-1	秩父市阿保町	○	○	急傾斜地の崩壊
4808	H28.12.27	阿保-2	秩父市阿保町	○	○	急傾斜地の崩壊
4809	H28.12.27	阿保-3	秩父市阿保町	○	○	急傾斜地の崩壊
4810	H28.12.27	宮崎1	秩父市大野原	○	○	急傾斜地の崩壊
4811	H28.12.27	宮崎2	秩父市大野原	○	○	急傾斜地の崩壊
4812	H28.12.27	黒草	秩父市大野原	○	○	急傾斜地の崩壊
4813	H28.12.27	翠沼1	秩父市大野原	○	○	急傾斜地の崩壊
4814	H28.12.27	中原	秩父市大野原	○	○	急傾斜地の崩壊
4815	H28.12.27	桐木	秩父市大野原	○	○	急傾斜地の崩壊
4816	H28.12.27	下小川	秩父市大野原	○	○	急傾斜地の崩壊
4817	H28.12.27	上郷5	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4818	H28.12.27	上郷6	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4819	H28.12.27	上郷7	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4820	H28.12.27	上郷10	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4821	H28.12.27	中郷2	秩父市吉田石間	○	○	地滑り
4822	H28.12.27	沢口	秩父市吉田石間	○	○	地滑り
4823	H28.12.27	石間戸	秩父市上吉田	○	○	地滑り
4824	H28.12.27	後千鹿谷	秩父市上吉田	○	○	地滑り
4825	H28.12.27	前千鹿谷	秩父市上吉田	○	○	地滑り
4826	H28.12.27	小川	秩父市上吉田	○	○	地滑り
4827	H28.12.27	沢戸	秩父市吉田石間	○	○	地滑り
4828	H28.12.27	半納	秩父市吉田石間	○	○	地滑り
4829	H28.12.27	中郷1	秩父市吉田石間	○	○	地滑り
4830	H28.12.27	北	秩父市吉田太田部	○	○	地滑り
4831	H28.12.27	久形大道上	秩父市上吉田	○	○	地滑り
4832	H28.12.27	築場	秩父市吉田太田部	○	○	地滑り

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
4833	H28.12.27	野上下郷	長瀬町大字野上下郷	○		地滑り
4834	H28.12.27	根岸	長瀬町大字矢那瀬	○		地滑り
4835	H28.12.27	小園	寄居町小園	○	○	急傾斜地の崩壊
4836	H28.12.27	小園1	寄居町小園	○	○	急傾斜地の崩壊
4837	H28.12.27	露梨子-3	寄居町露梨子	○	○	急傾斜地の崩壊
4838	H28.12.27	露梨子-2	寄居町露梨子	○	○	急傾斜地の崩壊
4839	H28.12.27	露梨子-1	寄居町露梨子	○	○	急傾斜地の崩壊
4840	H28.12.27	上の町	寄居町鉢形	○	○	急傾斜地の崩壊
4841	H28.12.27	鉢形沢	寄居町鉢形	○	○	土石流
4842	H28.12.27	保田原	寄居町保田原	○	○	急傾斜地の崩壊
4843	H28.12.27	寄居580	寄居町寄居	○	○	急傾斜地の崩壊
4844	H28.12.27	正喜橋	寄居町寄居	○	○	急傾斜地の崩壊
4845	H29.4.7	戸区	川口市東川口1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4846	H29.4.7	1丁目	川口市東川口1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4847	H29.4.7	東川口3丁目	川口市東川口3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4848	H29.4.7	4丁目-1	川口市東川口4丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4849	H29.4.7	4丁目-2	川口市東川口4丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4850	H29.4.7	新21	川口市大字峯	○	○	急傾斜地の崩壊
4851	H29.4.7	安17-20	川口市大字安行原	○	○	急傾斜地の崩壊
4852	H29.4.7	桜町1丁目	川口市桜町1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4853	H29.4.7	神82-1	さいたま市緑区大字下山口新田、川口市大字東内野	○	○	急傾斜地の崩壊
4854	H29.4.7	神82-2	さいたま市緑区大字下山口新田、川口市大字東内野	○	○	急傾斜地の崩壊
4855	H29.4.7	金崎-2	さいたま市緑区大字下山口新田、川口市大字東内野	○	○	急傾斜地の崩壊
4856	H29.4.7	戸塚2丁目-1	川口市戸塚2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4857	H29.4.7	戸塚2丁目-2	川口市戸塚2丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4858	H29.4.7	赤井3丁目-2	川口市赤井3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4859	H29.4.7	窪下-4	川口市大字木曽呂	○	○	急傾斜地の崩壊
4860	H29.4.7	窪下-3	川口市大字木曽呂	○	○	急傾斜地の崩壊
4861	H29.4.7	若宮	川口市大字東貝塚	○	○	急傾斜地の崩壊
4862	H29.4.7	高木前	川口市大字道合	○	○	急傾斜地の崩壊
4863	H29.4.7	新32	川口市大字峯	○	○	急傾斜地の崩壊
4864	H29.4.7	三輪作	川口市大字安行原	○	○	急傾斜地の崩壊
4865	H29.4.7	里諏訪内	川口市大字里	○	○	急傾斜地の崩壊
4866	H29.4.7	里諏訪内-1	川口市大字里	○	○	急傾斜地の崩壊
4867	H29.4.7	桜町1丁目-1	川口市桜町1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4868	H29.4.7	桜町1丁目-2	川口市桜町1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4869	H29.4.7	桜町3丁目	川口市桜町3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4870	H29.4.7	本町1丁目	川口市本町1丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4871	H29.4.7	本町4丁目	川口市本町4丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4872	H29.4.7	3丁目	川口市戸塚3丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4873	H29.4.7	立山-1-1	川口市大字戸塚	○	○	急傾斜地の崩壊
4874	H29.4.7	立山-1-2	川口市大字戸塚	○	○	急傾斜地の崩壊
4875	H29.4.7	立山-1-3	川口市大字戸塚	○	○	急傾斜地の崩壊
4876	H29.4.7	立山-2-1	川口市大字戸塚	○	○	急傾斜地の崩壊
4877	H29.4.7	立山-2-2	川口市大字戸塚	○	○	急傾斜地の崩壊
4878	H29.4.7	窪下-2	川口市大字木曽呂	○	○	急傾斜地の崩壊
4879	H29.4.7	宮戸四丁目-1	朝霞市宮戸四丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4880	H29.4.7	宮戸四丁目-2	朝霞市宮戸四丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4881	H29.4.7	宮戸四丁目-3	朝霞市宮戸四丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4882	H29.4.7	宮戸四丁目-4	朝霞市宮戸四丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4883	H29.4.7	泉水三丁目-3	朝霞市泉水三丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4884	H29.4.7	泉水三丁目-4	朝霞市泉水三丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4885	H29.4.7	根岸台二丁目-3	朝霞市根岸台二丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4886	H29.4.7	膝折町四丁目-1	朝霞市膝折町四丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4887	H29.4.7	膝折町四丁目-2	朝霞市膝折町四丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4888	H29.4.7	膝折町四丁目-3	朝霞市膝折町四丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4889	H29.4.7	膝折町四丁目-4	朝霞市膝折町四丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4890	H29.4.7	岡三丁目-1	朝霞市岡三丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4891	H29.4.7	根岸台八丁目-1	朝霞市根岸台八丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4892	H29.4.7	根岸台八丁目-3	朝霞市根岸台八丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4893	H29.4.7	根岸台八丁目-4	朝霞市根岸台八丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4894	H29.4.7	根岸台八丁目-5	朝霞市根岸台八丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4895	H29.4.7	泉水三丁目-1	朝霞市泉水三丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4896	H29.4.7	泉水二丁目-1	朝霞市泉水二丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4897	H29.4.7	泉水二丁目-2	朝霞市泉水二丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4898	H29.4.7	泉水二丁目-3	朝霞市泉水二丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4899	H29.4.7	泉水二丁目-4	朝霞市泉水三丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4900	H29.4.7	根岸台七丁目-3	朝霞市泉水三丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4901	H29.4.7	泉水三丁目-2	朝霞市泉水三丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4902	H29.4.7	岡三丁目-2	朝霞市岡三丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4903	H29.4.7	根岸台七丁目-4	朝霞市根岸台七丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4904	H29.4.7	根岸台二丁目-1	朝霞市根岸台二丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4905	H29.4.7	根岸台二丁目-2	朝霞市根岸台二丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4906	H29.4.7	根岸台三丁目-1	朝霞市根岸台三丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4907	H29.4.7	根岸台三丁目-2	朝霞市根岸台三丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4908	H29.4.7	根岸台三丁目-3	朝霞市根岸台三丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4909	H29.4.7	根岸台三丁目-4	朝霞市根岸台三丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4910	H29.4.7	根岸台四丁目	朝霞市根岸台四丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4911	H29.4.7	膝折町三丁目	朝霞市膝折町三丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4912	H29.4.7	旧白子川	和光市白子三丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4913	H29.4.7	上山口-13	所沢市上山口	○	○	急傾斜地の崩壊
4914	H29.4.7	小床-3	飯能市吾野	○	○	急傾斜地の崩壊
4915	H29.4.7	小床-4	飯能市吾野	○	○	急傾斜地の崩壊
4916	H29.4.7	小床-5	飯能市吾野	○	○	急傾斜地の崩壊
4917	H29.4.7	小床-1	飯能市吾野	○	○	急傾斜地の崩壊
4918	H29.4.7	小床-2	飯能市吾野	○	○	急傾斜地の崩壊
4919	H29.4.7	小床-6	飯能市吾野	○	○	急傾斜地の崩壊
4920	H29.4.7	小床川	飯能市吾野	○	○	土石流
4921	H29.4.7	小床川左1	飯能市吾野	○	○	土石流
4922	H29.4.7	小床川左2	飯能市吾野	○	○	土石流
4923	H29.4.7	小床川左3	飯能市吾野	○	○	土石流
4924	H29.4.7	小床川右1	飯能市吾野	○	○	土石流
4925	H29.4.7	八津池団地	入間市小谷田	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
4926	H29.4.7	小谷田-5	入間市小谷田	○	○	急傾斜地の崩壊
4927	H29.4.7	小谷田三丁目	入間市小谷田三丁目	○	○	急傾斜地の崩壊
4928	H29.4.7	森坂	入間市森坂	○	○	急傾斜地の崩壊
4929	H29.4.7	新久-1-1	入間市新久	○	○	急傾斜地の崩壊
4930	H29.4.7	新久-1-2	入間市新久	○	○	急傾斜地の崩壊
4931	H29.4.7	新久-2-1	入間市新久	○	○	急傾斜地の崩壊
4932	H29.4.7	新久-2-2	入間市新久	○	○	急傾斜地の崩壊
4933	H29.4.7	新久-3	入間市新久	○	○	急傾斜地の崩壊
4934	H29.4.7	新久-4	入間市新久	○	○	急傾斜地の崩壊
4935	H29.4.7	新久-5	入間市新久	○	○	急傾斜地の崩壊
4936	H29.4.7	上直上	入間市花ノ木	○	○	土石流
4937	H29.4.7	狛川	入間市花ノ木	○	○	土石流
4938	H29.4.7	霞沢5	入間市花ノ木	○	○	土石流
4939	H29.4.7	中神前	入間市中神	○	○	土石流
4940	H29.4.7	前厚	入間市根岸	○	○	土石流
4941	H29.4.7	仏子-1	入間市仏子	○	○	急傾斜地の崩壊
4942	H29.4.7	仏子-2-1	入間市仏子	○	○	急傾斜地の崩壊
4943	H29.4.7	仏子-2-2	入間市仏子	○	○	急傾斜地の崩壊
4944	H29.4.7	前の沢	入間市仏子	○	○	土石流
4945	H29.4.7	狭山	入間市宮寺	○	○	土石流
4946	H29.4.7	野田-1	入間市野田	○	○	急傾斜地の崩壊
4947	H29.4.7	広町-1-1	入間市仏子	○	○	急傾斜地の崩壊
4948	H29.4.7	広町-1-2	入間市仏子	○	○	急傾斜地の崩壊
4949	H29.4.7	広町-2-1	入間市仏子	○	○	急傾斜地の崩壊
4950	H29.4.7	広町-2-2	入間市仏子	○	○	急傾斜地の崩壊
4951	H29.4.7	高揚-2	入間市野田	○	○	急傾斜地の崩壊
4952	H29.4.7	大沢	入間市仏子	○	○	急傾斜地の崩壊
4953	H29.4.7	欠下-1-1	入間市仏子	○	○	急傾斜地の崩壊
4954	H29.4.7	欠下-1-2	入間市仏子	○	○	急傾斜地の崩壊
4955	H29.4.7	霞沢	入間市仏子	○	○	急傾斜地の崩壊
4956	H29.4.7	万亀	入間市仏子・飯能市岩沢	○	○	急傾斜地の崩壊
4957	H29.4.7	霞沢1	入間市仏子	○	○	土石流
4958	H29.4.7	霞沢2	入間市仏子	○	○	土石流
4959	H29.4.7	霞沢3	入間市仏子	○	○	土石流
4960	H29.4.7	大沢川-1-1	入間市仏子	○	○	土石流
4961	H29.4.7	大沢川-1-2	入間市仏子	○	○	土石流
4962	H29.4.7	大沢口	入間市仏子	○	○	土石流
4963	H29.4.7	霞沢4	入間市仏子	○	○	土石流
4964	H29.4.7	大沢川-2	入間市仏子	○	○	土石流
4965	H29.4.7	万亀沢	入間市仏子・飯能市岩沢	○	○	土石流
4966	H29.4.7	中橋本-1	小川町笠原地内	○	○	急傾斜地の崩壊
4967	H29.4.7	中橋本-2	小川町笠原地内	○	○	急傾斜地の崩壊
4968	H29.4.7	笠原-1	小川町笠原地内	○	○	急傾斜地の崩壊
4969	H29.4.7	橋本-2	小川町笠原、原川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
4970	H29.4.7	北久保沢	小川町飯田地内	○	○	土石流
4971	H29.4.7	中橋本沢	小川町笠原、原川地内	○	○	土石流
4972	H29.4.7	道前沢	小川町飯田地内	○	○	土石流
4973	H29.4.7	中ノ沢	小川町笠原地内	○	○	土石流
4974	H29.4.7	桜沢川	小川町笠原地内	○	○	土石流
4975	H29.4.7	染ヶ谷沢	小川町木部地内	○	○	土石流
4976	H29.4.7	流川	吉見町南吉見地内	○	○	急傾斜地の崩壊
4977	H29.4.7	流川-1	吉見町南吉見地内	○	○	急傾斜地の崩壊
4978	H29.4.7	流川-3	吉見町南吉見地内	○	○	急傾斜地の崩壊
4979	H29.4.7	流川-4	吉見町南吉見地内	○	○	急傾斜地の崩壊
4980	H29.4.7	中双里1	秩父市中津川	○	○	急傾斜地の崩壊
4981	H29.4.7	中双里3	秩父市中津川	○	○	急傾斜地の崩壊
4982	H29.4.7	小双里	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
4983	H29.4.7	鴉平1	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
4984	H29.4.7	鴉平	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
4985	H29.4.7	上中尾1-1	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
4986	H29.4.7	上中尾1-2	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
4987	H29.4.7	上中尾1-3	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
4988	H29.4.7	上中尾2	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
4989	H29.4.7	中津川5	秩父市中津川	○	○	急傾斜地の崩壊
4990	H29.4.7	鴉平2	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
4991	H29.4.7	二瀬	秩父市大滝	○	○	地滑り
4992	H29.4.7	寺井	秩父市大滝	○	○	地滑り
4993	H29.4.7	西沢	秩父市荒川白久	○	○	土石流
4994	H29.4.7	鷺川上郷1-1	秩父市荒川鷺川	○	○	急傾斜地の崩壊
4995	H29.4.7	鷺川上郷1-2	秩父市荒川鷺川	○	○	急傾斜地の崩壊
4996	H29.4.7	向田	秩父市荒川鷺川	○	○	急傾斜地の崩壊
4997	H29.4.7	鷺川下郷1	秩父市荒川鷺川	○	○	急傾斜地の崩壊
4998	H29.4.7	本原	秩父市荒川鷺川	○	○	急傾斜地の崩壊
4999	H29.4.7	柴原1	秩父市荒川小野原	○	○	急傾斜地の崩壊
5000	H29.4.7	柴原2	秩父市荒川鷺川	○	○	急傾斜地の崩壊
5001	H29.4.7	柴原3	秩父市荒川小野原	○	○	急傾斜地の崩壊
5002	H29.4.7	柴原4	秩父市荒川小野原	○	○	急傾斜地の崩壊
5003	H29.4.7	小野原1	秩父市荒川小野原	○	○	急傾斜地の崩壊
5004	H29.4.7	小野原2	秩父市荒川小野原	○	○	急傾斜地の崩壊
5005	H29.4.7	小野原3	秩父市荒川小野原	○	○	急傾斜地の崩壊
5006	H29.4.7	上平1	秩父市荒川鷺川	○	○	急傾斜地の崩壊
5007	H29.4.7	上平2	秩父市荒川鷺川	○	○	急傾斜地の崩壊
5008	H29.4.7	反平	秩父市荒川鷺川	○	○	急傾斜地の崩壊
5009	H29.4.7	仁丹沢	秩父市荒川上田野	○	○	土石流
5010	H29.4.7	矢の沢	秩父市荒川上田野	○	○	土石流
5011	H29.4.7	事上	秩父市荒川上田野	○	○	土石流
5012	H29.4.7	持小屋沢	秩父市荒川上田野	○	○	土石流
5013	H29.4.7	安戸1	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
5014	H29.4.7	半繩	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
5015	H29.4.7	安戸2	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
5016	H29.4.7	事上	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
5017	H29.4.7	平沢-1	秩父市荒川久那	○	○	急傾斜地の崩壊
5018	H29.4.7	平沢-2	秩父市荒川久那	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
5019	H29.4.7	荒川久那3	秩父市荒川久那	○	○	急傾斜地の崩壊
5020	H29.4.7	下石原1-1	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
5021	H29.4.7	下石原1-2	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
5022	H29.4.7	親平	秩父市荒川久那	○	○	急傾斜地の崩壊
5023	H29.4.7	荒川久那2	秩父市荒川久那	○	○	急傾斜地の崩壊
5024	H29.4.7	上下石原	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
5025	H29.4.7	荒川久那1-1	秩父市荒川久那	○	○	急傾斜地の崩壊
5026	H29.4.7	荒川久那1-2	秩父市荒川久那	○	○	急傾斜地の崩壊
5027	H29.4.7	坂口1	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
5028	H29.4.7	諸	秩父市荒川久那	○	○	急傾斜地の崩壊
5029	H29.4.7	浦山ダム	秩父市荒川久那	○	○	急傾斜地の崩壊
5030	H29.4.7	諸2	秩父市荒川久那	○	○	急傾斜地の崩壊
5031	H29.4.7	越1	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
5032	H29.4.7	越3	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
5033	H29.4.7	富士山2	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
5034	H29.4.7	下日野4	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
5035	H29.4.7	下日野5	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
5036	H29.4.7	寺沢3	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
5037	H29.4.7	寺沢4-1	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
5038	H29.4.7	寺沢4-2	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
5039	H29.4.7	鷺ノ巣1	秩父市荒川小野原	○	○	急傾斜地の崩壊
5040	H29.4.7	鷺ノ巣2	秩父市荒川小野原	○	○	急傾斜地の崩壊
5041	H29.4.7	日野松葉3	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
5042	H29.4.7	小野原4	秩父市荒川小野原	○	○	急傾斜地の崩壊
5043	H29.4.7	小野原5	秩父市荒川小野原	○	○	急傾斜地の崩壊
5044	H29.4.7	小野原6	秩父市荒川小野原	○	○	急傾斜地の崩壊
5045	H29.4.7	小野原8	秩父市荒川小野原	○	○	急傾斜地の崩壊
5046	H29.4.7	鷺ノ巣	秩父市荒川小野原	○	○	急傾斜地の崩壊
5047	H29.4.7	坂口2	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
5048	H29.4.7	栃久保	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
5049	H29.4.7	籠屋1	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
5050	H29.4.7	下石原2-1	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
5051	H29.4.7	下石原2-2	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
5052	H29.4.7	芦川3	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
5053	H29.4.7	芦川4	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
5054	H29.4.7	下日野3	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
5055	H29.4.7	寺沢	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
5056	H29.4.7	日野松葉2-1	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
5057	H29.4.7	日野松葉2-2	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
5058	H29.4.7	原	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
5059	H29.4.7	上サ4	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
5060	H29.4.7	上サ5	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
5061	H29.4.7	越4	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
5062	H29.4.7	豆早原5	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
5063	H29.4.7	谷7	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
5064	H29.4.7	谷8	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
5065	H29.4.7	谷9	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
5066	H29.4.7	谷10	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
5067	H29.4.7	谷11	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
5068	H29.4.7	谷12	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
5069	H29.4.7	谷13-1	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
5070	H29.4.7	谷13-2	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
5071	H29.4.7	谷3	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
5072	H29.4.7	谷4-1	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
5073	H29.4.7	谷4-2	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
5074	H29.4.7	谷4-3	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
5075	H29.4.7	谷5-1	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
5076	H29.4.7	谷5-2	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
5077	H29.4.7	谷5-3	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
5078	H29.4.7	上サ6-1	秩父市荒川白久・大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
5079	H29.4.7	上サ6-2	秩父市荒川白久・大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
5080	H29.4.7	豆早原3	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
5081	H29.4.7	贄川下郷2	秩父市荒川贄川	○	○	急傾斜地の崩壊
5082	H29.4.7	柿平9	秩父市荒川贄川	○	○	急傾斜地の崩壊
5083	H29.4.7	柿平2-1	秩父市荒川贄川	○	○	急傾斜地の崩壊
5084	H29.4.7	柿平2-2	秩父市荒川贄川	○	○	急傾斜地の崩壊
5085	H29.4.7	柿平3	秩父市荒川贄川	○	○	急傾斜地の崩壊
5086	H29.4.7	中丸1	秩父市荒川贄川	○	○	急傾斜地の崩壊
5087	H29.4.7	柿平5	秩父市荒川贄川	○	○	急傾斜地の崩壊
5088	H29.4.7	栃沢	秩父市荒川贄川	○	○	急傾斜地の崩壊
5089	H29.4.7	古池4-1	秩父市荒川贄川	○	○	急傾斜地の崩壊
5090	H29.4.7	古池4-2	秩父市荒川贄川	○	○	急傾斜地の崩壊
5091	H29.4.7	古池2	秩父市荒川贄川	○	○	急傾斜地の崩壊
5092	H29.4.7	上サ7	秩父市荒川白久・大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
5093	H29.4.7	中丸2	秩父市荒川贄川	○	○	急傾斜地の崩壊
5094	H29.4.7	豆早原6	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
5095	H29.4.7	原2	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
5096	H29.4.7	宮ノ下2	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
5097	H29.4.7	錦	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
5098	H29.4.7	坂口3-1	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
5099	H29.4.7	坂口3-2	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
5100	H29.4.7	橋場4	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
5101	H29.4.7	古池6	秩父市荒川贄川	○	○	急傾斜地の崩壊
5102	H29.4.7	大指10	秩父市荒川贄川	○	○	急傾斜地の崩壊
5103	H29.4.7	向原2-1	秩父市荒川贄川	○	○	急傾斜地の崩壊
5104	H29.4.7	向原2-2	秩父市荒川贄川	○	○	急傾斜地の崩壊
5105	H29.4.7	古池5	秩父市荒川贄川	○	○	急傾斜地の崩壊
5106	H29.4.7	上平5	秩父市荒川贄川	○	○	急傾斜地の崩壊
5107	H29.4.7	古池7	秩父市荒川贄川	○	○	急傾斜地の崩壊
5108	H29.4.7	大指7	秩父市荒川贄川	○	○	急傾斜地の崩壊
5109	H29.4.7	町分3	秩父市荒川贄川	○	○	急傾斜地の崩壊
5110	H29.4.7	別所1	秩父市別所	○	○	土石流
5111	H29.4.7	上町-2	秩父市上町	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
				5225箇所	特別警戒区 4595箇所	
5112	H29.4.7	塔ノ入沢	秩父市山田	○	○	土石流
5113	H29.4.7	常木沢1	秩父市山田	○	○	土石流
5114	H29.4.7	常木沢2	秩父市山田	○	○	土石流
5115	H29.4.7	堂平田沢	秩父市山田・横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
5116	H29.4.7	桃木沢	秩父市山田	○	○	土石流
5117	H29.4.7	大棚2	秩父市山田	○	○	土石流
5118	H29.4.7	巴4	秩父市下影森	○	○	急傾斜地の崩壊
5119	H29.4.7	上山田1-1	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
5120	H29.4.7	上山田1-2	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
5121	H29.4.7	近戸-2	秩父市近戸町	○	○	急傾斜地の崩壊
5122	H29.4.7	大塚沢	秩父市寺尾	○	○	土石流
5123	H29.4.7	空沢	秩父市寺尾	○	○	土石流
5124	H29.4.7	上寺尾1	秩父市寺尾	○	○	土石流
5125	H29.4.7	薬師堂沢	秩父市寺尾	○	○	土石流
5126	H29.4.7	上寺尾2	秩父市寺尾	○	○	土石流
5127	H29.4.7	中寺尾1	秩父市寺尾	○	○	急傾斜地の崩壊
5128	H29.4.7	上寺尾	秩父市寺尾	○	○	急傾斜地の崩壊
5129	H29.4.7	中寺尾2	秩父市寺尾	○	○	急傾斜地の崩壊
5130	H29.4.7	中寺尾3	秩父市寺尾	○	○	急傾斜地の崩壊
5131	H29.4.7	中寺尾5	秩父市寺尾	○	○	急傾斜地の崩壊
5132	H29.4.7	中寺尾6	秩父市寺尾	○	○	急傾斜地の崩壊
5133	H29.4.7	下寺尾1	秩父市寺尾	○	○	急傾斜地の崩壊
5134	H29.4.7	下寺尾2	秩父市寺尾	○	○	急傾斜地の崩壊
5135	H29.4.7	下寺尾4	秩父市寺尾	○	○	急傾斜地の崩壊
5136	H29.4.7	下寺尾6	秩父市寺尾	○	○	急傾斜地の崩壊
5137	H29.4.7	下寺尾7	秩父市寺尾	○	○	急傾斜地の崩壊
5138	H29.4.7	中寺尾7	秩父市寺尾	○	○	急傾斜地の崩壊
5139	H29.4.7	上ノ沼-1	秩父市大宮	○	○	急傾斜地の崩壊
5140	H29.4.7	上ノ沼-2	秩父市大宮	○	○	急傾斜地の崩壊
5141	H29.4.7	峰沢	秩父市大宮	○	○	急傾斜地の崩壊
5142	H29.4.7	下藤田1	秩父市藤田	○	○	急傾斜地の崩壊
5143	H29.4.7	大宮	秩父市大宮	○	○	急傾斜地の崩壊
5144	H29.4.7	上山田2	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
5145	H29.4.7	大棚7	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
5146	H29.4.7	寺尾	秩父市寺尾	○	○	地滑り
5147	H29.4.7	熊木1	秩父市熊木町	○	○	急傾斜地の崩壊
5148	H29.4.7	野坂2	秩父市野坂町	○	○	急傾斜地の崩壊
5149	H29.4.7	野坂1	秩父市野坂町	○	○	急傾斜地の崩壊
5150	H29.4.7	下宮地町1	秩父市下宮地町	○	○	急傾斜地の崩壊
5151	H29.4.7	中宮地町1	秩父市中宮地町	○	○	急傾斜地の崩壊
5152	H29.4.7	下宮地町2	秩父市下宮地町	○	○	急傾斜地の崩壊
5153	H29.4.7	滝坂-1	秩父市上町	○	○	急傾斜地の崩壊
5154	H29.4.7	滝坂-2	秩父市上町	○	○	急傾斜地の崩壊
5155	H29.4.7	井戸尻	秩父市上町	○	○	急傾斜地の崩壊
5156	H29.4.7	熊木2	秩父市熊木町・横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
5157	H29.4.7	熊木3	秩父市熊木町	○	○	急傾斜地の崩壊
5158	H29.4.7	日野田町	秩父市日野田町	○	○	急傾斜地の崩壊
5159	H29.4.7	別所2	秩父市別所	○	○	急傾斜地の崩壊
5160	H29.4.7	別所	秩父市別所	○	○	地滑り
5161	H29.4.7	巴川	秩父市久那	○	○	地滑り
5162	H29.4.7	安立	秩父市久那	○	○	地滑り
5163	H29.4.7	折	秩父市久那	○	○	地滑り
5164	H29.4.7	久那	秩父市久那	○	○	地滑り
5165	H29.4.7	野々上3-1	秩父市久那	○	○	急傾斜地の崩壊
5166	H29.4.7	野々上3-2	秩父市久那	○	○	急傾斜地の崩壊
5167	H29.4.7	押堀川1	秩父市日野田町	○	○	土石流
5168	H29.4.7	押堀川2-1	秩父市日野田町	○	○	土石流
5169	H29.4.7	押堀川2-2	秩父市日野田町	○	○	土石流
5170	H29.4.7	持田ヶ沢-1	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
5171	H29.4.7	持田ヶ沢-2	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
5172	H29.4.7	十六番1	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
5173	H29.4.7	十六番2	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
5174	H29.4.7	横沢	横瀬町大字横瀬・秩父市山田	○	○	土石流
5175	H29.4.7	十六番3	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
5176	H29.4.7	品沢	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
5177	H29.4.7	瀬戸沢	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
5178	H29.4.7	十一番	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
5179	H29.4.7	十六番1	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
5180	H29.4.7	十五番	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
5181	H29.4.7	十三番-1	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
5182	H29.4.7	十三番-2	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
5183	H29.4.7	十六番2	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
5184	H29.4.7	十六番3	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
5185	H29.4.7	十四番1	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
5186	H29.4.7	十四番2	横瀬町大字横瀬・秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
5187	H29.4.7	背戸堀沢-1	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
5188	H29.4.7	背戸堀沢-2	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
5189	H29.4.7	六番沢	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
5190	H29.4.7	四番	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
5191	H29.4.7	二番1	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
5192	H29.4.7	舟久保沢	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
5193	H29.4.7	中津沢	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
5194	H29.4.7	上苅米1	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
5195	H29.4.7	七番2	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
5196	H29.4.7	上苅米2	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
5197	H29.4.7	七番	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
5198	H29.4.7	横瀬根古屋1-1	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
5199	H29.4.7	横瀬根古屋1-2	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
5200	H29.4.7	六番	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
5201	H29.4.7	四番1	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
5202	H29.4.7	九番-1	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
5203	H29.4.7	九番-2	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
5204	H29.4.7	生川1	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警戒区域	特別警戒 区 域	土砂災害の 発生原因となる 自然現象の種類
				5225箇所	4595箇所	
5205	H29.4.7	生川3	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
5206	H29.4.7	四番3	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
5207	H29.4.7	横瀬根古屋4	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
5208	H29.4.7	横瀬根古屋3	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
5209	H29.4.7	五番	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
5210	H29.4.7	倉掛	横瀬町大字芦ヶ久保	○		地滑り
5211	H29.4.7	二反沢	横瀬町大字芦ヶ久保	○		地滑り
5212	H29.4.7	滝の沢	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
5213	H29.4.7	竹平	小鹿野町両神薄	○	○	土石流
5214	H29.4.7	竹平3	小鹿野町両神薄	○	○	急傾斜地の崩壊
5215	H29.4.7	上飯田8	小鹿野町飯田	○	○	急傾斜地の崩壊
5216	H29.4.7	塩沢	小鹿野町両神薄	○		地滑り
5217	H29.4.7	浦島	小鹿野町両神薄	○		地滑り
5218	H29.4.7	波久礼	寄居町末野	○	○	急傾斜地の崩壊
5219	H29.4.7	波久礼-1	寄居町末野	○	○	急傾斜地の崩壊
5220	H29.4.7	常木	寄居町寄居	○	○	急傾斜地の崩壊
5221	H29.4.7	山崎	寄居町桜沢	○	○	急傾斜地の崩壊
5222	H29.4.7	露梨子	寄居町露梨子	○		急傾斜地の崩壊
5223	H29.4.7	鉢形	寄居町鉢形	○	○	急傾斜地の崩壊
5224	H29.4.7	台耕地—3	春日部市花積台耕地	○	○	急傾斜地の崩壊
5225	R2.10.20	松ノ平	吉見町長谷	○	○	急傾斜地の崩壊

(資料編Ⅱ-2-2-19) 山腹崩壊危険地区一覧表

整理番号	箇所名	位置			面積 (ha)
		市町村	大字	字	
1	苜場坂	飯能市	北川	苜場坂	5
2	岩茸石	飯能市	北川	岩茸石	7
3	岩茸石	飯能市	北川	岩茸石	7
4	小柏木	飯能市	北川	小柏木	2
5	鳥久保	飯能市	北川	鳥久保	6
6	河原	飯能市	坂元	河原	5
7	水久保	飯能市	坂元	水久保	3
8	長比良	飯能市	坂元	長比良	7
9	笹ヶ谷	飯能市	坂元	笹ヶ谷	2
10	神平	飯能市	坂元	神平	7
11	大蔵山	飯能市	南川	大蔵山	3
12	大蔵山	飯能市	南川	大蔵山	4
13	前沢	飯能市	南川	前沢・柅木	5
14	杉の平	飯能市	南川	杉の平	3
15	畑井	飯能市	南川	畑井	2
16	壁谷戸向	飯能市	南川	壁谷戸向	3
17	花桐	飯能市	南川	花桐	3
18	花桐	飯能市	南川	太多比良・花桐	5
19	西の平	飯能市	南川	西の平	3
20	藤の入	飯能市	南川	藤の入	5
21	山神戸	飯能市	南川	山神戸	4
22	大比良	飯能市	南川	大比良・所畑	5
23	薪	飯能市	南川	薪	2
24	薪	飯能市	南川	薪	2
25	柳之久保	飯能市	高山	柳之久保	2
26	峯	飯能市	北川	峯	6
27	谷入	飯能市	北川	谷入	2
28	落合	飯能市	北川	落合	1
29	大林	飯能市	北川	大林	1
30	八木平	飯能市	北川	八木平	1
31	八木平	飯能市	北川	八木平	1
32	山下	飯能市	北川	山下・間野平	3
33	車	飯能市	北川	車	4
34	中畑	飯能市	南川	中畑	2
35	桜山	飯能市	坂石	桜山	9
36	吉田	飯能市	坂石	吉田	4
37	腰巻	飯能市	坂石	腰巻・峠・久保・岩穴	2
38	岩下	飯能市	坂石町分	岩下・木ノ下	8
39	芳延	飯能市	坂石	庄の沢・芳延・外	10
40	双木	飯能市	坂石	双木	1
41	三竹越	飯能市	坂石町分	三竹越	3
42	坂石町分	飯能市	坂石町分	坂元	7
43	八徳	飯能市	長沢	八徳	3
44	八ツ口	飯能市	坂元	八ツ口	1
45	大平	飯能市	長沢	大平・瀬尾向	1
46	加通	飯能市	長沢	加通・鈴々子	5
47	湯久保	飯能市	長沢	湯久保	5
48	梅ノ沢	飯能市	長沢	梅ノ沢	3
49	高畑	飯能市	坂石町分	高畑・下田代	3
50	権ノ上	飯能市	坂石町分南	権ノ上・上宿・山下	4
51	栃野	飯能市	坂石町分	栃野・谷日影	3
52	大西	飯能市	井上	大西	2
53	竹ノ久保	飯能市	井上	竹ノ久保	5
54	椽久保	飯能市	井上	椽久保・関山	1
55	細久保	飯能市	井上	細久保	4
56	小田谷作	飯能市	井上	小田谷作・黒椋	4
57	中嶽	飯能市	井上	中嶽・山瀬沢	6
58	番子	飯能市	井上	番子・平・南林	5
59	西阿寺	飯能市	長沢	西阿寺	5
60	東	飯能市	長沢	東	4
61	タガチ	飯能市	虎秀	タガチ・赤坂	1
62	夕市場	飯能市	虎秀	夕市場	2
63	橋本	飯能市	虎秀	橋本・田中	3
64	沢口	飯能市	虎秀	沢口・中居	1
65	深沢	飯能市	平戸	深沢	3
66	智房	飯能市	平戸	智房	3
67	西久保	飯能市	平戸	西久保	3
68	前山	飯能市	平戸	前山・屋船	3
69	子の山	飯能市	南	子の山	2
70	大豆口	飯能市	南	大豆口	1
71	子の山	飯能市	南	子の山	2
72	並沢	飯能市	南	並沢	4
73	鏡岩	飯能市	南	鏡岩	1
74	上中沢	飯能市	南	上中沢	11
75	加屋須	飯能市	南	加屋須・長久保	1
76	上中沢	飯能市	南	上中沢	2
77	桜久保	飯能市	南	桜久保	4
78	桃ノ木	飯能市	南	桃ノ木	1
79	山中	飯能市	南	山中	4
80	下中沢	飯能市	南	下中沢・桃ノ木	6

整理番号	箇所名	位置			面積 (ha)
		市町村	大字	字	
81	関ノ入	飯能市	南	関ノ入・田中	5
82	杉本	飯能市	南	杉本・戸丸	1
83	赤倉	飯能市	南	赤倉	3
84	戸丸	飯能市	南	戸丸	2
85	高岸	飯能市	南	高岸	1
86	竹久保	飯能市	中藤上郷	竹久保	1
87	ハツカブ	飯能市	中藤上郷	ハツカブ・女淵	1
88	山神戸	飯能市	中藤上郷	山神戸・日向戸丸	4
89	西名	飯能市	中藤上郷	西名・戸丸	1
90	田向	飯能市	中藤上郷	田向・明戸	1
91	旭谷戸	飯能市	中藤上郷	高指	2
92	端鹿野	飯能市	中藤中郷	端鹿野	1
93	四郎寺	飯能市	中藤中郷	四郎寺・中島	1
94	小指	飯能市	中藤中郷	小指・田ノ上	5
95	大両寺	飯能市	中藤上郷	大両寺・双木	2
96	笹能	飯能市	南	笹能・大豆口	1
97	小瀬戸	飯能市	小瀬戸	日向	2
98	久口戸	飯能市	小瀬戸	久口戸	1
99	渡場	飯能市	小岩井	渡場・中丸	1
100	横吹	飯能市	小岩井	横吹	3
101	横吹	飯能市	小岩井	横吹	2
102	山崎	飯能市	原市場	山崎・曲竹	1
103	柳瀬	飯能市	原市場	柳瀬	1
104	山下	飯能市	原市場	山下・肥沢	1
105	井戸入	飯能市	下赤工	井戸入	1
106	房ヶ谷戸	飯能市	原市場	房ヶ谷戸・金山	4
107	笹山	飯能市	原市場	笹山	4
108	松西	飯能市	上赤工	松西・山根	3
109	反境	飯能市	原市場	反境坂下・中居	1
110	峯	飯能市	原市場	峯	1
111	淵の上	飯能市	原市場	淵の上	1
112	臼井	飯能市	原市場	臼井・中坂	1
113	西中	飯能市	赤沢	西中屋敷・日影東	1
114	大山	飯能市	唐竹	大山・宮前	2
115	日影西	飯能市	赤沢	日影西	1
116	臼井	飯能市	原市場	臼井・大久保	1
117	東大房	飯能市	赤沢	東大房・浅見山	3
118	峯山	飯能市	赤沢	峯山・平沢	7
119	茗荷窪	飯能市	原市場	茗荷窪・鹿戸西	3
120	黒指西	飯能市	赤沢	黒指西・黒指東	5
121	上ノ台	飯能市	赤沢	上ノ台・古久保	1
122	東細田	飯能市	上直竹上分	堂平・東細田	3
123	鎌平	飯能市	上直竹上分	鎌平	1
124	森向	飯能市	上直竹上分	森向	1
125	黒指	飯能市	上直竹上分	黒指・竹の平・穴の作	1
126	竹の平	飯能市	上直竹上分	竹の平・大鎌平	2
127	上向野	飯能市	上直竹下分	上向野・間の入	2
128	正木	飯能市	上直竹下分	正木・上間野	1
129	中間野	飯能市	上直竹下分	上間野・中間野	3
130	日向ヶ谷戸	飯能市	上直竹上分	日向ヶ谷戸	1
131	森久保	飯能市	下直竹	森久保・堂の前	2
132	三ツ張	飯能市	下直竹	三ツ張・中倉	1
133	四方田	飯能市	苜生	四方田	1
134	椽坂	飯能市	苜生	椽坂	2
135	榎平	飯能市	久須美	榎平・久須美淵	1
136	平山	飯能市	永田	平山	3
137	東峯	飯能市	永田	東峯・西の裏・中内出	2
138	唐竹	飯能市	唐竹	横道上・滝ノ下	2
139	野口向	飯能市	中藤下郷	野口向・堂向	3
140	野口入	飯能市	中藤下郷	笹子・野口入	3
141	郷戸	飯能市	上直竹下分	郷戸	1
142	横吹	飯能市	小岩井	横吹・鎌久保	2
143	上川崎	飯能市	上直竹下分	上川崎・下川崎	4
144	戸谷入	飯能市	下赤工	戸谷入	3
145	平戸	飯能市	平戸	西ノ久保	1
146	間野	飯能市	虎秀	間野	2
147	市場入	飯能市	虎秀	市場	1
148	赤沢	飯能市	赤沢	井戸入・田陰畑	2
149	谷頭	飯能市	中藤上郷	中内・谷頭	3
150	岩下	飯能市	長沢	岩下・内手	1
151	西風影	飯能市	長沢	西風影	5
152	東長沢	飯能市	長沢	東	3
153	三田久保	飯能市	北川	岩井沢・三田久保	8
154	小床	飯能市	坂元	上小床・下名士	3
155	戸丸	飯能市	中藤中郷	戸丸	5
156	田通	飯能市	北川	田通	4
157	久根花	飯能市	中藤中郷	久根花	1
158	強清水	飯能市	南川	強清水	2
159	野本平	飯能市	坂元	野本平	1
160	正丸峠	飯能市	南川	声沢	1

整理番号	箇所名	位置			面積 (ha)
		市町村	大字	字	
161	殿林	飯能市	長沢	殿林	5
162	智房	飯能市	平戸	智房	1
163	井戸入	飯能市	下名栗	井戸入・田沢	2
164	中西	飯能市	下名栗	石神入	1
165	芋浦美	飯能市	下名栗	倉久保入	3
166	市場	飯能市	下名栗	丹木沢	4
167	常林	飯能市	下名栗	常林	4
168	浅海道	飯能市	下名栗	尾須沢	2
169	鍛冶屋入	飯能市	上名栗	栃屋谷	2
170	堂の入	飯能市	上名栗	堂の入	5
171	鳥居	飯能市	上名栗	中指道上	5
172	小殿	飯能市	上名栗	寺の入	4
173	稲村	飯能市	上名栗	稲村	3
174	森河原	飯能市	上名栗	淵ノ上	6
175	新館入	飯能市	上名栗	新館入	3
176	豆口入	飯能市	上名栗	豆口入	1
177	小出橋	飯能市	上名栗	小岩	2
178	野穴沢	飯能市	上名栗	野穴沢	1
179	人見	飯能市	上名栗	伊倉入	7
180	中海戸	飯能市	上名栗	中海戸	2
181	向河原	飯能市	上名栗	向河原	2
182	白岩日影	飯能市	上名栗	白岩日影	2
183	白岩日影	飯能市	上名栗	白岩日影	8
184	白岩	飯能市	上名栗	下白岩	4
185	山中	飯能市	上名栗	西山中	4
186	蟬指	飯能市	上名栗	蟬指	3
187	細ヶ谷戸	飯能市	上名栗	細ヶ谷	2
188	石神向	飯能市	上名栗	石神向	1
189	入沢	飯能市	上名栗	入沢	1
190	鬼丸	飯能市	上名栗	上ノ平	3
191	浜居場	飯能市	上名栗	浜居場・長久保	5
192	日影谷	飯能市	上名栗	篠沢・日影谷戸	5
193	八ヶ原	飯能市	上名栗	八ヶ原入・八ヶ原	8
194	机入	飯能市	上名栗	机・加倉入	2
195	相生	飯能市	下名栗	棚橋・庄ノ沢	3
196	有馬	飯能市	上名栗・下名栗	桑原入・古窪	1
197	名郷	飯能市	上名栗	山下向・石神・名郷	5
198	神出	飯能市	上名栗	神出	2
199	笹の谷逆川	飯能市	下名栗	笹の谷	11
200	笹の谷榎木	飯能市	下名栗	笹の谷	5
201	笹の谷有間	飯能市	下名栗	笹の谷	12
202	栃ノ木入	飯能市	下名栗	栃ノ木入	9
203	下白岩	飯能市	上名栗	下白岩	2
204	根子坂	飯能市	上名栗	根子坂	8
205	下名栗水無	飯能市	上名栗	下名栗外2	10
206	湯の沢	飯能市	上名栗	湯の沢向	1
207	西山中	飯能市	上名栗	西山中	2
208	前ノ谷	飯能市	下名栗	前ノ谷	1
209	台	日高市	台	東台山	1
210	台	日高市	台	東台山	1
211	前倉	日高市	横手	前倉	2
212	関の入	日高市	横手	休堂	1
213	関の入口	日高市	横手	上の久保	2
214	高麗本郷	日高市	高麗本郷	新井峯	1
215	物見山	日高市	高麗本郷	イボ石・物見山	2
216	山根谷	日高市	横手	山根谷・後沢・外	1
217	高岡	日高市	高岡	ゾロ・山滝・岩本	1
218	北平沢	日高市	北平沢	ピタアビ・山口	1
219	中野	毛呂山町	権現堂	西・南	3
220	土山	毛呂山町	権現堂	西	2
221	権現堂	毛呂山町	権現堂	東	1
222	鎌北	毛呂山町	大谷木	西ノ入	1
223	大谷木	毛呂山町	大谷木	大平	1
224	大谷木	毛呂山町	大谷木	大平	1
225	大谷木	毛呂山町	大谷木	小池山	2
226	大谷木	毛呂山町	大谷木	池田山	1
227	阿諏訪	毛呂山町	阿諏訪	わを	1
228	滝ノ入	毛呂山町	滝ノ入	細見	1
229	滝ノ入	毛呂山町	滝ノ入	鶴間	1
230	滝ノ入	毛呂山町	滝ノ入	細見・釜ヶ平	1
231	滝ノ入	毛呂山町	滝ノ入	一本杉・出口	1
232	桂木	毛呂山町	滝ノ入	広見・能杉	1
233	桂木	毛呂山町	滝ノ入	能杉	1
234	桂木	毛呂山町	滝ノ入	日向	1
235	中野上	毛呂山町	権現堂	南	4
236	亀石	毛呂山町	大谷木	亀石・亀石乙	1
237	堀田入	毛呂山町	滝ノ入	堀田入・日影林	3
238	ぬ乃字	毛呂山町	阿諏訪	ぬ乃字	1
239	黒岩	越生町	黒岩	神名	2
240	津久根	越生町	津久根	ハツ山	2

整理番号	箇所名	位置			面積 (ha)
		市町村	大字	字	
241	小杉	越生町	小杉	八峯・子申・座	3
242	大満	越生町	大満	村杉	1
243	大満	越生町	大満	滝ノ沢	2
244	黒山	越生町	黒山	荒井・上荒井	1
245	笹郷	越生町	黒山	大穴・坂尻	4
246	笹郷	越生町	黒山	棚里胃振	1
247	黒山	越生町	黒山	岡房山	1
248	黒山	越生町	黒山	高左又	1
249	黒山	越生町	黒山	滝ノ入	2
250	黒山	越生町	黒山	清水	1
251	猿岩	越生町	黒山	五郷	3
252	黒山	越生町	黒山	西久保	3
253	黒山	越生町	黒山	五郷・西山	2
254	黒山	越生町	黒山	親岩	1
255	存沢	越生町	竜ヶ谷	天狗山・存沢	3
256	梅本	越生町	竜ヶ谷	梅山	3
257	竜ヶ谷	越生町	竜ヶ谷	梅山・中沢	2
258	竜ヶ谷	越生町	竜ヶ谷	諭尾・道沢・東通	1
259	竜ヶ谷	越生町	竜ヶ谷	境久保	2
260	大満	越生町	大満	新井	2
261	小寺	越生町	竜ヶ谷	山王・二又	1
262	小寺	越生町	竜ヶ谷	森ノ上戸神	1
263	小寺	越生町	竜ヶ谷	削山	5
264	赤坂	越生町	麦原	物見石	2
265	麦原	越生町	麦原	向山・坂元	8
266	麦原	越生町	麦原	高畑・紅葉谷	2
267	小杉	越生町	小杉	芝山	3
268	小杉	越生町	小杉	芹ヶ沢・山路	1
269	小杉	越生町	小杉	清水	3
270	山入	越生町	上谷	柿ヶ谷	1
271	山入	越生町	上谷	姥谷	3
272	上谷	越生町	上谷	清水林	1
273	上谷	越生町	上谷	柳沢・峯向	1
274	如意	越生町	如意	白坂	1
275	高取	越生町	越生	高取・中丸・倉田	1
276	後谷	越生町	上野	後谷入	2
277	西山	越生町	上野	大山・讃岐・西山	2
278	山入前	越生町	堂山	阪上・岩間・鞍骨・若久保	1
279	高座巢	越生町	麦原	石子・高座巢	2
280	十王殿	秩父市	伊古田	十王殿 1	1
281	坊平	秩父市	薛田	石神外 1	2
282	中寺尾	秩父市	寺尾	中寺尾	1
283	峯沢	秩父市	久那	大久保	1
284	金山沢 1	秩父市	黒谷	曾根坂	1
285	金山沢 2	秩父市	栃谷	堀切間	1
286	大櫛沢	秩父市	山田	下馬庭	4
287	前の沢	秩父市	山田	桃木沢	4
288	下影森 1	秩父市	下影森	イヤギ沢	1
289	下影森 2	秩父市	下影森	薬師堂外 4	1
290	井戸沢	秩父市	上影森	橋立	2
291	大谷	秩父市	浦山	大谷	1
292	浦山	秩父市	浦山	浦山	5
293	栗山 1	秩父市	浦山	浦山川	6
294	栗山 2	秩父市	浦山	浦山川	2
295	栗山 3	秩父市	浦山	浦山川	10
296	武士平	秩父市	浦山	武士平	3
297	上茶倉	秩父市	浦山	上茶倉	4
298	背戸山	秩父市	浦山	背戸山	4
299	細久保 1	秩父市	浦山	細久保	2
300	細久保 2	秩父市	浦山	細久保	3
301	細久保 3	秩父市	浦山	日影倉	6
302	広河原谷 1	秩父市	浦山	広河原谷	9
303	広河原谷 2	秩父市	浦山	広河原谷	7
304	堀切	秩父市	堀切	亀川	1
305	田村	秩父市	田村	深町	1
306	品沢	秩父市	品沢	諏訪の脇	1
307	広川原	秩父市	浦山	広川原	1
308	金倉	秩父市	浦山	金倉	5
309	石亀	秩父市	品沢	石亀	1
310	宮の台	秩父市	大宮	宮野台	1
311	広川原	秩父市	浦山	広川原	1
312	瑞岩寺	秩父市	黒谷	台の入	1
313	三工場沢	秩父市	浦山	三工場沢	1
314	下落合	秩父市	久那	下落合	1
315	井森	秩父市	田村	井森	1
316	野坂	秩父市	野坂		1
317	平溝	秩父市	浦山	平溝	12
318	定峰坂本	秩父市	定峰	坂本	12
319	トヤバ	秩父市	山田	トヤバ	2
320	原谷	秩父市	大野原	下小川	1

整理 番号	箇所名	位置			面積 (ha)
		市町村	大字	字	
321	梁場	秩父市	吉田太田部	梁場	4
322	古指	秩父市	吉田太田部	相見	7
323	小指 1	秩父市	吉田太田部	小指	3
324	小指 2	秩父市	吉田太田部	小指	1
325	楯尾	秩父市	吉田太田部	楯尾	8
326	女形沢	秩父市	上吉田	女形	6
327	女形 1	秩父市	上吉田	女形	7
328	女形 2	秩父市	上吉田	ワタシ山	6
329	女形 3	秩父市	上吉田	ワタシ山	3
330	塚腰	秩父市	上吉田	塚腰	2
331	小川 1	秩父市	上吉田	牛丸沢	5
332	小川 2	秩父市	上吉田	小川	8
333	明ヶ平	秩父市	上吉田	明ヶ平	2
334	女部田	秩父市	上吉田	東女部田	4
335	中島	秩父市	上吉田	中島	1
336	巢掛沢	秩父市	上吉田	巢掛沢	2
337	大棚部	秩父市	上吉田	大棚部	4
338	城峯沢	秩父市	上吉田	半納	4
339	沢戸	秩父市	上吉田	明ヶ平	9
340	漆木	秩父市	吉田石間	漆木	6
341	沢口	秩父市	吉田石間	左八ノ神外 3	5
342	矢畑	秩父市	下吉田	矢畑山外 1	5
343	芦田 2	秩父市	下吉田	鍛冶山外 1	1
344	芦田 1	秩父市	下吉田	鍛冶山外 1	4
345	守岩	秩父市	吉田阿熊	守岩外 1	5
346	室久保入	秩父市	吉田阿熊	室久保	2
347	白岩沢	秩父市	吉田阿熊	白岩外 1	4
348	阿熊	秩父市	吉田阿熊	新井	5
349	新志	秩父市	吉田久長	新志	5
350	元郷 1	秩父市	吉田久長	大久保外 2	1
351	元郷 2	秩父市	吉田久長	元郷	4
352	番戸	秩父市	下吉田	福田外 3	1
353	八人峠	秩父市	下吉田	小坂下山外 1	6
354	赤柴	秩父市	下吉田	赤柴山	2
355	橋倉	秩父市	上吉田	ツラ原堀外 1	1
356	鉢久保 1	秩父市	下吉田	ハラヒ沢	1
357	鉢久保 2	秩父市	下吉田	ハラヒ沢	2
358	ワタシ山	秩父市	上吉田	ワタシ山	4
359	土坂	秩父市	上吉田	はかけ	3
360	松場沢	秩父市	吉田阿熊	松場	4
361	布里	秩父市	下吉田	布里	1
362	駒形	秩父市	上吉田	駒形	2
363	半納	秩父市	吉田石間	半納	1
364	福田沢	秩父市	下吉田	福田	1
365	沢口	秩父市	吉田石間	沢口	2
366	太田部	秩父市	吉田太田部	岩井	1
367	塚越 2	秩父市	上吉田	浅谷	2
368	金山	秩父市	中津川	赤岩	4
369	小倉沢	秩父市	中津川	赤石日影	7
370	大山沢	秩父市	中津川	大山沢	5
371	ガク沢	秩父市	中津川	ガク沢先	10
372	ムジナ沢奥	秩父市	中津川	ムジナ沢先	6
373	王冠 1	秩父市	中津川	王冠外 1 字	7
374	王冠 2	秩父市	中津川	王冠	9
375	桃木平	秩父市	中津川	桃木平外 1 字	10
376	若沢	秩父市	中津川	中津川	4
377	猿手	秩父市	中津川	トシノ平外 1 字	5
378	洗沢	秩父市	中津川	桃平久保外 1 1	3
379	中津川	秩父市	中津川	櫛の久保外 1 1	6
380	中双里	秩父市	中津川	中双里	7
381	向山	秩父市	中津川	向山	5
382	大滑	秩父市	大滝	大滑	3
383	塩沢	秩父市	大滝	塩沢	6
384	入波向	秩父市	大滝	浜平	4
385	浜平	秩父市	大滝	浜平	2
386	滝ノ沢	秩父市	大滝	滝ノ沢	5
387	十々六木かみ	秩父市	大滝	滝の沢外 1 字	7
388	十々六木	秩父市	大滝	十々六木外 1	4
389	小双里	秩父市	大滝	小双里	5
390	鶺鴒	秩父市	大滝	鶺鴒	3
391	宮平	秩父市	大滝	宮平	4
392	三十場奥	秩父市	大滝	三十場奥	8
393	麻生	秩父市	大滝	麻生	3
394	寺井	秩父市	大滝	寺井外	1
395	上中尾	秩父市	大滝	上中尾	4
396	栃本	秩父市	大滝	栃本	3
397	地頭沢	秩父市	大滝	栃本	2
398	惣小屋谷 1	秩父市	大滝	惣小屋谷	13
399	惣小屋谷 2	秩父市	大滝	惣小屋谷	3
400	惣小屋谷 3	秩父市	大滝	惣小屋谷	10

整理 番号	箇所名	位置			面積 (ha)
		市町村	大字	字	
401	美ヶ谷	秩父市	大滝	美ヶ谷	3
402	落合	秩父市	大滝	落合	7
403	神岡左沢	秩父市	大滝	神岡	6
404	神岡右沢	秩父市	大滝	神岡	5
405	三峰	秩父市	大滝	天狗杉	6
406	大輪沢	秩父市	大滝	大輪	9
407	大血川奥	秩父市	大滝三峯	大血川外 5	2
408	大血川 1	秩父市	大滝三峯	大血川外 5	7
409	大血川 2	秩父市	大滝	大血川外 5	4
410	巢場	秩父市	大滝	ウシロ沢	2
411	建一沢	秩父市	大滝	建一沢	3
412	強石	秩父市	大滝	強石外 3 字	4
413	大輪	秩父市	大滝	廿六木エボシ岩	13
414	向山	秩父市	大滝	向山	10
415	赤岩	秩父市	大滝中津川	赤岩	4
416	雁掛沢	秩父市	大滝中津川	赤岩	5
417	大血川奥 2	秩父市	大滝	大血川外 5	3
418	栃本	秩父市	大滝	笹原	1
419	町分	秩父市	荒川豊川	玉田林	8
420	下郷右	秩父市	荒川豊川	甲沢	5
421	下郷左	秩父市	荒川	麻生	4
422	柴原	秩父市	荒川小野原	柴原山	1
423	久那 1	秩父市	荒川久那	赤石道	7
424	久那 2	秩父市	荒川久那	後台道上	3
425	若御子	秩父市	荒川上田野	南山	6
426	事上	秩父市	荒川日野	事上	3
427	川浦谷	秩父市	荒川日野	倉掛	4
428	林沢	秩父市	荒川	玉田林	4
429	豊川	秩父市	荒川豊川	柳島	1
430	世戸沢	秩父市	荒川日野	世戸沢	4
431	日野	秩父市	荒川日野	下毛原	1
432	南山	秩父市	荒川上田野	南山	1
433	南山 2	秩父市	上田野	南山	1
434	第富士山	秩父市	荒川日野	富士山	2
435	北前峠	横瀬町	横瀬	北前峠	1
436	二反沢	横瀬町	芦ヶ久保	二反沢	1
437	中道	横瀬町	芦ヶ久保	大倉掛	1
438	大畑	横瀬町	芦ヶ久保	大畑	3
439	赤谷	横瀬町	芦ヶ久保	赤谷	5
440	井戸ノ入沢	横瀬町	芦ヶ久保	長畑	3
441	初花	横瀬町	芦ヶ久保	初花	2
442	マサイ沢	横瀬町	芦ヶ久保	イモウ	1
443	松枝	横瀬町	芦ヶ久保	切通	1
444	生川	横瀬町	芦ヶ久保	生川	8
445	三番	横瀬町	横瀬	三番	1
446	高篠	横瀬町	横瀬	高篠	1
447	十二番	横瀬町	横瀬	十二番	1
448	鷹ノ巣	横瀬町	芦ヶ久保	鷹ノ巣	2
449	金崎	皆野町	皆野	金崎	4
450	小六	皆野町	金沢	小六外 1	4
451	出牛	皆野町	金沢	夏内外 1	4
452	更木	皆野町	金沢	更木	3
453	所沢	皆野町	金沢	所沢外 1	5
454	大平	皆野町	金沢	大平	2
455	大神沢	皆野町	下日野沢	大神外 2	4
456	藤原沢 1	皆野町	下日野沢	藤原沢	6
457	藤原沢 2	皆野町	下日野沢	藤原沢	6
458	若浜	皆野町	下日野沢	沢辺	5
459	奈良尾	皆野町	上日野沢	上山外 1	3
460	門平	皆野町	上日野沢	門平	4
461	小前	皆野町	上日野沢	上柴平外 3	3
462	大前	皆野町	上日野沢	上山外 1	1
463	鳥域	皆野町	下日野沢	鳥域外 2	4
464	前原	皆野町	大淵	道金山	2
465	野巻	皆野町	野巻	カクボ外 2	2
466	美ノ山	皆野町	三沢	大久保	1
467	青砂 1	皆野町	三沢	井戸外 2	1
468	青砂 2	皆野町	三沢	青砂外 2	2
469	谷向	皆野町	三沢	谷向	7
470	谷津	皆野町	三沢	玉川入	1
471	ヨシヶ沢	皆野町	三沢	ヨシヶ沢	3
472	能林	皆野町	三沢	能林	1
473	谷草	皆野町	下田野	曾和本	3
474	出牛 2	皆野町	金沢	出牛	4
475	能林 2	皆野町	三沢	能林	3
476	笹原	皆野町	三沢	笹原	1
477	根岸	皆野町	矢那瀬	下破崩	6
478	中西	長瀨町	矢那瀬	中西	10
479	宮沢	長瀨町	野上下郷	違沢	5
480	諏訪沢	長瀨町	中野上	諏訪沢	5

整理 番号	箇所名	位置			面積 (ha)
		市町村	大字	字	
481	本野上	長瀬町	本野上	根岸	4
482	中野上	長瀬町	本野上	石原	6
483	中郷	長瀬町	井戸	古沢外2	8
484	下郷	長瀬町	井戸	下郷	4
485	大崩	長瀬町	長瀬	大崩	1
486	横町	長瀬町	野上下郷	横町	1
487	根岸2	長瀬町	矢那瀬	坂本	5
488	長久保	小鹿野町	藤倉	長久保	6
489	新井	小鹿野町	藤倉	新井	5
490	池原	小鹿野町	藤倉	池原	5
491	強矢	小鹿野町	藤倉	強矢	7
492	八谷	小鹿野町	藤倉	八谷	1
493	大石津1	小鹿野町	藤倉	大石津	3
494	大石津2	小鹿野町	藤倉	大石津	5
495	宮の入沢	小鹿野町	藤倉	宮の入沢	3
496	長谷沢	小鹿野町	藤倉	長谷沢	1
497	提沢	小鹿野町	日尾	根古屋	6
498	志賀坂2	小鹿野町	河原沢	仁平沢	9
499	志賀坂3	小鹿野町	河原沢	仁平沢	7
500	志賀沢	小鹿野町	河原沢	坂本	1
501	橋詰	小鹿野町	河原沢	橋詰	5
502	姿沢	小鹿野町	河原沢	日向	6
503	法師落人	小鹿野町	三山	法師落人	4
504	一反地	小鹿野町	三山	一反地	7
505	森の沢	小鹿野町	三山	半平	6
506	椋沢	小鹿野町	三山	久月	2
507	田ノ頭	小鹿野町	三山	田ノ頭	5
508	赤谷	小鹿野町	三山	赤谷	2
509	小金沢	小鹿野町	飯田	小金沢	5
510	上飯田	小鹿野町	飯田	上飯田	3
511	栗尾	小鹿野町	飯田	栗尾	4
512	腰ノ根2	小鹿野町	小鹿野	腰ノ根	2
513	腰ノ根1	小鹿野町	小鹿野	腰ノ根	3
514	漆ヶ谷戸	小鹿野町	小鹿野	漆ヶ谷戸	3
515	淵平	小鹿野町	伊豆沢	淵平	9
516	伊豆沢	小鹿野町	伊豆沢	沢浦	7
517	綾平	小鹿野町	伊豆沢	綾平	5
518	吉井	小鹿野町	伊豆沢	吉井	3
519	小判沢	小鹿野町	下小鹿野	日天山	1
520	西の沢	小鹿野町	下小鹿野	下津谷木	5
521	釜沢1	小鹿野町	般若	釜沢	1
522	布沢	小鹿野町	般若	布沢	4
523	釜沢2	小鹿野町	般若	釜沢	4
524	神原	小鹿野町	長留	留川	4
525	苗木	小鹿野町	飯田	苗木	1
526	津谷木	小鹿野町	下小鹿野	上小鹿谷	1
527	信濃石	小鹿野町	下小鹿野	豊円	1
528	日向大谷	小鹿野町	両神薄	日向大谷	8
529	隼人	小鹿野町	両神薄	隼人	4
530	小倉1	小鹿野町	両神薄	小倉	4
531	小倉2	小鹿野町	両神薄	小倉	7
532	出原	小鹿野町	両神薄	出原	1
533	寺沢	小鹿野町	両神薄	出原	4
534	榎の久保	小鹿野町	両神薄	大神楽	8
535	藤指入口	小鹿野町	両神薄	日向	6
536	ヒサウチ窪	小鹿野町	両神薄	日陰	2
537	日陰	小鹿野町	両神薄	日陰	2
538	日向沢	小鹿野町	両神薄	日向	3
539	沼里	小鹿野町	両神薄	沼里	3
540	寺沢	小鹿野町	両神薄	加明地	5
541	浦島沢	小鹿野町	両神薄	浦島	1
542	塩沢1	小鹿野町	両神薄	塩沢	2
543	塩沢2	小鹿野町	両神薄	塩沢	1
544	塩沢3	小鹿野町	両神薄	塩沢	1
545	柏沢	小鹿野町	両神薄	柏沢	2
546	大平	小鹿野町	両神薄	大平	7
547	須川沢1	小鹿野町	両神薄	須川	1
548	須川沢2	小鹿野町	両神薄	須川	1
549	原沢	小鹿野町	両神小森	原沢	8
550	堂上	小鹿野町	両神小森	堂上	7
551	大谷	小鹿野町	両神小森	大谷	1
552	花の沢	小鹿野町	両神小森	高指	2
553	笹平	小鹿野町	両神小森	笹平	2
554	川塩1	小鹿野町	両神小森	川塩	1
555	川塩2	小鹿野町	両神小森	川塩	9
556	葛岩	小鹿野町	両神小森	葛岩	11
557	半瀬沢	小鹿野町	両神小森	半瀬沢	5
558	譲沢	小鹿野町	両神小森	譲沢	5
559	穴倉	小鹿野町	両神小森	穴倉	9
560	下小屋沢	小鹿野町	両神小森	白井差	9

整理 番号	箇所名	位置			面積 (ha)
		市町村	大字	字	
561	白井差	小鹿野町	両神薄	白井差	8
562	大久保	小鹿野町	両神小森	大久保	7
563	大平戸	小鹿野町	両神薄	下大平戸外1	2
564	大神楽	小鹿野町	両神薄	大神楽	4
565	蝶川下	小鹿野町	両神小森	家ノ下	2
566	遠山	嵐山町	越畑	蛇跡	1
567	岩井	嵐山町	越畑	岩井	1
568	山下	嵐山町	吉田	山下	1
569	越畑	嵐山町	越畑	前大月	1
570	前大月	嵐山町	越畑	前大月	1
571	日向	嵐山町	越畑	日向	1
572	豊岡前	嵐山町	杉山	豊岡	1
573	杉山城	嵐山町	杉山	上越ヶ谷	1
574	薬ノ峯	嵐山町	杉山	薬ノ峯	1
575	廣正寺	嵐山町	広野	寺台	1
576	西山	嵐山町	越畑	西山	1
577	北城山	小川町	腰越	北城山	3
578	南城山	小川町	腰越	南城山	2
579	花水山	小川町	腰越	花水山	1
580	天ヶ久保	小川町	腰越	天ヶ久保	1
581	滝ヶ谷	小川町	腰越	滝ヶ谷	1
582	赤谷	小川町	腰越	赤谷	2
583	大芸戸	小川町	腰越	大芸戸	2
584	上蛇入	小川町	腰越	蛇ノ入	1
585	蛇ノ入	小川町	腰越	蛇ノ入	1
586	上腰越	小川町	腰越	腰越沢	1
587	腰越沢	小川町	腰越	腰越沢	2
588	立岩	小川町	腰越	立岩	1
589	上立岩	小川町	腰越	立岩	2
590	切通	小川町	腰越	向山	2
591	北山	小川町	腰越	北山	2
592	池城	小川町	上古寺	池城	2
593	鶴舞	小川町	上古寺	鶴舞	2
594	京田	小川町	上古寺	京田	1
595	塚山	小川町	古寺	塚山	1
596	小門	小川町	上古寺	小門	1
597	上小門	小川町	上古寺	小門	3
598	笠山	小川町	腰越	笠山	1
599	大倉谷	小川町	腰越	大倉谷	1
600	大日向	小川町	腰越	大日向	2
601	梅沢	小川町	腰越	梅沢	4
602	八王子	小川町	木呂子	八王子	1
603	和見山	小川町	下里	和見山	2
604	里の谷	小川町	下里	里の谷前	2
605	田中前	小川町	下里	田中前	4
606	横吹	小川町	下里	横吹	2
607	東坂下	小川町	下里	東坂下前	3
608	下坂下	小川町	下里	東坂下前	1
609	古寺	小川町	上古寺	青柳	1
610	赤木	小川町	腰越	赤谷	1
611	館	小川町	腰越	滝の谷	1
612	南城山	小川町	腰越	南城山	1
613	青山	小川町	青山	セキ山	1
614	木呂子	小川町	木呂子	大沢	1
615	大沢	小川町	木呂子	大沢	1
616	片瀬	小川町	勝呂	片瀬	1
617	西山	小川町	勝呂	西山	1
618	下勝呂	小川町	勝呂	岳木	1
619	五反田	小川町	鞠負	五反田	1
620	勝呂	小川町	勝呂	宮山	1
621	栃谷	小川町	木呂子	栃谷	1
622	角山	小川町	角山	富士山	1
623	青山	小川町	青山	根木	1
624	日尺	ときがわ町	西平	日尺	1
625	石場	ときがわ町	西平	石場	1
626	以后谷	ときがわ町	西平	以后谷	1
627	宮下	ときがわ町	雲河原	宮下	1
628	竹ノ平	ときがわ町	西平	竹ノ平	1
629	後野	ときがわ町	西平	後野	1
630	乳児岩	ときがわ町	西平	乳児岩	1
631	慈光坂	ときがわ町	西平	慈光坂	1
632	上サ	ときがわ町	西平	上サ	1
633	宮下	ときがわ町	西平	宮下	1
634	塚口平	ときがわ町	西平	塚口平	1
635	諸倉沢	ときがわ町	西平	諸倉沢	1
636	横道	ときがわ町	西平	横道	2
637	横道上	ときがわ町	西平	横道	2
638	境神	ときがわ町	大野	境神	1
639	上境神	ときがわ町	大野	境神	1
640	横谷続	ときがわ町	大野	横谷続	1

整理 番号	箇所名	位置			面積 (ha)
		市町村	大字	字	
641	下赤岩	ときがわ町	大野	赤岩	1
642	赤岩	ときがわ町	大野	赤岩	2
643	谷戸続	ときがわ町	大野	上ノ谷戸続	2
644	中力	ときがわ町	大野	中力	1
645	勝負平	ときがわ町	大野	勝負平	4
646	上梅ノ木	ときがわ町	大野	梅ノ木沢	4
647	上ミ	ときがわ町	大野	上ミ	2
648	砂土	ときがわ町	大野	砂土	3
649	大嶺	ときがわ町	大野	大嶺	1
650	鳶ノ巢	ときがわ町	大野	鳶巢	5
651	鶴越	ときがわ町	梶平	鶴越	1
652	中鶴越	ときがわ町	梶平	鶴越	1
653	下鶴越	ときがわ町	梶平	鶴越	2
654	真石原	ときがわ町	梶平	真石原	3
655	向山	ときがわ町	梶平	向山	1
656	小林	ときがわ町	梶平	小林	1
657	無位入	ときがわ町	西平	無位入	2
658	大菜	ときがわ町	西平	大菜	2
659	上西河原	ときがわ町	西平	西河原	1
660	西河原	ときがわ町	西平	西河原	1
661	新棚	ときがわ町	西平	新棚	2
662	森戸	ときがわ町	西平	森戸	1
663	夏内	ときがわ町	西平	夏内	1
664	綾	ときがわ町	西平	綾	1
665	堤口	ときがわ町	西平	堤口平	1
666	行重	ときがわ町	西平	行重	2
667	下行重	ときがわ町	西平	行重	1
668	大均子	ときがわ町	大附	大均子	1
669	大北	ときがわ町	大附	大北	1
670	桃ノ木	ときがわ町	桃ノ木	向山	1
671	東谷	ときがわ町	田中	東谷	1
672	堰下	ときがわ町	西平	堰下	2
673	堰根	ときがわ町	西平	堰根	3
674	寺の上	ときがわ町	別所	寺の上	1
675	梅木沢	ときがわ町	別所	梅木沢	1
676	下梅木	ときがわ町	別所	梅木沢	1
677	新屋	ときがわ町	梶平	新屋	1
678	中境神	ときがわ町	大野	境神	1
679	竹ノ谷	ときがわ町	大野	竹ノ谷	3
680	小戸々	ときがわ町	雲河原	小戸々	1
681	上サ下	ときがわ町	西平	上サ	1
682	上サ上	ときがわ町	西平	上サ	1
683	後野下	ときがわ町	西平	後野	1
684	橋倉1	ときがわ町	西平	後野	2
685	橋倉2	ときがわ町	西平	後野	1
686	梶平	ときがわ町	西平	振矢	1
687	久保向	ときがわ町	西平	西河原	6
688	大野峠	ときがわ町	西平	竹ノ平	1
689	細山	ときがわ町	五明	細山	1
690	門林	ときがわ町	玉川	門林	1
691	熊井	鳩山町	熊井	日向	1
692	大橋	鳩山町	大橋	山下	1
693	石坂	鳩山町	石坂	大平	1
694	秋葉	鳩山町	石坂	上沢	1
695	大宝	東秩父村	大内沢	大宝	1
696	日影貝戸	東秩父村	大内沢	日影貝戸	1
697	砂場	東秩父村	大内沢	砂場	3
698	日向畑	東秩父村	大内沢	日向畑	3
699	居用	東秩父村	大内沢	居用	1
700	和知場	東秩父村	坂本	和知場	1
701	和知場南	東秩父村	坂本	和知場	2
702	北落合	東秩父村	坂本	落合	2
703	南落合	東秩父村	坂本	落合	3
704	東落合	東秩父村	坂本	真山	1
705	西青木	東秩父村	奥沢	西青木山	1
706	中青木	東秩父村	奥沢	中青木山	3
707	奥沢	東秩父村	奥沢	中青木山	2
708	南菖蒲	東秩父村	御堂	菖蒲沢	1
709	菖蒲沢	東秩父村	御堂	菖蒲沢	1
710	向堀	東秩父村	御堂	高取峯	5
711	内手	東秩父村	坂本	内手	7
712	西小裏	東秩父村	坂本	鍛冶屋	11
713	西小上	東秩父村	坂本	新井	1
714	東皆谷	東秩父村	皆谷	皆谷	4
715	南	東秩父村	坂本	南	1
716	西皆谷	東秩父村	皆谷	皆谷	4
717	新田	東秩父村	皆谷	新田	1
718	東山口	東秩父村	皆谷	山口	1
719	西山口	東秩父村	皆谷	山口	1
720	八重蔵向	東秩父村	皆谷	八重蔵向	2

整理 番号	箇所名	位置			面積 (ha)
		市町村	大字	字	
721	煎茶山	東秩父村	皆谷	煎茶山	6
722	五間沢	東秩父村	皆谷	五間沢	1
723	引槻沢	東秩父村	白石	引槻沢	2
724	唐沢	東秩父村	白石	唐沢	2
725	竹ノ鼻	東秩父村	白石	竹ノ鼻	2
726	北畑	東秩父村	白石	北畑	2
727	本皆戸	東秩父村	白石	本皆戸	1
728	萩殿	東秩父村	白石	萩殿	1
729	下奈田良	東秩父村	白石	奈田良	2
730	中奈田良	東秩父村	白石	奈田良	3
731	上奈田良	東秩父村	白石	奈田良	1
732	野土平	東秩父村	白石	野土平	5
733	下元槻	東秩父村	白石	元槻川	1
734	上元槻	東秩父村	白石	元槻川	2
735	白石峠	東秩父村	白石	元槻木	3
736	細山	東秩父村	白石	細山	3
737	丸塚	東秩父村	白石	丸塚	1
738	中の釜	東秩父村	白石	中の釜	2
739	上槻川平	東秩父村	白石	槻川下	4
740	山支平	東秩父村	御堂	山支平	2
741	萩平	東秩父村	御堂	萩平	8
742	坊庭	東秩父村	御堂	丸嘆	9
743	峠山	東秩父村	安戸	峠山	3
744	宮ノ下	東秩父村	安戸	宮ノ下	1
745	東小学校裏	東秩父村	御堂	槻川西谷	3
746	帯沢	東秩父村	安戸	帯沢	5
747	松木平	東秩父村	安戸	松木平	1
748	寺岡	東秩父村	安戸	寺岡	1
749	上安戸	東秩父村	安戸	向山	5
750	下安戸	東秩父村	安戸	向山	3
751	本皆戸	東秩父村	白石	本皆戸	1
752	槻川平	東秩父村	白石	槻川平	1
753	町北	東秩父村	安戸	町北	2
754	新田	東秩父村	皆谷	新田	2
755	牧山	東秩父村	御堂	槻川東谷	1
756	半場下	東秩父村	奥沢	半場東山	1
757	腰村	東秩父村	奥沢	腰村東山	1
758	荒野	東秩父村	坂本	荒野	1
759	和知場	東秩父村	大内沢	北貝戸	1
760	皆谷	東秩父村	皆谷	淵の上	1
761	あくノ沢	東秩父村	御堂	鈴木山	3
762	柏木	東秩父村	御堂	大滝	3
763	中畝	美里町	円良田	中畝	1
764	峯	美里町	円良田	峯	1
765	権現塚	美里町	円良田	権現塚	1
766	宮下	美里町	白石	宮下	2
767	細田入	美里町	円良田	細田入	1
768	新田	美里町	白石	新田	1
769	川端	美里町	白石	川端	1
770	上ノ大徳	本庄市	児玉町稲沢	上ノ大徳	1
771	上ノ大倉沢	本庄市	児玉町稲沢	上ノ大倉沢	1
772	上ノ西耕地	本庄市	児玉町稲沢	上ノ西耕地	1
773	上ノ夏内	本庄市	児玉町稲沢	上ノ夏内	1
774	中川向	本庄市	児玉町稲沢	中川向	1
775	下出口	本庄市	児玉町稲沢	下出口	1
776	新屋敷	本庄市	児玉町河内	新屋敷	1
777	栗木作	本庄市	児玉町河内	栗木作	2
778	上屋敷	本庄市	児玉町河内	上屋敷	1
779	小塚	本庄市	児玉町太駄	小塚	1
780	南	本庄市	児玉町太駄	南	1
781	沢向	本庄市	児玉町太駄	沢向	1
782	久保	本庄市	児玉町太駄	久保	2
783	鳥平	本庄市	児玉町太駄	鳥平	1
784	上迎山	本庄市	児玉町太駄	迎山	1
785	下迎山	本庄市	児玉町太駄	迎山	2
786	清水沢	本庄市	児玉町太駄	清水沢	1
787	向山	本庄市	児玉町太駄	向山	1
788	滝の沢	本庄市	児玉町太駄	滝の沢	2
789	甘葉沢	本庄市	児玉町太駄	甘葉沢	2
790	向	本庄市	児玉町太駄	向	2
791	尻無山	本庄市	児玉町河内	尻無山	1
792	中川原	本庄市	児玉町河内	中川原	2
793	神子沢	本庄市	児玉町河内	神子沢	1
794	高沢	本庄市	児玉町河内	高沢	2
795	上間瀬	本庄市	児玉町小平	上間瀬	2
796	下間瀬	本庄市	児玉町小平	下間瀬	4
797	間瀬	本庄市	児玉町河内	間瀬	3
798	日影	本庄市	児玉町河内	日影	2
799	上八幡山	本庄市	児玉町小平	上八幡山	1
800	下八幡山	本庄市	児玉町小平	八幡山	1

整理番号	箇所名	位置			面積 (ha)
		市町村	大字	字	
801	鷹取越	本庄市	児玉町高柳	鷹取越	1
802	後元田	本庄市	児玉町元田	後元田	1
803	骨波田	本庄市	児玉町高柳	骨波田	1
804	天神	本庄市	児玉町秋山	天神	1
805	阿久戸	本庄市	児玉町太駄	阿久戸	1
806	小塚	本庄市	児玉町太駄	南	1
807	勝沢上	本庄市	児玉町河内	笹山	1
808	勝沢	本庄市	児玉町河内	勝沢	1
809	勝沢下	本庄市	児玉町河内	下勝沢	2
810	山ノ神	本庄市	児玉町河内	山ノ神	1
811	諏訪山	本庄市	児玉町稲沢	鷲沢	3
812	中稲沢	本庄市	児玉町稲沢	中瀬沢	1
813	下稲沢	本庄市	児玉町稲沢	下耕地	1
814	間瀬	本庄市	児玉町河内	黒楳	2
815	下谷戸	本庄市	児玉町河内	下谷戸	1
816	上政久保	神川町	渡瀬	政久保	2
817	下政久保	神川町	渡瀬	政久保	3
818	根際久保	神川町	渡瀬	根際久保	1
819	桜久保	神川町	渡瀬	桜久保	2
820	越ノ入	神川町	渡瀬	越ノ入	2
821	上水上	神川町	渡瀬	上水上	3
822	下水上	神川町	渡瀬	下水上	2
823	金出岩	神川町	渡瀬	金出岩	3
824	本郷	神川町	新宿	本郷	1
825	花常坊	神川町	二ノ宮	花常坊	2
826	金鑽	神川町	二ノ宮	御室ヶ岳	1
827	太田	神川町	矢納	下太田	4
828	上安房口	神川町	矢納	安房口	4
829	下安房口	神川町	矢納	安房口	2
830	神山	神川町	矢納	神山	5
831	本宮山	神川町	矢納	本宮山	3
832	東神山	神川町	矢納	東神山	3
833	宮本	神川町	矢納	宮本	11
834	南沢	神川町	矢納	南沢	1
835	城峯峠	神川町	矢納	東神嶽	4
836	城峯	神川町	矢納	東神峯	1
837	満所	神川町	矢納	満所	1
838	長久保	神川町	矢納	長久保	8
839	向山	神川町	矢納	向山	2
840	加古山	神川町	矢納	加古山	4
841	浜の谷	神川町	矢納	浜の谷	1
842	獄の山	神川町	矢納	獄の山	2
843	鈴の平	神川町	矢納	鈴の平	2
844	手津久	神川町	矢納	手津久	1
845	猿羽根	神川町	上阿久原	猿羽根	1
846	獅子岩	神川町	上阿久原	ヒノ獅子岩	3
847	北馬背外	神川町	上阿久原	北馬背外	2
848	谷頭	神川町	上阿久原	谷頭	3
849	大久恵	神川町	上阿久原	大久恵	2
850	中の沢	神川町	上阿久原	中の沢	1
851	飯盛山	神川町	下阿久原	飯盛山	1
852	大重	神川町	下阿久原	大重	1
853	水繰沢	神川町	下阿久原	水繰沢	4
854	上鳥羽	神川町	矢納	宮地	2
855	北ノ窪	神川町	上阿久原	北久保	1
856	北ノ窪上	神川町	上阿久原	北久保	1
857	久能沢	神川町	上阿久原	久能沢	3
858	東山	神川町	上阿久原	翼加沢	2
859	上太田	神川町	矢納	上太田	4
860	日影山	深谷市	武蔵野	日影山	1
861	常管	寄居町	末野	常管	2
862	寺浦	寄居町	末野	寺浦	2
863	上浦山	寄居町	末野	浦山	2
864	大正寺	寄居町	末野	大正寺山	2
865	屋敷入	寄居町	末野	屋敷入	1
866	寒野山	寄居町	末野	寒野山	6
867	下要害	寄居町	金尾	要害山	1
868	上要害	寄居町	金尾	要害山	3
869	馬平	寄居町	金尾	馬平	5
870	土鍋	寄居町	金尾	土鍋	3
871	小林山	寄居町	金尾	小林山	4
872	向山	寄居町	風布	向山	2
873	愛宿下	寄居町	風布	愛宿下	4
874	沢	寄居町	風布	沢	2
875	上高柿	寄居町	金尾	高柿山	4
876	下小林山	寄居町	金尾	小林山	2
877	中高柿	寄居町	金尾	高柿山	1
878	下高柿	寄居町	金尾	高柿山	3
879	上玉淀	寄居町	金尾	高柿山	4
880	中玉淀	寄居町	金尾	高柿山	7

整理番号	箇所名	位置			面積 (ha)
		市町村	大字	字	
881	下玉淀	寄居町	金尾	高柿山	1
882	下浦山	寄居町	末野	浦山	4
883	高根山	寄居町	藤田	高根山	5
884	坂口	寄居町	藤田	坂口	1
885	内野	寄居町	桜沢	内野	1
886	坂	寄居町	藤田	坂	1
887	片瀬	寄居町	風布	片瀬	4
888	下組	寄居町	風布	下組	1
889	滝の上	寄居町	風布	滝の上	2
890	大上方	寄居町	風布	大上方	1
891	下滝沢	寄居町	風布	滝沢	3
892	上滝沢	寄居町	風布	滝沢	2
893	扇沢	寄居町	風布	扇沢山	1
894	下棚沢	寄居町	風布	棚沢	2
895	上棚沢	寄居町	風布	棚沢	2
896	上茨戸	寄居町	風布	茨戸	1
897	下茨戸	寄居町	風布	茨戸	1
898	大比羅	寄居町	秋山	大比羅	1
899	山ノ神	寄居町	秋山	山ノ神	1
900	かやの木	寄居町	秋山	かやの木	2
901	西車山	寄居町	三品	西車山	1
902	東車山	寄居町	三品	東車山	1
903	高柳	寄居町	西ノ入	高柳	1
904	茗荷沢	寄居町	西ノ入	茗荷沢	1
905	馬子沢	寄居町	西ノ入	馬子沢	2
906	入山	寄居町	西ノ入	入山	1
907	金山	寄居町	末野	金山	1
908	井戸沢	寄居町	西ノ入	井戸沢	1
909	細田	寄居町	西ノ入	細田	1
910	長吾	寄居町	西ノ入	長吾	1
911	下六反田	寄居町	富田	下六反田	1
912	東	寄居町	牟礼	東	1
913	山越	寄居町	今市	下越	1
914	富田	寄居町	富田	北坊坂	1
915	鉢形山の神	寄居町	鉢形	山の神	1

(林野庁関東森林管理局所管 国有林)

整理番号	箇所名	位置			面積 (ha)
		市町村	大字	字	
1	大滑	秩父市	大滝	大滝奥	1
2	中津川1	秩父市	中津川	中津川山	1
3	中津川2	秩父市	中津川	中津川山	1
4	中津川3	秩父市	中津川	中津川山	1
5	中津川4	秩父市	中津川	中津川山	1

整理番号	箇所名	位置			面積 (ha)
		市町村	大字	字	
481	瀬沢	小鹿野町	藤倉	強矢	1.0
482	長合沢	小鹿野町	藤倉	岩下	14.0
483	西沢	小鹿野町	日尾	滝上	0.9
484	牛首沢	小鹿野町	藤倉	殿谷戸	0.4
485	堤の沢	小鹿野町	日尾	根古屋	0.9
486	盛貝沢	小鹿野町	日尾	合角	1.1
487	三川谷	小鹿野町	河原沢	志賀坂	5.3
488	大川淵	小鹿野町	河原沢	橋詰	0.7
489	上小諸	小鹿野町	河原沢	小諸尾根	0.6
490	小諸尾根	小鹿野町	河原沢	小諸尾根	0.2
491	西沢	小鹿野町	河原沢	小金平	1.9
492	大諸沢	小鹿野町	河原沢	大諸	0.9
493	日影沢	小鹿野町	河原沢	日影	11.1
494	東上倉沢	小鹿野町	河原沢	日向	4.2
495	奇妙沢	小鹿野町	河原沢	木明	4.7
496	日向	小鹿野町	河原沢	東沢	0.1
497	境沢	小鹿野町	河原沢	滝ノ沢	1.5
498	納宮沢	小鹿野町	三山	納宮沢	1.4
499	軍平沢	小鹿野町	三山	軍平沢	2.2
500	石神沢	小鹿野町	三山	石神沢	1.2
501	白石沢	小鹿野町	三山	白石沢	1.9
502	大指	小鹿野町	三山	反ノ沢	0.5
503	楚里沢	小鹿野町	三山	反ノ沢	0.7
504	一反地沢	小鹿野町	三山	一反地沢	0.6
505	滝ノ沢	小鹿野町	三山	滝ノ沢	0.8
506	東沢	小鹿野町	三山	東沢	1.1
507	柿沢	小鹿野町	三山	柿木沢	1.5
508	梶田	小鹿野町	飯田	梶田	0.5
509	岩殿沢	小鹿野町	飯田	岩殿沢	0.6
510	外山	小鹿野町	飯田	大竜寺	0.7
511	岩殿沢3	小鹿野町	飯田	石神沢	0.6
512	上の山	小鹿野町	飯田	上の山	0.1
513	田ノ入沢	小鹿野町	伊豆沢	風殿沢	1.4
514	合未沢	小鹿野町	伊豆沢	合未沢	2.4
515	滝ノ入	小鹿野町	伊豆沢	滝ノ入	2.4
516	田久保沢	小鹿野町	伊豆沢	田久保	1.4
517	豆赤沢	小鹿野町	伊豆沢	豆赤沢	0.9
518	こげか沢	小鹿野町	伊豆沢	御代ヶ沢	0.9
519	木附場	小鹿野町	伊豆沢	沢浦	5.4
520	乳子沢	小鹿野町	伊豆沢	乳子沢	1.7
521	山の神沢	小鹿野町	伊豆沢	山神沢	1.3
522	小判沢	小鹿野町	下小鹿野	北千鹿谷	1.6
523	西の沢	小鹿野町	下小鹿野	寿鹿谷	1.2
524	高田	小鹿野町	般若	高田	0.5
525	梅の沢	小鹿野町	般若	梅沢	0.6
526	山神沢	小鹿野町	般若	高畑	0.4
527	峠沢	小鹿野町	般若	峠沢	0.3
528	北の入沢	小鹿野町	般若	日影谷久保	1.7
529	高指沢	小鹿野町	般若	大日影	2.8
530	諏訪沢	小鹿野町	般若	諏訪久保	0.6
531	菅の沢	小鹿野町	般若	菅の沢	1.1
532	碓の沢	小鹿野町	般若	碓の沢	0.8
533	旗入沢	小鹿野町	長留	旗居入	0.1
534	長留	小鹿野町	長留	瀬沢	0.3
535	中井の沢	小鹿野町	長留	皆谷向	1.1
536	諏訪の入	小鹿野町	長留	小倉	0.9
537	神原	小鹿野町	長留	ウルシ久保	0.4
538	腰越	小鹿野町	藤倉	腰越	0.4
539	沢ノ入	小鹿野町	日尾	沢ノ入	1.9
540	胡桃指沢	小鹿野町	藤倉	田端	1.5
541	聖天	小鹿野町	般若	聖天	0.2
542	皆本沢	小鹿野町	三山	皆本入	4.3
543	茅ノ坂	小鹿野町	河原沢	茅ノ坂	0.1
544	茅ノ坂	小鹿野町	河原沢	茅ノ坂	0.7
545	道無久保	小鹿野町	両神薄	日影	0.1
546	日入沢	小鹿野町	両神薄	日影	1.6
547	くしわき沢	小鹿野町	両神薄	今神	0.8
548	前沢	小鹿野町	両神薄	今神	0.7
549	浦島1	小鹿野町	両神薄	浦島	0.2
550	浦島2	小鹿野町	両神薄	浦島	0.3
551	浦島沢	小鹿野町	両神薄	浦島	1.1
552	浦島3	小鹿野町	両神薄	浦島	0.1
553	梅の沢	小鹿野町	両神薄	竹ノ平	0.3
554	滝の沢	小鹿野町	両神薄	竹ノ平	0.4
555	ここの沢	小鹿野町	両神薄	下和田	0.4
556	西沢	小鹿野町	両神薄	常木	0.4
557	寺の沢	小鹿野町	両神薄	常木	0.2
558	ひめ塚沢	小鹿野町	両神薄	塩沢	0.9
559	いぬ木沢	小鹿野町	両神薄	和千葉	0.4
560	そりの沢	小鹿野町	両神薄	牛房	0.4

整理番号	箇所名	位置			面積 (ha)
		市町村	大字	字	
561	柏沢	小鹿野町	両神薄	柏沢	2.0
562	不動沢	小鹿野町	両神薄	滝沢	0.1
563	東沢	小鹿野町	両神薄	穴部	0.5
564	御霊沢	小鹿野町	両神薄	坂戸	0.5
565	寺沢	小鹿野町	両神小森	寺沢	2.5
566	かつみ沢	小鹿野町	両神小森	桜本	0.6
567	押留沢	小鹿野町	両神小森	押留	0.9
568	ふんろく沢	小鹿野町	両神小森	山居	0.6
569	井戸沢	小鹿野町	両神小森	堂上	1.6
570	棚沢	小鹿野町	両神小森	高指	0.5
571	高井原沢	小鹿野町	両神小森	高井原沢	2.3
572	滝の沢	小鹿野町	両神小森	滝の沢	3.4
573	十万本沢	小鹿野町	両神小森	蔦岩	0.1
574	井戸沢	小鹿野町	両神小森	井戸沢	2.1
575	森戸沢	小鹿野町	両神小森	森戸沢	2.6
576	西沢	小鹿野町	両神小森	井戸沢	1.5
577	丸岩沢	小鹿野町	両神小森	中尾沢	2.5
578	夜倉沢	小鹿野町	両神小森	不動沢	2.0
579	白井差沢	小鹿野町	両神小森	白井差沢	8.8
580	鳩の沢	小鹿野町	両神小森	鳩の沢	2.3
581	穴場沢	小鹿野町	両神小森	穴場沢	4.9
582	寺沢	小鹿野町	両神小森	寺沢	1.1
583	稲荷沢	小鹿野町	両神小森	下向	0.2
584	大堤	小鹿野町	両神小森	大堤沢	1.7
585	中平沢	小鹿野町	両神小森	中平	1.0
586	山田	小鹿野町	両神小森	山田	0.5
587	原沢	小鹿野町	両神小森	原沢	0.3
588	六葉	小鹿野町	両神小森	六葉	0.9
589	出原	小鹿野町	両神薄	出原	0.3
590	高見倉沢	小鹿野町	両神小森	柴小屋	3.8
591	日向大谷	小鹿野町	両神薄	大入	0.3
592	滝前	小鹿野町	両神小森	穴倉	0.1
593	西腰	小鹿野町	両神薄	西腰	0.1
594	東腰	小鹿野町	両神薄	東腰	0.1
595	加明地	小鹿野町	両神薄	加明地	0.1
596	藤指	小鹿野町	両神薄	藤指	3.5
597	上大胡桃	小鹿野町	両神薄	大胡桃山	0.1
598	下大胡桃	小鹿野町	両神薄	内山	0.2
599	遠山	嵐山町	遠山	冥賀沢	0.5
600	根岸	嵐山町	大蔵	地尻	0.4
601	平沢	嵐山町	遠山	平沢	0.2
602	寒沢	小川町	下里	内寒沢	1.2
603	下勝呂	小川町	勝呂	矢ノ入	0.5
604	木呂子	小川町	木呂子	大沢	0.4
605	細窪	小川町	勝呂	細窪	1.3
606	天久	小川町	腰越	天久	0.4
607	内出	小川町	腰越	内出	0.4
608	赤谷	小川町	腰越	赤谷	1.0
609	悪戸沢	小川町	腰越	悪戸沢	3.6
610	大日向	小川町	腰越	大田和沢	2.3
611	柏木	小川町	腰越	柏木谷	1.5
612	梅沢	小川町	腰越	赤木沢	1.2
613	はがらや	小川町	腰越	はがらや	1.1
614	館	小川町	腰越	滝谷	0.6
615	赤上	小川町	腰越	赤上	0.7
616	金嶽	小川町	上古寺	金嶽	1.8
617	小門	小川町	古寺	小門	1.0
618	谷	小川町	古寺	谷	0.1
619	大沢谷	小川町	青山	大沢谷	0.9
620	割谷	小川町	下里	割谷	1.4
621	金勝山	小川町	木呂子	大沢	0.6
622	腰二	小川町	腰越	南城山	0.3
623	赤木	小川町	腰越	大倉谷	1.5
624	宮ノ入	小川町	青山	高屋敷	1.1
625	後野	ときがわ町	西平	後野	0.7
626	鞍掛	ときがわ町	西平	鞍掛	0.4
627	碑原	ときがわ町	西平	碑原	0.3
628	篠ノ畝	ときがわ町	大野	篠ノ畝	0.2
629	ときがわ町	ときがわ町	大野	堂平	0.9
630	浅間山	ときがわ町	大野	浅間山	0.3
631	鶯巣	ときがわ町	大野	鶯巣	0.1
632	上大羽根	ときがわ町	大野	上大羽根	0.8
633	中大羽根	ときがわ町	大野	中大羽根	0.3
634	下大羽根	ときがわ町	大野	大羽根	0.5
635	久保向	ときがわ町	大野	久保向	1.0
636	生田	ときがわ町	西平	生田	1.1
637	野中	ときがわ町	西平	野元	0.3
638	無位ノ入	ときがわ町	西平	無位ノ入	0.6
639	日向根	ときがわ町	梶平	小林	0.2
640	樽窪	ときがわ町	梶平	樽窪	0.6

整理 番号	箇 所 名	位 置			面積 (ha)
		市町村	大 字		
			大 字	字	
641	風早	ときがわ町	桐平	風早	0.6
642	下真石原	ときがわ町	桐平	真石原	0.3
643	上真石原	ときがわ町	桐平	真石原	0.2
644	泉川	ときがわ町	桐平	飯盛	1.5
645	花ノ木平	ときがわ町	桐平	花ノ木平	0.7
646	大築	ときがわ町	西平	大築	0.7
647	中井	ときがわ町	西平	通沢	0.8
648	婦験棒	ときがわ町	西平	婦験棒	0.1
649	上清水	ときがわ町	西平	行重	0.6
650	下清水	ときがわ町	西平	行重	0.5
651	宮平	ときがわ町	西平	宮平	0.4
652	池の入	ときがわ町	西平	堰下	0.2
653	桃木	ときがわ町	桃木	御嶽	0.8
654	大附	ときがわ町	西平	大築	0.6
655	七重	ときがわ町	西平	横道	0.3
656	橋倉	ときがわ町	西平	後野	0.1
657	刈場坂	ときがわ町	西平	風早	0.7
658	七重	ときがわ町	大野	七重	0.4
659	桐木	ときがわ町	大野	桐木	0.6
660	日影	ときがわ町	日影	大ヶ谷	1.0
661	高谷	ときがわ町	日影	堂山	0.9
662	吉川	ときがわ町	日影	谷川	0.4
663	下	ときがわ町	日影	下	0.3
664	井泉水	東秩父村	安戸	東町	0.1
665	大久保	東秩父村	安戸	大久保	1.0
666	半場	東秩父村	奥沢	半場中山	0.4
667	奥沢	東秩父村	奥沢	奥沢	1.0
668	中青木山	東秩父村	奥沢	中青木山	0.3
669	長ヶ谷	東秩父村	坂本	長ヶ谷	0.4
670	千波沢	東秩父村	大内沢	千波沢	2.4
671	堂平	東秩父村	大内沢	堂平	1.8
672	和知場	東秩父村	坂本	和知場	2.1
673	中沢	東秩父村	坂本	中沢	0.4
674	上ノ山	東秩父村	坂本	上ノ山	0.3
675	下田中	東秩父村	坂本	下田中	0.2
676	宿の平	東秩父村	坂本	宿の平	1.2
677	下柴	東秩父村	坂本	下柴	1.3
678	億万沢	東秩父村	坂本	棒山	1.2
679	矢野田	東秩父村	坂本	矢野田	0.5
680	中の反	東秩父村	坂本	中の反	0.8
681	竹の鼻	東秩父村	白石	竹の鼻	0.4
682	猪鼻	東秩父村	白石	猪鼻	1.4
683	せきり沢	東秩父村	白石	経塚	2.2
684	春塚	東秩父村	白石	楷戸	1.8
685	本皆戸	東秩父村	白石	本皆戸	0.2
686	野士平	東秩父村	白石	野士平	1.0
687	元槻川	東秩父村	白石	元槻川	0.1
688	細山	東秩父村	白石	細山	1.0
689	丸塚	東秩父村	白石	丸塚	2.0
690	大日向沢	東秩父村	白石	槻川平	1.4
691	笠山沢	東秩父村	白石	槻川平	0.7
692	中沢	東秩父村	白石	槻川平	1.1
693	茗ヶ沢	東秩父村	白石	茗ヶ沢	0.6
694	引槻沢	東秩父村	白石	引槻沢	0.8
695	山口	東秩父村	皆谷	山口	0.2
696	光管寺	東秩父村	皆谷	新田	0.6
697	観音山	東秩父村	皆谷	皆谷	0.4
698	皆谷	東秩父村	皆谷	皆谷	0.2
699	新井	東秩父村	坂本	新井	0.2
700	かじや	東秩父村	坂本	かじや	0.2
701	矢元	東秩父村	坂本	矢元	0.3
702	下矢元	東秩父村	御堂	高取峯	0.2
703	向堀	東秩父村	御堂	海老入	0.5
704	大滝	東秩父村	御堂	大滝	0.8
705	梨木	東秩父村	御堂	大滝	0.5
706	荻平	東秩父村	御堂	荻平	0.2
707	山神	東秩父村	御堂	山神	2.7
708	新谷沢	東秩父村	御堂	山神	0.5
709	山支平	東秩父村	御堂	山支平	0.4
710	あくど沢	東秩父村	御堂	鈴木山	0.7
711	帯沢	東秩父村	安戸	帯沢	0.5
712	松葉	東秩父村	安戸	松葉	0.7
713	長坂	東秩父村	安戸	長坂	0.2
714	上松木	東秩父村	安戸	松木平	0.3
715	松木平	東秩父村	安戸	松木平	0.5
716	浄蓮寺	東秩父村	御堂	御堂	0.9
717	栗和田	東秩父村	坂本	粥仁田	0.3
718	御堂	東秩父村	御堂	槻川東谷	0.6
719	砂場	東秩父村	大内沢	砂場	0.2
720	扮木	美里町	広木	大林	0.5

整理 番号	箇 所 名	位 置			面積 (ha)
		市町村	大 字		
			大 字	字	
721	広木	美里町	広木	八木原	0.9
722	大槻	美里町	白石	大月	3.4
723	ヌカリ谷	美里町	円良田	ヌカリ谷	0.5
724	猪俣	美里町	猪俣	猪俣	0.1
725	正円寺	美里町	猪俣	猪俣	0.8
726	和尚山	本庄市	宮内	和尚山	1.7
727	飯倉	本庄市	児玉町飯倉	大平	0.2
728	長泉沢	本庄市	児玉町高柳	岩崎	1.3
729	浅間沢	本庄市	児玉町元田	千手堂	2.6
730	元田	本庄市	児玉町薬師堂	元田	0.4
731	下稲沢	本庄市	児玉町稲沢	下入東沢	1.2
732	上稲沢	本庄市	児玉町稲沢	上入沢	2.5
733	勝沢	本庄市	児玉町河内	勝沢	0.7
734	橋倉沢	本庄市	児玉町河内	橋倉沢	0.8
735	宇津木	本庄市	児玉町宇津木	宇津木	0.8
736	沢戸	本庄市	児玉町太駄	沢戸	1.2
737	反町	本庄市	児玉町太駄	中反	1.3
738	平沢	本庄市	児玉町太駄	馬不入	3.7
739	滝の沢	本庄市	児玉町太駄	滝の沢	0.7
740	日出	本庄市	児玉町太駄	迎	0.7
741	向沢	本庄市	児玉町太駄	向沢	1.4
742	神子沢	本庄市	児玉町河内	神子沢	2.1
743	木戸	本庄市	児玉町河内	木内	2.0
744	間瀬	本庄市	児玉町小平	上間瀬	4.1
745	小平	本庄市	児玉町小平	雷電林	2.0
746	根岸	本庄市	児玉町小平	馬木入	2.8
747	十二天	本庄市	児玉町秋山	大谷	2.1
748	稲沢	本庄市	児玉町稲沢	下の竹	1.4
749	久保	本庄市	児玉町太駄	久保	0.8
750	橋ノ入	本庄市	児玉町小平	上間瀬	0.5
751	下間瀬	本庄市	児玉町小平	下間瀬	0.5
752	小平	本庄市	児玉町小平	栃木沢	0.4
753	東小平	本庄市	児玉町小平	柚子木入	0.6
754	山形	本庄市	児玉町小平	山形	0.4
755	木戸	本庄市	児玉町河内	稲荷山	0.2
756	手白山	本庄市	児玉町秋山	手白山	0.4
757	正久保沢	神川町	渡瀬	正久保沢	0.7
758	寺地沢	神川町	渡瀬	寺地沢	0.7
759	桜久保	神川町	渡瀬	桜久保	1.1
760	不動沢	神川町	新宿	本郷前	0.8
761	金鎖	神川町	新宿	金鎖	1.5
762	本郷沢	神川町	新宿	本郷前	0.5
763	安房	神川町	矢納	安房	3.1
764	両芝	神川町	矢納	両芝	1.2
765	柚木沢	神川町	矢納	栃谷	3.4
766	玉城	神川町	矢納	大里	5.8
767	桐久保	神川町	矢納	桐久保	3.8
768	高牛	神川町	矢納	小嶺	3.8
769	浜の谷	神川町	上阿久原	浜の谷	1.8
770	猿羽背	神川町	上阿久原	猿羽背	1.4
771	鳥打	神川町	上阿久原	鳥打	0.6
772	住居野	神川町	上阿久原	住居野	2.7
773	大久江	神川町	上阿久原	大久江	0.9
774	日向	神川町	上阿久原	日向	0.8
775	小倉	神川町	上阿久原	中ノ沢	0.9
776	莫加沢	神川町	下阿久原	莫加沢	0.2
777	水繰	神川町	下阿久原	水繰	0.4
778	池尻	神川町	下阿久原	徒屋窪	3.7
779	南沢	神川町	矢納	南沢	0.2
780	矢納	神川町	矢納	両芝	1.8
781	満所	神川町	矢納	満所	0.3
782	上鳥羽	神川町	矢納	上鳥羽	0.3
783	加古山	神川町	矢納	加古山	0.1
784	嶽ノ山	神川町	上阿久原	嶽ノ山	0.9
785	鐘撞堂山	深谷市	武蔵野	雁越外	1.0
786	杉森	寄居町	用土	杉森	0.7
787	馬騎内	寄居町	桜沢	竹久保	1.1
788	李沢	寄居町	桜沢	李沢	0.5
789	松葉	寄居町	金尾	松葉	1.6
790	小林山	寄居町	金尾	小林	1.3
791	違沢	寄居町	風布	違沢	2.2
792	天地	寄居町	風布	扇沢	0.6
793	堂性	寄居町	風布	堂性	1.8
794	沢	寄居町	風布	沢	1.2
795	芦多々端	寄居町	折原	芦多々端	1.6
796	岩井道	寄居町	折原	岩井道	1.5
797	大山	寄居町	折原	大山	0.9
798	釜久保	寄居町	秋山	釜久保	0.5
799	山神	寄居町	秋山	山神	1.2
800	大比羅	寄居町	秋山	大比羅	0.4

整理 番号	箇 所 名	位 置			面積 (ha)
		市町村	大字	字	
801	久々戸	寄居町	折原	久々戸	0.1
802	大久保	寄居町	折原	大久保	1.3
803	栃谷	寄居町	西ノ沢	栃谷	1.4
804	深田谷津	寄居町	桜沢	深田谷津	0.5
805	釜伏	寄居町	風布	堂性	3.6
806	秋山	寄居町	秋山	山ノ神	0.1
807	小坂	寄居町	秋山	小坂	0.1
808	秋山2	寄居町	秋山	山神	1.0

(林野庁関東森林管理局所管 国有林)

整理 番号	箇 所 名	位 置			面積 (ha)
		市町村	大字	字	
1	中津川1	秩父市	中津川	中津川山	2.34
2	中津川2	秩父市	中津川	中津川山	1.80
3	中津川3	秩父市	中津川	中津川山	0.90
4	中津川4	秩父市	中津川	中津川山	1.92
5	北山1	毛呂山町	権現堂	北山	0.27
6	北山2	毛呂山町	権現堂	北山	0.18
7	都幾山1	ときがわ町	西平	都幾山	0.36
8	都幾山2	ときがわ町	西平	都幾山	0.72

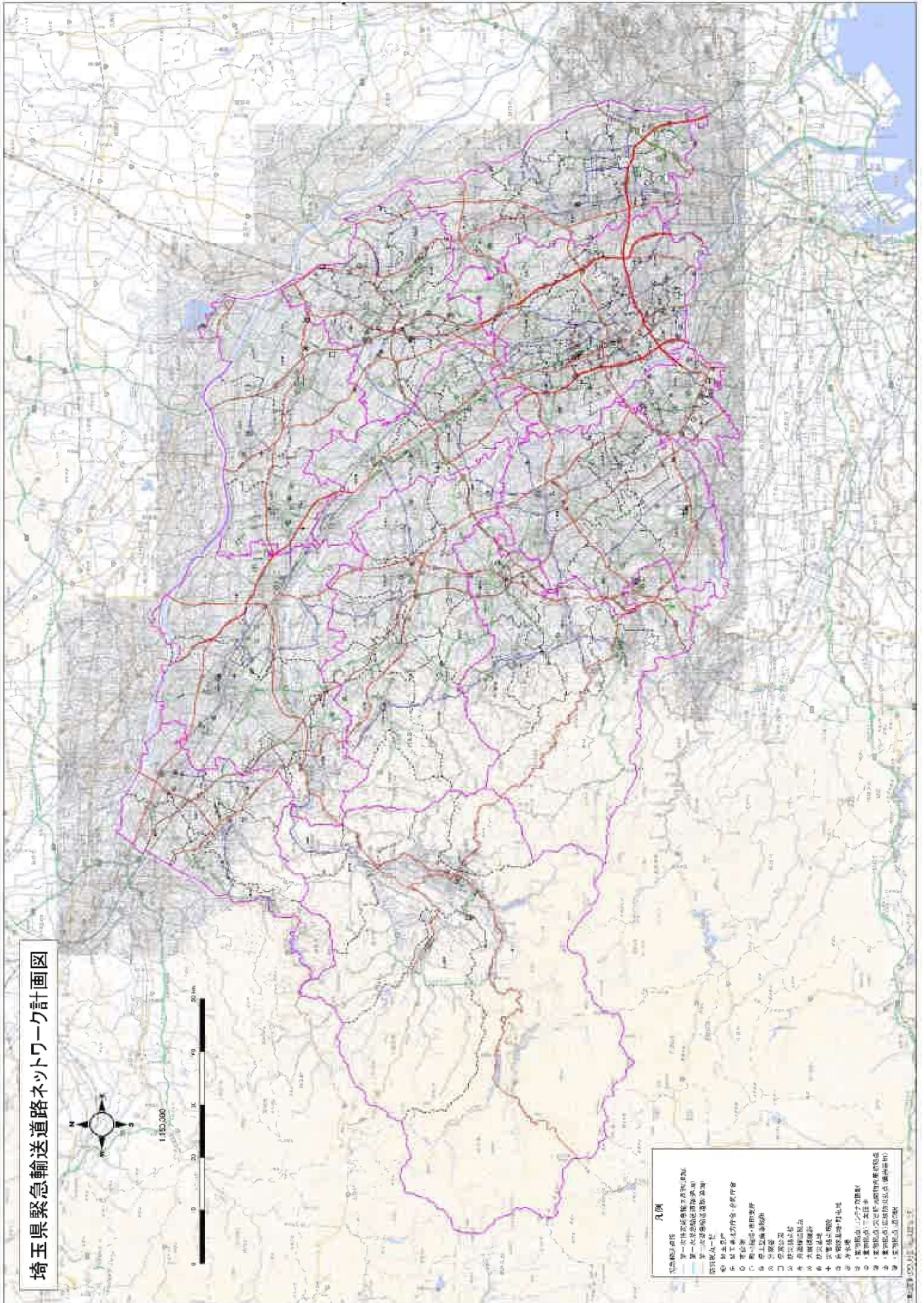
(資料編Ⅱ-2-2-21)防災重点農業用ため池一覧

番号	名称	市町村	町域名、番地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (千m3)
1	宮沢ため池	飯能市	大字宮沢字栗島 他	19	240	879
2	鯉ヶ久保池	飯能市	大字芦刈場	4	75	33
3	仙女ヶ池	日高市	大字女影字千町ヶ谷	4.8	88	32
4	鎌北湖	入間郡毛呂山町	大字大谷木字大下	22.6	84	300
5	箕和田湖	入間郡毛呂山町	大字箕和田字北山	10.3	88	57
6	学頭沼	入間郡越生町	鹿下字猪ヶ谷28	5.2	74	35
7	弁天沼	入間郡越生町	西和田字榎戸73	2.7	41	9
8	山田の沼池	入間郡越生町	大字西和田字水穴	2.5	28	2
9	北ヶ谷戸沼池	入間郡越生町	大字西和田字北ヶ谷戸	2.3	28	3
10	谷田上沼池	入間郡越生町	大谷字谷田	3.6	20	4
11	谷田下沼池	入間郡越生町	大谷字谷田141	3.3	23	3
12	寺沼	東松山市	大字大谷字扇ヶ谷387	5.2	44	5
13	梶久保沼(小沼)	東松山市	大字大谷字野田1137	2.5	68	4
14	梶久保沼(大沼)	東松山市	大字大谷字野田1152	4	57	9
15	七ツ沼(一号沼)	東松山市	大字上唐子字沼端1665	4.5	61	5
16	七ツ沼(二号沼)	東松山市	大字上唐子字沼端1667	4	48	8
17	七ツ沼(四号沼)	東松山市	大字上唐子字沼端1645	2.8	35	2
18	七ツ沼(五号沼)	東松山市	大字上唐子字沼端1644	2.5	23	3
19	七ツ沼(六号沼)	東松山市	大字上唐子字沼端1641	2.8	37	1
20	笹沼	比企郡滑川町	大字福田字千代鹿山1393	5.5	54	2
21	甚太沼	比企郡滑川町	大字福田字西ヶ谷戸1610	4.2	46	6
22	大沼	比企郡滑川町	大字福田字大沼1747	7.2	28	19
23	蓮沼(下沼)	比企郡滑川町	大字福田字上中郷1710	5	57	3
24	鳥井沼(下)	比企郡滑川町	大字福田字椿山2124	4	52	3
25	土井城入沼(下沼)	比企郡滑川町	大字福田字馬場裏2139	4.9	55	8
26	耕作沼	比企郡滑川町	大字福田字耕作2861	3.9	46	3
27	がっき沼	比企郡滑川町	大字福田字亀ヶ入3074	2	48	1
28	亀ヶ入沼	比企郡滑川町	大字福田字亀ヶ入3112	4.5	57	4
29	追山沼	比企郡滑川町	大字山田字追山123	2.9	64	3
30	谷沼	比企郡滑川町	大字山田字山王2396	4.5	65	15
31	伊藤谷沼(上)	比企郡滑川町	大字土塩字伊藤谷2	3.8	31	2
32	伊藤谷沼(下)	比企郡滑川町	大字土塩字伊藤谷6	3	38	2
33	蟹沢沼	比企郡滑川町	大字土塩字蟹沢342	3	35	2
34	殿谷沼	比企郡滑川町	大字土塩字殿山826	2.1	33	1
35	中田沼(上)	比企郡滑川町	大字和泉字後台589	3.1	34	2
36	中田沼(下)	比企郡滑川町	大字和泉字後台607	3.6	36	2
37	和泉下沼	比企郡滑川町	大字和泉字船川690	2.9	56	4
38	谷沼	比企郡滑川町	大字和泉字牛ヶ窪1295	4.3	54	4
39	下沼	比企郡滑川町	大字和泉字牛ヶ窪1296	3.5	44	3
40	中沼	比企郡滑川町	大字中尾字荒井327-1	1.9	37	3
41	上沼	比企郡滑川町	大字中尾字荒井334	2.7	37	2
42	寺沼	比企郡滑川町	大字中尾字寺山817	0.9	36	2
43	柏木沼	比企郡滑川町	大字中尾字柏木986	4	41	2
44	両頭庵沼(下)	比企郡滑川町	大字中尾字用戸庵1427	7.7	40	15
45	大沼	比企郡滑川町	大字伊古字鍛冶谷951	5.5	31	7
46	台沼	比企郡滑川町	大字伊古字麓1030	3.5	64	4
47	神戸沼	比企郡滑川町	大字伊古字郷社前1426	5	65	34
48	新沼	比企郡滑川町	大字伊古字新沼谷1841	4.8	56	15
49	下沼	比企郡滑川町	大字水房字寺ノ台454	3.2	52	2
50	上沼	比企郡滑川町	大字水房字小山ノ台463	3.2	33	3
51	炭ガマ沼	比企郡滑川町	大字水房字炭竈685	2.9	25	1
52	天神沼(下)	比企郡滑川町	大字月輪字中道北771	3.5	90	2
53	高根沼(上)	比企郡滑川町	大字月輪字高根824	2.3	32	5
54	八王子沼	比企郡滑川町	大字羽尾字山屋敷4320	4.1	40	2
55	五厘沼	比企郡滑川町	大字羽尾字平沼下4525	4	26	6
56	上沼	比企郡滑川町	大字羽尾字平裏4590	3.8	41	6
57	中沼	比企郡滑川町	大字羽尾字平裏4616	4.6	52	6
58	金沼	比企郡滑川町	大字羽尾字平裏4617	3.5	38	2
59	下沼池	比企郡滑川町	大字福田字大木裏471	2.7	44	2
60	吉沼池	比企郡滑川町	大字和泉字島中900	3.1	25	2
61	土用在家沼	比企郡滑川町	大字羽尾字狸塚4818	5.2	45	3

番号	名称	市町村	町域名、番地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (千m3)
62	山田大沼下池	比企郡滑川町	大字山田字大沼712	6	88	34
63	山田大沼上池	比企郡滑川町	大字山田字大沼708	3	71	50
64	新沼	比企郡滑川町	大字福田字千代鹿山1381	2.1	36	2
65	蓮沼(上沼)	比企郡滑川町	大字福田字中郷1710	4	23	2
66	高根沼(下)	比企郡滑川町	大字月輪字高根807	4.5	38	1
67	八王寺沼(上)	比企郡滑川町	大字羽尾字山屋敷4328	3	17	1
68	高屋敷沼	比企郡滑川町	大字羽尾字西表4463-1	4.1	22	1
69	和泉中沼	比企郡滑川町	大字和泉字船川698-1	5.7	56	7
70	柏木沼	比企郡嵐山町	大字古里字蟹沢1708	4.6	68	19.8
71	藪谷沼上沼	比企郡嵐山町	大字古里字藪谷702	3.2	26.5	2.5
72	藪谷沼	比企郡嵐山町	大字古里字藪谷705	4.9	100	14
73	駒込沼	比企郡嵐山町	大字古里字駒込230-2	4.1	40	6
74	三反田沼	比企郡嵐山町	大字吉田字三反田560	5.8	80	24.2
75	二階沼	比企郡嵐山町	大字吉田字高山2429-1	4	28	2
76	新沼	比企郡嵐山町	大字吉田字大谷2323-1	3.1	42	13
77	池田沼	比企郡嵐山町	大字吉田字前谷1375	4.8	41	6
78	谷戸沼	比企郡嵐山町	大字吉田字宝蔵谷1552	4.3	44	5.9
79	鍋谷沼	比企郡嵐山町	大字吉田字鍋谷1773	6.4	40	11.3
80	川後岩沼	比企郡嵐山町	大字越畑字川後岩1812	4.1	37	17
81	十三間沼	比企郡嵐山町	大字越畑字十三間1840	5.9	50	14.5
82	相模沼	比企郡嵐山町	大字越畑字相模572-1	3.2	48	8
83	杣ノ入沼	比企郡嵐山町	大字杉山字杣ノ入107-1	3.6	22	1
84	花見台第一調整池	比企郡嵐山町	花見台1-17	6	123	14
85	石倉沼(谷沼)	比企郡嵐山町	大字広野字石倉315	4.5	24	4
86	石倉沼(トバ沼)	比企郡嵐山町	大字広野字石倉323-2	3.3	39	2
87	扇沼	比企郡嵐山町	大字広野字金皿1205	3	155	9
88	寺沼	比企郡嵐山町	大字志賀字西町裏1160	3	29.5	2.4
89	水境上沼	比企郡嵐山町	大字志賀字亀水1858	5.1	65	1.8
90	蓮沼	比企郡嵐山町	大字千手字明神前615-1	4.1	64	7
91	諏訪沼(上沼)	比企郡嵐山町	大字志賀字諏訪ノ入1645	4	28	5
92	諏訪沼(下沼)	比企郡嵐山町	大字志賀字諏訪ノ入1639	4.2	42	15
93	水境下沼	比企郡嵐山町	大字志賀字亀水1859	3.3	60	9.7
94	花見台第二調整池	比企郡嵐山町	花見台1-20	8.2	66	16
95	花見台第三調整池	比企郡嵐山町	花見台1-1	6.1	181	121
96	岩根沢沼	比企郡嵐山町	大字古里字岩根沢322	2.8	37	4
97	矢平田沼	比企郡小川町	西古里字矢平田谷751	3.4	61	2
98	奈良梨新沼(上)	比企郡小川町	大字奈良梨字大谷315-1	4.9	27	1
99	奈良梨新沼(下)	比企郡小川町	大字奈良梨字大谷315-1	6.4	30	6
100	一の字沼	比企郡小川町	大字高谷字関下2836	5	88	8
101	高谷天神沼	比企郡小川町	大字高谷字天神谷391	6.8	53	9
102	濁沼(上)	比企郡小川町	大字高谷字蟹山725	1.9	28	2
103	濁沼(下)	比企郡小川町	大字上横田字濁沼855	3.8	55	4
104	中高谷新沼	比企郡小川町	大字高谷字別所466-1	9.7	97	23
105	上横田大沼	比企郡小川町	大字上横田字山田谷1333	6.5	65	21
106	上横田中沼	比企郡小川町	大字上横田字沼上1320	2.2	33	1
107	二階沼	比企郡小川町	大字上横田字二階沼1342	6.5	46	16
108	上横田天神沼	比企郡小川町	大字上横田字天神入1371	3.7	36	2
109	天神入中沼	比企郡小川町	大字上横田字天神入1367	2.8	35	3
110	天神入下沼	比企郡小川町	大字上横田字天神谷1364	2.2	31	2
111	天神入スッポン沼	比企郡小川町	大字上横田字天神入1361	2.8	35	3
112	手古棒沼	比企郡小川町	大字中爪字日向山1892	5.5	48	6
113	大豆五駄沼(上)	比企郡小川町	大字小川字東谷1776	1.9	25	2
114	大豆五駄沼(下)	比企郡小川町	大字小川字東谷1775	3.3	27	2
115	小川新沼(下)	比企郡小川町	大字小川字北山1773-1	7	36	5
116	赤芝沼	比企郡小川町	大字角山字沼下825	5.3	44	8
117	蟹沢沼	比企郡小川町	大字大塚字蟹沢691	4.6	46	6
118	天王沼	比企郡小川町	大字木部字西屋敷500	6.9	41	4
119	日附田沼	比企郡小川町	大字飯田字日附田619	4.3	26	2
120	中台沼	比企郡小川町	大字下里字中台1662	3.3	41	3
121	下里下沼	比企郡小川町	大字下里字新道1799	6.5	53	6
122	下里上沼	比企郡小川町	大字下里字新道1826	2.3	40	1
123	手古棒沼上	比企郡小川町	大字中爪字日向山1901	3.8	41	2

番号	名称	市町村	町域名、番地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (千m3)
124	北久保沼	比企郡小川町	大字飯田字北久保893	3.3	26	1
125	北久保沼上	比企郡小川町	大字飯田字北久保894	2.3	22	1
126	五反田沼	比企郡小川町	大字原川字沼ノ入754	2.8	33	2
127	関下新沼	比企郡小川町	大字高谷字関下383	2.9	38	1
128	堂ノ入沼	比企郡小川町	大字中爪字大黒123	2.3	28	2
129	三角沼	比企郡吉見町	北吉見字三十耕地1704	3	55	2
130	大沼(大)	比企郡吉見町	南吉見字大溜井2103	8.9	180	102
131	天神沼	比企郡吉見町	久米田字四の耕地612	5.1	159	37
132	和名沼	比企郡吉見町	和名、久米田入会	5.3	163	36
133	八丁湖	比企郡吉見町	大字黒岩字溜井1110	6	154	106
134	堂ノ前池	比企郡吉見町	大字田甲字方1309	7.4	67	10
135	新沼	比企郡吉見町	大字田甲字登戸1159	3.1	67	10
136	寺の前池	比企郡吉見町	大字田甲字方1459	5.7	69	11
137	大沼(小)	比企郡吉見町	長谷字六ノ谷732	4.6	112	10
138	鳴井沼	比企郡鳩山町	大字大橋字鳴井882	3	55	2
139	比砂田沼	比企郡鳩山町	大字奥田字比砂田328	8.1	56	7
140	宮ノ沢沼	比企郡鳩山町	大字奥田字宮ノ前468	3.2	32	5
141	海道端沼	比企郡鳩山町	大字奥田字後谷587	2.5	77	5
142	須江大沼	比企郡鳩山町	大字須江字北ヶ谷683-1	4.4	93	16
143	赤貫沼	比企郡鳩山町	大字須江字赤貫801-1	5.2	56	9
144	弁天沼	比企郡鳩山町	竹本字下宮ノ入1073	3.3	40	4
145	板谷沼	比企郡鳩山町	大字大橋字板谷113	2.1	48	2
146	天沼	比企郡鳩山町	大字泉井字天沼563-1	3.9	35	2
147	笹山沼	比企郡鳩山町	大字高野倉字笹山396	3.7	25	3
148	高野倉新沼	比企郡鳩山町	大字高野倉字新沼300-5	4.9	29	2
149	東山沼	比企郡鳩山町	大字熊井字東山1088	3.4	110	8
150	二ツ沼	比企郡鳩山町	大字熊井字大久保谷359、360	2.8	29	2
151	石場沼	比企郡鳩山町	大字熊井字石場1285	4.3	73	6
152	大豆戸大沼	比企郡鳩山町	大字大豆戸字中丸990	3.4	77	12
153	大豆戸新沼	比企郡鳩山町	大字大豆戸字沼間1417	3.3	105	9
154	小用大沼	比企郡鳩山町	大字小用字大入900-1	4.4	90	11
155	小用新沼	比企郡鳩山町	大字小用字大峰山1041-3	8	61	14
156	金谷沼	比企郡鳩山町	大字小用字金谷514	2.9	47	3
157	赤沼大沼	比企郡鳩山町	大字赤沼字石田1433	3.6	54	6
158	ごころく沼	比企郡鳩山町	大字須江字島木266	2.3	25	1
159	宮前沼	比企郡鳩山町	大字泉井字宮前403	2.6	56	5
160	須江宮ノ沢沼	比企郡鳩山町	大字須江字耕井戸415	3.5	27	1
161	折越	比企郡ときがわ町	大字番匠字門林39-1	3.3	70	3
162	女房入	比企郡ときがわ町	大字馬場字女房入280-1	3.7	38	2.6
163	桃木池	比企郡ときがわ町	大字桃木字西二ノ入496	5.5	30	1
164	桃木下池	比企郡ときがわ町	大字桃木字根際244	6.2	28	2
165	瀬戸沼	比企郡ときがわ町	大字瀬戸元上字橋戸424	3.7	46	4.7
166	門林沼	比企郡ときがわ町	大字玉川字門林2188	4.6	65	16
167	平沼	比企郡ときがわ町	大字玉川字平3968-21	4.4	22	3.6
168	梅平沼	比企郡ときがわ町	大字田黒字梅平708	4.1	25	4
169	北山沼	比企郡ときがわ町	大字玉川字北山3752	4.9	40	2
170	瀬戸鷹鳥沼	比企郡ときがわ町	大字瀬戸元下字鷹鳥363-1	2.5	17	0.9
171	尾野田入	秩父市	栃谷	3.7	25	1
172	奈良山	秩父市	伊古田	11.1	60	21
173	蛭ヶ沢(上)	秩父市	太田字蛭ヶ沢	4.8	48	4
174	蛭ヶ沢(下)	秩父市	太田字蛭ヶ沢	6.4	55	12
175	矢原	秩父市	太田字大ノ谷	7.3	25	2
176	戸井ノ口	秩父市	藤田字戸井ノ口	6	72	18
177	坊平	秩父市	田村字茶ばみ	6.3	30	4
178	土井ノ入	秩父市	山田字土井野入1022	4.1	30	5
179	峰沢(上)	秩父市	大野原	2.6	35	5
180	峰沢(下)	秩父市	大野原	5.1	26	8
181	弁天	秩父市	久那栗原2290	5	60	9
182	たねの入池	秩父市	吉田久長	3.6	34	1
183	関大池	秩父市	下吉田字関	8	135	7
184	姿	秩父郡横瀬町	大字横瀬字姿4246	5.8	145	26
185	一ト星	秩父郡皆野町	大字国神字一ト星297	5	25	3

番号	名称	市町村	町域名、番地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (千m3)
186	十二天池	本庄市	児玉町秋山字日向山3433-2先	9.1	143	44
187	飯倉池	本庄市	児玉町飯倉字乙大平1457-2	16	81	21
188	細田の池	本庄市	児玉町秋山字一ノ谷2430-2	12.5	75	4
189	大町池	本庄市	児玉町秋山字大町623	2.6	33	6
190	諏訪池	本庄市	児玉町秋山字諏訪平558-7	4.4	48	4
191	高柳の池	本庄市	児玉町高柳字宇留井425-1先	6.7	92	30
192	篠の池	本庄市	児玉町塩谷字篠谷983-2	7.6	67	40
193	弁天池	本庄市	児玉町入浅見字摘田427	2.5	114	6
194	一の谷池	本庄市	児玉町秋山字中山3031	12.7	165	81
195	馬内池	本庄市	児玉町高柳字丙馬内642	4	40	5
196	桐ヶ谷池	児玉郡美里町	猪俣1886	6.1	32	4.7
197	諸倉池	児玉郡美里町	猪俣1630	4.9	38	3.6
198	坊入池	児玉郡美里町	猪俣1568	6.1	35	6.4
199	正円寺池	児玉郡美里町	猪俣2036-2,2037-1,2141-2	5.5	35	9.6
200	諏訪池	児玉郡美里町	猪俣3376,3377,3446-2	4.9	41	8
201	水境池	児玉郡美里町	白石2680	2.8	35	2
202	堂の池	児玉郡美里町	白石2290-1,2290-2	6.6	44	2.1
203	普門寺池	児玉郡美里町	猪俣636	4.9	61.3	14.8
204	新田池	児玉郡美里町	中里163	3.5	100	6
205	谷池	児玉郡美里町	木部51	2.8	25	1.8
206	古沼	児玉郡美里町	駒衣17	4.1	361	34
207	摩訶池	児玉郡美里町	広木468,474-2	3.2	435	46
208	雷坂溜池	児玉郡美里町	阿那志1729付近	4	60	8
209	羽根倉池	児玉郡神川町	新里字上羽根倉2021	4.2	317	41
210	前池	児玉郡神川町	新里字東前山2346	6	120	37
211	谷池	児玉郡神川町	新里字上谷津	4	100	17
212	下沼	熊谷市	楊井鼠谷509	4.5	39	4
213	真澄沼	熊谷市	冑山字賢木岡東214	3.6	50	20
214	三階沼	熊谷市	小八林字北谷69-1	5.2	70	8
215	大沼	熊谷市	須賀広字西原624-1	3.5	83	30
216	スーゲ沼	熊谷市	小江川字前谷235	5.4	27	2
217	米田池	深谷市	山崎字米田東	3	40	2
218	芳沼	深谷市	本田字芳沼5436-2他28筆	6.7	764	101
219	霧ヶ谷津池	深谷市	武蔵野字谷津	7.8	60	25
220	猪久保池	大里郡寄居町	大字用土字猪久保5509	2.5	34	2
221	琵琶ヶ入池	大里郡寄居町	大字用土字琵琶ヶ入2681	4.9	60	25
222	北谷津池上	大里郡寄居町	大字用土字向杉森234	7	312	42
223	北谷津池下	大里郡寄居町	大字用土字向杉森282	8	335	23
224	前谷津池	大里郡寄居町	大字用土字堂山402	5.5	198	25
225	南飯塚1号池	大里郡寄居町	大字桜沢字金嶽3357-2外	4	50	7
226	南飯塚3号池	大里郡寄居町	大字桜沢字入3561 外	4.8	35	2
227	入山沼	大里郡寄居町	大字秋山字入山146	7.1	41	9
228	梨子ノ木池	大里郡寄居町	大字西ノ入字梨子ノ木2811-1	1.5	25	2
229	平林池	大里郡寄居町	大字鉢形字平林1871	4	36	3
230	上六反田池	大里郡寄居町	大字富田字上六反田2545-1	3	30	2
231	広見沼	大里郡寄居町	大字牟礼字広見66	2	30	6
232	根岸入池(上)	大里郡寄居町	大字富田字根岸入2671	4	45	8
233	大正池	大里郡寄居町	大字桜沢字山ノ神4423	6	27	28
234	南飯塚4号池	大里郡寄居町	大字桜沢字南2961 外	4	60	6
235	南飯塚5号池	大里郡寄居町	大字桜沢字山ノ根3717 外	2	30	5
236	円良田湖	大里郡寄居町	大字末野字西高山2461-1 外	21	138	650
237	小園用水池	大里郡寄居町	大字小園字宮田162-1	4.3	27	3
238	丹波集水池	大里郡寄居町	大字富田字南丹波480	2.2	64	2
239	車沼池	大里郡寄居町	大字富田765	3.8	26	2
240	柏田溜池	大里郡寄居町	大字富田字大花ノ木1471	2.5	267	8
241	南飯塚2号池	大里郡寄居町	大字桜沢字入3443	2	21	1
242	根岸入池(下)	大里郡寄居町	大字富田字根岸入2671	4	45	8
243	福王寺沼(上)	大里郡寄居町	大字富田字堂ノ入1082	5.7	25	1
244	福王寺沼(下)	大里郡寄居町	大字富田字堂ノ入1082	2.6	29	1



埼玉県緊急輸送道路の一覧表

種別①：第1次特定緊急輸送道路 直国：国交省管理国道 高速：高速道路
 種別1：第1次緊急輸送道路 補国：県及び政令市管理国道 主要：主要地方道
 種別2：第2次緊急輸送道路 一般：一般県道 有料：有料道路
 市町村：市町村道

R2.8改定
 県土整備部道路環境課

整理番号	種別	道路管理者	道路種別	路線名	区間
第1次特定緊急輸送道路（他機関管理）					
1	①	国交省	直国	国道4号	草加市谷塚町（都境）～久喜市栗橋（茨城県境）
2	①	国交省	直国	国道4号バイパス	越谷市下間久里～幸手市上宇和田（茨城県境）
3	①	国交省	直国	国道16号	入間市二本木（都境）～春日部市西金野井（千葉県境）
4	①	国交省	直国	国道17号	戸田市川岸（都境）～鴻巣市箕田
5	①	国交省	直国	国道17号	熊谷市本石～熊谷市石原（407号との交差点）
6	①	国交省	直国	国道17号	深谷市西田～上里町（群馬県境）
7	①	国交省	直国	国道17号新大宮バイパス	和光市下新倉（都境）～さいたま市大宮区宮前町（16号との交差）
8	①	国交省	直国	国道17号熊谷バイパス	鴻巣市箕田～熊谷市代
9	①	国交省	直国	国道17号深谷バイパス	熊谷市代～深谷市西田
10	①	国交省	直国	国道17号上武道路	熊谷市西別府～深谷市高島（群馬県境）
11	①	国交省	直国	国道17号上尾道路	さいたま市西区宮前町（16号との交差）～北本市石戸宿（圏央道との交差）
12	①	東日本高速	高速	東北自動車道	川口JCT～羽生市下村君（群馬県境）
13	①	東日本高速	高速	関越自動車道	新座市片山（都境）～上里町五明（群馬県境）
14	①	東日本高速	高速	常磐自動車道	三郷JCT・IC～吉川市三輪野江（千葉県境）
15	①	首都高速	高速	首都高速6号三郷線	八潮市浮島（都境）～三郷JCT・IC
16	①	首都高速	高速	首都高速川口線	川口市東領家（都境）～川口JCT
17	①	首都高速	高速	首都高速5号池袋線	和光市下新倉（都境）～美女木JCT
18	①	首都高速	高速	首都高速埼玉大宮線	美女木JCT～与野IC
19	①	首都高速	高速	首都高速埼玉新都心線	与野IC～さいたま見沼IC
20	①	東日本高速	高速	東京外環自動車道	和光市南（東京都境）～三郷南IC
21	①	東日本高速	高速	首都圏中央連絡自動車道	入間市木蓮寺（都境）～幸手市木立（茨城県境）
22	①	国交省	直国	国道298号	和光市新倉～三郷市高州（東京都境）
23	①	さいたま市	補国	国道122号	川口市差間（さいたま市境）～さいたま市岩槻区加倉（122号BPとの交差点）
24	①	さいたま市	補国	国道122号バイパス	さいたま市岩槻区加倉（122号との交差点）～蓮田市馬込（さいたま市境）
25	①	さいたま市	補国	国道463号	さいたま市浦和区常盤（17号との交差点）～志木市上宗岡（さいたま市境）
26	①	さいたま市	補国	国道463号バイパス	さいたま市緑区芝原3丁目（有料道路起点）～さいたま市浦和区常盤（17号との交差点）
27	①	さいたま市	補国	国道463号バイパス	越谷市小曾川（さいたま市境）～さいたま市緑区大崎（有料道路終点）
28	①	道路公社	有料	皆野寄居有料道路西関東連絡道路	寄居町風布（皆野寄居有料道路起点）～皆野町皆野（皆野寄居有料道路終点）
29	①	道路公社	有料	新見沼大橋有料道路	さいたま市緑区芝原3丁目（有料道路起点）～さいたま市緑区大崎（有料道路終点）
				18路線（一次特定）	29区間
第1次特定緊急輸送道路（埼玉県管理）					
30	①	埼玉県	補国	国道122号	川口市舟戸町（都境）～川口市差間（さいたま市境）
31	①	埼玉県	補国	国道122号バイパス	蓮田市馬込（さいたま市境）～蓮田市東（122号との交差点）
32	①	埼玉県	補国	国道122号	蓮田市東（122号との交差点）～羽生市上新郷（群馬県境）
33	①	埼玉県	補国	国道462号	本庄市児玉町吉田林（254号との交差点）～本庄市山王堂（群馬県境）
34	①	埼玉県	補国	国道125号	久喜市栗橋（4号との交差点）～久喜市高柳（さいたま栗橋線との交差点）
35	①	埼玉県	補国	国道125号	加須市北小浜（125号との交差点）～羽生市下川崎（122号との交差点）
36	①	埼玉県	補国	国道125号	羽生市須影（122号との交差点）～熊谷市上之（17号熊谷バイパスとの交差点）
37	①	埼玉県	補国	国道125号	久喜市高柳（国道125号との交差点）～加須市北小浜（国道125号との交差点）
38	①	埼玉県	補国	国道140号	熊谷市石原（17号との交差点）～寄居町末野（バイパス分岐点）
39	①	埼玉県	補国	国道140号バイパス	寄居町末野（バイパス分岐点）～寄居町風布（皆野寄居有料道路起点）
40	①	埼玉県	補国	国道140号	皆野町皆野（皆野寄居有料道路終点）～雁坂トンネル（山梨県境）

整理番号	種別	道路管理者	道路種別	路線名	区間
41	①	埼玉県	補国	国道140号皆野秩父バイパス	皆野町皆野(皆野寄居有料道路終点)～秩父市上崎田(299号との交差点)
42	①	埼玉県	補国	国道254号	和光市白子(都境)～富士見市下南畑(463号との交差点)
43	①	埼玉県	補国	国道254号バイパス	富士見市下南畑(463号との交差点)～川越市小仙波(16号との交差点)
44	①	埼玉県	補国	国道254号	川越市小仙波(16号との交差点)～神川町肥土(群馬県境)
45	①	埼玉県	補国	国道299号	小鹿野町飯田(皆野両神荒川線との交差点)～飯能市中山(299号との交差点)
46	①	埼玉県	補国	国道299号バイパス	飯能市中山(299号との交差点)～入間市小谷田(16号との交差点)
47	①	埼玉県	補国	国道299号	狭山市根岸(407号との交差点)～入間市河原町(16号との交差点)
48	①	埼玉県	補国	国道354号	加須市柳生(群馬県境)～加須市柏戸(加須北川辺線との交差点)
49	①	埼玉県	補国	国道354号	加須市柏戸(加須北川辺線との交差点)～加須市向古河(茨城県境)
50	①	埼玉県	補国	国道407号	東松山下野本(254号との交差点)～狭山市根岸(299号との交差点)
51	①	埼玉県	補国	国道407号	熊谷市妻沼(群馬県境)～東松山市柏崎(254号との交差点)
52	①	埼玉県	補国	国道463号バイパス	越谷市南荻島(4号との交差点)～越谷市小曾川(さいたま市境)
53	①	埼玉県	補国	国道463号	志木市上宗岡(さいたま市境)～富士見市下南畑(254号BPとの交差点)
54	①	埼玉県	補国	国道463号	新座市中野(英IC)～所沢市上新井(463号BPとの交差点)
55	①	埼玉県	補国	国道463号バイパス	所沢市上新井(463号との交差点)～入間市小谷田(16号との交差点)
56	①	埼玉県	主要	さいたま栗橋線	上尾市原市(16号との交差点)～久喜市高柳(125号との交差点)
57	①	埼玉県	主要	東松山鴻巣線	東松山市柏崎(254号との交差点)～東松山市新宿町(407号との交差点)
58	①	埼玉県	主要	練馬川口線	和光市白子(都境)～和光市白子(都境)
59	①	埼玉県	一般	足立川口線	川口市江戸袋(都境)～川口市西新井宿(122号との交差点)
				13路線(一次特定)	30区間
第1次緊急輸送道路(他機関管理)					
60	1	国交省	直国	国道4号(東埼玉道路/側道)	八潮市八条(298号との交差点)～越谷市大成町(越谷流山線との交差点)
61	1	国交省	直国	国道17号	鴻巣市箕田～熊谷市本石(407号との交差点)
62	1	国交省	直国	国道17号	熊谷市石原(407号との交差点)～深谷市西田(17号深谷BPとの交差点)
63	1	国交省	直国	国道17号熊谷バイパス	熊谷市代～熊谷市久保島(17号との交差点)
64	1	さいたま市	補国	国道463号	さいたま市浦和区仲町(さいたま幸手線との交差点)～さいたま市浦和区高砂(17号との交差点)
65	1	さいたま市	主要	さいたま川口線	さいたま市見沼区大和田(さいたま春日部線との交差点)～川口市柳崎(さいたま市境)
66	1	さいたま市	主要	さいたま春日部線	さいたま市見沼区宮ヶ谷塔(さいたま幸手線との交差点～16号との交差点)
67	1	さいたま市	主要	さいたま菖蒲線	さいたま市見沼区大和田(さいたま春日部線との交差点)～上尾市原市(さいたま市境)
68	1	さいたま市	主要	川口上尾線	川口市芝(さいたま市境)～上尾市日の出(さいたま市境)
69	1	さいたま市	主要	さいたま東村山線	さいたま市浦和区高砂(17号との交差点)～さいたま市桜区田島(17号新大宮バイパスとの交差点)
70	1	さいたま市	主要	さいたま幸手線	さいたま市浦和区仲町(463号との交差点)～さいたま市見沼区宮ヶ谷塔(さいたま春日部線との交差点)
71	1	さいたま市	一般	上野さいたま線	さいたま市北区榑引町(市道との交差点)～さいたま市大宮区大成町(17号との交差点)
72	1	さいたま市	市町村	30122号線	さいたま市北区榑引町(市道との交差点)～さいたま市北区榑引町(上野さいたま線との交差点)
73	1	さいたま市	市町村	30925号線	さいたま市西区三橋(17号大宮BPとの交差点)～さいたま市北区日進町1丁目(市道との交差点)
74	1	さいたま市	市町村	32546号線	さいたま市北区日進町1丁目(市道との交差点)～さいたま市北区榑引町
75	1	川口市	市町村	幹線76号	川口市栄町(川口停車場線との交差点)～川口市幸町(川口上尾線との交差点)
76	1	川島町	市町村	1-19号線	川島町伊草(254号との交差点)～川島町角泉(平沼中老袋線との交差点)
77	1	深谷市	市町村	幹2	深谷市幡羅町(深谷東松山線との交差点)～深谷市幡羅町(17号との交差点)
78	1	道路公社	有料	狭山環状有料道路	狭山市狭山(狭山環状道路起点)～狭山市上奥富(16号との交差点)
				17路線(一次)	19区間
第1次緊急輸送道路(埼玉県管理)					
79	1	埼玉県	一般	熊谷羽生線	熊谷市佐谷田(17号との交差点)～行田市持田(持田IC)
80	1	埼玉県	補国	国道140号	寄居町末野(バイパス分岐点)～皆野町皆野(皆野寄居有料道路終点)
81	1	埼玉県	補国	国道254号	新座市中野(英IC)～川越市新宿町(16号との交差点)
82	1	埼玉県	補国	国道254号	小川町小川(熊谷小川秩父線との交差点)～寄居町富田(254号バイパスとの交差点)
83	1	埼玉県	一般	小前田児玉線	本庄市児玉町児玉(254号との交差点)～本庄市児玉町児玉(462号との交差点)
84	1	埼玉県	補国	国道462号	神川町新宿(上里鬼石線との交差点)～本庄市児玉町吉田林(254号との交差点)
85	1	埼玉県	主要	さいたま川口線	川口市柳崎(さいたま市境)～川口市道合(298号との交差点)
86	1	埼玉県	主要	東京所沢線	所沢市北秋津(都境)～所沢市金山町(463号との交差点)
87	1	埼玉県	主要	さいたま菖蒲線	上尾市原市(さいたま市境)～上尾市原市(16号との交差点)
88	1	埼玉県	主要	熊谷小川秩父線	熊谷市村岡(407号との交差点)～熊谷市小江川(深谷東松山線との交差点)
89	1	埼玉県	主要	熊谷小川秩父線	小川町小川(254号との交差点)～小川町青山(飯能寄居線との交差点)
90	1	埼玉県	主要	川越栗橋線	川越市宮元町(254号との交差点)～久喜市西大輪(さいたま栗橋線との交差点)

整理番号	種別	道路管理者	道路種別	路線名	区間
91	1	埼玉県	主要	川越日高線	川越市小仙波（254号との交差点）～日高市久保（299号との交差点）
92	1	埼玉県	主要	越谷野田線	越谷市大沢（足立越谷線との交差点）～松伏町金杉（千葉県境）
93	1	埼玉県	主要	三郷松伏線	三郷市三郷（草加流山線との交差点）～三郷市早稲田（越谷流山線との交差点）
94	1	埼玉県	主要	東松山鴻巣線	東松山市新宿町（407号との交差点）～鴻巣市天神（17号との交差点）
95	1	埼玉県	主要	草加流山線	草加市栄町（足立越谷線との交差点）～三郷市早稲田（千葉県境）
96	1	埼玉県	主要	飯能寄居線	飯能市双柳（299号との交差点）～毛呂山町毛呂本郷（川越坂戸毛呂山線との交差点）
97	1	埼玉県	主要	飯能寄居線	毛呂山町葛貫（飯能寄居線との交差点）～越生町成瀬
98	1	埼玉県	主要	飯能寄居線	越生町成瀬～小川町青山（熊谷小川秩父線との交差点）
99	1	埼玉県	主要	本庄寄居線	本庄市東台（17号との交差点）～美里町猪俣（254号との交差点）
100	1	埼玉県	主要	鴻巣羽生線	羽生市砂山（125号との交差点）～羽生市小松台（122号との交差点）
101	1	埼玉県	主要	さいたま草加線	草加市花栗（4号との交差点）～草加市栄町（足立越谷線との交差点）
102	1	埼玉県	主要	さいたま草加線	川口市道合（298号との交差点）～川口市赤井（台東川口線との交差点）
103	1	埼玉県	主要	川口上尾線	川口市幸町（川口市道との交差点）～川口市芝（さいたま市境）
104	1	埼玉県	主要	川口上尾線	上尾市日の出（さいたま市境）～上尾市日の出（17号との交差点）
105	1	埼玉県	主要	川越坂戸毛呂山線	毛呂山町毛呂本郷（飯能寄居線との交差点）～毛呂山町岩井（飯能寄居線との交差点）
106	1	埼玉県	主要	さいたま東村山線	新座市野火止（254号との交差点）～新座市あたご（都境）
107	1	埼玉県	主要	深谷東松山線	滑川町福田（ときがわ熊谷線との交差点）～東松山市上野本（254号との交差点）
108	1	埼玉県	主要	深谷東松山線	深谷市幡羅町（深谷市道との交差点）～熊谷市小江川（熊谷小川秩父線との交差点）
109	1	埼玉県	主要	足立越谷線	草加市瀬崎町（都県境）～越谷市下間久里（4号との交差点）
110	1	埼玉県	主要	川越上尾線	川越市松江町（川越日高線との交差点）～上尾市愛宕（17号との交差点）
111	1	埼玉県	主要	越谷流山線	越谷市瓦曽根（足立越谷線との交差点）～三郷市早稲田（三郷松伏線との交差点）
112	1	埼玉県	主要	台東川口線	川口市赤井（さいたま草加線との交差点）～草加市遊馬町（都境）
113	1	埼玉県	主要	葛飾吉川松伏線	三郷市天神（298号との交差点）～吉川市保（越谷流山線との交差点）
114	1	埼玉県	主要	練馬川口線	戸田市早瀬（17号バイパスとの交差点）～戸田市川岸3丁目（17号との交差点）
115	1	埼玉県	主要	羽生栗橋線	羽生市小松台（122号との交差点）～羽生市北荻島（羽生IC入口との交差点）
116	1	埼玉県	主要	川口停車場線	川口市本町（川口市道との交差点）～川口市本町（122号との交差点）
117	1	埼玉県	一般	吉場安行東京線	草加市柳島（川口草加線との交差点）～草加市谷塚上町（都境）
118	1	埼玉県	一般	川口草加線	草加市柳島（吉場安行東京線との交差点）～草加市吉町（足立越谷線との交差点）
119	1	埼玉県	一般	東京朝霞線	新座市栄（都境）～朝霞市幸町（254号との交差点）
120	1	埼玉県	一般	所沢堀兼狭山線	所沢市松郷（463号との交差点）～狭山市狭山（狭山環状道路起点）
121	1	埼玉県	一般	ときがわ熊谷線	滑川町福田（深谷東松山線との交差点）～熊谷市万吉（熊谷小川秩父線との交差点）
122	1	埼玉県	一般	松戸三郷線	三郷市鷹野（千葉県境）～三郷市鷹野（298号との交差点）
123	1	埼玉県	一般	蓮田鴻巣線	伊奈町栄（さいたま栗橋線との交差点）～伊奈町栄（上尾環状線との交差点）
124	1	埼玉県	一般	上尾環状線	上尾市愛宕（17号との交差点）～伊奈町栄（蓮田鴻巣線との交差点）
125	1	埼玉県	一般	平沼中老袋線	川島町角泉（川島町道との交差点）～川島町下猪（川越栗橋線との交差点）
126	1	埼玉県	一般	惣新田幸手線	幸手市上高野（4号との交差点）～幸手市平須賀（幸手IC）
127	1	埼玉県	主要	練馬所沢線	所沢市下安松（都境）～所沢市松郷（463号との交差点）
128	1	埼玉県	一般	川越北環状線	川越市福田（254号との交差点）～川越市脇田新町（16号バイパスとの交差点）
				43路線（一次）	49区間
第2次緊急輸送道路（他機関管理）					
129	2	さいたま市	補国	国道122号	さいたま市岩槻区加倉（122号BPとの交差点）～さいたま市岩槻区本町（さいたま春日部線との交差点）
130	2	さいたま市	主要	さいたま春日部線	さいたま市西区遊馬町（16号77 ^ア 0-F）～さいたま市見沼区宮ヶ谷塔（さいたま幸手線との交差点）
131	2	さいたま市	主要	さいたま春日部線	さいたま市見沼区宮ヶ谷塔（16号との交差点）～さいたま市岩槻区加倉（122号との交差点）
132	2	さいたま市	主要	さいたま春日部線	さいたま市岩槻区本町（122号（旧道）との交差点）～春日部市下蛭田（さいたま市境）
133	2	さいたま市	主要	さいたま東村山線	さいたま市桜区田島（17号新大宮バイパスとの交差点）～志木市宗岡（さいたま市境）
134	2	さいたま市	主要	越谷岩槻線	越谷市野島（さいたま市境）～さいたま市岩槻区城南（16号との交差点）
135	2	さいたま市	主要	さいたま鴻巣線	さいたま市桜区町谷（17号との交差点）～さいたま市桜区道場（桜区役所入口）
136	2	さいたま市	主要	さいたま幸手線	さいたま市岩槻区本町（さいたま春日部線との交差点）～白岡市岡泉（さいたま市境）
137	2	さいたま市	主要	大宮停車場線	さいたま市大宮区大門町（大宮駅前）～さいたま市大宮区宮町（さいたま春日部線との交差点）
138	2	さいたま市	一般	さいたま鳩ヶ谷線	さいたま市見沼区東門前（さいたま春日部線との交差点）～さいたま市緑区大門（463号との交差点）
139	2	さいたま市	一般	蓮田杉戸線	蓮田市江ヶ崎（さいたま市境）～さいたま市岩槻区鹿室（さいたま幸手線との交差点）
140	2	さいたま市	一般	鴻巣桶川さいたま線	さいたま市大宮区大門町（大宮駅前）～さいたま市浦和区北浦和（さいたま幸手線との交差点）
141	2	さいたま市	一般	鴻巣桶川さいたま線	上尾市栄町（さいたま市境）～さいたま市大宮区宮町（大宮停車場線との交差点）
142	2	さいたま市	一般	曲本さいたま線	さいたま市南区沼影（さいたま県土）～さいたま市南区白幡（17号との交差点）

整理番号	種別	道路管理者	道路種別	路線名	区間
143	2	さいたま市	一般	新方須賀さいたま線	さいたま市大宮区東町(川口上尾線との交差点)～さいたま市大宮区大門町(大宮駅前)
144	2	さいたま市	一般	宗岡さいたま線	さいたま市中央区下落合(中央区役所)～さいたま市中央区下落合(17号との交差点)
145	2	さいたま市	一般	蒲生岩槻線	越谷市西新井(さいたま市境)～さいたま市岩+M157:R184槻区約上(463号バイパスとの交差点)
146	2	さいたま市	一般	大和田停車場線	さいたま市見沼区大和田町(大和田駅前)～さいたま市見沼区大和田町(さいたま春日部線との交差点)
147	2	道路公社	有料	狭山環状有料道路	狭山市上奥富(16号との交差点)～狭山市柏原(狭山環状道路終点)
148	2	国交省	直国	国道17号上尾道路	桶川北本インターチェンジ～北本市石戸宿(さいたま鴻巣線との交差点)
149	2	さいたま市	一般	岩槻停車場線	さいたま市岩槻区本町(岩槻区役所)～さいたま市岩槻区本町(122号との交差点)
150	2	さいたま市	主要	さいたま川口線	さいたま市緑区大字三室字西宿1284番4～さいたま市緑区大字中尾字不動谷575番1
151	2	さいたま市	主要	さいたまふじみ野所沢線	さいたま市中央区上落合一丁目877番～さいたま市大宮区北袋町一丁目173番1
152	2	さいたま市	主要	さいたま鴻巣線	さいたま市西区大字島根字道下312-1～さいたま市西区大字島根字道下319-1(島根交差点)
153	2	さいたま市	一般	さいたま鳩ヶ谷線	さいたま市緑区大字大門字東裏2569-1～さいたま市緑区大字大門字西裏1862-1
154	2	さいたま市	一般	新方須賀さいたま線	さいたま市大宮区東町一丁目44番1～さいたま市大宮区天沼町一丁目48番1
155	2	さいたま市	市町村	市道イワ106号線	さいたま市岩槻区上野六丁目12-1～さいたま市岩槻区東岩槻六丁目12-17
156	2	さいたま市	市町村	市道イワ119号線	さいたま市岩槻区南平野二丁目1-1～さいたま市岩槻区南平野4丁目39-2
157	2	さいたま市	市町村	市道20160号線	さいたま市大宮区天沼町1丁目51-1～さいたま市大宮区天沼町1丁目869-1
158	2	さいたま市	市町村	市道21952号線	さいたま市大宮区天沼町1丁目893-1～さいたま市大宮区天沼町1丁目893-1
159	2	さいたま市	市町村	市道22088号線	さいたま市中央区新都心2-1～さいたま市中央区新都心2-1
160	2	さいたま市	市町村	市道E第177号線	さいたま市浦和区高砂3丁目74-1～さいたま市浦和区高砂3丁目425-1
161	2	さいたま市	市町村	市道E第178号線	さいたま市浦和区高砂3丁目37-1～さいたま市浦和区高砂3丁目37-1
162	2	さいたま市	市町村	市道E-96号線	さいたま市浦和区常盤六丁目1-1～さいたま市浦和区常盤六丁目1-1
163	2	さいたま市	市町村	市道J-385号線	さいたま市緑区大字三室字西宿1207-4～さいたま市緑区大字三室字西宿1286-1
164	2	さいたま市	市町村	市道L-11号線	さいたま市緑区大字三室字北宿2460-1～さいたま市緑区大字中尾字駒前577-7
165	2	さいたま市	市町村	市道第713号線	さいたま市中央区新都心1-5～さいたま市中央区新都心1-2
166	2	さいたま市	市町村	市道第715号線	さいたま市中央区新都心2-1～さいたま市中央区新都心2-2
167	2	さいたま市	市町村	市道第5号線	さいたま市中央区桜丘2丁目1521-1～さいたま市桜区大字白鍬字仲道426-1
168	2	さいたま市	市町村	市道A第384号線	さいたま市西区大字島根字上根切171-1～さいたま市桜区大字白鍬字仲道425-1
169	2	さいたま市	市町村	市道40463号線	さいたま市西区大字島根字宮前445-1～さいたま市西区大字島根字上根切170-2
170	2	さいたま市	市町村	市道40583号線	さいたま市西区大字島根字道下350～さいたま市西区大字島根字道下312-1
171	2	川越市	市町村	市道1号線	川越市城下町10-10～川越市元町1-2-1
172	2	熊谷市	市町村	市道135号線	熊谷市中西1丁目2地先～熊谷市肥塚(国道17号熊谷バイパスとの交差点)
173	2	熊谷市	市町村	市道大里1513号線	熊谷市中曾野(青山熊谷線との交差点)～熊谷市中曾野640-1地先(大里行政センターまで)
174	2	熊谷市	市町村	市道123号	熊谷市龍原南一丁目317番地先～熊谷市龍原南二丁目189番地先
175	2	熊谷市	市町村	市道40453号	熊谷市久保島521番1地先～熊谷市久保島1050番12地先
176	2	熊谷市	市町村	市道40672号	熊谷市久保島1184番2地先～熊谷市久保島521番2地先
177	2	熊谷市	市町村	市道40728号	熊谷市玉井16番4地先～熊谷市久保島1184番2地先
178	2	熊谷市	市町村	市道40826号	熊谷市龍原南一丁目193番地先～熊谷市龍原南二丁目241番地先
179	2	熊谷市	市町村	市道41052号	熊谷市新堀新田251番2地先～熊谷市久保島521番1地先
180	2	熊谷市	市町村	市道105号線	熊谷市上之980番9地先～熊谷市上中条243番12地先
181	2	熊谷市	市町村	市道133号線	熊谷市本町二丁目72番地先～熊谷市宮町二丁目138番地先
182	2	熊谷市	市町村	市道30398号線	熊谷市上中条243番12地先～熊谷市上中条119番地先
183	2	川口市	市町村	市道幹線第25号線	川口市朝日1丁目5-20～川口市青木2丁目1-1
184	2	川口市	市町村	市道幹線第73号線	川口市大字西新井宿316～川口市大字新井宿1082
185	2	川口市	市町村	市道神根第520号線	川口市大字新井宿825-2～川口市大字西新井宿180
186	2	川口市	市町村	市道神根第521号線	川口市大字新井宿1082～川口市大字新井宿825-2
187	2	川口市	市町村	市道南平第19号線	川口市領家5丁目6-11～川口市領家5丁目6-11
188	2	川口市	市町村	市道幹線第10号線	川口市東領家5丁目1-25～川口市領家4丁目9-1
189	2	川口市	市町村	市道幹線第11号線	川口市領家4丁目9-1～川口市領家5丁目13-35
190	2	川口市	市町村	市道南平第20号線	川口市領家5丁目13-35～川口市領家5丁目6-11
191	2	川口市	市町村	南平第27号線	川口市東領家5丁目2-8～川口市領家5丁目2-2
192	2	行田市	市町村	市道第7.1-2号線	行田市向町20-27～行田市長野4-29-41
193	2	行田市	市町村	市道第6.1-7号線	行田市大字持田566-1～行田市大字持田375
194	2	行田市	市町村	市道第6.2-8号線	行田市本丸2-5～行田市本丸2-5
195	2	行田市	市町村	市道第7.3-418号線	行田市長野5-8-1～行田市長野5-9-1
196	2	所沢市	市町村	市道2-3号線	所沢市亀ヶ谷9番2地～所沢市南永井436番1地

整理番号	種別	道路管理者	道路種別	路線名	区間
197	2	所沢市	市町村	市道3-851号線	所沢市並木一丁目13番～所沢市並木三丁目3番
198	2	所沢市	市町村	市道3-983号線	所沢市下富585番～所沢市下富414番地
199	2	加須市	市町村	市道112号線	加須市三俣二丁目1番地1～加須市三俣二丁目4番地2
200	2	加須市	市町村	市道134号線	加須市大桑一丁目1番1～加須市大桑一丁目15番
201	2	加須市	市町村	市道244号線	加須市豊野台二丁目717番地8～加須市豊野台二丁目717番地6
202	2	加須市	市町村	市道騎3856号線	加須市芋壘1248-11～加須市芋壘1248-11
203	2	本庄市	市町村	市道第2級13号線	本庄市児玉町秋山字大町676番1地先～本庄市児玉町秋山字大町759番1地先
204	2	本庄市	市町村	市道5375号線	本庄市若泉一丁目1016番2地先～本庄市本庄三丁目1599番1地先
205	2	東松山市	市町村	市道第31号線	東松山市石橋766-1～東松山市石橋726
206	2	東松山市	市町村	市道第76号線	東松山市新郷452-2～東松山市新郷289-1
207	2	東松山市	市町村	市道第4772号線	東松山市新郷558-1～東松山市新郷540-4
208	2	東松山市	市町村	市道第4751号線	東松山市石橋550-1～東松山市石橋858
209	2	春日部市	市町村	市道1-22号線	春日部市中央一丁目52-7～春日部市中央六丁目2番地
210	2	春日部市	市町村	市道1-24号線	春日部市豊明五丁目22-1～春日部市谷原二丁目9-9
211	2	春日部市	市町村	市道1-8-1号線	春日部市谷原二丁目9-9～春日部市中央二丁目30-1
212	2	狭山市	市町村	市道幹第41号線	狭山市柏原371～狭山市柏原216-1
213	2	羽生市	市町村	市道0112号線	羽生市東7丁目14-8～羽生市下羽生325-4
214	2	羽生市	市町村	市道0125号線	羽生市東6丁目16-1～羽生市東7丁目14-8
215	2	羽生市	市町村	市道0235号線	羽生市東6丁目15-1～羽生市東6丁目16-1
216	2	鴻巣市	市町村	市道A-1008号線	鴻巣市東四丁目12-1～鴻巣市鴻巣字中三谷634番2
217	2	深谷市	市町村	市道D-308号線	深谷市仲町12-14～深谷市仲町11-1
218	2	深谷市	市町村	市道N-122号線	深谷市岡部1258～深谷市岡部1164-1
219	2	深谷市	市町村	市道幹2号線	深谷市上柴町東5-7-9～深谷市上野台1300-6
220	2	深谷市	市町村	市道幹38号線	深谷市上柴町西5-7-6～深谷市上柴町西5-8-1
221	2	深谷市	市町村	市道幹39号線	深谷市上柴町東5-7-9～深谷市上柴町西5-8-1
222	2	深谷市	市町村	市道幹54号線	深谷市岡部759-11～深谷市岡部1258
223	2	上尾市	市町村	市道1008号線	上尾市春日一丁目16番地～上尾市柏座二丁目632番地
224	2	上尾市	市町村	市道1022号線	上尾市緑丘一丁目144番地～上尾市上町二丁目401番地
225	2	上尾市	市町村	市道1053号線	上尾市上町二丁目386番地～上尾市春日一丁目16番地
226	2	草加市	市町村	市道40012号	草加市青柳一丁目1241番地～草加市青柳一丁目1236番地
227	2	草加市	市町村	市道1015号	草加市青柳一丁目4317番地～草加市稲荷六丁目938番地
228	2	草加市	市町村	市道2024号	草加市青柳一丁目1244番地～草加市稲荷五丁目1803番地
229	2	草加市	市町村	市道2027号	草加市稲荷五丁目1802番地～草加市稲荷五丁目1806番
230	2	草加市	市町村	市道40013号	草加市青柳一丁目1244番地～草加市稲荷五丁目1568番地
231	2	草加市	市町村	市道40014号	草加市青柳一丁目4654番12～草加市稲荷六丁目937番地
232	2	草加市	市町村	市道40015号	草加市青柳一丁目4654番1～草加市青柳一丁目4656番地
233	2	草加市	市町村	市道40016号	草加市青柳一丁目4658番2～草加市青柳一丁目4658番8
234	2	草加市	市町村	市道40017号	草加市青柳一丁目4659番1～草加市稲荷六丁目939番地
235	2	草加市	市町村	市道40036号	草加市稲荷五丁目1559番2～草加市青柳一丁目1240番
236	2	草加市	市町村	市道2095線	草加市高砂一丁目87番3～草加市高砂二丁目72番5
237	2	草加市	市町村	市道2036号線	草加市高砂一丁目75番3～草加市高砂一丁目1番1
238	2	越谷市	市町村	市道80079号線	越谷市南越谷2-2905-2地先～越谷市南越谷2丁目11番先
239	2	越谷市	市町村	市道1130号線	越谷市越ヶ谷1丁目5番5地先～越谷市越ヶ谷4丁目1番6地先
240	2	越谷市	市町村	市道40001号線	越谷市越ヶ谷4丁目1番6地先～越谷市越ヶ谷4丁目2番1地先
241	2	越谷市	市町村	市道60268号線	越谷市西新井1382番先～越谷市北後谷6番先
242	2	越谷市	市町村	市道70114号線	越谷市瓦曾根2丁目854番先～越谷市南越谷2丁目1番1先
243	2	蕨市	市町村	市道22-36号線	蕨市中央5丁目3819番1地先～蕨市中央5丁目3820番1地先
244	2	戸田市	市町村	市道第2035号線	戸田市上戸田1丁目17番地先～戸田市上戸田1丁目1番地先
245	2	戸田市	市町村	市道第2036号線	戸田市上戸田1丁目1番地先～戸田市上戸田1丁目18番地先
246	2	戸田市	市町村	市道第3074号線	戸田市新曽南4丁目3番地先～戸田市氷川町3丁目14番地先
247	2	戸田市	市町村	市道第3012号線	戸田市上戸田2丁目7番地先～戸田市上戸田2丁目45番4地先
248	2	戸田市	市町村	市道第3054号線	戸田市本町1丁目20地先～戸田市本町1丁目18地先
249	2	戸田市	市町村	市道第3058号線	戸田市本町1丁目3-8地先～戸田市本町1丁目18地先
250	2	戸田市	市町村	市道第3200号線	戸田市本町1丁目21地先～戸田市本町1丁目23地先

整理番号	種別	道路管理者	道路種別	路線名	区間
251	2	入間市	市町村	市道幹38号	入間市宮寺3187-19～入間市狭山ヶ原108-8
252	2	入間市	市町村	市道幹64号	入間市狭山ヶ原302-1～入間市狭山ヶ原302-1
253	2	入間市	市町村	市道B602号	入間市狭山ヶ原11-13～入間市狭山ヶ原108-20
254	2	入間市	市町村	市道B603号	入間市狭山ヶ原11-8～入間市狭山ヶ原108-8
255	2	入間市	市町村	市道B605号	入間市狭山ヶ原190～入間市狭山ヶ原189-1
256	2	入間市	市町村	市道D73号	入間市宮寺4102-35～入間市宮寺4016-1
257	2	入間市	市町村	市道幹41号	入間市宮寺2792-2～入間市狭山ヶ原11-8
258	2	入間市	市町村	市道B609号	入間市狭山ヶ原221-2～入間市狭山ヶ原241-1
259	2	入間市	市町村	市道B599号	入間市狭山ヶ原108-9～入間市狭山ヶ原108-2
260	2	入間市	市町村	市道B608号	入間市狭山ヶ原225-1～入間市狭山ヶ原224-1
261	2	入間市	市町村	市道D80号	入間市宮寺4028-1～入間市宮寺4034-2
262	2	入間市	市町村	市道A581号線	入間市向陽台2丁目1-4～入間市向陽台2丁目1-4
263	2	入間市	市町村	市道A366号線	入間市豊岡5丁目1006-7～入間市豊岡5丁目1007-7
264	2	朝霞市	市町村	市道第8号線	朝霞市幸町3丁目4-15～朝霞市本町1-1
265	2	和光市	市町村	市道404号線	和光市諏訪1番～和光市諏訪2番
266	2	和光市	市町村	市道476号線	和光市広沢1番～和光市広沢1番
267	2	新座市	市町村	市道第3001号線	新座市中野二丁目2054番地先～新座市中野二丁目2072番地先
268	2	新座市	市町村	市道第3004号線	新座市中野二丁目2012番地先～新座市中野二丁目2054番地先
269	2	新座市	市町村	市道第3003号線	新座市中野二丁目2028番地先～新座市中野二丁目2076番地先
270	2	新座市	市町村	市道第3005号線	新座市中野二丁目2061番地先～新座市中野二丁目2040番地先
272	2	新座市	市町村	市道第3002号線	新座市中野二丁目2062番地先～新座市中野二丁目2072番地先
273	2	新座市	市町村	市道第3038号線	新座市大和田二丁目277番地先～新座市大和田二丁目238番地先
274	2	新座市	市町村	市道第1号線	新座市野火止一丁目610番地先～新座市野火止一丁目606番地先
276	2	桶川市	市町村	市道1-3号線	桶川市泉1丁目341-1地先～桶川市泉一丁目3番28地先
277	2	桶川市	市町村	市道1-4号線	桶川市泉二丁目10番28地先～桶川市泉二丁目346-5地先
278	2	桶川市	市町村	市道57-3号線	桶川市泉二丁目11番33地先～桶川市泉二丁目12番52地先
279	2	久喜市	市町村	市道久喜19号線	久喜市下早見85-3地先～久喜市南286-1地先
280	2	久喜市	市町村	市道久喜6217号線	久喜市江面362-2地先～久喜市江面245-5地先
281	2	久喜市	市町村	市道栗橋1002号線	久喜市小右衛門686-3地先～久喜市小右衛門686-3地先
282	2	久喜市	市町村	市道栗橋356号線	久喜市小右衛門830-4地先～久喜市小右衛門748-1地先
283	2	久喜市	市町村	市道菖蒲1477号線	久喜市菖蒲町台1902-1地先～久喜市菖蒲町昭和沼22-1地先
284	2	久喜市	市町村	市道菖蒲1544号線	久喜市菖蒲町昭和沼3地先～久喜市菖蒲町昭和沼2地先
285	2	久喜市	市町村	市道菖蒲70号線	久喜市菖蒲町昭和沼22-1地先～久喜市菖蒲町昭和沼21地先
286	2	久喜市	市町村	市道菖蒲70号線	久喜市菖蒲町昭和沼21地先～久喜市菖蒲町昭和沼3地先
287	2	北本市	市町村	市道25号線	北本市石戸宿1-470地先～北本市石戸宿1-99-2地先
288	2	北本市	市町村	市道4161号線	北本市石戸宿1-99-2地先～北本市荒井6-100地先
289	2	北本市	市町村	市道6292号線	北本市本町8-81地先～北本市本町7-203地先
290	2	北本市	市町村	市道6299号線	北本市本町7-62地先～北本市本町6-286-17地先
291	2	北本市	市町村	市道6300号線	北本市本町7-203地先～北本市本町7-62地先
292	2	北本市	市町村	市道6313号線	北本市本町6-286-17地先～北本市本町6-273地先
293	2	北本市	市町村	市道6327号線	北本市本町4-43地先～北本市本町8-81地先
294	2	北本市	市町村	市道6360号線	北本市本町6-273地先～北本市本町1-111地先
295	2	八潮市	市町村	市道2031号線	中央一丁目8番地3～中央一丁目5番地12
296	2	三郷市	市町村	市道0108号線	三郷市花和田648-1～三郷市花和田593番4
297	2	三郷市	市町村	市道0111号線	三郷市新三郷らシティ-1丁目388-102～三郷市新三郷らシティ-3丁目80-4
298	2	三郷市	市町村	市道1823号線	三郷市大広戸926番9～三郷市大広戸1088番4
299	2	三郷市	市町村	市道1831号線	三郷市大広戸926番6～三郷市塚塚58番5
300	2	三郷市	市町村	市道2054号線	三郷市塚塚40番6～三郷市上口二丁目144番3
301	2	蓮田市	市町村	市道1437号線	蓮田市大字黒浜2808番1～蓮田市大字黒浜2808番2
302	2	蓮田市	市町村	市道46号線	蓮田市橋山二丁目216番700～蓮田市大字黒浜2808番15
303	2	蓮田市	市町村	市道50号線	蓮田市大字黒浜2808番15～蓮田市大字黒浜2808番1
304	2	坂戸市	市町村	市道2019号線	坂戸市八幡一丁目17番1地先～坂戸市千代田一丁目35番2地先
305	2	坂戸市	市町村	市道3240号線	坂戸市柳町82番32地先～坂戸市大字栄332番3地先
306	2	坂戸市	市町村	市道2054号線	坂戸市大字栄337番2地先～坂戸市大字栄332番3地先

整理番号	種別	道路管理者	道路種別	路線名	区間
307	2	坂戸市	市町村	市道6919号線	坂戸市大字塚崎362番地先～坂戸市大字塚崎202番地先
308	2	坂戸市	市町村	市道6272号線	坂戸市大字塚崎361番2地先～坂戸市大字塚崎373番地先
309	2	坂戸市	市町村	市道6776号線	坂戸市にっさい花みず木二丁目8番6地先～坂戸市にっさい花みず木二丁目9番1地先
310	2	幸手市	市町村	市道1-18号線の一部	幸手市東5丁目2757-3地先～幸手市東5丁目2749地先
311	2	幸手市	市町村	市道1103号線の一部	幸手市東4丁目1331番地先～幸手市東4丁目1500番11地先
312	2	日高市	市町村	市道幹線6号	日高市大字南平沢825番地1～日高市大字南平沢1040番2地先
313	2	吉川市	市町村	市道2-101号線	吉川市大字平沼668番地先～吉川市大字関246番地先
314	2	吉川市	市町村	市道2-102号線	吉川市大字関246番地先～吉川市きよみ野一丁目1番
315	2	吉川市	市町村	市道2-318号線	吉川市大字吉川1512番地先～吉川市大字平沼668番地先
316	2	白岡市	市町村	市道115号線	白岡市篠津字立野779-6～白岡市篠津字立野834-4
317	2	白岡市	市町村	市道7353号線	白岡市千駄野字谷中409-1～白岡市千駄野字谷中449
318	2	伊奈町	市町村	町道第5088号線	伊奈町大字小室字新田9472番地先～伊奈町大字小室字新田9493番地先
319	2	伊奈町	市町村	町道第115号線の一部	伊奈町大字小室字新田9474番1地先～伊奈町大字小室字新田9479番地先
320	2	三芳町	市町村	町道幹線24号線の一部	三芳町竹間沢東7～三芳町竹間沢東6
321	2	三芳町	市町村	町道幹線25号線の一部	三芳町竹間沢東1～三芳町竹間沢東3
322	2	三芳町	市町村	町道幹線26号線	三芳町竹間沢東22～三芳町竹間沢東48
323	2	三芳町	市町村	町道竹間沢東11号線	三芳町竹間沢東12～三芳町竹間沢東13
324	2	三芳町	市町村	町道竹間沢東12号線	三芳町竹間沢東11～三芳町竹間沢東15
325	2	三芳町	市町村	町道竹間沢東13号線	三芳町竹間沢東21～三芳町竹間沢東16
326	2	三芳町	市町村	町道竹間沢東14号線の一部	三芳町竹間沢東16～三芳町竹間沢東17
327	2	三芳町	市町村	町道竹間沢東15号線町道竹間沢東9号線の一部	三芳町竹間沢東14～三芳町竹間沢東21
328	2	三芳町	市町村	町道竹間沢東1号線の一部	三芳町竹間沢東2～三芳町竹間沢東1
329	2	三芳町	市町村	町道竹間沢東5号線の一部	三芳町竹間沢東5～三芳町竹間沢東6
330	2	三芳町	市町村	町道竹間沢東7号線の一部	三芳町竹間沢東10～三芳町竹間沢東9
331	2	三芳町	市町村	町道竹間沢東7号線の一部町道竹間沢東9号線の一部	三芳町竹間沢東9～三芳町竹間沢東14
332	2	三芳町	市町村	町道竹間沢東8号線	三芳町竹間沢東8～三芳町竹間沢東12
333	2	三芳町	市町村	町道幹線5号線	三芳町北永井616番～三芳町藤久保1100番
334	2	越生町	市町村	町道1-28号線	越生町越生917～越生町越生891-1
335	2	越生町	市町村	町道1-32号線	越生町黒岩120番地先(三滝入口交差点)～越生町大字成瀬835-1地先(飯能寄居線との交差点)
336	2	滑川町	市町村	町道1497号線	滑川町大字福田字新庭750番4地先～滑川町大字福田字新庭755番1地先
337	2	滑川町	市町村	町道159号線	滑川町大字福田字新出724番1地先～滑川町大字福田字新庭743番10地先
338	2	嵐山町	市町村	町道1-22号	嵐山町大字志賀412番地1先～嵐山町大字広野1358番地6先
339	2	嵐山町	市町村	町道広野328号線	嵐山町大字広野1415番地1先～嵐山町大字広野1454番地1先
340	2	嵐山町	市町村	町道杉山268号線	嵐山町大字杉山1075番地1先～嵐山町大字広野1449番地10先
341	2	小川町	市町村	町道5388号線	小川町大字小川字下町60番3～小川町大字大塚字大塚宿46番7
342	2	小川町	市町村	町道227号線	小川町大字高見字山ノ神529番～小川町大字高谷字関下2850番
343	2	小川町	市町村	町道228号線	小川町大字高谷字関下2850番～小川町大字高谷字大上428番
344	2	小川町	市町村	町道2125号線	小川町大字高見字山ノ神529番～小川町大字能増字新田776番
345	2	小川町	市町村	町道122号線	小川町大字小川字下町60番1～小川町大字小川字下町60番3
346	2	川島町	市町村	町道1-8号線	川島町大字下八ツ林728-1～川島町大字下八ツ林697-1
347	2	皆野町	市町村	町道皆野13号線	皆野町大字皆野1647番1地先～皆野町大字皆野1419番1地先
348	2	小鹿野町	市町村	町道49号線	小鹿野町下小鹿野字花園2009番2地先～小鹿野町下小鹿野字南扶桑ケ原2002番1地先
349	2	東秩父村	市町村	村道1-1号線	東秩父村大字奥沢字関場201-2～東秩父村大字御堂字向堀633-2
350	2	神川町	市町村	町道1級3号線	神川町大字植竹647-1～神川町大字植竹909番1
351	2	上里町	市町村	町道226号線	七本木字三軒後2025-2～七本木4042
352	2	寄居町	市町村	町道111号線	寄居町大字寄居201-1～寄居町大字寄居1612-1
353	2	寄居町	市町村	町道112号線	寄居町大字桜沢596-3～寄居町大字寄居1154-6
354	2	寄居町	市町村	町道207号線	寄居町大字寄居1184-1～寄居町大字寄居1173
355	2	寄居町	市町村	町道226号線	寄居町大字牟礼1523-4～寄居町大字牟礼1024-5
356	2	寄居町	市町村	町道E063号線	寄居町大字牟礼902～寄居町大字牟礼1635-1
357	2	寄居町	市町村	町道E091号線	寄居町大字牟礼1631-1～寄居町大字牟礼1613-4
358	2	寄居町	市町村	町道227号線	寄居町大字牟礼179-1～寄居町大字今市1244-1
359	2	寄居町	市町村	町道4825号線	寄居町大字今市52-1～寄居町大字今市63-2
360	2	宮代町	市町村	町道第75号線	宮代町大字須賀1567番2地先～宮代町大字須賀2251番地先

整理番号	種別	道路管理者	道路種別	路線名	区間
361	2	宮代町	市町村	町道第94号線	宮代町笠原一丁目948番2地先～宮代町笠原一丁目921番2地先
362	2	杉戸町	市町村	町道Ⅰ級5号線	北葛飾郡杉戸町大字下高野581番地先～北葛飾郡杉戸町大字大島989番地先
				226路線（二次）	232区間
第2次緊急輸送道路（埼玉県管理）					
363	2	埼玉県	一般	熊谷羽生線	行田市持田（持田IC）～行田市桜町（佐野行田線との交差点）
364	2	埼玉県	補国	国道140号	深谷市田中（深谷嵐山線との交差点）～深谷市田中（深谷嵐山線との交差点）
365	2	埼玉県	補国	国道299号	飯能市中山（299号BPとの交差点）～飯能市東町（青梅飯能線との交差点）
366	2	埼玉県	補国	国道463号	入間市東町（自衛隊入間基地）～入間市河原町（16号との交差点）
367	2	埼玉県	主要	さいたま春日部線	春日部市下蛭田（さいたま市境）～春日部市粕壁東（4号との交差点）
368	2	埼玉県	主要	さいたま菖蒲線	上尾市原市（上尾環状線との交差点）～久喜市菖蒲町菖蒲（川越栗橋線との交差点）
369	2	埼玉県	主要	川越所沢線	川越市新宿町（16号との交差点）～所沢市下安松（練馬所沢線との交差点）
370	2	埼玉県	主要	佐野行田線	行田市小見（125号との交差点）～行田市桜町（熊谷羽生線との交差点）
371	2	埼玉県	主要	川越入間線	川越市今福（川越所沢線との交差点）～入間市宮寺（16号との交差点）
372	2	埼玉県	主要	佐野古河線	加須市小野袋（群馬県境）～加須市柏戸（354号との交差点）
373	2	埼玉県	主要	熊谷小川秩父線	小川町大塚（254号との交差点）～東秩父村役場
374	2	埼玉県	主要	熊谷小川秩父線	嵐山町越畑（深谷嵐山線との交差点）～小川町中爪（254号との交差点）
375	2	埼玉県	主要	伊勢崎深谷線	深谷市中瀬（群馬県境）～深谷市深谷町（17号との交差点）
376	2	埼玉県	主要	上里鬼石線	上里町神保原町（17号との交差点）～上里町七本木（上里町役場）
377	2	埼玉県	主要	上里鬼石線	神川町元阿保（254号との交差点）～神川町渡瀬（矢納浄法寺線との交差点）
378	2	埼玉県	主要	境杉戸線	幸手市中島（茨城県境）～杉戸町杉戸（4号との交差点）
379	2	埼玉県	主要	青梅飯能線	飯能市飯能（飯能下名栗線との交差点）～飯能市東町（299号との交差点）
380	2	埼玉県	主要	飯能寄居線	越生町越生（越生町役場）～越生町黒岩（越生町道との交差点）
381	2	埼玉県	主要	鴻巣羽生線	鴻巣市宮地（17号との交差点）～川里支所前
382	2	埼玉県	主要	東松山桶川線	北本市荒井（さいたま鴻巣線との交差点）～北本市石戸（下石戸上菖蒲線との交差点）
383	2	埼玉県	主要	さいたま草加線	川口市東本郷（足立川口線との交差点）～草加市花栗（4号との交差点）
384	2	埼玉県	主要	保谷志木線	新座市畑中（櫻ガード付近）～志木市中宗岡（さいたま東村山線との交差点）
385	2	埼玉県	主要	皆野両神荒川線	秩父市下吉田（吉田総合支所）～秩父市荒川賢川（140号との交差点）
386	2	埼玉県	主要	加須鴻巣線	加須市大門町（加須警察署）～加須市騎西（122号との交差点）
387	2	埼玉県	主要	加須鴻巣線	加須市騎西（122号との交差点）～鴻巣市天神（17号との交差点）
388	2	埼玉県	主要	川越坂戸毛呂山線	川越市上寺山（川越北環状線との交差点）～坂戸市につさい花みず木（坂戸西IC入口）
389	2	埼玉県	主要	さいたま東村山線	志木市宗岡（さいたま市境）～志木市中宗岡（保谷志木線との交差点）
390	2	埼玉県	主要	東松山越生線	東松山市材木町（深谷東松山線との交差点）～越生町黒岩（飯能寄居線との交差点）
391	2	埼玉県	主要	松伏春日部関宿線	松伏町魚沼（野田岩槻線との交差点）～松伏町魚沼（庄和浄水場）
392	2	埼玉県	主要	加須北川辺線	加須市三俣2丁目（125号との交差点）～加須市柏戸（354号との交差点）
393	2	埼玉県	主要	深谷東松山線	東松山市松葉町（東松山市役所）～東松山市材木町（東松山越生線との交差点）
394	2	埼玉県	主要	越谷岩槻線	越谷市南荻島（4号との交差点）～越谷市野島（さいたま市境）
395	2	埼玉県	主要	所沢狭山線	狭山市南入曽（川越入間線との交差点）～狭山市入間川（16号との交差点）
396	2	埼玉県	主要	青梅秩父線	飯能市下名栗（飯能下名栗線との交差点）～飯能市上名栗（名栗庁舎）
397	2	埼玉県	主要	松戸草加線	三郷市鷹野（298号との交差点）～草加市吉町（足立越谷線との交差点）
398	2	埼玉県	主要	さいたまふじみ野所沢線	川越市洪井（254号BPとの交差点）～ふじみ野市亀久保（254号との交差点）
399	2	埼玉県	主要	さいたま鴻巣線	北本市荒井（ｽﾀｰ ｲﾝﾀｰﾅｰ）～北本市荒井（東松山桶川線との交差点）
400	2	埼玉県	主要	さいたま鴻巣線	北本市深井（鴻巣桶川さいたま線との交差点）～鴻巣市本町（東松山鴻巣との交差点）
401	2	埼玉県	主要	深谷寄居線	深谷市榎合（熊谷児玉線との交差点）～寄居町桜沢（254号との交差点）
402	2	埼玉県	主要	さいたま幸手線	白岡市岡泉（さいたま市境）～杉戸町下高野（下高野杉戸線との交差点）
403	2	埼玉県	主要	行田東松山線	行田市桜町（熊谷羽生線との交差点）～鴻巣市鎌塚（17号との交差点）
404	2	埼玉県	主要	葛飾吉川松伏線	三郷市戸ヶ崎（都境）～三郷市天神（298号との交差点）
405	2	埼玉県	主要	葛飾吉川松伏線	吉川市保（越谷流山線との交差点）～松伏町松伏（越谷野田線との交差点）
406	2	埼玉県	主要	練馬川口線	戸田市川岸3丁目（17号との交差点）～川口市宮町（川口麻線との交差点）
407	2	埼玉県	主要	深谷嵐山線	深谷市本住町（17号との交差点）～深谷市田中（140号との田中交差点）
408	2	埼玉県	主要	深谷嵐山線	深谷市田中（140号との交差点）～嵐山町広野（嵐山町役場）
409	2	埼玉県	主要	飯能下名栗線	飯能市飯能（青梅飯能線との交差点）～飯能市下名栗（青梅秩父線との交差点）
410	2	埼玉県	主要	秩父荒川線	秩父市久那（小鹿野影森停車場線との交差点）～秩父市久那（小鹿野影森停車場線との交差点）
411	2	埼玉県	主要	秩父上名栗線	秩父市本町（299号との交差点）～秩父市日野田町（140号との交差点）
412	2	埼玉県	主要	日高川島線	日高市南平沢（飯能寄居線との交差点）～川島町山ヶ谷戸（川越栗橋線との交差点）

整理番号	種別	道路管理者	道路種別	路線名	区間
413	2	埼玉県	主要	熊谷児玉線	熊谷市三ツ尻（深谷東松山線との交差点）～美里町関（本庄寄居線との交差点）
414	2	埼玉県	主要	熊谷児玉線	美里町関（本庄寄居線との交差点）～本庄市児玉町児玉（254号との交差点）
415	2	埼玉県	主要	行田蓮田線	行田市佐間（行田東松山線との交差点）～さきたま古墳公園
416	2	埼玉県	主要	春日部菖蒲線	春日部市梅田（16号との交差点）～白岡市篠津（さいたま栗橋線との交差点）
417	2	埼玉県	主要	朝霞蕨線	朝霞市幸町（254号との交差点）～朝霞市役所
418	2	埼玉県	主要	野田岩槻線	松伏町魚沼（松伏春日部宿根線との交差点）～越谷市平方（4号BPとの交差点）
419	2	埼玉県	主要	熊谷館林線	熊谷市肥塚（17号熊谷バイパスとの交差点）～熊谷市今井（熊谷スポーツ文化公園）
420	2	埼玉県	主要	羽生栗橋線	羽生市北萩島（羽生IC入口との交差点）～羽生市三田ヶ谷（三田ヶ谷礼羽線との交差点）
421	2	埼玉県	主要	羽生栗橋線	加須市北平野（砂原北大桑線との交差点）～大和根総合支所
422	2	埼玉県	主要	春日部久喜線	宮代町中島（蓮田杉戸線との交差点）～久喜市上早見（さいたま栗橋線との交差点）
423	2	埼玉県	主要	上尾久喜線	上尾市久保（17号との交差点）～蓮田市根金（122号との交差点）
424	2	埼玉県	一般	平方東京線	八潮市大曾根（八潮三郷線との交差）～八潮市浮塚（都県境）
425	2	埼玉県	一般	新座和光線	朝霞市膝折町（保谷志木線との交差点）～朝霞市膝折町（朝霞蕨線との交差点）
426	2	埼玉県	一般	川口蕨線	川口市宮町（練馬川口線との交差点）～川口市西川口（済生会川口総合病院）
427	2	埼玉県	一般	和光志木線	朝霞市北原（朝霞浄水場入口）～志木市本町（保谷志木線との交差点）
428	2	埼玉県	一般	越谷八潮線	越谷市東越谷（越谷警察署）～越谷市相模町（越谷流山線との交差点）
429	2	埼玉県	一般	八潮三郷線	八潮市浮塚（平方東京線との交差）～三郷市番匠免（三郷Jct.IC）
430	2	埼玉県	一般	熊谷羽生線	羽生市桑崎（122号との交差点）～羽生市西（羽生実業高校入口）
431	2	埼玉県	一般	熊谷羽生線	熊谷市池上（125号との交差点）～熊谷市池上（弥藤吾行田線との交差点）
432	2	埼玉県	一般	六万部久喜停車場線	久喜市下清久（川越栗橋線との交差点）～久喜市上早見（さいたま栗橋線との交差点）
433	2	埼玉県	一般	加須幸手線	久喜市鷲宮（鷲宮総合支所）～久喜市東大輪（さいたま栗橋線との交差点）
434	2	埼玉県	一般	幸手久喜線	久喜市野久喜（久喜工業高校前）～久喜市久喜本（さいたま栗橋線との交差点）
435	2	埼玉県	一般	蓮田杉戸線	宮代町中島（春日部久喜線との交差点）～杉戸町清地（4号との交差点）
436	2	埼玉県	一般	蓮田杉戸線	蓮田市黒浜（蓮田白岡久喜線との交差点）～蓮田市江ヶ崎（さいたま市場）
437	2	埼玉県	一般	蓮田白岡久喜線	蓮田市黒浜（蓮田杉戸線との交差点）～蓮田市黒浜（蓮田松嶺高校への入口）
438	2	埼玉県	一般	鴻巣桶川さいたま線	北本市深井（さいたま鴻巣線との交差点）～上尾市栄（さいたま市場）
439	2	埼玉県	一般	鴻巣桶川さいたま線	鴻巣市神明（17号との交差点）～鴻巣市本町（東松山鴻巣線との交差点）
440	2	埼玉県	一般	ときがわ坂戸線	鳩山町熊井（東松山越生線との交差点）～鳩山町役場
441	2	埼玉県	一般	ときがわ坂戸線	ときがわ町玉川（大野東松山線との交差点）～鳩山町大橋（東松山越生線との交差点）
442	2	埼玉県	一般	大野東松山線	ときがわ町田中（飯能寄居線との交差点）～東松山市上唐子（254号との交差点）
443	2	埼玉県	一般	小前田児玉線	深谷市小前田（花園総合支所）～深谷市武蔵野（深谷寄居線との交差点）
444	2	埼玉県	一般	東飯能停車場線	飯能市東町（299号との交差点）～飯能市東町（馬引沢飯能線との交差点）
445	2	埼玉県	一般	行田市停車場酒巻線	行田市谷郷（125号との交差点）～行田市斎条（上中条斎条線との交差点）
446	2	埼玉県	一般	小鹿野影森停車場線	秩父市久那（秩父荒川線との交差点）～秩父市下影森（140号との交差点）
447	2	埼玉県	一般	小鹿野影森停車場線	小鹿野町長留（秩父防災基地）～秩父市久那（秩父荒川線との交差点）
448	2	埼玉県	一般	小鹿野影森停車場線	小鹿野町小鹿野（299号との交差点）～小鹿野町役場
449	2	埼玉県	一般	岩殿観音南戸守線	動物自然公園入口～東松山市宮鼻（407号との交差点）
450	2	埼玉県	一般	青山熊谷線	熊谷市屈戸（熊谷市道との交差点）～熊谷市佐谷田（17号との交差点）
451	2	埼玉県	一般	新野岡部停車場線	深谷市岡（17号との交差点）～深谷市岡（針ヶ谷岡線との交差点）
452	2	埼玉県	一般	日高狭山線	狭山市根岸（馬引沢飯能線との交差点）～狭山市根岸（407号との交差点）
453	2	埼玉県	一般	ふじみ野朝霞線	ふじみ野市大井（254号との交差点）～東入間警察署前
454	2	埼玉県	一般	上伊草坂戸線	坂戸IC～坂戸市石井（407号との交差点）
455	2	埼玉県	一般	矢納浄法寺線	神泉支所～神川町渡瀬（上里鬼石線との交差点）
456	2	埼玉県	一般	弥藤吾行田線	熊谷市大塚（スポーツ文化公園）～熊谷市池上（熊谷羽生線との交差点）
457	2	埼玉県	一般	福田鴻巣線	鴻巣市筑波～鴻巣市袋（17号との交差点）
458	2	埼玉県	一般	蓮田鴻巣線	伊奈町栄（上尾環状線との交差点）～伊奈町大針（伊奈町役場）
459	2	埼玉県	一般	下石戸上菅浦線	北本市石戸（東松山桶川線との交差点）～北本市本宿（17号との交差点）
460	2	埼玉県	一般	上尾環状線	上尾市（17号との交差点）～上尾市（鴻巣桶川さいたま線との交差点）
461	2	埼玉県	一般	蒲生岩槻線	越谷市西新井（さいたま市場）～県民健康福祉村前
462	2	埼玉県	一般	三芳富士見線	三芳町藤久保（町役場）～三芳町藤久保（254号との交差点）
463	2	埼玉県	一般	小八林久保田下青鳥線	吉見町役場～吉見町下細谷（東松山鴻巣線との交差点）
464	2	埼玉県	一般	砂原北大桑線	加須市北平野（羽生栗橋線との交差点）～加須市北大桑（125号との交差点）
465	2	埼玉県	一般	馬引沢飯能線	狭山市根岸（日高狭山線との交差点）～飯能市東町（東飯能停車場線との交差点）
466	2	埼玉県	一般	針ヶ谷岡線	岡部総合支所～深谷市岡（新野岡部停車場線との交差点）

整理番号	種別	道路管理者	道路種別	路線名	区間
467	2	埼玉県	一般	美土里町新堀線	熊谷市美土里町（深谷東松山線との交差点）～熊谷市新堀（17号との交差点）
468	2	埼玉県	一般	上中条斉条線	南河原支所前～行田市斎条（行田市停車場酒巻線との交差点）
469	2	埼玉県	一般	上新郷埼玉線	行田市下須戸（125号BPとの交差点）～行田市小針（行田浄水場入口）
470	2	埼玉県	一般	三田ヶ谷礼羽線	羽生水郷公園～羽生市三田ヶ谷（羽生栗橋線との交差点）
471	2	埼玉県	一般	北中曽根北大桑線	加須はなさき公園～加須市北大桑（125号との交差点）
472	2	埼玉県	一般	下吉羽幸手線	幸手市上吉羽（幸手警察署）～幸手市東（4号との交差点）
473	2	埼玉県	一般	下高野杉戸線	杉戸町下高野（さいたま幸手線との交差点）～杉戸町杉戸（東武動物公園停車場線との交差点）
474	2	埼玉県	一般	上笹塚谷口線	三郷市谷口（三郷市役所）～三郷市谷口（葛飾吉川松伏線との交差点）
475	2	埼玉県	一般	下早見菖蒲線	久喜市下早見（さいたま栗橋線との交差点）～久喜市河原井町（久喜菖蒲公園）
476	2	埼玉県	一般	堀兼根岸線	狭山市柏原（狭山環状道路終点）～狭山市根岸（407号との交差点）
477	2	埼玉県	一般	東武動物公園停車場線	杉戸町杉戸（下高野杉戸線との交差点）～杉戸町杉戸（4号との交差点）
478	2	埼玉県	補国	国道140号	深谷市田中（深谷嵐山線との交差点）～深谷市黒田（国道140号バイパスとの交差点）
479	2	埼玉県	補国	国道463号	航空自衛隊入間基地～入間市役所
480	2	埼玉県	主要	春日部松伏線	松伏町松伏2370-5～松伏町松伏2454-1
481	2	埼玉県	主要	熊谷小川秩父線	小川町大字高谷1386-4～小川町大字小川450-4
482	2	埼玉県	主要	川越日高線	川越市大字小仙波字雑敷890-1～川越市大字小仙波字雑敷934-2
483	2	埼玉県	主要	練馬所沢線	所沢市下安松（川越所沢線との交差点）～所沢市東所沢和田（練馬所沢線との交差点）
484	2	埼玉県	主要	川越坂戸毛呂山線	坂戸市にさい花みず木2丁目8-6～坂戸市善能寺253-4
485	2	埼玉県	主要	加須北川辺線	加須市柏戸(354号との交差点)～加須市柏戸(佐野古河線との交差点)
486	2	埼玉県	主要	深谷東松山線	滑川町羽尾2662-1～東松山市石橋133-2
487	2	埼玉県	主要	越谷流山線	越谷市大成町7丁目412-1～吉川市大字吉川1516-5
488	2	埼玉県	主要	さいたま鴻巣線	北本市石戸宿（国道17号上尾道路との交差点）～北本市石戸宿（北里大学メディカルセンター）
489	2	埼玉県	主要	日高川島線	日高市山根（飯能寄居線の交差点）～埼玉医科大学国際医療センター
490	2	埼玉県	一般	川越越生線	鶴ヶ島市大字三ツ木177-4～鶴ヶ島市大字三ツ木179-9
491	2	埼玉県	一般	越谷八潮線	越谷市下間久里（越谷野田線との交差点）～越谷市東大沢3丁目（国道4号の交差点）
492	2	埼玉県	一般	蕨停車場線	蕨市北町2丁目3819-2～蕨市北町2丁目37-1
493	2	埼玉県	一般	熊谷羽生線	熊谷市筑波（17号との交差点）～熊谷市末広（熊谷市道との交差点）
494	2	埼玉県	一般	加須菖蒲線	加須市三俣2丁目(125号との交差点)～加須市睦町(加須停車場線との交差点)
495	2	埼玉県	一般	越谷川口線	越谷市南越谷1丁目2932-2～越谷市新越谷2丁目17-1
496	2	埼玉県	一般	ときがわ坂戸線	鳩山町大豆戸2937-1～坂戸市善能寺253-4
497	2	埼玉県	一般	ときがわ坂戸線	ときがわ町大字玉川1431-3～ときがわ町玉川1614-1
498	2	埼玉県	一般	次木杉戸線	杉戸町深輪391-16～杉戸町椿326-1
499	2	埼玉県	一般	小川町停車場線	小川町大字大塚33-10～小川町大字小川100-1
500	2	埼玉県	一般	小鹿野影森停車場線	秩父郡小鹿野町小鹿野字石井戸2696-1～秩父郡小鹿野町下小鹿野字北扶桑原2114-1
501	2	埼玉県	一般	横瀬停車場線	秩父郡横瀬町大字横瀬字十一番4484-3～秩父郡横瀬町大字横瀬字十一番4480-2
502	2	埼玉県	一般	ふじみ野朝霞線	富士見市鶴馬1丁目17-20～富士見市鶴馬1丁目11-32
503	2	埼玉県	一般	赤浜小川線	寄居町牟礼1148番～寄居町牟礼
504	2	埼玉県	一般	菅谷寄居線	寄居町牟礼1489番～深谷市荒川154番
505	2	埼玉県	一般	菅谷寄居線	嵐山町志賀554-1～小川町中爪263-1
506	2	埼玉県	一般	阿佐間幸手線	加須市間口715-1～久喜市高柳
507	2	埼玉県	一般	三芳富士見線	富士見市鶴馬1800-1～三芳町藤久保781-1
508	2	埼玉県	一般	堤根杉戸線	杉戸町清地2丁目239-1～杉戸町清地2丁目274-1
509	2	埼玉県	一般	下早見菖蒲線	久喜市菖蒲町昭和沼23～久喜市菖蒲町昭和沼22
510	2	埼玉県	一般	加須停車場線	加須市大門町（加須市役所入口交差点）～加須市睦町（加須菖蒲線との交差点）
			計	116路線（二次）	148区間

(資料編Ⅱ-2-3-3) 緊急用河川敷道路の一覧表

管理者	道路種別	路線名	区 間	延長 (km)	備考
国土交通省	緊急用河川敷道路	江戸川右岸	春日部市西金野井(金野井大橋)～三郷市高州4丁目	26.3	
国土交通省	緊急用河川敷道路	荒川左岸	笹目橋～芝川水門 (舟戸町～元郷2丁目 暫定整備区間 1.2k 含む)	8.9	
国土交通省	緊急用河川敷道路	荒川右岸	笹目橋～羽根倉橋	8.4	
国土交通省	緊急用河川敷道路	荒川左岸	笹目橋～上江橋 (一部未整備区間有り)	12.8	

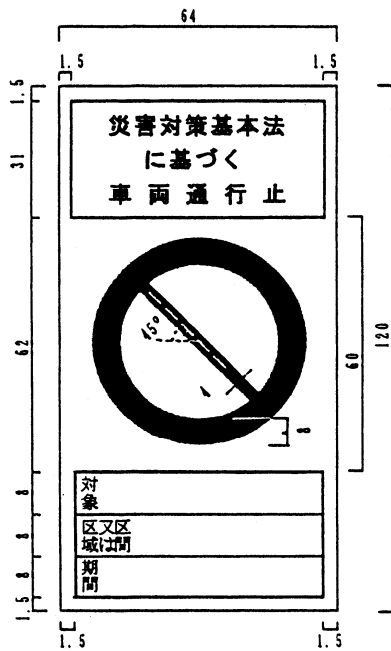
(資料編Ⅱ-2-3-4) 交通施設の状況

(令和2年4月1日現在)

道路種別	路線数	実延長(km)	舗装済(km)	砂利道(km)	橋梁(m)	トンネル(m)
一般国道	14	834.6	820.1	14.4	42,018	14,435
主要地方道	90	1,250.8	1,240.3	10.5	40,498	2,655
一般県道	245	1,221.5	1,220.2	1.3	25,542	3,521
計	349	3,306.9	3,280.6	26.2	108,058	20,611

※道路現況調書による

(資料編Ⅱ-2-3-5) 緊急通行車両等以外の車両通行止表示



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

(資料編Ⅱ-2-3-6) 緊急通行車両等の確認事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条及び大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条の規定に基づき、知事が行う緊急通行車両及び緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認事務の処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(緊急通行車両等の要件)

第2条 災害応急対策のため、緊急通行車両として確認する車両は、次の各号（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項の各号）の一に該当する事項の業務に従事する車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
 - (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事項
 - (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - (6) 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項
 - (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - (8) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生を防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項
- 2 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急対策のため、緊急輸送車両として確認する車両は、次の各号（大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第21条第1項の各号）の一に該当する事項の業務に従事する車両とする。
- (1) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
 - (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - (3) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護に関する事項
 - (4) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
 - (5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
 - (6) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (7) 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生を防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(確認機関)

第3条 県有の車両、雇上車両及び業務の委託並びに協定に伴い必要となる車両（以下「関係車両」という。）の確認については、危機管理防災部長が行う。

2 前項に規定するもの以外の車両の確認については、各警察署長が行う。

3 緊急やむを得ない場合等においては、前2項の規定にかかわらず、埼玉県災害対策本部要綱別表第3又は同表第4に掲げる、現地災害対策本部長又は支部長に充てられる者が確認を行うことができる。

(確認)

第4条 第2条の規定による確認は、車両の使用者(以下「使用者」という。)の申出により、その都度行うものとする。

2 前項の申請受理は、緊急通行車両等確認申請書（様式第1）によるものとする。

(事前届出)

第5条 第3条に規定する車両のうち、災害応急対策又は地震防災応急対策に使用することがあらかじめ決定されているものについては、確認手続の省力化を図るため、使用者の申出により、第3条の各確認機関において、事前に緊急通行車両等に該当するか審査（以下「事前届出」という。）を行うことができる。

2 前項の申請は、緊急通行車両等事前届出書（様式第5の1）によるものとする。

3 審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（様式第5の2）を申請者に交付する。

（標章及び証明書の交付）

第6条 各確認機関は、第4条の確認を行ったときは、当該使用者に対し、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条第1項及び大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）第6条の規定による緊急通行車両等の標章（様式第2）及び緊急通行車両等確認証明書（様式第3）（以下「標章等」という。）を交付するものとする。

2 各確認機関は、届出済車両についての確認の申請があった場合には、交付されている事前届出済証を提示させ、緊急通行車両等確認申請書（様式第1）を提出させること。この場合においては、確認のための審査は省略できるものとする。

（標章等の再交付）

第7条 緊急通行車両等として確認を受けた車両の使用者から標章等の亡失等の申出があったときは、再交付の申請をさせようえ、標章等の再交付を行うものとする。

（使用者等に対する指導等）

第8条 使用者に標章等を交付する際には、次のことを教示するものとする

(1) 標章は、助手席側の内側フロントガラス上部の運転者の視界を妨げず、前面から見やすい箇所に貼付すること

(2) 緊急通行車両等確認証明書は、当該車両に常に備え付け、警察官等から提示を求められたときは、これを提示すること

(3) 標章等を不正に使用しないこと

(4) 次の各号の一に該当するときは、すみやかに当該標章等の返還をしなければならないこと

ア 緊急通行車両等としての緊急業務が終了したとき

イ 緊急通行車両等確認証明書の記載事項に変更が生じたとき

ウ 緊急通行車両等が廃車になったとき

エ その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき

（標章等の整理）

第9条 各確認機関は、緊急通行車両等事前届出済証及び標章等の交付状況を明らかにするために、緊急通行車両等確認申請受理簿（様式第4）を備え、その整理をしなければならない。

附 則

この要領は、昭和54年10月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年1月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月23日から施行する。

なお、様式第1、様式第5については、当分の間、改定前の様式についても使用できるものとする。

附 則

この要領は、平成21年11月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月9日から施行する。

なお、様式第5については、当分の間、改定前の様式についても使用できるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

なお、様式第5については、当分の間、改定前の様式についても使用できるものとする。

附 則

この要領は、令和3年9月27日から施行する。

なお、様式第5については、当分の間、改定前の様式についても使用できるものとする。

様式第 1

緊急通行車両等確認申請書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住 所

申請者

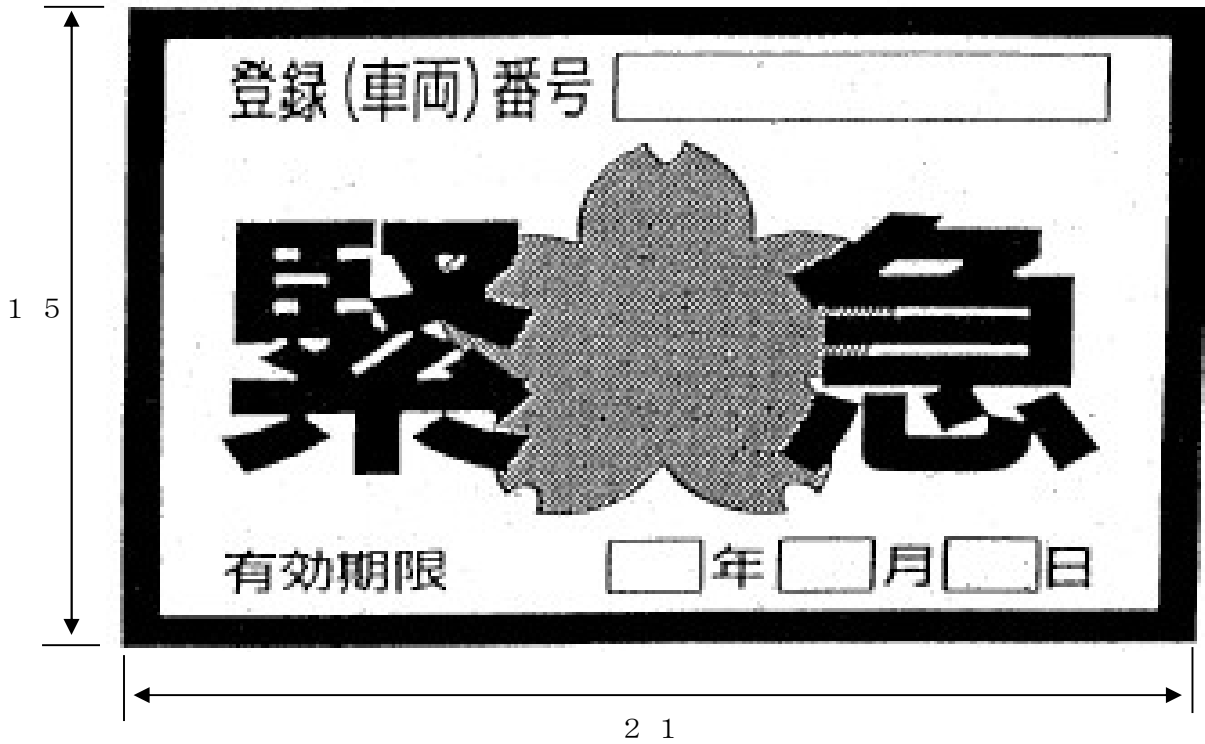
氏 名

下記により、緊急通行(輸送)車両であることの確認を受けたいので申請します。

記

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

様式第 2



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分には、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第3

第 号		年 月 日
<p>緊急通行車両等確認証明書</p>		
<p>埼 玉 県 知 事 印</p>		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

様式第 4

緊急通行車両等確認申請受理簿（届出済証・標章等）

交付 番号	登録番号	使用者氏名 (機関名)	交付年月日	管轄支部	管轄警察署	備考

(注) 用紙は、日本工業規格 A 4 とする。

様式第5の1

様式第5の2

<p>災害応急対策用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日</p> <p>(あて先) 埼玉県知事</p> <p>申請者 機関等の所在地(住所)</p> <p>機関等の名称</p> <p>氏名</p> <p>電話 () 【担当係 担当者】</p>	<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">緊急通行車両等事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">埼玉県知事 印</p>	
<p>番号標に表示されている番号</p>	<p>災害対策基本法第50条に規定する災害応急対策</p>	<p>(注) 1 警戒宣言発令時又は大規模災害発生に伴う交通規制が実施された場合には、この届出済証を災害対策本部又は支部に提出して、所要の手続きを受けてください。なお、災害対策本部・支部での手続きが困難な場合は、最寄りの警察署や交通検問所で手続き可能です。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、再度申請し再交付を受けてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。</p> <p>(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき</p> <p>(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき</p> <p>(3) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき</p>
<p>使用者</p>	<p>住所</p>	
<p>氏名</p>	<p>出 発 地</p>	
<p>(注) この届出書は、作成の上、危機管理防災部(消防防災課)に提出してください。</p>		

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とする。

(資料編) II-2-3-7 鉄道施設の応急対策要領

1 東日本旅客鉄道(株) (大宮支社)

ア 計画目的

地震によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命及び財産を保護するため全力をあげて救出救護に努めるほか、関係機関と緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図る。

イ 地震災害対策本部の設置

地震被害の状況を早期に把握し、人命救助、災害応急対策及び迅速な復旧を図るため、地震災害対策本部を設置し、これに対処する。

ウ 運転規制

(ア) 地震が発生した場合の運転取扱は、次のとおりである。

- a 12カイン以上の場合、列車の運転を中止し、全線の点検後安全を確認した区間から、運転中止を解除する。(埼京線については、18カイン以上)
- b 6カイン以上12カイン未満の場合は、貨物列車は25km/h以下、それ以外の列車は35km/h以下の徐行運転を行い、施設の点検後安全を確認した区間から速度規制を解除する。(埼京線については9カイン以上18カイン未満)
- c 6カイン未満の場合は、特に運転規制は行わない。(埼京線については9カイン未満)

※カイン(Kine)は、速度の単位。1カイン=1Cm/秒

(イ) 列車の運転方法はその都度決定するが、おおむね次により実施する。

- a 迂回又は折り返し運転
- b バス代行又は徒歩連絡
- c 臨時列車の特発

エ 大地震(震度6弱以上)発生時の対応

(ア) 震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社、大宮支社、及び各駅箇所直ちに対策本部を設置する。

(イ) 本社対策本部は、収集した情報から救助計画を策定し、救助を必要とする駅、箇所に救助要員を派遣する。

2 西武鉄道（株）

ア 基本方針

地震による被害を最小限度にとどめ、かつ旅客の安全を確保するため、平時より地震発生時における旅客並びに運転取扱い方について災害対策規程により周知徹底させておく。また、災害発生時には対策本部（社長）を設置し早期復旧を図り輸送の確保に努める。

イ 応急対策

地震発生時には災害対策規程並びに鉄道事故処理要領に基づき対処するよう定めてあるが、災害が発生した場合の体制は、以下のとおりである。

- (ア) 社長を長とする災害対策本部を設置し、情報を的確に把握し復旧作業及び救護活動の迅速化を図る。
- (イ) 駅所長は災害の発生に備えて以下の事項を実施する。
 - a 要員の招集範囲及び方法の作成
 - b 事故の応急処置及び復旧の訓練
 - c 係員に対し旅客の誘導方法、避難所及び負傷者の救出方法等について周知徹底させる。
 - d 非常用具の整備

ウ 地震発生時の列車の取扱い

運転司令は地震が発生した時、自社の地震計を基準にし列車の運転が危険と判断したときは、列車無線により列車の停止手配を取る。また、状況の入手に努め、駅所長の状況報告に基づきその状況に応じて次により列車運転を再開する。

- (ア) 震度4未満の場合は、運転再開を指令する。震度4のときは、一旦停止後55km/h以下で先行列車が停止している位置まで注意運転する。震度5弱のときは、一旦停止後25km/h以下で先行列車が停車していた位置まで注意運転する。震度5強以上の時は、電気司令長および施設司令に要注意箇所等の点検を依頼し、点検が終わるまで列車の運転を中止する。ただし、震度5強を観測したときに限り（高麗～西武秩父間を除く）、状況により旅客の避難・誘導等を目的として、停止していた列車を15km/h以下で次駅または最近の駅まで運転するよう指令する。
- (イ) 事故復旧に際し救護の必要があると認めるとき、運輸部、電気部、工務部、建設部及び車両部の各部長は内規により第1種、第2種、第3種招集を行い速やかに復旧に努める。
- (ウ) 通信連絡態勢
通信連絡は指令電話、鉄道電話、情報伝達有線放送、沿線電話、列車無線、保守無線、衛星電話及び加入電話を使用する。
電話回線が不通となった場合は、速やかに復旧に努めるため、復旧資材は定められた箇所に常に整備しておく。
- (エ) 復旧用資材の確保
各所長は復旧に要する資材、器具等について定められた場所に常に整備しておく。

3 東武鉄道（株）

ア 基本方針

計画の目的を達成するため、大規模地震発生時の被害を想定し、輸送施設の整備を図るとともに教育訓練の充実等により震災に対処するものとする。

イ 応急対策

(ア) 災害時の活動組織の編成計画

a 災害対策本部

大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、鉄道事業本部長を対策本部長として、本社内に災害対策本部を設置する。

b 現地対策本部

特に大きな災害が発生した現場には、必要により現地対策本部を設置する。

c 災害対策総本部

aの鉄道事業本部における災害対策本部によりがたい重大な事象が発生した場合、当社関係都県に警戒宣言が発令された場合又は震度6以上の地震が発生した場合は、本社に災害対策総本部を設置する。

(イ) 初動措置計画

災害発生時における被害を最小限にとどめるとともに、心理的動揺による二次災害の発生を防止することが初動措置の基本であることを前提として、平素から教育訓練を重ね、災害時の初動活動体制の確立を図る。

a 列車の運転体制

指令者の取扱い	運転指令者は、強い地震を感知もしくは駅長から震度4以上の報告を受けたときは、運転取扱実施基準の定めに基づき、関係駅区長に運転見合わせ等必要な指示を行う。
駅長の取扱い	強い地震を感知又は地震計により震度4以上を把握し、列車運転上危険と認めたときは、列車の運転を見合わせ、運転指令者に報告する。
乗務員の取扱い	強い地震を感知もしくは列車無線により震度4以上の通告を受けたときは、速やかに安全な位置に停車し異常の有無を確かめる。

b 施設担当者の取扱い

強い地震を感知したときは、要注意箇所 の点検を行わない必要により列車防護、運転指令に対する速報、復旧手配等を行う。

c 電気指令の取扱い

東電電源（通常）が停止したときは、予備線からの受電に努める。（高圧配電線については自動切替送電する。）

(ウ) 列車の脱線転覆時等の救出・救護計画

列車の脱線転覆等により死傷者が発生した場合の処置並びに事故現場の復旧や救急活動については、運転取扱実施基準及び鉄道運転事故応急処理手続により処理をする。

(エ) 災害時の通信、情報連絡体制

災害発生の場合、迅速、適切な処置をおこなうためには、正確、迅速な連絡体制が必要であり、社内通信網を活用し、社内及び関係他機関とも密接な情報連絡を行い、情報の収集に努めるとともに、復旧の迅速、適切化に努める。

(オ) 旅客に対する避難誘導計画

a 駅における避難誘導

旅客の安全確保を第一とし、沈着冷静な判断と的確な行動で、適切な旅客誘導を図る。

b 列車乗客の避難

通報連絡	車内放送等により、乗客の不安除去に努め、混乱防止を図るとともに、最寄駅に状況を知らせ、その指示を受ける。
放送案内	車掌業務放送の手引、事故時の取扱いによる。
避難誘導	乗客の安全確保を第一とし、状況に応じて適切機敏に乗客の誘導を図る。

4 埼玉新都市交通（株）

ア 災害応急措置

(ア) 活動体制

旅客輸送に影響を及ぼす被害が発生又は発生する恐れのあるときは、災害対策本部を設置し旅客の安全及び輸送の確保に努める。

(イ) 情報連絡体制

災害時の情報連絡の円滑を図るため、社内電話、鉄道電話、列車無線、IP 無線及び保守無線等の通信設備を活用して情報の収集伝達に努める。

(ウ) 災害応急措置

- a 運転事故等復旧対策要綱及び災害対策要綱に基づき復旧活動を行う。
- b 被害状況及び措置について関係機関及び乗客に対して広報に努める。

イ 地震発生時の初動措置

(ア) 運転の基準

- a 地震警報器に震度 4 以上の表示があったときは、直ちに全列車を一時停止する。
- b 震動がなくなったときは、次の取扱いによる。
 - (a) 震度 4 のとき、毎時 20 キロメートル以下の注意運転をする。
 - (b) 震度 5 弱以上のとき、線路、電車線路及び保安装置の点検終了後、運転を再開する。

(イ) 運転士の措置及び対応

- a 運転中に強い地震を感知するか又は運輸指令長から地震のため一時停止するよう指令を受けたときは、直ちに列車を停止させる。
- b 列車を停止させた時は、運輸指令長に状況を報告しその後の運転の指示を受ける。また、毎時 20 キロメートル以下の注意運転の指令を受けたときは、途中の線路状況等を運輸指令長に報告する。
- c 乗客に状況を車内放送により知らせる。

(ウ) 乗客の避難誘導

- a 列車が駅に停止している場合は、乗客を降車避難させる。
- b 列車が駅間の途中に停止している場合は、運輸指令長の指示により安全を確認し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させ避難させる。

5 秩父鉄道（株）

ア 基本方針

震災発生の場合は、防災規程並びに運転事故復旧対策規程に則り、円滑な処置を講ずるとともに、速やかに災害の復旧に当たる。

イ 応急体勢

(ア) 通信連絡体勢

運転指令所と各駅は指令電話により連絡する。各駅長は各列車の乗務員に連絡する。災害発生の場合、事故速報の伝達経路に従い関係者に速報する。

(イ) 列車運転体勢

運転指令所は強い地震を感知した場合、全列車の運転休止を指令する。また、波久礼駅構内に設置してある地震計が動作した旨の連絡を受けたときは、震度階により以下の取扱いをする。

震度5弱以上のときは、線路係員の点検終了まで運転を中止する。

震度4の場合は、時速25キロメートル以下での運転を指示する。ただし指定点検箇所は線路係員が点検の上、異常のないことを確かめるまで列車を進入させない。

(ウ) 応急復旧体勢

防災規程並びに運転事故復旧対策規程に基づき情報を的確に把握し、復旧作業及び救護活動の迅速化を図る。対策本部及び現業の動員数は災害の程度に応じて想定した人員配置の基準による。

6 埼玉高速鉄道（株）

ア 基本方針

地震が発生した場合、旅客及び社員の安全確保と被害の軽減及び拡大防止に努め、応急処置を含む事故処置と迅速かつ的確な復旧により輸送の確保を図る。

イ 応急対策

地震により被害等が発生した場合は、事故・災害等対策規程に基づき事故・災害等体制による対策本部を設置し、社員を非常招集して応急復旧活動を行う。

ウ 地震発生時の列車の取扱い

(ア) 早期地震警報装置による対応

指令所長は早期地震警報装置で予測震度4以上を検知した場合は、直ちに全列車を緊急停止させる。

(イ) 地震警報装置による運転規制

地震警報装置により地震を検知した場合、運転取扱実施基準により以下の運転規制を行う。

a 40ガル以上

全列車を緊急停止させた後、先行列車のあった駅まで注意運転。ただし、地上部の場合は25 km/h以下とする。

b 80ガル以上

全列車を緊急停止させた後、先行列車のあった駅まで25 km/h以下注意運転。ただし、地上部の場合は15 km/h以下とする。

c 100ガル以上

全列車を緊急停止させた後、運転見合わせ。関係所による点検完了後運転再開と

する。

エ 情報の収集及び連絡

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、情報の収集及び連絡を行う。

7 首都圏新都市鉄道（株）

ア 基本方針

旅客の安全確保及び被害を最小限に防止するとともに、輸送の確保を図るものとする。

イ 応急対策

(ア) 活動態勢

a 災害対策本部の設置

地震により災害等が発生した場合は、事故・災害等対策規程に基づき災害対策本部長が本社に災害対策本部、被災地に現地本部を設置し、社員を非常招集して応急復旧活動を行う。

b 通信連絡体制

災害が発生した場合は、被災状況を速やかに把握し、指令電話、列車無線、鉄道電話、沿線電話等を利用して、別に定める情報伝達経路により関係箇所に連絡する。

また、必要に応じて自治体、消防、警察機関及び関係機関に連絡する。

(イ) 初動措置

a 運転規制

震度 5 弱（計測震度 4.5 以上 5.0 未満）

全列車一旦停止後、35 km/h 以下の注意運転

震度 5 強以上（計測震度 5.0 以上）

全列車運転停止、安全確認まで運転見合わせとする。

ただし駅間に停止した列車の乗務員は総合指令所長の指示により、線路、電車線路、車両、周囲の状況を確認し、列車の異動に支障がないと認めた場合、15 km/h 以下で最寄り駅まで移動させることができる。ただし、地上区間の駅間に停止した列車の移動については、震度 6 弱以下のときに限る。

b 乗務員の対応

列車の運転

列車進行中地震を感知し、列車の運転が危険と判断した場合及び総合指令所長から停止手配の指令があったとき又は早期地震警報システムにより警報を受信した場合は、速やかに列車を安全な箇所に停止させる。また、列車停止後、列車及び周囲の状況を確認して総合指令所長に報告し、その後の指示を受ける。

旅客への対応

災害の規模、被害状況及び運行の見通し等を総合指令所長からの指示等により、適切な旅客案内を行う。

c その他の措置

総合指令所長は、震度や被害等の把握に努め、適切な指示を行う。

施設・電気管理所長は、注意箇所の点検を行う。なお、震度 5 強以上と認めたときは、至急巡視を行う。

(資料編Ⅱ-2-3-8) 下水道応急資材・器具備蓄場所

流域名	施設名	所在地及び現況		応急資材・器具類
		所在地等	自家発電施設 有 無	
荒川左岸南部 流域下水道	日進中継ポンプ場	さいたま市北区日進町3-339-1	有	土のう袋
	鴨川中継ポンプ場	さいたま市大宮区三橋2-440	有	土のう袋
	南部中継ポンプ場	さいたま市南区辻8-27-16	有	土のう袋
	荒川中継ポンプ場	さいたま市桜区田島7-2-23	有	土のう袋
	三崎中継ポンプ場	さいたま市浦和区三崎66	有	土のう袋
	指扇中継ポンプ場	さいたま市西区宝来729	有	土のう袋
	芝中継ポンプ場	川口市芝下2-29-10	有	土のう袋
	さいたま新都心浄化プラント	さいたま市見沼区上山口新田508-1	有	土のう袋
	荒川水循環センター	戸田市笹目5-37-14	有	水中ポンプ、ビニール管、土のう袋
荒川左岸北部 流域下水道	鴻巣中継ポンプ場	鴻巣市上谷1879-1	有	土のう袋
	桶川中継ポンプ場	桶川市上日出谷9	有	土のう袋
	川里中継ポンプ場	鴻巣市屈巢字上谷田7013	無	—
	元荒川水循環センター	桶川市小針領家939	有	水中ポンプ、ビニール管、土のう袋
荒川右岸 流域下水道	富士見中継ポンプ場	富士見市水子2934-1	有	土のう袋
	川島南中継ポンプ場	川島町伊草56-1	有	土のう袋
	川島北中継ポンプ場	川島町上伊草1196	有	土のう袋
	吉見中継ポンプ場	吉見町荒子1271	有	土のう袋
	川越浄化プラント	川越市大仙波1233	無	土のう袋
	新河岸川水循環センター	和光市新倉6-1-1	有	水中ポンプ、ビニール管、土のう袋
	新河岸川上流水循環センター	川越市大仙波1287	有	水中ポンプ、ビニール管、土のう袋
中川 流域下水道	春日部中継ポンプ場	春日部市大場28	有	土のう袋
	中川水循環センター	三郷市番匠免3-2-2	有	水中ポンプ、ビニール管、土のう袋
古利根川 流域下水道	栗橋中継ポンプ場	久喜市島川204-1	有	土のう袋
	鷺宮中継ポンプ場	久喜市西大輪1317-2	有	土のう袋
	清久中継ポンプ場	久喜市清久町8-1	有	土のう袋
	東中継ポンプ場	久喜市東4-10-27	有	土のう袋
	古久喜中継ポンプ場	久喜市古久喜191-2	有	土のう袋
	河原井中継ポンプ場	久喜市河原井町80	有	土のう袋
	古利根川水循環センター	久喜市吉羽772-1	有	水中ポンプ、ビニール管、土のう袋
利根川右岸 流域下水道	小山川水循環センター	本庄市東五十子382-1	有	水中ポンプ、ビニール管、土のう袋
市野川 流域下水道	市野川水循環センター	滑川町大字月輪字窪田521-6	有	水中ポンプ、ビニール管、土のう袋
	小川中継ポンプ場	小川町大字下里字上田中1004-2	有	土のう袋
荒川上流 流域下水道	荒川上流水循環センター	深谷市菅沼984	有	水中ポンプ、ビニール管、土のう袋
	寄居中継ポンプ場	寄居町大字赤浜字宮ノ前311-1	有	土のう袋

関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール

第1章 総則

(目的)

第1条 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルールは、「震災時等の相互応援に関する協定(関東地方知事会協定)」、「21大都市災害時相互応援に関する協定(大都市協定)」等に基づく相互応援活動を円滑かつ迅速に実施するため、下水道事業に関して「下水道事業における災害時支援に関するルール」(以下「全国ルール」という。)に定めのあるもののほか、ブロック内の運用に係る取り決め等(以下「ブロックルール」という。)を定め、都県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的とする。

(大都市との支援に係る調整)

第2条 大都市及び他の都市が同時に被災した場合には、全国ルール、ブロックルール及び「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」(以下「大都市ルール」という。)を調整しながら災害に対処するものとする。

なお、大都市のみが被災した場合の支援については、大都市ルールを優先させるものとする。

第2章 平常時の対策

(災害時支援関東ブロック連絡会議)

第3条 下水道施設が被災した際、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、全国ルールに基づき関東ブロックにおいて災害時支援関東ブロック連絡会議(以下「ブロック連絡会議」という。)を設置する。

2 ブロック連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。

- (1) 国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課
- (2) 日本下水道事業団関東・北陸総合事務所施工管理課
- (3) ブロック内の都県(オブザーバの県を含む。)
- (4) ブロック内の大都市(東京都(区部)、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市)
- (5) ブロック連絡会議で選出した市町村(川口市、八王子市、横須賀市)
- (6) (公社) 日本下水道協会
- (7) (公財) 日本下水道新技術機構研究第一部
- (8) (一社) 日本下水道施設業協会

- (9) (公社) 日本下水道管路管理業協会関東支部
- (10) (一社) 日本下水道施設管理業協会東部支部
- (11) 東京都管工事工業協同組合
- (12) 三多摩管工事協同組合
- (13) (一社) 全国上下水道コンサルタント協会

* (公財) は公益財団法人の略、(一社) は一般社団法人の略、(公社) は公益社団法人の略である。以下、同様とする。

- 3 都県は、被災時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、管内の下水道事業を実施している市町村の災害時緊急連絡網を作成するとともに、市町村及び下水道関係団体等に対して全国ルール、ブロックルール及びブロック連絡会議等の内容について、十分周知するものとする。
- 4 ブロック連絡会議構成員は、緊急時を想定してそれぞれの支援体制、情報連絡体制及び災害支援時に提供可能な資機材をリストアップし、その整備に努めるものとする。

(ブロック連絡会議幹事)

第4条 ブロック連絡会議に、ブロック連絡会議幹事を置く。なお、ブロック連絡会議幹事は都県をもって充て、東京都、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県及び山梨県の輪番制とし、任期は原則として1年とする。ただし、再任は妨げない。また、幹事職務を代行するために副幹事を置く。なお、副幹事は東京都及び次年度幹事とする。

- 2 ブロック連絡会議幹事は、原則として年1回ブロック連絡会議を開催し、全国ルール第4条第2項の各号に定めのあるものについて、協議・調整等を行い、ブロック構成員に周知する。
- 3 ブロック連絡会議幹事は、情報連絡等の訓練について、企画、調整及び実施し、副幹事(次年度幹事)は当該年度の情報連絡訓練の実施要綱などを作成するものとする。
- 4 ブロック連絡会議幹事及び幹事が指定する者は、全国ルール第5条に定める「災害時支援全国代表者連絡会議」に出席するものとする。

(ブロック連絡会議議長)

第5条 ブロック連絡会議にブロック連絡会議議長を置く。なお、ブロック連絡会議議長はブロック連絡会議幹事都県の下水道担当課長をもって充てる。

2 ブロック連絡会議議長は、ブロック連絡会議を進行し、ブロック連絡会議の会務を総理する。

(ブロック連絡会議事務局)

第6条 ブロック連絡会議の事務局は、ブロック連絡会議幹事都県に置く。

(企画調整部会)

第7条 ブロック連絡会議に企画調整部会を置く。企画調整部会の構成は、ブロック連絡会議構成員の都県とする。

2 企画調整部会は、ブロック連絡会議の議題、日程等を決定するほかブロック連絡会議の運営に関する協議・調整を行うものとする。

第3章 下水道対策本部

(下水道対策本部の設置)

第8条 都県は、全国ルール第6条に規定された次の事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置し、その場合は、ブロック連絡会議幹事及び関東地方整備局を經由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部に速やかに連絡し、その後下水道対策本部長は、災害時緊急連絡網により連絡する。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
- (3) その他の災害が発生し、都県が下水道施設の被災状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合

(下水道対策本部の組織)

第9条 下水道対策本部の組織は、被災した区域の次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 下水道対策本部長
原則として、被災した区域を所管する都県の下水道担当課長
- (2) 下水道対策本部員
 - ア 日本下水道事業団関東・北陸総合事務所施工管理課長
 - イ ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長。なお、ブロック連絡会議幹事が被災し速やかな対応が困難であると認められる場合は、ブロック連絡会議副幹事が代行する。
 - ウ ブロック内の大都市の下水道担当課長

エ ブロック連絡会議で予め選出する都県の下水道担当課長及び市町村の下水道担当
当局部長

オ 第3条第2項第6号から第13号に定める団体が指名する者

カ 下水道対策本部長が必要と認めた者

(3) 下水道対策特別本部員

国土交通省

ア 国土交通省(応援活動の総合調整等)

イ 地方整備局(情報の集約)

2 ブロック内では対応が困難で広域的な支援(以下「広域支援」という。)が必要な場合、
第11条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は全国ルール第7条第2項に規定され
ている者について本部員に追加する。

3 ブロック内に複数の下水道対策本部が同時に設置された場合は、ブロック内のその他
の都県の下水道担当課長を支援の調整役として置くことができるものとする。

(下水道対策本部の業務)

第10条 下水道対策本部の業務は、全国ルール第8条第1項各号に規定する事項とし、第
11条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は本部員に対し、業務の分担を要請する
ことができる。

なお、下水道対策本部の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意
するものとする。

2 被災したブロック以外の広域支援が必要な場合、全国ルール第8条第2項各号に規定
する事項を行うものとする。

なお、(公社)日本下水道協会は主に(2)の「被災したブロック以外のブロックへの
支援調整」に係る連絡調整や、(4)に係る被災直後の状況把握(現地調査)等を行うも
のとする。

3 下水道対策本部長は、事務を円滑に処理するために、第11条に基づく総合調整の上、
災害時支援の経験を有する都市をアドバイザー都市として支援要請することができる。

(国土交通省の役割)

第11条 国土交通省は、下水道対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を
図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。また、関東地
方整備局は、被災の情報の集約を行うものとする。

(支援体制の確立及び応援活動)

第 12 条 下水道対策本部が実施する支援体制及び応援活動については、全国ルール第 11 条及び第 11 条に規定があるものとする。

(前線基地)

第 13 条 下水道対策本部は、被災した自治体と調整の上、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

前線基地については、全国ルール第 12 条に規定があるものとする。

2 ブロック連絡会議構成自治体は、前線基地として提供可能な施設をあらかじめリストアップし、規模、施設内容、提供可能な機器、期間等を把握しておくものとする。

第 4 章 その他

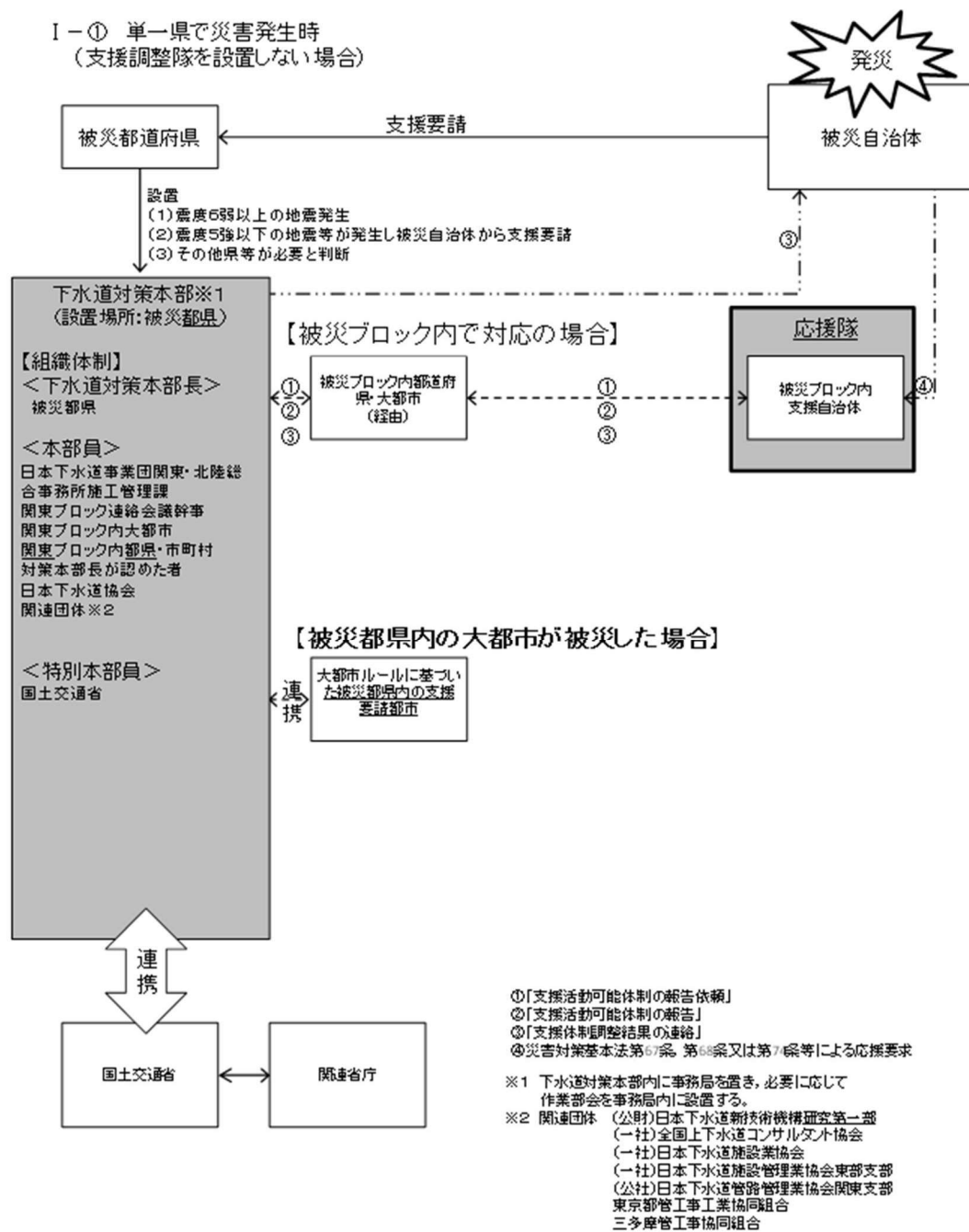
(ブロックルールの改定等)

第 14 条 ブロックルールの改定等は、ブロック連絡会議で協議し定めるものとする。ただし、災害時にブロックルールに定めのない事項について緊急に措置する必要がある時は、下水道対策本部長の判断で決定できるものとする。

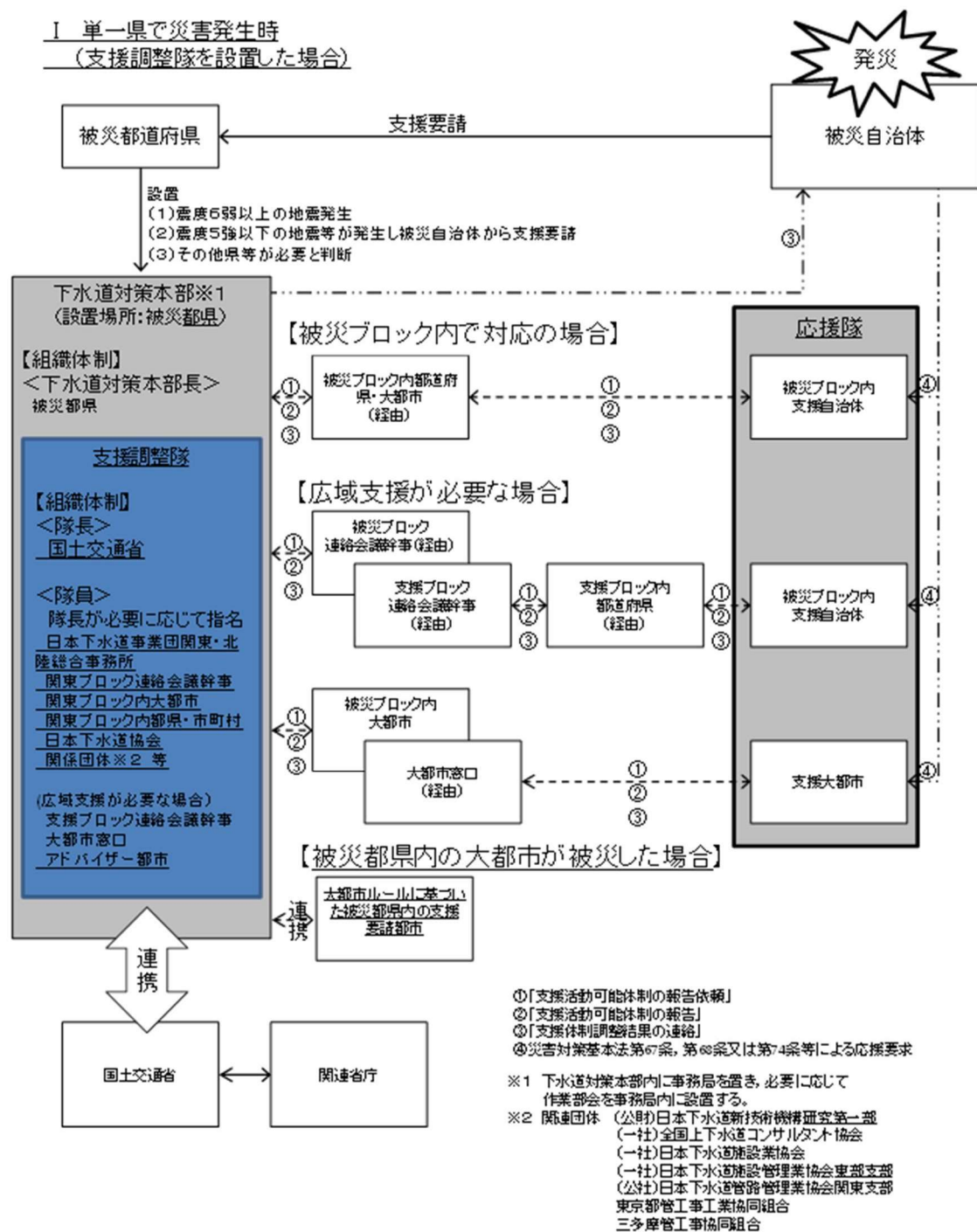
附則

- 1 このルールは、平成 20 年 8 月 1 日から効力を生ずる。
- 2 「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ」、「災害時支援関東ブロック連絡会議運営要綱」は廃止する。
- 3 平成 22 年 8 月 4 日 一部改定
- 4 平成 26 年 5 月 16 日 一部改定
- 5 平成 30 年 4 月 2 日 一部改定

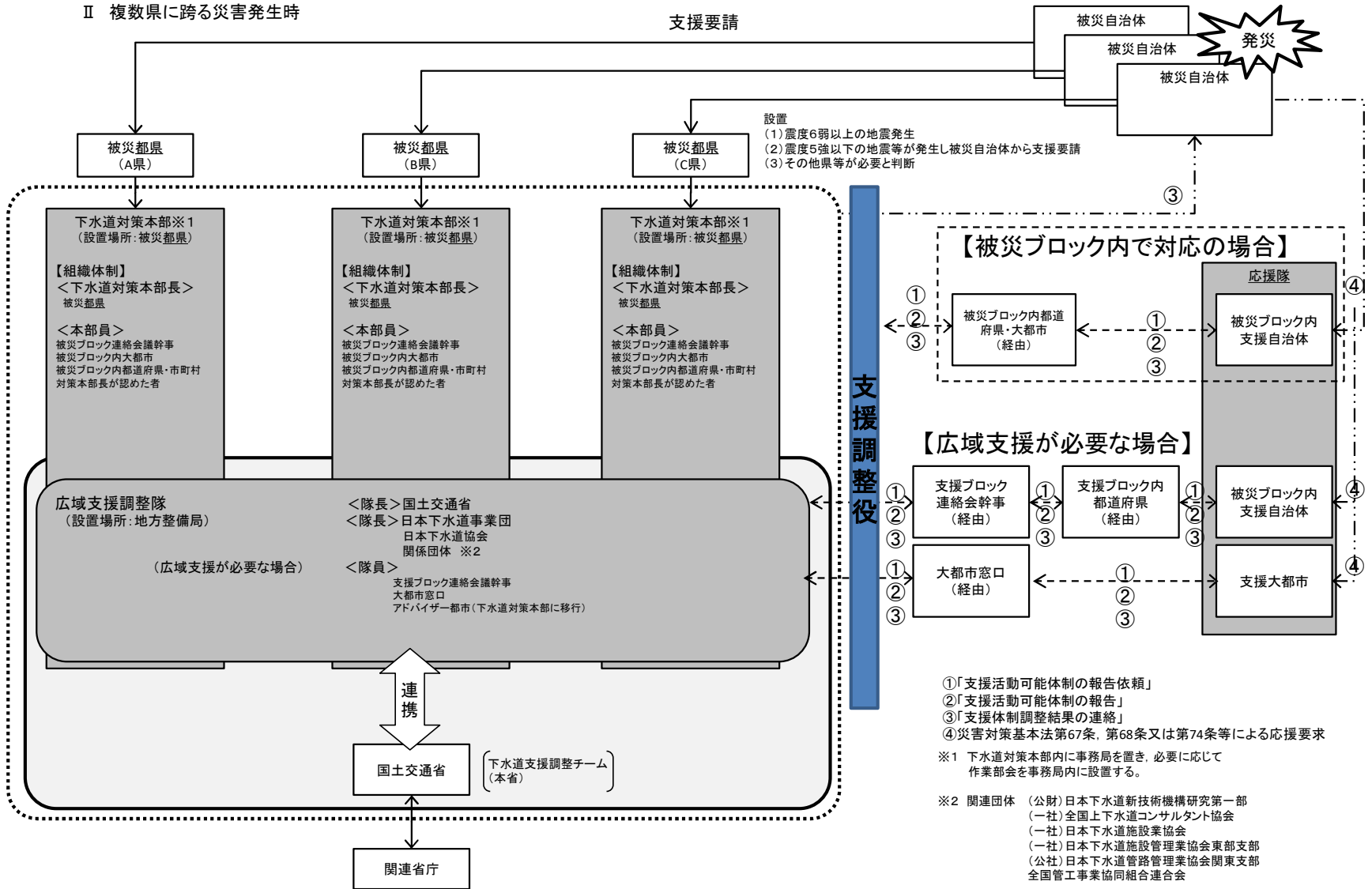
参考資料-1 「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー



I 単一県で災害発生時
(支援調整隊を設置した場合)



II 複数県に跨る災害発生時



(資料Ⅱ-2-4-2) 防災基地一覧

No	名称	所在地	敷地面積	自家発	ヘリポート
		アクセス	接続道路	駐車台数	避難所指定
備考					
1	越谷防災基地	越谷市大字北後谷4	5,285㎡	有	有
		東北自動車道浦和IC、国道463号	県道324号	—	無
		備蓄倉庫(延床377㎡)。協定に基づき県民健康福祉村(消防進出拠点、警察・消防・自衛隊活動拠点)と一体で使用。			
2	新座防災基地	新座市新塚5077-5	20,000㎡	有	有
		東京外環自動車道和光IC、国道254号	県道108号	—	無
		備蓄倉庫(延床1,670㎡)、消防進出拠点。陸上自衛隊朝霞駐屯地が隣接。			
3	秩父防災基地	小鹿野町大字長留2936-1	11,983㎡	有	有
		関越自動車道花園IC、国道140号	県道208号	—	無
		備蓄倉庫(延床653㎡)。秩父ミュージアムパーク(消防進出拠点、警察・消防・自衛隊活動拠点)と連携して使用。			
4	中央防災基地	川島町上谿111-1	76,906㎡	有	有
		圏央道川島IC、国道254号	県道339号	—	無
		備蓄倉庫(延床1,891㎡)、警察・消防進出拠点。覚書に基づき川島ひばりが丘特別支援学校と一体で使用。			
5	熊谷防災基地	熊谷市大字上川上300	99.7万㎡	有	有
		関越自動車道花園IC、国道140号、国道17号バイパス	県道83号	1,234台	無
		東北自動車道羽生IC、国道125号バイパス	県道303号		
備蓄倉庫(延床面積1,278㎡)、熊谷ドーム(延床約14,000㎡)。協定に基づき熊谷スポーツ文化公園(警察進出拠点、警察・消防・自衛隊活動拠点)と一体で使用。					

(資料編Ⅱ-2-4-3) 県営公園一覧

※所管は北本自然観察公園が環境部、北浦和公園とさきたま古墳公園が教育局、その他は都市整備部

<開設 22 公園>

(令和5年4月1日現在)

No	名称	所在地	開設面積	駐車台数
1	大宮公園	さいたま市大宮区高鼻町地内外	67.8ha	605台
2	戸田公園	戸田市戸田公園地内	35.2ha	54台
3	上尾運動公園	上尾市愛宕地内外	37.1ha	1,315台
4	北浦和公園	さいたま市浦和区常盤九丁目地内	3.5ha	なし
5	さきたま古墳公園	行田市大字埼玉地内外	41.9ha	328台
6	久喜菖蒲公園	久喜市河原井町地内外	40.0ha	276台
7	所沢航空記念公園	所沢市並木一丁目地内	50.2ha	586台
8	しらこぼと公園	越谷市砂原地内外	31.1ha	1,120台
9	こども動物自然公園	東松山市大字田木地内外	79.2ha	763台
10	秩父ミュージズパーク	秩父市別所地内外	117.9ha	816台
11	羽生水郷公園	羽生市三田ヶ谷地内外	53.6ha	1,100台
12	みさと公園	三郷市高州三丁目地内	16.9ha	331台
13	川越公園	川越市大字池辺地内外	39.6ha	2,533台
14	和光樹林公園	和光市広沢地内	20.2ha	358台
15	熊谷スポーツ文化公園	熊谷市上川上地内外	88.3ha	1,400台
16	加須はなさき公園	加須市船越地内外	36.2ha	1,316台
17	北本自然観察公園	北本市石戸宿三丁目地内外	27.1ha	95台
18	彩の森入間公園	入間市向陽台二丁目地内	15.0ha	216台
19	狭山稲荷山公園	狭山市稲荷山一丁目地内	16.5ha	101台
20	まつぶし緑の丘公園	松伏町大字大川戸地内	26.5ha	488台
21	権現堂公園	幸手市大字外国府間地内外	34.8ha	218台(1号) 279台(2号) 130台(3号) 500台(4号)
22	春日部夢の森公園	春日部市下大増新田地内	13.4ha	129台

(資料編Ⅱ-2-4-4) 防災拠点校一覧

No	名称	所在地
1	川口高等学校	川口市新井宿諏訪山963
2	川口工業高等学校	川口市南前川1-10-1
3	所沢商業高等学校	所沢市林2-88
4	川越工業高等学校	川越市西小仙波町2-28-1
5	越谷北高等学校	越谷市大泊500-1
6	和光高等学校	和光市新倉3-22-1
7	南稜高等学校	戸田市美女木4-23-4
8	豊岡高等学校	入間市豊岡1-15-1
9	久喜工業高等学校	久喜市野久喜474
10	旧玉川工業高等学校*	ときがわ町玉川903
11	鴻巣女子高等学校	鴻巣市天神1-1-72
12	羽生実業高等学校	羽生市羽生323
13	幸手桜高等学校	幸手市北1-17-59
14	熊谷西高等学校	熊谷市三ヶ尻2066
15	浦和北高等学校	さいたま市桜区五関595
16	浦和西高等学校	さいたま市浦和区木崎3-1-1
17	大宮高等学校	さいたま市大宮区天沼町2-323
18	本庄高等学校	本庄市柏1-4-1
19	草加高等学校	草加市青柳5-3-1
20	飯能高等学校	飯能市本町17-13
21	松山女子高等学校	東松山市和泉町2-22
22	川越高等学校	川越市郭町2-6
23	進修館高等学校	行田市長野1320
24	杉戸高等学校	杉戸町清地1-1-36
25	いずみ高等学校	さいたま市中央区円阿弥7-4-1
26	春日部高等学校	春日部市粕壁5539
27	上尾高等学校	上尾市浅間台1-6-1
28	越ヶ谷高等学校	越谷市越ヶ谷2788-1
29	浦和第一女子高等学校	さいたま市浦和区岸町3-8-45
30	深谷商業高等学校	深谷市原郷80
31	蕨高等学校	蕨市北町5-3-8
32	春日部女子高等学校	春日部市粕壁東6-1-1

33	朝霞高等学校	朝霞市幸町3-13-65
34	蓮田松韻高等学校	蓮田市黒浜4088
35	坂戸高等学校	坂戸市上吉田586
36	新座柳瀬高等学校	新座市大和田4-12-1
37	岩槻商業高等学校	さいたま市岩槻区太田1-4-1
38	狭山経済高等学校	狭山市稲荷山2-6-1

※ 敷地の大半を町に売却処分し、備蓄機能のみ残存。

(資料編Ⅱ-2-4-5) 舟運輸送拠点一覧

No	名称	所在地
1	芝川マリーナ	川口市弥平3-12-8
2	大場川マリーナ	八潮市古新田出津9-1
3	川口緊急用船着場	川口市舟戸町地先
4	朝霞緊急用船着場	朝霞市上内間木地先
5	あきがせ緊急用船着場	志木市宗岡地先
6	戸田緊急用船着場	戸田市大字堤外地先
7	三郷緊急用船着場	三郷市三郷地先

(資料編Ⅱ-2-4-6) 大規模施設一覧 ※所管は都市整備部

No	名称	所在地
1	埼玉スタジアム2002公園	さいたま市緑区美園二丁目地内
2	さいたまスーパーアリーナ	さいたま市中央区新都心8番地

(資料編Ⅱ-2-4-7) 広域支援拠点・災害時物流応援団地一覧

(広域支援拠点)

No	名称	所在地
1	株式会社カインズ	本庄市早稲田の杜1-2-1
2	株式会社ジョイアス・フーズ	児玉郡上里町大御堂673-1
3	キッコーマン株式会社	久喜市清久町43-1
4	関東グリコ株式会社	北本市中丸9-55
5	日本工業大学	南埼玉郡宮代町学園台4-1
6	駿河台大学	飯能市大字阿須698
7	川越総合卸売市場株式会社	川越市大字大袋650

(災害時応援団地)

No	名称	所在地
1	協同組合熊谷流通センター	熊谷市問屋町2-4-1
2	埼玉県南卸売団地協同組合	さいたま市見沼区卸町1-7
3	越谷流通団地運営協議会	越谷市流通団地1-1-20
4	川越総合卸売市場株式会社	川越市大字大袋650

埼玉県防災航空隊総合運航規程

平成 23 年 3 月 28 日
危機管理防災部長決裁(制定)
平成 24 年 6 月 1 日
(一部改正)
平成 28 年 6 月 1 日
(一部改正)
令和元年 5 月 1 日
(一部改正)
令和元年 5 月 31 日
(一部改正)
令和 2 年 4 月 1 日
(一部改正)
令和 3 年 4 月 1 日
(一部改正)

目次

第1章	総則(第1条から第3条)
第2章	運航体制(第4条から第15条)
第3章	運航管理(第16条から第22条)
第4章	緊急運航(第23条から第32条)
第5章	安全管理(第33条、第34条の2)
第6章	教育訓練(第35条、第36条)
第7章	施設管理(第37条、第38条)
第8章	事故防止対策等(第39条から第41条)
第9章	雑則(第42条、第43条)
附則	

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例(平成22年埼玉県条例第53号。以下「条例」という。)第3条第1項の規定に基づき、県の防災ヘリコプター(以下「航空機」という。)の安全かつ効率的な運航を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 航空機の運航については、関係法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防防災業務 航空機を使用して行う災害応急対策活動、火災防御活動、救助活動、救急活動、広域航空消防防災応援活動、その他の消防防災活動に係る業務
- (2) 航空機等 航空機、航空機用装備品、活動用装備品、附属品、整備用工具類、その他航空機の整備等に必要な資機材
- (3) 航空隊員 防災航空センターに所属し、航空機に搭乗して消防防災業務に従事する職員
- (4) 機長 航空機に搭乗する操縦士のうち、主に操縦業務に従事し、その運航に権限と責任を有する者

第2章 運航体制

(総括管理者)

第4条 防災航空隊（以下「航空隊」という。）の運営及び航空機の運航管理を総括するため、総括管理者を置く。

- 2 総括管理者には、危機管理防災部長をもってこれに充てる。
- 3 総括管理者は、航空隊の適正かつ円滑な運営及び航空機の安全かつ効果的、効率的な運航管理に努めなければならない。

(運航責任者)

第5条 航空隊の指揮監督及び航空機の運航管理に関する事務を担当するため、運航責任者を置く。

- 2 運航責任者には、防災航空センター所長をもってこれに充てる。
- 3 運航責任者は、消防防災業務を最も安全かつ効果的、効率的に遂行できるよう航空機を運航しなければならない。
- 4 運航責任者は、運航の目的及び能力を勘案した航空機の運用及び搭乗人員の基準を定めるものとする。
- 5 運航責任者に事故があるときは、消防課長がその職務を代行する。

(運航安全管理者)

第6条 航空機の運航の安全を確保する観点から、運航責任者、機長その他の関係者に対する航空機の運航、航空消防活動の実施、航空消防活動従事者の健康管理その他必要と認める事項に関する助言、消防防災ヘリコプターの運航に関する基準（令和元年消防庁告示第4号。以下「基準」という。）第13条に規定する教育訓練等基本計画及び基準第14条に規定する教育訓練等実施計画の立案、これらの業務に必要な調査研究等を行うため、運航安全管理者を置く。

- 2 運航安全管理者は、運航委託会社の上位機長をもってこれに充てる。

(航空隊の編成)

第7条 航空隊の構成員は、隊長、隊長補佐、副隊長及び隊員とする。

- 2 隊長補佐、副隊長及び隊員は、運航責任者が指名する。
- 3 隊長は、副隊長及び隊員を班（以下「クルー」という。）に編成し、各クルーごとの責任者は原則として副隊長とする。

(航空隊員の責務)

第8条 航空隊員は、消防防災業務の遂行に当たっては、十分安全を確認するとともに、関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するよう努めなければならない。

(隊長の任務)

第9条 隊長は、上司の命を受け、隊長補佐、副隊長及び隊員を指揮監督し、消防防災業務の安全かつ効果的、効率的な遂行に努めなければならない。

2 隊長に事故があるときは、隊長補佐がその職務を代行する。

(隊長補佐の任務)

第10条 隊長補佐は、隊長を補佐し、副隊長及び隊員を指揮監督し、消防防災業務の安全かつ効果的、効率的な遂行に努めなければならない。

2 隊長補佐に事故があるときは、副隊長がその職務を代行する。

(副隊長の任務)

第11条 副隊長は、隊員を指揮監督し、航空機の性能と災害等の状況に即応した消防防災業務の安全かつ効果的、効率的な遂行に努めなければならない。

(隊員の任務)

第12条 隊員は、航空機の性能と災害等の状況に即応した消防防災業務の安全かつ効果的、効率的な遂行に努めなければならない。

(運航機及び搭乗者の指定)

第13条 隊長は、航空隊の消防防災業務の遂行に当たり、第5条第4項により定める基準に基づき当該活動に供する航空機を指定した上で当該航空機に搭乗する操縦士、整備士及び航空隊員を指定するとともに、運航目的及び任務等を明示し、当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

(機長の権限と職責)

第14条 機長は、航空機に乗り組みその職務を行う全ての者を指揮監督するとともに、運航の安全に責任を負う。

2 機長は、次条に規定する運航指揮者に対し、安全のために必要な指示を行うことができる。

3 機長は、前二項で規定する権限に属する事項を除き、運航責任者、及び隊長の指示に従って消防防災業務を実施するものとする。

(運航指揮者の指定と権限)

第15条 隊長は、航空機に搭乗する航空隊員の中から運航指揮者を指定する。

2 運航指揮者は、原則として副隊長をもってこれに充てる。

3 運航指揮者には、機長の権限に属する事項を除き、航空隊員を指揮監督し、消防防災業務を遂行するものとする。

4 運航指揮者は、消防防災業務を遂行するために必要なときは、機長に対して安全を確認したうえで航空機の運航に関して要望することができる。

(運航体制)

第16条 航空隊は、24時間体制で活動する。

第3章 運航管理

(運航する航空機等)

第17条 運航責任者は、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第19条

第1項の規定に基づいて、一定の資格を有する技術者が航空機の安全性が確保されていることについて確認をしなければ、航空機を運航の用に供してはならない。

2 運航責任者は、装備品を適正に管理し、航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

(有資格者の確認等)

第18条 運航責任者は、航空機の操縦業務及び整備業務に従事する者が、法第22条に規定する適正な航空従事者技能証明を有することを確認しなければならない。

2 運航責任者は、航空機の操縦業務に従事する者が、法第31条に規定する航空身体検査証明を受けていることを確認しなければならない。

3 運航責任者は、前2項に規定する確認のため、航空機の運航業務を受託する者に対し、それらを証明する書類の提出を求めるものとする。

(運航範囲)

第19条 航空機は、次の各号に掲げる消防防災業務等で、その特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 火災防御活動
- (3) 救助活動
- (4) 救急活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防活動
- (7) 消防防災訓練活動
- (8) 管理運営活動
- (9) 一般行政活動
- (10) その他総括管理者が必要と認める活動

2 運航の分類は別に定める。

(運航の種類)

第20条 航空機の運航は緊急運航及び通常運航とする。

2 緊急運航は、前条第1項第1号から第5号に規定する運航とする。

3 通常運航は、前条第1項第6号から第10号に規定する運航とする。

(運航時間帯)

第21条 航空機の運航時間帯は、原則として日の出から日没までの間とする。ただし、有視界気象状態における夜間（日没から日の出までの間をいう。）の運航で、その安全が確保できると認められる場合は、この限りでない。

(夜間の運航制限)

第22条 23時から翌朝5時までの間の運航は、1回を限度とする。

2 日の出前後からの緊急運航が決定している場合は、前日22時から当該緊急運航までの間に新たな運航を行ってはならない。

3 前2項の規定は、次の各号に掲げる活動の場合は適用しない。

- (1) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条に規定する緊急消防援助隊の活動として総務省消防庁から出場要請を受けた場合の活動及びさいたま市から緊急消防援助隊指

揮支援隊の活動に関する応援要請を受けた場合の活動

(2) 埼玉県特別機動援助隊設置要綱第3条第2項第2号及び第4条の任務を遂行するための活動

(3) 総括管理者が必要と認める活動
(運航計画)

第23条 運航安全管理者は、消防防災業務等を適正かつ効果的、効率的に行うため航空機の運航計画を立案するものとする。

2 運航責任者は、第1項の運航計画に基づき、年度訓練等実施計画（様式第1号）及び月間業務計画（様式第2号）を定めるものとする。

第4章 緊急運航

(緊急運航)

第24条 緊急運航は、通常運航に優先する。

2 通常運航中に緊急運航を要する事態が発生したときは、運航責任者は、直ちに通常運航を中止し、緊急運航への移行を命じなければならない。

(緊急運航の基本要件)

第25条 緊急運航は、条例第4条の規定を満たす場合に実施するものとする。

(出場に必要な気象条件)

第26条 防災航空センターの気象が次の状況で、有視界気象状態であることを出場に必要な条件とする。

(1) 雲底高度 1,000 フィート以上

(2) 風速 45kt 以下

(緊急運航の実施基準)

第27条 緊急運航の実施基準はそれぞれ次のとおりとし、必要な事項は別に定める。

(1) 災害応急対策活動

ア 情報収集を必要とする場合

イ 警戒又は指揮支援を必要とする場合

ウ 避難誘導又は広報を必要とする場合

エ 被災地を救援するため、物資、資機材又は人員等を搬送する場合で、地上からの搬送が不可能又は長時間を要する場合

(2) 火災防御活動

ア 中高層建築物又は特定防火対象物の火災で、航空機の活動が必要な場合

イ 林野火災で、航空機の活動が必要な場合

ウ 密集地における建物火災で、3棟以上又は延べ面積300㎡以上の延焼拡大が見込まれ、航空機の活動が必要な場合

エ 高速自動車国道及び自動車専用道路上の火災で、航空機の活動が必要な場合

オ 油脂類等の火災で航空機の活動が必要な場合

カ 工場等の火災（爆発事故を含む。）で、航空機の活動が必要な場合

(3) 救助活動

ア 水難事故又は山岳遭難事故における人命救助を行う場合

イ 上記のほか航空機による人命救助の必要がある場合

(4) 救急活動

ア 救急車による搬送が不可能な場合

イ 救急車による搬送が可能であっても、傷病者の搬送に長時間を要し、かつ、緊急の処置が必要な場合

ウ 救急資機材等の搬送（臓器搬送含む。）を実施する場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

ア 第22条第3項第1号に掲げる活動の場合

イ 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱による応援要請があった場合

ウ 他の地方公共団体との協定に基づく応援要請があった場合

（緊急運航の要請）

第28条 航空機の緊急運航の要請は、運航責任者に対して行うものとする。

2 前項の要請は、運航責任者に対して、電話により速報後、防災航空隊出場要請（受信）書（様式第3号）をファクシミリで送付することにより行うものとする。ただし、前条第5号の活動の場合は、要請側で定める方法によるものとする。

（緊急運航の決定）

第29条 運航責任者は、前条第1項の要請を受けた場合は出場の可否を速やかに決定し、その結果を直ちに出場要請者に回答するものとする。

2 運航責任者は、前項の決定に当たり、運航安全管理者及び機長に対して出場決定確認票（様式第4号）により運航の可否の確認を求めるものとする。

3 運航責任者は、発災時の状況により当該発災市町村が航空機の出場を要請する暇がないと認める場合又は極めて緊急性が高い災害の発生を覚知した場合は、直ちに緊急運航を命じなければならない。

4 運航責任者は、出場の決定をした場合は、直ちに隊長に対して航空隊の出場を命じるとともに、消防課長を通じて総括管理者にその内容を報告しなければならない。

（出場）

第30条 隊長は、前条第4項の規定により出場命令を受けたときは、速やかに航空隊を出場させるものとする。

（帰投又は活動の停止）

第31条 運航責任者は、出場要請団体から災害が鎮静したため航空機の活動が必要ない旨通告を受けた場合は、速やかに帰投命令を発するものとする。

2 機長は、航空機の運航に当たり、気象条件、現場の地形、気流、活動内容及び機体の性能を総合的に勘案し、飛行の安全が確保できないと判断するときは航空機の活動を停止するものとする。

3 運航責任者は運航安全管理者の助言及び前項の場合のほか、災害現場の状況等により運航の安全が確保できないと認めた場合は総合的に判断し、出場要請者と連絡をとった上で直ちに帰投命令又は活動停止命令を発しなければならない。

（情報連絡及び報告）

第32条 運航指揮者は、緊急運航によって把握した災害の実態等について、速やかに隊長に報告しなければならない。

- 2 運航指揮者は、緊急運航を行ったときは、災害活動報告書（様式第5号）を作成し、災害活動の状況について速やかに隊長に報告しなければならない。
- 3 運航指揮者は、緊急運航のうち、ドクターヘリコプターの出場を行ったときは、救急活動記録票（様式第6号）を作成し、前項の報告に併せ、救急活動の状況について速やかに隊長に報告しなければならない。
- 4 隊長は、前3項に掲げる報告を受けたときは、速やかに運航責任者及び運航安全管理者に報告しなければならない。
- 5 運航責任者は、前項の報告を受けたときは、災害活動の状況について、速やかに総括管理者に報告しなければならない。

（被災地の映像情報による報告）

第33条 隊長は、災害が発生し総括管理者等に対しリアルタイムで被災地の状況を映像情報により報告する必要があると認める場合、又は総括管理者等から当該被災地の状況について映像情報により報告を命じられた場合は、ヘリコプターテレビ映像電送システム又はヘリコプター衛星通信システムにより報告するものとする。

- 2 隊長は、前項の場合においてヘリコプターテレビ映像電送システム又はヘリコプター衛星通信システムの有効性が確認できない場合及び操作により航空隊員の消防防災業務を阻害すると認める場合は、前項の規定にかかわらず映像情報による報告を一時停止することができる。

第5章 安全管理

（安全管理）

第34条 総括管理者は、航空関係法令並びに国土交通大臣が定める航空機の運用限界等指定書に基づく消防防災業務の適正な執行体制及び航空機事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

- 2 運航責任者は、航空隊員の任務等の適正な執行を確保し、航空機事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期さなければならない。

（安全確保）

第35条 隊長及び隊長補佐は、資機材、装備、訓練施設等の適正な管理及び運用を図るとともに、消防防災業務の遂行に当たっては、航空隊員の任務等の適正な執行に努め、安全確保に万全を期さなければならない。

- 2 運航指揮者は、消防防災業務の遂行に当たっては、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が安全かつ効果的、効率的に遂行できるよう努めなければならない。
- 3 隊員は、安全確保の基本が自己にあることを認識し、消防防災業務の遂行に当たっては運航指揮者の指揮のもと統制ある行動をとり、隊員相互に安全に配慮して危害防止に努めなければならない。
- 4 操縦士は、常に安全を最優先して消防防災業務を実施しなければならない。
- 5 整備士は、航空機を安全に運航できるよう、航空機の状態を正確に把握し、的確な整備を実施しなければならない。

（アルコールの影響による消防防災業務への従事制限）

第35条の2 航空隊員は、飲酒後8時間以内又はアルコールの影響によって正常な消防防災業務ができないおそれがある場合は、消防防災業務を行ってはならない。

- 2 前項のアルコールの影響によって正常な消防防災業務ができないおそれがある場合とは、身体に血液1リットルにつき0.2グラム以上又は呼気1リットルにつき0.09ミリグラム以上のアルコール濃度を保有している場合をいう。
- 3 運航責任者は、別に定める要領により、航空隊員に対し勤務開始前にアルコール検査を行わなければならない。
- 4 運航責任者は、航空隊員に対しアルコールに関する教育を定期的実施しなければならない。

第6章 教育訓練

(航空隊員の教育訓練)

第36条 総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制並びに施設、設備及び教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

- 2 運航責任者は、消防防災業務を安全かつ効果的、効率的に行うため、市町村及びその他関係機関と連携のうえ、必要な訓練を実施しなければならない。
- 3 隊長は、前2項のほか、計画的に実機による基礎教育訓練及び救出救助等の錬成教育訓練を実施しなければならない。

(操縦士の教育訓練)

第37条 運航責任者は、操縦技量及び緊急事態発生時の対処能力を向上させるため、計画的に操縦士の訓練を実施しなければならない。

第7章 施設管理

(施設管理)

第38条 運航責任者は、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

(飛行場外離着陸場等)

第39条 運航責任者は、市町村と協議し、法第79条ただし書の規定に基づく飛行場外離着陸場を選定しなければならない。

- 2 隊長は、前項に規定する離着陸場を調査し、常にその実態を把握しておかなければならない。
- 3 夜間離着陸可能な飛行場外離着陸場の基準は別に定める。

第8章 事故防止対策等

(搜索及び救難体制の確立)

第40条 総括管理者は、航空事故が発生した場合又は発生した疑いのある場合若しくは発生するおそれのある場合の搜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第41条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、人命及び財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど万全の措置を講じ、その状況を直ちに運航責任者に報告しなければならない。

- 2 運航責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合は、運航安全管理者の助言及び前条に規定するところにより、直ちに所要の搜索活動を開始するとともに、

その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第 42 条 総括管理者は、法第 76 条第 1 項に規定する事故が発生した場合は、その旨を知事に報告しなければならない。

2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合は、直ちに原因及び損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第 9 章 雑則

(記録)

第 43 条 運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録等を備え消防防災業務に関する記録を整理しておかなければならない。

(その他)

第 44 条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 埼玉県防災航空隊運営管理要綱（平成 17 年 3 月 29 日環境防災部長決裁）及び埼玉県防災ヘリコプター緊急運航要領（平成 3 年 4 月 1 日環境部長決裁）は廃止する。
- 3 この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、令和元年 5 月 31 日から施行する。
- 7 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

埼玉県防災航空隊 訓練等実施計画【令和 年度】

月	事業・研修計画	自隊訓練及び連携訓練計画		運航時間(訓練)			
		機長慣熟訓練及び機長養成訓練計画		自隊訓練	連携訓練	機長慣熟	機長養成
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
1							
2							
3							
		小計(時間:分)		0:00	0:00	0:00	0:00
		合計(時間:分)		0:00			

備考

令和 年 月 業務計画表

日付			行事・訓練	訓練場所	機長 慣熟	機体・飛行時間			当直	備考
						KN 予定	AR 予定	FD 予定		

様式第3号

防災航空隊出場要請(受信)書

埼玉県防災航空センター所長 様

防災航空隊緊急電話番号 049-297-7905

一般加入電話 049-297-7810, 7811

ファクシミリ 049-297-7906

1 要請団体名	発信者
2 要請日時	令和 年 月 日 (曜日) 時 分
3 要請種別	(1)火災 (2)救助 (3)救急/Drヘリ (4)調査 (5)救援
4 発災場所 現場目標	(市・町・村) 番地 目標物
5 発災日時	令和 年 月 日 (曜日) 時 分 ころ
6 災害の概要 及び要請任務	
7 必要資機材	
8 気象条件	天候 風向 風速 m/s 気温 °C 視界 m 雲高 m 警報及び注意報
9 出場先 場外離着陸場等	場所 (市・町・村) 番地 名称及び目標物
10 搬送先 場外離着陸場等	場所 (市・町・村) 番地 名称及び目標物
11 傷病者	住所 傷病者の人数 名 氏名 (歳) (男・女) 傷病名 程度 (重・中・軽)
12 調査出場内容	写真撮影・VTR撮影・ヘリテレ撮影、その他
13 救援出場内容	搬送物件・人員
14 現地搭乗者	(有・無) 職名 氏名 ほか 名
15 地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別(統制波 ・ 主運用波3) コールサイン
16 他の航空機の出動要請	(有・無) 機関名 機数 機
*以下の項目については、航空隊で出場決定後連絡します。	
1 航空隊指揮者	指揮者 受信者 無線種別(統制波 ・ 主運用波3) コールサイン
2 出場機	出場機 「あらかわ2」「あらかわ3」「あらかわ4」 [コールサイン] あらかわ2:さいたまこうくうヘリ2 あらかわ3:さいたまこうくうヘリ3 あらかわ4:さいたまこうくうヘリ4
3 到着予定時刻	令和 年 月 日 (曜日) 時 分
4 活動予定時間	時間 分
5 航空燃料の確保	(可・否) 時間 分
特記事項	

注:「ヘリテレ」とは、ヘリコプターテレビ映像電送システムを指す。

様式第4号

出場決定確認票

運航責任者	運航安全管理者	確認機長

気象状況		天 候	風 向	風 速 45kt以下	視 程 2,000m以上	雲底高度 1,000ft以上
	出 発 地	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 否
	経 路	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 否・ <input type="checkbox"/> 不明				
	現 地	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 否・ <input type="checkbox"/> 不明				
	警報・注意報	<input type="checkbox"/> 大雨 <input type="checkbox"/> 雷 <input type="checkbox"/> 強風 <input type="checkbox"/> 大雪 <input type="checkbox"/> 濃霧 <input type="checkbox"/> なし				

運航重量関係	現場状況	標 高()ft				
		予想気温()°C				
	搭乗人員	操縦士 2人 整備士()人				合計 人
		隊 員()人 <input type="checkbox"/> OP <input type="checkbox"/> R1 <input type="checkbox"/> R2 <input type="checkbox"/> OA				
	積込資機材	<input type="checkbox"/> 訓練救助 <input type="checkbox"/> 山岳救助 <input type="checkbox"/> 大規模 <input type="checkbox"/> 水難救助 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> Dr. へのり <input type="checkbox"/> その他 ()				
	搭載燃料	() l ・ kg				
基地離陸重量	()kg ≤ 最大離陸重量 4,300kg 「あらかわ2」 6,400kg 「あらかわ3」、「あらかわ4」					

飛 行	<input type="checkbox"/> 可 能 ・ <input type="checkbox"/> 不 能 ・ <input type="checkbox"/> 状況により途中引き上げ
-----	--

時 間	日没時間		飛行可能時間	
-----	------	--	--------	--

飛行経路	
------	--

備 考	
-----	--

様式第5号

部長	副部長	課長	所長	運航安全管理者	担当課長	隊長	隊長補佐	隊長補佐	担当

令和 年 月 日

総括管理者 様

災害活動報告書

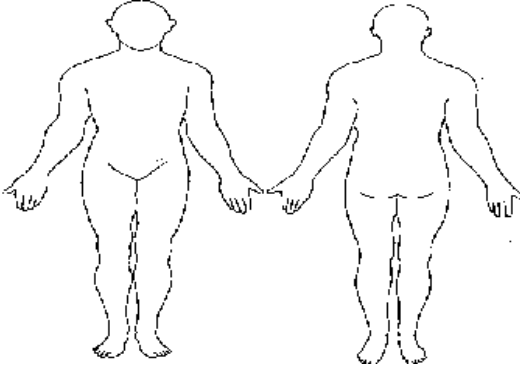
防災航空隊長

発生日時	令和 年 月 日 時 分	災害種別	
覚知時分	令和 年 月 日 時 分	種別件数	
覚知方法		災害累計件数	
要請機関		受信者	
発信者		電話番号	
発生場所			
事故概要			
現地気象	天候	気温 °C	風向
	視程 m	雲高 m	風速 m
		注意報・警報	-
使用場外		現地燃料補給量	%
出動機体			
出動人員	名	名	名
出動隊員	OP:	R1:	OP:
	R2:	OA:	R2:
	P:	CP:	P:
	M:		M:
時間経過	出場時間	:	出場時間
	現場到着時間	:	現場到着時間
	救助完了時間	:	救助完了時間
	帰投時間	:	帰投時間
時間数	活動時間	:	活動時間
	飛行時間	:	飛行時間
	救助活動時間	:	救助活動時間
	救急活動時間	:	救急活動時間
	地上活動時間	:	地上活動時間
	地上救助活動時間	:	地上救助活動時間
	地上救急活動時間	:	地上救急活動時間
		:	

活動内容										
消 火	回	L	消 火	回	L	消 火	回	L		
救 助	回	人	救 助	回	人	救 助	回	人		
救 急	回	人	救 急	回	人	救 急	回	人		
捜 索	回	人	捜 索	回	人	捜 索	回	人		
人員搬送	回	人	人員搬送	回	人	人員搬送	回	人		
資機材搬送	回	kg	資機材搬送	回	kg	資機材搬送	回	kg		
情報収集	回		情報収集	回		情報収集	回			
その他	回		その他	回		その他	回			
時間経過	活動内容(詳細)									
:										
:										
:										
:										
:										
:										
:										
:										
:										
:										
:										
:										
:										
:										
:										
:										
:										
:										
:										
:										
使用 資機材	品 名		品 名			品 名		品 名		
傷病者の 情報	住 所		氏名(フリガナ)		年齢(生年月日)	性別	搬送先医療機関・傷病名		程 度	救急区分
					歳					
					歳					
その他 の搭乗 者	氏名(機関名等)		飛行時間	氏名(機関名等)		飛行時間	氏名(機関名等)		飛行時間	
備考										
作成者	職・氏名									

事故種別等	1 火災 2 自然災害 3 水難 4 交通 5 労働災害 6 運動競技 7 一般負傷 8 加害 9 自損行為 10 急病 11 その他											
機体別	□あわかわ2 ・ □あらかわ3 ・ □あらかわ4			天候	□晴□曇 □雨□雪		累計		搬送人数	傷病者番号		
覚知年月日	令和 年 月 日 曜日			1 休日 2 休日以外	月別							
病院等の搬送別	1 搬送 □選択□依頼() 2 不搬送			不搬送理由	1 2次医療機関対応 2 傷病者なし 3 拒否 4 死亡 6 その他()							
覚知方法	1 加入 2 警察 3 自己覚知 4 その他			要請判断者	1 現場救急隊長 2 現地医師 3 指令課 4 航空隊							
医療機関の選定				交通内訳	1相互の衝突 2単一の事故 3歩行者 4その他 自損内訳 1交通機関 2服毒(ガス含) 3入水・経頭 4その他							
要請機関及び発信者				電話	受信者							
活動時刻	災害通報覚知	時 分	要請時刻～出場	分	受信場所	1 センター	連携活動	1 救助連携	へり連携	1 同時出場		
	要請時刻	時 分	要請時刻～現場到着	分		2 災害出場		2 救急連携		2 追加出場		
	出場	時 分	現場	分		3 婦投中(災害)		3 へり連携		3 先着要請		
	現場到着	時 分	現場～病院到着	分		4 業務中		4 医師連携				
	傷病者接触	時 分	要請時刻～病院到着	分		5 その他		5 警察連携				
	現場出発	時 分	災害通報覚知～出場	分	傷病者引継ぎ場							
	病院到着	時 分	災害通報覚知～ 傷病者接触	分								
	病院引揚	時 分	災害通報覚知～ 病院到着	分								
	帰隊	時 分		分								
	救急隊 病院到着	時 分		分								
事故発生場所				発生場所別	1住宅 2公衆出入場所 3仕事場 4道路 5その他()							
応急処置	□止血 □うち異物 □心電図		□止血 □うち異物 □心電図		□止血 □うち異物 □心電図		□止血 □うち異物 □心電図		□止血 □うち異物 □心電図			
	□固定 □保温 □医師 □人工呼吸 □被覆 □看護師 □心マ □Sパソツ □救命士 □心肺蘇生 □その他 □標準 □酸素吸入 □血圧測定 □2課程 □気道確保 □聴診 □隊員 □うち経鼻 □Spo2		□固定 □保温 □医師 □人工呼吸 □被覆 □看護師 □心マ □Sパソツ □救命士 □心肺蘇生 □その他 □標準 □酸素吸入 □血圧測定 □2課程 □気道確保 □聴診 □隊員 □うち経鼻 □Spo2		□固定 □保温 □医師 □人工呼吸 □被覆 □看護師 □心マ □Sパソツ □救命士 □心肺蘇生 □その他 □標準 □酸素吸入 □血圧測定 □2課程 □気道確保 □聴診 □隊員 □うち経鼻 □Spo2		□固定 □保温 □医師 □人工呼吸 □被覆 □看護師 □心マ □Sパソツ □救命士 □心肺蘇生 □その他 □標準 □酸素吸入 □血圧測定 □2課程 □気道確保 □聴診 □隊員 □うち経鼻 □Spo2		□固定 □保温 □医師 □人工呼吸 □被覆 □看護師 □心マ □Sパソツ □救命士 □心肺蘇生 □その他 □標準 □酸素吸入 □血圧測定 □2課程 □気道確保 □聴診 □隊員 □うち経鼻 □Spo2		□固定 □保温 □医師 □人工呼吸 □被覆 □看護師 □心マ □Sパソツ □救命士 □心肺蘇生 □その他 □標準 □酸素吸入 □血圧測定 □2課程 □気道確保 □聴診 □隊員 □うち経鼻 □Spo2	
	実 施 者		実 施 者		実 施 者		実 施 者		実 施 者		実 施 者	
救命処置	□除細動(実施場所) □VF □無脈VT □TdP □VT □PsvT □AF □Af □单相性波形 □二相性波形 確認時分 確認時分 1回目(J :) 4回目(J :) 2回目(J :) 5回目(J :) 3回目(J :) 6回目(J :) 結果 □sinus □VF等継続 □心静止 □PEA □他() 中止・未実施理由			□気道確保(実施場所) □LM □WB □CT □LT □他 ※□気管挿管:□経口 □経鼻 サイズ mmカフ容量 ml 固定位置 cm 実施時刻 時 分 換気:□バック □人工呼吸器 O2 % 回/分 □中止 □抜去 理由:			□静脈路確保(実施場所) □実施 □未実施 □中止 実施時刻 時 分 確保部位 ゲージ数 G 輸液量 ml/時 中止・未実施理由: 実施者:□医師 □救命士 □認定救命士 氏名			□薬剤投与(実施場所) 1回目(:)薬剤名: 2回目(:)薬剤名: 3回目(:)薬剤名: 4回目(:)薬剤名: 5回目(:)薬剤名: 中止・未実施理由: 実施者氏名		
	要請時間 時 分 医師名			要請内容(要請実施者 指示・指導内容等								
	指示要請・指導等											
傷病者住所				□県内 □県外 □他 □国籍()		電話 ()						
フリガナ				性別	□男 □女		職業					
傷病者氏名				生年月日	M・T・S・H・R 年 月 日 (歳)		年齢別	□新生児 □乳幼児 □少年 □成人 □老人				
既往歴	□脳疾患 □呼吸疾患 □心疾患 □その他()			傷病名	通院先							
事故概要及び 主訴・状況等 聴取者 ()												
□高エネルギー	□車外放出 □同乗者死亡 □高度車体変形 □高所墜落 □車体横転 □乗物と距離大 □救出20分以上 □高スピード □車に跳ねられ □車に轢かれた □その他()											
接触時 傷病者状態	体位 □仰臥位 □腹臥位 □立位 □右側臥 □座位 □他 □左側臥 □半座位			顔 貌 □正常 □チアノーゼ □冷汗 □蒼白 □黄疸 □他 □紅潮 □発汗			表情 □正常 □興奮 □泣く □無表情 □苦痛 □苦悶 □他					

救急活動記録票

部 長	副部長	所 長	担当課長	隊 長	隊長補佐	運航指揮者	合 議	
							消防防災課長	
現場 観察 状況 等	意識	JCS				頭部	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 外表損傷 <input type="checkbox"/> 変形 <input type="checkbox"/> 痛み <input type="checkbox"/> 他
	呼吸	回/分	<input type="checkbox"/> 努力 <input type="checkbox"/> 喘鳴 <input type="checkbox"/> 下顎 <input type="checkbox"/> いびき <input type="checkbox"/> 他			顔面	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 外表損傷 <input type="checkbox"/> 変形 <input type="checkbox"/> 痛み <input type="checkbox"/> 耳出血等 <input type="checkbox"/> 他
	脈拍	<input type="checkbox"/> 整 <input type="checkbox"/> 不整	回/分	<input type="checkbox"/> 橈骨 <input type="checkbox"/> 大腿 <input type="checkbox"/> 総頸 <input type="checkbox"/> 他		頸部	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 外表損傷 <input type="checkbox"/> 痛み <input type="checkbox"/> 頸静脈怒張 <input type="checkbox"/> 他
	血圧	/	mmHg	<input type="checkbox"/> 測定できず		胸部	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 外表損傷 <input type="checkbox"/> 変形 <input type="checkbox"/> 痛み <input type="checkbox"/> 呼吸音異常 <input type="checkbox"/> 他
	SPO2	<input type="checkbox"/> ルームエア <input type="checkbox"/> O2投与	%	<input type="checkbox"/> 測定できず		腹部	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 外表損傷 <input type="checkbox"/> 痛み <input type="checkbox"/> 膨隆 <input type="checkbox"/> 緊張 <input type="checkbox"/> 他
	ECG	<input type="checkbox"/> sinus <input type="checkbox"/> VF <input type="checkbox"/> 無脈VT <input type="checkbox"/> 心静止 <input type="checkbox"/> PEA <input type="checkbox"/> 徐脈 <input type="checkbox"/> af <input type="checkbox"/> ST異常 <input type="checkbox"/> 他()				骨盤	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 外表損傷 <input type="checkbox"/> 変形 <input type="checkbox"/> 痛み <input type="checkbox"/> 骨盤動揺 <input type="checkbox"/> 他
	瞳孔等	R () / L ()	偏視 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		大腿	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 外表損傷 <input type="checkbox"/> 変形 <input type="checkbox"/> 痛み <input type="checkbox"/> 他	
	体温	℃	<input type="checkbox"/> 腋下 <input type="checkbox"/> 鼓膜		四肢	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 外表損傷 <input type="checkbox"/> 変形 <input type="checkbox"/> 痛み <input type="checkbox"/> 麻痺 <input type="checkbox"/> 他	
	<input type="checkbox"/> 麻痺	<input type="checkbox"/> 運動 麻痺の部位 <input type="checkbox"/> 言語				背部	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 外表損傷 <input type="checkbox"/> 変形 <input type="checkbox"/> 痛み <input type="checkbox"/> 他
	<input type="checkbox"/> 痙攣	<input type="checkbox"/> 強直性 痙攣の部位 時間 <input type="checkbox"/> 間代性 <input type="checkbox"/> 局所 約 分				創の形状	出血量 <input type="checkbox"/> 多 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 少	
<input type="checkbox"/> 胸痛	胸痛持続約 分	ニトロ服用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 服用後回復 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
<input type="checkbox"/> 嘔吐(約 回)	<input type="checkbox"/> 嘔気 <input type="checkbox"/> 尿失禁 <input type="checkbox"/> 便失禁							
<input type="checkbox"/> 吐血 <input type="checkbox"/> 咯血 <input type="checkbox"/> 下血 <input type="checkbox"/> 性器出血 <input type="checkbox"/> 鼻出血(出血量)								
<input type="checkbox"/> その他								
<input type="checkbox"/> 女性	妊娠可能性 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 新生児	1分 点 5分 点					
<input type="checkbox"/> 中毒	原因中毒物質							
<input type="checkbox"/> 体位考慮	位 理由							
観察・処置の経過	時刻	時 分	時 分	時 分	時 分	備考		
	意識							
	呼吸	回/分	回/分	回/分	回/分			
	脈拍	回/分	回/分	回/分	回/分			
	ECG							
	血圧	/	/	/	/			
	瞳孔	R L	R L	R L	R L			
	Spo2	O2 %	O2 %	O2 %	O2 %			
処置・判断等								
初診 医 所 見 等	初診時傷病名 (不搬送署名)	記入時刻			<input type="checkbox"/> 死亡	疾病分類	1脳疾患	6感覚系
	収容医療 機関名称 所在地	医師署名			<input type="checkbox"/> 重症 入院三週以上		2心疾患	7泌尿系
					<input type="checkbox"/> 中等症 入院三週未満		3消化系	8新生物
					<input type="checkbox"/> 軽症 入院不要		4呼吸系	9その他
					<input type="checkbox"/> その他		5精神系	10不明確
告示別	1告示 2告示外 3その他の場所	開設者別	1国立 2公立 3公的 4私病 5私診 6接骨 7その他					
病院選定	開始 : 終了 :	収容 依頼先	理由	2回	理由	3回	理由	
氏 名	氏 名		氏 名		同乗者			
医師	P		氏 名		所持品及び引渡者			
看護師	C P							
運航指揮者	<input type="checkbox"/> 救命士		令和 年 月 日					
隊 員	<input type="checkbox"/> 救命士							
隊 員	<input type="checkbox"/> 救命士				印			

埼玉県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、埼玉県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

2 応援要請は、埼玉県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない村にあっては、当該村長。）が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、埼玉県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）

第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費は、埼玉県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第13条の規定にかかわらず、埼玉県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、埼玉県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成3年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書52通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれの一通を所持する。

平成3年3月29日

(以下省略)

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(都道府県の役割)

第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

(ブロック幹事県の設置等)

第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 幹事県は、原則として各ブロック知事会の会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。
- 4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。
- 5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。
- 6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

（災害対策本部等の設置）

- 第4条 全国知事会は、本協定に定める広域応援等の調整を行う場合は、必要に応じて災害対策本部等（以下「対策本部」という。）を設置することができる。
- 2 対策本部の設置及び運営等は、別に定める。

（広域応援の実施）

- 第5条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。
- 2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
 - 3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合にあっても、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する広域応援の要請を行うことができる。

（業務の代行）

- 第6条 首都直下地震等により、第4条から前条までの全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。
- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

(経費の負担)

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第9条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する

2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和3年11月22日から適用する

2 平成30年11月9日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書の正本を全国知事会において保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

令和3年11月22日

全国知事会 会長
鳥取県知事 平 井 伸 治

全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長
静岡県知事 川 勝 平 太

北海道東北地方知事会 会長
青森県知事 三 村 申 吾

関東地方知事会 会長
山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

中部圏知事会 会長
愛知県知事 大 村 秀 章

近畿ブロック知事会 会長
大阪府知事 吉 村 洋 文

中国地方知事会 会長
山口県知事 村 岡 嗣 政

四国知事会 常任世話人
愛媛県知事 中 村 時 広

九州地方知事会 会長
大分県知事 広 瀬 勝 貞

「震災時等の相互応援に関する協定」

(趣 旨)

第1条 この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（以下「都県」という。）において、地震等による災害又は武力攻撃事態等若しくは緊急対処事態（以下「災害」という。）において、被災した都県（避難住民（都県以外からの避難住民を含む。）を受入れている都県を含む。以下「被災都県」という。）独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害対策基本法第5条の2、同法第8条第2項第12号及び同法第74条第1項の規定又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第3条第4項及び同法第172条第4項の規定並びに同法第32条第2項第6号及び同法第182条第1項の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本方針の内容並びに友愛精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災都県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項について定める。

(連絡窓口)

第2条 都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資

イ 避難、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等

(2) 応急対策に必要な職員の派遣等

ア 避難、救援、救助及び応急復旧等に必要な職員

イ ヘリコプターによる情報収集等

ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん

(3) 施設又は業務の提供若しくはあっせん

ア 傷病者の受入れのための医療機関

イ 被災者を一時収容するための施設

ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務

エ 仮設住宅用地

オ 輸送路の確保及び物資拠点施設

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

- 2 都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、備蓄に努めるものとする。

(カバー都県・協力都県の設置)

第4条 都県は、協議により、被災都県に対し直接応援をする都県（以下「カバー都県」という。）をあらかじめ定めることができる。

- 2 カバー都県は、被災都県を直接的・物的に支援するほか、被災都県を応援する都県の選定及び連絡調整並びに国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災都県を補完することを主な役割とする。

- 3 カバー都県以外で被災しなかった都県（以下「協力都県」という。）は、被災都県又はカバー都県からの要請に基づき、被災都県の応援に協力するものとする。

(幹事都県の役割)

第5条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第3条第1項に規定する関東地方知事会の幹事都県（以下「幹事都県」という。）は、全国協定第3条第5項の規定に掲げる役割を担うものとする。

(幹事代理都県の設置)

第6条 幹事都県が被災等によりその事務を遂行できなくなった場合、幹事都県に代わって職務を代行する都県（以下「幹事代理都県」という。）を置く。

- 2 幹事代理都県は、別に定める順序に従い幹事都県が指名する。

(連絡員の派遣)

第7条 災害が発生し、被災都県から連絡員の派遣の求めがあったとき、又はカバー都県が必要があると認めたときは、カバー都県は、被災都県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

- 2 カバー都県は、連絡員を派遣する場合には、派遣職員自らが消費又は使用する物資を携行するなど自律的活動に努めるものとする。

(応援要請の方法)

第8条 応援を受けようとする都県は、次の事項について、カバー都県に対し口頭又は文書で要請を行い、応援する都県が決定した後に、応援することとなった都県に対し、文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1項各号に掲げる応援の要請内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 車両、航空機、船舶の派遣場所

- (5) 応援の期間
- (6) 要請担当責任者氏名及び連絡先
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第9条 カバー都県及び協力都県は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援出動をすることが必要と認められるときは、第7条の規定による連絡員が収集した情報等により自主的に応援活動に出動できるものとする。

2 カバー都県及び協力都県は、前項による自主出動を実施した際には、被災都県及び他の都県に対して、出動の連絡を行うものとする。

3 カバー都県及び協力都県は、自主的な応援活動のために職員を派遣する場合においては、第7条第2項に準じて、自律的活動に努めるものとする。

(応援受入れ体制)

第10条 都県は、災害時における他の都県からの連絡員、応援要員及び応援物資等を受け入れるための体制、施設及び場所等をあらかじめ定めておくものとする。

(応援経費の負担)

第11条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた都県が負担するものとする。

2 応援を受けた都県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都県から要請があった場合には、応援した都県は、当該費用を一時繰替(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。)支弁するものとする。

3 第7条の規定による連絡員の派遣及び被災地における情報収集活動に要した経費は、カバー都県が負担するものとする。

4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた都県と応援した都県の間で協議して定めるものとする。

(他の協定との関係)

第12条 この協定は、全国協定及び都県が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第13条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(資料の交換)

第14条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国

民の保護に関する計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第 15 条 都県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

(その他)

第 16 条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、都県が協議して別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成 8 年 6 月 13 日から適用する。

2 昭和 52 年 6 月 16 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 14 年 3 月 31 日から適用する。

2 平成 8 年 6 月 13 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 16 年 2 月 24 日から適用する。

2 平成 14 年 3 月 31 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 20 年 2 月 6 日から適用する。

2 平成 16 年 2 月 24 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 25 年 7 月 31 日から適用する。

2 平成 20 年 2 月 6 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 31 年 3 月 31 日から適用する。

2 平成 25 年 7 月 31 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書 10 通を作成し、各都県記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 31 年 3 月 31 日

九都県市災害時相互応援等に関する協定

制 定 平成22年4月1日

一部改正 平成26年2月13日

一部改正 令和2年9月30日

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下「九都県市」という。）は、九都県市域内において災害等が発生し被災都県市だけでは十分な応急措置ができない場合及び九都県市域外において災害等が発生し応援の必要がある場合において、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体の応急対策及び復旧対策を応援するため、次のとおり協定を締結する。

(災害等の定義)

第1条 この協定における「災害等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2) 不法行為に起因する大規模被害その他九都県市が必要と認める事象

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん
 - イ 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん
 - ウ 情報収集及び救援・救助活動に必要な車両、ヘリコプター、舟艇等の提供及びあっせん
 - エ 救助、応急復旧等に必要な人員の派遣
- (2) 医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあっせん
- (3) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (4) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (5) 救援物資等の荷さばき場、仮設住宅用地、火葬場及びごみ、し尿等の処理施設の提供及びあっせん
- (6) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開その他の都県市境付近における必要な措置
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(連絡員の派遣)

第3条 災害が発生し、被災都県市からの連絡員の派遣の求めがあったとき、又は他の都県市が必要があると認めたときは、他の都県市は被災都県市に対して連絡員を派遣

し、被災地の情報収集を行うものとする。

(応援調整都県市の設置)

第4条 九都県市は、被災都県市への効率的な応援を実施するため、その調整を行う応援調整都県市をあらかじめ定める。この場合において、設置に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

2 被災都県市と応援都県市との連絡調整は、原則として、前項に規定する応援調整都県市を経由して行う。

(現地連絡本部の設置)

第5条 前条第1項に規定する応援調整都県市は、被災都県市の情報を収集するために、現地連絡本部を設置することができる。

(応援の要請及び実施)

第6条 被災都県市からの応援の要請に基づき、他の都県市が応援するに当たって必要な事項は、別に実施細目により定める。

(応援の自主出動)

第7条 災害等の発生により、被災都県市との連絡に著しい支障が発生している場合で、第3条の規定による連絡員が収集した情報等から緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、他の都県市は、自主的な判断に基づき必要な応援を行う。

2 前項に規定する自主的な判断に基づく出動（以下「自主出動」という。）をした都県市は、応援内容等を被災都県市に速やかに連絡する。

3 自主出動した都県市は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災都県市に提供する。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として、第6条の規定による応援の要請をした都県市の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条の規定による連絡員の派遣に要した経費は、派遣を行った都県市が負担するものとする。

3 第7条第1項の規定による応援に要した経費及び前2項によりがたい場合の経費の負担については、九都県市で別途協議する。

(平常時からの取組)

第9条 九都県市は、災害等の発生時における相互応援を円滑に行うため、平常時から連携して、次に掲げる取組を推進する。

(1) 応援受入体制の整備

他の都県市からの応援物資及び派遣人員を受け入れるための場所又は施設を定める。

(2) 通信体制の整備

複数の通信体制を整備することにより、共通の連絡手段を確保するように努める。

(3) 情報の共有

協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有し、連携して対策を強化する。

(4) 訓練の実施

この協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施する。

(5) その他

前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(九都県市域外への応援)

第10条 九都県市域外において大規模な災害等が発生し、甚大な被害が想定される場合は、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体への応援を行う。

2 前項に規定する応援の内容等については、第2条から第8条までの規定に準じて、被災した自治体の状況、要請等を考慮し、九都県市が協議して定める。

(協定に関する協議)

第11条 この協定に関し必要な事項は、九都県市防災・危機管理対策委員会において協議する。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項は、九都県市が協議して定める。

附 則

(実施期日)

この協定は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 (平成26年2月13日一部改正)

(実施期日)

この協定は、平成26年2月13日から実施する。

附 則 (令和2年9月30日一部改正)

(実施期日)

この協定は、令和2年9月30日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し、各都県市は記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年9月30日

埼玉県知事 大野元裕

千葉県知事 森田健作

東京都知事 小池百合子

神奈川県知事 黒岩祐治

横浜市長 林文子

川崎市長 福田紀彦

千葉市長 熊谷俊人

さいたま市長 清水勇人

相模原市長 本村賢太郎

(資料編Ⅱ-2-4-13)

関西広域連合と九都縣市との災害時の相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、関西広域連合（以下「甲」という。）及び九都縣市（以下「乙」という。）を構成するいずれかの都府縣市（以下「構成都府縣市」という。）において、大規模な災害等が発生し、被災連合組織の構成都府縣市のみでは十分な災害対策等の応援ができないときに、他方の連合組織の構成都府縣市の応援を受けることにより、被災した構成都府縣市の災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 九都縣市 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市をいう。
- (2) 災害等 次に掲げる事象をいう。
 - イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
 - ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等及び同法第25条第1項に規定する緊急対処事態
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、構成都府縣市の住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態
- (3) 連合組織 甲又は乙のそれぞれをいう。
- (4) 被災連合組織 甲又は乙のうち、災害等により被災した構成都府縣市の属する連合組織をいう。
- (5) 災害対策等 災害応急又は災害復旧・復興に関する対策をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 資機材の提供

- (4) 避難者及び傷病者の受入れ
- (5) 車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
- (6) 医療支援
- (7) その他被災した構成都府県市が要請した措置

(応援の要請)

第4条 被災した構成都府県市は、当該被災した構成都府県市単独では、十分な災害対策等ができないと判断したときは、速やかに被災連合組織に対し、応援を要請する。

2 前項の被災連合組織は、自らの構成都府県市のみでは被災した構成都府県市に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに他方の連合組織に対し応援を要請する。

3 前項の規定による要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する応援の内容
- (3) 応援を要請する構成都府県市及び当該構成都府県市が指示する場所までの経路
- (4) その他留意すべき事項

4 被災連合組織は、第2項の規定による要請を口頭で行った場合は、当該要請について速やかに書面を作成し、提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 前条第2項の規定による要請を受けた連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成都府県市を応援することが困難である場合を除き、速やかに被災連合組織を応援するものとする。

2 前項の規定による応援は、応援の要請を受けた連合組織が自らの構成都府県市に対し、被災連合組織の構成都府県市のうち応援の対象とする構成都府県市（以下「対象都府県市」という。）を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により対象都府県市を割り当てられた構成都府県市（以下「応援都府県市」という。）は、当該対象都府県市を応援するものとする。

4 応援都府県市は、対象都府県市のほか、他の対象都府県市を割り当てられた応援都府県市の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、他の応援都府県市が応援する対象都府県市についても応援するよう努めるものとする。

5 前項の規定による応援は、前条第2項に規定する要請に基づく第2項の規定による

対象都府県市の割当てに基づいて行ったものとみなす。

(応援の自主出動)

第6条 災害の規模が甚大である等の理由により被災連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、他方の連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成都府県市を応援することが困難である場合を除き、第4条第2項の要請があったものとみなして、被災連合組織を応援するものとする。

2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成都府県市に対象都府県市を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により対象都府県市を割り当てられた応援都府県市は、必要に応じて職員を当該対象都府県市に派遣して情報収集を行い、その情報に基づき応援するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 この協定に基づき応援都府県市が行う応援に要した経費は、原則として対象都府県市が負担するものとする。ただし、前条第3項の情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った応援都府県市が負担するものとする。

2 前項の対象都府県市が同項の応援に要した経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該対象都府県市から要請があったときは、応援都府県市は、当該経費を一時的に繰り替えて、支弁するものとする。

(平常時の協力)

第8条 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
- (3) その他防災に関する業務

(事務局)

第9条 甲及び乙は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。

2 前項の事務局は、甲乙間及びそれぞれの連合組織における協定の運用に係る調整に当たる。

3 甲の事務局は、関西広域連合広域防災局とする。

4 乙の事務局は、九都県市地震防災・危機管理対策部会事務局とする。

(他の協定との関係)

第 10 条 この協定は、甲及び乙並びにその構成都市府県市が別に締結する災害時の相互
応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定
に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとする
ときは、その都度甲乙で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 10 通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自
の 1 通を所持する。

平成 26 年 3 月 6 日

関西広域連合 広域連合長	井 戸 敏 三
神奈川県知事	黒 岩 祐 治
埼玉県知事	上 田 清 司
千葉県知事	森 田 健 作
東京都知事	舛 添 要 一
横浜市長	林 文 子
川崎市市長	福 田 紀 彦
千葉市長	熊 谷 俊 人
さいたま市長	清 水 勇 人
相模原市長	加 山 俊 夫

(資料編Ⅱ-2-4-14)

群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、群馬県、埼玉県及び新潟県（以下「三県」という。）のいずれかの県において災害が発生した場合における三県間の相互応援の実施、又は他の都道府県で災害が発生した場合の支援における三県連携の推進により、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施を図るとともに、三県が平時から防災における協力及び連携の充実を図り、もって三県の災害対応力を向上させることを目的とする。

(連絡担当部局)

第2条 三県は、あらかじめ災害時の応援及び平時の防災協力に関する連絡担当部局を定めるものとする。

(災害時の応援の種類)

第3条 災害時の応援の種類は、三県のうち災害が発生した県（以下「被災県」という。）において災害応急対策に必要な物資・資機材・職員等、被災県から要請のあった事項とする。

2 応援の内容等は、連絡担当部局が別途協議して定めるものとする。

(応援要請の手続き)

第4条 被災県が応援の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、応援を実施する県（以下「応援県」という。）に対し、まず口頭、電話又はファクシミリにより要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資・資機材等の応援を要請する場合にあっては、その品名及び数量等
- (3) 職員の応援を要請する場合にあっては、職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路、駐車場所又はヘリ着陸場所
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(連絡員の派遣)

第5条 三県のいずれかの県において災害が発生し、応援を行おうとする県が必要があると認めたときは、当該県は、被災県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

(応援の自主出動)

第6条 応援県は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、派遣した連絡員からの情報等を基に、必要な応援を自主的に行うことができるものとする。この場合、応援に関する情報を被災県に提供する等、円滑な応援実施に配慮するものとする。

2 三県は、それぞれ、連絡員の派遣を受けた場合の適切な受入れ体制を、あらかじめ整備しておくものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災県の負担とする。ただし、被災県と応援県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災県から要請があった場合は、応援県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 第5条に規定する連絡員の派遣及び被災地の情報収集活動に要した経費は、応援県の負担とする。

(他都道府県で発生した災害への対応)

第8条 他都道府県で災害が発生し、当該被災都道府県に対して支援を行おうとする場合、必要に応じて、三県で情報を共有し連携に努めるものとする。

(広域応援に係る共同研究)

第9条 三県は、大規模災害が発生した場合における広域応援等に関し、応援の円滑な実施に必要な共同研究を実施するものとする。

2 前項の共同研究は、既存の広域応援計画等と整合を図るものとする。

(平素の連携)

第10条 三県は、防災体制及び相互連携の充実強化を図るため、平素から連携して訓練の実施や地域防災計画その他参考資料の情報共有など、必要な取組を推進するものとする。

(連絡会議の設置)

第11条 三県は、前二条の取組を推進するため、連絡会議を設置する。

2 連絡会議の具体的な運営については別に定める。

(他の協定との関係)

第12条 この協定は、三県が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等を妨げるものではない。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度三県が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、連絡担当部局が別途協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成25年1月31日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、各県記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年1月31日

群馬県前橋市大手町一丁目1番地1
群馬県知事 大澤 正明

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番地1
埼玉県知事 上田 清司

新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県知事 泉田 裕彦

(資料編Ⅱ-2-4-15) 災害対策基本法第33条の規定に基づく派遣職員に関する資料

令和5年1月1日現在

区 分		A (人)	B (人)	計 (人)
建設機械操作職		0	0	0
作業船操作職		0	0	0
作業船機関職		0	0	0
医 学 職	医師	30	31	61
	歯科医師	4	1	5
	獣医師	119	137	256
	薬剤師	56	118	174
	X線技師	2	3	5
	看護師	21	100	121
	保健師	65	122	187
	助産師	0	0	0
	准看護師	0	0	0
	衛生検査技師等	2	1	3
	小計	299	513	812
建 築 職		125	96	221
土 木 職	総合土木	539	418	957
	林業土木	53	48	101
	小計	592	466	1,058
その他 必要な 職種	電気職 (設備職)	153	194	347
	通信職	0	0	0
	自動車運転職	0	18	18
	小計	153	212	365
合計		1,169	1,287	2,456

Aは、設計監督操作運転等当該業務を独立して遂行する能力を有する者

Bは、補助的業務に従事する者

(資料編Ⅱ-2-4-16) 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 埼玉県(以下「甲」という。)と生活協同組合さいたまコープ(以下「乙」という。)は、埼玉県内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、相互に協力して県民生活の早期安定を図るため、「災害時における県民生活を図るための基本協定書」第2条第1項の規定に基づき、次のとおり応急生活物資供給等の協力に関する協定を締結する。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別紙1のとおり指定する。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲から乙への要請等の経路は、別紙2のとおりとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(応急生活物資の引取り)

第8条 応急生活物資の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

(費用)

第9条 第4条及び第7条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提供する出荷確認書等に基づき、適正価格により甲乙協議の上、決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第10条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における生活協同組合間相互支援の協定の締結後、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(ボランティア活動への支援)

第11条 乙は、乙の組合員に対し、甲の実施する防災ボランティアへの登録を推進し、災害時に行う応急生活物資の配付等のボランティア活動を支援するものとする。

(その他必要な支援)

第12条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(法令の遵守)

第13条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

(協定)

第14条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(定めのない事項等)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

平成8年3月29日

浦和市高砂三丁目15番1号
 甲 埼玉県
 埼玉県知事 土屋義彦

浦和市根岸一丁目5番5号
 乙 生活協同組合さいたまコープ
 理事長 石川誠一

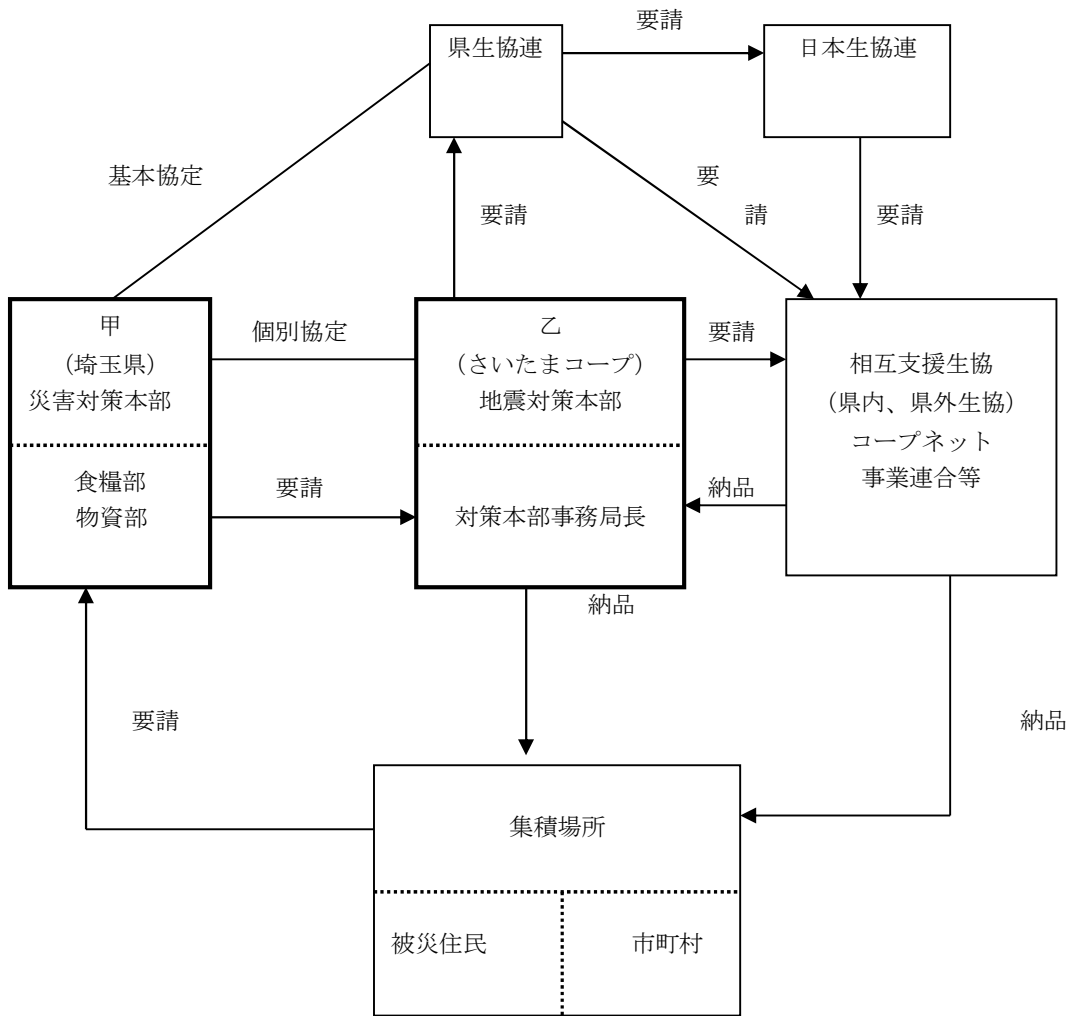
別紙1

災害時応急生活物資

段階	第1段階 ライフラインストップ	第2段階 電気復旧	第3段階 水道復旧
期間	災害当日～3日	4日～6日	7日～
品目	◎水・飲料 ◎菓子パン ◎牛乳（LL） ◎果実（バナナ） ◎レトルト食品（ごはん） 缶詰（缶・オープン） 電池 懐中電灯 バケツ 軍手 ガムテープ 濡れティッシュ トイレットペーパー 紙おむつ 卓上ガスコンロ なべ	水・飲料 牛乳（LL） 切り餅 レトルト食品（ごはん） 缶詰（缶・オープン） インスタントラーメン 紙おむつ なべ 濡れティッシュ 生理用品 下着・靴下 タオル 紙コップ・紙皿 トイレットペーパー	米 食パン めん類 バター・ジャム 肉・魚 野菜 果実 レトルト食品（おかず類） インスタントラーメン 緑茶・コーヒー・紅茶 トイレットペーパー 下着・靴下 なべ マスク
夏	蚊取り線香		
冬	使い捨てカイロ 毛布		

- (注1) 応急生活物資は、おおむね上記の段階、期間ごとの品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。
- (注2) 品目は、上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。
- (注3) ◎印は、災害直後最優先に調達すべき品目

災害時における応急生活物資等の供給要請等経路図



(資料編Ⅱ-2-4-17) 災害時における県民生活の安定を図るための基本協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と埼玉県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、災害時における県民生活の安定を図るための基本協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この基本協定は、埼玉県内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者を救援するため、応急生活物資の調達及び安定供給、ボランティア活動への支援、物価等の生活情報の収集・提供活動等を円滑に行い、もって県民生活の安定に寄与することを目的とする。

（応急生活物資の確保のための個別協定）

第2条 甲は、乙に加盟する消費生活協同組合（以下「会員生協」という。）と応急生活物資の調達及び安定供給に関する協定等（以下「個別協定」という。）を締結することができるものとする。

2 甲は、市町村が会員生協と個別協定を締結する場合に必要な協力をを行い、乙は会員生協に対して同協定の締結を指導するものとする。

（ボランティア活動への支援）

第3条 乙は、災害時に会員生協の組合員等が参加するボランティア活動を支援するものとし、甲は乙の支援活動が円滑に行われるよう協力するものとする。

（ボランティアの養成）

第4条 乙は、会員生協のボランティアの養成に努めるものとし、甲は乙に対して必要な協力をを行うものとする。

（情報の収集・提供）

第5条 甲と乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して県民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲と乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に実施し、乙はそれを受けて会員生協に対して必要な指導を行うものとする。

（防災意識の向上）

第6条 乙は、会員生協の活動を通じて、日常的に応急生活物資の備蓄の励行等組合員の防災意識の向上に努め、甲は乙に対して必要な協力をを行うものとする。

（その他必要な支援）

第7条 この協定に定める事項のほか、被災者に対する支援が必要な場合は、甲、乙協議の上決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第8条 乙は、埼玉県以外を事業区域とする消費生活協同組合との間での連携を強化し、生活協同組合間相互支援協定の締結等広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（災害時の協力事項の発動）

第9条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が「災害対策本部」を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（法令の遵守）

第10条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

（定めのない事項等）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

平成7年12月27日

浦和市高砂三丁目15番1号

甲 埼玉県

埼玉県知事 土屋義彦

浦和市高砂二丁目3番9号

乙 埼玉県生活協同組合連合会
 会長理事 土 肥 泰

埼玉県生活協同組合連合会会員一覧
 平成30年1月1日現在

会員生協名	所在地
地域生協	
生活協同組合コープみらい	さいたま市
生活協同組合パルシステム埼玉	蕨市
生活クラブ生活協同組合	さいたま市
埼玉県勤労者生活協同組合	川口市
医療生協さいたま生活協同組合	川口市
埼玉県労働者共済生活協同組合	さいたま市
さいたま住宅生活協同組合	さいたま市
子どものその保育生活協同組合	ふじみ野市
生活協同組合・さいたま高齢協	所沢市
職域生協	
埼玉大学生生活協同組合	さいたま市
大東文化学園生活協同組合	東松山市
跡見学園女子大学生生活協同組合	新座市
淑徳大学みずほ台生活協同組合	三芳町
十文字学園生活協同組合	新座市
連合会	
コープデリ生活協同組合連合会	さいたま市

・地域生協 9，職域生協 5，連合会 1 合計 15 生協

(資料編 II-2-4-18) 日本赤十字社埼玉県支部との委託契約書

災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して
必要な事項を日本赤十字社埼玉県支部に委託する契約書

埼玉県（以下「甲」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第16条の規定により、非常災害の場合における救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社埼玉県支部（以下「乙」という。）に委託する契約を次のとおり締結する。

(委託事務の内容)

第1条 乙は、甲が災害救助法を適用した場合又は災害救助法第14条の規定に基づき応援をなす場合であって、乙に救助又はその応援を要請した場合に、前文の規定による委託事務（以下「委託事務」という。）を実施するものとする。

(委託事務の種類、範囲等)

第2条 委託事務の種類、範囲等は、次のとおりとする。

(1) 避難所の設置

甲が行う避難所の設置の支援として、次の事項を必要に応じて行うものであること。

ア 生活環境の整備

救援物資の配布や衛生管理対策を含めた生活環境の整備を行うものであること。

イ こころのケア

災害による被災者の精神的なショック、避難生活による心労に対し、健康相談等のこころのケアを応急的に行うものであること

(2) 医療

ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して応急的に処置するものであること。

イ 医療の範囲は、診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術、病院又は診療所への収容並びに看護とする。

ウ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。ただし、甲の要請により延長することができる。

(3) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行うものであること。

イ 助産の範囲は、分べんの介助、分べん前後の処置及び脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給とする。

ウ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。ただし、甲の要請により延長することができる。

(4) 死体の処理

ア 死体の処理は、災害の際死亡した者について、必要な限度内において、死体に関する処理を行うものであること。

イ 死体の処理の範囲は、死体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案とする。

ウ 死体の処理を実施できる期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、甲の要請により延長することができる。

(5) その他必要な事項

その他、甲は法第4条に規定される救助の範囲において、必要な事項を乙に委託することができる。

(救護班の編成)

第3条 委託事務のうち、医療及び助産については、乙が編成する救護班によって行うものとする。

ただし、状況によりやむを得ない場合は、その行為を日本赤十字社埼玉県支部（以下「支部」とい

う。) 所属の医療施設において行うことができる。

(委託事務の費用)

第4条 委託事務を実施するために必要な費用は、別表に定めるところにより乙が支弁するものとする。

(補償請求)

第5条 甲は、前条により乙が支弁した費用のうち、その費用に充当すべき寄付金その他の収入を控除した額を乙の補償請求に基づきこれを負担する。

なお、補償の請求は「災害救助法第19条の規定による補償請求書(別紙様式)」の提出によって行うこととする。

2 前項に規定する寄付金その他の収入とは、乙が当該災害の際特に救助又はその応援のために使用することを指定して受けた金品をいい、国又は地方公共団体の災害設備整備に要する補助金、日本赤十字社募金及び一般義援金品は含まない。

(委託事務の範囲を越えて行った費用)

第6条 第2条各号に規定する処理の範囲を超えて行った場合の費用は、乙が負担するものとする。

(甲による救助の実施)

第7条 甲は、乙がこの契約に基づいて、第2条に規定する委託事務を実施する場合であっても災害の状況に応じ、必要と認めるときは、第2条各号に掲げる事項を実施することができるものとする。

(甲による援助)

第8条 乙が行う委託事務の実施に当たっては、甲はこれを援助するものとする。

(有効期間)

第9条 この契約の有効期間は、効力発生から令和4年3月31日までとする。

(改定、更新)

第10条 法令の改正等の理由によりこの契約を改定する必用が生じたときは、甲、乙すみやかに協議のうえ改定するものとする

2 この契約の有効期間の満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 前各条に定めるもののほか、委託事務の実施に関して必要な事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(関係契約の廃止)

第12条 災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社埼玉県支部に委託する契約(昭和35年4月1日締結)は、この契約の締結と同時に廃止する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保存するものとする。

令和3年4月1日

さいたま市浦和区高砂3-15-1
甲 埼玉県
埼玉県知事 大野 元裕

さいたま市浦和区岸町3-17-1
乙 日本赤十字社埼玉県支部
事務局長 森尾 博之

別表

契約書第4条の委託事務支弁費用区分表

費用区分	範囲及び算定基準
人件費	委託事務の実施に従事した救護員の役務提供の対価に相当する費用（日本赤十字社の現職の有給職員を除く。）、時間外手当等、深夜手当及び旅費について、日本赤十字社の定めている日本赤十字社救護規則第28条の規定による費用弁償に関する規程、日本赤十字社職員給与要綱、日本赤十字社旅費規則等により計算した額によること。
救助費	<p>ア 生活環境の整備のために使用した器物の購入費又は借上料等の実費とすること。</p> <p>イ こころのケアのために使用した消耗品及び消耗材料等の購入費又は借上料等の実費とすること。</p> <p>ウ 医療及び助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具破損修理等の実費とすること。ただし、支部所属の医療施設で行った場合には、医科診療報酬点数表により算出した額とする。</p> <p>エ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置として内閣府告示第228号（平成25年10月1日）に定める基準によること。</p> <p>オ 検案の処置のために使用した材料、器具破損処理等の実費とすること。</p> <p>カ 救護所設置のために使用した救護器材費、消耗器材費、建物等の借上料及び破損修理を含む損料の実費とすること。</p> <p>キ 上記のほか、委託した事項の実施のために要した費用の実費とすること。</p>
輸送費	委託事務の実施のために必要な輸送費についての当該地域における通常の実費によること。
賃金職員等雇上費	委託事務の実施のために必要な賃金職員等雇上費についての当該地域における通常の実費によること。
扶助金	委託事務の実施に従事した救護員（日本赤十字社の有給職員を除く。）が業務上の理由により負傷し、疾病にかかり又は死亡したとき、その者又はその者の遺族に対し、日本赤十字社法第32条の規定によって支給した扶助金の額によること。
事務費	委託事務の実施のための事務処理に使用した文房具等の消耗品費、通信運搬費等の実費とすること。

埼玉県緊急消防援助隊受援計画

平成16年12月策定

令和4年2月改正



彩の国

埼玉県

埼玉県緊急消防援助隊受援計画 目次

第1章 総則	1
第2章 応援等の要請	1
第3章 受援体制	3
第4章 指揮体制及び通信運用体制	6
第5章 消防応援活動の調整等	6
第6章 応援等の引揚げの決定	10
第7章 その他	10
資料等	
別表第1 用語の定義	13
別表第2-1 関係機関連絡先（県内消防本部）	15
別表第2-2 関係機関連絡先（都府県等）	17
別表第2-3 関係機関連絡先（その他の機関）	24
別表第2-4 関係機関連絡先（災害拠点病院）	28
別表第3 埼玉県消防応援活動調整本部資機材	29
別表第4-1 埼玉県内の無線通信運用体制	30
別表第4-2 署活動用無線機周波数等一覧	31
別表第4-3 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況	32
別表第5 陸上隊進出拠点（候補地）及び担当消防本部	37
別表第6 航空小隊進出拠点及び担当消防本部	43
別表第7 市町村別消火栓スピンドルドライバー	44
別表第8 飛行場外離着陸場一覧	45
別表第9 宿営可能場所	49
別表第10 陸上隊燃料補給場所	57
別表第11 航空小隊燃料補給場所	65
様式1 緊急消防援助隊埼玉県連絡票	66
別紙第1 緊急消防援助隊応援等要請フロー図	67
別紙第2-1 調整本部の運営に係るチェックリスト	68
別紙第2-2 緊急消防援助隊《指揮支援部隊》運用管理表	72
別紙第2-3 緊急消防援助隊《都道府県大隊》運用管理表	73
別紙第2-4 市町村別災害状況（消防部隊運用表）	74
別紙第3 緊急消防援助隊部隊移動フロー図	75
別紙第4 緊急消防援助隊の二次災害防止のための活動中止の判断基準等	76
要請要綱別記様式1-1 緊急消防援助隊応援等要請	79
要請要綱別記様式1-2 応援等要請のための連絡事項	80
要請要綱別記様式3-2 緊急消防援助隊の応援等決定通知	81
要請要綱別記様式3-3 緊急消防援助隊の出動隊数通知	82
要請要綱別記様式4-1 緊急消防援助隊の引揚げ決定通知	83
要請要綱別記様式6-1 部隊移動に関する意見（照会）	84
要請要綱別記様式6-2 部隊移動に関する意見（回答）	85
要請要綱別記様式6-4 緊急消防援助隊の部隊移動通知	86
要請要綱別記様式6-5 緊急消防援助隊の部隊移動通知	87
要請要綱別記様式6-6 緊急消防援助隊の部隊移動の指示	88
要請要綱別記様式6-7 緊急消防援助隊の部隊移動通知	89
要請要綱別記様式6-8 緊急消防援助隊の部隊移動通知	90
要請要綱別記様式7 ○○災害に係る緊急消防援助隊連絡体制	91
運用要綱別記様式2（航空除く） 緊急消防援助隊活動報告（日報）	92
運用要綱別記様式2（航空） 緊急消防援助隊活動報告（日報）	93

埼玉県緊急消防援助隊受援計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日付け消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第40条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 代表消防機関は、さいたま市消防局とする。

2 代表消防機関代行は、幹事消防本部とする。

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2章 応援等の要請

(応援等の要請の手続等)

第3 緊急消防援助隊の応援等の要請は、別紙第1のとおり行うものとする。

2 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該市町村を管轄する消防本部及び埼玉県内の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により連絡するものとする。

3 被災地の市町村長は、災害の概況、出動を希望する区域及び活動内容その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項が明らかになり次第、知事に対して電話により連絡するものとする。

なお、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別や規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、要請要綱別記様式1-2により速やかに行うものとする。

4 被災地の市町村長は、知事に対して第2項及び第3項の連絡ができない場合は、その旨を消防庁長官（以下「長官」という。）に直ちに電話により連絡することができるものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告するものとする。

5 知事は、被災地の市町村長から電話により応援等が必要であるとの連絡を受け、災害の状況及び埼玉県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して、電話により応援等の要請を直ちに行うものとする。

6 知事は、次のいずれかに該当する災害が発生し、災害の状況及び県内消防応援隊の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、

長官に対して、電話により応援等の要請を直ちに行うものとする。

- (1) 埼玉県内で震度6強以上の揺れを観測した場合
 - (2) NBC災害又はNBCの発散が疑われる災害が発生した場合
 - (3) その他甚大な被害が見込まれる大規模な災害が発生した場合(大規模火災、航空機事故、鉄道事故、土砂災害等)
- 7 知事は、被災地の市町村長から連絡がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要であると判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。
- 8 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。
- 9 知事は、災害の概況、出動を希望する区域及び活動内容その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項が明らかになり次第、長官に対して電話により報告するものとする。

なお、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別や規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、要請要綱別記様式1-1により速やかに行うものとする。

- 10 知事は、電話による緊急消防援助隊の応援等の要請を行った場合は、その旨を、様式1により被災地の市町村長及び県内各消防本部の消防長に対して埼玉県防災行政無線の一斉FAXにて通知するものとする。

（緊急消防援助隊の応援等決定通知等）

- 第4 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を、様式1を通信書として要請要綱別記様式3-2を添付し、被災地の市町村長及び県内各消防本部の消防長に対して通知するものとする。

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階で応援先市町村を指定することが困難なため、長官が応援先都道府県に埼玉県を指定している場合、知事は長官と応援先市町村を調整するものとする。

- 2 知事は、長官から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を、様式1を通信書として要請要綱別記様式3-3を添付し、被災地を管轄する消防本部及び県内各消防本部の消防長に対して通知するものとする。

（迅速出動等適用時の対応）

- 第5 埼玉県内の消防本部は、要請要綱第5条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第30条に規定する迅速出動が適用となる災害が埼玉県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援等が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

- 2 知事は、前項に掲げる災害が埼玉県内で発生した場合は、早期に埼玉県内の被害状

況、緊急消防援助隊の応援等が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

- 3 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要でないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

(連絡体制)

第6 応援等の要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援等の要請時の連絡先は、別表第2-1、別表第2-2、別表第2-3及び別表第2-4までのとおりとする。
- (2) 埼玉県から各消防本部に対して連絡を行う場合は、原則として代表消防機関に対して連絡し、代表消防機関は幹事消防本部に対して連絡し、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。ただし、埼玉県防災行政無線等による一斉FAXの連絡手段が適当な場合はこの限りではない。
- (3) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAX（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとし、必要に応じて様式1を通信書とする。ただし、有線断絶時には主運用波、埼玉県防災行政無線、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

第3章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第7 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊の応援等を受けるときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。

なお、被災地が1の場合であっても、警察、自衛隊、DMAT等の関係機関との調整等を踏まえ、知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

- 2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、埼玉県危機管理防災センター2階第2オペレーションルームに設置するものとする。
- 3 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。
- 4 調整本部の副本部長は、埼玉県危機管理防災部消防課長及び埼玉県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。
- 5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

- (1) 埼玉県危機管理防災部消防課の職員
- (2) 代表消防機関の職員（代表消防機関が職員の派遣を行うことができない場合は、代

表消防機関代行の職員)

(3) 被災地消防本部の職員

(4) 防災航空隊の職員

6 調整本部は、「埼玉県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。

7 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対し、速やかに報告するものとする。

8 調整本部は、埼玉県災害対策本部（以下「災対本部」という。）及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 被害状況、災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。

(2) 被災地消防本部、消防団、県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。

(4) 自衛隊、警察、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 埼玉県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。

(6) 災対本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。

(7) 災対本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。

(8) その他必要な事項に関すること。

9 埼玉県は、別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。

10 調整本部は、別紙第2-1、別紙第2-2、別紙第2-3及び別紙第2-4を活用し、運用するものとする。

11 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。

12 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。

13 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受け入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

14 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、埼玉県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

15 調整本部は、被災地消防本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合や、当該調整本部が緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断した場合は、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）とその任務に係る調整を行うものとする。

(消防早期調整本部の設置)

第8 知事は、次のいずれかに該当する災害が発生するおそれの段階で、被害発生前から早期に準備対応の体制を整えるため、消防早期調整本部を設置することができるものとする。

- (1) 台風及び大雨等を要因とする特別警報が発令され、知事が必要と判断した場合
- (2) その他、県と代表消防機関の協議により必要と判断した場合
- 2 消防早期調整本部は、埼玉県危機管理防災センター2階第2オペレーションルームに設置するものとする。
- 3 消防早期調整本部の本部長は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。
- 4 消防早期調整本部の副本部長は、埼玉県危機管理防災部消防課長をもって充てるものとする。
- 5 消防早期調整本部の構成メンバーは、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 埼玉県危機管理防災部消防課の職員
 - (2) 代表消防機関の職員（代表消防機関が職員の派遣を行うことができない場合は、代表消防機関代行の職員）
- 6 消防早期調整本部は、「埼玉県消防早期調整本部」と呼称するものとする。
- 7 知事は、消防早期調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対し、速やかに報告するものとする。
- 8 消防早期調整本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 災害対応活動上把握しておく必要がある情報の収集に関すること。
 - (2) 県内消防力の掌握及び各消防本部との情報共有に関すること。
 - (3) 県内の応援要請や緊急消防援助隊の要請にかかる調整に関すること。
- 9 消防早期調整本部は、被害状況、活動状況、その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
- 10 消防早期調整本部は、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊を要請した場合、第7の調整本部に移行するものとする。

（指揮本部の設置）

- 第9 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の応援等が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 被害情報（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。
 - (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
 - 3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
 - 4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、埼玉県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告

するものとする。

- 5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、埼玉県及び代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- 6 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

（指揮体制等）

第10 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、調整本部の本部員として、埼玉県内で活動する指揮支援部隊を統括し、災对本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- 3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上(水上を含む。以下同じ。)に係る緊急消防援助隊の活動を指揮するものとする。
- 4 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 統合機動部隊長は、都道府県大隊等が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 N B C 災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C 災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。

（通信運用体制）

第11 埼玉県内の無線通信運用体制は、別表第4-1のとおりとする。

- 2 埼玉県内の消防本部及び消防団が保有する署活動用無線機周波数のチャンネルは、別表第4-2のとおりとする。
- 3 消防救急デジタル無線の共通波の整備状況は、別表第4-3のとおりとする。

第5章 消防応援活動の調整等

（進出拠点）

第12 調整本部は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と調整するものとする。

なお、進出拠点の決定は、消防庁が行うものとする。

(1) 陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第5のとおりとする。

(2) 航空隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第6のとおりとする。

2 調整本部は、決定した進出拠点について、被災地消防本部、別表第5及び別表第6の進出拠点担当消防本部並びに別表第9の宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。

3 進出拠点担当消防本部、被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。ただし、被災状況により派遣出来ない場合はこの限りではない。

4 連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊等（以下「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊等の長に対して応援先市町村、任務、道路の通行障害等について情報提供を行うとともに、活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。

（任務付与）

第13 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

(1) 被害状況

(2) 活動方針

(3) 活動地域及び任務

(4) 安全管理に関する体制

(5) 使用無線系統

(6) 地理及び水利の状況

(7) 燃料補給場所

(8) その他活動上必要な事項

（関係機関との活動調整）

第14 知事は、災対本部等において、自衛隊、警察、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

（資機材の貸出し及び地図の配付）

第15 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して無線機、スピンドルドライバー、ホース媒介金具及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

2 各市町村のスピンドルドライバーの形状は、別表第7のとおりとする。

3 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

(ヘリコプター離着陸場所)

第16 ヘリコプター離着陸場所は、別表第8のとおりとする。

(宿営場所)

第17 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第9のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と調整するものとする。調整に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町村に設置することも考慮するものとする。

なお、宿営場所の決定は、消防庁が行うものとする。

- 2 宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心理的負担軽減を考慮し、可能な限り被災者の避難施設と共用しない場所から決定するものとする。
- 3 調整本部は、決定した宿営場所について、被災地消防本部及び別表第9の宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。
- 4 宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

(燃料補給場所)

第18 調整本部は、燃料の補給場所について、指揮支援部隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。

- 2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第10のとおりとする。
- 3 航空小隊の燃料補給場所は、別表第11のとおりとする。

(燃料調達要請)

第19 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、燃料等の供給について災害時の応援協定を締結している団体に、災対本部を通じて要請するものとする。

(重機派遣要請)

第20 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、重機派遣について災害時の応援協定を締結している団体に、災対本部を通じて要請するものとする。

- 2 調整本部長は、必要に応じ、長官に対して重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援要請又は増隊要請を行うものとする。

(物資等調達要請)

第21 調整本部長は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は、物資調達について災害時の応援協定を締結している団体に、災対本部を通じて要請するものとする。

(増隊要請)

第22 知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、要請要綱別記様式1-1により長官に対して増隊の要請を行うものとする。

2 被災地の市町村長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員、装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、要請要綱別記様式1-2により知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする。

(部隊移動)

第23 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別紙第3のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

第24 知事は、長官から要請要綱別記様式6-1により部隊移動に関する意見を求められた場合は、被災地の市町村長に対して意見を求めるものとする。

2 被災地の市町村長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。

3 知事は、埼玉県内の被害状況、緊急消防援助隊及び県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の被災地の市町村長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。

4 知事は、長官から要請要綱別記様式6-4により部隊移動の連絡を受けた場合は、被災地の市町村長に対して連絡するものとする。

5 知事は、長官から要請要綱別記様式6-5により埼玉県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町村長に対して連絡するものとする。

(知事による部隊移動)

第25 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町村長の意見を把握するよう努めるとともに、県内消防本部の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して都道府県大隊等の長に対し、要請要綱別記様式6-6により指示を行うものとする。

4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動市町村の長及び部隊移動先の市町村長に対し、要請要綱別記様式6-7により通知するものとする。

5 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して要請要綱別記様式6-8により通知するものとする。

6 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第26 調整本部は、部隊移動を行う場合は、災対本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了及び引揚げの決定)

第27 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事に対して直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、埼玉県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び埼玉県を所管する指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとする。

なお、書面による通知は、要請要綱別記様式4-1により速やかに行うものとする。

3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して速やかにその旨を報告するものとする。

第7章 その他

(情報共有)

第28 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。

特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

(地理情報)

第29 知事及び各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町村別の地図を作成しておくものとする。

- (1) 各部隊の進出拠点
- (2) ヘリコプター離着陸場
- (3) 燃料補給可能場所
- (4) 河川、プール、防火水槽等の水利状況
- (5) 物資補給可能場所
- (6) 宿営場所
- (7) 広域避難場所
- (8) 救急医療機関

(災害時の体制整備)

第30 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における

燃料等の供給体制、重機派遣に関する協力体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(消防本部の受援計画の策定)

第31 各消防本部の消防長は、当該消防本部の管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、埼玉県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

3 各消防本部の消防長は、受援計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

(航空部隊の受援計画)

第32 航空隊受援計画については、本計画に定める事項のほか、埼玉県防災航空隊が別に定めるものとする。

(首都直下地震が発生した場合の受援計画)

第33 本計画に定めるもののほか、消防庁の定める「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」により緊急消防援助隊の応援等を受けるものとする。

(訓練等の実施)

第34 埼玉県は、原則年1回、埼玉県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

(その他)

第35 その他埼玉県緊急消防援助隊受援計画に必要な事項は、緊急消防援助隊埼玉県連絡会議に諮り、別に定める。

附 則

この計画は、平成16年12月24日から施行する。

附 則

この計画は、平成18年7月6日から施行する。

附 則

この計画は、平成20年10月8日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年4月27日から施行する。

附 則

この計画は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成27年7月3日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和2年2月1日から施行する。

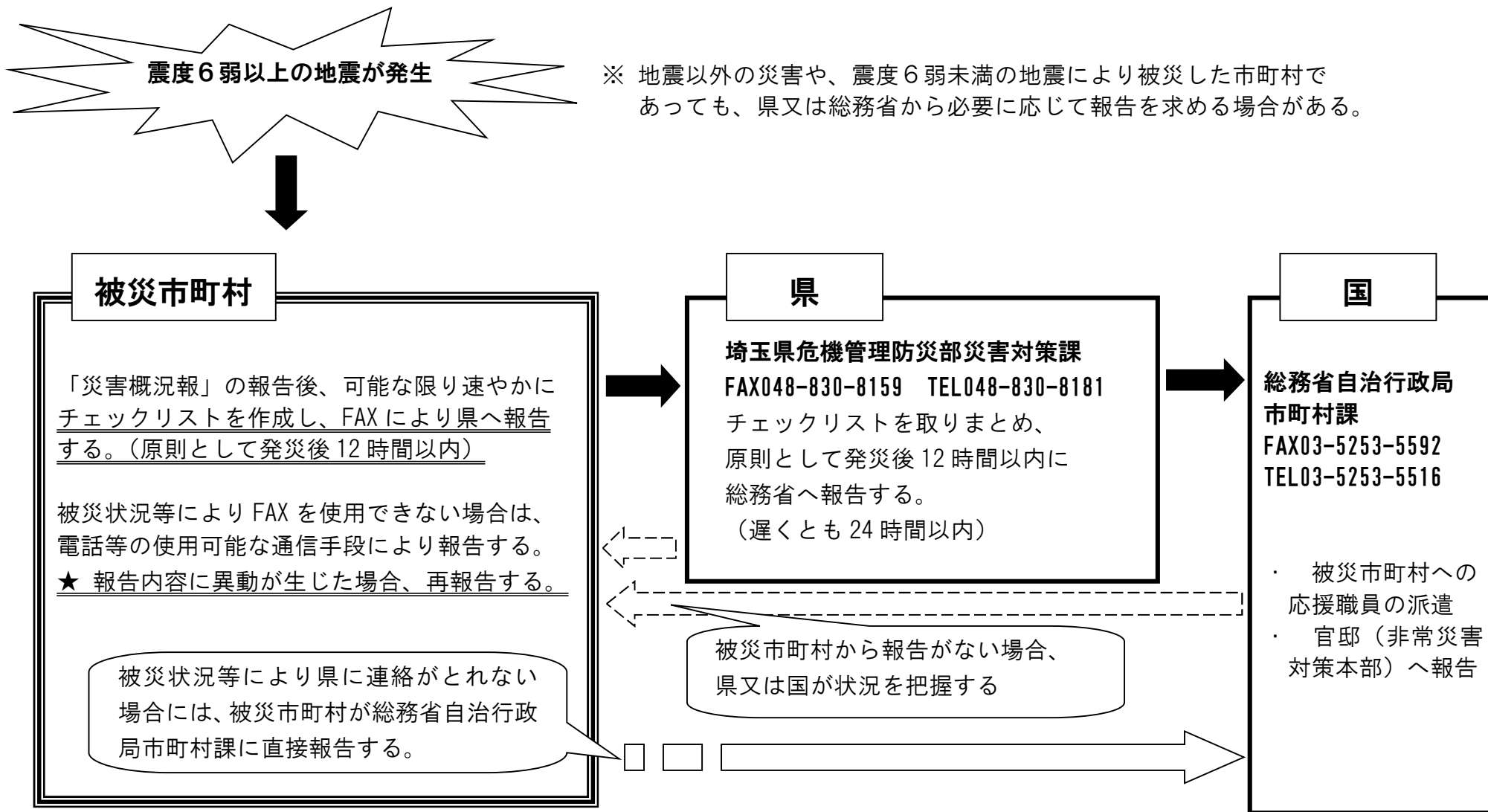
附 則

この計画は、令和4年2月1日から施行する。

(資料編Ⅱ-2-4-1) 関係する機関との連携強化と人材育成に係る図上訓練一覧

	実施日	テーマ	主な参加機関
1	令和2年7月27日	大規模停電時の電気施設復旧	東京電力パワーグリッド、NTT東日本、陸上自衛隊 埼玉県(直轄、県民生活部、県土整備部、危機管理防災部ほか)
2	令和2年8月31日	緊急避難場所における避難者の人命確保	東京電力パワーグリッド、陸上自衛隊、さいたま市 埼玉県警察本部、埼玉県(企業局、危機管理防災部ほか)
3	令和2年10月19日	高齢者福祉施設の浸水被害への対応	埼玉県老人福祉施設協議会、戸田市、戸田市消防本部 埼玉県警察本部、埼玉県(福祉部、危機管理防災部ほか)
4	令和2年12月23日	風水害における断水時の応急給水	陸上自衛隊、航空自衛隊 さいたま市、川口市、蕨市、戸田市 埼玉県(保健医療部、企業局、危機管理防災部ほか)
5	令和3年10月28日	大規模停電時の電源車配備と非常用燃料の確保	東京電力パワーグリッド、東京ガス、三菱自動車工業 埼玉県ガス協会、埼玉県LPガス協会、川口市、蕨市、戸田市 埼玉県(保健医療部、危機管理防災部ほか)
6	令和3年12月1日	浸水害時の避難・救助	荒川上流河川事務所、熊谷地方気象台、さいたま市消防局 川口市消防局、蕨市消防本部、川口市、蕨市、戸田市 陸上自衛隊、埼玉県警察本部 埼玉県(県土整備部、危機管理防災部ほか)
7	令和3年12月24日	浸水害時の新型コロナウイルス対策を踏まえた避難所の開設・運営	埼玉県冷凍空調工業会、東日本段ボール工業組合 埼玉県電気工事工業組合、朝霞市、志木市、和光市、新座市 埼玉県(保健医療部、危機管理防災部ほか)
8	令和4年1月31日	浸水害時における救援物資の供給	埼玉県トラック協会、埼玉県倉庫協会、埼玉県生活協同組合連 合会、セブン-イレブン・ジャパン、カインズ 行田市、加須市、羽生市、久喜市 内閣府、埼玉県(企画財政部、危機管理防災部ほか)
9	令和4年2月16日	風水害時の断水への応急給水	日本水道協会、坂戸・鶴ヶ島水道企業団 陸上自衛隊第、東松山市、坂戸市、川島町、吉見町 埼玉県(企業局、危機管理防災部ほか)
10	令和4年3月22日	浸水害時の土砂災害に伴う救出・救助	埼玉県建設業協会、埼玉県解体業協会、埼玉県葬祭業協同組 合、埼玉西部消防局、西入間広域消防組合 入間市、毛呂山町、越生町 埼玉県警察本部、埼玉県(環境部、危機管理防災部ほか)
11	令和4年8月3日	風害における大規模停電への対応	東京電力パワーグリッド、埼玉県LPガス協会 陸上自衛隊、深谷市、美里町、寄居町 埼玉県(福祉部、保健医療部、農林部、県土整備部、危機管理 防災部ほか)
12	令和4年9月14日	新型コロナウイルス対策を踏まえた避難所の運営	イオンリテール、セブン-イレブン・ジャパン、カインズ 陸上自衛隊、春日部市、蓮田市 埼玉県(保健医療部、危機管理防災部ほか)
13	令和4年10月26日	大規模地震時における建物損壊等への対応	東京電力パワーグリッド、東京ガスネットワーク 草加八潮消防局、川口市、草加市、八潮市、三郷市 埼玉県警察本部、埼玉県(県土整備部、都市整備部、危機管 理防災部ほか)
14	令和4年12月1日	大雪災害時における降雪被害への対応	東京電力パワーグリッド 秩父消防本部、陸上自衛隊、秩父市、小鹿野町、神川町 埼玉県警察本部、埼玉県(保健医療部、農林部、県土整備部、 危機管理防災部ほか)
15	令和5年1月25日	大規模地震時における火災、帰宅困難者対応	JR東日本、東武鉄道、埼玉新都市交通、埼玉県バス協会、さ いたまアリーナ さいたま市消防局、さいたま市、志木市 埼玉県警察本部、埼玉県(保健医療部、都市整備部、危機管 理防災部ほか)
16	令和5年2月15日	風水害時における避難所の公衆衛生対策	埼玉県一般廃棄物連合会、埼玉県下水道公社 陸上自衛隊、越谷市、吉川市、松伏町 埼玉県(環境部、保健医療部、下水道局、危機管理防災部ほ か)

市町村行政機能の確保状況の把握フロー



市町村行政機能チェックリスト

<送付先> 埼玉県災害対策課 (FAX 048-830-8159 TEL 048-830-8181)

※都道府県はとりまとめ、総務省市町村課 (FAX 03-5253-5592 TEL 03-5253-5516) へ送付

市町村行政機能即報
(チェックリスト)

総務省受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	埼玉県
市町村	
報告者職名氏名	職名 氏名 ※都道府県等から派遣された者が記入する場合 (派遣元)

1. トップマネジメントが機能しているか

はい いいえ

①市町村長の安否は確認できたか

はい いいえ

(市町村長不在の場合、代行者の職名氏名 _____)

②災害対策本部会議を定期的に行っているか

はい いいえ

③災害応急対策業務等 (例: 避難所運営、物資供給) (以下「業務等」とい
う) の役割分担を行い、責任者が明確になっているか

はい いいえ

④広報・報道対応を円滑に行えているか (プレスリリースの定例化等)

はい いいえ

⑤特記事項

2. 業務実施体制 (人的体制) は整っているか

はい いいえ

①職員は業務等を担うために適切に参集しているか

はい いいえ

(職員の参集状況約 _____ % (業務等実施予定職員約 _____ 名中約 _____ 名参集))

②職員 (一般行政) の応援派遣要請は行ったか

はい いいえ

③特記事項

3. 業務実施環境 (物的環境) は整っているか

はい いいえ

①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような
損壊が生じているか

はい いいえ

②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか

はい いいえ

③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか
(停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など)

はい いいえ

④特記事項

※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く (原則として
発災後 12 時間以内)、分かる範囲で記載し報告すること。

災害に際し応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条第二項の規定に基づき、災害に際し応急措置の業務に従事した者に対する損害補償について定めるものとする。

(損害補償)

第二条 災害対策基本法第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者（以下「従事者」という。）がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態となつたときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受けた損害を補償するものとする。

一部改正〔昭和五六年条例四一号〕

(損害補償の種類)

第三条 前条の損害補償は、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償及び打切補償の六種とする。

(損害補償の基準)

第四条 第二条の損害補償（療養補償を除く。）は、支給基礎額を基準として行なう。

2 前項に規定する支給基礎額は、次のとおりとする。

一 従事者のうち労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に規定する労働者である者については、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日を基準として、同法第十二条の規定により算定した平均賃金の額

二 従事者のうち労働基準法に規定する労働者でない者については、その者が通常得ている収入の額を基準として知事が定める額。ただし、その者が通常得ている収入の額が、その地方で、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額（以下「標準収入額」という。）をこえるときは、標準収入額を基準として知事が定める額とする。

一部改正〔昭和三九年条例八号〕

(療養補償)

第五条 従事者が負傷し、又は疾病にかかつた場合においては、療養補償として、必要な療養に要する費用を支給する。

2 前項の療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

一部改正〔平成七年条例五八号〕

(休業補償)

第六条 従事者が負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合においては、休業補償としてその業務に服することができない期間一日につき、支給基礎額の百分の六十に相当する金額を支給する。

2 前項の場合において、引き続き業務上の収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、同項の規定にかかわらず、その受けすることができる期間中は、休業補償は行なわれない。ただし、その業務上の収入の額が休業補償の額より少ないときは、その差額を支給する。

(障害補償)

第七条 従事者の負傷又は疾病がなおつた場合において、別表に定める程度の身体障害が存するときは、障害補償として、その障害の等級に応じ、支給基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

2 別表に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級は、最も重い身体障害に応ずる等級による。

- 3 次に掲げる場合の身体障害の等級は、前項の規定にかかわらず、次の各号のうち、従事者に最も有利なものによる。
 - 一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より一級上位の等級
 - 二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より二級上位の等級
 - 三 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より三級上位の等級
- 4 前項の規定による障害補償の額は、それぞれの身体障害に応ずる等級による障害補償の額を合算した額をこえてはならない。
- 5 既に身体障害のある従事者が、負傷又は疾病によつて、同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害補償の額から従前の障害に応ずる等級による障害補償の額を差し引いた額をもつて障害補償の額とする。

(遺族補償)

第八条 従事者が死亡した場合においては、遺族補償として、その者の遺族に対して、支給基礎額の千倍に相当する金額を支給する。

(遺族)

第九条 前条の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、従事者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
 - 二 子、父母、孫及び祖父母で、従事者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
 - 三 前二号に掲げる者のほか、従事者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前二号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、前項各号の順位により、同項第二号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
 - 3 従事者が遺言又は知事に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償を受けるものとする。
 - 4 遺族補償を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合においては、遺族補償は、その人数によつて等分して支給するものとする。

(葬祭補償)

第十条 従事者が死亡した場合においては、葬祭補償として、葬祭を行なう者に対して、支給基礎額の六十倍に相当する金額を支給する。

(打切補償)

第十一条 第五条の規定によつて療養補償の支給を受ける者が、療養補償の支給開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、打切補償として、支給基礎額の千二百倍に相当する金額を支給することができる。

- 2 前項の規定により打切補償をしたときは、その後は損害を補償しない。

(重複補償の禁止)

第十二条 損害補償を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）による療養その他の給付又は補償を受けたときは、同一の事故については、その給付又は補償の限度において、損害を補償しない。

- 2 損害補償の原因である事故が第三者の行為によつて生じた場合において、損害補償を受けるべき者が当該第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、その賠償の限度において、損害を補償しない。

(規則への委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年三月三十日条例第八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十六年十月十三日条例第四十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年十月十六日条例第五十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年十二月二十六日条例第六十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表

等級	倍数	身体障害
一級	一、三四〇	一 両眼が失明したもの 二 咀嚼（そしやく）及び言語の機能が失われたもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 両上肢をそれぞれひじ関節以上で失ったもの 六 両上肢が用をなさなくなったもの 七 両下肢をそれぞれひざ関節以上で失ったもの 八 両下肢が用をなさなくなったもの
二級	一、一九〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 二 両眼の視力がそれぞれ〇・〇二以下に減じたもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 五 両上肢をそれぞれ手関節以上で失ったもの 六 両下肢をそれぞれ足関節以上で失ったもの
三級	一、〇五〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 二 咀嚼（そしやく）又は言語の機能が失われたもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 五 両手のすべての指を失ったもの
四級	九二〇	一 両眼の視力がそれぞれ〇・〇六以下に減じたもの 二 咀嚼（そしやく）及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三 両耳の聴力が全く失われたもの 四 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 五 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 六 両手のすべての指が用をなさなくなったもの 七 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
五級	七九〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下に減じたもの 二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽

		<p>易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>四 一上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>五 一下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>六 一上肢が用をなさなくなったもの</p> <p>七 一下肢が用をなさなくなったもの</p> <p>八 両足のすべての指を失ったもの</p>
六級	六七〇	<p>一 両眼の視力がそれぞれ〇・一以下に減じたもの</p> <p>二 咀嚼（そしやく）又は言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>四 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が四〇センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>五 脊（せき）柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</p> <p>六 一上肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなったもの</p> <p>七 一下肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなったもの</p> <p>八 片手のすべての指を失ったもの又はおや指をあわせ片手の四本の指を失ったもの</p>
七級	五六〇	<p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下に減じたもの</p> <p>二 両耳の聴力が四〇センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>三 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>四 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>五 胸腹部臓器の機能に障害を残し軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>六 おや指をあわせ片手の三本の指を失ったもの又はおや指以外の片手の四本の指を失ったもの</p> <p>七 片手のすべての指が用をなさなくなったもの又はおや指をあわせ片手の四本の指が用をなさなくなったもの</p> <p>八 片足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>九 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>一〇 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>一一 両足のすべての指が用をなさなくなったもの</p> <p>一二 女子の外貌（ぼう）が著しく醜くなったもの</p> <p>一三 両側の睾（こう）丸を失ったもの</p>
八級	四五〇	<p>一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの</p> <p>二 脊（せき）柱に運動障害を残すもの</p> <p>三 おや指をあわせ片手の二本の指を失ったもの又はおや指以外の片手の三本の指を失ったもの</p> <p>四 おや指をあわせ片手の三本の指が用をなさなくなったもの</p>

		<p>もの又はおや指以外の片手の四本の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>五 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの</p> <p>六 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節が用をなさなくなつたもの</p> <p>七 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節が用をなさなくなつたもの</p> <p>八 一上肢に偽関節を残すもの</p> <p>九 一下肢に偽関節を残すもの</p> <p>一〇 片足のすべての指を失つたもの</p>
九級	三五〇	<p>一 両眼の視力がそれぞれ〇・六以下に減じたもの</p> <p>二 一眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの</p> <p>三 両眼にそれぞれ半盲症、視野狭窄（さく）又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたにそれぞれ著しい欠損を残すもの</p> <p>五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>六 咀嚼（そしやく）及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>八 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じ、他方の耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの</p> <p>九 一方の耳の聴力が全く失われたもの</p> <p>一〇 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>一一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>一二 片手のおや指を失つたもの又はおや指以外の片手の二本の指を失つたもの</p> <p>一三 おや指をあわせ片手の二本の指が用をなさなくなつたもの又はおや指以外の片手の三本の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>一四 第一足指をあわせ片足の二本以上の指を失つたもの</p> <p>一五 片足のすべての指が用をなさなくなつたもの</p> <p>一六 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
一〇級	二七〇	<p>一 一眼の視力が〇・一以下に減じたもの</p> <p>二 正面を見た場合に複視の症状を残すもの</p> <p>三 咀嚼（そしやく）又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>四 十四本以上の歯に歯科補綴（てつ）を加えたもの</p> <p>五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの</p> <p>六 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>七 片手のおや指が用をなさなくなつたもの又はおや指以外の片手の二本の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>八 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの</p> <p>九 片足の第一足指又は他の四本の指を失つたもの</p> <p>一〇 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に</p>

		<p>著しい障害を残すもの</p> <p>一一 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの</p>
一一級	二〇〇	<p>一 両眼の眼球にそれぞれ著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>四 十本以上の歯に歯科補綴（てつ）を加えたもの</p> <p>五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>六 一方の耳の聴力が四〇センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>七 脊（せき）柱に変形を残すもの</p> <p>八 片手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの</p> <p>九 第一足指をあわせ片足の二本以上の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>一〇 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>
一二級	一四〇	<p>一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 七本以上の歯に歯科補綴（てつ）を加えたもの</p> <p>四 一方の耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>五 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>六 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>七 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>八 長管状骨に変形を残すもの</p> <p>九 片手のこ指を失ったもの</p> <p>一〇 片手のひとさし指、なか指又はくすり指が用をなさなくなつたもの</p> <p>一一 片足の第二足指を失ったもの、第二足指をあわせ片足の二本の指を失ったもの又は片足の第三足指以下の三本の指を失ったもの</p> <p>一二 片足の第一足指又は他の四本の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>一三 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>一四 男子の外貌（ぼう）が著しく醜くなつたもの</p> <p>一五 女子の外貌（ぼう）が醜くなつたもの</p>
一三級	九〇	<p>一 一眼の視力が〇・六以下に減じたもの</p> <p>二 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの</p> <p>三 一眼に半盲症、視野狭窄（さく）又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたにそれぞれ一部の欠損又はまつげはげを残すもの</p> <p>五 五本以上の歯に歯科補綴（てつ）を加えたもの</p> <p>六 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p>

		<p>七 片手のこ指が用をなさなくなつたもの</p> <p>八 片手のおや指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>九 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの</p> <p>一〇 片足の第三足指以下の一本又は二本の指を失つたもの</p> <p>一一 片足の第二足指が用をなさなくなつたもの、第二足指をあわせ片足の二本の指が用をなさなくなつたもの又は片足の第三足指以下の三本の指が用をなさなくなつたもの</p>
一四級	五〇	<p>一 一眼のまぶたの一部に欠損又はまつげはげを残すもの</p> <p>二 三本以上の歯に歯科補綴（てつ）を加えたもの</p> <p>三 一方の耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>四 上肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>五 下肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>六 片手のおや指以外の指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>七 片手のおや指以外の指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの</p> <p>八 片足の第三足指以下の一本又は二本の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>九 局部に神経症状を残すもの</p> <p>一〇 男子の外貌（ぼう）が醜くなつたもの</p>

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異状があるものについては、矯（きょう）正視力について測定する。
- 二 手の指を失つたものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失つたものをいう。
- 三 手の指が用をなさなくなつたものとは、指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 足の指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 足の指が用をなさなくなつたものとは、第一足指は末節骨の半分以上、その他の指は遠位指節間関節以上を失つたもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第一足指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 六 各等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

一部改正〔平成一八年条例六五号〕

資料編Ⅱ-2-4-22 自衛隊に対する要請文書のあて先

区 分	あ て 先	所 在 地
陸上自衛隊に対するもの	第1師団長 第32普通科連隊長気付	埼玉県さいたま市日進町1丁目40番地 7
	大宮駐屯地司令	埼玉県さいたま市日進町1丁目40番地 7
	朝霞駐屯地司令	東京都練馬区大泉学園町
海上自衛隊に対するもの	横須賀地方総監 第4航空群司令 第21航空群司令	神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地 神奈川県綾瀬市 千葉県館山市宮城無番地
航空自衛隊に対するもの	中部航空方面隊司令官 第4術科学校長	埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 埼玉県熊谷市大字拾六間839

資料編Ⅱ-2-4-23 緊急の場合の連絡先（自衛隊）

部隊名（駐屯地等）	連 絡 責 任 者		電 話 番 号
	時 間 内	時 間 外	
陸上自衛隊 第32普通科連隊（大宮）	第3科長	部隊当直司令	大宮（048）663-4241 内 線 435・437 時間外 402
陸上自衛隊第1施設 大隊（朝霞）	第3係主任 又は第2係主任	部隊当直司令	朝霞（048）460-1711 内 線 4830・4820 時間外 4898
陸上自衛隊第1施設団 （茨城県古河）	第3科長 又は警備幹部	駐屯地当直司令	古河（0480）63-4141 内 線 230・233 時間外 302
陸上自衛隊第1師団司令 部（東京都練馬区）	第3部長 又は防衛班長	第1師団司令部 当直幹部	東京（03）3933-1161 内 線 230・238 時間外 727・728
航空自衛隊中部航空方面 隊司令部（入間）	運用第2班長	司令部当直幕僚	狭山（04）2953-6131 内 線 2233 時間外 2204・2209
航空自衛隊第4術科学校 （熊谷）	総務課長	基地当直幹部	熊谷（0485）32-3554 内 線 203・204・301 時間外 225・507
海上自衛隊横須賀地方総 監部（横須賀）	防衛部 防災主任	オペレーション 室当直幕僚	横須賀（046）822-3500 内 線 2543・2547 時間外（046）823-1009（直通）
海上自衛隊第4航空群 （厚木）	司令部 企画幕僚	群当直士官	厚木（0467）78-8611 内 線 2243 時間外 2222・2223
海上自衛隊第21航空群 （館山）	司令部運用幕僚	群当直士官	館山（0470）22-3191 内 線 213 時間外 222・223

No.	施設名称	施設管理者名	所在地		敷地面積 (㎡)	用途
			住所 (市町村)	住所(区以下)		
1	埼玉スタジアム2002公園	埼玉県	さいたま市	緑区大字中野外	295,000	消防、警察
2	大宮公園	埼玉県	さいたま市	大宮区高鼻町外	679,000	消防、警察
3	陸上自衛隊大宮駐屯地	防衛省	さいたま市	北区日進町1丁目		主に自衛隊
4	しらこぼと公園	埼玉県	さいたま市、 越谷市	岩槻区末田、 越谷市小曾川外	215,000	消防、警察、自衛隊
5	長宮臨時グラウンド	さいたま市	さいたま市	岩槻区長宮26	11,860	消防、警察
6	岩槻文化公園	さいたま市	さいたま市	岩槻区大字村国229	121,601	消防
7	川通公園	さいたま市	さいたま市	岩槻区大字長宮	39,020	消防、警察
8	川越公園	埼玉県	川越市	池辺外	396,000	消防、警察、自衛隊
9	川越運動公園	川越市	川越市	大字下老袋388-1	135,000	消防、警察、自衛隊
10	航空自衛隊熊谷基地	防衛省	熊谷市	拾六間839		主に自衛隊
11	熊谷スポーツ文化公園	埼玉県	熊谷市	上川上外	764,000	消防、警察
12	総合教育センター江南支所	埼玉県	熊谷市	御正新田1355-1	47,475	消防、警察、自衛隊
13	熊谷さくら運動公園	熊谷市	熊谷市	小島157-1	306,000	消防、警察、自衛隊
14	別府沼公園	熊谷市	熊谷市	西別府1456	170,926	消防、警察、自衛隊
15	江南総合公園	熊谷市	熊谷市	板井377-1	126,000	消防、警察、自衛隊
16	オートレース場	川口市	川口市	青木5-21-1	124,561	消防、警察、自衛隊
17	グリーンセンター	川口市	川口市	新井宿700	137,000	消防、警察
18	荒川河川敷	埼玉県	川口市	舟戸町先	870,000	消防、警察、自衛隊
19	さきたま古墳公園	埼玉県	行田市	佐間外	72,548	消防、警察、自衛隊
20	行田市教育文化センター	行田市	行田市	佐間3-24-7	11,082	消防、警察
21	行田総合公園	行田市	行田市	和田1165	36,425	消防、自衛隊
22	古代蓮の里	行田市	行田市	小針2375	140,000	消防、警察、自衛隊
23	秩父ミュージアパーク	埼玉県	秩父市 小鹿野町	秩父市別所外、 小鹿野町長留外	1,093,000	消防、警察
24	ちちぶ花見の里	秩父市	秩父市	大字上田野413-3	27,000	消防、警察
25	影森グラウンド	秩父市	秩父市	上影森217-1	144,000	消防、警察、自衛隊
26	所沢航空記念公園	埼玉県	所沢市	並木外	502,000	消防、警察、自衛隊

No.	施設名称	施設管理者名	所在地		敷地面積 (㎡)	用途
			住所 (市町村)	住所(区以下)		
27	中央中学校	所沢市	所沢市	並木6-3	16,247	消防、自衛隊
28	岩沢運動公園	飯能市	飯能市	大字岩沢(河川敷)	37,000	消防、警察、自衛隊
29	飯能日高消防署	埼玉西部消防組合	飯能市	大字小久保291	24,287	消防、警察、自衛隊
30	名栗げんきプラザ	埼玉県	飯能市	上名栗1289-2	5,500	警察
31	名栗スポーツ広場	飯能市	飯能市	上名栗3086	11,346	消防、警察
32	加須文化・学習センター	加須市	加須市	上三俣2255	39,937	消防、警察、自衛隊
33	環境科学国際センター	埼玉県	加須市	上種足914	40,134	消防、警察
34	騎西総合公園駐車場	加須市	加須市	外川355	6,567	消防、警察
35	伊賀袋地区スーパー堤防	加須市	加須市	伊賀袋地先	5,000	消防、警察
36	大利根運動公園	加須市	加須市	北下新井684-1	51,813	消防、警察、自衛隊
37	北川辺中学校	加須市	加須市	麦倉3705	44,263	消防、警察、自衛隊
38	本庄市立東小学校体育館	本庄市	本庄市	日の出1-2-1	17,231	消防、警察、自衛隊
39	本庄市児玉総合運動公園 グラウンド	本庄市	本庄市	児玉町小平1258	12,286	消防、警察
40	岩鼻運動公園	東松山市	東松山市	松山2681	66,398	消防、警察、自衛隊
41	正代運動広場	東松山市	東松山市	正代298-1	61,237	消防、警察、自衛隊
42	春日部高等技術専門学校	埼玉県	春日部市	下大増新田61-1	14,140	消防、警察
43	大沼公園	春日部市	春日部市	大沼7-12	81,102	消防、自衛隊
44	春日部市消防本部 庄和消防署	春日部市	春日部市	金崎914-1	4,151	消防、警察
45	総合体育館周辺暫定体育 施設	春日部市	春日部市	谷原新田1557-1付近	128,597	消防、警察
46	庄和総合公園(庄和体育 館施設除く)	春日部市	春日部市	金崎839-1	103,000	自衛隊
47	上柳公園	春日部市	春日部市	上柳15-1	6,800	警察
48	狭山稲荷山公園	埼玉県・狭山市	狭山市	稲荷山1丁目	165,000	消防、警察
49	ふれあい健康センター サピオ稲荷山	狭山市	狭山市	稲荷山1-12-3	12,874	消防、警察
50	埼玉西部消防局狭山消防 署	埼玉西部消防組合	狭山市	上奥富1172	2,609	警察
51	航空自衛隊入間基地	防衛省	狭山市	稲荷山2-3		主に自衛隊
52	羽生水郷公園	埼玉県	羽生市	三田ヶ谷外	185,000	消防、警察、自衛隊
53	羽生中央公園	羽生市	羽生市	東9丁目地内	31879	消防、警察、自衛隊

No.	施設名称	施設管理者名	所在地		敷地面積 (㎡)	用途
			住所 (市町村)	住所(区以下)		
54	鴻巣市総合体育館	鴻巣市	鴻巣市	大字鴻巣864-1	16,110	消防
55	鴻巣市陸上競技場	鴻巣市	鴻巣市	大字鴻巣634-2	46,131	消防、警察、自衛隊
56	消防学校	埼玉県	鴻巣市	袋30	35,657	消防、警察、自衛隊
57	コスモスアリーナふきあげ、吹上総合運動場	鴻巣市	鴻巣市	明用636-1	63,526	消防、警察、自衛隊
58	上谷総合運動場	鴻巣市	鴻巣市	上谷707	59,430	
59	川里中央公園	鴻巣市	鴻巣市	関新田1780-1	24,218	
60	深谷市陸上競技場	深谷市	深谷市	上野台2565	21,800	消防、自衛隊
61	深谷グリーンパーク	深谷市	深谷市	榎合763	53,817	消防、自衛隊
62	深谷市岡部中央グラウンド	深谷市	深谷市	山河1-1	34,862	消防、警察、自衛隊
63	花園水辺公園	深谷市	深谷市	小前田396-11	44,896	消防、警察、自衛隊
64	上尾運動公園	埼玉県	上尾市	愛宕外	371,000	消防、自衛隊
65	丸山公園	上尾市	上尾市	平方3326	17,800	消防、警察、自衛隊
66	平方スポーツ広場	上尾市	上尾市	平方1185	92,444	消防、警察、自衛隊
67	綾瀬川左岸広場	草加市	草加市	松江一丁目54番30	41,572	消防、自衛隊
68	工業団地公園	草加市	草加市	稲荷五丁目1808番	16,044	消防、警察、自衛隊
69	そうか公園	草加市	草加市	柿木町272-1	178,000	消防、警察、自衛隊
70	綾瀬川左岸広場南側公共用地	草加市	草加市	松江2-3	19,004	消防、警察、自衛隊
71	草加市文化会館	草加市	草加市	松江1-1-5	5,841	警察
72	しらこぼと運動公園	越谷市	越谷市	砂原39	152,288	消防、警察、自衛隊
73	県民健康福祉村	埼玉県	越谷市	北後谷82	224,123	消防、警察、自衛隊
74	富士見公園	蕨市	蕨市	錦町2-12	9,400	消防、警察
75	道満グリーンパーク	戸田市	戸田市	大字重瀬745	667,000	消防、警察
76	彩の森入間公園	埼玉県	入間市	向陽台2丁目	150,000	消防、警察
77	入間市青少年活動センター	入間市	入間市	大字小谷田1681-1	12,777	消防、警察
78	朝霞西高等学校	埼玉県	朝霞市	膝折上ノ原2-17	25,862	自衛隊
79	総合体育館	朝霞市	朝霞市	青葉台1-8-1	11,220	消防、警察
80	中央公園	朝霞市	朝霞市	青葉台1-9-1	79,035	消防、警察、自衛隊

No.	施設名称	施設管理者名	所在地		敷地面積 (㎡)	用途
			住所 (市町村)	住所(区以下)		
81	和光樹林公園	埼玉県	和光市	広沢2660-1	202,000	消防、警察
82	新座市総合運動公園	新座市	新座市	本多2丁目8-16	20,100	消防、警察
83	新座市営馬場運動場	新座市	新座市	馬場4-8-56	14,831	消防、警察
84	農林総合研究センター園芸研究所	埼玉県	久喜市	六万部91	109,349	警察
85	久喜菖蒲公園	埼玉県	久喜市	河原井町、菖蒲町昭和沼	87,000	消防、警察
86	菖蒲総合支所前駐車場	久喜市	久喜市	菖蒲町新堀38	20,000	消防、警察、自衛隊
87	南栗橋スポーツ広場	久喜市	久喜市	南栗橋12-6-1	35,291	消防、警察、自衛隊
88	鷺宮運動広場	久喜市	久喜市	鷺宮6-3120	12,100	消防、警察
89	北本総合公園	北本市	北本市	古市場1-167	106,000	消防、警察、自衛隊
90	鶴ヶ曾根体育館・運動広場	八潮市	八潮市	鶴ヶ曾根1535-1	14,281	消防
91	リサイクルプラザ	八潮市	八潮市	八條2365-1	5,790	警察
92	八条幸ノ宮運動公園	八潮市	八潮市	八條2338-1	9,519	消防、警察
93	びん沼自然公園	富士見市	富士見市	大字東大久保3692-1	57,060	消防、警察
94	水子貝塚公園	富士見市	富士見市	大字水子2033	40,823	消防、警察、自衛隊
95	第2運動公園	富士見市	富士見市	みどり野南4-1	47,021	消防、警察、自衛隊
96	みさと公園	埼玉県	三郷市	高州	169,000	消防、警察
97	半田運動公園	三郷市	三郷市	半田地先	31,000	消防、警察、自衛隊
98	三郷市総合体育館	三郷市	三郷市	茂田井2	4,325	消防、警察
99	蓮田特別支援学校	埼玉県	蓮田市	黒浜4088-4	18,529	自衛隊
100	蓮田市総合市民体育館	蓮田市	蓮田市	閨戸2343	60,862	消防、警察、自衛隊
101	坂戸西高等学校	埼玉県	坂戸市	四日市場101	15,000	消防、自衛隊
102	坂戸市民総合運動公園第二多目的運動場	坂戸市	坂戸市	石井1436	22,704	警察
103	坂戸市民総合運動公園第一多目的運動場	坂戸市	坂戸市	石井1610	9,020	消防
104	坂戸市民総合運動公園軟式球場	坂戸市	坂戸市	石井1558	32,667	自衛隊
105	幸手総合公園陸上グラウンド	幸手市	幸手市	木立1779	24,000	消防、警察、自衛隊
106	幸手市営少年サッカー場	幸手市	幸手市	神明内184	8,112	消防、警察
107	幸手市市民文化体育館	幸手市	幸手市	平須賀2380	16,314	消防、自衛隊

No.	施設名称	施設管理者名	所在地		敷地面積 (㎡)	用途
			住所 (市町村)	住所(区以下)		
108	幸手市保健福祉総合センター	幸手市	幸手市	天神島1030-1	7,194	消防、警察
109	鶴ヶ島市運動公園	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市	大字太田ヶ谷201-8	91,615	消防、警察、自衛隊
110	富士見中央近隣公園	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市	富士見4-1	31,156	消防、警察
111	日高市総合公園	日高市	日高市	大字高萩1500	20,000	消防、警察、自衛隊
112	吉川運動公園	吉川市	吉川市	きよみ野一丁目5番地	19,201	消防、警察、自衛隊
113	東埼玉テクノポリス多目的グラウンド	吉川市	吉川市	旭4番地	7,700	消防、警察
114	美南中央公園	吉川市	吉川市	美南二丁目6番	35,904	消防、警察、自衛隊
115	運動公園	ふじみ野市	ふじみ野市	福岡新田247-1	35,170	消防、警察、自衛隊
116	福岡中央公園	ふじみ野市	ふじみ野市	上野台3-1	19,808	消防、警察、自衛隊
117	福岡中央公園	ふじみ野市	ふじみ野市	上野台1-4	12,404	消防
118	西ノ原中央公園	ふじみ野市	ふじみ野市	うれし野1-5	5,174	警察
119	亀久保中央公園	ふじみ野市	ふじみ野市	亀久保1-2	4,582	消防
120	白岡市総合運動公園	白岡市	白岡市	千駄野345	60,120	消防、警察、自衛隊
121	高岩公園	白岡市	白岡市	新白岡3-43	14,664	消防、警察
122	県民活動総合センター	埼玉県	伊奈町	内宿台6-26	59,997	消防
123	町制施行記念公園	伊奈町	伊奈町	小針内宿732-1	109,500	消防、警察、自衛隊
124	丸山スポーツ広場	伊奈町	伊奈町	小室580	28,553	消防、警察、自衛隊
125	運動公園	三芳町	三芳町	藤久保1118-1	28,607	消防、警察、自衛隊
126	多目的広場	三芳町	三芳町	藤久保1121-8	5,022	消防、警察
127	テニスコート	三芳町	三芳町	藤久保1120-1	6,831	消防、警察
128	役場駐車場	三芳町	三芳町	藤久保1100-1	15,605	消防、警察
129	毛呂山町立 泉野小学校	毛呂山町	毛呂山町	岩井353	12,088	消防
130	毛呂山町ゆずの里オートキャンプ場	毛呂山町	毛呂山町	滝ノ入585	18,000	自衛隊
131	滑川町総合運動公園	滑川町	滑川町	福田715-1	167,000	消防、警察、自衛隊
132	コミュニティーセンター	滑川町	滑川町	大字羽尾2440-1	2,323	消防
133	総合運動公園	嵐山町	嵐山町	鎌形505	38,322	消防、自衛隊
134	小川げんきプラザ	埼玉県	小川町	木呂子561	12,500	消防、警察

No.	施設名称	施設管理者名	所在地		敷地面積 (㎡)	用途
			住所 (市町村)	住所(区以下)		
135	小川町総合運動場	小川町	小川町	大字高谷141-1	51,203	消防、警察、自衛隊
136	本田エアポート	本田航空株式会社	川島町	出丸下郷53-1	550,000	消防、警察、自衛隊
137	平成の森公園多目的広場	川島町	川島町	下八ツ林920-1	16,000	消防、警察、自衛隊
138	川島町総合運動場	川島町	川島町	下八ツ林930	11,736	消防、警察
139	役場庁舎南側駐車場	川島町	川島町	下八ツ林870-1	1,960	警察
140	ふれあい広場	吉見町	吉見町	小新井142	47,300	消防、警察、自衛隊
141	フレサよしみ(町民会館)駐車場	吉見町	吉見町	中新井508	3,000	消防
142	東京電機大学 鳩山キャンパス	学校法人 東京電機大学	鳩山町	石坂925-1他	326,873	自衛隊
143	ときがわ町西平運動場	ときがわ町	ときがわ町	大字西平945番地1	15,930	消防、警察
144	ときがわ町本郷第1球場・ 第2球場	ときがわ町	ときがわ町	本郷903番地1	7,940	消防、警察
145	ときがわ町玉川運動場	ときがわ町	ときがわ町	玉川882	17,000	消防、自衛隊
146	横瀬町民グラウンド	横瀬町	横瀬町	横瀬6351	2,000	消防
147	皆野スポーツ公園	皆野町	皆野町	下田野1119-1	40,230	消防、自衛隊
148	長瀬町総合グラウンド	長瀬町	長瀬町	大字岩田1720-2	12,639	消防、警察
149	小鹿野中学校校庭	小鹿野町	小鹿野町	小鹿野146	10,640	消防、警察
150	みどりの村	埼玉県	小鹿野町	飯田853	36,000	警察、自衛隊
151	小鹿野町立三田川中学校	小鹿野町	小鹿野町	飯田323	30,333	消防、警察
152	ふれあい広場	東秩父村	東秩父村	大字御堂549	20,633	消防、警察、自衛隊
153	遺跡の森総合公園	美里町	美里町	甘粕343	41,585	消防、警察、自衛隊
154	神川げんきプラザ	埼玉県	神川町	池田756	20,600	消防、警察、自衛隊
155	神川ゆ〜ゆ〜ランド	神川町	神川町	大字小浜1504-33(代表)	178,453	消防、警察、自衛隊
156	遊水池グラウンド	神川町・上里町	神川町	大字元原300-17 (神川町内分の住所)	25,200	自衛隊
157	上里町立 上里中学校	上里町	上里町	大字七本木336	22,307	消防、自衛隊
158	川の博物館	埼玉県	寄居町	小園39	1,570	警察
159	本田技研寄居グラウンド	本田技研工業 (株)・寄居町	寄居町	大字用土370	36,900	消防、警察、自衛隊
160	総合運動公園	宮代町	宮代町	大字和戸1834	35,840	消防
161	はらっパーク	宮代町	宮代町	金原295	64,420	消防、警察、自衛隊

No.	施設名称	施設管理者名	所在地		敷地面積 (㎡)	用途
			住所 (市町村)	住所(区以下)		
162	倉松公園	杉戸町	杉戸町	大字倉松765	47,355	消防、警察、自衛隊
163	松伏総合公園	松伏町	松伏町	ゆめみ野東4-1	21,400	消防、警察、自衛隊
164	まつぶし緑の丘公園	松伏町	松伏町	大川戸2606-1	88,100	消防、警察、自衛隊
165	権現堂公園	埼玉県	久喜市、幸手市	久喜市小右衛門地内、幸手市大字外国府間外	215,000	消防、警察、自衛隊
166	越谷防災基地 (県民健康福祉村隣接)	埼玉県	越谷市	北後谷4	5,285	消防、警察
167	新座防災基地 (陸上自衛隊朝霞駐屯地隣接)	埼玉県	新座市	新塚5077-5	20,000	消防、警察
168	秩父防災基地 (秩父ミュージアムパーク隣接)	埼玉県	小鹿野町	長留2936-1	11,983	消防、警察
169	中央防災基地 (川島ひばりが丘特別支援学校隣接)	埼玉県	川島町	上猪111-1	76,906	消防、警察
170	熊谷防災基地 (熊谷スポーツ文化公園内)	埼玉県	熊谷市	上川上300	997,000	消防、警察
171	道の駅めぬま	埼玉県	熊谷市	弥藤吾720	3,998 ^(注)	消防、警察
172	道の駅龍勢会館	埼玉県	秩父市	吉田久長32	4,782 ^(注)	消防、警察
173	道の駅 童謡のふる里おおとね	埼玉県	加須市	佐波258-1	8,825 ^(注)	消防、警察
174	道の駅かぞわたらせ	埼玉県	加須市	小野袋1737	5,546 ^(注)	消防、警察
175	道の駅はなぞの	埼玉県	深谷市	小前田458-1	10,314 ^(注)	消防、警察
176	道の駅かわもと	埼玉県	深谷市	長在家1279-2	2,710 ^(注)	消防、警察
177	道の駅(仮称)おけがわ ※令和7年3月開業予定	桶川市	桶川市	大字川田谷	29,000	消防、警察、自衛隊
178	道の駅 果樹公園あしがくぼ	埼玉県	横瀬町	大字芦ヶ久保1915-6	6,958 ^(注)	消防、警察

注・・・埼玉県管理区域(駐車場部分)の面積を記載

1ブロック

※「チヌーク着陸可」については、縦横100mの確保が可能なもので、航空隊員が現地調査したもの。

番号	認識番号	消防本部(局)	場外名称	地名番地	チヌーク着陸可
1	川口-01	川口	川口市青木町公園総合運動場	川口市西青木4-8-1	1
2	川口-02	川口	川口市立西中学校(グラウンド)	川口市荒川町堤外	1
3	川口-03	川口	三領運動場	川口市荒川町荒川河川敷	
4	川口-04	川口	埼玉県立鳩ヶ谷高等学校	川口市里225-1	
5	さい-01	さい	浦和秋ヶ瀬	さいたま市桜区大字道場字柳原東2,050	1
6	さい-02	さい	浦和競馬場	さいたま市南区大谷場1-8-42	
7	さい-03	さい	岩槻北部工業団地公園	さいたま市岩槻区古ヶ場1-2	1
8	さい-04	さい	見沼臨時グラウンド	さいたま市緑区大字新宿	1
9	さい-05	さい	農業・食品産業技術総合研究機構	さいたま市北区日進町1-40-2	1
10	さい-06	さい	さいたま市防災センター	さいたま市大宮区天沼町1-893	
11	さい-07	さい	埼玉スタジアム2002東駐車場	さいたま市緑区大字中野野外	1
12	さい-08	さい	西遊馬公園(野球場)	さいたま市西区大字西遊馬3,433-1他	2
13	訓練場	さい	秋ヶ瀬河川敷	さいたま市桜区下大久保地先	
14	蕨-01	蕨	蕨市民公園	蕨市塚越5-1	
15	上尾-01	上尾	上尾市平方スポーツ広場	上尾市大字平方1,185	
16	戸田-01	戸田	戸田市スポーツセンター	戸田市大字新曽1,286	1
17	戸田-02	戸田	戸田市道満陸上競技場	戸田市大字重瀬745	1
18	戸田-03	戸田	戸田公園高規格堤防	戸田市戸田公園4494-1	
19	県央-01	県央	桶川市立日出谷小学校	桶川市大字日出谷885	
20	県央-02	県央	桶川高校	桶川市大字坂田945	
21	県央-03	県央	北本市立北本中学校	北本市本町1-1-1	1
22	県央-04	県央	北本スポーツセンター	北本市石戸2-214	1
23	県央-05	県央	上谷総合公園多目的広場	鴻巣市上谷707	1
24	県央-06	県央	川里中央公園多目的グラウンド	鴻巣市関新田1,800	1
25	県央-07	県央	埼玉県消防学校	鴻巣市袋30	
26	県央-08	県央	鴻巣市荒川パノラマ公園	鴻巣市大芦字氷川1,282	
27	県央-09	県央	鴻巣市陸上競技場	鴻巣市鴻巣634-2	1

28	県央-10	県央	城山公園多目的広場	桶川市大字川田谷字城山地内	
29	伊奈-01	伊奈	伊奈町立伊奈中学校	北足立郡伊奈町大字小室5,166	
30	伊奈-02	伊奈	伊奈町立南中学校	北足立郡伊奈町大字小室3,001	1
31	伊奈-03	伊奈	伊奈町制施行記念公園	北足立郡伊奈町大字小針内宿732-1 伊奈町制施行記念公園第一球場	

2ブロック

番号	認識番号	消防本部(局)	場外名称	地名番地	チヌーク 着陸可
32	川越-01	川越	川越運動公園	川越市大字下老袋388-1	
33	川越-02	川越	平成の森公園グラウンド	比企郡川島町大字下八ッ林920	
34	川越-03	川越	本田トレーニング	比企郡川島町大字出丸下郷	1
35	川越-04	川越	本田ヘリポート	比企郡川島町大字出丸下郷53-1	
36	川越-05	川越	埼玉県中央防災基地	比企郡川島町大字上猪111-1	
37	川越-06	川越	埼玉医科大学総合医療センター	川越市大字鴨田字谷中町2032-1他	
38	埼玉-01	埼玉	所沢航空記念公園運動場	所沢市並木1-13	1
39	埼玉-02	埼玉	所沢総合運動場	所沢市並木6-3	1
40	埼玉-03	埼玉	防衛医科大学校	所沢市並木3-2	
41	埼玉-04	埼玉	飯能日高消防署	飯能市大字小久保291	
42	埼玉-05	埼玉	阿須運動公園	飯能市大字阿須地内	1
43	埼玉-06	埼玉	飯能市立飯能西中学校	飯能市大字飯能287	
44	埼玉-07	埼玉	日高市立高麗中学校	日高市大字梅原350	
45	埼玉-08	埼玉	日高総合公園グラウンド	日高市大字高萩1,500	3
46	埼玉-09	埼玉	名栗スポーツ広場	飯能市大字上名栗3,125-2	1
47	埼玉-10	埼玉	飯能市立奥武蔵小学校	飯能市大字長沢26-2	
48	埼玉-11	埼玉	堀兼・上赤坂公園	狭山市堀兼2,484-3	1
49	埼玉-12	埼玉	狭山市上奥富運動公園	狭山市上奥富999	
50	埼玉-13	埼玉	西武市民運動場	入間市大字野田496先 河川敷	1
51	埼玉-14	埼玉	入間市運動公園	入間市豊岡4-2-1	1
52	埼玉-15	埼玉	彩の森入間公園	入間市向陽台2-1-21	
53	比企-01	比企	東松山陸上競技場	東松山市大字松山1,481	1
54	比企-02	比企	小川町総合運動公園	比企郡小川町大字高谷字北蟹山141-1	

55	比企-03	比企	小川町みどりが丘中央公園	比企郡小川町みどりが丘3-1-2	
56	比企-04	比企	ときがわ町玉川総合運動場	比企郡ときがわ町大字玉川882	1
57	比企-05	比企	本郷第1球場	比企郡ときがわ町大字本郷903-1	
58	比企-06	比企	滑川土塩球場	比企郡滑川町土塩458	
59	比企-07	比企	吉見総合運動公園	比企郡吉見町大字泉地先	4
60	比企-08	比企	嵐山町宮鎌形野球場	比企郡嵐山町大字鎌形3,072-1	
61	比企-09	比企	嵐山町総合運動公園	比企郡嵐山町大字鎌形855	2
62	比企-10	比企	嵐山町立七郷小学校	比企郡嵐山町大字吉田1,913	
63	比企-11	比企	嵐山町役場	比企郡嵐山町大字杉山1030-1	
64	比企-12	比企	ときがわ町西平グラウンド	比企郡ときがわ町大字西平954-1	
65	訓練場	比企	吉見訓練場	比企郡吉見町大字明秋1259番地外	
66	県南-01	県南	朝霞中央公園陸上競技場	朝霞市青葉台1-9-1	1
67	県南-02	県南	東洋大学朝霞キャンパスグラウンド2	朝霞市岡48-1	2
68	県南-03	県南	志木市立秋ヶ瀬運動公園第5野球場	志木市大字宗岡 河川敷	1
69	県南-04	県南	新座防災基地	新座市新塚5,077-1	1
70	県南-05	県南	新座市総合運動公園	新座市本多2-8-6	1
71	県南-06	県南	和光市荒川河川敷	和光市下新倉 河川敷	1
72	県南-07	県南	和光市立第3中学校	和光市南2-1-1	1
73	坂鶴-01	坂鶴	坂戸市民運動公園	坂戸市大字石井1,558	
74	坂鶴-02	坂鶴	鶴ヶ島市運動公園(多目的広場B)	鶴ヶ島市大字太田ヶ谷201-8	
75	入東-01	入東	ふじみ野市運動公園(野球場)	ふじみ野市福岡新田247-1	1
76	入東-02	入東	県立富士見高等学校	富士見市上南畑950	1
77	入東-03	入東	ふじみ野市荒川運動公園	富士見市大字南畑新田字十人野地内外	2
78	入東-04	入東	埼玉県立ふじみ野高等学校	ふじみ野市大井1,158-1	1
79	入東-05	入東	入間東部地区消防組合消防訓練場	富士見市大字鶴馬字山室1850-1	
80	入東-06	入東	三芳町多目的広場	三芳町大字藤久保1120-1	
81	西入-01	西入	毛呂山町立毛呂山中学校	入間郡毛呂山町岩井西4-12-1	
82	西入-02	西入	鳩山町立鳩山中学校	比企郡鳩山町大字赤沼1,674	1
83	西入-03	西入	毛呂山町立泉野小学校	入間郡毛呂山町大字岩井353	
84	西入-04	西入	オーパークおごせ(旧越生町ふれあい健康センター)	入間郡越生町大字上野3081-1	

85	西入-05	西入	越生町運動公園野球場	入間郡越生町上野東5-353-1	
-----------	-------	----	------------	------------------	--

3ブロック

番号	認識番号	消防本部(局)	場外名称	地名番地	チヌーク 着陸可
86	熊谷-01	熊谷	熊谷防災基地	熊谷市上川上300	1
87	熊谷-02	熊谷	熊谷市妻沼運動公園	熊谷市飯塚200	1
88	熊谷-03	熊谷	福川河川防災ステーション	熊谷市弥藤吾1,356	
89	熊谷-04	熊谷	江南総合公園	熊谷市板井374	
90	行田-01	行田	行田市消防本部	行田市大字長野4,389-1	
91	行田-02	行田	行田市総合公園	行田市大字和田1,165	1
92	行田-03	行田	行田市立南河原中学校	行田市大字南河原1,081	1
93	行田-04	行田	行田総合病院	行田市持田352	
94	秩父-01	秩父	秩父市営聖地公園	秩父市大宮字東平5,635	1
95	秩父-02	秩父	旧小鹿野町立三田川中学校	秩父郡小鹿野町飯田323	1
96	秩父-03	秩父	秩父防災基地	秩父郡小鹿野町長留2,936-1	
97	秩父-04	秩父	秩父ミュージックパーク	秩父郡小鹿野町長留1,108	2
98	秩父-05	秩父	長瀨町営グラウンド	秩父郡長瀨町大字岩田1,720-2	1
99	秩父-06	秩父	皆野スポーツ公園	秩父郡皆野町大字下田野地内	1
100	秩父-07	秩父	横瀬町民グラウンド	秩父郡横瀬町大字横瀬6,351	1
101	秩父-08	秩父	吉田取方イベント広場	秩父市下吉田418-2	
102	秩父-09	秩父	旧自治セミナーハウス付属スポーツ施設	秩父市荒川白久599-1	1
103	秩父-10	秩父	三峰山ヘリポート	秩父市三峰169-9	
104	秩父-11	秩父	出会いの丘	秩父市大滝字栃本タキ川トハ5,643-1	
105	秩父-12	秩父	両神	小鹿野町両神小森桐の木796	
106	秩父-13	秩父	影森河川敷	秩父市上影森217-1	
107	秩父-14	秩父	滝沢園地駐車場	秩父市大滝滝ノ沢2901	
108	秩父-15	秩父	大滝栃本	秩父市大滝栃本池の平5662番地	
109	秩父-16	秩父	吉田太田部	秩父市吉田太田部664番地2	
110	秩父-17	秩父	秩父病院	秩父市和泉町20	

111	児玉-01	児玉	神川ゆーゆーランド	児玉郡神川町小浜(神流川河川敷)	2
112	児玉-02	児玉	忍保パブリック公園	児玉郡上里町忍保西河原	1
113	児玉-03	児玉	美里中学校	児玉郡美里町大字駒衣1,115	1
114	児玉-04	児玉	本庄市利根川自由広場	本庄市山王堂裏(本庄市自由広場)	
115	児玉-05	児玉	児玉郡市広域消防本部	本庄市西富田904-3	
116	深谷-01	深谷	仙元山公園	深谷市大字上野台2,566-1	1
117	深谷-02	深谷	深谷市消防本部	深谷市大字上敷免858	
118	深谷-03	深谷	深谷市豊里運動公園	深谷市中瀬地先	1
119	深谷-04	深谷	岡部中央グラウンド	深谷市山河1-1	1
120	深谷-05	深谷	川本天神グラウンド	深谷市菅沼1,035	1
121	深谷-06	深谷	寄居運動公園自由広場	大里郡寄居町大字折原1,856	
122	深谷-07	深谷	深谷市消防本部 花園消防署	深谷市小前田537	

4ブロック

番号	認識番号	消防本部(局)	場外名称	地名番地	チヌーク 着陸可
123	埼東-01	埼東	加須市民運動公園自由広場	加須市下三俣590	1
124	埼東-02	埼東	大利根運動公園野球場	加須市北下新井684-1	2
125	埼東-03	埼東	騎西中央公園	加須市騎西961	
126	埼東-04	埼東	伊賀袋スーパー堤防災基地	加須市伊賀袋地先	1
127	埼東-05	埼東	北川辺中学校	加須市麦倉3,705	1
128	埼東-06	埼東	埼玉東部久喜消防署	久喜市上早見396	
129	埼東-07	埼東	久喜市立栗橋西小学校	久喜市佐間266-1	
130	埼東-08	埼東	鷲宮運動広場野球場	久喜市鷲宮6-3120	
131	埼東-09	埼東	菖蒲総合支所	久喜市菖蒲町新堀38	
132	埼東-10	埼東	宮代町総合運動公園	南埼玉郡宮代町大字和戸1,834	2
133	埼東-11	埼東	百間(もんま)小学校	南埼玉郡宮代町字西原261	1
134	埼東-12	埼東	はらっパーク宮代	南埼玉郡宮代町字金原295	2
135	埼東-13	埼東	幸手中学校	幸手市北1-7-4	1
136	埼東-14	埼東	幸手勤労者体育センター	幸手市大字木立1,779-1	1
137	埼東-15	埼東	白岡市総合運動公園	白岡市大字千駄野345	3

138	埼東-16	埼東	杉戸町立杉戸第二小学校	北葛飾郡杉戸町大字倉松600-1	1
139	埼東-17	埼東	杉戸町立杉戸第三小学校	北葛飾郡杉戸町大字堤根2,777	
140	埼東-18	埼東	平成国際大学グランド	加須市水深大立野2000	
141	越谷-01	越谷	越谷東高等学校	越谷市大字増林字荒川堤外5,670-1	1
142	越谷-02	越谷	越谷防災基地	越谷市大字北後谷4	
143	越谷-03	越谷	越谷河川防災ステーション	越谷市大字大吉470-1	
144	羽生-01	羽生	羽生市消防本部	羽生市大字藤井下組990-1	
145	羽生-02	羽生	羽生中央公園	羽生市東9-1-1	1
146	羽生-03	羽生	羽生河川防災ステーション	羽生市大字上新郷7,066	
147	草八-01	草加	まつばら綾瀬川公園	草加市松江町1-54-40	1
148	草八-02	草加	草加市営総合運動場	草加市青柳7-70-10	1
149	草八-03	八潮	大瀬運動公園	八潮市大字大瀬1,304	1
150	草八-04	八潮	下河原運動広場	八潮市鶴ヶ曾根2,213	1
151	草八-05	八潮	八潮市防災ヘリポート	八潮市大字八条2,338-1	
152	春日-01	春日	大沼公園	春日部市大沼7-12	1
153	春日-02	春日	西宝珠花グランド	春日部市西宝珠花(江戸川河川敷右岸・野球場)	2
154	春日-03	春日	庄和総合公園	春日部市金崎839-1	1
155	春日-04	春日	首都圏外郭放水路多目的広場	春日部市上金崎720	1
156	蓮田-01	蓮田	蓮田市立蓮田中学校	蓮田市関戸147-1	
157	蓮田-02	蓮田	蓮田市立蓮田南中学校	蓮田市蓮田1,519	
158	蓮田-03	蓮田	蓮田市総合市民体育館多目的広場	蓮田市大字関戸2343-1	
159	三郷-01	三郷	三郷市江戸川運動公園	三郷市早稲田1先	
160	三郷-02	三郷	番匠免運動公園	三郷市番匠免3-2	1
161	三郷-03	三郷	半田公園	三郷市半田849番地	
162	吉松-01	吉松	松伏総合公園多目的競技場	北葛飾郡松伏町ゆめみ野東4-1	2
163	吉松-02	吉松	吉川運動公園	吉川市きよみ野1-5	1
164	吉松-03	吉松	吉川市美南中央公園	吉川市美南2-6	

病院屋上ヘリポート

番号	認識番号	消防本部(局)	場外名称	地名番地	チヌーク 着陸可
----	------	---------	------	------	-------------

1	川口	川口	川口市立医療センター「屋上ヘリポート」	川口市西新井宿字竹下180	
2	さいたま	さい	さいたま赤十字病院「屋上ヘリポート」	さいたま市中央区上落合8-3-33	
3	県央	県央	北里研究所メディカルセンター病院「屋上ヘリポート」	北本市荒井6-100	
4	埼玉	埼玉	埼玉医科大学国際医療センター「屋上ヘリポート」	日高市山根1397-1	
5	埼玉	埼玉	埼玉石心会総合病院「屋上ヘリポート」	埼玉県狭山市入間川2-37-20	
6	深谷	深谷	深谷赤十字病院「屋上ヘリポート」	深谷市上柴町西5-8-1	
7	羽生	羽生	羽生総合病院「屋上ヘリポート」	深谷市上柴町西5-8-2	

(資料編Ⅱ-2-4-26) ヘリコプター離着陸(発着)場基準及び表示要領
 離着陸(発着)のための必要最小限の地積

条件		標準	応用
区分			
LR-1	滑走路		
	進入区域		
OH-6			
Hu-1 AH-1			
V-107			
CH-47			

備考

1 左記の場合は、基準であり
 附近の状況により着陸可能・
 不可能の場合もある。

またビル等の屋上より吊り
 取りは附近に障害物がなくな
 れば可能

2 表示・吹流しは応急処置で
 パイロットに知らせるあらゆる
 手段を利用すること。

(単位：m)

資料編Ⅱ-2-4-27 災害派遣用備品等の能力

機種	性能							飛行制限				装備部隊	夜間飛行	
	巡航速度 (km/h)	航続時間(h) (燃料満タンク)	乗員・燃料以外の有効搭載重量(kg)(搭載可能人員)	離着陸要面積 (長m×幅m) (周囲に障害がない場合)	上昇限度 (m)	空中停止飛行可能高度(m) (地表面効果のある場合)	使用燃料	離着陸時の正対最大風速(m/sec)	最少規程(km)	最低雲高(m)	洋上飛行最大離岸距離(km)			
固定翼機	U-125A	740	4.0				JET A-1					航空自衛隊	(1) 飛行場の所要の照明必要	
	C-1	650	3.5	8,000 (60)			JET A-1							
	C-130	550	7.0	19,000 (90)			JET A-1							
回転翼機	UH-1/J ヘリコプター	215	3.0	1,063 (11)	40×40	5,334	3,977	JP-4 JET A-1	22	1.5	150	16	陸上自衛隊	(2) 飛行中の規程雲高は昼間の基準に安全率を乗ずる
	UH-60JA ヘリコプター	245	3.1	2,973 (12)	50×50	4,511	3,360	JP-4 JET A-1	23	1.5	150	16		
	CH-47J	259	2.0	8,000 (55)	100×100	2,674	2,774	JP-4 JET A-1	15	5	300			
	UH-60J (救難ヘリコプター)	235	3.0		50×50	4,000		JP-4					航空自衛隊	(3) 偵察等の任務は月明時のみある程度可
	CH-47J	250	2.0	8,000	50×50			JP-4						
備考	<p>1 本表の諸元は、概ね標準状態における実用諸元で、航続時間、有効搭載量(搭載可能人員)、空中停止、飛行可能、高度は使用目的、気象、地形等の相互関係により相当変化がある。</p> <p>2 洋上飛行は、訓練指導上のもつであり、必要な諸装備を備えることにより表に示す以上の洋上飛行も可能である。</p>													

資料編Ⅱ-2-4-28 施設器材等能力基準

区分		主要作業内容	外業能力	有効運土 距離	使用 燃料	重量	輸 送
ドー ザー	D-7級	1.土砂の切りとり、盛土	40~60真/h	0~100m	軽油	16t	トレーラー又は列車に より輸送、短距離なら ば自走可能
	D-8級	2.側溝掘削	45~60真/h	0~100m		20t	
	D-4級	3.土石 4.地ならし	25~35真/h	0~60m		6t	
バケットローダー グレーダー 自走式		1.土砂運搬・車両への積み 2.軽易な地ならし、土砂の切りとり 等	バケット容量 0.76真		〃	8t	
グレーダー 自走式		1. 整地 2. 道路補修 3. 側溝掘削 4. 除雪	5000~7000真/h 5000~6000真/h 約400真/h 約1000真/h		〃	10t	自走可能又は列 車輸送
20t トラック クレーン		1. 重量物のつり上げ（クレーン） 2. 土砂掘削、(シャベル、その他) 3. 植柱	最大18t 30~100真Zh ハンマー重量/36t			27.5t	
ダンプ トラック	1 2- 2	土砂運搬 (ダンプ可能)	積載量 ¹ / ₂ (標準)	500m以上	軽油	8t	自走又は列車輸送
	最大 4 t		13t				
	積載量 ¹ / ₂ (標準)		16t				
	1 3- 2		最大 5t 積載量 4t 最大 8t				
	4t						
浄水セット (35G.P.M)		浄水(1セットの展開に約10㎡の地 積を要する)	35ガロン/分		ガソ リン	1.8t	車載
渡河ボート		人員、物量の水上輸送 (門橋等も構築できる。)	20~24人 搭載人員 乗務員×2 人 員×11~12 (半形舟)			145kg (半形 舟)	ポールタイプトレー ラーに最大6隻
備考		以上のほか、施設器材には舷外機、エアーコンプレッサー、各種作業器材(木工、土工等)ベリー橋等がある。					

(付録) 人命救助システムの構成

機能	構成品目	能力	数量	備考
切断機能	エンジンカッター		8	救助用油圧器具（カッター）は、別構成のエンジンポンプから油圧の供給を受けて使用
	チェーンソー	釘等の切断可能	8	
	油圧式カッター	網棒 19mm切断可能	8	
	救助用油圧器具（カッター）	切断幅 22mm	2	
揚重機能	手動ウインチ	最大能力 1.6 t	8	救助用油圧器具（スプレッダ、ラム）は、別構成のエンジンポンプから油圧の供給を受けて使用
	エアジャッキ	持揚加重 17.7 t	8	
	救助用油圧器具（スプレッダ）	開力 4.3 t、引張力	2	
	救助用油圧器具（ラム）	押上げ力 19 t	2	
破壊機能	エンジン式削岩機	掘削速度 18cm/分	4	カッターは、切断機能のカッターと同一構成品
	救助用油圧器具（カッター）		2	
捜索機能	捜索用音響探知機器	埋没者の確認（聴音）	2	
	破壊構造物探索器	埋没者の確認（視認）	2	
医療機能	救急医療セット	救護所における負傷者の救急救命処置用	1	配属の医官が使用
	医療器具セット		1	
運搬運営機能	コンテナ式可搬ヘルター	救護所として使用可能	1	航空科学部隊と協同してコンテナ及びコンテナけん引装置の懸吊搬送可能
	コンテナけん引装置	フルトレーラ化し搬送	1	
人命救助システム1個セットは、2個コンテナで構成				

(資料編Ⅱ-2-4-29)

1 災害時における放送要請に関する協定（NHK）

災害時における放送要請に関する協定（昭和53年7月15日締結）の全部を変更する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、埼玉県知事がNHKさいたま放送局に放送を行うことを求めることに必要な事項を定めるものとする。

(放送要請)

第2条 埼玉県知事は、法第55条の規定に基づく通知又は要請が緊急を要するものである場合において、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信することができないとき、又はこれらにより通信することが、著しく困難なときは、NHKさいたま放送局に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続き)

第3条 埼玉県知事は、NHKさいたま放送局に対し前条の放送を行うことを求めるときは、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
希望する放送日時及び送信系統
その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 NHKさいたま放送局は、埼玉県知事から前条の要請を受けたときは、直ちに当該要請事項に係る放送の形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条の規定に基づく放送の要請に係る事項の伝達及びこれに関する連絡を確実かつ円滑なものとするため、埼玉県報道長及びNHKさいたま放送局放送部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 前各条に規定するもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、埼玉県知事及びNHKさいたま放送局が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、平成14年12月25日から適用する。


この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

平成14年12月25日

さいたま市高砂3丁目15番1号


埼玉県

埼玉県知事

土屋 義彦 

さいたま市常盤6丁目1番21号

NHKさいたま放送局長

宮崎 則行 

2 災害時における放送要請に関する協定（テレビ埼玉）

災害時における放送要請に関する協定（昭和 56 年 6 月 25 日締結）の全部を変更する。

（趣 旨）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 57 条の規定に基づき、埼玉県知事が株式会社テレビ埼玉に放送を行うことを求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

（放送要請）

第 2 条 埼玉県知事は、法第 55 条の規定に基づく通知又は要請が緊急を要するものである場合において、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信することができないとき、又はこれらにより通信することが、著しく困難なときは、株式会社テレビ埼玉に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続き）

第 3 条 埼玉県知事は、株式会社テレビ埼玉に対し前条の放送を行うことを求めるときは、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
希望する放送日時及び送信系統
その他必要な事項

（放送の実施）

第 4 条 株式会社テレビ埼玉は、埼玉県知事から前条の要請を受けたときは、直ちに当該要請事項に係る放送の形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、放送するものとする。

（費 用）

第 5 条 第 4 条の規定に基づく放送の実施に要する費用は、無償とする。

（連絡責任者）

第 6 条 第 3 条の規定に基づく放送の要請に係る事項の伝達及びこれに関する連絡を確実かつ円滑なものとするため、埼玉県報道長及び株式会社テレビ埼玉報道制作局長を連絡責任者とする。


（雑 則）


第 7 条 前各条に規定するもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、埼玉県知事及び株式会社テレビ埼玉が協議して定めるものとする。

第 8 条 この協定は、平成 14 年 12 月 25 日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 14 年 12 月 25 日

さいたま市高砂 3 丁目 15 番 1 号
埼 玉 県
埼玉県知事 土屋 義彦 

さいたま市常盤 6 丁目 36 番 4 号
株式会社 テレビ埼玉
代表取締役社長 中根 憲一 

3 災害時における放送要請に関する協定（エフエムナックファイブ）

災害時における放送要請に関する協定（平成元年12月18日締結）の全部を変更する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、埼玉県知事が株式会社エフエムナックファイブに放送を行うことを求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

（放送要請）

第2条 埼玉県知事は、法第55条の規定に基づく通知又は要請が緊急を要するものである場合において、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信することができないとき、又はこれらにより通信することが、著しく困難なときは、株式会社エフエムナックファイブに対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続き）

第3条 埼玉県知事は、株式会社エフエムナックファイブに対し前条の放送を行うことを求めるときは、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
希望する放送日時及び送信系統
その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 株式会社エフエムナックファイブは、埼玉県知事から前条の要請を受けたときは、直ちに当該要請事項に係る放送の形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、放送するものとする。

（費 用）

第5条 第4条の規定に基づく放送の実施に要する費用は、無償とする。

（連絡責任者）

第6条 第3条の規定に基づく放送の要請に係る事項の伝達及びこれに関する連絡を確実かつ円滑なものとするため、埼玉県報道長及び株式会社エフエムナックファイブ報道情報センター部長を連絡責任者とする。


（雑 則）


第7条 前各条に規定するもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、埼玉県知事及び株式会社エフエムナックファイブが協議して定めるものとする。

第8条 この協定は、平成14年12月25日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

平成14年12月25日

さいたま市高砂3丁目15番1号
埼 玉 県
埼玉県知事 土屋 義彦 

さいたま市常盤4丁目16番2号
株式会社 エフエムナックファイブ
代表取締役社長 仁杉 巖 

（資料編Ⅱ-2-4-30） 「災害時における放送要請に関する協定」実施要領

（趣 旨）

第1条 この実施要領は、「災害時における放送要請に関する協定書」（以下「協定」という。）第6条の規定に基づき、放送要請の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請の依頼先）

第2条 県各部局は、協定第2条にいう事態において、放送機関に放送を求める必要がある場合は、災害対策本部（以下「本部」という。）統括部〔本部設置時以外の時（以下「通常時」という。）においては、危機管理防災部消防防災課〕に対し、放送の要請を依頼する。

2 通常時の夜間及び休日等において放送を要請する場合は、危機管理防災部当直員に対し、依頼する。

（放送要請の手続き）

第3条 本部統括部は、県各部局から要請があった場合又は災害時において緊急を要する通信のため特に必要と認めた場合は、放送要請の手続きをとるものとする。

2 通常時における放送要請の手続きは、危機管理防災部消防防災課が行う。

3 通常時の夜間及び休日等において、県各部局から要請があった場合は、危機管理防災部当直員は危機管理防災部消防防災課に対し、放送要請の手続きを依頼する。

（要請文の作成）

第4条 本部統括部又は危機管理防災部消防防災課は、要請文（別記様式1）を作成する。

（放送要請の決定）

第5条 放送要請は、本部長（知事）が決定する。

2 通常時の夜間及び休日等の場合で、緊急を要する場合は、危機管理防災部長が決定する。

（要請文の伝達方法）

第6条 本部統括部報道班又は報道長は、別表1又は2により有線電話により放送機関へ伝達する。

ただし、通常時の夜間及び休日等において緊急を要する場合には、消防防災課から放送機関に直接伝達することができるものとする。

（市町村の放送要請）

第7条 市町村が災害対策基本法第57条の規定に基づき放送の要請を行う場合は、原則として県を経由〔知事に要請依頼〕するものとする。ただし、県との通信途絶等特別の事情がある場合は、市町村は直接放送機関に対し、要請することができるものとする。

2 県に対し放送の要請を依頼する場合の要請依頼先は、第2条に準じることとし、要請依頼文は別記様式2により行うこととする。

（放送機関の対応）

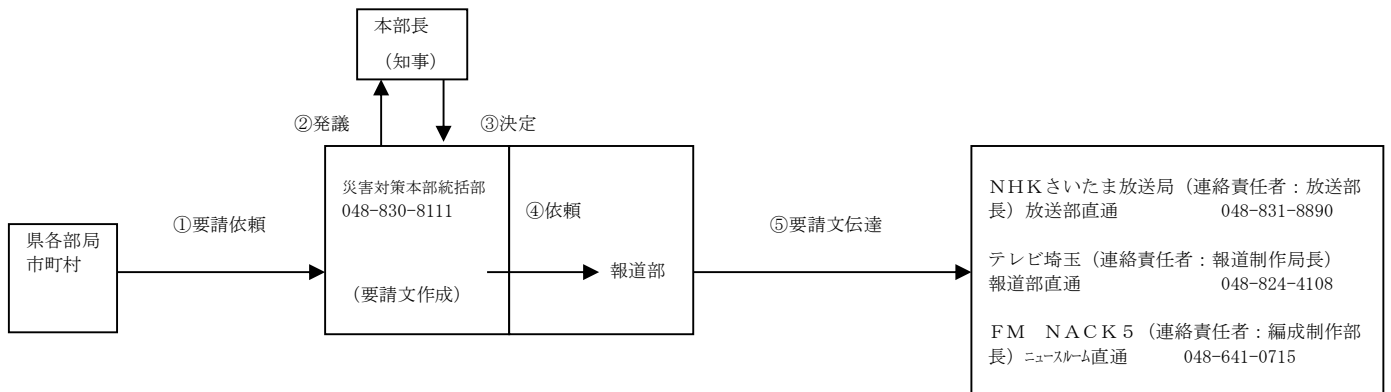
第8条 県から放送の要請を受けた放送機関は、放送の形式、内容、時刻等をその都度自主的に決定し放送する。

2 放送機関は、第7条ただし書きによる市町村からの直接要請についても可能な限り放送するものとする。

別表 1

放送要請手続一覧

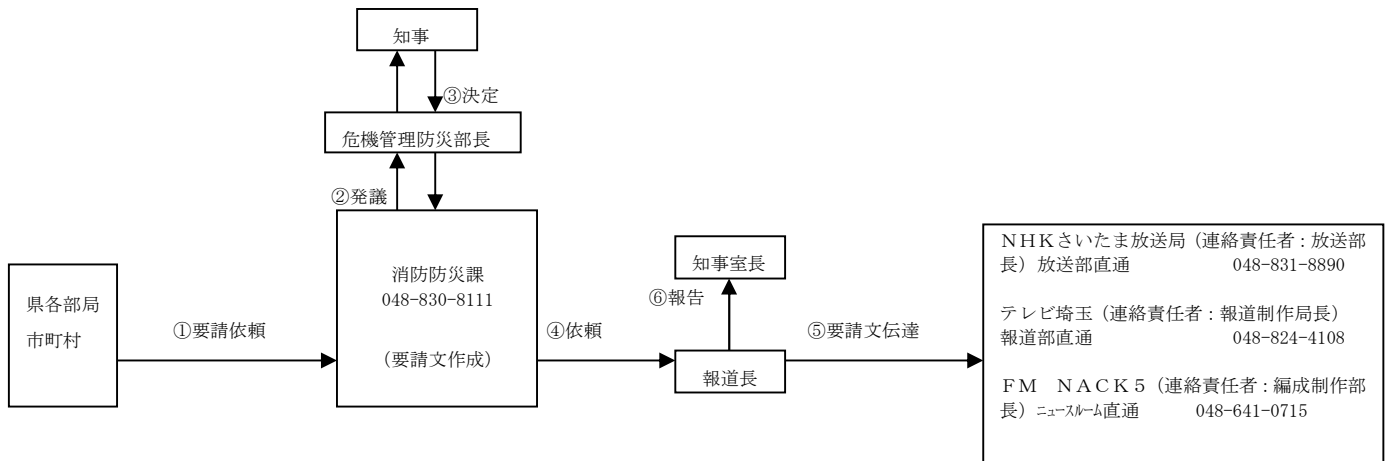
埼玉県災害対策本部設置中



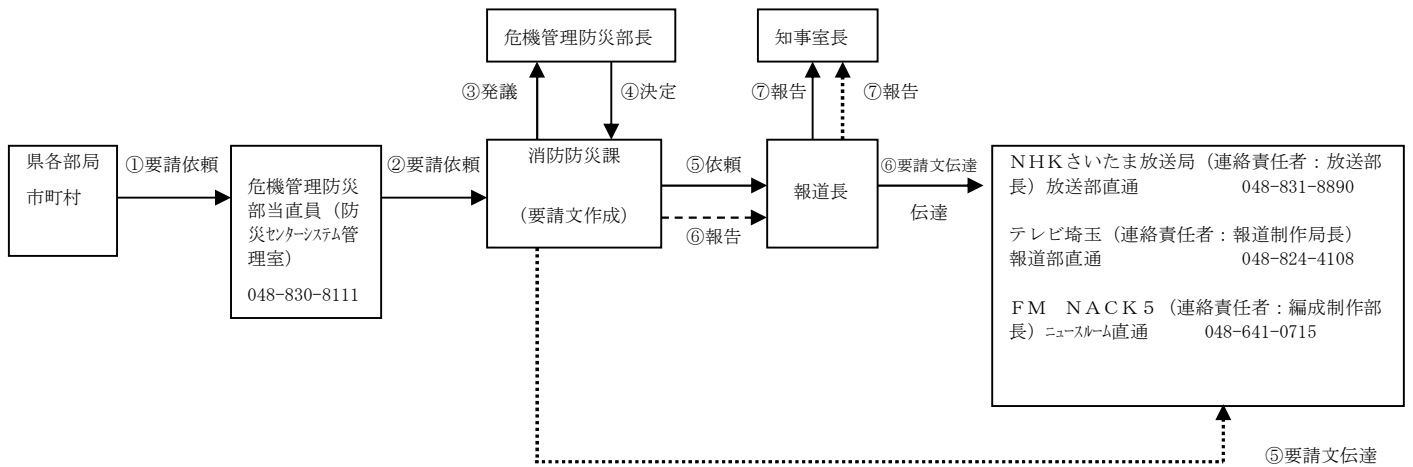
別紙 2

放送要請手続一覧

埼玉県災害対策本部設置外の勤務時間中



埼玉県災害対策本部設置外の夜間・休日等



発 信 用 紙

【あて先】NHKさいたま放送局 ・ テレビ埼玉 ・ FM NACK 5									
【件 名】 放送要請について _____年____月____日（ ） ____ : ____ <消防防災課・埼玉県災害対策本部> 発 第 _____号									
【本 文】 「災害時における放送要請に関する協定」第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。									
1 要請理由				<チェック欄>					
(1) 避難勧告、警告等の周知徹底を図るため				<input type="checkbox"/>					
(2) 災害時の混乱を防止するため				<input type="checkbox"/>					
(3) _____(市、町、村)長から依頼があったため				<input type="checkbox"/>					
(4) _____				<input type="checkbox"/>					
2 放送事項 _____ について									
(別紙のとおり)									
3 放送希望日時<チェック欄>									
(1)直ちに <input type="checkbox"/>									
(2)日時 <input type="checkbox"/> ____月____日（ ） ____ : ____									
4 その他									
5 問い合わせ先									
課 所 名	担 当 名	職・氏 名	電話／メールアドレス						
			TEL - - 内線 E-mail						

別 紙

--

市町村 放送要請依頼用紙

市町村名

【件 名】 放送要請について（依頼） _____年____月____日（ ） ____ : ____ 市町村災害対策本部 発第 _____号			
【本 文】 災害対策基本法第57条に基づく放送要請を次のとおり依頼します。			
1 要請理由		<チェック欄>	
(1) 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため		<input type="checkbox"/>	
(2) 災害時の混乱を防止するため		<input type="checkbox"/>	
(3) _____		<input type="checkbox"/>	
2 放送事項 _____ について			
(別紙のとおり)			
3 放送希望日時<チェック欄>			
(1)直ちに <input type="checkbox"/>			
(2)日時 <input type="checkbox"/> ____月____日（ ） ____ : ____			
4 その他			
5 連絡先			
課 所 名	担 当 名	職・氏 名	電話／メールアドレス
			TEL - - 内線 無線番号 E-mail

別 紙

--

合 意 書

「災害時における放送要請に関する協定」実施要領について、別紙のとおり確認し、平成17年4月1日から運用するものとする。

平成17年4月1日

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
埼玉県

報道長

さいたま市浦和区常盤6丁目1番21号
NHKさいたま放送局

放送部長

さいたま市浦和区常盤6丁目36番4号
株式会社テレビ埼玉

放送局長

さいたま市大宮区錦町682番地2 J A C K大宮
株式会社エフエムナックファイブ

報道情報センター部長

(資料編Ⅱ-2-4-31) 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティア受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。

3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できな

い場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

- 2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

(応援の調整)

第5条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

(情報の交換等)

第6条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

(その他)

第7条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

- 2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附則

- 1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成19年5月1日

災害時の相互応援に関する実施要領

1 定義

この要領において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害であり、地震、津波、暴風、豪雨等の異常な自然現象だけではなく、航空機の墜落、列車衝突転覆等の大規模事故による被害も含む。

2 県、市町村の連絡先

災害時の市町村間の相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県は、年度当初に「県及び市町村の勤務時間及び勤務時間外の連絡先一覧」を作成し、市町村に配布する。

3 応援手続き

(1) 単一の市町村に要請する場合(協定第3条第1項)

① 要請

被災市町村は、災害時相互応援連絡表(様式1)に必要事項を記入し、応援を要請する市町村に県防災行政無線若しくは NTT 回線のファックスで送付し、送付したことを電話で連絡する。

② 応援の可否の連絡

要請を受けた市町村は、応援の可否を被災市町村に県防災行政無線若しくは NTT 回線で回答する。

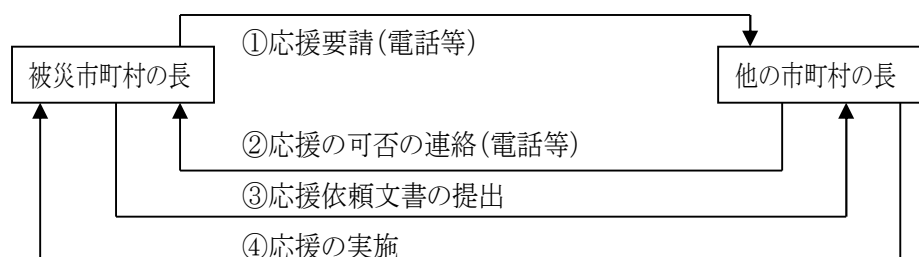
あわせて、受信した様式1に可能な応援を加除して、県防災行政無線若しくは NTT 回線のファックスで送付する。

③ 依頼文書の提出

被災市町村は、受信した様式1を添付して、応援を実施する市町村に応援依頼文書(様式3)を送付する。

④ 応援の実施

応援を実施する市町村は、様式3の応援を実施する。



(2) 複数市町村に同時に応援を要請する場合(協定第3条第2項)

① 要請

被災市町村は、災害時相互応援連絡表(様式2)に必要事項を記入し、県に県防災行政無線若しくは NTT 回線のファックスで送付し、送付したことを電話で連絡する。

② 要請伝達

県は、様式2を県防災行政無線の一斉FAXで全市町村に送信する。

③ 応援の可否の連絡(電話等)

受信した市町村は、応援の可否を検討する。応援ができない市町村はその旨を、応援が可能な市町村は、様式2を加除し、応援が可能な内容を県に県防災行政無線若しくは NTT 回線で回答する。

④ 連絡

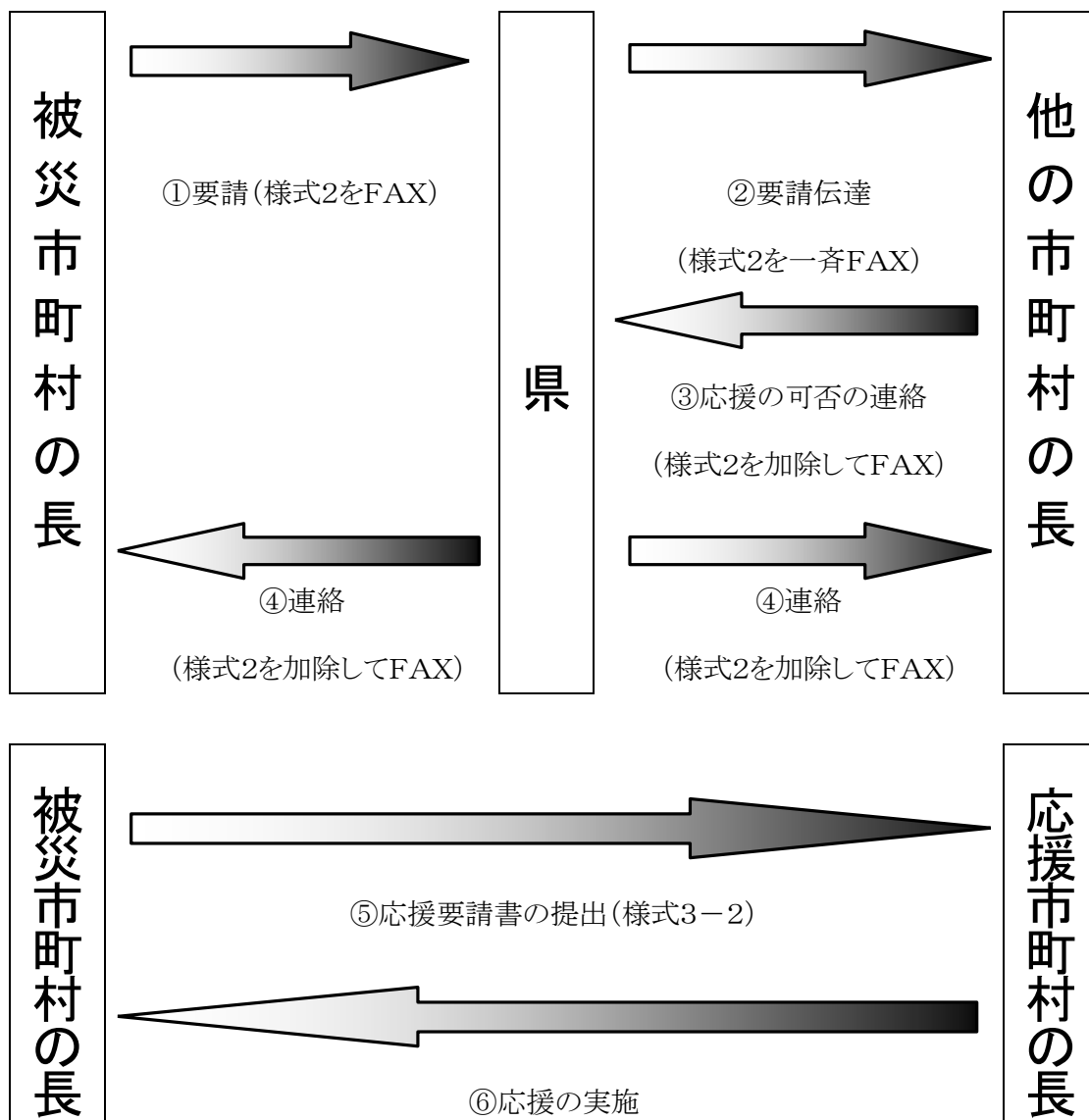
県は、提出された様式2を確認して、必要な調整を行う。県は、調整した内容を様式2に記載して、応援が可能な市町村及び被災市町村に県防災行政無線若しくは NTT 回線で送付する。

⑤ 応援要請書の提出

被災市町村は、県から受信した様式2を添付して、応援を実施する市町村に応援要請書(様式3-2)を送付する。

⑥ 応援の実施

応援市町村は、様式3-2の応援を実施する。



様式1(応援要請・個別の場合 直接応援市町村へ)

災害時相互応援連絡表

要請側市町村 連絡者	埼 玉 県 連 絡 者	応援側市町村 連絡者
担当課 氏名 電話 FAX		担当課 氏名 電話 FAX

次のとおり応援を要請(実施)します。

要請市町村	
応援市町村	
要 請 日 時	年 月 日(午前・午後 時 分)
被害の状況	
応援の内容	<p>① 被災市町村は、要請する応援の種類・応援の具体的な内容及び必要量を具体的に記入する。必要に応じて別葉すること。</p> <p>② 受信した市町村は、応援の可否を判断して、応援できる内容・数量を書き加え、被災市町村に返信する。</p>
応援希望時期	
応援場所	
応援経路	
その他 必要事項	

災害時相互応援連絡表

要請側市町村 連絡者	埼玉県 連絡者	応援側市町村 連絡者
担当課 氏名 電話 FAX	担当課 氏名 電話 FAX	担当課 氏名 電話 FAX

次のとおり応援を要請(受諾)します。

要請市町村	
応援市町村	
要請日時	年 月 日(午前・午後 時 分)
被害の状況	
応援の内容	① 被災市町村は、要請する応援の種類・応援の具体的な内容及び必要量を具体的に記入する。必要に応じて別葉すること。 ② 受信した市町村は、応援の可否を判断して、応援できる内容・数量を書き加え、県に返信する。
応援希望時期	
応援場所	
応援経路	
その他 必要事項	

様式3(応援要請書)

文 書 番 号
年 月 日

応援要請書

市町村長 様

市町村長

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第3条第1項に基づき、別添様式1のとおり応援を要請します。

様式3-2(応援要請書)

文 書 番 号
年 月 日

応援要請書

市町村長 様

市町村長

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第3条第2項に基づき、別添様式2のとおり応援を要請します。

デジタル技術を活用し、全ての県民の安全を支える埼玉県への変革

防災ビジョン

凡例： 実現された社会のイメージ

デジタル技術の活用で1人1人の防災力を高めるとともに、災害時に適切に行動ができるよう情報発信を高度化していくことで、全ての県民の安全を支える埼玉県への変革を目指します。

県民や事業者等の防災力強化

デジタル技術の活用で誰もが気軽に防災学習
オンラインやVR・AR技術を活用した防災学習により1人1人の防災力を高めることができる。



迅速な被災者の生活再建支援
被災証明発行に不可欠な被害認定調査を迅速に行う事で、被災者の速やかな生活再建に繋げることができる。



S-ISUTによる体制構築
民間事業者との連携により収集した災害情報をデジタル処理する体制を構築することができる。



迅速な情報の収集・集約・加工

災害オペレーション支援システムの機能強化
県民や様々な機関等から災害情報を収集・加工し、迅速かつ適切な災害対応を行うことができる。



ドローン・IoTによるリアルタイム情報収集
ドローンやIoT技術により、遠隔地から迅速に正確な災害状況を把握する。



SNS等による情報収集
ツイッターからの投稿から身近で発生している被災情報を収集できる。



～デジタル技術で災害に強い埼玉県へ～

平時の備えを災害対応に活かす
災害対応の教訓を平時の備えに活かす

土地・建物の防災力強化

新たなセンシング技術による施設管理
ドローンを用いた効率的な点検調査や、新たなセンサー・データ活用による故障や災害の事前予測を実現する。



1人1人に最適な情報提供

彩の国の安心・安全HPの充実
テレビでは報道されない身近な地域の災害情報や避難行動に必要な情報等を提供できる



デジタルデバイスによる被災状況リアルタイム表示
公園や避難施設等において災害関連情報が提供できる



デジタル技術を活用し、全ての県民の安全を支える埼玉県への変革

埼玉県防災行政無線設置機関一覧表

令和5年4月1日現在

1 固定系

区分	設置機関名	地上系	衛星系	備考		
県庁	埼玉県庁(統制局)	1	1			
危機管理防災センター	危機管理防災センター	1	—			
中継所	堂平山、秩父高原	2	—			
支部	地域振興センター(9)、さいたま県税事務所	10	10			
県税事務所	県税事務所	4	4			
県土整備	県土整備事務所(12)、総合治水事務所	13	13			
保健所	保健所	13	13			
農林	秩父農林振興センター、寄居林業事務所	2	2			
県立病院等	小児医療センター、がんセンター、 循環器・呼吸器病センター、精神医療センター、 総合リハビリテーションセンター	5	1	小児(災拠)		
上水道	大久保、庄和、新三郷、行田、吉見	5	—			
下水道	荒川左岸北部、荒川左岸南部、荒川右岸、中川	4	—			
防災航空センター	川島町本田航空内	1	1			
防災基地	越谷、新座、中央、秩父、熊谷	5	—			
消防学校	埼玉県消防学校	1	1			
県機関局 小計		67	46			
市町村	市町村(63)	63	63			
消防本部	消防本部(27)	27	27			
市町村・消防本部局 小計		90	90			
防災関係機関	自衛隊	陸上自衛隊大宮	1	1	無印…地上系・衛星系	
	气象台	熊谷地方气象台	1	1	42局	
	電力	東京電力	1	1	■…地上系のみ	
	ガス	東京、武州■、東彩■、LPガス協会■	4	1	46局	
	放送	NHK、TV埼玉、NACK5	3	3		
	通信	NTT、NTTフレッツ、KDDI	3	3		
	鉄道	JR大宮、JR高崎、西武、秩父、東武■ 新都市交通、埼玉高速、首都圏新都市	8	7		
	バス	バス協会■	1	—		
	道路	首都高速、東日本高速■	2	1		
	日赤	日赤埼玉	1	1		
	病院	さいたま赤十字、深谷赤十字、埼玉医大総合 川口市医療、済生会加須、獨協医大越谷 防衛医大、自治医大大宮、北里メディカル 済生会川口、さいたま市立、埼玉医大国際 行田総合、久喜総合、国立埼玉、さいたま市民医療 羽生総合、上尾中央総合、戸田中央総合 草加市立、埼玉医科大学	21	21		
		医療	医師会事務局■、郡市医師会等■(31) 歯科医師会■、埼玉県看護協会■	34	—	
		物流	トラック協会、日本通運	2	2	
		物資	農協連合支部■、南部米穀■、倉庫協会■	3	—	
		金融	埼玉りそな■	1	—	
	大規模施設	埼玉スタジアム2002■、さいたまスーパーアリーナ■ 熊谷ドーム■	3	—		
	防災関係機関 小計		89	42		
	合 計		246	178	424	

2 移動系

区分	設置機関名	地上系	衛星系	備考
全県移動局	県庁、堂平山、地域機関等(基地局は県庁1・堂平山1)	262	—	150MHz帯
デジタル移動局	県庁	2	—	260MHz帯
可搬型地球局	県庁、さいたま市消防局、防災基地(熊谷) 浦和合同庁舎(第2世代前期型可搬局)	—	4	T 14GHz帯 R 12GHz帯
合 計		264	4	268
総 計		510	182	692

埼玉県防災行政無線の設置及び管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県防災行政無線を構成する地上系無線局、衛星系無線局及び移動系無線局（以下「無線局」という。）の設置及び管理並びに無線局間の通信の方法について、必要な事項を定めるものとする。

2 地上系無線局は無線局及び端末局で構成する。

3 衛星系無線局は地球局、可搬地球局（運搬可能なものを衛星可搬局と呼称する。）及び併設局で構成する。

4 移動系無線局は基地局及び移動局（携帯型及び車載型）で構成する。

(無線局の区分等)

第2条 無線局及び端末局を設置（常置）場所に応じ、次のとおり区分する。

- 一 統制局
- 二 中継局
- 三 支部局
- 四 県税事務所局
- 五 防災航空センター局
- 六 消防学校局
- 七 防災基地局
- 八 保健所局
- 九 農林局
- 十 県土整備局
- 十一 上水道局
- 十二 下水道局
- 十三 県立病院等局
- 十四 大規模施設局
- 十五 市町村局
- 十六 消防本部局
- 十七 防災関係機関局

2 地上系無線局の識別信号（呼称）及び設置場所は、別表1のとおりとする。

3 衛星系無線局の識別信号及び常置場所は、別表2のとおりとする。

4 移動系無線局の識別信号及び常置場所は、別表3のとおりとする。

(無線局の職員)

第3条 統制局に統括管理者、副統括管理者、通信管理者、通信取扱責任者及び通信担当者を置く。

2 統制局以外の無線局に通信管理者、副通信管理者及び通信担当者を置く。

3 端末局に通信管理者及び通信担当者を置く。

4 衛星無線局に通信管理者及び通信担当者を置く。ただし、前第1項から第3項までの通信管理者及び通信担当者が配置されている局にあつては、これを兼ねることができる。

(統括管理者)

第4条 統括管理者は、通信業務を統括し、通信を統制管理し、並びに通信業務に従事する職員を指揮監督する。

2 統括管理者は、埼玉県危機管理防災部長の職にある者をもって充てる。

(副統括管理者)

第5条 副統括管理者は、統括管理者を補佐する。

2 副統括管理者は、埼玉県危機管理防災部副部長の職にある者をもって充てる。

(通信管理者)

第6条 通信管理者は、統括管理者の指示を受け、その属する無線局を総括する。(統制局の通信管理者にあつては、中継局、防災基地局、衛星可搬局及び移動系無線局も合わせて総括する。)

2 通信管理者は、次の各号に掲げる無線局の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。

一 統制局は、埼玉県危機管理防災部消防課長の職にある者。

二 統制局以外の無線局は、当該無線局が設置されている庁舎等の管理責任者。

(副通信管理者)

第7条 副通信管理者は、通信管理者を補佐する。

2 副通信管理者は、その属する無線局又は端末局に応じ、総務担当部長、治水担当部長又は工務担当部長相当の職にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第8条 通信取扱責任者は、電波法関係審査基準(総務省令)第3条の規定に基づき、すべての無線局に共通選任されている無線従事者として、通信管理者の指示を受け、すべての無線局の運用に係る業務を所掌する。

2 通信取扱責任者は、電波法(昭和25年5月2日法律第131号)第40条第1項に規定する資格を有する埼玉県危機管理防災部消防課に勤務する職員をもって充てる。

(通信担当者)

第9条 通信担当者は上司の指示を受け、その属する無線局又は端末局の管理及び通信に関する業務に従事する。

2 通信担当者は、その属する無線局又は端末局が設置されている機関等に勤務する者をもって充てる。

(通信の原則)

第10条 通信は統括管理者の管理・監督の下に行わなければならない。

(無線局所の運用時間)

第11条 無線局の運用時間は常時とする。

(通信の種類)

第12条 通信の種類は、緊急度により次のとおり区分する。

- 一 普通通信：平常時に行う通信。
- 二 至急通信：気象情報等の通報や急を要する通信。
- 三 緊急通信：地震等緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う通信。

2 通信の種類は、通信のしかたにより次のとおり区分する。

- 一 個別通信：一の無線局又は端末局から他の一の無線局又は端末局に対して行う通信。
- 二 一斉通信：次のものをいう。
 - イ 統制局が1以上の無線局又は端末局に対し、同時に、かつ、一方的に、個別通信を制限して行う通信。
 - ロ 支部局が管内の1以上の無線局又は端末局に対し、同時に、かつ、一方的に、個別通信を制限して行う緊急通信。
 - ハ 移動局が行う通信。(個別呼出を除く。)
- 三 ホットライン通信：統制局と支部局又は県土局の間において、直接接続された回線を使用して行う電話又はFAXによる通信。

(通信の取扱順位)

第13条 通信の取扱順位は、緊急通信は至急通信に、至急通信は普通通信に、一斉通信は個別通信にそれぞれ優先する。

2 同一区分に属する通信相互の取扱順位は、受付順とする。

(通信の手続)

第14条 個別通信は、必要に応じ、随時行うことができる。

2 次の各号に掲げる通信は、それぞれ当該各号に定める者に申請の上、その承認を得て、行わなければならない。

- 一 統制局からの普通一斉通信、至急通信、緊急通信は、統制局の通信管理者。
- 二 支部局からの緊急一斉通信は、当該支部局の通信管理者。
- 三 移動系無線局間の通信は、統制局の通信管理者。

3 ホットライン通信は、統括管理者の指示により行う。

(通信体制)

第15条 統括管理者は次の各号の一に該当するときは、直ちに関係無線局の通信管理者に、当該無線局の通信の確保に必要な措置をとらせなければならない。

一 災害その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。

二 その他特に必要があると認められるとき。

2 統括管理者は、前項に規定する措置をとらせる必要がなくなったときは、直ちに関係無線局の通信管理者にその旨を通知しなければならない。

(無線局の管理)

第16条 通信管理者は、その属する無線局の運用状況等を把握し、当該無線局がその機能を十分に発揮できるよう管理しなければならない。

(事故の措置)

第17条 通信担当者は、その属する無線局が事故のため通信を行うことができなくなったときは、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかにその旨をその属する無線局の通信管理者及び通信取扱責任者に報告しなければならない。

2 統制局の通信管理者は、前項の報告があったときは、速やかに統括管理者にその旨を報告しなければならない。

3 通信取扱責任者は、当該事故の発生から復旧に至る経緯を記録しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、無線局の管理、通信の方法等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年2月1日から施行する。

附 則 (最終)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第2条第2項関係）

区分	識別信号（呼称）	設置場所	局種別
県庁	1 ぼうさいさいたま	埼玉県庁	無線局
	2 (ぼうさいききかみりぼうさいせんだー)	危機管理防災センター	端末局
中継局	1 ぼうさいどうだいら	堂平山中継所	無線局
	2 ぼうさいちちぶこうげん	秩父高原中継所	無線局
支部分局	1 ぼうさいさいたましほ	浦和合同庁舎（さいたま県税事務所）	無線局
	2 (ぼうさいかわぐちしほ)	川口地方庁舎（南部 地域振興センター）	端末局
	3 ぼうさいあさかしほ	朝霞地方庁舎（南西部 地域振興センター）	無線局
	4 ぼうさいかすかべしほ	春日部地方庁舎（東部 地域振興センター）	無線局
	5 ぼうさいあげおしほ	上尾地方庁舎（県央 地域振興センター）	無線局
	6 ぼうさいかわごえしほ	川越地方庁舎（川越比企地域振興センター）	無線局
	7 ぼうさいとこざわしほ	所沢地方庁舎（西部 地域振興センター）	無線局
	8 ぼうさいぎょうだしほ	行田地方庁舎（利根 地域振興センター）	無線局
	9 ぼうさいくまがやしほ	熊谷地方庁舎（北部 地域振興センター）	無線局
	10 ぼうさいちちぶしほ	秩父地方庁舎（秩父 地域振興センター）	無線局
県税事務所局	1 ぼうさいひがしまつやまほうちょうしや	東松山地方庁舎（東松山県税事務所）	無線局
	2 ぼうさいほんじょうちほうちょうしや	本庄地方庁舎（本庄県税事務所）	無線局
	3 ぼうさいはんのうこうちょうしや	飯能合同庁舎（飯能県税事務所）	無線局
	4 ぼうさいこしがやこうちょうしや	越谷合同庁舎（越谷県税事務所）	無線局
防災航空センター局	1 ぼうさいこうくうせんだー	防災航空センター	無線局
消防学校局	1 (ぼうさいしやうぼうがっこう)	消防学校	端末局
	1 (ぼうさいちゅうおうぼうさいきち)	中央防災基地	端末局
防災基地局	2 (ぼうさいにいざほいさいきち)	新座防災基地	端末局
	3 (ぼうさいこしがやぼうさいきち)	越谷防災基地	端末局
	4 (ぼうさいちちぶぼうさいきち)	秩父防災基地	端末局
	5 (ぼうさいくまがやぼうさいきち)	熊谷防災基地	端末局
	1 (ぼうさいこうのすほけん)	鴻巣保健所	端末局
保健所局	2 (ぼうさいさやまほけん)	狭山保健所	端末局
	3 (ぼうさいさかどほけん)	坂戸保健所	端末局
	4 (ぼうさいひがしまつやまほけん)	東松山保健所	端末局
	5 (ぼうさいちちぶほけん)	秩父保健所	端末局
	6 (ぼうさいほんじょうほけん)	本庄保健所	端末局
	7 (ぼうさいくまがやほけん)	熊谷保健所	端末局
	8 (ぼうさいかすかべほけん)	春日部保健所	端末局
	9 (ぼうさいさってほけん)	幸手保健所	端末局
	10 (ぼうさいかわぐちほけん)	川口保健所	端末局
	11 (ぼうさいあさかほけん)	朝霞保健所	端末局
	12 (ぼうさいかそほけん)	加須保健所	端末局
	13 (ぼうさいそうかほけん)	草加保健所	端末局
	農林局	1 ぼうさいちちぶのうりん	秩父農林振興センター
2 (ぼうさいよりいりんぎょう)		寄居林業事務所	端末局
県土整備局	1 ぼうさいさいたまけんと	さいたま県土整備事務所	無線局
	2 (ぼうさいあさかけんと)	朝霞県土整備事務所	端末局
	3 (ぼうさいきたもとけんと)	北本県土整備事務所	端末局
	4 ぼうさいかわごえけんと	川越県土整備事務所	無線局
	5 ぼうさいはんのうけんと	飯能県土整備事務所	無線局
	6 (ぼうさいひがしまつやまけんと)	東松山県土整備事務所	端末局
	7 ぼうさいちちぶけんと	秩父県土整備事務所	無線局
	8 ぼうさいほんじょうけんと	本庄県土整備事務所	無線局
	9 ぼうさいくまがやけんと	熊谷県土整備事務所	無線局
	10 ぼうさいぎょうだけんと	行田県土整備事務所	無線局
	11 (ぼうさいこしがやけんと)	越谷県土整備事務所	端末局
	12 ぼうさいすぎとけんと	杉戸県土整備事務所	無線局
	13 ぼうさいそうこうちすい	総合治水事務所	無線局
上水道局	1 (ぼうさいおおくぼじょうすいじょう)	大久保浄水場	端末局
	2 (ぼうさいしやうわじょうすいじょう)	庄和浄水場	端末局
	3 (ぼうさいぎょうだじょうすいじょう)	行田浄水場	端末局
	4 (ぼうさいしんみさとじょうすいじょう)	新三郷浄水場	端末局
	5 (ぼうさいよしみじょうすいじょう)	吉見浄水場	端末局
下水道局	1 (ぼうさいあらかわさがんほくふげすい)	荒川左岸北部下水道事務所	端末局
	2 (ぼうさいあらかわさがんなんふげすい)	荒川左岸南部下水道事務所	端末局
	3 (ぼうさいあらかわさがんげすい)	荒川右岸下水道事務所	端末局
	4 (ぼうさいなかがわけすい)	中川下水道事務所	端末局
県立病院等局	1 (ぼうさいじゅんかんき・こきゅうきびょうせんだー)	循環器・呼吸器病センター	端末局
	2 (ぼうさいがんせんだー)	がんセンター	端末局
	3 (ぼうさいしやうにいりょうせんだー)	小児医療センター	端末局
	4 (ぼうさいせいしんいりょうせんだー)	精神医療センター	端末局
	5 (ぼうさいそうこうりはびりてーしよんせんだー)	総合リハビリテーションセンター	端末局

区分	識別信号（呼称）	設置場所	局種別
市町村局	1 (ぼうさいさいたまし)	さいたま市役所	端末局
	2 (ぼうさいかわごえ)	川越市役所	端末局
	3 (ぼうさいくまがや)	熊谷市役所	端末局
	4 (ぼうさいかわぐち)	川口市役所	端末局
	5 (ぼうさいぎょうだ)	行田市役所	端末局
	6 (ぼうさいちちぶ)	秩父市役所	端末局
	7 (ぼうさいところざわ)	所沢市役所	端末局
	8 (ぼうさいほんのう)	飯能市役所	端末局
	9 (ぼうさいかさ)	加須市役所	端末局
	10 (ぼうさいほんじょう)	本庄市役所	端末局
	11 (ぼうさいひがしまつやま)	東松山市役所	端末局
	12 (ぼうさいかすかべ)	春日部市役所	端末局
	13 (ぼうさいさやま)	狭山市役所	端末局
	14 (ぼうさいほにゅう)	羽生市役所	端末局
	15 (ぼうさいこうのす)	鴻巣市役所	端末局
	16 (ぼうさいふかや)	深谷市役所	端末局
	17 (ぼうさいあげお)	上尾市役所	端末局
	18 (ぼうさいそうか)	草加市役所	端末局
	19 (ぼうさいこしがや)	越谷市役所	端末局
	20 (ぼうさいわらび)	蕨市役所	端末局
	21 (ぼうさいとだ)	戸田市役所	端末局
	22 (ぼうさいいるま)	入間市役所	端末局
	23 (ぼうさいあさか)	朝霞市役所	端末局
	24 (ぼうさいしき)	志木市役所	端末局
	25 (ぼうさいわこう)	和光市役所	端末局
	26 (ぼうさいにいざ)	新座市役所	端末局
	27 (ぼうさいおけがわ)	桶川市役所	端末局
	28 (ぼうさいくき)	久喜市役所	端末局
	29 (ぼうさいきたもと)	北本市役所	端末局
	30 (ぼうさいやしお)	八潮市役所	端末局
	31 (ぼうさいふじみ)	富士見市役所	端末局
	32 (ぼうさいみさと)	三郷市役所	端末局
	33 (ぼうさいはずだ)	蓮田市役所	端末局
	34 (ぼうさいさかど)	坂戸市役所	端末局
	35 (ぼうさいさって)	幸手市役所	端末局
	36 (ぼうさいつるがしま)	鶴ヶ島市役所	端末局
	37 (ぼうさいひたか)	日高市役所	端末局
	38 (ぼうさいよしかわ)	吉川市役所	端末局
	39 (ぼうさいふじみの)	ふじみ野市役所	端末局
	40 (ぼうさいしらおか)	白岡市役所	端末局
	41 (ぼうさいいな)	伊奈町役場	端末局
	42 (ぼうさいみよし)	三芳町役場	端末局
	43 (ぼうさいもろやま)	毛呂山町役場	端末局
	44 (ぼうさいおごせ)	越生町役場	端末局
	45 (ぼうさいなめかわ)	滑川町役場	端末局
	46 (ぼうさいらんざん)	嵐山町役場	端末局
	47 (ぼうさいおがわ)	小川町役場	端末局
	48 (ぼうさいかわしま)	川島町役場	端末局
	49 (ぼうさいよしみ)	吉見町役場	端末局
	50 (ぼうさいほとやま)	鳩山町役場	端末局
	51 (ぼうさいときがわ)	ときがわ町役場	端末局
	52 (ぼうさいよこぜ)	横瀬町役場	端末局
	53 (ぼうさいみなの)	皆野町役場	端末局
	54 (ぼうさいながとろ)	長瀬町役場	端末局
	55 (ぼうさいおがの)	小鹿野町役場	端末局
	56 (ぼうさいひがしちちぶ)	東秩父村	端末局
	57 (ぼうさいみさと)	美里町役場	端末局
	58 (ぼうさいかみかわ)	神川町役場	端末局
	59 (ぼうさいかみさと)	上里町役場	端末局
	60 (ぼうさいよりの)	寄居町役場	端末局
	61 (ぼうさいみやしろ)	宮代町役場	端末局
	62 (ぼうさいすぎと)	杉戸町役場	端末局
	63 (ぼうさいまつぶし)	松伏町役場	端末局

区分	識別信号（呼称）	設置場所	局種別
消防本局	1 (ぼうさいさいたまししょうぼうきょく)	さいたま市消防局	端末局
	2 (ぼうさいくまがやししょうぼうほんぶし)	熊谷市消防本部	端末局
	3 (ぼうさいかわぐちしょうぼうきょく)	川口市消防局	端末局
	4 (ぼうさいきょうだししょうぼうほんぶし)	行田市消防本部	端末局
	5 (ぼうさいかずかべししょうぼうほんぶし)	春日市消防本部	端末局
	6 (ぼうさいはにゅうししょうぼうほんぶし)	羽生市消防本部	端末局
	7 (ぼうさいふかやししょうぼうほんぶし)	深谷市消防本部	端末局
	8 (ぼうさいあげおししょうぼうほんぶし)	上尾市消防本部	端末局
	9 (ぼうさいこしがやししょうぼうきょく)	越谷市消防本局	端末局
	10 (ぼうさいわらびししょうぼうほんぶし)	蕨市消防本部	端末局
	11 (ぼうさいとだししょうぼうほんぶし)	戸田市消防本部	端末局
	12 (ぼうさいみさとししょうぼうほんぶし)	三郷市消防本部	端末局
	13 (ぼうさいはすだししょうぼうほんぶし)	蓮田市消防本部	端末局
	14 (ぼうさいいなまちしょうぼうほんぶし)	伊奈町消防本部	端末局
	15 (ぼうさいけんなんせいぶしょうぼうほんぶし)	埼玉県南西部消防本部	端末局
	16 (ぼうさいちちぶしょうぼうほんぶし)	秩父消防本部	端末局
	17 (ぼうさいいるまどうぶしょうぼうほんぶし)	入間東部地区事務組合消防本部	端末局
	18 (ぼうさいよしかわまつぶししょうぼうほんぶし)	吉川松伏消防組合消防本部	端末局
	19 (ぼうさいこだまぐんししょうぼうほんぶし)	児玉郡市広域消防本部	端末局
	20 (ぼうさいさかどつるがしまししょうぼうほんぶし)	坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部	端末局
	21 (ぼうさいひきこういきしょうぼうほんぶし)	比企広域消防本部	端末局
	22 (ぼうさいかわこえちくしょうぼうきょく)	川越地区消防局	端末局
	23 (ぼうさいけんおうこういきしょうぼうほんぶし)	埼玉県中央広域消防本部	端末局
	24 (ぼうさいにしいるまこういきしょうぼうほんぶし)	西入間広域消防組合消防本部	端末局
	25 (ぼうさいさいたませいぶしょうぼうほんぶし)	埼玉西部消防局	端末局
	26 (ぼうさいとうぶしょうぼうくみあいしょうぼうきょく)	埼玉東部消防組合消防局	端末局
	27 (ぼうさいそうかやしおしょうぼうきょく)	草加八潮消防局	端末局

区分	識別信号(呼称)	設置場所	局種別
自衛隊	1 (ぼうさいおみやじえいたい)	陸上自衛隊第32普通科連隊	端末局
气象台	1 ぼうさいくまがやきしょう	熊谷地方气象台	無線局
放送	1 (ぼうさいえぬえつちけいらわ)	日本放送協会さいたま放送局	端末局
	2 (ぼうさいでれびさいたま)	テレビ埼玉	端末局
	3 (ぼうさいえふえむさいたま)	エフエムナックファイブ	端末局
通信	1 (ぼうさいえぬていてい)	N T T 東日本埼玉支店	端末局
	2 (ぼうさいどこも)	ドコモCS埼玉支店	端末局
	3 (ぼうさいけーていーていーあい)	KDDI 小山ネットワーク	端末局
電力	1 (ぼうさいとうきょうでんりょく)	東京電力パワーグリッド埼玉総支社	端末局
ガス	1 (ぼうさいとうきょうがす)	東京ガスネットワーク埼玉支社	端末局
	2 (ぼうさいふしゅうがす)	武州ガス	端末局
	3 (ぼうさいとうきょうがす)	東彩ガス	端末局
	4 (ぼうさいえるびーがすきょうかい)	埼玉県LPガス協会	端末局
鉄道	1 (ぼうさいじえいあーるおみや)	JR東日本大宮支社	端末局
	2 (ぼうさいじえいあーるたかさき)	JR東日本高崎支社	端末局
	3 (ぼうさいとうぶてつどう)	東武鉄道	端末局
	4 (ぼうさいせいぶてつどう)	西武鉄道	端末局
	5 (ぼうさいちちぶてつどう)	秩父鉄道	端末局
	6 (ぼうさいしんとしこうつう)	埼玉新都市交通	端末局
	7 (ぼうさいこうそくてつどう)	埼玉高速鉄道	端末局
	8 (ぼうさいしゅとけんしんとしつどう)	首都圏新都市鉄道	端末局
バス	1 (ぼうさいばすきょうかい)	埼玉県バス協会	端末局
道路	1 (ぼうさいひがしにほんこうそく)	東日本高速道路関東支社	端末局
	2 (ぼうさいしゅとこうそくどうろ)	首都高速道路	端末局
物流	1 (ぼうさいとらっくきょうかい)	埼玉県トラック協会	端末局
	2 (ぼうさいにほんつうりん)	日本通運埼玉支店	端末局
物資	1 (ぼうさいなんぶ)	ナンプ	端末局
	2 (ぼうさいせんどのうさいたま)	全農埼玉県本部	端末局
	3 (ぼうさいそうこきょうかい)	埼玉県倉庫協会	端末局
金融	1 (ぼうさいさいたまりぞな)	埼玉りぞな銀行	端末局
日赤	1 (ぼうさいにほんせきしゅうじ)	日本赤十字社埼玉県支部	端末局
防災関係機関局	1 (ぼうさいさいたまにせき)	さいたま赤十字病院	端末局
	2 (ぼうさいほうえいだい)	防衛医科大学校	端末局
	3 (ぼうさいさいたまだいせうごういりょうせんたー)	埼玉医科大学総合医療センター	端末局
	4 (ぼうさいふかやにせき)	深谷赤十字病院	端末局
	5 (ぼうさいかわぐちいりょうせんたー)	川口市立医療センター	端末局
	6 (ぼうさいきたざとめでいかる)	北里大学 荻ヶ谷センター	端末局
	7 (ぼうさいかそびょういん)	埼玉県済生会加須病院	端末局
	8 (ぼうさいじちだい)	自治医科大学付属さいたま医療センター	端末局
	9 (ぼうさいとっきょうだい)	獨協医科大学越谷病院	端末局
	10 (ぼうさいさいたましりつびょういん)	さいたま市立病院	端末局
	11 (ぼうさいさいせいいかかわぐち)	埼玉県済生会川口病院	端末局
	12 (ぼうさいさいたまだいこくさいいりょうせんたー)	埼玉医科大学国際医療センター	端末局
	13 (ぼうさいぎょうだそうごうびょういん)	行田総合病院	端末局
	14 (ぼうさいしんくきそうごうびょういん)	新久喜総合病院	端末局
	15 (ぼうさいこくりつさいたまびょういん)	国立病院機構埼玉病院	端末局
	16 (ぼうさいそうかしりつびょういん)	草加市立病院	端末局
	17 (ぼうさいさいたまいかだいがくびょういん)	埼玉医科大学病院	端末局
	18 (ぼうさいさいたましみんいりょうせんたー)	さいたま市民医療センター	端末局
	19 (ぼうさいはにゅうそうごうびょういん)	羽生総合病院	端末局
	20 (ぼうさいあげおちゅうおうそうごうびょういん)	上尾中央総合病院	端末局
	21 (ぼうさいとだちゅうおうそうごうびょういん)	戸田中央総合病院	端末局
	1 (ぼうさいさいたまけんいしかい)	埼玉県医師会	端末局
	2 (ぼうさいいしかい)	埼玉県歯科医師会	端末局
	3 (ぼうさいさいたまかんこきょうかい)	埼玉県看護協会	端末局
	4 (ぼうさいうらわいしかい)	浦和医師会	端末局
	5 (ぼうさいさいたましよのいしかい)	さいたま市与野医師会	端末局
	6 (ぼうさいあさかちくいしかい)	朝霞地区医師会	端末局
	7 (ぼうさいところざわいしかい)	所沢市医師会	端末局
	8 (ぼうさいそうかしやしおいしかい)	草加市八潮医師会	端末局
	9 (ぼうさいこしがやしおいしかい)	越谷市医師会	端末局
	10 (ぼうさいかわぐちいしかい)	川口市医師会	端末局
	11 (ぼうさいわらびとだいしかい)	蕨・戸田市医師会	端末局
	12 (ぼうさいみなみさいたまぐんいしかい)	南埼玉郡市医師会	端末局
	13 (ぼうさいいわつぎいしかい)	岩槻医師会	端末局
14 (ぼうさいかすかべいしかい)	春日部市医師会	端末局	
15 (ぼうさいよしかわまつぶいしかい)	吉川松伏医師会	端末局	
16 (ぼうさいほくさいほくふいしかい)	北葛北部医師会	端末局	
17 (ぼうさいほんのうちくいしかい)	飯能地区医師会	端末局	
18 (ぼうさいかわこえいしかい)	川越市医師会	端末局	
19 (ぼうさいいるまちくいしかい)	入間地区医師会	端末局	
20 (ぼうさいひがしいるまいしかい)	東入間医師会	端末局	
21 (ぼうさいひきいしかい)	比企医師会	端末局	
22 (ぼうさいおみやいしかい)	大宮医師会	端末局	
23 (ぼうさいきたあだちぐんいしかい)	北足立群市医師会	端末局	
24 (ぼうさいあげしおいしかい)	上尾市医師会	端末局	
25 (ぼうさいほんじょうこたまいしかい)	本庄市児玉郡市医師会	端末局	
26 (ぼうさいぎょうだいしかい)	行田市医師会	端末局	
27 (ぼうさいきたさいたまいしかい)	北埼玉医師会	端末局	
28 (ぼうさいくまがやしおいしかい)	熊谷市医師会	端末局	
29 (ぼうさいふかやおおさといしかい)	深谷市・大里郡市医師会	端末局	
30 (ぼうさいちちぶぐんいしかい)	秩父郡市医師会	端末局	
31 (ぼうさいさかどつるがしまいしかい)	坂戸鶴ヶ島医師会	端末局	
32 (ぼうさいさやましいしかい)	狭山市医師会	端末局	
33 (ぼうさいさいたまだいいしかい)	埼玉医科大学医師会	端末局	
34 (ぼうさいみさといしかい)	三郷市医師会	端末局	
大規模施設	1 (ぼうさいすーぱーありーな)	さいたまスーパーアリーナ	端末局
	2 (ぼうさいさいたますたじあむ)	埼玉スタジアム2002	端末局
	3 (ぼうさいさいくまがやどーむ)	熊谷ドーム	端末局
地上無線局 246	無線局 28	端末局 218	

別表2（第2条第3項関係）

区分	識別信号（併設先）	設置場所	局種別
統制局	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード地球	埼玉県庁	地球局
支部局	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V044(N)	浦和合同庁舎（さいたま県税事務所）	VSAT局
	2 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V053(N)	川口地方庁舎（南部地域振興センター）	〃
	3 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V041(N)	朝霞地方庁舎（南西部地域振興センター）	〃
	4 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V045(N)	春日部地方庁舎（東部地域振興センター）	〃
	5 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V056(N)	上尾地方庁舎（県央地域振興センター）	〃
	6 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V049(N)	川越地方庁舎（川越比企地域振興センター）	〃
	7 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V042(N)	所沢地方庁舎（西部地域振興センター）	〃
	8 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V057(N)	行田地方庁舎（利根地域振興センター）	〃
	9 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V054(N)	熊谷地方庁舎（北部地域振興センター）	〃
	10 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V052(N)	秩父地方庁舎（秩父地域振興センター）	〃
県税事務所局	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V048(N)	東松山地方庁舎（東松山県税事務所）	〃
	2 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V051(N)	本庄地方庁舎（本庄県税事務所）	〃
	3 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V047(N)	飯能合同庁舎（飯能県税事務所）	〃
	4 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V055(N)	越谷合同庁舎（越谷県税事務所）	〃
防災航空センター局	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V043(N)	防災航空センター	〃
消防学校局	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V004(N)	消防学校	〃
保健所局	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V166(N)	鴻巣保健所	〃
	2 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V171(N)	狭山保健所	〃
	3 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V169(N)	坂戸保健所	〃
	4 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V172(N)	東松山保健所	〃
	5 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V173(N)	秩父保健所	〃
	6 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V174(N)	本庄保健所	〃
	7 (LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V054(N))	熊谷保健所	併設局
	8 (LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V045(N))	春日部保健所	併設局
	9 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V178(N)	幸手保健所	VSAT局
	10 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V164(N)	川口保健所	〃
	11 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V165(N)	朝霞保健所	〃
	12 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V177(N)	加須保健所	〃
	13 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V167(N)	草加保健所	〃
農林局	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V180(N)	秩父農林振興センター	〃
	2 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V181(N)	寄居林業事務所	〃
県土整備局	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V111(N)	さいたま県土整備事務所	〃
	2 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V182(N)	朝霞県土整備事務所	〃
	3 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V112(N)	北本県土整備事務所	〃
	4 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V113(N)	川越県土整備事務所	〃
	5 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V114(N)	飯能県土整備事務所	〃
	6 (LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V048(N))	東松山県土整備事務所	併設局
	7 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V115(N)	秩父県土整備事務所	VSAT局
	8 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V116(N)	本庄県土整備事務所	〃
	9 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V117(N)	熊谷県土整備事務所	〃
	10 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V118(N)	行田県土整備事務所	〃
	11 (LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V055(N))	越谷県土整備事務所	併設局
	12 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V119(N)	杉戸県土整備事務所	VSAT局
	13 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V184(N)	総合治水事務所	〃
県立病院等局	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V258(N)	埼玉県立小児医療センター	〃

県
機
関

区分	識別信号（併設先）	設置場所	局種別
市町村局	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V223(N)	さいたま市役所	VSAT局
	2 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V005(N)	川越市役所	//
	3 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V106(N)	熊谷市役所	//
	4 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V008(N)	川口市役所	//
	5 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V057(N)	行田市役所	//
	6 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V079(N)	秩父市役所	//
	7 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V058(N)	所沢市役所	//
	8 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V059(N)	飯能市役所	//
	9 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V098(N)	加須市役所	//
	10 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V060(N)	本庄市役所	//
	11 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V102(N)	東松山市役所	//
	12 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V029(N)	春日部市役所	//
	13 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V061(N)	狭山市役所	//
	14 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V078(N)	羽生市役所	//
	15 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V007(N)	鴻巣市役所	//
	16 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V077(N)	深谷市役所	//
	17 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V030(N)	上尾市役所	//
	18 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V032(N)	草加市役所	//
	19 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V033(N)	越谷市役所	//
	20 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V034(N)	蕨市役所	//
	21 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V035(N)	戸田市役所	//
	22 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V062(N)	入間市役所	//
	23 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V009(N)	朝霞市役所	//
	24 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V104(N)	志木市役所	//
	25 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V011(N)	和光市役所	//
	26 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V012(N)	新座市役所	//
	27 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V013(N)	桶川市役所	//
	28 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V014(N)	久喜市役所	//
	29 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V015(N)	北本市役所	//
	30 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V016(N)	八潮市役所	//
	31 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V017(N)	富士見市役所	//
	32 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V063(N)	三郷市役所	//
	33 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V037(N)	蓮田市役所	//
	34 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V018(N)	坂戸市役所	//
	35 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V019(N)	幸手市役所	//
	36 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V020(N)	鶴ヶ島市役所	//
	37 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V110(N)	日高市役所	//
	38 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V064(N)	吉川市役所	//
	39 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V036(N)	ふじみ野市役所	//
	40 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V025(N)	白岡市役所	//
	41 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V038(N)	伊奈町役場	//
	42 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V023(N)	三芳町役場	//
	43 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V103(N)	毛呂山町役場	//
	44 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V097(N)	越生町役場	//
	45 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V065(N)	滑川町役場	//
	46 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V089(N)	嵐山町役場	//
	47 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V090(N)	小川町役場	//
	48 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V067(N)	川島町役場	//
	49 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V068(N)	吉見町役場	//
	50 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V069(N)	鳩山町役場	//
	51 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V066(N)	ときがわ町役場	//
	52 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V081(N)	横瀬町役場	//

区分	識別信号（併設先）	設置場所	局種別
市町村局	53 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V093(N)	皆野町役場	V S A T 局
	54 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V070(N)	長瀬町役場	//
	55 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V082(N)	小鹿野町役場	//
	56 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V094(N)	東秩父村役場	//
	57 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V085(N)	美里町役場	//
	58 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V092(N)	神川町役場	//
	59 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V083(N)	上里町役場	//
	60 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V095(N)	寄居町役場	//
	61 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V024(N)	宮代町役場	//
	62 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V109(N)	杉戸町役場	//
	63 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V040(N)	松伏町役場	//
消防本部局	1 (L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V223(N))	さいたま市消防局	併設局
	2 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V148(N)	熊谷市消防本部	V S A T 局
	3 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V120(N)	川口市消防局	//
	4 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V121(N)	行田市消防本部	//
	5 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V124(N)	春日部市消防本部	//
	6 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V126(N)	羽生市消防本部	//
	7 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V155(N)	深谷市消防本部	//
	8 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V127(N)	上尾市消防本部	//
	9 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V185(N)	越谷市消防局	//
	10 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V130(N)	蕨市消防本部	//
	11 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V131(N)	戸田市消防本部	//
	12 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V135(N)	三郷市消防本部	//
	13 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V136(N)	蓮田市消防本部	//
	14 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V138(N)	伊奈町消防本部	//
	15 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V157(N)	埼玉県南西部消防本部	//
	16 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V144(N)	秩父消防本部	//
	17 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V145(N)	入間東部地区消防組合消防本部	//
	18 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V146(N)	吉川松伏消防組合消防本部	//
	19 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V147(N)	児玉都市広域消防本部	//
	20 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V150(N)	坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部	//
	21 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V149(N)	比企広域消防本部	//
	22 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V151(N)	川越地区消防局	//
	23 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V153(N)	埼玉県央広域消防本部	//
	24 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V154(N)	西入間広域消防組合消防本部	//
	25 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V122(N)	埼玉西部消防局	//
	26 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V143(N)	埼玉東部消防組合消防局	//
	27 L A S C O M 埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V134(N)	草加八潮消防	//

区分	識別信号（併設先）	設置場所	局種別	
防 災 関 係 機 関 局	自衛隊	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V158(N)	陸上自衛隊第32普通科連隊	VSAT局
	气象台	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V186(N)	熊谷地方气象台	〃
	放送	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V187(N)	日本放送協会さいたま放送局	〃
		2 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V188(N)	テレビ埼玉	〃
		3 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V189(N)	エフエムナックファイブ	〃
	通信	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V190(N)	NTT東日本埼玉支店	〃
	電力	2 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V191(N)	東京電力パワーグリッド埼玉総支社	〃
	ガス	3 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V192(N)	東京ガスネットワーク埼玉支社	〃
	通信	4 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V211(N)	ドコモCS埼玉支店	〃
		5 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V212(N)	KDDI小山ネットワークセンター	〃
	災害拠点病院	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V193(N)	日本赤十字社埼玉県支部	〃
		2 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V194(N)	さいたま赤十字病院	〃
		3 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V196(N)	防衛医科大学校	〃
		4 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V197(N)	埼玉医科大学総合医療センター	〃
		5 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V195(N)	深谷赤十字病院	〃
		6 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V198(N)	川口市立医療センター	〃
		7 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V199(N)	北里大学荻ヶ崎センター	〃
		8 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V200(N)	埼玉県済生会加須病院	〃
		9 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V201(N)	自治医科大学附属さいたま医療センター	〃
		10 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V202(N)	獨協医科大学越谷病院	〃
		11 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V213(N)	壮幸会行田総合病院	〃
		12 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V214(N)	久喜総合病院	〃
		13 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V215(N)	埼玉医科大学国際医療センター	〃
		14 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V216(N)	国立病院機構埼玉病院	〃
		15 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V219(N)	さいたま市立病院	〃
		16 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V220(N)	埼玉県済生会川口病院	〃
		17 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V221(N)	草加市立病院	〃
		18 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V222(N)	埼玉医科大学病院	〃
		19 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V224(N)	さいたま市民医療センター	〃
		20 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V225(N)	羽生総合病院	〃
		21 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V226(N)	上尾中央総合病院	〃
		22 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V227(N)	戸田中央総合病院	〃
鉄道	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V203(N)	JR東日本大宮支社	〃	
	2 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V204(N)	JR東日本高崎支社	〃	
	3 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V205(N)	西武鉄道	〃	
	4 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V206(N)	秩父鉄道	〃	
	5 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V207(N)	埼玉新都市交通	〃	
	6 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V168(N)	埼玉高速鉄道	〃	
	7 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V128(N)	首都圏新都市鉄道	〃	
道路	8 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V217(N)	首都高速道路	〃	
物流	9 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V218(N)	日本通運埼玉支店	〃	
	10 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V209(N)	埼玉県トラック協会	〃	
衛星可搬局	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V001(N)	埼玉県庁	可搬地球局	
	2 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V002(N)	熊谷防災基地	〃	
	3 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V003(N)	さいたま市消防局	〃	
	4 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V210	埼玉県浦和合同庁舎	〃	

衛星局合計182局、（地球局1、可搬地球局172局、衛星可搬局4局、併設局5局）

別表3 (第2条第4項関係)

設置機関・部所名		設置場所	識別信号
中継所	堂平山中継所	堂平山中継所 2F	ぼうさいどうだいら 第一全県第二全県
			ぼうさいどうだいら 携帯基地
			ぼうさいどうだいら2 固定
幹部・各課	秘書課	本庁舎2F事務室 南東側	さいたま 101
	知事公用車	知事公用車のトランク	さいたま 102
	知事	本庁舎2F 知事室南東側 白色箱入	さいたま 103
	副知事用	本庁舎2F 副知事室南東側 白色箱入	さいたま 104
	出納局総務課 会計管理者	別館2F事務所 南側会計管理担当机上	さいたま 105
	議会総務課 議長	議会棟1F事務室 西側総務課机上	さいたま 106
	議会総務課 副議長	議会棟1F事務室 西側車輛係机上	さいたま 107
	副知事車	副知事公用車のトランク	さいたま 108
	知事公館	知事公館の中2F部屋の窓側棚上	さいたま 109
	防災行政無線担当主幹	8F消防課	さいたま 112
	出納局総務課	別館2F事務所 南側黄色箱入	さいたま 115
	教育局総務課	第二庁舎4F 南側総務幹の後ろの棚上	さいたま 116
	議会総務課	議会棟1F事務室 西側ロッカー上	さいたま 117
	公園スタジアム課 (スタジアム2002)	第二庁舎2F 南側同課廊下側棚上	さいたま 118
東京事務所	都道府県会館8F南西側 会議室入口	さいたま 119	
支部	さいたま支部(さいたま県税事務所)	地下P日産ADパソ大宮400の7065	さいたましづ 301
		合同庁舎1F	さいたましづ 1
		県税事務所	さいたましづ 101
		北側の事務室	さいたましづ 102
	川越支部(川越比企地域振興センター)	地下Pトヨタ・プリウス川越300す6466	かわごえしづ 301
		ウェスタ川越4F事務所プリンター室	かわごえしづ 1
			かわごえしづ 101
			かわごえしづ 102
	秩父支部(秩父地域振興センター)	日産・熊谷400そ9388	ちちぶしづ 301
		事務室 北側	ちちぶしづ 1
			ちちぶしづ 101
			ちちぶしづ 102
	熊谷支部(北部地域振興センター)	駐車場 南側トヨタ・熊谷300め0029	くまがやしづ 301
		1F事務室窓際PCラック上	くまがやしづ 1
			くまがやしづ 101
			くまがやしづ 102
	行田支部(利根地域振興センター)	ホンダ・熊谷501ね3744	ぎょうだしづ 301
		1F事務室 窓際PCラック横	ぎょうだしづ 1
			ぎょうだしづ 101
			ぎょうだしづ 102
	春日部支部(東部地域振興センター)	ホンダ・春日部501む2359	かすかべしづ 301
		事務室防災電話付近	かすかべしづ 1
			かすかべしづ 101
			かすかべしづ 102
上尾支部(県央地域振興センター)	トヨタ・大宮502ま887	あげおしづ 301	
	1F事務室左手奥防災機器付近	あげおしづ 1	
		あげおしづ 101	
		あげおしづ 102	
川口支部(南部地域振興センター)	ホンダ・川口500さ4956	かわぐちしづ 301	
	2F事務室PCラック上地震計付近	かわぐちしづ 1	
		かわぐちしづ 101	
		かわぐちしづ 102	
朝霞支部(南西部地域振興センター)	ホンダ・所沢501も7324	あさかしづ 301	
	事務所入って正面 中央付近	あさかしづ 1	
		あさかしづ 101	
		あさかしづ 102	
所沢支部(西部地域振興センター)	トヨタ・プリウス所沢301た4631	ところざわしづ 301	
	2F事務室防災電話付近 1F車庫横の会議室 2F事務室防災電話付近	ところざわしづ 1	
		ところざわしづ 101	
		ところざわしづ 102	

設置機関・部所名	設置場所	識別信号	
県土	河川砂防課	県民センターB1F日産・大宮800せ3676	かせんさぼう 301
		第二庁舎2F打合せ室中央	かせんさぼう 1
			かせんさぼう 101
	道路環境課	県民センターB1Fスズキ・大宮さ7538	どうろかんきょう 301
		第二庁舎3F窓際TVボード横	どうろかんきょう 1
			どうろかんきょう 101
	さいたま県土整備事務所	トヨタ・大宮800そ617	さいたまけんどう 301
		三菱・大宮800す7107	さいたまけんどう 302
		日産・大宮46た9536	さいたまけんどう 303
		2F応接エリア	さいたまけんどう 1
		常時4箇所の排水機場 (鴨川・芝川・三領・笹目川) に設置	さいたまけんどう 101
			さいたまけんどう 102
	朝霞県土整備事務所	三菱・所沢800せ1087	あさかけんどう 301
		トヨタ・所沢800す8418	あさかけんどう 302
		事務室入って左手中央付近 書類棚「F-17」上	あさかけんどう 1
		あさかけんどう 101	
北本県土整備事務所	マツダ・大宮800す2714	きたもとけんどう 301	
	トヨタ・大宮800せ9970	きたもとけんどう 302	
	トヨタ・大宮800そ1286	きたもとけんどう 303	
	事務所 窓際の機器棚上	きたもとけんどう 1	
		きたもとけんどう 101	
		きたもとけんどう 102	
川越県土整備事務所	日産・川越800さ2834	かわごえけんどう 301	
	トヨタ・川越800さ1595	かわごえけんどう 302	
	トヨタ・川越800さ1780	かわごえけんどう 303	
	事務所窓際棚上	かわごえけんどう 1	
		かわごえけんどう 101	
飯能県土整備事務所	トヨタ・所沢800せ1830	はんのうけんどう 301	
	トヨタ・所沢800す8455	はんのうけんどう 302	
	日産・所沢800せ3007	はんのうけんどう 303	
	2F事務所北側 窓付近	はんのうけんどう 1	
	2F事務所事務机上	はんのうけんどう 101	
東松山県土整備事務所	日産・熊谷800す6771	ひがしまつやまけんどう 301	
	トヨタ・熊谷800す6404	ひがしまつやまけんどう 302	
	トヨタ・熊谷800す5270	ひがしまつやまけんどう 303	
	事務室窓際書類棚「H-72」付近	ひがしまつやまけんどう 1	
秩父県土整備事務所	トヨタ・熊谷800す5271	ちちぶけんどう 301	
	トヨタ・熊谷800す4261	ちちぶけんどう 302	
	事務室窓際PCラック	ちちぶけんどう 1	
		ちちぶけんどう 2	
		ちちぶけんどう 101	
本庄県土整備事務所	日産・熊谷800す2139	ほんじょうけんどう 301	
	トヨタ・熊谷800す6406	ほんじょうけんどう 302	
	トヨタ・熊谷800す4777	ほんじょうけんどう 303	
	事務室書類棚上	ほんじょうけんどう 1	
熊谷県土整備事務所	日産エクストレイル・熊谷800す7838	くまがやけんどう 301	
	トヨタ・熊谷800す6405	くまがやけんどう 302	
	トヨタ・熊谷800す4778	くまがやけんどう 303	
	河川砂防担当窓側	くまがやけんどう 1	
	河川水位画面下本棚	くまがやけんどう 101	
行田県土整備事務所	三菱・熊谷800す446	ぎょうだけんどう 301	
	日産・熊谷800す6883	ぎょうだけんどう 302	
	トヨタ・熊谷800す5818	ぎょうだけんどう 303	
	事務室窓際書類棚上	ぎょうだけんどう 1	
越谷県土整備事務所	ホンダ・春日部800す5059	こしがやけんどう 301	
	トヨタ・春日部800す6162	こしがやけんどう 302	
	トヨタ・越谷800さ41	こしがやけんどう 303	

設置機関・部所名		設置場所	識別信号
県土	越谷県土整備事務所	事務室 窓際棚上鍵BOX横	こしがやけんど 1 こしがやけんど 101
	杉戸県土整備事務所	三菱・春日部800す1871	すぎとけんど 301
		日産・春日部800す9404	すぎとけんど 302
		事務室 窓際書類棚上	すぎとけんど 1 すぎとけんど 101
			すぎとけんど 102
	杉戸県土整備事務所権現堂調節池	1F事務室 窓付近	ごんげんどう 1
		1F管理室 窓付近	ごんげんどう 2
	総合治水事務所	三菱パシエロ春日部800す3105	そうごうちすい 301
		事務室 窓際書類棚 (PCラック)	そうごうちすい 1 そうごうちすい 101
			そうごうちすい 102
農林	森づくり課	本庁舎5F事務所奥、西窓	りんむ 1
	秩父農林振興センター	事務室南側左手工事管理TB席後ろ	ちちぶのうりん 1
		事務室北側右手林業B席後ろ	ちちぶのうりん 2
		事務室南側左手工事管理TB席後ろ	ちちぶのうりん 101 ちちぶのうりん 102
	川越農林振興センター飯能事務所	担当者の後ろの窓際の棚に設置	かわごえのうりんはんのう 1
			かわごえのうりんはんのう 2
			かわごえのうりんはんのう 101 かわごえのうりんはんのう 102
	寄居林業事務所	据置1携帯101は 所長席後ろの窓際の棚 据置2携帯102は 部屋中央部の窓際の棚	よりいりんぎょう 1
			よりいりんぎょう 2
			よりいりんぎょう 101 よりいりんぎょう 102
防災基地	中央防災基地	執務室 南側	ちゅうおうぼうさいきち 101
	越谷防災基地	執務室 東側	こしがやぼうさいきち 101
	新座防災基地	執務室 窓際	にいざぼうさいきち 101
	秩父防災基地	執務室 東側	ちちぶぼうさいきち 101
	熊谷防災基地	執務室 西側	くまがやぼうさいきち 101
防災航空センター	MDX	ホンダ・熊谷800さ9241	ぼうさいこうくう 301
	アウトランダー	三菱・熊谷331つ1991	ぼうさいこうくう 302
	ステップワゴン	ホンダ・熊谷500ゆ4145	ぼうさいこうくう 303
	ハイエース	トヨタ・熊谷331す1991	ぼうさいこうくう 304
	事務所	ホンダ・エアポート	ぼうさいこうくう 1
	事務所	3F事務所 北東側	ぼうさいこうくう 2
	隊員	格納庫内 ミーティング エリア機器棚	ぼうさいこうくう 101
	隊員		ぼうさいこうくう 103
	隊員		ぼうさいこうくう 104
	隊員		ぼうさいこうくう 105
危機管理防災センター	2F事務室壁側 プリンター横 2F事務室執務机端通路側	ぼうさいセンター 1	
		ぼうさいセンター 2	
消防学校	職員室担当者机付近	しょうぼうがっこう 101	
		しょうぼうがっこう 102	
上水道	大久保浄水場	2F管理室 西側FAX横	おおくぼじょうすい 101
	庄和浄水場	2F管理室 北西側FAX横	しょうわじょうすい 101
	新三郷浄水場	2F管理室 南側防災電話横	しんみさとじょうすい 101
	行田浄水場	2F指令室 東側作業机上	ぎょうだじょうすい 101
	吉見浄水場	2F事務室 南側作業机上	よしみじょうすい 101
下水道	荒川左岸北部下水道事務所	3F事務室 南側PCラック中段	あらかわほくぶげすい 101
	荒川左岸南部下水道事務所	2F事務室 南側防災電話横	あらかわなんぶげすい 101
	荒川右岸下水道事務所	1F事務室 南側防災電話横	あらかわうがんげすい 101
	中川下水道事務所	4F事務室 南側防災電話横	なかがわけすい 101
病院等	がんセンター	1F防災センター内東側 窓付近の机	がんせんたー 101
	小児医療センター	6F事務室 西側プリンター室入口付近	しょうにいりょう 101
	循環器・呼吸器病センター	6F事務室 南側防災電話横	じゅんかんき 101
	精神医療センター	1F事務室奥 東側防災電話横	せいしんいりょう 101
	総合リハビリテーションセンター	2F事務室 南側防災電話横	そうごうりはびり 101

設置機関・部所名		設置場所	識別信号
目衛隊	陸自32普通科連隊	2F 作戦司令室	さいたま 13
	航空自衛隊中部航空方面隊		さいたま 14
			さいたま 15
警察本部 災害対策課		第二庁舎8F宿直室南側 窓際 棚上	さいたま 11
秩父広域市町村圏消防本部		2F事務室 南東角	さいたま 17
埼玉医大国際医療センター		B棟1F西側救急受付室	さいたま 18
公園	埼玉スタジアム2002公園管理事務所	1F防災センター 西側	さいたま 201
	大宮公園事務所	1F事務室 北側作業机上	さいたま 202
	大宮第2公園管理事務所	1F事務室 南側作業机上	さいたま 203
	戸田公園事務所	事務所受付窓口近く	さいたま 204
	さいたま水上公園管理事務所	1F事務所 北側モニター付近	さいたま 205
	北浦和公園 (埼玉県立近代美術館)	1F事務所 南側	さいたま 206
	さきたま古墳公園 (埼玉県立史跡の博物館)	1F事務室 西側書類棚上	さいたま 207
	久喜菖蒲公園管理事務所	1F事務室 西側書類棚上	さいたま 208
	所沢航空記念公園管理事務所	事務室 南側	さいたま 209
	しらこぼと公園管理事務所	2F事務室 東側モニター付近	さいたま 210
	こども動物自然公園管理事務所	1F管理事務室 南側モニター付近	さいたま 211
	秩父ミュージアムパーク管理事務所	事務室 東側作業机上	さいたま 212
	羽生水郷公園管理事務所	1F事務室 西側書類棚上	さいたま 213
	みさと公園管理事務所	1F事務室 東側	さいたま 214
	川越公園管理事務所	2F事務室 右手奥	さいたま 215
	和光樹林公園管理事務所	事務室の棚 東側	さいたま 216
	熊谷スポーツ文化公園管理事務所	1F事務室 南側	さいたま 217
	加須はなさき公園管理事務所	2F廊下作業机上	さいたま 218
	北本自然観察公園	1F事務室 南側 机上	さいたま 219
	彩の森入間公園管理センター	事務室 南側	さいたま 220
	狭山稲荷山公園管理事務所	管理事務室 南東側	さいたま 221
	まつぶし緑の丘公園管理センター	1F事務室 西側作業台上	さいたま 222
	権現堂公園管理事務所	1F事務室 東北方本棚内	さいたま 223
	営繕・公園事務所	1F事務室 東側 机上	さいたま 224
	春日部夢の森公園	管理事務所1階	さいたま 225
無線室	公用車 1	防災センター駐車場日産・大宮400は2916	さいたま 301
	公用車 2	防災センター駐車場三菱・大宮334そ3131	さいたま 302
	代行中継用	8F保管 ロッカー【A】	ぼうさいさいたま 第一 全県 第二 全県 携帯 基地
	全県第1モニター用 統制室	統制室(窓際)	さいたま 121
	全県第1モニター用 執務室	執務室	さいたま 122
	全県第2モニター用 執務室		さいたま 123
	全県第2モニター用 統制室	統制室(窓際)	さいたま 124
消防課 (8F保管)	8F保管ロッカー【A】	さいたま 304	
消防課 (8F保管)		さいたま 305	
消防課 (8F保管)		さいたま 306	
消防課 (8F保管)	8F保管ロッカー【B】	さいたま 1	
消防課 (8F保管)		さいたま 2	
消防課 (8F保管)		さいたま 3	
消防課 (8F保管)		さいたま 4	
消防課 (8F保管)		さいたま 5	
消防課 (8F保管)		さいたま 6	
消防課 (8F保管)		さいたま 7	
消防課 (8F保管)		さいたま 8	
消防課 (8F保管)		さいたま 9	
消防課 (8F保管)		さいたま 10	
消防課 (8F保管)		さいたま 12	
消防課 (8F保管)		さいたま 16	
消防課 (8F保管)		さいたま 19	
消防課 (8F保管)		さいたま 20	
消防課 (8F保管)		さいたま 21	

設置機関・部所名	設置場所	識別信号
消防課 (8 F 保管)	8F保管ロッカー【A】	さいたま 110
消防課 (8 F 保管)		さいたま 111
消防課 (8 F 保管)		さいたま 113
消防課 (8 F 保管)		さいたま 114
消防課 (8 F 保管)		さいたま 129
消防課 (8 F 保管)		さいたま 130
消防課 (8 F 保管)		さいたま 131
消防課 (8 F 保管)		さいたま 132
消防課 (8 F 保管)		さいたま 133
消防課 (8 F 保管)		さいたま 134
消防課 (8 F 保管)		さいたま 135
消防課 (8 F 保管)		さいたま 136
消防課 (8 F 保管)		さいたま 141
消防課 (8 F 保管)		さいたま 142
消防課 (8 F 保管)		さいたま 143
消防課 (8 F 保管)		さいたま 144
消防課 (8 F 保管)		さいたま 145
消防課 (8 F 保管)		さいたま 146
消防課 (8 F 保管)		さいたま 147
消防課 (8 F 保管)		さいたま 148
消防課 (8 F 保管)	さいたま 149	
消防課 (8 F 保管)	さいたま 151	
消防課 (8 F 保管)	さいたま 152	
消防課 (8 F 保管)	8F保管ロッカー【A】	さいたま 901
消防課 (8 F 保管)		さいたま 902

(資料編Ⅱ-2-5-4) 災害時における連絡窓口及び指定電話一覧表

1 関係各省庁等

指定行政機関	防災担当課	所在地	Tel(代表)	(内線)	(直通)
内閣官房	内閣官房副長官補 (事態対処、危機管理担当付)	千代田区永田町1-6-1	(5253)2111	51600-604	(3501)5190
内閣府	官房総務課	〃 永田町1-6-1	(5253)2111	82123	(3581)3013
	政策統括官付参事官(防災総括担当)	〃 霞が関1-2-2	(5253)2111	51200	(3501)5408
国家公安委員会	警察庁 警備局警備課	〃 霞が関2-1-2	(3581)0141		
警察庁	警備局警備課	〃 霞が関2-1-2	(3581)0141		
防衛省	運用局運用課	新宿区市谷本村町5-1	(3268)3111	20541	(5229)2144
金融庁	総務企画局政策課	千代田区霞が関3-2-1	(3506)6000	3179	(3506)6021
総務省	大臣官房総務課	〃 霞が関2-1-2	(5253)5111		(5253)5090
法務省	大臣官房秘書課 広報室	〃 霞が関1-1-1	(3580)4111	2051	(3592)5396
外務省	大臣官房総務課	〃 霞が関2-2-1	(3580)3311	2104	(3581)2807
財務省	大臣官房総合政策課 政策推進室	〃 霞が関3-1-1	(3581)4111	5162	(3581)7934
文部科学省	大臣官房文教 施設企画部施設企画課 防災推進室	〃 霞が関3-2-2	(5253)4111	2290	(6734)2290
文化庁	大臣官房総務課	〃 霞が関3-2-2	(3581)4211		
厚生労働省	大臣官房総務課	〃 霞が関1-2-2	(5253)1111	7112	(3593)3037
農林水産省	大臣官房地方課災害総合対策室	〃 霞が関1-2-1	(3502)8111	5133	(6744)2142
経済産業省	大臣官房総務課	〃 霞が関1-3-1	(3501)1511	2117	(3501)1327
資源エネルギー庁	官房総務課	〃 霞が関1-3-1	(3501)1511	4471	(3501)2669
原子力規制庁	原子力災害対策・ 核物質防護課	港区六本木1-9-9	(3501)1511	4841	(5114)2121
中小企業庁	経営安定対策室	〃 霞が関1-3-1	(3501)1511	5251	(3501)2698
国土交通省	水管理・国土保全局 防災課	〃 霞が関2-1-3	(5253)8111	35-823	(5253)8461
国土地理院	企画部防災推進室	茨城県つくば市北郷1番	029(864)1111	3632	029(864)6275
気象庁	総務部企画課防災企画室	港区虎ノ門3-6-9	(6758)3900	2228	(3434)9074
海上保安庁	警備救難部環境防災課	〃 霞が関2-1-3	(3591)6361	3960	(3591)9819
環境省	大臣官房総務課	〃 霞が関1-2-2	(3581)3351	6164	(3580)1373

2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	区 分	時 間 中	時 間 外
関東管区警察局		広域調整 第二課 さいたま 048(600)6000	当直 さいたま 048(600)6002
関東財務局		総務課 さいたま 048(600)1078 内線3012	合同庁舎1 号館防災セ ンター さいたま 048(601)1341 (直)
関東信越厚生局		総務課 さいたま 048(740)0711	総務課 さいたま 048(740)0711
関東森林管理局		企画調整課 前橋 027(210)1150	企画調整課 前橋 090(2546)5172
関東経済産業局		総務企画部総務 課危機管理・災 害対策室 さいたま 048(600)0211	総務企画部 総務課危機 管理・災害 対策室長 090(1321)0252(携帯)
関東東北産業保安 監督部		管理課 さいたま 048(600)0433	管理課長 080(5471)7221
関東運輸局 埼玉運輸支局		総務企画 さいたま 048(624)1835 (代)	検査整備保 安 さいたま 048(624)1035
東京航空局 東京空港事務所		空港安全部空港 危機管理課 東京 03(5757)3020	空港安全部 空港危機管 理課 東京 03(5757)3020
熊谷地方气象台		現業室 熊谷 048(521)0058	現業室 熊谷 048(521)0058
関東総合通信局		防災対策推進室 東京 03(6238)1790	防災対策推 進室長 携帯 090(8054)8354
埼玉労働局		総務課 さいたま 048(600)6200	総務課 さいたま 048(600)6235 「済」 ※公開に支障がある
日本郵便株式会社 (関東支社)		経営管理本部 総務部 危機管理担当 さいたま 048(600)2032	警備・防災 センター さいたま 048(600)2188
日本郵便株式会社 (さいたま新都心郵便局)		総務部 さいたま 048(600)0003	郵便部 さいたま 048(600)0010
関東地方整備局		防災室 さいたま 048(600)1333 内線 2165	防災室 さいたま 048(600)1333
関東農政局		企画調整室 048(740)0464 (直)	企画調整室 048(740)0464 (直)
国土地理院 (関東地方測量部)		防災課 東京 03(5213)2054	防災課長 携帯 080(1221)3569
第三管区海上保安本 部(東京海上保安部)		警備救難課 03(5564)2021	当直 03(5564)2021
関東地方環境事務所		総務課 048(600)0516	総務課 048(600)0516
北関東防衛局		企画部 地方協 力基盤整備課 048(600)1800 (内線2150, 2175)	当直 048(600)1845
東日本旅客鉄道 株式会社大宮支社		安全企画ユニッ ト 大宮 048(642)7325	支社 当直室 大宮 048(642)7316
東日本旅客鉄道 株式会社高崎支社		安全企画室 高崎 027(320)7126	指令室 高崎 027(328)7252
東日本電信電話 株式会社埼玉事業部		災害対策室 さいたま 048(626)6623 (直通)	埼玉フロン ト担当 さいたま 048(826)0980
日本赤十字社 埼玉県支部		救護・講習課 さいたま 048(789)7117	救護・講習 課長 090(1997)6674
日本放送協会 さいたま放送局		ニュース さいたま 048(831)8890	ニュース さいたま 048(831)8890
東日本高速道路株式 会社 関東支社		管理事業統括課 048(631)0185	防災対策室 048(631)0253
東日本高速道路株式 会社 関東支社		管理事業統括課 048(631)0185	道路管制セ ンター -

首都高速道路株式会社	保全・交通部防災・交通管理室 防災対策課	東京 03(3539)9528 (直)	本社 災害対策室	東京 03(3539)9471
日本通運株式会社 埼玉支店	総務課	さいたま 048(822)1111	当直	さいたま 048(822)1111
東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社	業務総括G	さいたま 048(638)2803	東京電力パワーグリッド株式会社	0120(995)007
東京ガスネットワーク株式会社 埼玉支社		さいたま 048(862)8651	副支社長	携帯 080(8814)6943
東武鉄道株式会社	安全推進部	東京 03(5962)2295	運行管理所 (本線) 東上運行管理所 (東上線) 電気指令所 (本線) 電気指令所 (東上線)	春日部 048(760)0313 川越 049(226)1529 春日部 048(760)0324 川越 049(227)7271
西武鉄道株式会社	安全推進部	所沢 04(2926)2140	運転司令	所沢 04(2998)3791
秩父鉄道株式会社	運転課	熊谷 048(523)3313 内線246	運転指令所	熊谷 048(523)3315
埼玉新都市交通株式会社	運輸課	伊奈 048(722)1279	運輸指令	伊奈 048(723)5321
埼玉高速鉄道株式会社	安全管理課	さいたま 048(878)6854	指令所	さいたま 048(878)5182
首都圏新都市鉄道株式会社	鉄道事業本部	東京 03(5298)5752	総合指令	守谷 0297(52)8311
一般社団法人埼玉県トラック協会	交通環境部	さいたま 048(645)2771	交通環境部	080(8707)1009
一般社団法人埼玉県LPガス協会	事務局	さいたま 048(823)2020	事務局長	080(2047)2020

(資料編Ⅱ-2-5-5) 関東地方非常通信協議会構成員表 (埼玉県内抜粋)

会長: 関東総合通信局長

機関名	所在地
関東総合通信局	東京都千代田区
熊谷地方気象台	熊谷市
国土交通省関東地方整備局(企画部)	さいたま市
関東管区警察局	さいたま市
関東管区警察局埼玉県情報通信部	さいたま市
埼玉県警察本部(警備部危機管理課)	さいたま市
埼玉県(危機管理防災部消防課)	さいたま市
さいたま市	さいたま市
埼玉県消防長会	さいたま市
独立行政法人水資源機構	さいたま市
埼玉県町村会	さいたま市
東日本電信電話(株)埼玉事業部	さいたま市
(株)エヌ・ティ・ティエムイー	さいたま市
日本放送協会さいたま放送局	さいたま市
(株)テレビ埼玉	さいたま市
(株)FM NACK5	さいたま市
東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社	さいたま市
電源開発(株)	川越市
西武鉄道(株)	所沢市
東日本高速道路(株)関東支社	さいたま市
日本赤十字社 埼玉県支部	さいたま市
一般社団法人日本アマチュア無線連盟 埼玉県支部	春日部市
日本郵便(株)関東支社	さいたま市

発 生 速 報

市町村

消防本部

日 時 分受信	発信者		受信者	
1 被害発生				
2 被害場所				
3 被害程度				
4 災害に対する 措 置				
5 その他必要 事 項				

(注) 内容は簡単に要を得たものとする。

被害状況調

市町村

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日	至 月 日	
報告区分	確定		

区分		被害		区分		被害			
人的被害	死者	人		田畑被害	田	流出・埋没	ha		
	行方不明者	人			冠水	ha			
	負傷者	重傷	人			田	流出・埋没	ha	
		軽傷	人			冠水	ha		
住家被害	全壊	棟		道被路害		決壊	箇所		
		世帯				冠水	箇所		
	半壊	棟		その他の被害	文教施設	箇所			
		世帯			病院	箇所			
	一部破損	棟			橋りょう	箇所			
		世帯			河川	箇所			
	床上浸水	棟			砂防	箇所			
		世帯			清掃施設	箇所			
		人			崖くずれ	箇所			
		人			鉄道不通	箇所			
	床下浸水	棟			被害船舶	隻			
		世帯			水道	戸			
		人			電話	回線			
		人			電気	戸			
	非住家被害	公共建物	全壊(焼)		棟		り災世帯数	世帯	
			半壊(焼)		棟		り災者数	人	
その他		全壊(焼)	棟			火災発生	建物	件	
	半壊(焼)	棟			危険物		件		
					その他	件			

区 分		被 害	市災 町害 村対 策 本 部	名 称			
公立文教施設	千円			設 置	月 日 時		
農林水産業施設	千円			解 散	月 日 時		
公共土木施設	千円				月 日 時		
その他公共施設	千円				月 日 時		
小計	千円						
公立施設被害 市町村数	団体		災設 害置 対市 策町 本村 部数				
そ の 他	農産被害	千円					
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円		計 団体			
	商工被害	千円	災適 害用 救市 助町 法村 名				
		計 団体					
その他	千円		消防職員出動延人数	人			
被害総額	千円		消防団員出動延人数	人			
備 考	1 災害発生場所						
	2 災害発生年月日						
	3 災害の種類概況						
	4 消防機関の活動状況						
	5 その他（避難の勧告・指示等の状況）						

確定報告記入要領

区 分	基 準
人的被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 2 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。 3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。 4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 5 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 6 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 7 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 8 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

区 分	基 準
田畑被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。 2 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 3 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
道路被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。 2 道路冠水とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。
その他被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 2 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 3 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 4 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 5 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。 6 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。 7 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 8 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 9 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 11 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 14 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 15 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

区 分	基 準
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	<ol style="list-style-type: none"> 1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。 6 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 7 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 8 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 9 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。 10 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

令和4年10月24日
埼玉県知事決裁

災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針

1 趣旨

災害時における安否不明者等の氏名等の公表は、救出・救助活動等の効率化、円滑化につながることから、国による統一指針が示されるまでの間に県内で災害が発生し、県が氏名等を公表する場合の基本的事項を整理するもの。

2 定義

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に定めるもの。
- (2) 安否不明者 当人と連絡が取れず安否が不明で行方不明者となる疑いのある者。
- (3) 行方不明者 災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
- (4) 死者 災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。

3 対象とする災害

埼玉県災害対策本部又は災害即応室が設置された災害

4 公表基準

「氏名等の公表が救出・救助活動等の効率化、円滑化に資する場合」、「住民基本台帳の閲覧制限」や「家族等の同意の状況」を確認の上、公表・非公表を判断する。

区分	救出・救助活動等の効率化・円滑化	住民基本台帳の閲覧制限※1	家族等の同意	公表・非公表	公表・非公表の理由
安否不明者 行方不明者	○	制限なし	同意 (例外:連絡が取れない場合等)※2	公表	人の生命、身体又は財産を保護するために緊急かつやむを得ないと認められるため
		制限あり	不同意	非公表※3	本人又は家族の権利益を侵害するおそれがあるため
死者	/	制限なし	同意	公表	事実の明確化と知る権利に応えるという社会的な公益性のため
		制限あり	不同意	非公表※3	本人又は遺族の権利益を侵害するおそれがあるため

※1 住民基本台帳の閲覧制限とは、ドメスティック・パイルス、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置として、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付が制限されていることをいう。

※2 家族等の同意を原則とするが、救出・救助活動等の効率化、円滑化の観点から知事が必要と判断した場合は、家族等の同意を必須とせず公表する場合もある。ただし、その場合でも公表後に家族等から非公表の申出があった場合は、その時点から非公表とする。

※3 非公表であっても「居住市町村名」、「年代」及び「人数」等の個人が特定されない情報は公表する場合もある。

5 公表内容

氏名(フリガナ含む)、住所(大字まで)、年代

注1) 上記は全て住民基本台帳記載事項とする。

注2) 可能な範囲において年齢を公表する場合もある。

6 公表時期

発災後概ね48時間以内を目標(目安)とする。

7 公表に係る役割分担

- (1) 県 対象者の氏名等の公表、公表内容に係る報道対応、市町村並びに警察・消防機関との調整、情報共有 等
- (2) 市町村 安否不明者(行方不明者)のリスト作成、住民基本台帳の閲覧制限の確認、家族等への同意確認、県並びに警察・消防機関との情報共有、(対象者の氏名等の公表) 等
- (3) 警察・消防機関 県及び市町村との情報共有 等



8 その他

- (1) 公表に当たっては、関係市町村の意向、県警察本部との調整等を総合的に勘案し、災害の態様等に応じて個別に判断の上対応する。
- (2) 本方針は、市町村や警察等が独自に公表することを妨げるものではない。
- (3) 災害対策基本法第86条の15に基づく安否情報の回答については、法令等の規定に基づき別途取り扱うこととする。

(資料編Ⅱ-2-5-8) 災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、埼玉県知事（以下「甲」という。）が、埼玉県地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準じる事態が生じた場合（以下「災害時等」という。）において、埼玉県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲又は埼玉県公安委員会（以下「乙」という。）と〇〇新聞社浦和支局（以下「丙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には、丙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること

(要請の手続き)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、埼玉県報道長、埼玉県警察本部総務部広報課長及び〇〇新聞社浦和支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義を生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲・乙・丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成8年12月18日

(甲) 浦和市高砂3丁目15番1号
埼玉県知事 土屋 義彦

(乙) 浦和市高砂3丁目15番1号

埼玉県公安委員長 原 宏

(丙)	(連絡責任者)
浦和市常盤4丁目12番13号 株式会社 朝日新聞社 浦和支局長 蒲 宏樹	同左
浦和市岸町7丁目12番1号 社団法人 共同通信社 浦和支局長 根岸 輝次	同左
浦和市岸町6丁目12番11号 株式会社 埼玉新聞社 代表取締役社長 高橋 一郎	浦和市岸町6丁目12番11号 株式会社 埼玉新聞社 編集局長 沼田洋太郎
浦和市高砂2丁目2番17号 株式会社 産業経済新聞社 浦和総局長 下室 進	同左
浦和市仲町2丁目16番5号 株式会社 時事通信社 浦和支局長 天坂 春敏	同左
浦和市高砂3丁目10番4号 株式会社 中日新聞社 浦和支局長 鈴木 泰彦	同左
浦和市仲町1丁目4番10号 株式会社 日本経済新聞社 浦和支局長 林 智之	同左
浦和市岸町7丁目10番14号 株式会社 毎日新聞社 浦和支局長 加藤 春樹	同左
浦和市常盤5丁目8番41号 株式会社 読売新聞社 浦和支局長 青山 信昭	同左
東京都港区六本木1丁目1番1号 全国朝日放送株式会社 代表取締役社長 伊藤 邦男	東京都港区六本木1丁目1番1号 全国朝日放送株式会社 報道局報道センター社会担当部長
東京都港区赤坂5丁目3番6号 株式会社 東京放送 代表取締役社長 砂原 幸雄	東京都港区赤坂5丁目3番6号 株式会社 東京放送 報道局ニュースセンター社会担当部長
東京都千代田区二番町14番地	東京都千代田区二番町14番地

日本テレビ放送網株式会社
代表取締役社長 氏家 齊一郎

日本テレビ放送網株式会社
報道局社会部長

東京都新宿区河田町3丁目1番
株式会社 フジテレビジョン
代表取締役社長 日枝 久

浦和市高砂2丁目2番17号
株式会社 フジテレビジョン
報道局浦和支局長

確 認 事 項

平成8年11月28日
埼玉県警察
県政記者クラブ浦和支局長会

災害時における報道関係車両の取扱いについて、埼玉県警察と県政記者クラブ浦和支局長会は次のとおり確認する。

記

- 1 指定地方公共機関に指定されていない報道機関に係る緊急取材車両についても、次の要件を満たしているものについては、指定地方公共機関に準じた位置付けとし、緊急通行車両として取扱うものとする。
 - 当該報道機関が災害に関する報道を行うことにより、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施する義務を負うことを明らかにする内容の協定（別添資料）を、当該報道機関と埼玉県知事又は埼玉県公安委員会との間で締結すること。
 - 当該車両の通行等が他の指定公共機関、指定地方公共機関等の行う災害応急対策の妨げとならないこと。なお、緊急通行車両の確認に関しては、事前届出制度の適正な運用に努める。
- 2 指定公共機関若しくは指定地方公共機関に指定されている報道機関又は上記1の要件を満たす報道機関（以下「指定報道機関」という。）が、道路運送事業者等との契約により、日常的に取材用に使用している車両のうち、発災時に緊急取材用の車両として使用すると認められる車両を事前に特定することが困難なものについては、登録番号未決定の形で事前届出を行うことができるものとする。
- 3 指定報道機関が、災害が発生した場合において、正当な理由によりやむを得ず事前届出がなされていない車両を緊急通行車両として使用するときは、腕章・身分証明書の携帯や社旗の掲出等により、外見上も緊急通行車両と認められる車両に限り、交通検問所等において、速やかに緊急通行車両としての確認手続きを行い、暫定的に標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を行うものとする。
- 4 埼玉県以外の都道府県において、災害対策基本法に基づく通行禁止等が行われている場合、埼玉県警察は事前届出がなされている車両のうち災害地に緊急取材車両として赴く必要性が認められるものについては、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を行うものとする。
- 5 災害地に係る新聞又はロール紙を搬送する車両は、交通規制の例外的な除外対象車両として取扱うものとする。

(資料編Ⅱ-2-5-10) 災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、埼玉県知事（以下「甲」という。）が、埼玉県地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準じる事態が生じた場合（以下「災害時等」という。）において、埼玉県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲と埼玉ケーブルテレビ連盟（以下「乙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には、乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大のための措置その他の災害応急対策に関すること

(要請の手続き)

第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、埼玉県報道長、埼玉ケーブルテレビ連盟事務局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義を生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙の間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲・乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成26年3月24日

(甲) さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
埼玉県知事 上田 清司

(乙) 埼玉県蕨市中央6丁目5番34号
埼玉ケーブルテレビ連盟会長 和泉 由起夫

災害時における相互協力に関する協定

埼玉県知事（以下「甲」という。）、株式会社エフエムナックファイブ（以下「乙」という。）及び株式会社ニッポン放送（以下「丙」という。）は、埼玉県地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置した場合、または設置が見込まれる場合、あるいはこれに相当する危機管理上必要な場合（以下「災害時」という。）における相互協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における甲、乙及び丙の情報の相互提供及び広報協力に係る相互連携協力並びに平時における防災意識の普及啓発活動等を協力して実施するため、必要な事項を定める。

（情報の相互提供）

第2条 甲は、乙及び丙に対し、必要と認めるときは、災害に関する情報を提供することとする。

2 乙及び丙は、必要と認めるときは、それぞれが保有する災害に関する情報について、相互に提供を求めることができる。ただし、これを強制してはならない。

3 乙及び丙は、前項により情報の提供を求めるとき、個別に連絡を取り合うものとする。

4 乙及び丙が放送した情報は、放送社のクレジットを付して相互に利用することができる。

（情報発信の要請）

第3条 甲は、乙及び丙に対し、災害時に必要な情報を発信することを要請することができる。

2 乙及び丙は、前項により甲から情報発信を要請された場合は、可能と認める範囲において、これに応じるものとする。

（出演者協力）

第4条 乙及び丙は、必要と認めるときは、第2条第2項に定める情報を放送するため、相互に出演者の協力を求めることができる。ただし、これを強制してはならない。

2 乙及び丙は、前項により出演者の協力を求められた場合は、可能と認める範囲において、これに応じるものとする。その際の条件等は、乙と丙で協議を行い、定めるものとする。

（平時の取組）

第5条 甲、乙及び丙は、防災意識の啓発及び防災知識の普及に協力して取り組むものとする。

2 甲、乙及び丙は、災害時に備えて行う訓練、研修及び必要な情報共有等に関し、平時から連携するよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲、乙及び丙は、災害時に本協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制についてあらかじめ定めるものとする。

2 甲乙丙それぞれの連絡体制に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(責任)

第7条 甲、乙及び丙が相互に入手した情報の放送について、責任は放送を実施した事業者(乙及び丙)が負うものとする。

(費用負担)

第8条 放送に係る費用は無償とする。ただし、災害放送が長期に及ぶ場合や平時の啓発放送に係る費用は、別途協議により定めるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙丙いずれからも申出のない場合は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙署名のうえ、各自1通を保有する。

令和4年10月19日

甲 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼玉県
埼玉県知事

乙 埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2
株式会社エフエムナックファイブ
代表取締役社長

丙 東京都千代田区有楽町一丁目9番3号
株式会社ニッポン放送
代表取締役社長

(資料編Ⅱ-2-6-1) 救護装備等の整備状況

(1)	無線装備	基地局	50W	1基
			25W	2基
			10W	2基
	移動局	25W	13基	
		10W	32基	
		5W	13基	
	移動局及び携帯局	1W	6基	
(2)	救急車		5台	
(3)	災害救援車		22台	
(4)	発電機		17台	
(5)	投光器		13台	
(6)	天幕(2間×3間)		6張	
(7)	エアテント		3張	
(8)	医療セット		4セット	
(9)	折畳寝台		140個	
(10)	担架		30本	
(11)	毛布		2,692枚	

2 保健所管内別(令和4年4月1日現在)

埼玉県南部保健所

No.	医療機関名	〒	所在地	電話番号	診療科目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床 数	救急病床 うち()は専用		
1	蕨市立病院	335-0001	蕨市北町2-12-18	048-432-2277	内、小、外、整、産婦、眼、耳	130	10	(4)	R4.12.16
2	医療法人慈公会 公平病院	335-0035	戸田市笹目南町20-16	048-421-3030	内、外、整、神内、循内、乳腺外科、糖尿病内科、腫瘍内科、緩和ケア内科、皮、リハ、内視鏡内科、心血、形	68	6	(2)	R4.12.16
3	医療法人社団東光会 戸田中央産院	335-0022	戸田市上戸田2-26-3	048-444-1181	産婦、小	62	5	(3)	R5.9.8
4	医療法人社団東光会 戸田中央総合病院	335-0023	戸田市本町1-19-3	048-442-1111	内、循内、消内、脳神経内科、呼内、外、脳、整、心外、呼外、形、小、眼、耳、皮、泌、麻、放、精、アレ、リウ、救急科、移植外科、乳腺外科、消化器外科、腎臓内科、病理診断科、リハ、緩和ケア内科、婦	517	15	(5)	R4.12.16
5	医療法人財団啓明会 中島病院	335-0011	戸田市下戸田2-7-10	048-441-1211	内、神内、呼、外、整、麻、消、形、肛、呼外、循、小、皮、リハ	111	4	(2)	R4.12.16
6	戸田市立市民医療センター	335-0031	戸田市美女木4-20-1	048-421-4114	内、消内、小、神内、整、耳、呼内	19	1	(1)	R6.2.27

埼玉県川口市保健所

No.	医療機関名	〒	所在地	電話番号	診療科目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床 数	救急病床 うち()は専用		
1	川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井宿180	048-287-2525	内、消内、血液内科、脳神内、呼内、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、循、小、精、外、消化器外科、乳腺外科、呼外、小外、心血、脳、整、形、産婦、眼、耳、皮、泌、放、麻、齒外、リハ、病理診断科	539	46	(16)	R6.9.4
2	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会 川口総合病院	332-8558	川口市西川口5-11-5	048-253-1551	内、外、小、泌、眼、耳、整、脳、皮、放、消内、麻、循内、神内、呼内、産婦、精、呼外、血管外科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、病理診断科、臨床検査科、リハ、腫瘍内科、心外	424	16	(3)	R4.12.16
3	医療法人新青会 川口工業総合病院	332-0031	川口市青木1-18-15	048-252-4873	内、循内、神内、消内、消化器外科、外、乳腺外科、整、リウ、眼、皮、泌、麻、リハ、放、救急科、ペインクリニック内科	199	3	(3)	R4.9.2
4	医療法人安東病院	333-0866	川口市芝3-7-12	048-266-2611	内、消内、循内、外、乳腺外科、肛門外科、整、リハ、皮	98	2	(2)	R4.12.16
5	医療法人健仁会 益子病院	333-0847	川口市芝中田2-48-6	048-267-2211	内、呼内、循内、消内、腎臓内科、内視鏡内科、外、呼外、心血、消外、乳腺外科、肛門外科、整、脳、形、肝胆膵外科、内視鏡外科、アレ、リウマチ膠原病科、小、皮、泌、リハ、放、救	115	3	(2)	R4.12.16
6	医療法人刀水会 齋藤記念病院	332-0034	川口市並木4-6-6	048-252-8762	内、胃、循、呼、泌、外、整、脳神内、腎内、心血、血管外科	60	4	(2)	R4.12.16
7	社会医療法人社団 大成会 武南病院	334-0063	川口市東本郷2026	048-284-2811	内、外、整、脳、リハ、皮	204	4	(2)	R4.12.16
8	寿康会病院	332-0035	川口市西青木2-15-10	048-251-2050	内、外、肛、胃、循、整	82	2	(2)	R4.12.16
9	医療法人 千葉外科内科病院	332-0025	川口市原町4-41	048-252-3381	胃、外、整、内、小外、肛、麻、循内	32	2	(2)	R7.3.10
10	医療法人社団協友会 東川口病院	333-0801	川口市東川口2-10-8	048-295-1000	内、小、耳、外、整、皮、脳、循、泌、消化器外科、リハ、麻、消内、神内、呼外、呼内、人工透析内科	198	8	(2)	R4.12.16

11	医療法人三誠会 川口誠和病院	334-0074	川口市江戸3-35-46	048-285-0661	胃、外、整、脳、婦、内、肛、循、リハ、 泌、呼内、乳腺外科、糖尿病内科、 緩和ケア内科	100	8	(4)	R4.9.2
12	埼玉協同病院	333-0831	川口市木曾呂1317	048-296-4771	内、小、外、整、呼内、呼外、消化器外 科、消内、循内、放、脳、皮、麻、精、産 婦、脳神内、眼、リハ、耳、泌、泌(人工 透析)、病理診断科、リウ、臨床検査 科、腎臓内科、糖尿病内科、緩和ケ ア内科、乳腺外科、血液内科、救急 科、緩和ケア外科、整	373	8	(8)	R4.9.2
13	医療法人厚和会 河合病院	332-0004	川口市領家3-6-7	048-222-0190	内、循、外、整、脳、皮、泌、麻、リハ、 胃、肛、呼	120	13	(10)	R7.3.10
14	医療法人社団桐和会 川口さくら病院	333-0832	川口市神戸258-1	048-283-1200	精、内、リハ	340	3	(2)	R6.9.4
15	医療法人あかつき会 はとがや病院	334-0003	川口市坂下町4-16-26	048-282-1890	内、リハ、整、皮、消内、循内、呼内、 形、肝臓内科、神内	100	4	(2)	R6.2.27
16	医療法人社団厚生会 埼玉厚生病院	334-0013	川口市南鳩ヶ谷6-5-5	048-281-7611	内、外、皮、脳、整、眼、 消内、循内、リハ	108	4	(2)	R7.3.10
17	かわぐち心臓呼吸器病院	333-0842	川口市前川1-1-51	048-264-5533	内、外、循内、呼内、救急科、心血、リ ハ、麻	108	8	(4)	R7.3.10
18	医療法人青木会 青木中央クリニック	333-0861	川口市柳崎3-7-24	048-260-1211	内、消内、整、リハ、歯、脳、肛門外科、 泌、外	19	3	(1)	R4.9.2

埼玉県朝霞保健所

No.	医療機関名	〒	所在地	電話番号	診療科目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床 数	救急病床 うち()は専用		
1	朝霞厚生病院	351-0033	朝霞市浜崎703	048-473-5005	内、外、消、整、脳、皮、放	85	4	(2)	R4.12.16
2	医療法人社団武蔵野会 TMGあさか医療センター	351-0023	朝霞市溝沼1340-1	048-466-2055	内、消内、呼内、腎臓内科、循内、小、 小外、外、消化器外科、呼外、整、皮、 泌、耳、眼、脳外、婦、麻、形、リハ、放、 精、神内、心内、救急、緩和ケア内 科、歯外、肛外、血液内科、糖尿病 内科、乳腺外科、小児泌尿器科、 病理診断科	446	74	(19)	R5.9.8
3	医療法人山柳会 塩味病院	351-0023	朝霞市溝沼2-4-1	048-467-0016	内、消内、神内、循内、リハ、整、呼内、 内分泌内科、乳腺外科、糖尿病内 科、肝臓内科	77	5	(3)	R5.9.8
4	医療法人社団武蔵野会 新座志木中央総合病院	352-0001	新座市東北1-7-2	048-474-7211	内、神内、消内、循内、外、消化器外 科、呼外、整、脳、皮、形、小、泌、肛、 眼、耳、婦、麻、リハ、救、リウ、放	402	12	(12)	R4.12.16
5	医療法人向英会 高田整形外科病院	352-0011	新座市野火止6-5-20	048-478-5222	整、形、リハ、内、呼	40	5	(2)	R4.12.16
6	堀ノ内病院	352-0023	新座市堀ノ内2-9-31	048-481-5168	外、整、内、呼内、循内、糖尿病内分 泌内科、腎臓内科、神内、乳腺外 科、消化器外科、小、皮、泌、リハ、 歯、耳、眼、形、精、歯外	199	6	(2)	R5.3.19
7	独立行政法人 国立病院機構 埼玉病院	351-0102	和光市諏訪2-1	048-462-1101	内、精、呼内、消内、循内、小、外、消 化器外科、乳腺外科、整、形、脳神経 内科、脳、呼外、小外、皮、泌、産婦、 眼、耳、放、内視鏡内科、内視鏡外 科、麻、リハ、病理診断科、緩和ケ ア内科、心血、総合診療科、救急科、 呼外、歯外、腫瘍内科、血液・膠原 病内科、腎臓内科	550	16	(16)	R4.12.16
8	坪田和光病院	351-0101	和光市白子2-12-15	048-465-5001	整、外、皮、リハ、内、泌、肛、麻	51	4	(2)	R5.9.8
9	医療法人社団武蔵野会 TMG宗岡中央病院	353-0001	志木市上宗岡5-14-50	048-472-9211	内、外、小、整、リハ、泌	100	6	(2)	R7.3.10
10	医療法人社団草芳会 三芳野第2病院	356-0003	ふじみ野市大原2-1-16	049-261-0502	内、整、リハ	45	4	(2)	R5.3.19
11	医療法人誠壽会 上福岡総合病院	356-0011	ふじみ野市福岡931	049-266-0111	内、呼内、循内、消内、糖尿病内科、 神内、外、消化器外科、乳腺外科、 整、脳、小、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、 放、歯、歯外、麻、ペインクリニック外 科、人工透析内科、内視鏡内科、内 視鏡外科、形、リウ、肛外、頭頸部外 科	284	8	(4)	R5.9.8

12	富家病院	356-0051	ふじみ野市亀久保2197	049-264-8811	内、リハ、泌、皮、神内、脳、胃、人工透析内科、循内、外	261	8	(4)	R5.9.8
13	医療法人財団明理会 イムス富士見総合病院	354-0021	富士見市大字鶴馬1967-1	049-251-3060	内、消内、循内、外、消化器外科、整、脳、皮、泌、耳、小、麻、人工透析内科、血管外科、内視鏡外科、放、腎臓内科、糖尿病内科、小外、リハ、神内、肛外、心血、乳腺外科、病理診断科、脊椎・脊髄外科、呼内、産婦	341	10	(5)	R6.9.4
14	みずほ台病院	354-0018	富士見市西みずほ台 2-9-5	049-252-5121	内、外、歯、脳、整、心療、精、循内、循外、消内、消化器外科、内視鏡内科、内視鏡外科、呼内、呼外	60	4	(2)	R4.12.16
15	医療法人さくら さくら記念病院	354-0013	富士見市水谷東1-28-1	049-253-3811	内、腎臓内科、整、泌、人工透析内科、外、形、循内、消、リハ	136	4	(2)	R5.9.8
16	医療法人社団サンセリテ 三浦病院	354-0004	富士見市下南畑3166	049-254-7111	循内、外、内、消内、呼内、緩和ケア内科、消化器外科、乳腺外科	59	10	(5)	R4.9.2
17	医療法人社団明芳会 イムス三芳総合病院	354-0041	入間郡三芳町藤久保974-3	049-258-2323	内、脳、外、整、呼内、消内、消化器外科、循内、皮、眼、泌、神内、耳、小、麻、呼外、内分泌・代謝・糖尿病内科、リウ、形、リハ、腎内、肝内、血外、放、乳腺外科、化学療法外科、産婦、小外	273	26	(10)	R6.9.4
18	医療法人社団草芳会 三芳野病院	354-0044	入間郡三芳町 大字北永井890-6	049-259-3333	整、内、外、皮、眼、泌、精、耳、麻、呼内、循内、リハ、放	109	2	(2)	R6.2.27
19	ふじみの救急病院	354-0044	入間郡三芳町 北永井997-5	049-274-7666	脳、救急科、神内、循内、消内、整、内、外、リハ、放	38	2	(2)	R5.9.8
20	医療法人実幸会 栗原医院	354-0033	富士見市羽沢1-33-28	049-255-3700	内、外、脳、消化器・胃腸外科、リハ、救急科	19	1	(1)	R7.3.10

埼玉県春日部保健所

No.	医療機関名	〒	所在地	電話番号	診療科目	病床数		救急病院 認定期限	
						総病床 数	救急病床 うち()は専用		
1	春日部市立医療センター	344-8588	春日部市中央6-7-1	048-735-1261	内、血液内科、神内、糖尿病・代謝内科、外、小、消化器外科、小外、整、形、脳、皮、産婦、眼、精神神経科、放、麻、耳、泌、歯外、呼内、呼外、循内、消内、乳腺外科、病理診断科	363	9	(3)	R7.3.10
2	医療法人梅原病院	344-0007	春日部市小淵455-1	048-752-2152	外、肛、胃、内、呼、整	126	5	(2)	R4.12.16
3	秀和総合病院	344-0035	春日部市谷原新田1200	048-737-2121	内、呼内、循内、消内、肝臓内科、糖尿病内科、内分泌内科、腎臓内科、神内、内視鏡内科、人工透析内科、アレルギー疾患内科、リウ、外、呼外、消化器外科、乳腺外科、整、脳、形、肝臓外科、食道外科、大腸外科、内視鏡外科、皮、泌、婦、眼、リハ、放、放射線診断科、麻、病理診断科、臨床検査科、救急科	350	8	(2)	R4.9.2
4	医療法人財団明理会 春日部中央総合病院	344-0063	春日部市緑町5-9-4	048-736-1221	内、外、整、呼、循、消、脳、形、泌、麻、皮、眼、耳、婦、心血、神内、糖尿病・代謝内科、放、緩内、腎内、リハ、血液内科、腫瘍内科	404	8	(4)	R4.12.16
5	医療法人光仁会 春日部厚生病院	344-0063	春日部市緑町6-11-48	048-736-1155	内、整、泌、皮、形、リハ、脳	190	6	(2)	R6.2.27
6	みくに病院	344-0036	春日部市下大増新田97-1	048-737-1212	外、内、脳神内、消化器外科、消内、整、循内、大腸・肛門外科、リハ、皮	48	4	(2)	R6.2.27
7	医療法人社団嬉泉会 春日部嬉泉病院	344-0067	春日部市中央1-53-16	048-736-0111	内、循、外、リウ、腎内、糖尿病内科、消内、感染症内科、人工透析内科、泌	60	3	(2)	R7.9.8
8	医療法人社団全仁会 東都春日部病院	344-0022	春日部市大畑652-7	048-739-2000	内、外、整、消内、小、泌、脳、皮、形、肛、循内、アレ、リハ、人工透析内科	184	6	(4)	R6.2.27
9	医療法人社団全仁会 埼玉筑波病院	343-0102	北葛飾郡松伏町 築比地420	048-992-3151	内、外、胃、整、脳、皮、肛、眼、リハ、歯	165	4	(2)	R4.12.16

埼玉県草加保健所

No.	医療機関名	〒	所在地	電話番号	診療科目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床 数	救急病床 うち()は専用		
1	草加市立病院	340-8560	草加市草加2-21-1	048-946-2200	内、血液内科、内分泌・代謝内科、リウ、腎臓内科、呼内、循内、消内、小、外、心臓、整、眼、脳、皮、泌、産婦、耳、リハ、放、歯外、麻、精、救急科、病理診断科、緩和ケア内科、呼外	380	37	(20)	R4.12.16
2	医療法人社団協友会 メディカルトピア草加病院	340-0028	草加市谷塚1-11-18	048-928-3111	内、外、小、消内、循内、呼内、皮、婦、泌、内視鏡外科、女性泌尿器科、麻、整、糖尿病内科、リハ	80	4	(2)	R4.9.2
3	医療法人社団協友会 八潮中央総合病院	340-0814	八潮市南川崎845	048-996-1131	内、呼内、消内、循内、小、外、整、脳、呼外、心臓、皮、泌、婦、眼、耳、麻、リハ、放、神内、形外、糖尿病内科、内視鏡内科、人工透析内科、緩和ケア内科、消化器外科、乳腺外科、リウ	250	16	(4)	R7.3.10
4	医療法人社団州山会 広瀬病院	340-0801	八潮市八條2840-1	048-995-6371	内、循、胃、外、整、泌、肛、小外	60	8	(4)	R4.12.16
5	医療法人財団健和会 みさと健和病院	341-8555	三郷市鷹野4-494-1	048-955-7171	内、消内、呼内、循内、リウ、アレ、小、外、整、脳、皮、泌、肛門外科、婦、眼、耳、放、リハ、精、呼外、麻、消化器外科、形、救急科、病理診断科	282	12	(12)	R6.2.27
6	医療法人社団愛友会 三郷中央総合病院	341-8526	三郷市中央4-5-1	048-953-1321	内、循内、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、神内、外、心臓血管外科、消化器外科、整、脳、皮、泌、眼、耳、リハ、放、麻	289	13	(8)	R6.2.27
7	医療法人三愛会 三愛会総合病院	341-0003	三郷市彦成3-7-17	048-958-3111	内、小、耳、外、整、皮、泌、眼、呼内、消内、循内、麻、人工透析内科、脳、リハ、膠原病リウマチ内科	178	5	(3)	R7.3.10
8	医療法人社団協友会 吉川中央総合病院	342-0056	吉川市平沼111	048-982-8311	内、外、小、消内、整、耳、眼、脳、皮、泌、リハ、麻、緩和ケア内科、形	272	7	(2)	R4.12.16
9	医療法人眞幸会 草加松原整形外科医院	340-0013	草加市松江2-3-26	048-935-4838	整、リハ、内、麻	19	4	(2)	R6.9.4
10	医療法人 正務医院	340-0002	草加市青柳5-12-13	048-936-7422	外、内、胃腸内科、小、肛門外科、整、麻、美	16	2	(1)	R4.9.2

越谷市保健所

No.	医療機関名	〒	所在地	電話番号	診療科目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床 数	救急病床 うち()は専用		
1	越谷市立病院	343-8577	越谷市東越谷10-32	048-965-2221	内、外、小、神内、呼、消、循、整、脳、皮、泌、産、婦、眼、耳、リハ、放、麻、病理診断科	481	12	(3)	R4.12.16
2	医療法人社団協友会 越谷誠和病院	343-0856	越谷市谷中町4-25-5	048-966-2711	内、外、整、消内、循、呼、泌、形、皮、リハ、麻、脳	195	9	(6)	R6.2.27
3	獨協医科大学埼玉医療センター	343-8555	越谷市南越谷2-1-50	048-965-1111	内、精、呼内、消内、循内、腎臓内科、脳内、小、外、整、脳、心臓、小外、皮、泌、産科婦人科、眼、頭頸部・耳鼻咽喉科、放、麻、形、病理診断科、歯、呼外、リハ、乳腺科、小泌	928	34	(34)	R4.9.2
4	医療法人社団大和会 慶和病院	343-0041	越谷市千間台西2-12-8	048-978-0033	内、外、整、歯、リハ、歯外、精、泌、皮、循内、腎臓内科、神内、呼内	116	7	(4)	R5.9.8
5	医療法人道心会 埼玉東部循環器病院	343-0025	越谷市大沢3187-1	048-960-7100	循、心臓	40	2	(2)	R7.3.10

さいたま市保健所

No.	医療機関名	〒	所在地	電話番号	診療科目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床 数	救急病床 うち()は専用		
1	さいたま市民医療センター	331-0054	さいたま市西区 島根299-1	048-626-0011	内、外、循内、消内、呼内、糖尿病・内分泌内科、血液内科、消化器外科、乳腺・内分泌外科、脳、整、小、放、病理診断科、リハ、アレ、内科(化学療法)、外科(化学療法)、麻、腎臓内科、泌、皮、耳、脳神経内科、救急科	340	20	(20)	R6.9.4
2	指扇病院	331-0074	さいたま市西区 宝来1295-1	048-623-1101	内、外、整、循内、歯外、皮、耳、泌、脳、リハ、眼、麻、肛門外科、放、消内	226	9	(5)	R5.9.8
3	独立行政法人地域医療機能推進機構 さいたま北部医療センター	331-8625	さいたま市北区 宮原町1-851	048-663-1671	内、小、泌、外、皮、耳、婦、眼、放、整、麻、循内、歯外、呼内、消内、腎内、リハ、糖尿病内科	164	4	(2)	R6.9.4
4	医療法人ヘブロン会 大宮中央総合病院	331-8711	さいたま市北区 東大成町1-227	048-663-2501	内、外、小、婦、耳、整、眼、泌、皮、肛門外科、精、脳、放、麻、腎臓内科、呼内、神内、循内、リハ、消内、心血、リウ	255	6	(6)	R4.12.16
5	医療法人社団協友会 彩の国東大宮メディカルセンター	331-8577	さいたま市北区 土呂町1522	048-665-6111	外、整、内、眼、リハ、形、脳、泌、耳、皮、歯外、放、麻、循内、消内、呼内、糖尿病・代謝内科、消化器外科、肛門外科、病理診断科、リウ、脳神経内科、乳腺外科、腎臓内科、救急科、血液内科、緩和ケア内科、婦人科、心血	337	4	(4)	R6.2.27
6	医療法人社団双愛会 大宮双愛病院	330-0804	さいたま市大宮区 堀の内町2-160	048-643-1200	内、外、小、胃内、放、整、肛門外科、循内、泌、皮、形	90	6	(4)	R4.12.16
7	医療法人明浩会 西大宮病院	330-0856	さいたま市大宮区 三橋1-1173	048-644-0511	内、外、循、皮、脳、消、整、リハ、放、麻、形、泌、リウ、アレ、眼、美	198	15	(15)	R4.12.16
8	至誠堂富田病院	330-0804	さいたま市大宮区 堀の内町2-564	048-686-2251	内、精、小、心療	130	2	(2)	R7.3.10
9	自治医科大学附属 さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区 天沼町1-847	048-647-2111	内、外、泌、心血、脳、放、麻、耳、眼、リハ、整、歯外、皮、循内、小、産婦、病理診断科、精、救急科、形	628	28	(20)	R5.3.19
10	さいたま記念病院	337-0012	さいたま市見沼区 東宮下西196	048-686-3111	内、外、整、脳、皮、泌、耳、眼、消内、消化器外科、循内、肛門外科、リハ、呼内、リウ、糖尿病内科、血液内科、代謝内科、内分泌内科、脂質代謝内科、乳腺外科	199	3	(2)	R7.3.10
11	埼玉県立 小児医療センター	330-8777	さいたま市中央区 新都心1-2	048-601-2200	小、小歯、精、小外、整、形、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、放、麻、心血、リハ、アレ、病理診断科、救急、臨床検査、移植外科	316	8	(4)	R6.3.31
12	さいたま赤十字病院	330-8553	さいたま市中央区 新都心1-5	048-852-1111	内、外、産婦、耳、皮、泌、眼、整、小、脳、循内、放射線治療科、放射線診断科、心外、リハ、麻、呼外、精、脳神内、形、緩和ケア内科、歯外、病理診断科、消内、呼内、血液内科、糖尿病内分泌内科、リウ、腎内、乳外、腫瘍内科、救急科、肝臓・胆のう・膵臓内科	638	72	(72)	R4.12.16
13	医療法人聖仁会 西部総合病院	338-0824	さいたま市桜区 上大久保884	048-854-1111	内、外、整、形、脳、呼内、消内、消化器外科、循内、皮、肛門外科、泌、眼、麻、リハ、乳腺外科、神内、糖尿病・内分泌内科	268	8	(2)	R4.12.16
14	医療法人社団松弘会 三愛病院	338-0837	さいたま市桜区 田島4-35-17	048-866-1717	内、循内、外、整、形、脳、泌、放、消内、消化器外科、麻、リハ、歯、呼外、リウ、心血、歯外、糖尿病内科、眼、皮、耳	199	7	(4)	R6.9.4
15	独立行政法人地域医療機能推進機構 埼玉メディカルセンター	330-0074	さいたま市浦和区 北浦和4-9-3	048-832-4951	内、外、小、整、皮、泌、麻、産婦、眼、耳、神経精神科、放、脳、リウ、形、心療、循内、神内、消化器外科、病理診断科、呼内、消内、呼外、乳腺外科、糖尿病内科、内分泌内科、腎内、心血、血内	395	10	(10)	R5.9.8
16	医療法人川久保病院	330-0055	さいたま市浦和区 東高砂町29-18	048-882-2916	外、内、整、リハ	39	6	(2)	R6.2.27
17	医療法人秋葉病院	336-0024	さいたま市南区 根岸5-13-10	048-864-0066	外、脳、神内、内	59	12	(12)	R4.12.16

18	さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区 三室2460	048-873-4111	内、外、脳、整、麻、小、皮、小外、泌、産婦、眼、耳、精、放射線診断科、心臓、脳神経内、循内、消内、新生児内科、救急科、呼外、消化器外科、血管外、リハ、形外、歯外、病理診断、放射線治療科、緩和ケア内科、呼内	637	20	(20)	R4.9.2
19	医療法人博仁会 共済病院	336-0931	さいたま市緑区 原山3-15-31	048-882-2867	内、外、整、循内、消内、呼内、糖尿病内科、内視鏡内科、消化器外科、乳腺外科、内視鏡外科、肛門外科、婦	117	4	(2)	R4.12.16
20	医療法人社団弘象会 東和病院	336-0926	さいたま市緑区 東浦和7-6-1	048-873-8621	外、整、麻、リハ、内、皮	48	2	(2)	R4.12.16
21	丸山記念総合病院	339-8521	さいたま市岩槻区 本町2-10-5	048-757-3511	内、外、小、整、脳、麻、放、消内、消化器外科、循内、皮、泌、気管食道外科、呼内、呼外、眼、耳、形、精、胃内、歯、神内、リハ、産婦、歯外、人工透析内科、乳外、肛外、ペイン内、救	241	6	(4)	R4.12.16
22	医療法人社団幸正会 岩槻南病院	339-0033	さいたま市岩槻区 黒谷2256	048-798-2001	内、循内、心外、神内、消内、腎臓内科、形	24	6	(3)	R4.9.2
23	岩槻中央病院	339-0005	さいたま市岩槻区 東岩槻2-2-20	048-794-1144	内、外、整、放、皮、循、脳、リハ、胃、肛	121	4	(2)	R4.12.16
24	医療法人社団医鳳会 さいたま岩槻病院	339-0009	さいたま市岩槻区 大字慈恩寺75	048-793-2011	内、リハ、整、脳、消化器外科、皮	90	4	(2)	R6.9.4
25	増田外科医院	331-0812	さいたま市北区 宮原町4-39-5	048-651-1531	外、脳、皮、肛外、放、呼内、呼外、整、消内、消化器外科、泌	19	4	(2)	R6.2.27
26	ほしあい眼科	336-0967	さいたま市緑区 美園6-9-10	048-812-2266	眼、小児眼科、内、小、麻	2	1	(0)	R4.9.2

埼玉県鴻巣保健所

No.	医療機関名	〒	所在地	電話番号	診療科目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床 数	救急病床 うち()は専用		
1	埼玉脳神経外科病院	365-0027	鴻巣市上谷664-1	048-541-2800	内、整、脳、外、形、皮、リウ、呼、循、消	87	4	(4)	R6.2.27
2	こうのす共生病院	365-0027	鴻巣市上谷2073-1	048-541-1131	内、外、整、泌、眼、脳、リハ、麻、消外、救、漢内、放、腎内(人工透析)、循内、耳、皮、麻、内分泌糖尿病科	102	10	(6)	R6.2.27
3	医療法人財団 ヘリオス会 ヘリオス会病院	365-0005	鴻巣市広田824-1	048-569-3111	内、外、整、脳、リハ、小、形、循、麻、放	273	6	(3)	R5.3.19
4	医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	362-8588	上尾市柏座1-10-10	048-773-1111	内、外、小、耳、産婦、眼、整、皮、泌、麻、脳、美、脳神経内科、心外、リハ、歯外、形、心療、呼外、循内、消内、消化器外科、放射線診断科、放射線治療科、感染症内科、糖尿病内科、腎臓内科、血液内科、呼内、気管食道外科、肛門外科、病理診断科、臨床検査科、救急科、頭頸部外科、緩和ケア内科、乳腺外科、内視鏡外科、腫瘍内科、小外、アレルギー、膠原病内科、肝臓外科、肝臓内科、呼吸器腫瘍科、女性泌尿器科	733	18	(18)	R4.12.16
5	医療法人藤仁会 藤村病院	362-0035	上尾市仲町1-8-33	048-776-1111	外、整、皮、泌、内、リハ、脳、麻、循内、神内、漢方内科、消内、消化器外科、呼外、乳腺外科、気管食道外科、肛、肛門外科、内視鏡外科、ペインクリニック内科、ペインクリニック外科、呼内	98	6	(3)	R4.12.16
6	医療法人財団聖蹟会 埼玉県央病院	363-0008	桶川市坂田1726	048-776-0022	内、脳神経内、外、整、皮、泌、脳、歯、リハ、矯歯、循内、歯外、消内、乳外	157	9	(5)	R5.3.19
7	医療法人社団博翔会 桃泉園北本病院	364-0001	北本市深井3-75	048-543-1011	内、リハ、泌、消内、循内、消外、循外、整、人工透析内科、脳神経内	196	2	(2)	R7.3.10

8	北里大学 メディカルセンター	364-8501	北本市荒井6-100	048-593-1212	内、外、整、産婦、泌、皮、耳、小、眼、リハ、脳、脳神経内、放、麻、形、呼内、消内、循内、腎臓内科、内分泌代謝内科、消化器外科、呼外、乳腺外科、救急科、精、病理診断科、リウ、膠原病内科	372	8	(2)	R5.3.19
9	医療法人社団愛友会 伊奈病院	362-0806	北足立郡伊奈町 小室9419	048-721-3692	内、消内、小、外、消外、整、脳、皮、婦、泌、眼、耳、麻、リハ、乳外、肛外、救	151	6	(6)	R4.12.16
10	村越外科・胃腸科・肛門科	369-0115	鴻巣市吹上本町1-4-13	048-548-0048	肛、胃、外、放、麻、整、内、リハ、泌、消内、消化器外科、循内	19	2	(0)	R6.2.27

埼玉県東松山保健所

No.	医療機関名	〒	所在地	電話番号	診療科目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床 数	救急病床 うち()は専用		
1	東松山市立市民病院	355-0005	東松山市大字松山2392	0493-24-6111	脳、眼、耳、リハ、放、麻、内、外、小、皮、泌、整	114	3	(2)	R5.9.8
2	東松山医師会病院	355-0021	東松山市神明町 1-15-10	0493-22-2822	内、外、小、神内、呼、消、循、整、皮、泌、眼、リハ、放、精	202	12	(8)	R4.12.16
3	医療法人 埼玉成恵会病院	355-0072	東松山市石橋1721	0493-23-1221	内、外、神内、呼、消、胃、循、リウ、整、形、脳、泌、肛、リハ、放、麻、婦、血管外科、救急科	170	15	(2)	R4.12.16
4	大谷整形外科病院	355-0036	東松山市大字下野本517	0493-24-5333	整、内、リハ	50	9	(3)	R5.3.19
5	シャローム病院	355-0005	東松山市大字松山1496	0493-25-2979	内、外、消化器外科、皮、麻、肛門外科、緩和ケア内科、乳腺外科、小、人工透析内科、循内、神内	55	3	(2)	R5.9.8
6	武蔵嵐山病院	355-0077	東松山市上唐子1312-1	0493-81-7700	内、整、循内、消内、呼内、泌、リハ、神内、リウ、外、糖尿病内科、腎臓内科、人工透析内科	157	3	(2)	R6.9.4
7	小川赤十字病院	355-0397	比企郡小川町 大字小川1525	0493-72-2333	内、循、呼、精、神内、外、消、小、整、泌、脳、眼、婦、皮、耳、麻、放、リハ、乳腺・内分泌外科、リウ、内分泌・糖尿病内科、腎臓内科、血内	302	37	(10)	R4.12.16
8	医療法人瀬川病院	355-0328	比企郡小川町 大字大塚30-1	0493-72-0328	内、外、神内、呼、消、循、整、皮、泌、肛	41	2	(2)	R4.12.16

埼玉県坂戸保健所

No.	医療機関名	〒	所在地	電話番号	診療科目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床 数	救急病床 うち()は専用		
1	坂戸中央病院	350-0233	坂戸市南町30-8	049-283-0019	内、外、整、皮、肛門外科、泌、消内、消化器外科、形、神内、呼内、呼外、循内、リハ、糖尿病内科、内視鏡内科、乳腺外科、腫瘍外科	184	4	(2)	R4.9.2
2	医療法人関越病院	350-2213	鶴ヶ島市脚折145-1	049-285-3161	神内、内、形、消化器外科、乳腺外科、肛門外科、脳、消内、呼内、循内、糖尿病内科、人工透析内科、放、整、外、リハ、皮、泌、アレ、リウ、救急科、眼、麻	229	8	(5)	R4.12.16
3	埼玉医科大学病院	350-0495	入間郡毛呂山町 毛呂本郷38	049-276-1127	内、外、小、脳、整、皮、麻、泌、耳、眼、産婦、放、形、菌外、リハ、精、リウ、循、呼、消内、消外、脳神経内科、小外、呼外、心外、血管外科、美、病理診断科、矯歯、救急科、緩和ケア内科	965	31	(4)	R4.12.16

川越市保健所

No.	医療機関名	〒	所在地	電話番号	診療科目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床 数	救急病床 うち()は専用		

1	医療法人豊仁会 三井病院	350-0066	川越市連雀町19-3	049-222-5321	内、外、小、呼、消、循、リウ、整、脳、小外、泌、肛、眼、リハ、放、歯、矯歯、歯外、乳腺外科、乳腺腫瘍内科、乳腺腫瘍外科、消化器外科、腫瘍内科、血管外科、婦、形、麻、皮	83	10	(4)	R4.12.16
2	医療法人 武蔵野総合病院	350-1167	川越市大袋新田977-9	049-244-6340	内、神内、呼内、消、循内、リウ、外、整、形、脳、心血、皮、泌、肛、眼、耳、リハ、麻、放、血液内科、血管外科	185	23	(15)	R4.12.16
3	医療法人刀圭会 本川越病院	350-0042	川越市中原町1-12-1	049-222-0533	内、外、整、リハ、脳、消内、糖尿病内科、循内、神内、放、麻	70	6	(4)	R6.9.4
4	社会医療法人社団 尚篤会 赤心堂病院	350-1123	川越市脇田本町25-19	049-242-1181	外、整、産、婦、内、脳、泌、小、皮、消、循、呼、麻、形、放、リハ、消化器外科、肛門外科、乳腺外科、リウ、内視鏡外科、血管外科	198	7	(4)	R4.12.16
5	南古谷病院	350-0011	川越市久下戸110	049-235-7777	内、放、リハ、脳、外、整、眼、皮、歯、小歯、歯外、糖尿病内科、消内、循内、肛門外科、麻、泌	137	14	(6)	R5.9.8
6	医療法人社団誠弘会 池袋病院	350-1175	川越市笠幡3724-6	049-231-1552	内、小、外、整、呼、胃、循、小外、皮、泌、肛、リハ、放、麻、脳	76	4	(2)	R5.9.8
7	医療法人康正会病院	350-0822	川越市山田320-1	049-223-5711	内、呼内、循内、消内、糖尿病内科、神内、内視鏡内科、外、呼外、心血、消化器外科、乳腺外科、肛門外科、内視鏡外科、整、リハ、脳、泌、皮、麻、放、人工透析内科、膠原病リウマチ内科、血液内科	147	6	(3)	R6.2.27
8	帯津三敬病院	350-0021	川越市大中居545	049-235-1981	内、外、消化器外科、循内、脳、整、心療、泌、リハ、乳腺外科、呼内、糖尿病内科、神内、漢方内科、精	99	4	(4)	R6.9.4
9	埼玉医科大学 総合医療センター	350-8550	川越市鴨田1981	049-228-3400	内、外、整、産婦、眼、耳、皮、放、歯、麻、小、泌、形、脳、精、リハ、歯外、心血、呼外、美、リウ、心臓内科、呼内、消内、病理診断科、救急科、脳神経内科	1063	58	(58)	R4.9.2
10	川越救急クリニック	350-0031	川越市大字小仙波1049-1	049-293-5877	救急科、内、小、外、整、麻、歯	4	4	(4)	R6.9.4
11	しらすき川越クリニック	350-1112	川越市上野田町35-4	049-220-9900	内、心臓・血管内科、心血、循内	19	2	(1)	R6.8.1

埼玉県狭山保健所

No.	医療機関名	〒	所在地	電話番号	診療科目	病床数		救急病院 認定期限	
						総病床 数	救急病床 うち()は専用		
1	独立行政法人 国立病院機構 西埼玉中央病院	359-1151	所沢市若狭2-1671	04-2948-1111	内、代謝・内分泌内科、呼内、消内、循内、小、外、整、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、歯、放、麻、神内、精、リハ、病理診断科	325	2	(2)	R4.12.16
2	防衛医科大学校病院	359-8513	所沢市並木3-2	04-2995-1511	内、精、小、外、整、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、放、麻、歯外、形、心血、神内、循内、腎臓内科、内分泌・代謝内科、消内、感染症・呼吸器内科、血液内科、消化器外科、呼外、乳腺・内分泌外科、小外、がん・薬物療法・腫瘍内科	665	36	(4)	R4.12.16
3	医療法人慈桜会 瀬戸病院	359-1128	所沢市金山町8-6	04-2922-0221	内、小、産婦、乳腺外科、小外、呼内、腎臓内科、代謝内科、麻、消内	78	3	(2)	R7.3.10
4	医療法人社団和風会 所沢中央病院	359-0037	所沢市くすのき台3-18-1	04-2994-1265	内、消外、循内、呼外、外、整、脳、眼、リハ、放、乳腺外科、麻、救、形、呼内、泌	160	6	(3)	R7.3.10
5	社会医療法人至仁会 圏央所沢病院	359-1106	所沢市東狭山ヶ丘 4-2692-1	04-2920-0500	内、呼内、消内、循内、外、整、皮、形、美、脳、泌、リハ、麻、眼、透析外科、腎内	197	18	(16)	R6.9.4
6	埼玉西協同病院	359-0002	所沢市中富1865-1	04-2942-0323	内、外、眼、整、皮、歯	99	2	(2)	R6.9.4
7	医療法人社団秀栄会 所沢第一病院	359-0024	所沢市下安松1559-1	04-2944-5800	内、整、外、皮、婦、乳腺外科、精、リハ、形、麻	199	8	(2)	R6.2.27
8	所沢明生病院	359-1145	所沢市山口5095	04-2928-9110	内、呼内、呼外、消内、消化器外科、循内、循外、外、整、脳、皮、泌、リハ、放、形、心血、麻	50	12	(4)	R6.2.27
9	医療法人社団桜友会 所沢ハートセンター	359-1142	所沢市上新井2-61-11	04-2940-8611	循内、放	30	2	(2)	R5.3.19

10	飯能中央病院	357-0037	飯能市稲荷町12-7	042-972-6161	内、小、外、整、耳、泌、皮、神内、消内、消化器外科、循内、放、リハ、婦、リウ、脳、形	99	6	(2)	R4.12.16
11	医療法人泰一会 飯能整形外科病院	357-0034	飯能市東町12-2	042-975-7575	整、内、皮、形、血管外科、消化器外科、神内、放、リウ、アレ、リハ、麻、婦	57	27	(2)	R6.2.27
12	社会医療法人 入間川病院	350-1307	狭山市祇園17-2	04-2958-6111	内、呼内、消内、循内、小、神内、外、整、脳、眼、皮、泌、肛門外科、放、麻、リハ、心療、腎臓内科(人工透析)	199	8	(4)	R4.12.16
13	狭山中央病院	350-1306	狭山市富士見2-19-35	04-2959-7111	内、外、整、脳、形、皮、循内、リハ、放	111	6	(3)	R7.3.10
14	医療法人社団清心会 至聖病院	350-1332	狭山市下奥富1221	04-2952-1000	内、呼、消、循、小、外、整、形、脳、皮、リハ、放	95	6	(3)	R7.3.10
15	社会医療法人財団 石心会 埼玉石心会病院	350-1305	狭山市入間川2-37-20	04-2953-6611	内、呼内、循内、消内、糖尿病内科、内分泌・代謝内科、腎臓内科、感染症内科、人工透析内科、緩和ケア内科、外、呼外、心血、消化器外科、乳腺・内分泌外科、肛門外科、整、脳、形、精、小、皮、泌、婦、眼、耳、リハ、放、病理診断科、救急科、麻、菌、神内	450	23	(3)	R5.9.8
16	原田病院	358-0003	入間市豊岡1-13-3	04-2962-1251	内、消化器外科、消内、循内、外、整、脳、泌、放、耳、リハ、神内、肛門外科、呼内、内分泌内科、糖尿病内科、小外、リウ	189	34	(34)	R4.12.16
17	医療法人明晴会 西武入間病院	358-0054	入間市大字野田3078-13	04-2932-1121	内、小、循、消、外、泌、皮、病理診断科	90	8	(4)	R4.12.16
18	医療法人 豊岡整形外科病院	358-0003	入間市豊岡1-7-16	04-2962-8256	整、リハ	72	6	(3)	R4.9.2
19	豊岡第一病院	358-0007	入間市大字黒須1369-3	04-2964-6311	整、循内、形、美、乳腺外科、皮、内、リウ、外、消化器外科、婦、泌、麻、リハ、放、消内、呼内、脳神経内科	78	4	(2)	R4.9.2
20	小林病院	358-0014	入間市宮寺2417	04-2934-5121	内、循内、神内、糖尿病内科、呼内、消内、整、リハ、血管外科	99	6	(2)	R5.3.19
21	旭ヶ丘病院	350-1211	日高市森戸新田99-1	042-989-1121	内、呼内、循内、消内、糖尿病・内分泌内科、小、外、整、脳、皮、婦、リハ、放、耳	142	2	(2)	R4.12.16
22	武蔵台病院	350-1254	日高市久保278-12	042-982-2222	内、神内、消、呼、循、外、呼外、整、精、リハ、放、皮、糖尿病内科、内分泌・代謝内科、麻、脊椎内科	99	4	(2)	R4.9.2
23	埼玉医科大学 国際医療センター	350-1241	日高市山根1397-1	042-984-4111	内、外、小、脳、整、皮、麻、泌、耳、呼外、心血、リハ、精、形、心臓内科、呼内、消内、消化器外科、神内、小外、眼、産婦、放、菌外、病理診断科	778	149	(50)	R4.9.2
24	医療法人社団輔正会 岡村記念クリニック	350-1245	日高市栗坪230-1	042-986-1110	内、消、循、リウ、外、整、脳、泌、眼、形、美容外科	19	1	(1)	R7.3.10

埼玉県加須保健所

No.	医療機関名	〒	所在地	電話番号	診療科目	病床数		救急病院 認定期限	
						総病床 数	救急病床 うち()は専用		
1	行田中央総合病院	361-0021	行田市富士見町 2-17-17	048-553-2000	内、循内、糖尿病内科、漢方内科、呼内、産婦、外、呼外、消化器外科、小、整、形、アレ、リウ、麻、放、リハ、ペインクリニック外科、眼、皮	160	9	(3)	R4.9.2
2	社会医療法人社幸会 行田総合病院	361-0056	行田市持田376	048-552-1111	内、心療、精、神内、呼内、消内、消化器外科、循内、リウ、小、外、整、脳、皮、泌、肛門外科、眼、耳、リハ、放、ペインクリニック内科、ペインクリニック外科、麻、緩和ケア内科、腎臓内科、血管外科、病理診断科、腫瘍内科	520	27	(6)	R5.9.8
3	医療法人社団弘人会 中田病院	347-0065	加須市元町6-8	0480-61-3122	内、消、循、リウ、小、外、整、形、皮、リハ、放	117	6	(6)	R4.12.16
4	医療法人十善病院	347-0057	加須市愛宕1-9-16	0480-61-2595	内、外、皮、呼内、循内、糖尿病内科、内分泌内科、消化器外科、肛門外科、泌、整	36	3	(3)	R4.12.16
5	騎西病院	347-0102	加須市日出安1313-1	0480-73-3311	内、消、循、小、外、整、形、皮、泌、肛、眼、耳、リハ	80	2	(2)	R5.9.8

6	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会 加須病院	347-0101	加須市上高柳1680	0480-70-0888	内、呼内、消内、脳神経内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、漢方内科、血液内科、循環器内科、小、外、呼外、乳腺外科、内視鏡外科、心血、脳、泌、耳、眼、皮、整、形、救急科、リハ、放、麻	323	23	(20)	R7.3.10
7	医療法人徳洲会 羽生総合病院	348-8505	羽生市大字下岩瀬446	048-562-3000	内、呼内、循内、消内、血内、神、漢方内科、外、呼外、心血、消化器外科、整、脳、小、産婦、眼、耳、リハ、皮、泌、放射線診断科、放射線治療科、歯外、麻、病理診断科、臨床検査科、救急科、形	341	33	(5)	R6.2.27
8	医療法人EMS 西山救急クリニック	347-0011	加須市北小浜408	0480-63-3111	救急科、内、外、小、脳、整、循内、リハ	10	6	(4)	R6.2.27

埼玉県幸手保健所

No.	医療機関名	〒	所在地	電話番号	診療科目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床 数	救急病床 うち()は専用		
1	新久喜総合病院	346-0021	久喜市上早見418-1	0480-26-0033	内、呼内、循内、消内、代謝・糖尿病内科、腎内、神内、外、整、脳、形、皮、泌、婦、眼、耳、リハ、放、麻、救急、呼外、心血、乳腺外科、病理診断科、肛外、消化器外科、リウ、小外、脳神経内科	403	14	(8)	R5.9.8
2	東鷲宮病院	340-0203	久喜市桜田2-6-5	0480-58-2468	内、外、小、整、脳、肛、リウ、神内、循内、心外、腎臓内科、消内、消化器外科、皮、形、リハ、呼内、内分泌内科、麻、泌	163	2	(2)	R6.9.4
3	新井病院	346-0003	久喜市久喜中央2-2-28	0480-21-0070	内、外、呼内、消内、消化器外科、循内、肛門外科、脳、乳腺外科、整、糖尿病内科、リウ、肝臓内科、アレ、リハ、泌、呼外、膠原病内科	99	6	(2)	R4.12.16
4	蓮江病院	346-0005	久喜市本町1-7-12	0480-21-0061	整、形、リハ	65	4	(2)	R5.9.8
5	医療法人 土屋小児病院	346-0003	久喜市久喜中央3-1-10	0480-21-0766	小、内、皮、神、アレ、精	40	2	(2)	R5.9.8
6	独立行政法人 国立病院機構 東埼玉病院	349-0196	蓮田市黒浜4147	048-768-1161	内、外、整、歯、歯外、呼、循、小、放、耳、神内、リハ、アレ、眼、皮、呼外、リウ	532	2	(2)	R6.12.31
7	蓮田病院	349-0131	蓮田市根金1662-1	048-766-8111	内、胃腸外科、外皮、泌、肛門外科、放、脳、整、眼、耳、形、呼外、消化器外科、循内、歯、リハ、歯外、麻	353	8	(2)	R6.9.4
8	医療法人社団愛友会 蓮田一心会病院	349-0123	蓮田市本町3-17	048-764-6411	内、小、外、整、泌、耳、皮、呼内、循内、脳、麻、消内、リハ、糖尿病内科、腎臓内科	50	2	(2)	R7.3.10
9	秋谷病院	340-0115	幸手市中4-14-41	0480-42-2125	内、外、リハ、整、胃、消内、循内、皮、形	114	9	(3)	R7.3.10
10	医療法人幸仁会 堀中病院	340-0114	幸手市東3-1-5	0480-42-2081	整、外、リハ、泌、内、小、皮、放、神内、消内、循内	95	2	(2)	R4.12.16
11	社会医療法人 ジャパンメディカル アライアンス 東埼玉総合病院	340-0153	幸手市吉野517-5	0480-40-1311	内、外、耳、リハ、整、形、脳、皮、泌、麻、眼、放、循内、呼内、消内、糖尿病・代謝・内分泌内科、神内、消化器外科、乳腺・内分泌外科、血管外科、リウ	189	11	(5)	R6.2.27
12	医療法人社団哺育会 白岡中央総合病院	349-0217	白岡市小久喜938-12	0480-93-0661	内、小、消内、眼、循、外、整、皮、泌、麻、脳、リハ、形、放、耳、腎臓内科、消化器外科、救急科、神内、美、乳腺外科	256	4	(2)	R4.12.16
13	久喜メディカルクリニック	346-0022	久喜市下早見1183-1	0480-25-6555	内、外、神内、整、リハ、肛門外科、呼内、気管食道外科、消内、消化器外科	19	5	(1)	R6.2.27
14	しらすきクリニック	346-0032	久喜市久喜新1180-1	0480-22-9900	内、循内、心血、心臓・血管内科、消内、呼内	19	3	(1)	R4.9.2

埼玉県熊谷保健所

No.	医療機関名	〒	所在地	電話番号	診療科目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床 数	救急病床 うち()は専用		
1	社会医療法人 熊谷総合病院	360-8567	熊谷市中西4-5-1	048-521-0065	内、消内、脳内、循内、呼内、外、整形、脳、小、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、麻、消外、腎内、透	310	10	(2)	R7.3.10
2	熊谷外科病院	360-0023	熊谷市佐谷田3811-1	048-521-4115	内、消内、消外、循内、外、整形、脳、皮、泌、リハ、肛外	154	8	(2)	R6.2.27
3	埼玉慈恵病院	360-0816	熊谷市石原3-208	048-521-0321	内・外・呼内・消外・消内・循内・整・リハ・泌・放・脳・形・麻	160	7	(3)	R4.12.16
4	熊谷生協病院	360-0012	熊谷市上之3854	048-524-3841	内、小	105	4	(3)	R4.9.2
5	医療法人啓清会 関東脳神経外科病院	360-0804	熊谷市代1120	048-521-3133	脳、神内、内、外、リハ、放、麻、歯外	149	6	(3)	R4.12.16
6	深谷赤十字病院	366-0052	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511	内、外、小、皮、耳、眼、整、産婦、消、脳、泌、麻、形、小外、精、循、心血、呼外、緩和ケア外科、歯外、病理診断科、放射線診断科、放射線治療科、救急科、乳腺外科	474	35	(30)	R4.12.16
7	医療法人社団優慈会 佐々木病院	366-0824	深谷市西島町2-16-1	048-571-0242	内、消外、外、整形、皮、脳、循、リハ、肛外、糖尿病内科、脳内	129	3	(2)	R5.9.8
8	医療法人葵 深谷中央病院	366-0035	深谷市原郷500	048-571-8032	内、消内、整、歯、リウ、リハ	72	6	(3)	R4.12.16
9	皆成病院	366-0824	深谷市西島町3-11-1	048-574-1111	内、外、整、リハ	60	4	(2)	R6.2.27
10	埼玉よりの病院	369-1201	大里郡寄居町用土395	048-579-2788	内、小、外、整、リハ、神内、循内、放、形、泌、胃外、小児外科、血液内科、麻、歯外、脳	145	3	(3)	R6.9.4

埼玉県本庄保健所

No.	医療機関名	〒	所在地	電話番号	診療科目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床 数	救急病床 うち()は専用		
1	医療法人桂水会 岡病院	367-0031	本庄市北堀810	0495-24-8821	内、循、消内、泌、腎臓内科、透析内科、消化器外科、肛門外科	109	6	(4)	R5.9.8
2	本庄駅前病院	367-0041	本庄市駅南1-2-32	0495-22-2163	内、外、消化器外科、肛門外科、整形、リハ、放、皮、リウ	75	4	(3)	R5.3.19
3	医療法人柏成会 青木病院	367-0063	本庄市下野堂1-13-27	0495-24-3005	内、整、泌、循内、消内、肝内、呼内、リウ、リハ、脳、麻	47	6	(4)	R5.9.8
4	本庄総合病院	367-0031	本庄市北堀1780	0495-22-6111	内、小、外、整、皮、泌、眼、耳、脳、肛	287	7	(2)	R7.3.10
5	医療法人 鈴木外科病院	367-0217	本庄市児玉町八幡山293	0495-72-1235	外、消化器外科、べ外、麻、乳外、肛外	42	4	(2)	R5.9.8
6	医療法人益子会(社団) 児玉中央病院	367-0218	本庄市児玉町児玉南3-3-1	0495-72-0030	内、外、消化器外科、脳、整形、泌	46	2	(2)	R4.12.16

埼玉県秩父保健所

No.	医療機関名	〒	所在地	電話番号	診療科目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床 数	救急病床 うち()は専用		
1	秩父市立病院	368-0025	秩父市桜木町8-9	0494-23-0611	内、外、整、泌、脳、小、麻、循内、消内	165	6	(6)	R6.2.27
2	医療法人花仁会 秩父病院	369-1874	秩父市和泉町20	0494-22-3022	外、内、消化器外科、消内、肝臓内科、循内、形、整、腫瘍内科、肛門外科、放、麻、歯、歯外、矯正	52	11	(11)	R5.3.19

3	秩父第一病院	368-0051	秩父市中村町2-8-14	0494-25-0311	内、循内、外、神内、リハ、皮	100	4	(2)	R6.9.4
4	医療法人徳洲会 皆野病院	369-1412	秩父郡皆野町 大字皆野2031-1	0494-62-6300	内、呼内、循内、腎臓内科、消内、 神内、外、整、脳、小、皮、泌、婦、 眼、リハ、放	150	5	(2)	R7.3.10
5	国民健康保険 町立小鹿野中央病院	368-0105	秩父郡小鹿野町 小鹿野300	0494-75-2332	内、婦、整、眼、耳、リハ、外、心療、精	95	5	(2)	R6.2.27

(資料編Ⅱ-2-6-3) 埼玉県医師会救護隊規程 (昭和42年 4月1日 施行)

(昭和63年10月1日一部施行)

(平成12年12月7日一部施行)

(平成19年3月22日一部改正)

- 第1条 埼玉県医師会に災害発生時における応急救護を行う目的をもって埼玉県医師会救護隊 (以下「救護隊」という。) を設ける。
- 第2条 救護活動を必要とする災害とは、台風、豪雨、出水、地震、火災、交通災害 (航空機事故を含む)、爆発その他これに類するものとする。
- 第3条 救護隊は、埼玉県医師会員をもって充てる。
- 第4条 救護隊本部を埼玉県医師会に、救護隊支部を郡市医師会に設ける。
- 第5条 救護隊の構成は、次の如くとする。
- 1 本部長 1名 埼玉県医師会会長
 - 2 副本部長 3名 埼玉県医師会副会長
 - 3 本部長 若干名 埼玉県医師会理事中より本部長が指名する。
 - 4 支部長 各郡市医師会会長
 - 5 副支部長 若干名 支部長が指名する。
- 第6条 本部長は、埼玉県及び関係市町村並びに関係団体と連絡を密にし、救護隊全般の統括指揮に当たるものとする。
- 第7条 副本部長は、本部長を補佐し、業務を掌理し、本部長事故ある時は代行する。
- 第8条 本部に次の各部を置き、本部長の命により活動する。
- 1 総務部 (対策・企画・経理等)
 - 2 資材供給部 (医薬品・衛生材料等の整備補給・供給・運搬等)
 - 3 連絡広報部 (渉外・対内連絡等)
- 第9条 支部に現場救急、移送及び収容医療に当たるため救護班を設ける。
現地救急移送班は、支部会員数名を主体にして編成し、収容医療班は、主として救急病院をもって充てるが、支部の実情に応じて適宜の対策を立てることを妨げない。
- 第10条 その他必要と認める事項は、その都度本部長が指示する。
- 附則 この規程は、昭和42年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、昭和63年10月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成12年12月7日から施行する。
- 附則 この規程は、平成19年3月22日から施行する。

埼玉県医師会救護隊規程施行細則

- 第1条 規程第8条による各部には、本部長の指名する県医常任理事を部長に、県医理事数人を以て部員として部務に充てるものとする。
- 第2条 支部長は、規程第9条による支部救護班に於ける現地救急移送班の編成表並びに収容医療班 (救急指定病院) の配置図を作成の上、本部長に呈示するものとする。その異動を生じたときは、速やかに本部長に報告するものとする。
- 第3条 本部長は、前条により呈示された編成表並びに配置図と本部機構図を以て一覧表を作り、各支部に配布し、本部支部間の連絡に万全を期するものとする。
- 第4条 支部長は、迅速適切な救護活動を行い得るよう原則として年1回演習訓練を行うものとする。
本部長は、必要に応じ総合訓練を行うことができる。
- 第5条 災害発生時に於いては、本部長は、当該地区支部長に救護活動を要請すると共に、関係諸団体と緊密な連絡を保ち、必要に応じ隣接支部長にもその救護班の出動を指示し、救護隊全体の指揮にあたるものとする。
- 第6条 前条の細則にもかかわらず、災害発生地区支部長は、本部長よりの要請をまたずに救護活動を開始することができるが、速やかにその状況推移を本部長に報告して連絡をはかり、本部長の指示により活動するものとする。
- 第7条 救護活動を行う班員は、所定の腕章を装備するものとする。必要と認められた時は、現地に支部

旗又は本部旗を掲示するものとする。腕章・本部旗・支部旗は、別に定めるものとする。

第8条 支部が救護活動を開始及び終了した時は、速やかに本部にその旨を報告すると共に、救護状況並びに衛生材料等の使用概況をも併せて通報するものとする。これらの報告書は、別添の如きものとする。

第9条 事後処理については、診療報酬等を含めて関係諸団体と協議の上処理するものとする。

第10条 本部活動に要する経常費は、県医理事会の議を経て処理するものとする。

附 則 この細則は、昭和42年4月1日から施行する。

(別 添)

救 護 活 動 報 告 書					
平成 年 月 日					
郡市支部長					
氏名			印		
埼玉県医師会救護隊本部長 殿					
1 救護人数					
患者氏名	傷病名	重軽別	救護場所		
2 収容患者診療状況					
患者氏名	傷病名	収容病医院名	重軽別	転帰	備考
3 薬品・衛生材料等の使用状況					
品名	使用数量	価格	品名	使用数量	価格
4 使用材料の総額					
5 備品・その他器物等の損傷状況					
6 診療従業員の状況					
医師氏名	看護師氏名	事務員氏名	家族氏名	その他	計
7 その他参考事項					

(資料編Ⅱ-2-6-4) 災害時の医療救護に関する協定書

災害時の医療救護に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、埼玉県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、市町村地域防災計画に基づき市町村が行う医療救護活動について、各市町村が本協定に準じて郡市医師会の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。

3 乙は、郡市医師会に対し、前項に定める市町村が行う医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

(医療救護計画)

第2条 乙は、甲の要請に基づく医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

(医療救護班の派遣)

第3条 甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する医療救護計画に基づき、速やかに医療救護班を編成し救護所等に派遣するものとする。

(医療救護班に対する指揮)

第4条 医療救護班に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

(医療救護班の業務)

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度の判定
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (3) 医療機関への搬送の要否及びその順位の決定
- (4) 死亡の確認及び死体の検案
- (5) その他必要な措置

(医療救護班の輸送)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の確保)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。

(搬送先医療機関の確保)

第8条 甲は、乙の協力を得て災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関を確保するよう

努めるものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(訓練)

第11条 乙は甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(他都道府県等からの派遣要請への協力)

第12条 甲が災害時における応援協定等を締結している都道府県等に医療救護班を派遣する必要がある場合には、乙は可能な限りこれに協力するものとする。

2 前項の規定により乙が県外で医療救護活動を行う場合には、その取り扱いについて別の定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。

(細則)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年 6月14日

甲 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼玉県
埼玉県知事 上田清司 ㊞

乙 さいたま市浦和区仲町三丁目5番1号
社団法人埼玉県医師会
会長 吉原忠男 ㊞

災害時の医療救護に関する協定実施細則

埼玉県（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県医師会（以下「乙」という。）とは、平成19年6月14日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、協定の実施に関する取り扱いについて次のとおり定める。

（医療救護計画）

第1条 協定第2条の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成計画
- (2) 医療救護班の活動計画
- (3) 医療救護班（他都道府県から派遣された医療救護班を含む）の派遣調整体制
- (4) 郡市医師会と関係機関との通信連絡計画
- (5) 指揮系統
- (6) （甲と共同で実施する）災害医療情報の収集・分析体制
- (7) 医薬品、医療用資器材の確保
- (8) その他必要な事項

（災害医療コーディネーター）

第2条 乙は、事前に災害時に前条に掲げる事務を行う責任者となる予定の者をあらかじめ甲に推薦する。

2 甲は、前項により推薦された者を「埼玉県災害医療コーディネーター」に指定し、指定書（様式第1号）を交付する。

3 前項により指定を受けた埼玉県災害医療コーディネーターは、埼玉県災害対策本部が設置された場合、同対策本部医療救急部長の要請等を受けて災害時の医療救護の実施にあたりとともに、医療救急部長に対し必要な助言等を行う。

（派遣要請）

第3条 協定第3条の医療救護班の派遣要請は文書（様式第2号及び様式第2号の2）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請することができるものとする。

（医療救護活動の報告）

第4条 乙は、協定第3条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第3号）
- (2) 班員名簿（様式第4号）
- (3) 医薬品等使用報告書（様式第5号）

（事故報告）

第5条 乙は、協定第3条に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第6号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第6条 協定第10条第1項第1号及び第2号に規定する費用の額は災害救助法施行細則（昭和35年埼玉県規則第26号）及び災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）の定めるところによる。

2 協定第10条第1項第3号に規定する扶助費については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の定めるところによる。

3 協定第10条第1項第4号に規定する費用は、前各項に該当しない費用であつて、甲乙協議のうえ甲が弁償することが適当と認められた費用とする。

（費用弁償の請求）

第7条 協定第10条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各医療救護班分をとりまとめ、災害救助法施行細則に定める様式又は「費用弁償請求書」（様式第7号）により甲に請求するものとする。

2 協定第10条第1項第3号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者が、災害救助法施行細則に定める様式により、甲に請求するものとする。

（支払）

第8条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は扶助金申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

この細則の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年3月4日

甲 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼玉県

埼玉県知事 上 田 清 司 ㊟

乙 さいたま市浦和区仲町三丁目5番1号
一般社団法人埼玉県医師会

会 長 金 井 忠 男 ㊟

様式第1号

第 号

〇〇 〇〇 様

指定書

あなたを埼玉県災害医療コーディネーターとして指定
します。

平成 年 月 日

埼玉県知事 〇〇 〇〇

様式第2号

平成 第 年 月 日

一般社団法人 埼玉県医師会長 様

埼 玉 県 知 事

医療救護班の派遣について（依頼）

災害時の医療救護に関する協定第3条の規定により、下記のとおり医療救護班の派遣を要請します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣医療救護班の数

様式第2号の2

平成 第 年 月 日

一般社団法人 埼玉県医師会長 様

埼 玉 県 知 事

医療救護班の派遣要請の変更について（依頼）

平成 年 月 日付け 第 号により要請した医療救護班の派遣について、下記のとおり内容を変更します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣医療救護班の数
- 4 変更の理由

様式第3号

医療救護活動報告書

班名 _____
班長氏名 _____

月 日	活動場所	患者数 人	措置の概要	死体検案数 人	備 考
計					

様式第4号

班 員 名 簿

班 名 _____

職 種	氏 名	勤 務 先	住 所	従事期間

様式第5号

医薬品等使用報告書

班 名 _____

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考
計					

様式第6号

事 故 報 告 書

埼玉県知事 様

一般社団法人埼玉県医師会
会長

印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの医療救護活動において、下記のとおり事故傷病（死亡）者が発生しましたので報告します。

氏 名		性別	男・女	年齢	歳
住 所					
班 名		職種		勤務先	
活動場所					
傷 病 名		程度	重症	中等症	軽症
外来・入院（ 月 日）		医療機関名			
受 傷（発病）	日 時	年 月 日 時 分			
	場 所				
死 亡	日 時	年 月 日 時 分			
	場 所				
事故発生時の状況					

様式第7号

費用弁償請求書

平成 年 月 日

埼玉県知事 様

一般社団法人埼玉県医師会
会長

印

次の金額を請求します。

金額

円

ただし、平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける災害時の
医療救護活動に対する費用弁償額

(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

(資料編Ⅱ-2-6-5) 災害時の歯科医療救護に関する協定書

災害時の歯科医療救護に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、埼玉県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、市町村地域防災計画に基づき市町村が行う歯科医療救護活動について、各市町村が本協定に準じて郡市歯科医師会の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。

3 乙は、郡市歯科医師会に対し、前項に定める市町村が行う歯科医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

(歯科医療救護計画)

第2条 乙は、甲の要請に基づく歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

(歯科医療救護チームの派遣)

第3条 甲は、歯科医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して歯科医療救護チームの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する歯科医療救護計画に基づき、速やかに歯科医療救護チームを編成し、救護所等に派遣するものとする。

(歯科医療救護チームに対する指揮)

第4条 歯科医療救護チームに対する指揮及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

(歯科医療救護チームの業務)

第5条 乙が派遣する歯科医療救護チームは、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護チームの業務は、次のとおりとする。

- 一 傷病者のスクリーニング（症状判別）
- 二 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
- 三 傷病者の後方医療機関への転送の要否
- 四 検視・検案に際しての法歯学上の協力（身元確認）
- 五 被災者に対する歯科医療の提供及び口腔ケア活動
- 六 その他必要な措置

(歯科医療救護チームの輸送)

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護チームの輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の確保)

第7条 乙が派遣する歯科医療救護チームが使用する医薬品等は、当該歯科医療救護チームが携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請により、乙が行う歯科医療救護活動に要する費用のうち、次に掲げる費用は甲の負担とする。

一 歯科医療救護チームの編成及び派遣に要する経費

二 歯科医療救護チームが携行した医薬品等を使用した場合の実費

三 歯科医療救護チーム員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

四 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(他都道府県等からの派遣要請への協力)

第11条 甲が災害時における応援協定等を締結している都道府県等に歯科医療救護チームを派遣する必要がある場合には、乙は可能な限りこれに協力するものとする。

2 前項の規定により乙が県外で歯科医療救護活動を行う場合には、その取扱いについて別に定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。

(細則)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成26年4月21日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県
埼玉県知事 上田清司

さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目2番65号
乙 一般社団法人 埼玉県歯科医師会
会長 島田篤

災害時の歯科医療救護に関する協定実施細則

埼玉県（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、平成26年4月21日付けで締結した災害時の歯科医療救護に関する協定書（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定の実施に関する取り扱いについて次のとおり定める。

（歯科医療救護計画）

第1条 協定第2条の歯科医療救護計画は、次の事項について定める。

- 一 歯科医療救護チームの編成計画
- 二 歯科医療救護チームの活動計画
- 三 郡市歯科医師会等関係機関との通信連絡計画
- 四 指揮系統
- 五 その他必要な事項

（派遣要請）

第2条 協定第3条の歯科医療救護チームの派遣要請は文書（様式第1号及び様式第1号の2）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請することができるものとする。

（歯科医療救護活動の報告）

第3条 乙は、協定第3条の規定により歯科医療救護チームを派遣したときは、歯科医療救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- 一 歯科医療救護活動報告書（様式第2号）
- 二 チーム員名簿（様式第3号）
- 三 医薬品等使用報告書（様式第4号）

（事故報告）

第4条 乙は、協定第3条に基づく歯科医療救護活動において、歯科医療救護チーム員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第5条 協定第9条第1項第1号及び第2号に規定する費用の額は災害救助法施行細則（昭和35年埼玉県規則第26号）及び災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）の定めるところによる。

- 2 協定第9条第1項第3号に規定する扶助費については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の定めるところによる。
- 3 協定第9条第1項第4号に規定する費用は、前各項に該当しない費用であって、甲乙協議のうえ甲が弁償することが適当と認められた費用とする。

（費用弁償の請求）

第6条 協定第9条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各歯科医療救護チーム分をとりまとめ、災害救助法施行細則に定める様式又は「費用弁償請求書」（様式第6号）により甲に請求するものとする。

- 2 協定第9条第1項第3号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者が、災害救助法施行細則に定める様式により、甲に請求するものとする。

（支払）

第7条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は扶助金申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

この細則の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成26年4月21日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県
埼玉県知事 上田清司

さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目2番65号
乙 一般社団法人 埼玉県歯科医師会
会長 島田篤

様式第1号

第 号
平成 年 月 日

一般社団法人 埼玉県歯科医師会長 様

埼玉県知事

歯科医療救護チームの派遣について（依頼）

災害時の歯科医療救護に関する協定第3条の規定により、下記のとおり歯科医療救護チームの派遣を要請します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣歯科医療救護チームの数

様式第1号の2

第 号
平成 年 月 日

一般社団法人 埼玉県歯科医師会長 様

埼玉県知事

歯科医療救護チームの派遣要請の変更について（依頼）

平成 年 月 日付第 号により要請した歯科医療救護チーム
の派遣について、下記のとおり内容を変更します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣歯科医療救護チームの数
- 4 変更の理由

様式第2号

歯科医療救護活動報告書

チーム名 _____

責任者名 _____

月 日	活動場所	患者数	措置の概要	検視・検案 の協力数	備 考
		人		人	
計					

様式第3号

歯科医療救護チーム員名簿

チーム名 _____

職 種	氏 名	勤 務 先	住 所	従事期間

様式第4号

医薬品等使用報告書

チーム名 _____

品名	規格	数量	単価	金額	備考
計					

様式第5号

事 故 報 告 書

埼玉県知事 様

一般社団法人埼玉県歯科医師会

会長 印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの歯科医療救護活動において、下記のとおり事故傷病（死亡）者が発生しましたので報告します。

氏 名					性別	男・女	年齢	歳
住 所								
チーム名		職種		勤務先				
活動場所								
傷 病 名					程度	重症	中等症	軽症
外来・入院（	月	日）	医療機関名					
受 傷（発病）	日 時	年 月 日 時 分						
	場 所							
死 亡	日 時	年 月 日 時 分						
	場 所							
事故発生時の状況								

様式第6号

費用弁償請求書

平成 年 月 日

埼玉県知事 様

一般社団法人埼玉県歯科医師会

会長 印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける災害時の
歯科医療救護活動に対する費用弁償額として、次の金額を請求します。

金額 円

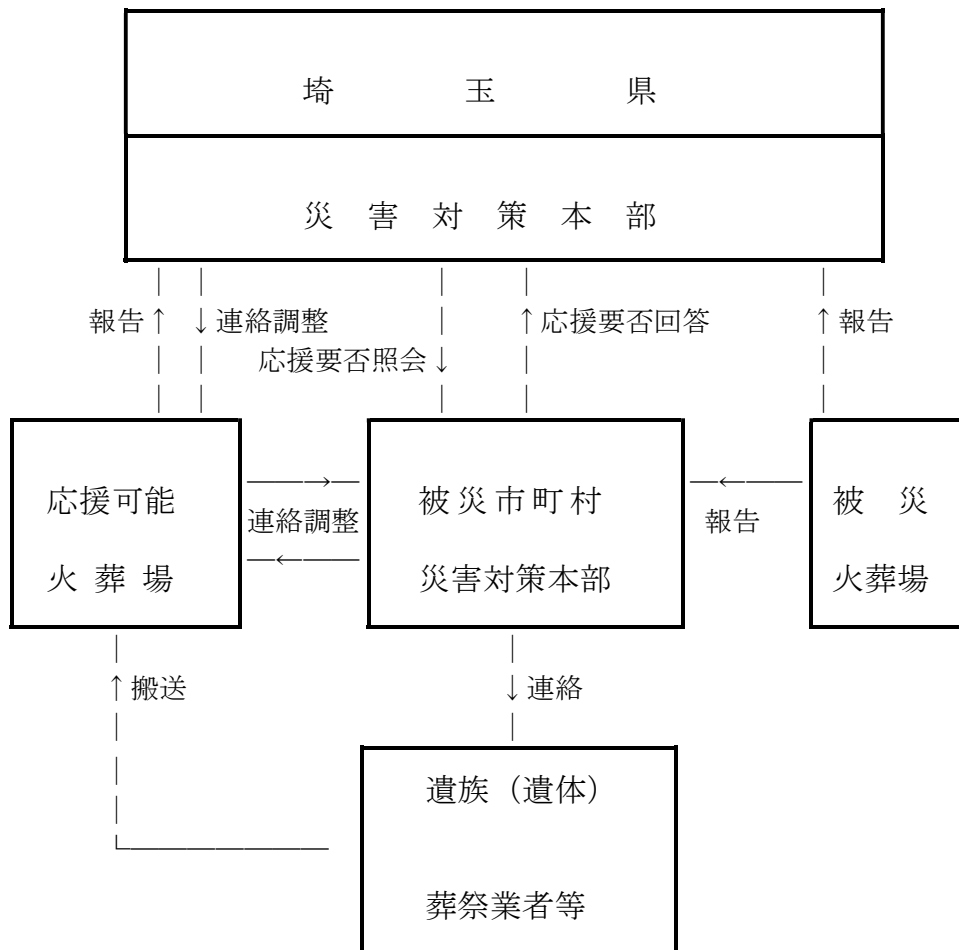
(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

(資料編Ⅱ-2-6-6) 血液センター

施設名	所在地	郵便番号	電話
埼玉県赤十字血液センター	さいたま市見沼区深作955-1	337-0003	048-684-1511
埼玉県赤十字血液センター日高事業所	日高市高萩1370-12	350-1213	042-985-6111
埼玉県赤十字血液センター熊谷出張所	熊谷市奈良新田398-1	360-0806	048-525-1330

(注) 常時24時間体制で供給する。

(資料編Ⅱ-2-6-7) 火葬場の応援要領



災害時の看護職医療救護活動に関する協定書

埼玉県 (以下「甲」という。) と公益社団法人埼玉県看護協会 (以下「乙」という。) とは、災害時の看護職医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、埼玉県地域防災計画 (以下「防災計画」という。) に基づき、甲が行う看護職医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

(看護職医療救護計画)

第2条 乙は、甲の要請に基づく看護職医療救護活動の円滑な実施を図るため、看護職医療救護計画 (以下「救護計画」という。) を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、救護計画を変更したときは、速やかに変更後の救護計画を甲に提出するものとする。

(看護職医療救護班の派遣)

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対して看護職医療救護班 (以下「救護班」という。) の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する救護計画に基づき、速やかに救護班を編成し救護所等に派遣するものとする。

(救護班に対する指揮)

第4条 救護班に対する指揮及び看護職医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

2 知事又は市町村長の要請により乙が派遣する救護班の現場における医療救護・保健活動については、原則として被災地の地区医師会長、歯科医師会長が指揮する。

3 救護班の編成及び看護協会本部での指揮、連絡調整は看護協会長が行うものとする。

(救護班の業務)

第5条 乙が派遣する救護班は、甲又は市町村が設置する避難所、災害現場等に設置する救護所その他甲が指示する場所において看護職医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び看護
- (2) 避難所、救護所等における被災者等に対する健康管理、健康相談、保健指導、衛生管理
- (3) その他必要な事項

(救護班の輸送)

第6条 甲は、看護職医療救護活動が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(衛生材料等の確保)

第7条 乙が派遣する救護班が使用する衛生材料等は、当該救護班が携行するもののほか不足した場合に、甲が確保するものとする。

(市町村及び看護協会との調整)

第8条 甲は、災害対策基本法(昭和63年法律第223号)に基づき市町村の行う看護職医療救護活動が、本協定に準じ看護協会支部等の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の看護職医療救護活動が円滑に実施されるよう、看護協会支部等に対し、必要な調整を行うものとする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が看護職医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 救護班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費
- (3) 看護職医療救護班員が看護職医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(他都道府県からの派遣要請への協力)

第11条 乙は、甲が災害時における応援協定等を締結している都道府県等に救護班を派遣する必要がある場合には、可能な限りこれに協力するものとする。

2 前項の規定により乙が県外で看護職医療救護活動を行う場合には、その取扱いについて別段の定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。

(資料編Ⅱ-2-6-8) 災害時の看護職医療救護活動に関する協定書 (埼玉県看護協会)

(細則)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月23日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県

埼玉県知事 上 田 清 司

さいたま市中央区新中里三丁目3番8号
乙 公益社団法人埼玉県看護協会

会 長 熊 木 孝 子

災害時の看護職医療救護活動に関する協定実施細則

埼玉県（以下「甲」という。）と公益社団法人埼玉県看護協会（以下「乙」という。）とは、平成28年3月23日付けで締結した災害時の看護職医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定の実施に関する取扱いについて次のとおり定める。

（救護計画）

第1条 協定第2条の救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）救護班の編成計画
- （2）救護班の活動計画
- （3）救護班（他都道府県から派遣された救護班を含む。）の派遣調整体制
- （4）関係機関との通信連絡計画
- （5）指揮系統
- （6）衛生材料等の確保
- （7）その他必要な事項

（派遣要請）

第2条 協定第3条の救護班の派遣要請は、文書（様式第1号及び様式第1号の2）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請することができるものとする。

（看護職医療救護活動の報告）

第3条 乙は、協定第3条の規定により救護班を派遣したときは、看護職医療救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- （1）看護職医療救護活動報告（様式第2号）
- （2）班員名簿（様式第3号）
- （3）衛生材料等使用報告書（様式第4号）

（事故報告）

第4条 乙は、協定第3条に基づく要請による看護職医療救護活動において、看護職医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（救護班の輸送の確保）

第5条 協定第6条の救護班の輸送は、乙が確保を行うものとする。ただし、確保が困難な場合には甲へ報告を行い、甲が移動手段を調整するものとする。

(費用弁償の額)

- 第6条 協定第9条第1号及び第2号に規定する費用の額は、災害救助法施行細則（昭和35年埼玉県規則第26号）及び災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）の定めるところによる。
- 2 協定第9条第3号に規定する扶助費については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の定めるところによる。
- 3 協定第9条第4号に規定する費用は、前各項に該当しない費用であって、甲乙協議の上、甲が弁償することが適当と認められた費用とする。

(費用弁償の請求)

- 第7条 協定第9条第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各救護班の分をとりまとめ、災害救助法施行細則に定める様式又は「費用弁償請求書」（様式第6号）により甲に請求するものとする。
- 2 協定第9条第3号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者（次条において「扶助金申請者」という。）が、災害救助法施行細則に定める様式により、甲に請求するものとする。

(支払)

- 第8条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は扶助金申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

この細則の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月23日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県

埼玉県知事 上 田 清 司

さいたま市中央区新中里三丁目3番5号
乙 公益社団法人埼玉県看護協会

会 長 熊 木 孝 子

様式第1号

第 号
平成 年 月 日

公益社団法人 埼玉県看護協会長 様

埼 玉 県 知 事

看護職医療救護班の派遣について（依頼）

災害時の医療救護に関する協定第3条の規定により、下記のとおり看護職医療救護班の派遣を要請します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣看護職医療救護班の数

様式第1号の2

第 号
平成 年 月 日

公益社団法人 埼玉県看護協会長 様

埼 玉 県 知 事

看護職医療救護班の派遣要請の変更について（依頼）

平成 年 月 日付け 第 号により要請した看護職医療救護班の派遣
について、下記のとおり内容を変更します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣看護職医療救護班の数
- 4 変更の理由

様式第2号

看護職医療救護活動報告

班 名

班長氏名

月 日	活動場所	患者数	活動の概要	備 考
		人		
計				

様式第3号

班 員 名 簿

班 名

職 種	氏 名	勤 務 先	住 所	従事期間

様式第4号

衛生材料等使用報告書

班 名

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考
計					

様式第5号

事 故 報 告 書

埼玉県知事 様

公益社団法人埼玉県看護協会
会長

印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの看護職医療救護活動において、下記のとおり事故傷病（死亡）者が発生しましたので報告します。

氏 名		性別	男・女	年齢	歳
住 所					
班 名		職種		勤務先	
活動場所					
傷 病 名		程度	重症	中等症	軽症
外来・入院（ 月 日）		医療機関名			
受 傷（発病）	日 時	年 月 日 時 分			
	場 所				
死 亡	日 時	年 月 日 時 分			
	場 所				
事故発生時の状況					

様式第6号

費用弁償請求書

平成 年 月 日

埼玉県知事 様

公益社団法人埼玉県看護協会
会長

印

次の金額を請求します。

金額

円

ただし、平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける災害時の
看護職医療救護活動に対する費用弁償額

(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

確 認 書

平成28年3月28日付けで埼玉県（以下「甲」という。）と公益社団法人埼玉県看護協会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の看護職医療救護活動に関する協定書（以下、「原協定書」という。）及び同協定実施細則（以下、「原協定実施細則」）について、次のとおり確認する。

1. 公益社団法人埼玉県看護協会会の所在地を埼玉県さいたま市西区西大宮3-3に改める。
2. 条項については、原協定書及び協定実施細則のとおりとする。

この確認の証として、本通2通を作成し、甲、乙それぞれ押印の上、各1通を原協定書及び協定実施細則とともに保有する。

令和元年9月20日

甲 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県知事 大野元裕

乙 埼玉県さいたま市西区西大宮3-3

公益社団法人埼玉県看護協会

会 長 松田久美子

災害時の助産師医療救護活動に関する協定書

埼玉県 (以下「甲」という。) と一般社団法人埼玉県助産師会 (以下「乙」という。) とは、災害時の助産師医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、埼玉県地域防災計画 (以下「防災計画」という。) に基づき、甲が行う助産師医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定による助産師医療救護活動の対象となる者は災害の発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものとする。

(助産師医療救護計画)

第2条 乙は、甲の要請に基づく助産師医療救護活動の円滑な実施を図るため、助産師医療救護計画 (以下「救護計画」という。) を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、救護計画を変更したときは、速やかに変更後の救護計画を甲に提出するものとする。

(助産師医療救護班の派遣)

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対して助産師医療救護班 (以下「救護班」という。) の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する救護計画に基づき、速やかに救護班を編成し救護所等に派遣するものとする。

(救護班に対する指揮)

第4条 救護班に対する指揮及び助産師医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

2 知事又は市町村長の要請により乙が派遣する救護班の現場における医療救護、助産活動及び保健活動については、原則として被災地の地区医師会長、歯科医師会長が指揮する。

3 救護班の編成及び助産師会本部での指揮、連絡調整は助産師会長が行うものとする。

(救護班の業務)

第5条 乙が派遣する救護班は、甲又は市町村が設置する避難所、災害現場等に設置する救護所その他甲が指示する場所において助産師医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導

- (2) 分べんの介助
- (3) 分べん前及び分べん後の処置
- (4) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- (5) 避難所、救護所等における被災者等に対する健康管理、健康相談、保健指導、衛生管理
- (6) その他必要な事項

(救護班の輸送)

第6条 甲は、助産師医療救護活動が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(衛生材料等の確保)

第7条 乙が派遣する救護班が使用する衛生材料等は、当該救護班が携行するもののほか不足した場合に、甲が確保するものとする。

(市町村及び助産師会との調整)

第8条 甲は、災害対策基本法(昭和63年法律第223号)に基づき市町村の行う助産師医療救護活動が、本協定に準じ助産師会地区会等の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の助産師医療救護活動が円滑に実施されるよう、助産師会地区会等に対し、必要な調整を行うものとする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が助産師医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 救護班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費
- (3) 助産師医療救護班員が助産師医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(資料編Ⅱ-2-6-9) 災害時の助産師医療救護活動に関する協定書 (埼玉県助産師会)

(他都道府県からの派遣要請への協力)

第11条 乙は、甲が災害時における応援協定等を締結している都道府県等に救護班を派遣する必要がある場合には、可能な限りこれに協力するものとする。

2 前項の規定により乙が県外で助産師医療救護活動を行う場合には、その取扱いについて別段の定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。

(細則)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月23日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

甲 埼玉県

埼玉県知事 上田清司

さいたま市岩槻区馬込2100番地

乙 一般社団法人埼玉県助産師会

会長 中島桂子

災害時の助産師医療救護活動に関する協定実施細則

埼玉県（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県助産師会（以下「乙」という。）とは、平成28年3月23日付けで締結した災害時の助産師医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定の実施に関する取扱いについて次のとおり定める。

（救護計画）

第1条 協定第2条の救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）救護班の編成計画
- （2）救護班の活動計画
- （3）救護班（他都道府県から派遣された救護班を含む。）の派遣調整体制
- （4）関係機関との通信連絡計画
- （5）指揮系統
- （6）衛生材料等の確保
- （7）その他必要な事項

（派遣要請）

第2条 協定第3条の救護班の派遣要請は、文書（様式第1号及び様式第1号の2）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請することができるものとする。

（助産師医療救護活動の報告）

第3条 乙は、協定第3条の規定により救護班を派遣したときは、助産師医療救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- （1）助産師医療救護活動報告（様式第2号）
- （2）班員名簿（様式第3号）
- （3）衛生材料等使用報告書（様式第4号）

（事故報告）

第4条 乙は、協定第3条に基づく要請による助産師医療救護活動において、助産師医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（救護班の輸送の確保）

第5条 協定第6条の救護班の輸送は、乙が確保を行うものとする。ただし、確保が困難な場合には甲へ報告を行い、甲が移動手段を調整するものとする。

(費用弁償の額)

- 第6条 協定第9条第1号及び第2号に規定する費用の額は、災害救助法施行細則（昭和35年埼玉県規則第26号）及び災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）の定めるところによる。
- 2 協定第9条第3号に規定する扶助費については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の定めるところによる。
- 3 協定第9条第4号に規定する費用は、前各項に該当しない費用であって、甲乙協議の上、甲が弁償することが適当と認められた費用とする。

(費用弁償の請求)

- 第7条 協定第9条第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各救護班の分をとりまとめ、災害救助法施行細則に定める様式又は「費用弁償請求書」（様式第6号）により甲に請求するものとする。
- 2 協定第9条第3号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者（次条において「扶助金申請者」という。）が、災害救助法施行細則に定める様式により、甲に請求するものとする。

(支払)

- 第8条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は扶助金申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

この細則の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月23日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県

埼玉県知事 上 田 清 司

さいたま市岩槻区馬込2100番地
乙 一般社団法人埼玉県助産師会

会 長 中 島 桂 子

様式第1号

第 号
平成 年 月 日

一般社団法人 埼玉県助産師会長 様

埼 玉 県 知 事

助産師医療救護班の派遣について（依頼）

災害時の助産師医療救護活動に関する協定第3条の規定により、下記のとおり助産師医療救護班の派遣を要請します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣助産師医療救護班の数

様式第1号の2

第 号
平成 年 月 日

一般社団法人 埼玉県助産師会長 様

埼 玉 県 知 事

助産師医療救護班の派遣要請の変更について（依頼）

平成 年 月 日付け 第 号により要請した助産師医療救護班の派遣
について、下記のとおり内容を変更します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣助産師医療救護班の数
- 4 変更の理由

様式第2号

助産師医療救護活動報告書

班 名

班長氏名

月 日	活動場所	患者数	措置の概要	分べん件数	備 考
		人		件	
計					

様式第3号

班 員 名 簿

班 名

職 種	氏 名	勤 務 先	住 所	従事期間

様式第4号

衛生材料等使用報告書

班 名

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考
計					

様式第5号

事 故 報 告 書

埼玉県知事 様

一般社団法人埼玉県助産師会
会長

印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの助産師医療救護活動において、下記のとおり事故傷病（死亡）者が発生しましたので報告します。

氏 名		性別	男・女	年齢	歳
住 所					
班 名		職種		勤務先	
活動場所					
傷 病 名		程度	重症	中等症	軽症
外来・入院（ 月 日）		医療機関名			
受 傷（発病）	日 時	年 月 日 時 分			
	場 所				
死 亡	日 時	年 月 日 時 分			
	場 所				
事故発生時の状況					

様式第6号

費用弁償請求書

平成 年 月 日

埼玉県知事 様

一般社団法人埼玉県助産師会
会長

印

次の金額を請求します。

金額

円

ただし、平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける災害時の
助産師医療救護活動に対する費用弁償額

(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

災害時の医療救護活動に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、埼玉県地域防災計画及び国民保護に関する埼玉県計画（以下「防災計画等」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師派遣計画）

第2条 乙は、甲の要請に基づく災害時の医療救護活動の円滑な実施を図るため、薬剤師派遣計画を策定する。

（薬剤師の派遣要請）

第3条 甲は、防災計画等に基づく医療救護活動を実施する上で、必要があると認めた場合は、乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、前条に規定する薬剤師派遣計画に基づき薬剤師を派遣するものとする。

（指揮命令）

第4条 乙により派遣された薬剤師（以下「派遣薬剤師」という。）に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（派遣薬剤師の業務）

第5条 派遣薬剤師は、災害時に設置する救護所及び医薬品の集積場所等において、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品等の集積場所における医薬品等の仕分け、管理
- (3) その他医療救護活動において必要な業務

（派遣薬剤師の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、派遣薬剤師の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保）

第7条 救護所等で使用する医薬品等は、原則として甲が確保するものとする。

(調剤費)

第8条 救護所における調剤費は、無料とする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要した次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に要する経費
- (2) 派遣薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費
- (3) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項の定めによる費用の額については、別に定める。

(細目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

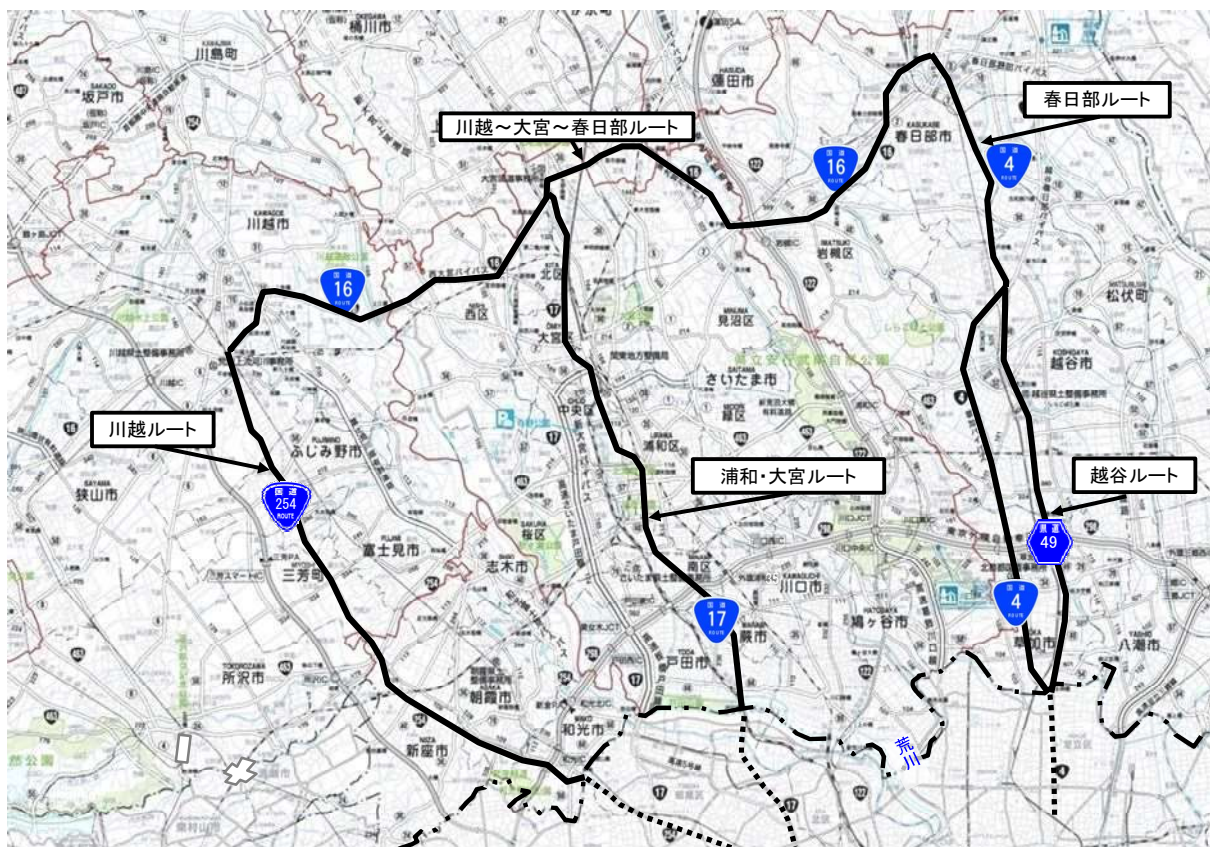
平成19年1月24日

甲 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼玉県
埼玉県知事 上田 清司

乙 さいたま市浦和区仲町三丁目5番1号
社団法人埼玉県薬剤師会
会長 小嶋 富雄

(資料編Ⅱ-2-7-1) 帰宅支援対象道路

ルート名	道路管理者	路線名	区間
浦和・大宮ルート	国交省	国道17号	戸田市川岸(都境)～さいたま市北区吉野町(16号との交差点)
川越ルート	埼玉県	国道254号	和光市白子(都境)～川越市小仙波(16号との交差点)
春日部ルート	国交省	国道4号	草加市谷塚(都境)～春日部市小湊(16号との交差点)
越谷ルート	埼玉県	足立越谷線	草加市谷塚(都境)～越谷市下間久里(4号との交差点)
川越～大宮～春日部ルート	国交省	国道16号	川越市小仙波(254号との交差点)～春日部市小湊(4号との交差点)



避難計画の作成上の留意事項（項目例）

- (1) 避難情報の発令を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難場所への経路及び誘導方法
- (4) 避難場所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、日用必需品の支給
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (5) 避難場所の管理・運営に関する事項
 - ア 管理・運営体制の確立
 - イ ボランティアの受入
 - ウ 避難収容中の秩序保持
 - エ 避難民に対する災害情報の伝達
 - オ 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - カ 避難民に対する各種相談業務
- (6) 広域避難地等の整備に関する事項
 - ア 収容施設
 - イ 給水施設
 - ウ 情報伝達施設
- (7) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - ア 平常時における広報
 - a 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - b 住民に対する巡回指導
 - c 防災訓練等
 - イ 災害時における広報
 - a 広報車による周知
 - b 避難誘導員による現地広報
 - c 住民組織を通ずる広報

(資料編Ⅱ-2-8-2)

集中豪雨時における情報伝達及び災害時要配慮者の避難支援に関する指針

1 目的

適切な避難情報の発令により、住民の迅速・円滑な避難を実現するため、市町村のマニュアル作成にかかる指針を定める。

また、高齢者、障害者、外国人、児童・生徒等災害時要配慮者（以下、「要配慮者」という）の避難支援に関し、関係者との連携、情報伝達体制の整備、要配慮者情報の共有及び避難支援プラン策定のため、市町村のマニュアル作成にかかる指針を定める。

2 基本的事項

(1) 集中豪雨時における情報伝達の考え方

- ア 市町村は、災害時に警戒すべき区間・箇所を特定する。
- イ 市町村は、避難すべき区域を定める。
- ウ 市町村は、避難情報の発令の判断基準を定める。
- エ 市町村は、避難情報の伝達方法を定める。

(2) 要配慮者の避難支援の考え方

- ア 市町村は、平素から水害対策を担う防災関係部局と要配慮者の避難支援を担う福祉関係部局との連携を図るとともに、消防団、自主防災組織、福祉関係者等への避難情報の情報伝達体制の整備を図る。
- イ 市町村は、要配慮者のプライバシーを尊重しながら、災害時には、生命、身体、財産の確保を最優先し、消防団員、自主防災組織、避難支援者等と要配慮者情報の共有・活用を図る。
- ウ 市町村は、要配慮者の避難支援プラン及び避難支援者を定め、災害時における情報伝達及び避難支援体制の整備を図る。
- エ 市町村は、福祉避難所の指定等、避難所における要配慮者の支援体制の整備を図る。
- オ 市町村は、ケアマネージャー等の福祉サービス提供者や保健師、看護師等の関係機関と連携し、福祉サービスの継続に必要な体制の確立を図る。

〇〇（市・町・村）避難情報の判断・伝達マニュアル（作成例）（令和3年5月改定）

第1 はじめに

このマニュアルは、水害や土砂災害から住民を守るために、これらの災害が発生する恐れがある場合等において、特に必要と認める地域の居住者等に対し、避難情報を発令するために必要な判断基準や対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達する方法について定めるものである。

1 用語の定義

このマニュアルにおいて、使用する用語の定義を次のとおり定める。

- 避難 : 災害から命を守るための行動
- 立退き避難 : 指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動
- 近隣の安全な場所 : 指定緊急避難場所ではないが、安全な親戚・知人宅、ホテルなどの近隣のより安全な場所・建物で浸水しない等
- 屋内安全確保 : その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動。自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まる「待避」や屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」を指し、居住者等がハザードマップやマイタイムライン(下記参考1、2参照)等を確認し、自らの判断でとる行動。以下の条件を満たされている必要がある。

- ・自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域（堤防決壊等により激しい氾濫流や河川浸食が発生する区域）に存していないこと
- ・自宅等に浸水しない居室があること
- ・自宅等が一定期間浸水することに伴う支障（食料等の確保や電気、ガス、トイレ等の使用）を許容できること

- 緊急安全確保 : 居住者等が適切なタイミングで立退き避難しなかった等のために、安全に避難できない可能性がある状況（災害が発生直前又は既に発生している可能性が高い等）に陥った場合に、相対的に安全な場所（自宅・近隣施設の少しでも高い場所等）へ避難すること。

2 居住者・施設管理者等に対して求める避難行動

種別	発令時の状況	居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	危険な場所から高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。またハザードマップ

		<p>やマイタイムライン(下記参考1、2参照)等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇の恐れがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難(指定緊急避難場所へ立退き避難または屋内安全確保)をすることが強く望まれる。
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 ・平時からハザードマップやマイタイムライン(下記参考1、2参照)等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生^{※1}又は切迫^{※2}している状況 <p>※1 災害発生 堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生</p> <p>※2 災害の切迫 水位の推定値等から河川が氾濫している可能性があると判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況</p>	<p><警戒レベル5緊急安全確保が発令された場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。 ・災害が発生・切迫している状況を市町村が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイタイムライン(下記参考1、2参照)等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5緊急安全確保が発令された際に取りるべき行動を検討する。

【参考1】国土交通省ハザードマップポータルサイト (<http://disaportal.gsi.go.jp/>)

【参考2】マイ・タイムラインの例 (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0402/903-20091203-31.html>)

3 避難情報発令の判断のため情報分析

避難情報を発令する際に、重要な参考情報となる防災気象情報等については、平時から情報を入手する手段を確認しておく。特に、氾濫危険情報、大雨警報（浸水害、土砂災害）および洪水警報の危険度分布といった避難情報に直結する防災気象情報等を迅速かつ確実に入手し、避難情報の発令判断に遅れを来さないようにしておく。

また、公開されている防災気象情報等が示す内容とその入手方法等について、居住者・施設管理者等にわかりやすく周知しておく。

災害の種別	避難情報の判断のために分析が必要な情報
全 般	<p>■ 気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/index.html 早期注意情報、気象警報・注意報、府県気象情報、降水短時間予報、台風情報（予想進路、接近見込み時刻）、大雨警報（浸水害、土砂災害）および洪水警報の危険度分布など</p> <p>■ 熊谷地方气象台とのホットライン（非公開） 24 時 間: 048-521-0090（※防災関係機関のみ公開のため取扱注意） 平日日中：048-521-5858 災害の危険性が高まった際に气象台との情報連絡が可能</p>
水 害	<p>■ 川の防災情報（国土交通省） http://www.river.go.jp/ 河川の水位（実況）、流域平均雨量（累積）</p> <p>■ 埼玉県版 川の防災情報（河川砂防課） http://suibo.saitama-river.info 河川の水位（実況）、流域平均雨量（累積）</p> <p>■ 指定河川洪水予報 ○○県土整備事務所、国土交通省○○河川事務所、熊谷地方气象台などの関係機関から FAX で伝達 河川名と危険度のレベルに応じた情報名を組み合わせで発表</p> <p>■ 水位到達情報 ○○県土整備事務所から FAX で伝達 水位周知河川において避難判断水位（レベル3水位）等に到達したことを知らせる情報</p> <p>■ その他 河川の水位（3時間予測）：河川事務所又は県土整備事務所等より入手</p>
土砂災害	<p>■ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]） 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表されている状況で、土砂災害発生危険度がさらに高まったときに、避難情報の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と気象庁が共同で発表</p> <p>■ 埼玉県土砂災害警戒情報システム http://keikai.dosyabousai.pref.saitama.lg.jp/ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）を補足する情報（土砂災害発生危険度、土壌雨量指数等）</p>

第2 水害編

1 避難情報を判断する情報

(1) 洪水予報河川と水位周知河川

- ・洪水予報河川：水位や流量の予報が行われる河川 ○○川、△△川
- ・水位周知河川：現状の水位や流量の情報が提供される河川 ××川、○△川

(2) 避難判断の目安とする水位

- ・氾濫注意水位（レベル2水位）：氾濫の発生に対する注意を求める段階
- ・避難判断水位（レベル3水位）：警戒レベル3 高齢者等避難の発表判断の目安、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起
- ・氾濫危険水位（レベル4水位）：警戒レベル4 避難指示の発令判断の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位

(3) 避難情報を判断する情報

洪水による被害は河川水位の上昇に伴う堤防の決壊や溢水等によって発生するため、水位等の河川の状況や、堤防等の施設の異常に係る情報によって、避難情報の発令を判断する必要がある。

ア 水位情報

- ・洪水被害発生の恐れを判断するための情報としては、水位情報が最も基礎的な情報となる。
- ・洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずる恐れがあるものとして、指定された洪水予報河川と水位周知河川については、洪水の恐れがあると認められるときは、国・都道府県が水位等を示して警戒を呼びかけることになっている。具体的には、河川の主要な水位観測所毎に国・都道府県が設定した氾濫危険水位（レベル4水位）、避難判断水位（レベル3水位）等に到達したとき、または到達する見込みのときに氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報[洪水]）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報[洪水]）等として水位情報が提供され、氾濫発生が確認された場合に氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）が提供されるため、これを判断基準とする。（水位周知河川においては、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報[洪水]）以外の情報は発表されない場合がある。）
- ・その他河川等については、一般に氾濫危険水位（レベル4水位）、避難判断水位（レベル3水位）等は設定されておらず、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報[洪水]）、氾

濫警戒情報（警戒レベル3相当情報[洪水]）等は提供されていないが、危機管理型水位計等が設置されている場合には、避難情報の発令の基準となる水位を設定し発令基準とするほか、水防活動開始の目安となる水位が氾濫注意水位（レベル2水位）として設定されている場合には、当該水位への到達状況を参考にする。

- ・水位の観測や基準となる水位の設定がされていない場合は、水位に代わる情報として、カメラ画像、水防団からの報告等の現地情報を活用した上で、洪水警報の危険度分布や雨量情報を参考とする。

イ 堤防等の施設に係る情報

- ・堤防等の施設の異常が確認された場合には、水位や雨量の状況にかかわらず、躊躇なく警戒レベル4避難指示等を発令する。
- ・合流先の河川水位が上昇した場合には水門で逆流を防止した上で排水機場により合流先河川へと排水する方法をとっている河川においては、排水先河川の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）等を越えそうになると、排水先河川の堤防決壊を防止するために排水機場の運転を停止せざるを得なくなる場合がある。このような場合においては、当該河川の排水ができなくなり氾濫の恐れが急激に高まるため、警戒レベル5緊急安全確保を発令する。
- ・ダム洪水調節容量を使い切る見込みとなり、ダムへの流入量と同程度のダム流下量（放流量）とする異常洪水時防災操作に移行する場合は、ダム管理者から伝達される放流情報等をもとに避難情報を発令する。

また、防災重点ため池については、ため池の管理者等から報告される情報（水位や施設の状況等）をもとに避難情報を発令する。

ウ 台風情報、洪水警報等

- ・台風情報や洪水警報等については、防災体制や水防体制の確保や、夜間・早朝の避難行動が想定される場合における夕刻時点で警戒レベル3高齢者等避難を発令する際の判断材料とする。
- ・大雨特別警報（浸水害）は、警戒レベル4避難指示に相当する気象状況の次元をはるかに超える大雨に対して発表されるものであり、その発表時では、既に避難情報が発令されているものと想定され、また、ほとんどの場合、既に災害が発生している状況で発表されていることから、災害が既に発生している蓋然性が極めて高く、避難情報が発令されているにもかかわらず浸水想定区域など災害の危険性が認められている場所からまだ避難できていない場合は直ちに命を守る行動をとる必要があり、想定する最大規模の災害を考慮し、通常、災害が起きないと思われているような場所においても災害の危険度が高まることに留意する。

エ 大雨注意報（警戒レベル2）・大雨警報（警戒レベル3相当情報）

洪水注意報（警戒レベル2）・洪水警報（警戒レベル3相当情報）

- ・過去の実績や地理的要因を踏まえ、判断の参考情報として活用する。

さらに、関係機関等から伝達される以下の情報についても避難情報発令の判断に活用する。

- ・水防法等に基づく国、県からの情報伝達
- ・水防団等からの現地の情報
- ・河川管理者等からの情報提供

2 避難情報の発令対象区域

(1) 警戒を要する区間と箇所

〇〇川（洪水予報河川、水位周知河川）

<p>(1) 警戒すべき区間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・右岸 □□市〇〇橋から△△町〇〇堰 <p>(2) 〇〇川の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上流〇〇地域（代表雨量観測所□□）に降った雨が約〇時間後に到達 ・上流〇〇地域の総雨量が**mmを超えると下流水位が危険水位を上回る恐れ <p>(3) 施設の整備状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全川にわたり、堤防が計画より約1m低い <p>(4) 特に注意を要する区間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要水防箇所（〇〇橋下流1km付近（旧河道跡）、堤防が低い） ・〇〇橋（桁下高が低く平成〇年出水で流木により閉塞：上流で越水氾濫）

内水氾濫

<p>(1) 警戒すべき区間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・□□川流域 〇〇地区、△△地区 ・△△市 □□地区、〇〇地区 <p>(2) 内水氾濫等の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・越水した水は、地盤高の低い△△地区に集中し、急激に浸水位が上昇 ・□□川の〇〇排水機場は、本川〇〇川の□□地点水位が〇mの時に運転停止

(2) 立退き避難が必要な区域

〇〇川（洪水予報河川、水位周知河川）

避難区域	対象地区	備考
浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋	〇〇地区、△△地区、 ××地区、・・・	〇〇地区には〇〇病院あり

浸水深が概ね 3m を超える区域の 2 階建て家屋	○△地区、○×地区、 ○□地区、・・・	□△地区、○×地区は隣接する××市の□ □川右岸からの氾濫流の影響も受ける
長時間深い浸水が続くことが想定される区域	□□地区、□△地区、 □×地区、・・・	□□地区、□△地区は内水氾濫常襲地帯でもある
堤防から○mの範囲	△□地区、×△地区、 ×□地区	破堤後の氾濫流の到達が早く、破壊力も大きい

内水地域

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
浸水深が概ね 0.5m を超える区域の平屋家屋	○○地区、××地区、 ・・・	床上浸水	関連する排水機場等 (○○地区：○×排水機場、 ××地区：×□水門)
浸水深が概ね 3m を超える区域の 2 階建て家屋	△△地区、・・・	平屋水没	関連する排水機場等 (△△地区：△×排水機場)
地下鉄、地下街、建物の地下部分	□□地区、・・・	水没	関連する排水機場等 (□□地区：□×排水機場)

3 避難情報の発令の判断基準

A川（洪水予報河川の場合）

河川名	A川 B水位観測所
対象地区	○○地区、△△地区、××地区、・・・
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	<p>【設定例】</p> <p>1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。</p> <p>1：指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である○○mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合</p> <p>2：指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫の恐れのある場合）</p> <p>3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合</p> <p>4：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p>

	<p>5：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（発令基準1～4に該当する状況等が見込まれる場合）</p> <p>〔上記で例示した設定例に加え、各市町村が工夫して独自の基準を追加してもよい。〕</p> <p>※避難判断水位（レベル3水位）は、指定緊急避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。</p> <p>※夜間・早朝に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、夜間・早朝における避難時のリスクが増大することを踏まえて、空振りを恐れず、その前の日没前までに警戒レベル3高齢者等避難を発令する。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>【設定例】</p> <p>1～7のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>1：指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である〇〇mに到達したと発表された場合（又は当該市町村・区域の危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合）</p> <p>2：A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である〇〇mに到達していないものの、A川のB水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である〇〇mに到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険個所における水位が堤防天端高（または背後地盤高）に到達することが予想される場合）</p> <p>3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合</p> <p>4：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5：〇〇ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（発令基準1～4に該当する状況等が見込まれる場合）</p> <p>7：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることのないよう</p>

	<p>暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>6については、対象市町村の地域状況を勘案し、基準とするかを判断する。</p> <p>上記で例示した設定例に加え、各市町村が工夫して独自の基準を追加してもよい。</p> <p>※氾濫危険水位（レベル4水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の恐れのある水位であることから、その後の水位上昇の見込みにかかわらず、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。</p> <p>※夜間・早朝に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が想定される場合には、夜間・早朝における避難時のリスクが増大することを踏まえて、空振りを恐れず、その前の日没前までに警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※気象状況の急変等による場合は、夜間であっても、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>【設定例】</p> <p>「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、次に該当する場合が考えられる。ただし以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>(災害が発生直前またはすでに発生している恐れがある場合)</p> <p>1：A川のB水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である〇〇mに到達した場合（計算上、個別に定める危険個所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</p> <p>氾濫開始相当水位に到達した場合は、堤防決壊につながるものが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令材料とする。</p> <p>また、河川事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが明らかな場合は、到達前に発令することを妨げるものではない。</p> <p>ただし、切迫した状況下では、河川事務所等から適切な助言を受けられることを保証するものではないことから、平時から明確な発</p>

	<p>令基準を定め、緊急時に発令判断を行うようにすることが望ましい。</p> <p>2：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>3：堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・滑り等により決壊の恐れが高まった場合</p> <p>4：樋門・水門等の施設の機能支障が派遣された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>（災害の発生を確認）</p> <p>5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）や水防団からの報告等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</p> <p>なお、大河川においては、河川から離れた市町村及び下流域の市町村が警戒レベル4避難指示を発令していない状況で氾濫が発生した場合、到達までに時間的猶予があることから、市町村の実情に応じて氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）をもとに警戒レベル4避難指示を発令することも考えられる。</p> <p>そのため、平時から浸水ナビや河川事務所等の助言を踏まえ、予め氾濫水の到達時間を把握しておくことが望ましい。</p> <p>※ 発令基準1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取り得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>
避難指示等の解除	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本とする。 ・堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫の恐れがなくなった段階を基本とする。

A川（水位周知河川の場合）

河川名	A川 B水位観測所
対象地区	〇〇地区、××地区、〇△地区、△△地区、□□地区、・・・
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	<p>【設定例】</p> <p>1～4のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。</p> <p>1：A川のB水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である〇〇mに到達した場合</p> <p>2：A川のB水位観測所の水位が一定の水位（〇〇m）を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇の恐れがある場合</p> <p>①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②A川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合）</p> <p>3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（発令基準1～3に該当する状況が見込まれる場合）</p> <p>水位が設定されていない場合、1、2の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の①～③を参考に目安とする基準を設定し、発令する。</p> <p>2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つまたは複数選択する。また、「一定の水位」は、河川管理者と相談の上、設定しておく。この際、水防団待機水位等の数値を適用することも考えられる。</p> <p>上記で例示した設定例に加え、各市町村が工夫して独自の基準を追加してもよい。</p> <p>※避難判断水位（レベル3水位）は、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。</p> <p>※夜間・早朝に警戒レベル3高齢者等を発令するような状況が想定される場合には、夜間・早朝における避難時のリスクが増大することを踏</p>

	<p>まえて、空振りを恐れず、その前の日没前までに警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。</p>
<p>避難指示</p>	<p>【設定例】</p> <p>1～6のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> <p>1：A 川のB 水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4 水位）（洪水特別警戒水位）である〇〇m に到達した場合</p> <p>2：A 川のB 水位観測所の水位が一定の水位（〇〇m）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇の恐れがある場合</p> <p>①B 地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②A 川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>③B 地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm 以上、または時間雨量が〇〇mm 以上となる場合）</p> <p>3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：〇〇ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>5：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（発令基準1～3に該当する状況等が見込まれる場合）</p> <p>6：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることのないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択する。また、「一定の水位」は、河川管理者と相談の上、設定しておく。この際、氾濫注意水位等の数値を適用することも考えられる。</p> <p>5については、対象市町村の地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p> <p>上記で例示した設定例に加え、各市町村が工夫して独自の基準を追加してもよい。</p>

	<p>※氾濫危険水位（レベル4水位）（洪水特別警戒水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の恐れのある水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。</p> <p>※夜間・早朝に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が想定される場合には、夜間・早朝における避難時のリスクが増大することを踏まえて、空振りを恐れず、その前の日没前までに警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※気象状況の急変等による場合は、夜間であっても、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>【設定例】</p> <p>「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、次に該当する場合が考えられる。ただし以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>（災害が発生直前またはすでに発生している恐れがある場合）</p> <p>1：A川のB水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である〇〇mに到達した場合（計算上、個別に定める危険個所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</p> <p>氾濫開始相当水位に到達した場合は、堤防決壊につながるものが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令材料とする。</p> <p>また、河川事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが明らかな場合は、到達前に発令することを妨げるものではない。</p> <p>ただし、切迫した状況下では、河川事務所等から適切な助言を受けられることを保証するものではないことから、平時から明確な発令基準を定め、緊急時に発令判断を行うようにすることが望ましい。</p> <p>2：堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・滑り等により決壊の恐れが高まった場合</p> <p>3：樋門・水門等の施設の機能支障が派遣された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>（災害の発生を確認）</p> <p>4：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）や水防団からの報告等</p>

	<p>を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする</p> <p>※ 発令基準1～3を理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準4の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取り得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>
<p>避難指示等の解除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本とする。 ・堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫の恐れがなくなった段階を基本とする。

A川（その他の河川等）

河川名	A川
対象地区	〇〇地区、××地区、〇△地区、△△地区、□□地区、・・・
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	<p>【設定例】</p> <p>1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。</p> <p>1：A 川の B 水位観測所の水位が一定の水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇の恐れがある場合</p> <p>①B 地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合</p> <p>②A 川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>③B 地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm 以上、または時間雨量が〇〇mm 以上となる場合）</p> <p>2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（発令基準1～3に該当する状況が見込まれる場合）</p> <p>1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択する。</p> <p>また、「一定の水位」は、河川管理者と相談の上、設定しておく。この際、水防団待機水位等の数値を適用することも考えられる。</p> <p>水位を観測していない場合、1の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の②または③を参考に目安とする基準を設定して発令する。</p> <p>上記で例示した設定例に加え、各市町村が工夫して独自の基準を追加してもよい。</p> <p>※警戒レベル3 高齢者等避難は、要配慮者に立退き避難の開始を求め、その他の居住者等に避難準備を求めるものであるが、急激な水位上昇により突発性が高く精確な事前予測が困難な河川沿いの居住者については、警戒レベル3 高齢者等避難の段階から自発的な避難を促す。</p> <p>※夜間・早朝に警戒レベル3 高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、夜間・早朝における避難時のリスクが増大する</p>

	<p>ことを踏まえて、空振りを恐れず、その前の日没前までに警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>【設定例】</p> <p>1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> <p>1：A 川のB 水位観測所の水位が一定の水位（〇〇m）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇の恐れがある場合</p> <p>①B 地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合</p> <p>②A 川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>③B 地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm 以上、または時間雨量が〇〇mm 以上となる場合）</p> <p>2：異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3：〇〇ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>4：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（発令基準1～3に該当する状況等が見込まれる場合）</p> <p>5：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることのないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>①については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択する。また、「一定の水位」は、河川管理者と相談の上、設定しておく。この際、氾濫注意水位等の数値を適用することも考えられる。</p> <p>4については、対象市町村の地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p> <p>水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②または③を参考に目安とする基準を設定し、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。なお、上記で例示した設定例に加え、各市町村が工夫して独自の基準を追加してもよい。</p>

	<p>※その他河川等においては、水位周知河川とは異なり、氾濫危険水位（レベル4水位）や避難判断水位（レベル3水位）が設定されていないため、当該水位への到達情報を判断材料とすることはできないが、水位を観測している河川や、水防団待機水位（通報水位）や氾濫注意水位（警戒水位）（レベル2水位）を設定している河川がある。このような河川については、河川管理者と相談の上、一定の水位を設定しておき、それを越えて水位上昇の恐れがある場合には、警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※夜間・早朝に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が想定される場合には、夜間・早朝における避難時のリスクが増大することを踏まえて、空振りを恐れず、その前の日没前までに警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※気象状況の急変等による場合は、夜間であっても、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>【設定例】</p> <p>「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、次に該当する場合が考えられる。ただし以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>1：A川のB水位観測所の水位が、堤防高（又は背後地盤高）である〇〇mに到達した場合（越水・溢水の恐れのある場合）</p> <p>2：堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・滑り等により決壊の恐れが高まった場合</p> <p>3：樋門・水門等の施設の機能支障が派遣された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>4：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（災害の発生を確認）</p> <p>5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）や水防団からの報告等を基に決壊や越水・溢水を把握した場合は命の危険があるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする</p>

	<p>4について、水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれかによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて浸水害の特別警報の対象としており、市町村単位で発表される。発令対象区域は氾濫により浸水する可能性がある範囲に限定したうえで、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。</p> <p>※ 発令基準1～4を理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取り得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>
<p>避難指示等の解除</p>	<p>・当該河川の水位が十分に下がり、かつ、当該河川の流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合を基本とする。</p>

その他

水位周知下水道	<ul style="list-style-type: none">・水位周知下水道における内水氾濫については、内水氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合に内水氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報[内水氾濫]）が発表されるため、この水位情報を基本としつつ、雨量情報や大雨警報（浸水害）の危険度分布等も参考に、警戒レベル4避難指示を発令する。・大雨警報（浸水害）の危険度分布は、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料になりえる。・重大な被害が生じることが想定される場合等は、警戒レベル5緊急安全確保を発令する。・下水道は流域面積が相当小さく、降雨により急激に水位が上昇するケースが多いため、それに備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておく。 <p><避難指示等の解除></p> <ul style="list-style-type: none">・当該下水道の水位が十分に下がり、かつ、降雨がほとんど予想されない場合を基本とする。
---------	--

4 避難情報の伝達内容

＜避難情報の伝達文の例＞

① 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例

■緊急放送！緊急放送！（又は警戒レベル3！、警戒レベル3！）

■こちらは、〇〇市です。

■〇〇川が増水し氾濫する恐れがあるため、〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました）

■〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる高齢者や障害のある方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。

■ハザードマップやマイタイムライン(P. 4参照)を確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。

■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難してください。

■特に*急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになる恐れがある方は、自主的に避難してください。（*地域の状況に応じた表現で伝達する。）

② 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）

■こちらは、〇〇市です。

■〇〇川が（堤防決壊等により）氾濫する恐れが高まったため、〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。

■〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。

■ハザードマップやマイタイムライン(P. 4参照)を確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。

■ただし、避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど身の安全を確保してください*。

（*警戒レベル5緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。）

③ 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

(河川氾濫を確認した状況)

- 緊急放送！緊急放送！（又は、氾濫発生！氾濫発生！）
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる方は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動する等、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取りうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

(河川氾濫を確認した状況)

- 緊急放送！緊急放送！（又は、氾濫発生！氾濫発生！）
- こちらは〇〇市です。
- 〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、
- 〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区）に対し警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

※内水氾濫による避難を伝達する場合は、地下街等の地下空間や低い土地にいる人へ、危険な場所からの避難を呼びかける。

第3 土砂災害編

1 避難情報を判断する情報

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難情報の発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と 60 分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）と、さらに細かい単位で提供される「土砂災害の危険度分布（最大2～3時間先までの予測雨量をもとに土砂災害の危険度を計算）」が判断の材料となる。

①大雨警報（土砂災害）：警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。

（なお、大雨注意報において、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合も警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。）

②土砂災害警戒情報：警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。

③大雨警報（土砂災害）の危険度分布

：避難情報の発令の判断材料とする。

（1kmメッシュで気象庁より提供されている）

（危険度の判定には2時間先までの雨量及び土砂量指数の予測値を使用）

④土砂災害警戒判定メッシュ情報：避難情報の発令の判断材料とする。

（1～5kmメッシュで、県（河川砂防課）から提供）

※本マニュアルでは、③と④をまとめて「土砂災害の危険度分布」という。

上記①②の情報は、土地を1kmメッシュの格子単位で区切った場所ごとの60分間積算雨量や土壌雨量指数等の状況を評価し、発表区域に係るメッシュのいずれか一つでも判定基準を超過すると予想された場合に、市町村単位で発表される。しかし、発表された市町村内における危険度には地域差があることから、あらかじめ設定した避難情報の発令地域と土砂災害の危険度分布とを参照し、避難情報の対象区域及び発令の判断をする。

2 災害時に警戒すべき区間・箇所

(1) 警戒を要する区間と箇所

ア 土砂災害の発生の恐れがある溪流や斜面の数(土砂災害警戒区域の数)

・土砂災害警戒区域（土石流） ○区域

（うち土砂災害警戒区域指定あり ○区域）

（うち土砂災害特別警戒区域指定あり ○区域）

・土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊） ○区域

（うち土砂災害警戒区域指定あり ○区域）

(うち土砂災害特別警戒区域指定あり ○区域)

- ・土砂災害警戒区域(地滑り) ○区域

(うち土砂災害警戒区域指定あり ○区域)

(うち土砂災害特別警戒区域指定あり ○区域)

イ 土砂災害の発生の恐れがある溪流や斜面の分布

- ・○○山の南側山麓部には、土石流危険溪流及び急傾斜地崩壊危険箇所が多い
- ・○○町の山間部には、土石流危険溪流が多く過去にも土砂災害が発生
- ・○○町○○団地付近の丘陵地には、急傾斜地崩壊危険箇所が多く平成○年台風○号では多数の土砂災害発生
- ・○○町の山間部は、地すべり危険箇所が集中

ウ 土砂災害の発生しやすい気象条件

- ・過去の災害実績では、総雨量○mmを超えたり、時間雨量○mmを超えると土砂災害が多発する傾向あり
- ・融雪期には地すべりが多発する傾向あり

(2) 立退き避難が必要な区域

避難区域 (避難情報の 発令単位)	対象地区 (土砂災害危険箇 所単位)	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種 類	備 考
○○山南麓部	○○地区	土石流	警戒区域あり
	××地区	急傾斜地の崩壊	警戒区域・特別警戒区域あり
	△△地区	地滑り	
	□□地区	土石流	警戒区域あり
	○×地区	地滑り	
	△□地区	土石流	○△病院
	×□地区	急傾斜地の崩壊	
	△○地区	急傾斜地の崩壊	警戒区域・特別警戒区域あり
□□町北部	○○地区	急傾斜地の崩壊	
	××地区	地滑り	
	△△地区	土石流	警戒区域あり
	□□地区	地滑り	
□□町南部	○○地区	土石流	警戒区域・特別警戒区域あり
	××地区	急傾斜地の崩壊	××特別養護老人ホーム
	△△地区	急傾斜地の崩壊	警戒区域・特別警戒区域あり
	□□地区	急傾斜地の崩壊	

3 避難情報の発令の判断基準

区域名	〇〇〇（※土砂災害警戒区域等の名称）
対象地区	〇〇地区、△△地区、××地区・・・
種類	〇〇（土石流、急傾斜地の崩壊など）
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>【設定例】</p> <p>1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。</p> <p>1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 （※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）</p> <p>（上記1～3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害警戒区域等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、判断基準として設定する。土砂災害の危険度分布は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の判断基準例1において、要配慮者の避難行動完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）の発表に基づき警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討する。</p> <p>上記で例示した設定例に加え、各市町村が工夫して独自の基準を追加してもよい。</p> <p>※前線や台風等により、夜間・早朝に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、夜間・早朝における避難時のリスクが増大することを踏まえて、空振りを恐れず、そ</p>

	<p>の前の日没前までに警戒レベル3高齢者等避難を発令する。その際、注意報に記載される警報級の時間帯、降水短時間予報、府県気象情報も勘案する。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>【設定例】</p> <p>1～5のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。</p> <p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと。）</p> <p>2：土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>5：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>（上記1～5以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、判断基準として設定する。上記で例示した設定例に加え、各市町村が工夫して独自の基準を追加してもよい。）</p> <p>※土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が差し迫った状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）の発表をもって、直ちに警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。</p> <p>※山間地域の場合、近くに指定緊急避難場所がない場合も想定されることから、当該地域の実情に応じて、早めに警戒レベル4避難指示の判断を行う。</p>

<p>【警戒レベル 5】 緊急安全確保</p>	<p>「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、次に該当する場合が考えられる。ただし以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>次に該当する場合に、警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</p> <p>(災害が発生直前又はすでに発生している恐れ)</p> <p>1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>2：土砂災害の発生が確認された場合</p> <p>※ 上記1を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合 上記2の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取り得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p> <p>※ 上記2について、家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながる恐れのある規模の土砂災害の発生が確認された場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。土砂災害警戒区域等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、直ちに警報レベル5緊急安全確保として災害の発生を伝え命の危険があるので緊急的に身の安全を確保するよう指示する。</p>
<p>避難指示等の解除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断する。 ・市町村は国・県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

4 避難情報の伝達内容

<避難情報の伝達文の例（土砂災害）>

① 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例

■緊急放送！緊急放送！（又は警戒レベル3！警戒レベル3！）

■こちらは、〇〇市です。

■土砂災害が発生する恐れがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。

■〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップやマイタイムライン（P. 4 参照）を確認し、土砂災害の恐れがある区域にいる」高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。）

■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに自主的に避難をしてください。

■特に崖の付近や沢沿いにお住まいの方（早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）は、自主的に避難してください。

② 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

■緊急放送！緊急放送！（又は警戒レベル4！警戒レベル4！）

■こちらは、〇〇市です。

■土砂災害が発生する恐れが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し警戒レベル4「避難指示」を発令しました。

■〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる方は、（又は、「ハザードマップやマイタイムライン（P. 4 参照）を確認し、土砂災害の恐れがある区域にいる方は、」）避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐに避難してください。

■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

③ 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

（土砂災害が切迫している状況）

■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）

■こちらは、〇〇市です。

■〇〇市に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

(土砂災害発生を確認した状況)

■緊急放送！緊急放送！（又は、土砂災害発生！土砂災害発生！）

■こちらは、〇〇市です。

■〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

第4 避難情報の伝達手段と方法

【避難情報の伝達チェックリスト（例）】

<居住者・施設管理者等への伝達>

- 防災行政無線（同報系）
- 広報車・消防団による広報
- 自主防災組織（地区・自治会）の会長・・・FAX、電話
- 役場ホームページへの掲載
- 放送事業者等への依頼・・・FAX
- IP告知システム
- 緊急速報メール
- ツイッター等のSNS
- 登録制メール
- 災害オペレーション支援システムを使用したLアラート・埼玉県防災情報メールの配信

<避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達>

- 避難行動要支援者関連施設・・・FAX、電話
- 避難支援等関係者の事前登録者・・・FAX、電話
- 避難行動要支援者の事前登録者・・・FAX、携帯電話メール
- 福祉避難所となる施設・・・FAX、電話
- 避難促進施設・・・FAX、電話

<防災関係機関への伝達>

- 消防団（分団長）・・・FAX、電話
- 埼玉県消防防災課・・・災害オペレーション支援システム、FAX、電話
- 警察署・・・FAX、電話
- 消防本部・・・FAX・電話
- 国土交通省○○河川事務所・・・FAX・電話
- 陸上自衛隊○○連隊・・・FAX・電話
- NHK○○通信部・・・FAX
- 新聞社△△支局・・・FAX
- 電力△△支店・・・FAX

【関係機関の連絡先一覧表】

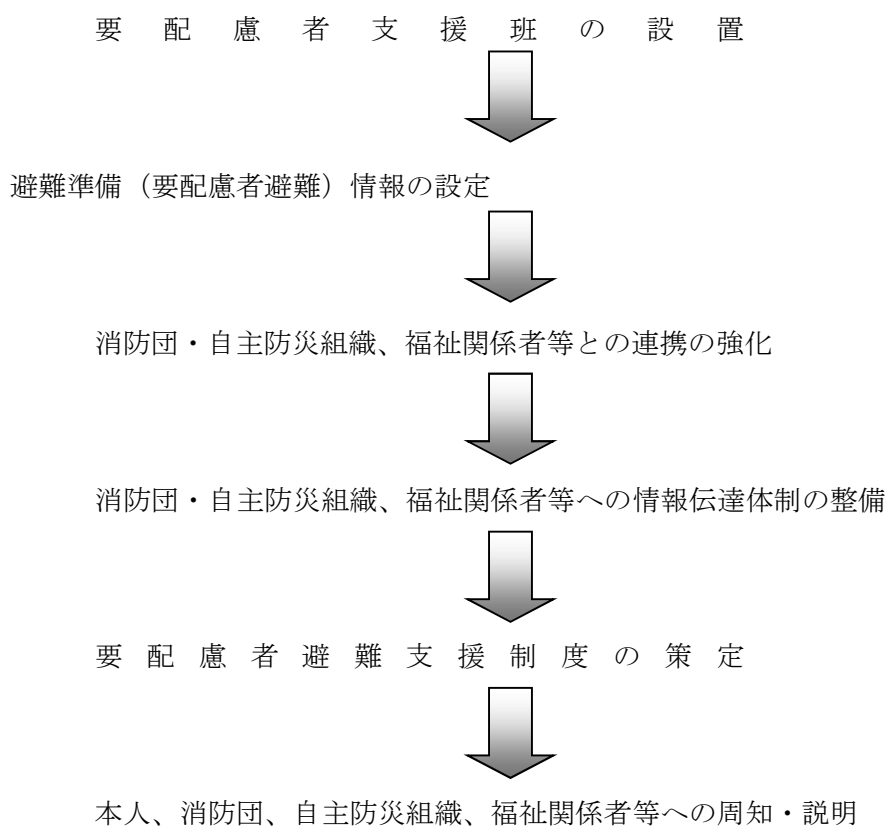
(県)

担当課	電 話	FAX	その他の連絡手段
埼玉県危機管理防災部 災害対策課 災害対策担当	048-830-8181	048-830-8159	防災行政無線

(関係機関)

機関名	電 話	FAX	その他の連絡手段

要配慮者避難支援プランの策定手順



※ 以後、日常的に登録情報の更新を実施するとともに、担当者等の引継ぎの際は、適切な実施がなされるよう、研修、説明会を適宜、実施する。

避難支援プランの策定手順（説明）

1 環境整備・機運醸成

（1）要配慮者支援班の設置

要配慮者の避難支援を効果的に行うため、要配慮者支援班を設置する。

ア 防災部局と福祉部局の合意形成

防災部局と福祉部局で横断的なPT（プロジェクト・チーム）を設置する。

イ 班の業務内容の整理

平常時と災害時の業務を整理する。

（平常時）

要配慮者情報の共有化、避難支援プランの策定、要配慮者参加型の防災訓練の計画・実施、広報

（災害時）

避難準備情報の伝達業務、避難誘導、安否確認、避難状況の把握

ウ 班構成の決定

平常時と災害時の班構成を決定する。

（平常時）

班長（福祉担当部課長）、班員（福祉担当者、防災担当者、社会福祉協議会関係者等）

（災害時）

基本的に福祉担当部局で構成する。

エ 班内の役割分担の決定

平常時と災害時の各班員の役割を決定する。

（2）避難準備（要配慮者避難）情報の設定

「集中豪雨時における情報伝達マニュアル」に基づき、避難準備（要配慮者避難）情報の基準を事前に定め、災害時に発令することとする。

ア 地域防災計画の修正

避難準備（要配慮者避難）情報を地域防災計画に明記し、制度上明確に位置づける。

イ 住民に対する周知

広報活動を通じて、避難準備（要配慮者避難）情報を制度上位置づけたことを住民に周知する。

ウ 消防団・自主防災組織・福祉関係者への周知

会議等を通じて、避難準備（要配慮者避難）情報を制度上位置づけたことを関係者に周知する。

（3）関係機関・団体等との連携強化

消防団、自主防災組織、福祉関係者間（社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、

社会福祉施設、障害者団体等)の情報共有会議を定期的を開催し、要配慮者支援班との連携を深めるとともに、防災研修及び訓練を実施する仕組みを検討する。

(4) 要配慮者との信頼関係の構築

消防団、自主防災組織、福祉関係者が要配慮者への戸別訪問等を実施し、信頼関係の構築を図る。

2 情報伝達体制の整備

(1) 消防団・自主防災組織等への情報伝達体制

要配慮者支援班は、消防団・自主防災組織等への情報伝達体制を整備する。

ア 各団体への情報伝達責任者の決定

消防団・自主防災組織等への情報伝達を行う担当責任者を決定する。

イ 情報伝達手段及び方法の決定

電話等の情報伝達手段及び方法を決定する。

ウ 情報伝達網（ルート）の決定

連絡名簿を作成し、消防団・自主防災組織等への情報伝達網（ルート）を決定する。

エ 消防団・自主防災組織等内部での伝達方法及びルートの現状把握

各団体内部での伝達方法及びルートを作成してもらい、現状を把握しておく。

オ エの問題点に対する指導・助言

各団体内部での伝達方法及びルートにおいて問題点が発生した場合は、関係団体へ指導・助言を行う。

(2) 福祉関係者への情報伝達体制

要配慮者支援班は、福祉関係者（社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、社会福祉施設、障害者団体等）への情報伝達体制を整備する。

ア 情報伝達責任者の決定

福祉関係者への情報伝達を行う担当責任者を決定する。

イ 情報伝達手段及び方法の決定

電話等の情報伝達手段及び方法を決定する。

ウ 情報伝達網（ルート）の決定

連絡名簿を作成し、福祉関係者への情報伝達網を決定する。

エ 福祉関係団体内部での伝達方法及びルートの把握

関係団体内部における伝達方法及びルートを作成してもらい、現状を把握しておく。

オ エの問題点に対する指導・助言

関係団体内部における伝達方法及びルートにおいて問題点が発生した場合は、関係団体へ指導・助言を行う。

カ 福祉関係者に対する防災研修計画の策定

福祉関係者を対象に、要配慮者の情報、防災に関する知識及び災害時を想定した座学を取り入れた研修計画を策定する。

キ カに基づく研修の実施

福祉関係者が必ず受講できるよう定期的に研修を実施する。

(3) 要配慮者の特性を踏まえた情報伝達

市町村、福祉関係者等は要配慮者の特性を踏まえつつ、障害特性に応じた日常生活を支援する機器の活用を勧める。また、日本語が不自由な外国人に配慮した情報伝達を行う。

(例示)

- ・聴覚障害者：携帯電話メール、テレビ放送
- ・視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話、ラジオ放送
- ・肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話
- ・外国人：外国語を使用した防災行政無線による情報提供、外国語を使用した携帯電話メール、外国語を使用したテレビ放送及びラジオ放送

3 要配慮者避難支援制度の策定

要配慮者支援班は、要配慮者の避難支援制度を策定する。

(1) 対象者の基準の決定

市町村は、要配慮者を対象に介護保険の要介護度、障害程度、日本語の理解度等を基準に対象者を決定し、制度を創設する。

(2) 避難支援プランの策定

要配慮者支援班は、要配慮者一人ひとりの避難支援プランの策定を行う。

(3) 情報収集

避難支援プランを策定するためには、要配慮者情報の把握・共有が不可欠である。

ア 収集すべき情報項目の決定

要配慮者の情報項目を決定する。

イ 情報収集方法の決定

要配慮者情報の把握に当たっては、次の3パターンから決定する。

①同意方式

防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が住民一人ひとりと接する機会をとらえて要配慮者本人に働きかけ、必要な情報を把握し、策定する方式。

②手上げ方式

制度の創設を周知した上で、自ら要配慮者の登録を希望した者について、避難支援プランを策定する方式。

③共有情報方式

市町村において、平時から福祉関係部局が保有する要配慮者情報を防災関係部局も共

有する方式。

なお、上記方式を選択した上で、聴き取り調査に当たっては、戸別訪問調査等により実施する。

ウ 情報収集主体、役割分担の決定

福祉関係者を含めた班内において、収集に係る役割を決定する。

エ 情報収集主体に対する周知及び研修

情報収集に当たって、収集の方法、収集に要する様式等の周知を行うとともに、要配慮者の特性等の研修を実施する。

オ 情報収集主体が集めた情報と福祉部局が有する情報との突合

福祉部局が要配慮者の支援内容を把握している場合は、福祉部局に情報の提供を行い、情報の突合を行う。

カ 突合の結果、漏れている情報の再収集

突合の結果、新たに判明した事項に係る情報収集を行う。

(4) 情報の共有

要配慮者の避難支援プランの内容について、要配慮者情報の把握・共有が不可欠であるため、共有者の整理を行い、説明及び周知を行う。

また、避難支援プランは、詳細な個人情報をもつため、情報管理体制の整備を図る。

ア 要配慮者が同意した共有範囲の整理

要配慮者情報を基に策定した避難支援プランについて、要配慮者の支援に必要な者を整理する。

なお、その場合は、要配慮者本人の同意を得た者に限定する。

イ 共有者に対する説明・周知

避難支援プランの内容について要配慮者本人の同意を得た者への説明及び周知を行う。

ウ 情報内容の更新

適宜、訓練や確認作業を実施し、随時、登録情報の更新を行う。

(5) 避難支援者の決定

市町村は、自助、地域（近隣）の共助の順で避難支援者を決定し、人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している災害時配慮者については、保健所、病院など関係する機関と連携し、病院等への搬送計画を具体化しておく。

(6) 本人及び関係者への周知

要配慮者本人及び家族等の関係者、避難支援者となる消防団、自主防災組織、福祉関係者等へ制度を説明する。

(7) 情報管理

情報の管理に当たっては、個人情報保護に配慮した管理方法を決定する。避難支援プランの内容は詳細な個人情報を含むため、要配慮者が同意した者以外が閲覧することがないよ

う、市町村及び関係者は、電子データで管理する場合には、パスワードで管理し、紙ベースで管理する場合は、施錠付きの保管庫に保管する等情報管理に特段の配慮を要する。

(8) 避難支援プランの検証

プラン策定後は、訓練を実施するとともに、適宜検証し、プランの見直しを行う。

- ア プランに基づく訓練の実施、助言・指導
- イ 訓練結果に基づくプランの見直し
- ウ 情報内容の更新

〇〇〇（市・町・村）要配慮者避難支援プランマニュアル（作成例）

1 要配慮者支援班

(1) 班の業務内容

平常時と災害時の業務は次のとおりとする。

ア 平常時

- ① 要配慮者情報の共有化
- ② 避難支援プランの策定
- ③ 要配慮者参加型の防災訓練の計画及び実施、広報

イ 災害時

- ① 避難準備情報の伝達
- ② 避難誘導、安否確認
- ③ 避難状況の把握

(2) 班の構成

平常時と災害時の班構成は次のとおりとする。

ア 平常時

区分	氏名	役職
班長	〇〇 〇〇	〇〇福祉課長
班員	〇〇 〇〇	〇〇福祉課〇〇担当
班員	〇〇 〇〇	〇〇防災課〇〇担当
班員	〇〇 〇〇	〇〇社会福祉協議会〇〇課

イ 災害時

区分	氏名	役職
班長	〇〇 〇〇	〇〇福祉課長
班員	〇〇 〇〇	〇〇福祉課〇〇担当係長
班員	〇〇 〇〇	〇〇福祉課〇〇担当

班員	〇〇 〇〇	〇〇福祉課〇〇担当
----	-------	-----------

(3) 班内の役割分担

平常時と災害時の各班員の役割は次のとおりとする。

ア 平常時

区分	氏 名	役 割
班長	〇〇 〇〇	業務総括
班員	〇〇 〇〇	〇〇〇に関すること。
班員	〇〇 〇〇	〇〇〇に関すること。
班員	〇〇 〇〇	〇〇〇に関すること。

イ 災害時

区分	氏 名	役 割
班長	〇〇 〇〇	業務総括
班員	〇〇 〇〇	〇〇〇に関すること。
班員	〇〇 〇〇	〇〇〇に関すること。
班員	〇〇 〇〇	〇〇〇に関すること。

2 関係機関

関係機関の構成は次のとおりとする。

関係機関	代表者	住 所
〇〇消防団	〇〇 〇〇	△△△
〇〇防災組織	〇〇 〇〇	△△△
〇〇社会福祉協議会	〇〇 〇〇	△△△
〇〇民生委員協議会	〇〇 〇〇	△△△
〇〇障害者協議会	〇〇 〇〇	△△△
〇〇介護保険事業者	〇〇 〇〇	△△△
〇〇福祉施設	〇〇 〇〇	△△△
〇〇自治会	〇〇 〇〇	△△△

3 情報伝達体制

災害時における避難準備情報発令時の消防団・自主防災組織等関係機関への情報伝達の担当者は次のとおりとする。

関係機関	電話番号	F A X	連絡担当者
〇〇 消防団	〇〇〇	△△△	〇〇 〇〇
〇〇防災組織	〇〇〇	△△△	〇〇 〇〇

〇〇社会福祉協議会	〇〇〇	△△△	〇〇 〇〇
〇〇民生委員協議会	〇〇〇	△△△	〇〇 〇〇
〇〇障害者協議会	〇〇〇	△△△	〇〇 〇〇
〇〇介護保険事業者	〇〇〇	△△△	〇〇 〇〇
〇〇社会福祉施設	〇〇〇	△△△	〇〇 〇〇
〇〇自治会	〇〇〇	△△△	〇〇 〇〇

4 要配慮者避難支援プラン

要配慮者支援班は、要配慮者の避難支援プランを策定する。

(1) 対象者の基準

- ア 高齢者のみの世帯（単身含む）
- イ 介護保険要介護度3～5認定者
- ウ 在宅重度心身障害者
 - (ア) 身体障害者1～2級の者
 - (イ) 療育手帳Ⓐ～Aの者
 - (ウ) 精神障害者保健福祉手帳1～2級の者
- エ 外国人で日本語が不自由な者
- オ その他、避難支援が必要と認められる者

(2) 個別支援プラン

要配慮者一人ひとりの個別支援プランの様式は、別紙1のとおりとする。

(3) 個別支援台帳

要配慮者の個別支援台帳の様式は、別紙2のとおりとする。

(4) 情報収集担当者

要配慮者の避難支援プラン策定のための情報収集に係る担当は、別紙3のとおりとする。

(5) 情報共有者

要配慮者に係る情報共有者は別紙4のとおりとする。

(6) 避難支援者

要配慮者に係る避難支援者は別紙5のとおりとする。

個 別 支 援 プ ラ ン
No. _____

〇〇（市・町・村）長 様

私は、要配慮者の登録の趣旨に賛同し、登録することを希望します。

また、私が届け出た下記個人情報を、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、在宅介護支援センター、消防署、警察署、避難支援者に提出することを承諾します。

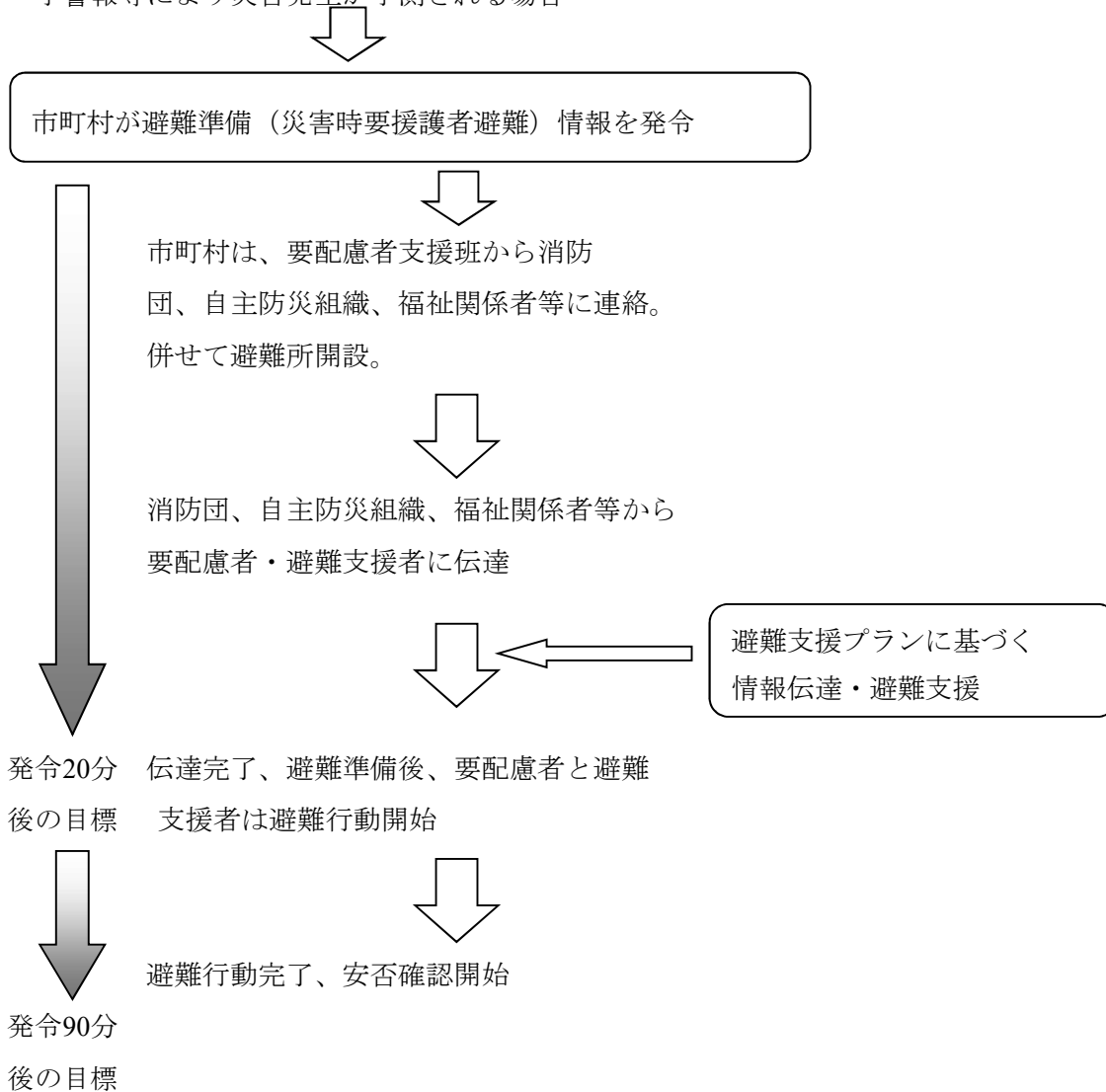
自治 会名		民生 委員		TEL	
				FAX	
要配慮者<高齢要介護者・独居高齢者・障害者・外国人・その他（ ）>					
住所				TEL	
氏名		(男・女)	生年月日		
緊急時の家族の連絡先					
氏名		続柄（ ）	住所	TEL	
氏名		続柄（ ）	住所	TEL	
家族構成・同居状況等			居住建物 の状況	〇〇造〇階建 昭和〇年着工	
			普段いる部屋		
			寝室の位置		
特記事項 介護保険要介護度： 障害の程度・状況： 認知症の有無： 日本語理解の状況： 必要な支援の内容：					
緊急通報システム（あり・なし）			避難場所		
避難支援者					
氏名		続柄（ ）	住所	TEL	
氏名		続柄（ ）	住所	TEL	
氏名		続柄（ ）	住所	TEL	
情報共有者（避難支援者を除く）					
氏名		続柄（ ）	住所	TEL	
氏名		続柄（ ）	住所	TEL	
氏名		続柄（ ）	住所	TEL	
氏名		続柄（ ）	住所	TEL	

※裏面は、地図を活用し、要配慮者宅、避難支援者宅、避難経路、避難所、消防署の位置関係などを記載する。

集中豪雨時等における対応（イメージ）

避難準備（要配慮者避難）情報発令の場合

予警報等により災害発生が予測される場合



※ 目標時間は、情報伝達体制、避難支援体制の整備状況、避難所のアクセシビリティなどによって大きく異なることから、迅速な避難のためには、総合的な取組が必要となる。

(資料編Ⅱ-2-8-3) 広域避難場所・避難路の選定と確保

1 広域避難場所の指定基準

- (1) 広域避難場所は面積 10ha 以上（面積 10ha 未満の公共空地で避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって面積 10ha 以上となるものを含む。）とする。
- (2) 広域避難場所における避難民 1 人当たりの必要面積は、おおむね 2 m²以上とする。
- (3) 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配慮する。
- (4) 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の 2%未満であり、かつ散在していなければならない。
- (5) 広域避難場所は、大規模な崖崩れや浸水などの危険のないところとする。
- (6) 広域避難場所は、純木造密集市街地から 270m 以上、建ぺい率 5%程度の疎開地では 200m 以上、耐火建築物からは 50m 以上離れているところとする。この距離が保有できない場合は、火災の延焼を防止するため、特別消防警戒区域として定め、延焼防止のための防御対策を計画しておく。

2 避難路の確保基準

- (1) 避難路は、幅員 15m 以上の道路又は幅員 10m 以上の緑道とする。
- (2) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きい施設がないよう配慮する。
- (4) 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得る。
- (5) 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

(資料編Ⅱ-2-8-4) 避難所の運営に関する指針 (令和2年12月改正)

1 目的

地震等の大規模災害時に、自宅で生活ができなくなった地域住民に、速やかに避難所を開設して、安全に避難生活を送ることができる場所を提供することが必要不可欠である。

また、避難所は、避難者が共同生活を快適に送ることができるよう、避難者がそれぞれの役割を担いながら、自主的に管理運営する必要がある。

このため、円滑に避難所の開設及び管理運営ができるよう、市町村の避難所運営マニュアル作成にかかる指針を定めることとする。

2 基本的事項

- (1) 避難所は、被災者に安心と安全の場を提供し、生活再建に向けて一步を踏み出す場とする。
- (2) 避難所は、避難者自らによるお互いの助け合いや協働の精神により自主的に運営する。
- (3) 避難所は、避難所を利用する住民が、それぞれの役割を分担しながら、共同生活を行う場とする。
- (4) 避難所は、高齢者、障害者、外国人、児童・生徒等（以下「災害時要援護者」という。）のニーズを踏まえて運営する。
- (5) 避難所は、女性のニーズを踏まえて運営する。

●●市（町・村） ●●避難所運営マニュアル
（作成例）

●●市（町・村）

第1 はじめに

1 作成の目的

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの例から、避難所の運営を円滑に行うためには、市（町・村）職員や施設管理者、避難された地域住民、ボランティアなどが協力し連携することが重要とされている。

発災時に、避難所における良好な生活環境が確保されるよう、このマニュアルでは、実際に避難所を運営するに当たり、平常時からどのような準備をすればよいか、また、災害が発生した時にどのようなことに配慮し、運営すればよいかという内容を定める。

なお、避難所の運営体制は避難所ごとに異なるため、このマニュアルは、避難所ごとに作成することを基本とする。

2 用語の整理

このマニュアルで使用する用語を次のように定義する。

- 避難所

ここでは、指定緊急避難場所及び指定避難所の総称。

- 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合にその危険から逃れるための施設又は場所。市町村長が土砂災害、洪水、地震等、災害の種類ごとに指定。

- 指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでの間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。市町村長が指定。

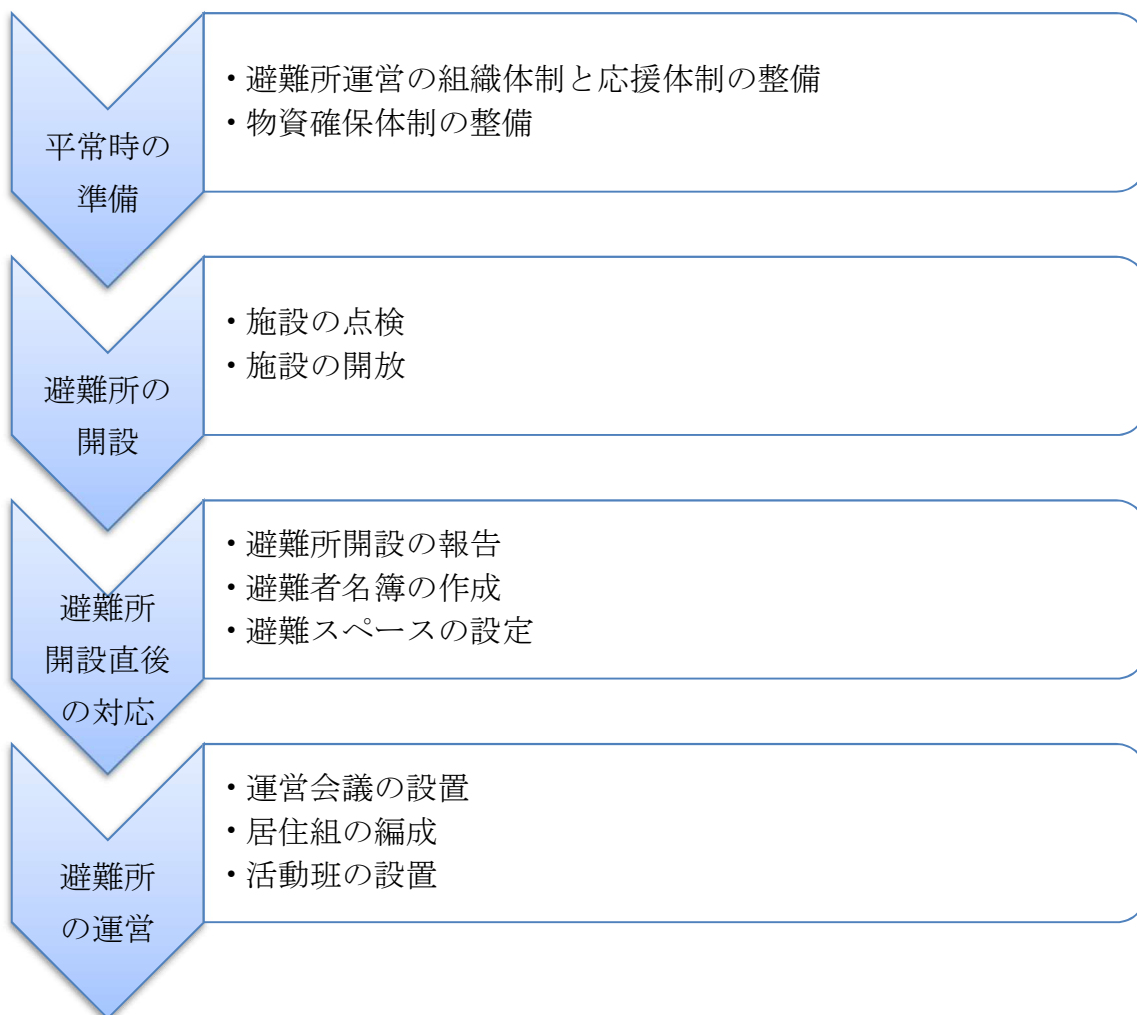
- 要配慮者

要介護高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人などの配慮が必要な方々。

3 避難所運営の流れ

平常時から避難所開設、避難所運営に至る主な流れを示す。

避難所運営の主な流れ（例）



第2 平常時における対応

1 平常時の準備

(1) 体制の整備

円滑に避難所を運営できるよう、自治会（会長）、施設管理者、市町村職員、その他関係者をメンバーとする「避難所運営準備会議（仮称）」を設置し、主に以下のことについて話し合う。

ア 組織体制、人的体制の整備

- ・災害時の対応や役割分担
- ・要員の確保等
- ・避難所の鍵の管理や避難所の開設方法
- ・研修や訓練の実施

イ 物資確保体制の整備

- ・給水設備の点検整備
- ・食料品、飲料品、生活必需品、医薬品等の備蓄の推進
- ・義援物資等の受入れ体制

(2) 避難所の指定

想定される災害、人口の状況や建物の耐震・耐火性能、地形・地盤条件（急傾斜地や浸水想定区域）等を勘察し、災害による影響が比較的少ない場所に避難所（福祉避難所を含む。）を指定する。なお、浸水する可能性のある場所は水害時には避難所として使用しないことを基本とし、そのことを平時から住民に周知を図る。

(3) 避難所等の周知

避難方法、避難所の所在、避難所の役割や生活のルール等を防災パンフレットや防災マップ、看板等に掲載し、広く住民に周知する。

(4) 必要な物資等の持参

避難所での配給が間に合わないこと等を想定し、避難生活において必要となるものを、可能な限り持参するよう住民に周知を図る。

【例】食料、水、持病等の処方薬、マスク等の衛生用品、ラジオ、福祉用具、防寒着 等

第3 発災後における対応

1 避難所の開設

避難所の開設は、避難所運営準備会議（仮称）であらかじめ定めた方法で行い、本格的な避難所組織ができるまで避難所の運営に当たり、早急に以下の業務を行う。なお、円滑に開設できるよう市町村職員は施設管理者等と鍵の受け渡しや連絡手段等について事前に取り決めておく。また、避難所の開設に急を要する場合は、日頃施設の鍵を保有している市（町・村）職員や施設管理者の到着を待たず、自主防災組織又は自治会の代表者が、施設の安全を確認した後、開放し、避難者を受け入れる。

(1) 施設の安全確認

ア 施設の点検

- 施設の危険状況を確認する。
- 応急危険度判定は、専門の資格保持者（応急危険度判定士又は建築士）が行う。
- 危険と認められる場所は、立ち入り禁止とし、表示する。
- 施設の安全確認が終了するまで施設の外で待つよう避難者に呼び掛ける。
- 避難については徒歩による避難を原則とする。ただし、やむを得ず自動車で避難することを想定している地域の避難所については、施設管理者、市町村職員等との間で調整し、災害による被害が少ない場所に必要な台数分の駐車場を確保する。
- 近隣住民以外の避難者でも円滑に避難所へ避難することができるよう、視認しやすい避難誘導看板や避難所看板が設置されているか確認する。

イ 施設の開放

- 施設の安全確認終了後、避難者を施設内に誘導する。

ウ 開放できない場合

- 一見して避難所として使用することができない場合は、近隣の避難所に誘導する。

(2) 避難所開設の報告

- 避難所を開設したときは、避難者数、負傷者、連絡窓口等を災害対策本部に報告する。（様式4）

(3) 避難スペースの設定

- 避難者1人当たりの面積は概ね●m²とする。
- 通路は幅●cm以上確保する。
- 施設内のどの部分を避難所として利用するかを決定する。併せて立入禁止部分（学校の職員室や理科室等）も明確にする。
- 避難者全員分の居住空間(体育館、講堂・ホール等)を確保する。
- 介護が必要な要配慮者等は和室や冷暖房がある部屋を優先して部屋割りをする。

(4) 情報収集手段の確保

- テレビ（文字放送、字幕放送が可能なもの）、ラジオ、パソコン等を設置し、避難者自らが情報収集できる手段を提供する。
- 市町村災害対策本部や他避難所との連絡手段としてSNSや電子メール等も積極的に活用し、情報収集する。

(5) 避難者名簿の作成

- 記入用紙を各世帯に配布し、記入してもらおう。（様式1～3）
- 名簿は、居住組（P.6）別に整理する。
- 在宅避難や車中泊避難など避難所以外で避難生活を送る避難者（以下「避難所外避難者」という。）についても、避難所外避難者名簿を作成し把握に努める。

< 避難所外避難者の把握方法の例 >

- 食料等の配布を求めて避難所に来所した際に名簿記載
- 自治会、民生委員やボランティア等との連携による戸別訪問
- 市町村のホームページ等に名簿のひな型を掲載した上で防災行政無線、SNS、回覧板、メール等により提出を呼びかける等
- 避難者の状況（現在数・退所者数・入所者数）を整理する。

2 避難所の運営

災害時には多くの避難者が生活を共にすることから、良好な生活環境を確保するためには、一定のルールの下で互いに生活していくことが求められる。また、避難所の運営に当たっては、避難者自身による自主組織を中心に行うことが求められる。

(1) 運営会議の設置

ア 運営会議の役割

- 運営会議は、避難所の運営方針や避難所のルール作りなど、避難所の円滑な運営を図るための意思決定機関として開催する。
- 運営会議は、市（町・村）災害対策本部との連絡調整事項や、避難所での課題、問題などについて話し合う。

イ 要領の作成

- 会議を開催するために「●●避難所運営会議要領」（様式5）を作成する。

ウ 会議の運営

- 避難所を運営するために、居住組の組長の会議により、会長及び副会長を選出する。
- 運営会議は、会長、副会長と各活動班の班長、各居住組の組長で構成する。
- 女性に配慮した避難所運営を行うため、運営会議には複数の女性を参加させる。
- 避難所外避難者にも配慮した避難所運営を行うため、避難所外避難者の意見も取り入れること。
- 市（町・村）職員又は施設管理者は、運営会議が設置されたときに事務を引き継ぐとともに、円滑に組織が運営できるようにサポートする。
- 会長は、「●●避難所運営会議要領」に基づき、会議を開催し、円滑に運営する。

エ 決定事項の処理

会議の決定事項は、次のとおり処理する。

- 市（町・村）災害対策本部に要請する。
- 居住組の組長を通じて、避難者に周知する。
- 活動班の班長を通じて、班員に周知する。

(2) 居住組の編成

- 世帯と地域を単位とし、居住組を編成する。
- 居住組の編成には、血縁関係や居住地域を考慮する。
- 地域内に居住していない避難者（観光客、通勤・通学者等）については、年齢や性別等を考慮して居住組を編成する。
- 介護が必要な要配慮者は、心身の障害の特質に応じた居住空間の確保に特

別に配慮した上、介護者とともに居住組を編成する。

- ・盲導犬、介助犬等生活上必要不可欠な動物又は家族同様に生活の支えとなっている動物と寝食を共にする避難者については、居住空間の確保に特別に配慮した上、居住組を編成する。
- ・居住組の目安は40人程度とする。
- ・各居住組は、組長及び副組長を選出する。
- ・組長及び副組長は、避難者が孤立化しないよう生活上の配慮をする。

(3) 活動班の設置

- ・活動班は、総務班、情報班、食料・物資班、施設管理班、保健・衛生班、ボランティア班、避難者支援班で構成する。（下記表参照。）
- ・各活動班の班員は、各居住組の組長から推薦を受けて、会長が指名する。
- ・各活動班の班長は、班員の中から会長が指名する。

活動班と主な活動内容（例）

活動班	活動内容
総務班	避難者の管理、問合せへの対応、来客者への対応、取材への対応、郵便物・宅配便の荷物の取次ぎ、記録
情報班	情報収集、災害対策本部への情報伝達、避難所内外への情報伝達
食料・物資班	食料・物資の調達、食料・物資の受入、食料の管理・配給
施設管理班	危険箇所への対応、防火・防犯
保健・衛生班	医療・介護、トイレ、衛生管理、生活用水の管理、清掃、ゴミ、ペット
ボランティア班	ボランティア受付簿作成
避難者支援班	困りごと相談、交流の場の提供、要配慮者支援、避難所外避難者支援

3 活動班の役割

多くの避難者が共同生活を行っていくためには、多くの仕事があるので、仕事内容に応じた活動班を設け、効率よく作業を行う。

(1) 総務班

ア 避難者の管理

(ア) 避難者名簿の管理

- ・避難者の状況（現在数・退所者数・入所者数）を把握し、常に最新の名簿に更新する。

(イ) 入所者・退所者の管理

【入所者がいたら】

- ・新しい入所者に記入用紙を渡し、記入してもらい、名簿に加える。
- ・空いているスペースを確認して、部屋割りを行う。
- ・避難所の生活ルールについて新しい入所者に説明する。

【退所者がいたら】

- ・退所者の退所日時、連絡先などを記録する。
- ・退所者の空きスペースを把握し、新しい入所者のために活用する。
- ・退所者の情報（避難者名簿に記載されている情報）は、そのまま残す。

(ウ) 外泊者の管理（様式6）

- ・外泊届用紙を作成し、氏名、期間、連絡先等を記載してもらう。
- ・各組の組長を通じ、外泊届けを受理し、外泊者を把握する。

イ 問合せへの対応

- ・安否確認に対応する。
- ・避難者への伝言を掲示する。

ウ 来客者への対応

- ・避難者のプライバシーを確保するため、来客者には、居住空間には立ち入らせないで、入口近くに面会所を用意して対応する。

エ 取材への対応

- ・取材に当たっての注意事項を伝える。（様式7）
- ・取材をする場合には、受付用紙に記載させる。（様式8）
- ・避難者の寝起きする居住空間での見学・取材は禁止する。
- ・避難者のプライバシーを確保するため、取材には必ず班員が立ち会う。

オ 郵便物・宅配便の荷物の取次ぎ

- ・郵便物及び宅配便の荷物は、郵便局員及び宅配業者から直接避難者へ手渡しさせる。
- ・手渡しが困難な場合、郵便物及び宅配便の荷物は総務班で保管する。

カ 記録

- ・避難所の運営を記録する。

(2) 情報班

ア 情報収集

(ア) 関係機関からの情報収集

- ・各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。

(イ) 他の避難所との情報交換

- ・避難所の混雑を防ぐため、避難者の受入れ状況について、地域内の避難所同士で情報交換する。

(ウ) 各種マスコミからの情報収集

- ・テレビ、ラジオ、新聞などにより、情報収集する。

イ 災害対策本部への情報伝達

- ・避難所の状況を定期的に報告する。
- ・運営会議の要望を伝達する。

ウ 避難者への情報伝達

- ・掲示板を作成する。
- ・避難所内での情報伝達は、掲示板への記載又は張り紙を用いることとし、併せて館内放送や口頭で知らせる。
- ・避難者へ定期的に掲示板を見るように呼び掛ける。
- ・掲示板に掲載する情報には、掲示開始日時を記載する。

(3) 食料・物資班

ア 食料・物資の調達

- ・必要な食料・物資を災害対策本部に要請する。
- ・各避難者に持ち寄った食料の提供を呼びかける。

イ 食料・物資の受入

- ・食料、物資受入簿を作成する。（様式9）
- ・食料、物資の受入のための専用のスペースを設ける。
- ・食料、物資の受入・仕分に必要な人員を確保する。

ウ 食料及び物資の管理・配給

(ア) 食料及び物資の管理

- ・食料管理簿及び物資管理簿を作成する。（様式10、11）
- ・食料及び物資の種類と在庫数を常に把握しておく。
- ・食料及び物資の保管には十分に注意を払う。
- ・不要な食料及び物資は災害対策本部に返却する。

(1) 食料及び物資の配給

- ・食料及び物資は世帯単位とし、代表者に配給する。
- ・食料及び物資は、要配慮者に優先して配給する。
- ・食料の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、食物アレルギーの避難者が安心して食べられるように配慮する。
- ・トラブル防止のため、避難所外避難者が食料及び物資を受け取りに来ることを周知する。

(4) 施設管理班

ア 危険箇所への対応

- ・余震が発生した場合には、専門家による施設の危険度判定を要請する。
- ・危険箇所は「立ち入り禁止」を表示する。
- ・危険箇所の補修を施設管理者に要請する。

イ 防火・防犯

- ・火気取扱場所及び喫煙場所を指定する。
- ・火気取扱いに注意を呼び掛ける。
- ・夜間の当直制度を設ける。
- ・夜間の巡回を行い、外部者の出入りをチェックする。

(5) 保健・衛生班

ア 医療・介護

- ・近隣の救護所の開設状況を把握する。
- ・医療機関の開設状況を把握する。
- ・健康相談を行う窓口を設ける。
- ・医薬品の種類、数量について把握する。
- ・傷病者について把握する。
- ・避難所での生活が困難な者については、施設や病院への収容を要請する。
- ・医師や保健師等の巡回による診察が受けられるよう可能な限り診察スペースを設置する。

イ トイレ

- ・水道や下水道、トイレ施設等の使用可能状況（断水の有無等）を調べる。
- ・プールや近くの河川等から、トイレ用水を確保する。また、断水時には予めバケツを用意し、使った人は次の人のために用水を汲んでおくことを周知する。
- ・災害により既設トイレが使用できない場合は、仮設トイレを設置し、割合

はできるだけ女性用を多く設置するよう検討する。

- ・介助者同伴の方や LGBT にも配慮し、共同トイレを用意するよう努める。
- ・要配慮者用の多目的トイレの設置を検討する。

ウ 衛生管理

- ・「手洗い」を徹底させる。
- ・食器の衛生管理を徹底させる。
- ・風邪など感染症の防止に努める。

エ 生活用水の管理

- ・生活用水は用途に応じて分ける。
- ・節水に努める。

オ 清掃

(ア) 共用部分の清掃

- ・居住組を単位として当番制を作り、交代で清掃を実施させる。

(イ) 居室部分の清掃

- ・居室の清掃を実施させる。

カ ゴミ

- ・避難所敷地内にゴミ集積場を設置する。
- ・ゴミの分別収集を徹底し、ゴミ集積場を清潔に保つ。
- ・ゴミが分別しやすいようゴミの内容ごとに分別区分が表示された分別表を掲載する。

キ ペット

- ・ペット飼育者名簿を作成する。（様式 12）
- ・敷地内の屋外にペットハウス（テントなど）を設け飼育する。
- ・ペットの飼育は、飼い主に全責任をもって行わせる。

(6) ボランティア班

- ・ボランティア受付簿を作成する。（様式 13）
- ・ボランティアセンターの登録を確認する。
- ・ボランティアの役割分担を決める。
- ・ボランティアに名札や腕章を着用させる。

(7) 避難者支援班

ア 困りごと相談

- ・生活の困りごとを相談する窓口を設置する。

イ 交流の場の提供

- ・避難者や地域の被災者が交流する機会を設ける。
- ・避難所や近隣の施設に交流スペースを作ったり、避難者等が外出する機会を設けたりし、避難者の避難生活による孤立の防止や心身のリフレッシュなどに努める。

4 生活の配慮とルール

(1) 生活の配慮

避難所で多くの人々が快適な共同生活を送るため、次の事項に配慮する。

ア プライバシーの配慮

- ・個人情報の取扱いについては、十分注意する。
- ・間仕切りを設置し、個人や世帯のプライバシーを保護する。
- ・プライバシーに関することは、直接本人に伝える。
- ・DV（ドメスティック・バイオレンス）等の配慮が必要な避難者については、避難者名簿等の情報管理に留意する。

イ 要配慮者への配慮

- ・要介護高齢者、障害者、妊産婦、その他生活に特別な配慮を必要とする避難者には、一人ひとりの心身の状況に応じた生活ができるよう配慮する。
- ・視覚障害者や移動の不自由な高齢者や障害者には、音声による情報提供を行う。
- ・固形食の摂取が困難な高齢者や障害者の食料に配慮する。
- ・高齢者や障害者用に専用の洋式トイレを用意する。

ウ 女性への配慮

- ・専用のトイレ、着替えや授乳場所、就寝スペース等を確保する。
- ・女性用トイレには、女性用品を常備するよう努める。
- ・女性専用の相談窓口を設置する。

エ 外国人への配慮

- ・外国人には、使用する言語や生活習慣等に配慮する。
- ・日本語の放送に合わせ、外国語による放送にも努める。
- ・掲示板への記載及び案内表示については、外国語表記のものを用意する。
- ・相談窓口には、通訳を配置するよう努める。
- ・資料は、外国語の資料も用意する。

(2) 生活ルールの周知

多くの避難者が共同生活を送るため、「避難所生活の心得」を定め、避難者

に周知できるようわかりやすい場所に掲示し、併せて入所者に配布する。(様式14)

5 避難所外避難者への対応

(1) 避難所外避難者への情報発信

避難所外避難者が受けることのできる支援等についても、避難所内の掲示板への記載、相談窓口の設置、防災行政無線・市町村のホームページ・SNS等の活用や、自治会、民生委員やボランティア等との連携等により広く情報が行き届くよう周知を図ること。

＜発信すべき情報の例＞

- ・食料及び物資の提供場所、時刻
- ・被災者生活再建支援法など生活に関する支援内容、窓口
- ・仮設住宅など住まいに関する支援内容、窓口
- ・災害廃棄物の処分方法
- ・エコノミークラス症候群や熱中症等に関する注意喚起
- ・医療提供体制 等

(2) 食料及び物資の提供

原則として、避難所において食料及び物資を提供することとするが、要配慮者など避難所に食料及び物資を受け取りに来ることが困難な者には、自治会、民生委員、ケアマネージャーやボランティア等との連携等により必要な食料及び物資の配布を検討する。

なお、地域の実情に応じて、車中泊避難者に円滑に食料及び物資を提供するための拠点場所（避難所でも可）を設置することも有効である。

(3) 避難所等に行くことが困難な避難所外避難者のニーズの把握

自治会、民生委員、ケアマネージャーやボランティア等との連携による聞き取り調査や、市町村のホームページやSNS等の活用等により、要配慮者など避難所やボランティアセンター等に行くことが困難な避難所外避難者のニーズの把握に努める。

避難所運営のための様式集

避難所の案内図、施設の配置図、各種の様式をあらかじめ作成する。

- (1) 案内図（周辺地図）－省略
- (2) 施設の配置図（現況、使用予定図）－省略
- (3) 避難所名簿用紙（避難所用）（様式1）
- (4) 避難所名簿用紙（在宅避難用）（様式2）
- (5) 避難所名簿用紙（車中泊避難用）（様式3）
- (6) 避難所開設報告（様式4）
- (7) 避難所の運営会議要領（様式5）
- (8) 外泊届け用紙（様式6）
- (9) 取材者への注意事項（様式7）
- (10) 取材者受付用紙（様式8）
- (11) 食料・物資受入簿（様式9）
- (12) 食料管理簿（様式10）
- (13) 物資管理簿（様式11）
- (14) ペット飼育者名簿（様式12）
- (15) ボランティア受付簿（様式13）
- (16) 避難所生活の心得（様式14）
- (17) 避難所伝言掲示板（様式15）

(様式1)

避難者名簿用紙（避難所用）

避難所名		受付者	
------	--	-----	--

世帯単位で記入

住所				自治会名				
(フリガナ) 氏名	続柄	性別	年齢	職業	避難日	配慮事項 (要介護度、 既往症の有 無等)	退去日	離散家族の氏名・続 柄
		男 ・ 女						
		男 ・ 女						
		男 ・ 女						
		男 ・ 女						
		男 ・ 女						
		男 ・ 女						
		男 ・ 女						
		男 ・ 女						
		男 ・ 女						

(様式2)

避難者名簿用紙（在宅避難用）

避難所名		受付者	
------	--	-----	--

世帯単位で記入

	住所			自治会名				
避難場所	・自宅 ・その他の場所（ ）							
連絡先								
避難物資の 受取方法	・避難所で受け取ることができる ・自宅での受け取りを希望する（理由： ） ・その他（ ）							
(フリガナ) 氏名	続柄	性別	年齢	職業	避難日	配慮事項 (要介護度、 既往症の有 無等)	退去日	離散家族の氏名・続 柄
		男 ・ 女						
		男 ・ 女						
		男 ・ 女						
		男 ・ 女						
		男 ・ 女						
		男 ・ 女						

(様式3)

避難者名簿用紙（車中泊避難用）

避難所名		受付者	
------	--	-----	--

世帯単位で記入

	住所				・	自治会名		
車名					色			
車両ナンバー								
連絡先								
駐車場所	・避難所内（ ） ・避難所外（ ）							
避難物資の受取方法	・避難所で受け取ることができる ・駐車場所での受け取りを希望する（理由： ） ・その他（ ）							
(フリガナ) 氏名	続柄	性別	年齢	職業	避難日	配慮事項 (要介護度、 既往症の有 無等)	退去日	離散家族の氏名・続 柄
		男 ・ 女						
		男 ・ 女						
		男 ・ 女						
		男 ・ 女						
		男 ・ 女						
		男 ・ 女						

(様式4)

避難所状況報告書（第1報）～開設後すぐ

※ 避難所を開設したら、災害対策本部（〇〇〇－〇〇〇〇）までファックスしてください。ファックスが使えない場合には、下記通信欄の内容を（〇〇〇－△△△△）まで電話で連絡してください。

※ **第1報です。** わかる範囲で報告してかまいませんから、**速やか**に報告してください。

避難所名	
開設日時	平成 年 月 日 時 分
避難理由	避難指示 ・ 避難勧告 ・ 避難準備情報 ・ 自主避難

災害対策本部受信者

報告日時	平成 年 月 日 時 分	報告者名	
避難所 連絡手段	FAX — — 電話番号 — — その他		
避難所 の 状 況 等	避難者数・避難世帯数	人（男性 人・女性 人）	
		世帯	
	避難所の応急危険度判定	未実施・安全・要注意・危険	
ライフラインの状況	断水・停電・ガス停・電話不通・携帯電話不通		
緊急を要する事項（負傷者等の状況を中心に具体的に箇条書きで記入してください）			
参集した避難所担当者			
参集した施設管理者			

(様式5)

〇〇〇〇避難所運営会議要領

(目的)

第1条 〇〇〇〇避難所の運営について協議するため、〇〇〇〇避難所運営会議(以下「運営会議」という。)を設ける。

(構成)

第2条 運営会議は、会長、副会長、活動班の班長及び居住組の代表者各1名をもって充てる。

(協議)

第3条 運営会議は、避難所の円滑な運営を図るため、必要な事項について協議する。主な協議事項は以下のとおり。

- (1) 役員の選出
- (2) 避難所の運営方針
- (3) 行政機関への要請、申し入れ
- (4) ボランティアの受け入れ
- (5) マスコミ取材への対応方針
- (6) 避難所のルールづくり
- (7) 活動班の編成
- (8) その他必要な事項

(運営会議の組織)

第4条 運営会議には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 各活動班の班長 1名

(役員の職務)

第5条 会長は、運営会議を代表し、避難所の事務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときには、その職務を代行する。

3 各活動班の班長は、班を総括する。

(活動班)

第6条 運営会議に、次の活動班を設ける。また、必要に応じて、活動班を新設、統合する。

(1) 総務班

避難者の管理、問い合わせへの対応、来客者への対応、取材への対応、郵便・宅配便の荷物の取り次ぎ、避難所運営の記録、困りごと相談窓口の設置

など

(2) 情報班

情報収集、災害対策本部への情報伝達、避難所内の情報伝達など

(3) 食料・物資班

食料・物資の調達、食料・物資の受入、食料の管理・配給、物資の管理・配給など

(4) 施設管理班

危険箇所への対応、防火・防犯

(5) 保健・衛生班

医療・介護、衛生管理、生活用水の管理、ゴミ、トイレ、掃除、ペットに関すること

(6) ボランティア班

ボランティアの受入れ

(7) 避難者支援班

困りごと相談、交流の場の提供、要配慮者支援

(会議)

第7条 運営会議は、毎日 時に定例会を開催し、会長が議長となる。また、避難所の運営活動等のため会長が必要と認めるとき臨時に会議を開催する。

(疑義)

第8条 避難所の運営について、この要領に定められていない事項又は疑義が生じた場合は、その都度運営会議で協議して決定する。

(様式6)

(ふりがな)		居住組
氏名		
外泊期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (計 日間)	
同行者		
緊急の場合の連絡先 (希望者のみ)		

(様式8)

取材者用受付用紙

〈お帰りの際にも必ず受付へお立ち寄り下さい〉

受付日時 年 月 日 時 分		退所日時 年 月 日 時 分	
代表者	氏名		
	所属		
	連絡先(住所・TEL)		
同行者	氏名	所属	
取材目的	※オンエア、記事発表などの予定：		
避難所側付添者 氏名	〈名刺添付場所〉		
特記事項			

(様式9)

月 日	受入時刻	品 名	数量(単位)	送 付 元	受入担当者
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				

(様式10)

月 日		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
長期保存 可能な 食品	米													
	レトルト飯													
	乾パン													
	インスタトスーフ													
	インスタトラーメン													
	缶詰													
炊き出し 用の食品	生肉													
	野菜													
	生卵													
	練製品													
	生麺													
	果物													
飲料品	ミネラルウォーター													
	お茶													
	ジュース													
調味料	醤油													
	ソース													
	砂糖													
	塩													
	だしの素													
その他	粉ミルク													

(様式11)

月 日			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
衣料品	男性衣類	上着											
		ズボン											
		下着											
		靴下											
		パジャマ											
		防寒着											
	女性衣類	上着											
		ズボン・スカート											
		下着											
		靴下・ストッキング											
		パジャマ											
		防寒着											
	子供衣類	上着											
		ズボン・スカート											
		下着											
		靴下											
		ハビ衣服・肌着											
	生活用品	生理用品											
大人用オムツ													
乳児用オムツ													
ティッシュペーパー													
トイレットペーパー													
シャンプー・リンス													
石鹸・洗剤													
歯ブラシセット													
台所用品	鍋・フライパン												
	包丁												
	皿(平皿・深皿)												
	箸・スプーン・フォーク												

(様式12)

ペット飼育者名簿

	飼育者 (住所・氏名)	動物の種類	性別	体格	飼育場所	毛色	その他 (退所日等)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

(様式13)

ボランティア受付簿

No.

受付日	年	月	日
-----	---	---	---

(避難所名：)

No.	氏名・住所・電話	性別	職業	過去のボランティア経験の有無とその内容	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	

〇〇〇〇避難所生活の心得

この避難所は、避難者自らによる助け合いや協働の精神により、自主的に運営されています。この避難所のルールは以下のとおりです。

- 1 この避難所は地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難者の代表からなる運営会議を組織します。
 - 運営会議は、毎日 時に定例会議を開きます。
 - 運営会議に、総務、・・・・の各班を避難者から編成します。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧するところを目処に閉鎖します。
- 4 避難者は家族単位で登録しています。新しく避難した方は総務班に連絡してください。また、退所する方は総務班に転出先を連絡してください。
- 5 犬・猫などのペットは、屋外のペットハウスで飼育してください。
- 6 職員室、調理室、保健室など施設管理上立ち入りことを制限する場所もあります。「立入禁止」「使用禁止」「利用上の注意」等の指示、張り紙には必ず従ってください。
- 7 食料、物資の配給は食料・物資班が行います。
 - 食料、物資等の配給は平等ですが、緊急の場合には、高齢者、子供、妊産婦などを優先します。
 - 食料、物資等は世帯ごとに配給します。
 - ミルク・おむつなど特別な要望は食料・物資班にお申し出ください。
 - 物資が不足する場合に、手持ちの食料などの提供を御願いする場合があります。また、自宅に立ち入ることが可能な場合は、一度自宅に戻って、備蓄食料や毛布などを避難所にお持ちください。
- 8 消灯は、夜 時です。
 - 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
- 9 公衆電話は緊急用とします。携帯電話の使用は、所定の場所以外では禁止します。
- 10 所定の場所以外での、喫煙、飲酒を禁止します。また、裸火の使用も禁止します。
- 11 不審な人物を見かけたら、施設管理班まで連絡してください。
- 12 各種要望は、運営会議で検討して災害対策本部に要請しますので、各班までお申し出ください。

(様式15)

〇〇避難所伝言掲示板(例)

〇月〇日〇時現在

避難者の状況

- ・男
- ・女

食料の配給時間

物資の状況

- ・不足物資
- ・配布可能物資

清掃の時間

運営会議の開催

- ・日時
- ・場所

ライフラインの状況

- ・電気
- ・ガス
- ・水道
- ・電話
- ・鉄道
- ・道路

災害対策本部からの連絡事項

本日の当直担当者

- ・昼
- ・夜

郵便物、宅配便の荷物の保管状況

他の避難所の状況

(資料編Ⅱ-2-8-5) 避難誘導要領

(1) 避難誘導の基本的な考え方

- ア 園児、児童及び生徒の生命の安全保持を第一とする。
- イ 園児、児童及び生徒の恐怖心を大きくしないように、教師は的確な判断と毅然たる態度をもち信頼を失わないようにする。
- ウ 平素から、あらゆる機会をとらえて、集団行動の規律の徹底を図り、統一のとれた行動がとれるようにする。

(2) 避難場所の設定

避難経路及び避難場所は、一箇所だけでなく、第一、第二の避難経路及び避難場所を確保する。
なお、避難場所は、市町村の防災計画の避難場所と以下のことを検討の上確保する。

- ア 危険物保有施設の近くでないこと。
- イ 近くの建物から火災が発生しても安全な広さがあること。
- ウ 建物が倒れても安全な広さがあること。
- エ 傾斜地でないこと。
- オ 埋めたて地でないこと。
- カ 高圧線などがないこと。
- キ 深い穴、河川、低地及び崖付近でないこと。

(3) 避難要領

災害が発生したときは、適切な情報を得て的確な判断のもとに行動する。

- ア 地震発生時は混乱を招くので、原則として一時机の下などに退避し、第一震が止むと同時に次の退避措置をとる。
- イ 緊急事態の際は、学級又は学年が教師の指示に従って、それぞれ安全な場所に退避する。
- ウ 園児、児童及び生徒の掌握（人員点呼）、安全の確認をする。
- エ 家庭への連絡と園児、児童及び生徒の引き渡しを確実にする。

(資料編Ⅱ-2-10-1) 食料及び生活必需品等の備蓄

1 食料の備蓄と積算

品目	目標数	計算式
主食	①+②+③×1.1(予備1割) 1,399,877食 →140万食	避難所避難者数 54,180人×3食×1.5日分=243,810食…①
		災害救助従事者数 18,729人※1×3食×3日分=168,561食…②
		駅周辺帰宅困難者数 286,748人※2×3食×1日分=860,244食…③
粉乳	520kg	避難所避難乳幼児数 867人※3×0.2kg/1人×3日分
ほ乳瓶(乳首付き)	1,734本→1,750本	避難所避難乳幼児数 867人※3×2本/1人
ゴム製乳首(単品)	1,734個→1,750本	避難所避難乳幼児数 867人※3×2個/1人
番重(蓋付き)	200セット	40セット×5防災基地

2 生活必需品

品名	毛布	下着	タオル	くつ下	ローソク	使い捨てトイレ
数量	54,738枚	50,790組	39,727枚	42,500足	31,900本	320,500枚

(令和4年4月1日現在)

3 防災用資機材

品名	仮設トイレ	簡易トイレ	発動発電機	ブルーシート	土嚢袋
数量	125台	4,646個	144台	10,070枚	21,000枚

(令和4年4月1日現在)

(資料編Ⅱ-2-10-2)給水車等保有状況

(令和4年4月1日現在)

事業体名	車両		給水容器				機材
	給水車	トラック等	仮設水槽	給水タンク	ポリ容器	飲料水袋	
さいたま市	4 ³ m ³ 2台 (圧送式) 2 ³ m ³ 4台 (圧送式) 1.8 ³ m ³ 4台 (圧送式)	トラック 2t 1台 クレーン車 2台	1 ³ m ³ 200基 (折畳式)	1 ³ m ³ 3基	10ℓ 2,030個	6ℓ 91,720枚	応急給水装置 138基 発電機 117台 投光器 115個
川越市	2 ³ m ³ 2台 (圧送式)	トラック 3t 1台 2t 1台 クレーン車 2t 1台	1 ³ m ³ 3基	2 ³ m ³ 1基 1 ³ m ³ 11基	20ℓ 920個	10ℓ 4,100枚 6ℓ 30,000枚 3ℓ 32,000枚	応急給水装置 18基 ろ過機 3基
熊谷市	2 ³ m ³ 1台 (圧送式)	その他 11台		1.5 ³ m ³ 2基 (アルミ) 1 ³ m ³ 4基(アルミ)		10ℓ 2,100枚 6ℓ 1,000枚	応急給水装置 12基 発電機 1台 鋼管切断機 1台
川口市	3.5 ³ m ³ 1台 3.4 ³ m ³ 1台 2 ³ m ³ 2台	トラック 1台 その他 27台	1 ³ m ³ 2基 2 ³ m ³ 2基	2 ³ m ³ 45基 1 ³ m ³ 10基	20ℓ 192個 18ℓ 1,989個	10ℓ 53,927枚 6ℓ 18,500枚 5ℓ 520枚 4ℓ 8,000枚	応急給水装置 130基 発電機 28台 投光器 3個 鋼管切断機 2台
行田市		トラック 2台		1 ³ m ³ 2基 0.5 ³ m ³ 2基	20ℓ 60個	6ℓ 1,500枚	発電機 2台
所沢市	2 ³ m ³ 2台 (圧送式) 3.8 ³ m ³ 1台 (圧送式) 3.4 ³ m ³ 1台 (圧送式)	トラック 2t 2台 緊急用自動 (赤橙)2台	1 ³ m ³ 5基	1 ³ m ³ 71基 (ポリタンク)	10ℓ 60,900個	6ℓ 7,700枚	応急給水装置 65基 発電機 5台 投光器 4個 鋼管切断機 1台
飯能市	1.7 ³ m ³ 1台	トラック 2t 1台		1 ³ m ³ 2基 (ステンレス)	20ℓ 75個	6ℓ 6,500枚 4ℓ 1,000枚	応急給水装置 11基 発電機 2台 投光器 2個
加須市	3 ³ m ³ 1台	トラック 4台		1 ³ m ³ 7基 0.5 ³ m ³ 3基	20ℓ 267個	10ℓ 1,753枚 6ℓ 10,189枚	発電機 7台 投光器 1個
本庄市	2 ³ m ³ 1台			0.3 ³ m ³ 2基	20ℓ 60個	10ℓ 2,200枚 6ℓ 1,401枚	応急給水装置 3基
東松山市	1.8 ³ m ³ 1台	トラック 2t 2台	200ℓ 1個	1.5 ³ m ³ 6基	20ℓ 800個 10ℓ 5,600個	6ℓ 25,200枚	応急給水装置 15基 発電機 1台
春日部市	2 ³ m ³ 2台	トラック 1t 2台	1 ³ m ³ 8基	2 ³ m ³ 1基 1 ³ m ³ 10基	20ℓ 244個 10ℓ 127個	6ℓ 21,495枚	応急給水装置 2基 発電機 4台 投光器 5個 鋼管切断機 2台
狭山市	2 ³ m ³ 1台 (圧送式)	トラック 1t 1台	1 ³ m ³ 4基	1 ³ m ³ 3基	20ℓ 144個 5ℓ 58個	6ℓ 4,781枚 4ℓ 247枚	
羽生市		トラック 1.25t 1台		1 ³ m ³ 2基 0.5 ³ m ³ 10基	20ℓ 295個 10ℓ 537個	10ℓ 666枚 6ℓ 673枚 5ℓ 2,749枚 3ℓ 1,724枚	応急給水装置 3基 発電機 2台 投光器 2個
鴻巣市	1.75 ³ m ³ 1台	トラック 2t 1台		2 ³ m ³ 1基 1 ³ m ³ 2基	20ℓ 1300個	10ℓ 944枚 6ℓ 7,094枚	発電機 5台 投光器 8個
深谷市	3 ³ m ³ 1台	トラック 2t 1台	1 ³ m ³ 4個	2 ³ m ³ 1基 1 ³ m ³ 6基	20ℓ 6個 10ℓ 114個	10ℓ 1,220枚 6ℓ 226枚 4ℓ 3,318枚	応急給水装置 1基 発電機 4台 投光器 4個

区分 事業体名	車両		給水容器				機材
	給水車	トラック等	仮設水槽	給水タンク	ポリ容器	飲料水袋	
上尾市	2m ³ 1台 (圧送式) 1.8m ³ 1台 (圧送式)	トラック 2台		1m ³ 15基(布) 1m ³ 8基(アルミ) 0.5m ³ 60基(布)	18ℓ 459個	6ℓ 12,200枚	応急給水装置 77基 発電機 4台 投光器 12個
草加市	2m ³ 1台 1.8m ³ 1台	後方車両 12台		1m ³ 2基(ステン) 1m ³ 1基 (ホリプロレノ) 0.5m ³ ウォーター ハルーン 22基	20ℓ 1,004個 10ℓ 2,800個	6ℓ 3,500枚 5ℓ 800枚 4ℓ 14,000枚	応急給水装置 10基 発電機 5台 投光器 10個
蕨市	2m ³ 1台	トラック1t 1台 その他 4台	1m ³ 1基	1m ³ 6基		10ℓ 4,114枚 6ℓ 400枚	応急給水装置 5基 発電機 1台 投光器 2個
戸田市	2m ³ 1台 (圧送式) 1.6m ³ 1台 (圧送式)	トラック 1.5t 1台 1.25t 1台		1m ³ 7基	20ℓ 10個 10ℓ 10個	6ℓ 1,000枚	応急給水装置 10基
入間市	2m ³ 2台 (圧送式)	トラック 2t 1台	1m ³ 10基	1m ³ 8基 0.5m ³ 3基	5ℓ 1,720個	6ℓ 6,600枚	応急給水装置 8基 発電機 8台
朝霞市	2m ³ 2台	トラック 1.5t 1台		1m ³ 2基		10ℓ 4,700枚 5ℓ 8,500枚 4ℓ 7,250枚	応急給水装置 51基 発電機 9台 投光器 6個
志木市	1台 (圧送式)	トラック 1.25t 2台		1m ³ 2基	20ℓ 100個	6ℓ 3,300枚	応急給水装置 7基 発電機 4台
和光市		トラック 1台		1m ³ 1基	20ℓ 300個	6ℓ 6,000枚	
新座市	2m ³ 2台 (圧送式)	トラック 0.35t 1台		0.5m ³ 1基 0.7m ³ 3基 1m ³ 7基	20ℓ 580個	6ℓ 37,600枚	
久喜市	1.7m ³ 1台	トラック 2t 3台 軽トラック 4台		1m ³ 6基 1m ³ ウォーター ハルーン10基		6ℓ 6,480枚	発電機 7台 投光器 8個
八潮市	3m ³ 1台 1.7m ³ 1台	クレーン車 2.9t 1台		2m ³ 2基 1m ³ 11基		6ℓ 24,949枚	
富士見市	2m ³ 1台	軽トラック 4台	1m ³ 1基	1m ³ 1基 0.5m ³ 6基	20ℓ 170個	6ℓ 30,000枚	応急給水装置 5基
三郷市	2m ³ 1台 1.9m ³ 1台	トラック 1台 指揮車 1台	1t 10基 組立水槽 1m ³ 25基	0.3m ³ 1基	18ℓ 300個	6ℓ 8,200枚	発電機 3台 投光器 3個
蓮田市	1.6m ³ 1台	トラック 2t 1台		1.5m ³ 1基 1m ³ 4基	20ℓ 300個	6ℓ 5,100枚	応急給水装置 1基
幸手市	2m ³ 1台	トラック 1t 1台 軽トラック 5台		1m ³ 4基		6ℓ 16,484枚	発電機 1台
日高市	2m ³ 1台 (圧送式)	トラック 1t 1台 広報車 2台	1m ³ 2基	1m ³ 1基	20ℓ 80個	6ℓ 1,500枚	応急給水装置 27基 発電機 2台 投光器 3個
吉川市	2m ³ 1台 (加圧式)			0.5m ³ 6基	18ℓ 62個	6ℓ 15,000枚 4ℓ 1,715枚	応急給水装置 10基 投光器 2個
ふじみ野市	2m ³ 1台	発電機搭載 車 3t 1台		1m ³ 6基 0.5m ³ 9基 0.25m ³ 2基	20ℓ 100個 10ℓ 500個	6ℓ 6,700枚 4ℓ 1,700枚	
伊奈町	1.75m ³ 1台	トラック 1.5t 1台	0.5m ³ 3基	1m ³ 2基 0.3m ³ 1基	20ℓ 90個 10ℓ 53個	6ℓ 5,000枚	
三芳町	2m ³ 1台	トラック 1.5t 1台	1m ³ 1基	1m ³ 2基	20ℓ 200個	10ℓ 4,200枚 6ℓ 2,000枚	

区分 事業体名	車両		給水容器				機材
	給水車	トラック等	仮設水槽	給水タンク	ポリ容器	飲料水袋	
毛呂山町		トラック 2台		1.5 ^m 2基	20ℓ 100個	10ℓ 500枚	応急給水装置 3基
越生町		トラック 1台		1.5 ^m 1基	20ℓ 20個		発電機 1台 投光器 1個
滑川町			1 ^m 2基	0.5 ^m 10基		6ℓ 1,000枚	
嵐山町		トラック 2t 1台	1 ^m 5基	1.5 ^m 1基	20ℓ 39個	6ℓ 6,000枚	浄水機 1台
小川町		トラック 2t 1台 0.35t 1台 緊急車両等 6台		1.5 ^m 1基 (アルミ)	23ℓ 3個 10ℓ 13個	6ℓ 5,920枚	発電機 2台 投光器 6個
川島町		トラック 1t 1台		1 ^m 1基 1.5 ^m 1基	10ℓ 52個 20ℓ 6個	10ℓ 2,400枚	
吉見町		トラック 1台		1 ^m 1基(ステン) 2基 (ホリフロビレン)	20ℓ 120個	6ℓ 4,000枚	ろ過機 4基 発電機 12台 投光器 16個
鳩山町				1.8 ^m 2基	20ℓ 80個	6ℓ 100枚	
ときがわ町				1 ^m 1基(ステン) 0.5 ^m 2基 (ホリフロビレン)			
東秩父村				0.28 ^m 1基	20ℓ 100個	6ℓ 400枚	発電機 1台 投光器 2個
美里町		トラック 1台		1 ^m 1基 0.5 ^m 1基	20ℓ 20個	10ℓ 180枚	発電機 1台 投光器 1個
神川町		トラック 1.5t 1台		1 ^m 2基 0.5 ^m 1基	20ℓ 15個	10ℓ 310枚 6ℓ 92枚	投光器 1個
上里町	1.65 ^m 1台 (圧送式)			1 ^m 1基	10ℓ 9,231個	6ℓ 90枚	発電機 1台 投光器 3個
寄居町	1.8 ^m 1台 (圧送式)	トラック 1.5t 1台		1.5 ^m 1基 1.0 ^m 2基		10ℓ 389枚 6ℓ 584枚 4ℓ 422枚	発電機 3台 投光器 6個 鋼管切断機 1台
宮代町		トラック 2台 その他 3台		1 ^m 3基	20ℓ 45個 16ℓ 13個	6ℓ 1,059枚	応急給水装置 3基
白岡市		トラック 1.5t 1台	1 ^m 10基	1 ^m 2基 給水ハルーン 1 ^m 4基	10ℓ 28個 20ℓ 140個	6ℓ 7,800枚	応急給水装置 7基 発電機 3台 投光器 4個
杉戸町	2 ^m 1台 (圧送式)			1 ^m 1基	18ℓ 41個	6ℓ 3,328枚	応急給水装置 6基
埼玉県企業局	3.65 ^m 1台 (圧送式) 1.8 ^m 4台 (圧送式)	クレーン車4t ユニック2台		2 ^m 40基 1 ^m 12基	20ℓ 3,170個	6ℓ 3,500枚	応急給水装置 67基
越谷・松伏 水道企業団	2 ^m 2台 4 ^m 1台	トラック 3t 1台 2t 2台 クレーン車 0.75t 1台 その他 1台		1 ^m 3基(樹脂) 1 ^m 5基(アルミ)	20ℓ 308個	6ℓ 31,860枚	応急給水装置 50基 発電機 13台 投光器 26個
坂戸、鶴ヶ島 水道企業団	2 ^m 1台 (圧送式)			2 ^m 2基(布) 1 ^m 2基(アルミ) 0.5 ^m ウォーター ハルーン 54基	20ℓ 960個	4ℓ 33,000枚	応急給水装置 46基 投光器 3個
桶川北本水 道企業団	2 ^m 1台 (圧送式) 1.75 ^m 1台 (圧送式)	トラック 3台		2 ^m 1基(樹脂) 1 ^m 2基(アルミ) 0.5 ^m 9基 (PVCターホリン製)	20ℓ 68個 4ℓ 5,000枚	6ℓ 2,900枚 4ℓ 31,492枚	発電機 3台 投光器 3個
秩父広域市 町村圏組合	2 ^m 1台	トラック 1台	2 ^m 3基	2 ^m 3基 1.8 ^m 1基 1.5 ^m 6基 0.3 ^m 3基		10ℓ 1,800枚 6ℓ 1,600枚	応急給水装置 1基 発電機 5台 投光器 13個 鋼管切断機 1台

(資料編Ⅱ-2-10-3) 県(企業局)の備蓄水量

(令和4年4月現在)

施設名	備蓄水量 (m ³)
大久保浄水場	189,400
庄和浄水場	57,800
行田浄水場	112,200
新三郷浄水場	56,448
吉見浄水場	45,120
上赤坂中継ポンプ所	104,000
笹久保中継ポンプ所	10,000
高坂中継ポンプ所	14,200
江南中継ポンプ所	19,000
高倉中継ポンプ所	3,750
合計	611,918

(資料編Ⅱ-2-10-4) 食料調達先等

品目	調達先等	所在地
缶入りパン 乾パン アルファ米 等	県備蓄品	資料編Ⅱ-2-10-5参照
調製粉乳	育児用乳製品卸売・販売業者	資料編Ⅱ-2-10-6参照
哺乳ビン ゴム製乳首	県備蓄品	資料編Ⅱ-2-10-5参照
米穀	1 米穀卸売販売業者等の手持精米 2 前号で不足するときは、政府所有米穀(政府所有米穀の販売等に関する事務を委託された者から引渡しを受ける)	資料編Ⅱ-2-10-7参照
副食 (漬物、味噌、醤油)	関係製造業者手持品	資料編Ⅱ-2-10-8参照

名称	場所	連絡先 電話番号	備 蓄 量								
			缶入りバ ン (食)	乾パン (食)	アルファ 米(白 米) (食)	アルファ 米(わか め) (食)	レトルト がゆ (梅) (食)	番重 (蓋付 き) (個)	哺乳ビン (本)	ゴム製乳 首 (個)	使い捨て 哺乳ビン (セット) <small>※1セット5個入り</small>
総数(救助従事者分除く)			294,672	125,400	196,000	623,300	194,580	200	1,750	1,750	414
越谷防災基地	越谷市北後谷4	048-966-5291	14,016	0	2,500	57,250	7,500	40	250	250	
新座防災基地	新座市新塚5077-5	048-482-2575	94,224	0	18,000	152,000	50,010	40	250	250	276
秩父防災基地	小鹿野町長留2936-1	0494-22-3701	29,568	0	5,000	70,750	15,840	40	250	250	
中央防災基地	川島町上猪111-1	049-297-7416	93,864	0	17,000	144,700	50,010	40	250	250	
熊谷防災基地	熊谷市上川300	048-526-6210	63,000	0	11,000	63,100	33,600	40	250	250	
埼玉スタジアム2002	さいたま市緑区美園2-1	048-878-7001				72,400			250	250	
さいたまスーパーアリーナ	さいたま市中央区新都心8	048-601-1122				63,100			250	250	138
防災拠点校38校	以下のとおり			125,400	142,500		37,620				
上尾高校	上尾市浅間台1-6-1	048-772-3322		3,300	3,750		990				
朝霞高校	朝霞市幸町3-13-65	048-465-1010		3,300	3,750		990				
いずみ高校	さいたま市中央区円阿弥7-4-1	048-852-6880		3,300	3,750		990				
岩槻商業高校	さいたま市岩槻区太田1-4-1	048-756-0100		3,300	3,750		990				
浦和北高校	さいたま市桜区五関595	048-855-1000		3,300	3,750		990				
浦和第一女子高校	さいたま市浦和区岸町3-8-45	048-829-2031		3,300	3,750		990				
浦和西高校	さいたま市浦和区木崎3-1-1	048-831-4847		3,300	3,750		990				
大宮高校	さいたま市大宮区天沼町2-323	048-641-0931		3,300	3,750		990				
春日部高校	春日部市粕壁5539	048-752-3141		3,300	3,750		990				
春日部女子高校	春日部市粕壁東6-1-1	048-752-3591		3,300	3,750		990				
川口高校	川口市新井宿諏訪山963	048-282-1615		3,300	3,750		990				
川口工業高校	川口市南前川1-10-1	048-251-3081		3,300	3,750		990				
川越高校	川越市郭町2-6	049-222-0224		3,300	3,750		990				
川越工業高校	川越市西小仙波町2-28-1	049-222-0206		3,300	3,750		990				
久喜工業高校	久喜市野久喜474	0480-21-0761		3,300	3,750		990				
熊谷西高校	熊谷市三ヶ尻2066	048-532-8881		3,300	3,750		990				
鴻巣女子高校	鴻巣市天神1-1-72	048-541-0669		3,300	3,750		990				
越ヶ谷高校	越谷市越ヶ谷2788-1	048-965-3421		3,300	3,750		990				
越谷北高校	越谷市大泊500-1	048-974-0793		3,300	3,750		990				
坂戸高校	坂戸市上吉田586	049-281-3535		3,300	3,750		990				
幸手桜高校	幸手市北1-17-59	0480-42-1303		3,300	3,750		990				
狭山経済高校	狭山市稲荷山2-6-1	04-2952-6510		3,300	3,750		990				
進修館高校	行田市長野1320	048-556-6291		3,300	3,750		990				
杉戸高校	杉戸町清地1-1-36	0480-34-6074		3,300	3,750		990				
草加高校	草加市青柳5-3-1	048-935-4521		3,300	3,750		990				
旧玉川工業高校	ときがわ町玉川1903	0493-65-0881		3,300	3,750		990				
所沢商業高校	所沢市林2-88	04-2948-0888		3,300	3,750		990				
豊岡高校	人間市豊岡1-15-1	04-2962-5216		3,300	3,750		990				
南稜高校	戸田市美女木4-23-4	048-421-1211		3,300	3,750		990				
新座柳瀬高校	新座市大和田4-12-1	048-478-5151		3,300	3,750		990				
蓮田松韻高校	蓮田市黒浜4088	048-768-7820		3,300	3,750		990				
羽生実業高校	羽生市羽生323	048-561-0341		3,300	3,750		990				
飯能高校	飯能市本町17-13	042-973-4191		3,300	3,750		990				
深谷商業高校	深谷市原郷80	048-571-3321		3,300	3,750		990				
本庄高校	本庄市粕1-4-1	0495-21-1195		3,300	3,750		990				
松山女子高校	東松山市和泉町2-22	0493-22-0251		3,300	3,750		990				
和光高校	和光市新倉3-22-1	048-463-1207		3,300	3,750		990				
蕨高校	蕨市北町5-3-8	048-443-2473		3,300	3,750		990				

(資料編Ⅱ-2-10-6) ランニング備蓄委託店 (粉乳)

(令和4年4月1日現在)

委託店名	所在地 電話番号	保管場所 電話番号	委託量
株式会社 大木	東京都文京区音羽2-1-4 03-3947-2232	新東京物流センター 鴻巣市常光1515 048-540-6277	520kg

520kgのうち、7kgについてはアレルギー用粉乳とする。

(資料編Ⅱ-2-10-7) 米穀卸売販売業者等の事務所及び大型精米工場所在地

(令和4年4月1日現在)

米穀卸売販売業者名	事務所所在地 (電話番号)	精米工場所在地 (電話番号)
株式会社ナンブ	さいたま市浦和区 岸町4-2-16 048-822-3391	川口市新堀937-1 048-296-5613
株式会社イトーセーブ	川越市脇田新町10-14 049-246-7111	川越市石田169 049-224-0400
株式会社ミツハシ 行田工場	行田市長野3-31-3 048-564-3311	行田市長野3-31-3 048-564-3311
全農パールライス株式会社 埼玉営業所	久喜市樋ノ口15-1 0480-26-0051	久喜市樋ノ口15-1 0480-26-0051

(資料編Ⅱ-2-10-8) 副食・調味料生産者団体所在地

(令和4年4月1日現在)

食品名	生産者団体業者名	所在地	電話番号
副食	公益財団法人 埼玉県学校給食会	北本市朝日2-288	048-592-2115
漬物	埼玉県漬物協同組合	さいたま市北区别所町 1125-6	048-663-0255
味噌	有限会社新井武平商店	皆野町皆野1120-2	0494-62-0156
醤油	埼玉醤油工業協同組合	熊谷市銀座3-91-3	048-523-9494

【資料編Ⅱ-2-10-9】【備蓄物資保管場所（ランニング備蓄等）】

（令和4年3月31日現在）

品目 倉庫名	毛布 (枚)	下着 (組)	タオル (枚)	ローソク (本)	使い捨て トイレ (枚)	子供用 おむつ (枚)	大人用 おむつ (枚)	生理用品 (枚)	仮設 トイレ (台)	食品用ラ ップフィ ルム(個)
越谷防災基地	633			2,000	21,800		20,010	1,008	2	2,800
新座防災基地	3,668			3,984	44,900	5,274		1,008	20	2,800
秩父防災基地	788			400	12,500			1,008	10	2,800
中央防災基地	1,326			2,300	77,000	990		1,008	65	2,800
熊谷防災基地	1,426			2,000	39,200	4,887		1,008	28	2,800
埼玉スタジアム2002	1,705			1,744	70,500			504		
さいたまスーパーアリーナ	7,080				30,000			504		
防災拠点校38校	38,086	37,590	37,603	18,972						
計	54,692	37,590	37,603	31,400	295,900	11,151	20,010	6,048	125	14,000

【資料編Ⅱ-2-10-10】【医薬品等備蓄場所一覧】

備蓄品	設置場所	所在地	電話
※※	越谷防災基地	越谷市北後谷4	048-966-5291
※※	新座防災基地	新座市新塚5077-5	048-482-2575
*	秩父防災基地	小鹿野町長留2936-1	0494-22-3701
※※	中央防災基地	川島町上猪111-1	049-297-7416
*	熊谷防災基地	熊谷市上川上300	048-526-6210
*	埼玉スタジアム2002	さいたま市緑区美園2-1	048-812-2002
*	さいたまスーパーアリーナ	さいたま市中央区新都心8	048-601-1122
※	さいたま県税事務所	さいたま市浦和区北浦和5-6-5	048-822-5131
※	南部保健所	川口市前川1-11-1	048-262-6111
※	朝霞保健所	朝霞市青葉台1-10-5	048-461-0468
※	春日部保健所	春日部市大沼1-76	048-737-2133
※	草加保健所	草加市西町425-2	048-925-1551
※	鴻巣保健所	鴻巣市東4-5-10	048-541-0249
※	東松山保健所	東松山市若松町2-6-45	0493-22-0280
※	坂戸保健所	坂戸市石井2327-1	049-283-7815
※	狭山保健所	狭山市稲荷山2-16-1	04-2954-6212
※	加須保健所	加須市南町5-15	0480-61-1216
※	幸手保健所	幸手市中1-16-4	0480-42-1101
※	熊谷保健所	熊谷市末広3-9-1	048-523-2811
※	本庄保健所	本庄市前原1-8-12	0495-22-6481
※	秩父保健所	秩父市桜木町8-18	0494-22-3824
※	総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚148-1	048-781-2222
※	県立循環器・呼吸器病センター	熊谷市板井1696	048-536-9900
※	県立がんセンター	伊奈町小室780	048-722-1111
※	県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心1-2	048-601-2200
※	県立精神医療センター	伊奈町小室818-2	048-723-1111

注1 ※印は、緊急医薬品等医療セット備蓄場所で、1セットの内容品は次のとおりである。

保管ケース区分	内 容 品
診療・創傷ケース	聴診器、体温計、血圧計、注射器 他
蘇生・気管ケース	蘇生器、喉頭鏡、気管内チューブ 他
医薬品ケース	抗生物質、局所麻酔薬、外用薬 他
衛生材料ケース	包帯、ガーゼ、絆創膏、カット綿 他
事務用品ケース	ボールペン、マジック、カルテ 他

注2 *印は、軽治療用医薬品等の備蓄場所で、備蓄品目は、ポビドンヨード液、オキシドール、脱脂綿、ガーゼ、包帯、三角巾及び油紙である。

（資料編Ⅱ-2-10-11）【ランニング備蓄委託店一覧】

委託店名称	所在地	電話
株式会社スズケン大宮支店	さいたま市北区吉野町2-204-1	048-667-6311
株式会社スズケン加須支店	加須市三俣2-2-6	0480-62-8147
東邦薬品株式会社熊谷営業所	熊谷市問屋町1-2-8	048-524-2501
東邦薬品株式会社川越営業所	川越市問屋町14-1	049-225-1266
東邦薬品株式会社所沢・志木営業所	所沢市東所沢和田1-43-3	04-2951-1320
アルフレッサ株式会社熊谷事業所	熊谷市問屋町1-3-8	048-521-3813
アルフレッサ株式会社大宮事業所	さいたま市北区宮原町1-205	048-665-3211
白十字販売株式会社川越営業所	川越市問屋町11-2	049-224-8910
株式会社丸眞	秩父市宮側町13-3	0494-22-3505
株式会社大木新東京物流センター	鴻巣市常光1515-1	048-540-6177
株式会社富士薬品 セイムス大宮センター	さいたま市西区高木1099	048-621-3133

注 ランニング備蓄品目は、医薬品（鎮痛剤、シッフ剤、外皮用剤、感冒剤、止瀉剤、整腸剤、糖尿病薬、輸液、中枢神経系用薬、循環器官用薬、呼吸器官用薬、ホルモン剤、血液凝固阻止剤、アレルギー用薬及び抗生物質製剤・合成抗菌剤）と衛生材料（脱脂綿、ガーゼ、包帯及び絆創膏）であり、品目は委託店によって異なる。

災害時の医薬品等の供給に関する協定書

一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会（以下「甲」という。）と埼玉県（以下「乙」という。）は、災害時の医薬品等の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震等の自然災害や武力攻撃事態等による災害が発生した場合に、乙が行う医薬品等供給活動に対する甲の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（供給要請）

第2条 乙は、災害時における医薬品等供給活動の円滑な実施を図るため、必要があると認めた場合、甲に対して保有する医薬品等の供給を要請するものとする。

ただし、やむを得ない事情のため、前述の手続きが取れないときは、乙は直接甲の加入協会員に対し供給要請ができるものとする。

（要請事項の措置）

第3条 甲は、乙から前条の要請を受けた場合は、速やかに措置するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 供給する医薬品等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) その他乙が指定する物

（費用弁償）

第5条 乙は、医薬品等の供給要請により供給された医薬品等の実績に基づき、供給業者に支払うものとする。

（医薬品等の価格）

第6条 医薬品等の引き取り価格は、災害発生直前における適正な価格とし、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（協力・連携）

第7条 甲と乙は、災害時の医薬品等の供給に関し支障をきたさないよう常に点検、見直しを行い緊密な連携に努めるものとする。

(雑 則)

第8条 前各条に規定するもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙協議の上、定めるものとする。

第9条 この協定は、平成23年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年 4 月 1 日

熊谷市問屋町二丁目5番2号 アルフレッサ(株)内
甲 一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会
理事長 野 澤 信 明

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
乙 埼 玉 県
埼玉県知事 上 田 清 司

災害時の医療ガス等の供給に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会関東地域本部（以下「乙」という。）は、災害時の医療ガス等の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合に、甲が行う医療ガス等の確保に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（供給要請）

第2条 甲は、災害時における医療ガス等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し医療ガス等の供給を要請するものとする。

（供給要請に対する措置等）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、速やかに会員の中から医療ガス等を供給する事業者（以下「供給事業者」という。）を選定し、要請事項について措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医療ガス等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医療ガス等の範囲は次のとおりとし、供給事業者において措置可能な品目、規格及び数量とする。

- (1) 酸素、二酸化炭素、亜酸化窒素その他の医療ガス
- (2) 医療ガスの使用に必要な資機材その他甲が必要と認めたもの

（緊急要請）

第5条 第2条の規定にかかわらず、甲は、やむを得ない事情により乙と連絡を取れない場合は、直接、乙の会員に対し医療ガス等の供給を要請することができるものとする。

（医療ガス等の引取り）

第6条 医療ガス等の引取場所は甲が指定するものとし、甲は、当該場所において品目、規格及び数量を確認の上、これを引き取るものとする。

（配送体制の確保）

第7条 医療ガス等の配送は供給事業者が行うものとする。ただし、甲は、配送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について必要な措置を講じるものとする。

（医療ガス等の安全性の確保）

第8条 甲は、医療ガス等を使用する施設の安全性を確認する必要があると認めるときは、乙又は供給事業者に対し当該施設設備の安全性の確認等について協力を要請することができる。

(費用弁償)

第9条 この協定に基づき供給された医療ガス等に係る次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 供給された医療ガス等の費用
- (2) 前号に該当しない費用であって、この協定に定められた事項を実施するために要した費用

(医療ガス等の価格)

第10条 前条の費用は、災害発生直前における適正な価格とする。

(細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定及び細目に定めのない事項並びにこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第13条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成24年11月15日

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
甲 埼玉県
埼玉県知事 上田清司

東京都港区芝5丁目30番9号
乙 一般社団法人日本産業・医療ガス協会
関東地域本部
本部長 小池和夫

(資料編Ⅱ-2-10-14) 臨時給水栓装置保管場所 (応急給水装置保管場所)

保 管 場 所	セ ッ ト 数
総 数	67
大久保浄水場	11
庄和浄水場	10
行田浄水場	10
新三郷浄水場	8
吉見浄水場	8
上赤坂中継ポンプ所	4
笹久保中継ポンプ所	4
高坂中継ポンプ所	4
江南中継ポンプ所	4
高倉中継ポンプ所	4

※応急給水装置とは、送水管路上にある空気弁に設置可能な給水栓をいう。

(資料編Ⅱ-2-10-15) 応急資器材及び給水能力

資 器 材		容量	数量	基本給水量 (リットル)	給水能力 (リットル)	給水対象人口 (人)
総 数				166,250	1,163,750	387,914
小 計	大久保浄水場			44,600	312,200	104,066
	庄和浄水場			26,000	182,000	60,666
	行田浄水場			28,050	196,350	65,450
	新三郷浄水場			35,800	250,600	83,533
	吉見浄水場			9,800	68,600	22,866
	上赤坂中継ポンプ所			12,400	86,800	28,933
	笹久保中継ポンプ所			1,200	8,400	2,800
	高坂中継ポンプ所			8,400	58,800	19,600
給 水 タ ン ク	大久保浄水場	2 m ³	1 1	22,000	154,000	51,333
	庄和浄水場		7	14,000	98,000	32,666
	行田浄水場		6	12,000	84,000	28,000
	新三郷浄水場		6	12,000	84,000	28,000
	吉見浄水場		4	8,000	56,000	18,666
	上赤坂中継ポンプ所		3	6,000	42,000	14,000
	高坂中継ポンプ所	3	6,000	42,000	14,000	
	大久保浄水場	1 m ³	4	4,000	28,000	9,333
	庄和浄水場		3	3,000	21,000	7,000
	行田浄水場		3	3,000	21,000	7,000
新三郷浄水場	2		2,000	14,000	4,666	
吉見浄水場	0		0	0	0	
ポ リ タ ン ク	大久保浄水場	20 リットル	840	16,800	117,600	39,200
	庄和浄水場		360	7,200	50,400	16,800
	行田浄水場		470	9,400	65,800	21,933
	新三郷浄水場		1,000	20,000	140,000	46,666
	吉見浄水場		0	0	0	0
	上赤坂中継ポンプ所		320	6,400	44,800	14,933
	笹久保中継ポンプ所		60	1,200	8,400	2,800
	高坂中継ポンプ所		120	2,400	16,800	5,600
給 水 車	大久保浄水場	1,800リットル	1	1,800	12,600	4,200
	庄和浄水場	1,800リットル	1	1,800	12,600	4,200
	行田浄水場	3,650リットル	1	3,650	25,550	8,516
	新三郷浄水場	1,800リットル	1	1,800	12,600	4,200
	吉見浄水場	1,800リットル	1	1,800	12,600	4,200

※1 給水能力とは、1日7回使用を想定した数量をいう。

※2 給水対象人口とは、県所有資器材で対応可能な人数をいう。(1人当たり3リットルで算出)

(資料編Ⅱ-2-10-16) 自衛隊の応援資機材及び給水能力

資 機 材	容 量	数 量	基本給水量
給水車 (水トレーラー)	1 t	9	9,000 $\frac{リットル}{トナリ}$

(資料編Ⅱ-2-10-17) 給水班編成表

給 水 拠 点	給水班 (1班2名)	供 給 範 囲	班 の 構 成
総 数	40班		
大久保浄水場	10	戸田市、蕨市、富士見市、志木市、新座市、朝霞市、和光市、さいたま市の一部、川口市の一部、ふじみ野市の一部	大久保浄水場、本庁各課等
庄和浄水場	6	幸手市、久喜市、春日部市、越谷市、白岡市、杉戸町、宮代町、松伏町	庄和浄水場、本庁各課等
行田浄水場	6	行田市、羽生市、加須市、鴻巣市、北本市、桶川市、上尾市、蓮田市、伊奈町、熊谷市の一部	行田浄水場、本庁各課等
新三郷浄水場	4	草加市、八潮市、三郷市、吉川市、川口市の一部	新三郷浄水場 本庁各課等
吉見浄水場	2	吉見町、川島町、熊谷市の一部	吉見浄水場 本庁各課等
上赤坂中継ポンプ所	4	川越市、入間市、狭山市、所沢市、飯能市、三芳町、ふじみ野市の一部	大久保浄水場、本庁各課等
笹久保中継ポンプ所	2	さいたま市の一部	庄和浄水場、本庁各課等
江南中継ポンプ所	2	本庄市、深谷市、上里町、神川町、美里町、寄居町、小川町、嵐山町、熊谷市の一部	行田浄水場、本庁各課等
高坂中継ポンプ所	2	東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、滑川町、鳩山町、越生町、ときがわ町	吉見浄水場 本庁各課等
高倉中継ポンプ所	2	日高市、毛呂山町	吉見浄水場 本庁各課等

(資料編Ⅱ-2-10-19) 調達及び配分の基準

1 調達先

品目	調達先等	所在地
缶入りパン 乾パン アルファ米 等	県備蓄品	資料編Ⅱ-2-10-5 「県備蓄食料保管場所」 参照
調製粉乳	関係事業者保管品	資料編Ⅱ-2-10-6 「ランニング備蓄委託 店」参照
哺乳ビン ゴム製乳首	県備蓄品	資料編Ⅱ-2-10-5 「県備蓄食料保管場所」 参照
米穀	1 米穀卸売販売業者等の手持精米 2 前号で不足するときは、政府所有米穀（政府所有米穀の 販売等に関する事務を委託された者から引渡しを受ける）	資料編Ⅱ-2-10-7 「米穀卸売販売業者等の 事務所及び大型精米工場 所在地」参照
副食 （漬物、味 噌、醤油）	関係製造業者手持品	資料編Ⅱ-2-10-8 「副食・調味料生産者団 体所在地」参照

2 配分基準（一人当たりの配給量）

品目	基準
米穀	被災者 1人1食当たり 精米200グラム以内 応急供給受配者 1人1日当たり 精米400グラム以内 災害救助従事者 1食当たり 精米300グラム以内
乾パン	1食当たり 1包（92グラム入り）以内
缶入りパン	1食当たり 1缶（100グラム入り）以内
アルファ米	1食当たり 100グラム以内
乾燥がゆ	1食当たり 20グラム以内
調整粉乳	乳児1日当たり 200グラム以内
食パン	1食当たり 185グラム以内

第4章 政府所有米穀の販売

I 通常時の販売

第11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡しへの体制整備

- (1) 農産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事(以下「知事」という。)又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法(昭和22年法律第118号)が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が発動され、救援を行う場合

- (2) (1)の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀(以下「災害救助用米穀」という。)は、国内産米穀とする。

イ 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける。

ウ イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。

- (ア) (1)のアの場合は、30日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3か月以内)であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

- (イ) (1)のイの場合は、3か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売する場合は、以下により販売手続を行う。

- (1) 農産局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、知事と売買契約書(案)(様式4-24)により契約を締結する。

様式4-24
(P民委-63)

- (2) 農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

【売買契約書(案)】

- (3) 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認める場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、農産局長は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書(案)(様式4-24)により契約を締結するものとする。

様式4-24

令和3年4月1日付け2政統第2599号

附 則

（施行期日）

第1条 この通知は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

2 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知（以下「要領」という。））第4章I第11の規定に基づき、都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）から要請があった災害救助用米穀の引渡方法等の具体的な手続きについては、下記のとおりとする。

記

1 災害救助用米穀の引渡要請

- (1) 知事又は市町村長は、要領第4章I第11の1の(1)の規定に基づく災害救助法等が発動され、政府所有米穀の引渡しが必要と判断された場合、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、災害救助用米穀の引渡要請を行う。
- (2) 具体的には、都道府県又は市町村担当者は、農産局農産政策部貿易業務課担当者（別紙1）（以下「貿易業務課担当者」という。）に対し、災害救助米穀の引渡要請書（別紙2）（以下「要請書」という。）に基づく情報（引渡希望数量、引渡希望時期、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等）を電話で連絡するとともに、併せてFAX又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。
- (3) 上記（1）の場合にあって、市町村長が直接、農産局長に引渡要請を行う場合は、必ず、市町村担当者は、都道府県担当者に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。
- (4) 貿易業務課担当者は、都道府県又は市町村担当者から要請書の送付があった場合、該当する地方農政局、北海道農政事務所又は内閣府沖縄総合事務局の担当者（以下「地方農政局等担当者」という。）に対し、要請書の写しを送付する。
- (5) この他、知事又は市町村長は、災害救助用米穀の供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により都道府県又は市町村担当者が要請書に基づく情報を貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあっては、（2）又は（3）の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を地方農政局等担当者に連絡することができる。この場合において、地方農政局等担当者は、当該要請書に基づく情報について遅滞なく貿易業務課担当者に連絡するものとする。

2 災害救助用米穀の引渡方法等の決定

農産局長は、1の（1）の要請があった場合、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下「受託事業者」という。）及び知事又は市町村長と連絡調整を行い、災害救助用米穀の引渡方法等を決定する。

3 災害救助用米穀の売買契約の締結

- (1) 売買契約の締結にあたっては、要領に基づき農産局長と知事との間で締結することとなる。
- (2) 具体的には、貿易業務課担当者は、2の調整終了後速やかに、引き渡す災害救助用米穀の品種、数量等を記入した政府所有主要米穀売買契約書（以下「売買契約書」という。）を都道府県担当者に2部送付する。
- (3) 都道府県担当者は、(2)で送付された売買契約書の内容を確認し、知事の記名、押印の上、貿易業務課担当者に2部返送する。
- (4) 貿易業務課担当者は、(3)で返送された売買契約書について、農産局長の記名、押印を行い、1部を都道府県担当者に送付する。
- (5) 貿易業務課担当者は、売買契約の締結後、速やかに受託事業体に災害救助用米穀の引渡しの指示及び納入告知書の発行に係る手続きを行う。
- (6) この他、農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と売買契約を締結するいとまがないと認めるときは、(2)から(4)までの規定にかかわらず、売買契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、貿易業務課担当者は、当該米穀の引渡し後遅滞なく(2)から(4)までの規定に基づく売買契約を締結するものとする。

4 災害救助用米穀の引渡し

受託事業体は、農産局長から指示された内容に従って、知事に対し、2で決定した引渡方法等により災害救助用米穀を引渡す。

5 災害救助用米穀の販売代金の納付

知事は、農産局長から送付される納入告知書により販売代金を納付する。

なお、納付期限は、要領第4章I第11の1の(2)エの規定に基づき、納入告知書の発行日から、30日以内又は3か月以内とする。

(別紙 2)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇〇都道府県知事 (市町村長)

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 (平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知) 第4章I第11の1の規定に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量 (kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備 考

(注) 備考欄に担当者氏名、連絡先等を記載する。

様式4-24

(災害救助法又は国民保護法の発動に伴う知事に対する延納売却)

政府所有主要米穀売買契約書

- 1 種類
- 2 数量
- 3 代金

用途 (価格) 区分	種別	産年	産地 品種	包 装	量 目	等 級	数量(キロ数)	単 価	金 額	備 考
計										
消費税及び 地方消費税 の相当額										
合 計										

内 訳

- 4 現品受渡場所
- 5 現品受渡期限 令和 年 月 日
- 6 代金納付場所 日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）
- 7 代金納付期限 令和 年 月 日
- 8 買 受 目 的

食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省農産局長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、上記政府所有主要米穀（以下「現品」という。）の売買について、次の条項により契約を締結する。

（延納の特約）

第1条 甲は、乙に売却する現品の代金納付については、この契約の定めるところにより、延納を認めるものとする。

（契約保証金・延納担保及び延納利息）

第2条 甲は、本契約に伴う契約保証金、延納担保及び延納期間中の延納利

息を免除するものとする。

(買受代金の納付)

第3条 乙は、買受代金を食料安定供給特別会計歳入徴収官である農林水産省農産局長（以下「歳入徴収官」という。）の発行する納入告知書によって代金納付期限までに、日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）に納付しなければならない。

2 歳入徴収官は、特に必要があると認めた場合は、前項の納付場所を指定することができる。

(現品の引渡し)

第4条 甲は、現品の引渡しを、政府が所有する米穀（SBS方式により輸入された米穀を除く。以下「政府所有米穀」という。）の販売等に関する業務を委託された者（以下「受託事業体」という。）に行わせるものとし、受託事業体が発行する引渡通知書（仮称）と、乙の発行する受領書を交換することによって行うものとする。

2 乙は、現品受渡期限までに前項の規定による現品の受渡しを受けなければならない。

3 甲は、乙の希望に基づき、甲が定めた現品引渡場所まで運送し、現品を引き渡すことができる。

(契約の内容に適合しない現品の交換)

第5条 引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものが発見された場合は、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに受託事業体に連絡するものとする。

2 受託事業体は、乙から前項の連絡を受けた場合は、乙と協議の上、契約の内容に適合しない現品と同等の現品を乙に引き渡さなければならない。

3 乙は契約の内容に適合しない現品を受託事業体に返還するものとし、返還の費用は受託事業体が負担する。

(保管料の負担区分)

第6条 現品の保管料は、引渡通知書の交付の日の当日分から乙が負担するものとする。

(危険負担)

第7条 第4条による受渡しが行われた後に生じた現品の亡失損傷等の事故による損害は、乙の負担とする。ただし、在姿のまま現品の受渡しを行った場合において、乙の受渡しを受けた現品が甲の所有に属するもの（甲が第三者に受け渡した現品で、甲の所有に属するものと混合保管されているものを含む。）と同一の倉庫（受託事業体が引渡通知書において倉所、棟番、倉番又は工場を指定した場合及び引渡通知書に基づき保管倉庫業者が倉番を決定した場合は、それぞれの倉所、棟番、倉番及び工場）に混合して保管されている場合に生じた当該混合保管現品の亡失損傷等の事故による損害について、乙は、その混合保管の総数に対する割合に応じて負担するものとする。

（転売等の禁止）

第8条 乙は、甲から買い受けた現品を甲の指示又は承認を受けずに転売、貸借その他買受目的に反した処分をすることができない。

（契約の解除）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約の全部又は一部の解除をすることができる。

- (1) 乙が、本契約の全部又は一部の解除を申し出た場合。
- (2) 乙が、本契約の条項に違反した場合。

（違約金）

第10条 乙が現品受渡期限までに現品の受渡しを行わなかった場合は、甲が乙の責めに帰し得ない事由によるものと認めた場合を除いて、乙は受渡未了現品の代価（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）について、当該期限（現品受渡しの遅延が買受代金納付の遅延による場合にあっては、当該代金納付の日とする。）の翌日から受渡しを行った日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合の違約金を甲に納付しなければならない。

2 前項の違約金は、歳入徴収官が別に発行する納入告知書により納付しなければならない。

（延滞金）

第11条 乙は、買受代金又は甲に納付すべき違約金（以下「元本」という。）について歳入徴収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかった場合は、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、買受代金にあっては、年14.60パーセント、違約金にあっては、民法（明治29年法律第89号）第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として納入告知書により甲に納付しなければならない。

2 前項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。

3 前項により納付された金額が延滞金と元本との合計額に満たない場合には、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。

4 歳入徴収官は、前項によってもなお、延滞金と元本との合計額に未納額が生じている場合は、乙に納付書を発行し、乙は納付書により納付しなければならない。

(責任の免除)

第12条 甲は次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- (1) 天災地変その他甲又は受託事業体の責めに帰し得ない事由によって現品の受渡しが遅延若しくは不能になった場合
- (2) 第9条により契約を解除した場合。
- (3) 引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものがある場合であって、当該不適合の発生の原因が甲又は受託事業体の責めに帰し得ない場合。

(期限の特則)

第13条 本契約に定める期限については、その期限が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に該当する場合は、その翌日をもって当該期間とする。

(調査、報告)

第14条 甲は、必要があると認める場合は、乙に対し、その業務又は経理の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

2 乙が前項の定めに従わない場合は、当該債権について、納付期限を繰り上げることができるものとする。

(協力義務)

第15条 次の場合においては、乙は、甲に協力するものとする。

- (1) 甲が現品の包装容器及び副産物の処理方法について指示した場合。
- (2) 倉庫調達その他の必要に基づき、甲が現品の搬出期限を指定した場合。
- (3) 甲が、第14条により調査、報告を求めた場合。

(契約条項の通知)

第16条 乙は、本契約に規定する条項について、契約締結後、遅滞なく関係市町村に通知するものとする。

(法令の補充適用)

第17条 本契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

(紛争の解決方法)

第18条 本契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、その都度甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

(合意管轄)

第19条 契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省農産局長 印

乙 住所
氏名 印

(資料編Ⅱ-2-10-23) 災害時における応急食品の調達に関する協定締結一覧

食品の種類	協定の相手	所在地	連絡先電話番号
米穀	株式会社ナンブ	さいたま市浦和区岸町4-2-16	048-822-3391
米穀	全農パールライス株式会社 埼玉営業所	久喜市樋ノ口15-1	0480-26-0051
米穀	株式会社ミツハシ	神奈川県横浜市金沢区幸浦2-25	行田工場 048-564-3311
米穀	株式会社イトーセーブ	川崎市脇田新町10-14	049-246-7111
生麺	東洋水産株式会社	東京都港区港南2-13-40	埼玉工場 042-989-0391
即席麺	明星食品株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-50-11	03-3470-1679
漬物	埼玉県漬物協同組合	さいたま市北区別所町1125-6	048-663-0255
醤油	埼玉醤油工業協同組合	熊谷市銀座3-91-3	048-523-9494
味噌	有限会社新井武平商店	皆野町皆野1120-2	工場 0494-62-0156
パン類	全埼玉県パン協同組合	さいたま市岩槻区南平野3-16-1	048-796-8047
パン類	株式会社サンフレッセ	伊奈町西小針7-11	川口工場 048-228-5111
パン類	フジパン株式会社	愛知県名古屋市瑞穂区松園町1-50	本社生産本部 052-831-5154
パン類	伊藤製パン株式会社	東京都墨田区亀沢1-11-4	総務部 048-798-9855
パン類	株式会社栄喜堂	三芳町北永井265-1	三芳総合管理センター ・セントラル工場 049-258-2119
食パン	埼玉県学校給食パン・米飯協同組合	さいたま市岩槻区南平野3-16-1	岩槻工場 048-757-2001
パン類	第一屋製パン株式会社	東京都小平市小川東町3-6-1	金町工場 03-3608-8931
米穀・副食類ほか	公益財団法人埼玉県学校給食会	北本市朝日2-288	048-592-2115
パン類	株式会社イナベーカーリー	伊奈町西小針7-4-1	048-729-2212

(資料編Ⅱ-2-10-24) 災害時における炊飯の委託に関する協定締結一覧

協定の相手	所在地	連絡先電話番号
協同組合埼玉給食センター	さいたま市大宮区大成町1-508	048-663-2741
協同組合東部給食センター	八潮市新町1-1	048-931-9195
協同組合飯能給食センター	飯能市川寺751	042-972-5191
埼玉県学校給食パン・米飯協同組合	さいたま市岩槻区南平野3-16-1	岩槻工場 048-757-2001
株式会社サンフレッセ	川口市弥平4-14-14	川口工場 048-228-5111
有限会社秩父学給パンセンター	秩父市下影森314	0494-23-5895

(資料編Ⅱ-2-10-25) 災害時におけるLPガス応急生活物資等に関する協定

災害時におけるLPガス応急生活物資等に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、埼玉県内に地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、埼玉県（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県エルピーガス協会（以下「乙」という。）とが相互に協力して、被災した県民等に対して行うLPガス応急生活物資等に関する協力事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が埼玉県災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(LPガス応急生活物資の協力要請)

第3条 災害時において甲がLPガス応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し避難場所等へのLPガス応急生活物資について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(LPガス応急生活物資の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、LPガス応急生活物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、簡易ガスコンロ500台及びカセットボンベ1,500本を指定する場所に備蓄（ランニングストック）し、供給可能な体制を保持するものとする。

3 乙は、別途埼玉県内の卸売事業者と協定して、ガス容器を県内5カ所にランニングストックし、甲の要請に応じて優先出荷する体制を整備するものとする。

(LPガス応急生活物資の運搬)

第5条 LPガス応急生活物資の運搬は、甲または乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第6条 第4条及び第5条の規定により、乙がストックした物資以外に供給した商品の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

(引き渡し)

第7条 LPガス応急生活物資の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

(情報の収集・提供)

第8条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して県民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に行うものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成9年8月27日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し双方署名押印のうえ、各白1通を保有する。

平成9年8月27日

浦和市高砂3丁目15番1号
甲 埼玉県
埼玉県知事 土屋 義彦

浦和市岸町7丁目12番1号
乙 社団法人 埼玉県エルピーガス協会
会長 川本 宜彦

(資料編Ⅱ-2-10-26) 地震等災害時における代替エネルギーの確保に関する協定

社団法人埼玉県エルピーガス協会（以下「甲」という。）、埼玉県ガス協会（以下「乙」という。）、社団法人日本簡易ガス協会関東支部埼玉県部会（以下「丙」という。）及び埼玉県（以下「丁」という。）は、埼玉県内における地震等災害時における代替エネルギーの確保に関し、次のとおり、協定を締結する。

(目的)

第1 地震等自然災害や武力攻撃事態等による災害が発生し、電気、都市ガス及びL P ガスの供給が停止した場合、復旧までの間に避難所等の拠点に供給する液化石油ガスなどの代替エネルギー（液化石油ガスカセットコンロ、カセットボンベ、20Kg ボンベ及び移動式ガス発生装置などをいう。以下、同じ。）を確保し、もって県民の生命と生活を守る。

(確保すべき代替エネルギーの量)

第2 甲、乙、丙及び丁は、相互に連携・協力し、代替エネルギーとして、1日当たり液化石油ガス20Kg ボンベ2,000本相当を、継続して7日間、供給する体制を確保する。

(推進事項)

第3 甲、乙及び丙は、次の事項の推進に努めるものとする。

(1) 平時の対策

ア 地震等災害発生時の被害を想定するとともに、連絡体制、復旧体制、応援体制の計画を予め策定する。

イ 電気、都市ガス及びL P ガスの供給が停止した場合の復旧までの間に必要な代替エネルギーの確保及び供給について予め計画を策定する。

ウ 地震等災害発生時の対応について、消費者に必要な情報を提供する。

(2) 災害時の対策

ア 電気、都市ガス及びL P ガスの供給が停止した時は、丁の要請を受けて県民の避難所等の拠点に必要な代替エネルギーを供給する。

イ 地震等災害が発生した時は、県民のライフラインを確保するため、保安に留意のうえ、出来る限り速やかな復旧活動を行う。

(情報の提供)

第4 丁は、甲、乙及び丙に対し、避難所の所在地など、代替エネルギーの供給に関し必要な情報を提供する。

甲、乙及び丙は、丁から提供された情報をもとに、第3(1)に規定する計画の策定及び見直しを行うとともに、第3(2)に規定する代替エネルギーの供給を行うものとする。

(協議)

第5 この協定に定めのない事項で協議する必要があるとき及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議の上定めるものとする。

(雑則)

第6 この協定は、平成17年8月24日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成17年8月24日

さいたま市浦和区高砂一丁目2番1号
エイペックスタワー浦和 オフィス東館4階

(甲) 社団法人埼玉県エルピーガス協会

会 長 川本 宜彦

坂戸市石井字下元宿2451番地2

(乙) 埼玉県ガス協会

会 長 原 宏

戸田市新曽南四丁目2番3号 帝石プロパンガス株式会社内

(丙) 社団法人日本簡易ガス協会 関東支部 埼玉県部会

部会長 大山 哲男

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

(丁) 埼 玉 県

埼玉県知事 上田 清司

(資料編Ⅱ-2-10-27) 災害時における空調設備の応急対策に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会（以下「乙」という。）は、災害発生時の空調設備に関する応急対策の支援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、県内又は近隣都県の避難所の空調設備の応急対策を実施することにより、被災者の心身の健康及び生活環境の確保を図ることを目的とする。

(協力の内容)

第2条 乙は、次の支援業務について可能な限り協力する。

- (1) 避難所への移動式空調機器又は移動式発電機の貸与又は提供
- (2) 避難所空調設備の復旧

(協力の手続)

第3条 甲は、各避難所運営者等からの支援依頼に基づき、調整の上文書で乙に協力を依頼する。緊急を要している場合は口頭で行い、事後において速やかに文書手続きをする。

2 乙は、甲からの前項の依頼により各避難所運営者等に連絡し、各避難所運営者等からの発注に基づき支援業務を実施する。

(情報の提供)

第4条 甲は乙に対し、円滑な協力を得るために必要な情報の提供に努める。

(実施の報告)

第5条 乙は、第3条第2項の支援業務の実施について、遅滞なく甲に報告する。

2 甲は、前項の乙の報告があったときは、遅滞なく当該避難所運営者等にその旨通知する。

(費用等)

第6条 第3条第2項の支援業務の費用は、支援業務の発注者が災害発生直前における適正な価格により負担する。

(損害補償)

第7条 第3条第2項の支援業務に従事した者の負傷、疾病又は死亡等の場合に、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がされないときの災害補償については、乙の責任において行う。ただし、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年条例第35号）」その他の法令の規定が適用されるときは、これらの規定による。

(連絡の窓口)

第8条 この協定の実施に関する連絡窓口は、甲は危機管理防災部化学保安課、乙は一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会事務局とする。

(実施要領)

第9条 この協定に規定するもののほか、協定の実施に関し必要な事項については、実施要領で定める。

2 実施要領は、甲と乙が協議して定め、変更の必要が生じたときも同様とする。

(協議)

第10条 この協定に変更の必要が生じたとき又は疑義が生じたときは、甲と乙は協議して定める。

(適用)

第11条 この協定は締結の日から適用し、甲又は乙が協定の終了を文書で通知しない限り、継続する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年2月18日

(甲) さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県

埼玉県知事 上田 清司

(乙) さいたま市浦和区東高砂町四丁目8番

アドフィー東高砂106号

一般社団法人 埼玉県冷凍空調工業会

会 長 黒木 健之

(資料編Ⅱ-2-11-1) 災害救助法による市町村適用基準表

令和2年10月1日

滅失世帯数 ※ 換算法は、欄外に記載	市 区 町 村 名
150世帯 (人口30万人以上)	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市
100世帯 (人口10万人以上 30万人未満)	熊谷市、加須市、春日部市、狭山市、鴻巣市、深谷市、 上尾市、草加市、戸田市、入間市、朝霞市、新座市、 久喜市、富士見市、三郷市、坂戸市、ふじみ野市
	さいたま市は、以下の区単位でも適用可 北区、大宮区、見沼区、中央区、浦和区、 南区、緑区、岩槻区
80世帯 (人口5万人以上 10万人未満)	行田市、秩父市、飯能市、本庄市、東松山市、羽生市、 蕨市、志木市、和光市、桶川市、北本市、八潮市 蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市
	さいたま市は、以下の区単位でも適用可 西区、桜区
60世帯 (人口3万人以上 5万人未満)	伊奈町、三芳町、毛呂山町、上里町、寄居町、宮代町、 杉戸町
50世帯 (人口1万5千人以上 3万人未満)	小川町、松伏町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町
40世帯 (人口5千人以上 1万5千人未満)	越生町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、 小鹿野町、美里町、神川町
30世帯 (人口5千人未満)	東秩父村

注意

上記の数は、滅失（全壊、全焼含む）世帯数の場合であり、半壊は2世帯をもって滅失1世帯、床上浸水は3世帯をもって滅失1世帯とみなす。

(災害救助法適用における算出例)

川越市で自然災害により全壊50世帯、半壊30世帯、床上浸水300世帯の被害があった場合（棟数でなく、世帯数であることに注意）

全壊 50世帯 $50 \times 1 = 50$

半壊 30世帯 $30 \times 1 / 2 = 15$

床上浸水 300世帯 $300 \times 1 / 3 = 100$

合計 165

※ この被害では、算定上、川越市は滅失世帯数が165となり、上記の基準の150世帯を超えているので、災害救助法の適用が可能となる。

※ 基本人口は、令和2年実施国勢調査（確定値）による。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年3月23日告示第393号）

最終改正：令和4年7月19日告示第750号

災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第九条第一項及び第十一条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、平成十二年四月一日から適用する。

昭和四十年埼玉県告示第六百三号（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について）は、平成十二年三月三十一日限り廃止する。

第一章 救助の程度、方法及び期間

第一条 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。）第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第四条第一項各号及び第二項に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

（避難所及び応急仮設住宅の供与）

第二条 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十八号。以下「内閣府告示」という。）第二条に規定する基準の例により行うこととする。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、内閣府告示第三条に規定する基準の例により行うこととする。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条 法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、内閣府告示第四条に規定する基準の例により行うこととする。

（医療及び助産）

第五条 法第四条第一項第四号の医療及び助産は、内閣府告示第五条に規定する基準の例により行うこととする。

（被災者の救出）

第六条 法第四条第一項第五号の被災者の救出は、内閣府告示第六条に規定する基準の例により行うこととする。

（被災した住宅の応急修理）

第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、内閣府告示第七条に規定する基準の例により行うこととする。

（生業に必要な資金の貸与）

第八条 法第四条第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、内閣府告示第八条に規定する基準の例により行うこととする。

（学用品の給与）

第九条 法第四条第一項第八号の学用品の給与は、内閣府告示第九条に規定する基準の例により行うこととする。

（埋葬）

第十条 法第四条第一項第九号の埋葬は、内閣府告示第十条に規定する基準の例により行うこととする。

（死体の搜索及び処理）

第十一条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、内閣府告示第十一条に規定する基準の例により行うこととする。

（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第十二条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去は、内閣府告示第十二条に規定する基準の例により行うこととする。

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第四条第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、内閣府告示第十三条に規定する基準の例により、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

第二章 実費弁償

(実費弁償)

第十四条 法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 令第四条第一号から第四号までに規定する者

イ 日当 (一人一日当たり)

- (1) 医師及び歯科医師
二万三千五百円以内
- (2) 薬剤師
一万八千三百円以内
- (3) 保健師及び助産師
一万八千五百円以内
- (4) 看護師
一万七千八百円以内
- (5) 准看護師
一万四千九百円以内
- (6) 診療放射線技師及び臨床検査技師
一万六千六百円以内
- (7) 臨床工学技士及び歯科衛生士
一万五千七百円以内
- (8) 救急救命士
一万六千六百円以内
- (9) 土木技術者及び建築技術者
一万六千二百円以内
- (10) 大工
二万五千六百円以内
- (11) 左官
二万七千三百円以内
- (12) とび職
二万七千三百円以内

ロ 時間外勤務手当

職種ごとに、イの(1)から(12)までに定める日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

ハ 旅費

職種ごとに、イの(1)から(12)までに定める日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して職員の旅費に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第二十号)において定める額以内とすること。

二 令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。

第三章 災害救助事務

(救助事務費)

第十五条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用は、内閣府告示第十五条に規定する基準の例によることとする。

前 文（抄）（平成十四年五月十七日告示第九百四十三号）
平成十四年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成十八年四月二十八日告示第八百十三号）
平成十八年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成二十六年五月二十三日告示第七百七十一号）
平成二十六年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成二十七年五月一日告示第四百九十二号）
平成二十七年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成三十年五月二十五日告示第五百七十四号）
平成三十年四月一日から適用する。

前 文（抄）（令和二年二月二十八日告示第百三十三号）
令和元年十月十二日から適用する。

前 文（抄）（令和四年七月十九日告示第七百五十号）
令和四年四月一日から適用する。

(資料編Ⅱ-2-11-3) 災害救助被災者調査原票

調査番号

世帯主氏名		住所				調査者氏名				
被害程度		全焼 %、全壊 %、流失 %、半焼 %、半壊 %、床上浸水 cm、床下浸水								
応急救助を必要とする家族状況	氏名	性別	年齢	職業	在学名及び学年別	死亡	行方不明	負傷		要助産 人
		男女						重傷	軽傷	
		男女								
		男女								
		男女								
		男女								
		男女								
		男女								
		男女								
		男女								
	計	人				小学生 中学生	人 人	人	人	
半壊、床上浸水世帯の土砂流入状況			有 無	面積	m ²	高さ	cm			
住家及び非住家の棟数及び所有別			住家	棟	自家	借家	非住家	棟	住民登録状況	有 無
避難先	縁故先、所有地等						避難場所、所在地、名称等			
備考										

記載上の注意

- この票は、応急救助実施の基本となるものであるから正確に記入すること。特に、被害程度、世帯人員及び小、中学校児童、生徒の有無については留意すること。
- 被害程度の判定基準は下記によること。
 - イ 全壊、全焼、流失とは、延床面積70%以上が損壊、焼失、流失したものまたは、住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達したもの。
 - ロ 住家の半壊、半焼とは、延床面積20%以上70%未満の損壊、損傷のものまたは主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。(補修しても住家として使用不能の場合は、全壊、全焼、流失に含める。)
 - ハ 床上浸水とは、浸水が住家の床上に達した程度のものまたは土砂竹木等のたい積により一時的に居住できない状態となったもの。(イ、ロは除く。)
- 死亡、行方不明、負傷、要助産欄は該当欄に○印を付すること。
- 重軽傷の区分は下記によること。
 - イ 重傷とは、1カ月以上の治療を要する見込みのもの。
 - ロ 軽傷とは、1カ月未満で治療できる見込みのもの。
- 家屋被害がなく、人的被害のみの場合でも本票を用いて該当欄に記入すること。

(資料編Ⅱ-2-11-4) 救助の特例等申請様式

- (1) 申請は、当該救助種類の期間の満了する日の前日までにとりあえず電話又はFAX等で行い事後すみやかに書面申請すること。
- (2) 申請書の日付は、電話又はFAX等で申請した日とし、申請書及び承認書並びに聴取書等の関係書類は整理保管しておくこと。
- (3) 救助の種類毎の特例申請は、次のとおりでその内容については、「災害救助の運用と実務」(通称赤本)を参照すること。
- (4) 前項の特例は、内閣総理大臣の同意を得て通知するものであるから真にやむを得ない場合にのみ申請すること。

様式1

	平成	第 年	月	号 日
(あて先)				
埼玉県知事				
	市町村長名	印		
避難所開設期間の延長承認申請書				
月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極めて、避難所の開設期間である 日間では、避難所を閉鎖し自宅に復帰させることが困難な実情にありますので、次のとおり開設期間の延長を御承認下さるよう申請します。				
記				
1 延長を要する期間				
2 期間の延長を要する具体的理由				
3 期間の延長を要する避難所ごとの収容人員				
4 その他				

様式2

	平成	第 年	月	号 日
(あて先)				
埼玉県知事				
	市町村長名	印		
応急仮設住宅設置戸数限度の引上げ承認申請書				
月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて大きく、り災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の設置戸数のみでは、低所得者の保護の万全を期することが困難な実情でありますので、次のとおり設置戸数の限度を引上げられたく、事情御賢察の上御承認下さるよう申請します。				
記				
1 設置戸数の引上げ数 ((1) - (2))				
(1) 設置戸数の総数 戸				
(2) 設置基準戸数 戸 (全壊(焼)、流身世帯 戸 × 30%)				
2 設置戸数の引上げを要する具体的理由				
3 全壊(焼)、流身世帯に対する住宅復旧計画				
4 応急仮設住宅に収容を要する者の名簿				
5 その他				

様式3

平成 第 年 月 号 日

(あて先) 埼玉県知事

市町村長名 印

応急仮設住宅着工期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であつて、応急仮設住宅の着工期間である20日間では、着工が困難な実情にありますので、次のとおり着工期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急仮設住宅の設置戸数
- 4 その他

様式4

平成 第 年 月 号 日

(あて先) 埼玉県知事

市町村長名 印

炊出し期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であつて、り災者の被害は深刻を極め炊出し期間である 日間では炊出しを打切り自宅炊事に切り替えることが極めて困難でありますので、次のとおり炊出し期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する炊出所ごとの給与人員
- 4 その他

様式5

平成 第 年 月 号 日

(あて先) 埼玉県知事

市町村長名 印

飲料水供給期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であつて、り災者の被害は深刻を極め飲料水の供給期間である 日間では供給を打切ることが極めて困難でありますので、次のとおり期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの供給人員
- 4 その他

様式 6

(あて先)
埼玉県知事

平成 第 年 月 号 日

市町村長名 印

被服寝具生活必需品の給与の季別変更承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が甚大であって、り
災者の被害は深刻を極め、夏季の基準ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、次のとおり
冬季基準に変更願いたく御承認下さるよう申請します。

記

1 冬季基準を適用すべき数

被害別	被害数		季別の変更を要する数		備考
	世帯数	人員	世帯数	人員	
全壊(焼)流失					
半壊(焼)床上浸水					
計					

- 2 季別の変更を要する具体的理由
- 3 変更額と夏季基準額との差額概算
- 4 義援金品等の状況

様式 7

(あて先)
埼玉県知事

平成 第 年 月 号 日

市町村長名 印

被服寝具生活必需品の給与限度額の変更承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて大きく、
り災者の被害状況は極めて深刻でありまして基準額ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、
次のとおり限度額を引上げられたく事情御賢察のうえ御承認下さるよう申請します。

記

- 1 変更を要する限度額
- 2 変更を要する具体的理由
- 3 変更を要する地区ごとの世帯数
- 4 変更額と基準額の差額概算
- 5 その他

様式 8

(あて先)
埼玉県知事

平成 第 年 月 号 日

市町村長名 印

被服、寝具生活必需品の給与期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が甚大であって、
給与期間である 日間では給与することが困難でありますので次のとおり給与期間の延長を御
承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数
- 4 その他

様式 9

(あて先)

埼玉県知事

平成 第 年 月 日

市町村長名

印

医療期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であつて、り災者の被害は深刻を極め医療期間である 日間では医療を打切ることが困難な実情でありますので次のとおり医療期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する限度額
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区又は医療機関ごとの患者数
- 4 その他

様式 10

(あて先)

埼玉県知事

平成 第 年 月 日

市町村長名

印

助産期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であつて、り災者の被害は深刻を極め助産期間である分べんの日から 日間では、助産を打切ることが困難な実情にありますので次のとおり助産期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区または助産機関ごとの助産を要する人員

様式 11

(あて先)

埼玉県知事

平成 第 年 月 日

市町村長名

印

災害にかかった者の救出期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて激甚であり、救出期間である 日間では救出が困難な状態にありますので、次のとおり救出期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長によって救出されるべき人員及びその状況
- 4 その他

様式12

平成 第 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

市町村長名 印

住宅の応急修理戸数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて大きく、
り災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の
修理戸数のみでは、人心の安定を図り、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありま
すので次のとおり修理戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 修理戸数の引上げ数 ((1) - (2)) 戸
- (1) 修理戸数の総数 戸
- (2) 修理基準戸数 戸 (半壊 (焼) 世帯 戸 × 30%)
- 2 修理戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 半壊 (焼) 世帯に対する応急修理計画
- 4 応急修理対象者名簿
- 5 その他

様式13

平成 第 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

市町村長名 印

住宅の応急修理期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であ
って、応急修理期間である1ヶ月間では、修理が困難な実情にありますので、次のとおり修理期
間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急修理戸数
- 4 その他

様式14

平成 第 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

市町村長名 印

生業資金貸与世帯数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて大きく、か
つ、り災者の経済能力も悪く、基準の貸与世帯数では人心の安定を図り、り災者の保護の万全を
期することが困難な実情にありますので、次のとおり貸与世帯数の限度引上げを御承認下さるよ
う申請します。

記

- 1 引上げを要する貸与世帯数 ((1) - (2)) 世帯
- (1) 貸与世帯数の総数 世帯
- (2) 貸与基準世帯数 世帯 (全壊 (焼) 、流失世帯 戸 × 25%)
- 2 貸与世帯の引上げを要する具体的理由
- 3 他の貸付金制度による貸付との関連
- 4 その他

様式 15

平成 第 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

市町村長名 印

生業資金貸与期間の延長承認申請書

月 日の による被害は、極めて甚大であって生業資金の貸与期間である1ヶ月間（先般承認を得た日の延長期間）ではその貸与を終了することができませんので、次のとおり貸与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数
- 4 その他

様式 16

平成 第 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

市町村長名 印

学用品給与期間の延長承認申請書

月 日の による被害は、極めて甚大であって、基準で示された教科書（文房具及び通学用品）の給与期間 間では、給与が終了いたしかねますので、次のとおり、給与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区又は学校ごとの児童生徒数
- 4 その他

様式 17

平成 第 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

市町村長名 印

埋葬期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、埋葬期間である 日間では埋葬を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり埋葬期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの埋葬を要する死体数
- 4 その他

様式 18

(あて先)

埼玉県知事

平成 第 年 月 日

市町村長名 印

死体の捜索期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、捜索期間である 日間では捜索を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり捜索期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長することによって捜索されるべき死体数
- 4 その他

様式 19

(あて先)

埼玉県知事

平成 第 年 月 日

市町村長名 印

死体処理期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、死体処理期間である 日間では、死体の処理を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり捜索期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長することによって捜索されるべき死体数
- 4 その他

様式 20

(あて先)

埼玉県知事

平成 第 年 月 日

市町村長名 印

障害物除去戸数の限度引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく加えて住民の経済能力等も悪く基準の除去戸数のみでは、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり除去戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します

記

- 1 障害物除去戸数の引上げ数 ((1) - (2)) 戸
- (1) 除去戸数の総数 戸
- (2) 除去基準戸数 戸 (半壊、床上浸水世帯 戸×15%)
- 2 除去戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 障害物の除去対象者名簿
- 4 その他

様式 2 1

(あて先)

埼玉県知事

平成 第 年 月 号 日

市町村長名

印

障害物除去期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく除去期間である 日間では、除去が困難な実情にありますので、次のとおり除去期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの除去戸数
- 4 その他

様式 2 2

(あて先)

埼玉県知事

平成 第 年 月 号 日

市町村長名

印

輸送の特例承認申請書

月 日発生した による被害は極めて大きく、次のとおり輸送を実施する必要がありますので御承認下されたく申請します。

記

- 1 輸送を要する救助の種類及び輸送する物資等の内容
- 2 輸送区間又は距離
- 3 輸送を要する物資等の数量又は積載台数
- 4 輸送を実施しようとする期間
- 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- 6 輸送を要する具体的理由
- 7 その他

様式 2 3

(あて先)

埼玉県知事

平成 第 年 月 号 日

市町村長名

印

輸送期間の延長承認申請書

月 日発生した による被害は極めて大きく、次のとおり輸送期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 輸送目的又は輸送物資等の品名
- 3 輸送区間又は距離
- 4 輸送物資（人員）の数量又は積載台数
- 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- 6 期間の延長を要する具体的理由
- 7 その他

様式 2 4

平成 第 年 月 号 日

(あて先)
埼玉県知事

市町村長名 印

人夫の雇上げの特例承認申請書

月 日発生した による被害は、極めて大きく次のとおり人夫の雇上げをする必要があるので御承認下されたく申請します。

記

- 1 人夫の雇上げを要する目的又は救助の種類
- 2 人夫の所要人員
- 3 雇上げを要する期間
- 4 人夫の雇い上げに要する経費
- 5 人夫の雇い上げを要する具体的理由
- 6 その他

様式 2 5

平成 第 年 月 号 日

(あて先)
埼玉県知事

市町村長名 印

人夫雇上げ期間の延長承認申請書

月 日発生した による被害は、極めて大きく、次のとおり人夫の雇上げ期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 人夫の雇上げの目的又は救助の種類
- 3 雇い上げの人員
- 4 使用場所
- 5 期間の延長を要する具体的理由
- 6 その他

様式26の1

第 号					り 災 証 明 書				
世 帯 主 氏 名			年 令		年 月 日 生		職業 ()		
住 所			番 地						
り 災 の 原 因									
り 災 年 月 日			年 月 日		時 分				
り 災 場 所									
り災状況 (該当するものに○をつけること)			死亡・行方不明・重傷・軽傷 住家・自家・借家・全壊(焼)・半壊(焼)・流失・ 床上浸水・床下浸水						
世 帯 構 成	氏 名		続 柄	年 令	備 考 (人的被害者はその種類等記入のこと)				
証 明 書	上記のとおり、り災したことを証明する。 年 月 日 市町村長 印								

様式26の2

医 療 班 出 動 報 告 書					〇〇医療班				
班 長		班 員			編 成 出 動 状 況				
資 格	氏 名	資 格	氏 名						
上記のとおり 年 月 日 日出動したので報告します。 (本隊、支、分隊、関係機関の別) 責任者 印 本 隊 衛 生 部 長 様									

様式26の4

救助実施状況 年 月 日 ○○医療班									
使用医療用品内訳					救助実施状況				
品名	数量	単価	金額	調達先その他	患者数	内 訳			備考
						外科	内科	眼科	
計									

様式26の5 様式26の6

(第 号) 送 付 書					
送付 年 月 日			取扱者氏名		印
送人職氏名			受人職氏名		印
車両番号 第 号			運転手氏名		印
品名	数量	品名	数量	一 本書は、正、副、受領者の三枚複写とし、特に数量については誤記のないよう記すこと 二 受人の職氏名は、もれることなく記入し、印を押してもらうこと。 引渡しの際	
荷姿	個数	荷姿	個数		

車 両 使 用 書					
				使用部、係名	
				使用責任者職氏名	印
1	使用車両				
	車両の所属				
	車両番号				
	運転者氏名				
2	使用目的				
3	使用区間及び場所				
4	使用月	日	午	時	
	自	月	日	午	時
	至	月	日		
5	その他				
上記のとおり車両を使用しました。					
年 月 日					

様式26の7

輸 送 費 内 訳 書					
従事会社名			会社所在地		
車両番号	第 号		運転者氏名	印	
出庫時間	帰庫時間	出動時間	走行キロ数	請求額	備考
発 地	着 地	作業内容	キロ数(日数)	金 額	摘 要
上記のとおり従事したことを証明する。 年 月 日 使用部、係名 使用責任者職氏名 様 印					

様式26の8

合番号		処理番号		第 号		取扱日時 平成 年 月 日 午前 時 分		後		
						取 扱 者		収容所 取扱者		
						取 扱 者		保管所		
災害死体処理票	被 保 管 者				処 理 顛 末					
	住 所 名	番地			送付月日	平成 年 月 日			火葬場	墓 地
	氏 名	推定 歳			埋 火 葬	平成 年 月 日			火 葬	埋 葬
	性別	(男)	(女)		月 日					
	死亡日時	平成 年 月 日			埋葬位置	区 側 番				
	死亡場所				遺 留 品	平成 年 月 日			保管所へ送付	
	発見場所				送付月日					
	保管日時	平成 年 月 日			遺 骨	平成 年 月 日			保管所へ送付	
	遺留品	(有) (無)			送付月日					
容 姿	身長 尺 寸 客観			引渡月日	平成 年 月 日			区 町 丁目 番地		
その他				受 取 者						
着 衣				摘 要						
摘 要										

様式26の9

処理番号		第 号		取扱日時 平成 年 月 日 午前 時 分		後		
				取 扱 者		収容所 取扱者		
				取 扱 者		保管所		
災害死体遺留品処理票	被 保 管 者				遺 留 品			
	住 所 名	番地			立会者 氏 名			
	整理月日	平成 年 月 日			品 名	数 量	品 名	数 量
		保管所へ送付						
	引渡月日	平成 年 月 日						
受取人	番地 印							
保管日	平成 年 月 日							
管分日	保管所へ							
摘 要	平成 年 月 日			摘 要				

様式26の10

死 体 災 害 送 付 票 焼 骨	
平成 年 月 日 御 中 収容所 火葬場 取扱者	
処 理 番 号 第 第 号 第 第 号 計	氏 名 名 霊
上 記 送 付 に 付 受 納 平成 年 月 日 様 墓 地 火葬場 管理者 保管所 印	

様式26の11

災 害 死 体 遺 留 品 送 付 票	
平成 年 月 日 保管者 御 中 保管所 収容所 取扱者	
処 理 番 号 第 第 号 第 第 号 計	氏 名 名 分
上 記 送 付 に 付 受 納 平成 年 月 日 収容所 保管所 御中 遺留品保管所 管 理 者	

様式26の12

合番号	処理番号	焼 骨 保管者名	保 管 所	
焼 骨 処 理 票	死 亡 者		保 管 事 項	
	住 所 氏 名 性別年令	番地 (男) (女) 歳	保管受付 保管位置 保管替 月 日	平成 年 月 日
	死亡日時	平成 年 月 日	引渡月日	平成 年 月 日 番地 印
	死亡場所	区 町 丁目 番地		
	火葬日時	平成 年 月 日	受 取 人	墓 地 埋 葬
	火葬場	火葬場	埋葬先及 日 時	
	摘 要	摘 要		

(資料編Ⅱ-2-11-5) 特定動物(危険な動物)飼養状況

(生活衛生課:令和3年3月末現在)

区分	県内の飼養状況																							備考	
	許可 件数	総数	ライオン トラ	ピューマ ヒョウ	チーター	サーバル	カラカル	クマ	チンパンジー ゴリラ	マントヒヒ マンドリル	中型 サル	ゾウ	キリン	ハイエナ	サイ	カバ	バイソン	鳥類	ワニ	大型 ヘビ	トカゲ	ワシ 等	ワニ ガメ		
総数	160	363	8	2	1	4	2	3	0	9	196	2	6	3	0	1	2	2	17	44	1	6	54		
南部	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
朝霞	7	12	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4	①
春日部	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	1		
草加	21	15	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	8	
鴻巣	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	7	②
東松山	7	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	2	⑤
坂戸	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	③
狭山	6	47	0	0	0	0	0	0	0	0	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	④	
加須	6	14	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	3	⑦⑧
幸手	31	75	8	2	1	0	2	1	0	9	25	2	3	0	0	1	2	2	3	3	0	3	8	⑨	
熊谷	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3		
本庄	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	1	
秩父	4	99	0	0	0	0	0	0	0	0	98	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	⑥	
さいたま市	26	43	0	0	0	0	0	2	0	0	23	0	0	3	0	0	0	0	2	8	0	0	5	⑩	
川越市	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
越谷市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
川口市	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	10	1	0	2		

注) ①理化学研究所 ②北本市こども公園 ③埼玉医科大学 ④狭山市智光山公園こども動物園
⑤こども動物自然公園 ⑥秩父鉄道 ⑦さいたま水族館 ⑧むさしの村 ⑨東武動物公園 ⑩大宮公園小動物園

(資料編Ⅱ-2-11-6) 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定

1 「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定書」

(1) 公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部

埼玉県(以下「甲」という。)、さいたま市(以下「乙」という。))及び公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部(以下「丙」という。))は、災害時に甲、乙及び丙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供等に関して、次とおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。))の適用を受ける災害が発生した場合において、甲及び乙が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者(以下「被災者」という。))に、賃貸型応急住宅(応急仮設住宅のうち、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの。))として、民間賃貸住宅を提供するため、丙に対し協力を求めるにあたり、基本的な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、災害が発生し必要と認める場合、丙に対し、賃貸型応急住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

(協力)

第3条 丙は、前条の規定に基づき甲及び乙からの要請があった場合、賃貸型応急住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲及び乙に可能な限り協力するものとする。

(甲及び乙の役割)

第4条 甲及び乙は、賃貸型応急住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 賃貸型応急住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- (2) 賃貸型応急住宅の借り上げに関すること
- (3) 賃貸型応急住宅入居者の入居許可及び退去に関すること
- (4) 賃貸型応急住宅の賃料等の支払に関すること
- (5) その他関係者との調整に関すること

2 甲及び乙は、前項に掲げる業務の一部を、丙その他甲及び乙の定める者に委託等することができる。

(丙の役割)

第5条 丙は、第3条の規定に基づき甲及び乙に協力するため、賃貸型応急住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 賃貸型応急住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する賃貸型応急住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- (2) 賃貸型応急住宅として甲及び乙が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- (3) 丙の会員である宅地建物取引業者のリスト作成に関すること
- (4) 賃貸型応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- (5) 甲及び乙から委託を受けた業務に関すること
- (6) その他関係者との調整に関すること

(連絡調整)

第6条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は、甲の広域調整の下で、甲、乙及び丙による連携体制をとるものとする。

2 乙は、前項の連携体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲、乙及び丙の協議の上定める。

(雑則)

第8条 この協定は、令和2年4月1日(以下「発効日」という。)から適用する。ただし、乙においては、法第2条の2第1項の規定に基づき、乙が救助実施市に指定され公示があった日から適用する。

2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

3 甲と丙との間で締結した平成16年5月18日付け「震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」、平成17年1月27日付け「震災時における民間賃貸住宅の提供に関する覚書」及び「別紙 覚書で定める契約手続き等の費用、賃料の限度額及び住宅の基準」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年3月31日

甲 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼玉県
埼玉県知事

乙 埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

丙 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目10番4号
公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部
本部長

(2) 公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会

令和2年3月31日

乙…さいたま市 さいたま市長

丙…公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 会長

(3) 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会

令和2年3月31日

乙…さいたま市 さいたま市長

丙…公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会 会長

2 「関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」

(1) 全日本不動産協会各都県本部

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県（以下「都県」という。）と、別記の全日本不動産協会都県本部（以下「不動産協会都県本部」という。）は、大規模広域災害（二以上の都道府県の区域にわたり被害が発生し、又は一の都道府県の区域において甚大な被害が発生し、広域的な対応が必要な災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、都県が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、不動産協会都県本部に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 都県は、大規模広域災害が発生し必要と認める場合、自都県に所在する不動産協会都県本部に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請するとともに、他の都県に対し、被災者への応急借上げ住宅の提供を要請することができるものとする。

2 前項の要請を受けた都県は、自都県に所在する不動産協会都県本部に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請することができるものとする。

(協力)

第3条 不動産協会都県本部は、前条の規定に基づく都県からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、都県に可能な限り協力するものとする。

(都県の役割)

第4条 都県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 都県は、前項に掲げる業務の一部を、不動産協会都県本部に委託することができる。

(不動産協会都県本部の役割)

第5条 不動産協会都県本部は、第3条に基づき都県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として都県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 都県からの委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、都県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、不動産協会都県本部と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む。）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、都県及び不動産協会都県本部の協議の上定めるものとする。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない都県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定(第2条第2項を除く。)の規定を準用できる。

第9条 この協定は、平成29年3月27日から適用する。

この協定を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

(別記)

公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部
公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部
公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部
公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部
公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部
公益社団法人全日本不動産協会東京都本部
公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部
公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部
公益社団法人全日本不動産協会静岡県本部
平成29年3月27日

茨城県知事
栃木県知事
群馬県知事
埼玉県知事
千葉県知事
東京都知事
神奈川県知事
山梨県知事
静岡県知事

公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部
本部長
公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部
本部長
公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部
本部長
公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部
本部長
公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部
本部長
公益社団法人全日本不動産協会東京都本部
本部長
公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部
本部長
公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部
本部長
公益社団法人全日本不動産協会静岡県本部
本部長

(2) 各都県宅地建物取引業協会

(別記)

公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会
公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会
一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会
公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会
一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会
公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会
公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会
公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会
平成29年3月27日

公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会
会長
公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会
会長
一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会
会長
公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会
会長
一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会
会長
公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
会長
公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会
会長
公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会
会長
公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会
会長

(3) 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益社団法人東京共同住宅協会

平成29年3月27日

公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会
会長
公益社団法人東京共同住宅協会
会長

(資料編Ⅱ-2-11-7) 応急仮設住宅設置要領

1 目的

応急仮設住宅は、災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を確保することのできないものに建設し供与することにより、一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

2 対象者

応急仮設住宅に入居できる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失し、他に居住する住家がない者
- (2) 自らの資力では、住家を得ることのできないもの

3 規模及び費用

1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内とする。

4 工事施行の方法

- (1) 原則として知事が建設するが、救助の迅速を図るため、その建設を当該市町村に委任することができる。
- (2) 委任を受けた市町村は、請書(様式1)に応急仮設住宅に入居を要する者の名簿(様式2)を添えて知事に提出すること。
- (3) 当該市町村長は、県の示す設計書を参考に、請負に付して建設すること。
- (4) 工事着工の際は、着工届(様式3)に契約書の写を添えて知事に提出すること。
- (5) 工事完了の際は、竣工届(様式4)を知事に提出し、検査を受けること。

5 工期

工事の最終の着工期限は、災害発生の日から20日以内であるができるだけ速やかに着工及び竣工すること。

6 敷地

- (1) 原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することが可能であること。
- (2) 私有地を借用して設置する場合は、市町村長が、土地の所有者又は借地権者と、借地契約を結んでおくこと。
- (3) 借地料は市町村の負担とすること。

7 入居者の決定

- (1) 市町村長は、必要に応じて市町村関係職員、議会議員、町内会長、民生委員等による協議会を開催し、その意見を聴いて入居を要する者を決定し知事に提出すること。
- (2) 知事は入居者を決定して、市町村長に通知する。
- (3) 市町村長は、前項の決定を受け工事の完了次第入居手続きを進めること。

8 供与

- (1) 供与期間は、完成の日から2年以内とすること。
- (2) 供与期間中の貸付料は、無料とすること。
- (3) 供与期間中に増改築を必要とする場合は、予め知事の承認を受けて行うこと。

9 維持管理

- (1) 委任を受けた市町村長が、公営住宅に準じて維持管理すること。
- (2) 供与期間中に入居者が退去した場合は、その旨知事に報告しその指示を受けること。

10 指導監督

- (1) 設置については、知事が行うこと。
- (2) 工事については知事が行うこと。

11 繰替支弁金の支払い

市町村長は、県の竣工検査が終了したときは、請求書（様式5）2部を知事に提出すること。ただし、知事が必要と認めるものは概算支払いを行うことができる。

12 書類の提出

町村にあつては、知事へ提出すること。

<p>様式1</p> <p style="text-align: center;">(あて先)</p> <p style="text-align: center;">埼玉県知事</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">市町村長名</p> <p style="text-align: center;">請 書</p> <p>年 月 日第 号をもって委任の通知を受けた災害救助法による応急仮設住宅設置事業を次の条件により承諾します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 設置戸数 戸</p> <p>2 規模構造 円以内</p> <p>3 着工期日 年 月 日まで</p> <p>4 事業内容 上記の金額の範囲内で「災害救助法による応急仮設住宅設置要領」に基づき 応急仮設住宅の設置事業を行う。</p>	<p>第 年 月 日 号</p> <p>印</p>
---	---------------------------

様式2

応急仮設住宅に入居する者の名簿

選考月日

(市町村名)

選考順位	住 所	氏 名	家族数	職 業	月 収	世帯の状況

(注)世帯の状況は、生活保護世帯、老人世帯、身体障害者世帯等の別を記入すること。

様式3

第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

市町村長名

印

災害救助法による応急仮設住宅の着工について

月 日第 号により委任された標記住宅については、下記のとおり着工したのでお届けします。

記

- 1 設置戸数 戸
- 2 着工月日 月 日
- 3 竣工予定 月 日
- 4 添付書類 請負業者の着工属の写 別紙のとおり

注 請負業者別に着工、竣工予定の違う場合には、その区分明細によりわけて記入すること。

様式4

第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

市町村長名

印

災害救助法による応急仮設住宅の竣工について

月 日第 号により委任された標記住宅については、下記のとおり竣工したのでお届けします。

記

- 1 設置戸数 戸
- 2 着工月日 月 日
- 3 竣工月日 月 日
- 4 市町村の竣工検査日 月 日
- 5 添付書類 請負業者の竣工届の写 別紙のとおり

様式5

請 求 (概算・精算) 書

一金 円也

ただし による災害救助法による応急仮設住宅設置費 戸分上記のとおり請求します。

年 月 日

埼 玉 県 知 事

市町村長名

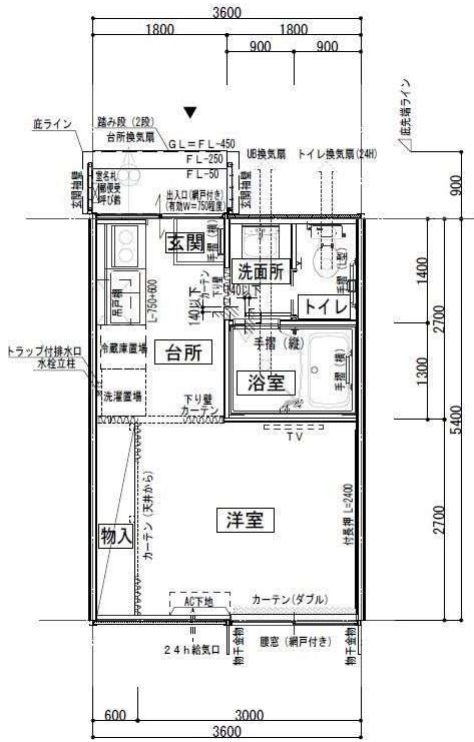
印

添付書類 支出調書及び領収書の写

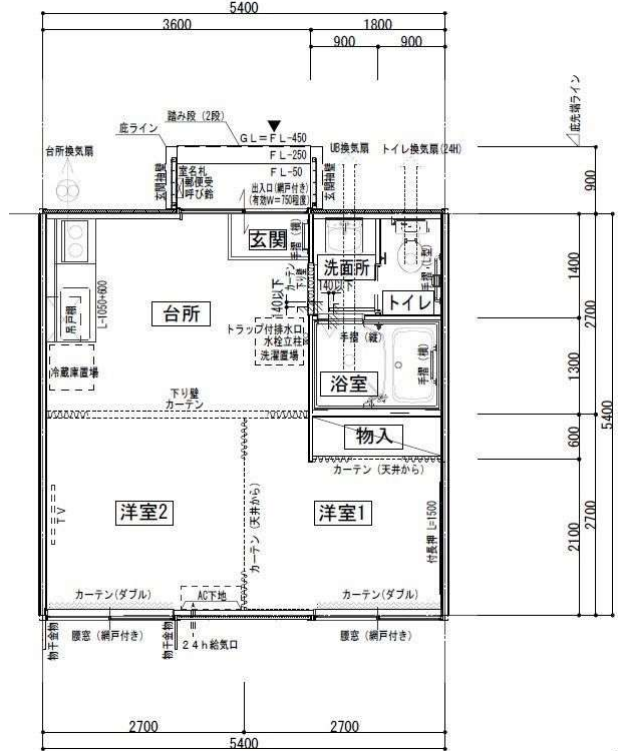
(資料編Ⅱ-2-11-8) 応急仮設住宅設計図 (標準設計)

応急仮設住宅
組み立てハウス 平面図

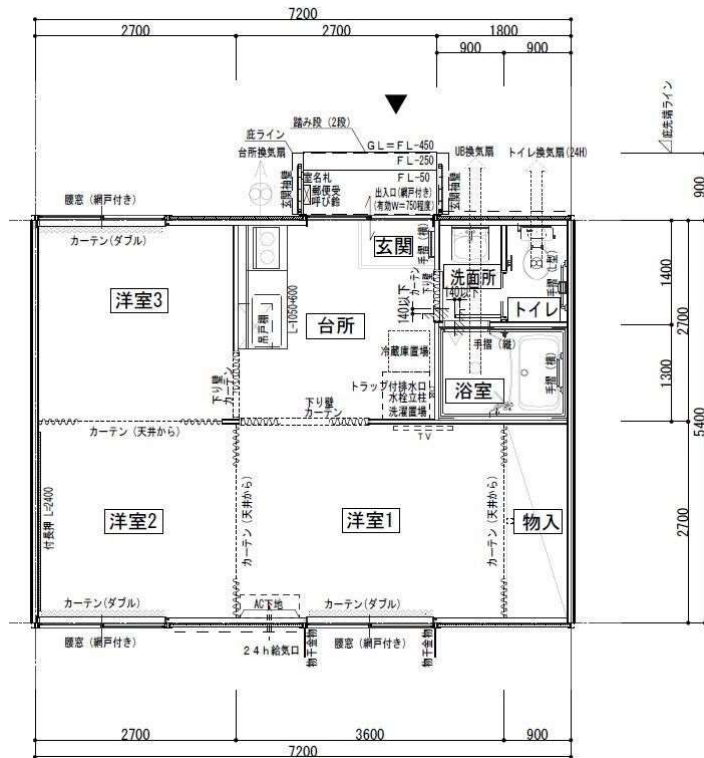
1Kタイプ



2Kタイプ



3Kタイプ



仕上表（内部）

室名	床	巾木	間仕切壁	天井	備考
玄関	長尺塩ビシート 又はCFシート 下地) 合板 t=4	塩ビ H=60	化粧石膏ボード t=9.5 下地) 軽鉄又は 木製	化粧石膏ボード t=9.5	床見切り（アルミ製）、 手摺（横）：1か所
台所	長尺塩ビシート 又はCFシート 下地) 合板 t=4	塩ビ H=60	化粧石膏ボード t=9.5 下地) 軽鉄又は 木製	化粧石膏ボード t=9.5	流し台、コンロ台、 バックガード付2口コンロ(グリル付) 吊戸棚、ガス栓は2口、 ガス漏れ警報器、洗濯用立水栓 トラップ付き排水管（洗濯機用）
洗面所	長尺塩ビシート 又はCFシート 下地) 合板 t=4 転ばし根太組	塩ビ H=60	化粧石膏ボード t=9.5 下地) 軽鉄又は 木製	化粧石膏ボード t=9.5	化粧洗面台W=600程度
トイレ	長尺塩ビシート 又はCFシート 下地) 合板 t=4 転ばし根太組	塩ビ H=60	化粧石膏ボード t=9.5 下地) 軽鉄又は 木製	化粧石膏ボード t=9.5	水洗式洋便器、 手洗い付ロータンク 手摺（L字）：1か所 紙巻器、タオル掛
浴室	ユニットバス 1116サイズ 入り口段差は140以下とする				浴槽：横手摺付、 内部：縦手摺付、 風呂はフタ付き、タオル掛け
洋室	タイルカーペット 下地) 合板 t=4	塩ビ H=60	化粧石膏ボード t=9.5 下地) 軽鉄又は 木製	化粧石膏ボード t=9.5	窓 防炎レースカーテン& 遮光防炎カーテン（房止付き）、 カーテンレール（ダブル）、 付長押（長さは図示） エアコン取付下地(1ヶ所/1戸) 給気口（開閉式）
物入	タイルカーペット 下地) 合板 t=4	塩ビ H=60	化粧石膏ボード t=9.5 下地) 軽鉄又は 木製	化粧石膏ボード t=9.5	中段：一段 カーテン（房止付き）、 カーテンレール

（一般社団法人プレハブ建築協会標準図（組立ハウス）参考）

(資料編Ⅱ-2-11-9) 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

1 一般社団法人プレハブ建築協会

「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、埼玉県（以下「甲」という。）及び救助実施市であるさいたま市（以下「乙」という。）が一般社団法人プレハブ建築協会（以下「丙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。

(2) 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(所要の手續)

第3条 甲は、住宅の建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

2 乙は、住宅の建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は甲に、甲は丙に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 埼玉県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙のみである場合は、前項にかかわらず、乙は、住宅の建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、文書をもって直接丙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

4 前項の場合、乙は住宅の建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第8条第1項の連絡調整を行う。

(協 力)

第4条 丙は、前条の要請があったときは、丙の会員である住宅建設業者（以下「丁」という。）のあつせん、その他可能な限り甲又は乙に協力するものとする。

(住宅の建設)

第5条 丙のあつせんを受けた丁は、第3条の要請に基づき住宅の建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 丁が前条の住宅の建設に要した費用は、当該建設に関わる契約当事者である甲又は乙が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙は、丁の住宅の建設終了後検査をし、これを確認したときは丁の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては埼玉県都市整備部住宅課、乙においてはさいたま市建設局建築部建築総務課、丙においては一般社団法人プレハブ建築協会業務第一部とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は、甲の調整のもとで丙との連絡体制をとるものとする。

2 乙又は丙は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 丙は、住宅の建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回、甲及び乙に報告するものとする。ただし、甲又は乙が必要と認めた場合は、丙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第10条 丙は、本協定に係る丙の業務担当者名簿及び丙に加盟する会員の名簿を毎年1回、甲及び乙に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、令和2年4月1日(以下「発効日」という。)から適用する。ただし、乙に係る規定については、乙を救助実施市とする指定が効力を発することとなる日から適用する。

2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

3 甲と丙との間で締結した昭和63年4月1日付け「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙押印のうえ各1通を保有する。

令和2年3月31日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県
埼玉県知事

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
乙 さいたま市
さいたま市長

東京都千代田区神田小川町二丁目3番13号 M&Cビル5階
丙 一般社団法人プレハブ建築協会
会長

2 一般社団法人全国木造建設事業協会

「災害時における応急仮設木造住宅の建設等に関する協定書」

令和2年3月31日

乙…さいたま市長、丙…一般社団法人全国木造建設事業協会 理事長

3 埼玉県住まいづくり協議会

「災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書」

令和2年3月31日

乙…さいたま市長、丙…埼玉県住まいづくり協議会 会長

(資料編Ⅱ-2-11-10) 災害復旧用材供給の特例措置

販売の相手方	特別措置		代金延納			減額 (時価 の五割 以内)	随意 契約
	用途	区分	期間	担保	利息	可否	可否
用材 立木 ・ 業材 個人	災害救助法に基づく災害救助用	応急復旧住宅等	1年以内	免除	免除	可	可
	都道府県の管理に属する公共施設の復旧用	公共施設 (公営住宅を含む)	1年以内	免除	徴収	否	可
	個人用施設の復旧用	住宅店舗等	1年以内	免除	徴収	否	可
	災害救助法が発動された災害で市町村の管理に属する公共施設の応急復旧用	事務所、学校、病院、診療所、託児所、道路、橋、堤防	1年以内	免除	免除	可	可
	市町村の管理に属する公共施設の復旧用	公共施設 (公営住宅を含む)	1年以内	免除	徴収	否	可
	個人用施設の復旧用	住宅店舗等	1年以内	免除	徴収	否	可
個人	災害復旧用	住宅店舗等	6月以内	提供	徴収	否	可

(注) 減額譲渡は、国有林野の所在する地方の市町村の区域内に著しい被害が発生し、災害救助法が発動された場合に可能であり、この場合の要請は、発災から20日以内に県又は市町村が、関東森林管理局に被災状況、供給を受けようとする素材の種類、品名、使用計画等を記載した申請書を提出して行う。(緊急を要する場合には、事後に申請書を提出することを条件として口頭で要請することができる。)

(資料編Ⅱ-2-11-11) 指定文化財集中場所

氷川女體神社	さいたま市緑区宮本2-17-1	県指定有形文化財
玉蔵院	さいたま市浦和区仲町2-13-22	県指定有形文化財
長徳寺	川口市大字芝6303	県指定有形文化財・県指定記念物
平林寺	新座市野火止3-1-1	国指定記念物・県指定有形文化財・県指定記念物
喜多院	川越市小仙波町1-20-1	重要文化財・県指定有形文化財・県指定記念物
常楽院	飯能市大字高山324	重要文化財・県指定有形文化財・県指定記念物
智観寺	飯能市大字中山520	県指定有形文化財・県指定記念物
如意輪観世音	入間郡越生町如意600	県指定有形文化財
龍穩寺	入間郡越生町龍ヶ谷452	県指定有形文化財・県指定記念物
聖天院	日高市新堀990の甲	重要文化財・県指定有形文化財
泉福寺	比企郡滑川町和泉1681	重要文化財・県指定有形文化財
慈光寺	比企郡ときがわ町西平386	国宝・重要文化財・県指定有形文化財・県指定記念物
十輪寺	秩父郡小鹿野町小鹿野1823	県指定有形文化財
浄蓮寺	秩父郡東秩父村御堂362	県指定有形文化財・県指定記念物
陽雲寺	児玉郡上里町金久保701	県指定有形文化財・県指定記念物
龍泉寺	熊谷市三ヶ尻3712	県指定有形文化財
常光院	熊谷市上中条1160	県指定有形文化財・県指定記念物
歎喜院	熊谷市妻沼1627	国宝・重要文化財・県指定有形文化財
甘棠院	久喜市本町7-2-18	重要文化財・県指定有形文化財・県指定記念物
勝願寺	鴻巣市本町8-2-31	県指定有形文化財・県指定記念物
神明神社	久喜市菖蒲町上栢間3366ほか	県指定記念物
秩父神社	秩父市番場町1-1	県指定有形文化財・県指定記念物
法台寺	新座市道場1-10-13	県指定有形文化財
三峰神社	秩父市三峰298	県指定有形文化財・県指定記念物
妙行寺	さいたま市中央区鈴谷4-15-2	国指定記念物・県指定有形文化財・県指定記念物
三芳野神社	川越市郭町2-25-11	県指定有形文化財
法養寺薬師堂	秩父郡小鹿野町両神薄2301-1	県指定有形文化財
金鑽神社	本庄市千代田3-2-3	県指定有形文化財、県指定記念物

(資料編Ⅱ-2-11-12) 指定文化財建造物

No.	種別	名称	所在地
1	国指定文化財	金鑽神社多宝塔	児玉郡神川町大字二ノ宮736-3
2	国指定文化財	旧台徳院霊廟勅額門、丁子門及び御成門	所沢市上山口2213ほか 狭山山不動寺内
3	国指定文化財	出雲伊波比神社本殿	入間郡毛呂山町岩井西5-17-1
4	国指定文化財	広徳寺大御堂	比企郡川島町大字表76
5	国指定文化財	喜多院客殿・書院・庫裏・慈眼堂・鐘楼門・山門	川越市小仙波町1-20-1
6	国指定文化財	東照宮本殿・唐門・瑞垣・拝殿及び幣殿・鳥居・隨身門	川越市小仙波町1-21-1
7	国指定文化財	日枝神社本殿	川越市小仙波町1-4-1
8	国指定文化財	福德寺阿弥陀堂	飯能市大字虎秀71
9	国指定文化財	高倉寺観音堂	入間市高倉3-3-4
10	国指定文化財	慈光寺開山塔	比企郡ときがわ町西平386
11	国指定文化財	光福寺宝篋印塔	東松山市岡498
12	国指定文化財	大沢家住宅	川越市元町1-15-2

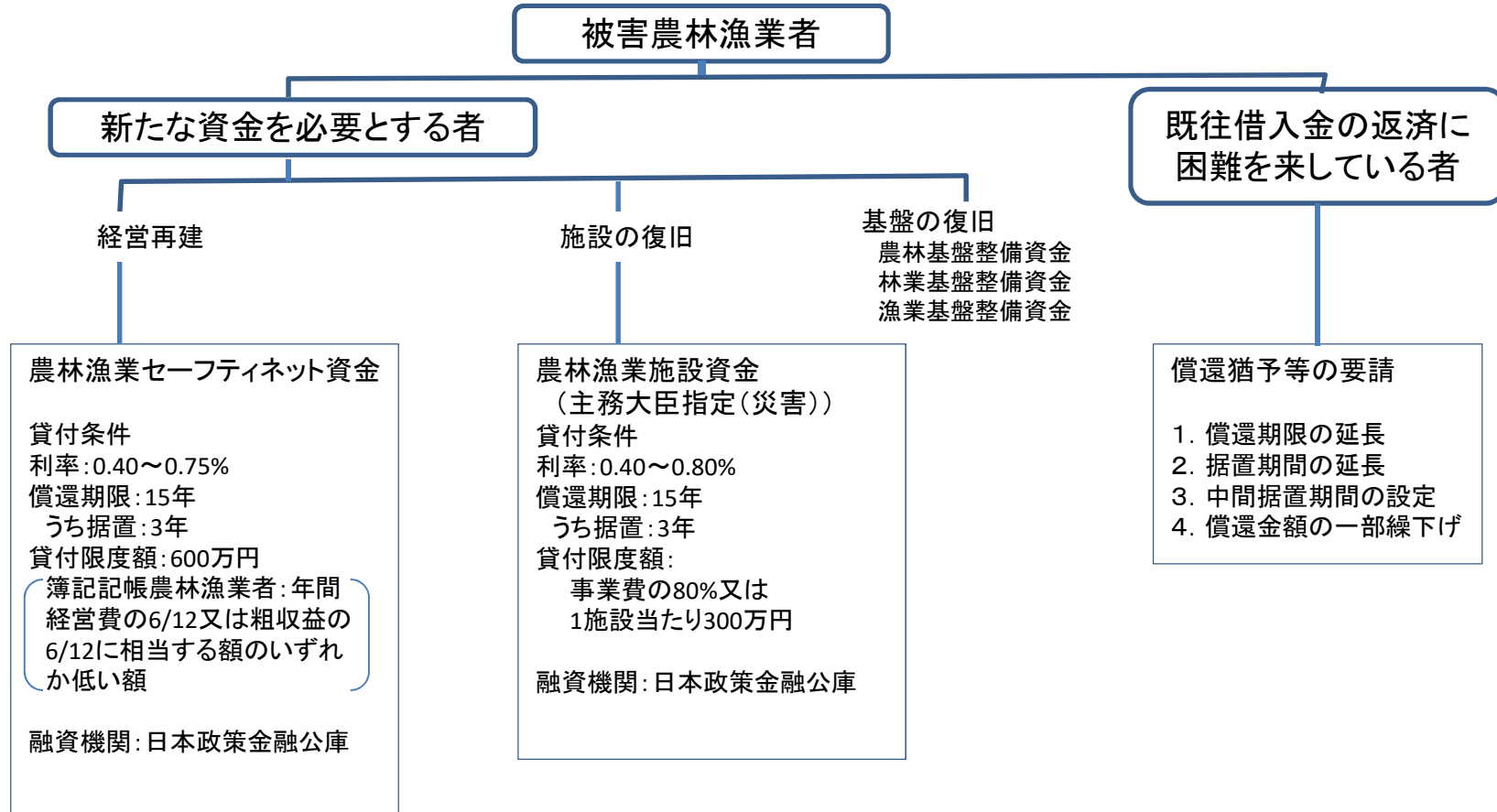
13	国指定文化財	内田家住宅	秩父市蒔田891
14	国指定文化財	高麗家住宅	日高市大字新堀850
15	国指定文化財	旧新井家住宅	秩父郡長瀬町長瀬1164
16	国指定文化財	平山家住宅	熊谷市樋春1067
17	国指定文化財	小野家住宅	所沢市林2-426-1
18	国指定文化財	黄林閣	所沢市大字坂ノ下437 柳瀬荘構内
19	国指定文化財	歓喜院聖天堂・貴惣門	熊谷市妻沼1511
20	国指定文化財	吉田家住宅	比企郡小川町大字勝呂424
21	国指定文化財	日本煉瓦製造株式会社 旧煉瓦製造施設	深谷市上敷免字中島28-2ほか
22	国指定文化財	旧高橋家住宅	朝霞市根岸台2-681ほか
23	国指定文化財	誠之堂	深谷市起会110-3
24	国指定文化財	和井田家住宅	八潮市大字八條1377ほか
25	国指定文化財	旧遠山家住宅	比企郡川島町大字白井沼字鳥足675-1
26	国指定文化財	旧田中家住宅	川口市末広1-796
27	国指定文化財	旧山崎家別邸	川越市元町1-3-1
28	国指定文化財	秩父祭屋台	秩父市本町、宮地、中町、上町、中近、下郷
29	国指定文化財	塙保己一旧宅	本庄市児玉町保木野325
30	国指定文化財	栃本関跡	秩父市大滝栃本1623ほか
31	国指定文化財	見沼通船堀	さいたま市緑区大間木123ほか 川口市内野594-1ほか
32	県指定文化財	安楽寺三重塔	比企郡吉見町御所374
33	県指定文化財	秩父神社社殿	秩父市番場町1-1
34	県指定文化財	花蔵院の四脚門	春日部市西金野井324
35	県指定文化財	三芳野神社社殿及び末社蛭子社・大黒社	川越市郭町2-25-11
36	県指定文化財	喜多院番所	川越市小仙波町1-20-1
37	県指定文化財	鶴ヶ丸八幡神社本殿	川口市大字芝6843
38	県指定文化財	香取神社本殿	春日部市西金野井1053
39	県指定文化財	氷川神社本殿	川越市宮下町2-11-3
40	県指定文化財	八坂神社社殿	川越市宮下町2-11-3
41	県指定文化財	秩父札所一番観音堂	秩父市栃谷418
42	県指定文化財	長光寺惣門	飯能市大字下直竹1056
43	県指定文化財	龍泉寺の観音堂	熊谷市善ヶ島187
44	県指定文化財	三峯神社本殿	秩父市三峰298
45	県指定文化財	五社神社本殿	南埼玉郡宮代町東90
46	県指定文化財	多宝塔	所沢市上山口2213 狭山山不動寺内
47	県指定文化財	雷電神社本殿	熊谷市上之16
48	県指定文化財	上之村神社本殿	熊谷市上之16
49	県指定文化財	川越城本丸御殿及び家老詰所	川越市郭町2-13-1
50	県指定文化財	八幡神社本殿	所沢市久米2428
51	県指定文化財	喜多院慈恵堂	川越市小仙波町1-20-1
52	県指定文化財	喜多院多宝塔	川越市小仙波町1-20-1
53	県指定文化財	競進社模範蚕室	本庄市児玉町児玉2514
54	県指定文化財	内谷氷川神社本殿	さいたま市南区内谷2-2-17

55	県指定文化財	旧本庄警察署	本庄市中央1-2-3
56	県指定文化財	西福寺三重塔	川口市大字西立野420
57	県指定文化財	平林寺 惣門・三門・仏殿・中門	新座市野火止3-1-1
58	県指定文化財	法養寺薬師堂	秩父郡小鹿野町両神薄2301
59	県指定文化財	成就院三重塔	行田市長野7618
60	県指定文化財	安楽寺本堂	比企郡吉見町御所374
61	県指定文化財	桶川宿本陣遺構	桶川市寿2-2-4
62	県指定文化財	龍穩寺経蔵	入間郡越生町龍ヶ谷452
63	県指定文化財	大牧氷川女体神社本殿	さいたま市緑区東浦和6-23-1
64	県指定文化財	箭弓稲荷神社社殿	東松山市箭弓町2-5-14
65	県指定文化財	八幡神社社殿及び銅製鳥居	本庄市児玉町児玉198
66	県指定文化財	下新堀久伊豆神社本殿	久喜市菖蒲町新堀600
67	県指定文化財	常楽院不動堂	飯能市大字高山324
68	県指定文化財	高麗神社本殿	日高市新堀833
69	県指定文化財	長光寺本堂	飯能市大字下直竹1056
70	県指定文化財	白鬚神社本殿	飯能市大字唐竹8
71	県指定文化財	日本赤十字社埼玉県支部旧社屋	比企郡嵐山町大字鎌形字東上原2231-1 ほか 嵐山町立嵐山幼稚園内
72	県指定文化財	古尾谷八幡神社社殿	川越市古谷本郷1408-1
73	県指定文化財	古尾谷八幡神社旧本殿	川越市古谷本郷1408-1
74	県指定文化財	本太氷川神社旧本殿	さいたま市浦和区本太4-3-33
75	県指定文化財	安楽寺仁王門	比企郡吉見町御所374
76	県指定文化財	諸井家住宅	本庄市中央1-8-1
77	県指定文化財	旧秩父橋	秩父市阿保町3795-1地先ほか
78	県指定文化財	名栗川橋	飯能市大字下名栗278-1地先ほか
79	県指定文化財	甚左衛門堰	草加市神明2-145-1ほか
80	県指定文化財	清風亭	深谷市大字起会字唐言110-1
81	県指定文化財	川越氷川祭山車	川越市元町ほか9町
82	県指定文化財	氷川女體神社社殿	さいたま市緑区宮本2-17-1
83	県指定文化財	八宮神社社殿及び青麻三光宮本殿	比企郡小川町小川991-1
84	県指定文化財	横瀬神社本殿及び拝殿 付 幣殿・本殿覆屋	深谷市横瀬1358
85	県指定文化財	五ヶ門樋 付 中庄内樋管一基・排水機場跡一基	春日部市水角1899地先
86	県指定文化財	諏訪神社本殿	熊谷市上新田227
87	県指定文化財	金鑽神社社殿	本庄市千代田3-2-3
88	県指定文化財	めがね橋（旧倉松落大口逆除）付 倉松落大口逆除之碑	春日部市8-710
89	県指定文化財	中山神社旧本殿	さいたま市見沼区大字中川143
90	県指定文化財	細川紙紙すき家屋	秩父郡東秩父村御堂436
91	県指定文化財	小鹿野祭屋台	秩父郡小鹿野町大字小鹿野93-3ほか
92	県指定文化財	萩平歌舞伎舞台	秩父市大字寺尾1012
93	県指定文化財	萩平精進堂	秩父市大字寺尾1012
94	県指定文化財	大島有隣遺跡	北葛飾郡杉戸町大島117ほか
95	県指定文化財	旧北根代官所	深谷市北根260
96	県指定文化財	岩槻藩遷喬館	さいたま市岩槻区本町4-8-9
97	県指定文化財	大達原高礼場	秩父市大滝532-1地先
98	県指定文化財	大門宿本陣表門	さいたま市緑区大字大門2864-11
99	県指定文化財	甲源一刀流逸見氏練武道場	秩父郡小鹿野町両神薄2301

100	県指定文化財	大田の高札場	秩父市太田字三道沢1343
101	県指定文化財	門平高札場跡	秩父郡皆野町大字日野沢字東門平1744-1 先

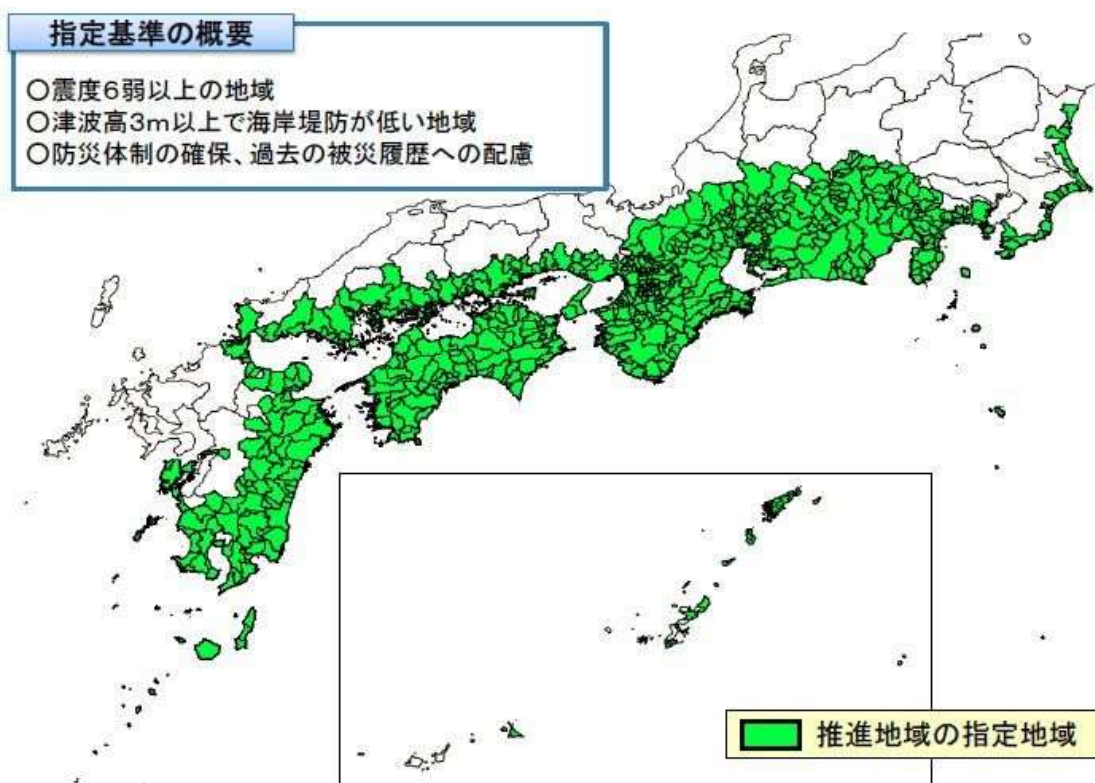
被害農林漁業者に対する金融措置

(令和5年1月19日現在)



(注)災害によっては、利率、償還期限、据置期間、貸付限度額などに特例あり

(資料編Ⅱ-3-1) 南海トラフ地震における地震防災対策推進地域



南海トラフ地震における地震防災対策推進地域 (※平成 26 年 3 月 28 日現在 707 市町村)

- 茨城県 水戸市、日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、鉾田市、東茨城郡大洗町、那珂郡東海村
- 千葉県 銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町、安房郡鋸南町
- 東京都 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- 神奈川県 横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町
- 山梨県 甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、同郡身延町、同郡南部町、同郡富士川町、中巨摩郡

昭和町、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡鳴沢村、同郡富士河口湖町

長野県 岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、南佐久郡川上村、同郡南牧村、諏訪郡下諏訪町、同郡富士見町、同郡原村、上伊那郡辰野町、同郡箕輪町、同郡飯島町、同郡南箕輪村、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡阿智村、同郡平谷村、同郡根羽村、同郡下條村、同郡売木村、同郡天龍村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村、同郡大鹿村、木曾郡上松町、同郡南木曾町、同郡大桑村、同郡木曾町

岐阜県 岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡岐南町、同郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、同郡関ヶ原町、安八郡神戸町、同郡輪之内町、同郡安八町、揖斐郡揖斐川町、同郡大野町、同郡池田町、本巣郡北方町、加茂郡坂祝町、同郡富加町、同郡川辺町、同郡七宗町、同郡八百津町、同郡白川町、同郡東白川村、可児郡御嵩町

静岡県 (全域) 静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡南伊豆町、同郡松崎町、同郡西伊豆町、田方郡函南町、駿東郡清水町、同郡長泉町、同郡小山町、榛原郡吉田町、同郡川根本町、周智郡森町

愛知県 (全域) 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、同郡扶桑町、海部郡大治町、同郡蟹江町、同郡飛島村、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡南知多町、同郡美浜町、同郡武豊町、額田郡幸田町、北設楽郡設楽町、同郡東栄町、同郡豊根村

三重県 (全域) 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、桑名郡木曾岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町、同郡川越町、多気郡多気町、同

	郡明和町、同郡大台町、度会郡玉城町、同郡度会町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町、同郡紀宝町
滋賀県 (全域)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、蒲生郡日野町、同郡竜王町、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、同郡甲良町、同郡多賀町
京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、同郡宇治田原町、相楽郡笠置町、同郡和束町、同郡精華町、同郡南山城村
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡豊能町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、同郡田尻町、同郡岬町、南河内郡太子町、同郡河南町、同郡千早赤阪村
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡稲美町、同郡播磨町、揖保郡太子町
奈良県 (全域)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山辺郡山添村、生駒郡平群町、同郡三郷町、同郡斑鳩町、同郡安堵町、磯城郡川西町、同郡三宅町、同郡田原本町、宇陀郡曾爾村、同郡御杖村、高市郡高取町、同郡明日香村、北葛城郡上牧町、同郡王寺町、同郡広陵町、同郡河合町、吉野郡吉野町、同郡大淀町、同郡下市町、同郡黒滝村、同郡天川村、同郡野迫川村、同郡十津川村、同郡下北山村、同郡上北山村、同郡川上村、同郡東吉野村
和歌山県 (全域)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、海草郡紀美野町、伊都郡かつらぎ町、同郡九度山町、同郡高野町、有田郡湯浅町、同郡広川町、同郡有田川町、日高郡美浜町、同郡日高町、同郡由良町、同郡印南町、同郡みなべ町、同郡日高川町、西牟婁郡白浜町、同郡上富田町、同郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町、同郡古座川町、同郡北山村、同郡串本町
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気郡和気町、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町

広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、同郡海田町、同郡熊野町、同郡坂町、豊田郡大崎上島町
山口県	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡上関町、同郡田布施町、同郡平生町
徳島県 (全域)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦郡勝浦町、同郡上勝町、名東郡佐那河内村、名西郡石井町、同郡神山町、那賀郡那賀町、海部郡牟岐町、同郡美波町、同郡海陽町、板野郡松茂町、同郡北島町、同郡藍住町、同郡板野町、同郡上板町、美馬郡つるぎ町、三好郡東みよし町
香川県 (全域)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、小豆郡土庄町、同郡小豆島町、木田郡三木町、香川郡直島町、綾歌郡宇多津町、同郡綾川町、仲多度郡琴平町、同郡多度津町、同郡まんのう町
愛媛県 (全域)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、越智郡上島町、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町、同郡砥部町、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町、北宇和郡松野町、同郡鬼北町、南宇和郡愛南町
高知県 (全域)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、安芸郡東洋町、同郡奈半利町、同郡田野町、同郡安田町、同郡北川村、同郡馬路村、同郡芸西村、長岡郡本山村、同郡大豊町、土佐郡土佐町、同郡大川村、吾川郡いの町、同郡仁淀川町、高岡郡中土佐町、同郡佐川町、同郡越知町、同郡梶原町、同郡日高村、同郡津野町、同郡四万十町、幡多郡大月町、同郡三原村、同郡黒潮町
福岡県	北九州市、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同郡築上町
熊本県	宇城市、阿蘇市、天草市、阿蘇郡高森町、上益城郡山都町、球磨郡多良木町、同郡湯前町、同郡水上村、同郡あさぎり町、天草郡苓北町
大分県	大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡姫島村、速見郡日出町、玖珠郡九重町
宮崎県 (全域)	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、北諸県郡三股町、西諸県郡高原町、東諸県郡国富町、同郡綾町、児湯郡高鍋町、同郡新富町、同郡西米良村、同郡木城町、同郡川南町、同郡都農町、東臼杵郡門川町、同郡諸塚村、同郡椎葉村、同郡美郷町、西臼杵郡高千穂町、同郡日之影町、同郡五ヶ瀬町

鹿児島県 鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、鹿児島郡三島村、同郡十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、姶良郡湧水町、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、同郡錦江町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町、同郡南種子町、同郡屋久島町、大島郡大和村、同郡宇検村、同郡瀬戸内町、同郡龍郷町、同郡喜界町、同郡徳之島町、同郡天城町、同郡伊仙町、同郡和泊町、同郡知名町、同郡与論町

沖縄県 名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、同郡東村、島尻郡与那原町、同郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡南大東村、同郡北大東村、同郡伊平屋村、同郡八重瀬町、宮古郡多良間村

第4章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置

基本方針

第1 策定の趣旨

東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和54年8月に静岡県を中心とする6県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）が強化地域に指定され、平成14年4月には東京都及び三重県が追加指定され、平成24年4月1日現在、強化地域は8都県157市町村となっている。

本県域は、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度に予想されることから、強化地域には指定されなかったが、人口が集中している県南部では、かなりの被害が発生することが予想され、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、県防災会議は、東海地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、埼玉県地域防災計画の震災対策編の第4章として「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定している。

第2 基本的な考え方

対応にあたっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- ・警戒宣言発令中においても都市機能は、極力平常どおり確保する。
- ・警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、県民の生命、身体、財産の安全を確保するため、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずる。
- ・原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定めるものとする。なお東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置を講ずる。
- ・発災後の対策は、県防災計画（震災編）により対処する。なお、発災前の対策についても、必要に応じて県防災計画（震災編）により対処する。
- ・県の地域は、地震防災対策強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応する。

第3 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は次のとおりとする。

1 警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな平日の昼間（概ね午前10時～午後2時）とする。ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。

2 予想震度

県内の震度は、地質地盤によって異なるが震度5弱～5強程度とする。

※ 東海地震に関する情報の種別

気象庁は、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、発表する。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日頃から東海地震への備えをしておくことが大切である。

情報名		発表基準
東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]		観測された現象が東海地震の前兆である可能性が高まったと認められた場合
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

実施計画

第1節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

第1 目標

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は東海地震注意情報が発表される。

このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

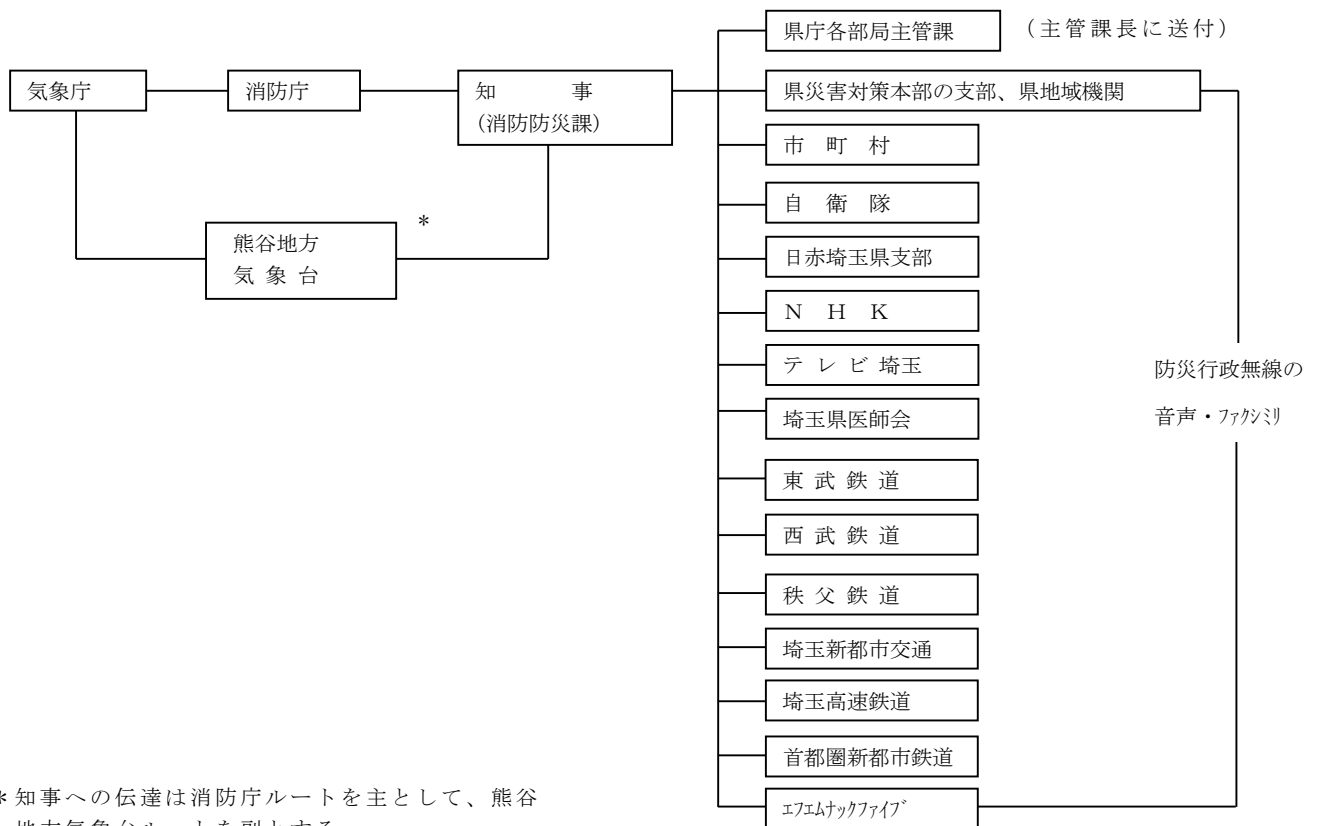
第2 東海地震注意情報の伝達 【県（各部局）、市町村、関係防災機関】

県は、消防庁等から東海地震注意情報の連絡を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、関係防災機関に伝達する。

1 伝達系統及び伝達手段

県からの東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

各防災機関は、県等から東海地震注意情報に関する情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び地域機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。



2 伝達体制

県	県は、総務省消防庁から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部局及び各支部に伝達するとともに、県防災行政無線、有線電話等により、市町村及び防災関係機関へ伝達する。
市町村	市町村は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。
各防災関係機関	各防災関係機関は、県から東海地震注意情報の通報を受けたとき、又は報道機関による報道に接したときは、直ちに機関内部及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関等に伝達する。

3 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行った旨の消防庁からの連絡内容
- (2) 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること等
- (3) 東海地震注意情報の解除された旨の連絡内容
- (4) その他必要と認める事項
例) 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること

第3 活動体制の準備等 【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

県、市町村及び防災関係機関は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の準備等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備えるものとする。

県	<p>ア 災害対策本部の設置準備に入る。 イ 配備体制は、警戒体制とする。 ウ 東海地震注意情報発表時の所掌事務</p> <p>災害対策本部が設置されるまでの間、危機管理防災部消防防災課が関係機関の協力を得ながら、次の事項を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 東海地震注意情報等その他防災上必要な情報の収集伝達 ② 市町村及び防災関係機関等との連絡調整 ③ 社会的混乱防止のため必要な措置
市町村	東海地震注意情報の通知を受けたときは、直ちに県に準じた防災体制をとるものとする。

東日本旅客鉄道 (株)	<p>① 地震防災対策本部の設置</p> <p>② 地震対策関係者は、東海地震注意情報の通知に接したときは、直ちに地震防災本部等あらかじめ定められた箇所に参集する。</p> <p>③ 東海地震注意情報が一般に報道されたときは、旅客列車は運行を継続する。ただし、長距離夜行列車及び貨物列車は、強化地域への進入を禁止する。</p>
その他の防災関係機関	東海地震注意情報の通知を受けたときは、直ちに要員を確保し必要な体制をとるものとする。

第2節 警戒宣言に伴う措置 【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

第1 目標

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に、東海地震予知情報が発表される。これをうけて、警戒宣言等の対応がとられる。本章では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間においてとるべき措置について定める。

第2 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

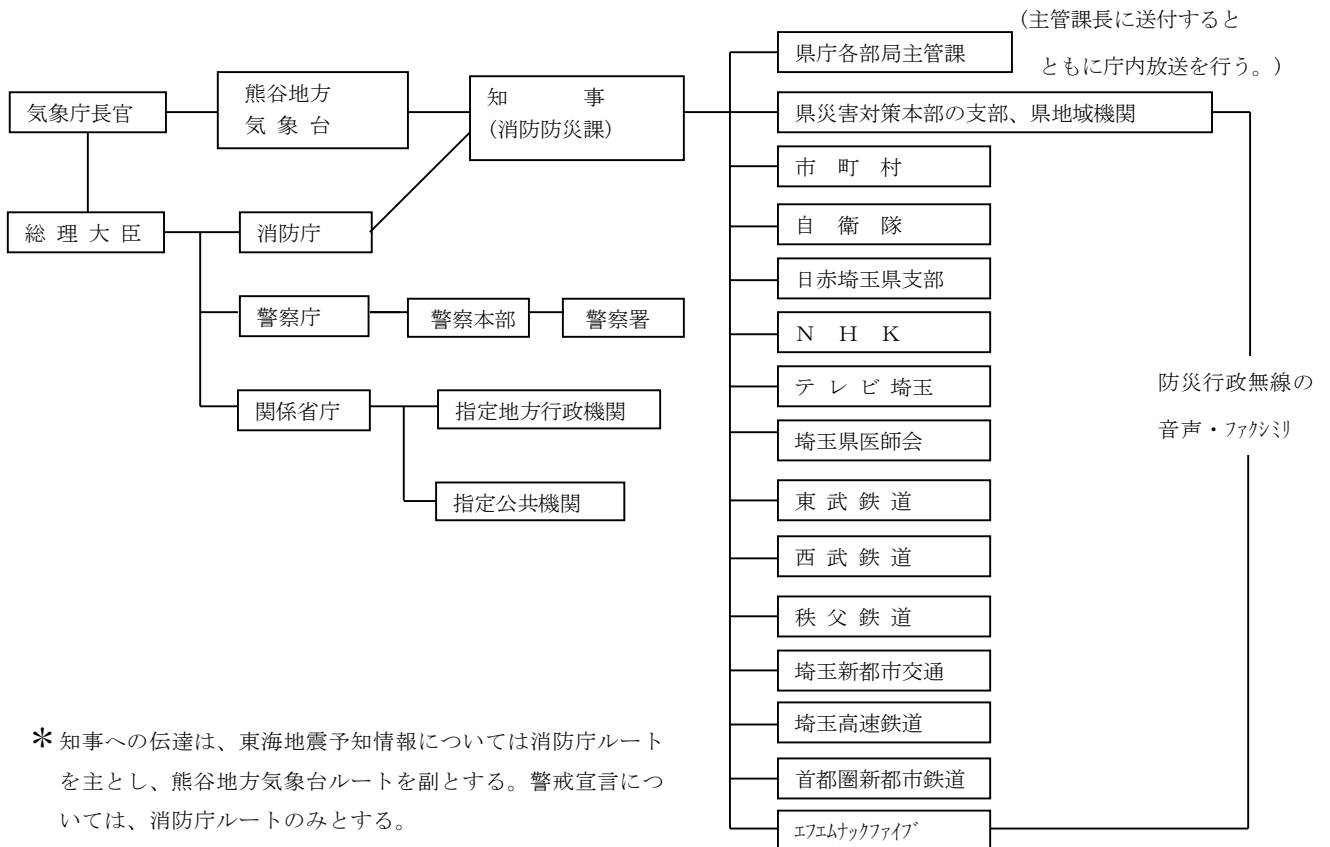
県は、消防庁から警戒宣言の発令及び東海地震予知情報の連絡を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、関係防災機関に伝達する。

1 伝達系統及び伝達手段

県からの警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

各防災機関は、県等からの警戒宣言及び東海地震予知情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

警戒宣言及び東海地震予知情報伝達系統図



* 知事への伝達は、東海地震予知情報については消防庁ルート
を主とし、熊谷地方気象台ルートを副とする。警戒宣言につ
いては、消防庁ルートのみとする。

2 伝達体制

県	<p>県は、総務省消防庁から警戒宣言及び東海地震予知情報の通知を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部局及び各支部に伝達するとともに（庁内放送も行う。）、県防災行政無線、有線電話等により、市町村及び防災関係機関へ伝達する。</p>
市町村	<p>市町村は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。</p> <p>一般市民に対しては、防災行政無線や広報車により伝達する。</p>
各防災関係機関	<p>各防災関係機関は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報の通知を受けたときは、直ちに機関内部及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関等に伝達する。</p>

3 伝達事項

<ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言通知文 ・東海地震予知情報に関する情報文 ・警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項 ・警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合） ・その他必要と認める事項 <p>例）電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること</p>
--

第3 活動体制 【県（各部局）、市町村、関係防災機関】

県	<ol style="list-style-type: none"> ① 東海地震の警戒宣言が発令され、災害発生のおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。 ② 配備体制は、非常体制とする。 ③ 災害対策本部及び支部は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関と緊密な連携を保ち、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と地震災害の発生防止並びに軽減を図るための措置を実施するとともに、地震災害が発生した場合、速やかに県地域防災計画（震災編）に沿って応急対策ができるように準備するものとする。
市町村	<p>県の体制に準じた体制をとり、地震災害は発生した場合、速やかに応急対策ができるように準備するものとする。</p>

日本赤十字社埼玉県支部	<p>① 非常体制 1 号配備 警戒宣言が発令された場合は、別に定めた「日本赤十字社埼玉県支部災害応急対策計画」第 3 活動体制に基づき、速やかに非常体制第 1 号配備の活動体制を整える。</p> <p>② 災害警戒本部 非常体制 1 号配備の活動体制に移行すると同時に、支部に災害警戒本部を設置し、主に次の業務を行う。</p> <p>ア 非常無線通信体制と統制局の設置 情報の収集、伝達の迅速確実を期するため、赤十字業務用無線局は傍受体制を整えるものとし、支部基地局（にっせきさいたま）が統制局となる。</p> <p>イ 救護班の待機 さいたま、小川、深谷の各赤十字病院（以下「赤十字病院」という。）に対して、初動救護班各 1 個班の待機を指示する。</p> <p>ウ 血液業務 赤十字血液センターに対して、採血業務を一時中止し、献血者に対し広報を行うとともに、供給体制を強化するように指示し移動中の採血車、供給移動中の車両は早急に業務を終了して帰還させるよう指示する。</p>
埼玉県医師会	警戒宣言が発令された場合には、発災時に備えて、別に定めた「埼玉県医師会救護隊規程」第 1 条の規程に基づく「埼玉県医師会救護隊」の設置準備を行う。
東日本旅客鉄道（株）	警戒宣言を受報したときは、大宮支社及び関係現業務機関に、次の地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、地震防災応急対策の推進を図る。
東武鉄道（株）	<p>① 警戒宣言が発令されたら、鉄道事業本部長は、対策本部を設置する。</p> <p>② 災害発生後には、本部長の指示で防災計画に基づき、災害対策本部を設置する。</p>
西武鉄道（株）	<p>震災警戒本部の設置 東海地震の地震防災対策強化地域に係る警戒宣言が発せられた場合に震災警戒本部を本社に設置する。</p> <p>① 震災警戒本部の構成 震災警戒本部は本社に設置し、本部長は社長とし構成員は役員および各部・室長とする。</p> <p>② 震災警戒本部の設置及び解散の時期と方法 ア 震災警戒本部の設置の時は警戒宣言が発せられた時点とする。 イ 警戒解除宣言が発せられた場合は、所定の業務が完了した時点で本部長の指示により震災警戒本部は解散する。</p>

秩父鉄道(株)	<p>① 警戒宣言が発令されたら災対本部を設置する。</p> <p>② 災害発生後には防災規定第17条に基づき災害対策本部を継続する。</p>
埼玉新都市交通(株)	<p>① 警戒宣言の発令又は東海地震予知情報が発表された場合は、直ちに本社に対策本部を設置する。</p> <p>② 災害に備えた体制の強化と復旧会社との連絡体制の確保に努める。</p> <p>③ 県災害対策本部との連絡体制の強化を図り、情報の確保と帰宅困難者対策等に取り組む。</p>
埼玉高速鉄道(株)	非常体制を発令し、本社内に事故・災害等対策本部を設置するとともに、旅客の混乱防止及びその他必要な措置を講ずる。
首都圏新都市鉄道(株)	警戒宣言が発令されたときは、災害対策本部長が災害対策本部を設置し、旅客の混乱防止及び地震発生後の被害を最小限に抑えるために必要な措置を講ずる。
東日本電信電話(株) 埼玉事業部	東日本電信電話株式会社埼玉事業部は、情報連絡室を埼玉支店に設置する。
(株)NTTドコモ 埼玉支店	株式会社NTT埼玉支店は、情報連絡室を埼玉支店に設置する。
東京電力(株)	<p>① 本(支)部の設置</p> <p>埼玉支店及び各支社等現業機関は速やかに本(支)部を設置する。</p>
東京発電(株)	<p>① 支部の設置</p> <p>名称、住所及び連絡用電話は次のとおりとする。</p> <p>東京発電株式会社埼玉事業所 大里郡寄居町大字末野1441番1号 048-581-1133</p>
東京ガス(株)	<p>警戒宣言が発令された場合は、地震災害警戒本部及び地震災害警戒支部を設置する。</p> <p>また、東海地震注意情報が発令された場合は、臨時体制を設置する。</p>
首都高速道路(株)	警戒宣言が発令されたときは、非常体制をとり、速やかな役職員の参集、災害対策本部の設置をはじめ、緊急点検体制の確認、災害応急復旧用資機材等の確保等の必要な措置を講じ、災害発生に備える。
東日本高速道路(株)	警戒宣言が発令された場合、関東支社東海地震災害警戒本部を設置し、関係機関との連絡調整、発災に備えた資機材、要員等の手配、交通規制状況等の広報等必要な対策を講じ、発災に備える。

第4 広報 【県（直轄）、防災関係機関】

県及び防災関係機関は、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生の防止と、地震による被害とその拡大を防止し、住民、事業所等のとるべき措置を周知させるため広報活動を積極的に行うものとする。

1 NHK

東海地震注意情報の発表から、発災までの間、テレビ、ラジオ、FMにより放送を次とおりに行う。

- (1) 東海地震注意情報の発表から警戒宣言発令まで
 - ア 東海地震注意情報の解説
 - イ 強化地域、観測データの解説
 - ウ 混乱防止呼びかけ
 - エ 防災知識の紹介
- (2) 警戒宣言発令から発災まで又は警戒宣言解除まで
 - ア 警戒宣言の内容について解説
 - イ 強化地域ならびに周辺地域の動向
 - ウ 混乱防止呼びかけ
 - エ 公共団体等の応急対策実施状況
 - オ 鉄道、道路、航空等の交通状況
 - カ その他防災関連広報の諸事項

2 (株) テレビ埼玉

東海地震注意情報の発表から、警戒宣言解除まで、UHF電波により次のとおり放送し、県民に対して広報を実施する。

- ア 東海地震注意情報の発表及びその内容解説
- イ 警戒態勢をとるべき旨の告知
- ウ 災害対策基本法第57条に基づき、知事からの要請がある場合は、定時放送を中止して、これらについて広報を行う。
- エ 県災害対策本部の設置と活動体制について、および他防災機関の活動について
- オ 警戒宣言が発令された場合には、それについての内容解説
- カ 電気、ガス等による火災予防についての告知
- キ その他、混乱防止についての告知

3 (株) エフエムナックファイブ

東海地震注意情報の発表から、又は警戒宣言解除までの間、FM電波により次のとおり放送し、県民に対し広報を実施する。

- ア 東海地震注意情報の発表及びその内容解説
- イ 混乱防止呼びかけ

- ウ 防災知識の紹介
- エ 警戒宣言が発令された場合には、それについての内容解説
- オ 災害対策本部の設置と活動体制について
- カ 県内および隣接都県の鉄道、道路、航空等の交通状況
- キ 電気、ガス等による火災予防についての告知
- ク その他防災関連広報の諸事項

4 東日本旅客鉄道（株）

東海地震注意情報が報道されたときから（警戒宣言を含む。）次の手段及び内容の広報を実施する。

(1) 広報手段

- ア 東京支社において、テレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社に対し報道を依頼する。
- イ 駅においては、駅頭掲示、放送等により行う。
- ウ 運転中の列車にあつては、車内放送により行う。

(2) 広報内容

- ア 列車の運転状況
- イ 旅行の中止及び時差退社の呼びかけ
- ウ 旅客の誘導方法
- エ 乗車券類の発売制限
- オ 線路内歩行の禁止

5 東武鉄道（株）

- (1) 列車の運行状況について、テレビ、ラジオ、新聞各社に対し報道を依頼する。
- (2) 警戒宣言が発令されたときは、車内放送や駅放送、駅掲示板により、警戒宣言発令や列車運行状況を案内する。

6 西武鉄道（株）

警戒宣言が発令されると駅等に帰宅客が殺到し、混乱が予想されるので、それを防止するため、駅係員および乗務員は、冷静に旅客の応対に努め、正確な情報提供に努める。旅客への警戒宣言発令とその内容の周知徹底については駅および車内放送、掲示等により案内する。

7 秩父鉄道（株）

(1) ラジオ、テレビによる広報

列車の運行状況、混雑状況の情報、時差通勤通学の呼びかけ等をラジオ、テレビ、新聞各社に依頼する。

(2) 駅等における広報

放送設備のある駅や、車内放送、各駅の掲示により警戒宣言発令や列車運行状況を旅客に案内する。

8 埼玉新都市交通（株）

- (1) 列車の運行状況について、テレビ・ラジオ・新聞等を通じて報道を依頼する。
- (2) 警戒宣言の発令又は東海地震予知情報が発表された場合は、駅放送等により、その内容や運航の状況及び運航計画について案内する。
- (3) インターネットのホームページに必要な情報を掲載する。

9 埼玉高速鉄道（株）

- (1) 広報手段
テレビ、ラジオ、新聞各社に対し報道を依頼するとともに、駅構内放送、車内放送、掲示等により行う。
- (2) 広報内容
列車の運行状況、列車及び駅等の混雑状況、各種規制状況、旅客に対する協力要請等を案内する。

10 首都圏新都市鉄道（株）

- (1) 広報内容
 - ア 駅の混雑状況、列車の運転状況及び列車運行計画
 - イ 旅客のとるべき行動及び協力要請事項
 - ウ 緊急点検及び応急措置の概要
 - エ 地震が発生した場合における当社の防災措置
- (2) 広報の方法
 - ア 掲示板への掲示
 - イ 放送（車内、駅構内）

11 東日本電信電話（株）埼玉事業部・（株）NTTドコモ埼玉支店

- (1) 地震防災応急対策に関する広報
強化地域の組織の長は、警戒宣言が発せられたときにおいて通話がふくそうし、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、支店前掲示により地域のお客様に広報するとともに、さらに報道機関協力を得て、ラジオ・テレビ放送、及び新聞掲載等により広報活動を積極的に行う。

12 東京電力（株）

- (1) 広報の内容
 - ア 万一の停電に備え懐中電灯、トランジスタラジオ等を用意してください。
 - イ 使用中の電気器具のコンセントをできるだけ抜き、火災発生を防いでください。
 - ウ 屋外に避難するときは、必ず安全器又はブレーカーを切ってください。
 - エ たれさがった電線には絶対に触れないでください。また発見した場合は、最寄りの営業所にお知らせください。
 - オ 浸水した屋内配線、電気器具等は危険ですので使用しないでください。

ご連絡くだされば技術員が検査にうかがいます。

(2) 広報媒体

テレビ、ラジオ、新聞、PR車、パンフレット等

1.3 東京ガス（株）

警戒宣言が発せられた場合、可及的速やかに次のとおり需要家に対する広報活動を実施する。なお、警戒宣言が解除されるまでの間、随時同様の広報を反覆する。

(1) 広報の内容

ア 一般需要家に対して

(ア) 緊急時におけるガス栓の閉止

(イ) 警戒宣言時のガス供給の継続

(ウ) 強震時におけるガスの供給停止

(エ) ガス設備及びガス器具の取扱い上の注意事項等

イ 特定需要家に対して

(ア) ガス器具の使用の抑制依頼

(イ) 地震発生時の遮断バルブによるガス供給遮断の要請

(2) 広報の方法

ア 広報車により巡回し、広報内容を直接需要家に呼びかける。

イ テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。

第5 警備、交通対策 【県（警察本部）、首都高速道路（株）、東日本高速道路（株）】

1 警察本部による警備実施

(1) 警備実施の基本方針

予知等情報発表及び警戒宣言発令に伴い、発生が予想される各種警察事象を未然に防止するため、警備体制を早期に確立するとともに、関係防災機関と緊密な連携を図り、一体的かつ総合的な活動を推進し、社会混乱の未然防止と人心の安定を図る。

(2) 警備措置

予知情報発表及び警戒宣言発令に伴う警察の任務は、次のとおりとする。

ア 東海地震に関する情報等の伝達

イ 各種情報の収集及び伝達

ウ 予知情報発表及び警戒宣言発令における住民、運転者等に対する広報

エ 人のい集する場所における混乱の防止

オ 各種犯罪の予防検挙

カ 交通規制及び緊急交通路の確保

キ 危険物に対する保安措置

ク 関係防災機関との相互協力

ケ その他必要な警察活動

(3) 警備体制

- ア 警察本部に埼玉県警察震災警備本部を設置する。
- イ 警察署に警察署震災警備本部を設置する。

2 警察本部による交通対策

(1) 交通対策の目的

警戒宣言発令時における道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、防災関係機関等による避難及び緊急輸送の円滑な実施をはかるとともに、地震が発生した場合における交通対策の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

(2) 交通規制の基本方針

- ア 本県内における車両の走行は、極力抑制する。
- イ 強化地域及びその隣接都県に向かう車両の通行は、極力制限する。
- ウ 強化地域及び都内から流入する車両の通行は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- エ 避難路及び緊急輸送については、優先的にその機能の確保を図る。

(3) 交通対策の内容

警戒宣言が発令された場合は、速やかに警察官を都県境及び主要交差点に配置し、必要により検問所を設置して、次の事項を行う。

- ア 交通整理及び誘導
- イ 交通情報の収集及び報告
- ウ 運転者に対する交通情報の提供
- エ 所要の交通規制の実施
- オ 運転者のとるべき措置の指導

(4) 自動車運転者への措置

警戒宣言が発せられた場合における自動車運転者のとるべき措置を次のとおり定め県民等に広く周知徹底を図る。

ア 走行中の車両

- (ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行（おおむね高速道路では時速 40 キロメートル、一般道路では時速 20 キロメートルの速度に減速）すること。
- (イ) カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じた行動をとること。
- (ウ) 現場の警察官等の指示に従うこと。

イ 駐車中の車両

- (ア) 路外に駐車中の車両は、警戒宣言発令後はできる限り使用しないこと。
- (イ) 路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地等に移動すること。
- (ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車させ、エンジンを切り、エンジンキーをつけたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。

ウ 車両による避難の禁止

警戒宣言が発せられた後は、避難のために車両を使用しないこと。

(5) 警戒宣言発令時の交通規制

警戒宣言が発令されたときは、基本方針に基づく交通規制のほか、「第2編 震災対策編－第2章－第3 交通ネットワークライフライン等の確保－〈応急対策〉－2 (3) イ 大地震発生時の交通規制の内容 (第2編－81ページ)」に定める交通規制に準じて実施する。

なお、交通状況に応じて、交通規制の変更又は地域若しくは路線を指定するなど必要な規制を行う。

(6) 緊急通行車両等の確認

警戒宣言が発せられた場合における埼玉県公安委員会の行う緊急通行車両等の確認は、別に定める。

3 道路管理者のとるべき措置

首都高速道路 (株)	道路管理者のとるべき措置 ① 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ占用許可を与えた者に対し、占用物件の整備等の必要な要請を行う。 ② 警察が実施する交通規制に協力するとともに、規制状況について必要な広報を利用者に対して行う。 ③ 無線設備、路面排水ポンプ設備、非常用電源設備及び非常口扉等の防災設備の点検を行う。 ④ 工事中の建造物、建築物等については安全管理を徹底し、工事中の箇所については工事中断の措置をとり、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講じる。
東日本高速道路 (株)	道路管理者のとるべき措置 ① 応急活動に必要な資機材、人員等の点検・確保等を行う。 ② 道路巡回等により、道路状況の把握に努め、必要な交通管制を行うほか、県公安委員会が行う車両の抑制措置及び交通規制に協力する。 ③ 工事等中の建造物、建築物等については安全管理を徹底し、工事中の箇所については工事中断の措置をとり、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講じる。 ④ 高速道路のお客様への緊急広報を可変情報板、看板、拡声放送等により実施する。

第6 公共輸送対策

【東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、西武鉄道(株)、秩父鉄道(株)、埼玉高速鉄道(株)】

東日本旅客鉄道
(株)

第1 列車の運転規制（埼玉県関係）

警戒宣言が発せられたとき運転する列車の運転速度は、次の表による。

規制速度	線名	区間	距離
45K	京浜東北	東京～大宮	30.3
	武蔵野	府中本町～新松戸	57.5
	宇都宮	上野～古河	64.3
	川越	大宮～高麗川	30.6
	埼京	大宮～新宿	28.3
	八高	八王子～高麗川	31.1
	八高	高麗川～高崎	65.5
160K	高崎	大宮～高崎	74.7
	東北新幹線	大宮～小山	48.9
	上越新幹線	大宮～上毛高原	119.1

第2 旅客対策

駅長は、駅舎及び列車内等における旅客の安全確保及び秩序維持を図るため、次の対策を講ずる。

1 帰宅旅客の集中により混雑が予想される場合は、次の対策を講ずる。

(1) 適切な放送を行い、旅客の鎮静化に努める。

(2) 階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、う回誘導、一方通行を早めに行い混乱防止に努める。

2 駅構内が混雑し危険が予想される場合は、各種売店、食堂等の閉鎖を指示する。

3 駅構内旅客の混乱及び踏切道の渋滞、線路内歩行等により危険となった場合は、列車の運転を停止する。

4 乗車券類の発売については、次による。

(1) 強化地域内着、通過となる列車の乗車券の発売を停止する。

(2) 状況により東京支社警戒本部長の指示、又は承認を受けてすべての乗車券類の発売を停止する。

5 旅行中止旅客に対しては、乗車駅までの無貨送還の取扱いをする。

第3 警備対策

1 主要駅における帰宅旅客集中による混乱が予想される場合は、旅客扱い要員及び警備の増強を図るため、次の対策を講ずる。

(1) 各支社（東京、大宮、八王子、高崎）社員を派遣する。

(2) 状況に応じて警察官の応援を要請する。

<p>東武鉄道（株） 西武鉄道（株） 秩父鉄道（株）</p>	<p>防災関係諸機関、報道機関、並びにJR各社との協力のもとに、地域の実情に応じ、可能な限り運転を行う。ただし、駅等で混乱が発生し、人命に危険をおよぼす恐れがある場合、又は、踏切支障等が発生した場合は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。</p> <p>第1 運行措置方針</p> <p>1 警戒宣言発令当日の運行措置 警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引運転を行うので、輸送力は平常ダイヤより減少する。</p> <p>2 警戒宣言発令の翌日以降、発災又は警戒解除宣言までの運行措置 地震ダイヤ（仮称）をあらかじめ作成し、減速運転を行う。なお、地震ダイヤは、一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。</p> <p>第2 乗客集中防止対策 警戒宣言が発せられた場合、旅客が集中し大混乱が発生することが予想されるので旅客の集中を防止するため次の措置をとる。</p> <p>1 平常時から、運行計画の概要、旅行の見合わせ、時差退社の協力についての広報を行う。</p> <p>2 警戒宣言時に、報道機関を通じ運転状況の報道、時差退社等の呼びかけを行う。</p> <p>3 駅において、放送、掲示等により協力を要請する。</p> <p>第3 旅客の安全を図るための措置</p> <p>1 状況により警察官の派遣を要請する。</p> <p>2 状況により、階段止め、改札止め等入場制限を行うとともに旅客の誘導、一方通行等の措置を早めに行う。</p> <p>3 適切な場内放送等により、旅客の鎮静化に努める。</p>
<p>埼玉新都市交通（株）</p>	<p>第1 運行措置方針 警戒宣言が発せられたときは、全区間で運転速度を時速25キロ以下に制限して運転する。 発生時間が具体的であれば、全ての列車を最寄りの駅に停車させ運行を中止する。 ダイヤは現行ダイヤを使用し、遅延については運転整理で対応するが、状況によっては間引き運転ダイヤを使用することもある。</p> <p>第2 旅客集中防止対策 警戒宣言が発せられた場合、旅客の集中、混乱を防ぐため放送装置等を使用して情報伝達するとともに、今後の輸送計画などを具体的に知らせ、落ち着いて行動するよう呼びかけを行う。</p> <p>第3 旅客の安全を図るための処置 特に旅客が集中して混乱が予想される大宮駅では、JR大宮駅等とで組織する大宮駅周辺帰宅困難者対策協議会と連携をとり、マニュアルに則り適切に対応する事で混乱の防止に努める。 その他、本社から応援社員を派遣するとともに、警察官の派遣を要請する。</p>

<p>埼玉高速鉄道 (株)</p>	<p>防災関係諸機関、報道機関、並びに相互直通運転各社との協力のもとに、地域の実情に応じ、可能な限り運転を行う。ただし、駅等で混乱が発生し、人命に危険をおよぼす恐れがある場合は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。</p> <p>第1 運行措置方針</p> <p>1 警戒宣言発令時の運行措置 警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引運転を行うので、輸送力は平常ダイヤより減少する。</p> <p>第2 乗客集中防止対策 警戒宣言が発せられた場合、旅客が集中し大混乱が発生することが予想されるので旅客の集中を防止するため次の措置をとる。</p> <p>1 報道機関を通じ、列車の運行状況等の広報を行う。 2 駅において、放送、掲示等により協力を要請する。</p> <p>第3 旅客の安全を図るための措置</p> <p>1 状況により警察官の派遣を要請する。 2 状況により、階段止め、改札止め等入場制限を行うとともに旅客の誘導、一方通行等の措置を早めに行う。 3 適切な駅構内放送等により、旅客の鎮静化に努める。</p>
<p>首都圏新都市鉄道 (株)</p>	<p>第1 列車運行措置</p> <p>1 警戒宣言発令当日 通常ダイヤを使用して減速運転を行う。これに伴う列車の遅延は運転整理で対応する。 2 翌日以降 平日ダイヤを間引きした臨時ダイヤで運転する。 3 その他 旅客による混乱又は同業他社の運行中止等により、旅客の安全確保が困難と思われる事態が発生したときは、列車運行を中止する。</p> <p>第2 旅客への対応 警戒宣言が発令された後の運行について、構内の掲示板、駅及び車内放送等により旅客に周知させるとともに、時差退社並びに近距離通勤者の徒歩帰宅を呼びかける等、混乱防止を図るものとし、また、旅客に対し冷静に対応し混乱防止を図るとともに、円滑な輸送を行うための掲示、放送等を活用して正確な情報提供に努める。</p>

第7 教育、病院、福祉施設対策

【県（教育局、病院局、福祉部、保健医療部）、日赤埼玉県支部】

1 教育施設

公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園は警戒宣言が発令されたときは、次のような措置を講じて園児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の生命の安全確保について万全を期する。

なお、学校以外の公立の教育施設も警戒宣言が発令されたときは、これらに準じて利用者の生命の安全確保について万全を期する。

(1) 情報の収集伝達等

- ア 警戒宣言が発令されたときは、校長（以下「園長」を含む。）は直ちに対策本部（自衛防災組織本部）を中心に、関係機関と連携を図り、情報を収集し、職員に周知させる。
- イ 職員は、児童・生徒等に対し警戒宣言が発令されたことを知らせ、適切な指示をする。この際、児童・生徒等に不安動揺をあたえないよう配慮する。

(2) 授業の中止等

- ア 警戒宣言が発令されたときは、すべての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。
- イ 学校は、警戒解除宣言が発令されるまでの間、休業（園）する。

(3) 児童・生徒等の保護

職員は、児童・生徒等の所在を確認の上、次のように措置する。

ア 幼稚園

園児は園内で保護し、名簿により人員・氏名を確認の上、直接保護者に引き渡す。

イ 小・中学校

名簿により児童・生徒の人員・氏名を確認の上、通学班・下校班等あらかじめ学校が実情に応じて定めた方法により帰宅させる。なお、心身に障害のある児童・生徒については、特別支援学校に準ずる。

ウ 高等学校

名簿により児童・生徒の人員・氏名を確認の上、帰宅させる。なお、交通機関等の利用者については、できるだけその状況を把握し、適切な方法で帰宅させるようにする。

エ 特別支援学校

(ア) スクールバスで通学している児童・生徒

- ① 緊急連絡網により、各通学区域ごとに、保護者に帰宅時刻及び引き取りの所定の場所を連絡し、その所定の場所で名簿により確認の上、直接保護者に引き渡す。
- ② スクールバス運行に当たっては、その状況に応じて、学校の職員が添乗するなどして、児童、生徒を保護者に安全かつ速やかに引き渡せるよう連絡及び引き渡しの方法を工夫する。

(イ) スクールバス以外で通学している児童・生徒

徒歩又はスクールバス以外の交通機関を利用し、あるいは介添により通学している児童・生徒については、校内で保護し、保護者に緊急連絡網等により連絡し、名簿により確認の上、直接保護者に引き渡す。

(ウ) 寄宿舎に入舎している児童・生徒

学校から寄宿舎に帰し、寄宿舎内で保護し、緊急連絡網等により保護者に連絡し、名簿により確認の上、直接保護者に引き渡す。

(4) 校内防災対策

校内防災計画に基づき、特に下記事項に留意して学校の安全に万全を期する。

ア 出火防止措置

地震災害での二次災害を防止するため、職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等の火気使用場所及び器具を点検する。

なお、電気及びガスの設備についても点検し、不要な電源及び元栓を閉じる。

イ 消火設備の点検と作動確認

消火用水、消火器等について点検する。

ウ 非常持出品の確認と準備

重要な書類及び物品は、耐火書庫又は耐火倉庫に収納し、施錠する。ただし、耐火書庫等に収納できない場合はその書類等を点検し、非常災害時に搬出できるよう整理保管する。

エ 化学、工業薬品の管理

火災・有害ガス発生のおそれがある薬品は、所定の保管庫に収納・施錠し、転倒防止対策がとられていることを確認する。

オ 家畜の管理

農業高校等においては、家畜が逃走しないよう措置する。

(5) 事前の指導連絡事項

ア 学校と児童・生徒等の保護者間の緊急連絡網を整備しておく。

イ 警戒宣言が発令されたときは、前記(3)の区分により、児童・生徒等を直ちに帰宅させるか、保護者に直接引き渡すかをあらかじめ保護者に知らせておく。

ウ 登校前に警戒宣言が発令されたときは、登校しないようあらかじめ保護者及び児童・生徒等に知らせておく。

エ 保護者が引き取りに来ない場合は、職員が送りとどける等の方策を講じる。

オ 特別支援学校においては、通学地区が広範であり、通学方法が複雑多岐であることから学校、寄宿舍、スクールバスの相互連携及び保護者との連絡体制を整え、綿密かつ確実に組織化し、情報の伝達方法等について周知徹底を図っておくようにする。

(6) 私立学校等

私立の小学校、中学校、高等学校、幼稚園等についても公立学校等に準じた措置を講じて園児、児童・生徒の生命の安全確保について万全を期するものとする。

2 病院施設

(1) 患者に対する措置

警戒宣言発令の情報を、把握したら、ただちに関係医療団体及び公的医療機関に対して埼玉県地域防災計画（震災対策編）に基づく体制にいつでも移行できるよう整えるとともに、入院患者に対して安全措置を講ずるよう協力を依頼し、また、外来患者に対しては可能な限り、診療業務を行い、住民の不安をなくすよう協力を依頼する。

(2) 防災措置等

県は、判定会招集等の情報を把握し、埼玉県医師会並びに県立病院をはじめ、他の公的病院にこの旨を連絡し、埼玉県地域防災計画（震災対策編）に定められている活動体制にいつでも移行できるよう、協力依頼するものとする。

病院については、それぞれ地震対策についての計画に従った活動体制に速やかに移行するための準備体制に入るものとする。

その他、とくに震災対策については二次災害対策が重要であり、防災対策並びに毒物劇物等の薬品管理及び放射性物質等の危険物管理についても万全を期するものとする。

(3) 赤十字病院

ア 入院患者に対する措置

赤十字病院は、別に定めた「赤十字病院震災対策要領」（以下「要領」という。）に基づき入院患者の退避又は安全確保の措置を講ずる。

イ 病院内の防災措置等

赤十字病院は、別に定めた「要領」に基づき次の地震防災応急対策の措置を講ずる。

- (ア) 警戒宣言発令情報の伝達等
- (イ) 地震防災応急対策の実施要員の確保
- (ウ) 震災に備えた資機材、人員等の配備手配
- (エ) 外来患者、来訪者等の退避又は安全確保の措置
- (オ) 貯蔵する高圧ガス、毒物劇物等の応急的保全措置
- (カ) その他地震防災上必要と認める措置

3 福祉施設

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた場合、社会福祉施設にあつては、正確な情報の収集に当たるとともに、防災組織及び対応策の確認、設備・機材の点検を行っていくことが必要である。

また周囲の状況から避難すべきであると判断された場合は、指定された避難所へ避難を開始する。

(1) 情報活動

ア 情報収集

市町村、防災機関からの情報の収集に当たる。

また、ラジオ、テレビ放送からの情報を収集する。

イ 情報伝達

情報伝達に当たっては次の点に注意する。

- (ア) 情報は正確かつ迅速に伝達されるよう努めるとともに、入所者が動揺しないよう定期的に伝達するなど配慮すること。
- (イ) 地震発生に伴う避難等の内容を周知しておくこと。
- (ウ) 保護者からの照会に対し正確な情報を提供できるよう努めること。
- (エ) 警戒宣言発令時の措置内容について入所者及び保護者に対し徹底しておくこと。

(オ) 放送設備が使用不能になった場合の伝達方法を定めておくこと。

ウ 報告

警戒宣言に対応してとった措置について、市町村等に連絡する。

エ 情報責任者

情報の収集、伝達、報告については、責任者を定めて市町村等との連絡に当たる。

(2) 防災組織の確認

警戒宣言が発せられたとき、必要な要員を確保し、迅速・的確に防災措置を行うための組織編成及び活動について、あらかじめ作成されている計画に基づき、その対応策の再確認を行うことが必要である。

計画が作成されていない施設にあっては、次のような体制で役割分担を決めること。

ア 情報班

(ア) 市町村等からの情報収集

(イ) テレビ、ラジオによる情報収集

(ウ) 入所者に対する情報伝達

(エ) 市町村等への報告

イ 消火班

(ア) 火気使用器具類の安全点検

(イ) 油類等の保管状況点検

(ウ) ガスボンベの転倒防止

(エ) 消火器具類及び消防設備の点検

(オ) 危険物、火気設備等に対する応急措置

ウ 避難誘導班

(ア) 避難経路、避難所の確認

(イ) 避難器具の準備

エ 非常持出班

(ア) 非常持出品の持出し準備

オ 救護班

(ア) 救急医薬品の準備

(3) 対応策の確認

各施設においては、上記の防災組織に応じた役割に従い行動するとともに、特に次の点に注意する。

ア 非常口、非常階段、避難経路、避難所を確認しておく。

イ 保護者との連携を図り、入所者を家族等に引き渡す場合、いつ、どこで、どのような方法で行うか明確にする。

ウ 地震の発生時における職員の指示の方法や入所者の行動の仕方を明確にする。

エ 非常用の器具（携帯ラジオ、懐中電灯、ロープなど）や医薬品の準備をしておく。

また、食糧、飲料水、生活必需品についても、必要最小限のものを災害時に持

ち出せるよう配慮する。

(4) 施設の設備の整備及び点検

整備点検を行う重要なものは、次のとおりであるが、施設の実態に応じて、必要なものを追加する。

ア 火気使用設備器具

イ 火気使用は、極力制限し防火措置を講ずる。やむを得ず使用する場合については、地震が発生した際直ちに消火できるよう措置を定めておく。

ウ 発火流出等のおそれのある危険物

エ 消火用設備

オ 落下、倒壊危険のあるもの

カ 特に屋内にある転倒危険家具等について必要な措置を行う。

キ 工事中の建築物等の保安措置

(5) 避難

地震情報及び火災、山津波、がけ崩れ等の危険性により施設から避難所へ避難すべきであると判断される場合又は市町村長等から避難指示があった場合は避難所へ避難行動を指示する。

目的地に到達した場合は人員を確認し、避難状況について市町村長に報告する。

(6) 保育所等の園児の扱い

警戒宣言の発令中は保護者において保護することを原則とする。

ア 保育中の園児は利用者名簿を確認のうえ保護者に引き渡す。

イ 警戒解除宣言が発令されるまでの間は保護者において保護するよう依頼する。

ウ 引き取りのない園児は園において保護する。

エ 園児の引き取りについて事前に十分な打ち合せをすること。

第8 ライフライン対策

1 電話 【東日本電信電話（株）埼玉事業部】

(1) 警戒宣言発令下における応急対策業務の基本的な考え方（（株）NTTドコモ埼玉支店含む）

ア 警戒関係機関等の重要通話を確保し、また一般市民の情報にも大きな支障をきたさないことを基本として必要な地震防災応急対策を実施する。

イ 平常業務については、緊急あるいは重要度の高いものを重点に実施する。

(2) 埼玉支店における業務

ア ダイヤル通話

(ア) ダイヤル通話の確保

警戒宣言等が発令されると強化地域を中心に防災関係機関等からの情報連絡、対策指示等の通話および一般市民による家族間の連絡等の通話が集中的に発生し、輻輳することが予想される。このような場合に次の対策を実施する。

- ・ 防災関係機関、報道関係機関等の災害時優先電話の通話を確保する。

(イ) 発信通話の制限

災害時優先電話等の通話を確保するため、一般の通話を制限する。

(ウ) 対地別の通話の制限

強化地域および周辺地域に対し、輻輳状況により通話の制限をする。

イ トーキー案内

警戒宣言発令時および災害発生時に伴う輻輳により、接続不能となった場合、トーキー案内を行う。

<用語例>

(ア) 大規模地震に係る警戒宣言等発令時又は発災後輻輳直後

「こちらはNTTです。ただいま電話は、大変混み合っており、かかりにくくなっています。ご迷惑をおかけしておりますが、平常に戻るまでには相当時間がかかる見込みです。ご了承下さい。」

(イ) 災害用伝言ダイヤルサービス提供時

「こちらはNTTです。ただいまおかけになった方面の電話は大変混み合っており、かかりにくくなっています。安否などの連絡用に災害伝言ダイヤルサービス提供開始いたしました。ご利用の場合は“171”をダイヤルして下さい。」

ウ 手動通話

(ア) 非常、緊急通話を確保する。

(イ) “104”の番号案内業務は1(1)イ項に準じて取扱うこととする。

エ 電報

強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものにかぎり受付ける。

オ 営業窓口

通常の営業時間中、営業窓口を可能な限り開いておくこととする。

なお、警戒宣言が発令された旨を窓口、局前掲示板等により利用者に周知する。

カ サービスオーダー工事

可能な限り行う。

キ “113”試験台業務

可能な限り業務を取扱う。

ク 工事の中断等

警戒宣言発令により工事の責任者の判断に基づき工事中の措置を行う場合には、必要な保安措置及び安全措置を行う。

2 電力 【東京電力（株）】

(1) 東京電力（株）

ア 基本方針

電力は、地震災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基盤となるものであるため、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給を継続する。

イ 要員

非常災害対策本（支）部構成員は、東海地震注意情報が発せられた場合、あるいは警戒宣言発令の情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

ウ 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車両、舟艇、発電車、仮送電力用の資機材等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

エ 電力施設の予防措置

東海地震注意情報に基づき、電力施設については次に掲げる各号の予防措置を講ずる。この場合において地震発生危険性の鑑み、作業上の安全に十分配置した判断を行うものとする。

(ア) 特別巡視・特別点検等

東海地震注意情報に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。

(イ) 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。またNTT、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。

(ロ) 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

オ 社外者の避難誘導

警戒宣言が発せられたときは変電所等への見学者、訪問者に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等、的確な安全措置を講ずる。

3 ガス 【東京ガス（株）】

(1) 製造・供給の調整

警戒宣言が発せられた場合、防災・供給部において製造・供給の調整を行う。

(2) ガス工作物等の巡視・点検及び検査

警戒宣言が発せられた場合、地震防災上巡視・点検及び検査が必要なガス工作物等については、あらかじめ定める巡視・点検及び検査要領に従い巡視・点検及び検査を行う。

(3) 工事の中断

警戒宣言が発せられた場合、工事中又は作業中のガス工作物等については状況に応じて応急的保安措置を実施の上、工事又は作業を中断する。

(4) 対策要員の確保

警戒宣言が発せられた場合対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出動する。

(5) 災害用資機材等の確保及び整備

① 調達

各班長・各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

- ア 取引先・メーカー等からの調達
- イ 被災していない他領域からの流用
- ウ 他ガス事業者等からの融通

② 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置き場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(6) 避難の要請

警戒宣言が発せられた場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対しては警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

(7) 安全広報

お客様に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して前述の広報内容を報道するよう要請する。更に、地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

4 上水道 【県（企業局）、市町村】

県及び市町村は、居住者等が緊急貯水を実施することに留意し、増加する需要に対処するとともに、震災発生後における必要な飲料水の供給を確保継続するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 県

- ア 市町村が実施する飲料水確保対策を指導する。
- イ 広域的な応援給水のための連絡体制を確立する。

(2) 県企業局

ア 臨時点検及び準備

(ア) 給水拠点飲料水保有量の確保

各浄水場・中継ポンプ所にある送水調整池の貯水量を調査し、最大貯水量の確保に努める。

(イ) 水処理薬品及び自家用発電機燃料貯蔵量の確保

各浄水場における水処理薬品、自家用発電機燃料の貯蔵量を調査し、最大貯蔵量の確保に努める。

(ウ) 応急給水資機材の点検及び準備

給水拠点における給水資機材を点検するとともに、専用給水栓からの供給について準備するものとする。

(エ) 保守管理体制

- a 取導水、浄水及び送水管路設備の臨時的巡視点検を行う。
- b 自家用発電設備の臨時的作動試験を行う。
- c 塩素設備及び除害設備等の臨時的作業試験を行う。
- d 危険物設備の巡視点検を強化する。
- e 夜間における防災体制を強化する。

イ 関係機関等との連絡

- (ア) 受水団体における受水槽への最大飲料確保について、指導連絡を行う。
- (イ) 補修専門者と連絡をとり、出動体制の準備をする。
- (ウ) 関係機関からの情報収集を行う。

(3) 市町村

- ア 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行うものとする。
- イ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行うものとする。
- ウ 応急復旧体制の準備を行うものとする。

第9 生活物資等輸送対策

【県（農林部、産業労働部、保健医療部、危機管理防災部、会計管理者、企業局、警察本部）】

1 備蓄物資

(1) 食料

ア 県有物資の放出の準備

警戒宣言に伴う対応措置として、食品等の調達を速やかに行えるよう関係機関からの情報を備蓄保管責任者に対し伝達を行う。

- (ア) ランニング備蓄を委託してある食料備蓄委託店に連絡し、県が指定する一定数量の確保搬入を確認し、災害時には輸送が速やかに行える体制をとるよう依頼する。

イ 業界保有物資の確認

警戒宣言に伴う対応措置として「災害時における応急食品の調達に関する協定書」に基づく協定先に対し、情報の伝達を行う。

- (ア) 協定先に対し、保有物資の在庫状況の確認を行う。
- (イ) 協定先に対し、食品の売り渡し、炊飯等の準備体制を要請する。

(2) 生活必需品

ア 県備蓄物資の放出の準備

県内の備蓄倉庫に保管してある生活必需品の数量の再確認を行い、放出の準備を行う。

イ 業界保有物資の確認

生活必需品等の調達予定先に対して、保有物資についての在庫量の確認を行ない、発災に備えて保管の要請をする。

(3) 医薬品類

ア 県備蓄物資の放出の準備

- (ア) ランニング備蓄を委託してある医薬品卸売業者に連絡し、県が指定する一定数量の医薬品等を確認し、災害時には搬出及び輸送が速やかに行える体制をとるよう依頼する。

(イ) 災害対策本部等の関係機関からの道路情報等の収集に努める。

イ 業界保有物資の確認（医薬品類）

県医薬品卸業協会、県薬剤師会に対して次のとおり要請する。

(ア) 供給出来る医薬品等の在庫量を把握しておくこと。

(イ) 医薬品等の転倒落下防止等の危害防止に努めること。

(ウ) 住民・医療機関等の要請があった場合は、速やかに供給できるよう準備すること。

2 買占め、売惜しみ防止の呼びかけ

(1) 県民生活上必要な物資を確保するため、百貨店、スーパーマーケット等小売店に対して、警戒宣言が発令された場合においても極力営業するよう要請する。

(2) 警戒宣言発令後も買占め、売り惜しみをしないよう生活必需品等に係る事業者呼びかける。なお、これらの点について平素から機会をとらえて呼びかけを行っていく。

3 輸送車両等の確保

警戒宣言発令時において、輸送に必要な車両等は、各部局で保有する車両等を第1次的に使用し、さらに不足を生ずる場合においては、会計管理者において輸送関係各協会等と交わした協定等に準じて各部局の要請に対し集中調達する。（警察本部、企業局「特殊車のみ」については、その特殊性のため独自に調達する。）

<第3編 風水害編>

(資料編Ⅲ-1-1-1) 県下に被害を及ぼした台風

1 カスリーン台風による水害

昭和 22 年 9 月 15 日関東地方を襲ったカスリーン台風と前線の影響により、14 日と 15 日の 2 日間で秩父に 611 ミリの大雨を降らせたため、河川は増水し、利根川が北埼玉郡東村（現加須市）地内で 400 メートルにわたって破堤したのをはじめ、荒川が熊谷市久下地内で 100 メートル破堤するなど、県内の 124 か所で堤防が決壊した。

このため県内のいたるところが大洪水となったが、ことに利根川堤防の決壊によって県の東部は濁流と化し、あたかも利根川本流の様相を呈したため、40 万人のり災者と約 1,400 人の死傷者を出す大災害となった。

被害状況

死者	86 人	行方不明	10 人
負傷者	1,394 人		
流失家屋	392 戸		
全壊	726 戸	半壊	2,116 戸
床上浸水	44,610 戸	床下浸水	34,334 戸
計	82,178 戸		
被害人員	421,667 人		
被害総額	88 億 5,900 万円（発生当時の見積額）		

2 台風第 22 号による水害（狩野川台風）

昭和 33 年 9 月 21 日グアム島付近に発生した台風第 22 号は、26 日に至って本土に上陸した。このため、本件では山岳部で約 300 ミリ、平野部で約 400 ミリの大雨となり、秩父方面でがけ崩れ、道路、橋りょうの決壊により交通が途絶したほか、県内各地で河川が氾濫し、鉄線翠、石張施設などが漏水して 24 か所の堤防に決壊、亀裂が生じ、さらに危険箇所は数箇所に及んだ。

ことに川口市においては、この台風の影響で荒川の水位が市内を流れる芝川より高くなり逆流を始めたので、これを防ぐために排水口を閉じたほか、浦和方面に降った約 400 ミリの大雨が、芝川を通じて川口市内へ流れこんだため、27 日午前 9 時には市街地の大部分が屋根まで水びたしとなった。

さらに戸田町においても、中央排水路の荒川への排水口を閉じたため、たん水状態となった。

このため川口市及び戸田町にそれぞれ災害救助法が適用された。

被害状況

死傷者	5 人		
床上浸水	11,563 戸	床下浸水	29,980 戸
計	41,543 戸		
被害	46,821 人		
被害総額	5 億 9,885 万円（発生当時の見積額）		

3 台風第 4 号における水害

昭和 41 年 6 月 28 日襲来した台風第 4 号は、その経路は秋型コースにより房総沖を通過し、梅雨前線を刺激して雨台風となったため、6 月としては異常な豪雨となり県下全域に浸水家屋、土砂くずれなどの大きな被害をもたらした。

降雨量は、秩父 244 ミリ、川越 331 ミリ、浦和 267 ミリを記録し、広域にわたって浸水又は冠水して、被害は昭和 33 年 9 月 26 日の狩野川台風以来のものとなった。

なお、台風 4 号は、県南の市街地及びその周辺の住宅地や比較的市街経験の少ない県北地方に大水害をもたらしたが、特に荒川、利根川等の直接被害より中小河川の氾濫による被害がもっともひどかったことがあげられ、この災害で県及び市町村は災害対策本部を設置し、富士見市、足立町、川口市、浦和市、蕨市、行田市、戸田町に災害救助法を適用し、被害者の救助にあたった。

被害状況

死者	6人	行方不明	2人
負傷者	7人		
全壊家屋	10戸	流失家屋	2戸
半壊家屋	6戸	一部破損	165戸
床上浸水	17,500戸	床下浸水	57,825戸
被害戸数	75,508戸		
被害人員	315,447人		
公共土木	1,843箇所		
被害総額	24億1,039万円（発生当時の見積額ただし耕作地の被害）		

4 台風第26号による風水害

昭和41年9月25日襲来した台風第26号は、25日0時すぎ静岡県御前崎に上陸県北西部に北上したため強風と大雨を伴い、県下全域に家屋倒壊、浸水地域、また、土砂くずれなど人的、物的に大きな被害をもたらした。

県下の被害状況は、県北部の大里、児玉地区、県西部の入間、比企地区が風によるものであり、県南部北足立地区は豪雨による浸水地域となっている。なかでも県北部大里地区の寄居町と深谷市を結ぶ線上から群馬県よりの本庄市児玉地方一帯が特に激しい暴風となり県下最大の被害を受けた。

なお、被害は記録的な暴風による家屋倒壊が大きかったが、原因は最大瞬間風速40m/s前後の暴風が県北西部を通りぬけたことにあるがそのほかに

- (1) 農村の家屋が、上部が重いワラやカワラぶきでしかも老朽家屋が多かったこと。
- (2) 災害はあまり受けた経験がない県民としては、まさかという油断で、家屋の補強をする人が少なかったこと等である。

この災害で県及び市町村は災害対策本部を設置し、熊谷市、行田市、妻沼町、岡部村、深谷市、川本町、花園村、寄居町、本庄市、美里村、児玉町、神川村、上里村、飯能市、坂戸町、日高町、川越市、狭山市、吉見村、秩父市、羽生市、東松山市、小川町、吹上町、加須市、毛呂山町、滑川村、鳩山村、所沢市、与野市、戸田町、足立町、富士見町、武蔵町、越生町、川島村、横瀬村、野上町、東秩父村、大里村、江南村、豊里村、騎西町、川里村、鶴ヶ島町、菅谷村、南河原村、皆野町、西部町、小鹿野町、玉川村、都幾川村の52市町村に災害救助法を適用し救助にあたりとともに、

住宅の復興等全般にわたって復旧要綱を決定し、県政史上いまだかつてない大規模な救助活動を実施した。

被害状況

死者	28人	負傷者	727人
全壊家屋	1,242戸	流失家屋	1戸
半壊家屋	6,699戸	一部破損	80,262戸
床上浸水	740戸	床下浸水	10,548戸
被害戸数	99,492戸		
被害人員	442,358人		
公共土木	2,974箇所		

5 台風第20号による風水害

昭和54年10月17日の22時頃から、県下に台風第20号の影響による雨が降りはじめ、18日16時50分に大雨洪水注意報、19日7時20分に風雨洪水注意報が熊谷地方气象台から発表され県内全域にわたり風と雨による被害が続出しはじめ、15市10町5村で災害対策本部を設置し、県では警戒体制第2配備を施行し災害状況の調査にあたった。

被害状況

死者	2人	負傷者	55人
全壊家屋	7戸	半壊家屋	103戸

一部破損	1,715 戸		
床上浸水	879 戸	床下浸水	9,086 戸
被害戸数	11,790 戸		
被害人員	36,013 人		
被害総額	76 億 2,226 万円		

6 台風第 24 号による風水害

昭和 56 年 10 月 22 日朝から、県下に台風第 24 号の影響による雨が降りはじめ、22 日 13 時 50 分に大雨・洪水・強風注意報、同 18 時 00 分に暴風雨・洪水警報が発表され、県内全域にわたり風と雨による被害が続出しはじめ、36 市町村で災害対策本部もしくはそれに準じる体制をしいた。

県では警戒体制第 1 配備を施行し災害状況の調査にあたった。

被害状況

一部破損家屋	7 戸		
床上浸水	2,119 戸	床下浸水	20,227 戸
被害戸数	22,353 戸		
被害総額	1 億 6,964 万円		

7 台風第 10 号による風水害

昭和 57 年 8 月 1 日朝から、県下に台風第 10 号による大雨が降り、1 日 9 時 20 分に大雨洪水注意報、同 13 時 10 分に大雨洪水警報、2 日 0 時 10 分に暴風雨洪水警報が発令され、県内全域にわたり風と雨による被害が続出しはじめ、19 市町村で災害対策本部を設置し、県では警戒体制第 1 配備を施行し災害状況の調査にあたった。

被害状況

死者	4 人	負傷者	6 人
全壊家屋	5 戸	半壊家屋	25 戸
一部破損	671 戸		
床上浸水	151 戸	床下浸水	3,692 戸
被害戸数	4,454 戸		
被害人員	18,217 人		
被害総額	181 億 8,022 万円		

8 台風第 18 号による風水害

昭和 57 年 9 月 12 日 18 時 頃静岡県御前崎付近に上陸した台風第 18 号による影響により平野部を中心に大雨が降り県内全域にわたって大きな被害をもたらした。

この災害で、浦和市ほか 52 市町村で災害対策本部を設置し、昭和 41 年以来の災害救助法を志木市、富士見市、朝霞市、草加市、越谷市、大宮市、浦和市、与野市及び鳩ヶ谷市の 9 市に適用し救助活動を実施した。

被害状況

死者	1 人	負傷者	4 人
全壊家屋	1 戸	半壊家屋	13 戸
一部破損	28 戸		
床上浸水	13,760 戸	床下浸水	50,075 戸
被害戸数	63,877 戸		
被害人員	223,606 人		
被害総額	127 億 9,267 万円		

9 台風第 5 号・第 6 号による風水害

昭和 58 年 8 月 14 日から県下に台風第 6 号の影響による雨が降りはじめ、さらに本土への接近が

遅れた台風第5号が台風第6号を吸収し、17日夜半ごろ本県を通過した。

この間、15日2時00分に大雨強風洪水注意報、同15時40分に大雨洪水注意報、同21時55分に大雨洪水警報雷雨注意報が発表され、県内全域にわたり風と雨による被害が発生した。

このため、11市町村で災害対策本部を設置し、県では警戒体制第2配備を施行し災害状況の調査にあたった。

被害状況

死者	1人		
半壊家屋	1戸	一部破損	3戸
床上浸水	4戸	床下浸水	147戸
被害戸数	155戸		
被害人員	546人		
被害総額	24億1,677万円		

10 台風第6号による風水害

昭和60年7月1日2時すぎに御前崎付近に上陸した台風が、中心気圧970mbと大型で並の勢力を保ちながら、県南部を通り7時すぎ三陸沖に抜けた。

この間6月30日10時50分に大雨洪水注意報、同17時30分に大雨洪水警報、同23時50分に大雨洪水警報強風注意報が発表され、県内全域にわたり大きな被害が発生した。

このため、13市町村で災害対策本部を設置し、県では警戒体制第1配備を施行し、災害状況の調査にあたった。

被害状況

床上浸水	704戸	床下浸水	3,069戸
被害戸数	3,773戸		
被害人員	13,376人		
被害総額	32億3,617万円		

11 台風第10号による風水害

昭和61年7月29日フィリピン東方海上に発生した弱い熱帯性低気圧が8月1日ルソン島の東で台風第10号となった。その後台風が北東進し、4日には石廊崎の南約120kmの海上で温帯性低気圧に変わった。台風がもたらした高温多湿や気流と前面にあった低気圧に伴う前線が活発化したため、広い範囲で多量の雨が降り、埼玉県内において200mmを超える大雨となった。このため県南部を中心に浸水の被害が発生し、また、県内のところどころで田畑の冠水、道路被害が発生した。埼玉県は、5日午後10時30分草加市に災害救助法を適用した。

被害状況

負傷者	1人		
半壊家屋	2戸	一部破損	1戸
床上浸水	6,060戸	床下浸水	20,275戸
被害戸数	26,338戸		
被害人員	105,027人		
被害総額	35億9,924万円		

12 台風第18号による水害

平成3年9月15日に沖の鳥島の南東海上で発生した台風第18号は、沖縄南方海上を経て日本の南海上を北東進し、19日20頃には千葉県銚子市の南東約50kmまで接近した。その後三陸沖に進み20日9時には温帯低気圧に変わった。

台風は大型で広範囲に雨雲を伴い、また北上するに従い日本の南海上の前線が活発化したため、埼玉県内でも所により200mmを超える大雨となった。

このため県南部及び東部を中心に大きな被害が発生し、21市6町で災害対策本部が設置され、県

でも警戒体制第1配備を施行し災害情報の収集にあたった。また、与野市、草加市、志木市、朝霞市及び富士見市の5市に災害救助法を適用した。

被害状況

全壊家屋	1棟		
床上浸水	6,382棟	床下浸水	22,059棟
被害棟数	28,442棟		
被害人員	99,907人		
被害総額	32億7,304万円		

13 台風第11号による風水害

平成5年8月27日に、台風第11号が千葉県銚子市付近を通過し、本州の東海上を北上したため、関東甲信地方から東北地方南部にかけて大雨となった。

県内では、26日16時00分に全域で大雨・洪水・強風・雷注意報、翌27日5時35分に大雨・洪水警報が発表され、大きな被害が発生した。秩父地方をはじめとする県内各地は、降水量が200mmを超える大雨であった。

このため、19市町で災害対策本部が設置された。

被害状況

負傷者	2名		
全壊家屋	1棟	一部破損	2棟
床上浸水	2,060棟	床下浸水	15,787棟
被害棟数	17,850棟		
被害人員	54,984人		
被害総額	17億3,771万円		

14 台風第17号による風水害

平成8年9月13日にフィリピンの東海上で発生した台風第17号は、発達しながら北西のちに北東に進み、22日午前強い勢力で八丈島の西の海上を通り、午後には房総半島の東海上を北北東に進んだ。台風が中心が近くを通った房総半島など関東地方南部等で暴風雨となった。

県内では、21日18時20分に全域で大雨・洪水・強風注意報、翌22日11時10分に大雨・洪水・暴風警報が発表され、風と雨による被害が発生した。

このため、12市町で災害対策本部を設置し、県でも警戒体制第1配備を施行して災害情報の収集にあたった。また、与野市に災害救助法を適用した。

被害状況

負傷者	4名		
半壊家屋	1棟	一部破損	26棟
床上浸水	761棟	床下浸水	4,329棟
被害棟数	5,117棟		
被害人員	14,426人		
被害総額	1億6,668万円		

15 台風第4号による風水害

平成10年8月26日から31日にかけて、前線が本州付近に停滞した。一方、台風第4号は、日本の南海上をゆっくり北上した。この間、日本の東の高気圧と台風の影響で、前線に向かって暖湿気流が流入したため、北日本から東日本にかけて断続的に大雨が降った。

県内では、27日20時30分に全域で大雨・洪水・雷注意報、翌28日1時35分に大雨・洪水警報が発表され、大きな被害が発生した。

このため、8市で災害対策本部を設置し、県でも警戒体制第1、2配備を施行して災害情報の収集にあたった。また、川越市に災害救助法を適用した。

被害状況

床上浸水	814 棟	床下浸水	1,881 棟
被害棟数	2,695 棟		
被害人員	8,016 人		
被害総額	22 億 9,725 万円		

16 台風第 5 号による風水害

平成 10 年 9 月 14 日に父島の南海上で発生した台風第 5 号は、発達しながら北上して 16 日 4 時半頃静岡県御前崎付近に上陸し、その後、関東地方から東北地方を縦断した。

県内では、15 日 17 時 20 分に全域で大雨・洪水・暴風警報、雷注意報が発表され、大きな被害が発生した。秩父地方では、降水量が 250 mm を超える大雨であった。

このため、5 市で災害対策本部を設置し、県でも警戒体制第 1 配備を施行して災害情報の収集にあたった。また、与野市に災害救助法を適用した。

被害状況

負傷者	2 名		
一部破損	15 棟		
床上浸水	585 棟	床下浸水	1,651 棟
被害棟数	2,251 棟		
被害人員	6,465 人		
被害総額	21 億 1,140 万円		

17 台風第 3 号による風水害

平成 12 年 7 月 3 日にフィリピンの東海上で発生した台風第 3 号は、発達しながら北北東に進み、8 日早朝八丈島と三宅島の間を通過して、さらに房総半島の東海上を北上した。この台風により、7 日から 8 日を中心に関東から東北地方の太平洋側を中心に大雨となった。

県内では、7 日 16 時 50 分に全域で大雨・洪水・強風注意報、22 時 20 分に大雨・洪水・暴風警報が発表され、大きな被害が発生した。

このため、6 市町で災害対策本部を設置し、県でも警戒体制第 1 配備を施行して災害情報の収集にあたった。また、与野市に災害救助法を適用した。

被害状況

負傷者	1 名		
床上浸水	599 棟	床下浸水	1,834 棟
被害棟数	2,433 棟		
被害人員	6,767 人		
被害総額	7 億 7516 万円		

18 台風第 22 号による風水害

平成 16 年 10 月 4 日 15 時にフィリピンの東海上で発生した台風第 22 号は、発達しながら日本の南海上を北上した。台風は、9 日 16 時頃、伊豆半島に強い勢力で上陸し、関東地方を通過して、夜には鹿島灘へ進み、10 日 9 時に日本の東海上で温帯低気圧となった。

県内では、8 日 15 時 50 分に全域で大雨・洪水注意報、翌 16 日 1 時 53 分に大雨・洪水警報が・暴風警報、雷注意報が発表され、大きな被害が発生した。降水量が県内各地で約 200 mm を超える大雨であった。

このため、7 市町で災害対策本部を設置し、県でも警戒体制第 2 配備を施行して災害情報の収集にあたった。

被害状況

負傷者	1 名		
床上浸水	159 棟	床下浸水	1,403 棟
被害棟数	1,562 棟		
被害人員	1,996 人		

被害総額 10 億 8,453 万円

19 台風第 18 号による風水害

平成 25 年 9 月 13 日 3 時に小笠原諸島近海で発生した台風第 18 号は、発達しながら日本の南海上を北上し、16 日 8 時前に暴風域を伴って愛知県豊橋市付近に上陸した。その後、台風は関東地方から東北地方を通過し、16 日 21 時に北海道の東で温帯低気圧となった。

県内では、15 日 4 時 01 分に大雨・洪水・雷注意報、7 時 19 分に大雨・洪水警報が発表され、大きな被害が発生した。熊谷市、行田市及び滑川町では竜巻による被害があった。

このため、熊谷市及び行田市で災害対策本部を設置し、県でも情報収集体制を施行して災害情報の収集にあたった。また、熊谷市に災害救助法を適用した。

被害状況

負傷者	1 名				
家屋全壊	10 棟	半壊	23 棟	一部損壊	939 棟
床上浸水	27 棟	床下浸水	174 棟		
被害棟数	1,173 棟				
被害人員	79 人				
被害総額	1,136 万円				

20 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨

平成 27 年 9 月 7 日 3 時に発生した台風第 18 号は、日本の南海上を北上し、9 月 9 日 10 時過ぎに愛知県知多半島に上陸した後、日本海に進み、同日 21 時に温帯低気圧に変わった。台風第 18 号及び台風から変わった低気圧に向かって南から湿った空気が流れ込んだ影響で、西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨となり、特に関東地方と東北地方では記録的な大雨となった。

県内では、8 日 17 時 22 分に大雨・洪水・雷注意報、9 日 1 時 53 分に大雨・洪水警報が発表され、大きな被害が発生した。

このため、草加市、越谷市、八潮市、幸手市、吉川市、越生町、ときがわ町で災害対策本部を設置し、県でも情報収集体制を施行して災害情報の収集にあたった。

被害状況

負傷者	3 名				
家屋一部損壊	6 棟				
床上浸水	880 棟	床下浸水	3,992 棟		
被害棟数	4,878 棟				
被害人員	1,056 人				
被害総額	9,033 万円				

21 台風第 9 号による被害

平成 28 年 8 月 19 日 15 時にマリアナ諸島で発生した台風第 9 号は、発達しながら北上し、勢力を保ったまま、22 日 12 時半頃、千葉県館山市付近に上陸した。その後、23 日 09 時には北海道北見市付近を北北東に進み、23 日 12 時にはオホーツク海で温帯低気圧に変わった。

県内では、台風の接近に伴い、21 日から雨が降り出し、22 日 20 時までの総雨量は、秩父市浦山で 225.5 ミリ、飯能市飯能で 218.5 ミリ、秩父市秩父で 215.0 ミリを観測した。特に、南から湿った空気が流れ込んで雨雲が発達した県南西部、南中部では、22 日昼前から昼過ぎにかけて 1 時間に約 100 ミリを超える猛烈な雨が降ったところがあった。

このため、県内 12 市町村で災害対策本部を設置し、県でも情報収集体制を施行して災害情報の収集にあたった。

被害状況

負傷者	13 名				
家屋全壊	2 棟	半壊	3 棟	一部損壊	17 棟

床上浸水	398 棟	床下浸水	1,715 棟
被害棟数	2,135 棟		
被害人員	902 人		
被害総額	8,050 万円		

22 台風第 21 号による被害

平成 29 年 10 月 16 日 03 時にカロリン諸島で発生した台風第 21 号は、発達しながら北上し、22 日にかけて非常に強い勢力を保ったまま、次第に速度を上げて日本の南を北上した。台風は、23 日 03 時頃に超大型の強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸した。その後、暴風域を伴ったまま東海地方及び関東地方を北東に進み、23 日 09 時には福島県沖に抜け、23 日 15 時に北海道の東で温帯低気圧に変わった。

この台風の接近・通過により、県内では 22 日から 23 日にかけて大雨となった。10 月 20 日 12 時から 23 日 18 時までの総降水量は、所沢で 291.5 ミリ、熊谷で 289.0 ミリ、ときがわで 283.5 ミリ、飯能で 276.5 ミリなど越谷を除くアメダス地点で 200 ミリを超える大雨となった。最大 1 時間降水量は、熊谷で 46.0 ミリ（23 日 01 時 36 分まで）、鴻巣で 41.5 ミリ（23 日 01 時 57 分まで）のほか、県内各地で激しい雨を観測した。

このため、県内 16 市町村で災害対策本部を設置し、県でも情報収集体制を施行して災害情報の収集にあたった。

被害状況

負傷者	11 名		
家屋半壊	45 棟	一部損壊	10 棟
床上浸水	458 棟	床下浸水	556 棟
被害棟数	1,069 棟		
被害人員	1,160 人		
被害総額	102,420 万円		

23 令和元年東日本台風による被害

10 月 6 日に南鳥島近海で発生した令和元年東日本台風は、マリアナ諸島を西に進み、一時、大型で猛烈な台風に発達した後、次第に進路を北に変え、日本の南を北上し、12 日 19 時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した。その後、関東地方を通過し、13 日 12 時に日本の東で温帯低気圧に変わった。

この台風の本県通過に伴い、県内では 11 日から 13 日にかけて大雨となった。10 月 11 日 12 時から 13 日 1 時までの総降水量は、浦山で 680 ミリ、ときがわで 603 ミリ、三峰で 590 ミリ、少ない所でも鴻巣で 195 ミリと県内各地で大雨となった。

このため、本県では初となる大雨特別警報が 40 市町村に発表された。県では災害対策本部を設置し災害対応に当たり、県内 48 市町村に災害救助法を適用した。

被害状況

死者	4 人	負傷者	33 人
家屋全壊	107 棟	半壊	570 棟
一部破損	1,021 棟	床上浸水	2,088 棟
床下浸水	3,371 棟		
被害棟数	7,157 棟		
被害人員	13,072 人		
被害総額	741,390 万円		

（文中に使用される単位等については当時の基準に従って記載されています。現在では異なる単位や区分で使用されているものがあります。）

(資料編Ⅲ-2-2-1) 保安林現況表

令和4年3月末現在

森林面積 (平成29年 3月末現在)	区 分	土砂崩壊 防備保安林	土砂流出 防備保安林	水源かん養 保安林	その他保安林 (保健保安林 など)	合 計
(12,319) 119,779 ha	面 積	347 ha	(4) 9,294 ha	(11,860) 38,085 ha	316 ha	(11,864) 48,042 ha
	森林面積に 対する比率	0.3 %	7.7 %	31.8 %	0.3 %	40.1 %

注 () は、内数で国有森林を示す。

※森林面積は「森林資源現況調査（平成29年3月31日現在）」に基づく

(資料編Ⅲ-2-2-2)砂防指定地指定状況

令和3年12月末現在

事務所	溪流名	市町村名
飯能	越辺川	越生町
飯能	顔振川	越生町
飯能	三滝川	越生町
飯能	龍ヶ谷川	越生町
飯能	赤坂川	越生町
飯能	麦原川	越生町
飯能	山入川	越生町
飯能	上殿川	越生町
飯能	渋沢川	越生町
飯能	柳田川	越生町
飯能	赤依川	越生町
飯能	清水沢	越生町
飯能	中曾利沢	越生町
飯能	森下沢	越生町
飯能	川久保沢	越生町
飯能	大満寺沢	越生町
飯能	黒岩	越生町
飯能	桂木川	毛呂山町
飯能	阿諏訪川	毛呂山町
飯能	毛呂川	毛呂山町
飯能	小川沢	毛呂山町
飯能	宿谷川	毛呂山町
飯能	ゆ乃字沢	毛呂山町
飯能	高麗川	飯能市
飯能	入西沢	飯能市
飯能	タツマ谷	飯能市
飯能	花桐川	飯能市
飯能	久通川	飯能市
飯能	北川	飯能市
飯能	小床入	飯能市
飯能	権現川	飯能市
飯能	岩殿入	飯能市
飯能	八徳谷	飯能市
飯能	風影入	飯能市
飯能	虎秀川	飯能市
飯能	深沢	飯能市
飯能	南小畔川	飯能市
飯能	鏡岩沢	飯能市
飯能	樫久保入	飯能市
飯能	萩沢	飯能市
飯能	中藤川	飯能市
飯能	本郷入	飯能市
飯能	天覧入	飯能市
飯能	滝沢	飯能市
飯能	前原川	飯能市
飯能	落合沢	飯能市
飯能	唐沢	飯能市
飯能	要害沢	飯能市
飯能	直竹川(成木川)	飯能市
飯能	桑の木入	飯能市
飯能	苅生入	飯能市
飯能	長沢川	飯能市
飯能	三国川	飯能市
飯能	唐竹川	飯能市
飯能	蕨入	飯能市
飯能	高畑川	飯能市

事務所	溪流名	市町村名
飯能	入間川	飯能市
飯能	北沢	飯能市
飯能	中力沢	飯能市
飯能	山中沢	飯能市
飯能	白岩沢	飯能市
飯能	蕨入	飯能市
飯能	湯の沢	飯能市
飯能	柏木入	飯能市
飯能	添窪沢	飯能市
飯能	湯基入	飯能市
飯能	釜の入沢	飯能市
飯能	大沢川	入間市
飯能	前掘川	入間市
飯能	水晶沢	入間市
飯能	前の沢	入間市
飯能	牛沢	入間市
飯能	秋津沢	入間市
飯能	霞川	入間市
飯能	八幡川	入間市
飯能	藤田堀川	入間市
飯能	井尻谷	日高市
飯能	清流川	日高市
飯能	大沢掘川	日高市
飯能	関の入沢	日高市
東松山	槻川	東秩父村
東松山	阿久津沢	東秩父村
東松山	奈田良沢	東秩父村
東松山	北畠川	東秩父村
東松山	五間沢	東秩父村
東松山	菅の平沢	東秩父村
東松山	新屋敷沢	東秩父村
東松山	杉奈窪沢	東秩父村
東松山	淵の上沢	東秩父村
東松山	栗和田川	東秩父村
東松山	億万沢	東秩父村
東松山	八幡沢	東秩父村
東松山	上の山沢	東秩父村
東松山	綿野沢	東秩父村
東松山	和知場沢	東秩父村
東松山	堂平沢	東秩父村
東松山	上所沢	東秩父村
東松山	大内沢	東秩父村
東松山	白石沢	東秩父村
東松山	萩平沢	東秩父村
東松山	八幡山沢	東秩父村
東松山	帯沢川	東秩父村
東松山	小幡沢	東秩父村
東松山	都沢	東秩父村
東松山	入山川	東秩父村
東松山	大久保沢	東秩父村
東松山	矢の口沢	小川町
東松山	館川	小川町
東松山	栗山川	小川町
東松山	金岳川	小川町
東松山	宮平川	小川町
東松山	小瀬田川	小川町

事務所	溪流名	市町村名
東松山	木呂子川	小川町
東松山	西浦川	小川町
東松山	木部川	小川町
東松山	金勝川	小川町
東松山	桜沢川	小川町
東松山	笠原川	小川町
東松山	飯田川	小川町
東松山	中郷沢	小川町
東松山	柳沢	小川町
東松山	割谷川	小川町
東松山	都幾川	ときがわ町
東松山	上陣場平川	ときがわ町
東松山	橋倉川	ときがわ町
東松山	竹の沢	ときがわ町
東松山	外川	ときがわ町
東松山	舟の沢	ときがわ町
東松山	大羽根川	ときがわ町
東松山	空堀川	ときがわ町
東松山	中力川	ときがわ町
東松山	宮沢川	ときがわ町
東松山	成沢	ときがわ町
東松山	七重川	ときがわ町
東松山	八木成沢	ときがわ町
東松山	諸倉沢	ときがわ町
東松山	正法寺川	ときがわ町
東松山	慈光寺川	ときがわ町
東松山	氷川	ときがわ町
東松山	西川原沢	ときがわ町
東松山	宮平川	ときがわ町
東松山	後野川	ときがわ町
東松山	東沢	ときがわ町
東松山	高根沢	ときがわ町
東松山	桃の木川	ときがわ町
東松山	瀬戸川	ときがわ町
東松山	番匠川	ときがわ町
東松山	小山沢	ときがわ町
東松山	芦田沢	ときがわ町
東松山	雀川	ときがわ町
東松山	日影沢	ときがわ町
東松山	大ヶ谷沢	ときがわ町
東松山	吉沢川	ときがわ町
東松山	槍沢	ときがわ町
東松山	田黒川	ときがわ町
東松山	地家川	ときがわ町
東松山	下日尺沢	ときがわ町
東松山	日尺西沢	ときがわ町
東松山	以後ヶ谷沢	ときがわ町
東松山	滝山・萬開沢	ときがわ町
東松山	志賀沢	嵐山町
東松山	長沼川	嵐山町
東松山	前川	嵐山町
東松山	木曾園川	嵐山町
東松山	神戸川	東松山市
東松山	兎沢	東松山市
東松山	観音沢	東松山市
東松山	望月川	東松山市
東松山	九十九川	東松山市

事務所	溪流名	市町村名
東松山	鳩川	鳩山町
東松山	唐沢川	鳩山町
秩父	神流川	秩父市
秩父	小倉沢	秩父市
秩父	井戸沢	秩父市
秩父	西の沢	秩父市
秩父	大除沢	秩父市
秩父	大洞沢	秩父市
秩父	樽沢	秩父市
秩父	栗尾沢	秩父市
秩父	庵の沢	秩父市
秩父	強石沢	秩父市
秩父	間の沢	秩父市
秩父	上の沢	秩父市
秩父	寺の前沢	秩父市
秩父	愛宕沢	秩父市
秩父	西小沢	秩父市
秩父	贅川	秩父市
秩父	宮沢	秩父市
秩父	中丸沢	秩父市
秩父	日向沢	秩父市
秩父	二見沢	秩父市
秩父	柳田沢	秩父市
秩父	大久保沢	秩父市
秩父	上大塚沢	秩父市
秩父	矢崎沢	秩父市
秩父	寺沢	秩父市
秩父	西の沢	秩父市
秩父	おつかぞ沢	秩父市
秩父	平溝沢	秩父市
秩父	滝川	秩父市
秩父	沖川	秩父市
秩父	姥ヶ沢	秩父市
秩父	五百沢	秩父市
秩父	崩間沢	秩父市
秩父	押堀川	秩父市
秩父	塩谷沢	秩父市
秩父	大塚沢	秩父市
秩父	空沢	秩父市
秩父	八木沢	秩父市
秩父	薬師堂沢	秩父市
秩父	下薬師堂沢	秩父市
秩父	滑川	秩父市
秩父	屋録沢	秩父市
秩父	大崩沢	秩父市
秩父	大棚川	秩父市
秩父	長芦沢	秩父市
秩父	峯沢	秩父市
秩父	定峰川	秩父市
秩父	天狗山沢	秩父市
秩父	栃谷入沢	秩父市
秩父	宇志露沢	秩父市
秩父	堤沢	秩父市
秩父	曾根坂沢	秩父市
秩父	蒔田川	秩父市
秩父	長森川	秩父市
秩父	篠葉沢	秩父市

事務所	溪流名	市町村名
秩父	小池沢	秩父市
秩父	不動沢	秩父市
秩父	境沢	秩父市
秩父	長尾沢	秩父市
秩父	落合沢	秩父市
秩父	万場沢	秩父市
秩父	大下沢	秩父市
秩父	吉田川	秩父市
秩父	女形沢	秩父市
秩父	小川	秩父市
秩父	矢丸沢	秩父市
秩父	千鹿谷川	秩父市
秩父	柿久保沢	秩父市
秩父	石間川	秩父市
秩父	井戸沢	秩父市
秩父	城峯沢	秩父市
秩父	森戸入沢	秩父市
秩父	毒の沢	秩父市
秩父	竹の久保沢	秩父市
秩父	道場沢	秩父市
秩父	布里沢	秩父市
秩父	天神沢	秩父市
秩父	押出沢	秩父市
秩父	天神沢	秩父市
秩父	西沢	秩父市
秩父	阿熊川	秩父市
秩父	白岩沢	秩父市
秩父	松葉沢	秩父市
秩父	関川	秩父市
秩父	登蚊沢	秩父市
秩父	沢の入沢	秩父市
秩父	龍泉寺沢	秩父市
秩父	中河原沢	秩父市
秩父	石神沢	秩父市
秩父	沢入沢	秩父市
秩父	久保沢	秩父市
秩父	西沢	秩父市
秩父	小川戸	秩父市
秩父	横瀬川	横瀬町
秩父	井戸の入沢	横瀬町
秩父	横石沢	横瀬町
秩父	生川	横瀬町
秩父	白沢	横瀬町
秩父	大指沢	横瀬町
秩父	城谷沢	横瀬町
秩父	六番沢	横瀬町
秩父	木の間沢	横瀬町
秩父	曾沢	横瀬町
秩父	兎沢	横瀬町
秩父	横中沢	横瀬町
秩父	釜の沢	横瀬町
秩父	大入沢	横瀬町
秩父	中野沢	横瀬町
秩父	柏木沢	皆野町
秩父	立沢	皆野町
秩父	滝の沢	皆野町
秩父	日野沢川	皆野町

事務所	溪流名	市町村名
秩父	門平沢	皆野町
秩父	奈良尾沢	皆野町
秩父	大前沢	皆野町
秩父	重木沢	皆野町
秩父	藤原沢	皆野町
秩父	檜木沢	皆野町
秩父	金沢川	皆野町
秩父	金山沢	皆野町
秩父	深沢	皆野町
秩父	関谷沢	皆野町
秩父	滝の入沢川	皆野町
秩父	富沢	皆野町
秩父	京ヶ沢	皆野町
秩父	豆ガラ沢	皆野町
秩父	八瀬尾根沢	皆野町
秩父	丑沢	皆野町
秩父	中の沢	皆野町
秩父	六地藏沢	皆野町
秩父	藤の木沢	皆野町
秩父	浅間沢	皆野町
秩父	五十新田沢	皆野町
秩父	玉川	皆野町
秩父	吉野平沢	皆野町
秩父	芳ノ入沢	皆野町
秩父	小関沢	皆野町
秩父	小山川	皆野町
秩父	浦山川	皆野町
秩父	梨木沢	皆野町
秩父	穴窪沢	皆野町
秩父	大平沢	皆野町
秩父	柏木沢	皆野町
秩父	赤平川	小鹿野町
秩父	河原沢川	小鹿野町
秩父	魚尾道沢	小鹿野町
秩父	日影沢	小鹿野町
秩父	日向沢	小鹿野町
秩父	東沢	小鹿野町
秩父	滝の沢	小鹿野町
秩父	納宮沢	小鹿野町
秩父	軍平沢	小鹿野町
秩父	石上沢	小鹿野町
秩父	白岩沢	小鹿野町
秩父	反の沢	小鹿野町
秩父	一反地沢	小鹿野町
秩父	築間川	小鹿野町
秩父	東沢	小鹿野町
秩父	久月沢	小鹿野町
秩父	栗尾沢	小鹿野町
秩父	小俣沢	小鹿野町
秩父	伊豆沢川	小鹿野町
秩父	小伊豆沢	小鹿野町
秩父	出入沢	小鹿野町
秩父	乳子沢	小鹿野町
秩父	滝の沢	小鹿野町
秩父	湫沢	小鹿野町
秩父	堂の入沢	小鹿野町
秩父	田の入沢	小鹿野町

事務所	溪流名	市町村名
秩父	風殿沢	小鹿野町
秩父	西の沢	小鹿野町
秩父	白水沢	小鹿野町
秩父	下津谷木沢	小鹿野町
秩父	長留川	小鹿野町
秩父	夕霧沢	小鹿野町
秩父	所の沢	小鹿野町
秩父	乙沢	小鹿野町
秩父	般若川	小鹿野町
秩父	柿久保沢	小鹿野町
秩父	曲田沢	小鹿野町
秩父	藤倉川	小鹿野町
秩父	宮の入沢	小鹿野町
秩父	小金石沢	小鹿野町
秩父	背の沢	小鹿野町
秩父	長合沢	小鹿野町
秩父	長久保川	小鹿野町
秩父	飯森沢	小鹿野町
秩父	薄川	小鹿野町
秩父	藤指沢	小鹿野町
秩父	和田沢	小鹿野町
秩父	塩沢川	小鹿野町
秩父	小森川	小鹿野町
秩父	堂上沢	小鹿野町
秩父	穴場沢	小鹿野町
秩父	野沢川	小鹿野町
秩父	中平沢	小鹿野町
秩父	寺沢	小鹿野町
秩父	大胡桃沢	小鹿野町
秩父	さくね入沢	小鹿野町
秩父	螢沢	小鹿野町
秩父	小路沢	長瀬町
秩父	馬内沢	長瀬町
秩父	檜沢	長瀬町
秩父	高野沢	長瀬町
秩父	鶴沢	長瀬町
秩父	蕪木沢	長瀬町
秩父	植平沢	長瀬町
秩父	北沢	長瀬町
秩父	古沢	長瀬町
秩父	滝の沢	長瀬町
秩父	諏訪沢	長瀬町
秩父	唐沢	長瀬町
秩父	田中沢	長瀬町
秩父	大掘	長瀬町
秩父	砂吹沢	長瀬町
秩父	八重子沢	長瀬町
秩父	大日影沢	長瀬町
秩父	田ノ入沢	長瀬町
秩父	高橋沢	長瀬町
秩父	中郷沢	長瀬町
秩父	諸沢	長瀬町
秩父	唐樋沢	長瀬町
秩父	丹沢	長瀬町
秩父	牛房沢	小鹿野町
秩父	たのん沢	小鹿野町
本庄	太田部川	秩父市

事務所	溪流名	市町村名
本庄	柚木川	神川町
本庄	鳥羽川	神川町
本庄	赤沢	神川町
本庄	高牛川	神川町
本庄	坊沢	神川町
本庄	幹沢川	神川町
本庄	池尻川	神川町
本庄	住居野	神川町
本庄	大門川	神川町
本庄	不動沢	神川町
本庄	本郷沢	神川町
本庄	金鑽川	神川町
本庄	山王沢	神川町
本庄	小山川	本庄市
本庄	平沢川	本庄市
本庄	千ヶ谷沢	本庄市
本庄	大平沢川	本庄市
本庄	殿ヶ谷戸沢	本庄市
本庄	滝の沢	本庄市
本庄	日山沢川	本庄市
本庄	稲聚川	本庄市
本庄	間瀬川	本庄市
本庄	小平川	本庄市
本庄	根岸川	本庄市
本庄	秋山川	本庄市
本庄	女堀川	本庄市
本庄	宮内沢	本庄市
本庄	御厨川	本庄市
本庄	内出沢	本庄市
本庄	迎沢	本庄市
本庄	宇津木沢	本庄市
本庄	志戸川	美里町
本庄	粉木川	美里町
本庄	那珂川	美里町
本庄	天神川	美里町
本庄	水境沢	美里町
本庄	湯本川	美里町
本庄	岩脇川	美里町
本庄	猪俣川	美里町
本庄	正円寺川	美里町
本庄	円良田川	美里町
本庄	保入沢	美里町
本庄	鬼の田沢	美里町
本庄	新地沢	美里町
本庄	鳶の巣川	美里町
熊谷	下唐沢川	深谷市
熊谷	押切川	深谷市
熊谷	前川	深谷市
熊谷	亀住川	深谷市
熊谷	藤治川	寄居町
熊谷	谷津川	寄居町
熊谷	宮川	寄居町
熊谷	関山川	寄居町
熊谷	栃谷川	寄居町
熊谷	土井ノ沢川	寄居町
熊谷	荒谷川	寄居町
熊谷	小林寺川	寄居町

事務所	溪流名	市町村名
熊谷	井戸沢川	寄居町
熊谷	釜伏川	寄居町
熊谷	逆川	寄居町
熊谷	坂東沢川	寄居町
熊谷	三品川	寄居町
熊谷	平倉川	寄居町
熊谷	五の坪川	寄居町
熊谷	山居川	寄居町
熊谷	天沼川	寄居町
熊谷	蛇越川	寄居町
熊谷	塩沢川	寄居町
熊谷	吉野川	寄居町
熊谷	市野川	寄居町
熊谷	天神沢川	寄居町
熊谷	道永沢	寄居町
熊谷	桜沢	寄居町
熊谷	笹沢	寄居町

(資料編Ⅲ-2-2-3) 河川指定区間一覧表
利根川水系

河川名	区間		河川延長 (m)			
	上流端		下流端	左岸	右岸	合計
中川	左岸 羽生市大字羽生字東谷3,701番の1地先		直轄区間起点	46,780	47,740	94,520
	右岸 同市同大字字向谷412番地先					
綾瀬川	左岸 桶川市大字小針領家字堤内1,459番地先		"	31,570	29,220	60,790
	右岸 同市同大字同字1,494番地先					
毛長川	左岸 川口市大字安行慈林字法印前33番地先		綾瀬川への合流点	8,060	3,485	11,545
	右岸 同市同大字同字5番の4地先					
辰井川	川口市大字東本郷字合ノ谷942番の1地先の市道橋		毛長川への合流点	5,750	5,750	11,500
毛長川放水 路	毛長川からの分派点		新芝川への合流点	960	960	1,920
伝右川	左岸 川口市東川口5丁目3番7地先		綾瀬川への合流点	13,120	13,120	26,240
	右岸 さいたま市緑区東大門3丁目10番地先					
一の橋放水 路	伝右川からの分派点		"	700	700	1,400
古綾瀬川	左岸 越谷市大字麦塚字道沼1,626番地先		"	6,400	6,400	12,800
	右岸 同市同大字蒲生字八幡169番地先					
深作川	左岸 大宮市大字丸ヶ崎字押廻シ2,814番の1地先		"	3,850	3,850	7,700
	右岸 同市同大字同字2,760番の1地先					
大場川	左岸 北葛飾郡吉川町大字平沼字多いと切194番地先		中川への合流点	13,300	16,800	30,100
	右岸 同町同大字同字210番地先					
第二大場川	左岸 北葛飾郡吉川町大字道庭字堤外488番の1地先		直轄区間起点	6,100	6,100	12,200
	右岸 同町同大字同字404番の1地先					
垢川	綾瀬川からの分派点		中川への合流点	2,150		2,150
元荒川	左岸 熊谷市大字久下字熊久3,951番地先		"	60,650	60,650	121,300
	右岸 同市大字佐谷田字八町2,084番の1地先					
星川	熊谷市大字上川上字前493番3地先の市道橋下流端		元荒川への合流点	33,681	33,681	67,362
野通川	左岸 行田市大字小針字星川51番地先		"	14,400	14,400	28,800
	右岸 同市同大字字埜通449番地先					
赤堀川	左岸 鴻巣市大字常光字高野1,625番の1地先		"	4,500	4,500	9,000
	右岸 北足立郡北本町大字常光別所字上手451の1番地先					
忍川	左岸 熊谷市大字平戸字八町2,325番地先		"	12,200	12,200	24,400
	右岸 同市同大字同字2,292番の2地先					
新方川	左岸 春日部市大字増田新田字南313番地先		中川への合流点	11,000	11,000	22,000
	右岸 岩槻市大字大戸字沼端515番地先					
会之堀川	左岸 春日部市大字粕壁字内谷3,765番地		新方川への合流点	4,500	4,500	9,000
	右岸 同市同大字字立沼4,575番地の1地先					
大落古利根 川	左岸 北葛飾郡杉戸町大字下野字山谷991番の1地先		中川への合流点	26,700	26,700	53,400
	右岸 久喜市大字吉羽字下河原277番の4地先					
古隅田川	左岸 春日部市大字花積字合耕地152番の3地先		大落古利根川への合流点	4,800	4,800	9,600
	右岸 岩槻市大字南平野字下六反1,089番の1地先					
隼人堀川	左岸 南埼玉郡白岡町大字柴山字芽田1,340番の1地先		"	14,290	14,290	28,580
	右岸 同町同大字同字1,338番地先					
庄兵衛堀川	左岸 南埼玉郡菖蒲町大字台字北1,903番の1地先		隼人堀川への合流点	5,870	5,870	11,740
	右岸 同町同大字同字1,902番の1地先					
姫宮落川	左岸 久喜市大字下早見字内谷699番地先		大落古利根川への合流点	10,100	10,100	20,200
	右岸 同市同大字字大谷746番地先					
備前堀川	左岸 北埼玉郡騎西町大字鴻荃字三俣282番の1地先		"	11,400	11,400	22,800
	右岸 同郡同町大字荳荃字北谷2,204番の1地先					
備前前堀川	久喜市大字所久喜809番の2地先の 県道六万部久喜車場線万蔵橋下流端		"	7,770	7,770	15,540
青毛堀川	左岸 加須市大字下高柳字池原1,891番の1地先		"	9,163	9,163	18,326
	右岸 同市同大字字小宮1,627番地先					
倉松川	左岸 北葛飾郡幸手町大字幸手字裏町堀合堰4,313番の3地先		中川への合流点	13,450	13,450	26,900

	右岸 同町同大字同字4, 526番の6地先				
大島新田川	倉松川からの分派点	倉松川への合流点	1, 950	1, 950	3, 900
幸手放水路	中川からの分派点	江戸川への合流点	1, 100	1, 100	2, 200

河川名	区間		河川延長 (m)		
	上流端	下流端	左岸	右岸	合計
午の堀川	左岸 羽生市大字町屋字八幡573番の1地先	中川への合流点	7, 400	7, 400	14, 800
	右岸 同市同大字字本村334番の1地先				
手子堀川	左岸 羽生市大字下手子林字下新井2, 251番の1地先	"	6, 400	6, 400	12, 800
	右岸 同市大字同字2, 252番地先				
新槐堀川	左岸 羽生市大字喜右衛門新田字前沼617番の1地先	"	6, 300	6, 300	12, 600
	右岸 同市同大字北荻島字中浦503番の1地先				
権現堂川	利根川からの分派点	"	295	4, 580	4, 875
谷田川	左岸 群馬県邑楽郡千代田村大字新福寺字中道下乙151番地先	渡良瀬川への合流点		1, 080	1, 080
	右岸 同郡同村同大字同字150番地先				
福川	左岸 大里郡岡部町大字岡字堤祭19番の1地先	利根川への合流点	20, 770	20, 770	41, 540
	右岸 同郡同町同大字字矢島通689番地先				
石田川	左岸 群馬県新田郡新田町大字大根字新屋敷689番地の4地先の県道前橋古河線溝橋	"		1, 300	1, 300
	右岸 同県同郡同町同大字字本村前689番地の3地先				
小山川	秩父郡皆野町大字金沢字滝の下4, 015番の1地先の浦山第1号堰堤	直轄区間起点	36, 411	36, 411	72, 822
唐沢川	左岸 深谷市大字人見字馬場1, 179番地先	小山川への合流点	6, 900	6, 900	13, 800
	右岸 同市同大字字下川向1, 032番地先				
清水川	左岸 本庄市大字牧西字亀ヶ原1, 105番地先	"	5, 530	5, 530	11, 060
	右岸 同市大字滝瀬字清水川118番地先				
備前渠川	左岸 本庄市大字仁手字中島1, 432番のイ地先	"	3, 850	3, 850	7, 700
	右岸 同市同大字字屋敷割817番の2地先				
元小山川	左岸 上里町字樋越1, 706番地先	"	7, 780	7, 780	15, 560
	右岸 同村同大字同字1, 790番地先				
女堀川	左岸 児玉郡児玉町大字宮内字大室谷1, 164番の1地先	"	14, 950	14, 950	29, 900
	右岸 同町同大字字仮宿67番地先				
志戸川	左岸 美里町字落ヶ谷戸124番の1地先	小山川への合流点	9, 340	9, 340	18, 680
	右岸 同村同大字字中下125番地先				
藤治川	左岸 大里郡岡部町大字本郷字糖田62番地先	志戸川への合流点	5, 750	5, 750	11, 500
	右岸 同町同大字字木下南1, 825番の1地先				
天神川	左岸 児玉郡美里村大字白石字明平108番地先	"	6, 848	6, 848	13, 696
	右岸 同村同大字字湯の石2, 754番地先				
男堀川	左岸 児玉郡児玉町大字高関字高関西1, 448番地先	小山川への合流点	5, 550	5, 550	11, 100
	右岸 同町同大字字川久保1, 167番地先				
秋山川	左岸 児玉郡児玉町大字秋山字後内手171番地先	"	2, 560	2, 560	5, 120
	右岸 同町同大字同字168番地先				
小平川	左岸 児玉郡児玉町大字小平字中郷544番の1地先	"	1, 570	1, 570	3, 140
	右岸 同町同大字同字537番地先				
間瀬川	左岸 秩父郡野上町大字野上下郷字峠外1, 725番の8地先	"	3, 000	3, 000	6, 000
	右岸 児玉郡児玉町大字小平字上間瀬1, 982番の3地先				
稲聚川	左岸 児玉郡児玉町大字稲沢字西前耕地667番地先	"	1, 962	1, 962	3, 924
	右岸 同町同大字同字937番の2地先				
御陣場川	左岸 児玉郡上里村大字藤木戸字関邸138番地先	利根川への合流点	9, 400	9, 400	18, 800
	右岸 同村同大字同字147番地先				
忍保川	左岸 児玉郡上里町大字勅使河原字天沼3, 315番の2地先	御陣場川への合流点	4, 220	4, 220	8, 440
	右岸 同郡同町同大字同字3, 338番の1地先				
神流川	左岸 群馬県多野郡上野村大字檜原字本谷71番地先	直轄区間起点		9, 230	9, 230
	右岸 同県同郡同村同大字同字65番地先				

原市沼川	左岸 北足立郡伊奈町大字小室字道下536番2地先	綾瀬川への合流点	2,467	2,467	4,934
	右岸 上尾市大字平塚字下301番4地先				
計			555,517	566,797	1,122,314

荒川水系

河川名	区間		河川延長 (m)			
	上流端		下流端	左岸	右岸	合計
荒川	左岸 秩父市大字大滝東京大学附属演習林内27林班地先	直轄区間起点	68,450	68,450	136,900	
	右岸 同村同大字東京大学附属演習林内22林班地先					
芝川	左岸 大宮市砂町2丁目118番地先	荒川への合流点	25,900	25,900	51,800	
	右岸 同市本郷町1,908番地先					
新芝川	芝川からの分派点		芝川への合流点	6,400	6,400	12,800
堅川	左岸 川口市大字芝字丸池822番地先	"	3,800	3,800	7,600	
	右岸 同市同大字字臈田769番地先					
藤右衛門川	左岸 浦和市太田窪2丁目1,397番の1号地先	"	4,506	4,506	9,012	
	右岸 同市大谷場1丁目184番の2号地先					
藤右衛門川 放水路	藤右衛門川からの分派点		"	1,480	1,480	2,960
新河岸川	左岸 川越市上野田町11番の1号地先	隅田川への合流点	25,698	25,698	51,396	
	右岸 同市同町12番の1号地先					
白子川	東京都練馬区南大泉町287番の1地先の都道橋		新河岸川への合流点	3,250	2,370	5,620
越戸川	左岸 和光市大字新倉4,722番地先	"	3,850	3,850	7,700	
	右岸 同市同大字4,740番地先					
谷中川	左岸 和光市大字新倉漆台3,627番地先	越戸川への合流点	750	750	1,500	
	右岸 同市同大字同字3,625番地先					
黒目川	左岸 東京都東久留米市下里7丁目335番地先	新河岸川への合流点	14,480	14,480	28,960	
	右岸 同市下里1丁目273番地の2地先					
柳瀬川	左岸 所沢市大字上山口字関場1,304番地先	"	19,450	16,400	35,850	
	右岸 同市同大字字中内手1,550番地先					
東川	左岸 所沢市大字糀谷字境井699番の3地先	柳瀬川への合流点	11,455	11,455	22,910	
	右岸 同市同大字同字699番の2地先					
九十川	左岸 川越市大字古谷上字伊佐沼1番地先	新河岸川への合流点	4,500	4,500	9,000	
	右岸 同市大字南田島字入会2,510番の1地先					
不老川	左岸 入間市大字宮寺字神明腰2,230番地先	"	16,950	16,950	33,900	
	右岸 同市同大字同字2,231番地先					
菖蒲川	左岸 戸田市大字上戸田字曲尺手1,852番地先	荒川への合流点	3,007	3,007	6,014	
	右岸 同市同大字字南原2,301番地先					
緑川	川口市前川町4丁目514番1地先の市道橋下流端		菖蒲川への合流点	4,750	4,750	9,500
笹目川	左岸 浦和市大字白幡字合ノ谷693番の2地先	荒川への合流点	5,110	5,110	10,220	
	右岸 同市同大字同字688番の1地先					
鴨川	左岸 上尾市大字沖の上字宮山776番の5地先	"	19,200	19,200	38,400	
	右岸 同市大字中妻字川向39番の1地先					
鴻沼川	左岸 大宮市大成町3丁目689番1地先	鴨川への合流点	10,106	10,106	20,212	
	右岸 同市榎引町2丁目253番1地先					
びん沼川	左岸 大宮市湯木町2丁目92番地先	荒川への合流点	5,900	5,900	11,800	
	右岸 川越市大字古谷本郷下組字二本木1,494番3地先					
新河岸川 放水路	新河岸川からの分派点		びん沼川への合流点	1,200	1,200	2,400
入間川	左岸 飯能市大字上名栗字東山中1,981番地先	直轄区間起点	51,273	51,273	102,546	
	右岸 同市同大字字西山中2,046番のイ地先					
横塚川	左岸 比企郡川島町大字曲師字曲居野91番の1地先	入間川への合流	2,500	2,500	5,000	

	右岸 同町同大字同字90番地先	点			
安藤川	左岸 比企郡川島町大字南園部字五反田276番1地先	"	7,475	7,475	14,950
	右岸 同郡同町同大字北園部字安藤539番地先				
越辺川	左岸 入間郡越生町大字黒山字南山1,188番地先	直轄区間起点	16,880	16,880	33,760
	右岸 同町同大字字東697番地先				
小畔川	入間郡日高町大字高荻字西王神2,550の1地先の町道橋	"	8,840	8,840	17,680
南小畔川	入間郡日高町大字大谷沢字大門向田652番の1地先の県道橋	小畔川への合流点	6,470	6,470	12,940
飯盛川	左岸 坂戸市大字片柳字風原549番の2地先	越辺川への合流点	4,300	4,300	8,600
	右岸 同市同大字字西谷722番の2地先				
都幾川	左岸 比企郡都幾川村大字大野字竹ノ谷1,372番地先	直轄区間起点	27,600	27,600	55,200
	右岸 同村同大字字鳶の巣1,027番1地先				

河川名	区間		河川延長 (m)			
	上流端		下流端	左岸	右岸	合計
槻川	左岸 秩父郡東秩父村大字白石字本皆戸393番の1地先		都幾川への合流点	24,899	24,899	49,798
	右岸 同村同大字字萩殿763番地先					
兜川	左岸 比企郡小川町大字勝呂字片瀬555番地先		槻川への合流点	6,900	6,900	13,800
	右岸 同町同大字字落合185番地先					
館川	左岸 比企郡小川町大字腰越字赤木1,818番地先		"	2,100	2,100	4,200
	右岸 同町同大字字大芝戸3,039番のイ地先					
雀川	左岸 比企郡玉川村大字日影字小北563番地先		都幾川への合流点	6,000	6,000	12,000
	右岸 同村同大字字高谷660番地先					
氷川	左岸 比企郡都幾川村大字櫛平字小林1番地先		"	4,350	4,350	8,700
	右岸 同村同大字字大津久657番地先					
九十九川	左岸 東松山市大字岩殿字入山1,359番地先		越辺川への合流点	6,000	6,000	12,000
	右岸 同市同大字字青木1,333番地先					
高麗川	左岸 飯能市大字坂元字小ノ神戸1,345番の1地先		直轄区間起点	32,425	32,425	64,850
	右岸 同市同大字字長比良1,431番の4地先					
宿谷川	左岸 入間郡毛呂山町大字宿谷字坂口208番の1地先		高麗川への合流点	1,500	1,500	3,000
	右岸 同町同大字字西ヶ谷209番地先					
長沢川	左岸 飯能市大字高山字日影121番の3地先		"	4,300	4,300	8,600
	右岸 同市同大字字井尻106番のイ地先					
北川	左岸 飯能市大字北川字石風呂1,183番の1地先		"	4,700	4,700	9,400
	右岸 同市同大字字岩井沢1,150番の7地先					
葛川	入間郡毛呂山町大字下川原字田向461番の35地先の東武鉄道越生線鉄道橋		越辺川への合流点	7,800	7,800	15,600
鳩川	左岸 比企郡鳩山村大字高野倉字貫429番のイ地先		"	6,820	6,820	13,640
	右岸 同村同大字字笹原416番地先					
大谷木川	左岸 入間郡毛呂山町大字大谷木字大平2号1,266番の10地先		"	6,400	6,400	12,800
	右岸 同町同大字字亀石甲898番の1地先					
毛呂川	左岸 入間郡毛呂山町大字滝の入字住吉1,337番の2地先		"	4,900	4,900	9,800
	右岸 同町同大字同字908番地先					
阿諏訪川	左岸 入間郡毛呂山町大字阿諏訪ひの字1,385番地先		毛呂川への合流点	1,300	1,300	2,600
	右岸 同町同大字字にの字143番地先					
上殿川	左岸 比企郡都幾川村大字大付字小山沢467番地先		越辺川への合流点	2,500	2,500	5,000
	右岸 入間郡越生町大字上谷字雨請松549番地の2地先					
麦原川	左岸 入間郡越生町大字麦原字柿の木平990番の2地先		"	3,500	3,500	7,000
	右岸 同町同大字字鳶の巣1,067番地先					
竜ヶ谷川	左岸 入間郡越生町大字竜ヶ谷字女滝911番地先		"	3,500	3,500	7,000
	右岸 同町同大字字夫婦岩955番の1地先					
霞川	青梅市師岡城前1,440番の1地先の柿沢橋		入間川への合流点	10,338	10,338	20,676

成木川	左岸 青梅市成木7丁目1,304番地先	"	4,600	3,250	7,850
	右岸 同市成木7丁目1,248番地先				
直竹川	左岸 飯能市大字上直竹上分字東細田363番地	成木川への合流点	4,800	4,800	9,600
	右岸 同市同大字字上ノ久保302番地先				
大沢川	左岸 飯能市大字大河原字金穴378番地先	入間川への合流点	963	963	1,926
	右岸 同市同大字同字374番地先				
殿屋敷川	左岸 飯能市大字大河原字大谷口889番地先	"	512	512	1,024
	右岸 同市同大字同字888番1地先				
中藤川	左岸 飯能市大字南字上中沢251番地先	"	6,200	6,200	12,400
	右岸 同市同大字字畑中610番地先				
有間川	左岸 飯能市大字下名栗字栃の木出入口1,798番地先	"	9,100	9,100	18,200
	右岸 同市同大字字日影大淵1,789番地先				
逆川	左岸 飯能市大字下名栗字井戸入1,808番地先	有間川への合流点	1,800	1,800	3,600
	右岸 同市同大字字逆川1,807番地先				
炭谷川	左岸 飯能市大字上名栗字炭谷入3,047番の1地先	入間川への合流点	2,600	2,600	5,200
	右岸 同市同大字字炭谷日影3,049番の1地先				
湯の沢川	左岸 飯能市大字上名栗字釜の入1,252番の1地先	"	1,900	1,900	3,800
	右岸 同村同大字字姥補1,415番の1地先				

河川名	区間		河川延長 (m)		
	上流端	下流端	左岸	右岸	合計
江川	左岸 桶川市大字上日出谷字弥勒288番1地先	荒川への合流点	5,280	5,280	10,560
	右岸 同市大字川田谷字本沢6,087番1地先				
市野川	左岸 大里郡寄居町大字牟礼字下金井790番地先	"	38,142	38,162	76,304
	右岸 同町同大字字金井906番地先				
新江川	左岸 東松山市大字下野本字中曾根1,760番地先	市野川への合流点	3,379.5	3,379.5	6,759
	右岸 同市同大字同字1,622番地先				
滑川	左岸 比企郡滑川村大字和泉字畠中前963番地先	"	13,500	13,500	27,000
	右岸 同郡菅谷村大字勝田字元広野34番の1地先				
角川	左岸 東松山市大字大谷字片岡434番の1地先	滑川への合流点	3,700	3,700	7,400
	右岸 同市同大字字町田514番の1地先				
粕川	左岸 比企郡嵐山町大字越畑字東川端750番地先	市野川への合流点	3,500	3,500	7,000
	右岸 同町同大字字西川端96番地先				
新川	左岸 比企郡小川町大字高谷字宮小1,274番地先	"	2,600	2,600	5,200
	右岸 同町同大字同字1,261番地先				
和田吉野川	大里郡江南村大字成沢字宮前163番地先の宮前橋	荒川への合流点	11,200	11,200	22,400
和田川	左岸 大里郡江南村大字坂井字山之神987番地先	和田吉野川への合流点	8,950	8,950	17,900
	右岸 同村同大字字下田7番地先				
九頭龍川	東松山市大字岡字宿浦1,579番1地先の市道橋下流端	"	1,700	1,700	3,400
通殿川	左岸 大里郡大里村大字中曾根字北町121番地先	荒川への合流点	3,670	3,670	7,340
	右岸 同村大字小泉字前方80番の2地先				
吉野川	左岸 大里郡寄居町大字富田字鳥羽2,031番地先	"	10,960	10,960	21,920
	右岸 同町同大字字淵の上1,134番地先				
新吉野川	左岸 大里郡寄居町大字赤浜字南側下町1,130番地先	"	850	850	1,700
	右岸 同町同大字字明神638番地先				
坂東沢川	左岸 大里郡寄居町大字折原字前久2,206番地先	荒川への合流点	3,000	3,000	6,000
	右岸 同町同大字字常木110番の3地先				
三沢川	左岸 秩父郡皆野町大字三沢字長尾根5,591番地先	"	6,100	6,100	12,200
	右岸 同町同大字字親沢5,544番地先				
滝の入沢川	左岸 秩父郡皆野町大字皆野字上中746番地先	"	1,500	1,500	3,000
	右岸 同町同大字字滝沢3,875番地先				
日野沢川	左岸 秩父郡皆野町大字上日野字塔寿3,311番の1地先	"	5,900	5,900	11,800
	右岸 同町同大字字空滝1,939番地先				
赤平川	左岸 秩父郡小鹿野町大字河原沢字坂本836番地先	"	30,750	30,750	61,500
	右岸 同町同大字字入足3,148番地先				
吉田川	左岸 秩父郡小鹿野町大字藤倉字東山1,112番地先	赤平川への合流	16,800	16,800	33,600

阿熊川	右岸 同町同大字字岩下726番地先	点			
	左岸 秩父市大字阿熊字横田倉1, 251番地先	吉田川への合流点	4, 200	4, 200	8, 400
石間川	右岸 同町同大字同字1, 250番地先	"	4, 200	4, 200	8, 400
	左岸 秩父市大字石間字二番指3, 895番地先				
長留川	右岸 同町同大字字東3, 783番地先	赤平川への合流点	5, 550	5, 550	11, 100
	左岸 秩父市大字小野原字柴原1, 152番の1地先				
薄川	右岸 同村同大字同字1, 155番地先	"	12, 000	12, 000	24, 000
	左岸 秩父郡両神村大字薄字小倉9, 923番地先				
小森川	右岸 同村同大字字大入10, 069番の1地先	薄川への合流点	12, 150	12, 150	24, 300
	左岸 秩父郡両神村大字小森字長畑4, 493番の2地先				
蒔田川	右岸 同村同大字字丸岩沢4, 728番の1地先	荒川への合流点	5, 843	5, 843	11, 686
	左岸 秩父市大字蒔田字五反田2, 794番の2地先				
横瀬川	右岸 同市同大字字府坂3, 293番地先	"	18, 450	18, 450	36, 900
	左岸 秩父郡横瀬村大字芦久保字葛岩向1, 529番の1地先				
定峰川	右岸 同村同大字字芳ヶ平1, 492番地先	横瀬川への合流点	5, 300	5, 300	10, 600
	左岸 秩父市大字山田字炭伏場4, 403番地先				
生川	右岸 同市大字定峰字小釜1, 159番の1地先	"	4, 900	4, 900	9, 800
	左岸 秩父郡横瀬村大字横瀬字生川8, 598番地先				
小島沢川	右岸 同村同大字同字8, 553番地先	"	1, 100	1, 100	2, 200
	左岸 秩父郡横瀬村大字横瀬字小島7, 881番の1地先				
	右岸 同村同大字同字7, 877番の1地先				

河川名	区間		河川延長 (m)		
	上流端	下流端	左岸	右岸	合計
浦山川	左岸 秩父市大字浦山字落合2, 380番地先	荒川への合流点	3, 780	3, 780	7, 560
	右岸 同市同大字字川俣1, 558番地先				
橋立川	左岸 秩父市大字上影森字奥橋立709番地先	浦山川への合流点	2, 300	2, 300	4, 600
	右岸 同市同大字同字711番地先				
安谷川	左岸 秩父市大字日野字落倉1, 509番の1地先	荒川への合流点	2, 600	2, 600	5, 200
	右岸 同村大字上田野字南山2, 573番地先				
大血川	左岸 秩父市大字大滝字高尾根5, 198番の1地先	"	5, 400	5, 400	10, 800
	右岸 同村同大字字鉄砲出5, 163番地先				
東谷川	左岸 秩父市大字大滝東京大学附属演習林内3林班地先	大血川への合流点	1, 700	1, 700	3, 400
	右岸 同村同大字東京大学附属演習林内2林班地先				
中津川	左岸 秩父市大字中津川字横岩517番地先	荒川への合流点	14, 250	14, 250	28, 500
	右岸 同村同大字字アサカラウツ529番地先				
神流川	左岸 秩父市大字中津川字赤岩554番地先	中津川への合流点	4, 930	4, 930	9, 860
	右岸 同村同大字同字550番地先				
滝川	左岸 秩父市大字大滝東京大学附属演習林内19林班地先	荒川への合流点	4, 400	4, 400	8, 800
	右岸 同村同大字東京大学附属演習林内2林班地先				
豆焼川	左岸 秩父市大字大滝東京大学附属演習林内18林班地先	滝川への合流点	2, 000	2, 000	4, 000
	右岸 同村同大字東京大学附属演習林内16林班地先				
計			844, 771. 5	839, 511. 5	1, 684, 283

図表 1-10 埼玉県河川図



(資料編Ⅲ-2-2-5) 県内地盤沈下状況

本県では、地盤沈下の調査のため、昭和 36 年 2 月から毎年水準測量を実施している。

地盤沈下が最も激しい地域は、当初、川口市・戸田市等の県中央部及び東部の南側地域だったが、昭和 40 年代半ば以降は西部地域に移り、昭和 49 年には所沢市で過去最大の年間沈下量 27.2cm を観測した。昭和 50 年代半ば以降は北東部の旧鷲宮町、旧栗橋町（いずれも現久喜市）付近で沈下量が大きくなった。

その後、地下水採取規制の強化や水道水源の地下水から河川表流水へ転換などにより、地盤沈下は概ね沈静化した。平成 26 年度以降年間 2 cm 以上の地盤沈下は確認されなかった。

しかし、平成 6 年、8 年のような渇水の年には地下水需要が高まり、地盤沈下の面積が拡大する傾向がある。

(資料編Ⅲ-2-2-6) 土石流危険溪流箇所表

溪流番号	溪流名	溪流所在地		
		郡市名	町村名	字名
364-I-001	竹の久保沢	秩父市		布里
364-I-002	千鹿谷川入沢	秩父市		千鹿谷
364-I-003	女形2	秩父市		女形
364-I-004	大鹿沢	秩父市		明ヶ平
364-I-005	タナ窪沢	秩父市		小川戸
364-I-006	中河原沢	秩父市		女部田
364-I-007	十二天沢	秩父市		久形
364-I-008	久形1	秩父市		久形
364-I-009	龍泉寺沢	秩父市		中島
364-I-010	沢の入沢	秩父市		大棚部
364-I-011	久保沢	秩父市		石間戸
364-I-012	西ノ入沢	秩父市		沢口
364-I-014	モモクボ・南	秩父市		中郷
364-I-015	下漆木	秩父市		沢口
364-I-016	滝の沢	秩父市		沢口
364-I-017	矢畑沢西	秩父市		矢畑
364-I-018	矢畑沢	秩父市		矢畑
364-I-019	沢入沢	秩父市		井上
364-I-020	西の入沢	秩父市		白岩
364-I-021	白岩沢	秩父市		白岩
364-I-022	白岩沢2	秩父市		白岩
364-I-023	松葉沢	秩父市		松場
364-I-024	西沢	秩父市		彦久保
364-II-002	赤柴	秩父市		赤柴
364-II-003	かみ沢	秩父市		宮戸
364-II-004	松岡沢	秩父市		女部田
364-II-005	女形3	秩父市		女形
364-II-006	イデ沢向	秩父市		女形
364-II-007	女形1	秩父市		女形
364-II-008	峯の沢	秩父市		女形
364-II-010	橋の沢	秩父市		明ヶ平
364-II-011	外柿沢	秩父市		外柿
364-II-012	井戸沢	秩父市		小川
364-II-014	東沢	秩父市		明ヶ平
364-II-015	タナ窪沢	秩父市		塚越
364-II-016	不動沢	秩父市		小川戸
364-II-017	大波見沢	秩父市		大波見
364-II-018	清水入沢	秩父市		大波見
364-II-019	女部田	秩父市		女部田
364-II-021	番切り沢	秩父市		久形
364-II-022	田の入沢	秩父市		中島
364-II-023	大棚部	秩父市		大棚部
364-II-024	虫神沢	秩父市		漆木
364-II-025	森戸入沢	秩父市		沢戸
364-II-027	中沢	秩父市		漆木
364-II-028	棒の入沢	秩父市		漆木
364-II-029	出入沢	秩父市		半根子
364-II-030	矢畑東	秩父市		矢畑
364-II-032	矢畑2	秩父市		矢畑
364-II-033	天神沢西	秩父市		井上
364-II-035	鍛冶山	秩父市		鍛冶山
364-II-036	西沢	秩父市		鍛冶山
364-II-037	宮沢	秩父市		彦久保
364-II-039	白岩沢3	秩父市		白岩
364-II-040	川久保1	秩父市		川久保
364-II-041	川久保2	秩父市		川久保
364-II-044	彦久保2	秩父市		彦久保
364-II-045	彦久保3	秩父市		彦久保
364-II-046	東沢	秩父市		彦久保
364-II-047	彦久保4	秩父市		彦久保
364-II-049	西沢	秩父市		藤芝
364-II-050	藤芝沢	秩父市		藤芝
364-II-051	和田	秩父市		和田
364-II-052	頼母沢1	秩父市		頼母沢
364-II-053	江藁沢	秩父市		頼母沢
364-II-054	八王寺沢	秩父市		頼母沢
364-II-055	頼母沢5	秩父市		頼母沢
364-II-056	葉暮沢	秩父市		頼母沢
365-I-001	櫻株沢	秩父郡	小鹿野町	櫻株
365-I-002	桐久保沢	秩父郡	小鹿野町	沢浦
365-I-004	魚尾沢	秩父郡	小鹿野町	河原沢
365-I-005	日向沢	秩父郡	小鹿野町	日向
365-I-006	日向山沢	秩父郡	小鹿野町	日向
365-I-007	滝の沢	秩父郡	小鹿野町	滝上原

溪流番号	溪流名	溪流所在地		
		郡市名	町村名	字名
365-I-008	石神沢	秩父郡	小鹿野町	法師落人
365-I-009	稲荷沢	秩父郡	小鹿野町	法師落人
365-I-010	一反地沢	秩父郡	小鹿野町	三田川
365-I-011	築間沢	秩父郡	小鹿野町	間明平
365-I-012	久月沢	秩父郡	小鹿野町	久月
365-I-013	田の頭沢	秩父郡	小鹿野町	赤谷
365-I-014	赤谷沢	秩父郡	小鹿野町	大木
365-I-015	飯田	秩父郡	小鹿野町	上飯田
365-I-016	蛭沢	秩父郡	小鹿野町	三田川
365-I-017	倉沢	秩父郡	小鹿野町	姫宮
365-I-018	さくね入沢	秩父郡	小鹿野町	栗尾
365-I-019	諏訪沢	秩父郡	小鹿野町	諏訪
365-I-020	東諏訪沢	秩父郡	小鹿野町	諏訪
365-I-021	大小屋沢	秩父郡	小鹿野町	大小屋
365-I-022	大久保西沢	秩父郡	小鹿野町	小鹿野
365-I-023	大久保沢	秩父郡	小鹿野町	腰ノ根
365-I-024	大久保東沢	秩父郡	小鹿野町	大久保
365-I-025	高田沢	秩父郡	小鹿野町	高田
365-I-026	子ノ神沢	秩父郡	小鹿野町	小鹿
365-I-027	妻ヶ谷西沢	秩父郡	小鹿野町	漆ヶ谷戸
365-I-028	妻ヶ谷東沢	秩父郡	小鹿野町	妻ヶ谷
365-I-029	妻ヶ谷東沢	秩父郡	小鹿野町	漆ヶ谷戸
365-I-030	牛首沢	秩父郡	小鹿野町	殿谷戸
365-I-031	西沢	秩父郡	小鹿野町	森戸西
365-I-032	堂の沢	秩父郡	小鹿野町	富田
365-I-033	東沢	秩父郡	小鹿野町	八戸
365-I-034	出入沢	秩父郡	小鹿野町	下平
365-II-003	神の原沢	秩父郡	小鹿野町	長留
365-II-004	神の原沢	秩父郡	小鹿野町	神の原
365-II-006	柿ノ久保1	秩父郡	小鹿野町	柿ノ久保
365-II-009	峠の沢	秩父郡	小鹿野町	峠沢
365-II-010	柿ノ久保2	秩父郡	小鹿野町	柿ノ久保
365-II-011	高田沢	秩父郡	小鹿野町	高田
365-II-012	腰沢	秩父郡	小鹿野町	腰
365-II-013	小判沢	秩父郡	小鹿野町	小判
365-II-014	吉井	秩父郡	小鹿野町	吉井
365-II-015	乳子沢	秩父郡	小鹿野町	中海戸
365-II-017	大久保沢	秩父郡	小鹿野町	西海戸
365-II-018	伊豆沢	秩父郡	小鹿野町	伊豆
365-II-019	ハシノ沢	秩父郡	小鹿野町	風殿
365-II-022	日の沢	秩父郡	小鹿野町	杷谷戸
365-II-023	大諸沢	秩父郡	小鹿野町	大諸
365-II-024	納官沢	秩父郡	小鹿野町	納宮
365-II-025	白岩沢	秩父郡	小鹿野町	鳥屋
365-II-027	反の沢	秩父郡	小鹿野町	釜里
365-II-029	東沢	秩父郡	小鹿野町	半平
365-II-030	森沢	秩父郡	小鹿野町	久月
365-II-033	柿の木沢	秩父郡	小鹿野町	田の頭
365-II-037	ウバ沢	秩父郡	小鹿野町	姥沢
365-II-038	桐久保沢	秩父郡	小鹿野町	桐久保
365-II-039	新井	秩父郡	小鹿野町	新井
365-II-040	小鹿野	秩父郡	小鹿野町	小鹿野
365-II-041	小鹿野2	秩父郡	小鹿野町	腰ノ根
365-II-042	田小坂峠	秩父郡	小鹿野町	小鹿野
365-II-043	豊円沢	秩父郡	小鹿野町	豊円
365-II-044	西沢	秩父郡	小鹿野町	田端
365-II-046	背の沢	秩父郡	小鹿野町	強天日影
365-II-047	芦沢	秩父郡	小鹿野町	向
365-II-048	日影沢	秩父郡	小鹿野町	大石津向
365-II-049	東中沢	秩父郡	小鹿野町	大石津向
365-II-050	中沢	秩父郡	小鹿野町	中沢
365-II-051	西沢	秩父郡	小鹿野町	八谷
365-II-052	池原沢	秩父郡	小鹿野町	池原
365-II-053	和田沢	秩父郡	小鹿野町	和田
365-II-055	井戸沢	秩父郡	小鹿野町	長久保
366-I-001	大平戸	秩父郡	小鹿野町	大平戸
366-I-002	白沢	秩父郡	小鹿野町	白沢
366-I-003	たのん沢	秩父郡	小鹿野町	大堤
366-I-004	下向	秩父郡	小鹿野町	大谷
366-I-005	家の下沢	秩父郡	小鹿野町	煤川
366-I-006	滝の沢	秩父郡	小鹿野町	川塩
366-I-007	堂上沢	秩父郡	小鹿野町	堂上
366-I-008	原沢	秩父郡	小鹿野町	原沢
366-I-009	原沢	秩父郡	小鹿野町	原沢

溪流番号	溪流名	溪流所在地		
		郡市名	町村名	字名
366-I-010	寺沢	秩父郡	小鹿野町	桜本
366-I-011	薬師堂	秩父郡	小鹿野町	薬師堂
366-I-012	塩沢	秩父郡	小鹿野町	塩沢
366-I-013	日向大谷	秩父郡	小鹿野町	日向大谷
366-I-014	出原沢1	秩父郡	小鹿野町	出原
366-I-015	出原沢2	秩父郡	小鹿野町	出原
366-I-016	加明地	秩父郡	小鹿野町	加明地
366-I-017	寺の沢	秩父郡	小鹿野町	常木
366-I-018	大平	秩父郡	小鹿野町	大平
366-I-020	坂戸	秩父郡	小鹿野町	坂戸
366-II-001	下大胡桃	秩父郡	小鹿野町	下大胡桃
366-II-002	薄沢	秩父郡	小鹿野町	大胡桃
366-II-003	上大胡桃	秩父郡	小鹿野町	上大胡桃
366-II-008	下向	秩父郡	小鹿野町	常木
366-II-011	鳶岩	秩父郡	小鹿野町	鳶岩
366-II-012	大西	秩父郡	小鹿野町	西平
366-II-014	遠東	秩父郡	小鹿野町	上大谷
366-II-015	大堤	秩父郡	小鹿野町	堀田
366-II-016	押留沢	秩父郡	小鹿野町	押留
366-II-018	かつみ沢	秩父郡	小鹿野町	桜本
366-II-020	柏沢	秩父郡	小鹿野町	柏沢
366-II-025	日向	秩父郡	小鹿野町	日向
366-II-026	西平	秩父郡	小鹿野町	西平
366-II-027	滝の沢	秩父郡	小鹿野町	竹ノ平
366-II-028	竹ノ平	秩父郡	小鹿野町	竹ノ平
366-II-029	和田沢	秩父郡	小鹿野町	下和田
366-II-030	西沢	秩父郡	小鹿野町	常木
366-II-031	和千葉沢	秩父郡	小鹿野町	和千葉
366-II-032	午房沢	秩父郡	小鹿野町	午房
366-II-033	御霊	秩父郡	小鹿野町	御霊
366-II-034	腰	秩父郡	小鹿野町	下大塩野
367-I-001	間の沢	秩父市		神岡
367-I-004	小倉沢	秩父市		小倉沢
367-I-005	西の沢	秩父市		鶴平
367-I-006	庵の沢2	秩父市		落合
367-I-007	万治沢	秩父市		落合
367-I-008	庵の沢	秩父市		落合
367-II-001	上井戸沢	秩父市		中津川
367-II-002	上井戸沢	秩父市		中津川
367-II-003	井戸沢	秩父市		中双里
367-II-004	境沢	秩父市		桐平
367-II-005	境沢2	秩父市		桐平
367-II-007	橋湯沢	秩父市		町分
368-I-002	仁丹沢	秩父市		越
368-I-003	矢の沢	秩父市		事上
368-I-006	上大塚沢	秩父市		大塚
368-I-007	谷津沢	秩父市		橋場
368-I-008	谷津沢2	秩父市		橋場
368-I-009	深入沢	秩父市		白久
368-I-010	宮沢	秩父市		上サ
368-I-011	愛宕沢	秩父市		上サ
368-I-012	寺の前沢	秩父市		上サ
368-I-013	白川橋2	秩父市		上サ
368-I-014	上の沢	秩父市		猪ノ鼻
368-II-001	事上	秩父市		上田野
368-II-002	持小屋沢	秩父市		上田野
368-II-003	西ノ沢	秩父市		日野
368-II-004	西ノ沢2	秩父市		日野
368-II-008	下大塚沢	秩父市		日野
368-II-009	イノチ沢	秩父市		白久
368-II-010	大久保沢	秩父市		白久
368-II-011	二見沢	秩父市		白久
368-II-012	二見沢2	秩父市		白久
368-II-013	白川橋1	秩父市		白久
368-II-014	西ノ沢	秩父市		猪ノ鼻
368-II-015	横手沢	秩父市		白久
368-II-016	権田沢	秩父市		町分
368-II-017	権田沢2	秩父市		町分
368-II-018	橋湯沢	秩父市		豊川
207-I-001	大畑沢	秩父市		木毛
207-I-002	文珠堂沢(1)	秩父市		木毛
207-I-003	文珠堂沢(2)	秩父市		木毛
207-I-004	硫黄沢	秩父市		木毛

溪流番号	溪流名	溪流所在地		
		郡市名	町村名	字名
207-I-005	下田沢	秩父市		木毛
207-I-006	押出堀	秩父市		黒谷
207-I-007	小樽(1)	秩父市		小樽
207-I-008	黒谷(3)	秩父市		黒谷
207-I-009	曽根坂沢	秩父市		黒谷
207-I-010	柳田	秩父市		上小川
207-I-011	下郷(1)	秩父市		下郷
207-I-012	下郷(2)	秩父市		下郷
207-I-015	栃谷入沢	秩父市		上郷
207-I-016	上郷(5)	秩父市		上郷
207-I-017	前沢(1)	秩父市		栃谷
207-I-018	前沢(2)	秩父市		栃谷
207-I-019	塔ノ入沢	秩父市		山田
207-I-020	常木沢	秩父市		上山田
207-I-021	常木沢(2)	秩父市		山田
207-I-022	堂平田沢	秩父市		上山田
207-I-023	押堀川(1)	秩父市		日野田町
207-I-024	押堀川(2)	秩父市		日野田町
207-I-025	イヤギ沢	秩父市		山田
207-I-026	田の沢	秩父市		八幡町
207-I-027	沖ノ沢入沢	秩父市		八幡町
207-I-028	別当沢	秩父市		大沼町
207-I-029	沖川堀	秩父市		日影
207-I-031	滝川(1)	秩父市		平仁田
207-I-032	坂本(1)	秩父市		坂本
207-I-033	栃の木沢	秩父市		栗原
207-I-034	落合沢	秩父市		落合
207-I-035	別所(1)	秩父市		別所
207-I-036	別所(3)	秩父市		別所
207-I-037	大塚沢	秩父市		上寺尾
207-I-038	空沢	秩父市		上寺尾
207-I-039	上寺尾(2)	秩父市		上寺尾
207-I-040	薬師堂沢	秩父市		上寺尾
207-I-042	坊平	秩父市		坊平
207-I-043	石神沢	秩父市		蔭田
207-I-044	上蔭田(3)	秩父市		上蔭田
207-I-045	上蔭田(4)	秩父市		上蔭田
207-I-046	長尾沢	秩父市		上蔭田
207-I-047	品沢(3)	秩父市		品沢
207-I-051	宮根入沢	秩父市		伊古田
207-I-052	十王殿(3)	秩父市		十王殿
207-I-053	十王殿(4)	秩父市		十王殿
207-II-001	木毛	秩父市		木毛
207-II-003	和銅沢川	秩父市		柳田
207-II-005	杉沢	秩父市		笠山
207-II-006	小樽(2)	秩父市		小樽
207-II-010	上郷(2)	秩父市		上郷
207-II-011	上郷(3)	秩父市		上郷
207-II-013	定峰(2)	秩父市		定峰
207-II-015	上郷(4)	秩父市		上郷
207-II-016	中郷	秩父市		中郷
207-II-017	大棚(1)	秩父市		大棚
207-II-018	桃木沢	秩父市		上山田
207-II-020	上影森(1)	秩父市		上影森
207-II-021	上影森(2)	秩父市		上影森
207-II-022	上影森(3)	秩父市		上影森
207-II-023	上影森(4)	秩父市		上影森
207-II-025	浦山(1)	秩父市		浦山
207-II-026	浦山(2)	秩父市		浦山
207-II-029	清水沢	秩父市		浦山
207-II-031	滝川(2)	秩父市		平仁田
207-II-032	平仁田(1)	秩父市		平仁田
207-II-033	平仁田(2)	秩父市		平仁田
207-II-034	坂本(2)	秩父市		坂本
207-II-035	姥ヶ沢	秩父市		折
207-II-037	別所(2)	秩父市		別所
207-II-038	上寺尾(1)	秩父市		上寺尾
207-II-040	坊平(1)	秩父市		坊平
207-II-042	田村(2)	秩父市		田村
207-II-043	田村(3)	秩父市		田村
207-II-044	上蔭田(1)	秩父市		上蔭田
207-II-045	上蔭田(2)	秩父市		上蔭田
207-II-048	品沢(1)	秩父市		品沢

溪流番号	溪流名	溪流所在地		
		郡市名	町村名	字名
207-II-049	品沢(2)	秩父市		品沢
207-II-056	西平(1)	秩父市		西平
207-J-001	上郷(6)	秩父市		上郷
207-J-002	大棚(2)	秩父市		大棚
207-J-003	押堀川	秩父市		下影森
207-J-004	上影森(5)	秩父市		上影森
207-J-005	野々上(2)	秩父市		野々上
207-J-006	野々上(3)	秩父市		野々上
207-J-007	野々上(4)	秩父市		野々上
207-J-008	折	秩父市		折
207-J-009	五百沢	秩父市		折
207-J-010	蒔田(2)	秩父市		蒔田
207-J-011	蒔田(3)	秩父市		蒔田
207-J-012	中組(2)	秩父市		中組
361-I-001	横瀬	秩父郡	横瀬町	横瀬
361-I-002	背戸堀沢	秩父郡	横瀬町	五番
361-I-003	六番沢	秩父郡	横瀬町	横瀬
361-I-005	四番(3)	秩父郡	横瀬町	四番
361-I-006	芦ヶ久保(1)	秩父郡	横瀬町	芦ヶ久保
361-I-007	ホギ堀川	秩父郡	横瀬町	殿谷戸
361-I-008	倉掛沢	秩父郡	横瀬町	殿谷戸
361-I-009	芦ヶ久保(2)	秩父郡	横瀬町	芦ヶ久保
361-I-010	東沢	秩父郡	横瀬町	赤谷
361-I-011	中井(1)	秩父郡	横瀬町	中井
361-I-012	芦ヶ久保(4)	秩父郡	横瀬町	芦ヶ久保
361-I-013	二番(1)	秩父郡	横瀬町	二番
361-I-015	舟久保沢	秩父郡	横瀬町	七番
361-I-016	中津沢	秩父郡	横瀬町	横瀬
361-I-017	十六番(1)	秩父郡	横瀬町	十六番
361-I-018	十六番(2)	秩父郡	横瀬町	十六番
361-I-019	横沢	秩父郡	横瀬町	横沢
361-II-001	品沢	秩父郡	横瀬町	品沢
361-II-005	二二九沢	秩父郡	横瀬町	赤谷
361-II-006	赤谷	秩父郡	横瀬町	赤谷
361-II-007	井戸の入沢	秩父郡	横瀬町	赤谷
361-II-008	中井(2)	秩父郡	横瀬町	中井
361-II-009	芦ヶ久保(3)	秩父郡	横瀬町	芦ヶ久保
361-II-010	松枝	秩父郡	横瀬町	松枝
361-II-011	芦ヶ久保(4)	秩父郡	横瀬町	芦ヶ久保
361-II-014	初花(2)	秩父郡	横瀬町	初花
361-II-019	瀬戸沢	秩父郡	横瀬町	十五番
361-J-001	七番	秩父郡	横瀬町	七番
362-I-001	能林(1)	秩父郡	皆野町	能林
362-I-002	来谷(1)	秩父郡	皆野町	来谷
362-I-004	三沢(3)	秩父郡	皆野町	三沢
362-I-005	高府地(3)	秩父郡	皆野町	高府地
362-I-007	入山(2)	秩父郡	皆野町	入山
362-I-008	中の沢	秩父郡	皆野町	広町
362-I-009	上の平	秩父郡	皆野町	上の平
362-I-010	浅間沢	秩父郡	皆野町	上の平
362-I-011	五十新田沢	秩父郡	皆野町	五十新田
362-I-012	五十新田	秩父郡	皆野町	五十新田
362-I-014	戦場(3)	秩父郡	皆野町	戦場
362-I-015	戦場(5)	秩父郡	皆野町	戦場
362-I-016	富沢	秩父郡	皆野町	親鼻
362-I-017	根岸	秩父郡	皆野町	根岸
362-I-018	上ノ台	秩父郡	皆野町	上ノ台
362-I-019	滝の入沢川	秩父郡	皆野町	腰
362-I-020	柏木沢	秩父郡	皆野町	腰
362-I-021	天神沢	秩父郡	皆野町	野巻
362-I-022	野巻	秩父郡	皆野町	野巻
362-I-023	不動沢	秩父郡	皆野町	大淵
362-I-024	くぬぎ沢	秩父郡	皆野町	大淵
362-I-025	橋場沢	秩父郡	皆野町	大淵
362-I-026	関沢	秩父郡	皆野町	大淵
362-I-027	滝の沢	秩父郡	皆野町	大淵
362-I-028	日野(1)	秩父郡	皆野町	日野
362-I-029	日野(2)	秩父郡	皆野町	日野
362-I-030	日野(3)	秩父郡	皆野町	日野
362-I-031	門平沢	秩父郡	皆野町	門平
362-I-032	奈良尾(1)	秩父郡	皆野町	奈良尾
362-I-033	奈良尾沢	秩父郡	皆野町	奈良尾
362-I-034	奈良尾(2)	秩父郡	皆野町	奈良尾

溪流番号	溪流名	溪流所在地		
		郡市名	町村名	字名
362-I-035	小松(1)	秩父郡	皆野町	小松
362-I-037	重木	秩父郡	皆野町	重木
362-I-038	藤原沢(1)	秩父郡	皆野町	藤原
362-I-039	藤原沢(2)	秩父郡	皆野町	藤原
362-I-040	大平沢	秩父郡	皆野町	橋爪
362-I-041	金山沢	秩父郡	皆野町	金山
362-I-042	豆ガラ沢	秩父郡	皆野町	金崎
362-I-043	大塚沢	秩父郡	皆野町	金崎
362-I-044	出牛(2)	秩父郡	皆野町	出牛
362-I-045	梨木沢	秩父郡	皆野町	更木
362-II-001	下田野(1)	秩父郡	皆野町	下田野
362-II-002	小関沢	秩父郡	皆野町	下田野
362-II-003	下田野(2)	秩父郡	皆野町	下田野
362-II-005	能林(2)	秩父郡	皆野町	能林
362-II-006	能林(3)	秩父郡	皆野町	能林
362-II-007	ヨシケ沢	秩父郡	皆野町	高中
362-II-009	強石(1)	秩父郡	皆野町	強石
362-II-010	芳ノ入(1)	秩父郡	皆野町	芳ノ入
362-II-011	芳ノ入(2)	秩父郡	皆野町	芳ノ入
362-II-012	芳ノ入(3)	秩父郡	皆野町	芳ノ入
362-II-013	芳ノ入(4)	秩父郡	皆野町	芳ノ入
362-II-014	三沢(1)	秩父郡	皆野町	三沢
362-II-015	谷津	秩父郡	皆野町	谷津
362-II-017	三沢(2)	秩父郡	皆野町	三沢
362-II-018	高府地(1)	秩父郡	皆野町	高府地
362-II-019	高府地(2)	秩父郡	皆野町	高府地
362-II-020	六地藏	秩父郡	皆野町	六地藏
362-II-027	吉野平	秩父郡	皆野町	吉野平
362-II-028	吉野平沢	秩父郡	皆野町	吉野平
362-II-029	来谷(2)	秩父郡	皆野町	来谷
362-II-030	来谷(3)	秩父郡	皆野町	来谷
362-II-031	来谷(4)	秩父郡	皆野町	来谷
362-II-035	戦場(4)	秩父郡	皆野町	戦場
362-II-036	笹原(1)	秩父郡	皆野町	笹原
362-II-037	笹原(2)	秩父郡	皆野町	笹原
362-II-038	大淵	秩父郡	皆野町	大淵
362-II-039	若松(1)	秩父郡	皆野町	若松
362-II-040	若松(2)	秩父郡	皆野町	若松
362-II-041	沢辺(1)	秩父郡	皆野町	沢辺
362-II-042	沢辺(2)	秩父郡	皆野町	沢辺
362-II-043	重木沢	秩父郡	皆野町	重木
362-II-046	藤原	秩父郡	皆野町	藤原
362-II-047	下日野沢(3)	秩父郡	皆野町	下日野沢
362-II-048	下日野沢(4)	秩父郡	皆野町	下日野沢
362-II-051	若松(3)	秩父郡	皆野町	若松
362-II-052	日野	秩父郡	皆野町	日野
362-II-053	根古屋(1)	秩父郡	皆野町	根古屋
362-II-054	根古屋(2)	秩父郡	皆野町	根古屋
362-II-055	岩鼻(1)	秩父郡	皆野町	岩鼻
362-II-056	岩鼻(2)	秩父郡	皆野町	岩鼻
362-II-057	岩鼻(3)	秩父郡	皆野町	岩鼻
362-II-060	深沢	秩父郡	皆野町	柴岡
362-II-061	柴岡	秩父郡	皆野町	柴岡
362-II-062	関谷沢	秩父郡	皆野町	琴平
362-II-063	出牛(1)	秩父郡	皆野町	出牛
362-II-064	小六(1)	秩父郡	皆野町	小六
362-II-065	小六(2)	秩父郡	皆野町	小六
362-II-066	加増(1)	秩父郡	皆野町	加増
362-II-067	加増(2)	秩父郡	皆野町	加増
363-I-001	中郷沢	秩父郡	長瀬町	岩田
363-I-002	滝の沢	秩父郡	長瀬町	下郷
363-I-005	古沢	秩父郡	長瀬町	井戸
363-I-006	中郷(2)	秩父郡	長瀬町	井戸
363-I-008	長瀬	秩父郡	長瀬町	長瀬
363-I-009	櫛沢	秩父郡	長瀬町	長瀬
363-I-010	北沢	秩父郡	長瀬町	本野上
363-I-011	根岸	秩父郡	長瀬町	根岸
363-I-012	和田	秩父郡	長瀬町	和田
363-I-013	中野上	秩父郡	長瀬町	中野上
363-I-014	諏訪沢	秩父郡	長瀬町	唐沢
363-I-015	辻(1)	秩父郡	長瀬町	辻
363-I-016	砂吹沢	秩父郡	長瀬町	辻
363-I-017	八重子沢	秩父郡	長瀬町	辻

溪流番号	溪流名	溪流所在地		
		郡市名	町村名	字名
363-I-018	滝の上(1)	秩父郡	長瀬町	滝の上
363-I-019	熊野沢	秩父郡	長瀬町	野上下郷
363-I-022	小坂(1)	秩父郡	長瀬町	小坂
363-I-023	小坂(2)	秩父郡	長瀬町	小坂
363-I-024	石原沢	秩父郡	長瀬町	矢那瀬
363-I-026	丹沢	秩父郡	長瀬町	矢那瀬
363-I-027	大月沢	秩父郡	長瀬町	矢那瀬
363-I-028	大槻沢	秩父郡	長瀬町	矢那瀬
363-I-029	梅ノ木沢	秩父郡	長瀬町	根岸
363-I-030	坂本沢	秩父郡	長瀬町	根岸
363-II-001	下郷(3)	秩父郡	長瀬町	下郷
363-II-003	高橋沢	秩父郡	長瀬町	野出
363-II-004	野出	秩父郡	長瀬町	野出
363-II-005	岩田	秩父郡	長瀬町	岩田
363-II-006	中郷(1)	秩父郡	長瀬町	中郷
363-II-007	小路	秩父郡	長瀬町	小路
363-II-009	高野沢	秩父郡	長瀬町	山根
363-II-010	唐沢	秩父郡	長瀬町	犬塚
363-II-011	田中沢	秩父郡	長瀬町	杉郷
363-II-013	大日影沢	秩父郡	長瀬町	野上下郷
363-II-014	野上下郷	秩父郡	長瀬町	野上下郷
363-II-016	矢那瀬(2)	秩父郡	長瀬町	矢那瀬
408-I-001	牟礼沢1	大里郡	寄居町	牟礼
408-I-002	富田沢1	大里郡	寄居町	富田
408-I-003	鉢形沢	大里郡	寄居町	鉢形
408-I-004	前田入沢1	大里郡	寄居町	西ノ入
408-I-005	三田入沢1	大里郡	寄居町	西ノ入
408-I-006	西ノ入沢1	大里郡	寄居町	西ノ入
408-I-007	西ノ入沢2	大里郡	寄居町	西ノ入
408-I-008	秋山沢	大里郡	寄居町	秋山
408-I-009	日影沢	大里郡	寄居町	秋山
408-I-010	大山沢	大里郡	寄居町	折原
408-I-011	後山沢1	大里郡	寄居町	風布
408-I-012	道永沢	大里郡	寄居町	金尾
408-I-013	笹原沢	大里郡	寄居町	金尾
408-I-014	井戸沢川	大里郡	寄居町	金尾
408-I-015	末野沢1	大里郡	寄居町	末野
408-I-016	末野沢2	大里郡	寄居町	末野
408-I-017	末野沢3	大里郡	寄居町	末野
408-I-018	高根沢	大里郡	寄居町	藤田
408-I-019	谷の沢	大里郡	寄居町	寄居
408-I-020	李沢	大里郡	寄居町	桜沢
408-I-021	馬騎ノ内沢	大里郡	寄居町	桜沢
408-I-022	桜沢3	大里郡	寄居町	桜沢
408-I-023	山の根沢	大里郡	寄居町	桜沢
408-I-024	南飯塚沢	大里郡	寄居町	桜沢
408-II-001	今市沢1	大里郡	寄居町	今市
408-II-002	今市沢2	大里郡	寄居町	今市
408-II-003	今市沢3	大里郡	寄居町	今市
408-II-004	牟礼沢2	大里郡	寄居町	牟礼
408-II-005	牟礼沢3	大里郡	寄居町	牟礼
408-II-006	牟礼沢4	大里郡	寄居町	牟礼
408-II-007	牟礼沢5	大里郡	寄居町	牟礼
408-II-008	富田沢2	大里郡	寄居町	富田
408-II-009	富田沢4	大里郡	寄居町	富田
408-II-010	富田沢5	大里郡	寄居町	富田
408-II-011	谷津沢1	大里郡	寄居町	富田
408-II-012	谷津沢2	大里郡	寄居町	富田
408-II-013	谷津沢3	大里郡	寄居町	富田
408-II-014	谷津沢4	大里郡	寄居町	富田
408-II-015	五の坪沢	大里郡	寄居町	西ノ入
408-II-016	前田入沢2	大里郡	寄居町	西ノ入
408-II-017	三田入沢2	大里郡	寄居町	西ノ入
408-II-018	栃谷沢	大里郡	寄居町	西ノ入
408-II-019	山居沢1	大里郡	寄居町	西ノ入
408-II-020	山居沢2	大里郡	寄居町	西ノ入
408-II-021	三品沢	大里郡	寄居町	三品
408-II-022	車山沢	大里郡	寄居町	三品
408-II-023	入山沼沢	大里郡	寄居町	秋山
408-II-024	荒谷川	大里郡	寄居町	折原
408-II-025	後山沢2	大里郡	寄居町	風布
408-II-026	桜沢1	大里郡	寄居町	桜沢
408-II-027	桜沢2	大里郡	寄居町	桜沢

溪流番号	溪流名	溪流所在地		
		郡市名	町村名	字名
408-II-028	深田谷津沢	大里郡	寄居町	桜沢
408-II-029	桜沢4	大里郡	寄居町	桜沢
408-J-001	富田沢3	大里郡	寄居町	富田
343-I-001	坂下沢	比企郡	小川町	下里
343-I-002	西坂下沢	比企郡	小川町	下里
343-I-003	割谷川	比企郡	小川町	下里
343-I-004	割谷川(支)	比企郡	小川町	下里
343-I-005	矢の沢	比企郡	小川町	小川
343-I-006	大沢	比企郡	小川町	青山
343-I-007	大沢(支)	比企郡	小川町	青山
343-I-008	天神谷	比企郡	小川町	青山
343-I-009	大原入沢(支)	比企郡	小川町	青山
343-I-010	大原入沢	比企郡	小川町	青山
343-I-011	沼ノ入沢	比企郡	小川町	青山
343-I-012	黒岩沢	比企郡	小川町	青山
343-I-013	黒岩沢(支)	比企郡	小川町	青山
343-I-014	神名沢	比企郡	小川町	青山
343-I-015	広地沢	比企郡	小川町	青山
343-I-016	根本山沢	比企郡	小川町	青山
343-I-017	根本山沢(支)	比企郡	小川町	青山
343-I-018	谷の入沢	比企郡	小川町	青山
343-I-019	谷の入沢(支)	比企郡	小川町	青山
343-I-020	小坂谷	比企郡	小川町	青山
343-I-021	北堀川	比企郡	小川町	下古寺
343-I-022	大和竹沢	比企郡	小川町	上古寺
343-I-023	清水沢	比企郡	小川町	上古寺
343-I-024	清水沢(支)	比企郡	小川町	上古寺
343-I-025	宮平沢(支)	比企郡	小川町	上古寺
343-I-026	持田入沢	比企郡	小川町	上古寺
343-I-027	龜河原沢	比企郡	小川町	上古寺
343-I-028	青柳沢	比企郡	小川町	上古寺
343-I-029	向山沢	比企郡	小川町	腰越
343-I-030	落合沢	比企郡	小川町	腰越
343-I-031	赤木沢	比企郡	小川町	腰越
343-I-032	館沢	比企郡	小川町	腰越
343-I-033	館1号沢	比企郡	小川町	腰越
343-I-034	小貝戸沢	比企郡	小川町	腰越
343-I-035	天久川	比企郡	小川町	腰越
343-I-036	明登沢	比企郡	小川町	腰越
343-I-037	明登沢(支)	比企郡	小川町	腰越
343-I-038	内出沢(支)	比企郡	小川町	腰越
343-I-039	内出沢	比企郡	小川町	腰越
343-I-040	北山沢	比企郡	小川町	腰越
343-I-041	北久保沢	比企郡	小川町	飯田
343-I-042	中栃本沢	比企郡	小川町	笠原
343-I-043	西屋敷沢	比企郡	小川町	木部
343-I-044	木部川	比企郡	小川町	木部
343-I-045	深田沢	比企郡	小川町	木部
343-I-046	大田入沢	比企郡	小川町	勝呂
343-I-047	中郷沢	比企郡	小川町	木呂子
343-I-048	片瀬沢	比企郡	小川町	勝呂
343-I-049	金勝沢川	比企郡	小川町	勝呂
343-I-050	天神下沢	比企郡	小川町	勝呂
343-I-051	金勝沢	比企郡	小川町	勝呂
343-I-052	地蔵入沢	比企郡	小川町	勝呂
343-I-053	角山沢	比企郡	小川町	角山
343-I-054	芹ヶ沢	比企郡	小川町	角山
343-I-055	上池田沢	比企郡	小川町	角山
343-I-056	寒沢川	比企郡	小川町	下里
344-I-001	地蔵沢	比企郡	ときがわ町	大附
344-I-002	瀬戸川	比企郡	ときがわ町	大附
344-I-003	宮平沢	比企郡	ときがわ町	西平
344-I-004	萩沢	比企郡	ときがわ町	西平
344-I-005	宮ノ下沢	比企郡	ときがわ町	西平
344-I-006	西川原沢	比企郡	ときがわ町	西平
344-I-007	氷川	比企郡	ときがわ町	柗平
344-I-008	明神沢	比企郡	ときがわ町	柗平
344-I-009	湯元沢	比企郡	ときがわ町	西平
344-I-010	馬生沢	比企郡	ときがわ町	西平
344-I-011	中力沢	比企郡	ときがわ町	大野
344-I-012	宮沢川	比企郡	ときがわ町	大野
344-I-013	成沢	比企郡	ときがわ町	大野
344-I-014	七重川	比企郡	ときがわ町	大野

溪流番号	溪流名	溪流所在地		
		郡市名	町村名	字名
344-I-015	正法寺川	比企郡	ときがわ町	西平
344-I-016	御前沢	比企郡	ときがわ町	西平
344-I-017	瀬稲沢	比企郡	ときがわ町	西平
344-I-018	潜り戸谷沢	比企郡	ときがわ町	西平
344-I-019	慈光寺川	比企郡	ときがわ町	西平
344-I-020	細入沢	比企郡	ときがわ町	西平
344-I-021	後野川	比企郡	ときがわ町	西平
344-I-022	入沢	比企郡	ときがわ町	西平
344-I-023	下日尺沢	比企郡	ときがわ町	西平
344-I-024	月窓寺沢	比企郡	ときがわ町	別所
344-I-025	高根沢	比企郡	ときがわ町	別所
344-I-026	別所川	比企郡	ときがわ町	別所
344-I-027	薬師沢	比企郡	ときがわ町	本郷
345-I-001	永久保沢	比企郡	ときがわ町	玉川
345-I-002	吉沢川	比企郡	ときがわ町	日影
345-I-003	大ヶ谷沢	比企郡	ときがわ町	日影
345-I-004	高谷川	比企郡	ときがわ町	日影
345-I-005	雀川	比企郡	ときがわ町	日影
345-I-006	滝山・萬開沢	比企郡	ときがわ町	五明
345-I-007	赤坂沢	比企郡	ときがわ町	五明
345-I-008	北山沢	比企郡	ときがわ町	玉川
345-I-009	正山沢	比企郡	ときがわ町	田黒
345-I-010	江戸田沢	比企郡	ときがわ町	田黒
369-I-001	浄蓮寺沢	秩父郡	東秩父村	御堂
369-I-002	菖浦沢	秩父郡	東秩父村	御堂
369-I-003	向堀沢	秩父郡	東秩父村	御堂
369-I-004	あたご沢	秩父郡	東秩父村	御堂
369-I-005	沢向沢	秩父郡	東秩父村	坂本
369-I-006	観音山沢	秩父郡	東秩父村	皆谷
369-I-007	観音山沢(支)	秩父郡	東秩父村	皆谷
369-I-008	竹ノ平沢	秩父郡	東秩父村	皆谷
369-I-009	上ノ土沢	秩父郡	東秩父村	白石
369-I-010	中沢	秩父郡	東秩父村	白石
369-I-011	琴平沢	秩父郡	東秩父村	白石
369-I-012	中ノ反り沢	秩父郡	東秩父村	坂本
369-I-013	八幡沢	秩父郡	東秩父村	坂本
369-I-014	堂平沢	秩父郡	東秩父村	大内沢
369-I-015	大宝沢	秩父郡	東秩父村	大内沢
369-I-016	深沢寺沢	秩父郡	東秩父村	奥沢
369-I-017	阿夫利沢	秩父郡	東秩父村	奥沢
369-I-018	奥沢下沢	秩父郡	東秩父村	奥沢
369-I-019	摩利支天沢	秩父郡	東秩父村	奥沢
369-I-020	半場沢	秩父郡	東秩父村	奥沢
369-I-021	小幡沢(支)	秩父郡	東秩父村	御堂
369-I-022	小幡沢	秩父郡	東秩父村	御堂
369-I-023	八幡山沢(支)	秩父郡	東秩父村	御堂
369-I-024	八幡山沢	秩父郡	東秩父村	御堂
369-I-025	都沢	秩父郡	東秩父村	安戸
369-I-026	在家沢	秩父郡	東秩父村	安戸
369-I-027	宮ノ入沢	秩父郡	東秩父村	安戸
369-I-028	宿沢	秩父郡	東秩父村	安戸
343-II-001	矢口沢(支)	比企郡	小川町	青山
343-II-002	矢口沢	比企郡	小川町	青山
343-II-003	山際沢	比企郡	小川町	青山
343-II-004	宮平沢	比企郡	小川町	上古寺
343-II-005	鶴ノ舞沢	比企郡	小川町	上古寺
343-II-006	塚山沢	比企郡	小川町	上古寺
343-II-007	柳沢	比企郡	小川町	上古寺
343-II-008	西ノ谷	比企郡	小川町	上古寺
343-II-009	亀河原沢(支)	比企郡	小川町	上古寺
343-II-010	青柳沢(支)	比企郡	小川町	上古寺
343-II-011	和田沢	比企郡	小川町	下古寺
343-II-012	上矢岸沢	比企郡	小川町	腰越
343-II-013	館2号沢	比企郡	小川町	腰越
343-II-014	北赤木沢	比企郡	小川町	腰越
343-II-015	赤木沢(支)	比企郡	小川町	腰越
343-II-016	赤谷沢	比企郡	小川町	腰越
343-II-017	館3号沢	比企郡	小川町	腰越
343-II-018	矢崎沢	比企郡	小川町	腰越
343-II-019	小戸山沢	比企郡	小川町	腰越
343-II-020	木落沢	比企郡	小川町	腰越
343-II-021	道前沢	比企郡	小川町	飯田
343-II-022	中ノ沢	比企郡	小川町	笠原

溪流番号	溪流名	溪流所在地		
		郡市名	町村名	字名
343-II-023	桜沢川	比企郡	小川町	笠原
343-II-024	染ヶ谷沢	比企郡	小川町	木部
343-II-025	日向沢	比企郡	小川町	木部
343-II-026	前田沢	比企郡	小川町	木部
343-II-027	神戸沢	比企郡	小川町	木部
343-II-028	西浦川	比企郡	小川町	勝呂
343-II-029	ヨシガ	比企郡	小川町	角山
343-II-030	下沼川	比企郡	小川町	下里
343-II-031	谷津沢	比企郡	小川町	高谷
344-II-001	松倉沢	比企郡	ときがわ町	瀬戸
344-II-002	堂ノ入沢	比企郡	ときがわ町	瀬戸
344-II-003	姥沢	比企郡	ときがわ町	瀬戸
344-II-004	東谷沢	比企郡	ときがわ町	田中
344-II-005	かまねり沢	比企郡	ときがわ町	西平
344-II-006	宮尾根沢	比企郡	ときがわ町	西平
344-II-007	谷沢	比企郡	ときがわ町	西平
344-II-008	通沢	比企郡	ときがわ町	西平
344-II-009	大築沢	比企郡	ときがわ町	西平
344-II-010	綾沢	比企郡	ときがわ町	西平
344-II-011	西ノ久保沢	比企郡	ときがわ町	西平
344-II-012	中ノ久保沢	比企郡	ときがわ町	西平
344-II-013	沖入沢	比企郡	ときがわ町	大野
344-II-014	泥沢	比企郡	ときがわ町	西平
344-II-015	深田沢	比企郡	ときがわ町	別所
344-II-016	殿ヶ谷戸沢	比企郡	ときがわ町	本郷
345-II-001	小谷沢	比企郡	ときがわ町	五明
345-II-002	谷沢	比企郡	ときがわ町	日影
345-II-003	日影沢	比企郡	ときがわ町	日影
345-II-004	高谷沢	比企郡	ときがわ町	日影
345-II-005	細沢・谷沢	比企郡	ときがわ町	五明
345-II-006	鳥居・田中沢	比企郡	ときがわ町	五明
345-II-007	蛇崩1号沢	比企郡	ときがわ町	田黒
345-II-008	蛇崩2号沢	比企郡	ときがわ町	田黒
345-II-009	城山沢	比企郡	ときがわ町	田黒
369-II-001	下河原沢	秩父郡	東秩父村	安戸
369-II-002	茗荷沢	秩父郡	東秩父村	安戸
369-II-003	大崖沢	秩父郡	東秩父村	安戸
369-II-004	小妻沢	秩父郡	東秩父村	安戸
369-II-005	萩平川(支)	秩父郡	東秩父村	御堂
369-II-006	萩平川	秩父郡	東秩父村	御堂
369-II-007	矢元沢	秩父郡	東秩父村	坂本
369-II-008	橋場沢	秩父郡	東秩父村	坂本
369-II-009	茗ヶ沢	秩父郡	東秩父村	白石
369-II-010	笠山沢	秩父郡	東秩父村	白石
369-II-011	奈多良沢	秩父郡	東秩父村	白石
369-II-012	せきり沢	秩父郡	東秩父村	白石
369-II-013	梅ノ窪沢	秩父郡	東秩父村	皆谷
369-II-014	柴沢	秩父郡	東秩父村	坂本
369-II-015	天王山沢	秩父郡	東秩父村	坂本
369-II-016	坂本中沢	秩父郡	東秩父村	坂本
369-II-017	上田中沢	秩父郡	東秩父村	坂本
369-II-018	下田中沢	秩父郡	東秩父村	坂本
369-II-019	坂本沢	秩父郡	東秩父村	坂本
369-II-020	田中沢	秩父郡	東秩父村	坂本
369-II-021	長谷田沢	秩父郡	東秩父村	坂本
369-II-022	落合沢	秩父郡	東秩父村	坂本
369-II-023	白石沢	秩父郡	東秩父村	大内沢
369-II-024	新畑沢	秩父郡	東秩父村	坂本
369-II-025	奥沢上ノ沢	秩父郡	東秩父村	奥沢
369-II-026	奥沢上沢	秩父郡	東秩父村	奥沢
369-II-027	青木下沢	秩父郡	東秩父村	奥沢
369-II-028	半場上沢	秩父郡	東秩父村	奥沢
369-II-029	半場入沢	秩父郡	東秩父村	奥沢
369-II-030	春藤沢	秩父郡	東秩父村	安戸
369-II-031	かべや沢	秩父郡	東秩父村	安戸
209-I-001	深井沢	飯能市		阿須
209-I-002	秋津川	飯能市		落合
209-I-003	新坂川	飯能市		落合
209-I-004	門神川	飯能市		落合
209-I-005	三ツ沢川3号	飯能市		岩淵
209-I-006	中村川	飯能市		岩淵
209-I-007	前ヶ貫川	飯能市		岩淵
209-I-008	堂山川	飯能市		下直竹

溪流番号	溪流名	溪流所在地		
		郡市名	町村名	字名
209-I-009	下間野川	飯能市		上直竹下分
209-I-010	西橋場川2号	飯能市		下直竹
209-I-011	御側川	飯能市		上畑
209-I-012	宮倉川	飯能市		上畑
209-I-013	堂平川	飯能市		大河原
209-I-014	小山平川	飯能市		大河原
209-I-015	小山川	飯能市		大河原
209-I-016	小山人川	飯能市		大河原
209-I-017	前谷ツ川	飯能市		大河原
209-I-018	杉ノ谷川	飯能市		大河原
209-I-019	小岩井沢	飯能市		小岩井
209-I-020	無量寺沢	飯能市		小岩井
209-I-021	落合川	飯能市		下赤工
209-I-022	尾長川	飯能市		下赤工
209-I-023	峯ノ入沢	飯能市		下赤工
209-I-024	山下川	飯能市		下赤工
209-I-025	芳ノ入沢	飯能市		下赤工
209-I-026	大沢川	飯能市		下赤工
209-I-027	下赤工沢	飯能市		下赤工
209-I-028	畑中沢	飯能市		下赤工
209-I-029	石倉沢	飯能市		原市場
209-I-030	榎平川	飯能市		唐竹
209-I-031	ヨマキ川	飯能市		唐竹
209-I-032	井戸入川	飯能市		赤沢
209-I-033	赤沢	飯能市		茶中
209-I-034	高指川	飯能市		原市場
209-I-035	宮ノ脇川	飯能市		原市場
209-I-036	倉掛川	飯能市		原市場
209-I-037	肥沢川	飯能市		原市場
209-I-038	堂向沢	飯能市		中藤下郷
209-I-039	西石川	飯能市		中藤上郷
209-I-040	桜久保川	飯能市		南
209-I-041	宗徳寺川	飯能市		南
209-I-042	栃屋谷川2号	飯能市		南
209-I-043	南沢川	飯能市		中藤上郷
209-I-044	長窪川	飯能市		中藤上郷
209-I-045	平蔵寺川	飯能市		中藤下郷
209-I-046	向ヶ谷戸川	飯能市		中藤下郷
209-I-047	笹子川	飯能市		中藤下郷
209-I-048	野口川	飯能市		中藤下郷
209-I-049	浅間神社沢	飯能市		小瀬戸
209-I-050	小瀬戸沢	飯能市		小瀬戸
209-I-051	千歳沢	飯能市		久須美
209-I-052	白鬚神社沢	飯能市		久須美
209-I-053	東光寺沢	飯能市		久須美
209-I-054	下毛田川	飯能市		久須美
209-I-055	宮ノ入沢	飯能市		永田
209-I-056	上ノ原川	飯能市		白子
209-I-057	長尾坂川	飯能市		平戸
209-I-058	鎌倉川	飯能市		井上
209-I-059	ワニゴ川	飯能市		坂石町分
209-I-060	坂本川	飯能市		坂石町分
209-I-061	あづさ沢	飯能市		坂石町分
209-I-062	岩殿入	飯能市		坂石
209-I-063	宮向入	飯能市		坂石
209-I-064	向手川	飯能市		坂石
209-I-065	小床川(小床向)	飯能市		坂元
209-I-066	赤越川	飯能市		南川
209-I-067	久通川	飯能市		南川
209-I-068	日向平沢	飯能市		南川
209-I-069	花桐川	飯能市		坂石
209-I-070	上長岡川	飯能市		南川
209-I-071	高指川	飯能市		坂元
209-I-072	峠沢	飯能市		坂元
209-I-073	たつま谷	飯能市		坂元
209-I-074	権現川	飯能市		南川
209-I-075	八木平向沢	飯能市		北川
209-I-076	矢納瀬川	飯能市		北川
209-I-077	加久木川	飯能市		北川
209-I-078	藤原の谷(岩沢)	飯能市		北川
209-I-079	藤原の谷	飯能市		北川
209-I-080	落合川	飯能市		北川
209-I-081	柏木川	飯能市		北川

溪流番号	溪流名	溪流所在地		
		郡市名	町村名	字名
209-I-082	白山神社沢1号	飯能市		北川
209-I-083	高畑川	飯能市		北川
209-I-084	東間川	飯能市		北川
209-I-085	三社川	飯能市		坂石
209-I-086	上夏地川	飯能市		坂石
209-I-087	八木沢川	飯能市		長沢
209-I-088	志田川	飯能市		坂元
209-I-089	高沢	飯能市		坂元
209-I-090	風影入	飯能市		長沢
209-I-091	久ノ本川	飯能市		井上
209-I-092	宮ノ入沢	飯能市		井上
209-I-093	中峰川2号	飯能市		井上
209-I-094	中嶽川	飯能市		井上
209-I-095	山瀬ヶ沢	飯能市		井上
209-I-096	トシキ川	飯能市		虎秀
209-I-097	虎秀川	飯能市		虎秀
209-I-098	池之入川	飯能市		虎秀
209-I-099	福德寺沢	飯能市		虎秀
209-I-100	落合沢	飯能市		虎秀
209-I-101	小山沢	飯能市		虎秀
209-I-102	平戸沢	飯能市		平戸
209-I-103	中山沢	飯能市		中山
209-I-104	中峰川	飯能市		井上
225-I-001	南中野沢	入間市		狭山
225-I-002	三ツ木沢	入間市		西三ツ木
225-I-003	北御薮田沢	入間市		上谷ヶ貫
225-I-004	根道1号	入間市		下谷ヶ貫
225-I-005	根道2	入間市		下谷ヶ貫
225-I-006	上直上	入間市		下谷ヶ貫
225-I-007	中神前	入間市		根岸
225-I-008	前厚	入間市		根岸
225-I-009	前の沢	入間市		仏子
225-I-010	霞沢1	入間市		仏子
225-I-011	霞沢2	入間市		仏子
225-I-012	霞沢3	入間市		仏子
225-I-013	大沢川	入間市		仏子
225-I-014	大沢口	入間市		仏子
242-I-001	楡木沢	日高市		栗坪
242-I-002	峯岡谷沢	日高市		横手
242-I-003	高麗本郷4	日高市		高麗本郷
242-I-004	高麗本郷5	日高市		高麗本郷
242-I-005	高麗本郷1	日高市		高麗本郷
242-I-006	清流川	日高市		清流
242-I-007	清流川2	日高市		清流
242-I-008	清流2	日高市		清流
242-I-009	高麗神社沢	日高市		新堀
326-I-001	巽沢	入間郡	毛呂山町	大谷木
326-I-002	北ヒラマツ	入間郡	毛呂山町	権現堂
326-I-003	車地藏川	入間郡	毛呂山町	大谷木
326-I-004	中居沢2号	入間郡	毛呂山町	大谷木
326-I-005	又田沢	入間郡	毛呂山町	小田谷
326-I-006	後沢	入間郡	毛呂山町	小田谷
326-I-007	荒田沢	入間郡	毛呂山町	小田谷
326-I-008	ふの字沢	入間郡	毛呂山町	阿諏訪
326-I-009	みの字沢	入間郡	毛呂山町	阿諏訪
326-I-010	瀬田沢	入間郡	毛呂山町	小田谷
327-I-001	大山沢	入間郡	越生町	上野
327-I-002	高取川	入間郡	越生町	越生
327-I-003	黒岩	入間郡	越生町	黒岩
327-I-004	津久根	入間郡	越生町	越生
327-I-005	髭海道沢	入間郡	越生町	小杉
327-I-006	八峰沢	入間郡	越生町	小杉
327-I-007	神ノ座沢	入間郡	越生町	小杉
327-I-008	小杉	入間郡	越生町	小杉
327-I-009	富沢	入間郡	越生町	大満
327-I-010	荒井川	入間郡	越生町	黒山
327-I-011	三滝川	入間郡	越生町	黒山
327-I-012	龍ヶ谷川	入間郡	越生町	龍ヶ谷
327-I-013	裏山沢1号	入間郡	越生町	龍ヶ谷
327-I-014	裏山沢2号	入間郡	越生町	龍ヶ谷
327-I-015	大満寺沢1	入間郡	越生町	大満寺
327-I-016	大満寺川2	入間郡	越生町	黒山
327-I-017	大満寺川3	入間郡	越生町	大満

溪流番号	溪流名	溪流所在地		
		郡市名	町村名	字名
327- I -018	峰沢	入間郡	越生町	麦原
327- I -019	芹ヶ沢	入間郡	越生町	小杉
330- I -001	平竹川	飯能市		下名栗
330- I -002	小沢川	飯能市		下名栗
330- I -003	随量ノ入	飯能市		下名栗
330- I -004	和泉川	飯能市		下名栗
330- I -005	湯基入	飯能市		下名栗
330- I -006	倉久保沢	飯能市		下名栗
330- I -007	宮ノ入	飯能市		下名栗
330- I -008	入ノ入	飯能市		下名栗
330- I -009	漆窪沢	飯能市		下名栗
330- I -010	積ノ下入	飯能市		上名栗
330- I -011	諏訪ノ入	飯能市		上名栗
330- I -012	鳥居沢	飯能市		上名栗
330- I -013	炭谷入沢	飯能市		上名栗
330- I -014	蕨入支溪	飯能市		上名栗
330- I -015	蕨入	飯能市		上名栗
330- I -016	井戸入沢	飯能市		上名栗
330- I -017	入沢	飯能市		上名栗
330- I -018	森ノ入沢	飯能市		上名栗
330- I -019	豆口入	飯能市		上名栗
330- I -020	小物沢	飯能市		上名栗
330- I -021	机沢	飯能市		上名栗
330- I -022	滝ノ入	飯能市		上名栗
330- I -023	栃屋谷入	飯能市		上名栗
330- I -024	常林入	飯能市		下名栗
330- I -025	洞雲寺入沢	飯能市		下名栗
330- I -026	小窪入	飯能市		下名栗
330- I -027	市場入沢	飯能市		下名栗
330- I -028	峰ノ入	飯能市		下名栗
330- I -029	桐木平入	飯能市		下名栗
209- II -001	三ツ沢川2号	飯能市		岩淵
209- II -002	三ツ沢入1号	飯能市		岩淵
209- II -003	妙円寺沢	飯能市		岩淵
209- II -004	正木入	飯能市		上直竹下分
209- II -005	上間野川	飯能市		上直竹下分
209- II -006	沢ノ入沢	飯能市		上直竹下分
209- II -007	郷戸川	飯能市		上直竹下分
209- II -008	下川崎川2号	飯能市		上直竹下分
209- II -009	上川崎川	飯能市		上直竹下分
209- II -010	滑沢川	飯能市		上直竹下分
209- II -011	日向郷戸川	飯能市		上直竹下分
209- II -012	苺生沢	飯能市		上畑
209- II -013	蕎平川	飯能市		大河原
209- II -014	渡場橋沢	飯能市		小岩井
209- II -015	北入口川	飯能市		赤沢
209- II -016	黒指川	飯能市		赤沢
209- II -017	東宝窪川	飯能市		原市場
209- II -018	妻ノ入川1号	飯能市		原市場
209- II -019	妻ノ入川2号	飯能市		原市場
209- II -020	登戸川	飯能市		原市場
209- II -021	内出川	飯能市		原市場
209- II -022	漆ヶ谷川	飯能市		原市場
209- II -023	下ノ沢川	飯能市		原市場
209- II -024	松ヶ入川	飯能市		原市場
209- II -025	鹿ヶ入川	飯能市		原市場
209- II -026	勝久保川	飯能市		原市場
209- II -027	柳瀬川	飯能市		原市場
209- II -028	曲竹沢	飯能市		小瀬戸
209- II -029	関ノ入沢	飯能市		南
209- II -030	桃木川	飯能市		南
209- II -031	八王子川	飯能市		南
209- II -032	山中川	飯能市		南
209- II -033	畑ヶ中川	飯能市		南
209- II -034	中島川2号	飯能市		南
209- II -035	中島川1号	飯能市		南
209- II -036	笹能川	飯能市		南
209- II -037	大豆口川1号	飯能市		南
209- II -038	大豆口川2号	飯能市		南
209- II -039	大豆口川3号	飯能市		南
209- II -040	子ノ山川	飯能市		南
209- II -041	久々戸川1号	飯能市		南
209- II -042	久々戸川2号	飯能市		南

溪流番号	溪流名	溪流所在地		
		郡市名	町村名	字名
209- II -043	久々戸川3号	飯能市		南
209- II -044	上中沢2号	飯能市		南
209- II -045	上中沢1号	飯能市		南
209- II -046	栃屋谷川1号	飯能市		南
209- II -047	戸丸川	飯能市		南
209- II -048	日向戸丸川	飯能市		中藤上郷
209- II -049	善福寺沢	飯能市		中藤上郷
209- II -050	樫久保川	飯能市		中藤上郷
209- II -051	大窪川	飯能市		中藤上郷
209- II -052	飛村沢	飯能市		中藤上郷
209- II -053	高岸川	飯能市		中藤上郷
209- II -054	昇道川	飯能市		中藤上郷
209- II -055	樫久保沢	飯能市		中藤上郷
209- II -056	牛骨沢	飯能市		中藤中郷
209- II -057	山中川	飯能市		中藤中郷
209- II -058	萩沢支溪	飯能市		中藤中郷
209- II -059	大岡寺川	飯能市		中藤中郷
209- II -060	入川	飯能市		中藤下郷
209- II -061	新福寺沢	飯能市		小瀬戸
209- II -062	西伝寺沢	飯能市		飯能
209- II -063	白子沢	飯能市		坂子
209- II -064	権現川	飯能市		坂石
209- II -065	権現川	飯能市		坂石
209- II -066	権現川	飯能市		坂石
209- II -067	権現川(岩下川)	飯能市		坂石
209- II -068	町田平東側	飯能市		南川
209- II -069	大桜川	飯能市		南川
209- II -070	大比良沢	飯能市		南川
209- II -071	所畑沢	飯能市		南川
209- II -072	南川沢	飯能市		南川
209- II -073	花桐川	飯能市		南川
209- II -074	岡房川1号	飯能市		南川
209- II -075	新井沢1号	飯能市		南川
209- II -076	新井沢2号	飯能市		南川
209- II -077	大蔵山川	飯能市		坂元
209- II -078	大蔵山沢	飯能市		南川
209- II -079	大蔵山沢支溪	飯能市		南川
209- II -080	大蔵山川(芦沢)	飯能市		坂元
209- II -081	中丸川	飯能市		坂元
209- II -082	高又川入西沢	飯能市		坂元
209- II -083	滝ノ入	飯能市		南川
209- II -084	蔵柱南沢	飯能市		北川
209- II -085	三沢北川	飯能市		北川
209- II -086	中組川	飯能市		北川
209- II -087	柏木川	飯能市		北川
209- II -088	藤原橋沢1号	飯能市		北川
209- II -089	藤原橋沢2号	飯能市		北川
209- II -090	岩井沢	飯能市		北川
209- II -091	白山神社沢2号	飯能市		北川
209- II -092	白山神社沢3号	飯能市		北川
209- II -093	白山神社沢4号	飯能市		北川
209- II -094	安屈沢	飯能市		北川
209- II -095	上平沢	飯能市		坂石
209- II -096	坂石橋沢	飯能市		坂石
209- II -097	湯久保沢	飯能市		長沢
209- II -098	ミイ道沢	飯能市		高山
209- II -099	高山川	飯能市		高山
209- II -100	大窪北沢	飯能市		上長沢
209- II -101	大窪南沢	飯能市		上長沢
209- II -102	瀬尾川	飯能市		長沢
209- II -103	八徳谷(樽沢)	飯能市		長沢
209- II -104	八徳谷(八徳沢)	飯能市		長沢
209- II -105	八徳谷	飯能市		長沢
209- II -106	本田沢	飯能市		長沢
209- II -107	長沢川2号	飯能市		長沢
209- II -108	松ノ窪川	飯能市		井上
209- II -109	老ノ窪沢	飯能市		井上
209- II -110	中嶽沢	飯能市		井上
209- II -111	夕市場沢	飯能市		虎秀
209- II -112	ナラノカキ南沢	飯能市		虎秀
209- II -113	ナラノカキ沢	飯能市		虎秀
209- II -114	茶之岳川	飯能市		虎秀
209- II -115	ユガテ沢	飯能市		虎秀

溪流番号	溪流名	溪流所在地		
		郡市名	町村名	字名
209-II-116	橋本沢	飯能市		虎秀
209-II-117	福徳寺南沢	飯能市		虎秀
209-II-118	飯能沢1号	飯能市		平戸
209-II-119	深ノ沢2号	飯能市		平戸
209-II-120	深沢川	飯能市		白子
209-II-121	深ノ沢3号	飯能市		深沢
209-II-122	平山川	飯能市		白子
209-II-123	宮林沢	飯能市		白子
225-II-001	金子	入間市		西三ツ木
225-II-002	御誉田沢	入間市		西三ツ木
225-II-003	円光寺沢	入間市		花ノ木
225-II-004	猪川	入間市		花ノ木
225-II-005	霞沢5	入間市		花ノ木
225-II-006	霞沢4	入間市		仏子
242-II-001	栗原川	日高市		栗坪
242-II-002	満蔵寺沢	日高市		栗坪
242-II-003	山下沢	日高市		横手
242-II-004	高麗本郷2	日高市		高麗本郷
242-II-005	高麗本郷3	日高市		高麗本郷
242-II-006	清流1	日高市		清流
242-II-007	清流川	日高市		清流
242-II-008	如意輪堂川	日高市		高岡
242-II-009	聖天院沢	日高市		高岡
326-II-001	長ヶ谷戸	入間郡	毛呂山町	宿谷
326-II-002	鎌平	入間郡	毛呂山町	宿谷
326-II-003	入竹	入間郡	毛呂山町	宿谷
326-II-004	北ナカザハ沢	入間郡	毛呂山町	大谷木
326-II-005	海老ヶ坂	入間郡	毛呂山町	大谷木
326-II-006	申子	入間郡	毛呂山町	大谷木
326-II-007	西ノ入	入間郡	毛呂山町	大谷木
326-II-008	中居沢1号	入間郡	毛呂山町	大谷木
326-II-009	中屋敷沢	入間郡	毛呂山町	大谷木
326-II-010	薬師田	入間郡	毛呂山町	大谷木
326-J-011	鳥嶽沢	入間郡	毛呂山町	小田谷
326-II-012	るの字沢	入間郡	毛呂山町	阿諏訪
326-II-013	きの字沢	入間郡	毛呂山町	阿諏訪
326-II-014	糸の字沢	入間郡	毛呂山町	阿諏訪
326-II-015	ひの字沢	入間郡	毛呂山町	阿諏訪
326-II-016	桂木川	入間郡	毛呂山町	滝入
326-II-017	雨堤	入間郡	毛呂山町	滝入
326-II-018	天ヶ平	入間郡	毛呂山町	滝入
326-II-019	日向	入間郡	毛呂山町	滝入
327-II-001	讃岐沢	入間郡	越生町	上野
327-II-002	大橋川	入間郡	越生町	上野
327-II-003	南沢	入間郡	越生町	黒岩
327-II-004	北ノ入沢	入間郡	越生町	黒山
327-II-005	越辺川	入間郡	越生町	黒山
327-II-006	顔振川	入間郡	越生町	黒山
327-II-007	黒山1	入間郡	越生町	黒山
327-II-008	黒山2	入間郡	越生町	黒山
327-II-009	龍ヶ谷川	入間郡	越生町	龍ヶ谷
327-II-010	奥入	入間郡	越生町	龍ヶ谷
327-II-011	平倉沢	入間郡	越生町	龍ヶ谷
327-II-012	戸神沢	入間郡	越生町	龍ヶ谷
327-II-013	削山川	入間郡	越生町	龍ヶ谷
327-II-014	入沢	入間郡	越生町	麦原
327-II-015	向山沢	入間郡	越生町	麦原
327-II-016	宝勝院沢	入間郡	越生町	麦原
327-II-017	向田沢	入間郡	越生町	麦原
327-II-018	山際沢	入間郡	越生町	成瀬
330-II-001	島和田入	飯能市		下名栗
330-II-002	小栃久保	飯能市		上名栗
330-II-003	西平入	飯能市		上名栗
330-II-004	篠ノ沢	飯能市		上名栗
330-II-005	伊倉沢	飯能市		上名栗
330-II-006	人見向入	飯能市		上名栗
330-II-007	鬼丸入	飯能市		上名栗
330-II-008	西六沢入	飯能市		上名栗
330-II-009	八幡入	飯能市		上名栗
330-II-010	神出入	飯能市		上名栗
330-II-011	神出入	飯能市		上名栗
330-II-012	栃屋谷沢	飯能市		上名栗
209-J-001	多峰主川	飯能市		永田

溪流番号	溪流名	溪流所在地		
		郡市名	町村名	字名
209-J-002	天覧入	飯能市		飯能
209-J-003	諏訪川	飯能市		山手町
381-I-001	光蔵寺沢	児玉郡	美里町	白石
381-I-002	新地沢	児玉郡	美里町	円良田
381-I-003	鬼の田沢支溪北	児玉郡	美里町	円良田
381-I-004	保入沢支溪南	児玉郡	美里町	円良田
381-I-005	保入沢支溪北	児玉郡	美里町	円良田
381-I-006	水境川支溪	児玉郡	美里町	白石
381-I-007	万場川支溪	児玉郡	美里町	白石
381-I-008	前山沢	児玉郡	美里町	阿那志
382-I-001	小平川	本庄市		小平
382-I-002	淵の前沢	本庄市		小平
382-I-003	黒石川	本庄市		小平
382-I-004	間瀬沢	本庄市		小平
382-I-005	間瀬上沢	本庄市		小平
382-I-006	向沢	本庄市		太鼓
382-I-007	勝沢	本庄市		河内
382-I-008	内出沢西	本庄市		稲沢
382-I-009	藤の沢1号	本庄市		元田
382-I-010	浅間沢	本庄市		元田
382-I-011	浅間沢支溪	本庄市		元田
382-I-012	中元田沢	本庄市		元田
382-I-013	天王沢	本庄市		飯倉
383-I-001	金鐘沢	児玉郡	神川町	宮内
383-I-002	山王沢	児玉郡	神川町	新宿
383-I-003	不動沢	児玉郡	神川町	新宿
383-I-004	大門川	児玉郡	神川町	渡瀬
383-I-005	大門沢南	児玉郡	神川町	渡瀬
383-I-006	渡瀬北沢	児玉郡	神川町	渡瀬
383-I-007	渡瀬南沢	児玉郡	神川町	渡瀬
384-I-001	幹沢川	児玉郡	神川町	下阿久原
384-I-002	坊沢	児玉郡	神川町	下阿久原
384-I-003	小倉沢	児玉郡	神川町	下阿久原
384-I-004	中沢	児玉郡	神川町	上阿久原
384-I-005	高牛川支溪	児玉郡	神川町	松ノ平
384-I-006	加古山沢	児玉郡	神川町	加古山
384-I-007	鳥羽沢	児玉郡	神川町	矢納
381-II-001	湯元川支溪東	児玉郡	美里町	湯元
381-II-002	湯元川支溪西	児玉郡	美里町	湯元
381-II-003	湯元川	児玉郡	美里町	湯元
381-II-004	白石沢	児玉郡	美里町	円良田
381-II-005	円良田川支溪1号	児玉郡	美里町	円良田
381-II-006	新地沢北	児玉郡	美里町	円良田
381-II-007	円良田川支溪2号	児玉郡	美里町	円良田
381-II-008	円良田川支溪3号	児玉郡	美里町	円良田
381-II-009	鬼の田沢支溪南	児玉郡	美里町	円良田
381-II-010	円良田川支溪4号	児玉郡	美里町	円良田
381-II-011	天神川支溪1号	児玉郡	美里町	白石
381-II-012	天神川支溪2号	児玉郡	美里町	白石
381-II-013	広木沢	児玉郡	美里町	広木
382-II-001	生野沢東	本庄市		生野
382-II-002	生野沢西	本庄市		生野
382-II-003	中通り沢	本庄市		秋山
382-II-004	普明寺沢	本庄市		小平
382-II-005	石木沢	本庄市		石木沢
382-II-006	間瀬南沢	本庄市		間瀬
382-II-007	春貞寺沢	本庄市		石木沢
382-II-008	藤の沢2号	本庄市		本泉
382-II-009	下木戸沢	本庄市		木戸
382-II-010	中木戸沢	本庄市		木戸
382-II-011	上木戸沢	本庄市		木戸
382-II-012	神子沢	本庄市		河内
382-II-013	殿谷戸沢1号	本庄市		太駄
382-II-014	殿谷戸沢2号	本庄市		太駄
382-II-015	西南沢	本庄市		太駄
382-II-016	横畑川	本庄市		太駄
382-II-017	平沢川下流	本庄市		太駄
382-II-018	平沢川支溪1号	本庄市		平沢
382-II-019	平沢川支溪2号	本庄市		平沢
382-II-020	平沢川支溪3号	本庄市		平沢
382-II-021	平沢川支溪4号	本庄市		平沢
382-II-022	千ヶ谷沢南	本庄市		太駄
382-II-023	千ヶ谷沢	本庄市		太駄

溪流番号	溪流名	溪流所在地		
		郡市名	町村名	字名
382-II-024	大平沢	本庄市		八殿谷
382-II-025	八殿谷沢	本庄市		沢戸
382-II-026	殿谷戸沢南	本庄市		太駄
382-II-027	殿谷戸沢北	本庄市		太駄
382-II-028	宇都木沢南	本庄市		宇都木
382-II-029	甲津木沢	本庄市		小塚
382-II-030	下谷戸沢	本庄市		下谷戸
382-II-031	橋倉沢	本庄市		河内
382-II-032	新屋敷沢	本庄市		新屋敷
382-II-033	稲聚川支溪1号	本庄市		稲沢
382-II-034	稲聚川支溪2号	本庄市		稲沢
382-II-035	内出沢	本庄市		稲沢
382-II-036	下元田沢	本庄市		下元田
382-II-037	御厨川	本庄市		飯倉
382-II-038	御厨川支溪	本庄市		飯倉
382-II-039	山崎沢	本庄市		飯倉
382-II-040	女堀川	本庄市		宮内
382-II-041	宮内沢支溪南	本庄市		宮内
382-II-042	宮内沢支溪北	本庄市		宮内
382-II-043	二ノ宮沢	本庄市		二ノ宮
383-II-001	金鑛川支溪	児玉郡	神川町	二ノ宮
383-II-002	稲荷の沢	児玉郡	神川町	渡瀬
384-II-001	桜木沢北	児玉郡	神川町	桜木
384-II-002	桜木沢南	児玉郡	神川町	桜木
384-II-003	池尻沢	児玉郡	神川町	下阿久原
384-II-004	鳥羽沢支溪	児玉郡	神川町	鳥羽
384-II-005	浜の谷沢	児玉郡	神川町	浜の谷
384-II-006	高牛川	児玉郡	神川町	松の平
384-II-007	高牛川支溪西	児玉郡	神川町	高牛
384-II-008	高牛川支溪北	児玉郡	神川町	高牛
384-II-009	下宇那室川	児玉郡	神川町	下宇那室
384-II-010	下鳥羽川	児玉郡	神川町	下鳥羽

(資料編Ⅲ-2-2-7) 水防法第14条による洪水浸水想定区域の指定に係る関係市町村

(直轄管理河川)

○利根川の氾濫により浸水が想定される市町村(27市町)

さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、本庄市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、伊奈町、上里町、宮代町、杉戸町、松伏町

○渡良瀬川の氾濫により浸水が想定される市町村(1市)

加須市

○広瀬川の氾濫により浸水が想定される市町村(1市)

熊谷市

○早川の氾濫により浸水が想定される市町村(1市)

熊谷市

○小山川の氾濫により浸水が想定される市町村(11市)

さいたま市、熊谷市、行田市、加須市、本庄市、羽生市、鴻巣市、深谷市、久喜市、蓮田市、白岡市

○烏川の氾濫により浸水が想定される市町村(3市町)

本庄市、深谷市、上里町

○神流川の氾濫により浸水が想定される市町村(4市町)

本庄市、深谷市、神川町、上里町

○江戸川の氾濫により浸水が想定される市町村(11市町)

さいたま市、春日部市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、幸手市、吉川市、杉戸町、松伏町

○中川の氾濫により浸水が想定される市町村(6市町)

草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町

○綾瀬川の氾濫により浸水が想定される市町村(3市)

草加市、越谷市、八潮市

○荒川の氾濫により浸水が想定される市町村(40市町)

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、東松山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、川島町、吉見町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町

○入間川の氾濫により浸水が想定される市町村(9市町)

さいたま市、川越市、朝霞市、志木市、和光市、富士見市、坂戸市、ふじみ野市、川島町

○越辺川の氾濫により浸水が想定される市町村(7市町)

川越市、東松山市、坂戸市、毛呂山町、川島町、吉見町、鳩山町

○小畔川の氾濫により浸水が想定される市町村(3市町)

川越市、坂戸市、川島町

○高麗川の氾濫により浸水が想定される市町村(5市町)

川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、川島町

○都幾川の氾濫により浸水が想定される市町村（5市町）

川越市、東松山市、坂戸市、川島町、吉見町

（埼玉県管理河川）

○小山川の氾濫により浸水が想定される市町村（5市町）

熊谷市、行田市、本庄市、深谷市、美里町

○福川の氾濫により浸水が想定される市町村（5市）

熊谷市、行田市、加須市、羽生市、鴻巣市

○女堀川の氾濫により浸水が想定される市町村（2市）

本庄市、深谷市

○唐沢川の氾濫により浸水が想定される市町村（3市）

熊谷市、行田市、深谷市

○中川の氾濫により浸水が想定される市町村（5市町）

春日部市、越谷市、三郷市、吉川市、松伏町

○綾瀬川の氾濫により浸水が想定される市町村（4市）

さいたま市、川口市、草加市、越谷市

○元荒川の氾濫により浸水が想定される市町村（7市町）

さいたま市、春日部市、草加市、越谷市、八潮市、吉川市、松伏町

○大落古利根川の氾濫により浸水が想定される市町村（6市町）

春日部市、越谷市、吉川市、宮代町、杉戸町、松伏町

○新方川の氾濫により浸水が想定される市町村（5市町）

さいたま市、春日部市、越谷市、吉川市、松伏町

○市野川の氾濫により浸水が想定される市町村（4市町）

東松山市、滑川町、川島町、吉見町

○入間川の氾濫により浸水が想定される市町村（3市）

川越市、狭山市、入間市

○鴻沼川の氾濫により浸水が想定される市町村（4市）

さいたま市、川口市、蕨市、戸田市

○鴨川の氾濫により浸水が想定される市町村（5市）

さいたま市、川口市、上尾市、蕨市、戸田市

○芝川・新芝川の氾濫により浸水が想定される市町村（6市）

さいたま市、川口市、草加市、蕨市、戸田市、八潮市

○新河岸川の氾濫により浸水が想定される市町村（7市）

さいたま市、川越市、朝霞市、志木市、和光市、富士見市、ふじみ野市

○柳瀬川の氾濫により浸水が想定される市町村（5市町）

所沢市、志木市、新座市、富士見市、三芳町

○黒目川の氾濫により浸水が想定される市町村（3市）

朝霞市、和光市、新座市

(群馬県管理河川)

○石田川・蛇川の氾濫により浸水が想定される市町村（1市）

熊谷市

○早川の氾濫により浸水が想定される市町村（1市）

熊谷市

○広瀬川の氾濫により浸水が想定される市町村（1市）

本庄市

○谷田川の氾濫により浸水が想定される市町村（1市）

加須市

○利根川（県央区間）の氾濫により浸水が想定される市町村（2市町）

本庄市、上里町

警報・注意報発表基準一覧表

(東京管区気象台管内)

令和4年5月26日現在

発表官署		熊谷地方気象台				
府県予報区		埼玉県				
一次細分区域		南部			北部	
市町村等をまとめた地域		南中部	南東部	南西部	北東部	北西部
警報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合				
	暴風(平均風速)	20m/s				15m/s
	暴風雪(平均風速)	20m/s 雪を伴う				15m/s 雪を伴う
	大雪	12時間降雪の深さ10cm				12時間降雪の深さ30cm
	波浪(有義波高)					
注意報	高潮					
	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合				
	強風(平均風速)	11m/s				10m/s
	風雪(平均風速)	11m/s 雪を伴う				10m/s 雪を伴う
	大雪	12時間降雪の深さ5cm				12時間降雪の深さ10cm
	波浪(有義波高)					
	高潮					
	雷	落雷等で被害が予想される場合				
	融雪					
	濃霧(視程)	100m				
	乾燥	最小湿度25% 実効湿度55%				
	なだれ					
低温	夏期:低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期:最低気温-6℃以下 ^{*1}				夏期:低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期:最低気温-6℃以下 ^{*2}	
霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下					
着氷・着雪	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合					
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)		100mm				

^{*1} 冬期の気温は熊谷地方気象台の値。

^{*2} 冬期の気温は秩父特別地域気象観測所の値。

(別表1)大雨警報基準

令和4年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
南中部	さいたま市	18	115
	川越市	15	119
	川口市	18	121
	所沢市	15	119
	狭山市	17	125
	上尾市	18	114
	蕨市	18	—
	戸田市	18	—
	朝霞市	15	118
	志木市	15	118
	和光市	18	118
	新座市	18	119
	桶川市	18	111
	北本市	18	111
	富士見市	17	118
	ふじみ野市	18	121
	伊奈町	18	—
	三芳町	18	120
	川島町	18	—
	南東部	春日部市	17
草加市		16	—
越谷市		21	—
八潮市		18	—
三郷市		18	—
蓮田市		15	—
幸手市		18	—
吉川市		17	—
白岡市		18	—
宮代町		18	—
杉戸町		18	—
松伏町		17	127
南西部	飯能市	25	114
	入間市	25	119
	坂戸市	25	154
	鶴ヶ島市	25	—
	日高市	25	124
	毛呂山町	25	146
	越生町	25	124
北東部	行田市	25	—
	加須市	25	—
	羽生市	25	—
	鴻巣市	25	140
	久喜市	25	—

(別表1)大雨警報基準

令和4年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
北西部	熊谷市	18	128
	本庄市	20	136
	東松山市	21	128
	深谷市	24	146
	滑川町	21	128
	嵐山町	19	126
	小川町	23	126
	吉見町	22	128
	鳩山町	18	159
	ときがわ町	23	126
	東秩父村	19	156
	美里町	18	158
	神川町	23	124
	上里町	23	—
	寄居町	22	143
(秩父地方)	秩父市	18	118
	横瀬町	20	161
	皆野町	17	118
	長瀬町	18	164
	小鹿野町	18	124

(別表2)洪水警報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準	
南中部	さいたま市	元荒川流域=24.2, 伝右川流域=3.9, 芝川流域=12, 笹目川流域=7, 鴨川流域=11.8, 藤右衛門川流域=10.5, 加田屋川流域=7.3, 鴻沼川流域=9.6	元荒川流域=(14, 12.8), 芝川流域=(18, 11.3), 笹目川流域=(8, 6.2), 綾瀬川流域=(8, 12.4), 藤右衛門川流域=(8, 8.3), 鴻沼川流域=(16, 6.6)	入間川流域[菅間], 綾瀬川中流部(一の橋区間)[一の橋], 芝川・新芝川[青木水門], 新河岸川[宮戸橋], 荒川[熊谷・治水橋・岩淵水門(上)]	
	川越市	九十川流域=6.7, 不老川流域=22.6, 久保川流域=8.8	九十川流域=(7, 6), 久保川流域=(7, 7.9), 新河岸川流域=(13, 15.7), 荒川流域=(7, 80)	入間川流域[小ヶ谷・菅間・入西・八幡橋], 新河岸川[宮戸橋], 荒川[熊谷・治水橋]	
	川口市	毛長川流域=4.9, 藤右衛門川流域=11.4, 緑川流域=7.9	毛長川流域=(18, 4.2), 緑川流域=(8, 7.1), 芝川流域=(18, 19.3), 新芝川流域=(18, 2.2)	綾瀬川中流部(一の橋区間)[一の橋], 芝川・新芝川[青木水門], 荒川[治水橋・岩淵水門(上)]	
	所沢市	柳瀬川流域=14.2, 東川流域=8.2, 砂川流域=10.4	柳瀬川流域=(8, 14.2), 東川流域=(12, 7.3)	—	
	狭山市	入間川流域=34.2, 不老川流域=12.2, 久保川流域=7	不老川流域=(8, 10.9), 久保川流域=(8, 6.3)	—	
	上尾市	綾瀬川流域=12.1, 原市沼川流域=7.5, 鴨川流域=12, 江川流域=8, 芝川流域=7.6	江川流域=(6, 7.9), 荒川流域=(8, 63.7)	荒川[熊谷・治水橋]	
	蕨市	緑川流域=7.9	緑川流域=(8, 7.1)	芝川・新芝川[青木水門], 荒川[治水橋・岩淵水門(上)]	
	戸田市	菖蒲川流域=11.7, 笹目川流域=8, 緑川流域=9.4	菖蒲川流域=(8, 10.5), 笹目川流域=(8, 7.2)	芝川・新芝川[青木水門], 荒川[治水橋・岩淵水門(上)]	
	朝霞市	越戸川流域=5.4, 黒目川流域=16.1	新河岸川流域=(12, 20)	新河岸川[宮戸橋], 荒川[治水橋・岩淵水門(上)]	
	志木市	柳瀬川流域=30.2	柳瀬川流域=(12, 19), 新河岸川流域=(14, 23.5)	新河岸川[宮戸橋], 荒川[治水橋・岩淵水門(上)]	
	和光市	白子川流域=11, 越戸川流域=5.3	新河岸川流域=(16, 32.8)	新河岸川[宮戸橋], 荒川[治水橋・岩淵水門(上)]	
	新座市	黒目川流域=16.1, 柳瀬川流域=28.6	柳瀬川流域=(7, 27.6)	荒川[治水橋]	
	桶川市	元荒川流域=17.6, 赤堀川流域=9.3, 江川流域=8.9, 高野戸川流域=7.1	—	荒川[熊谷]	
	北本市	赤堀川流域=5.8, 江川流域=6.7	—	荒川[熊谷]	
	富士見市	柳瀬川流域=30.2	新河岸川流域=(11, 19.7)	入間川流域[菅間], 新河岸川[宮戸橋], 荒川[治水橋]	
	ふじみ野市	川越江川流域=7.6, 福岡江川流域=7.6	川越江川流域=(18, 6), 新河岸川流域=(18, 22.2), 福岡江川流域=(8, 6.3)	入間川流域[菅間], 新河岸川[宮戸橋], 荒川[治水橋]	
	伊奈町	綾瀬川流域=8.2, 原市沼川流域=5.4	—	—	
	三芳町	柳瀬川流域=30.1	—	荒川[治水橋]	
	川島町	安藤川流域=5.5, 新江川流域=5.7	安藤川流域=(8, 4.4), 新江川流域=(8, 5.7)	入間川流域[小ヶ谷・菅間・入西・野本], 荒川[熊谷]	
	南東部	春日部市	新方川流域=7.5, 大落古利根川流域=19.3, 中川流域=21.1, 会之堀川流域=7.9, 隼人堀川流域=8.1, 倉松川流域=12	大落古利根川流域=(10, 11.3), 会之堀川流域=(14, 6), 隼人堀川流域=(12, 7.3)	利根川上流部[栗橋], 江戸川[西関宿・野田]
		草加市	毛長川流域=9.5, 伝右川流域=8.9, 古綾瀬川流域=9.4	古綾瀬川流域=(9, 8.4)	中川[吉川], 綾瀬川(谷古宇区間)[谷古宇], 綾瀬川中流部(一の橋区間)[一の橋], 芝川・新芝川[青木水門]
		越谷市	元荒川流域=24.3, 新方川流域=11.6, 大落古利根川流域=19.6, 古綾瀬川流域=7	—	中川[吉川], 綾瀬川(谷古宇区間)[谷古宇], 綾瀬川中流部(一の橋区間)[一の橋]
		八潮市		中川流域=(12, 17.5), 綾瀬川流域=(10, 16.4)	中川[吉川], 綾瀬川(谷古宇区間)[谷古宇], 江戸川[野田], 荒川[岩淵水門(上)]
三郷市		大場川流域=11.5	大場川流域=(16, 7.5)	中川[吉川], 江戸川[野田]	
蓮田市		綾瀬川流域=11.8, 元荒川流域=23.8	元荒川流域=(14, 13.3)	—	
幸手市		倉松川流域=11, 中川流域=17.7	倉松川流域=(9, 8.5)	利根川上流部[八斗島・栗橋], 江戸川[西関宿]	
吉川市		大場川流域=6.5	大場川流域=(8, 6.2), 中川流域=(12, 23.2)	中川[吉川], 江戸川[野田]	
白岡市		元荒川流域=23.7, 隼人堀川流域=6.1	—	—	
宮代町		大落古利根川流域=15.8, 姫宮落川流域=6.2	—	利根川上流部[栗橋]	
杉戸町		大落古利根川流域=15.7, 中川流域=18.5, 倉松川流域=11.7	—	利根川上流部[栗橋], 江戸川[西関宿]	
松伏町		大落古利根川流域=19.6	大落古利根川流域=(10, 15.8)	中川[吉川], 江戸川[西関宿・野田]	

(別表2)洪水警報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
南西部	飯能市	入間川流域=23.8, 高麗川流域=15.9	—	—
	入間市	入間川流域=29.8, 不老川流域=11, 霞川流域=14.8	入間川流域=(7, 26.8), 不老川流域=(7, 10.4), 霞川流域=(7, 13.3)	—
	坂戸市	大谷川流域=13, 飯盛川流域=9.4, 葛川流域=8.8	飯盛川流域=(8, 8.4), 葛川流域=(14, 6.5), 越辺川流域=(18, 37.8), 高麗川流域=(12, 17.9)	入間川流域[小ヶ谷・管間・入西・八幡橋・野本・坂戸], 荒川[熊谷]
	鶴ヶ島市	大谷川流域=8.6	—	入間川流域[坂戸]
	日高市	小畔川流域=6.9, 高麗川流域=19.7	—	—
	毛呂山町	葛川流域=5.5, 越辺川流域=20.8	越辺川流域=(8, 18.7)	入間川流域[入西・坂戸]
	越生町	越辺川流域=15.1	越辺川流域=(8, 14.4)	—
北東部	行田市	星川流域=10.6, 忍川流域=12	—	利根川上流部[八斗島・栗橋], 荒川[熊谷]
	加須市	備前堀川流域=6.9, 中川流域=12.8	—	利根川上流部[八斗島・栗橋], 渡良瀬川下流部[古河], 荒川[熊谷]
	羽生市	会の川流域=4.9, 中川流域=6.9	中川流域=(8, 5.9)	利根川上流部[八斗島・栗橋]
	鴻巣市	元荒川流域=9.5, 野通川流域=9.8	—	利根川上流部[八斗島・栗橋], 荒川[熊谷]
	久喜市	元荒川流域=19.3, 青毛堀川流域=10.9, 星川流域=13.5, 備前堀川流域=3.9, 中川流域=17, 稲荷木落流域=6.4	星川流域=(10, 9.4)	利根川上流部[八斗島・栗橋], 江戸川[西関宿]
北西部	熊谷市	福川流域=15.7, 元荒川流域=6.7, 忍川流域=7.3, 和田吉野川流域=9.4, 和田川流域=9.5, 新星川流域=6.2	福川流域=(11, 12.3), 和田吉野川流域=(11, 8.4)	利根川水系石田川[下田島・牛沢], 利根川上流部[八斗島], 荒川[熊谷]
	本庄市	元小山川流域=4.8, 女堀川流域=10.6	元小山川流域=(15, 4.1), 女堀川流域=(13, 9.7)	烏川流域[岩鼻], 神流川[若泉], 利根川上流部[八斗島]
	東松山市	市野川流域=22.9, 和田吉野川流域=13.3, 九十九川流域=6.6, 滑川流域=14.5, 角川流域=7.2, 和田川流域=9.5	市野川流域=(8, 20.6), 九十九川流域=(8, 5.9), 滑川流域=(16, 11.3), 都幾川流域=(14, 24.2)	入間川流域[入西・野本], 荒川[熊谷]
	深谷市	福川流域=8.8, 小山川流域=29.6, 清水川流域=4.6, 藤治川流域=9.1, 唐沢川流域=10, 志戸川流域=14.5, 吉野川流域=4.6, 備前渠川流域=11.7	—	烏川流域[岩鼻], 利根川上流部[八斗島], 荒川[熊谷]
	滑川町	滑川流域=10.9	—	—
	嵐山町	市野川流域=13.4, 都幾川流域=29.4	市野川流域=(8, 12.6)	—
	小川町	槻川流域=21.5	槻川流域=(7, 19.6)	—
	吉見町	市野川流域=23.7	—	入間川流域[入西・野本], 荒川[熊谷]
	鳩山町		越辺川流域=(8, 21.9)	入間川流域[入西]
	ときがわ町	都幾川流域=17.9	都幾川流域=(8, 16.2)	—
	東秩父村	槻川流域=12	—	—
	美里町	小山川流域=15.8, 志戸川流域=10	—	—
	神川町		—	神流川[若泉]
	上里町	御陣場川流域=10	—	烏川流域[岩鼻], 神流川[若泉], 利根川上流部[八斗島]
	寄居町	荒川流域=70.9, 新吉野川流域=7.1	—	荒川[熊谷]

(別表2)洪水警報基準

令和4年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
(秩父地方)	秩父市	荒川流域=50.1、赤平川流域=32.2、 横瀬川流域=21.8	横瀬川流域=(5, 19.6)	—
	横瀬町	横瀬川流域=17.5	横瀬川流域=(6, 17.4)	—
	皆野町	荒川流域=67.4	荒川流域=(8, 66.1)	—
	長瀬町	荒川流域=63.2	—	—
	小鹿野町	赤平川流域=27.5	—	—

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表3)大雨注意報基準

令和4年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
南中部	さいたま市	10	79
	川越市	9	82
	川口市	10	83
	所沢市	8	82
	狭山市	9	86
	上尾市	8	78
	蕨市	10	117
	戸田市	10	117
	朝霞市	10	81
	志木市	10	81
	和光市	8	81
	新座市	9	82
	桶川市	10	76
	北本市	10	76
	富士見市	9	81
	ふじみ野市	10	83
	伊奈町	9	117
	三芳町	10	82
	川島町	9	117
	南東部	春日部市	12
草加市		12	117
越谷市		13	117
八潮市		13	117
三郷市		11	117
蓮田市		7	117
幸手市		10	117
吉川市		10	117
白岡市		9	117
宮代町		10	117
杉戸町		12	117
松伏町		13	87
南西部	飯能市	9	74
	入間市	9	77
	坂戸市	10	100
	鶴ヶ島市	8	117
	日高市	10	80
	毛呂山町	9	94
	越生町	9	80
北東部	行田市	11	117
	加須市	11	117
	羽生市	8	117
	鴻巣市	10	100
	久喜市	8	117

(別表3)大雨注意報基準

令和4年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
北西部	熊谷市	9	92
	本庄市	7	97
	東松山市	10	92
	深谷市	10	105
	滑川町	10	92
	嵐山町	10	90
	小川町	9	90
	吉見町	10	92
	鳩山町	10	114
	ときがわ町	10	90
	東秩父村	9	112
	美里町	10	113
	神川町	10	89
	上里町	10	117
	寄居町	9	102
(秩父地方)	秩父市	10	83
	横瀬町	10	114
	皆野町	10	83
	長瀬町	9	116
	小鹿野町	9	88

(別表4)洪水注意報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
南中部	さいたま市	元荒川流域=19.3, 伝右川流域=3.1, 芝川流域=9.6, 笹目川流域=5.6, 鴨川流域=9.4, 藤右衛門川流域=8.4, 加田屋川流域=5.8, 鴻沼川流域=6.6	元荒川流域=(5, 11.5), 芝川流域=(5, 9.6), 笹目川流域=(5, 5.5), 綾瀬川流域=(7, 11.2), 鴨川流域=(9, 7.5), 藤右衛門川流域=(5, 7.5), 加田屋川流域=(5, 5.4), 鴻沼川流域=(5, 5.9)	綾瀬川中流部(一の橋区間)[一の橋], 芝川・新芝川[青木水門], 荒川[治水橋]
	川越市	九十川流域=5.3, 不老川流域=18, 久保川流域=7	九十川流域=(5, 5.3), 不老川流域=(5, 17.6), 久保川流域=(5, 7), 小畔川流域=(5, 13.8), 新河岸川流域=(5, 14.1), 荒川流域=(5, 65)	入間川流域[小ヶ谷・菅間・入西・八幡橋], 新河岸川[宮戸橋], 荒川[熊谷・治水橋]
	川口市	毛長川流域=3.9, 藤右衛門川流域=9.1, 緑川流域=6.3	毛長川流域=(5, 3.8), 緑川流域=(5, 6.3), 芝川流域=(5, 17.4), 新芝川流域=(5, 2)	綾瀬川中流部(一の橋区間)[一の橋], 芝川・新芝川[青木水門], 荒川[岩淵水門(上)]
	所沢市	柳瀬川流域=8.4, 東川流域=6.5, 砂川堀流域=8.3	柳瀬川流域=(5, 8.4), 東川流域=(5, 4.3), 砂川堀流域=(5, 8.3)	—
	狭山市	入間川流域=27.3, 不老川流域=9.7, 久保川流域=5.6	不老川流域=(5, 9.7), 久保川流域=(5, 5.6)	—
	上尾市	綾瀬川流域=9.6, 原市沼川流域=6, 鴨川流域=9.6, 江川流域=6.4, 芝川流域=6	綾瀬川流域=(5, 9.6), 原市沼川流域=(5, 6), 鴨川流域=(5, 9.3), 江川流域=(5, 6.4), 芝川流域=(5, 5.7), 荒川流域=(7, 43.6)	荒川[熊谷・治水橋]
	蕨市	緑川流域=6.3	緑川流域=(5, 6.3)	—
	戸田市	菖蒲川流域=9.3, 笹目川流域=6.4, 緑川流域=7.5	菖蒲川流域=(5, 9.3), 笹目川流域=(5, 6.4), 緑川流域=(5, 7.5)	荒川[治水橋・岩淵水門(上)]
	朝霞市	越戸川流域=4.3, 黒目川流域=12.8	越戸川流域=(5, 4.1), 黒目川流域=(8, 12.4), 新河岸川流域=(7, 18)	新河岸川[宮戸橋], 荒川[治水橋]
	志木市	柳瀬川流域=24.1	柳瀬川流域=(7, 17.1), 新河岸川流域=(9, 21.2)	新河岸川[宮戸橋], 荒川[治水橋]
	和光市	白子川流域=8.8, 越戸川流域=4.2	新河岸川流域=(9, 23.4)	新河岸川[宮戸橋], 荒川[治水橋]
	新座市	黒目川流域=12.8, 柳瀬川流域=22.8	黒目川流域=(5, 12.5), 柳瀬川流域=(7, 22.8)	—
	桶川市	元荒川流域=14, 赤堀川流域=7.4, 江川流域=7.1, 高野戸川流域=5.6	赤堀川流域=(9, 5.8), 江川流域=(9, 4.7), 高野戸川流域=(5, 5.6)	荒川[熊谷]
	北本市	赤堀川流域=4.6, 江川流域=5.3	赤堀川流域=(5, 4.2), 江川流域=(5, 5.3)	荒川[熊谷]
	富士見市	柳瀬川流域=24.1	柳瀬川流域=(9, 19.3), 新河岸川流域=(9, 15.1)	新河岸川[宮戸橋], 荒川[治水橋]
	ふじみ野市	川越江川流域=6, 福岡江川流域=6	川越江川流域=(5, 5.4), 新河岸川流域=(5, 20), 福岡江川流域=(5, 5.7)	新河岸川[宮戸橋]
	伊奈町	綾瀬川流域=6.5, 原市沼川流域=4.3	綾瀬川流域=(5, 6.5), 原市沼川流域=(5, 4.2)	—
	三芳町	柳瀬川流域=24	柳瀬川流域=(9, 19.2)	—
	川島町	安藤川流域=4.4, 新江川流域=4.5	安藤川流域=(8, 4), 新江川流域=(8, 4.5), 入間川流域=(9, 39), 荒川流域=(9, 61.6)	入間川流域[菅間・入西・野本], 荒川[熊谷]
	南東部	春日部市	新方川流域=6, 大落古利根川流域=15.4, 中川流域=16.8, 会之堀川流域=6.3, 隼人堀川流域=6.4, 倉松川流域=9.6	新方川流域=(6, 6), 大落古利根川流域=(10, 10.2), 中川流域=(6, 16.8), 会之堀川流域=(6, 5.4), 隼人堀川流域=(10, 5.1), 倉松川流域=(6, 9.6)
草加市		毛長川流域=7.6, 伝右川流域=7.1, 古綾瀬川流域=7.5	毛長川流域=(6, 7.6), 伝右川流域=(6, 6.7), 古綾瀬川流域=(6, 7.5), 綾瀬川流域=(6, 14.1)	中川[吉川], 綾瀬川(谷古宇区間)[谷古宇], 綾瀬川中流部(一の橋区間)[一の橋]
越谷市		元荒川流域=19.4, 新方川流域=9.2, 大落古利根川流域=15.6, 古綾瀬川流域=5.6	元荒川流域=(10, 13.6), 綾瀬川流域=(10, 9.3), 新方川流域=(10, 7.4), 中川流域=(10, 23.2)	中川[吉川], 綾瀬川(谷古宇区間)[谷古宇], 綾瀬川中流部(一の橋区間)[一の橋]
八潮市			中川流域=(10, 15.8), 綾瀬川流域=(6, 14.8)	中川[吉川], 綾瀬川(谷古宇区間)[谷古宇]
三郷市		大場川流域=9.2	大場川流域=(6, 6.8), 中川流域=(10, 24.4)	中川[吉川], 江戸川[野田]
蓮田市		綾瀬川流域=9.4, 元荒川流域=19	綾瀬川流域=(5, 7.4), 元荒川流域=(8, 12)	—
幸手市		倉松川流域=8.8, 中川流域=14.1	倉松川流域=(6, 5.1)	江戸川[西関宿]
吉川市		大場川流域=5.2	大場川流域=(8, 4), 中川流域=(8, 20.9), 江戸川流域=(5, 12.9)	中川[吉川], 江戸川[野田]

(別表4)洪水注意報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
南東部	白岡市	元荒川流域=18.9, 隼人堀川流域=4.8	元荒川流域=(7, 18.9)	—
	宮代町	大落古利根川流域=12.6, 姫宮落川流域=4.9	姫宮落川流域=(6, 4.9)	—
	杉戸町	大落古利根川流域=12.5, 中川流域=14.8, 倉松川流域=9.3	大落古利根川流域=(6, 12.5), 倉松川流域=(6, 9.3)	江戸川[西関宿]
	松伏町	大落古利根川流域=15.6	大落古利根川流域=(10, 14.2)	中川[吉川], 江戸川[野田]
南西部	飯能市	入間川流域=19, 高麗川流域=12.7	入間川流域=(7, 17.7)	—
	入間市	入間川流域=23.8, 不老川流域=8.8, 霞川流域=11.8	入間川流域=(7, 23.8), 不老川流域=(5, 8.8), 霞川流域=(5, 11.8)	—
	坂戸市	大谷川流域=10.4, 飯盛川流域=7.5, 葛川流域=5.8	大谷川流域=(5, 10.4), 飯盛川流域=(5, 7.5), 葛川流域=(5, 5.8), 越辺川流域=(5, 34), 高麗川流域=(8, 12.7)	入間川流域[入西・坂戸]
	鶴ヶ島市	大谷川流域=6.8	大谷川流域=(5, 6.8)	—
	日高市	小畔川流域=5.5, 高麗川流域=15.7	小畔川流域=(5, 5.4), 高麗川流域=(8, 12.6)	—
	毛呂山町	葛川流域=4.4, 越辺川流域=16.6	越辺川流域=(5, 16.6)	入間川流域[入西]
	越生町	越辺川流域=12	越辺川流域=(5, 12)	—
	北東部	行田市	星川流域=8.4, 忍川流域=9.6	星川流域=(7, 6.7), 忍川流域=(5, 8.9)
加須市	備前堀川流域=5.5, 中川流域=10.2	備前堀川流域=(5, 5.5), 中川流域=(9, 10.2)	利根川上流部[栗橋], 渡良瀬川下流部[古河]	
羽生市	会の川流域=3.9, 中川流域=5.5	中川流域=(5, 4.9)	利根川上流部[八斗島・栗橋]	
鴻巣市	元荒川流域=7.6, 野通川流域=7.8	元荒川流域=(7, 7.6)	荒川[熊谷]	
久喜市	元荒川流域=15.4, 青毛堀川流域=8.7, 星川流域=10.8, 備前堀川流域=3.1, 中川流域=13.6, 稻荷木落流域=5.1	元荒川流域=(7, 15.4), 青毛堀川流域=(5, 8.7), 星川流域=(6, 8), 備前堀川流域=(5, 3), 中川流域=(6, 13.6), 稻荷木落流域=(7, 5.1)	利根川上流部[栗橋]	
北西部	熊谷市	福川流域=12.5, 元荒川流域=5.3, 忍川流域=5.8, 和田吉野川流域=7.5, 和田川流域=6.9, 新星川流域=4.2	福川流域=(5, 11), 小山川流域=(7, 20.9), 元荒川流域=(5, 5.1), 忍川流域=(5, 5.7), 和田吉野川流域=(5, 7.3), 和田川流域=(5, 6.9), 新星川流域=(5, 4.2)	利根川水系石田川[下田島・牛沢], 利根川上流部[八斗島], 荒川[熊谷]
	本庄市	元小山川流域=3.8, 女堀川流域=8.4	元小山川流域=(7, 3.7), 女堀川流域=(5, 8.4)	利根川上流部[八斗島]
	東松山市	市野川流域=18.3, 和田吉野川流域=10.6, 九十九川流域=5.2, 滑川流域=11.6, 角川流域=5.7, 和田川流域=6.9	市野川流域=(5, 18.3), 和田吉野川流域=(9, 7.4), 九十九川流域=(8, 4.2), 滑川流域=(5, 10.2), 和田川流域=(5, 6.9), 都幾川流域=(8, 18.2)	入間川流域[入西・野本]
	深谷市	福川流域=6.6, 小山川流域=23.6, 清水川流域=3.5, 藤治川流域=7.2, 唐沢川流域=8, 志戸川流域=11.6, 吉野川流域=3.6, 備前渠川流域=9.3	福川流域=(5, 6.6), 小山川流域=(5, 23.6), 清水川流域=(5, 3.5), 藤治川流域=(5, 7.2)	利根川上流部[八斗島], 荒川[熊谷]
	滑川町	滑川流域=8.7	滑川流域=(5, 6.1)	—
	嵐山町	市野川流域=10.7, 都幾川流域=23.5	市野川流域=(5, 10.7), 都幾川流域=(5, 23.5)	—
	小川町	槻川流域=17.2	槻川流域=(5, 17.2)	—
	吉見町	市野川流域=18.9	—	荒川[熊谷]
	鳩山町		越辺川流域=(5, 19)	入間川流域[入西]
	ときがわ町	都幾川流域=14.3	都幾川流域=(5, 14.3)	—
	東秩父村	槻川流域=9.6	槻川流域=(5, 9.6)	—
	美里町	小山川流域=12.6, 志戸川流域=8	—	—
	神川町		—	神流川[若泉]
	上里町	御陣場川流域=8	御陣場川流域=(5, 8)	烏川流域[岩鼻], 神流川[若泉], 利根川上流部[八斗島]
	寄居町	荒川流域=56.7, 新吉野川流域=5.6	新吉野川流域=(5, 5.6)	荒川[熊谷]

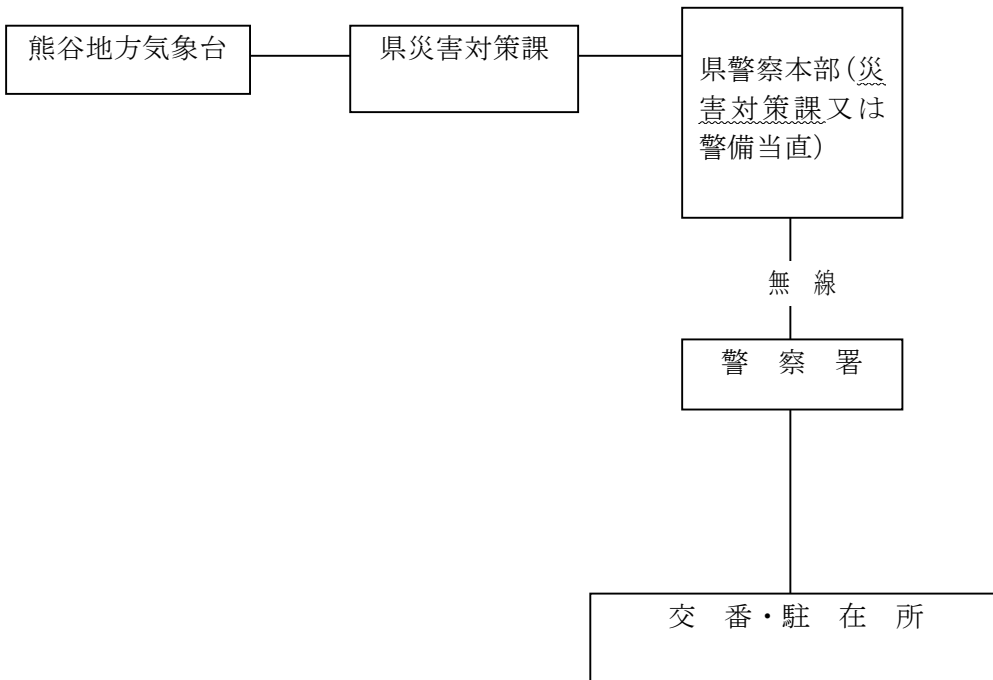
(別表4)洪水注意報基準

令和4年5月26日現在

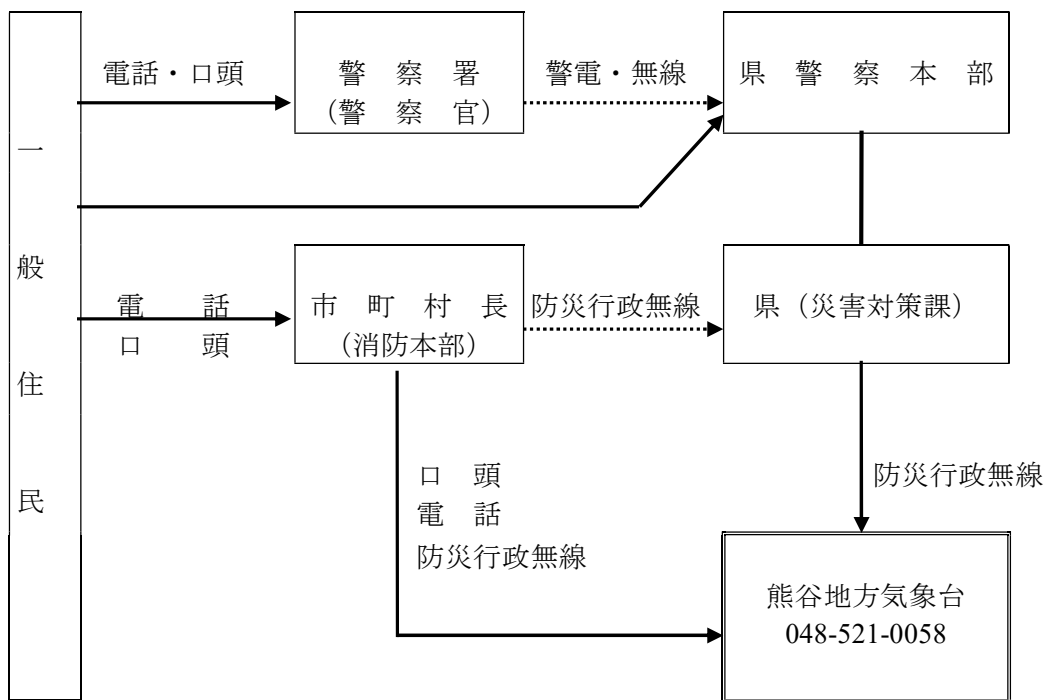
市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
(秩父地方)	秩父市	荒川流域=40, 赤平川流域=25.7, 横瀬川流域=17.4	荒川流域=(8, 40), 横瀬川流域=(5, 17.4)	—
	横瀬町	横瀬川流域=14	横瀬川流域=(5, 14)	—
	皆野町	荒川流域=53.9	荒川流域=(5, 53.9)	—
	長瀬町	荒川流域=50.5	—	—
	小鹿野町	赤平川流域=22	—	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(資料編Ⅲ-2-2-9) 気象予警報伝達系統表



(資料編Ⅲ-2-2-10) 異常現象の通報、伝達経路



(資料編Ⅲ-2-2-11) 二瀬ダム放流に伴う広報体制

1 二瀬ダムの放流に伴う河川沿岸の住民等に対する広報

二瀬ダムからの放流開始及び二瀬ダムからの放流によって下流河川の水位が急激に上昇する場合は、FAX等により関係機関へ通知するとともに、サイレン、拡声器及び警報車により沿岸住民及び河川利用者に周知徹底を図るものとし、通知、警報は次の要領による。

(1) ダム放流時における通知の方法

ア 二瀬ダムからの放流開始及び二瀬ダムからの放流によって下流河川の水位が急激に上昇する場合は、「二瀬ダム放流時連絡系統図」(資料参照)により、二瀬ダムの放流に関する通知を放流開始約2時間前までにFAX等により行う。

イ アの通知とは、次の事項とする。

(ア) 放流開始時

- A 放流の理由
- B 放流の開始日時
- C 放流量
- D 放流に伴うダム下流区間の水位上昇見込時間及び水位

(イ) ダム放流により急激な水位上昇が見込まれるとき

- A 放流の理由
- B 放流の開始及び終了日時
- C 放流量

(2) ダム放流時の一般の人への警告

ア 警報の方法

(ア) 放流時の警報は、サイレン、拡声器及び警報車で行うものとする。

(イ) サイレンによる警報は、次のとおりとする。

約50秒 約10秒 約50秒 約10秒 約50秒
吹 鳴 休 止 吹 鳴 休 止 吹 鳴

(ウ) サイレン及び拡声器の警報は、「二瀬ダム警報系統図」(資料参照)の41地点において放流の状況に応じて行う。

(エ) 警報車による警報は次の区間において警報車備付けの拡声器で行う。
二瀬ダムから樋口(白鳥橋)まで

イ 警報の時期

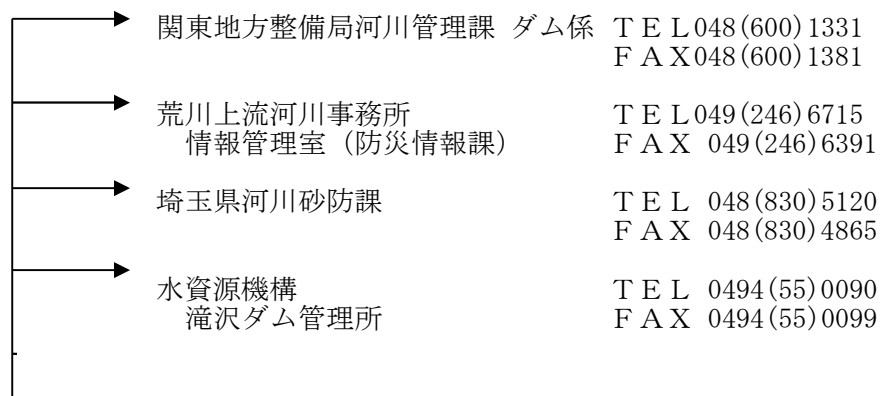
(ア) サイレン及び拡声器による警報

各地点においてダム放流による水位上昇見込み時間の約1時間前に行う。

(イ) 警報車による警報

各地点においてダム放流による水位上昇見込み時間の約30分前に行う。

2 二瀬ダム放流時連絡系統図

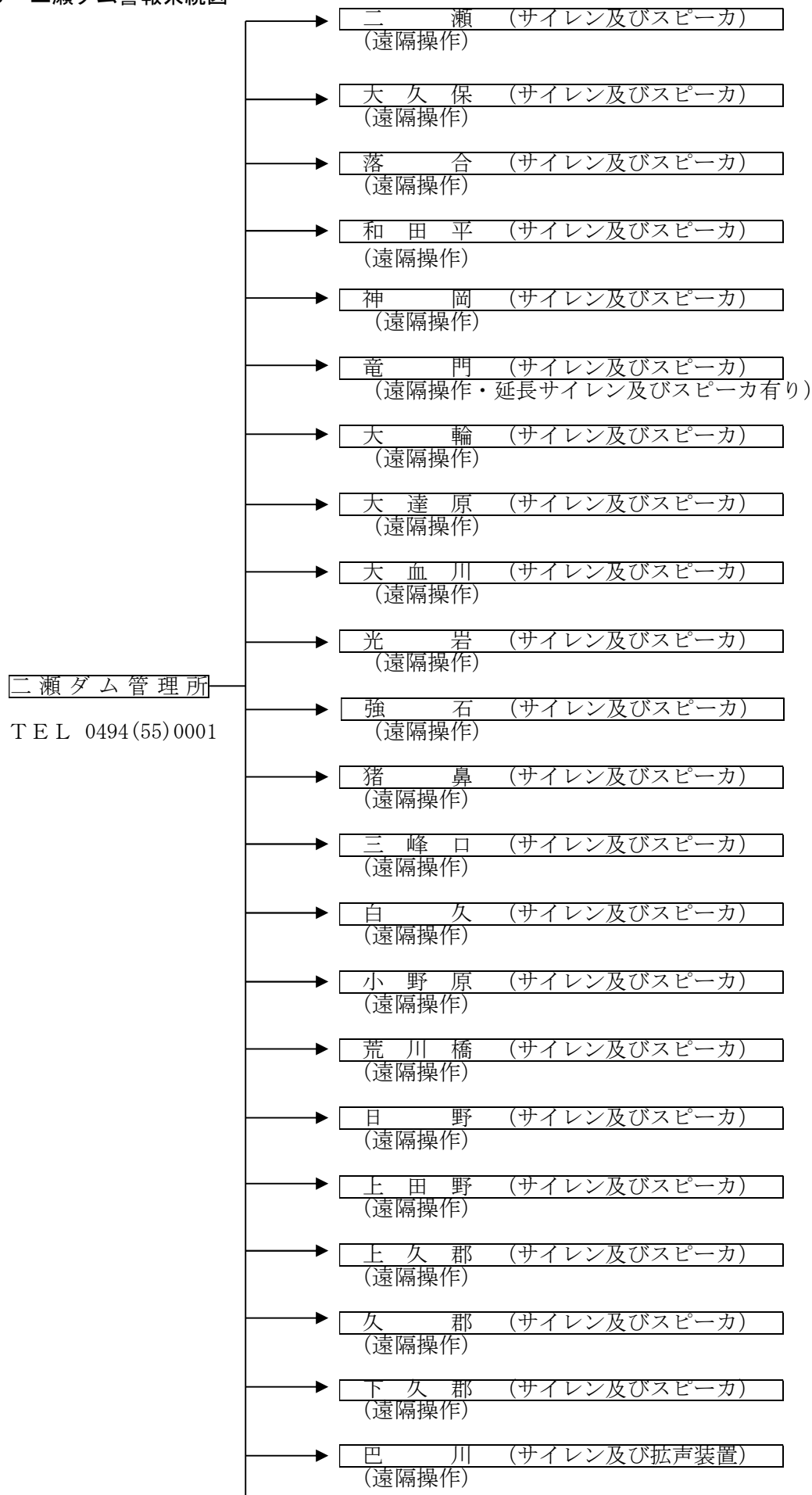


二瀬ダム管理所
TEL 0494(55)0001
FAX 0494(55)0258

秩父市役所大滝総合支所	TEL 0494(55)0101 FAX 0494(55)0172
秩父市役所荒川総合支所 市民福祉課	TEL 0494(54)2111 FAX 0494(54)2976
秩父消防本部	TEL 0494(21)0119 FAX 0494(21)0124
秩父市役所 総務部 危機管理課	TEL 0494(22)2206 FAX 0494(22)1363
秩父市広域市町村圏組合 水道局	TEL 0494(23)6197 FAX 0494(23)6444
秩父市役所 地域整備部 道路維持課	TEL 0494(26)6385 FAX 0494(22)2603
秩父漁業協同組合	TEL 0494(22)0460 FAX 0494(25)2615
秩父警察署	TEL 0494(24)0110 FAX 0494(25)0734
埼玉県秩父県土整備事務所	TEL 0494(22)3715 FAX 0494(21)1270
NHK秩父地域報道室	TEL 0494(25)0570 FAX 0494(25)0570
秩父記者クラブ	TEL 0494(22)3404 FAX 0494(22)3404
皆野町役場	TEL 0494(62)1230 FAX 0494(62)2791
長瀬町役場	TEL 0494(66)3111 FAX 0494(66)0894
東京発電(株)埼玉事業所 TEGコントロールセンター	TEL 0494(27)6001 FAX 0494(26)6674
昭和電工(株)秩父事業所	TEL 0494(23)6111 FAX 0494(22)5363
秩父地域振興センター	TEL 0494(24)1110 FAX 0494(24)1741
秩父市広域市町村圏組合水道局 皆野・長瀬事務所	TEL 0494(62)0554 FAX 0494(62)1355
河川情報センター	TEL 03(3239)5651 FAX 03(3239)2434
埼玉県長瀬げんきプラザ	TEL 0494(66)0177 FAX 0494(66)0106
秩父鉄道(株)長瀬ライン下り	TEL 0494(66)0950 FAX 0494(66)1091

→ ウッドルーフ奥秩父キャンプ場	T E L 0494(55)0500 F A X 0494(55)0008
→ 槌打・神庭キャンプ場	T E L 0494(55)0137 F A X 0494(55)0137
→ 鈴加園オートキャンプ	T E L 0494(54)1234 F A X 0494(54)2001
→ 秩父巴川オートキャンプ場	T E L 0494(26)5773 F A X 0494(26)5783
→ 長瀬オートキャンプ場	T E L 0494(66)0640 F A X 0494(66)0441
→ 長瀬キャンプビレッジ	T E L 0494(66)3817 F A X 0494(66)3827
→ 道の駅 みなの	T E L 0494(62)3501 F A X 0494(62)1860
→ ちちぶ エフエム	T E L 0494(26)6299 F A X 0494(26)6298
→ 日本T V 報道局社会部	T E L F A X (03)6215 0042

3 二瀬ダム警報系統図



二瀬ダム管理所
TEL 0494(55)0001

- 影 森 サイレン 及びスピーカ
(遠隔操作)
- 武 の 鼻 サイレン 及びスピーカ
(遠隔操作)
- 金 室 サイレン 及びスピーカ
(遠隔操作)
- 秩 父 橋 サイレン 及びスピーカ
(遠隔操作)
- 中 寺 尾 (サイレン及びスピーカ)
(遠隔操作)
- 大 野 原 (サイレン及びスピーカ)
(遠隔操作)
- 飯 塚 (サイレン及びスピーカ)
(遠隔操作)
- 寺 尾 (サイレン及びスピーカ)
(遠隔操作)
- 皆 野 (サイレン及びスピーカ)
(遠隔操作)
- 皆 野 橋 (サイレン及びスピーカ)
(遠隔操作)
- 国 神 (サイレン及びスピーカ)
(遠隔操作)
- 大 淵 (サイレン及びスピーカ)
(遠隔操作)
- 親 鼻 (サイレン及びスピーカ)
(遠隔操作)
- 上 長 瀬 (サイレン及びスピーカ)
(遠隔操作)
- 長 瀬 (サイレン及びスピーカ)
(遠隔操作)
- 高 砂 橋 (サイレン及びスピーカ)
(遠隔操作)
- 中 野 上 (サイレン及びスピーカ)
(遠隔操作)
- 樋 口 (サイレン及びスピーカ)
(遠隔操作)

(資料編Ⅲ-2-2-12) 玉淀ダム及び大洞ダム放流に伴う広報体制

1 玉淀ダム及び大洞ダムの放流に伴う河川沿岸の住民等に対する広報

玉淀ダム及び大洞ダムからの放流に伴って下流河川の水位が上昇する場合は、FAX 等により関係機関へ通知するとともに、警報局のサイレン、拡声器及び警報車により沿岸住民及び河川利用者を知徹底を図るものとし、通知、警報は次の要領による。

(1) ダム放流時における通知の方法

ア 玉淀ダムからの放流によって河川の流量が増加する場合は、「玉淀ダム放流時連絡系統図」(資料参照)により、玉淀ダムの放流に関する通知を放流開始約1時間前までに FAX 又は電話等により行う。

イ 大洞ダムの放流によって大洞川の流量が増加する場合は、「大洞ダム放流時連絡系統図」(資料参照)により、大洞ダムの放流に関する通知を放流開始約1時間前までに FAX 又は電話等により行う。

ウ ア及びイの通知とは、次の事項とする。

- A 放流の理由
- B 放流の開始日時
- C 放流量
- D 放流に伴うダム下流区間の水位上昇見込み時間及び水位

(2) ダム放流時の一般の人への警告

ア 警報の方法

(ア) 放流時の警報は、サイレン、拡声器及び警報車で行うものとする。

(イ) サイレンによる警報は、次のとおりとする。

A 玉淀ダム

吹鳴 45 秒	休止 10 秒	吹鳴 45 秒	休止 10 秒	吹鳴 45 秒
------------	------------	------------	------------	------------

B 大洞ダム

吹鳴 50 秒	休止 10 秒	吹鳴 50 秒	休止 10 秒	吹鳴 50 秒
------------	------------	------------	------------	------------

(ウ) 拡声器による警報は、「玉淀ダム警報系統図」(資料参照)の8地点において行う。

(エ) 警報車による警報は、次の区間において警報車備え付けの拡声器で行う。

A 玉淀ダム

玉淀から深谷市六堰地点まで(調整池からの最大放流量が $300 \text{ m}^3/\text{s}$ を越えると見込まれたときは、ダム地点から熊谷市荒川大橋の地点まで)

B 大洞ダム

大洞ダムから二瀬ダムまで

イ 警報の時期

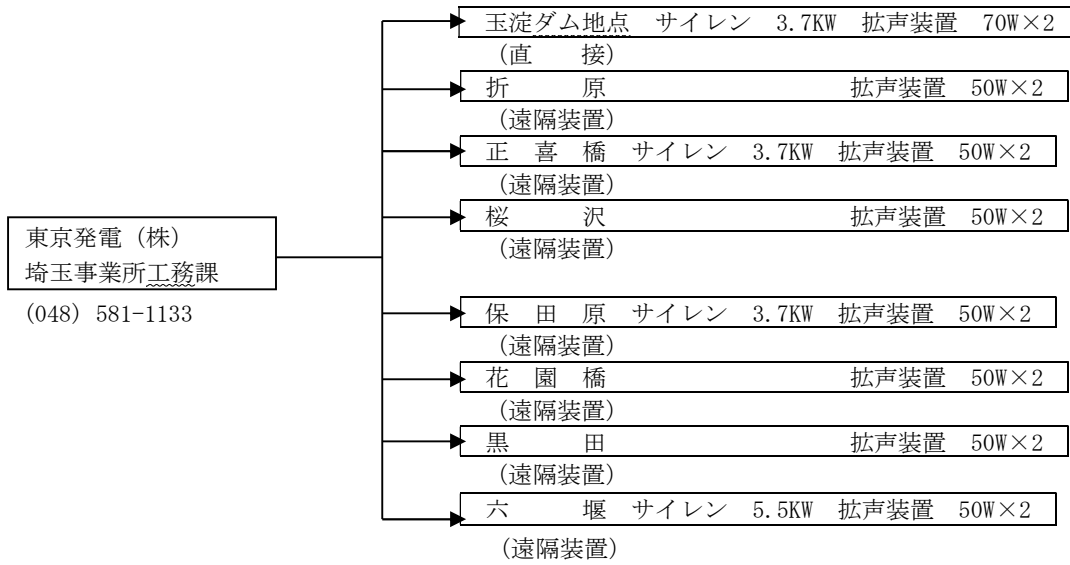
(ア) サイレン及び拡声器による警報

ダム地点においては、ダム放流開始の約10分前に、それ以外の地点においては、水位上昇見込時間の約10分間前に行う。

(イ) 警報車による警報

各地点において水位が上昇すると予想される時間の約15分前に行う。

3 玉淀ダム警報系統図



(資料編Ⅲ-2-2-13) 下久保ダム放流に伴う広報体制

1 下久保ダム放流に伴う神流川沿岸の住民等に対する広報

下久保ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると予想される場合は、ファックス等により関係機関へ通知するとともに、警報局のサイレン、スピーカー及び警報車により沿岸住民に周知を図るものとし、通知、警報は次の要領による。

(1) ダム放流時における通知の方法

ア 下久保ダムからの放流によって下流河川の水位が急激に上昇する場合は、「下久保ダム放流関係機関」(資料参照)により、下久保ダムの放流に関する通知を放流開始約1時間前までにファックス等により行う。

イ アの通知とは、次の事項とする。

(ア) 放流開始時

- A 放流の理由
- B 放流の開始日時
- C 放流量

(イ) 放流により急激な水位上昇が見込まれるとき

- A 放流の理由
- B 放流量
- C 放流に伴うダム下流地点の水位上昇見込み時間及び水位

(2) ダム放流時の一般への警報

ア 警報の方法

(ア) 放流時の警報はサイレン、スピーカー及び警報車で行うものとする。

(イ) サイレンの吹鳴方法は次のとおりとする。

吹鳴 50 秒	休止 10 秒	吹鳴 50 秒	休止 10 秒	吹鳴 50 秒	休止 10 秒	吹鳴 50 秒	休止 10 秒	吹鳴 50 秒
------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

(ウ) サイレン及びスピーカーの警報は、「下久保ダム警報局」(資料参照)の19地点において放流の状況に応じて行う。

(エ) 警報局のスピーカーによる放送は、サイレン吹鳴の前に行う。

(オ) そのほか、警報車に設置したスピーカーによる放送及びサイレンを必要に応じて併用しながら下流巡視を行う。

イ 警報の時期

(ア) サイレン及びスピーカーによる警報

各地点において水位の上昇が生じると予想される約30分前に行う。ただし、下久保ダム警報局に設置されたサイレンによる警報は、オリフィスゲートから放流を開始する5分前にも行い、放流する直前に完了するものとする。

2 下久保ダム放流関係機関

区 分	関 係 機 関
独立行政法人 水資源機構	本社ダム事業部
国 土 交 通 省	利根川ダム統合管理事務所 高崎河川国道事務所

群馬県	藤岡土木事務所 藤岡市 高崎市 佐渡郡玉村町
埼玉県	本庄県土整備事務所 児玉郡神川町 児玉郡上里町
警察	藤岡警察署 伊勢崎警察署 本庄警察署 児玉警察署
消防	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部 児玉郡市広域消防本部
発電	群馬県坂東発電事務所
その他	埼玉北部土地改良区連合埼玉北部用水管理所

3 下久保ダム警報局

警報局名	警報の種類	回線
下久保	サイレン・スピーカー	有線
矢納	サイレン・スピーカー	無線
譲原	サイレン・スピーカー	無線
鬼石	サイレン・スピーカー	無線
秩父瀬	スピーカー	無線
渡戸	サイレン・スピーカー	無線
若泉	スピーカー	無線
浄法寺	サイレン・スピーカー	無線
寄島	サイレン・スピーカー	無線
保美	サイレン・スピーカー	無線
小浜	スピーカー	無線
本郷	サイレン・スピーカー	無線
元阿保	スピーカー	無線
戸塚	サイレン・スピーカー	無線
中河原	スピーカー	無線
上勝場	スピーカー	無線
金久保	サイレン・スピーカー	無線
忍保	スピーカー	無線
八町河原	サイレン・スピーカー	無線

(資料編Ⅲ-2-2-14) 有間ダム放流に伴う広報体制

1 有間ダム放流に伴う有間川沿岸（ダム地点より入間川合流点まで）の住民等に対する広報

有間ダム放流に伴って有間川が増水する場合、警報局のサイレン、警報局の拡声器、及び警報車により関係機関並びに沿岸住民に周知徹底を図るものとするが、通知、警報は次の要領による。

(1) ダム放流における通知、警報の方法

ア ダム放流の通知

(ア) 有間ダム放流によって有間川の流量が急激に増加する場合、下記の有間ダム放流連絡機関に対して、有間ダムの放流に関する通知をFAX又は有線電話により行う。

(イ) 前項のダム放流に関する通知とは、次の事項とする。

A ダムの状況（放流量）

B 雨量状況

C 河川状況

イ 警報の方法

(ア) ダム放流時の警報サイレン、警報局の拡声器、及び警報車により行うものとする。

(イ) サイレンによる警報は、次のとおりとする。

60秒 5秒 60秒 15秒 60秒 5秒 60秒 15秒 60秒 5秒 60秒
吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴

(ウ) 拡声器による警報は、次のとおりとする。

河川及びその付近地域にいる人々に対し、ダムからの放流による河川の水位の上昇の見込み等を知らせ、注意を喚起する。

(エ) 警報車による警報は、次のとおりとする。

下記の経路において拡声器によりダムからの放流による河川の水位の上昇の見込み等を知らせ、注意を喚起する。

警報車の経路

管理所→有間橋→河又警報局→減勢池→河又警報局→名栗郵便局→有間橋
→河又警報局→減勢池→有間橋→管理所

ウ 警報の時間

警報は、下流の河又地点において河川水位の急激な上昇が生じると予想される30分前までに行うものとする。

注

- ① 通知とは、下記の有間ダム放流連絡機関に対して、FAX又は有線電話で連絡することをいう。
- ② 警報とは、有間ダム管理所及び下記の放流連絡機関より一般の人々に対して、サイレン、拡声器又は警報車等で知らせることをいう。

2 有間ダム放流連絡機関

関係機関名	所在地	電話番号
埼玉県河川砂防課	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-5137
埼玉県河川環境課		048-830-5116
関東地方整備局荒川上流河川事務所	川越市新宿町3-12	049-246-6715
関東地方整備局荒川上流河川事務所 入間川出張所	川越市大字小堤字八幡154-2	049-231-0458
飯能市役所	飯能市双柳1-1	042-973-2111
飯能警察署	飯能市双柳531	042-972-0110
埼玉西部消防局	所沢市けやき台1-13-11	04-2929-9119

(資料編Ⅲ-2-2-15) 合角ダム放流に伴う広報体制

1 合角ダム放流に伴う吉田川沿岸（ダム地点から赤平川合流点まで）の住民等に対する広報

合角ダムから放流することによって河川水位の急激な上昇が生じると予想される場合は、FAX、有線電話により関係機関へ周知するとともに、警報局のサイレン、スピーカー、及び警報車により沿岸住民に周知徹底を図るものとし、通知、警報は次の要領による。

(1) ダム放流における通知、警報の方法

ア ダム放流の通知

(ア) 合角ダムからの放流によって吉田川の流量が増加する場合、「2 合角ダム放流連絡機関」によって合角ダムの放流に関する通知をFAX又は、有線電話により行う。

(イ) 前項のダム放流に関する通知とは、次の事項とする。

- A 放流の理由
- B 放流の開始日時
- C 放流量又は放流により上昇する下流河川の水位の見込み

イ 警報の方法

(ア) 放流時の警報は、「3 合角ダム警報局一覧」の各警報局サイレン、スピーカー及び警報車により行うものとする。

(イ) サイレンによる警報は、次のとおりとする。

50秒 10秒 50秒 10秒 50秒
吹鳴 休み 吹鳴 休み 吹鳴

(ウ) スピーカーによる警報は、次のとおりとする。

河川及びその付近地域にいる人々に対し、ダムからの放流による危険を知らせ注意を喚起する。

(エ) 警報車による警報は、次のとおりとする。

警報車に設置したスピーカーによる放送及びサイレンを必要により併用し、河川の水位の上昇の見込み等を一般に周知する。

ウ 警報の時期

(ア) 合角ダム警報局による警報（サイレン、スピーカー）
放流開始の約30分前に行うものとする。

(イ) 警報局（合角ダム以外）による警報（サイレン、スピーカー）
各地点において水位の上昇が生じると予想される約30分前に行うものとする。

(ウ) 警報車による警報
下記の経路により、各地点において水位の上昇が生じると予想される約30分前に行うものとする。

警報車の経路

管理所→小川戸橋→巢掛橋→万年橋→田中橋→檜木橋→吉田上橋→吉田橋→赤平川
→合流点→管理所

2 合角ダム放流連絡機関

関係機関名	所在地	電話番号
埼玉県河川砂防課 埼玉県河川環境課	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-5137 048-830-5116
関東地方整備局荒川上流河川事務所	川越市新宿町 3-12	049-246-6715
〃 熊谷出張所	熊谷市久下 1631-5	048-522-0612
小鹿野警察署	小鹿野町小鹿野 2816-1	0494-75-0110
秩父消防本部	秩父市下宮地町 10-25	0494-21-0119
秩父市役所総務部危機管理課	秩父市熊木町 8-15	0494-22-2206
秩父市役所吉田総合支所	秩父市下吉田 6585-2	0494-77-1111
東京発電(株)埼玉事業所	寄居町大字末野 1441-1	048-581-1133

3 合角ダム警報局一覧

警報局名	警報の種類	回線
合角ダム	サイレン・スピーカー	有線
小川戸	サイレン・スピーカー	無線
女部田	サイレン・スピーカー	無線
久形	サイレン・スピーカー	無線
宮戸	サイレン・スピーカー	無線
石間戸	サイレン・スピーカー	無線

(資料編Ⅲ-2-2-16) 権現堂調節池放流連絡機関

関係機関名	所在地	電話番号
埼玉県河川砂防課 埼玉県河川環境課	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-5137 048-830-5116
関東地方整備局利根川上流河川事務所 (災害対策室)	久喜市栗橋北 2-19-1	0480-52-9839
〃 大利根出張所	加須市新川通 700-6	0480-72-8360
関東地方整備局江戸川河川事務所 (災害対策室)	千葉県野田市宮崎 134	04-7122-3555
〃 中川出張所	越谷市越ヶ谷 4-2-41	048-962-2634
〃 首都圏外郭放水路管理支所	春日部市上金崎720	048-746-7524
茨城県境工事事務所	茨城県猿島郡境町西泉田 1293	0280-87-1231
幸手市役所	幸手市東 4-6-8	0480-43-1111
久喜市役所	久喜市下早見 85-3	0480-22-1111
茨城県五霞町役場	茨城県猿島郡五霞町小福田 1162-1	0280-84-1111
埼玉東部消防組合幸手消防署	幸手市東 4-5-10	0480-42-9119
埼玉東部消防組合消防局	久喜市上早見 396	0480-21-0119
茨城西南地方広域市町村圏事務組合 消防本部古河消防署五霞分署	茨城県猿島郡五霞町元栗橋 1887	0280-84-0628
幸手警察署	幸手市上吉羽 964	0480-42-0110
茨城県境警察署	茨城県猿島郡境町長井戸 51-27	0280-86-0110
庄和浄水場	春日部市新宿新田 100	048-746-4411

(資料編Ⅲ-2-2-17) 浦山ダム放流に伴う広報体制

1 浦山ダムの放流に伴う河川沿岸の住民等に対する広報

浦山ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると予想される場合は、ファックス等により関係機関へ通知するとともに、警報局のサイレン、スピーカー及び警報車により沿岸住民に周知を図るものとし、通知、警報は次の要領による。

(1) ダム放流時における通知の方法

ア 浦山ダムからの放流によって下流河川の水位が急激に上昇する場合は、「浦山ダム放流時関係機関」(資料参照)により、浦山ダムの放流に関する通知を放流開始約1時間前までにファックス等により行う。

なお、計画規模を超える洪水によって非常用洪水吐き設備からの自然放流が見込まれる場合は、放流開始4時間前、放流開始3時間前及び放流開始1時間前にも行う。

イ アの通知とは、次の事項とする。

(ア) 放流により急激な水位上昇が見込まれるとき

- A 放流の理由
- B 放流の開始日時
- C 放流量

(イ) 非常用洪水吐き設備からの自然放流が見込まれるとき

- A 放流の理由
- B 放流の開始日時

(2) ダム放流時の一般への警報

ア 警報の方法

(ア) 放流時の警報は、サイレン、スピーカー及び警報車で行うものとする。

(イ) サイレンの吹鳴方法は、次のとおりとする。

吹鳴 45 秒	休止 10 秒	吹鳴 45 秒	休止 10 秒	吹鳴 45 秒
------------	------------	------------	------------	------------

(ウ) サイレン及びスピーカーの警報は、「浦山ダム警報局」(資料参照)の4地点において放流の状況に応じて行う。

(エ) 警報局のスピーカーによる放送は、サイレン吹鳴の前に行う。

(オ) そのほか、警報車に設置したスピーカーによる放送及びサイレンを必要に応じ併用しながら下流巡視を行う。

イ 警報の時期

(ア) サイレン及びスピーカーによる警報

「浦山ダム警報局」(次項参照)各地点において水位の上昇が生じると予想される約30分前に行う。ただし、浦山ダム警報局に設置されたサイレンによる警報は、常用洪水吐き施設から、又は非常用洪水吐き施設から自然放流を行う約3分前にも行う。

2 浦山ダム放流時関係機関

区 分	関 係 機 関
(独) 水資源機構	本社ダム事業部
国土交通省	荒川上流河川事務所
埼玉県	秩父県土整備事務所 秩父地域振興センター 秩父市
警察	秩父警察署
消防	秩父消防本部
発電	東京発電(株)埼玉事業所

3 浦山ダム警報局

警 報 局 名	警 報 の 種 類	回 線
浦山ダム	サイレン・スピーカー	有線
糎屋	スピーカー	無線
花御堂	スピーカー	無線
常盤橋	サイレン・スピーカー	無線

(資料編Ⅲ-2-2-18) 滝沢ダム放流に伴う広報体制

1 滝沢ダムの放流に伴う河川沿岸の住民等に対する広報

滝沢ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると予想される場合は、ファックス等により関係機関へ通知するとともに、警報局のサイレン、スピーカー及び警報車により沿岸住民に周知徹底を図るものとし、通知、警報は次の要領による。

(1) ダム放流時における通知の方法

ア 滝沢ダムからの放流によって下流河川の水位が急激に上昇する場合は、「滝沢ダム放流時関係機関」(資料参照)により、滝沢ダムの放流に関する通知を放流開始約1時間前までにファックス等により行う。

なお、計画規模を超える洪水によって異常洪水時防災操作の実施が見込まれる場合は、放流開始4時間前、放流開始3時間前及び放流開始1時間前にも行う。

イ アの通知とは、次の事項とする。

(ア) 放流開始時

- A 放流の理由
- B 放流の開始日時
- C 放流量

(イ) ダム放流により急激な水位上昇が見込まれるとき

- A 放流の理由
- B 放流の開始日時
- C 放流量

(ウ) 異常洪水時防災操作の実施が見込まれるとき

- A 放流の理由
- B 放流の開始日時

(2) ダム放流時の一般への警報

ア 警報の方法

(ア) 放流時の警報は、サイレン、スピーカー及び警報車で行うものとする。

(イ) サイレンの吹鳴方法は、次のとおりとする。

吹鳴 50 秒	休止 10 秒	吹鳴 50 秒	休止 10 秒	吹鳴 50 秒
------------	------------	------------	------------	------------

(ウ) サイレン及びスピーカーの警報は、「滝沢ダム警報局」(資料参照)の46地点において放流の状況に応じて行う。

(エ) 警報局のスピーカーによる放送は、サイレン吹鳴の前に行う。

(オ) そのほか、警報車に設置したスピーカーによる放送及びサイレンを必要に応じ併用しながら下流巡視を行う。

イ 警報の時期

(ア) サイレン及びスピーカーによる警報

「滝沢ダム警報局」(次項参照)が設置されている各地点において水位の上昇が生じると予想される約30分前に行う。ただし、滝沢ダム警報局に設置されたサイレン等による警報は、常用洪水吐き設備または非常用洪水吐き設備から放流開始する約3分前にも行う。

2 滝沢ダム放流時関係機関

区 分	関 係 機 関
(独) 水資源機構	本社ダム事業部
国土交通省	荒川上流河川事務所 二瀬ダム管理所
埼玉県	秩父県土整備事務所 秩父地域振興センター 秩父市 皆野町 長瀬町
警察	秩父警察署
消防	秩父消防本部
発電	東京発電(株)埼玉事業所

3 滝沢ダム警報局

警 報 局 名	警 報 の 種 類	回 線
滝沢ダム	サイレン・スピーカー	有線
十々六木	スピーカー	無線
小双里	サイレン・スピーカー	無線
太平橋	スピーカー	無線
鶉平	サイレン・スピーカー	無線
櫛平	スピーカー	無線
宮平	サイレン・スピーカー	無線
落合橋	スピーカー	無線
落合	サイレン・スピーカー	無線
和田平	サイレン・スピーカー	無線
神岡	サイレン・スピーカー	無線
竜門	サイレン・スピーカー	無線
大輪	サイレン・スピーカー	無線
大達原	サイレン・スピーカー	無線
大血川	サイレン・スピーカー	無線
光岩	サイレン・スピーカー	無線
強石	サイレン・スピーカー	無線
猪鼻	サイレン・スピーカー	無線
三峰口	サイレン・スピーカー	無線
白久	サイレン・スピーカー	無線
小野原	サイレン・スピーカー	無線
荒川橋	サイレン・スピーカー	無線
日野	サイレン・スピーカー	無線
上田野	サイレン・スピーカー	無線
上久那	サイレン・スピーカー	無線
久那	サイレン・スピーカー	無線
下久那	サイレン・スピーカー	無線
巴川	サイレン・スピーカー	無線

影森	サイレン・スピーカー	無線
武の鼻	サイレン・スピーカー	無線
金室	サイレン・スピーカー	無線
秩父橋	サイレン・スピーカー	無線
中寺尾	サイレン・スピーカー	無線
大野原	サイレン・スピーカー	無線
飯塚	サイレン・スピーカー	無線
寺尾	サイレン・スピーカー	無線
皆野	サイレン・スピーカー	無線
皆野橋	サイレン・スピーカー	無線
国神	サイレン・スピーカー	無線
大淵	サイレン・スピーカー	無線
親鼻	サイレン・スピーカー	無線
上長瀬	サイレン・スピーカー	無線
長瀬	サイレン・スピーカー	無線
高砂橋	サイレン・スピーカー	無線
中野上	サイレン・スピーカー	無線
樋口	サイレン・スピーカー	無線

(資料編Ⅲ-2-4-1) 指定水防管理団体一覧

指定水防管理団体名	管理者	構成市町	事務局	連絡先(電話)
1 さいたま市	さいたま市長	さいたま市	さいたま市 河川課	048-829-1585
2 熊谷市	熊谷市長	熊谷市	熊谷市 大里行政センター	0493-39-0311
3 荒川北縁 水防事務組合	熊谷市長	熊谷市、行田市、鴻巣市	熊谷市 管理課	048-524-1481
4 行田市	行田市長	行田市	行田市 管理課	048-550-1552
5 加須市・羽生市 水防事務組合	加須市長	加須市、羽生市	加須市 治水課	0480-62-1111
6 坂東上流 水害予防組合	本庄市長	本庄市、上里町	本庄市 危機管理課	0495-25-1111
7 大里郡利根川 水害予防組合	深谷市長	深谷市、熊谷市	深谷市 道路河川課	048-574-6652
8 荒川左岸 水害予防組合	蕨市長	蕨市、川口市、戸田市	蕨市 道路公園課	048-433-7718
9 利根川栗橋流域 水防事務組合	久喜市長	久喜市、春日部市、 幸手市、杉戸町、五霞町	久喜市 消防防災課	0480-22-1111
10 江戸川 水防事務組合	三郷市長	三郷市、春日部市、 吉川市、松伏町	三郷市 危機管理防災課	048-930-7832
11 越辺川・高麗川 水害予防組合	坂戸市長	坂戸市、毛呂山町、 越生町	坂戸市 防災安全課	049-283-1331
12 川島町	川島町長	川島町	川島町 総務課	049-299-1753
13 吉見町	吉見町長	吉見町	吉見町 総務課	0493-54-1505
14 神流川 水害予防組合	神川町長	神川町、上里町	神川町 建設課	0495-77-2124

(資料編Ⅲ-2-5-1) 県内の気象官署及び各種観測所

地点名	所在地	観測種目	備考
熊谷	熊谷市桜町	気圧、気温、湿度、風、降水量、積雪・降雪の深さ、日照時間、大気現象、視程、震度	気象官署 震度観測点 (熊谷市桜町)
秩父	秩父市上町	同上	特別地域気象観測所 震度観測点 (秩父市上町)
さいたま	さいたま市桜区大字宿	気温、湿度、風向・風速、降水量、日照時間(※)、積雪・降雪の深さ	地域気象観測所
越谷	越谷市大字北後谷	気温、湿度、風向・風速、降水量、日照時間(※)	同上
所沢	所沢市勝楽寺	気温、風向・風速、降水量、日照時間(※)	同上
久喜	久喜市六万部	同上	同上
寄居	大里郡寄居町大字折原	同上	同上
鳩山	比企郡鳩山町大字赤沼	同上	同上
飯能	飯能市征矢町	降水量	地域雨量観測所
三峰	秩父市三峰	同上	同上
鴻巣	鴻巣市中央	同上	同上
浦山	秩父市浦山	同上	同上
上吉田	秩父市上吉田	同上	同上
ときがわ	比企郡ときがわ町大字大野	同上	同上
本庄市児玉町	本庄市児玉町	震度	震度観測点
久喜市下早見	久喜市下早見	同上	同上
鳩山町大豆戸	比企郡鳩山町大字大豆戸	同上	同上
川越市旭町	川越市旭町	同上	同上
飯能市下直竹	飯能市大字下直竹	同上	同上
さいたま浦和区高砂	さいたま市浦和区高砂	同上	同上
小鹿野町両神薄	秩父郡小鹿野町両神薄	同上	同上

(※) 地域気象観測所(さいたま・越谷・所沢・久喜・寄居・鳩山)では、2021年3月1日に日照計による日照時間の観測を終了し、2021年3月2日以降は気象衛星観測のデータを用いた「推計気象分布(日照時間)」から得る推計値をアメダスの日照時間データとして提供している。

(資料編Ⅲ-2-5-2) 気象警報・注意報や天気予報の発表区域



＜第6編 事故災害対策編＞

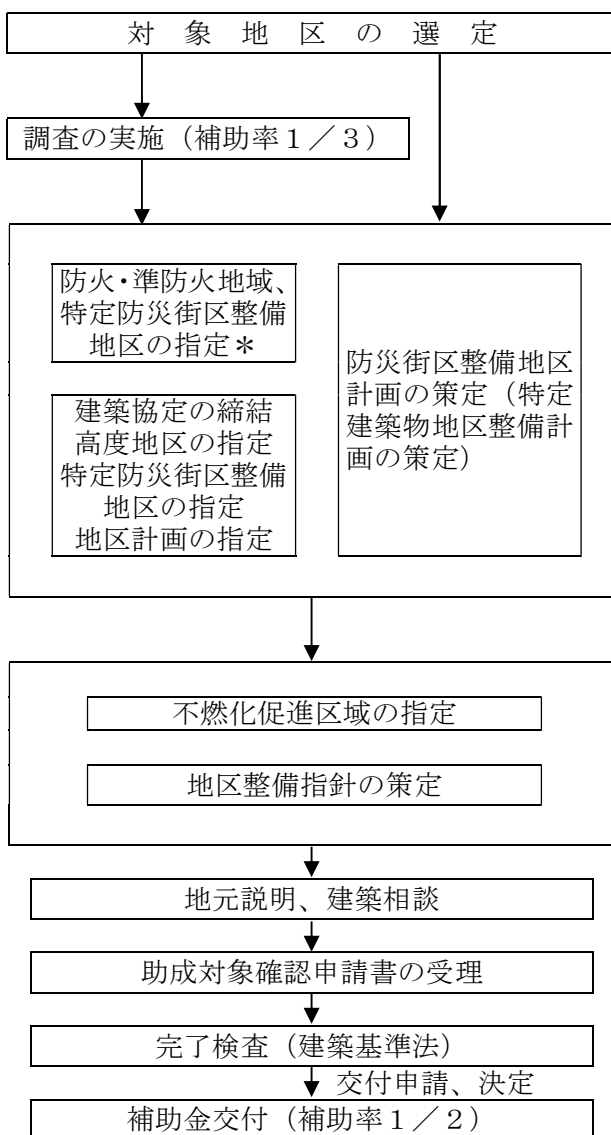
(事故災害対策編)

(VI-1-1) 防火地域及び準防火地域の指定状況

	埼 玉 県
A. 防 火 地 域 (ha)	8 1 5
B. 準 防 火 地 域 (ha)	9, 4 9 8
C. 市 街 化 区 域 (ha)	7 2, 1 9 9
(A + B) / C	0. 1 4

令和4年3月31日現在

(VI-1-2) 都市防災不燃化促進事業制度フロー



対象地区：

- ① 地域防災計画に定められる避難地、避難路、延焼遮断帯周辺
- ② 被災市街地復興推進地域内の道路の周辺
- ③ 防災街区整備方針に規定する施設周辺
- ④ 特定地区防災施設周辺

- * ①については防火地域又は特定防災街区整備地区内
②・③については防火地域又は準防火地域内

- 建築協定：建築物を2階建て以上の耐火建築物又は準耐火建築物とする。
- 高度地区：建築物の高さの最低限度を7mとする。
- 特定防災街区整備地区：建築物の高さの最低限度が定められているものに限られる。
- 地区計画：建築物の高さの最低限度を7mとする。
- 特定建築物地区整備計画：建築物を5m以上の耐火建築物又は準耐火建築物とする。

事業主体が定め、区域を告示

助成条件：

- ・2階建て以上の耐火建築物、準耐火建築物であること。
- ・不燃化促進区域の指定後10年以内に建築されるもの。

消 防 本 部

別 水 利 の 現 況

(令和2年4月1日現在)

区分 消防本部名	合計 (A)+(B)	消 火 栓			小 計 (B)=(C)+(D)				公 設 (C)				
		小計 (A)	公設	私設	防火水槽			井戸	防火水槽			井戸	
					100㎡以上	40~100㎡未満	20~40㎡未満		100㎡以上	40~100㎡未満	20~40㎡未満		
平成28年	119,302	74,292	74,019	273	868	26,935	14,078	3,129	360	13,224	6,951	2,522	
平成29年	119,970	74,848	74,558	290	878	27,082	14,035	3,127	356	13,268	6,910	2,521	
平成30年	112,618	67,943	67,698	245	884	27,245	13,984	2,562	367	13,168	6,897	2,151	
平成元年	113,271	68,575	68,227	348	901	27,356	13,970	2,469	368	12,570	6,179	2,061	
平成2年	113,693	68,791	68,454	337	900	27,609	13,936	2,457	369	12,819	6,106	2,052	
1	さいたま市	16,490	12,195	12,121	74	120	2,003	2,172	81	482	440		
2	熊谷市	4,786	2,790	2,784	6	17	662	717	600	5	274	284	418
3	川口市	9,758	7,132	7,076	56	56	605	1,965	25	217	670		
4	行田市	2,277	810	802	8	1	130	40	1,296	1	38	18	1,253
5	春日部市	3,164	2,017	2,004	13	43	661	443	22	329	158		
6	羽生市	1,135	358	358			284	343	150		139	235	130
7	深谷市	5,214	2,804	2,804		18	1,709	420	263	3	1,114	383	250
8	上尾市	3,726	2,290	2,290		22	456	958		14	138	272	
9	越谷市	3,106	1,793	1,793		144	1,083	86		56	392	51	
10	蕨市	892	598	598		22	203	69		8	13	52	
11	戸田市	2,204	1,376	1,376		9	812	7		5	198	2	
12	三郷市	1,596	1,118	1,108	10	35	443			6	140		
13	蓮田市	697	516	516		1	156	24			75	9	
14	伊奈町	816	538	538		12	100	166		6	23	90	
15	埼玉県南西部	5,020	3,103	3,051	52	135	1,782			31	867		
16	秩父	3,226	1,156	1,133	23	9	1,666	395		4	1,606	375	
17	入間東部地区	4,964	3,165	3,165		3	1,131	665			107	152	
18	吉川松伏	1,544	1,114	1,107	7	15	391	24		13	363	24	
19	児玉郡市広域	3,033	1,779	1,779		3	974	130	147	3	849	130	
20	坂戸・鶴ヶ島	2,316	973	973		14	831	498		11	343	369	
21	比企広域	4,150	2,322	2,275	47	11	1,420	397		4	905	146	
22	川越地区	4,833	2,966	2,962	4	11	1,315	541		4	484	495	
23	埼玉県央広域	3,777	2,194	2,194		12	744	826	1	1	333	507	1
24	西入間広域	1,308	584	584		18	546	160		2	365	132	
25	埼玉西部	12,042	6,193	6,187	6	24	3,733	2,092		8	1,141	745	
26	埼玉東部	7,876	4,749	4,718	31	42	2,479	606		17	1,452	326	
27	草加八潮	3,743	2,158	2,158		103	1,290	192		39	432	41	

私 設 (D)	そ の 他										
	防火水槽			井戸	小 計	河川 溝等	海 湖	プ ール	濠 池等	下 水道	そ の 他
	100㎡以上	40~100㎡未満	20~40㎡未満								
508	13,711	7,127	607	2,114	225	3	1,332	185	0	369	
522	13,814	7,125	606	2,177	220	3	1,338	176	0	440	
517	14,077	7,087	411	2,157	220	3	1,344	191	0	399	
533	14,786	7,791	408	2,060	216	3	1,321	168	0	352	
531	14,790	7,785	405	1,991	211	3	1,280	147	0	350	
39	1,521	1,732		214			183	8		23	
12	388	433	182	57			54	3			
31	388	1,295		106			90	4		12	
	92	22	43								
21	332	285		36			30	4		2	
	145	108	20	6			1	1		4	
15	595	37	13	62	5		41	13		3	
8	318	686		34			34				
88	691	35		72			60	7		5	
14	190	17		10			10				
4	614	5		20			19			1	
29	303			54	25		29				
1	81	15		22	1		14			7	
6	77	76		6			6				
104	915			83			63	3		17	
5	60	20		53	8	1	37	7			
3	1,024	513		26			20	2		4	
2	28			21			20			1	
	125		147	34			34				
3	488	129		43			43				
7	515	206		97			35	62			
7	831	46		90			88	2			
11	411	319		89	27		59	1		2	
16	181	28		21	2	2	13	4			
16	2,592	1,347		413	3		135	7		268	
25	1,027	280		264	140		104	19		1	
64	858	151		58			58				

消防機械の保有数の推移

(各年4月1日現在)

区分 年別	消 防 本 部 ・ 消 防 署 (台)						消 防 団 (台)				
	普通車	水槽付車	はしご車	化学車	救急車	その他	普通車	水槽付車	小型動力ポンプ積載車	小型動力ポンプ	その他
昭和28年	13	10					276			414	5
33年	14	20				16	370	25		991	25
38年	25	29	2		9	19	434	28		1007	10
43年	36	46	7	8	40	26	500	24		872	43
48年	84	82	21	29	89	99	599	42		540	98
53年	109	125	29	39	141	151	551	29		364	152
58年	119	152	43	41	170	379	567	28		387	214
63年	132	169	45	45	194	449	593	24		371	244
平成5年	136	179	64	48	216	482	602	19		398	301
10年	158	168	67	51	225	525	590	20		397	362
15年	156	176	66	51	236	523	580	22	331	98	23
19年	155	171	65	50	246	539	576	24	318	100	34
20年	157	172	64	49	251	537	573	24	307	103	35
21年	154	177	63	49	253	543	574	22	302	115	36
22年	154	173	63	49	254	552	572	22	291	114	36
23年	150	175	63	49	255	548	569	24	305	93	35
24年	151	175	62	47	253	544	574	23	297	101	35
25年	152	172	63	46	257	548	574	23	299	101	36
26年	157	168	62	44	260	556	571	23	302	103	40
27年	158	167	61	42	260	557	568	23	301	100	43
28年	162	164	62	42	262	561	566	23	300	111	46
29年	162	167	62	41	264	573	564	23	298	105	46
30年	167	164	60	41	269	572	566	22	292	107	45
令和元年	168	162	61	41	274	585	567	22	291	109	49
2年	171	162	61	41	283	571	566	22	290	109	50

注1 平成15年度から消防団欄に「小型動力ポンプ積載車」を設け、「小型動力ポンプ」・「その他」を別にした。

注2 本表中の「普通車」とは、「消防ポンプ自動車」である。

注3 本表中の「水槽付車」とは、「水槽付消防ポンプ自動車」である。

注4 本表中、消防本部・消防署欄の「その他」とは、「指揮車」、「救助工作車」及び「資機材搬送車」等をいい、消防団欄の「その他」とは、「指揮車」及び「広報車」等をいう。

(資料編VI-1-4) 森林面積

(平成29年3月末)

区 分	人 工 林	天 然 林	竹 林	無立木地等	計
	ha	ha	ha	ha	ha
公 有 林	8,287	6,524	6	181	14,998
私 有 林	48,678	42,899	435	451	92,462
国 有 林	2,270	9,613	0	435	12,319
合 計	59,235	59,037	441	1,067	119,779

注 合計と内訳が一致しないのは四捨五入による

※森林面積は「森林資源現況調査（平成29年3月31日現在）」に基づく

(資料編VI-2-1) 高圧ガス施設の現況

(令和3年3月31日現在)

区	高圧ガス製造所	一般高圧ガス製造所	653件
		液化石油ガス製造所	129
		一般・液石ガス製造所	24
		冷凍関係製造所	1,840
分	高圧ガス貯蔵所	484	
	高圧ガス販売所	3,664	
	その他	248	
合	計	7,042	

(資料編VI-2-2) 銃砲、火薬類施設の現況

(令和3年3月31日現在)

猟銃等製造・販売事業所	24件
火薬類製造事業所注1	10件
火薬類販売事業所注2	28件
競技用紙雷管販売事業所注3	129件
火薬庫注4	87棟
産業火薬消費場所	16件

注1 火薬類製造事業所は、経済産業省管轄 2件を含む

注2 火薬類販売事業所は、さいたま市管轄5件、川越市管轄1件を含む

注3 競技用紙雷管販売事業所は、さいたま市管轄14件、川越市管轄1件を含む

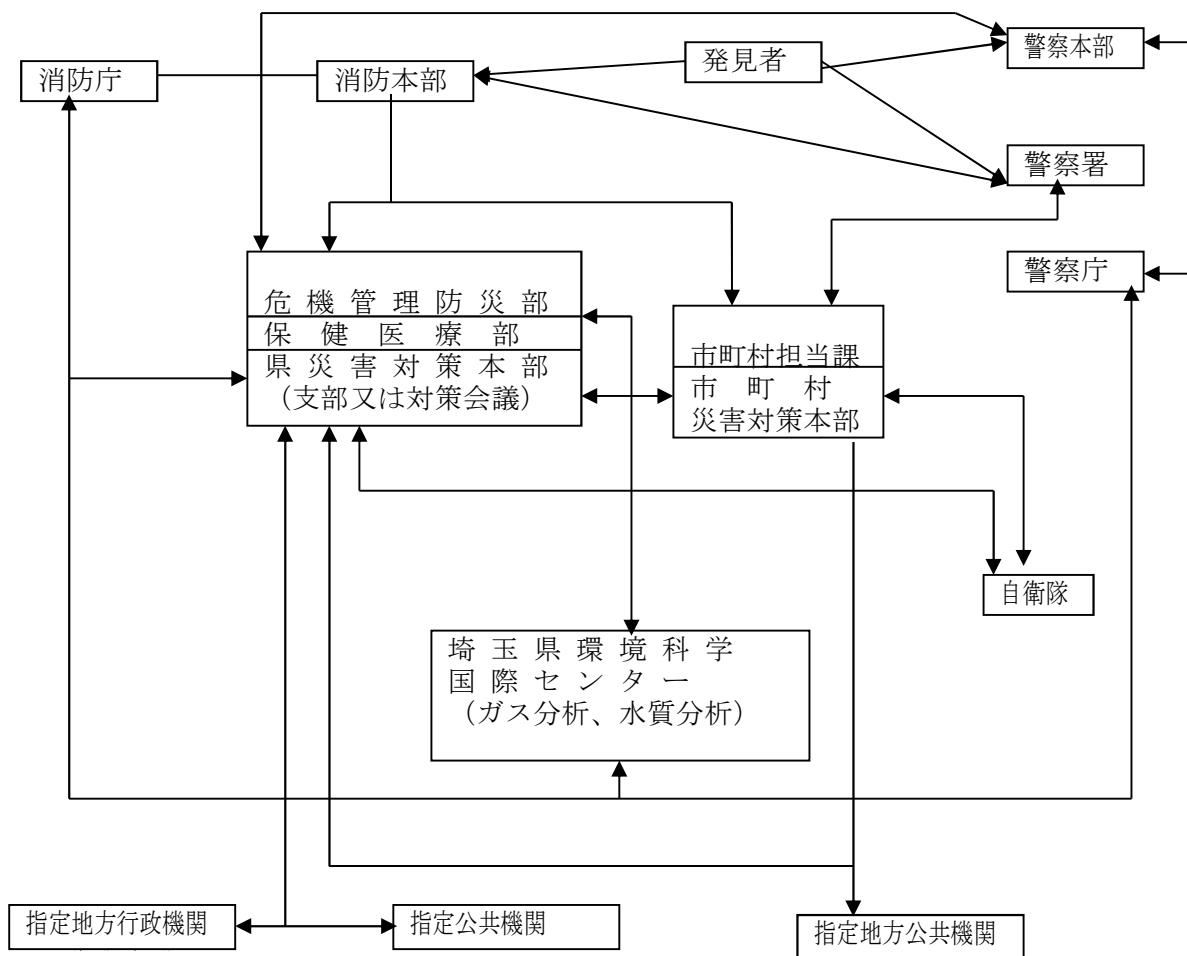
注4 火薬庫は、さいたま市管轄1件、川越市管轄7件を含む

(資料編VI-2-3) 毒劇物取扱施設の現況

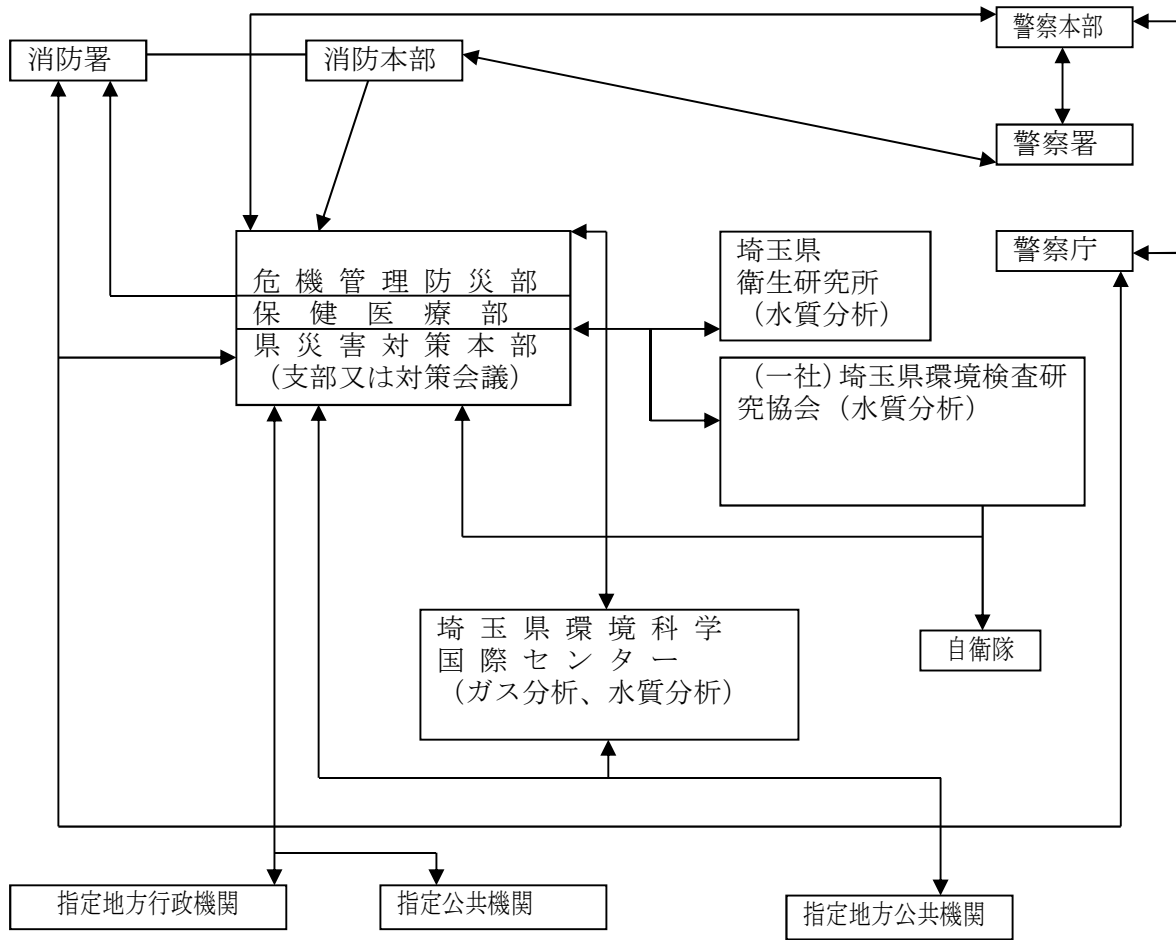
薬務課：R3.3.31 現在

	期末施設数
製造業	192
輸入業	59
一般販売業	1,913
農業用品目販売業	326
特定品目販売業	69
電気めっき業	100
金属熱処理業	3
運送業	19
しろあり防除業	0
特定毒物研究者	71
特定毒物使用者	26
合計	2,781

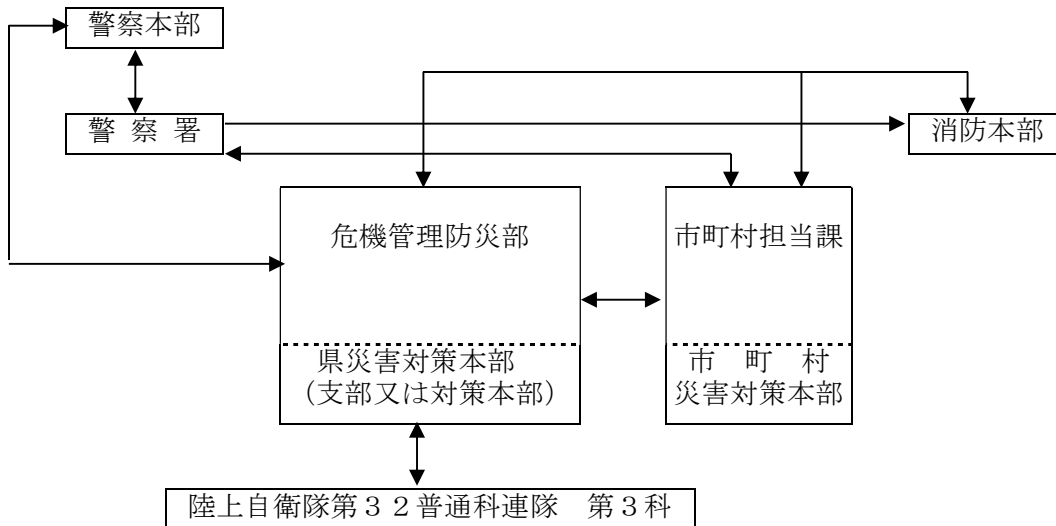
(資料編VI-2-4) サリン等による人身被害の連絡通報体制



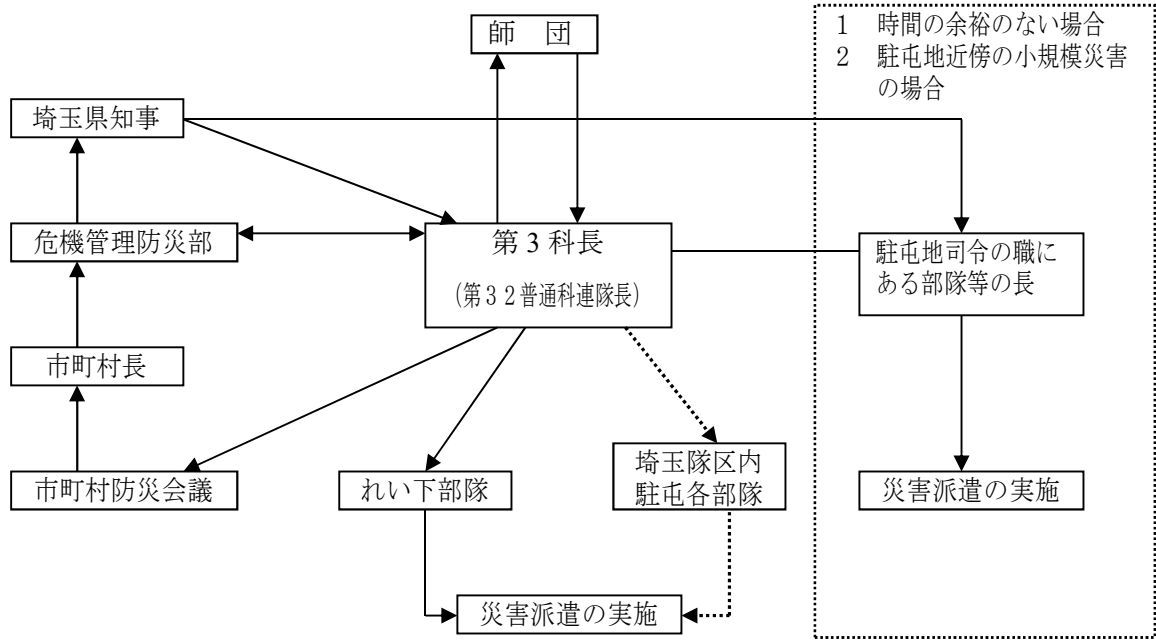
(資料編VI-2-5) サリン等による人身被害の原因解明のための連絡体制



(資料編VI-2-6) 自衛隊有毒物質汚染除去派遣要請連絡系統



(資料編VI-2-7) 陸上自衛隊災害派遣要請連絡系統



(資料編VI-3-1)

原子力規制委員会が、今後検討を行うべき課題として、原子力災害対策指針に記載している事項

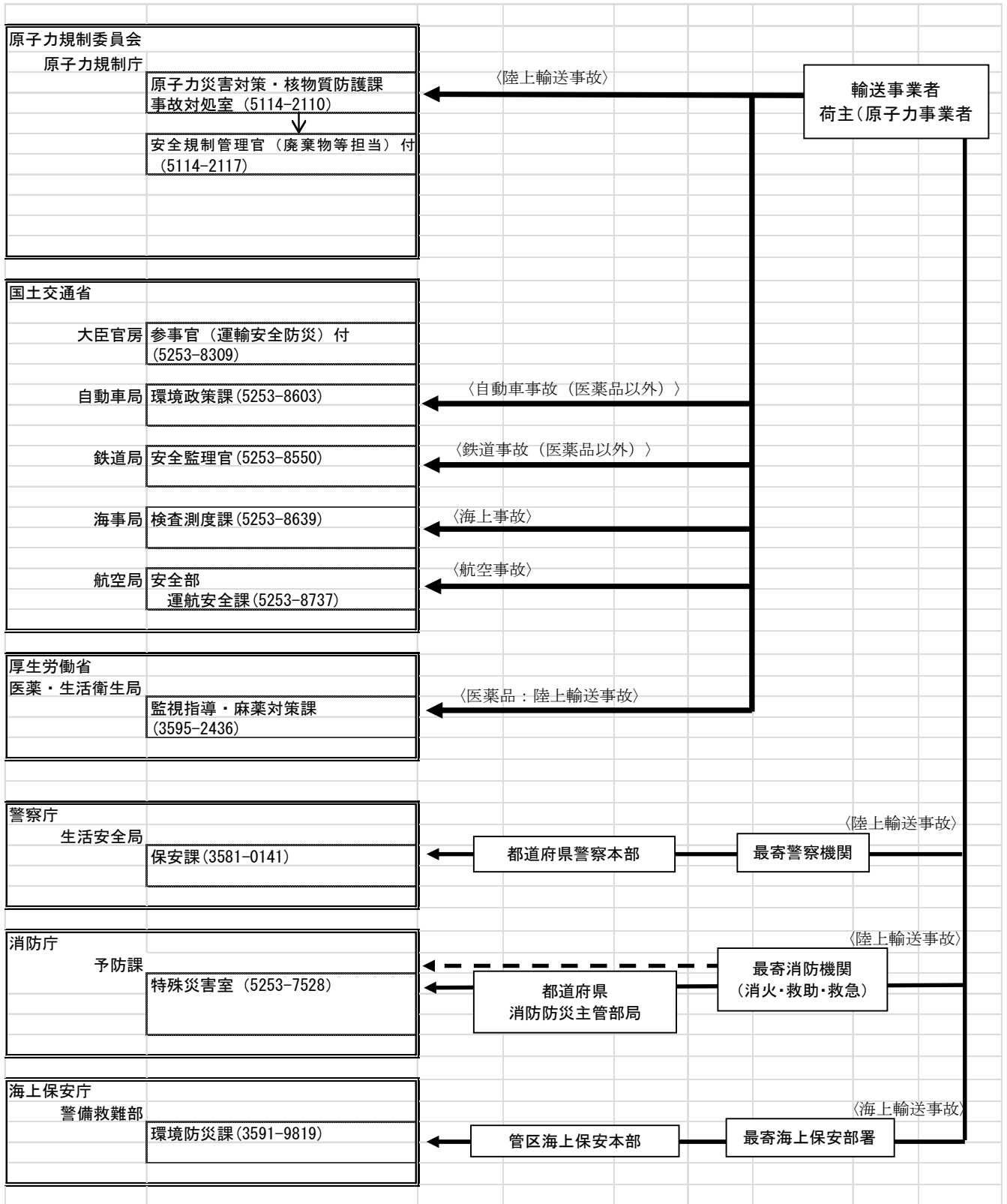
本指針の記述中で、今後詳細な検討等が必要とされる事項を次に挙げる。これらは、原子力規制委員会において検討し、その内容を本指針に記載していく。

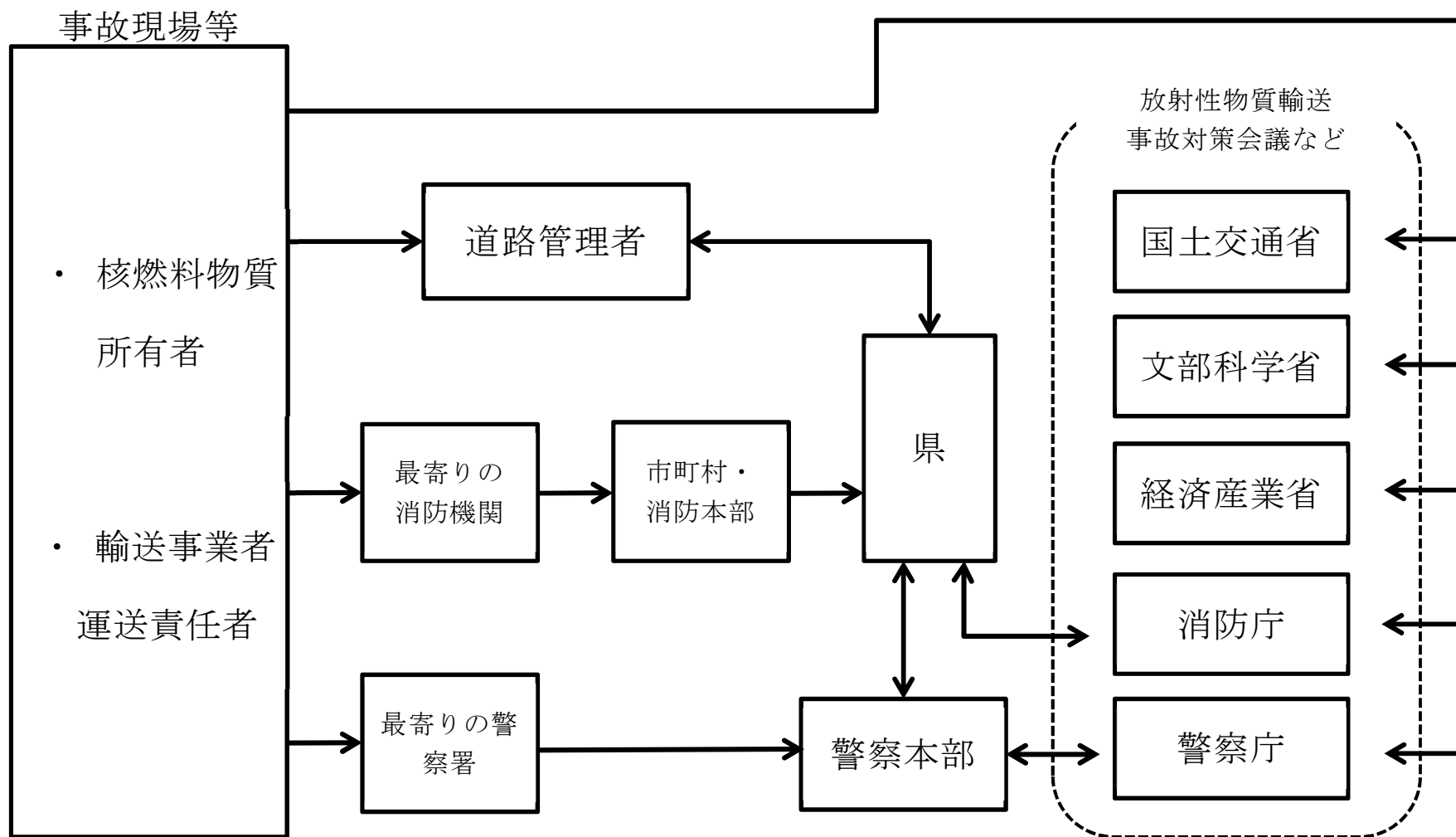
- ① OIL の初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づく OIL の設定の在り方
- ② 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への意向に関する考え方、中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方
- ③ 透明性を確保し適切な災害対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等

(資料編VI-3-2) 特定事象通報基準 (輸送時の事故)

- 事業所外運搬に使用する容器から1メートル以上離れた場所において、1時間あたり100マイクロシーベルト以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたとき <原子力災害特別措置法施行令第4条第4項第4号>

(資料編VI-3-3) 輸送事故時の連絡体制





(資料編VI-3-4) 参考 [原災法第10条に定める特定事象に至らない場合における連絡系統の例]

(資料編VI-3-5) 原子力緊急事態宣言発令基準 (輸送時の事故)

火災、爆発等があり、当該運搬容器において次に掲げる放射線量又は放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき

- 事業所外運搬に使用する容器にあつては、1 m離れた地点で1.0 mSv/h以上の放射線量を検出したとき
- 事業所外運搬の場合にあつては、当該運搬に使用する容器 (IP型を除く) から、放射性物質の種類に応じてA2値等の漏えいがあったとき

(資料編VI-3-6) 表3 OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm ^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{*4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{*9}	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{*6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{*7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{*8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン 元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 1 の基準値を超えた場合、O I L 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えたときから起算して概ね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 $120\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の G S G - 2 における O I L 6 値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEA では、O I L 6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である O I L 3、その測定のためのスクリーニング基準である O I L 5 が設定されている。ただし、O I L 3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

<p style="text-align: center;">警戒事態を判断するEAL</p> <p>(⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p>	<p style="text-align: center;">緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分間以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

<p>⑫ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑬ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された。場合</p> <p>⑭ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</p> <p>⑮ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑯ 当該原子炉施設において新規規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑰ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	
---	--

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p> <p>⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p>	<p>PAL内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

<p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	
--	--

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子</p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質</p>

<p>炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>⑨ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</p> <p>⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>
--	--

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合に	体制構築や情報収集を

<p>において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑬ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>行い、住民防護のための準備を開始する。</p>
---	----------------------------

<p>施設敷地緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ち</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実</p>

<p>にできないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>
---	----------------------------

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAL内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<ul style="list-style-type: none"> ① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分間以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ③ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑦ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑧ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑨ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑩ 当該原子炉施設において、新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
------------------	-----------------

- ① 原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。
- ② 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
- ③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適用しない場合には、5分間以上）継続すること。
- ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。
- ⑤ 原子炉の停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。
- ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。
- ⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
- ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
- ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
- ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。
- ⑪ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。
- ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。
- ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防

P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること	
------------------------------	--

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>③ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑥ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>⑦ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>⑧ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑨ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑫ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生する</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

こと。	
-----	--

4. ナトリウム冷却型高速炉（3. に規定するものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）及び試験研究用原子炉施設

これらの施設については、その特性が多様多様であることから、具体的なEALの設定については、通報規則第7条第一号の表二又はホ及び第14条の表二又はホに掲げる事象に加え、当該施設の特性及び1. から3. までに掲げる施設のEALの枠組みを踏まえて、原子力事業者が行う。

5. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの。

警戒事態を判断するEAL (④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

6. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p> <p>避難指示区域においては、一時立入を中止し、避難指示区域に一時立入りしている住民の退去を準備する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>避難指示区域に一時立入している住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。

7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

警戒事態を判断するEAL (⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ③ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑦ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

<p>⑧ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</p> <p>⑨ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑩ 当該原子炉施設において、新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	
--	--

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分間以上）継続すること。</p> <p>② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑧ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力</p>	<p>P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	
--	--

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。</p> <p>② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

8. 再処理施設

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第27号。以下「再処理事業指	体制構築や情報収集を

<p>定基準規則」という。)第35条に規定する機能が喪失した場合において、溶液が沸騰すること。</p> <p>② 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>④ 制御室の環境が悪化し、再処理施設の運転や制御に支障を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための一部の設備の機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 重要区域において、火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑦ 安全機能(再処理事業指定基準規則第1条第3号に規定する安全機能をいう。)が喪失した場合において、セル内において水素による爆発又は有機溶媒等による火災若しくは爆発が発生し、又は発生するおそれがあること。</p> <p>⑧ 再処理施設の内部において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>⑨ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑩ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑪ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該再処理施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑫ 当該再処理施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。</p> <p>⑬ その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>行い、住民防護のための準備を開始する。</p>
--	----------------------------

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>② 制御室が使用できなくなること。</p> <p>③ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>④ 火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ セルから建屋内へ放射性物質の漏えいがあること。</p>	<p>UPZ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。</p>

<p>⑥ 再処理施設の内部において、核燃料物質が臨界に達すること。</p> <p>⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑧ その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	
---	--

<p style="text-align: center;">全面緊急事態を判断するEAL</p>	<p style="text-align: center;">緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 再処理事業指定基準規則第35条に規定する機能が喪失した場合において、溶液の沸騰が継続することにより揮発した放射性物質が発生し、又は発生するおそれがあること。</p> <p>② 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>③ セルから建屋内へ放射性物質の大量の漏えいがあること。</p> <p>④ 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。</p> <p>⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑥ その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>UPZ及び必要に応じたそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。</p> <p>放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

9. 原子炉の運転等のための施設（上記に掲げるものを除く。）

<p style="text-align: center;">警戒事態を判断するEAL</p> <p>（③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</p>	<p style="text-align: center;">緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のため</p>

<p>③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</p> <p>④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>の準備を開始する。</p>
--	------------------

<p>施設敷地緊急事態を判断する E A L</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。U P Z のみが設定される場合は、U P Z 内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。</p>

<p>全面緊急事態を判断する E A L</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質</p>

放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

VI-3-8 表1 原子力事業者、国、地方公共団体が探ることを想定される措置等

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

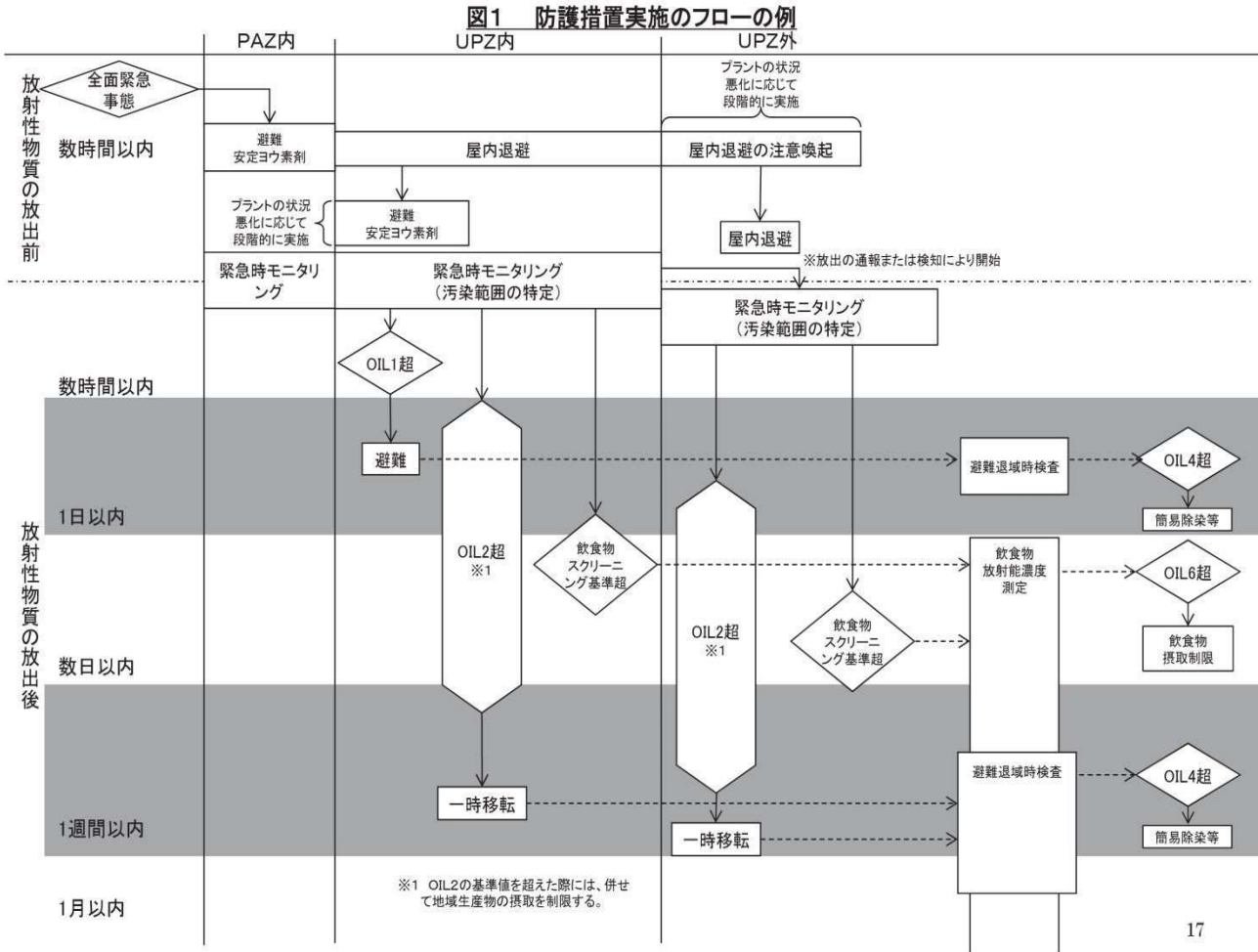
緊急事態区分	緊急事態	緊急事態	PAZ(～概ね5km)				UPZ(概ね5～30km)				UPZ外(概ね30km～) ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。			
			体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
			専ら原子力事業者	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	-
公共団体	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	-	・緊急時モニタリングの準備	-	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	-	-	【避難】 ・要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力	-	
国	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	-	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備のための調整	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請	-	
ただし(原法十五条の適用を要しない緊急事態を除く)	専ら原子力事業者	・要員追加参加	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	・自治体へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの準備及び支援	-	
	公共団体	・要員追加参加 ・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・要配慮者等の避難の実施 ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等) 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	【避難】 ・要配慮者等の避難受け入れ ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力	-	
	国	・要員追加参加 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難の実施を指示 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避準備を指示	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難受け入れを要請 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請	
(原法十五条の適用を要する緊急事態)	専ら原子力事業者	・要員追加参加	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	・自治体へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの準備及び支援	-	
	公共団体	・要員追加参加	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施 【安定ヨウ素剤】 ・住民等への安定ヨウ素剤の服用指示	・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退避時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	-	【避難】 ・避難の受け入れ 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退避時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力	
	国	・要員追加参加 ・現地追加派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・自治体に避難の実施(移動が困難な者の一時退避を含む)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用を指示	・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、避難退避時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)を指示	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	【避難等】 ・自治体に避難等の受け入れを要請 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、避難退避時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力を要請	

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		PAZ(～概ね5km)※1				UPZ(概ね5～30km)				UPZ外(概ね30km～)			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
O I L	O I L 1	事業者 電力	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	-
		公共 地方 団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施	-	-	【避難】 ・(近)避難の実施	【避難】 ・(遠)避難の受入れ
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・自治体に避難の実施(移動が困難 な者の一時退避を含む)を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	【避難】 ・(近)自治体に避難の 実施を指示	【避難】 ・(遠)自治体に避難 受入れを要請
	飲食 物に 係る スクリー ニング 基準	事業者 電力	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの 実施及び支援	-
		公共 地方 団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの 実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の 濃度測定	-	・住民等への情報伝達	-	-
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき 範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質 の濃度測定を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき 範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質 の濃度測定を指示
	O I L 4	事業者 電力	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への 協力	-	-	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への 協力
		公共 地方 団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の 実施	-	・住民等への情報伝達	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の 実施
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の 指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の 指示
	O I L 2	事業者 電力	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの 実施及び支援	-
		公共 地方 団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの 実施	【一時移転】 ・一時移転の実施	-	・住民等への情報伝達	-	【一時移転】 ・(近)一時移転の実施 【一時移転】 ・(遠)一時移転の受入れ
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・自治体に一時移転の実施を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・(近)自治体に一時移 転の実施を指示
O I L 6	事業者 電力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	公共 地方 団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質 の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質 の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	
	国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・個別品目の放射性物質 の濃度測定結果の収集・ 分析 ・個別の放射性物質の濃 度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施 を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・個別品目の放射性物質 の濃度測定結果の収集・ 分析 ・個別の放射性物質の濃 度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示	

※1・・・緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提。

(資料編VI-3-9) 図1 防護措置実施のフローの例



(資料編VI-4-1) 茶園凍霜害防除技術

茶農家は次の方法を参考にして防除を行う。

- (1) 茶樹品種の組合せ
茶樹の品種（早生、中生、晩生）を組合せて危険の分散を図るとともに、過去における被害状況や地形等を考慮して造園する。
- (2) 敷わらの仕方
幼木園の敷わらは、畦間全面に置くと地面からの放射を妨げ夜間の冷え込みが著しいため、株元だけにしておく。成木園の冬期の敷わらは、春肥施用前に株元に寄せておき、夏肥施用後畦間全面に拡げる。（又は春肥前に畦間から除去して堆肥原料に供する。）
- (3) 茶園防霜施設の設置
 - ア 送風施設
防霜ファンを地上 6～7m 程度の高さに設置し送風により防止する。
 - イ 被覆施設
棚式覆架施設やトンネル式施設により「カンレイシヤ」または「その他化学繊維網」等の被覆資材を使用して防除する。

(資料編VI-4-2) 茶園凍霜害被害後の技術対策（4月中～下旬の被害）

- (1) 整・せん枝
 - ア 萌芽期前後の被害—放任
 - イ 2～3 葉期以後の被害—著しい被害の場合は新芽刈り落とし、小被害なら放任
- (2) 施肥
4月に入って「茅出し肥」として速効性窒素 10a 当たり 10 kg内外を施用済みのものは、改めて追肥を必要としない。
茅出し肥を施用しないもので、被害の大きいものに限り速効性窒素 10a 当たり 10 kg程度（硫安では 2.5 袋）を施用する。
- (3) 害虫防除
被害後は、カンザワハダニの多発を見ることがあるので注意する。
- (4) 被害園の摘採
畦の方位により被害差の大きい場合は摘採期の早晩も大きくなるので、二度摘みとする。総体的に再生芽は若芽摘みとして品質低下をできるだけ防ぐようにする。

(資料編VI-4-3) 凍霜害減収判断基準 (抜粋)

1 桑

(1) 春蚕用 (春秋蚕兼用桑園)

生育期	損傷程度	被害程度
帯青期 ～ 脱苞期	主芽の凍死 60%未満	30%未満
	〃 60%未満	30～49%
	主芽の凍死 80%以上かつ 副芽の凍死 30%未満	50～69%
	主芽の凍死 80%以上かつ 副芽の凍死 30～49%	70～89%
	主芽の凍死 80%以上かつ 副芽の凍死 50～70%	90～100%
燕口期 ～ 第3開葉期	生長点凍死 40%未満	30%未満
	〃 40%以上	30～49%
	生長点凍死 80%以上かつ 副芽の凍死 30%未満	50～69%
	生長点凍死 80%以上かつ 副芽の凍死 30～49%	70～89%
	生長点凍死 80%以上かつ 副芽の凍死 50～70%	90～100%
第4開葉期 ～ 第6開葉期	生長点凍死 20%未満	30%未満
	〃 20～49%	30～49%
	〃 50～69%	50～69%
	〃 70～89%	70～89%
	〃 90%以上	90～100%

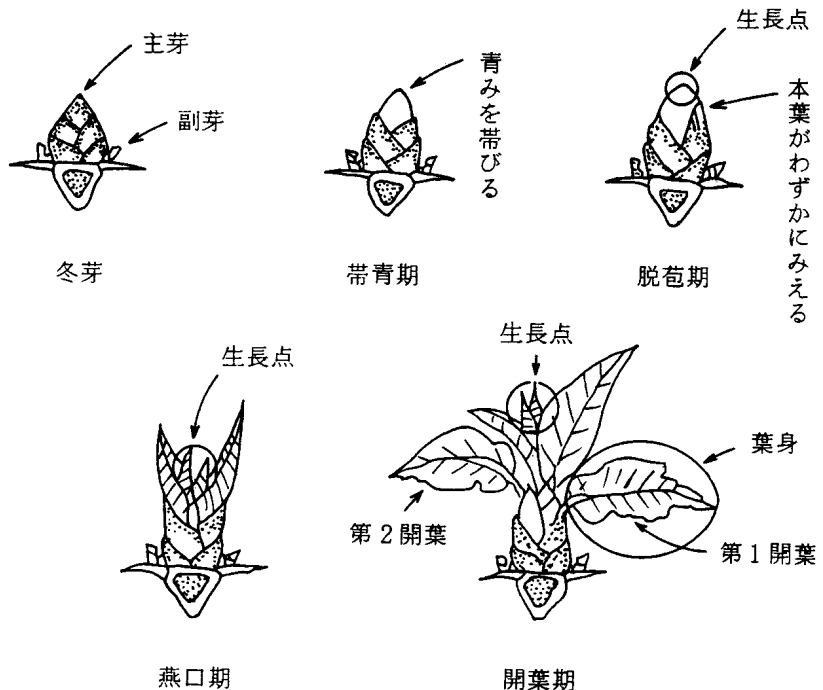
(注)

- 1 稚蚕用桑園では、損傷程度が30%以上の場合、被害程度を100%とする。
- 2 枝条を剥皮して皮部の内側が生色を失い、異変している桑園は被害程度100%とする。
- 3 判定方法は、最初に主芽の凍死を調べ、次いで副芽の生死を調べる。
- 4 冬期の寒害被害は、帯青期～脱苞期の被害程度を用いる。

(2) 用語の意義

ア 主芽の成長点凍死
生長点が生長を停止したものを凍死したものとする。
普通生長点をそのまま又は縦断して見たとき、黄変して生気を失ったものは生長を停止する。
これは被害後2日位から判定できる。

イ 桑の発芽開葉
桑の冬芽からの進みぐあいであらう帯青、脱苞、燕口、開葉にわけられる。
品種によってこれらの発芽の様子に差があるが、おおまかに図解すれば、第1図のとおりである。



第1図 桑の発芽開葉過程

(3) 桑の発芽の判定方法

調査桑園の代表的な10株について、平均的な太さの枝条を1本選び、それぞれの上部5芽について調査し、3芽以上の状態で発芽過程を判定する。

2 茶

(1) 強被害

生育期	損傷程度	被害程度(%)	備考
萌芽期	損傷芽の割合 100%以下	30%未満	萌芽期の被害は、一般的には30%以上の被害程度になるものは少ない。
心1葉期	70%未満 70~100%	30%未満 30~49%	
心2葉期	50%未満	30%未満	強被害とは、心や葉の変色が著しく心の枯死が損傷芽の50%を超える程度をいう。
	50~69%	30~49%	
	70~89%	50~69%	
	90%以上	70~89%	
心3葉期	30%未満	30%未満	
	30~49%	30~49%	
	50~69%	50~69%	
	70~89%	70~89%	
	90%以上	90~100%	
心4葉期 ~ 心5葉期	10%未満	30%未満	
	10~29%	30~49%	
	30~49%	50~69%	
	50~69% 70%以上	70~89% 90~100%	

注1. 一番茶に適用する。

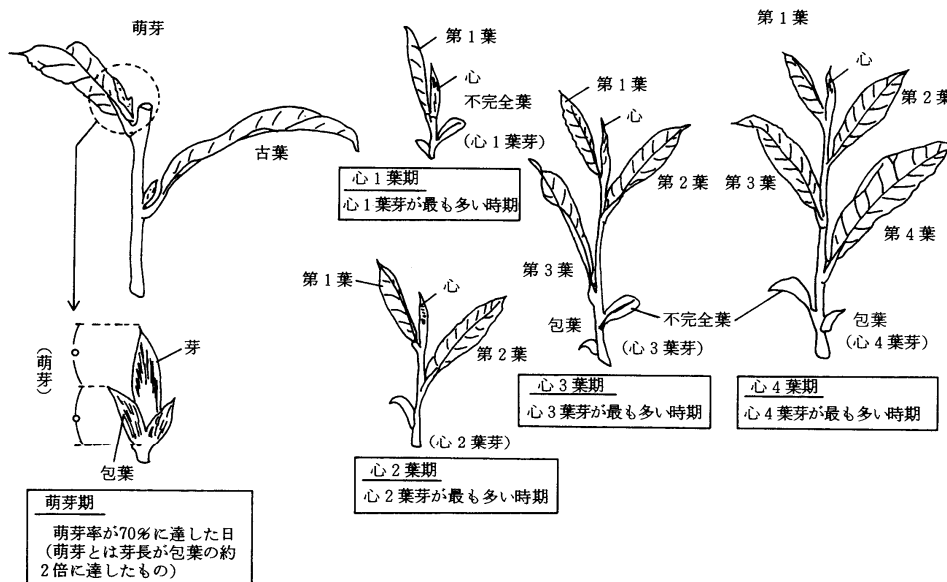
2. 低温の程度により、凍霜害を受けた芽の被害程度に強弱があるので、被害程度に応じて強被害の場合は、1表を、弱被害の場合は2表による。

3. 心1葉期、心2葉期等生育期の判定については別図参照。

(2) 弱被害

生育期	損傷程度	被害程度(%)	備考
心1葉期	損傷芽の割合 100%未満	30%未満	弱被害とは、心や葉の変色にとどまるもので、心の枯死が損傷芽の50%を超えない程度をいう。
心2葉期	90%未満 90%以上	30%未満 30~49%	
心3葉期	50%未満	30%未満	
	50~69%	30~49%	
	70~89%	50~69%	
	90%以上	70~89%	
心4葉期 ~	20%未満	30%未満	
	20~34%	30~49%	
心5葉期	35~54%	50~69%	
	55~69% 70%以上	70~89% 90~100%	

茶新葉の生育過程と呼称



注1 包葉とは、萌芽前の芽を包んでいるもので新芽の生育が進むと脱落するものが多い。

不完全葉とは、葉形小さく、葉縁に鋸葉を欠く。

注2 包葉・不完全葉とも本葉として扱わない。(葉数に加えない。)

(資料編VI-4-4) [参考] 気温の観測等について

1 気温の観測について

- (1) 気象観測施設（百葉箱）のある所ではその施設を利用すること。
- (2) 百葉箱のない所は次の要領で観測すること。
 - ア 観測点は家屋や樹木から 10m以上離れた所を選ぶこと。
 - イ 温度計の高さは地上 1.2m～1.5mの高さとする。
 - ウ 観測の時は温度計に手をふれることなく目と直角に目盛りを読むこと。
- (3) 百葉箱を用いず温度計を露出して測った気温は百葉箱内のものより 1～2℃低いのが普通である。
- (4) 茶業研究所から連絡があった場合、茶業研究所の気温との差を確認しておくこと。

2 気温の降下状況について

- (1) 気温の降下は、風が弱くて晴天であれば日没後の午後 6 時頃は 1 時間に 2℃くらい、午後 8 時頃から早朝にかけては 1 時間に 0.8℃くらいである。
したがって、平均では午後 6 時の気温が百葉箱内で 12℃以下、午後 10 時の気温が 6℃以下、午前 2 時の気温が 4℃以下に降下し静穏で晴天が続いていれば、ほとんど霜害がおこる。
- (2) 百葉箱内の気温が 2℃以下に下がると、接地最低気温はさらに 5～6℃低く氷点下 3～4℃以下となることが多い。

(資料編VI-5-1) 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般国道

図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間				交通量 台/日	規 制 基 準				気象観測所	危険内容	迂 回 路	指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置
			自 至	郡市 郡市	町村字 町村字	延長 (km)		規 制 基 準 値 (mm)								
								通 行 時 間 連 続	注 意 雨 量 連 続	通 行 時 間 連 続	止 雨 量 連 続					
1	2 9 9 号	秩父	小鹿野町河原沢		4.9	11,249	なし		120	河原沢 (河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 崩	なし	S45			
一 般 国 道 計			1	区 間	4.9											

道路種別 一般県道

図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間				交通量 台/日	規 制 基 準				気象観測所	危険内容	迂 回 路	指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置
			自 至	郡市 郡市	町村字 町村字	延長 (km)		規 制 基 準 値 (mm)								
								通 行 時 間 連 続	注 意 雨 量 連 続	通 行 時 間 連 続	止 雨 量 連 続					
2	大 野 東 松 山 線	東松山	ときがわ町大野		4.5	953	なし		100	七重 (河)	土 砂 崩 落	なし	S46			
3	西 平 小 川 線	東松山	ときがわ町雲河原 小川町上古寺		0.2	1,131	なし		100	雀川ダム (河)	路 肩 欠 崩 土 砂 崩 落	なし	S50			
4	中津川三峰口停車場線	秩父	秩父市中津川		4.2	950	なし		120	ふれあいの森 (河)	落 石 土 砂 崩 落	なし	S50			
5	矢 納 浄 法 寺 線	本庄	神川町上阿久原		2.5	2,944	なし		100	矢納 (河)	落 石 土 砂 崩 落	(国)462号	S46	2		
6	吉 田 太 田 部 譲 原 線	本庄	秩父市吉田太田部 神川町矢納		7.3	442	なし		120	矢納 (河)	落 石 土 砂 崩 落	(国)462号	S46	3		
7	坂 本 寄 居 線	熊谷	寄居町秋山		1.0	1,466	なし		120	寄居町役場 (河)	落 石 土 砂 崩 落	なし	S50			
一 般 県 道 計			6	区 間	19.7											
都 道 府 県 道 合 計			6	区 間	19.7											

(資料編VI-5-2) 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般国道

図面 対照 番号	路線名	担当事 務所名	規制区間				交通量 台/日	規制条件 (通行止)	危険内容	迂回路	指定 年度	備考 道路交通 遮断装置
			自 至	郡市 郡市	町村字 町村字	延長 (km)						
8	2 5 4 号朝霞	新座市大和田				0.1	45,192	パトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	なし	H4	
9	2 5 4 号川越	富士見市水子 (東武東上線アンダーパス)				0.2	46,206	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路面冠水	(一)川越新座線	H4	
10	4 6 3 号川越	所沢市西新井町 所沢市有楽町 (西武新線アンダーパス)				0.4	18,964	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路面冠水	(主)所沢狭山線 所沢市道3-85号線 所沢市道1-4号線 (一)南川上名栗線	H24	
11	2 9 9 号秩父	横瀬町横瀬				17.9	6,121	パトロール等により危険が予想される場合	落石	(主)青梅秩父線	S60	
12	1 4 0 号秩父	飯能市坂石 秩父市荒川貫川				25.1	5,374	パトロール等により危険が予想される場合	土砂崩落	なし	H4	
13	1 4 0 号秩父	秩父市大滝(豆焼) 長瀬町矢那瀬				0.3	14,321	パトロール等により危険が予想される場合	落石	(一)長瀬玉淀自然公園線	H4	
14	1 4 0 号秩父	寄居町末野 長瀬町矢那瀬				0.4	14,321	パトロール等により危険が予想される場合	土砂崩落	(一)長瀬玉淀自然公園線	H4	
15	1 2 2 号BP	杉戸 蓮田市関山4丁目 蓮田市東3丁目 (宇都宮線アンダーパス)				1.7	21,490	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路面冠水	(主)さいたま栗橋線 (国)122号 (一)蓮田杉戸線	H19	
一般国道計			8	区	間	46.1						

道路種別 主要地方道

図面 対照 番号	路線名	担当事 務所名	規制区間				交通量 台/日	規制条件 (通行止)	危険内容	迂回路	指定 年度	備考 道路交通 遮断装置
			自 至	郡市 郡市	町村字 町村字	延長 (km)						
16	さいたま草加線	さいたま	川口市坂下町 (鳩ヶ谷地下道)			0.7	24,754	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路面冠水	(主)さいたま草加線	H17	
17	練馬川口線	さいたま	戸田市笹目南町 戸田市水川町			0.5	12,878	パトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	なし	H4	
18	朝霞蕨線	朝霞	朝霞市上内間木			2.0	13,361	パトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	(主)さいたま東村山線	H4	
19	東松山桶川線	北本	桶川市川田谷 (榎戸橋)			0.2	13,025	パトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	(一)下石戸上菖蒲線 (主)さいたま鴻巣線	H14	
20	さいたま鴻巣線	北本	桶川市川田谷 (滝の宮橋)			0.5	4,634	パトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	(主)川越栗橋線	H4	
21	上尾久喜線	北本	上尾市上平 (上平橋)			1.0	15,106	パトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	(一)上尾蓮田線	H4	
22	さいたまふじみ野所沢	川越	ふじみ野市大井蔵野 (関越道アンダーパス)			0.3	11,969	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路面冠水	ふじみ野市道1-38号線 ふじみ野市道1-43号線 ふじみ野市道2-30号線	H24	
23	川越坂戸毛呂山線	飯能	坂戸市元町 坂戸市泉町 (東武東上線アンダーパス)			0.5	13,196	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路面冠水	(主)日高川島線	H23	
24	青梅秩父線	秩父	飯能市上名栗 横瀬町芦ヶ久保 秩父市栃谷			6.5	3,720	パトロール等により危険が予想される場合	落石 土砂崩落	(国)299号 (一)南川上名栗線	H4	
25	熊谷小川秩父線	秩父	秩父市定峰頂上 皆野町金沢			8.1	8,939	パトロール等により危険が予想される場合	土砂崩落	(一)三沢坂本線	H4	
26	前橋長瀬線	秩父	長瀬町中野上 皆野町野巻			1.5	2,955	パトロール等により危険が予想される場合	土砂崩落	(主)秩父児玉線	H4	
27	皆野両神荒川線	秩父	秩父市吉田久長 秩父市上吉田			3.6	4,468	パトロール等により危険が予想される場合	落石	(主)皆野荒川線	H4	
28	皆野両神荒川線	秩父	小鹿野町小鹿野 秩父市荒川小野原			3.2	3,674	パトロール等により危険が予想される場合	落石 土砂崩落	(一)下小鹿野吉田線	H4	
29	皆野荒川線	秩父	小鹿野町長留 秩父市上吉田			5.0	4,801	パトロール等により危険が予想される場合	土砂崩落	なし	H4	
30	高崎神流秩父線	秩父	秩父市上吉田(土坂峠) 秩父市久那			7.9	1,753	パトロール等により危険が予想される場合	落石	なし	H4	
31	秩父荒川線	秩父	秩父市荒川日野 秩父市荒川久那			4.0	14,235	パトロール等により危険が予想される場合	落石 土砂崩落	(国)140号	H4	
32	秩父上名栗線	秩父	秩父市浦山 長瀬町岩田			10.0	686	パトロール等により危険が予想される場合	土砂崩落	なし	H4	
33	長瀬玉淀自然公園線	熊谷	寄居町金尾			2.4	6,676	パトロール等により危険が予想される場合	路面冠水	(国)140号	S63	
34	花園本庄線	熊谷	深谷市樺沢			0.3	10,395	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路面冠水	(国)17号	H23	
35	春日部久喜線	杉戸	宮代町道仏 宮代町中島 (みやしろ地下道)			0.2	15,131	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路面冠水	(一)蓮田杉戸線	H21	
36	葛飾吉川松伏線	越谷	吉川市美南一丁目 吉川市大字木売			0.2	14,694	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路面冠水	吉川市道2-217号線	H24	
主要地方道計			2	1	区	間	58.6					

道路種別 一般県道

図面 対照 番号	路線名	担当事 務所名	規制区間				交通量 台/日	規制条件 (通行止)	危険内容	迂回路	指定 年度	備考 道路交通 遮断装置
			自 至	郡市 郡市	町村字 町村字	延長 (km)						
37	吉場安行東京線	さいたま	川口市西立野			0.3	10,208	パトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	(国)298号 (一)さいたま鳩ヶ谷線 (主)さいたま草加線	H4	

38	吉場安行東京線	さいたま市川口市安行原	0.2	10,208	バトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	(一) 金明町鳩ヶ谷線	H17
39	和光志木線	朝霞和光市本町 和光市新倉一丁目 (東武東上線アンダーパス)	0.5	12,892	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路面冠水	(主) 和光インター線	H24
40	上尾蓮田線	北本上尾市平塚 伊奈町小室 (平塚橋)	0.4	10,573	バトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	(主) さいたま菖蒲線 (一) 上尾環状線 (国) 17号	H4
41	蓮田鴻巣線	北本北本市北中丸 北本市古市場	0.3	9,826	バトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	(主) 行田蓮田線 (一) 鴻巣補川さいたま線 (主) 行田蓮田線 (主) 川越栗橋線 (一) 蓮田鴻巣線	H15
42	下石戸上菖蒲線	北本北本市朝日 (越沼橋)	0.1	12,490	バトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	(主) 行田蓮田線 (主) 川越栗橋線 (一) 蓮田鴻巣線	H14
43	上尾環状線	北本上尾市平塚 (国体橋)	1.0	7,931	バトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	(一) 上尾蓮田線	H4
44	所沢堀兼狭山線	川越狭山市上奥富 (国道16号アンダーパス)	0.6	23,714	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路面冠水	(一) 所沢堀兼狭山線(側道)	H24
45	南飯能線	飯能飯能市中藤上郷 飯能市南川	2.0	7,554	バトロール等により危険が予想される場合	落石 土砂崩落	なし (国) 299号	H4
46	南川上名栗線	飯能飯能市上名栗 秩父市大滝	7.1	444	バトロール等により危険が予想される場合	土砂崩落	(主) 青梅秩父線	H4
47	中津川三峰口停車場線	秩父秩父市中津川	9.2	950	バトロール等により危険が予想される場合	落石 土砂崩落	なし	H17
48	秩父多摩甲斐国立公園三峰線	秩父秩父市大滝	9.3	1,676	バトロール等により危険が予想される場合	土砂崩落	なし	H4
49	両神小鹿野線	秩父小鹿野町両神薄字小倉 小鹿野町両神薄字大平 秩父市上吉田	10.7	991	バトロール等により危険が予想される場合	落石 土砂崩壊	なし	H4
50	藤倉吉田線	秩父小鹿野町藤倉 皆野町下日野沢	9.9	576	バトロール等により危険が予想される場合	土砂崩壊 落石	なし	H4
51	下日野沢東門平吉田線	秩父秩父市吉田阿熊 皆野町三沢	9.1	1,938	バトロール等により危険が予想される場合	落土 土砂崩落 土路肩欠	(主) 皆野両神荒川線	H4
52	三沢坂本線	秩父東秩父村境	7.9	586	バトロール等により危険が予想される場合	土砂崩落	(主) 熊谷小川秩父線	H4
53	石間下吉田線	秩父秩父市吉田石間	5.0	444	バトロール等により危険が予想される場合	土砂崩落	なし	H4
54	薄小森線	秩父小鹿野町両神薄 小鹿野町両神小森 八潮市木曾根	13.9	444	バトロール等により危険が予想される場合	土砂崩落	なし (国) 298号	H4
55	八潮三郷線	越谷三郷市彦沢	1.1	23,499	バトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	(一) 越谷八潮線	H14
一般県道計		19区間	88.6					
都道府県道合計		40区間	147.4					

(資料編VI-5-3) 災害時における交通誘導警備業務等に関する細目協定

1 災害時における交通誘導警備業務等に関する協定

埼玉県（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県警備業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における交通誘導警備業務等の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、緊急に必要とする交通誘導その他の警備業務の実施について、甲が乙に対し協力を要請するに当たり必要な事項を定め、もって被災地の被害拡大防止及び救援、救護活動を円滑に実施することを目的とする。

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に実施を要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 災害時における緊急交通路の確保等に関する交通誘導警備業務
- (2) 被災地における避難場所等の警戒活動警備業務
- (3) その他甲において必要と認める警備業務

（業務の要請）

第3条 甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、埼玉県警察本部長を通じ、乙に対し、警備員の出動を要請するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、甲から業務の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲の指定する警備業務を実施するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請により乙が実施した業務の費用は、甲が負担する。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、業務終了後、所定の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を乙に支払うものとする。

（損害の負担）

第7条 出動警備員が業務の実施により第三者に損害を与えた場合は、出動警備員の使用者たる警備業者又は当該警備員が負担する。

（災害の補償）

第8条 出動警備員が業務の実施により災害を受けた場合の補償は、出動警備員の使用者たる警備業者が負担する。

（細目）

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、埼玉県警察本部長と乙が協議して別に定めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第11条 この協定は、平成9年7月24日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年7月24日

甲 埼玉県浦和市高砂3丁目15番1号
埼玉県知事 土屋義彦
乙 埼玉県浦和市仲町1丁目4番10号
社団法人埼玉県警備業協会会長 川南昌義

2 災害時における交通誘導警備業務等に関する細目協定

埼玉県警察（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県警備業協会（以下「乙」という。）は、埼玉県（以下「県」という。）と乙との間で締結された災害時における交通誘導警備業務等に関する協定

(以下「基本協定」という。)の実施の細目に関し、次のとおり協定を締結する。

(業務の要請の方法)

第1条 県から乙に対し、基本協定第3条に規定する要請が行われたときは、甲は乙に対し、具体的な業務内容、日時、場所及び必要な警備員数を示して、文書又は口頭等により指示するものとする。

2 乙は、前項に規定する指示に基づき、警備業者に当該業務を実施させる。

(出動警備員の資格等)

第2条 基本協定の要請業務に従事する警備員は、当該業務に関する専門的知識及び技能を有し、かつ、業務経験が1年以上の者でなければならない。

2 交通誘導警備業務に従事する警備員については、努めて警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)に合格した者を充てるものとする。

(業務の実施)

第3条 県の要請に基づき出動する警備員は、業務に必要な資機材を携行するとともに、指定された場所に出動し、当該警備員が所属する警備業者の指揮により、甲の指定する警備業務に従事するものとする。

2 警備業者は、出動後速やかに、出動人員及び現場責任者等を現場を管轄する警察署長に報告しなければならない。

3 乙は、出動後速やかに、警備業者ごとの出動警備員を甲に報告しなければならない。

4 乙は、業務終了後速やかに、警備業者ごとに、出動警備員の出動日、出動時間、業務内容等を甲に報告しなければならない。

(業務実施上の留意点)

第4条 警備員は、業務に従事するに当たっては、警察官等との連携に努めなければならない。

(業務の解除)

第5条 甲は、業務の必要がなくなったときは、乙に対して、文書等により業務の解除を連絡するものとする。

(出動可能警備員の把握及び報告)

第6条 乙は、要請業務に応じるため、警備業者ごとに、出動可能人員及び資機材を把握し、毎年、年度末までに当該人員等を甲に報告するものとする。

(訓練)

第7条 甲と乙は、業務を円滑に推進するため、協議の上訓練を実施するものとする。

(被災情報の提供)

第8条 乙及び警備業者は、警備業務等を通じて収集した被災情報を甲に提供するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施について疑義あるときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成9年7月24日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年7月24日

甲	埼玉県警察本部長	服部 範 雄
乙	社団法人埼玉県警備業協会会長	川南 昌 義

(資料編VI-6-2) 鉄道事業者の計画

第1 東日本旅客鉄道(株)大宮支社

1 施設の現況

線路	延長	記事
武蔵野線	34km550m	昭48. 4. 1開通
東北本線	44km020m	明16. 7.28開通
東北本線(新幹線)	39km965m	昭57. 6.23開通(上野～大宮間 昭60.3.14)
高崎線	3km000m	明16. 7.28開通
高崎線(新幹線)	10km500m	昭57.11.15開通
川越線	29km000m	昭15. 7.22開通
埼京線	13km635m	昭60. 9.30開通

2 防災対策

(1) 施設の現況

大宮支社管内において線路の被害防止のため、土留、のり面工の防災措置を施してある。

(2) 事業計画

全般計画

大宮支社においては防災上の見地から橋梁等の改良工事計画を次のようにたてている。
東鷲宮・栗橋間古利根橋りょう

3 防災体制の強化

(1) 防災業務実施計画

地震やその他災害の発生時にお客さま及び社員等の地震の安全確保のため、早期情報把握、負傷者の早期救出・救命を図るよう、防災体制の整備、対策本部設置による指揮命令系統の確立などのほか、関係行政機関、関係公共機関及び他会社をはじめとした関係各社との連携を図る目的として、策定した防災業務実施計画に基づき必要な教育、訓練を実施する。

(2) 総合防災訓練

大規模地震や大規模輸送障害の発生を想定し、救助・救命、お客さまの避難誘導、災害復旧等の判断力と技能の養成及び迅速かつ適切な災害復旧活動の遂行を目的とし、総合防災訓練を実施する。

(例)・社員、家族の安否確認訓練

- ・非常参集訓練
- ・情報収集、初動対応訓練
- ・社内機関での災害対策訓練 等

4 応急対策用資材及び施設等

品名	所在地	備考
(物資) ビニール袋 空俵 (資機材) 天幕 照明器 ジャッキ 過般発電機	大宮保線技術センター さいたま市錦町13 電話 048(641)0302 管理者 所長	必要により整備する。

※ 降雪時用として、電気融雪器等を配備している。

第2 東日本旅客鉄道(株)高崎支社

1 施設の現況

(1) 路線

路線	延長 (キロメートル)	記 事	
合計	163,095		
高崎線	60,100	複	線
上越新幹線	54,795	複	線
八高線	48,200	単	線

(2) 平面交差 (踏切)

2022.4.1 現在

路線	1種手動	1種自動	3種	4種	計
合計	0	206	0	9	215
高崎線	0	108	0	0	108
八高線	0	98	0	9	107

2 防災体制の強化

(1) 気象状況の観測

気象状況の把握のため、設置している雨量計及び風速計を用い、風雨に対し常時観測を実施する。

雨量計設置箇所	高崎線 北上尾駅、北本駅、吹上駅、籠原駅、本庄駅 八高線 越生駅、小川町駅、折原駅、用土駅、丹荘駅
風速計設置箇所	折原駅～寄居駅間

(2) 河川増水による災害発生のおそれある箇所の把握

降雨等による河川増水による災害の発生に備え、各橋梁に設置している水位計を用い常時観測を実施する。

水位計設置箇所

2022.4.1 現在

番号	線名	駅間	線別	区 域		延長 メートル	予想される災害種別 ()内は橋梁名
				自キロ メートル	至キロ メートル		
1	八高	毛呂越生	単	37,960	38,010	50	河川増水 (毛呂川)
2	〃	越生明覚	〃	39,850	39,920	70	河川増水 (越辺川)
3	〃	明覚小川町	〃	45,017	45,097	80	河川増水 (都幾川)
4	〃	明覚小川町	〃	51,731	51,770	39	河川増水 (槻川)
5	〃	折原寄居	〃	62,663	62,801	138	河川増水 (荒川)
6	〃	松久児玉	〃	74,021	74,209	188	河川増水 (身馴川)
7	〃	丹荘 <small>群馬藤岡</small>	〃	81,415	81,938	523	河川増水 (神流川)
1	高崎	籠原深谷	復	45,400	45,414	14	河川増水 (唐沢川)
2	〃	岡部本庄	〃	52,950	53,475	525	河川増水 (身馴川)

(3) 防災業務実施計画

地震やその他災害の発生時にお客さま及び社員等の地震の安全確保のため、早期情報把握、負傷者の早期救出・救命を図るよう、防災体制の整備、対策本部設置による指揮命令系統の確立などのほか、関係行政機関、関係公共機関及び他会社をはじめとした関係各社との連携を図る目的として、策定した防災業務実施計画に基づき必要な教育、訓練を実施する。

(4) 総合防災訓練

大規模地震や大規模輸送障害の発生を想定し、救助・救命、お客さまの避難誘導、災害復旧等の判断力と技能の養成及び迅速かつ適切な災害復旧活動の遂行を目的とし、総合防災訓練を実施する。

(例)・社員、家族の安否確認訓練

- ・非常参集訓練
- ・情報収集、初動対応訓練
- ・社内機関での災害対策訓練 等

第3 秩父鉄道(株)

1 目的

輸送機関として鉄道の負う使命にかんがみ、沿線全地域にかかる災害の発生を未然に防止し、災害が発生した場合においては、被害の拡大を防ぎ、かつ被害箇所迅速な復旧を図りその機能を維持することに努め、生命及び財産の尊重を第一義とし、本来の使命を達成して、社会の安寧に寄与することを目的とする。

2 施設の現況

線名	区間	延長	主要駅
秩父本線	羽生～三峯口間	71.7km	羽生、行田市、熊谷、寄居、秩父
三ヶ尻線	三ヶ尻駅～武川間	3.7km	三ヶ尻
計		75.4km	

3 過去の主な災害

事故件数	単位	S22年	S40年	S41年	S49年	H10年	H11年	H27年	R1年
橋梁袖石崩壊	m ²	86(9)							
土留壁崩壊	m ²	294(5)			218(8)				
道床流失	m ²	2,317(15)		29(6)					
土砂崩壊	m ³		10(1)	85(19)		38(2)	43(4)	600(2)	
電柱被害	本	480(7)		60					
線路脇陥没	m ³								50(1)

() 内箇所数

4 予想される災害

(1) 気象の災害(予想される気象の災害)

災害種別	災害状況	被害予想箇所又は区間			関係市町村	関係警察署
		駅間	鉄道杆	地番		
1 線路埋没	切取又は半切取部で両側又は片側の地山崩壊し線路を埋没した前例あり	波久礼 ～樋口	熊谷 23.150～ 23.550	大里郡寄居町大字末野字上 寒野地内 秩父郡長瀬町大字矢那瀬字 下波久礼地内	寄居町 長瀬町	寄居 警察 秩父 警察
		波久礼 ～樋口	26.000～ 26.400	秩父郡長瀬町大字矢那瀬八 寺沢地内	〃	秩父 警察
		武州日野～ 白久	54.150～ 54.550	秩父郡荒川村大字日野字馬 立～大字白久字吉本地内	荒川村	〃
2 道床流失	切取にして且つ勾配区間のため大量の野水浸水流下し長区間道床砂利を流失した前例あり	上長瀬 ～親鼻	33.100～ 33.600	秩父郡皆野町大字下田野字 田端地内	皆野町	〃
		〃～〃	33.650～ 33.900	秩父郡皆野町大字親鼻字土 京地内	〃	〃
		和銅黒谷 ～大野原	39.000～ 39.500	秩父市大字大野原字沼地内	秩父市	〃
		浦山口～ 武州中川	49.650～ 50.000	秩父郡荒川村大字上田野飛 沼原～字田之端地内	荒川村	〃
		武州日野～ 白久	52.930～ 53.350	秩父郡荒川村大字日野字森 之上～字皆谷原地内	〃	〃
3 路盤崩壊 又は浸蝕	高築堤のため路盤崩壊し又異状出水により路盤の浸蝕をうけた前例あり。	持田～熊谷	羽生 13.600～ 14.400	熊谷市大字佐谷田地内	熊谷市	熊谷 警察
		御花畑 ～影森	46.750～ 46.850	秩父市大字下影森字田野沢 原地内	秩父市	秩父 警察

(2) 人為災害(予想される人為災害)

災害種別	災害状況	被害予想箇所又は区間			関係市町村	関係警察署
		駅間	鉄道杆	地番		
1 線路支障	併行する国道を走行中の車両が転落し線路支障する前例あり。	寄居 ～波久礼	21.335～ 21.500	大里郡寄居町大字末野字竹 原地内	寄居町	寄居 警察
		波久礼 ～樋口	24.000～ 24.100	秩父郡長瀬町大字矢那瀬字 根岸地内	長瀬町	秩父 警察
		〃～〃	25.800～ 26.670	秩父郡長瀬町大字矢那瀬市 瀬中西～大字下郷字大道下 地内	〃	〃
		樋口停車場 構内	26.900～ 27.370	秩父郡長瀬町大字下郷字大 道下～字番場地内	〃	〃
		皆野～ 和銅黒谷	37.000～ 37.800	秩父郡皆野町大字皆野字中 之芝～秩父市大字黒谷字下 田地内	皆野町 秩父市	〃

5 災害予防計画

(1) 運転事故防止委員会

運転事故防止のため安全統括管理者を委員長とする委員会を設け事故並びに災害防止の基本的な要件となる事項を総合的に企画調整し推進する。

(2) 災害防止

ア 災害を早く察知するため下記の設備を設け観測している。

A 風速計

行田市、武川、荒川橋梁、黒谷

B 地震計

波久礼

イ 気象の災害に対しては、それ等が予想される地域(場所)に対し、下記各種の予防処置を講じ、かつ巡視を頻繁に行い防護工の機能の確認に努める。

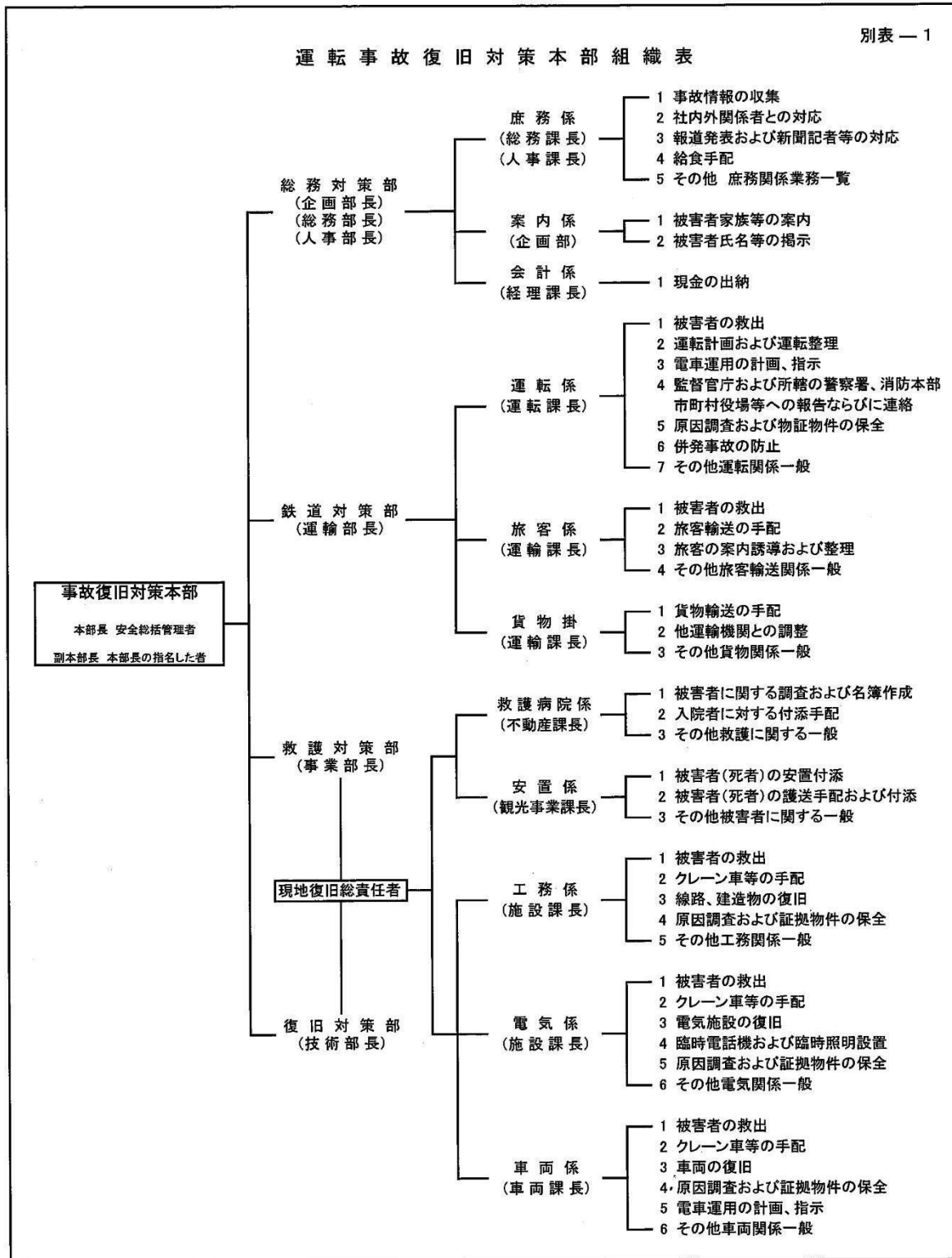
記

A 防護擁壁の修理、増強、新設(対土砂崩壊、落石)

- B 廃水設備の修理、補強、新設
 - C 法面強化
 - D 路盤防護
 - E 側溝改良
 - F 融雪カンテラの整備、設置
- ウ 人為災害は殆どの場合突発的に起こり、その予防は困難であるが、下記対策をとって、極力これが軽減をはかる。
- A 交通安全関係各機関と、相互に緊密な連絡を保ち、単独又は共同して事故防止行事を計画実行し、かつ又普及広報して、交通安全意識の高揚をはかる。
 - B 踏切保安設備の設置
 - C 踏切道の廃止、統合、交通規制
 - D 踏切道の構造改良
 - E 道路縁ガードレールの設置
 - F 橋桁の桁下高の標示並びに橋桁防護工の設置

6 災害応急対策計画

(1) 災害対策本部の組織及び事務分掌



(2) 災害拡大防止

ア 気象の災害が発生するおそれある時は、その規模により鉄道自体にて第1～3種警備を発令し、要注意箇所に対し固定監視し又は特別巡視を行い、安全運転を確保し、かつまた災害を早期に発見し継発事故を防ぎ、災害の拡大を防止する。

イ 人為災害の拡大を防止するには、直後の処置が最も肝要であり、このため平素交通安全関係各機関と連絡をとり、一般市民及び道路運送業者に、交通安全思想を普及し、特に下記を期待する。

記

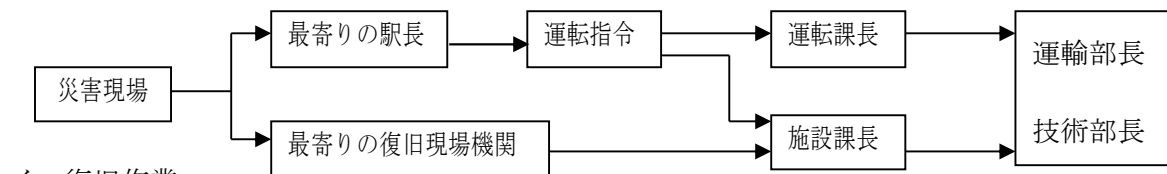
A 道路運送車両は必ず法規で定める防護器具を携帯し、事故の発生した場合、遅滞なく防護処置を講ずること。

B 事故発生場所附近住民又は一般通行者の、鉄道当局に対する速報等の適切な協力

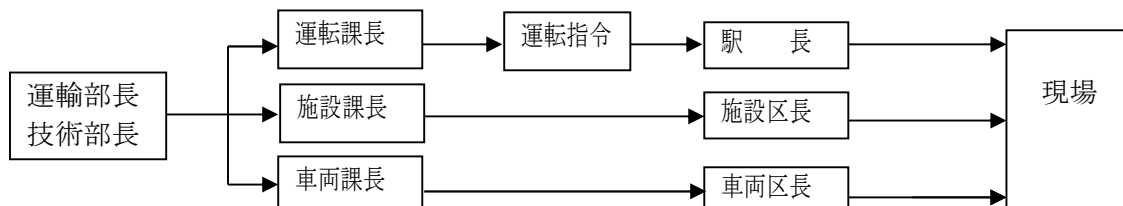
(3) 災害復旧

一度災害が発生した場合は、鉄道は自力にてすみやかにこれを復旧し、列車を運転して輸送再開に努める。又災害が各所にわたり、かつ、その規模の大きい場合は、災害対策本部を設置し、自力復旧に邁進するが、要すれば関係防災機関に連絡して、その協力を要請する。

ア 災害時通報系統



イ 復旧作業



B 復旧作業の責任者及び担当

区分	責任者	担当
保線関係 電気関係	施設区長	秩父本線、三ヶ尻全線
車両関係	車両区長	電車機関車、貨車全車両

C 災害復旧現場機関並びに要員

所在地	保線関係	電気関係	車両関係	記事
熊谷			熊谷分遣所 (1)	左表の外、下記要員あり、状況により応援出動する。 I 工場員 広瀬川原 (22)
石原	施設班 (3)	施設班 (4)		
広瀬川原			車両区 (6) 電気車検車班 (8)	
武川			武川分遣所 (1)	
寄居	施設区 (3) 施設班 (3)	施設区 (3) 施設班 (4)		
秩父	施設班 (3)	施設班 (4)		
三峰口			三峰口分遣所 (1)	
熊谷貨物ターミナル三ヶ尻			三ヶ尻分遣所 (3)	
計	12	15	20	

第4 東武鉄道(株)

1 事故防止対策

- (1) 平素から線路の巡回を実施して危険箇所の発見につとめ、輸送の安全を確保するとともに、従業員に対しては、機会あるごとに、指導教育訓練を実施し、災害時における応急対策要領の徹底を図るものとする。

特に要注意か所については、嚴重に監視するとともに、その改修につとめるものとする。

- (2) 降雪時における運行対策として、駅及び車両基地に融雪器を設置し、凍結防止を図るとともに、状況に応じて排雪列車の運転を行う。
- (3) 気象観測機器設置場所

ア 風速計設置場所

草加	伊勢崎線北千住起点 10 km 400m	草加駅構内高架橋上
越谷	伊勢崎線北千住起点 15 km 850m	新越谷駅構内高架橋上
春日部	野田線大宮起点 16 km 368m	本線横断高架橋上
	伊勢崎線北千住起点 27 km 350m	野田線高架橋下
久喜	伊勢崎線北千住起点 42 km 199m	東北線横断高架橋上
川俣	伊勢崎線北千住起点 61 km 507m	利根川橋梁上
川間	野田線大宮起点 22 km 228m	江戸川橋梁上
栗橋	日光線東武動物公園起点 16 km 708m	利根川橋梁上
志木	東上線下板橋起点 13 km 935m	黒目川橋梁上
	東上線下板橋起点 17 km 435m	柳瀬川橋梁
川越市	東上線下板橋起点 31 km 873m	入間川橋梁上
	東上線下板橋起点 42 km 236m	越辺川橋梁
高坂	東上線下板橋起点 45 km 238m	都幾川橋梁上
男衾	東上線下板橋起点 71 km 798m	荒川橋梁上
川角	越生線坂戸起点 5 km 200m	高麗川橋梁上

イ 雨量計設置場所

大袋、北春日部、久喜、加須、南栗橋、岩槻、朝霞、みずほ台、新河岸、鶴ヶ島、高坂、武蔵嵐山、男衾、東毛呂

ウ 地震計設置場所

獨協大学前	規制範囲 (竹ノ塚～北越谷間)
一ノ割	規制範囲 (北越谷～東武動物公園間、岩槻～七光台間)
羽生	規制範囲 (加須～館林間)
南栗橋	規制範囲 (東武動物公園～加須、新古河間)
七里	規制範囲 (大宮～豊春間)
志木	規制範囲 (成増～川越市間)
坂戸	規制範囲 (川越市～森林公園、越生線)
小川町	規制範囲 (森林公園～寄居間)

2 事故発生時における応急対策

- (1) 事故が発生した場合は、「鉄道事業本部 事故・災害等対策規程」に基づき、鉄道事業本部長を対策本部長とした、災害対策本部を設置し、必要により現地に現地対策本部を設置する。
- (2) また事故発生による復旧活動は、社内的に定められた非常召集計画によって、従業員の非常召集を行い復旧作業に従事する。
- (3) 更に社会的には、沿線の各消防署、警察署、住民に対し、救援を求めるとともに、当社出入の請負者に復旧作業応援を要請するものとする。

第5 西武鉄道(株)

1 予想される災害

種 別	予想される場所
異常出水による道床流出	西武秩父線 芦ヶ久保～横瀬 13k000m付近

2 予防対策

- (1) 災害の予想される箇所は毎年定期的に検査を実施し、次のような処置をする。
- ア 土砂崩壊についてはそのおそれがあるときは予想される土砂を削り取りさらに必要に応じてモルタル吹き付け等を実施し崩壊を防止する。
 - イ 出水については配水設備を検討して必要があるときはこれを拡充する。ただし市町村に係がある箇所についてはその市町村に解決方を交渉して実施する。
 - ウ 倒木については、そのおそれのあるものの伐採につとめる。
 - エ 橋梁については補修を必要とするときは施工する。
 - オ なだれについては必要箇所に防止柵を設置する。

(2) 気象観測機器設置場所

ア 風速計 設置場所

所 沢	所沢駅構内の中央司令所の屋上
所 沢～西所沢	池袋線池袋起点 25k487m新宿線跨線橋上
仏 子～元加治	池袋線池袋起点 40k883m入間川橋梁上
東吾野～吾 野	池袋線池袋起点 57k563m第 10 高麗川橋梁上
西吾野～正 丸	西武秩父線吾野起点 5 k755m第 15 高麗川橋梁上
芦ヶ久保～横 瀬	西武秩父線吾野起点 15k017m生川橋梁上
狭山市～新狭山	新宿線本川越起点 8k660m入間川第 2 架道橋上

イ 雨量計設置場所

小手指 飯 能	高 麗	東吾野	吾 野	西吾野	正 丸
芦ヶ久保 横 瀬	本川越				

ウ 地震計設置場所

所沢地区(南入曽)	秩父地区(横瀬)
-----------	----------

エ 土砂崩壊検知装置設置場所

東吾野～吾野	池袋起点	54k445m～54k509m
〃	〃	55k160m～55k289m
〃	〃	55k480m～55k516m
〃	〃	55k720m～55k745m
〃	〃	56k620m付近
〃	〃	57k950m～58k040m
吾 野～西吾野	吾野起点	0 k315m～0 k325m
〃	〃	0 k330m～0 k340m
〃	〃	0 k595m～0 k659m
〃	〃	1 k600m～1 k694m
〃	〃	1 k890m付近
〃	〃	2 k080m付近
〃	〃	2 k990m～3 k020m
西吾野～正丸	〃	3 k803m～3 k848m
〃	〃	4 k807m付近
〃	〃	4 k863m付近
〃	〃	5 k168m付近
〃	〃	5 k693m付近
正丸～芦ヶ久保	〃	11k700m付近
〃	〃	11k700m～11k745m
芦ヶ久保～横瀬	〃	12k638m付近
〃	〃	12k892m～13k061m
〃	〃	13k085m付近
〃	〃	13k510m付近
〃	〃	13k600m～13k644m
〃	〃	13k750m～13k860m
〃	〃	13k990m～14k060m
〃	〃	14k283m付近
横瀬～西武秩父	〃	17k038m～17k108m

- (3) 気象通報等により災害が予想されるときは、各部長は予め定めた方法に基き指令して警戒さ

せる。

3 災害対策計画

災害（事故を含む）が発生した場合の復旧対策は次による。

(1) 方針 速やかに輸送を再開することを第1とし、人的物的の総力をあげて復旧につとめる。

(2) 復旧のための組織

ア 災害対策本部の設置

原則として本社内に設置する。ただし、本社に設置できないときは、運転司令もしくは災害対策本部長の指示した場所に設置する。

イ 復旧作業班の編成は次のとおりとする。

(復旧作業班の編成)

種 別	担当区域	担当所長
車両関係	池袋～入間市（構内を含む） 豊島線、狭山線、山口線 西武有楽町線	池袋線車両所長
	入間市（構内を除く）～西武秩父	池袋線車両所長
	小平（構内を除く）～本川越 西武園線（東村や構内を含む）	新宿線車両所長
	西武新宿～小平（構内を除く） 拝島線、多摩湖線、多摩川線 国分寺線（東村山構内を除く）	新宿線車両所長
	その他	このほか車両部長の要請により武蔵丘検修場から必要人員を出動させる。
保線関係	池袋線・秋津～所沢 新宿線・所沢～本川越	工務部 保谷保線所長
	池袋線・所沢（構内を除く）～吾野 西武秩父線、狭山線、山口線	工務部 飯能保線所長
電気関係	池袋線・秋津～所沢 新宿線・所沢～本川越	電気部 保谷電気所長
	池袋線・所沢（構内を除く）～吾野 西武秩父線、狭山線、山口線	電気部 飯能電気所長

(3) 復旧用資材の配備

ア 応急復旧に要する最低限の資材は災害を予想される個所附近に予め配置し、現場に配置できないものは最寄りの駅構内等に置く。

イ 復旧に要する器具及び応急資材のほかの資材は、次の個所に整備しておく。

車両関係 車両所及び車両検修場

保線関係 保線所（保線区）及び軌道事務所

電気関係 電気所（電気支所）及び電気資材管理区

ウ 復旧用資材及び器具の輸送のため各所に配置の救援車及び自動車以外の自動車を必要とすることを予想し、各所長は予め計画しておく。

第6 埼玉新都市交通(株)

1 災害予防計画

(1) 鉄道施設

ア 施設の現況

駅、基地施設をのぞき、全線東北・上越新幹線高架張出し部の両側又は片側に架設されている。

線路 複線区間 大宮～丸山間 (8.2 km)

単線区間 丸山～内宿間 (4.5 km)

イ 防災施設等

(ア) 丸山基地内に地震計及び風速計が設置され、指令室に震度(4、5)及び風速(20、25 m/秒)が表示される。

(イ) 列車無線、IP無線及び保守無線

(ロ) 保守用車(走行路用)

(エ) 作業用自動車

(オ) 走行路について

走行路の橋脚、橋台の沈下については、新幹線と同等の配慮が行なわれ、かつ、落橋防止については、けた座の縁端が耐震型となっているほか、けたストッパー、けたの連結が施されている。

(2) 事前措置

必要に応じて次の事前措置を実施する。

ア 応急材料、予備品の確認

イ 社内外との情報連絡の強化

ウ 施設別に重点的な巡視・点検を実施

2 応急復旧対策計画

(1) 災害応急措置

ア 活動体制

旅客輸送に影響を及ぼす被害が発生又は発生する恐れのあるときは、災害対策本部を設置し旅客の安全及び輸送の確保に努める。

イ 情報連絡体制

災害時の情報連絡の円滑を図るため、社内電話、鉄道電話、列車無線、IP無線及び保守無線等の通信設備を活用して情報の収集伝達に努める。

ウ 災害応急措置

(ア) 運転事故等復旧対策要綱及び災害対策要綱に基づき復旧活動を行う。

(イ) 被害状況及び措置について関係機関及び乗客に対して広報に努める。

第7 埼玉高速鉄道株

防災業務計画及び事故・災害等対策規程に基づき、以下のとおり実施する。

1 災害予防計画

(1) 鉄道施設

ア 施設の現況

駅、車両基地施設を除き、線路の地下及び地上部分については、次のとおりである。

地下部分 北区赤羽一丁目から浦和大門（坑口）まで (14.2km)

地上部分 浦和大門（坑口）から浦和美園まで (0.4km)

イ 防災設備等

(ア) 車両基地内に地震計、浦和美園駅構内に風速計、雨量計及び積雪計を設置し、指令所内の地震・気象情報監視システムに震度及び風速等が表示される。

(イ) 早期地震警報装置

(ロ) 列車無線及び保守無線

(ハ) 大型保守用機械（線路用）

(ニ) 緊急自動車等

(2) 事前措置

必要に応じて次の事前措置を実施する。

ア 構造物、施設別に定期検査を実施

イ 社内外との情報連絡の強化

ウ 応急材料、予備品の確認

エ 旅客に対する広報

オ 社員の教育・訓練の実施

2 応急復旧対策計画

(1) 災害応急措置

ア 活動体制

事故・災害等が発生した場合は、事故・災害等対策規程に基づき事故・災害等対策本部を設置し、社員を非常招集して応急復旧活動を行う。

イ 情報連絡体制

指令電話、鉄道電話、沿線電話、列車無線、保守無線、携帯電話、加入電話、停電対応電話、衛星携帯電話、防災行政無線（地上系・衛星系）等を使用する。

ウ 広報

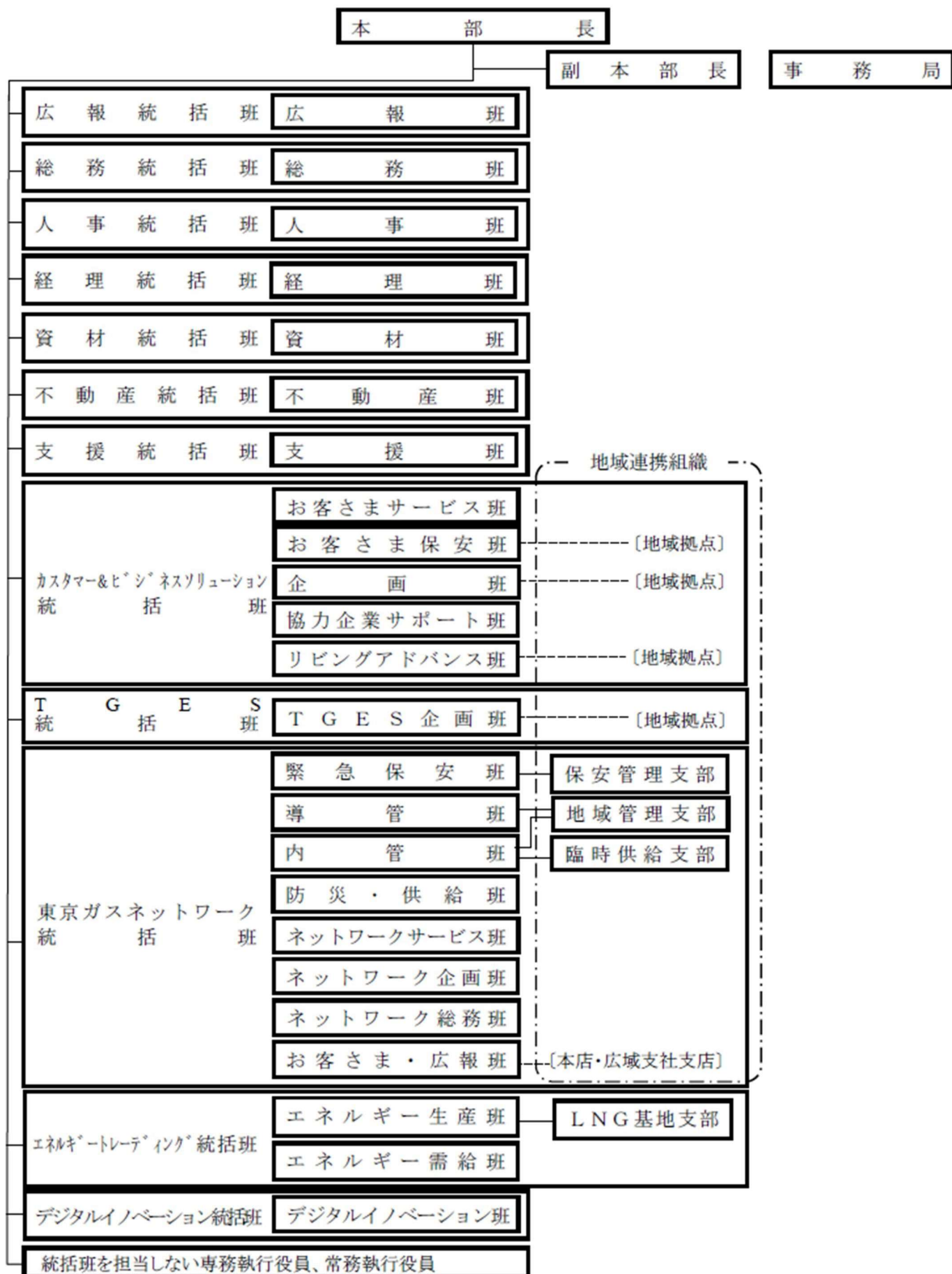
列車運行の状況、事故・災害等に関する情報を旅客及び報道機関に適宜発表するなど、広報を行う。

(2) 災害復旧

復旧工事にあたり、被害状況、工事の難易度及び運転開始による効果の大きさ等を勘案し、応急復旧工事の計画を策定する。

本復旧工事を実施する場合は、再び被害を受けることのないよう防災対策の強化を図る。

非常事態対策本部の組織



非常体制時の本部および支部分担業務（標準）

[本部]

班名		主な業務
広報統括班	広報班	広報資料の作成・周知、外部広報対応、プレス発表場所の設営・運営、支社支店との連携によるマスコミ支局への広報対応、社内の対応記録
総務統括班	総務班	本社建物・設備の維持管理、経済産業省・局の対応窓口、日本ガス協会との連携、環境（ごみ）管理、経営幹部の本社到着迄の移動
人事統括班	人事班	動員状況の確認、社員勤務状況の管理、全社の安否確認の集計確認依頼、食料・宿泊施設の確保状況確認、移手段（バス）の確保と緊急通行標証の取得、福利厚生施設の管理・運用、健康管理の実施、疫病対策管理（衛生担当者の取り纏め）、作業服・ヘルメット等の調達・配布支援
経理統括班	経理班	会計処理の対応、金融機関等との連携、必要な現金調達
資材統括班	資材班	復旧用資機材の調達計画、備蓄倉庫内の資機材の在庫管理及びローテーションの実施、移手段（レンタカー）の確保、取引企業との連絡窓口
不動産統括班	不動産班	建物等施設・設備の被害状況確認・緊急時対応・維持管理（東京ガス不動産管理建物のみ）、代替拠点の検討支援、前進基地確保のための折衝及び手続き支援
支援統括班	支援班	他班のサポート、応援
カスタマー&ビジネスソリューション統括班	企画班	カスタマー&ビジネスソリューション統括班の防災事務局、労務管理・総務、動員・安否状況の把握、応援要員の調整、お客さまCへ出動する要員の移動計画作成・取纏め、機器修理対応支援（機器部品の物流確保含む） LNGローリー輸送の状況確認、NGVスタンドの被災状況確認、東京ガスネットワーク統括班と連携した需要家支援（臨時供給・復旧支援）に必要な要員調整（TGES企画班）、法人営業本部が担当する需要家の被災・供給状況の把握
	お客さまサービス班	電力小売・他ガス事業者供給区域ガス小売の入電対応、電話対応要員の受け入れ対応、送配電事業等の対応、通電手続業務、ガス漏れ・マイコン入電対応支援※ ¹
	お客さま保安班	マイコン対応・保安開閉栓対応支援及びそれに関わるライフバル・エネスタの労務管理・費用清算
	協力企業サポート班	ライフバル・エネスタ・エネフィットへの協力要請、従業員の安否状況および建屋の被害状況の確認
	リビングアドバンス班	HEATS・地点熱等修繕対応準備
TGES統括班	TGES企画班	TGES地冷物件の被災・供給状況の把握、ES監視の強化
東京ガスネットワーク統括班	緊急保安班	ガス漏洩対応、第0次体制時のマイコン対応
	導管班	被害情報の調査・収集、地域管理支部導管隊の対応支援・応援計画作成（首都中枢エリア対応を含む）、復旧計画作成、緊急保安班と連携した現地復旧本部への人員拠出調整、特殊工法準備、JGA応援隊への教育準備
	内管班	被害情報の調査・収集、地域管理支部設備保安隊の対応支援・応援計画作成（首都中枢エリア対応を含む）、ガス漏洩対応の支援、内管修繕計画の作成・実施、臨時供給対応要員の移動計画取纏め（東京ガスグループ以外の小売事業者の移動計画作成含む）、優先支援需要家対応（臨時供給対応班：都県対応窓口含む）、マイコンメーター復旧及び支援、復旧開閉栓の作業統括、業務体制・組織整備、（導管班と連携した）復旧開閉栓計画の作成、応援体制の検討・指示、地震後のガス機器安全確認周知の施策推進、ライフバルの労務管理、マイコン・保安開閉栓要員の移動計画作成・取纏め（JGA開閉栓隊の移動計画作成含む）、JGA応援隊への教育準備
	防災・供給班	地震災害時等のK・Lブロック供給停止対応、製造供給計画の見直し・指示、供給操作設備・保安用通信設備の点検・維持管理、国・自治体（内閣府・都）の対策本部対応、連結先のガス導管事業者との連絡・対応窓口
	NWサービス班	ガス漏れ・マイコン入電対応、電話対応要員の受け入れ対応、託送料金対応、託送供給依頼者・連結先事業者からの問い合わせ対応
	NW総務班	東京ガスネットワーク統括班の労務管理・総務及び動員・安否状況の把握、JGA応援隊の移動計画取纏め（修繕隊の移動計画作成含む）、人事班と連携した食料・宿泊施設の確保支援、前進基地及び資機材ヤードの整備・確保（IT含む）、デジタルイノベーション班と連携したOA機器等の手配・設営支援
	NW企画班	東京ガスグループ以外の小売事業者との連携、関係都市ガス子会社窓口、ガス安全室窓口、日本ガス協会等との連携
	広報・お客さま班	広報班と連携した支社支店の地域行政対応・広報対応・マスコミ支局対応支援
エネルギートレーディング統括班	エネルギー生産班	製造設備に関わる被害情報収集・対応支援、各LNG基地の製造計画見直し、関係事業者との連絡窓口
	エネルギー需給班	原料調達計画の調整・実施、電力広域的運営推進機関等の外部機関対応、関係事業者との連絡窓口
デジタルイノベーション統括班	デジタルイノベーション班	通信設備・システムの稼働確保

〔 支部 〕

支 部	主な業務
保安管理支部 ^{※2} ※2保安管理支部広域管理隊は、地域管理支部の業務も実施する	ガス漏洩対応、ガバナ閉巡回(供給停止対応)、必要最低限のガバナ開巡回(供給支障回避)、供給継続Lブロック内における独立したネットワークの現地D復旧、マイコンメーター復旧及び支援、被害情報の調査・収集・対応、地震災害時等のLブロック供給停止判断支援、ESV対応(優先支援需要家に限る)、支部間の要員調整、他支部との地域連携、支社支店と連携した地域行政対応
地域管理支部	施設点検(緊急・計画点検)、工事現場の点検(覆工・露出自社工事現場、大規模多工事現場)、工事の一時中止連絡、供給停止Lブロック内の現地D復旧、供給停止C復旧ブロックの保圧、ESV 対応、供給継続地区の本支管・内管本修理、復旧計画作成、首都中枢エリアの復旧(南部・中央地区)、東京ガスグループ以外の小売事業者と連携・協力したマイコンメーター対応、開閉栓対応、需要家遮断バルブ対応、他支部との連携、ライフバル等との連携
臨時供給支部	東京ガスグループ以外の小売事業者と連携・協力した臨時供給対応
LNG基地支部	LNG基地設備の点検・維持管理、被害情報の収集・対応、ガスの製造調整等